

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年6月30日
【事業年度】	自 2019年1月1日 至 2019年12月31日
【会社名】	ビー・エヌ・ピー・パリバ (BNP PARIBAS)
【代表者の役職氏名】	最高財務責任者 ラルス・マシュニル (Lars Machenil, Chief Financial Officer)
【本店の所在の場所】	フランス国パリ市9区イタリア通り16番地 (16, boulevard des Italiens, 75009 Paris, France)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 柴 田 弘 典
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】	03-6775-1039
【事務連絡者氏名】	弁護士 船 越 輝 同 辻 勝 吾 同 室 谷 裕 樹 同 橋 本 裕 里
【連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】	03-6775-1116 03-6775-1434 03-6775-1531 03-6775-1624
【縦覧に供する場所】	ビー・エヌ・ピー・パリバ銀行東京支店 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 グラントウキョウ ノースタワー

第一部 【企業情報】

- (注) 1 本書において、別段の記載がある場合を除き、下記の用語は下記の意味を有するものとする。
- | | |
|-----------------------------|-------------------------------|
| 「当社」、「当行」、「提出会社」または「BNPパリバ」 | ビー・エヌ・ピー・パリバ |
| 「BNP」 | (パリバと合併以前の) バンク・ナショナル・ド・パリ |
| 「当社グループ」または「BNPパリバ・グループ」 | BNPパリバ（または場合によりBNP）およびその連結子会社 |
| 「当社株式」 | BNPパリバの1株の額面金額2ユーロの普通株式 |
| 「フランス」 | フランス共和国 |
- 2 別段の記載がある場合を除き、「ユーロ」はユーロ圏の法定通貨を指すものとする。本書において便宜上記載されている日本円への換算は、1ユーロ＝115.68円（2020年5月14日現在の東京外国為替市場の対顧客電信直物売買相場の仲値）により計算されている。
- 3 本書の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。

第1 【本国における法制等の概要】

1 【会社制度等の概要】

(1) 【提出会社の属する国・州等における会社制度】

当社は株式会社（*Société Anonyme*）の形態をとる法人である。当社に適用がある主要な法的枠組は、フランス商事会社法（*Code de Commerce*）（以下「商法」という。）である。

以下は、当社を含む株式会社に適用される商法の主要規定の概略である。

定款（*Articles of association*）は株式会社の準拠する根本規則を定めた文書である。定款には特に株式会社の商号、存続期間、登録事務所の所在地、目的および株式資本の額を定めることを要する。

株式資本

株式会社の最低株式資本は37,000ユーロで、1株当たりの額面金額について法律上の制約はない。株式には、普通株式と優先株式のような異なる種類を設けることができる。優先株式とは、議決権の有無にかかわらず、優先的配当または清算に関する権利等、普通株式に対する優先的な権利を持つすべての株式をいう。

従来の意味における無記名式株式の制度、すなわち会社がその無記名式株式の株券を発行し、かかる株券の所有者は株券を引渡すことにより第三者に当該株式を譲渡することができ、またかかる株券を発行会社に呈示することにより株券に表章された権利を会社に対して行使することができるという制度は、フランスではもはや存在しない。記名式であれ無記名式であれ株式の所有は、もはや株券によってではなく、会社の株主名簿への登録（記名式株式（*titres en nominatif pur*）の場合）によってまたは承認仲介機関の実質株主の個々の口座への記帳（無記名式株式（*titres au porteur*）もしくは管理登録株式（*titres en nominatif administré*）の場合）によって表章される。所有権またはその譲渡は、会社（記名式株式の場合）または承認仲介機関（管理登録株式および無記名式株式の場合）が発行する証明書により証明される。もっとも、もっぱらフランス国外で流通することが予定されている株式は、一定の場合には、ユーロクリア・フランスが発行する株券により表章される。

株式を譲渡するためには、株主は場合に応じて会社または承認仲介機関に譲渡指図（*ordre de mouvement*）を出せばよく、株式譲渡証書を作成する必要はない。

上場会社は、株主による事前の授権を条件として、あらゆる手段でかつあらゆる目的のために、自己株式を取得することができる。フランス商法は次のような株式の会社間の相互保有を禁止している。すなわち、もしある会社が他の会社を10パーセント以上直接所有している場合、当該他の会社は前者の会社の株式を所有することができない。さらに、会社が直接的にもしくはその子会社またはその支配する会社を通じて間接的に自己株式を支配している場合、それらの株式については当該会社の株主総会において議決権行使は認められない。

株主の責任は所有株式の額面金額を限度とする。

資本出資形態

株式は金銭または現物出資により発行される。株式会社の当初資本のため発行される株式が金銭により払込まれる場合、最低払込額は発行株式の額面金額の50パーセントで、残りの50パーセントは取締役会の払込要求により最長5年以内に払込まなければならない。株式が額面金額を超えた価格で発行されるときは、かかるプレミアムは発行時に全額払込まれることを要する。

通常、株式が現物出資（有形または無形資産）を対価として発行される場合は、全出資者もしくは全株主が全員一致で選任するか、またはこれができない場合には商事裁判所が選任する独立鑑定人（*commissaire aux apports*）が、現物出資の額について意見を出さねばならない。当該現物出資により発行された株式は、発行時に全額払込まれることを要する。しかし、（i）株式資本またはマネー・マーケット・ファンドの形で入手可能な有価証券および（ii）既に額が決定されたその他の資産に関しては、これらの出資がいずれの場合も関連要件をすべて満たしている場合、独立鑑定人の選任を回避することができる。かかる場合、株主は次の定時株主総会において、出資の概要および額に関する書類について報告を受けることとなる。

社債の発行は、資本金が全額払込まれ、かつ株主により最低2事業年度についての会社の会計が承認されるまでは特定の手続に従わなければ許されない。

増資および減資

会社の資本金は、金銭もしくは現物出資により、または留保利益の資本組入れにより、特別株主総会の決議をもって増加することができる。特別株主総会はまた、一定の期間と金額の範囲内で取締役会に対し資本金を増加することを授權できる。増資は新株式の発行または発行済株式の額面金額の引上げにより行われる。株主はその資本出資を増加させる義務を負うものではない。発行株式の額面金額の当初25パーセントの払込およびその後の残額75パーセントの払込を増資に適用することができる。株式が額面金額を超えた価格で発行されるときは、かかるプレミアムは発行時に全額払込まれることを要する。

減資のためには、株式を消却するかまたは額面金額を引下げること決議する特別株主総会を開催することを要する。

増資または減資はフランス商事裁判所書記官に届出を要し、またフランス法定公報で公告しなければならない。

経営

会社法は会社の株主に2種類の経営制度について選択権を認めている。すなわち、取締役会と最高経営責任者の制度、または業務執行体と監事会の制度である。

(a) 取締役会および最高経営責任者

取締役会 (*conseil d'administration*) は3名以上18名以内の取締役からなる。また吸収または新設合併の場合、取締役の数を暫定的に最高24名まで増加することができる。取締役はフランス人もしくは外国人または法人でもよいが、法人の場合はその常任代表者として自然人を指定しなければならない。

従業員を代表する取締役および従業員株主を代表する取締役を除き、各取締役は定款に定めがある場合、当社の株式を一定数保有しなければならない。

取締役は最長任期6年で株主総会において選任されるが、(定款または適用ある法律に定められた年齢制限の範囲内で) 何度でも再任されることができる。取締役は株主により事前の通知、理由または補償なしに解任され得る。

取締役会は当社の活動の方向性を決定し、それが実行されることを確認する。取締役会は、株主総会に明示的に与えられた権限に従い、また会社の目的の範囲内で当社の適切な運営に関する一切の問題を取り扱い、当社に関する事項を協議によって決定する。取締役会はその任務の遂行に必要なすべての文書および情報を与えられる。

取締役会の決議は出席取締役または委任状により代理された取締役の多数決により決せられる。可否同数の場合は定款に別段の定めがない限り会議の議長 (*Président de séance*) が決定権を有する。

取締役会会長は取締役会の構成員から同構成員によって選任される。取締役会会長は取締役会の業務を整理および監督し、株主総会にこれを報告する。取締役会会長は当社の企業組織が正常に機能していることを確認し、特に取締役がそれぞれの任務を遂行できることを確認する。

取締役会は、当社の経営管理を組織化する方法を決定する。当社の経営管理は、取締役会会長が、または取締役会に選任された最高経営責任者の肩書を有する者のいずれかが、自らの責任で担当するものとする。

最高経営責任者は、すべての状況において会社を代表して行為する幅広い権限を与えられる。最高経営責任者は、会社の目的の範囲内で、また法が明示的に株主総会または取締役会に与えた権限に従ってその権限を行使する。

最高経営責任者は、第三者との関係で会社を代表する。当社は、第三者が当該行為が会社の目的の範囲外であることを知っていたこと、または定款の公表だけではかかる証明をするのに十分でないと思われる場合は知っていたはずであることを証明できないかぎり、会社の目的の範囲外の最高経営責任者の行為によっても拘束される。

取締役会は最高経営責任者の権限を制限することができるが、この制限は第三者に対しては効力をもたない。

取締役会は、最高経営責任者の提案により、最高業務責任者の肩書で最高経営責任者を補佐する責任を負う者を5名まで選任することができる。

取締役会は、最高経営責任者の同意を得て、最高業務責任者に与えられる権限の範囲および期間を決定する。ただし、第三者との関係においては、権限の期間は最高経営責任者と同一である。

(b) 業務執行体および監事会

本制度の下で会社は監事会 (*conseil de surveillance*) の監督下にある業務執行体 (*directoire*) により経営される。

監事会は3名以上18名以内の監事から構成され、監事にはフランス人もしくは外国人または法人がなることができ、最長任期6年で株主により選任されるが、何度でも再任されることができる（ただし、定款またはその他の適用される法律に定められる年齢制限に従うものとする。）。監事は通常株主総会で理由を示されることなく解任され得る。法人が監事になっている場合は、その法人は自然人をその常任代表者として定めなければならない。各監事は定款に定めがある場合に限り、当社の株式を一定数保有しなければならない。監事会に関係する規定の大部分は、取締役会に適用されるものと同様であるが、監事会は業務執行体を単に監督するのに対して取締役会は経営機能を有する点が異なる。

業務執行体は5名以内（上場会社の場合は7名以内）の構成員からなり、その構成員は自然人であることを要し、監事会により選任されるが、株主以外の者から選任することができる。資本金が150,000ユーロ未満の会社の業務執行体は1名の構成員を有するだけでよい。この場合当該構成員は単独最高経営責任者 (*directeur général unique*) と呼ばれる。業務執行体の構成員の任期は定款に定めがなければ4年で、定めがあるときは最低2年かつ最長6年である。業務執行体の権限は広汎で、会社の目的ならびに監事会および株主総会に法律上留保された決定による制約を受けるのみである。業務執行体の権限に加えられた制限は会社内部では拘束力を有するが、第三者に対してその制限をもって対抗することはできない。業務執行体によりなされる経営上の決定に関する規則は定款に定められる。業務執行体は合議制の経営機関である。業務執行体の構成員1名は監事会により会社を代表すべきことを定められる。このように選定された者は業務執行体会長の肩書を有する。

業務執行体は、少なくとも四半期毎に営業報告書を監事会に提出する。業務執行体の構成員は監事を兼ねることができない。業務執行体の構成員は、通常株主総会および定款で定められている場合において監事会により解任される。業務執行体の構成員が正当な理由なく解任された場合には、損害賠償の請求を行う権利が認められている。

株式に付与された権利

(a) 株主総会

株主は株主総会を通じて会社に対する支配権を行使する。上場企業の株主は、他の株主またはその配偶者もしくは連帯市民協約 (*Pacte Civil de Solidarité—PACS*) を締結したそのパートナー、またはその他の個人もしくは法人に対して委任状を与えることができる。総会には通常および特別の2種類がある。

少なくとも毎年1回通常株主総会が財務書類を承認するために事業年度末から6ヶ月以内（銀行については5ヶ月以内）に開かれなければならない。そのほか定款変更を除き、必要とされる場合は、通常株主総会を開くことができる。通常株主総会の第1回招集の場合の定足数は資本金の5分の1を有する株主が出席または代理出席することにより満たされる。第2回招集については定足数の要件はない。承認のためには過半数の賛成投票を要する。

特別株主総会のみが定款を変更する権限を有する。留保利益、準備金または株式発行プレミアムの資本組入れは、通常株主総会に適用される定足数および多数決要件に従い特別株主総会で承認され得る。特別株主総会の他の決議については、定足数は第1回招集で資本金の4分の1または第2回招集で5分の1を有する株主が出席または代理出席することにより満たされる。承認のためには3分の2の多数の賛成投票を要する。定款により数種の株式が定められている場合は、全株主に適法に通知された特別株主総会の承認がなければ数種の株式の権利内容に変更を加えることができない。さらに関係する種類の株式の株主の特別総会により当該決議が承認されなければならない。

(b) 議決権

一般に株式の議決権の数は、保有する株式資本の割合に比例するが、これは定款の特定の規定により変更することができる。1株は少なくとも1個の議決権を有する。株主1名当たりの議決権の数を制限することは可能であるが、かかる制限は同一の種類の新株式に適用されなければならない。さらに2014年3月29日付法令2014-384により、当該法令の施行日から上場会社の記名式株式で、同一の株主が2年を超えて保有する株式に対して二重議決権を自動的に付与する制度が、特段非適用としない限り導入可能となった。かかる二重議決権の採用を回避するため、定款により、かかる株式に対する二重議決権の自動的付与の導入を非適用とすることができる。

株主または協調行動をとる株主の集団が株式保有について、規制市場におけるすべての上場会社の株式資本または議決権（議決権の数が株式の数と異なる場合）の1/20（5パーセント）、1/10（10パーセント）、3/20（15パーセント）、1/5（20パーセント）、1/4（25パーセント）、3/10（30パーセント）、1/3（33.33パーセント）、1/2（50パーセント）、2/3（66.66パーセント）、18/20（90パーセント）または19/20（95パーセント）の水準を上回りまたは下回る変更を行う場合には、会社および金融市場機関にその旨を通知しなければならない。かかる通知を怠った場合、当該水準を超える株式については議決権を規制を受けた日から2年間行使することができない。定款の規定により、0.5パーセントから5パーセントの間の株式保有についても通知義務を課すことができる。

(c) 配当および準備金

配当および利益処分は株主により承認されなければならない。定款に記載がなければ配当金の支払について制限はないことになるが、配当は利益を上回ることとはできない。さらに、各年、純利益の最低5パーセントは法定準備金が発行済株式資本の10パーセントに達するまで同準備金に組入れることを要する。定款により第1順位配当を設けることができる。法定監査人が意見を述べた最終または中間貸借対照表により減価償却、準備金および必要な場合は繰越損失による調整後の利益が中間配当の額以上であることが示される場合には、会社は中間配当を支払うこともできる。取締役会（または業務執行体）が、中間配当の支払、その金額および支払日について決定する。

(d) 法定監査人

会社の財務書類は、非常に広い調査権限を有する1名または複数名の法定監査人により監査される。かかる法定監査人は通常株主総会において株主より選任され、任期は6年とする。同一の監査人を再任することに関して制限のある上場会社を除き、法定監査人は何度でも再任されることができる。法定監査人は当該会社と共通の利益を有してはならない。

(e) 清算

会社の清算の場合は、全負債および清算費用支払後の残余金は株主の間でそれぞれの持分に応じて分配される。

(2) 【提出会社の定款等に規定する制度】

以下の記載は、当社の定款および適用あるフランス法の一定の条項に関する要約された情報である。かかる当社の要約された情報に関する記載は完全なものでなく、そのすべてにつき2020年5月19日に最終更新された当社の定款を参照することが必要である。

株式（第4条）

ビー・エヌ・ピー・パリバの株式資本の額は2,499,597,122ユーロとし、1株当たり額面金額2ユーロの全額払込済株式1,249,798,561株からなる。

(第5条および第6条)

全額払込済株式は、現行のフランスの法律および規制に従って、株主の選択により、記名式または無記名式のいずれかにより保有される。

当社株式は、適用ある現行のフランスの法律および規則により定められている条件に基づいて株主口座に登録され、口座振替によって譲渡される。

当社は、フランス商法第L228-2条の規定に基づき、株式の保有に関する情報開示を要求することができる。

フランス商法第L233-7条第1項に示される株式保有数の法定基準とは関係なく、単独または共同で、直接的または間接的にビー・エヌ・ピー・パリバの株式資本または議決権の0.5パーセント以上またはその整数倍（ただし、5パーセント未満）を保有することとなった当社株主は、フランス商法第L233-7条に規定された期限内に、配達証明付書留郵便にてビー・エヌ・ピー・パリバに通知しなければならない。

5パーセントを超える場合、上記段落に定められた開示義務は、株式資本または議決権が1パーセント増加する毎に適用される。

上記2段落に定められた開示は、上記の株式保有数の基準以下に株式保有が減少した場合にも適用される。

法律または当社の定款に従った株式保有数の報告を怠った場合、フランス商法第L233-14条に規定される条件に従い、当社の株式資本または議決権の2パーセント以上を保有する1または複数の当社株主からの請求により、議決権が剥奪されるものとする。

各当社株式保有者は、当該保有株式の表章する株式資本の割合に応じて、当社の資産および残余財産の一部分の所有権を有する。

特定の権利を行使するため複数の株式を保有する必要がある場合、特に、その条件にかかわらず、株式が交換され、併合されもしくは割り当てられ、または、増資もしくは減資がなされた後または合併その他の取引があった後に、権利を行使しようとする株主は、株式が要求される数に満たない場合、必要な株式の所有割合に至るまで、株式を併合しまたは必要ならば株式もしくは議決権の売買を行う義務を負う。

経営

(a) 取締役会（第7条）

当社は下記の者により構成された取締役会によって統制される。

(i) 通常株主総会で選任された取締役

9名以上、18名以下の取締役が選任される。従業員を代表する取締役および従業員株主を代表する取締役は、取締役の最低および最高人数には含まれない。

かかる取締役の任期は3年とする。

後任となる取締役が選任された場合、適用ある現行のフランスの法律および規則に従って、新たな取締役の任期は前任の取締役の残りの任期に制限される。

取締役の任期は、前事業年度の財務書類の審議のために招集され、当該取締役の任期が満了する年に開催される通常株主総会終了時に満了する。

取締役は、フランス法の規定、特に年齢についての規定を条件として、再選される資格を有する。

従業員を代表する取締役および従業員株主を代表する取締役を除き、各取締役は、当社株式を10株以上保有しなければならない。

(ii) ビー・エヌ・ピー・パリバの従業員により選任された取締役

当該取締役の条件および関連する選任方法は、フランス商法第L225-27条から第L225-34条の条文および当社の定款の条項に規定されている。

かかる取締役は2名であり、そのうち1名は管理職員を代表し、1名は非管理職員を代表するものとする。

かかる取締役は、ビー・エヌ・ピー・パリバの従業員により選任されるものとする。

かかる取締役の任期は3年とする。

選挙に関しては、業務執行陣により準備されるものとする。業務執行陣は、第2回目の選挙が退任する取締役の任期満了日の遅くとも15日前までに行えるように、選挙の日程表および条件を当社内の全国労働組合代表者と協議のうえ、作成するものとする。

各候補者に関しては、各選挙人団の第2回目の選挙後、多数決方式により選出する。

第1回目の選挙の期間中に提出された各志願書に関しては、候補者の氏名および代理人の氏名（もしあれば）の両方を明らかにしなければならない。

志願書は、第2回目の選挙の期間中、変更できない。

候補者は、かかる候補者が立候補する選挙人団の一員でなければならない。

当社内の労働組合の代表者により提出された志願書以外の志願書は、候補者が立候補する選挙人団の一員である選挙人のうち100名の氏名および署名が記された書類と共に提出されなければならない。

(iii) 従業員株主を代表する取締役

フランス商法第L225-102条の規定に従って取締役が年次株主総会に提出する報告書において、当該法第L225-180条の解釈における会社の従業員または関連会社の従業員が保有する本株式が当社の株式資本の3パーセント以上となったことが明示された場合、現行の規則および本定款に規定された手続に従って、通常株主総会で従業員株主を代表する取締役を選任する。

従業員株主を代表する取締役の選出における候補者は、以下の基準により選ばれる。

ーフランス商法第L225-102条の規定に従って、従業員および前従業員が保有する本株式に付与された議決権が、1または複数の企業投資信託（FCPE）の監事会により行使された場合、FCPEの監事会は連帯して2名の候補者を選出する。

ーフランス商法第L225-102条の規定に従って、従業員および該当する場合前従業員が直接にまたはFCPEを通じて保有する、本株式に付与された議決権がかかる従業員によって直接行使された場合、かかる従業員が直接的にまたは間接的に保有する本株式数と同数の議決権を各従業員株主が保有していることを条件として、かかる従業員は2名の候補者を選出する。最も票を得た2名の従業員が候補者として選出される。

従業員株主または当社の本株式を保有するFCPEの監事会の会員である従業員のみが候補者に選出されるものとする。

各候補者は、かかる候補者と同等の必要条件を満たす代理人を同時にに出さなければならない。

取締役会は、かかる候補者を年次株主総会の単独の議案として提起し、また該当する場合、かかる推薦者に関する決議を承認する。定時株主総会は、定足数を満たし、かついずれかの取締役の構成員の選任に対して過半数を得た条件の下で、従業員株主を代表する取締役の選任を決定する。上記の候補者のうち、定時株主総会に出席した株主またはその代理により最も票を得た者が従業員株主を代表する取締役に選任される。

かかる取締役の任期および在任期間中の条件は、年次株主総会により選任された取締役と完全に同等である。

かかる取締役が従業員でなくなった場合、または死亡もしくは退職によって欠缺が生じた場合、当該従業員株主を代表する取締役の任期は自動的に終了する。

この場合、従業員株主を代表する取締役は次回の通常年次株主総会で補われるものとする。

次回の年次株主総会が任期終了予定日から4ヶ月以内に開催される場合、補充の取締役はその次回の年次株主総会で選出される。

新たな取締役は、前任者の残りの任期について、年次株主総会で選任される。

かかる取締役が従業員でなくなった場合、または死亡もしくは退職によって欠缺が生じた場合、その補完期間は自動的に終了し、新たな候補者は上記に記載されたとおり選出されなければならない。当該過程を経て選出された候補者は、次回の年次株主総会において株主による票決に付される。新たな取締役は、上記記載のとおり年次株主総会によって選任される。かかる取締役の任期および在任期間中の条件は、年次株主総会により選任された取締役と完全に同等である。次回の年次株主総会が補完任期の終了予定日から6ヶ月以内に開催される場合、補充の取締役はその次回の年次株主総会で選出される。

上記記載とは異なる状況下においては、従業員株主を代表する取締役が補充されるまでの間、取締役会が会議を開き、正当に審議するものとする。

前述の第L225-102条の下、年度末において当社の従業員および関連会社の従業員が保有する株式の割合が株式資本の3パーセント未満である場合、本項の規定に従って選任された取締役の任期が満了日に終了することをもって、第3項第1段落の規定は適用されなくなるものとする。

前述の第L225-102条の規定のとおり、組織およびすべての本株主による投票に関する詳細な手続は、特に候補者の選出に係る日程に関して、直接または委任の形で業務執行陣により承認される。

(b) 会長、最高経営責任者（CEO）および最高業務責任者（COO）（第13条、第14条および第15条）

会長は取締役会の業務を整理および管理し、株主総会にこれを報告する。また、会長は、ビー・エヌ・ピー・パリバの経営機関の円滑な運営を監督し、特に取締役がそれぞれの任務を遂行できる立場にあることを確認する。

取締役会会長の報酬は、取締役会により自由に決定される。

取締役会は、当社の業務執行陣の編成方法を決定する。当社の業務執行陣は、取締役会会長が、または取締役会に選任された最高経営責任者の肩書を有する他の者が、取締役会の責任の下で担当するものとする。

株主および第三者は、現行の規定に従い、かかる選択について報告される。

取締役会は、かかる選択が一定の有効期間を有することを決定する権利を有する。

業務執行陣を取締役会会長が担当するものと取締役会が決定した際には、最高経営責任者に関する当社の定款の規定は、会長兼最高経営責任者の肩書を有することとなる取締役会会長にも適用されるものとする。取締役会会長は、取締役会会長が65歳に達する年度の財務書類を承認する株主総会の終結時に自動的に辞任したものとみなされる。

取締役会が会長と最高経営責任者の職務を分離することを決定したときは、会長は、会長が72歳に達する年度の財務書類を承認する株主総会の終結時に自動的に辞任したものとみなされる。ただし、取締役会は、取締役会会長が73歳に達する年度の財務書類を承認する株主総会の終結時までその任期を延長することを決定することができる。最高経営責任者は、最高経営責任者が65歳に達する年度の財務書類を承認する株主総会の終結時に自動的に辞任したものとみなされる。ただし、取締役会は、最高経営責任者が66歳に達する年度の財務書類を承認する株主総会の終結時までその任期を延長することを決定することができる。

最高経営責任者は、あらゆる場合ビー・エヌ・ピー・パリバの名で行為する、最も広範な権限を与えられるものとする。最高経営責任者は、かかる権限を当社の目的の範囲内において、また、フランス法により株主総会および取締役会に明確に付与された権限に従い、行使するものとする。

最高経営責任者は、第三者との取引においてビー・エヌ・ピー・パリバを代表するものとする。ビー・エヌ・ピー・パリバは、第三者が、最高経営責任者の行動が当社の目的の範囲を外れたものであることを承知していたか、または状況により知り得たことをビー・エヌ・ピー・パリバが証明できない限り、最高経営責任者の行動が当社の目的の範囲外であっても、かかる行動によって拘束される。当社の定款が公表されていることのみでは、かかる証明とはならない。

最高経営責任者は、内部統制の組織および手段ならびにフランス法で義務付けられた内部統制報告書のすべての情報に対する責任を負う。

取締役会は、最高経営責任者の権限を制限することができるが、この制限は第三者に対しては効力を有しない。

最高経営責任者は、その権限の一部を、適切であると判断する人数の者に、復代理人選択権の有無にかかわらず、一時的または永久に、委任することができる。

最高経営責任者の報酬は、取締役会により自由に決定される。

最高経営責任者は、取締役会によりいつでも解任される。正当な理由なく解任された場合には、最高経営責任者が取締役会会長を兼任する場合を除いては、当該最高経営責任者に対し損害賠償が行われる可能性がある。

最高経営責任者が取締役である場合、最高経営責任者としての任期は取締役としての任期を超えてはならない。

最高経営責任者の提案により、取締役会は、フランス法による制限の範囲内で、最高経営責任者を補佐する者として1または複数名の最高業務責任者の肩書を有する者を選任することができる。

最高経営責任者の同意の下、取締役会は最高業務責任者に付与された権限の範囲および存続期間を決定する。しかし、第三者が関与する場合は、最高業務責任者が最高経営責任者と同様の権限を有するものとする。

最高経営責任者が職務を放棄するかまたはこれを遂行できない場合は、取締役会により別段の定めがない限り、最高業務責任者は、新たに最高経営責任者が選任されるまで、それぞれの職務および地位を維持するものとする。

最高業務責任者の報酬は、最高経営責任者の提案により、取締役会により自由に決定される。

最高業務責任者は、最高経営責任者の提案により、取締役会によりいつでも解任される。正当な理由なく最高業務責任者が解任された場合には、当該最高業務責任者に対し損害賠償が行われる可能性がある。

最高業務責任者が取締役である場合、最高業務責任者としての任期は取締役としての任期を超えてはならない。

最高業務責任者の任期は、最高業務責任者が65歳に達する年度の財務書類を承認する株主総会の終結時より前に終了する。ただし、取締役会は、最高業務責任者が66歳に達する年度の財務書類を承認する株主総会の終結時までその任期を延長することを決定することができる。

(c) 無議決権取締役（第17条）

会長の提案により、取締役会は1または2名の無議決権取締役（*censeurs*）を選任することができる。

無議決権取締役は顧問の立場で取締役会に招集され、これに参加する。

かかる無議決権取締役の任期は6年間とし、さらなる期間につき、再任されることができる。また、類似の条件下で、無議決権取締役はいつでも解任され得る。

無議決権取締役は当社株主の中から選任されるものとし、取締役会が決定する報酬を受け取る。

株主総会（第18条）

株主総会は、すべての当社株主により構成される。

株主総会は、フランス商法に規定された条件に従って招集され、開催される。

フランス商法第L225-123条の最終段落の例外として、各当社株式には1つの議決権が付与されており、二重議決権は付されていない。

かかる株主総会は、本社または会議通知において指定された他のあらゆる場所において開催される。

株主総会の議長は、取締役会会長が務めるものとし、取締役会会長が欠席の場合は、その目的のために株主総会において選任された取締役が務めるものとする。

身分確認が行われた後、当社株主はすべて、本人投票、投票様式の返送または代理人の選任により株主総会に参加することができる。

通常株主総会への参加は、期日内に、現行のフランス法に従い、ビー・エヌ・ピー・パリバ株主名簿へ株主名を記帳し、または権限ある承認仲介機関の無記名式株主名簿へ記帳することを条件とする。無記名式株式の場合、権限ある承認仲介機関は、かかる関係株主の参加を証明するものとする。

郵送票の返送期日は取締役会により決定され、フランス法定公報（*Bulletin des Annonces Légales Obligatoires*—BALO）に公表される会議通知に記載されるものとする。

すべての株主総会において、実質的な権利のある当社株式に付与された議決権は、実質的な保有者によって行使されるものとする。

取締役会が株主総会招集時に決定した場合には、株主総会のすべてをビデオ会議またはインターネットを含むその他電気通信および遠隔通信手段により公共放送することが認可される。場合に応じて、この決定はフランス法定公報に発表される会議通知により報告される。

また、いかなる当社株主も、取締役会が株主総会招集時に決定した場合には、その時に適用ある法律の条件に従って、ビデオ会議またはインターネットを含むその他電気通信および遠隔通信手段を利用して投票に参加することができる。電子投票フォームを利用する場合には、株主による署名は、安全な電子署名または信頼し得る認証プロセスを通じて行うことができる。かかる認証プロセスは、認証が付される書類との関連性を保護するものであり、具体的には利用者識別名およびパスワードで構成される。場合に応じて、この決定はフランス法定公報に公表される会議通知により報告される。

年次財務書類（第21条）

当期純利益は、当該年度の収益から費用、減価償却費、償却費および減損を控除したものである。

分配可能収益は、繰越損失控除後の当該年度の利益、法律に従い準備金とされる金額の合計および繰越利益により構成される。

株主総会は、任意準備金、普通準備金もしくは特別準備金に割り当てるため、または繰越しのためにすべての分配可能収益を留保することができる。

また、株主総会は、任意に準備金を取り崩して分配することを決定することができる。

ただし、減資の場合を除いて、自己資本が、資本金にフランス商法または当社の定款によって分配が認められていない準備金額を加えた額と同額かまたはこれを下回る場合、当社株主への利益分配は行われないものとする。

フランス商法第L232-18条の規定に従って、株主総会は、当社株主に対し、配当または中間配当の全部もしくは一部を、当社の新規株式により分配されるための選択権を提案することができる。

清算（第22条）

仮にビー・エヌ・ピー・パリバが解散する場合、当社株主は、清算手続を決定し、取締役会の提案により清算人を選任し、かつ清算が完了するまで、フランスの株式会社の株主総会に付与されるすべての職務を全般的に引き受ける。

2 【外国為替管理制度】

(1) 株式の所有

現行の法律の下で、フランス通貨金融法典（*Code Monétaire et Financier*）第L151-1条に従い、フランスおよび外国との間の外国為替取引は原則として自由である。しかしながら、フランスの政府機関は、フランス通貨金融法典第L151-2条に従い、特に国益の防衛を確保するため、また、経済大臣の報告を受けて制定された命令により、通知および事前の許可を与え、またはフランスにおける対内投資の設立および清算を管理する。

1996年2月14日付フランス法（2004年12月9日付法令2004-1343により修正（2004年12月10日付官報）され、フランス通貨金融法典第L151-3条において成文化された。）に従い、欧州連合（以下「EU」という。）の非居住者が、フランス企業の支配的持分を取得する際に事前の許可を得る必要はなくなった。ただし、2005年12月30日付指令2005-1739（2005年12月31日付官報）およびその修正（2006年1月4日付官報）（その随時の改正を含む。）に規定された慎重性を要する一部の業界および戦略分野については、この限りではない（下記参照。）。

当社に対する対内投資が2005年12月30日付指令2005-1739（その随時の改正を含む。）の範囲内に該当しないため、事前の許可を得る必要はなくなった。

フランス通貨金融法典第L151-2条以降に規定される承認制度の実行ならびに慎重性を要する業界および戦略分野への対内投資を申請するために、「投資」という用語は、2012年5月7日付指令2012-691（2012年5月8日付官報）、2014年5月14日付指令2014-479（2014年5月15日付官報）および2018年11月29日付指令2018-1057（2018年12月1日付官報）により修正され、フランス通貨金融法典第R153-1条、第R153-3条および第R153-5-1条において成文化された2005年12月30日付指令2005-1739によれば、3つの種類の投資のことを指す。

- (a) EU域内の法人またはEU域外の法人によるフランスに登録上の本店を有する企業における支配的持分の買収
- (b) EU域内の法人、EU域外の法人またはフランスの法人によるフランスに登録上の本店を有する企業に係る「事業活動の拠店」の買収
- (c) EU域外の法人がフランスに登録上の本店を有する企業の株式資本もしくは議決権の保有を33.33パーセント超に増加させること

フランス通貨金融法典に基づき、フランスと「管理支援協定」を締結している欧州経済地域の加盟国に居住する投資家による投資は、下記のとおりEU域内の法人による投資と同一の制度に服することに留意すべきである。

したがって、2012年5月7日付指令2012-691、2014年5月14日付指令2014-479および2018年11月29日付指令2018-1057により修正された、2005年12月30日付指令2005-1739およびその修正（2006年1月4日付官報）に従い、下記については経済大臣による事前の許可（フランス通貨金融法典第L151-3条）が必要である。

- (i) フランス通貨金融法典第R153-2条に定める一覧表に記載の14ヶ所の特定地域におけるEU域外の法人（すなわちEU域外の居住者であるフランスの自然人を含むEU域外の居住者である自然人およびEU域外に設立された法人）による（上記(a)、(b)および(c)の意味における）投資

- (ii) EU域内の法人（すなわちEU域内の居住者であるフランスの自然人を含むEU域内の居住者である自然人およびEU域内の国に設立された法人）による投資
 - (a) フランス通貨金融法典第R153-4条：フランス通貨金融法典第R153-2条第8号から第14号に定める一覧表に記載の5ヶ所の特定地域における、フランス通貨金融法典第R153-3条第1号および第2号（上記(a)および(b)）の意味における投資
 - (b) フランス通貨金融法典第R153-5条：フランス通貨金融法典第R153-5条に定める一覧表に記載の6ヶ所の特定地域における、フランス通貨金融法典第R153-3条第2号（上記(b)）の意味における投資
- (iii) フランス通貨金融法典第R153-2条第8号から第12号に定める一覧表に記載の7ヶ所の特定地域およびフランス通貨金融法典第R153-5条に定める一覧表に記載の6ヶ所の特定地域におけるフランスの法人（すなわちフランスに登録上の本店を有していて、かつフランス国外の居住者であるフランスの自然人を含むフランス国外の居住者である自然人により支配されている事業体およびフランス国外に登録上の本店を有する法人）による（上記(b)の意味における）投資

フランス通貨金融法典は、かかる制度の範囲に該当するか否かについて経済大臣からコンフォート・レターを要求する、外国投資家および投資対象の活動を行う事業体の能力を規定している。同大臣はかかる要求に2ヶ月以内に応じなければならないが、同大臣の対応がないことは、投資家による必要な承認要請書の提出を免除するものではないと解釈されている（フランス通貨金融法典第R153-7条）。

(2) 外国為替管理

現行のフランスの為替管理規則の下では、当社が非居住者に対して送金できる現金支払額に関する制限はない。

2009年7月15日付フランス指令2009-866（2009年7月16日付官報）、2013年1月28日付法2013-100（2013年1月29日付官報）、2013年12月6日付法2013-1117（2013年12月7日付官報）および2016年6月3日付法2016-731（2016年6月4日付官報）により修正された現行の規則（フランス通貨金融法典第L152-1条を含む。）に従い、自然人によるフランスから他のEU域内の国へまたは他のEU域内の国からフランスへの金銭の支払または有価証券の譲渡（フランス通貨金融法典第L518-1条（2010年4月27日付フランス指令2010-420（2010年4月30日付官報）による修正を含む。）に記載の公認金融機関、電子マネー取扱機関または決済機関、組織もしくはサービスが取り扱ったものを除く。）については、当該指令に定める条件に基づきフランス当局に対して届出を行わなければならない。ただし、送金される金額が10,000ユーロより低い場合を除く。

2005年10月26日付欧州規則CE第1889/2005号は、自然人によるEU域内の国から外国に対する送金または外国からEU域内の国に対する送金に関し、10,000ユーロ以上の金銭の支払または有価証券の譲渡がなされる場合にも、届出が必要であることを定めている。

3 【課税上の取扱い】

(A) 個人（税務上のフランス非居住者）

(1) 配当に対する課税

非居住者に支払われる配当は、通常、12.8パーセントのフランス源泉徴収税に服する。かかる税率は、非協力国・地域（NCST）（注1）の居住者に配当が支払われる場合、75パーセントに引き上げられる。

一定の非居住者は、適用される租税条約（もしあれば）に基づき、源泉徴収税率の減額措置を受けることができる。

1995年3月3日付の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とフランス政府との間の租税条約（以下「日仏租税条約」という。）および2007年1月11日付の日仏租税条約の改正に従い、当社が実質的な株主に支払う配当は、一般に、10パーセントの軽減された税率によるフランス源泉徴収税に服する。

一定の条件および制限の下で、当該フランスの源泉徴収税は外国の所得税とみなされ、実質株主は、その日本の所得税納税額からこれを控除することができる。

（注1） 2019年における非協力国・地域の一覧（この一覧は、1年毎に更新される。）：アンギラ、パハマ、フィジー共和国、グアム、米領ヴァージン諸島、英領ヴァージン諸島、オマーン、パナマ、米領サモア、サモア独立国、セーシェル共和国、トリニダード・トバゴ共和国およびバヌアツ共和国。

(2) 譲渡所得税

フランスの税法上、非居住者である実質株主は、一般に当社株式の処分によって生じた譲渡所得についてフランスの租税を課せられない。ただし、売主（およびその家族）が、フランスの配当支払会社の持分の25パーセント以上を保有していた場合はこの限りではない。

後者の場合、日仏租税条約により、フランスはかかる譲渡所得に課税する権利を有する。ただし、処分される株式の合計が会社の資本の5パーセント以上となることを条件とする。

この場合、フランスにおいて12.8パーセントの源泉徴収税が課される（注1）。

（注1） なお、NCSTの居住者である売主（個人または法人）が得た譲渡所得に対しては、売主の当社における株式保有の持分を問わず、75パーセントの源泉徴収税率が適用される。特に、非居住者である実質株主がNCSTに銀行口座を有していて、その口座に譲渡所得から得られた収入が入金される場合、75パーセントの源泉徴収税が適用される。

(3) 富裕税

2018年1月1日以降、金融商品への投資に対する富裕税が廃止された。

(4) 贈与税および相続税

フランスは贈与税または相続税に関する多数の条約を締結しているが、日本との間にはかかる条約は存在しない。

贈与税

贈与は、基本的に相続の場合と同様の、目的物の公正市場価値に基づく税制に服する（下記参照）。

相続税

フランス国内で課税対象となる資産を有する者がこれを遺して死亡した場合には、同人の資産の公正市場価値に基づいて相続税（*droits de succession*）が課せられる。相続税は、遺言もしくは無遺言相続による資産承継または死因贈与（*causa mortis*）など、死亡に起因するすべての資産承継に課せられる。相続税は、死亡者の受益者のうち相続を承認した者によって支払われる。

フランス法の下では、フランスまたは外国国籍を有する死亡者がフランスに居住していた場合、フランスの内外を問わず同人が所有していたすべての動産および不動産は課税対象となる。一方、死亡者がフランス国外に居住していた場合は、フランス国内に所在する資産（フランス企業の株式もこれに該当する。）のみが課税対象となる。

しかしながら、死亡者の課税時の居住場所にかかわらず、死亡者の受益者が（過去10年間に於いて）フランス国内に6年間居住し、かつ相続の時点においてもフランス国内に居住する場合には、フランスの内外を問わずすべての動産および不動産が課税対象となる。この場合、フランスの法律は二重課税回避のための片務的な対策を講じていない。税額の計算は、フランス居住者の場合と同様の方法でなされる。

(5) 株式譲渡に係る税

(i) フランスの株式会社に関する株式譲渡は原則として登録されるため、株式の譲渡価格または公正価値が譲渡価格より高い場合は当事者により定められた見積価格につき、0.1パーセントの登録税に服する。フランスの上場会社に関しては、株式譲渡が契約証書という正式な形で行われなかった場合、フランスでは課税されない。

(ii) 登録税は、譲渡株式の取得者が支払うものとされる。

BNPパリバの株式の譲渡については、登録税の適用が免除される。しかしながら、一定の大手上場会社の株式を譲渡する場合に課される特別税が適用され、結果として株式の取得者はこの特別税を支払うこととなる。この場合、譲渡価格につき0.3パーセント（2017年1月以降）の税率が適用される。

(6) 日本における課税

「第8 2 (4) 本邦における配当等に関する課税上の取扱い」を参照。

(B) 法人

(1) 配当に対する課税

フランスの非居住者である法人に支払われる配当は、通常、30パーセントのフランス源泉徴収税に服する（注1）。

非居住者の一部は、適用される租税条約（もしあれば）に基づき、源泉徴収税率の減額措置を受けることができる。

日仏租税条約に従い、日本の居住者で、法人である実質株主に対して当社から支払われる配当は、一般に、10パーセントの軽減された税率によるフランス源泉徴収税に服する。

さらに日仏租税条約は、日本の居住者である当該支払を受ける法人が実質株主であり、配当金額が決定した日の前6ヶ月間にフランスの配当支払会社の株式を直接的または間接的に10パーセント以上所有していた場合、源泉徴収税を配当総額の5パーセントに軽減することを規定している。

日本の居住者である当該支払を受ける法人が実質株主であり、配当の支払が決定される前6ヶ月間にフランスの配当支払会社の株式を直接的または間接的に15パーセント以上所有していた場合、かかる配当については、フランスでは課税されない。

一定の条件および制限の下で、当該フランスの源泉徴収税は外国の所得税とみなされ、実質株主は、その日本の納税額からこれを控除することができる。

(注1) かかる税率は、NCSTの居住者に配当が支払われる場合、75パーセントに引き上げられることがある。特に、非居住者である実質株主がNCSTに銀行口座を有していて、その口座に譲渡所得から得られた収入が入金される場合、75パーセントの源泉徴収税が適用される。

(2) 譲渡所得税

上記「(A) (2) 譲渡所得税」を参照（注1）。

当社株式がフランスに所在する恒久的施設の事業資産の一部である場合、かかる株式の譲渡から取得する収益は、フランス国内法に基づきフランスの租税を課せられる。

(注1) 2019年1月1日以降、売主が法人である場合、適用される源泉徴収税の税率は31パーセントである。

(3) 株式譲渡に係る税

上記「(A) (5) 株式譲渡に係る税」を参照。

当社グループ内での株式譲渡（フランス商事会社法第L233-3条の規定により定義される。）は、登録税および前述の0.3パーセントの特別税の双方とも免除される。

(4) 日本における課税

上記「(A) (6) 日本における課税」を参照。

(C) 投資信託に関する注意

日仏租税条約第29条は、配当に適用される条約の条項（上記参照）の適用範囲を、日本の投資信託の投資者または受益者に対しても拡大している。日仏租税条約の規定は、一定の条件下で年金基金にも適用される。

4 【法律意見】

グループ法律顧問であるジョルジュ・ディラニにより、下記の趣旨の法律意見書が提出されている。

- (i) 当社は、フランス法に基づき株式会社 (*Société Anonyme*) として適法に設立されかつ有効に存続している会社であり、本書記載の業務を行い、かつその財産を保有し管理するのに十分な権利と権限を有する。
- (ii) 当社による当社のための関東財務局長に対する本書の提出は、当社により適法適切に授權されており、フランスの法律に照らして適法である。
- (iii) 本書に含まれるフランスの法律に関するすべての記載は、すべての重要な点において真実かつ正確である。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) BNPパリバ・グループ

(単位：百万ユーロ)

	2019年	2018年	2017年	2016年	2015年
営業収益	44,597	42,516	43,161	43,411	42,938

(単位：百万ユーロ)

	2019年	2018年	2017年	2016年	2015年
営業総利益	13,260	11,933	13,217	14,033	13,684

(単位：百万ユーロ)

	2019年	2018年	2017年	2016年	2015年
純利益（当社グループ）	8,173	7,526	7,759	7,702	6,694

(単位：%)

	2019年	2018年	2017年	2016年	2015年
株主資本利益率(注1)	8.5	8.2	8.9	9.3	8.3

(単位：十億ユーロ)

	2019年	2018年	2017年	2016年	2015年
時価総額 (12月31日現在)	66.0	49.3	77.7	75.5	65.1

出典：ブルームバーグ

(注1) 株主資本利益率は、親会社株主帰属純利益（BNPパリバにより発行され、会計上、配当として扱われる永久最劣後債の利息に関する調整および償還された永久最劣後債の外国為替の影響に関する調整が行われる。）を、関連期間の1月1日および12月31日の再評価前の平均永久株主資本（株式、永久最劣後債、永久最劣後債の債権者に支払われる税金控除後の純報酬額および配当予定額に直接認識される資産および負債の変動を調整した株主資本）で除して算出される。

(単位：ユーロ)

	2019年	2018年	2017年	2016年	2015年
1株当たり純利益 (注1)	6.21	5.73	6.05	6.00	5.14
1株当たり純資産 (注2)	79.0	74.7(注6)	75.1	73.90	70.95
1株当たり配当金純額	n.a(注3)	3.02	3.02	2.70	2.31
配当率(%) (注4)	n.a(注3)	52.72	50.0	45.0	45.0
株価					
最高値(注5)	53.81	68.66	68.89	62.00	60.68
最低値(注5)	38.14	38.18	54.68	35.27	44.94
年度末	52.83	39.48	62.25	60.55	52.23
CAC 40インデックス (12月31日現在)	5,978.06	4,730.69	5,312.56	4,862.31	4,637.06

(注1) 事業年度中発行済平均株式数に基づく。

(注2) 配当前。年度末における発行済株式数に基づく再評価を行った純資産。

(注3) これまで経験したことのない事態の中で、またCOVID-19のパンデミック時における配当支払に関して2020年3月27日付で欧州中央銀行が公表した勧告を考慮し、BNPパリバは、2020年4月2日に開催した取締役会において、当初予定されていた2019年度に係る配当支払を行わず、その全額を準備金に計上することを株主総会に上程することを決定した。

(注4) 株主帰属当期純利益に対する割合で表示され、定時株主総会において提案された配当金の分配。

(注5) 取引中に記録された数値を示している。

(注6) 2018年1月1日現在の株主資本における新たなIFRS第9号会計基準の初年度適用の影響はマイナス2.5十億ユーロ、すなわち1株当たり2ユーロであった。

(2) BNPパリバ

	2019年	2018年	2017年	2016年	2015年
<u>年度末の財政状態</u>					
a) 資本金（ユーロ）	2,499,597,122	2,499,597,122	2,497,718,772	2,494,005,306	2,492,770,306
b) 発行済株式数	1,249,798,561	1,249,798,561	1,248,859,386	1,247,002,653	1,246,385,153
c) 発行済転換社債の数	なし	なし	なし	なし	なし
<u>年度業績（百万ユーロ）</u>					
a) 収益合計（付加価値税を除く。）	40,100	33,333	27,707	32,458	28,160
b) 税金、減価償却費および減損控除前利益	7,611	4,631	3,003	10,153	7,323
c) 法人税費用	(325)	557	345	(278)	(74)
d) 税金、減価償却費および減損控除後利益	7,490	5,027	3,157	9,266	6,232
e) 総配当支払額(注1)	n.a	3,774	3,772	3,367	2,879
<u>1株当たり利益（ユーロ）</u>					
a) 税引後利益（減価償却費および減損控除前）	5.83	4.15	2.68	7.92	5.82
b) 税金、減価償却費および減損控除後利益	5.99	4.02	2.53	7.43	5.00
c) 1株当たり配当金(注1)	n.a	3.02	3.02	2.70	2.31
<u>人件費</u>					
a) 年度末被雇用者数	53,880	54,299	53,078	51,498	49,751
b) 給与合計（百万ユーロ）	4,797	4,208	4,441	4,263	4,288
c) 従業員給付に関する拠出額（社会保障、従業員の福利厚生等）（百万ユーロ）	1,535	1,604	1,577	1,599	1,404

(注1) 2019年については、これまで経験したことのない事態の中で、またCOVID-19のパンデミック時における配当支払に関して2020年3月27日付で欧州中央銀行が公表した勧告を考慮し、BNPパリバは、2020年4月2日に開催した取締役会において、当初予定されていた2019年度に係る配当支払を行わず、その全額を準備金に計上することを株主総会に上程することを決定した。

2 【沿革】

BNPパリバの沿革は以下のとおりである。

1966年：BNPの誕生

BNPを設立するためのBNCIおよびCNEPの統合は、フランスの銀行部門にとって第二次世界大戦終結以来、最大の再構築事業であった。

1968年：コンパニー・フィナンシエール・ド・パリ・エ・デ・ペイーバの誕生

1982年：フランスの全銀行の国営化に伴うBNPおよびコンパニー・フィナンシエール・ド・パリ・エ・デ・ペイーバの国営化

1980年代において、銀行部門の規制緩和および借手による金融市場における直接的資金調達の傾向が強まり、フランスおよび世界的な銀行業務に変革がもたらされた。

1987年：コンパニー・フィナンシエール・ド・パリバの民営化

コンパニー・フィナンシエール・ド・パリバには、3.8百万人の個人株主が存在しており、これは世界中で最も多い株主数であった。コンパニー・フィナンシエール・ド・パリバはコンパニー・バンケールの資本金の48%を保有していた。

1993年：BNPの民営化

BNPの民間部門への復帰は、新たな始まりを象徴した。1990年代は、当行の収益水準の変化が顕著であり、1998年度には主要なフランスの金融機関の中で最高のROEを達成した。この時期は、新たな金融商品およびサービスの提供、金融市場活動の発展、フランスおよび世界における存在の拡大、ユーロの導入準備も注目される。

1998年：パリバの誕生

1998年5月12日に、コンパニー・フィナンシエール・ド・パリバ、バンク・パリバおよびコンパニー・バンケールの統合が承認された。

1999年：当社グループの重要な年

前例のない二重公開買付けと、6ヶ月もの間行われた株式市場での競争により、BNPはパリバと対等に統合を行うことを可能にした。両グループにとって、この統合は、それぞれの民営化以来、最も重要な事業であった。この統合は、輝かしい将来的展望を持った新グループを生み出した。現在の経済のグローバル化時代において、統合により欧州銀行部門において、主力銀行が誕生した。

2000年：BNPパリバの誕生

2000年5月23日、BNPとパリバは統合した。

新グループは、新グループが承継したバンキングおよび金融の2大部門において強さを発揮した。新グループは、未来の銀行を作り上げることにより、株主、顧客および従業員に対して価値を生み出すと共に世界有数の国際銀行となるという2つの目標を有する。

2006年：イタリアのBNLの買収

BNPパリバはイタリアで6番目に大きい銀行であるBNLを買収した。この買収の結果、BNPパリバは欧州における第2の国内市場へのアクセスを取得することとなった。フランスとイタリアのいずれにおいても、当社グループの全事業は、国内の金融ネットワークを活用することによりその活動を発展させることができる。

2009年：フォルティス・グループとの統合

BNPパリバは、フォルティス銀行およびBGL（バンク・ジェネラル・ドゥ・ルクセンブルク）の支配権を取得した。

3 【事業の内容】

BNPパリバは、欧州において有数の銀行および金融サービスの提供者であり、欧州の4ヶ国（フランス、ベルギー、イタリアおよびルクセンブルク）の国内リテール・バンキング市場を有している。

71ヶ国で事業を展開し、199,000人近い従業員（うち欧州に151,000人を超える従業員）を擁している。

BNPパリバは、以下の2つを主要な事業と位置付けている。

- ・以下を含むリテール・バンキング事業およびサービス事業
 - ・国内市場部門
 - －フランス国内リテール・バンキング（FRB）
 - －BNLバンカ・コメルシアーレ（BNL bc）（イタリア国内リテール・バンキング）
 - －ベルギー国内リテール・バンキング（BRB）
 - －アルバル、BNPパリバ・リーシング・ソリューション、BNPパリバ・パーソナル・インベスターズ、ニケルおよびルクセンブルク国内リテール・バンキング（LRB）を含むその他の国内市場部門
 - ・国際金融サービス部門
 - －欧州・地中海沿岸諸国部門
 - －バンクウェスト
 - －パーソナル・ファイナンス
 - －保険部門
 - －ウェルス&アセット・マネジメント
- ・ホールセールバンキング事業（CIB）
 - －コーポレート・バンキング
 - －グローバル・マーケット
 - －証券管理部門

BNPパリバは、BNPパリバ・グループの親会社である。

2019年12月31日現在、BNPパリバ・グループの連結資産は（2018年12月31日現在の2,041.8十億ユーロと比較して）2,164.7十億ユーロ、顧客貸出金および債権（連結）は（2018年12月31日現在の765.9十億ユーロと比較して）805.8十億ユーロ、顧客預金（連結）は（2018年12月31日現在の796.5十億ユーロと比較して）834.7十億ユーロ、また株式資本（当社グループの持分）は（2018年12月31日現在の101.5十億ユーロと比較して）107.4十億ユーロであった。

2019年12月31日現在における税引前当期純利益は、（2018年12月31日現在の10.2十億ユーロと比較して）11.4十億ユーロであった。2019年度の株主帰属当期純利益は、（2018年度の7.5十億ユーロと比較して）8.2十億ユーロであった。

直近の事業年度末以降の四半期業績を含む最新の財務情報については、<http://invest.bnpparibas.com>を参照。

当社グループが発行した長期優先債の格付は、現在、スタンダード・アンド・プアーズが「A+」で見通しはネガティブ、ムーディーズ・インベスターズ・サービスが「Aa3」で見通しは安定的、フィッチ・レーティングスが「AA-」で格付ウォッチはネガティブ、また、ドミニオン・ボンド・レーティング・サービスが「AA (low)」で見通しは安定的であった。

特段の記載がない限り、すべての財務情報および営業統計は、2019年12月31日現在のものである。

リテール・バンキング事業およびサービス事業

リテール・バンキング事業およびサービス事業は、フランス国内外におけるリテール・バンキング・ネットワークおよび専門的な金融サービスを含んでいる。リテール・バンキング事業およびサービス事業は、国内市場部門および国際金融サービス部門に分類される。リテール・バンキング事業およびサービス事業は、60ヶ国を超える国々に支店を有しており、150,000人を超える従業員を雇用している。2019年度において、BNPパリバの事業部門からの営業収益の73%は、リテール・バンキング事業およびサービス事業によるものであった。

国内市場部門

国内市場部門は、フランス（FRB）、イタリア（BNLバンカ・コメルシアーレ）、ベルギー（BNPパリバ・フォルティスのブランドで運営しているベルギー国内リテール・バンキング）およびルクセンブルク（BGL BNPパリバのブランドで運営しているLRB）からなるユーロ圏のBNPパリバのリテール・バンキング・ネットワークならびに専門事業部門（アルバル（法人および個人向けのモビリティリースおよび車両リース）、BNPパリバ・リーシング・ソリューション（専門的な設備のリーシング・ソリューションおよび資金調達ソリューション）、BNPパリバ・パーソナル・インベスターズ（オンライン貯蓄および仲介業）およびニケル（代替的な銀行取引サービス））を含んでいる。

キャッシュ・マネジメント、トレード・ファイナンスおよびファクタリング部門は、ホールセールバンキング部門のコーポレート・バンキングと協働して、「企業にとって唯一の銀行」という取組により法人顧客に提供されるサービスの最終段階を担っている。

また、ウェルス・マネジメントは、国内市場におけるプライベート・バンキングのビジネス・モデルを総合的に展開している。

部門横断型のチームである「Partners in Action for Customer Experience (PACE)」の目的は、より良い顧客経験価値を提供し、国内市場に新たなビジネス・モデルを提案するためにリテール事業を支援することにある。

ハロー・バンク！は、2013年度に発足した、フランス、ベルギー、イタリア、ドイツおよびオーストリアにおける当社グループのネット銀行であり、スマートフォンおよびタブレットで利用できるよう設計されている。ニケルによって、BNPパリバのシステムは、フランスにおける新たな銀行業務に対応し、2020年にはスペインで展開される。

現在、当行は多様な顧客基盤（個人、プロ投資家、小規模企業、法人）の需要に適応した一連のソリューションを提供している。

国内市場部門は、4つの国内ネットワーク（フランス、イタリア、ベルギー、ルクセンブルク）における約51,000人を含む66,000人近くを雇用している。国内市場部門は、4つの国内ネットワークにおける約900,000を超えるプロ投資家、小規模企業および法人を含む18百万を超える顧客にサービスを提供している。

BNPパリバは、フランス（注1）およびベルギー（注1）における主導的なプライベート・バンクならびに欧州における大企業のためのキャッシュ・マネジメントおよびトレード・ファイナンスの第1位（注2）となっており、また、専門的な設備投資の資金調達において欧州第2位となっている（注3）。

（注1） 出典：プロフェッショナル・ウェルス・マネジメント・ザ・バンカー誌。

（注2） 出典：2019年グリニッジ誌。

（注3） 出典：2019年12月に公表されたアセット・ファイナンス・ヨーロッパ・50ランキング。

国際金融サービス事業

国際金融サービス事業は、以下の事業により構成され、個人、法人および機関投資家といった幅広い顧客にサービスを提供している。

- ・海外リテール・バンキング事業：ユーロ圏外の15ヶ国におけるリテール・バンキング業務を取り扱い、当該国において、個人、中小企業、専門家および法人にサービスを提供するため、BNPパリバの総合的なビジネス・モデルを展開している。
- ・パーソナル・ファイナンス：セテレム、コフィノガまたはフィンドメスティック等の有名ブランドを通じて、約30ヶ国において個人を対象とした融資のソリューションを提供している。
- ・BNPパリバ・カーディフ：34ヶ国において、人、プロジェクトおよび資産に保険をかけるための貯蓄および保障のソリューションを提供している。
- ・ウェルス&アセット・マネジメントにおける以下の3つの主要な専門事業
 - ・BNPパリバ・ウェルス・マネジメント：7,000人近い従業員を擁し、特に欧州およびアジアにおいて国際的な存在感を示しながら、393十億ユーロの運用資産を有する、プライベート・バンキングにおけるグローバルベンチマークである。

- ・BNPパリバ・アセット・マネジメント：資産運用における大手事業者であり、33ヶ国において2,400人を超える従業員を擁し、440十億ユーロの運用資産を有している。
- ・BNPパリバ・リアル・エステート：欧州大陸諸国における法人に対する不動産サービス事業で主導的水準にあり、32ヶ国において4,800人を超える従業員を擁し、30十億ユーロの運用資産を有している。

国際金融サービス事業は、60ヶ国を超える国々において79,000人近くを雇用しており、当社グループにとって重要な発展地域であるアジア太平洋地域および南北アメリカにおいて確固たる地位を築いており、当該地域においてBNPパリバの商品およびサービスを顧客に提供している。

ホールセールバンキング事業

55ヶ国において35,000人近い従業員を雇用しているBNPパリバのホールセールバンキング事業は、資本市場業務、証券管理業務、資金調達業務、キャッシュ・マネジメント業務および財務アドバイザリー業務において、2種類の顧客、すなわち法人および機関投資家（銀行、保険会社、資産運用会社等）に対し、オーダーメイドのソリューションを提供している。

BNPパリバのホールセールバンキング事業は、法人顧客および機関投資家の間の架け橋として、法人顧客の資金調達ニーズを、投資機会を求める機関投資家へとつなぐことを目指している。2019年度中、BNPパリバの事業部門からの営業収益の27%は、BNPパリバのホールセールバンキング事業によるものであった。

ホールセールバンキング事業の合理化されかつ効率的な体制は、BNPパリバの法人顧客および機関投資家のニーズに応えるために設計されたものである。そのため、ホールセールバンキング事業は、以下の3つの主要事業を中心に構成されている。

- ・コーポレート・バンキング（各地域毎に独自の組織を有する。）
- ・グローバル・マーケット（すべての資本市場業務を統括する。）
- ・証券管理事業

ホールセールバンキング事業は、以下の3つの主要地域に区分されている。

- ・欧州・中東・アフリカ
- ・南北アメリカ
- ・アジア太平洋

4 【関係会社の状況】

(1) 親会社

該当事項なし。

(2) 子会社その他の関係会社

連結財務書類の注8.jを参照。

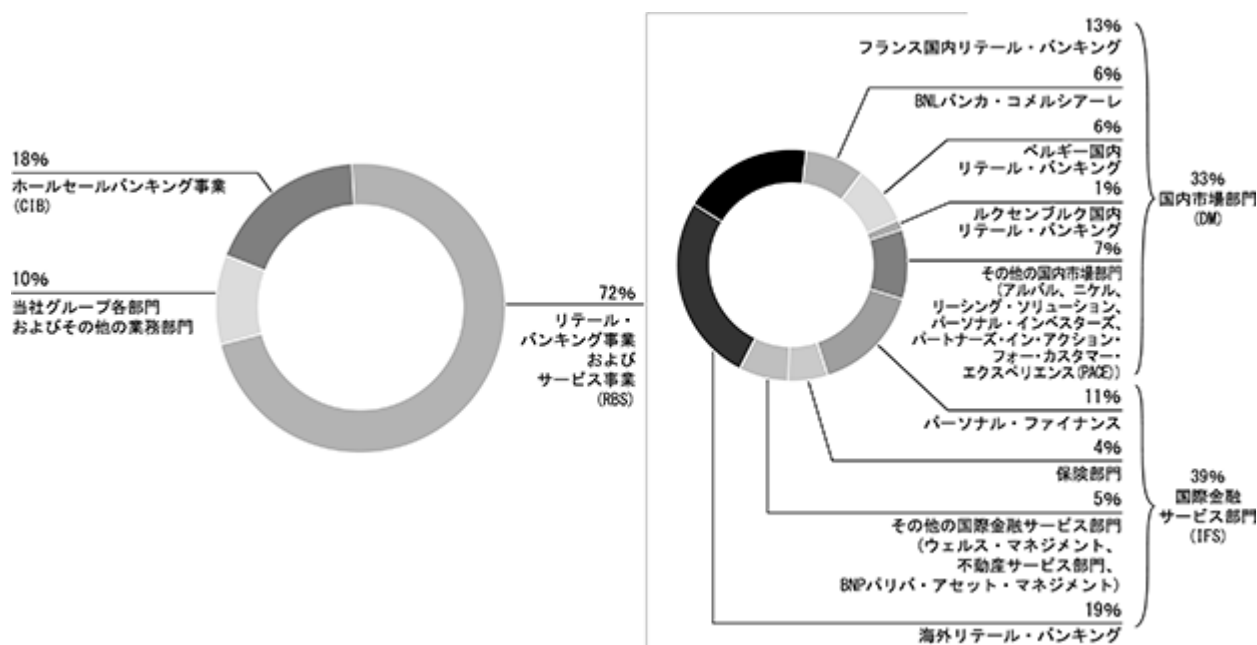
5 【従業員の状況】

従業員数の動向

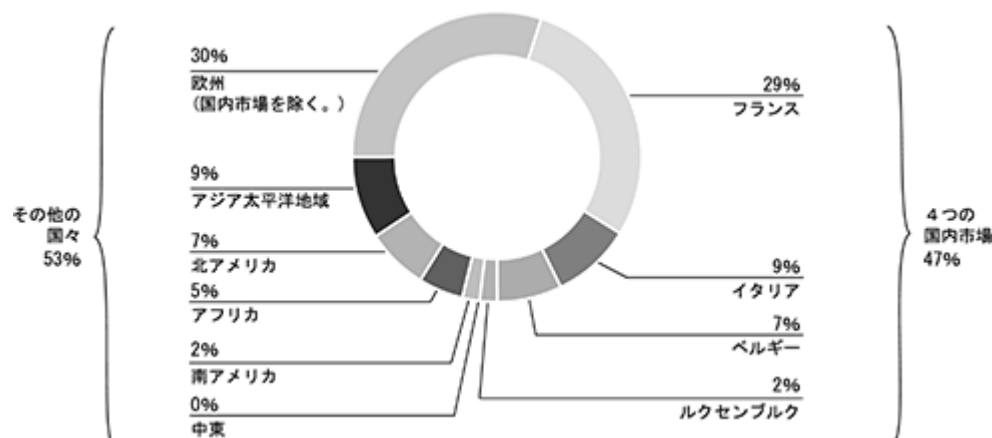
2019年度末現在、71ヶ国における当社グループの常勤従業員は、198,816人（財務上（注1）では194,001人）となり、2018年の常勤従業員数（202,624人）から減少した。

（注1） 財務ベースの人員数：2019年12月31日現在の完全被支配・全部連結事業体における常勤従業員数。

従業員数の事業部門別内訳



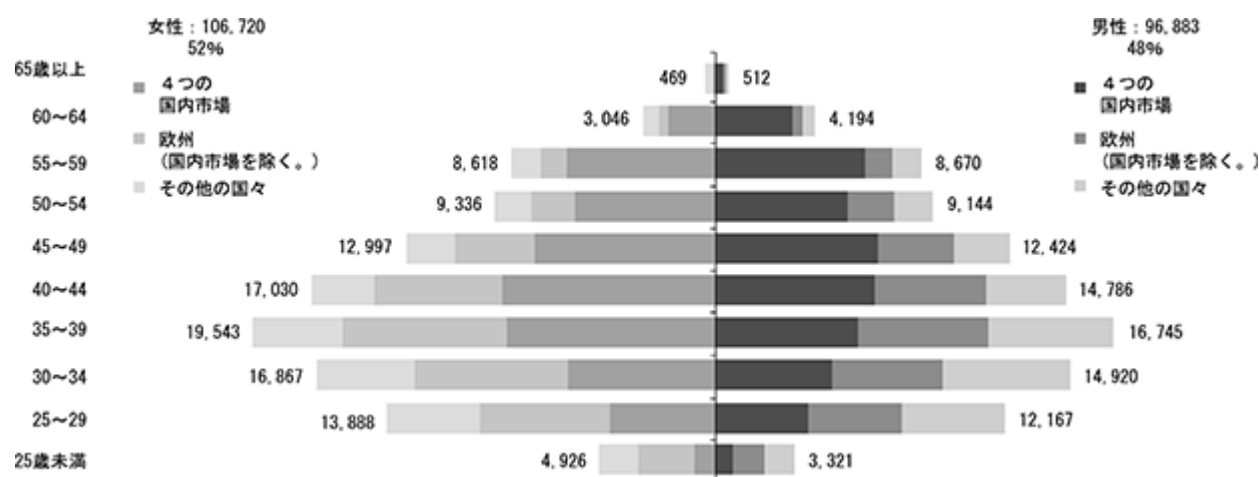
従業員総数の地域別内訳



過去10年間に於ける従業員数の動向

	2009年	2014年	2019年		
フランス	58,744	57,943	57,233	4つの 国内市場 92,857	欧州 151,654
イタリア	18,922	18,084	18,379		
ベルギー	18,018	16,452	13,586		
ルクセンブルク	3,797	3,705	3,659		
欧州（国内市場を除く。）	54,464	51,128	58,797		
アジア太平洋	10,818	11,167	18,676		その他の 国々 47,162
北アメリカ	14,984	14,985	13,995		
アフリカ	9,205	10,281	10,052		
南アメリカ	4,801	3,545	3,922		
中東	2,096	613	517		
合計	195,849	187,903	198,816		198,816

当社グループの従業員の年齢、性別および地域別内訳（注1）



（注1） 人員数（正社員＋契約社員）

当社グループ全体の平均年齢は2018年度の40.7歳から上昇し、2019年度は41歳となり、平均勤続年数も増加した（2019年度は11.4年から11.6年に増加）。

従業員の給与については、連結財務書類の注7を参照。

第3 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

本項において言及されるすべての将来の見通しに関する記述は、本書提出日現在の評価に基づくものである。

(A) 経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等及び経営環境

「3 A. (A) (3) 展望」を参照。

(B) 対処すべき課題

第3の柱（市場規律）の目的は、通常の財務情報の開示を満たす一連の開示により、最低資本要件（第1の柱）および監督審査プロセス（第2の柱）を補完することである。

本項「1 (B) 対処すべき課題」および「2 事業等のリスク」は、BNPパリバ・グループのリスクに関する情報を示す。また、この点に関し、以下の各事項が満たされている。

- ・金融機関が公表する情報の比較可能性の改善を目的とした、欧州委員会が公表する様々な技術水準および欧州銀行監督機構のガイドラインに規定される、2013年6月26日付規則（EU）575/2013第8条に規定された金融機関および投資会社の健全性規則に関する要件（注1）
- ・リスクの性質および程度に関する会計基準の要件。IFRS第7号、IFRS第4号およびIAS第1号の会計基準によって要求される一部の情報は、本項「1 (B) 対処すべき課題」および「2 事業等のリスク」に含まれており、連結財務書類に対する法定監査人の所見の対象となっている。この情報は、「（監査済）」という表示によって識別され、連結財務書類の注記の一部とされなければならない。

2010年11月に承認された現在のバーゼル（通称「バーゼル3」）は、一連の規定を導入することで、各種経済および金融ショックに耐え得る銀行の体質を強化している。かかる改正の内容は、2019年6月に指令（EU）2019/878（CRD5）および規則（EU）2019/876（CRR2）によって補完された、指令2013/36/EU（CRD4）および2013年6月26日付規則（EU）575/2013（CRR）に組み込まれた。

バーゼル3規則の枠組は、以下の主要な影響を及ぼした。

・強化された自己資本：

バーゼル3規則は、資本の定義を一致させ金融機関の損失吸収能力を強化する。

規制資本の構成に関する詳述は、下記「(1) 資本管理および自己資本」内の「規制資本」を参照。

リスク加重資産の計算に関する規則も資本要件を強化するよう調整された。これらの計算規則の詳細は、対応するセクションにリスク別に記載されている。

強化された自己資本は、欧州中央銀行により監督されている単一監督メカニズム（SSM）を通じて、また欧州銀行監督機構（EBA）の監督審査プロセス（SREP）ガイドラインの適用により実施されている。

「金融コングロマリット」として指定されているBNPパリバ・グループは、追加監督の対象である。金融コングロマリットとして当社グループの自己資金が銀行業務と同様に保険業務の資本要件をカバーしている（下記「(1) 資本管理および自己資本」内の「自己資本および資本計画」を参照。）。

・レバレッジ比率の導入：

レバレッジ比率はリスク基準の資本要件の補完手段として主に機能する（バックストップ原則）。諸銀行は現在、自行のレバレッジ比率を公開することが義務付けられているが、これは2021年6月28日以降最低要件の対象となる。

2019年12月31日現在の当社グループのレバレッジ比率については、下記「(1) 資本管理および自己資本」内の「自己資本および資本計画」を参照。

・流動性管理：

短期流動性比率（流動性カバレッジ比率（LCR））および長期流動性比率（安定調達比率（NSFR））の導入を含む流動性要件の実施については「2 (6) 流動性リスク」を参照。

流動性カバレッジ最低比率は30日間ストレス期間中のキャッシュ・フロー（純額）合計の100%に設定される。

1年間の流動性カバレッジ最低比率である安定調達比率は、2021年6月28日から適用される。

・銀行の破綻処理のための新たなスキームの導入：

2016年1月1日に導入された銀行の破綻処理のための新たなスキームには、2019年6月27日以降、グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIB）に適用されるTLAC（総損失吸収能力）最低比率が加えられている。

この要件は、欧州において、2022年1月1日からMREL（自己資本および適格債務の最低基準）比率の導入によって補完される（下記「(1) 資本管理および自己資本」内の「自己資本および資本計画」を参照。）。

さらに、2017年12月7日、中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ（GHOS）はバーゼル3規則の枠組の最終化を承認した。これらは信用リスク、信用評価調整（CVA）リスクおよび業務リスクの枠組ならびに内部方式が用いられた場合のリスク加重資産の計算のための下限の導入から構成されている。バーゼル委員会は、2022年1月1日付での適用を計画している。適用するためには、これらの改正は欧州法に組み込まれなければならない。

本項「1 (B) 対処すべき課題」および「2 事業等のリスク」では、表示される数値が四捨五入されているために、当該行および列において合計が合わない可能性がある。

(注1) 当社グループの報酬方針に関し第450条に基づき要求される開示は、投資家向け広報ウェブサイト <https://invest.bnpparibas.com/en/compensation-regulated-employees>における規制従業員の報酬部門において入手可能である。

(1) 資本管理および自己資本

適用範囲

規則(EU) 575/2013に定義された資本要件に関するプルデンシャル・スコープの適用範囲は、EUが採用したIFRSの適用を考慮して構成された会計上の連結範囲と同一ではない。連結財務書類の注記が会計上の連結範囲を網羅している。

使用された会計連結方法に従った連結方針および連結範囲については、連結財務書類の注1.bおよび注8.jにそれぞれ記載されている。

プルデンシャル・スコープ

銀行規則に従い、BNPパリバ・グループは、連結ベースで計算された資本比率を監視するためのプルデンシャル・スコープを規定している。その特異性は以下のとおりである。

- ・保険会社（主にBNPパリバ・カーディフおよびその子会社）は、会計上の範囲において全部連結され、プルデンシャル・スコープにおいて持分法により連結される。
- ・不動産サービス事業（BNPパリバ・リアル・エステート）および長期車両リース事業（アルバル）の非規制事業体は、会計上の範囲において全部連結され、プルデンシャル・スコープの範囲において持分法により連結される。
- ・共同支配事業体は、会計上の範囲において持分法により連結され、プルデンシャル・スコープにおいて比例連結法により連結される。

会計上の連結範囲およびプルデンシャル・スコープの差異は下記の表において要約される。

会計上の範囲およびプルデンシャル・スコープの差異 (EU LI3)

会社名	2019年12月31日現在					事業体の概要
	会計上の 連結方法	規制上の連結方法				
		全部連結	比例連結	持分法	連結または控除されていないもの	
BNPパリバ・カードィフ およびその子会社(注1)	全部連結			X		保険
BNPP・エスピー・アール イー	全部連結			X		保険
BNPP・バートリー・リイ ンシュアランス株式会社	全部連結			X		保険
デカルト・アールイー	全部連結			X		保険
ダーネル株式会社	全部連結			X		保険
グリーンパル・インシュ アランス	全部連結			X		保険
ル・スフィンクス・ア シュアランシズ・ルクセ ンブルク・エスエー	全部連結			X		保険
グリーンスターズ・BNPP	全部連結			X		保険
BNPパリバ・リアル・エ ステートおよびその非規 制子会社(注1)	全部連結			X		不動産サービス
アルバルおよびその非規 制子会社(注1)	全部連結			X		長期車両リース
コレクティブ・インベ ストメント・ファンド(注 2)	全部連結				X	資産管理
バンタス・ナキト・エー エス	持分法		X			リテール・バンキング
バンク・ソルフェア	持分法		X			特別融資
ビーポスト・バンク	持分法		X			リテール・バンキング
コパルティス	持分法		X			リテール・バンキング
ユーロ・セキュリティー ズ・パートナーズ	持分法		X			リテール・バンキング
ジーニアス・オート・ ファイナンス	持分法		X			特別融資
Fショーレン	持分法		X			ホールセールバンキング
ファンド・チャンネル	持分法		X			資産管理
ライフ・エスエー	持分法		X			インターネット金融サー ビス
ライフ・エスエーエス	持分法		X			インターネット金融サー ビス
パルテシス	持分法		X			リテール・バンキング
市場統合ソフトウェア サービス	持分法		X			証券カストディ
ユニオン・ドゥ・クレ ディト・インモビラリオ ス・エスエー	持分法		X			特別融資

会社名	2019年12月31日現在					事業体の概要
	会計上の連結方法	規制上の連結方法				
		全部連結	比例連結	持分法	連結または控除されていないもの	
ユナイテッド・パートナーズ	持分法		X			特別融資
フォン・コミュニ・ドゥ・クレアンス・UCI・エ・RMBS・ブラド	持分法		X			特別融資

(注1) BNPパリバ・カード、BNPパリバ・リアル・エステートおよびアルパルの子会社は連結財務諸表の注記8.jにおいて特定される(脚注(2))。

(注2) 集団投資ファンドは連結財務諸表の注記8.jにおいて特定される(脚注(4))。

下記の表は各財務諸表項目について会計上の連結範囲およびプルデンシャル・スコープの差異を示している。

連結貸借対照表からプルデンシャル・バランスシートへの調整 (EU LI1-A)

(単位:百万ユーロ)	2019年12月31日現在				
	会計上の範囲	保険会社の調整	連結方法に基づくその他調整(注1)	プルデンシャル・スコープ	資本の表への参照(本項の補記1を参照。)
資産					
現金および中央銀行預け金	155,135	-	265	155,400	
純損益を通じて公正価値で測定する金融商品					
有価証券	131,935	547	(141)	132,341	
うち10%超を保有している金融機関に対する自己資金の投資	250	547	-	797	1
うち10%未満を保有している金融機関に対する自己資金の投資	3,154	-	-	3,154	2
貸出金および売戻契約	196,927	1,495	(512)	197,910	
デリバティブ金融商品	247,287	404	(170)	247,521	
ヘッジ目的デリバティブ	12,452	(6)	5	12,451	
資本を通じて公正価値で測定する金融商品					
負債証券	50,403	2,691	640	53,734	
うち10%超を保有している金融機関に対する自己資金の投資	-	2,691	-	2,691	1
うち10%未満を保有している金融機関に対する自己資金の投資	12	-	-	12	2
持分証券	2,266	-	-	2,266	
うち10%超を保有している金融機関に対する自己資金の投資	388	-	-	388	1
うち10%未満を保有している金融機関に対する自己資金の投資	837	-	-	837	2

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在				
	会計上の範囲	保険会社の調整	連結方法に基づくその他調整(注1)	プルデンシャル・スコープ	資本の表への参照(本項の補記1を参照。)
償却原価で測定する金融資産					
金融機関貸出金および債権	21,692	-	(318)	21,374	
うち10%超を保有している金融機関に対する自己資金の投資	296	-	(65)	231	1
うち10%未満を保有している金融機関に対する自己資金の投資	-	-	-	-	2
顧客貸出金および債権	805,777	3,500	21,171	830,448	
うち10%超を保有している金融機関に対する自己資金の投資	65	339	(65)	339	1
うち10%未満を保有している金融機関に対する自己資金の投資	334	-	-	334	2
負債証券	108,454	-	1,018	109,472	
うち10%超を保有している金融機関に対する自己資金の投資	100	-	-	100	1
うち10%未満を保有している金融機関に対する自己資金の投資	65	-	-	65	2
金利リスク・ヘッジ・ポートフォリオの再測定による調整	4,303	-	48	4,351	
保険業務に係る金融投資	257,818	(257,818)	-	-	
当期および繰延税金資産	6,813	(8)	11	6,816	
未収収益およびその他の資産	113,535	(3,436)	(3,051)	107,048	
持分法投資	5,952	5,869	1,919	13,740	
うち金融機関に対する投資	5,575	5,575	(615)	10,535	1
うちのれん	332	280	(3)	609	
有形固定資産および投資不動産	32,295	(596)	(16,102)	15,597	
無形固定資産	3,852	(249)	(104)	3,499	3
うちモーゲージ・サービシング権を除く無形固定資産	3,819	(249)	(104)	3,466	
のれん	7,817	(279)	(869)	6,669	3
売却目的で保有する長期性資産	-	-	-	-	
資産合計	2,164,713	(247,886)	3,810	1,920,637	

(注1) 会計上の範囲で持分法により連結され、プルデンシャル・スコープで比例連結された共同支配事業体における調整ならびに会計上の範囲において全部連結され、プルデンシャル・スコープの範囲において持分法により連結されたBNPパリバ・リアル・エステートおよびアルバルの非規制事業体における調整。

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在				
	会計上の範囲	保険会社の調整	連結方法に基づくその他調整(注1)	プルデンシャル・スコープ	資本の表への参照(本項の補記1を参照。)
負債					
中央銀行預金	2,985	-	-	2,985	
純損益を通じて公正価値で測定する金融商品					
有価証券	65,490	-	-	65,490	
預金および買戻契約	215,093	-	2	215,095	
発行済負債証券	63,758	(4,922)	(2)	58,834	
うちティア1資本として適格な負債	205	-	-	205	4
うちティア2資本として適格な負債	118	-	-	118	5
デリバティブ金融商品	237,885	498	(169)	238,214	
ヘッジ目的デリバティブ	14,116	(14)	175	14,277	
償却原価で測定する金融負債					
金融機関預金	84,566	(5,945)	(114)	78,507	
顧客預金	834,667	1,007	6,493	842,167	
負債証券	157,578	2,929	1,101	161,608	
劣後債	20,003	(1,685)	1	18,319	
うちティア1資本として適格な負債	-	-	-	-	4
うちティア2資本として適格な負債	17,353	-	-	17,353	5
金利リスク・ヘッジ・ポートフォリオの再測定による調整	3,989	-	-	3,989	
当期および繰延税金負債	3,566	(219)	(245)	3,102	
未払費用およびその他の負債	102,749	(2,156)	(3,099)	97,494	
保険会社の責任準備金	236,937	(236,937)	-	-	
偶発債務等引当金	9,486	(321)	(330)	8,835	
負債合計	2,052,868	(247,765)	3,813	1,808,916	
連結資本					
資本金、追加払込資本および内部留保	97,135	5	(1)	97,139	6
親会社株主帰属当期純利益	8,173	-	-	8,173	7
資本合計、内部留保および親会社株主帰属当期純利益	105,308	5	(1)	105,312	
資本に直接認識される資産および負債の変動	2,145	(6)	-	2,140	
株主持分	107,453	(1)	(1)	107,452	
少数株主持分	4,392	(121)	(2)	4,269	8
連結資本合計	111,845	(121)	(3)	111,721	
負債および資本合計	2,164,713	(247,886)	3,810	1,920,637	

(注1) 会計上の範囲で持分法により連結され、プルデンシャル・スコープで比例連結された共同支配事業体における調整ならびに会計上の範囲において全部連結され、プルデンシャル・スコープの範囲において持分法により連結されたBNPパリバ・リアル・エステートおよびアルパルの非規制事業体における調整。

(単位：百万ユーロ)	2018年12月31日現在				
	会計上の範囲	保険会社の調整	連結方法に基づくその他の調整(注1)	プルデンシャル・スコープ	資本の表への参照(本項の補記1)
資産					
現金および中央銀行預け金	185,119	-	232	185,351	
純損益を通じて公正価値で測定する金融商品					
有価証券	121,954	64	(32)	121,986	
うち10%超を保有している金融機関に対する自己資金の投資	138	64	-	202	1
うち10%未満を保有している金融機関に対する自己資金の投資	1,478	-	-	1,478	2
貸出金および売戻契約	183,716	2,378	(227)	185,867	
デリバティブ金融商品	232,895	310	(57)	233,148	
ヘッジ目的デリバティブ	9,810	(47)	-	9,763	
資本を通じて公正価値で測定する金融商品					
負債証券	53,838	2,491	917	57,246	
うち10%超を保有している金融機関に対する自己資金の投資	-	2,491	-	2,491	1
うち10%未満を保有している金融機関に対する自己資金の投資	11	-	-	11	2
持分証券	2,151	-	-	2,151	
うち10%超を保有している金融機関に対する自己資金の投資	439	-	-	439	1
うち10%未満を保有している金融機関に対する自己資金の投資	986	-	-	986	2
償却原価で測定する金融資産					
金融機関貸出金および債権	19,556	-	220	19,776	
うち10%超を保有している金融機関に対する自己資金の投資	343	-	(40)	303	1
うち10%未満を保有している金融機関に対する自己資金の投資	1	-	-	1	2
顧客貸出金および債権	765,871	4,209	5,531	775,611	
うち10%超を保有している金融機関に対する自己資金の投資	33	339	(33)	339	1
うち10%未満を保有している金融機関に対する自己資金の投資	26	-	-	26	2
負債証券	75,073	15	1,079	76,167	
うち10%超を保有している金融機関に対する自己資金の投資	99	15	-	114	1
うち10%未満を保有している金融機関に対する自己資金の投資	62	-	-	62	2
金利リスク・ヘッジ・ポートフォリオの再測定による調整	2,787	-	11	2,798	
保険業務に係る金融投資	232,308	(232,308)	-	-	
当期および繰延税金資産	7,220	(46)	105	7,279	
未収収益およびその他の資産	103,346	(3,382)	336	100,300	

(単位：百万ユーロ)	2018年12月31日現在				
	会計上の範囲	保険会社の調整	連結方法に基づくその他調整(注1)	プルデンシャル・スコープ	資本の表への参照(本項の補記1)
持分法投資	5,772	4,482	(115)	10,139	
うち金融機関に対する投資	5,332	4,203	(84)	9,452	1
うちのれん	367	279	(29)	618	
有形固定資産および投資不動産	26,652	(551)	73	26,174	
無形固定資産	3,783	(238)	18	3,563	3
うちモーゲージ・サービシング権を除く無形固定資産	3,751	(239)	18	3,530	
のれん	8,487	(280)	29	8,236	3
売却目的で保有する長期性資産(注2)	498	-	(498)	-	
資産合計	2,040,836	(222,903)	7,622	1,825,555	

(注1) 会計上の範囲で持分法により連結され、プルデンシャル・スコープで比例連結された共同支配事業体における調整。

(注2) 「売却目的で保有する長期性資産」はプルデンシャル・バランスシートにおける原簿に割り当てられた。

(単位：百万ユーロ)	2018年12月31日現在				
	会計上の範囲	保険会社の調整	連結方法に基づくその他調整(注1)	ブルデンシャル・スコープ	資本の表への参照(本項の補記1)
負債					
中央銀行預金	1,354	-	-	1,354	
純損益を通じて公正価値で測定する金融商品					
有価証券	75,189	-	-	75,189	
預金および買戻契約	204,039	-	-	204,039	
発行済負債証券	54,908	(3,787)	-	51,121	
うちティア1資本として適格な負債	205	-	-	205	4
うちティア2資本として適格な負債	116	-	-	116	5
デリバティブ金融商品	225,804	295	(59)	226,040	
ヘッジ目的デリバティブ	11,677	(5)	66	11,738	
償却原価で測定する金融負債					
金融機関預金	78,915	(5,938)	547	73,524	
顧客預金	796,548	1,033	5,456	803,037	
負債証券	151,451	3,391	1,311	156,153	
劣後債	17,627	(1,689)	28	15,966	
うちティア1資本として適格な負債	-	-	-	-	4
うちティア2資本として適格な負債	15,454	-	-	15,454	5
金利リスク・ヘッジ・ポートフォリオの再測定による調整	2,470	-	-	2,470	
当期および繰延税金負債	2,255	(125)	75	2,205	
未払費用およびその他の負債	89,562	(2,016)	194	87,740	
保険会社の責任準備金	213,691	(213,691)	-	-	
偶発債務等引当金	9,620	(264)	4	9,360	
負債合計	1,935,110	(222,796)	7,622	1,719,936	
連結資本					
資本金、追加払込資本および内部留保	93,431	16	4	93,451	6
親会社株主帰属当期純利益	7,526	-	(4)	7,522	7
資本合計、内部留保および親会社株主帰属当期純利益	100,957	16	-	100,973	
資本に直接認識される資産および負債の変動	510	(7)	-	503	
株主持分	101,467	9	-	101,476	
少数株主持分	4,259	(116)	-	4,143	8
連結資本合計	105,726	(107)	-	105,619	
負債および資本合計	2,040,836	(222,903)	7,622	1,825,555	

(注1) 会計上の範囲で持分法により連結され、ブルデンシャル目的で比例連結された共同支配事業体における調整。

下記の表は、当行の貸借対照表において認識された異なる種類の資産および負債の内訳を規制リスクタイプ別に示している。このうちのいくつかの項目は複数の種類のリスクのための資本要件の対象となるため、このために分類された金額の合計はプルデンシャル・スコープの純繰越価格と必ずしも一致しない。

リスクタイプ別のプルデンシャル・バランスシート (EU LI1-B)

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在					
	純繰越価格： プルデンシャル・スコープ	以下の対象となる項目：				資本要件の対象 とならないまたは 資本から控除 された
		信用リスク 枠組	取引先信用 リスク枠組	証券化枠組	市場リスク 枠組	
資産						
現金および中央銀行預け金	155,400	155,400	-	-	-	-
純損益を通じて公正価値で測定する 金融商品						
有価証券	132,341	7,338	13,358	303	124,139	561
貸出金および売戻契約	197,910	1,463	193,349	-	196,140	-
デリバティブ金融商品	247,521	-	247,521	-	246,684	-
ヘッジ目的デリバティブ	12,451	-	12,451	-	-	-
資本を通じて公正価値で測定する金 融資産	56,000	51,981	320	1,075	-	2,944
償却原価で測定する金融資産						
金融機関貸出金および債権	21,374	19,373	1,697	-	-	329
顧客貸出金および債権	830,448	775,365	15,291	37,328	-	2,438
負債証券	109,472	95,172	1,408	12,049	-	2,251
金利リスク・ヘッジ・ポートフォリ オの再測定による調整	4,351	-	-	-	-	4,351
当期および繰延税金資産	6,816	6,754	-	-	-	62
未収収益およびその他の資産	107,048	18,330	80,273	-	8,033	3,919
持分法投資	13,740	12,232	-	-	-	1,508
有形固定資産および投資不動産	15,597	15,459	-	-	-	139
無形固定資産	3,499	34	-	-	-	3,465
のれん	6,669	-	-	-	-	6,669
資産合計	1,920,637	1,158,901	565,668	50,755	574,996	28,636

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在					
	純繰越価格： ブルデンシャル・スコープ	以下の対象となる項目：				資本要件の対象 とならないまたは 資本から控除 された
		信用リスク 枠組	取引先信用 リスク枠組	証券化枠組	市場リスク 枠組	
負債						
中央銀行預金	2,985	-	-	-	-	2,985
純損益を通じて公正価値で測定する 金融商品						
有価証券	65,490	-	-	-	65,470	21
預金および買戻契約	215,095	-	209,784	-	209,776	5,311
発行済負債証券	58,834	-	-	-	-	58,834
デリバティブ金融商品	238,214	-	238,214	-	236,986	-
ヘッジ目的デリバティブ	14,277	-	14,277	-	-	-
償却原価で測定する金融負債						
金融機関預金	78,507	-	859	-	-	77,648
顧客預金	842,167	-	1,174	-	-	840,993
負債証券	161,608	-	-	-	-	161,608
劣後債	18,319	-	-	-	-	18,319
金利リスク・ヘッジ・ポートフォリ オの再測定による調整	3,989	-	-	-	-	3,989
当期および繰延税金負債	3,102	-	-	-	-	3,102
未払費用およびその他の負債	97,494	0	64,000	-	3,115	32,738
偶発債務等引当金	8,835	818	-	-	-	8,017
負債合計	1,808,916	818	528,308	-	515,347	1,213,565
連結資本合計	111,721	-	-	-	-	111,721
負債および資本合計	1,920,637	818	528,308	-	515,347	1,325,286

(単位：百万ユーロ)	2018年12月31日現在					
	純繰越価格： ブルデンシャル・スコープ	以下の対象となる項目：				資本要件の対象 とならないまたは 資本から控除 された
		信用リスク 枠組	取引先信用 リスク枠組	証券化枠組	市場リスク 枠組	
資産						
現金および中央銀行預け金	185,351	185,351	-	-	-	-
純損益を通じて公正価値で測定する 金融商品						
有価証券	121,986	6,751	6,838	531	114,543	161
貸出金および売戻契約	185,867	1,184	181,971	-	184,363	-
デリバティブ金融商品	233,148	-	233,148	-	232,227	0
ヘッジ目的デリバティブ	9,763	-	9,763	-	-	-
資本を通じて公正価値で測定する金 融資産	59,397	55,709	31	1,196	-	2,493
償却原価で測定する金融資産						
金融機関貸出金および債権	19,776	18,231	1,534	-	-	34
顧客貸出金および債権	775,611	736,879	16,516	20,245	-	1,948
負債証券	76,167	62,024	1,018	11,796	-	2,347
金利リスク・ヘッジ・ポートフォリ オの再測定による調整	2,798	-	-	-	-	2,798
当期および繰延税金資産	7,279	6,820	-	-	-	460
未収収益およびその他の資産	100,300	20,655	70,355	-	10,499	3,614
持分法投資	10,139	9,522	-	-	-	618
有形固定資産および投資不動産	26,174	26,066	-	-	-	108
無形固定資産	3,563	32	-	-	-	3,530
のれん	8,236	-	-	-	-	8,236
資産合計	1,825,555	1,129,224	521,173	33,767	541,633	26,347

(単位：百万ユーロ)	2018年12月31日現在					
	純繰越価格： ブルデンシャル・スコープ	以下の対象となる項目：				資本要件の対象 とならないまたは 資本から控除 された
		信用リスク 枠組	取引先信用 リスク枠組	証券化枠組	市場リスク 枠組	
負債						
中央銀行預金	1,354	-	-	-	-	1,354
純損益を通じて公正価値で測定する 金融商品						
有価証券	75,189	-	-	-	75,162	27
預金および買戻契約	204,039	-	196,366	-	196,365	7,671
発行済負債証券	51,121	-	-	-	-	51,124
デリバティブ金融商品	226,040	-	226,040	-	224,839	-
ヘッジ目的デリバティブ	11,738	-	11,738	-	-	-
償却原価で測定する金融負債						
金融機関預金	73,524	-	681	-	-	72,843
顧客預金	803,037	-	553	-	-	802,485
負債証券	156,153	-	-	-	-	156,153
劣後債	15,966	-	-	-	-	15,966
金利リスク・ヘッジ・ポートフォリ オの再測定による調整	2,470	-	-	-	-	2,470
当期および繰延税金負債	2,205	-	-	-	-	2,205
未払費用およびその他の負債	87,740	-	55,261	-	4,341	28,215
偶発債務等引当金	9,360	998	-	-	-	8,363
負債合計	1,719,936	998	490,639	-	500,707	1,148,873
連結資本合計	105,619	-	-	-	-	105,619
負債および資本合計	1,825,555	998	490,639	-	500,707	1,254,493

下記の表は、貸借対照表における会計上のエクスポージャー額（前表を参照。）および規制目的で利用されたエクスポージャー額の主要な差異を、異なるリスク別に示している（市場リスクを除く。）。実際、後者については、当社グループが利用した主要な規制方法はバリュー・アット・リスク（VaR）である。これは、異なる市場パラメーター（「2（5）市場リスク」内の「市場リスク・エクスポージャー」を参照。）に対する当行のトレーディング勘定の感応度を反映している。それゆえ、VaR額は市場リスクに係る資産および負債の純帳簿価額に直接関係していない。

**プルデンシャル・スコープにおける純繰越価格および規制目的で認識されるエクスポージャー額の間の調整
(EU LI2)**

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在			
	信用リスク枠組	取引先信用リスク枠組	証券化枠組	市場リスク枠組
資産繰越価格	1,158,901	565,668	50,755	574,996
負債純繰越価格		(528,308)		
オフバランスシート減損純額	417,997		10,489	
信用リスクの減損額	22,338		32	
控除の閾値を下回る額 (250%のリスク加重が適用される)(注1)	(6,549)			
内部モデルの利用による評価の差異 (注2)		129,717		
その他の調整	5,452			
規制目的で認識されたエクスポージャー額	1,598,139	167,077	61,276	

(注1) 将来の利益および金融部門事業体に対する多大な期待に依拠する繰延税金資産を含む（250%のリスク加重が適用される。）。

(注2) 当社グループが取引先リスクに対して利用している主要な規制方法はEEPE（将来発生し得る有効かつ正のエクスポージャー）である。評価モデルの特徴は、「2（4）取引先信用リスク」内の「取引先信用リスクの測定」に記載されている。

(単位：百万ユーロ)	2018年12月31日現在			
	信用リスク枠組	取引先信用リスク枠組	証券化枠組	市場リスク枠組
資産繰越価格	1,129,224	521,173	33,767	541,633
負債純繰越価格		(490,639)		
オフバランスシート減損純額	390,713		9,762	
信用リスクの減損額	25,490		78	
控除の閾値を下回る額 (250%のリスク加重が適用される)(注1)	(6,627)			
内部モデルの利用による評価の差異 (注2)		114,825		
その他の調整	4,720			
規制目的で認識されたエクスポージャー額	1,543,521	145,360	43,608	

(注1) 将来の利益および金融部門事業体に対する多大な期待に依拠する繰延税金資産を含む（250%のリスク加重が適用される。）。

(注2) 当社グループが取引先リスクに対して利用している主要な規制方法はEEPE（将来発生し得る有効かつ正のエクスポージャー）である。評価モデルの特徴は、「2（4）取引先信用リスク」内の「取引先信用リスクの測定」に記載されている。

規制目的で利用されたエクスポージャー額は以下に記載されている。

- ・信用リスクに関しては「2 (3) 信用リスク」
- ・銀行勘定における証券化ポジションに関しては「(2) 銀行勘定における証券化」
- ・取引先信用リスクに関しては「2 (4) 取引先信用リスク」
- ・市場リスクに関しては「2 (5) 市場リスク」

重要な子会社

BNPパリバの重要なサブグループおよび子会社のリスク加重資産は、「(2) 銀行勘定における証券化」の補記において開示されている。

下記のサブグループは、2019年12月31日現在において、そのリスク加重資産が当社グループのリスク加重資産（持分法により連結された事業体を除く。）合計の3%を超えるという基準に基づき、重要とみなされている。

- ・BNPパリバ・フォルティス
- ・バンカ・ナツィオナーレ・デル・ラヴオーロ（BNL）
- ・BNPパリバ・USA・インク（注1）
- ・バンク・オブ・ザ・ウェスト
- ・BNPパリバ・パーソナル・ファイナンス
- ・BGL BNPパリバ

報告されたリスク加重資産は、各グループの下位の連結範囲に対応する。したがって、BGL BNPパリバおよびバンク・オブ・ザ・ウェストは、BNPパリバ・フォルティスおよびBNPパリバ・USA・インクのそれぞれのサブグループに含まれている。

（注1） 2016年7月1日以降、BNPパリバ・USA・インクは当社グループの米国における子会社のための中間持株会社となった。

規制資本

BNPパリバ・グループは、欧州指令の「金融機関事業のアクセスならびに金融機関および投資会社の健全性監督に関する指令」ならびに「金融コングロマリット指令」をフランス法に置き換えているフランス規則に準拠する必要がある。

当社グループが業務を行う様々な国においては、BNPパリバは該当する監督当局が統制する手続に従い、特定の規制比率にも準拠している。当該比率は、主に自己資本比率、リスクの集中、流動性および資産／負債のミスマッチの問題に関係している。

2014年1月1日現在、ソルベンシー比率算出方法を規定する規則（EU）575/2013は、ソルベンシー比率を規制資本合計と以下の合計の間の比率であると定義している。

- ・特定の事業体または当社グループの事業活動により、標準的アプローチまたは内部格付に基づくアプローチ（IRBA）で算出された、信用リスクおよび取引先リスクのリスク加重資産の額
- ・市場リスク、信用評価調整リスクおよび業務リスクに備えるために必要な資本要件に12.5を乗じたもの

規制資本の内訳

規制資本は、3つのカテゴリー（エクイティ・ティア1資本、追加ティア1資本およびティア2資本）に分類され、規制上の調整がなされた資本および負債商品により構成される。

エクイティ・ティア1資本

エクイティ・ティア1資本商品は、以下のものによって構成されている。

- ・ 予期される分配金の配当および当該分類に算入不能な永久最劣後債のために再表示された、親会社株主連結資本額
- ・ その資産計上剰余金のために調整された、規制事業体の少数株主持分準備金。非規制事業体の少数株主持分は除外される。

主な規制上の調整は、以下のとおりである。

- ・ キャッシュ・フロー・ヘッジから発生する損益
- ・ 慎重な評価の要件である、公正価値で測定する商品の額の調整
- ・ 繰延税金負債控除後のれんおよびその他無形固定資産
- ・ 将来予測に依拠し、繰越税金損失による繰延税金資産純額
- ・ エクイティ・エクスポージャーに係る予測損失
- ・ 引当金およびその他評価調整の対象ではない内部格付に基づくアプローチ（IRBA）を用いて測定した貸出金残高に対する予測損失の持分
- ・ 当社グループが、1,250%の加重ではなく自己資本の控除を行った証券化トランシェ

保有されまたは買戻権限の付与された自己株式は当該分類から除く。

連結資本からエクイティ・ティア1（CET1）資本への移行

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在	2018年12月31日現在	
		段階的導入	経過措置(注1)
連結資本	111,721	105,619	-
CET1に算入不能な永久最劣後債	(8,689)	(8,240)	-
予想される分配金の配当	(3,871)	(3,768)	-
算入不能な少数株主持分	(2,527)	(2,362)	-
資本に直接認識されるヘッジ商品の公正価値の変動	(1,072)	(825)	-
慎重な評価要件に連動する追加的評価調整	(1,396)	(892)	-
のれんおよびその他無形固定資産	(11,380)	(12,162)	-
繰延税金損失による繰延税金資産純額	(430)	(527)	98
予測損失の計算に起因するマイナス数値	(551)	(242)	-
その他控除調整項目	(599)	(372)	-
エクイティ・ティア1（CET1）資本	81,204	76,230	98

(注1) 規制前の取扱いの対象となる額または規則（EU）575/2013に所定の残存額。

追加ティア1資本

追加ティア1資本は、主に下記のような特徴のある劣後債商品で構成されている。

- ・満期および償還要件がない。
- ・当社グループがその資本の20%以上を保有する銀行、子会社またはその他企業は保有していない。
- ・損失を吸収する能力がある。
- ・早くても発行日の5年後、発行者の裁量により行使できる買戻要件を設けることができる（注1）。
- ・報酬は、何ら銀行に対する負担なく、清算される可能性のある分配可能な部分から生じる。

本項目はさらに適格性についての上限の範囲内での株主資本における非適格少数株主準備金も含む。

追加ティア1自己資本商品を償還する権限は本項目から控除されている。

（注1） 監督者の許可が必要である。

ティア2資本

ティア2資本は、買戻要件のない劣後債およびティア1資本の適格性についての上限の範囲内での非適格少数株主準備金で構成される。残存期間が5年未満の劣後債にはプルデンシャル・ディスカウントが適用される。

ティア2資本からのプルデンシャル・ディスカウントは主に以下を対象としている。

- ・優れた金融機関におけるティア2資本項目
- ・ティア2自己資本商品の買戻権限

経過措置

バーゼル3により導入される算出方法は、規則（EU）575/2013（CRR）に基づき、2022年までの段階的な採用が認められている。2019年以降、いまだこれら経過措置の対象となっている項目は、バーゼル3では非適格だが以前の規則では適格であった、2011年12月31日以前に発行された劣後債であり、これには減少適格閾値が適用される。これらの措置の影響は、本項の補記1「規制資本の詳細」の80から85の項目に記載されている。

2019年6月27日に効力を発生した規則（EU）2019/876（CRR 2）は、ティア1およびティア2規制資本に対する追加適格基準を導入しており、これは規則（EU）575/2013によって提供される基準を補足するものである。しかし、これらの追加要件を満たしていないものの、CRRに基づいて以前は適格であった商品は、2025年まで延長された経過期間に認識される可能性がある。これらの経過措置によって影響を受ける商品についての詳細およびその適格期間については、当行の投資家向け広報ウェブサイト（下記「規制資本の構成および発展」を参照。）にて閲覧可能である。

さらに、当社グループは、規則（EU）2017/2395に基づき定義される、資本へのIFRS第9号の導入の影響を軽減するために規定された経過措置を適用していない。

規制資本の構成および発展

規制資本の調整の詳細については、本項の補記1「規制資本の詳細」を参照。

資本として認識された負債商品の詳細および実施規則1423/2013の実施に必要なテンプレート（EU CCA）に従ったそれらの特徴を示す表は、投資家向け広報ウェブサイト <https://invest.bnpparibas.com/en/debts/tier-1-hybrids-subordinateddebt/capital-instruments-main-features-template>におけるBNPパリバの負債部門において入手可能である。

規制資本

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在	2018年12月31日現在	
		段階的導入	経過措置 (注1)
エクイティ・ティア1 (CET1) 資本：商品および準備金			
資本性商品および関連株式発行プレミアムの勘定	27,133	27,133	-
うち普通株式	27,133	27,133	-
利益剰余金	62,139	58,968	-
その他の包括利益（および、適用ある会計原則に基づく未実現損益を含むためのその他準備金）累計額	2,139	503	-
少数株主持分（連結CET1で認められている金額）	1,742	1,781	-
予測可能な費用および配当金控除後の個別に検討された中間利益	3,888	3,387	-
規制上の調整前のエクイティ・ティア1 (CET1) 資本	97,041	91,772	-
エクイティ・ティア1 (CET1) 資本：規制上の調整	(15,837)	(15,542)	98
エクイティ・ティア1 (CET1) 資本	81,204	76,230	98
追加ティア1 (AT1) 資本：商品(注2)	9,258	8,731	45
追加ティア1 (AT1) 資本：規制上の調整	(500)	(44)	-
追加ティア1 (AT1) 資本(注2)	8,758	8,687	45
ティア1資本 (T1 = CET1 + AT1) (注2)	89,962	84,916	143
ティア2 (T2) 資本：商品および引当金(注2)	17,351	15,511	(45)
ティア2 (T2) 資本：規制上の調整	(3,598)	(3,233)	-
ティア2 (T2) 資本(注2)	13,753	12,278	(45)
資本金合計 (TC = T1 + T2) (注2)	103,716	97,194	98

(注1) 規制前の取扱いの対象となる額または規則（EU）575/2013に所定の残存額。

(注2) 2019年から適用となる、それまで現行の取扱いが認められている追加ティア1およびティア2の適格規則に基づく。

規制資本の変動

(単位：百万ユーロ)	段階的導入
エクイティ・ティア1 (CET1) 資本	
2018年12月31日現在	76,131
エクイティ・ティア1資本：商品および準備金	5,269
資本性商品および関連株式発行プレミアム	-
うち普通株式	-
利益剰余金	3,171
その他の包括利益累計額	1,636
少数株主持分（連結CET1で認められている金額）	(40)
予測可能な費用および配当金控除後の個別に検討された中間利益	501
エクイティ・ティア1 (CET1) 資本：規制上の調整	(196)
うち追加的評価調整	(504)
うち無形固定資産	782
うち将来利益に依拠する、一時差額により生じるものを除く繰延税金資産純額	194
うちキャッシュ・フロー・ヘッジの損益に関連する公正価値引当金	(247)
うち予測損失額の計算の結果マイナスとなった金額	(309)
うち自身の信用状況の変動による、公正価値での負債に係る損益	(25)
うち当社グループが自己資本の控除を行った証券化ポジション	(41)
うちCRR以前の措置の対象となる額に関連してエクイティ・ティア1に適用された規制上の調整	(120)
うちその他規制上の調整	74
2019年12月31日現在	81,204
追加ティア1資本	
2018年12月31日現在(注1)	8,642
追加ティア1 (AT1) 資本：商品	572
追加ティア1 (AT1) 資本：規制上の調整	(456)
10%超を保有している金融機関に対する貸出金	(450)
その他	(6)
2019年12月31日現在	8,758
ティア2資本	
2018年12月31日現在(注1)	12,323
ティア2 (T2) 資本：商品および引当金	1,796
ティア2 (T2) 資本：規制上の調整	(365)
10%超を保有している金融機関に対する貸出金	(140)
その他	(226)
2019年12月31日現在	13,753

(注1) 2019年から適用となる、それまで現行の取扱いが認められている追加ティア1およびティア2の適格規則に基づく。

適格債務の変動

(単位：百万ユーロ)	段階的導入	
	ティア 1	ティア 2
2018年12月31日現在	8,509	15,255
新発債	1,511	1,870
償還額	(69)	(59)
プルデンシャル・ディスカウント	0	(152)
その他	(984)	184
2019年12月31日現在	8,967	17,100

資本要件およびリスク加重資産

下記の表は、リスクの種類別のリスク加重資産および資本要件を表示している。資本要件は、リスク加重資産の８％を構成する。

リスク加重資産および資本要件（EU 0V1）

(単位：百万ユーロ)	リスク加重資産		資本要件	
	2019年12月31日現在	2018年12月31日現在	2019年12月31日現在	
1 信用リスク	524,231	503,851	41,939	「2 (3) 信用リスク」を参照。
2 うち標準的アプローチ	210,490	220,383	16,839	
4 うち先進的なIRBアプローチ	259,552	242,323	20,764	
5 うち簡便加重法に基づくエクイティ・ポジション	54,189	41,146	4,335	
6 取引先信用リスク	29,520	26,634	2,362	「2 (4) 取引先信用リスク」を参照。
7 うち時価評価手法	2,682	2,552	215	
10 うち内部モデル手法 (IMM)	23,221	19,702	1,858	
11 うちセントラル・カウンターパーティー デフォルト・ファンド負担	1,323	1,289	106	
12 うち信用評価調整	2,294	3,090	184	
13 決済リスク	3	12	0	
14 銀行勘定の証券化エクスポージャー	10,510	7,040	841	「(2) 銀行勘定における証券化」を参照。
14a うち内部評価アプローチ	4,324	-	346	
14b うち標準的アプローチ	1,257	-	101	
14c うち外部評価アプローチ	177	-	14	
15 うちIRBアプローチ	781	1,675	63	
16 うち当局が設定する計算IRBアプローチ (SFA)	3,571	4,301	286	
18 うち標準的アプローチ	400	1,064	32	
19 市場リスク	19,296	19,948	1,544	「2 (5) 市場リスク」を参照。
20 うち標準的アプローチ	1,776	2,222	142	
21 うち内部モデルアプローチ (IMA)	17,521	17,726	1,402	
23 業務リスク	68,891	72,947	5,511	「2 (7) 業務リスク」を参照。
24 うち基礎的指標アプローチ	4,371	5,619	350	
25 うち標準的アプローチ	10,243	10,393	819	
26 うち先進的計測アプローチ (AMA)	54,278	56,935	4,342	
27 控除の閾値を下回る額 (250%のリスク加重が適用される)	16,376	16,569	1,310	
29 合計	668,828	647,001	53,506	

当社グループのリスク加重資産合計は、2018年12月31日現在の647.0十億ユーロと比べて、2019年12月31日現在において668.8十億ユーロとなった。内部モデルを使用して計算されたリスク加重資産は、2019年12月31日現在において当社グループのリスク加重資産のうち55%であった。

リスクの種類別のリスク加重資産の内訳は、個々の該当するセクションに記載されている。

プルデンシャルによる資本の控除の閾値を下回る額は、規則（EU）575/2013第48条に基づき250%の加重がされる資産である。これらは以下のものを含む。

- ・簡便加重法を使用して加重されるプルデンシャル・スコープにおいて持分法の下で連結される保険事業体を除く、持分法の下で連結される信用機関または金融機関
- ・当社グループが10%超の持分を有する信用機関または金融機関における高率の金利
- ・将来予測に依拠し、一時差額により生じる繰延税金資産

決済リスクは、規則（EU）575/2013第378条において証券取引に係る決済の遅滞に関連する損失のリスクとして定義される。2019年12月31日現在において、当該リスクに関するリスク加重資産は3百万ユーロであり、当社グループにとって重要なものではない。

2019年度におけるリスク加重資産の変動

リスク加重資産の変動は、以下の効果に分類することができる。

- ・資産規模に対する効果：債務不履行エクスポージャー（EAD）の変動による影響および当社グループが開始した効率的な証券化プログラムに関する影響
- ・資産の質に対する効果：リスク・パラメーター（内部格付に基づくアプローチのためのデフォルト確率および債務不履行による損失、ならびに標準的アプローチのためのリスク加重等）の変動による影響
- ・手法の変更に対する効果：内部モデルの使用における変更（新モデルの導入、新たなエクスポージャー・スコープにおける展開、リスク・パラメーターの年1回の再校正または検討、アドオンの適用等）による影響
- ・手法および方針に対する効果：リスク加重資産の計算に影響を与える手法の変更および新たな規制要件の確立による影響
- ・取得および処分に対する効果：連結範囲変更による影響
- ・通貨に対する効果：信用リスク・エクスポージャーへの為替レートの変動による影響

リスク加重資産の変動の主要な要因別内訳

リスク加重資産 (単位: 百万ユーロ)	2018年 12月31日 現在	主要な要因							変動 合計	2019年 12月31日 現在
		資産規模	資産の質	手法の変更	手法および 方針	取得および 処分	通貨	その他		
信用リスク	503,851	27,869	(15,738)	4,397	3,361	(2,571)	3,127	(65)	20,380	524,231
取引先信用 リスク	26,634	3,666	(1,894)	1,524	-	53	(1)	(461)	2,886	29,520
決済リスク	12	-	-	-	-	-	-	(9)	(9)	3
銀行勘定の証 券化ポジション	7,040	3,571	(103)	-	-	15	164	(177)	3,470	10,510
市場リスク	19,948	3,162	(1,531)	(2,398)	-	(411)	-	527	(652)	19,296
業務リスク	72,947	1,308	(1,423)	(190)	-	(3,750)	(1)	0	(4,056)	68,891
控除の閾値を下 回る額 (250%のリス ク加重が適用 される)	16,569	742	-	-	170	(1,228)	0	123	(193)	16,376
合計	647,001	40,318	(20,689)	3,333	3,531	(7,893)	3,288	(63)	21,826	668,828

2019年度におけるリスク加重資産22十億ユーロの増加の主な原因は下記のとおりである。

- ・当社グループが開始した効率的な証券化の効果を控除した信用リスクの上昇（全体で28十億ユーロ増）に特徴付けられる、事業活動に関連する40十億ユーロの増加
- ・特にリスク・パラメーターの改善に起因する、主に信用リスクにおける資産内容の改善による21十億ユーロの増加
- ・モデルの更新に関連する3十億ユーロの増加
- ・2019年1月1日以降の新会計基準IFRS第16条の適用に関連する4十億ユーロの増加
- ・特に現在プルデンシャル範囲の中で持分法により連結されている当社グループのいくつかの事業体について連結方法を変更したことによる、連結範囲の影響に関連する8十億ユーロの減少
- ・特に米ドルおよび英国ポンドの上昇に伴う通貨の影響による3十億ユーロの増加

各リスクの種類別の2019年の主な変動に関する説明は、個々の該当するセクションに詳述されている。

リスク加重資産の事業部門別内訳

リスクの種類別および事業別のリスク加重資産

リスク加重資産 (単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在						合計
	リテール・バンキング事業 およびサービス事業		ホールセールバンキング事業			コーポレー ト・センター	
	国内市場 部門	国際金融サー ビス部門	コーポレー ト・バンキ ング部門	グローバ ル・マー ケット部門	証券管理 部門		
信用リスク	202,639	190,938	98,619	7,106	2,261	22,668	524,231
うち標準的アプローチ	50,910	139,964	6,836	1,528	631	10,621	210,490
うち先進的なIRBアプローチ	142,169	19,095	90,682	4,425	1,527	1,655	259,552
うち簡便加重法に基づくエクイティ・ポジ ション	9,559	31,879	1,102	1,153	103	10,393	54,189
取引先信用リスク	2,626	575	425	24,221	1,553	121	29,520
うち時価評価	323	505	24	986	838	6	2,682
うち内部モデル手法（IMM）	2,204	6	199	20,136	677	-	23,221
うちセントラル・カウンターパーティ ー デフォルト・ファンド負担	-	-	83	1,099	34	107	1,323
うち信用評価調整	100	65	119	2,000	4	7	2,294
決済リスク	-	-	-	3	-	-	3
銀行勘定の証券化エクスポージャー	2,337	291	5,317	2,433	-	133	10,510
うち内部評価アプローチ（SEC-IRBA）	1,423	66	2,347	488	-	-	4,324
うち標準的アプローチ（SEC-IRBA）	230	7	270	750	-	-	1,257
うち外部評価アプローチ（SEC-IRBA）	13	89	55	20	-	-	177
うちIRBアプローチ	5	106	301	237	-	133	781
うち当局が設定する計算IRBアプローチ (SFA)	627	-	2,015	930	-	-	3,571
うち標準的アプローチ	39	22	330	9	-	-	400
市場リスク	38	353	699	17,562	639	5	19,296
うち標準的アプローチ	38	225	666	808	35	5	1,776
うち内部モデルアプローチ（IMA）	-	129	34	16,754	604	-	17,521
業務リスク	20,969	18,413	10,433	15,033	3,498	544	68,891
うち基礎的指標アプローチ	650	2,689	232	232	408	160	4,371
うち標準的アプローチ	1,382	6,948	1,146	500	115	153	10,243
うち先進的計測アプローチ（AMA）	18,937	8,777	9,055	14,302	2,975	231	54,278
控除の閾値を下回る額 (250%のリスク加重が適用される)	1,133	6,157	14	540	55	8,476	16,376
合計	229,741	216,727	115,507	66,899	8,006	31,947	668,828

リスク加重資産 (単位:百万ユーロ)	2018年12月31日現在						合計
	リテール・バンキング事業 およびサービス事業		ホールセールバンキング事業			コーポレー ト・センター	
	国内市場 部門	国際金融サー ビス部門	コーポレー ト・バンキ ング部門	グローバ ル・マー ケット部門	証券管理 部門		
信用リスク	201,178	181,846	93,573	5,561	2,773	18,920	503,851
うち標準的アプローチ	63,388	138,353	6,329	1,745	575	9,991	220,383
うち先進的なIRBアプローチ	132,570	18,597	86,572	2,692	1,603	288	242,323
うち簡便加重法に基づくエクイティ・ポジ ション	5,219	24,896	672	1,124	594	8,641	41,146
取引先信用リスク	2,249	708	515	21,561	1,440	161	26,634
うち時価評価	296	527	7	875	827	20	2,552
うち内部モデル手法 (IMM)	1,834	8	110	17,195	555	-	19,702
うちセントラル・カウンターパーティ ー デフォルト・ファンド負担	-	-	276	833	53	127	1,289
うち信用評価調整	119	172	122	2,659	5	14	3,090
決済リスク	-	-	-	12	-	-	12
銀行勘定の証券化エクスポージャー	836	205	1,178	4,479	-	342	7,040
うちIRBアプローチ	10	138	70	1,115	-	342	1,675
うち当局が設定する計算IRBアプローチ (SFA)	631	-	1,108	2,562	-	-	4,301
うち標準的アプローチ	196	67	-	802	-	-	1,064
市場リスク	39	284	1,295	17,846	476	7	19,948
うち標準的アプローチ	39	208	1,216	702	50	7	2,222
うち内部モデルアプローチ (IMA)	-	76	79	17,144	427	-	17,726
業務リスク	23,606	19,172	9,970	15,962	3,459	778	72,947
うち基礎的指標アプローチ	1,145	3,429	203	241	406	196	5,619
うち標準的アプローチ	1,789	6,338	1,201	723	102	241	10,393
うち先進的計測アプローチ (AMA)	20,673	9,405	8,567	14,998	2,951	341	56,935
控除の閾値を下回る額 (250%のリスク加重が適用される)	1,207	5,420	9	484	54	9,395	16,569
合計	229,115	207,635	106,541	65,905	8,203	29,603	647,001

事業別リスク加重資産の分類は、67%がリテール・バンキング事業およびサービス事業（国内市場部門35%および国際金融サービス部門32%を含む。）、28%がホールセールバンキング事業、ならびに5%がコーポレート・センターで構成されており、当社グループの多用な事業構成を反映している。

当社グループのリスク加重資産の増加は、コーポレート・バンキング部門における9十億ユーロの増加、国際金融サービス部門（主に保険部門、パーソナル・ファイナンスおよびバンクウェスト）における9十億ユーロの増加およびコーポレート・センターにおける2十億ユーロの増加を含む、ホールセールバンキング事業における10十億ユーロの増加により、2019年には22十億ユーロであった。国内市場部門のリスク加重資産は、ベルギー国内リテール・バンキングおよびアルバルにおける減少によって相殺されたフランス国内リテール・バンキングの増加によって、わずかに1十億ユーロ増加した。

自己資本および資本計画

自己資本

BNPパリバ・グループでは、数々の規制を遵守することが求められている。

- ・銀行監督もその対象となる、CRRおよびCRD 4に基づく欧州の銀行規則
- ・銀行業務および保険業務の追加監督に関する金融コングロマリット上の規則。2016年1月1日からのBNPパリバの保険事業は、ソルベンシーII保険規則に準拠している。

したがって、単一監督メカニズムの文脈において欧州中央銀行は、2014年11月4日付でBNPパリバの直接の健全性監督当局となった。欧州中央銀行はこの役割を果たすにあたって、管轄の国立監督当局を活用する。

銀行規則および監督に基づく要件

第1の柱に関して、当社グループは、

- ・エクイティ・ティア1（CET1）最低比率4.5%
- ・ティア1資本最低比率6%
- ・自己資本合計最低比率8%

の要件を有する。

－バッファーとしての追加的な要件

BNPパリバは、第1の柱に関する最低資本要件に加え、追加エクイティ・ティア1資本バッファーをも維持しなくてはならない。

- ・資本維持バッファーがリスク加重資産の2.5%に相当すること。このバッファーの目的は、激しい市況ストレスにおいて損失を吸収するためである。
- ・以下は、システミック・リスクを制限するために定義される3つのバッファーである。以下の3つのバッファーのうち最上位のもののみが適用される。
- ・グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIB）のバッファーは、銀行のグローバルなシステム上の重要性に対応するバーゼル委員会により定められた手法に基づき、金融安定理事会により定義されるエクイティ・ティア1資本の追加で構成される。グローバルなシステム上の重要性は、当該銀行の破綻が世界的な金融システムおよび経済全体に与える影響の度合いによって測定される。

グローバルなシステム上の重要性の測定アプローチは、指標ベースである。選定された指標は、銀行の規模、相互関連性、提供するサービスのための銀行情報サービスの利用、国際的な管轄区域を越えた事業およびその複雑性を反映する。バーゼル委員会が2013年7月に発表した、「グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIB）：最新の評価手法およびより高い損失吸収要件」（BCBS 255）において詳述されている。

2019年4月にBNPパリバは、2018年12月31日現在のG-SIB指標の値を発表した。G-SIB指標の値についての詳細は、投資家向け広報ウェブサイト<https://invest.bnpparibas.com/en/conferences-and-publications>におけるカンファレンスおよび公表物を参照。

2019年11月22日に金融安定理事会は、2019年におけるシステム上重要な銀行の一覧を発表した。BNPパリバは、2017年以降グループ2に分類され、2021年までの追加エクイティ・ティア1資本要件は、1.5%に設定されている。

当社グループの指標の直近の更新は、2020年4月末に公表された。

- ・国内のシステム上重要な銀行（D-SIB）のバッファは、破綻が国内経済に影響を与える銀行の資本要件を強化することが目的である。2020年までのBNPパリバのD-SIBバッファは、1.5%に設定されている。
- ・システミック・リスク・バッファは、長期的にシステミック・リスクまたはマクロ健全性についての反循環的リスクを制限することが目的である。このバッファは、当社グループにとって重要ではない。
- ・反循環的資本バッファは、貸出残高の増加が加速して資本要件がゆっくりと減少する期間に徐々に資本要件を強化するための調整を目的としたエクイティ・ティア1資本の追加として定義された。比率は指定された国内当局の自由裁量の決定によって各国で設定される可能性がある。2019年度に適用された国別の比率と照らし合わせると、2019年12月31日現在のBNPパリバの反循環的資本バッファは0.17%である。当社グループの反循環的資本バッファは、特定国での比率の増加に伴って、2020年12月31日には0.35%、2021年1月1日には0.36%に達するまで徐々に増加する予定である（本項の補記2「反循環的資本バッファ」を参照。）。

―第2の柱の要件

監督について、バーゼル合意の第2の柱は、監督当局が、一方で当社グループが実施する方針、戦略、手続および取決めが、他方で保有資本が、リスク管理およびリスク補償の目的に照らし適切であることを規定している。銀行のリスク・レベルに関してメカニズムおよび資本の適性を判断する、監督当局による評価作業は、SREP（監督審査プロセス）に定められた規則に指定されている。

ICAAP（自己資本に関する内部評価プロセス）は、通常の業務において発生するリスクのレベルの金融機関の内部測定により、自己資本の適切性を評価するプロセスである。自己資本に関する内部評価プロセスは、監督当局により年次監督審査プロセスのために用いられる。

BNPパリバ・グループ内において、自己資本に関する内部評価プロセスは、2つの主要な原則、すなわち自己資本要件および将来の資金計画に関して、利用可能な資本水準が充分であるかの確認に基づいている。

自己資本評価は2つの観点に基づく。

- ・ CRD 4 および CRR に規定され、かかる規制に従い、すべての第 1 の柱のリスクが規制資本によりカバーされなければならない規制上の観点
- ・ バーゼル規制に規定される第 1 の柱のリスクおよび当社グループのリスク選好度の枠組に定義され、当社グループのリスク・インベントリー・システムの枠組内で重要とされる第 2 の柱のリスクについての包括的な審査を中心に構築された内部的な観点。この観点から第 1 の柱および第 2 の柱のリスクが、内部的かつ定量的なアプローチを用いて評価され、必要に応じて定性的なアプローチおよび専門の監視枠組によって補充される。

資本計画は、その時点で入手可能な直近の財務データの実績および予測に基づく。これらのデータは、オリジネーション機能、事業開発目標および予想される規制変更に備えるために第一級の信用格付を維持するという当社グループの目標を特に考慮して、将来的な資本要件の予測に用いられる。

資本計画は、当社グループが定めた自己資本比率の目標と将来的に予測される自己資本比率との比較で構成され、ストレスの多いマクロ経済環境下での安定性のテストを行う。

監督審査プロセスの結果の通知

監督審査プロセスの結果は、毎年、欧州中央銀行によりBNPパリバの業務執行陣に通知される。2019年の監督審査プロセスの結果は、2019年12月10日付で通知された。

監督審査プロセスの決定は2つの項目、すなわち、「第2の柱の要件」として知られる要件、および公表されていない「第2の柱のガイダンス」と呼ばれる指針から構成されている。欧州中央銀行による2019年度監督審査プロセス（SREP）の年次結果の通知に従い、2020年度の当社グループの「第2の柱の要件」を満たすエクイティ・ティア1（CET1）比率は、変わらず1.25%であった。この要件はエクイティ・ティア1資本によって完全にカバーされなければならない。

ー一般的な資本要件

当社グループのエクイティ・ティア1比率、ティア1比率および総資本比率は、適用ある配当額の制限に関する規制（最大配当可能額（MDA））に従って、随時、下記の要件を遵守しなければならない。

- ・ 自己資本規制第92条第1項のa)、b)およびc)に基づき、それぞれ最低エクイティ・ティア1比率、最低ティア1比率および最低総資本比率
- ・ 第2の柱の要件
- ・ 該当する国内法令に置き換えられた、CRD 4 の第128条第6項に定義される統合バッファー要件

すべての要件

	2019年	2020年
エクイティ・ティア1最低要件(第1の柱)	4.50%	4.50%
第2の柱の要件(注1)	1.25%	1.25%
統合バッファー要件	4.17%	4.35%
うち資本維持バッファー	2.50%	2.50%
うちG-SIBバッファー	1.50%	1.50%
うち反循環的資本バッファー(注2)	0.17%	0.35%
すべてのエクイティ・ティア1資本要件	9.92%	10.10%
ティア1：最低要件(第1の柱)	6.00%	6.00%
第2の柱の要件(注1)	1.25%	1.25%
統合バッファー要件	4.17%	4.35%
すべてのティア1資本要件	11.42%	11.60%
資本合計：最低要件(第1の柱)	8.00%	8.00%
第2の柱の要件(注1)	1.25%	1.25%
統合バッファー要件	4.17%	4.35%
すべての資本合計要件	13.42%	13.60%

(注1) 第2の柱の要件のみが公表されている。

(注2) 2019年12月31日現在および2020年12月31日現在の反循環的資本バッファー。

2.5%の資本維持バッファー、1.5%のG-SIBバッファー、特定国での反循環的資本バッファーの段階的導入および1.25%の第2の柱の要件を受け、エクイティ・ティア1資本要件(第2の柱のガイダンスは除く。)は、2019年12月31日現在は9.92%、2020年12月31日現在は10.10%である。

2019年12月31日現在エクイティ・ティア1資本比率は、12.1%であり、監督審査プロセスにおいて示されるように、BNPパリバは2019年度に適用される最低要件を十分に上回っている。エクイティ・ティア1資本比率は、2019年12月31日現在、2018年12月31日と比較して30ベース・ポイント上昇したが、この上昇は、以下に起因する。

- ・2019年度の一時的なその他の営業外項目を除外した純利益(プラス60ベース・ポイント)
- ・新会計基準IFRS第16号の影響(マイナス10ベース・ポイント)
- ・証券化の影響を除いた継続的な変動下でのリスク加重資産の増加(マイナス40ベース・ポイント)
- ・処分および買収による純影響額(SBIライフ、本子会社の残部の連結範囲からの除外およびドイツ銀行のプライム・ブローカレッジ業務に関する契約の影響)ならびにバンクウェストののれんの一部減損額(プラス20ベース・ポイント)
- ・変動効果を含むその他の影響は比率に対し限定的であった。

BNPパリバの比率は、連結ベースで集中的に監視および管理されている。単体レベルで銀行規則への準拠が要求されているフランス内外の事業体の場合、当該比率について各事業体も直接監視および管理する（下記「地域レベルでの資本管理」を参照。）。

保険事業に適用される要件

2016年1月1日以降、BNPパリバの保険事業には、ソルベンシーカバレッジ比率を計算するための基準であるソルベンシーII規則（フランス法に導入された指令2009/138/EC）が適用されている。

ソルベンシーIIの目的は、以下のとおりである。

- ・ 保険企業がさらされているリスクの概念およびリスク選好度を組み入れること
- ・ 欧州全体の保険規則制度を統合すること
- ・ 監督当局にさらに権限を付与すること

ソルベンシーIIは3つの柱に分類でき、以下を目的としている。

- ・ 第1の柱：経済資本に基づくアプローチと呼ばれる手法でソルベンシーを評価すること
- ・ 第2の柱：定性的要件（すなわち、リスクの評価に対する将来を見通したアプローチを含むガバナンスおよびリスク管理に関するルール。当該評価はORSA（リスクおよびソルベンシーの自己評価）と呼ばれる。）を実施すること
- ・ 第3の柱：ソルベンシーを公益および当局への開示の基礎とし、保険事業の透明性を改善すること

BNPパリバ・カーディフ・グループは、計算および報告に加え、リスク管理およびガバナンスの両方からこの規則を適用している。2018年12月31日現在のソルベンシーIIに関連するデータは、BNPパリバ・カーディフ・グループのウェブサイト<https://www.bnpparibascardif.com>に公表されたソルベンシーおよび財政状態のレポート（SFCR）において入手可能である。

保険リスクは「2（8）保険リスク」に記載されている。

ソルベンシーIIは2つの資本要件を設定している。

- ・ ソルベンシー資本要件（SCR）
- ・ 最低資本要件（MCR）または各社におけるソルベンシー資本要件の当社グループの最低要件

ソルベンシー資本要件（SCR）は、リスク間の相関関係を考慮し、200年毎に生じるすべての一連の事象の影響を和らげるために要求される自己資金のレベルである。1年間のタイムスケールの範囲内で200年遡った期間の事象をカバーするために、ソルベンシー要件が測定される（バリュー・アット・リスクは99.5%）。BNPパリバ・カーディフのソルベンシー資本要件は、規制によって定められた標準公式を用いて測定される。

BNPパリバ・カーディフの資本管理方針は、特に、規制によって定められた制限およびレベルに従って、プルデンシャル・ソルベンシー要件が満たされるようにすること、リスクおよびソルベンシーの自己評価の範囲内で定義されるソルベンシー資本要件の少なくとも100%をカバーすることならびに資本金、劣後債およびその他の自己資本要素の間で最適なバランスが保てるよう自己資本を構築することを目的としている。

2018年12月31日現在において、ソルベンシー資本要件を満たす適格な自己資本は、11,418百万ユーロであった。ソルベンシー資本要件の値は7,506百万ユーロ、ソルベンシー資本要件のカバレッジ比率は152%であった。ソルベンシー資本要件における当社グループの最低要件を満たす適格な自己資本は、8,568百万ユーロであった。ソルベンシー資本要件における当社グループの最低要件の値は3,629百万ユーロであり、ソルベンシー資本要件における当社グループの最低要件のカバレッジ比率は、236%であった。

2019年12月31日現在におけるソルベンシー報告は2020年5月19日に公表された。

金融コングロマリットのさらなる監督に関する規制の遵守

BNPパリバ・グループは、欧州委員会による委任規則342/2014により補充され、2014年11月3日付命令によりフランス法に置き換えられた欧州指令2002/87/EUに従って、バンカシュラーとして、また金融コングロマリットとして、さらなる監督に服する。

自己資本、大口エクスポージャーへの監視およびグループ会社間取引に対する追加的な制限が導入されたため、金融コングロマリット指令は、銀行事業および保険事業における既存の規則に追加して、さらなる健全性の監督を規定した。

金融コングロマリットは、連結ベースで自己資本に関する追加要件を遵守する必要がある。これは、複数のレバレッジを除外する一方、銀行事業および保険事業の両方におけるリスクをカバーするために十分な資本を求める目的である。

資本の余剰または不足は、銀行事業および保険事業に適用される、金融コングロマリットの株式資本およびソルベンシー要件の差異から生じる。

- ・金融コングロマリットの資本は、事業別のソルベンシー規則に基づいて決定される（銀行事業にはCRRが適用され、保険事業にはソルベンシーIIが適用される。）。
- ・金融コングロマリットに対する要件は、2018年度監督審査プロセスに起因する2019年度に適用ある要件および資本バッファのすべてを含み、CRRおよびCRD 4規則に従って算出される銀行事業の資本要件およびソルベンシーII規則に従って算出される保険事業に対するソルベンシー資本要件に基づいて決定される。

金融コングロマリットの自己資本を算出する際、保険事業体の要件および控除は、CRRに定義される規則に代わり、ソルベンシーII規則に従って取り扱われる。後者は、主に簡便加重法に従って扱われる株式に対する投資の370%の加重で構成される（「2（3）信用リスク」内の「信用リスク：簡便加重法に基づく株式」を参照。）。

金融コングロマリットに対する健全性監督の統制は、四半期毎に、最高業務責任者を議長として議事を行う資本委員会により行われる。

2019年12月31日現在、BNPパリバ・グループは、金融コングロマリットとしての95.5十億ユーロの要件と比較して合計114.1十億ユーロの資本を有していたが、これは18.6十億ユーロの資本剰余金を有していることを示している。かかる剰余金は生命保険の剰余資本に対する2019年12月24日の政令の影響を考慮している。この金額は、利益分配のための引当金の会計価値の70%の固定値に基づき、3.5十億ユーロと推定される。

再生および破綻処理

2008年／2009年の金融危機を受けて、国際的な銀行規制組織は、金融安定理事会の勧告に基づき、金融機関を巻き込んだ危機的局面における当局の管理を容易にし、経済および公的金融の潜在的な破綻の影響を限定するために、一連の規制および指令を採択した。これらの規則は以下のものを含む。

- ・銀行の困難な状況における回復のよりふさわしい予想および監督をするための監督当局の、とりわけ再生計画を用いた権限および手段
- ・自力での回復が不能でかつ破綻処理を行う銀行の秩序立った破綻処理を実施するための破綻処理当局の権限および手段。これは銀行から要求される破綻処理文書に基づいている。
- ・金融機関に対する規制要件の追加。これらの要件は、大部分が重複し、損失を吸収するためのもしくは株式に転換するための十分な債務量を確保することを目的としている。具体的には以下により構成される。
 - ・グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIB）に対するTLAC（総損失吸収能力）最低比率
 - ・すべての欧州の金融機関に適用されるMREL（自己資本および適格債務の最低基準）
- ・公的資金による援助を防ぐことを目的とし、銀行により融資される破綻処理基金の2014年の創設に加え、2016年に設定されたTLAC適格債（非上位優先債）のカテゴリーを含む債権者の格付の見直しを伴う銀行の新しいペイルイン規則

金融安定理事会の勧告は、2013年7月に特に再生計画および破綻処理計画ならびに金融健全性監督・破綻処理機構(*Autorité de Contrôle Prudentiel et de Résolution*))の破綻処理権限の設定を義務化し、フランス銀行法に置き換えられた。

欧州レベルでは、指令2014/59/EU（BRRD—金融機関の再生および破綻処理に関する欧州指令）が2014年に採択され、EU加盟国の法律に置き換えられた。この指令は、2014年の規則（EU）第806/2014（単一破綻処理メカニズム規則）および様々な追加的委任規則と同様に、欧州の金融機関における再生および破綻処理を管理するすべての現行の規制を形成する。2016年11月に欧州委員会によって提案された、BRRD 2、CRD 5およびCRR 2に含まれる改正は承認され、2019年6月7日に官報に掲載された。国家レベルでは、BRRD 2とCRD 5の移行を2020年12月28日までに確定させる必要がある。

再生計画

当社グループ・レベルで作成された再生計画は、当社グループが行き詰った状況に陥った場合に考えられる再生オプションを説明したものである。また、損失を吸収するための当社グループの業務、回復力および能力を監督機関が把握するために必要となる情報も含まれている。

2019年9月、BNPパリバは再生計画のアップデートを、監督当局である欧州中央銀行に提出した。単一破綻処理委員会（SRB）およびその他の当局は、再生計画を欧州中央銀行から入手できる。

金融安定理事会の提言に基づいて準備され、フランス通貨金融法典の条項に従った再生計画は、取締役会の内部統制・リスク管理・法令遵守委員会（CCIRC）に対し、審査のために提出され、その後取締役会の承認に回された（「第5 3（1）コーポレート・ガバナンスの概要」を参照。）。

新版のかかる計画は、計数の更新を含み、当社グループの組織および活動における変更を考慮に入れている。これは、使用された再生シナリオの詳細な説明および特定された再生オプションの影響を伴う。かかる計画は、欧州中央銀行および破綻処理カレッジに参加する当局の指摘も考慮に入れ、欧州における規則の発展と共に2019年1月に達成された。

破綻処理カレッジは、監督当局である欧州中央銀行の援助の下に組織され、欧州銀行監督機構と同様にBNPパリバが存在感を有するEU加盟国における当該当局により構成される。

破綻処理文書

2019年12月、BNPパリバは、一連の文書を金融健全性監督・破綻処理機構（ACPR）に提出し、単一破綻処理委員会（SRB）に送付された。また、かかる文書には、その必要が生じた場合に、BNPパリバの破綻処理計画を監督機関が準備するために必要となる情報が含まれている。

2016年以降、当行は、一連のテンプレートを毎年提供している。これらは当行およびその子会社の負債（負債データ報告）についての分析報告書を含んでいる。当該報告書は、単一破綻処理委員会からの要求どおり、ベイルインの適用がある適格債務の将来の基準についての分析、様々な財務分析、当行の組織構造およびその重要な機能と解決における運用の継続性の分析における状況を明確化する内容のものであった。これらの報告書は、（委員会の代理で）EBAによって定型化された要件に準拠している。

2019年に、BNPパリバは、単一破綻処理委員会の支援の下に組織された、単一破綻処理委員会、金融健全性監督・破綻処理機構およびその他の欧州銀行破綻処理機構を含む、内部破綻処理チーム（IRT）の一連の運営会議に参加した。

BNPパリバが回答した一連の質問表について議論されたこれらの会議の目的は、当社グループの破綻処理措置に対処する能力に関する単一破綻処理委員会の分析を深めることであった。

危機管理グループ（CMG）および破綻処理カレッジの会議は、単一破綻処理委員会により作成された破綻処理計画の承認を目的として、2019年9月に開催された。

単一破綻処理委員会がBNPパリバのような主要な機関に推奨した破綻処理戦略は、「ベイルアウト」とは対照的に銀行の内部資源を通じて損失を吸収する「ベイルイン」である。これは、負債の額面価格の中止または削減および／またはその完全な、もしくは部分的な株式への転換に反映されている。BNPパリバのような主要な中央集権的な銀行グループにとっては、かかる破綻処理戦略はシングル・ポイント・オブ・エントリー（SPE）、すなわち、当社グループのどこで損失が発生したかにかかわらず、BNPパリバにて適用される。

米国当局について、2018年12月にBNPパリバは、米国における活動に関して、ドッド・フランク法第165(d)条に基づく破綻処理計画を提出した。次の計画は2021年に提出される予定である。

総損失吸収能力

規則（EU）2019/876に従って、グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIB）は、2019年6月27日以降、二重の総損失吸収能力要件の対象となっている。この要件は、一方ではリスク加重資産の割合を示す最低比率を含み、もう一方ではレバレッジ比率エクスポージャーの割合を示す最低比率を含む。

2019年12月31日現在、当社グループの最低総損失吸収能力比率はリスク加重資産の20.17%であり、

- ・16%の最低総損失吸収能力要件（2022年1月1日以降は18%）
- ・4.17%の統合バッファ要件、資本維持バッファは2.5%、G-SIBバッファは1.5%および反循環的資本バッファは0.17%となっている。

2019年6月27日から2021年12月31日まで、当社グループの最低総損失吸収能力要件はレバレッジ比率エクスポージャーの6%であった。2022年1月1日以降、これは6.75%に引き上げられる。

総損失吸収能力比率

（単位：百万ユーロ）	2019年12月31日現在
規制資本合計	103,716
うちエクイティ・ティア1資本（CET1）	81,204
うち追加ティア1資本（AT1）	8,758
うちティア2資本（T2）	13,753
資本合計：規制調整	275
うち1年超の満期を有するティア2商品の減損部分	275
総損失吸収能力適格自己資本合計	103,991
非上位優先債（注1）	39,648
資本合計およびその他の適格負債	143,639
リスク加重資産	668,828
総損失吸収能力比率（リスク加重資産の割合）	21.5%

（注1） 資本残高。

2019年12月31日現在の総損失吸収能力比率は21.5%であり、当社グループは最低要件を上回っているが、リスク加重資産の2.5%の制限内で適格となる上位優先債は考慮に入れていない。当社グループが上位優先債を含めた場合、総損失吸収能力比率は24.0%となる。

2019年12月31日現在、総損失吸収能力比率はレバレッジ比率エクスポージャーの7.3%となった。

総損失吸収能力比率－発行者の裁量により適格となる優先シニア債の効果

	2019年12月31日現在
総損失吸収能力比率	21.5%
発行者の裁量により適格となる上位優先債の効果（注1）	2.5%
発行者の裁量により適格となる上位優先債の効果後の総損失吸収能力比率	24.0%

（注1） 規則（EU）2019/876第72条第3項および第4項によると、上位優先債商品（2019年12月31日現在、18,294百万ユーロ）のいくつかは、リスク加重資産の2.5%（規則（EU）2019/876第494条に従い、2022年1月1日以降は3.5%）の制限内で適格となる。

債券発行は、かかる要件を満たす水準を目標としており、またその性質は「2（6）流動性リスク」内の「規制の変更にに基づくホールセール資金の動向」に記載されている。

自己資本および適格債務の最低基準

MREL（自己資本および適格債務の最低基準）は、EUのすべての金融機関および投資会社に対する適用が意図されている。各金融機関に固有の、かかる要件の算出の手続は、近々適用されるCRR 2およびBRRD 2の一部として展開された。CRR 2の効力発生（2019年6月27日）後に規制要件が直ちに適用となるTLACとは異なり、BRRD 2から生じるMRELに関連する規制要件は、フランス法に置き換えられなければならない、これは2020年12月までに行われる予定である。業界協議期間の後、単一破綻処理委員会はまた、2020年度第2四半期の規制上の変更を反映した新規則の発行を計画している。金融機関は遅くとも2024年1月1日以降、そのMREL要件に従うことを義務付けられる。しかしながら、破綻処理当局は、2022年1月1日以降、段階的なMREL要件を設定する機会を有している。

規則の改定

BNPパリバは、特に以下の要素において、銀行再生および破綻処理に関する指令の進展を注視している。

- ・指令BRRD 2およびCRD 5のフランス法への移行
- ・とりわけ清算機関の破綻処理および流動化戦略ならびに「ベイルイン」・ツールの実用的な適用、より一般的には破綻処理の規則に関する金融安定理事会の計画
- ・欧州預金保険スキーム（EDIS）の設立に焦点を当てた会合

レバレッジ比率

レバレッジ比率の主な目的は、リスク基準の資本要件の補完手段として機能すること（バックストップ原則）である。

レバレッジ比率は、ティア1ならびに、プルデンシャル・アプローチを用いて評価された、オンバランスシートおよびオフバランスシートのコミットメントを使用して計算されたエクスポージャー方法の間の比率として計算される。特に、デリバティブおよび買戻／売戻契約も調整されている。

欧州レベルでは、レバレッジ比率要件はCRRおよびCRR 2に含まれる規定に従い、段階的に適用されている。

- ・2014年1月1日以降、レバレッジ比率は規制上の報告書を通じて欧州中央銀行に提出された報告書の対象となっている。
- ・2015年1月1日以降、銀行は第3の柱に基づいてこの比率を公表することを求められている。
- ・2021年6月28日以降、金融機関は3%の最低レバレッジ比率要件の対象となる。
- ・2022年1月1日以降、グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIB）は、金融機関のG-SIBバッファの50%である追加のレバレッジ比率要件の対象となる（上記「自己資本」を参照。）。

過剰レバレッジのリスク管理に用いられるプロセス

レバレッジ比率の監視は、資本委員会（下記「資本管理（監査済）」に記載されている。）の負う責任の1つである。

開示されたレバレッジ比率が参照する期間においてレバレッジ比率に影響を与えた要因

レバレッジ比率は、2018年12月31日現在の4.5%と比較して、2019年12月31日現在において4.6%となった。

2018年12月31日以降、レバレッジ比率に用いられるエクスポージャーは、規制貯蓄としての預金供託金庫の集中エクスポージャーに関する除外を考慮している。

レバレッジ比率－項目別

会計上の資産およびレバレッジ比率のエクスポージャー調整の概要（EU LRSum）

（単位：十億ユーロ）		2019年12月31日現在	2018年12月31日現在
1	公表済み財務諸表の資産合計	2,165	2,041
2	会計処理上連結されるが規制上の連結範囲外にある事業体の調整	(244)	(215)
4	デリバティブ金融商品の調整	(102)	(80)
5	証券金融取引（SFT）の調整（注1）	(5)	(5)
6	オフバランスシート項目の調整（オフバランスシート・エクスポージャーの与信相当額への再計算等）	176	160
EU-6b	規則（EU）575/2013第429条第14項に関する比率のために、エクスポージャー総額から除外されたエクスポージャーの調整	(15)	(17)
7	その他調整	(19)	(18)
8	レバレッジ・エクスポージャー合計	1,955	1,864

（注1）証券金融取引：買戻／売戻契約および有価証券貸借。

レバレッジ比率の通常の開示 (EU LRcom)

(単位：十億ユーロ)		2019年12月31日現在	2018年12月31日現在
オンバランスシート・エクスポージャー (デリバティブおよびSFT(注1)を除く。)			
1	オンバランスシート項目 (デリバティブ、SFT(注1)および信託資産を除くが、担保を含む。)	1,462	1,397
2	(ティア1資本の決定において控除された資産額)	(16)	(15)
3	オンバランスシート・エクスポージャー合計 (デリバティブ、SFTおよび信託資産を除く。)(1および2の合計)	1,446	1,381
デリバティブ・エクスポージャー			
4	すべての金融取引に関連する代替費用 (現金変動証拠金適格純額)	51	42
5	すべての金融取引に関連するPFEのアドオン額 (時価評価法)	149	144
7	(金融取引における現金変動証拠金の売掛金資産の控除額)	(38)	(30)
8	(顧客側のCCP控除額—清算済取引エクスポージャー)	(21)	(18)
9	約定クレジット・デリバティブの調整済み有効想定元本	481	450
10	(約定クレジット・デリバティブの調整済み有効想定相殺額およびアドオンに係る控除)	(464)	(424)
11	デリバティブ・エクスポージャー合計 (4ないし10の合計)	158	162
SFT(注1)エクスポージャー			
12	売却会計取引調整後、SFT(注1)資産総額 (ネットティングなし)	351	284
13	(SFT資産総額のうち現金債権および現金債務を除いた純額)	(175)	(112)
14	SFT(注1)資産の取引先信用リスク・エクスポージャー	14	7
16	証券金融取引(注1)エクスポージャー合計 (12ないし14の合計)	191	179
その他オフバランスシート・エクスポージャー			
17	想定元本総額のオフバランスシート・エクスポージャー	435	401
18	(与信相当額への再計算調整額)	(259)	(241)
19	その他オフバランスシート・エクスポージャー (17および18の合計)	176	160
規則 (EU) 575/2013第429条第7項および第14項に従って除外されたエクスポージャー (オンバランスシートおよびオフバランスシート・エクスポージャー)			
EU-19b	(規則 (EU) 575/2013第429条第14項に従って除外されたエクスポージャー (オンバランスシートおよびオフバランスシート・エクスポージャー))	(15)	(17)
資本および総エクスポージャーの測定			
20	ティア1資本(注2)	90	85
21	レバレッジ比率のエクスポージャー測定の合計 (3、11、16、19およびEU-19bの合計)	1,955	1,864
22	レバレッジ比率	4.6%	4.5%

(注1) 証券金融取引：買戻／売戻契約および有価証券貸借。

(注2) 2019年から適用となる、追加ティア1資本としてそれまで現行の取扱いが認められている債務の適格規則に基づく。

オンバランスシート・エクスポージャーの内訳（デリバティブ、SFT（注１）および控除されたエクスポージャーを除く。）（EU LRsp1）

(単位：十億ユーロ)		2019年12月31日現在	2018年12月31日現在
EU-1	オンバランスシート・エクスポージャー合計（デリバティブ、SFT(注１)および控除されたエクスポージャーを除く。）のうち：	1,446	1,381
EU-2	トレーディング勘定エクスポージャー	128	117
EU-3	銀行勘定エクスポージャーのうち：	1,319	1,264
EU-5	ソブリンとして取り扱われるエクスポージャー	297	310
EU-6	ソブリンとして取り扱われない地方自治体、多国籍開発銀行、国際組織および公共機関へのエクスポージャー	36	30
EU-7	金融機関	37	32
EU-8	不動産モーゲージにより保証	199	195
EU-9	リテール・エクスポージャー	219	212
EU-10	法人	317	294
EU-11	債務不履行エクスポージャー	14	15
EU-12	その他エクスポージャー（株式、証券化およびその他非債権資産等）	200	175

(注１) 証券金融取引：買戻／売戻契約および有価証券貸借。
 フランス通貨金融法典第R.511-16- 1 条の適用に準じて、BNPパリバの資産利回り（すなわち、連結ベースでの合計のバランスシートで除した会計上の純利益）は、2018年の0.39%と比較して、2019年には0.40%であった。

資本管理（監査済）

当社グループの持続可能性を保証するために、当行はさらされているリスクおよびその戦略に関する資本を適正レベルに維持しなくてはならない。資本とは希少かつ戦略的な資源であり、株主、監督機関、債権者および預金者を含む利害関係者のニーズや要求を考慮に入れた手法に従って、厳重で明確に定義された、厳格な管理を要するものである。

目標

BNPパリバの資本管理方針は、以下のとおりである。

- ・ 当行全体の資本管理実務を理解し、文書化し、監督することを可能にする方針および手続により統治されている。
- ・ 資本の使途決定にリスク管理を考慮に入れる。
- ・ 平時および起こり得る危機的状況において資本要件および資本資源を考慮する。
- ・ 業務執行陣に対して当行の自己資本の将来を見通した目標を提示する。
- ・ 戦略目標に沿って事業部門に自己資本比率規制の配分を行う。
- ・ 自己資本に関する内部評価プロセス（ICAAP）を遵守する。
- ・ 適切な統治により監督されている。

中央レベルでの資本管理

BNPパリバの資本管理は、グローバルなシステム上重要な銀行として運営する等の特定の要件と並んで規制資本比率を遵守するために適切な資本を当社グループが要していることを目指し、これを確認することを目標としている。自己資本を保証するために、当社グループは以下の方針を遵守している。

- ・ BNPパリバの事業、リスク特性、成長イニシアティブおよび戦略イニシアティブに鑑みて資本を適正レベルに維持すること
- ・ BNPパリバの資本を規制要件を満たすレベルで維持すること
- ・ 自己資本と資本収益率との間のバランスを維持すること
- ・ 債権者および取引先に対してそれぞれの義務を果たすこと
- ・ 仲介機関としての運営を継続すること

ガバナンス

資本計画プロセスの開発、承認および更新のガバナンスは、以下の2つの委員会によって運営されている。

- ・ リスク加重資産委員会：最高財務責任者および最高リスク管理責任者が共同で委員長を務め、事業部門の各最高財務責任者および各最高リスク管理責任者により構成されている。当該委員会は四半期毎に開催され、当社グループのリスク加重資産予測を予算サイクルおよび試算の更新に照らし合わせて精査する。

リスク加重資産委員会の任務は以下のとおりである。

- ・ 各事業部門別に当社グループのリスク加重資産の予測を監視し協議すること
- ・ これら予測の根拠となる主な予想を特定し、その精度を確認すること
- ・ いかなる変化要因も特定し、その影響を数値化すること
- ・ 必要があれば調整を提案すること
- ・ 資本委員会：少なくとも四半期に一度開催し、最高業務責任者が議長を務める。資本委員会の任務は、ソルベンシー比率および総損失吸収能力（TLAC）要件とその軌道に関して当社グループの目標を検証し、これらの目標を達成するために、またこの軌道の遵守を監視するために、また、必要であればリスク選好度に関する報告書（RAS）と一致する是正措置を提案することである。この点につき、当該委員会は、自己資本に関する内部評価プロセスおよび国際的なストレス・テストのプロセスの結果において、自己資本が考慮されていることを保証する。

資本委員会のその他の任務は以下のとおりである。

- ・ 各事業部門のリスク加重資産および当社グループのプルデンシャル比率を監視し、評価し、それらの変化を予測すること、ならびにリスク選好度に関する報告書に記載される当社グループのリスク選好度に関連する当該指標を監視すること。ソルベンシー比率、金融コングロマリットの追加要件、総損失吸収能力比率およびレバレッジ比率が含まれる。
- ・ いかなる変化要因も特定し、その影響を数値化すること

- ・短期または中期の資本使途の傾向を定義づけること、および業務執行委員会に対し確実なさや取り売買を提案すること
- ・自己資本に関する内部評価プロセスの一環として、自己資本を監視すること
- ・国際的なストレス・テスト結果の影響を監視すること
- ・当社グループのソルベンシー比率およびリスク加重資産額に影響を及ぼす監督機関の決定の実施を監視すること

資本委員会には、内部信用モデルおよび業務リスク・モデルならびに自己資本に関する内部評価プロセスにおいて用いられる手法に関するすべての事項につき、当社グループの業務執行陣による権限が与えられている。

監督指標

連結ベースでの資本管理は、以下の指標に基づいている。

- ・ソルベンシー比率

BNPパリバは、エクイティ・ティア1比率をその主要な内部資本管理指標に採用している。

- ・リスク加重資産

リスク加重資産は事業部門毎に、リスクの種類毎に計算されている。リスク加重資産の変更は、影響別（具体的には量的効果、パラメーターに対する効果、範囲に対する効果、通貨に対する効果および手法に対する効果）にそれぞれ分析されている。

- ・エクイティ想定資本

資本配分は、資本の制約を当社グループのすべての部門に課し、かつ当社グループの発展および管理に関する主要な制約を示している。事業部門業績の評価にはみなし株主資本利益率（RONE）（税引前）指標の分析が含まれる。当該比率の株式構成は想定資本であり、事業部門の資本消費に連動する。

この管理は、以下の2つの密接に関連している主要なプロセスに基づいている。

- ・年間を通して事業部門および当社グループのソルベンシー比率ならびにこれらの指標の四半期毎の予測により行われる四半期毎の実際の資本消費に関する詳細な分析
- ・当行の戦略的計画プロセスにおいて中核的な役割を果たす年1回の予算プロセス

地域レベルでの資本管理

当社グループは、異なる事業体間で利用可能な資本を配分しなければならない。当社グループで一貫して自由かつ効率的な資本の流通が行われていることを確認するため、当社グループ内での資本の配分プロセスは本社レベルに集中されている。それらは主に2つの方針（現地の規制要件の遵守ならびに事業体の現地業務の需要および成長の見通しの分析）に基づいて進められる。これらの2つの方針に照らしたかかる業務の目的は、資本の分散を最低限に抑えることである。

第1の方針に関しては、現地の最高財務責任者が子会社の資本要件の日次管理および報告責任を負う。資本需要が生じた場合、子会社の現状および将来的戦略を考慮した上で当社グループによりその都度分析が行われる。また、毎年当社グループでは、子会社による収益回収プロセスを管理している。当社グループの全体方針により、各事業体のすべての分配可能収益は、個々の審査による例外はあるものの、利益剰余金を含む全額を支払わなければならないと規定している。この方針は、資本をBNPパリバ・レベルに集中させた状態を維持すると共に、為替リスク軽減への貢献を可能にしている。

現地の最高経営責任者は、必要に応じて資本に関する子会社の財務実行可能性および競争力を確認する責任を負う。ただし、子会社により要求されるいかなる資本活動にも本社による評価および承認が必要とされる。

第2の方針に関しては、専門チームにより該当する国での当社グループの戦略、事業体の成長の見通しおよびマクロ経済環境を考慮した各事業体の需要の分析が行われる。

さらに、異なる規制に照らして資本を適正レベルに維持するため、当社グループは毎年支店の資本の分配について精査している。

補記1：規制資本の詳細

下記の表は、2013年12月20日付EU実施規則1423/2013の別紙4において要求されている様式に基づいて表示されている。

EU実施規則1423/2013の別紙4に基づく規制資本

	2019年 12月31日現在	2018年12月31日現在		本項内の表「連結貸借対照表からブルデンシャル・バランスシートへの調整(EU LI1-A)」への参照	注記
		段階的導入	経過措置(*)		
(単位：百万ユーロ)					
エクイティ・ティア1 (CET1) 資本：商品および準備金					
1 資本性商品および関連株式発行プレミアム勘定	27,133	27,133	-	6	-
うち普通株式	27,133	27,133	-	-	-
2 利益剰余金	62,139	58,968	-	-	-
3 その他の包括利益（および、適用ある会計原則に基づく未実現損益を含むためのその他準備金）累計額	2,139	503	-	-	-
3a 一般的な銀行業務リスク基金	-	-	-	-	-
4 第484条第3号の適格項目およびCET1の段階的廃止に係る関連株式発行プレミアムの勘定	-	-	-	-	-
2018年1月1日まで現行の取扱いが認められている公的セクターからの資本注入	-	-	-	-	-
5 少数株主持分（連結CET1で認められている金額）	1,742	1,781	-	8	(1)
5a 予測可能な費用および配当金控除後の個別に検討された中間利益	3,888	3,387	-	7	(2)
6 規制調整前のエクイティ・ティア1 (CET1) 資本	97,041	91,772	-	-	-
エクイティ・ティア1 (CET1) 資本：規制調整					
7 追加的評価調整（マイナスとなった金額）	(1,396)	(892)	-	-	-
8 無形固定資産（関連税金債務の純額）（マイナスとなった金額）	(11,380)	(12,162)	-	3	(3)
9 EUにおける項目なし	-	-	-	-	-

10	一時差額により生じる繰延税金資産が除かれた将来収益に依存する繰延税金資産（第38条3号の条件に当てはまる関連税金債務の純額）（マイナスとなった金額）	(430)	(527)	98	-	-
11	キャッシュ・フロー・ヘッジの損益に関連する公正価値準備金	(1,072)	(825)	-	-	-
12	予測損失の計算により生じる負の額	(551)	(242)	-	-	-
13	証券化資産により生じる資本の増加（マイナスとなった金額）	-	-	-	-	-
14	自己の信用状況の変動により生じる、公正価値で測定された負債における損益	101	126	-	-	-
15	確定給付年金基金資産（マイナスとなった金額）	(243)	(224)	-	-	(3)
16	自己のCET1商品の機関による直接および間接的所有（マイナスとなった金額）	(47)	(140)	-	-	-
17	金融セクター事業体のCET1商品の所有（機関の自己資本を人為的に増加させることを意図した機関による相互持合が行われている事業体のもの）（マイナスとなった金額）	-	-	-	-	-
18	金融セクター事業体のCET1商品の機関による直接的または間接的所有（機関による重要な投資が行われている事業体のもの）（10%の閾値を上回る額および適格ショート・ポジションの純額）（マイナスとなった金額）	-	-	-	-	-
19	金融セクター事業体のCET1商品の機関による直接的、間接的または直接および間接的所有を組み合わせた所有（機関による重要な投資が行われている事業体のもの）（10%の閾値を上回る額および適格ショート・ポジションの純額）（マイナスとなった金額）	-	-	-	-	-
20	EUにおける項目なし	-	-	-	-	-
20a	1,250%のリスク加重が適用される下記の項目に係るエクスポージャー額（代替的控除を選択する機関のもの）	(232)	(192)	-	-	-
20b	うち金融セクター以外の適格所有（マイナスとなった金額）	-	-	-	-	-
20c	うち証券化ポジション（マイナスとなった金額）	(232)	(192)	-	-	-
20d	うち無償交付（マイナスとなった金額）	-	-	-	-	-
21	一時差額により生じる繰延税金資産（10%の閾値を上回る第38条3号の条件に当てはまる関連税金債務の純額）（マイナスとなった金額）	-	-	-	-	-
22	17.65%の閾値の超過額（マイナスとなった金額）	-	-	-	-	-
23	うち金融セクター事業体のCET1商品の機関による直接および間接的所有（機関による重要な投資が行われている事業体のもの）	-	-	-	-	-
24	EUにおける項目なし	-	-	-	-	-
25	うち一時差額により生じる繰延税金資産	-	-	-	-	-
25a	現在の事業年度の損失（マイナスとなった金額）	-	-	-	-	-
25b	CET1項目に関連する予測可能な税金費用（マイナスとなった金額）	-	-	-	-	-
26	CRR以前の措置の対象となる額に関連して規制調整がなされたエクイティ・ティア1	(585)	(465)	-	-	-

26a 未実現損益に関連する第467条および第468条に基づく規制調整	-	-	-	-	-
うち未実現利益（段階的廃止）	-	-	-	-	-
うち未実現損失（段階的廃止）	-	-	-	-	-
うち中央政府に関するエクスポージャー未実現利益（段階的廃止）	-	-	-	-	-
うち中央政府に関するエクスポージャー未実現損失（段階的廃止）	-	-	-	-	-
26b CRR以前の措置で要求される追加的フィルターおよび控除に関連してエクイティ・ティア1資本から控除または追加された金額	-	-	-	-	-
27 機関による追加ティア1資本を上回る適格追加ティア1の控除（マイナスとなった金額）	-	-	-	-	-
28 エクイティ・ティア1（CET1）に対する規制調整合計	(15,837)	(15,542)	98	-	-
29 エクイティ・ティア1（CET1）資本	81,204	76,230	98	-	-
追加ティア1（AT1）資本：商品					
30 資本性商品および関連株式発行プレミアム勘定	6,940	5,429	-	-	-
31 うち適用ある会計原則に基づく資本に分類される	6,940	5,429	-	-	-
32 うち適用ある会計原則に基づく負債に分類される	-	-	-	-	-
33 第484条第4号に言及される適格項目および追加ティア1の段階的廃止に従う、関連株式発行プレミアムの勘定	1,749	2,801	41	-	-
2018年1月1日まで現行の取扱いが認められている公的セクターからの資本注入	-	-	-	-	-
34 子会社により発行され、第三者により保有される連結追加ティア1資本を含む（5の少数株主持分は含まない）ティア1適格資本	569	500	4	-	-
35 うち段階的廃止に従い子会社により発行される商品	278	278	4	4	(4)
36 規制調整前の追加ティア1（AT1）資本	9,258	8,731	45	-	-
追加ティア1（AT1）資本：規制調整					
37 自己の追加ティア1商品の機関による直接および間接的所有（マイナスとなった金額）	(50)	(44)	-	-	-
38 金融セクター事業体の追加ティア1商品の所有（機関の自己資本を人為的に増加させることを意図した機関による相互持合が行われている事業体のもの）（マイナスとなった金額）	-	-	-	-	-
39 金融セクター事業体の追加ティア1商品の機関による直接および間接的所有（機関による重要な投資が行われていない事業体のもの）（10%の閾値を上回る額および適格ショート・ポジションの純額）（マイナスとなった金額）	-	-	-	-	-
40 金融セクター事業体の追加ティア1商品の機関による直接および間接的所有（機関による重要な投資が行われている事業体のもの）（適格ショート・ポジションの純額）（マイナスとなった金額）	(450)	-	-	-	-
41 CRR以前の措置の対象となる額および（CRR残存額等）規則（EU）575/2013に規定される段階的廃止の対象となる経過措置に関連して規制調整がなされた追加ティア1資本	-	-	-	-	-

41a 規則（EU）575/2013（第472条）に従って転換期間中のエクイティ・ティア1資本からの控除に関連して追加ティア1資本から控除された残存額	-	-	-	-	-
41b 規則（EU）575/2013（第475条）に従って転換期間中のティア2資本からの控除に関連して追加ティア1資本から控除された残存額	-	-	-	-	-
41c CRR以前の措置で要求される追加フィルターおよび控除に関連する追加ティア1資本から控除または追加された金額	-	-	-	-	-
42 機関によるティア2資本を上回る適格ティア2の控除（マイナスとなった金額）	-	-	-	4	-
43 追加ティア1（AT1）資本に対する規制調整合計	(500)	(44)	-	-	-
44 追加ティア1（AT1）資本	8,758	8,687	45	-	-
45 ティア1資本 (T1 = CET1 + AT1)	89,962	84,916	143	-	-
ティア2（T2）資本： 商品および引当金					
46 資本性商品および関連株式発行プレミアム勘定	16,777	14,857	-	5	(5)
47 第484条第5号に言及される適格項目およびティア2の段階的廃止に従う、関連株式発行プレミアムの勘定	50	50	(41)	5	(5)
2018年1月1日まで現行の取扱いが認められている公的セクターからの資本注入	-	-	-	-	-
48 子会社により発行され第三者により保有される連結ティア2資本を含む（5および34に含まれない少数株主持分および追加ティア1商品を含む）適格自己資本商品	525	604	(4)	5	(5)
49 うち段階的廃止に従う子会社により発行された商品	197	81	(4)	-	-
50 信用リスク調整	-	-	-	-	-
51 規制調整前のティア2（T2）資本	17,351	15,511	(45)	-	-
ティア2（T2）資本：規制調整					
52 自己のティア2商品および劣後貸出金の機関による直接および間接的所有（マイナスとなった金額）	(142)	(138)	-	-	-
53 金融セクター事業体のティア2商品および劣後貸出金の所有（機関の自己資本を人為的に増加させることを意図した機関による相互持合が行われている事業体のもの）（マイナスとなった金額）	-	-	-	-	-
54 金融セクター事業体のティア2商品および劣後貸出金の直接および間接的所有（機関による重要な投資が行われていない事業体のもの）（10%の閾値を上回る額および適格ショート・ポジションの純額）（マイナスとなった金額）	-	-	-	-	-
54a うち経過措置の対象とならない新たな所有	-	-	-	-	-
54b うち2013年1月1日以前に存在し経過措置の対象となる所有	-	-	-	-	-
55 金融セクター事業体のティア2商品および劣後貸出金の機関による直接および間接的所有（機関による重要な投資が行われている事業体のもの）（適格ショート・ポジションの純額）（マイナスとなった金額）	(3,456)	(3,317)	-	1	-

56	CRR以前の措置の対象となる額および（CRR残存額等）規則（EU）575/2013に規定される段階的廃止の対象となる経過措置に関連して規制調整がなされたティア2資本	-	-	-	-	-
56a	規則（EU）575/2013（第472条）に従って転換期間中のエクイティ・ティア1資本からの控除に関連してティア2資本から控除された残存額	-	222	-	-	-
56b	規則（EU）575/2013（第475条）に従って転換期間中の追加ティア1資本からの控除に関連してティア2資本から控除された残存額	-	-	-	-	-
56c	CRR以前の措置で要求される追加的フィルターおよび控除に関連してティア2資本から控除または追加された金額	-	-	-	-	-
57	ティア2（T2）資本に対する規制調整合計	(3,598)	(3,233)	-	-	-
58	ティア2（T2）資本	13,753	12,278	(45)	-	-
59	資本合計 (TC=T1+T2)	103,716	97,194	98	-	-
59a	CRR以前の措置の対象となる額および（CRR残存額等）規則（EU）575/2013に規定される段階的廃止の対象となる経過措置に関連するリスク加重資産	-	-	-	-	-
	うちCET1から控除されていない金融セクター事業体のCET1商品（規則（EU）575/2013残存額）	-	-	-	-	-
	うち一時差額により生じるCET1から控除されていない、将来収益に依存する繰延税金資産（規則（EU）575/2013残存額）	-	-	-	-	-
	うち追加ティア1から控除されていない金融セクター事業体の追加ティア1商品（規則（EU）575/2013残存額）	-	-	-	-	-
	うちティア2から控除されていない金融セクター事業体のティア2商品（規則（EU）575/2013残存額）	-	-	-	-	-
60	リスク加重資産合計	668,828	647,001	-	-	-
	資本比率およびバッファ					
61	エクイティ・ティア1（リスク・エクスポージャー全体に対する割合）	12.1%	11.8%	0.0%	-	-
62	ティア1（リスク・エクスポージャー全体に対する割合）	13.5%	13.1%	0.0%	-	-
63	資本合計（リスク・エクスポージャー全体に対する割合）	15.5%	15.0%	0.0%	-	-
64	金融機関別バッファ要件（第92条第1項(a)に基づくCET1要件、資本維持および反循環的バッファ要件、システミック・リスク・バッファならびにシステム上重要な機関バッファ（G-SIIまたは0-SIIバッファ）のリスク・エクスポージャー全体に対する割合）	4.17%	3.445%	0.625%	-	-
65	うち資本維持バッファ要件	2.50%	1.875%	0.625%	-	-
66	うち反循環的バッファ要件	0.17%	0.07%	0.00%	-	-
67	うちシステミック・リスク・バッファ要件	0.00%	0.00%	0.00%	-	-
67a	うちグローバルなシステム上重要な機関（G-SII）バッファまたはその他のシステム上重要な機関（0-SII）バッファ要件	1.50%	1.50%	0.00%	-	-

68	バッファー達成可能なエクイティ・ティア1（リスク・エクスポージャー全体に対する割合）	7.6%	7.3%	-	-
69	EU規則には関係がない				
70	EU規則には関係がない				
71	EU規則には関係がない				
控除の閾値を下回る額（リスク加重前）					
72	金融セクター事業体の資本の直接および間接的所有（機関による重要な投資が行われていない事業体のもの）（10%の閾値を下回る額および適格ショート・ポジションの純額）	4,402	2,564	-	2 (6)
73	金融セクター事業体のCET1商品の機関による直接および間接的所有（機関による重要な投資が行われている事業体のもの）（10%の閾値を下回る額および適格ショート・ポジションの純額）	3,130	3,353	-	1 (6)
74	EUにおける項目なし	-	-	-	
75	一時差額により生じる繰延税金資産（10%の閾値を下回る第38条3号の条件に当てはまる関連税金債務の純額）	3,382	3,265	-	-
ティア2引当金を含む適用可能な上限					
76	標準的アプローチの対象となるエクスポージャーに関するティア2を含む信用リスク調整（上限適用前）	-	-	-	-
77	標準的アプローチに基づくティア2の信用リスク調整を含む上限	2,858	2,983	-	-
78	内部格付に基づくアプローチの対象となるエクスポージャーに関するティア2を含む信用リスク調整（上限適用前）	-	222	-	-
79	内部格付に基づくアプローチに基づくティア2の信用リスク調整を含む上限	1,670	1,546	-	-
段階的廃止の準備の対象となる資本商品の上限（2013年1月1日から2022年1月1日の期間のみ適用）					
80	段階的廃止措置の対象となるCET1商品の現在の上限	-	-	-	-
81	上限によりCET1から除かれる額（償還および満期後の上限の超過）	-	-	-	-
82	段階的廃止措置の対象となる追加ティア1商品の上限	3,035	4,046	1,012	-
83	上限により追加ティア1から除かれる額（償還および満期後の上限の超過）	-	-	-	-
84	段階的廃止措置の対象となるティア2商品の現在の上限	556	742	185	-
85	上限によりティア2から除かれる額（償還および満期後の上限の超過）	-	-	-	-

(*) 2019年から適用となる、それまで現行の取扱いが認められている追加ティア1およびティア2の適格規則に基づき、規制前の取扱いの対象となる額または規則（EU）575/2013に所定の残存額。

(注1) 少数株主持分は、規制対象の事業体に対する資本余剰金として調整される。その他の事業体では、少数株主持分は認識されない。

(注2) 当該期間の純利益からの控除は、主として配当支払案に関連する。

(注3) 無形固定資産の控除は、繰延税金負債純額として算出される。

(注4) 子会社により発行されたティア1資本商品は、資本と認識される優先株式と同様に、劣後債を含む。

(注5) プルデンシャル・ディスカウントは残存期間が5年未満のティア2資本商品に適用される。

(注6) 金融機関における資本性金融商品の所有は、銀行勘定に記録されており、その詳細はトレーディング勘定と同様に、連結貸借対照表からプルデンシャル・バランスシートへの調整に記載されている。

補記２：反循環的資本バッファー

BNPパリバの反循環的資本バッファーの計算方法およびその合計は、2015年５月28日付委員会委任規則（EU）2015/1555の指示に従って下記の表に示されている。

金融機関別の反循環的資本バッファーの合計

（単位：百万ユーロ）	2019年12月31日現在
010 リスク加重資産合計	668,828
020 BNPパリバの反循環的資本バッファー比率	0.17%
030 反循環的資本バッファー要件	1,115

2019年12月31日現在、BNPパリバの反循環的資本バッファー比率は0.17%であった。

反循環的資本バッファーは、関連する当社グループの信用エクスポージャーがある国々で適用される、反循環的バッファー比率の加重平均として計算されている。それぞれの国で反循環的バッファー比率に適用されている加重は、当該地域における、関連信用エクスポージャーに関する全体的な所要自己資本のうち、当該国の所要自己資本が占める割合である。

2020年6月30日現在、フランスで適用される金利が0.50%に上昇（8 ベーシス・ポイントの上昇）した結果、当社グループの反循環的資本バッファ比率は0.25%に上昇するであろう。この比率は、主に、英国で適用される金利の上昇（4 ベーシス・ポイントの上昇）ならびにベルギーの金利（4 ベーシス・ポイントの上昇）およびドイツの金利（1 ベーシス・ポイントの上昇）の有効化のために、2020年12月31日現在には0.35%に達するであろう。最終的には、ルクセンブルクで適用される金利の上昇（1 ベーシス・ポイントの上昇）が、2021年1月1日に、このバッファ比率を0.36%に上昇させるであろう。

反循環的資本バッファの計算に関する信用エクスポージャーの地域別内訳

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在										2020年 12月31日 現在
	一般的な信用 エクスポージャー		証券化 エクスポージャー		所要自己資本				所要自己 資本の 加重	反循環的 資本バッ ファー 比率	公表され た反循環 的資本バ ッファー 比率(**)
	標準的ア プローチ に対する エクスポ ージャー価 値	IRBに対 するエク スポー ジャー価 値	標準的ア プローチ に対する エクスポ ージャー価 値	IRBに対 するエク スポー ジャー価 値	うち一般 的な信用 エクスポ ージャー	うちト レーディ ング勘定 のエク スポー ジャー	うち証券 化エク スポー ジャー	合計			
010 国別	010	020	050	060	070	080	090	100	110	120	
欧州(*)	184,738	614,261	3,882	43,646	31,151	1,398	631	33,180	0.75		
うちドイツ	20,260	14,894	275	2,042	1,626	-	43	1,669	0.04		0.25%
うちベルギー	12,721	127,576	-	4,218	4,108	-	65	4,173	0.09		0.50%
うちブルガリア	392	313	-	-	42	-	-	42	0.00	0.50%	1.00%
うちデンマーク	1,472	1,901	-	-	157	-	-	157	0.00	1.00%	2.00%
うちフランス	48,006	245,175	354	25,825	11,766	1,381	291	13,439	0.30	0.25%	0.50%
うちアイルランド	271	7,709	7	749	254	-	19	273	0.01	1.00%	1.00%
うちアイスランド	1	12	-	-	0	-	-	0	0.00	1.75%	2.00%
うちリトアニア	8	5	-	-	1	-	-	1	0.00	1.00%	1.00%
うちルクセンブルク	1,531	33,424	-	-	1,193	0	-	1,194	0.03		0.25%
うちノルウェー	614	2,594	-	-	119	-	-	119	0.00	2.50%	2.50%
うちチェコ共和国	298	937	-	-	57	-	-	57	0.00	1.50%	2.00%
うち英国	14,447	39,825	1,380	6,251	1,836	-	132	1,967	0.04	1.00%	2.00%
うちスロバキア	165	243	-	-	18	-	-	18	0.00	1.50%	2.00%
うちスウェーデン	2,275	1,941	96	18	217	-	3	220	0.00	2.50%	2.50%
北アメリカ	63,825	76,187	2,584	10,406	5,716	21	199	5,935	0.13		
アジア太平洋	5,478	44,514	29	957	2,301	-	11	2,312	0.05		
うち香港	1,528	6,931	-	45	330	-	1	331	0.01	2.00%	2.00%
その他の国々	29,209	32,484	-	-	3,023	8	-	3,031	0.07		
020 合計	283,251	767,446	6,495	55,009	42,190	1,427	841	44,457	1.00	0.17%	0.35%

(*) 欧州連合および欧州自由貿易連合（EFTA）内。

(**) 2019年12月31日現在におけるESRBウェブサイトで公表された比率に基づく。

(2) 銀行勘定における証券化

証券化は、エクスポージャーまたはエクスポージャーのプールに関連する信用リスクを各トランシェに分別するための取引またはスキームであり、以下の特徴を有している。

- ・この取引またはスキームにおける支払は、エクスポージャーまたはエクスポージャーのプールのパフォーマンスに応じて行われる。
- ・各トランシェの優先劣後関係が、リスク移転期間中における損失の分配額を決定する。

証券化の実施に供与したあらゆるコミットメント（デリバティブおよび流動性ラインを含む。）は、証券化ポジションとして取り扱われなければならない。これらのコミットメントの多くが、プルデンシャルに関する銀行勘定に計上される（本項「(2) 銀行勘定における証券化」を参照。）。トレーディング勘定に計上されるコミットメントについては、「2 (5) 市場リスク」に記載されている。

証券化取引は、以下に関連するものである。

- ・当社グループが自己勘定でオリジネートしたプログラムのうち、その信用エクスポージャーを証券化した（「オリジネーター」の役割）もので、バーゼル3規制の枠組に基づき有効とみなされるもの。
- ・当社グループがその顧客のためにストラクチャー化したプログラム（顧客の資産が証券化され、「スポンサー」の役割を果たす。）のうち、当社グループがポジションを保有しているもの。
- ・当社グループがオペレーションのストラクチャリングの役割を担わずに出資しているプログラム（「投資家」の役割）。

本項「(2) 銀行勘定における証券化」では、証券化ポジションは自己資本から控除され、含まれない。これらのポジションは2019年12月31日現在で225百万ユーロになった。

BNPパリバの証券化活動

オリジネーター、スポンサーおよび投資家としての各立場における当社グループの活動は以下のとおりである。

証券化エクスポージャーおよび（保有または取得された）証券化ポジションの役割別内訳

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在		2018年12月31日現在	
	BNPパリバが オリジネートした 証券化 エクスポージャー (注1)	保有または 取得された証券化 ポジション (EAD) (注2)	BNPパリバが オリジネートした 証券化 エクスポージャー (注1)	保有または 取得された証券化 ポジション (EAD) (注2)
オリジネーター (注3)	39,281	30,216	21,506	18,919
スポンサー	6	22,145	18	19,222
投資家	0	8,915	0	5,467
合計	39,287	61,276	21,524	43,608

(注1) 当社グループがオリジネートした証券化エクスポージャーは、当社グループの貸借対照表およびオフバランスシートに計上されている、証券化対象原エクスポージャーに相当するものである。

(注2) 証券化ポジションは、当社グループがオリジネートまたはアレンジした証券化取引にて保有するトランシェおよび当社グループにより供与されたオフバランスシート・コミットメント、ならびに他の当事者がアレンジした証券化取引において当社グループが取得するトランシェに相当するものである。エクイティ・ティア1資本から控除されている証券化ポジションは除く。

(注3) 有効な証券化プログラムについては、以下の項目を参照。

（オリジネーターとして行う）自己勘定の証券化

当社グループは、融資の新規財源を獲得し、貸借対照表の流動性を改善し、リスクおよび資本要件を減らすために、自己の信用エクスポージャーを証券化することでオリジネーターとして行為する。

取引の目的がリスクの減少のみである場合、当社グループは、いわゆる「合成型」証券化取引を選好し、信用デリバティブまたは保証を通じたエクスポージャー（住宅ローン、消費者ローンや法人貸付等）のリスクの移転を確実にする。これらの取引は、主にホールセールバンキング事業によりリテール・バンキング事業およびサービス事業と協力して開始される。

証券化取引が融資を目的として行われる場合、当社グループは、特別目的事業体への証券化エクスポージャーの売却に特徴付けられる、いわゆる「現金型」または「従来型」証券化を選好する。これらのオペレーションは、当社グループの資産・負債管理部の財務課により、中央銀行融資の対象となるまたは流動性準備金に含まれる流動資産と引き換えに、エクスポージャーが証券化された事業と協力して開始される（「2（6）流動性リスク」内の「ホールセール資金および流動性準備金における監視指標（監査済）」を参照。）。

自己勘定の証券化取引のリスクの移転

証券化された信用エクスポージャーおよび証券化ポジションの資本要件は取引のリスク移転水準に依拠する。

自己勘定の証券化取引がバーゼルの適格基準を満たしている状態で、当社グループによりエクスポージャーが証券化された場合（特に、規則（EU）2017/2401に規定される重要なリスク移転の証券化である場合）、これらは、信用リスク加重資産の計算から控除され、証券化取引は有効であるといえる。この場合、金融機関が保有するポジションおよび証券化後にストラクチャーに供与されたすべてのコミットメントのみがリスク加重資産の計算に入れられる。

バーゼルの適格基準を満たさない自己勘定の証券化取引（有効でない証券化）を通じて証券化されたエクスポージャーは、元来のプルデンシャル・ポートフォリオに残る。これらの資本要件は、あたかもそれらが証券化されなかったものとして計算され、「2（3）信用リスク」に含まれる。

有効な証券化

BNPパリバがオリジネートした証券化ポジションについて保有されたエクスポージャーは、バーゼル規則に基づいて19の有効な証券化プログラムのポジションに対応したことによって、2019年12月31日現在には30.2十億ユーロとなった。

2019年12月31日現在、有効であると認められた重要な証券化取引は、以下のとおりである。

- ・2019年にフランス国内リテール・バンキングにより開始された、法人貸付のポートフォリオ7.5十億ユーロに関連する合成型取引
- ・2019年にベルギー国内リテール・バンキングにより開始された、法人貸付のポートフォリオ4.2十億ユーロに関連する合成型取引
- ・2019年にBNLにより開始された、消費者ローンのポートフォリオ1.4十億ユーロに関連する合成型取引
- ・2018年にフランス国内リテール・バンキングにより開始された、大口法人向けローン・ポートフォリオ10.7十億ユーロに関連する合成型取引
- ・2018年にBNLにより開始された、法人貸付のポートフォリオ2.2十億ユーロに関連する合成型取引
- ・2018年にパーソナル・ファイナンスにより開始された、消費者ローンのポートフォリオ1.0十億ユーロに関連する従来型取引
- ・2017年にフランス国内リテール・バンキングにより開始された、大口法人向けローン・ポートフォリオ1.6十億ユーロに関連する合成型取引
- ・2017年にホールセールバンキング事業により開始された、法人貸付のポートフォリオ1.3十億ユーロに関連する合成型取引

さらに、当社グループは2019年にパーソナル・ファイナンスにより開始された、合計0.3十億ユーロの4つの証券化取引のポジション（原資産ポートフォリオは合計3.8十億ユーロ）を保有していた。

BNPパリバは、早期償還措置に従い、自己の勘定でリボルビング・エクスポージャーの証券化を行わなかった。

2019年12月31日現在、未証券化資産はなかった。

BNPパリバがオリジネートした証券化エクスポージャー

	BNPパリバがオリジネートした証券化エクスポージャー	
(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在	2018年12月31日現在
従来型	8,175	2,750
うち、IRBアプローチ	5,071	1,673
うち、標準的アプローチ	3,104	1,076
合成型	31,106	18,756
うち、IRBアプローチ	29,415	18,756
うち、標準的アプローチ	1,690	0
合計	39,281	21,506

BNPパリバがオリジネートした証券化エクスポージャーの原資産のカテゴリー別内訳（注1）

証券化エクスポージャー (単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在			2018年12月31日現在		
	従来型	合成型	合計	従来型	合成型	合計
住宅ローン	17	-	17	20	2,351	2,371
消費者ローン	5,281	1,690	6,972	2,536	-	2,536
クレジットカード債権	-	-	-	-	-	-
法人向けローン	1,813	29,415	31,228	-	16,405	16,405
売掛債権	-	-	-	-	-	-
商業用不動産	-	-	-	-	-	-
ファイナンス・リース	980	-	980	-	-	-
その他資産	84	-	84	194	-	194
合計	8,175	31,106	39,281	2,750	18,756	21,506

（注1） この内訳は、証券化における主要な原資産に基づいている。

無効な証券化

無効な証券化取引は主にリファイナンス目的で行われる。これらのオペレーションは、規則（EU）2017/2401の意味の範囲内でリスク移転とならないものであり、リスク加重資産の計算において低減効果を持たない。証券化エクスポージャーは消費者ローンに含まれており、信用リスク加重資産の計算に入れられる。

2019年12月31日現在、BNPパリバは、合計65.2十億ユーロの証券化エクスポージャーとなる31件の証券化取引をオリジネートしている。主な取引は、BNPパリバ・フォルティス（37.5十億ユーロ）、BNPパリバ・パーソナル・ファイナンス（13.2十億ユーロ）、フランス国内リテール・バンキング（12.6十億ユーロ）およびBNL（1.7十億ユーロ）に関するものである。

2019年において、重要なリスク移転を伴わない取引は、パーソナル・ファイナンスにより完了された0.3十億ユーロの取引1件だけであった。このため、関連エクスポージャーは、信用リスクのセクションに含まれている（「2（3）信用リスク」を参照。）。

顧客に代わり行った証券化取引（スポンサー）

第三者による証券化事業の一環として、ホールセールバンキング事業は、複数のコンデュイット（短期リファイナンス市場）または特別目的事業体（中期および長期リファイナンス）を通じて、大口法人顧客および金融機関顧客が直接、融資市場から魅力的な融資条件を獲得できるようにしている。

BNPパリバがスポンサー（注１）として行った証券化エクスポージャーの原資産のカテゴリー別内訳（注２）

証券化エクスポージャー (単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在			2018年12月31日現在		
	従来型	合成型	合計	従来型	合成型	合計
住宅ローン	2,044		2,044	87		87
消費者ローン	6,768		6,768	5,077		5,077
クレジットカード債権	2,526		2,526	1,805		1,805
法人向けローン	486		486	2,698		2,698
売掛債権	5,836		5,836	4,943		4,943
商業用不動産	34		34	54		54
ファイナンス・リース	3,638		3,638	4,108		4,108
その他資産	758		758	419		419
合計	22,090	-	22,090	19,192	-	19,192

（注１） 当社グループがスポンサーとして行った証券化エクスポージャーのうち、2019年12月31日現在のBNPパリバの貸借対照表には、6百万ユーロに相当するエクスポージャーが含まれた（2018年12月31日現在は18百万ユーロ）。

（注２） この内訳は、証券化における主要な原資産に基づいている。

このように築かれたファイナンス・ストラクチャーは、流動性枠が伴い、かつ適切な場合に、当社グループにより資本要件に従った保証が供与されている。BNPパリバが証券化プログラムのスポンサーとして保有または取得したコミットメントおよびポジションは、2019年12月31日現在22.1十億ユーロとなった。

短期リファイナンス

2019年12月31日現在、当社グループは2つの連結マルチセラー・コンデュイット（スターバードおよびマッチポイント）に資金を拠出していた。これらのコンデュイットは、国内の短期コマーシャル・ペーパー市場においてリファイナンスを試みることにより、ホールセールバンキング事業の顧客、大手企業および金融機関に対し、彼らの資産（売掛債権、商工業借入金、自動車または様々な設備のためのファイナンス・リース、クレジットカード債権等）の一部と引き換えに魅力的な融資ソリューションを提供することが可能である。

BNPパリバがかかるコンデュイットのそれぞれに対し供与している流動性枠は、2018年12月31日現在が16.1十億ユーロであったのに対して、2019年12月31日現在では20.4十億ユーロとなった。

中長期リファイナンス

欧州および北アメリカにおけるBNPパリバ・グループのストラクチャリング・プラットフォームは、リスクや流動性の現状に適応する商品に基づいた、顧客への証券化ソリューションを提供している。当社グループによりこれらの取引を通じて供与されたファシリティの総額は、2018年12月31日現在が2.9十億ユーロであったのに対して、2019年12月31日現在では1.8十億ユーロとなった。

投資家としての証券化

BNPパリバの投資家としての証券化ポジションは、2018年12月31日現在が5.5十億ユーロであったのに対して、2019年12月31日現在は8.9十億ユーロとなった。

第三者による証券化取引で当社グループが行った投資は、主に、キャピタル・マーケット部門（コーポレート・バンキング部門とグローバル・マーケット部門のジョイント・ベンチャー）に集中しており、エクスポージャーは2018年12月31日現在が4.1十億ユーロであったのに対して、2019年12月31日現在は7.9十億ユーロであった。キャピタル・マーケット部門は、主要な金融機関、大手企業またはプライベート・エクイティのプラットフォームを含む顧客により開始された、ストラクチャード・アセット・ファイナンス事業の設定、その後の融資および（スワップ提供者としての）ヘッジ取引に従事している。

投資家としての証券化エクスポージャーには、ランオフ状態で管理されているBNPパリバ・フォルティス事業体の過去のポジションも含む。このポートフォリオは、コーポレート・センターに組み込まれ、2018年12月31日現在が1.3十億ユーロであったのに対して、2019年12月31日現在は1.0十億ユーロであった。

会計方法（監査済）

（連結財務書類の注1「当社グループが適用している重要な会計方針の要約」を参照。）

銀行勘定における証券化ポジションの会計上の分類は「(1) 資本管理および自己資本」内の表「リスクタイプ別のプルデンシャル・バランスシート（EU LII-B）」において示されている。

「償却原価で測定する金融資産」として分類された証券化ポジションは、連結財務書類の注1.e.1に記載の方法を用いて測定される。利息収入の計上に用いられる実効金利は、予想キャッシュ・フロー・モデルに基づき測定される。初めから、これらのポジションは、予想信用リスク損失（連結財務書類の注1.e.5を参照。）に対する減損計上の影響を受けている。

会計ベースで、「資本を通じて公正価値で測定する金融資産」として分類される証券化ポジションは、連結財務書類の注1.e.2に記載の方法を用いて測定される。連結財務書類の注1.e.10に列挙される原則に従って決定される公正価値（実効金利法を用いて計上される収益を除く。）の変更は、連結財務書類の注1.e.5に記載の方法を用いて計算される予想信用リスク損失と併せて、株主資本の特定のサブセクションに表示される。処分に際して、従前再計上される株主資本として計上された額については、利益および損失残高に振り替えられる。

会計ベースで、「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品」として分類される証券化ポジションは、連結財務書類の注1.e.7に記載の方法を用いて測定される。

証券化ポジションの売却から得る手取金は、売却したポジションの元の帰属先のカテゴリーの規則に従い、計上される。

信用デリバティブ（クレジット・デフォルト・スワップ）または受領した保証の形式でのシンセティック証券化は、以下のそれぞれに付随する会計規則に従う。

- ・トレーディング・ポートフォリオ・デリバティブについては、損益を通じて公正価値で測定される（連結財務書類の注1.e.7を参照。）。
- ・受領した金融保証については、安全資産の不可欠な一部としてみなすことはできない。実質的には、債務不履行の債務者に起因する損失は保証者により相殺されることが確実であるが、保証はその後、返済要求が可能な資産（予想信用損失の求償権）として認識され、資産上の予想信用損失は同時に、損益に計上される。損益に及ぼす全体的な影響は、あたかも保証が予想信用損失の測定に計上されたような状態と同じであるが、これらの違いは、受領した保証が、資産の予想信用損失を減少させるものとしてではなく、返済要求が可能な資産として表示されていることである。

未証券化資産は、以下のとおり分類される。

- ・バーゼル3の意味における、将来の証券化について当行がオリジネーターとなる銀行の貸借対照表に基づくエクスポージャーについては、資本を通じて償却原価または公正価値で測定される金融商品およびプルデンシャルに関する銀行勘定に計上される。
- ・規制上の意味における、将来の証券化について当行がスポンサーとなるエクスポージャーで購入および保管されるものの場合、純損益を通じて公正価値で測定する金融商品およびプルデンシャルに関する銀行勘定に計上される。

証券化リスク管理

証券化のためのリスク管理枠組は、「2 (2) リスク管理（監査済）」に記載されているリスク管理の一部である。

事業部門は、第1ラインの防衛を担い、正しい評価を確実にするため、被るすべてのリスクを理解する責任を持っている。リスク部門は、第2ラインの防衛として独立的にその役割を果たしている。

取得されたポジションは、個別のリスクおよびポートフォリオ・リスクにおける変動を測定するために監視される。

証券化資産の監視は、原資産の信用リスク、取引先リスク、市場リスクおよび流動性リスクを網羅している。

証券化資産に係る信用リスク

トレーディング勘定外の証券化資産は、信用委員会による特別な承認を必要とする。新たな取引については、事業部門によって信用に関する提案書が作成され、信用委員会への提出よりも前にリスク部門のアナリストによる包括的なリスク分析が行われる。すべての承認内容は、年に一度見直される。エクスポージャーは、信用委員会により設定された制限を超えないことを確実にするために監視される。

証券化されたトランシェのリスク・エクスポージャーは、本質的に（証券化されたか再証券化されたかにかかわらず）原資産のリスク・エクスポージャーと結びついている。信用委員会による通常の統治を通じて、当社グループは、関係するプログラムの期間中における原資産の質の変化を監視する。

金利デリバティブまたは為替デリバティブに関連する証券化の取引先リスク

証券化に関連するデリバティブ商品もまた、信用委員会による承認を必要とする。BNPパリバは、取引先リスクを証券化ストラクチャーに組み入れている。その原則は、上記信用リスクに係る原則と同様である。

銀行勘定内の市場リスク

固定利付ABSポジションについては、金利リスクに対応するため、固定／変動金利スワップにより構成されるマクロ・ヘッジが設定されている。ヘッジは、ヘッジ会計の規則に従い、計上される。

流動性リスクおよび資金調達リスク

証券化ポジションは、資産・負債管理部の財務課から、またはBNPパリバによって出資されたコンデューイトを通じて内部で資金提供を受けている。

証券化ポジション

銀行勘定の証券化ポジションの資産の種類別内訳（注１）（EU SEC１）

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在												
	オリジネーター				スポンサー				投資家				合計
	従来型		合成型	合計	従来型		合成型	合計	従来型		合成型	合計	
	うち、STS				うち、STS				うち、STS				
リテール・エクスポージャー	1,250	225	1,411	2,661	11,395	-	-	11,395	3,785	-	-	3,785	
住宅ローン	15	-	-	15	2,074	-	-	2,074	2,829	-	-	2,829	4,918
クレジットカード債権	-	-	-	-	2,549	-	-	2,549	20	-	-	20	2,569
その他のリテール・エクスポージャー	1,236	225	1,411	2,647	6,773	-	-	6,773	936	-	-	936	10,355
うち、再証券化	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
コーポレート・エクスポージャー	72	-	27,482	27,554	10,750	-	-	10,750	5,130	-	-	5,130	43,434
法人向けローン	15	-	27,482	27,497	481	-	-	481	4,813	-	-	4,813	32,791
商業用不動産	-	-	-	-	34	-	-	34	-	-	-	-	34
ファイナンス・リース	56	-	-	56	3,642	-	-	3,642	141	-	-	141	3,839
その他資産	1	-	-	1	6,593	-	-	6,593	176	-	-	176	6,770
うち、再証券化	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	1,323	225	28,893	30,216	22,145	-	-	22,145	8,915	-	-	8,915	61,276

（注１） ポジションが保有されている証券化の資産プールにおける主要な資産クラスに基づく。

(単位：百万ユーロ)	2018年12月31日現在												
	オリジネーター				スポンサー				投資家				合計
	従来型		合成型	合計	従来型		合成型	合計	従来型		合成型	合計	
	うち、STS				うち、STS				うち、STS				
リテール・エクスポージャー	1,379	-	2,216	3,595	7,020	-	-	7,020	3,619	-	-	3,619	
住宅ローン	18	-	2,216	2,234	118	-	-	118	2,155	-	-	2,155	4,507
クレジットカード債権	-	-	-	-	1,826	-	-	1,826	40	-	-	40	1,866
その他のリテール・エクスポージャー	1,361	-	-	1,361	5,077	-	-	5,077	1,425	-	-	1,425	7,863
うち、再証券化	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
コーポレート・エクスポージャー	1	-	15,323	15,324	12,201	-	-	12,201	1,848	-	-	1,848	29,373
法人向けローン	-	-	15,323	15,323	2,678	-	-	2,678	1,587	-	-	1,587	19,588
商業用不動産	-	-	-	-	54	-	-	54	-	-	-	-	54
ファイナンス・リース	-	-	-	-	4,115	-	-	4,115	182	-	-	182	4,297
その他資産	1	-	-	1	5,355	-	-	5,355	79	-	-	79	5,435
うち、再証券化	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	1,380	-	17,539	18,919	19,222	-	-	19,222	5,467	-	-	5,467	43,608

（注１） ポジションが保有されている証券化の資産プールにおける主要な資産クラスに基づく。

証券化ポジション、債務不履行エクスポージャーおよび引当金の原資産の地域別内訳（注1）

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在				
	EAD	債務不履行EAD			ステージ3 引当金
		標準的 アプローチ	IRB アプローチ	合計	
欧州	47,144	33	-	33	-
北アメリカ	13,088	-	12	12	(3)
アジア太平洋	986	-	-	-	-
その他の国々	58	-	-	-	-
合計	61,276	33	12	45	(3)

(単位：百万ユーロ)	2018年12月31日現在プロフォーマ				
	EAD	債務不履行EAD			ステージ3 引当金
		標準的 アプローチ	IRB アプローチ	合計	
欧州	31,272	24	-	24	(5)
北アメリカ	11,511	-	20	20	(5)
アジア太平洋	740	-	-	-	-
その他の国々	84	-	-	-	-
合計	43,608	24	20	44	(10)

（注1） この内訳は、証券化における主要な原資産に基づいている。

銀行勘定における証券化ポジションの質

(単位：百万ユーロ)	保有または取得された証券化ポジション（EAD）	
トランシェの質	2019年12月31日現在	2018年12月31日現在
シニア・トランシェ	60,520	43,042
メザニン・トランシェ	720	442
ファースト・ロス・トランシェ	35	124
合計	61,276	43,608

2019年12月31日現在、当社グループが保有または取得した証券化ポジションの99%が、シニア・トランシェであり、2018年12月31日現在と比較して横ばいとなった。これは当社グループのポートフォリオの高い質を反映したものである。

リスク加重資産

2019年1月1日、規則（EU）2017/2401および規則（EU）2017/2402が適用された改訂版証券化枠組が施行された。この新しい枠組は、以下を規定している。

- ・2019年1月1日から2019年12月31日までの移行期間。かかる期間中、規則（EU）575/2013の規定は、2018年12月31日までに開始されたプログラムへの申込みのために継続する。
- ・「シンプルで透明性が高く、標準化された」として周知されているプログラムのための具体的なステータスの創造。これは、以下の要件を遵守している。
 - ・原資産のポートフォリオは、資産の種類が統一されていなければならない、再証券化ポジションまたはオリジネーション時で債務不履行の資産のいずれも含まれてはならない。
 - ・プログラムは従来型でなければならない、かつ証券化ポジションの利息の支払は標準化ベンチマーク金利に基づかなければならない。
 - ・投資家は、原資産のポートフォリオ、特に、債務不履行および損失の履歴に関する情報に対して十分な情報を有していなければならない。
適応あるリスク・ウェイトおよび原資産ポートフォリオの集中に関して適格であることにより、これらのプログラムは優遇されたウェイトの恩恵を受けられる。
- ・以下は、原資産ポートフォリオの特異性で分類した、適用ある証券化ポジションに関連するリスク加重資産の新しい計算手法である。
 - ・**内部格付に基づくアプローチ（証券化-IRBアプローチ）**：証券化ポジションに適用あるリスク・ウェイトは、証券化プログラムの特徴に依拠する一方で、信用リスクとして計算される原ポートフォリオの資本コストにも依拠する。
 - ・**標準的アプローチ（証券化-標準的アプローチ）**：証券化ポジションに適用あるリスク・ウェイトは、証券化プログラムの特徴、信用リスクとして計算される原ポートフォリオの資本コストおよび当該ポートフォリオ中の債務不履行資産の割合に依拠する。
 - ・**外部格付に基づくアプローチ（証券化-外部格付に基づくアプローチ）**：証券化ポジションに適用あるリスク・ウェイトは、規則（EU）2017/2401に規定される対応表により直接付与され、トランシェの外部格付、その劣後順位および満期に基づいている。BNPパリバはスタンダード・アンド・プアーズ、ムーディーズ、フィッチおよびドミニオン・ボンド・レーティング・サービスの外部格付を使用している。
 - ・その他の場合は、規則（EU）2017/2401は、エクイティ・ティア1（CET1）自己資本の控除を規定している。

備忘として、規則（EU）575/2013に規定されるリスク加重資産の計算方法は、以下である。

- ・**標準的アプローチ**：リスク加重資産の金額は、債務不履行エクスポージャーに、証券化ポジションの外部格付に規制上で関連する加重（ごく少数ではあるが、透明性による加重が適用される場合がある。）を乗じて計算される。B+以下または外部格付がない証券化ポジションには、規則ではエクイティ・ティア1資本の控除を規定する。
- ・**IRBアプローチ**：IRBアプローチに基づくリスク加重資産は下記の方法のうちの1つを使用して計算される。

- ・外部格付を有しているエクスポージャーについては、適用あるリスク・ウェイトは、規則（EU）575/2013の定める対応表を使用して直接付与される。
- ・外部格付を有さないエクスポージャーについては、当社グループがオリジネーターまたはスポンサーである場合は、規制上の計算方法が適用される可能性がある。エクスポージャーのリスク・ウェイトは、規則（EU）575/2013で定められる算式を使用して計算され、原ポートフォリオの内部信用格付および取引のストラクチャリングに基づいている。
- ・その他の場合は、規則はエクイティ・ティア1資本の控除を規定している。

2019年12月31日現在、規則（EU）575/2013で規定される手法により計算されたリスク加重資産は、4.8十億ユーロであった。

証券化ポジションおよびリスク加重資産のアプローチ別内訳

	2019年12月31日現在		2018年12月31日現在		変動	
	保有または取得された証券化ポジション (EAD)	リスク加重資産	保有または取得された証券化ポジション (EAD)	リスク加重資産	保有または取得された証券化ポジション (EAD)	リスク加重資産
(単位：百万ユーロ)						
内部格付に基づくアプローチ（証券化-IRBアプローチ）	21,170	4,324	-	-	21,170	4,324
標準的アプローチ（証券化-標準的アプローチ）	324	1,257	-	-	324	1,257
外部格付に基づくアプローチ（証券化-外部格付に基づくアプローチ）	5,195	177	-	-	5,195	177
IRBアプローチ	33,644	4,352	41,534	5,976	(7,890)	(1,624)
標準的アプローチ	944	400	2,075	1,064	(1,131)	(664)
合計	61,276	10,510	43,608	7,040	17,668	3,470

当社グループにより保有または取得された証券化ポジションに対応するリスク加重資産は、2019年12月31日現在で10.5十億ユーロ（BNPパリバのリスク加重資産合計の1.6%）であった。なお、2018年12月31日現在では7.0十億ユーロ（当社グループのリスク加重資産合計の1.1%）であった。

証券化リスク加重資産の変動の主要な要因別内訳

(単位：百万ユーロ)	2018年12月31日現在	主要な要因							変動合計	2019年12月31日現在
		資産の規模	資産の質	モデルのアップデート	手法および方針	取得および売却	通貨	その他		
リスク加重資産-証券化	7,040	3,571	(103)	-	-	15	164	(177)	3,470	10,510

2019年におけるリスク加重資産の変化は主に、フランス国内リテール・バンキング、ベルギー国内リテール・バンキングおよびBNLのローン・ポートフォリオに有効であると計上された3つの合成型証券化取引を実施したことで説明できる（上記「（オリジネーターとして行う）自己勘定の証券化」を参照。）。

BNPパリバがオリジネーターまたはスポンサーである証券化ポジションおよびリスク加重資産（EU SEC3）

(単位：百万 ユーロ)	2019年12月31日現在													
	証券化ポジション（EAD）の リスク・ウェイト別内訳				証券化ポジション（EAD）の アプローチ別内訳					リスク加重資産				
	20% 以下	20%超 50%以下	50%超 100%以下	100%超 1,250%未 満	証券化- IRBアプ ローチ	証券化- 標準的 アプ ローチ	証券化- 外部格 付に基 づくア プロー チ	内部格付 に基づく アプロー チ	標準的 アプ ローチ	証券化- IRBアプ ローチ	証券化- 標準的 アプ ローチ	証券化- 外部格 付に基 づくア プロー チ	内部格 付に基 づくア プロー チ	標準的 アプ ローチ
従来型証券化	20,530	1,442	1,421	75	5,151	3,707	269	14,280	61	1,186	1,020	167	2,415	44
証券化	20,530	1,442	1,421	75	5,151	3,707	269	14,280	61	1,186	1,020	167	2,415	44
リテールに 原資産	11,419	969	236	21	2,816	2,467	193	7,121	48	665	457	82	864	29
うち、STS	206	3	3	14	139	42	45	-	-	66	4	24	-	-
コーポレー トに原資産	9,111	473	1,185	54	2,335	1,240	76	7,158	13	521	563	85	1,552	15
うち、STS	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合成型証券化	28,830	-	-	63	11,696	1,411	-	15,786	-	2,283	222	-	1,401	-
証券化	28,830	-	-	63	11,696	1,411	-	15,786	-	2,283	222	-	1,401	-
リテールに 原資産	1,411	-	-	-	-	1,411	-	-	-	-	222	-	-	-
コーポレー トに原資産	27,419	-	-	63	11,696	-	-	15,786	-	2,283	-	-	1,401	-
再証券化	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	49,360	1,442	1,421	138	16,848	5,118	269	30,065	61	3,469	1,242	167	3,816	44

(単位：百万 ユーロ)	2018年12月31日現在													
	証券化ポジション（EAD）の リスク・ウェイト別内訳				証券化ポジション（EAD）の アプローチ別内訳					リスク加重資産				
	20% 以下	20%超 50%以下	50%超 100%以下	100%超 1,250%未 満	証券化- IRBアプ ローチ	証券化- 標準的 アプ ローチ	証券化- 外部格 付に基 づくア プロー チ	内部格付 に基づく アプロー チ	標準的 アプ ローチ	証券化- IRBアプ ローチ	証券化- 標準的 アプ ローチ	証券化- 外部格 付に基 づくア プロー チ	内部格 付に基 づくア プロー チ	標準的 アプ ローチ
従来型証券化	18,214	367	1,959	62				19,939	662				3,448	500
証券化	18,214	367	1,959	62				19,939	662				3,448	500
リテールに 原資産	7,491	54	816	38				7,756	643				952	475
うち、STS														
コーポレー トに原資産	10,723	313	1,143	23				12,183	20				2,496	25
うち、STS														
再証券化	-	-	-	-				-	-				-	-
合成型証券化	17,487	-	-	52				17,539	-				1,726	-
証券化	17,487	-	-	52				17,539	-				1,726	-
リテールに 原資産	2,216	-	-	-				2,216	-				155	-
コーポレー トに原資産	15,271	-	-	52				15,323	-				1,571	-
再証券化	-	-	-	-				-	-				-	-
合計	35,701	367	1,959	114				37,479	662				5,174	500

BNPパリバが投資家である証券化ポジションおよびリスク加重資産（EU SEC 4）

	2019年12月31日現在													
	証券化ポジション（EAD）の リスク・ウェイト別内訳				証券化ポジション（EAD）の アプローチ別内訳					リスク加重資産				
	20% 以下	20%超 50%以下	50%超 100%以下	100%超 1,250%未 満	証券化- IRBアプ ローチ	証券化- 標準的 アプ ローチ	証券化- 外部格 付に基 づくア プロー チ	内部格付 に基づく アプロー チ	標準的 アプ ローチ	証券化- IRBアプ ローチ	証券化- 標準的 アプ ローチ	証券化- 外部格 付に基 づくア プロー チ	内部格 付に基 づくア プロー チ	標準的 アプ ローチ
（単位：百万 ユーロ）														
従来型証券化	6,607	2,193	41	73	4,322	77	55	3,578	883	855	15	10	536	355
証券化	6,607	2,193	41	73	4,322	77	55	3,578	883	855	15	10	536	355
リテールに 原資産	2,472	1,258	41	14	954	77	-	1,893	861	191	15	-	338	330
うち、STS	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
コーポレー トに原資産	4,135	936	-	59	3,368	-	55	1,685	21	665	-	10	199	26
うち、STS	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合成型証券化	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
リテールに 原資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
コーポレー トに原資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	6,607	2,193	41	73	4,322	77	55	3,578	883	855	15	10	536	355

	2018年12月31日現在													
	証券化ポジション（RAD）の リスク・ウェイト別内訳				証券化ポジション（RAD）の アプローチ別内訳					リスク加重資産				
	20% 以下	20%超 50%以下	50%超 100%以下	100%超 1,250%未 満	証券化- IRBアプ ローチ	証券化- 標準的 アプ ローチ	証券化- 外部格 付に基 づくア プロー チ	内部格付 に基づく アプロー チ	標準的 アプ ローチ	証券化- IRBアプ ローチ	証券化- 標準的 アプ ローチ	証券化- 外部格 付に基 づくア プロー チ	内部格 付に基 づくア プロー チ	標準的 アプ ローチ
（単位：百万 ユーロ）														
従来型証券化	3,803	1,476	59	129				4,055	1,412				802	564
証券化	3,803	1,476	59	129				4,055	1,412				802	564
リテールに 原資産	2,071	1,440	58	50				2,230	1,390				430	532
うち、STS														
コーポレー トに原資産	1,732	36	1	79				1,825	23				372	32
うち、STS														
再証券化	-	-	-	-				-	-				-	-
合成型証券化	-	-	-	-				-	-				-	-
証券化	-	-	-	-				-	-				-	-
リテールに 原資産	-	-	-	-				-	-				-	-
コーポレー トに原資産	-	-	-	-				-	-				-	-
再証券化	-	-	-	-				-	-				-	-
合計	3,803	1,476	59	129				4,055	1,412				802	564

2019年12月31日現在、証券化ポジションに係る保証は、2018年12月31日現在と比較して横ばいであり、1.1十億ユーロであった。

補記：重要な子会社の資本要件

以下の表は、当社グループの資本要件に寄与するものとして、重要な子会社の資本要件（「(1) 資本管理および自己資本」内の「適用範囲」に記載された「重要な子会社」を参照。）をリスクの種類別に表したものである。

BNPパリバ・フォルティス・グループ

(単位：百万ユーロ)	リスク加重資産		資本要件
	2019年 12月31日現在	2018年 12月31日現在	2019年 12月31日現在
1 信用リスク	129,205	134,105	10,336
2 うち標準的アプローチ	53,815	66,769	4,305
4 うち先進的なIRBアプローチ	60,420	57,604	4,834
5 うち単純リスク加重アプローチにおける エクイティ・ポジション	14,971	9,732	1,198
6 取引先信用リスク	2,004	1,877	160
7 うち時価評価	446	345	36
10 うち内部モデル手法（IMM）	1,378	1,317	110
11 うちCCP－デフォルト・ファンด์拠出額	84	58	7
12 うち信用評価調整	97	157	8
14 銀行勘定の証券化エクスポージャー	1,013	823	81
14a うち内部格付に基づくアプローチ（証券化-IRB アプローチ）	816	-	65
14c うち外部格付に基づくアプローチ（証券化-外 部格付に基づくアプローチ）	26	-	2
15 うち内部格付に基づくアプローチ（IRB）	171	402	14
18 うち標準的アプローチ	0	421	0
19 市場リスク	533	404	43
20 うち標準的アプローチ	533	404	43
23 業務リスク	13,198	15,260	1,056
24 うち基礎的指標アプローチ	1,941	2,768	155
25 うち標準的アプローチ	2,160	2,632	173
26 うち先進的計測アプローチ（AMA）	9,097	9,860	728
27 控除の閾値を下回る額 （250%のリスク・ウェイトが適用される）	4,370	4,355	350
29 合計	150,323	156,825	12,026

BNLグループ

(単位：百万ユーロ)	リスク加重資産		資本要件
	2019年 12月31日現在	2018年 12月31日現在	2019年 12月31日現在
1 信用リスク	38,373	35,861	3,070
2 うち標準的アプローチ	6,864	6,504	549
4 うち先進的なIRBアプローチ	29,861	27,776	2,389
5 うち単純リスク加重アプローチにおける エクイティ・ポジション	1,649	1,581	132
6 取引先信用リスク	397	386	32
7 うち時価評価	298	275	24
12 うち信用評価調整	99	111	8
14 銀行勘定における証券化エクスポージャー	461	210	37
14a うち内部格付に基づくアプローチ（証券化-IRB アプローチ）	39	-	3
14b うち標準的アプローチ（証券化-標準的ア プローチ）	222	-	18
15 うち内部格付に基づくアプローチ（IRB）	5	-	0
16 うち当局が設定する計算IRBアプローチ（SFA）	156	155	12
18 うち標準的アプローチ	39	55	3
19 市場リスク	2	12	0
20 うち標準的アプローチ	2	12	0
23 業務リスク	3,798	5,419	304
24 うち基礎的指標アプローチ	142	79	11
25 うち標準的アプローチ	136	101	11
26 うち先進的計測アプローチ（AMA）	3,520	5,239	282
27 控除の閾値を下回る額 （250%のリスク・ウェイトが適用される）	79	26	6
29 合計	43,110	41,915	3,449

BNPパリバ・ユーエスエー・インク・グループ

(単位：百万ユーロ)	リスク加重資産		資本要件
	2019年 12月31日現在	2018年 12月31日現在	2019年 12月31日現在
1 信用リスク	46,798	45,315	3,744
2 うち標準的アプローチ	45,888	44,620	3,671
4 うち先進的なIRBアプローチ	365	276	29
5 うち単純リスク加重アプローチにおける エクイティ・ポジション	545	418	44
6 取引先信用リスク	1,034	886	83
7 うち時価評価	659	543	53
10 うち内部モデル手法（IMM）	192	248	15
11 うちCCP—デフォルト・ファンド拠出額	174	87	14
12 うち信用評価調整	9	9	1
14 銀行勘定における証券化エクスポージャー	9	5	1
14b うち標準的アプローチ（証券化-標準的ア プローチ）	0	-	0
14c うち外部格付に基づくアプローチ（証券化-外 部格付に基づくアプローチ）	6	-	0
18 うち標準的アプローチ	3	5	0
19 市場リスク	0	19	0
20 うち標準的アプローチ	0	19	0
23 業務リスク	4,540	4,601	363
24 うち基礎的指標アプローチ	41	39	3
25 うち標準的アプローチ	3,511	3,512	281
26 うち先進的計測アプローチ（AMA）	988	1,050	79
27 控除の閾値を下回る額 （250%のリスク・ウェイトが適用される）	726	1,920	58
29 合計	53,107	52,745	4,249

バンク・オブ・ザ・ウェスト・グループ

(単位：百万ユーロ)	リスク加重資産		資本要件
	2019年 12月31日現在	2018年 12月31日現在	2019年 12月31日現在
1 信用リスク	45,837	44,489	3,677
2 うち標準的アプローチ	45,714	44,457	3,667
5 うち単純リスク加重アプローチにおける エクイティ・ポジション	124	32	10
6 取引先信用リスク	328	179	26
7 うち時価評価	319	170	26
12 うち信用評価調整	9	9	1
14 銀行勘定における証券化エクスポージャー	9	5	1
14c うち外部格付に基づくアプローチ（証券化-外 部格付に基づくアプローチ）	6	-	0
18 うち標準的アプローチ	3	5	0
19 市場リスク	0	1	0
20 うち標準的アプローチ	0	1	0
23 業務リスク	3,511	3,396	281
24 うち基礎的指標アプローチ	0	2	0
25 うち標準的アプローチ	3,511	3,394	281
27 控除の閾値を下回る額 （250%のリスク・ウェイトが適用される）	85	1,311	7
29 合計	49,771	49,382	3,992

BNPパリバ・パーソナル・ファイナンス・グループ

(単位：百万ユーロ)	リスク加重資産		資本要件
	2019年 12月31日現在	2018年 12月31日現在	2019年 12月31日現在
1 信用リスク	58,781	58,533	4,702
2 うち標準的アプローチ	45,842	45,567	3,667
4 うち先進的なIRBアプローチ	12,837	12,904	1,027
5 うち単純リスク加重アプローチにおける エクイティ・ポジション	101	62	8
6 取引先信用リスク	8	16	1
7 うち時価評価	1	2	0
12 うち信用評価調整	7	14	1
14 銀行勘定における証券化エクスポージャー	232	150	19
14a うち内部格付に基づくアプローチ（証券化-IRB アプローチ）	66	-	5
14b うち標準的アプローチ（証券化-標準的ア プローチ）	7	-	1
14c うち外部格付に基づくアプローチ（証券化-外 部格付に基づくアプローチ）	58	-	5
15 うち内部格付に基づくアプローチ（IRB）	82	110	7
16 うち当局が設定する計算アプローチ（SFA）	0	0	0
18 うち標準的アプローチ	19	41	1
19 市場リスク	4	8	0
20 うち標準的アプローチ	4	8	0
23 業務リスク	6,727	6,397	538
24 うち基礎的指標アプローチ	904	1,302	72
25 うち標準的アプローチ	1,160	869	93
26 うち先進的計測アプローチ（AMA）	4,663	4,226	373
27 控除の閾値を下回る額 （250%のリスク・ウェイトが適用される）	1,788	1,846	143
29 合計	67,540	66,950	5,403

BGL BNPパリバ・グループ

(単位：百万ユーロ)	リスク加重資産		資本要件
	2019年 12月31日現在	2018年 12月31日現在	2019年 12月31日現在
1 信用リスク	22,849	22,588	1,828
2 うち標準的アプローチ	16,433	16,183	1,315
4 うち先進的なIRBアプローチ	5,897	5,956	472
5 うち単純リスク加重アプローチにおける エクイティ・ポジション	519	449	42
6 取引先信用リスク	39	37	3
7 うち時価評価	37	35	3
12 うち信用評価調整	2	2	0
14 銀行勘定における証券化エクスポージャー	12	28	1
15 うち内部格付に基づくアプローチ（IRB）	12	28	1
18 うち標準的アプローチ	0	0	0
19 市場リスク	13	9	1
20 うち標準的アプローチ	13	9	1
23 業務リスク	2,061	1,943	165
24 うち基礎的指標アプローチ	156	112	12
25 うち標準的アプローチ	254	240	20
26 うち先進的計測アプローチ（AMA）	1,652	1,591	132
27 控除の閾値を下回る額 （250%のリスク・ウェイトが適用される）	172	178	14
29 合計	25,146	24,784	2,012

2 【事業等のリスク】

本項内の表は機械的に作成されたものである。それゆえ、表示される数値が四捨五入されているために、当該行または列において合計が合わない可能性がある。

(1) 年次リスク調査

主要な数値

規制比率

自己資本比率

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在	2018年12月31日現在(*)
エクイティ・ティア1 (CET1) 資本	81,204	76,131
ティア1 資本	89,962	84,773
総資本	103,716	97,096
リスク加重資産	668,828	647,001
比率		
エクイティ・ティア1 (CET1) 資本	12.1%	11.8%
ティア1 資本	13.5%	13.1%
総資本	15.5%	15.0%

(*) 2019年から適用となる、それまで現行の取扱いが認められている追加ティア1 資本およびティア2 資本の適格規則に基づく。

当社グループの貸借対照表は極めて盤石である。2019年12月31日現在、エクイティ・ティア1 比率は12.1%となり、2018年12月31日と比較して30ベース・ポイント増加した。かかる増加は以下のとおり説明される。

- ・ 2019年度の一時的なその他の営業外項目を除外した純利益（プラス60ベース・ポイント）
- ・ 新会計基準IFRS第16号の影響（マイナス10ベース・ポイント）
- ・ 証券化の影響を除いた継続的な変動下でのリスク加重資産の増加（マイナス40ベース・ポイント）
- ・ 処分および買収による純影響額（SBIライフ、本子会社の残部の連結範囲からの除外およびドイツ銀行のプライム・ブローカレッジ業務に関する契約の影響）ならびにバンクウェストののれんの一部減損額（プラス20ベース・ポイント）
- ・ 変動効果を含むその他の影響は比率に対し限定的であった。

当社グループのエクイティ・ティア1 比率の12.1%は、監督審査プロセスにおいて通知される要件を著しく上回っている（「1 (B) (1) 資本管理および自己資本」内の表「すべての要件」を参照。）。

総損失吸収能力比率(*)

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在
規制資本合計および適格債務(**)	143,639
リスク加重資産	668,828
総損失吸収能力比率	21.5%
発行体の裁量により適格とされる優先債の効果(***)	2.5%
発行体の裁量により適格とされる優先債の効果の後の総損失吸収能力比率	24.0%

(*) 詳細については、「1 (B) (1) 資本管理および自己資本」内の「自己資本および資本計画」を参照。

(**) 2019年度から適用となる、それまで現行の取扱いが認められている追加ティア1資本およびティア2資本の適格規則に基づく。

(***) 規則 (EU) 2019/876第72条の3第3項および第4項に基づき、一部の優先債の金融商品 (2019年12月31日現在、18,294百万ユーロとなった。) は、リスク加重資産の2.5% (規則 (EU) 2019/876第494条に基づき、2022年1月1日以降は3.5%) の範囲内で適格である。

2019年12月31日現在、当社グループの総損失吸収能力の最低要件はリスク加重資産の20.17%であった。2019年12月31日現在の総損失吸収能力比率は21.5%であり、当社グループは、リスク加重資産の2.5%の範囲内の適格な優先債を考慮することなく、要件を十分に上回っている。当社グループが優先債を含めた場合の総損失吸収能力比率は24.0%である。

2019年12月31日現在、総損失吸収能力比率は (要件の6%と比較して) レバレッジ比率のエクスポージャーの7.3%であった。

レバレッジ比率

	2019年12月31日現在	2018年12月31日現在
レバレッジ比率(*)	4.6%	4.5%

(*) 詳細については、「1 (B) (1) 資本管理および自己資本」内の「自己資本および資本計画」を参照。

流動性カバレッジ比率 (LCR)

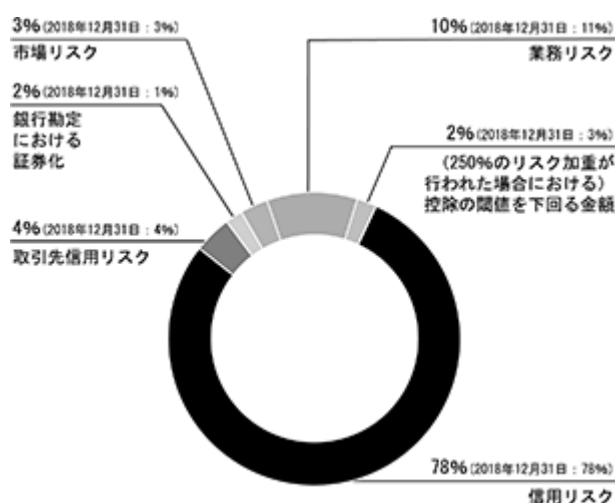
	2019年12月31日現在	2018年12月31日現在
流動性カバレッジ比率 (年度末におけるLCR) (*)	125%	132%

(*) 詳細については、「(6) 流動性リスク」内の「流動性リスクの管理および監督」を参照。

これらの比率の推移は、当社グループが規制の変化に継続的に対応し、質の高い貸借対照表を維持する能力を有していることを証明している。

リスクの種類別および事業部門別のリスク加重資産

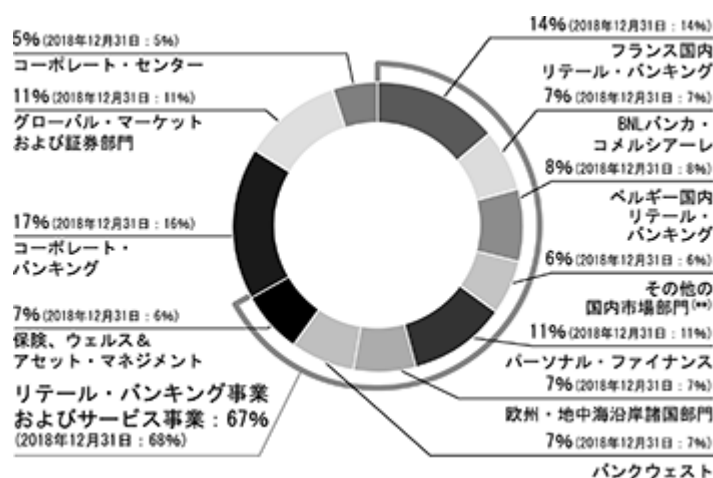
リスクの種類別のリスク加重資産(*)



(*) 2019年12月31日現在の内訳。

当社グループのエクスポージャーの大半は、信用リスクにさらされている。市場リスクは、2019年12月31日現在、当社グループのリスク加重資産の3%までに制限されている。

事業部門別のリスク加重資産(*)



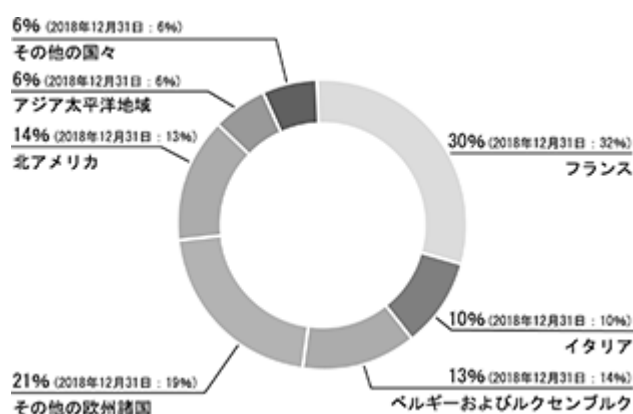
(*) 2019年12月31日現在の内訳。

(**) ルクセンブルクを含む。

2019年12月31日現在、当社グループのリスクはよく分散されており、当社グループのリスク加重資産の17%を超える事業部門は1つもない。リテール・バンキング事業およびサービス事業は、リスク加重資産の67%を占めている。

その他の主要な数値

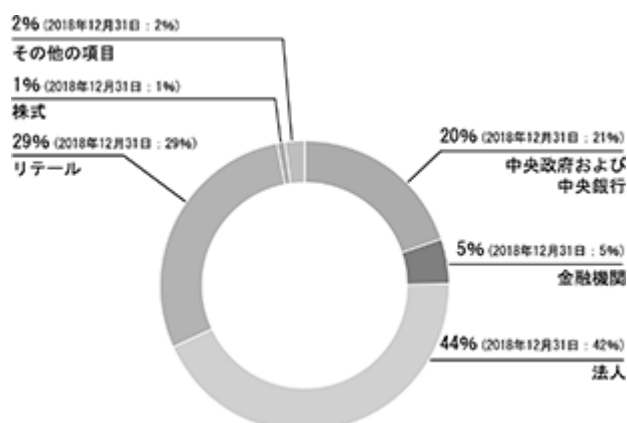
地域別の信用リスク・エクスポージャー(*)



(*) 2019年12月31日現在の内訳。

2019年12月31日現在、当社グループの信用リスク・エクスポージャーは、主に欧州（74%）および北アメリカ（14%）に集中していた。当社グループのエクスポージャーの分散についての詳細は、「(3) 信用リスク」内の「信用リスクの分散」を参照。

資産クラス別の信用リスク・エクスポージャー(*)



(*) 2019年12月31日現在の内訳。

2019年12月31日現在のIRBアプローチで測定した信用リスク・エクスポージャーの79%は、ソブリン、金融機関、法人および投資適格取引先への特別融資に対する信用エクスポージャーによるものであった（2018年12月31日現在と比較して安定している。）。

残高合計比率における不良貸出金

	2019年12月31日現在	2018年12月31日現在
不良貸出金(*)／貸出金(**)	2.2%	2.6%

- (*) オンバランスシートおよびオフバランスシートならびに償却原価または株主資本を通じて公正価値で測定される負債証券（保険を除く。）を含む、保証金控除前の顧客および金融機関に対する不良債権（ステージ3）。
- (**) 償却原価または株主資本を通じて公正価値で測定される有価証券（保険を除く。）を含む、オンバランスシートおよびオフバランスシートにおける顧客および金融機関への貸出金残高合計。

ステージ3のカバレッジ比率

(単位：十億ユーロ)	2019年12月31日現在	2018年12月31日現在
ステージ3の引当金	17.1	19.9
不良貸出金(*)	23.1	26.2
ステージ3のカバレッジ比率	74.0%	76.2%

- (*) 償却原価または株主資本を通じて公正価値で測定される負債証券（保険を除く。）を含む、受領した保証金控除後のオンバランスシートおよびオフバランスシートにおける顧客および金融機関に対する不良債権（ステージ3）。

残高におけるリスク費用

年率のベースス・ポイント	2019年12月31日現在	2018年12月31日現在
リスク費用／顧客向け貸出金(*)	39	35

- (*) リスク費用を期首の顧客向け貸出金で除したもの。

即時利用可能な流動性準備金

(単位：十億ユーロ)	2019年12月31日現在	2018年12月31日現在
即時利用可能な流動性準備金（相殺能力）(*)	309	308

- (*) 健全性基準（特に米国基準。日中支払システムの需要を除く。）を考慮した流動性市場資産または中央銀行の適格を満たすもの。

主要なリスクおよび新たに発生するリスク

主要なリスクおよび新たに発生するリスクの特定および監視は、BNPパリバのリスク管理のためのアプローチの中心である。

かかるリスクは、リスク部門、事業部門および事業所において実施される多様な業務および分析に基づき、また行動および決定を行ういくつかの委員会を通じて、特定、分析および管理される。

- ・ BNPパリバのポートフォリオの帰結に関するかかるリスクの序列化および不利なシナリオの策定を目的としたマクロ経済および金融状況の緻密なフォローアップ。この徹底した監視は、リスク部門が提示した指標表示を通じて、四半期毎にゼネラル・マネジメントおよび内部統制・リスク管理・法令遵守委員会（CCIRC）に通知される。
- ・ 取締役会が承認した指令および閾値に従ったリスク特性の徹底した監視
- ・ とりわけ集中化または企業の社会的責任（CSR）に関する部門間協力に関する方針
- ・ 当社グループの資産・負債管理委員会（当社グループALCo、「(2) リスク管理（監査済）」内の「統治」を参照。）およびキャピタル・マーケット・リスク委員会（CMRC）によりなされた市場リスクおよび流動性リスクに関する決定
- ・ 最高レベルの特別な取引に関し、委員会で実施された主要な決定
- ・ 新規活動または新商品に関する提案
- ・ リスクおよび開発政策委員会による、当社グループの業務執行陣がリスク討議会を通じて選択した次年度のテーマに関するポートフォリオおよび事業の検討
- ・ リスク予測委員会における、新たに発生するリスクおよび当行のリスク特性に与える影響に関する事前および将来を見据えた議論
- ・ 当行の資本および流動性管理、ならびに事業活動に対する規制上の枠組への変更およびその結果の分析および監視

主要なリスク

主要なリスクは、以下のとおり定義されている。

- ・ 事業分野または地理的分野を越えて、当社グループの財務成績、評判もしくは持続可能性に重大な影響を及ぼす可能性があるもの
- ・ 近い将来発生する可能性のあるもの

当社グループがさらされている主要なリスクは、以下のとおりである。

マクロ経済のリスク

マクロ経済および市場の状況は、当行の業績に影響を及ぼす。当行の事業の性格上、特に欧州におけるマクロ経済および市場の状況には敏感である。

2019年、世界経済は減速し、国際通貨基金によれば、事業成長率は2018年の3.5%超から3%を若干上回るまでに落ち込んだ。

米国およびユーロ圏において成長は減速した。原油価格の大幅な変化がなく、インフレ率は依然として安定していた（ユーロ圏で約1.0%、米国で1.5%を若干上回る。）。これらの傾向により、主要な中央銀行（米国連邦準備銀行および欧州中央銀行）はより緩和的なスタンス（金利の引下げ、バランスシートの拡大等）を採った。こうした状況を背景に、長期金利は極めて低い水準に達し、ドイツ、フランスおよび日本の10年物ソブリン債はマイナス利回りとなった。これらの金融政策は過去数年と比較して経済の悪化を緩和する支えとなった。

中国は、内需の成長と継続的な構造上の低迷とのバランスを取り戻す過程にある。すべての新興国で成長率は引き続き減速し、4%を下回った。これは、2000年代初期以降見られなかった水準である（2008年から2009年の経済危機の期間は除く。）。成長率は、より緩和的な米国の金融政策によるプラスの財政的支援効果および多数の新興国で期待される金融緩和により、2020年にはこれを上回る値に返ることが期待されている。この新しい状況は、銀行部門の収益性に影響を及ぼし、新しい金融政策の緩和効果を減少させる可能性がある。

これを背景として、以下のリスクのカテゴリーが特定される。

ー金融政策の実施による金融不安のリスク

成熟した経済において、金利環境は、中央銀行金利、債券のマイナス利回りおよびイールド・カーブの平坦化という点で、2019年の最終四半期に劇的に変化した。当行の収益はイールド・カーブの平坦化、中央銀行預け金のマイナス金利および顧客へマイナス金利を転嫁することの困難により大きな影響を受けた。数年前は、かかる展開は一時的で例外的なものだと考えられていたが、より長期間になることが証明されているこの状況のリスクが、今ではますます高まっているようである。

さらに、リスクの低い資産に対する低い（またはゼロ）リターンおよびレバレッジの使用が安易になったことが、以下の2つの結果に結びつく可能性を有している。

- ・よりリスクの高い資産に投資し、より高いリターンを得る（格付の引下げで信用リスクへのエクスポージャーを増やす。）。
- ・不動産または金融市場（株式市場、プライベート・エクイティ、債券等）といった特定の資産分野における金融バブルの発生

主要な金融市場参加者（保険会社、年金基金、資産運用会社等）の中には、よりシステミックな側面を有している者もあり、市場の混乱時において、市場の流動性が比較的脆弱な状況の中で、大規模な持ち高調整をする可能性がある。長期金利の急騰および／または市場価格の調整リスクは、今年の金融政策の反転以来、大幅に減少したが、排除できるものでもない。多くの資産市場においてリスク・プレミアムは、10年にわたる緩和的な金融政策（投資不適格の企業および国への貸付、株式市場および債券市場における特定の分野への貸付等）を受けて、それらの過去の平均値と比較して低い。

ー負債の増加に関連するシステミック・リスク

多くの経済圏において、未だ公的金融は不安定である。（中央銀行の資産買入に支えられた）超低金利により、債務返済の負担が減ることで短期的な危機の恐れが大幅に減少し、政府に政策の余地を与えているが、中期的にはリスクは未だ存在している。ユーロ圏の国は特に、機関・制度上の理由（予算制約および分裂した債券市場）により、これらのリスクの影響を受ける。いくつかの経済圏においては、民間部門（特に家計債務）においても不安定さが見受けられた。

さらに、新興国の中には、外貨建て債務および海外の債権者に対する債務を含め、2008年以來の債務の顕著な増加も記録した。公共および民間の債務は、懸念の原因となる水準までに達する可能性があった。債務プロファイルの悪化は、格付機関による格下げを引き起こす可能性があり、これは後にリスク・プレミアムの上昇および債務返済負担の増加を生じさせ、その結果、上記に挙げられたマイナスの影響を増大させながら、投資家の信頼を棄損し、資本の流出につながる可能性がある。

当社グループの新興国へのエクスポージャーは限定的であるものの、新興国経済の脆弱性により、当社グループに影響を与え業績に影響を及ぼすような国際的な金融システムの混乱が発生する可能性がある。

負債に関連するリスクは、金利の急騰時のみならず、マイナス成長によるショックの場合にも具体化する可能性があることに留意すべきである。

保護貿易政策による国際貿易の減少リスク

米国と中国の貿易摩擦は、米国による輸入品に対する追加関税が中国の報復措置に至り、2019年に悪化した。貿易摩擦に加えて、特に為替および技術的優位性に関してその他の衝突が起こる可能性がある。さらなる摩擦が米国と欧州連合の間で発生することもあり得る。長期的には、保護貿易政策の拡大はサプライ・チェーンの円滑な運営の脅威となり、継続的な世界的拡大を損ねる。

貿易摩擦は、世界の成長の減速、貿易取引高の減少、製造網の中断、経済機関および金融市場に対する信頼感にマイナスの影響を引き起こす可能性がある。

金融機関に適用される法令および規制

金融機関に適用される近年の法律および規制の変更は、当行に多大な影響を及ぼす可能性がある。当行に特に影響を及ぼしたか、または及ぼす見込みのある近年採用された措置、または場合によっては計画段階にある措置（もしくはその適用措置が計画段階にある措置）は、下記のとおりである。

- ・ 資本統制の規則：2019年5月に採用されたCRD 5 / CRR 2、総損失吸収能力（TLAC）に係る国際基準および金融安定理事会による制度的に重要な金融機関としての当行の指定
- ・ 欧州の単一監督メカニズムおよび2014年11月6日付条例
- ・ 預金保証システムに関連する2014年4月16日付指令ならびにその委任および実施法令、銀行再生および破綻処理に係る枠組を構築する2014年5月15日付指令、単一破綻処理委員会および単一破綻処理基金の設置について定めた単一破綻処理メカニズム

- ・特に、米国子会社の所有のため、米国において（資産計上を行い、規制対象となる）個別の中間持株会社を創設することを義務付ける等、大手外国銀行の米国内の取引に対してより厳格なプルデンシャル規制を課す米国連邦準備銀行の最終規則
- ・特に、スワップ・ディーラー、主要なスワップ参加者、証券派生スワップ・ディーラーおよび主要な証券派生スワップ参加者によって取引される清算されないデリバティブ商品および証券デリバティブのマージン要件、デリバティブ市場において活発に活動する銀行および主要なスワップ参加者の登録、ならびにデリバティブ取引の透明性および報告を要件とする米国の証券取引委員会の規則等のドッド・フランク・ウォールストリート改革および消費者保護法第7章に基づく、店頭デリバティブ業務の規制に関する新たなルール
- ・新たなMiFID 2およびMiFIR、ならびにセントラル・カウンターパーティによる特定の店頭デリバティブ商品の清算および中央機関への証券金融取引の開示について定める欧州の規則
- ・2018年5月25日に施行された一般データ保護規則（GDPR）。かかる規則は、欧州におけるデータの機密環境を前進させ、欧州連合内での個人情報保護を向上させることを目的とする。企業は、GDPRが定める基準を遵守しない場合には厳しい刑罰の対象となるリスクを負う。この規則は、欧州市民にサービスを提供しているすべての銀行および企業に適用される。
- ・リスク加重資産の計算における信用リスク、業務リスクおよびCVAリスクの測定方法を改訂した、2017年12月にバーゼル委員会が公表したバーゼル3の最終化。これらの測定基準は、一度、欧州の法律に置き換えられて施行されることになっている。新しいバーゼルの枠組はまた、標準的アプローチに基づく全体的なフロアの段階的導入を提供している。

詳細については、下記「リスク要因」の「6.1 特に世界的な金融危機に対応して近年採用された法律および規制が、新たな法案と同様に、BNPパリバ・グループならびにBNPパリバ・グループが運営する金融環境および経済環境に重大な影響を及ぼす可能性がある。」を参照。

さらに、この厳しい規制環境において、特に顧客の利益および個人情報の保護に関する現行法令に違反するリスクは、銀行業界にとって大幅な損失および罰金を潜在的にもたらす可能性のある重大なリスクになる（注1）。かかるリスクを具体的に付保するコンプライアンス制度に加え、当社グループは、顧客（より広く捉えた場合、その利害関係者）の利益を、その価値観の中心に置いている。したがって、当社グループが2016年に採用した行動規範には、かかる分野における価値観および規則の詳細が記載されている。

（注1） 「リスク要因」の「6.2 BNPパリバ・グループは、適用法令に違反した場合には多額の罰金を科され、その他行政処分または刑事処分を受ける可能性があり、また民間当事者と関連する（または無関係の）訴訟により損失が発生する可能性がある。」を参照。

気候変動関連リスク

気候変動は、当社グループにとって金融リスクである。気候変動関連リスクは、当社グループの業務に直接的またはその財務活動および投資活動を通じて間接的に影響を与える可能性がある。これらのリスクは、主に気候変動の影響に関連する物理的なリスクおよび低炭素経済への移行から生じる「炭素」リスクに関するものである。

詳細については、下記「リスク要因」の「7.5 BNPパリバ・グループは、転換リスク、物理的リスクまたは負債リスク等の気候変動リスクにより、事業活動が中断されたり、損失を被る可能性がある。」を参照。

サイバー・セキュリティ・リスクおよびテクノロジー・リスク

BNPパリバの事業運営能力は、本質的に、円滑な電子取引ならびに情報および技術資産の保護および安全性と結び付いている。

技術的な変化は、デジタル化およびそれによる通信回路の増加、データソースの多様化、手続の自動化の拡大ならびに電子銀行取引の利用の増加により加速している。

顧客の要望に対応するために必要な技術的な変化の進展および加速は、サイバー犯罪者に新たな方法によるデータの変更、窃盗および開示の機会を与えている。攻撃の頻度はより増し、金融サービス部門を含め、すべての部門にわたってその範囲が広がり、巧妙さが増している。

多くのプロセスを外部委託していることも、当社グループを組織的なサイバー・セキュリティ・リスクおよびテクノロジー・リスクにさらし、サイバー犯罪者が悪用することができる攻撃手段の発生につながる。

そのため、当社グループは、リスク部門内に、テクノロジー・リスクおよびサイバー・セキュリティ・リスク（「(7) 業務リスク」内の「サイバー・セキュリティおよび技術」を参照。）の管理に特化した防御における第2ラインを強化している。したがって、既存および新規の脅威（例えば、サイバー犯罪、スパイ行為等）を管理する一方で、当行のデジタル化の進展および革新を支えるために、業務基準を定期的に導入している。

新たに発生するリスク

新たに発生するリスクは、将来多大な影響を及ぼす可能性があるが、現時点ではその影響についてよく認知されておらず、定量化が困難な新しいまたは変化するリスクとして位置づけられる。

当社グループは、技術革新、規制環境の変化、ならびに特定の健康上のリスク、人口統計学的リスクおよび社会的リスクに関連して新たに発生するリスクの存在を確認した。

技術革新

製造、マーケティングおよび流通のすべての過程におけるデータ利用の増加ならびに経済プレーヤー（生産者、サプライヤーおよび顧客）間のデータ共有に伴う技術開発は、当社グループの顧客および取引先の経済モデルに長期的に影響を及ぼす。これらの影響については、新たな基準、経済均衡および規制機関が変化および適応の過程にある状況では評価を行うことが困難な場合があるが、かかる変化に最もさらされている経済部門の業界の専門家により、内部分析が行われている。

さらに、当社グループの競争環境は、新たなフィンテック・プレーヤーの出現、ならびに（当社グループの事業の従来のバリュー・チェーンを破壊し、顧客経験価値の質のほか、付加価値の低い業務の費用を削減するための新しい技術の利用を競争上の主要な成功要因とする）技術革新の出現により、重大な変化の過程にある。当社グループの情報システムのメンテナンスは、バリュー・チェーンが変化している状況の中で行われなければならない。当社グループは、この分野において、その業務をこれらの主要な技術開発に適応させ、フィンテック・プレーヤーと何らかの産業協力を促進するために、積極的な戦略を展開している。

規制環境の変化

最近承認された、または承認待ちの規制措置の範囲を超えて、また既に主要なリスクとして挙げているように、銀行の規制環境および関連する監督において複雑性が増大し、地域格差が拡大する傾向にあり、今後の進展、法令遵守に係る費用、および様々な措置の適切な履行の可否に対して相対的に不確実性が生じている。当社グループは、規制環境に対する有効な監視体制を構築しており、それによりこれらのリスクを最小限に抑えることができている。

規制のかかる機関の分類別による将来的な格差（例えば、イノベーションの程度による格差）の可能性も、競争性リスクを引き起こし得る。

健康リスク

抗生物質、抗ウイルス薬またはその他の治療薬に潜在的な耐性のあるウイルスまたは細菌感染症は、その可能性が増大しており、取引が阻止される措置が講じられたり、中断される可能性がある。

かかる感染症はインフラおよび製造ラインを機能停止させ、その結果、すべての利害関係者が影響を被る可能性がある。

人口統計学的リスク

高齢化社会は、多くの国々における主な動向である。今後数十年で、この変化は、医療・年金予算および貯蓄・消費行動のみならず、経済成長（これは既に発生している。）に著しい影響を及ぼす。

社会的問題

顧客の変化する要求に応えるための対応に加えて、当社グループは、より一般的な基準で、（当社グループが事業を行う）社会において、事業の方法、人権の尊重および環境保護といった点で、期待に応えようとしている。BNPパリバ・グループの行動規範は、当行が決定した価値およびミッションに沿った行動基準を定めている。

2019年度における特別関心領域

英国

英国は、2016年6月23日に国民投票を行い、過半数の投票者がEUからの離脱（Brexit）を選択した。

離脱合意は、英国議会で2020年1月22日に、欧州議会で2020年1月29日に承認された。その結果、英国は2020年1月31日に欧州連合から正式に離脱した。欧州連合および英国が将来の関係性についての条項に合意をしなければならない移行期間は、2020年2月1日に始まり、延期がなければ2020年12月31日に終了する予定である。かかる期間中、規制環境は変更しない。

BNPパリバ・グループは、複数の支店および子会社を通じて英国において事業を行っている。英国におけるBNPパリバの支店を通じて主に法人との間で行う事業は、当社グループの規模に対して小規模であり、当該国においてリテール・バンキング事業のネットワークは含まれていない。2019年12月31日現在、BNPパリバの税引前営業利益の7.8%が英国によるものであった。

英国において主な事業を行っている取引先に対するエクスポージャーについては、2019年12月31日現在のコマーシャル・コミットメントは、当社グループのオンバランスシートおよびオフバランスシートの総コミットメント合計の5.0%であった（「(3) 信用リスク」内の表「地域別の信用リスク・エクスポージャー（EU CRB-C）」を参照。）。同様に、英国のソブリン・リスクに対するエクスポージャーは、銀行勘定におけるソブリンのエクスポージャーの4.0%に抑えられている（「(9) ソブリンのエクスポージャー」を参照。）。当行の英国ポンドによる構造的外国為替および金利ポジションは安定しており、貸出金残高は低く、英国ポンド建て資金とほぼ一致している。

当社グループは、その事業活動の継続を確保するために、EUからの離脱（Brexit）に備えている。事業部門および国の観点から、欧州におけるその多様な事業モデルは、このような新たな環境に適応する上で当社グループに高い柔軟性を与えている。

実際には、当社グループは、その業務システムの継続性を確保するために英国および欧州の規制当局と協力してきており、顧客が英国または欧州を拠点とするかにかかわらず、移行期間が終了した時点でも、当社グループの幅広い銀行商品およびサービスから引き続き恩恵を受けることができるよう様々な適応措置を準備している。

香港

2017年以降に香港において見受けられた経済停滞は、2019年により悪化した。GDP成長率は、1%未満に落ち込み（2018年は3%）、これは、外国貿易を妨げた米国と中国間の貿易摩擦、通商面での緊張が高まる前に始まった中国の経済停滞、および2019年下半期の内需と観光関連事業に大きな影響を及ぼした局所的な抗議活動による複合的影響によるものであった。

当社グループは、香港に複数の支店および子会社を有している。その事業は、主に香港のBNPパリバ支店を仲介した企業と共に行われ、当社グループと比較して限定された規模であり、香港におけるリテール・バンキング事業のネットワークを含まない。2019年12月31日、BNPパリバはかかる地域において1.6%未満の収益を上げた。

トルコ

地方債および外国為替市場は、段階的な経済回復を背景に、2019年は比較的安定していた。地政学的な環境および企業の信用リスクの高まりは、この脆弱な経済回復に影響を及ぼした要因であった。2019年夏に開始された金融緩和は、外需の落ち込みの影響を相殺するはずであるが、民間部門の債務は未だ、すべての新興国の中で最も多額である。

トルコにおけるBNPパリバの存在感は、主にそのTEB子会社（トルコのリテール・バンキングにおいて第10位であり、約3%の市場シェアを有する。）を通じて示されている。2019年12月31日現在、当社グループの税引前営業利益の2.6%がトルコによるものであった。TEB事業体は、2019年12月31日現在、規制要件を超える16.95%のソルベンシー比率（自己資本比率（CAR））を有していた。

2019年、TEBグループのバランスシートの流動性は安定しており、2019年12月31日現在の流動性カバレッジ比率（LCR）は、2018年12月31日現在の294%と比較して、229%となった。67.5十億トルコリラの貸出金残高および72.2十億トルコリラの預金により、TEBグループの資金調達構造はバランスのとれたものとなっている。

トルコにおいて主な事業を行っている取引先に対するエクスポージャーについては、2019年12月31日現在のコマーシャル・コミットメントは、当社グループのオンバランスシートおよびオフバランスシートの総コミットメント合計の1.5%であった（「(3) 信用リスク」内の表「地域別の信用リスク・エクスポージャー（EU CRB-C）」を参照。）。トルコのソブリン・リスクに対するエクスポージャーは、銀行勘定におけるソブリンのエクスポージャーの1.6%に抑えられており、基本的にTEBグループが負担する。

その他

地政学的な緊張は、アジア（朝鮮半島）において弱まったものの、特定の地域、とりわけ程度の差はあるが欧米列強が関与している可能性のある中東において、依然として高い状態にある。また、ラテンアメリカも政治的緊張下にある。

かかるリスクにより生じる可能性のある影響の評価が困難であるにしても、当該地域における経済およびグローバル経済は、様々なチャネル（信頼性、貿易関係および商品価格）を通じて影響を受ける可能性がある。

マクロ経済および市場環境の変動に関するリスクは、以下のセクションである「リスク要因」において記載されている（注1）。

部門（特に船舶部門およびレバレッジド・ファイナンス部門）に関する分析は、「(3) 信用リスク」内の「業種別内訳」において記載されている。

リスク原則は、取締役会により承認されるリスク選好度に関する報告書において記載されている（「(2) リスク管理（監査済）」内の「リスク選好度」を参照。）。

（注1） 特に、下記「リスク要因」の「5.3 業務の範囲が世界全体に及ぶことから、BNPパリバ・グループは、事業を行う特定の国におけるリスクに影響を受ける可能性があり、また事業を行う国または地域における政治的、マクロ経済的および金融上の変化に影響を受ける可能性がある。」を参照。

リスク要因

BNPパリバ・グループの事業に内在する主要なリスクのカテゴリーは、以下のとおりである。当該主要なリスクのカテゴリーは、リスク加重資産またはリスク加重資産と関連のない場合（例えば、流動性リスクおよび資金調達リスク）はその他の定量的基準または定性的基準に基づき測定される。

(単位：十億ユーロ)	リスク加重資産	
	2019年12月31日	2018年12月31日
信用リスク	524	504
取引先信用リスク	30	27
銀行勘定における証券化リスク	11	7
業務リスク	69	73
市場リスク	19	20
控除の閾値を下回る額 (250%のリスク加重が適用される)	16	17
合計	669	647

より一般的には、BNPパリバ・グループがさらされるリスクは、マクロ経済環境もしくは規制環境またはBNPパリバ・グループの戦略および事業の導入に関連する要因等の変化に関わる多くの要素に起因する可能性がある。

BNPパリバ・グループの事業に特有のリスクは、2017年6月14日付の「プロスペクタス3」として知られる規則（EU）2017/1129第16条（2019年7月21日付で、リスク要因に係る条項が発効した。）に従って、信用リスク、取引先リスクおよび銀行勘定における証券化リスク、業務リスク、市場リスク、流動性リスクおよび資金調達リスク、マクロ経済環境および市場環境に関連するリスク、規制リスクならびに現在の環境におけるBNPパリバ・グループの成長に関連するリスクの7つの主要なカテゴリーの下で下記に表示されている。

当社グループのリスク管理の方針は、これらのリスク、とりわけ適用される銀行規制に従った適格な範囲内のリスク軽減要素におけるリスク加重資産要因の重要性の評価を考慮に入れている。

1. 信用リスク、取引先リスクおよび銀行勘定における証券化リスク

BNPパリバ・グループの信用リスクは、借主または取引先がBNPパリバ・グループに対する債務に関してデフォルトに陥る確率として定義される。デフォルト確率は、デフォルト時の貸付または債務の回収率と同様、信用の質を精査する上で重要な要素である。また、欧州銀行監督機構の勧告に従い、当該カテゴリーのリスクには、株式投資のリスクおよび保険業務に係るリスクも含まれる。2019年12月31日現在、BNPパリバ・グループの信用リスク・エクスポージャーの内訳は、法人（44%）、リテール（29%）、中央政府および中央銀行（19%）、金融機関（5%）、その他の項目（2%）ならびに株式（1%）となっている。2019年12月31日現在、BNPパリバ・グループの信用エクスポージャーは、フランスが30%、ベルギーおよびルクセンブルクが13%、イタリアが10%、その他欧州が21%、北アメリカが14%、アジアが6%ならびにその他各国が6%で構成されていた。当該種類のリスクに対するBNPパリバ・グループのリスク加重資産は、2019年12月31日現在において合計524十億ユーロ、すなわちBNPパリバ・グループのリスク加重資産合計の78%となった。

「(3) 信用リスク」内の表「資産クラス別およびアプローチ別の信用リスク・エクスポージャー」および表「地域別の信用リスク・エクスポージャー（EU CRB-C）」を参照。

BNPパリバ・グループの取引先リスクは、市場取引、投資または決済に係る特定の状況における信用リスクから生じる。2019年12月31日現在の信用評価調整リスクを除くBNPパリバ・グループの取引先リスク・エクスポージャーは、法人セクターが41%、政府および中央銀行が23%、金融機関および投資会社が12%ならびに清算機関が24%からなる。商品別にみると、2019年12月31日現在の信用評価調整リスクを除くBNPパリバ・グループのエクスポージャーは、OTCデリバティブが54%、レポ取引および有価証券貸付／借入が30%、上場デリバティブが14%ならびに清算機関のデフォルト・ファンドへの拠出金が2%からなる。当該リスクの数値は、カバー取引の潜在的な将来における価値に影響する市場パラメーターの推移に基づき徐々に変化する。さらに、信用評価調整リスクは、BNPパリバ・グループをリスクにさらす取引先に関連した信用スプレッドの変動が起こした信用評価調整のボラティリティによる損失のリスクを測定する。取引先信用リスクに対するリスク加重資産は、2019年12月31日現在において30十億ユーロとなり、BNPパリバ・グループのリスク加重資産合計の4%となった。

「(4) 取引先信用リスク」内の表「資産クラス別の取引先信用リスク債務不履行エクスポージャー（CVAリスクチャージを除く。）」、表「商品別取引先信用リスク債務不履行エクスポージャー（CVAリスクチャージを除く。）」および表「信用評価調整（CVA）リスク債務不履行エクスポージャーおよびリスク加重資産（EU CCR 2）」を参照。

銀行勘定における証券化リスク：証券化は、1件または複数件の負債に関する信用リスクをトランシェへ分割する取引または合意をいう。証券化ストラクチャーの下BNPパリバ・グループによって実行されるコミットメント（デリバティブおよび流動性部門を含む。）は、証券とみなされる。BNPパリバ・グループのコミットメントの多くが、プルデンシャルに関する銀行ポートフォリオに計上されている。証券化エクスポージャーは、元来BNPパリバ・グループによって組成されるものである。BNPパリバ・グループが保有または取得した証券化ポジションは、2019年12月31日現在において、役割別に、BNPパリバがオリジネーターの立場だったものが49%、スポンサーの立場だったものが36%および投資家の立場だったものが15%と分類することができる。当該種類のリスクに対するBNPパリバ・グループのリスク加重資産は、2019年12月31日現在において11十億ユーロ、すなわちBNPパリバ・グループのリスク加重資産合計の2%となった。

「1 (B) (2) 銀行勘定における証券化」内の表「証券化エクスポージャーおよび（保有または取得された）証券化ポジションの役割別内訳」および表「証券化ポジションおよびリスク加重資産のアプローチ別内訳」を参照。

1.1 信用リスクおよび取引先リスクにさらされている新規引当金の大幅増または過去に計上済の引当金の水準の不足は、BNPパリバ・グループの経営成績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

信用リスクおよび取引先リスクは、顧客または取引先が債務を返済することができず、BNPパリバ・グループの帳簿上で当該債権の帳簿価額がプラスである場合において、BNPパリバ・グループの連結財務書類に影響を与える。顧客または取引先は、銀行、金融機関、産業または商業に係る企業、政府または政府の事業体、投資ファンドまたは自然人であり得る。顧客または取引先の債務不履行のレベルが、過去の低いレベルから上昇した場合、BNPパリバ・グループは、潜在的な回収不能債権または不良債権について多額の費用および引当金を計上しなければならず、これによりその収益性にも影響が出る可能性がある。

その結果、貸付業務に関連して、BNPパリバ・グループは、通常、損益計算書の「リスク費用」に計上される貸倒引当金を設定している。当該引当金は、2019年12月31日現在、3,203十億ユーロに上り、顧客向け貸出金残高の39ベース・ポイントとなった（2018年12月31日現在は35ベース・ポイント）。

BNPパリバ・グループの引当金の全般的な水準は、過去の貸倒実績、実施している貸付の量および種類、業界の基準、延滞貸出金、景気、各種貸出金の回収可能性に関連するその他の要素等の評価結果または資産クラスに適用可能なシナリオに基づいた統計分析に基づくものである。

BNPパリバ・グループは、適正な水準の引当金を設定するよう目指しているが、悪化する経済状況またはその他の理由により、今後、BNPパリバ・グループの貸付業務に伴う貸倒引当金を大幅に増額しなければならない可能性がある。貸倒引当金の大幅な増額または非減損貸出金のポートフォリオ特有の損失リスクに関するBNPパリバ・グループの見積もりの大幅な変更や、関連引当金の額を超える貸倒れの発生等は、BNPパリバ・グループの経営成績や財政状態に重要な悪影響を及ぼす可能性がある。

参考までに、2019年12月31日現在、貸付残高合計のうち不良貸出金の割合は2.2%、引当金による当該貸付（受領した保証金の純額）のカバレッジ比率は74.0%であり、2018年12月31日現在においてはそれぞれ、2.6%および76.2%であった。これらの2つの比率については上記「主要な数値」に記載されている。

BNPパリバ・グループは、担保の設定、保証の取得、クレジット・デリバティブの採用およびネットティング契約の締結等のリスク軽減手法を用い、信用リスクおよび取引先リスクに対するエクスポージャーの低下を試みているものの、当該手法でカバーされる取引先の債務不履行を要因とする損失を相殺する上で効果的かは不確実である。さらに、BNPパリバ・グループは、信用リスクカバレッジを提供する当事者（デリバティブ取引の取引先または融資保険契約の相手方等）が債務不履行に陥るリスクまたは担保価値の損失というリスクにもさらされている。加えて、当該手法によりカバーされているのは、BNPパリバ・グループの信用リスクおよび取引先リスク全体のうち、一部のみである。そのため、BNPパリバ・グループは、当該リスクに対して大幅なエクスポージャーを有している。

1.2 他の金融機関および市場参加者の健全性およびその行為がBNPパリバ・グループに悪影響を及ぼす可能性がある。

融資、投資およびデリバティブ取引を実施するBNPパリバ・グループの能力は、他の金融機関または市場参加者の健全性により悪影響を受ける可能性がある。各金融機関は、トレーディング、清算、取引先、融資その他の関係において相関性を有している。その結果、1または複数の国または金融機関のデフォルトや、1社または複数の金融機関または金融サービス業界全体に係る風評または懸念は、市場全体の流動性問題につながり、さらなる損失またはデフォルトを生む可能性がある。BNPパリバ・グループは、通常取引の相手である金融業界の多くの取引先（清算機関、ブローカーやディーラー、商業銀行、投資銀行、投資信託や代替投資ファンド、およびその他の機関投資家を含む。）に対する直接的または間接的なエクスポージャーを有している。BNPパリバ・グループはまた、規制をほとんどまたは全く受けないプレーヤーおよび新たな取引形態（非規制のファンド、取引の場またはクラウドファンディングのプラットフォーム等）の金融部門への関与および導入に係るリスクにさらされ得る。信用リスクおよび取引先リスクは、BNPパリバ・グループが保有する担保が、BNPパリバ・グループの貸出金もしくはデリバティブ・エクスポージャーの全額を回収するのに十分な額で換金または清算できない場合、またはセントラル・カウンターパーティ等の主要な金融市場の参加者が破綻した場合、悪化する可能性がある。この観点から、セントラル・カウンターパーティを通じた標準的な店頭（OTC）デリバティブの清算を義務付ける規制の変化の結果として、金融市場参加者の当該セントラル・カウンターパーティに対するエクスポージャーが増加したことは特筆すべきである。

参考までに、2019年12月31日現在、金融機関に関連する取引先リスク・エクスポージャーは20十億ユーロ、すなわちBNPパリバ・グループの取引先リスク・エクスポージャー合計の12%であり、清算機関に関連する取引先リスク・エクスポージャーは40十億ユーロ、すなわちBNPパリバ・グループの取引先リスク・エクスポージャー合計の24%であった。

加えて、特に金融市場はその性質上、相互に関連していることから、金融市場参加者の不正行為または不当行為は、金融機関に重要な悪影響を及ぼす可能性がある。1つの例には、2008年に明るみになったバーナード・L・マドフが行った不正行為があり、その結果、BNPパリバ・グループを含む世界の多くの金融機関が巨額の損失または損失に対するエクスポージャーを発表した。BNPパリバ・グループはマドフ案件に関する様々な請求を係属中である。2019年12月31日に終了した事業年度の連結財務書類の注8.b「偶発債務：法的手続および仲裁」を参照。

上記リスクに起因する損失が、BNPパリバ・グループの経営成績に重要な悪影響を及ぼす可能性がある。

「(4) 取引先信用リスク」内の表「資産クラス別の取引先信用リスク債務不履行エクスポージャー（CVAリスクチャージを除く。）」を参照。

2. 業務リスク

BNPパリバ・グループの業務リスクは、意図的な結果、予想外の結果または自然の結果（洪水、火災、地震、テロ等）かを問わず、誤ったまたは不適切な内部手続（特に人的な、また情報システムに関連するもの）による、または外部事象による損失を負うリスクである。BNPパリバ・グループの業務リスクには、不正行為、人材リスク、法務および風評リスク、コンプライアンス違反のリスク、税務リスク、情報システム・リスク、不適切な金融サービスの提供に関連するリスク（行為リスク）、業務プロセスにおける欠陥に関連するリスク（信用手続、またはモデルの使用に起因するリスク（モデル・リスク）ならびに風評リスク管理に関連する潜在的な金融リスクを含む。）が含まれる。2011年度から2019年度において、BNPパリバ・グループの業務リスクに関連するインシデントの主要なカテゴリーは、「顧客、商品および取引慣行」であり、これは財務上の影響の合計のうちの63%を占め、主に2014年6月に米国関連機関との間で結ばれた、特定の米ドル資金決済に関わるBNPパリバ・グループの合意に起因していた。BNPパリバ・グループの業務リスクにおいてその次に大きなインシデントのカテゴリーは、「執行、送達およびプロセスの管理」であり、財務上の影響の17%を占めていた。2011年度から2019年度までの間、業務リスクにおけるその他の種類のインシデントは、外部からの不正行為（13%）、事業活動の中断およびシステム障害（3%）、労務慣行および職場の安全（2%）、内部の不正行為（1%）および有形資産に対する損傷（1%）で構成された。

当該種類のリスクに対するリスク加重資産は、2019年12月31日現在において69十億ユーロ、すなわちBNPパリバ・グループのリスク加重資産合計の10%となった。

「(7) 業務リスク」内の図「業務上の損失：事由別の内訳（2011年度から2019年度までの平均）」を参照。

2.1 BNPパリバ・グループのリスク管理の方針、手続および手法により、引き続きBNPパリバ・グループが不特定のまたは予期せぬリスクにさらされ、その結果、大幅な損失を被る可能性がある。

BNPパリバ・グループは、BNPパリバ・グループのリスク管理方針、手続および評価手法の開発に莫大な資源を割いており、今後もその状態を継続する見込みである。それでもなお、BNPパリバ・グループのリスク管理手法や戦略は、あらゆる経済環境および市場環境におけるリスク・エクスポージャーまたはあらゆる種類のリスク（特にBNPパリバ・グループが特定または予想できないリスク）の軽減において完全な効果を期待できない可能性がある。顧客の信用力を評価したり、資産の評価額を見積もったりするBNPパリバ・グループの能力は、近年生じた市場の混乱の結果として、BNPパリバ・グループが使用しているモデルおよび手法が、将来の動向の予想や、評価、仮定または見積もりを効果的に行えないものとなった場合、低下する可能性がある。BNPパリバ・グループがリスク管理に用いている定性的なツールや指標は、観測した過去の市場の動向をベースとするものである。BNPパリバ・グループは、この観測値に統計ツールやその他のツールを適用して、リスク・エクスポージャーを定量化している。BNPパリバ・グループの信用エクスポージャーに内在する損失または特定の資産の評価額を見積もるためにBNPパリバ・グループが用いているプロセスは、困難かつ主観的で複雑な判断（景気の予想や予想される景気が借手の返済能力をどの程度低下させるか、または資産の評価額にどのような影響を及ぼすかの予想を含む。）が必要となるものであり、市場の混乱時には、正確な見積もりを行えないものとなる可能性があり、その結果、プロセスの信頼性が低下する可能性がある。当該ツールや指標は、例えば、BNPパリバ・グループが統計的モデル内の特定の要素を予想または正確に評価できない場合、または当該ツールおよび指標では全く予想できない事象が発生した場合等には、将来のリスク・エクスポージャーを予想できない可能性がある。これは、BNPパリバ・グループのリスク管理能力を制限する。このため、BNPパリバ・グループの損失が、過去の指標が示唆するものより大幅に大きくなる可能性がある。加えて、BNPパリバ・グループの定量的なモデルは、すべてのリスクを考慮しているわけではない。特定のリスクを管理するのに定性的なアプローチを増やすほど、アプローチが不十分なものとなる可能性があり、その結果、BNPパリバ・グループは予期せぬ重要な損失を被る可能性がある。

2.2 BNPパリバ・グループの情報システムにおける障害の発生またはセキュリティ違反は、クライアントまたは顧客情報の重大な喪失、BNPパリバ・グループの評判の低下、財務上の損失の要因となる可能性がある。

大半の他行と同様に、BNPパリバ・グループも、通信および情報システムに大きく依存してその事業を実施している。この依存度は、携帯電話およびオンラインの銀行サービスの拡大、ならびにクラウド・コンピューティングの開発により、増加している。当該システムの欠陥もしくは障害、または当該システムにおけるセキュリティ違反は、BNPパリバ・グループの顧客関係管理、総勘定元帳、預金、債権回収、貸出金組成システムの欠陥または障害を引き起こすか、または損失したデータの回復および確認のためにBNPパリバ・グループに多額の費用が発生する可能性がある。BNPパリバ・グループは、このような欠陥または障害が発生しないことまたは発生した場合に適切に対処できることを保証できない。

加えて、BNPパリバ・グループは、サイバー・セキュリティ・リスクまたはBNPパリバ・グループの子会社、従業員、提携先および顧客へ多大な損失を与えることを目的として、情報（機密情報、銀行／保険、技術的または戦略的）、手続および利用者の操作のため行われる悪意あるもしくは詐欺的な行為により生じるリスクにさらされている。近年、（金融機関を含む）ますます多くの企業が情報技術セキュリティへの侵入攻撃または侵害に遭っており、そのうちのいくつかは、コンピュータ・ネットワークへの洗練された高度な計画的攻撃を含んでいた。不正アクセス、無効化もしくは弱体化サービス、機密情報の盗用または妨害情報システムに使用される技術がより洗練されており、頻繁に変更され、またこれらは標的に対し使用されるまで認識されにくいいため、BNPパリバ・グループおよび第三者のサービス提供者がこれらの技術を予測し、または効果的かつ効率的な対抗手段を直ちに実行することはできない可能性がある。

BNPパリバ・グループの情報システムまたはそのサービス提供者の情報システムに欠陥または障害が発生し、それに続きBNPパリバ・グループの顧客、取引相手または従業員（またはその他の者）に関連する機密情報が開示され、またはBNPパリバ・グループの通信システムに侵入もしくは攻撃があった場合、重大な損失を招き、ならびにBNPパリバ・グループの評判、財政状態および経営成績に悪影響が及ぶ可能性がある。

さらに、BNPパリバ・グループは、清算代理人、海外市場、清算機関、預金銀行またはその他BNPパリバ・グループが金融取引の実施もしくは促進のために利用する金融の仲介者もしくは外部サービス提供者による運営上の欠陥または中断のリスクにさらされている。顧客との協働が増加した結果、BNPパリバ・グループは顧客の情報システムの運営上の障害のリスクにもさらされている。また、BNPパリバ・グループならびにBNPパリバ・グループの顧客、サービス提供者および取引先のコミュニケーションおよびデータシステムには、サイバー犯罪またはサイバー・テロによる障害または中断が生じる可能性がある。BNPパリバ・グループは、自身またはその他の当事者のシステムにおける障害もしくは中断が発生しないこと、またはサイバー攻撃を受けた際に障害もしくは中断が適切に解消されることを保証することはできない。これらの運営上の障害または中断は、2011年度から2019年度までの間、平均で3%の業務リスク損失を計上した。

「(7) 業務リスク」内の「サイバー・セキュリティおよび技術」および図「業務上の損失：事由別の内訳（2011年度から2019年度までの平均）」を参照。

2.3 風評リスクは、BNPパリバ・グループの財務力を圧迫し、顧客および取引先のBNPパリバ・グループに対する信用を損なう可能性がある。

金融サービス業界の熾烈な競争環境を踏まえると、財務力や誠実性に関する評判は、BNPパリバ・グループが顧客を獲得し維持する能力を保つ上で不可欠である。BNPパリバ・グループがBNPパリバ・グループの商品やサービスを適切な方法で販促およびマーケティングできない場合には、BNPパリバ・グループの評判は毀損する可能性がある。また、BNPパリバ・グループが顧客基盤や事業規模を拡大する過程で、利益相反を処理するためのBNPパリバ・グループの包括的な手続および統制が、当該利益相反に適切に対処できないか、できないように見える場合にも、BNPパリバ・グループの評判は毀損する可能性がある。同時に、BNPパリバ・グループに被害が及ぶような従業員の不正行為、金融業界の参加者による詐欺行為もしくは不正行為、またはBNPパリバ・グループの業績の低下、再表示もしくは修正、さらにはBNPパリバ・グループに不利な法的措置または規制措置（2014年の経済制裁に関する米国の法令の違反に係る米国当局とBNPパリバ・グループの和解等）により、BNPパリバ・グループの評判は毀損する可能性がある。BNPパリバ・グループの評判低下により生じる可能性のある事業機会の喪失は、BNPパリバ・グループの経営成績や財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

3. 市場リスク

BNPパリバ・グループの市場リスクは、市場価格または市場パラメーターの不利な動向により損失が生じるリスクである。BNPパリバ・グループの市場リスクに影響を与えるパラメーターは、為替レート、有価証券や商品の価格（直接観測可能な価格であるか、類似資産を参照することで得られる価格であるかを問わない。）、既存の市場におけるデリバティブの価格および市場相場から推測できるすべての指標（金利、信用スプレッド、ボラティリティ、インプライド相関、またはその他類似のパラメーター等）を含むが、これらのみには限定されない。

BNPパリバ・グループは、主にホールセールバンキング事業の事業部門、中でもとりわけ2019年のBNPパリバ・グループの収益の12%を占めるグローバル・マーケットによって行われるトレーディング業務を通じて市場リスクにさらされている。BNPパリバ・グループのトレーディング業務は、事業部門の顧客との経済関係に直接関連し、マーケット・メイキング業務の一部として間接的に関連している。

さらに、BNPパリバ・グループの銀行業務に関連する市場リスクは、銀行仲介等の業務に関連する金利リスクおよび為替レートリスクを含んでいる。「業務上の」為替リスク・エクスポージャーは、当該事業体の機能通貨以外の通貨建てで行われた業務から生じる純利益に関連する。事業体の「構造的」為替リスクポジションは、機能通貨以外の通貨への投資に関連する。BNPパリバ・グループは、金利リスクを測定するために標準的利率リスクおよび構造的利率リスクの概念を明確にしている。標準的利率リスクは、一般的な事象（特に所与の取引に関する最も適切なヘッジ戦略の確定が可能な場合）に対応しており、構造的利率リスクは、株式および支払利息が生じない預金の金利リスクである。

BNPパリバのこれらの業務に基づく市場リスクは、規制上の資本要件を算出するために、99.9%の信頼水準に基づき、バリュー・アット・リスク (VaR) または1年間の期待最大損失額により測定されており、様々なその他の市場指標（ストレスVaR、追加的リスク費用、信用リスク相関ポートフォリオのための包括的リスク指標）ならびにストレス・テストおよび市場の上限と比べた場合の感度分析によっても測定されている。

当該種類のリスクに対するリスク加重資産は、2019年12月31日現在において19十億ユーロ、すなわちBNPパリバ・グループのリスク加重資産合計の3%となった。

「(5) 市場リスク」内の表「市場リスクに対する資本要件およびリスク加重資産」、表「内部モデルアプローチに基づく市場リスク (EU MR 2 -A)」および表「標準的アプローチに基づく市場リスク (EU MR 1)」を参照。

3.1 BNPパリバ・グループは、トレーディング業務および投資業務において、市場の変動およびボラティリティに起因する大幅な損失を被る可能性がある。

BNPパリバ・グループは、債券市場、通貨市場、商品市場および株式市場でのトレーディングおよび投資に係るポジションや、非上場有価証券、不動産およびその他の資産（デリバティブ契約によるものを含む。）のトレーディングおよび投資に係るポジションを保有している。当該ポジションは、これらの市場の極度のボラティリティ（特定の市場において、市場の水準とは無関係に、特定の期間中に価格が変動する程度）の悪影響を受ける可能性がある。さらに、BNPパリバ・グループの予想と大幅に異なるボラティリティの動向は、BNPパリバ・グループが扱っているその他の幅広い商品（スワップ、先渡しおよび先物契約、オプションおよび仕組商品を含む。）に関連する損失につながる可能性がある。

BNPパリバ・グループが資産またはネット・ロング・ポジションを保有している市場が低迷すると、当該ポジションの減価に伴う損失が生じる可能性がある。一方、BNPパリバ・グループが保有しない資産を売り建てた市場、またはネット・ショート・ポジションを保有している市場が好転すると、上昇している市場で資産を取得することで当該ネット・ショート・ポジションを決済しなければならないため、BNPパリバ・グループは、リスクおよび管理システムの既存の制限にもかかわらず、実質的損失を被る可能性がある。BNPパリバ・グループは、顧客とヘッジ取引を行うため、または2つの資産の相対的な価値の変化に基づく収益を獲得できる見込みに基づき、ある資産についてはロング・ポジションを保有し、別の資産についてはショート・ポジションを保有する可能性がある。しかしながら、2つの資産の相対的な価値が、BNPパリバ・グループが予期せぬまたはヘッジされない方向や方法で変化した場合、BNPパリバ・グループは、当該ポジションについて損失を被る可能性がある。当該損失が大幅な場合、BNPパリバ・グループの成績や財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。加えて、BNPパリバ・グループのヘッジ戦略は、特定の市場環境には適していない可能性がある。

BNPパリバ・グループの事業に付帯する各種リスクに対するエクスポージャーをヘッジするためにBNPパリバ・グループが用いている各種手法や戦略が有効でないと、当社グループは損失を被る可能性がある。BNPパリバ・グループの戦略の多くは、過去の取引の傾向や相関に基づくものである。例えば、BNPパリバ・グループがある資産をロング・ポジションで保有している場合、当該資産に付帯するリスクは、過去においてそのショート・ポジションの評価額が、当該ロング・ポジションの評価額の変動を相殺する方向に変動した実績のあるような別の資産をショート・ポジションで保有するという方法でヘッジすることがある。しかしながら、当該ヘッジの効果は部分的なもののみとなる可能性があるほか、用いている戦略では将来のすべてのリスクからBNPパリバ・グループを保護できない可能性や、将来のあらゆる経済市場環境におけるリスク・エクスポージャーまたは将来のあらゆる種類のリスクの軽減において完全な効果を期待できない可能性がある。例えば2018年後半に起こった米国における当社グループのインデックス・デリバティブ・ヘッジのように、予期せぬ市場の変化も、BNPパリバ・グループのヘッジ戦略の有効性を低下させる可能性がある。加えて、特定の非有効なヘッジに起因する損益の計上の結果、BNPパリバ・グループの計上する利益に追加的なボラティリティを引き起こす可能性がある。

BNPパリバ・グループは、市場リスクによる潜在的な損失へのエクスポージャーを数値化するために「バリュー・アット・リスク」(VaR) モデルを使用しており、また、異常なシナリオにおける潜在的なエクスポージャーの測定を視野に、ストレス・テストを実施している（「(5) 市場リスク」内の「市場リスクのストレス・テストの枠組」を参照。）。しかし、これらの手法は過去の観測結果に基づく統計的な手法であり、将来の市場の状況を予測する上では不確実な場合がある。そのため、異常なシナリオにおけるBNPパリバ・グループの市場リスクへのエクスポージャーは、これらの測定手法により予測したエクスポージャーよりも大きくなる可能性がある。

市場リスクに対するリスク加重資産は、2019年12月31日現在において、とりわけグローバル・マーケットの事業部門で、18十億ユーロ、すなわちBNPパリバ・グループのリスク加重資産合計の3%となった。

3.2 BNPパリバ・グループの手数料業務による営業収益は、市場の低迷時には減少する可能性がある。

手数料業務は、2019年のBNPパリバ・グループの収益合計の21%を占めた。財政状態および景気は、BNPパリバ・グループが有価証券の引受け、財政面での助言およびその他の投資銀行サービスを提供する取引の数および規模に影響する。これらの業務に係る収益を含む、当該収益は、BNPパリバ・グループが参加する取引の数および規模に直接的に関連しており、投資銀行事業および顧客にとって不利な経済または金融の変化から、著しい影響を受ける可能性がある。加えて、顧客のポートフォリオの管理手数料としてBNPパリバ・グループが請求している料金は、多くの場合、当該ポートフォリオの評価額または実績に基づくものであるため、当該ポートフォリオの減価または解約の増加につながる市場の低迷により、資産運用業務、株式デリバティブ業務およびプライベート・バンキング業務によりBNPパリバ・グループが得る営業収益は減少する。市場の変化にかかわらず、BNPパリバ・グループの投資信託の実績が市場実績を下回ると、解約が増加し資金流入が減少する可能性があり、その結果、資産運用業務によりBNPパリバ・グループが得る営業収益は減少する。

3.3 BNPパリバ・グループの証券ポートフォリオおよびデリバティブ・ポートフォリオならびにBNPパリバ・グループの自己債務に対する帳簿価額の調整が、BNPパリバ・グループの純収益および株主資本に影響を与える可能性がある。

BNPパリバ・グループの自己債務に加え、BNPパリバ・グループの証券ポートフォリオおよびデリバティブ・ポートフォリオならびに特定のその他の資産の帳簿価額は、貸借対照表において財務書類の各日付時点において調整される。2019年12月31日現在、BNPパリバ・グループの貸借対照表の資産側において、純損益を通じて公正価値で測定する金融商品、ヘッジ目的で使われているデリバティブ金融商品および株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産はそれぞれ、576.1十億ユーロ、12.4十億ユーロおよび52.7十億ユーロであった。負債側では、2019年12月31日現在、純損益を通じて公正価値で測定する金融商品およびヘッジ目的で使われているデリバティブ金融商品はそれぞれ、582.2十億ユーロおよび14.1十億ユーロであった。調整の大半は、会計期間におけるBNPパリバ・グループの資産または負債の公正価値の変動に基づいてなされ、損益計算書に計上される変動または株主資本として直接計上される変動のいずれかと共に行われる。損益計算書に計上された変動は、その他の資産における相反する価値変動により相殺される場合を除き、BNPパリバ・グループの連結収益に影響し、その結果、純収益に影響を及ぼす。すべての公正価値調整は、株主資本に影響し、その結果、BNPパリバ・グループの自己資本比率に影響を及ぼす。公正価値調整が1会計期間について計上されている場合でも、翌会計期間以降について追加調整が不要となるとは限らない。

4. 流動性リスクおよび資金調達リスク

流動性リスクは、市場の状況または特異な要因により、BNPパリバ・グループが定められた時間内にかつ合理的な費用で、コミットメントに基づく支払実行ができず、またはポジションの逆取引もしくは決済を行うことができないリスクである。流動性リスクは、短期、長期の別を問わず、BNPパリバ・グループが担保の要求を含む現金流出純額に対応できないリスクである。BNPパリバ・グループの特定のリスクは、その短期流動性比率（流動性カバレッジ比率、LCR）を用い、30日間のストレス期間中の現金流出純額のヘッジ分析をすることにより測定が可能である。BNPパリバ・グループの流動性カバレッジ比率は、2019年度において月次平均で123%となり、規制基準と比較して58十億ユーロの流動性余剰となった。流動性準備金は、2019年度末で309十億ユーロとなった。

「(6) 流動性リスク」内の表「グローバルな流動性準備金の内訳（相殺能力）」および表「短期の流動性比率（LCR）一項目別」を参照。

4.1 BNPパリバ・グループの資金調達力および資金調達コストは、金融危機の再燃、景気の悪化、格付の引下げ、ソブリン信用スプレッドの増加またはその他の要因により悪影響を受ける可能性がある。

金融危機、ユーロ圏内のソブリン債務危機および全般的なマクロ経済環境は、近年において、時として欧州の銀行の資金調達力および資金調達コストに悪影響を及ぼした。これはいくつかの要因によるものであり、その中には、とりわけソブリン債へのエクスポージャーに起因した銀行の信用リスクの認識の急増、ソブリンおよび銀行の信用格付の引下げ、ならびに債券市場の投機が含まれていた。BNPパリバ・グループを含め欧州の銀行の多くは、様々な点で大規模な債券市場および銀行間市場の利用機会を制限され、また資金調達コストが全般的に増加した。したがって、欧州中央銀行からの直接的な借入れへの依存度が常時大幅に高まった。このような信用市場の市況の悪化が、長期にわたる成長の低迷、デフレ、金融危機の再燃、他のソブリン債務危機または新しい形態の金融危機に際して、金融業界全体に関する要因、とりわけBNPパリバ・グループに関する要因により再発した場合、欧州の金融部門全体の流動性、とりわけBNPパリバ・グループの流動性に対して著しく悪影響を及ぼす可能性があり、BNPパリバ・グループの経営成績および財政状態にマイナスの影響を及ぼす可能性がある。

「(6) 流動性リスク」内の「ホールセール資金および流動性準備金における監視指標（監査済）」、特に表「ホールセール資金の通貨別内訳（監査済）」、表「当社グループの中長期ホールセール資金の内訳」、表「当社グループにおけるホールセール資金の動向」および表「中長期の保証付ホールセール資金」を参照。

4.2 長引く市場の低迷は、BNPパリバ・グループの流動性を低下させ、資産の売却をより困難にしたり、大幅な損失を生み出したりする可能性がある。したがって、BNPパリバ・グループは、損失に対するエクスポージャーを防ぐため、その資産および負債が適切に対応していることを確保しなければならない。

BNPパリバ・グループの事業の中には、また特にグローバル・マーケット（2019年のBNPパリバ・グループの収益の12%を占める。）および資産・負債管理部には、長引く市場の変動（特に資産価格の下落）が、当該市場における取引量または市場の流動性の低下を招く可能性のある事業がある。BNPパリバ・グループが、悪化しているポジションを適時に手仕舞えない場合、当該変動により大幅な損失を被る可能性がある。特にこれは、本質的に流動性が低い資産について言える。株式市場またはその他の公開取引市場で取引されない資産（金融機関同士での特定のデリバティブ契約等）の評価額は、市場の相場価格ではなく、モデルを用いてBNPパリバ・グループが算出した価額である場合がある。このような資産の価格下落の監視は困難であり、予期せぬ大幅な損失を生み出す可能性がある（「(6) 流動性リスク」内の「ストレス・テストおよび流動性準備金」を参照。）。

BNPパリバ・グループは、資産の満期、金利または通貨と負債とが非対応となるリスクにさらされている。BNPパリバ・グループの資産の支払時期は未定であり、BNPパリバ・グループが定められた時期に得た収益が予定よりも低い場合、負債の返済のために市場から追加的な融資が必要となる可能性がある。BNPパリバ・グループは、リスク管理手続の一環として資産および負債の乖離について厳格な制限を設けているものの、資産および負債が対応しないことによる潜在的な損失を完全に排除するという目的において、当該制限が効果的ではない場合がある。

「(5) 市場リスク」内の「為替リスク」および「金利リスク（監査済）」ならびに「(6) 流動性リスク」内の「各事業部門の内部監視指標（監査済）」、表「プルデンシャル・バランスシートにおける契約上の満期（監査済）」、表「プルデンシャル・スコープにおける資本性金融商品および中長期負債証券における契約上の満期（EU TLAC 2）」および表「資本性金融商品における経済的満期（控除範囲）」を参照。

4.3 当社グループの信用格付の格下げは、当社グループの収益性に大きく影響する可能性がある。

信用格付は、BNPパリバ・グループの流動性に多大な影響を及ぼす。スタンダード・アンド・プアーズは、2020年4月23日付で、預金および優先債の長期格付は「A+」、短期格付は「A-1」と確認し、見通しを安定的からネガティブに修正した。フィッチ・レーティングスは、2020年3月30日付で、BNPパリバの預金および優先債の長期格付は「AA-」、短期格付は「F1+」と確認し、格付ウォッチはネガティブであった。ムーディーズ・インベスターズ・サービスは、2019年12月9日付で、BNPパリバの預金および優先債の長期格付を「Aa3」で見通しは安定的と確認し、短期格付は「P-1」で見通しは安定的であることを確認した。ドミニオン・ボンド・レーティング・サービスは、2019年7月12日付で、BNPパリバの優先債の長期格付は「AA(low)」で見通しは安定的、短期格付は「R-1(middle)」で見通しは安定的と確認した。BNPパリバ・グループの信用格付の低下により、当社グループの流動性および競争的ポジションは影響を受ける可能性がある。また、BNPパリバ・グループの借入費用が増加し、キャピタル・マーケットへのアクセスが制限され、カバード債またはトレーディング、デリバティブもしくは担保付きの資金調達に係る契約における特定の二当事者間の規定に基づき追加的な債権が誘引されることがある。

加えて、BNPパリバ・グループが市場投資家から長期の無担保での資金調達を取得する費用も、信用スプレッドに直接関連しており、同様に信用スプレッドはある程度まで信用格付に依拠するものである。信用スプレッドの増加は、BNPパリバ・グループの資金調達費用を大幅に増加させる可能性がある。信用スプレッドの変動は継続的に、市場主導で生じており、時に予測不可能かつ非常に不安定な動向に影響を受ける。信用スプレッドはまた、BNPパリバ・グループの信用力の市場での認知度にも影響される。さらに、信用スプレッドは、当該債務の信用の質からも影響を受けるBNPパリバ・グループの債務を参照先とするクレジット・デフォルト・スワップの買い手の費用の変動、またBNPパリバ・グループが管理できない多くの市場の要素に影響を受ける。

5. マクロ経済環境および市場環境に関するリスク

5.1 BNPパリバ・グループおよびBNPパリバ・グループが事業を展開する市場は、厳しい景気および財政状態により過去に重大な悪影響を受けており、また、将来受ける可能性がある。

BNPパリバ・グループの事業は、金融市場の状況や広くフランス（2019年12月31日現在、当社グループの収益の31%を占める。）、欧州のその他の国々（2019年12月31日現在、当社グループの収益の44%を占める。）およびその他各国（2019年12月31日現在、当社グループの収益の25%を占める。）の景気の変化に敏感である。BNPパリバ・グループが事業を行う市場の景気悪化により、以下のうち一部またはすべての影響が生じる。

- ・不景気によりBNPパリバ・グループの顧客の事業および活動が影響を受け、資金需要および取引量が低下し、債権およびその他貸出金の債務不履行の確率が上昇する。
- ・債券、株式および商品の市場価格の低下は、特定の取引、投資銀行事業およびアセット・マネジメント収益を含むBNPパリバ・グループの多くの事業へ影響を与える。
- ・現在のまたは予想される景気に対応するために採用されるマクロ経済の方針は、予期せぬ影響を与えることがあり、金利および為替レート等の市場の基準値に影響を与える傾向にある。これにより、市場リスクに対して最も脆弱なBNPパリバ・グループの事業に影響を及ぼす可能性がある。
- ・全般的な、または特定の事業分野における好況と思われる状態は、資産価値の高騰をもたらし、後に景気後退を悪化させる可能性がある。
- ・大規模な経済的混乱（2008年の世界的な金融危機または2011年の欧州債務危機等）が発生し、また、特に当該混乱により市場流動性が低下し、予測されていた市場価格での特定の資産の売却や売却そのものが困難となった場合、BNPパリバ・グループの全事業が深刻な影響を受ける可能性がある。
- ・特に自然災害、地政学的な緊張（特に保護主義的な措置）、パンデミックのような健康リスクの発生、テロ行為、社会不安、サイバー攻撃、軍事衝突またはその脅威および関連するリスク等の政治的および地政学的事象を起因とする市場および経済状況の著しい悪化は、BNPパリバ・グループの経営環境に短期的または長期的な影響を及ぼす可能性がある。

2020年において、欧州の経済および金融市場は、例えば国際貿易の緊張（関税のような保護主義的な措置、米国と中国の間の「貿易戦争」および米国と欧州の間の緊張）、地政学的な緊張（とりわけ中東、より大まかには米国とイランの関係）、欧州に直接的に影響を与える政治的リスク（英国のEUからの離脱（Brexit）の施行およびポピュリズムの台頭を含む。）、緩慢な経済成長の持続傾向、商品価格の変動性（上記に記載した要因に影響される。）および下記に記載されるような金融政策の転換またはコロナウイルス等のパンデミックに関する健康リスクの影響を含む多くの要因によって特に敏感になる。

全体的に、経済市場における変動性の高まりは、BNPパリバ・グループの負債、通貨、商品および株式市場における取引および投資ポジションならびにその他の投資ポジションに悪影響を与える可能性がある。参考までに、グローバル・マーケットは、2019年のBNPパリバ・グループの収益の12%を占めた。市場の大きな混乱および大幅な変動が近年発生しており、また将来においても発生する可能性があり、これによりBNPパリバ・グループが多大な損失を被ることもある。かかる損失は、スワップ、先渡および先物取引、オプション取引および仕組商品を含む幅広いトレーディングおよびヘッジ商品にも及ぶ。金融市場における変動は、傾向の予測および効果的なトレーディング戦略の実施を困難にさせる。

不況および市場の失速ならびにその他の市場の混乱がいつ起きるか、またどの市場が最も大きな影響を受けるのかを予測することは困難である。フランスもしくは欧州の他の国、またはより広く世界市場全体が不況に陥るか、その脆弱性が高まった場合、BNPパリバ・グループの活動は阻害され、事業、業績および財務状態は悪影響を受ける可能性がある。

5.2 金利の大幅な変動は、BNPパリバ・グループの営業収益または収益性に悪影響を及ぼす可能性がある。低金利が長期にわたって続く環境は、BNPパリバ・グループの利益または収益性に影響を及ぼす可能性がある固有のシステミック・リスクを内包しており、かかる環境からの脱却にもリスクが伴う可能性がある。

既定の期間中にBNPパリバ・グループが獲得する正味受取利息は、当該期間におけるBNPパリバ・グループの営業収益や収益性全般に重要な影響を及ぼす。金利は、インフレ率および国家独自の金融政策、法定の資本要件に関連する決定等のBNPパリバ・グループが管理できない多くの要素から強く影響を受ける。市場金利の変動は、支払利息が生じる負債について支払うべき金利とは異なる影響を、利息収入を生む資産について得られる金利に及ぼす可能性がある。イールド・カーブの不利な変化は、BNPパリバ・グループの貸付業務から生じた正味受取利息の減少の要因となることもある。加えて、BNPパリバ・グループの短期資金調達時に用いられる金利の上昇や、満期のミスマッチが、BNPパリバ・グループの収益性に悪影響を及ぼす可能性がある。

2008年から2009年の金融危機以降、長期にわたる低金利の期間が世界市場の特徴となっている。この低金利環境は、何年もの間、BNPパリバ・グループを含む銀行の収益性に著しく影響してきた。銀行に関連する影響は、特に正味受取利息で表される収益の割合によるが、2019年のBNPパリバ・グループにおける当該割合は47%であった（2019年12月31日に終了した事業年度のBNPパリバ・グループの連結財務書類の注3.a「正味受取利息」を参照。）。特に欧州の銀行による欧州中央銀行への預入れを含むマイナス金利での貸付の発生および広まりによって、2019年にかかる状況は悪化した。低金利およびマイナス金利の環境が続けば、例えば金融緩和の継続、低成長またはその他の要因の結果として、BNPパリバ・グループの収益性は影響を受けるかまたは低下さえもするだろう。この点において、欧州中央銀行は、予測した成長よりも緩慢であることに直面して、少なくとも2020年前半までは貸出利率を現状維持とすること、新たな貸出条件付き流動性供給オペ（TLTRO）を特定の条件の下でマイナス金利とすることを2019年に発表し、2019年9月には2、3ヶ月早めて停止した量的緩和政策の再開を発表した。加えて、長引く低金利環境は、成長の減退または景気後退に対する金融政策の効果を鈍らせる。

低金利の期間中は、金利スプレッドは縮小する傾向にあり、BNPパリバ・グループは低金利での貸付による収益の減少を相殺するほどには十分に預金金利を引き下げられない可能性がある。2018年および2019年における正味受取利息は、それぞれ21,062百万ユーロおよび21,127百万ユーロであった（2019年12月31日に終了した事業年度のBNPパリバ・グループの連結財務書類の注3.a「正味受取利息」を参照。）。2019年12月31日現在における参照値ベースでの1年、2年および3年の期間における、平行的、即時的および確定的な市場金利の50ベース・ポイントの増加（プラス0.5%）に対する収益の感応度の全通貨合計は、それぞれマイナス270百万ユーロ、プラス216百万ユーロおよびプラス614百万ユーロ、または当社グループの銀行業務純収益のマイナス0.6%、プラス0.5%およびプラス1.4%の影響となった（「(5) 市場リスク」内の「グローバル金利リスクに対する営業収益の感応度」を参照。）。顧客が預入れをする際には通常は手数料を課さない一方で、銀行が中央銀行に現金を預入れする際に手数料を課すというマイナス金利の環境は、銀行の利鞘に影響を与える。また、顧客が借入コストの低下を利用することにより、BNPパリバ・グループは、住宅ローンならびにその他固定利付の消費者向けローンおよび法人向けローンの繰上げ返済および借換の増加に直面してきており、今後も継続して直面する可能性がある。これは、低い市場実勢金利での新規貸付と共に、BNPパリバ・グループのローン・ポートフォリオの平均金利の低下をもたらし、また今後も低下をもたらし可能性があり、その結果、貸付業務からのBNPパリバ・グループの正味受取利息が減少する可能性がある。さらに、長引く低金利の環境も、より一般的には市場におけるイールド・カーブを平坦化させる可能性があり、これによりBNPパリバ・グループの資金調達業務が生み出すプレミアムが減少する可能性がある。イールド・カーブの平坦化による影響で、金融機関が必要な水準の利益を得るためによりリスクの高い業務を手がけるようになり、これにより全体的な市場リスクおよび変動性が高まるだろう。また、低金利は、特にユーロ建てファンドによって支えられている生命保険契約の市場での普及により、BNPパリバ・グループを含むフランスの銀行の保険業務の収益性およびソルベンシーにさえも影響を与える可能性があり、これにより、他の投資商品と競合できるだけの十分な利益を得ることができない可能性がある。さらに、低金利により、BNPパリバ・グループの資産管理子会社に支払われる金融市場およびその他フィクスト・インカム商品に係る手数料に悪影響を及ぼす可能性がある。運用資産の低金利に起因する信用スプレッドの低下およびリテール・バンキング事業による利益の減少は、BNPパリバ・グループのリテール・バンキング事業の業務の収益にマイナスの影響を与える可能性がある。

一方、とりわけ金融政策の引締めによる長期にわたる低金利の終了（それ自体は、特に中央銀行の予測よりも高い経済成長率またはインフレ率の拡大によって引き起こる。）もまた、リスクを伴う。市場の金利が上昇した場合、より低い金利のローンおよびフィクスト・インカム資産の多いポートフォリオの価値は低下するだろう。当該価値の変動に対して、BNPパリバ・グループのヘッジ戦略の効果が全くまたは部分的にしかない場合、BNPパリバ・グループは損失を被ることがある。金融政策が予想より大幅にまたは早急に引き締められた場合、景気回復に悪影響を及ぼす可能性がある。貸付側にとっては、金融政策の引締めは特にローン・ポートフォリオおよび債券ポートフォリオへの圧力となる可能性があり、不良エクスポージャーおよびデフォルトの増加を招く可能性がある。より一般的には、金融緩和政策の終了（中央銀行の資産購入による流動性の注入を含む。）は、長期間にわたる低金利および流動性が高い環境において利益を得ていた（過去の平均と比較して低リスクのプレミアムを含む。）特定の市場または資産クラス（投資不適格とされた企業およびソブリンの借手、特定のエクイティならびに不動産等）において大幅な修正をもたらす可能性があり、かかる修正は、一般的に大幅に増大するボラティリティを含めて、金融市場において広がる可能性が潜在的にある。

5.3 業務の範囲が世界全体に及ぶことから、BNPパリバ・グループは、事業を行う特定の国におけるリスクに影響を受ける可能性があり、また事業を行う国または地域における政治的、マクロ経済的および金融上の変化に影響を受ける可能性がある。

BNPパリバ・グループは、カントリー・リスクから影響を受ける。これは、BNPパリバ・グループが事業を行う外国の経済、財政、政治または社会状況がBNPパリバ・グループの事業および業績に影響を与えるリスクである。BNPパリバ・グループは、カントリー・リスクを監視し、その財務報告に記録される公正価値調整額およびリスク費用に計上する。しかし、政治的またはマクロ経済的な環境の大幅な変化により、追加的な費用の記録が必要となり、またはBNPパリバ・グループの財務報告に事前に記載されていた数値以上の損失が発生する可能性がある。さらに、BNPパリバ・グループが事業を行う国または地域特有の要因により、事業の遂行が困難なものとなり、営業損失または資産の減損が発生することがある。

2019年12月31日現在、BNPパリバ・グループの貸出金ポートフォリオのうち30%はフランスの借手への融資、13%はベルギーおよびルクセンブルクの借手への融資、10%はイタリアの借手への融資、21%はその他欧州諸国の借手への融資、14%は北アメリカの借手への融資、6%はアジアの借手への融資および6%はその他各国の借手への融資で構成されている。特にこれらの国および地域に悪影響を与える状況は、BNPパリバ・グループに対して特に大きな影響を及ぼす。加えて、BNPパリバ・グループは、OECD加盟国以外の国に対する高いエクスポージャーを保有しており、これは、より発展した経済においてはあまり見られない政治的不安定性、予測不可能な規制および課税、収用およびその他のリスクに左右される。

6. 規制リスク

6.1 特に世界的な金融危機に対応して近年採用された法律および規制が、新たな法案と同様に、BNPパリバ・グループならびにBNPパリバ・グループが運営する金融環境および経済環境に重大な影響を及ぼす可能性がある。

金融環境において、一部に恒久的なものを含む多くの変更を導入することを目的として、法律および規制が特にフランス、欧州および米国において過去数年間に制定されている。かかる措置の影響がBNPパリバ・グループおよびその他の金融機関が事業を運営する環境に大きな変化をもたらした。

採用された措置は、以下のとおりである。

- ・（特にBNPパリバ・グループ等の世界的なシステム上重要な銀行に対する）より厳しい資本要件および流動性要件、ならびに資本要件の引き上げをもたらす得るリスク加重方法および内部モデルを使用する手法の変更
- ・子会社に対して禁止または区分することが必要であり、健全性要件および自立的な資金調達の対象となる、商業銀行が行う投機的と考えられる一定の種類の業務（とりわけ自己勘定売買）への制限
- ・特定の種類の金融商品もしくは業務の禁止または制限
- ・強化された再生および破綻処理制度（とりわけ、損失の大部分が銀行の債権者および株主によって負担されることを確実にし、納税者により発生する費用を最小限に保つことを目的として、銀行危機を防止および解消するための権限を強化するための2014年5月15日付銀行再生および破綻処理に関する指令（BRRD）（その随時の改正を含む。））
- ・銀行再生および破綻処理に関する指令による国の破綻処理基金の創設、欧州議会および欧州連合理事会の2014年7月15日付決議（単一破綻処理メカニズム規則）（その随時の改正を含む。）による単一破綻処理基金（SRB）の創設。これにより、BNPパリバ・グループ等の銀行機関およびBNPパリバ・グループが（年間の拠出額を上限として）場合により多額の資金調達を行っている単一破綻処理委員会（SRF）の決算手続を開始することができる。
- ・参加国の保証スキームのすべてまたは一部を漸進的にカバーする、国の預金保証スキームおよび提案がなされている欧州の預金保証スキームまたは預金保証の創設
- ・特定の業務に関する内部統制および報告要件の強化
- ・マネー・ロンダリングおよびテロリストへの融資に対抗するために関連当局に与えられたより大きな権限
- ・業務ルールの管理と運用の強化および指定された水準を超えた従業員給与への制限および課税の増加
- ・金融市場の透明性、効率性および誠実性を高め、また特に高い頻度で行われる取引を規制するための措置、市場濫用規制の拡大、デリバティブおよび証券投資取引の報告義務を含む特定の金融商品への規制強化、店頭デリバティブ取引（セントラル・カウンターパーティによって清算されていないデリバティブに係る担保の計上を通じたものを含む。）に関わるリスクを強制的に解消または軽減させるための要件

- ・金融取引への課税
- ・個人情報保護およびサイバー・セキュリティ要件の強化
- ・サステナブル・ファイナンスの分野等の開示要件の強化
- ・フランス金融健全性監督・破綻処理機構（ACPR）等の監督機関の権限の強化および2013年10月における単一破綻処理メカニズム（SRM）の採用（これにより、BNPパリバ・グループは2014年11月以降欧州中央銀行の直接監督の対象となった。）を含む新しい機関の創設

これらの措置は重大な悪影響を及ぼす可能性がある。例えば、単一破綻処理基金への拠出要件が導入された結果、BNPパリバ・グループに多額の追加費用が発生した（当社グループは2019年に単一破綻処理基金に0.6十億ユーロの拠出を行った。）。

銀行部門に関する措置は、さらに修正、拡大または強化される可能性がある。さらに、他の分野で追加措置が採用される可能性もある。どのような追加措置が採用されるかの予測を立てることができず、またかかる措置のうち一定数が複雑かつ継続して不確定であることから、それらがBNPパリバ・グループにどのような影響を及ぼすかを断定することはできない。これらの措置による影響により、既に採用されたか、今後採択される可能性があるかを問わず、BNPパリバ・グループの資本資源および資金調達源の資金調達への配分が減少し、リスク分散能力が制限され、一定の資金調達および流動性に係る資源の入手可能性が低下し、資金調達コストが増加し、法令遵守に係る費用が増加し、BNPパリバ・グループが提供する商品およびサービスの費用が増加するか、またはそれらの需要が低下し、内部の再編成、構造改革または再配分を実施する必要性が発生し、特定の事業を行うBNPパリバ・グループの能力に影響し、優秀な人材を確保および維持するBNPパリバ・グループの能力が低下し、また、より一般的にはその競争力および収益性に影響を及ぼし、またさらに今後もその可能性があるものであり、これによってBNPパリバ・グループの収益性、財政状態および経営成績が影響を受けることがある。例えば、欧州銀行監督機構は、2019年8月5日に公表された報告書において、2017年12月7日に中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ（GHOS）によって採用された最終的なバーゼル3合意の実施により、保守的な仮定の下では、2018年6月の基準値についてティア1資本の最低基準が24.4%増加する可能性があり、その結果、サンプルとなった189行で合計135.1十億ユーロの自己資本が不足し、うちエクイティ・ティア1資本が91.1十億ユーロ不足することを予想している。

BNPパリバ・グループは、BNPパリバ・グループが営業している法域における広範囲にかつ変化し続ける規制制度を遵守しなければならない。BNPパリバ・グループは、BNPパリバ・グループが営業しているあらゆる国における法律または規制の変更（下記のものを含むが、これらに限定されない。）に伴うリスクにもさらされる。

- ・中央銀行や規制当局の金融政策、流動性政策、金利政策およびその他の政策
- ・特にBNPパリバ・グループが営業している国の市場における投資家の決定に重要な影響を及ぼす可能性がある、政府または規制当局の政策の変更
- ・金融業界に適用される規制要件（例えば、適切な水準のガバナンス、報酬、自己資本および流動性の枠組に関する規則、投機的とみなされる活動に対する制限ならびに再生および破綻処理の枠組等）の変更

- ・証券規制ならびに財務報告、開示および市場濫用規制の変更
- ・デリバティブおよび証券金融取引ならびにマネー・マーケット・ファンド等の特定の種類の取引および投資への規制の変更
- ・取引の場、セントラル・カウンターパーティ、中央証券預託ならびに支払および決済システム等の市場インフラ規制の変更
- ・支払サービス、クラウドファンディングおよびフィンテックの規制の変更
- ・個人情報の保護およびサイバー・セキュリティの規制の変更
- ・税法またはその適用方法の変更
- ・会計基準の変更
- ・内部統制、リスク管理およびコンプライアンスに関する規則ならびに手続の変更
- ・資産の収用、国有化、価格統制、為替管理、押収や、外国資本に関する法律の変更

その範囲および影響が極めて予想し難いこれらの変更は、BNPパリバ・グループに相当の影響を及ぼす可能性があると共に、BNPパリバ・グループの事業、財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす可能性がある。オープン・データ・プロジェクト等のファンド業界に関連するまたは技術革新を促進する措置等の一部の改革は、金融機関を特にその対象としたものではなく、金融サービス部門への新規プレーヤーの参入を容易にするか、またはBNPパリバ・グループの事業モデル、競争力および収益性に影響を及ぼし、それによりBNPパリバ・グループの財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性がある。

6.2 BNPパリバ・グループは、適用法令に違反した場合には多額の罰金を科され、その他行政処分または刑事処分を受ける可能性があり、また民間当事者と関連する（または無関係の）訴訟により損失が発生する可能性がある。

BNPパリバ・グループは、法令遵守に伴うコンプライアンス・リスク（金融サービス業界各社が遵守すべき法律、規制、行動規範、職業的専門家の基準または提言を完全に遵守できない等といったリスク）にさらされている。当該リスクは、異なる国々により、複合的かつ時に多様な、また相反する法的または規制上の要件が採用されることで増大している。法令不遵守は、BNPパリバ・グループの評判を傷付け、私的請求権（集団訴訟を含む。）を行使されることになるだけでなく、多くの法的手続、罰金および費用負担（計上された引当金を超える罰金および費用を含む。）、公的な戒告、業務停止命令または究極的には当局による営業許可の取消しにつながる可能性がある。金融機関に対する規制に基づく監視が強化され続けているためだけでなく、適用される罰金および処罰の量の大幅な増加のため、このリスクもさらに増大している。さらに、民間当事者による金融機関に対する訴訟は、近年大幅に増加している。したがって、BNPパリバ・グループは、その業務において高い法的リスクに直面しており、金融サービス企業に対する訴訟、法定手続およびその他の対審手続において主張される損害の件数および額は、近年において大幅に増加しており、今後さらに増加する可能性がある。BNPパリバ・グループは、この点につき、2019年12月31日終了した事業年度の連結財務書類の注5.p「偶発債務等引当金」に記載されているとおり、引当金を計上する可能性がある。

この点につきBNPパリバ・グループは、2014年6月30日、経済制裁に関する米国の法令への違反についての調査に関する和解につき、米連邦およびニューヨーク州の政府機関および規制当局と一連の合意に達し、またこれらから発された複数の命令に服することとなった。かかる和解内容の一部としてBNPパリバ・グループに科された罰金および処罰には、総額8.97十億米ドル（6.6十億ユーロ）に上る罰金の支払、米国連邦刑法の違反およびニューヨーク州刑法の違反についての起訴内容に対するBNPパリバ・グループの親会社であるBNPパリバによる有罪答弁が含まれる。かかる和解の後、合意された改善計画への遵守を監視している規制当局によるBNPパリバ・グループに対する監視は（BNPパリバ・グループ内に独立した顧問が存在することによる監視を含めて）引き続き強化されている。

BNPパリバ・グループは、2019年12月31日に終了した事業年度の連結財務書類の注8.b「偶発債務：法的手続および仲裁」に要約されているとおり、現在多くの訴訟および捜査に関与している。BNPパリバ・グループは、いつでも新規のこのような案件に関与する可能性がある。1つまたは複数の案件における不利な結果により、すべての特定の期間においてBNPパリバ・グループの経営成績が重大な悪影響を受けないという保証はない。

6.3 BNPパリバ・グループは、不利な状況の変化を経験することにより破綻処理の対象となる可能性があり、その結果、BNPパリバ・グループの証券の保有者が損失を被る可能性がある。

BRRD、単一破綻処理メカニズム規則および2015年8月20日付政令（その随時の改正を含む。）により、金融健全性監督・破綻処理機構または単一破綻処理委員会は、重要な機能の継続、連鎖のリスクの防止ならびに機関の資本構成の変更および健全性の回復の観点から、たとえばBNPパリバ・グループのような金融機関の破綻処理手続を開始することができる。当該権限は、特定の例外を除き、すべて通常の破綻手続における請求権の優先順位に従い、最初に株主、次にティア1資本およびティア2資本の要件を満たす（劣後債等の）追加的資本商品の保有者、次に非上位優先債券の保有者、そして最後に上位優先債券の保有者が損失を負担することとなるように実施される。参考までに、BNPパリバ・グループの2019年12月31日現在の中期および長期のホールセール資金の内訳は、10十億ユーロのティア1複合負債、18十億ユーロのティア2劣後債、41十億ユーロの非上位無担保優先債、81十億ユーロの上位無担保優先債および26十億ユーロの担保付優先債である。

破綻処理当局は、破綻処理手続の対象となる金融機関およびグループに関し、破綻処理を実施する広範な権能を有しており、これには、当該金融機関の事業のすべてもしくは一部の第三者もしくはブリッジ機関への売却、資産の分離、負債商品に関する債務者としての当該金融機関の交代もしくは代替、資本商品のすべてもしくは一部の減額、株式の新規発行による資本商品の希薄化、負債商品のすべてもしくは一部の減額もしくは株式への転換、負債商品の条件の修正（満期および支払われるべき利息額の変更ならびに支払の一時停止を含む。）、金融商品の上場および取引許可の廃止、経営者の解任または特任経営者（*administrateur spécial*）の選任が含まれ得るが、これらに限定されない。

資本商品のすべてまたは一部の減額、株式の新規発行による資本商品の希薄化、ならびにティア1資本およびティア2資本の要件を満たす（劣後債等の）追加的資本商品のすべてまたは一部の減額または株式への転換も含めた特定の権能は、破綻処理手続以外で、または当該機関が例外的な公的資金援助を必要とする場合は欧州委員会の国家援助体制に基づいて、予防的措置として使われ得る。

BNPパリバ・グループに関連するかかる手続および権能の実施は、BNPパリバ・グループの大幅な構造の変革（資産もしくは事業の売却またはブリッジバンクの創設の結果としての変革を含む。）ならびに株主および債権者の債権のすべてまたは一部の減額、修正または変更を引き起こす可能性がある。また、かかる権能が実施された結果として、BNPパリバ・グループの事業の全部もしくは一部が移管されるかまたはBNPパリバ・グループのいずれかの資産が分割された後も、証券の保有者は（かかる減額または転換がいずれも行われなくても）BNPパリバ・グループの債権者であり続け、BNPパリバ・グループの残存事業または残存資産は当社グループの債権者のすべてまたはいずれかによる請求に応じるには十分ではない可能性がある。

「1 (B) (1) 資本管理および自己資本」内の「破綻処理文書」を参照。

7. BNPパリバ・グループの現在の環境における成長に関するリスク

7.1 現在続いているコロナウイルス（COVID-19）によるパンデミックを含む疫病およびパンデミックならびにそれらが経済に及ぼす影響は当社グループの事業、経営、業績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

新型コロナウイルス（COVID-19）は、2019年12月に中国で発生して以来パンデミックとなり、世界中に広がったが、当社グループが事業を行っている複数の国にその状況が集中していた。パンデミックおよびこれに対応して講じられた政府の措置（国境閉鎖、移動制限、ロックダウン措置等）の両方が、直接的にも間接的にも経済活動および金融市場に世界的に重大な影響を与えており、また継続的に与えるだろう。特に、世界的な生産、投資、サプライ・チェーンおよび個人消費が影響を受けており、また継続して影響を受けるため、多くの地域での経済の急な減速は、より一般的には国際的な貿易および商業活動の減少と同様に、世界経済の状況に深刻な負の影響を与えており、また継続して与える可能性がある。

パンデミックによる不況および市場への悪影響に対応するため、多くの政府および中央銀行は、経済を支えるための措置（信用保証スキーム、納税の猶予、拡大失業保険等）または金融市場の流動性を改善するための措置（資産購入の拡大、資金調達ファシリティ等）を講じ、または発表した。当社グループは、特に国内市場部門のネットワークにおける顧客を支援するために、フランス政府の信用保証プログラム（借り手の規模に応じて、10%から30%のリスクを負う。）へ積極的に参加すると同時に、これらの措置を活用しており、これからも活用する。しかしながら、当該措置が、地域的もしくは世界的な経済におけるパンデミックの負の影響を相殺するのに十分であること、（現在起きているまたは一般的に予測される）地域的もしくは世界的な景気後退を軽減するのに十分であること、または金融市場を完全にかつ持続的に安定させるのに十分であることは保証されないだろう。かかる経済環境は、改善する前により悪化する可能性がある。

当社グループは、世界的な金融機関として内在する一般的なマクロ経済環境および市場環境に対する感応度ならびに下記に記載される特有の関連事項の両方に起因して、パンデミックによるリスクならびにその経済および市場への影響によるリスクにさらされている。

当社グループの業績および財政状態は、その主要な市場における減速した経済活動（景気後退を含む。）によって悪影響を受ける可能性がある。特に国内市場部門で当社グループが事業を行っている複数の主要な国（2019年12月31日現在において信用エクスポージャー合計の43%を占めるフランス、イタリア、ベルギーおよびルクセンブルク）で行われている封じ込めの措置は、景気後退の水準まで経済活動を大幅に縮小させ、大幅な長期化またはかかる措置の再導入は同様の影響力を有する。当社グループの業績は、かかる措置によって一般的におよび特に影響を受けた特定の業種における収益の減少および資産価値の目減りから影響を受ける。これまでに最も悪影響を受けた業種は旅行産業を含んでおり、2019年12月31日現在、当社グループの航空産業（航空機、貸手等）および旅行産業に対するエクスポージャーは、それぞれ信用エクスポージャー合計の約1%を占める。食料品以外のリテール産業は、ロックダウン措置に影響を受けたが、2019年12月31日現在、かかる業種に対するエクスポージャーは、当社グループの信用エクスポージャー合計の1%をわずかに超える。輸送および倉庫業（船舶を除く。）に対するエクスポージャーは、2019年12月31日現在、当社グループの信用エクスポージャー合計の約3%を占め、ロックダウン措置および国際貿易の混乱によって影響を受けた。石油・ガス産業は、パンデミックおよびOPECとロシアの一時的な減産合意の決裂による供給過剰に起因する付随的な需要減少に直面した。2019年12月31日現在、かかる業種に対するエクスポージャーは、当社グループの信用エクスポージャー合計の約2.2%を占める。当社グループがこれらの業種の取引先に対するエクスポージャーを有し、その取引先が重大な悪影響を受けた場合（より一般的には信用の質への負の影響がより広まった場合）、当社グループの業績および財政状態も悪影響を受ける可能性があり、特に当社グループのリスク費用の増加につながる可能性がある。

健康危機による即時的な財務上の影響は、健康危機以前に存在していた手順に従っていくつかのシナリオに基づいた、マクロ経済的予測を反映した当社グループのリスク費用への影響である。この枠組の適用において、マクロ経済のシナリオならびにとりわけGDPの想定値および予測は、リスク費用を算出する際の重要なインプットであり、健康危機は多くの当社グループの市場で特にGDPの想定値を悪化させた。リスク費用の算出はまた、信用リスクおよび取引先リスクにおける健康危機の動向の特定の要素、特に経済活動におけるロックダウン措置の影響ならびに政府の支援措置および当局の決定による効果に結びつく。リスク費用の算出は、最終的にはいくつかの影響を受けやすい業種（ホテル、旅行・レジャー産業、食料品以外のリテール産業（家具およびインターネットによる通信販売を除く。）、輸送およびロジスティクスならびに石油・ガス産業）の見直しに基づく事前の業種構成要素を含む。これらすべての要素は2020年度第1四半期の当社グループのリスク費用の大幅な増加に帰結し、マクロ経済のシナリオならびに特に現在のパンデミックの成行きの不確実性および将来の経済への影響次第で、次の四半期以降も引き続き高いリスク費用を同様に計上するだろう。さらに、影響を受ける業種の事業の長期的な見通しにおけるパンデミックによる影響は、より一般的には不確かであり、特定のエクスポージャーにおける大幅な負担をもたらすが、これはモデリング技法によって完全には捉えられない可能性がある。最後に、増大したリスク費用に対する当社グループのエクスポージャーは、様々な市場における公衆衛生に関する緊急の立法の下で、（残存エクスポージャーを前提として）政府の信用保証プログラムへの参加および信用保護手段（期限の利益喪失等）を制限する猶予期間の存在から生じる。

パンデミックが、特に、極端な市場の状態（市場のボラティリティの急上昇、株式市場の急下落、スプレッドの膠着、据え置きとなっている特定の資産市場等）を最初にもたらし、市場の変動が続いている限り、当社グループの業績および財政状態はまた、金融市場の不利な傾向により悪影響を受ける可能性がある。この環境は、2019年の当社グループの連結収益の12%を占める市場活動に悪影響を及ぼしており、また引き続き及ぼす可能性があり、トレーディングの損失またはその他の市場関連の損失（評価差額金および取引先リスク引当金の追加を含む。）につながる。この極端な市場ボラティリティは、特にヨーロッパにおける空売り規制および配当金の規制等の当局による決定により上昇しており、引き続き上昇する可能性がある。さらに、当社グループの投資ポートフォリオの一部（例えば当社グループの保険子会社）は時価評価に基づいて構成されているため、悪化した市場環境に影響を受けており、引き続き影響を受ける可能性がある。

結果的に、現在の健康危機は当社グループが直面している様々な既存のリスク（例えば i）特に以下を要因とする収益への圧力（a）市場金利のさらなる低下および低金利環境の長期化の可能性（b）資産運用による流入の低下ならびにそれによる手数料収入および取引費用からの収入の低下、ii）特定の格付機関によって公表された分野別レビューに続く格下げにより増加したリスク、iii）顧客の資金引出しの増加および預金残高の減少を含む様々な要因による当社グループの流動性の悪化ならびにiv）リスク・パラメーターの悪化が当社グループの資本ポジションに影響したことによるリスク加重資産の増加）の蓋然性および規模を増大させる可能性がある。

ロックダウンの解除ならびに移動およびその他の規制の緩和の速度の不確実性と同様に、パンデミックの今後の成行きについて継続期間および規模の不確実性は、世界経済と同様に当社グループの主要な市場における経済の全体的な影響を予測困難にする。パンデミックによる経済への影響が当社グループの業績および財政状態に影響し続ける範囲は、実に i) パンデミック以前の生活様式、事業経営および経済関係が戻ってくる時期および規模、ii) パンデミックによる経済の低迷を和らげるために政府および中央銀行がこれまでに講じた措置または将来的な措置の影響、ならびに iii) 追加的な波の見通しおよびそれによる当社グループが事業を行っている様々な市場における封じ込め措置の再導入の見通しを含むパンデミックの今後の成行きにおける継続期間および規模次第である。さらに、中央銀行および政府のパンデミック対応の措置および支援策はこれまでおよびこれからも経済および市場への悪影響を軽減する一助となる一方で、当該措置は、銀行の対応に関して追加的な規制または勧告を公表しており、また公表する可能性がある（特に2020年3月27日付の欧州中央銀行により公表された勧告を参照。）。特に当該措置は、資本配分および配当に関する銀行の業務管理および対応において、銀行の柔軟性を制限しており、引き続き制限するか制限しようとする。この点において2020年4月2日付で、当行は、準備金の株主への配当の可能性に関して2020年10月1日以降にされる潜在的な決定と共に、当初2019年度に関して支払われるよう提案された配当金の支払を停止し、準備金に割り当てることについて取締役会が年次株主総会に上程することを発表した。

7.2 BNPパリバ・グループが戦略計画を実施しないか、または公表されている財務目標を達成しない場合、その証券の取引価格に影響を及ぼす可能性がある。

BNPパリバ・グループは、2017年2月7日に2017年度から2020年度にかけての戦略計画を発表した。この計画は、新たなカスタマー・パスウェイの導入、BNPパリバ・グループのデジタル変革、経営効率の継続的な改善および様々な事業開発の取組といった多くの試みにつき熟慮されたものである。BNPパリバ・グループは、当該試みを詳細に監督している。当社グループは、2020年5月5日に公表した第1四半期決算報告書において、2020年のマクロ経済のシナリオの大幅な修正をもたらした健康危機の高い不確実性に関して予想される影響を考慮に入れるため、2020年度の当社グループに帰属する収益、営業費用、リスク費用および純利益の傾向に関する見通しの新たな要素を示した。

これらの財務目標は、主として内部計画と財源の配分を目的として設定されており、事業状況および経済状況に関する多くの仮定に基づくものである。BNPパリバ・グループの実際の業績は、本項の別の箇所において記載された1つまたは複数のリスク要因の発生を含む多くの理由、特に経済の見通しに大きな影響を与えており、引き続き与える可能性があり、また金融市場に重大な打撃を与えている健康危機の影響によりこれらの目標と大きく異なる可能性がある。BNPパリバ・グループがその目標を達成しない場合、その財務状況や証券の取引価格に加え、資金調達コストにも影響を及ぼす可能性がある。

さらに、当社グループは企業の社会的責任（CSR）ポリシーを積極的に推進しており、具体的な成果をあげて社会に貢献していきたいと考えている。2019年末において、BNPパリバは、サステナブル・ファイナンスの分野で世界をリードするという抱負を再確認した。このように、当社グループは、パリ協定および持続可能な開発目標（SDG）に沿った戦略を策定する国連責任銀行原則の設立メンバーとして、確固たる地位を築いている。2020年の目標は、SDGに貢献するセクターに185十億ユーロの資金を提供することである。当社グループは、例えば石炭火力発電に関連する企業に対する融資残高を欧州連合では2030年までにゼロに、その他各国では2040年までにゼロにすることを決定し、再生可能エネルギー開発を支援する目標を2021年までに18十億ユーロ引き上げることにより、エネルギーおよび環境移行に対する支援を強化している。これらの措置（およびこれに沿った類似する今後の措置）は、場合によっては、BNPパリバ・グループの関連部門の業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

7.3 BNPパリバ・グループは、買収した企業の統合に苦戦し、買収により期待された利益を実現できない可能性がある。

BNPパリバ・グループは、定期的に行う買収を行う。例えば、BNPパリバ・グループによる直近の大規模な買収は、2018年10月31日に完了した、ポーランドにおけるライフファイゼン・バンク・ポルスカ（「中核的な銀行業務」）の実質的にすべての業務の買収であった。その後、かかる業務はBGZ BNPパリバに統合された。取得した事業の統合は、長期的かつ複雑なプロセスであり、これには、2019年における当社グループの311百万ユーロの事業再編費用、ライフファイゼン・バンク・ポルスカの統合、特定の事業の廃止または再編（特に2019年のBNPパリバ・スイス）が含まれる。統合を成功させ、シナジー効果を実現するためには、特に、事業開発やマーケティング関連の取組の適切な調整、主要経営陣の維持、効果的な人材募集や研修のための方針および情報システムやコンピュータ・システムへの適応力等が必要となる。統合作業の段階で何らかの問題が生じると、統合費用が当初の予想を上回り、費用削減効果または営業収益が当初の予想を下回る可能性がある。このため、当初見込んでいたシナジー効果の達成程度および実現時期は不確実となる。さらに、BNPパリバ・グループの既存の業務を取得した業務と統合することにより、当該業務間の関係に問題が生じ、経営陣の注意がBNPパリバ・グループの事業の他の側面に向けられなくなることで、BNPパリバ・グループの事業や経営成績に負の影響が及ぶ可能性がある。その上、場合によっては、企業買収に関連した紛争が、統合プロセスに悪影響を及ぼしたり、好ましくない結果（財務関連のものを含む。）を生み出したりする可能性がある。

BNPパリバ・グループは、取得予定の企業の詳細な分析を行うが、この分析は、網羅的または包括的に実施できない場合も多い。この結果、不良債権または貸倒債権に対するBNPパリバ・グループのエクスポージャーが増加する可能性があるため、特に、BNPパリバ・グループが取得前に包括的なデュー・デリジェンスを行えない場合には、取得によってより高いリスクを被る可能性がある。

7.4 BNPパリバ・グループの現在の環境は、銀行事業者および銀行以外の金融機関との間の熾烈な競争によって影響を受ける可能性があり、これによりBNPパリバ・グループの営業収益および収益性に悪影響が及ぶ可能性がある。

BNPパリバ・グループが、その事業の相当部分を営んでいるフランスやその他の諸国（フランス以外の欧州諸国や米国を含む。）における、BNPパリバ・グループのすべての主要な事業分野での競争が激化している。銀行業界内での競争は、金融サービス分野の統合、支払および金融サービス分野における新規プレーヤーの存在またはクラウドファンディングのプラットフォームの開発に加え、銀行部門における消費者習慣の継続的な進化の影響により激化する可能性がある。BNPパリバ・グループがかかる分野においてハロー・バンク！の発足やニケルの買収等の取組を行う一方で、規制要件がそれほど多くなく、または資本要件がそれほど厳しくない競合他社（例えばデットファンドやシャドーバンキング等）、またはスケールメリット、データシナジー、技術革新により利益を享受する競合他社（例えばインターネット業者、モバイル業者、デジタル・プラットフォームまたはフィンテック等）または顧客の財務データへの自由なアクセスを有する競合他社は、消費者の新たなニーズに対応するための低価格での提供および革新的なサービスを行うことで、より大きな競争力を持つ可能性がある。加えて、新しい支払システムおよびビットコイン等の暗号通貨ならびにブロックチェーン等の取引処理業務を簡易にする新しい技術が、近年において開発されてきた。これらの新技術の効果および適用される規制について予測することは困難であるものの、それらの技術の利用により、BNPパリバ・グループの市場シェアまたはBNPパリバ・グループのような既存の金融機関が利用する技術を通じて行われてきた確実な投資が減少する可能性がある。BNPパリバ・グループが、既存の競合他社や新規参入企業と比較してより魅力的で革新的かつ利益の見込める商品やサービス・ソリューションを提供するという方法で、フランスまたはその他主要な市場における競争環境に対応できない場合、BNPパリバ・グループは、主要な事業領域での市場のシェアを失ったり、業務の一部またはすべてにおいて損失を被ったりする可能性がある。加えて、BNPパリバ・グループの主要な市場における景気の低迷が、例えば価格圧力の増加や、BNPパリバ・グループおよび同業他社の取引量の減少等を通じて、競争圧力に拍車をかける可能性がある（BNPパリバ・グループの2019年の各事業部門の業績は、2020年2月5日に発表された2019年の業績を示すプレスリリースに記載されている。）。また、大規模なもしくはシステム上重要な金融機関に対するより厳しい要件（とりわけ資本要件および業務制限）の賦課が、BNPパリバ・グループのような大規模な民間金融機関にとって不利な態様で、競争環境を歪める可能性もある。

7.5 BNPパリバ・グループは、転換リスク、物理的リスクまたは負債リスク等の気候変動リスクにより、事業活動が中断されたり、損失を被る可能性がある。

BNPパリバ・グループは、その事業活動を通じて直接的に、またはその財務活動および投資活動を通じて間接的に、気候変動に関するリスクにさらされている。気候変動に関するリスクは主に2つの種類に分けられ、それらは(i)エネルギー政策の実施や技術的变化に対応した経済関係者および金融関係者の行動の変化に起因する転換リスクおよび(ii)異常気象や、水位上昇または気温上昇等の長期的なリスクを通じて、気候変動が人や財産に直接影響を及ぼす物理的リスクである。さらに、負債リスクは両方の種類のリスクから生じる可能性がある。これらのリスクは、地球温暖化に責任があると判断された場合に、法人が支払わなければならない損害に相当する。BNPパリバは、これらのリスクの評価を漸進的にリスク管理システムに統合している。当社グループは、その事業活動、取引先の事業活動ならびに自らのためおよび第三者のための投資において、これらのリスクを監視している。この点につき、特定の信用方針はおよび一般与信方針は、それぞれ2012年および2014年から、社会的責任および環境責任に関する条項が追加されて強化されている。さらに、セクター特有の方針や、環境・社会・ガバナンス(ESG)セクターを融資対象から除外した方針も導入されている。2019年に、BNPパリバ・グループは、気候変動対策の一環として、石炭火力発電へのエクスポージャーを欧州連合では2030年までにゼロに、その他各国では2040年までにゼロにするという新たな約束をした。BNPパリバは、既に2015年末までに石炭セクターへの融資および投資の基準を大幅に強化しており、2017年には、従来とは異なる炭化水素から収益の大半を得ている企業に対する融資活動の停止を発表した最初の銀行となった。これらの措置は、このセクターにおいて今もなお最も先進的な措置の1つである。これらの決定は、BNPパリバ・グループが融資を行っているエネルギー混合にも反映されている。BNPパリバ・グループは、個人および企業双方の顧客の低炭素経済への移行も支援している。BNPパリバ・グループはまた、その事業活動による環境への負荷の低減を目指している。BNPパリバ・グループによるリスク監視や気候変動対策等の活動にもかかわらず、気候変動に関する物理的リスク、転換リスクまたは負債リスクにより、事業活動が中断されたり、損失がもたらされる可能性がある。

7.6 信用機関または金融機関の特定の持分の変動は、BNPパリバ・グループの財務状況に影響を及ぼす可能性がある。

プルデンシャルによる資本の控除の閾値を下回る額は、250%の加重がされる資産である。これらの資産には、プルデンシャル・スコープにおいて持分法の下で連結される信用機関または金融機関(保険事業を除く。)、BNPパリバ・グループが10%超の持分を有する信用機関または金融機関における高率の金利、および将来予測に依拠し、一時差額により生じる繰延税金資産が含まれる。

かかるリスクの対象となるリスク加重資産は、2019年12月31日現在、16十億ユーロであり、BNPパリバ・グループのリスク加重資産合計の2%を占めている。

当行の発行する社債に関するリスク要因

2014年7月2日に、BRRDが施行された。

フランスにおけるBRRDの施行は、2つの主な法律において行われた。まず、銀行業務の分離および規制に関する2013年7月26日付銀行法（*Loi de séparation et de régulation des activités bancaires*）（2014年2月20日付政令（*Ordonnance portant diverses dispositions d'adaptation de la législation au droit de l'Union européenne en matière financière*）による改正を含む。）（銀行法）がBRRDの施行を前提として制定された。次に、金融関連の事項についてフランス法をEU法に合致させるため、2015年8月20日付フランス政令2015-1024（*Ordonnance portant diverses dispositions d'adaptation de la législation au droit de l'Union européenne en matière financière*）（その随時の改正を含む。）（2015年8月20日付政令）により、銀行法を改正および補完する個々の規定が導入された。BRRDに含まれる規定の多くは、銀行法に含まれる規定と既に実質的に同じであった。フランスにおいてBRRDの大部分を施行するため、（i）再生計画、（ii）破綻処理計画および（iii）金融機関またはグループの破綻処理の実現可能性の評価基準に関する2015年8月20日付政令の規定を施行するための2015年9月17日付法令2015-1160および2015年9月11日付の3つの指令（*décret et arrêtés*）が、2015年9月20日付で公表された。

BRRDおよびそれを施行する規定が金融機関（当行を含む。）に与える影響は現時点では明らかではないが、その現在および将来における施行および当行への適用、またはそれに基づく措置は、当行の事業活動および財政状態ならびに社債の価値に重大な影響を及ぼす可能性がある。

BRRDの目的は、金融危機に早期に対処するための一般的な手法および権限を破綻当局に付与することにより、財務の安定を確保し、（最終手段として利用されるべき）銀行のバйлアウトに際して納税者が負うことになる負担または損失を最小限にとどめることである。BRRDにおいて当局（フランスにおいては、金融健全性監督・破綻処理機構（*Autorité de contrôle prudentiel et de résolution*）（ACPR）または単一破綻処理委員会（SRB）のいずれかとなる。）に付与される権限は、以下の3つのカテゴリー、すなわち（i）潜在的な問題のリスクを最小限にとどめるための準備段階および計画（準備および回避）、（ii）初期段階の問題の場合における、破綻を回避するために早い段階で会社の状況悪化を阻止する権限（早期介入）ならびに（iii）会社の破綻による公益に関する懸念が示された場合における、会社の重要な機能を維持し、納税者の損失を可能な限り抑えながら、秩序立ててその会社を再編または解散するための明確な手法、に分類される。

さらに、単一破綻処理メカニズム規則により、破綻処理の集権化が確立され、各国の破綻処理当局と連携して単一破綻処理委員会に権限が委託された。

2014年11月以降、欧州中央銀行（ECB）は、単一監督メカニズム（SSM）に基づき、ユーロ圏加盟国の重要な金融機関の健全性の監督を引き受けてきた。さらに、ユーロ圏内の銀行の破綻処理を確実に一致されたものとするため、単一破綻処理メカニズム（SRM）が導入された。上記のとおり、単一破綻処理メカニズムは単一破綻処理委員会により運営される。単一破綻処理メカニズム規則の第5(1)条に基づき、単一破綻処理メカニズムは、欧州中央銀行による直接の監督対象である銀行に対する、BRRDに基づき加盟国の破綻処理当局に与えられた責任および権限を付与されている。かかる権限を行使する単一破綻処理委員会の能力は、2016年初めから有効となった。

当行は、SSM規則の第49(1)条の目的において重要監督対象法人に指定されており、これにより、単一監督メカニズムの関連では欧州中央銀行の直接の監督下にある。これは、当行が、2015年に施行された単一破綻処理メカニズムの対象でもあることを意味している。単一破綻処理メカニズム規則は、BRRDと同内容であり、単一破綻処理委員会に各国の関連破綻処理当局が利用可能なものと同等の権限が認められるよう、その大部分においてBRRDを参照している。

BRRDおよび単一破綻処理メカニズム規則に基づき、破綻処理当局は、金融機関が実質的な破綻状態に陥ったとみなされる場合において、以下のすべてに該当するときは、当該金融機関に対し、破綻処理手続を開始し、破綻処理の手法および権限を行使することができる。

- (a) 金融機関が破綻に陥っているかまたは陥る可能性がある場合（詳細については、下記（w）ないし（z）を参照。）。
 - (b) 私的な措置により破綻を回避できる合理的な見込みがない場合。
 - (c) 資本性証券に関連する場合を除き、破綻処理措置が必要かつ公益に適う場合。
- 「実質的な破綻状態」とは、以下のいずれかの状況をいう。
- (i) 破綻処理措置が取られる前に破綻処理の条件が満たされているものと決定されたとき。
 - (ii) 資本性証券に関して破綻処理権限が行使されない限り、金融機関またはグループが破綻すると関係当局が決定したとき。
 - (iii) 金融機関が臨時の公的な資金援助を必要としているとき。

金融機関は、（w）継続的な許認可の要件に違反しているかもしくは近い将来に違反する可能性がある場合、（x）資産が負債を下回っているかもしくは近い将来に下回る可能性がある場合、（y）期限が到来した債務の支払ができないかもしくは近い将来に支払ができなくなる可能性がある場合、または（z）一定の限定的な状況を除き、臨時の公的な資金援助を必要としている場合において、破綻に陥っているかまたは陥る可能性があるとみなされる。

現在、BRRDおよび単一破綻処理メカニズム規則には、以下に記載する4つの破綻処理手法および権限が規定されている。

- (i) 事業の売却 — 破綻処理当局は、株主の同意またはその他適用される手続的要件に従うことなしに、企業の売却またはその事業の全部もしくは一部の売却を商業的条件で行うことを命じることができる。

- (ii) 承継金融機関 — 破綻処理当局は、企業の事業の全部または一部を「承継銀行」（かかる事業の全部または一部を転売目的で保有する公の支配下にある企業）に譲渡することができる。
- (iii) 資産分離 — 破綻処理当局は、減損資産または問題のある資産を長期的に管理および処理させるために、かかる資産を資産運用会社に譲渡することができる。
- (iv) ベイルイン — 破綻処理当局に、破綻金融機関の無担保債権者の債権額を減額する権限および破綻金融機関の無担保債務（社債を含む。）を株式（かかる株式は、本号に定める手法（一般的ベイルイン・ツール）の適用による将来的な消却、移転または希釈化の対象となり得る。）に転換する権限を付与する。

また、単一破綻処理メカニズム規則は、一般的ベイルイン・ツールが適用される例外的な状況であっても、（a）合理的な期間内に債務のベイルインを行うことができない場合、（b）破綻処理中の金融機関の重要な機能および主要な業務を継続するために、一般的ベイルイン・ツールを適用しないことが不可欠かつ相当である場合、（c）EUの加盟国（加盟国）の経済に深刻な混乱を引き起こし得る金融市場インフラを含む金融市場の深刻な機能不全につながる悪影響の拡大を防ぐために、一般的ベイルイン・ツールを適用しないことが不可欠かつ相当である場合、または（d）一般的ベイルイン・ツールを適用することによって価値の破壊が起こり、一般的ベイルイン・ツールを適用しない場合よりも他の債権者の負担する損失が増大する場合には、関連破綻処理当局（すなわち単一破綻処理委員会）が、減額または株式転換に関する権限の適用から一定の債務を除外または一部除外することができる旨を規定している。したがって、関連破綻処理当局が一定の適格債務の除外または一部除外を決定した場合、かかる除外がなされなかった場合に他の適格債務（場合により社債権者に支払われるべき債務を含む。）に適用される減額または株式転換の水準が、かかる除外を考慮して引き上げられる可能性がある。その結果、かかる債務により吸収されるはずだった損失が他の債権者に完全に移転されない場合、単一破綻処理基金（SRF）、フランスの預金保証・破綻処理基金（*Fonds de garantie des dépôts et de résolution*）または加盟国によるその他の類似の機関は、（i）適格債務により吸収されなかった損失を補填し、破綻処理中の金融機関の純資産価値をゼロまで回復するため、または（ii）破綻処理中の金融機関の株式もしくはその他の持分証券または資本性証券を購入することで資本の再構成を行うため、出資額が当該金融機関の総負債の5%を超えないという要件を含む一定の制限の下で、破綻処理中の金融機関に出資することができる。損失が残った場合は、最後の手段として、追加的金融安定手法を通じた特別の公的な資金援助を行う。かかる特別の資金援助は、加盟国援助の枠組に従って提供されなければならない。

BRRDおよび単一破綻処理メカニズム規則に規定された権限は、当行を含む金融機関および投資会社の運営方法のみならず、一定の状況においては、債権者の権利にも影響を及ぼす。とりわけ、社債は、一般的ペイルイン・ツールの適用（償還期限の変更といった社債の条件の修正を含む。）を受けて減額（ゼロとなる場合を含む。）または株式転換の対象となることがあり、社債権者はその投資の一部または全額を失う結果となる可能性がある。したがって、当行に適用されるBRRDおよび単一破綻処理メカニズム規則に基づく権限またはその行使の示唆は、社債権者の権利、社債への投資の価格もしくは価値または社債に基づく義務を履行する当行の能力に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

現在BRRDおよび単一破綻処理メカニズム規則に規定されている権限は、当行を含む金融機関および大規模な投資会社（CRD IVにより730,000ユーロの当初資本金を有することを義務づけられているもの。）の運営方法のみならず、一定の状況においては、債権者の権利にも影響を及ぼすことが見込まれる。銀行同盟に参加する加盟国（フランスを含む。）にとって、単一破綻処理メカニズムは、利用可能な措置の範囲を完全に一致させているが、加盟国は、BRRDに規定される破綻処理の目的および原則に準拠する限りにおいて、国家レベルで危機に対応するための追加的措置を導入する権限が認められている。

単一破綻処理委員会は、金融健全性監督・破綻処理機構との間で特に破綻処理計画の詳細化について緊密に連携しており、単一破綻処理基金への国からの出資の拠出の条件が2016年1月1日までに満たされたため、同日から全面的な破綻処理権限を承継した。BRRDおよびBRRDを施行するフランス法の規定の当行への全般的な影響を評価することはまだ不可能であり、その施行または現在企図されている措置が社債権者の権利、社債への投資の価格もしくは価値または社債に基づく義務を履行する当行の能力に悪影響を及ぼさない保証はない。

2019年5月20日付の欧州議会および欧州連合理事会の指令（EU）2019/879による金融機関および投資会社の損失吸収能力および資本再構成能力に関するBRRDならびに指令98/26/ECの改正（BRRD 2）ならびに2019年5月20日付の欧州議会および欧州連合理事会の規則（EU）2019/877による金融機関および投資会社の損失吸収能力および資本再構成能力に関する単一破綻処理メカニズム規則（規則806/2014）の改正に係る2019年6月7日付の官報における公表を受けて、銀行業界におけるリスクを軽減し、予想される危機への銀行の耐性をさらに強化する包括的な立法パッケージにより、2020年12月28日以降の銀行同盟は強化され、金融システムにおけるリスクは軽減される。金融安定理事会により公表された総損失吸収力（TLAC）は、金融安定理事会のタームシート（TLAC基準）に従って施行される。したがって、自己資本および適格債務の最低基準（MREL）においてペイルインの対象となる債務の適格基準は、TLAC最低要件の規則（EU）575/2013に規定されるものと厳密に整合しているが、BRRD 2によって導入された補完的な調整および要件の対象となる。とりわけ、特定の仕組債のようなデリバティブ要素が組み込まれた特定の債券は、追加的リターンのみがかかるデリバティブ要素に連動し参照資産のパフォーマンスに依存する一方で、償還時に支払われる固定または増額された事前に認識可能な元本を有している限りにおいて、（一定の条件下で）自己資本および適格債務の最低基準において適格となる。

さらに、破綻処理の枠組の導入により、破綻処理の枠組の対象となる金融商品の流動性は、金融市場におけるストレスの状態または状況に対して脆弱となる可能性がある。投資家は、当行の有価証券に投資を行うことによる集中リスクについて、金融部門レベルでも評価されるべきことに留意すべきである。すなわち、投資家は、保有する当行の有価証券についてのみ考慮するのではなく、当該投資家が保有するペイルインの枠組の対象となる金融機関により発行されたすべての有価証券についても考慮すべきである。

(2) リスク管理（監査済）

統治

当社グループ規模のリスク負担およびリスク方針を調査する取締役会の特別委員会（「第5 3 (1) コーポレート・ガバナンスの概要」を参照。）は、以下のとおりである。

- ・内部統制・リスク管理・法令遵守委員会（CCIRC）
- ・内部統制・リスク管理・法令遵守委員会および財務書類委員会を合わせた合同委員会

当社グループのリスク選好度に関する報告書に沿って、業務執行陣はリスク、資本および流動性という3つの重要な側面に基づく主要なガイドラインについて、以下の機関を通じて大枠の方針を示している。

- ・リスク討議会：重要と見なされるあらゆるリスク事項について検討し、かつ、追加の分析または適切な委員会によるリスクについての決定が必要なリスク事項を特定する。
- ・資本委員会：「1 (B) (1) 資本管理および自己資本」内の「資本管理（監査済）」に記載されるように、ソルベンシー比率および総損失吸収能力（TLAC）要件ならびにこれらの目標を達成するための行程の観点から当社グループの目的について検証し、その行程が遵守されているかを監視し、適切な場合には是正措置を提案する。内部信用モデルおよび業務モデルに関するすべての事柄についての当社グループの業務執行陣の管轄機関として、資本委員会は、MARCo委員会（モデル承認・検討委員会）で行われた決定を知らされる。
- ・当社グループ資産・負債管理委員会（当社グループALCo）：当社グループ全体に関わる流動性リスク、銀行勘定における金利リスクおよび構造的為替リスクの管理について責任を負う。

さらに、当社グループ監督・統制委員会（GSCC）は、当社グループの業務執行陣レベルの統制機能をまとめ、リスク・エクスポージャーのすべての側面への取組に対して当社グループ全体の対処方法をとる。

以下の図は、当社グループ・レベルでのリスク管理の主要統治機関を示している。

リスクに関連する事項を取り扱う当社グループ・レベルでの統治機関の概要



当社グループ・レベルのその他の主要な機関は、以下の任務を負う。

- ・ゼネラル・マネジメント信用委員会（CCDG）は、信用リスクおよび取引先リスクについての当社グループにおける最高機関である。かかる委員会は、リスク負担について決定し、顧客やグループのために、それらの格付または当行の活動に沿って毎年認可の見直しを行うが、一定の認可基準を超えるものについて行う。特殊な性質の取引もまた、ゼネラル・マネジメント信用委員会に報告される。最後に、金融セキュリティに関する意見が必要とされる場合、法令遵守責任者はゼネラル・マネジメント信用委員会の会議に出席する。
- ・ゼネラル・マネジメント不良債権委員会（CDDG）は、当社グループの顧客のエクスポージャーに関連する、特定の引当金および損失の計上に関して、当社グループにおける最高意思決定委員会である。
- ・キャピタル・マーケット・リスク委員会（CMRC）は、資本市場業務における当社グループのリスク特性を統治する機関である。その任務として、とりわけ、市場リスクおよび取引先リスクを分析し、資本市場業務に限度を設けることが含まれる。
- ・限度枠委員会は、国、市況、事業戦略に関連するリスクならびにリスクおよび法令遵守の側面に鑑み、リスクが中程度から高い国々について限度を設定し、BNPパリバ・グループのリスク選好度を決定する。

- ・リスク・開発政策委員会（RDPC）は、事業、製品、地理的地域（地域または国）、顧客セグメントまたは経済領域等の懸案事項について適切なリスク方針を定め、当該事項に関する開発機会を調査するという二重の目的を有している。
- ・当社グループITリスク委員会（GITRC）は、BNPパリバ・グループのITリスクの特性を定め、認証する。かかる委員会は、技術リスク管理およびサイバー・セキュリティ・リスク管理における最高機関である。

リスク管理体制

統制部門の位置付け

リスク管理は銀行業務の中核であり、BNPパリバ・グループにおける業務の基礎の1つである。BNPパリバは、3つの防衛ライン（「第5 3 (1) コーポレート・ガバナンスの概要」内の「内部統制」を参照。）を中心に組織される、当社グループがさらされる可能性のあるすべてのリスクの類型を網羅する内部統制システムを有している。

- ・防衛の第1ラインとして、内部統制は、全従業員の業務であり、事業活動の最高責任者は、第2レベルの統制に関して独立した統制を実施している部門により定められた基準に従い、リスクを特定、評価および管理するためのシステムを設置および運営する責任を負っている。
- ・防衛の第2ラインを保証するBNPパリバ内の主要な統制部門は、法令遵守部門、リスク部門および法務部門である。かかる部門の最高責任者は、最高経営責任者に直属し、その特別委員会を通して、任務の遂行に関して取締役会に対する説明責任を負っている。
- ・一般検査部門は、防衛の第3レベルを担う。かかる部門は、定期的統制の責任を負っている。

リスク部門および法令遵守部門の一般的な責任

基幹業務を行う各事業部門が、主にリスク管理責任を負っている。リスク部門は、当社グループの信用リスク、市場リスク、銀行勘定金利リスク、流動性リスク、技術リスクおよびサイバー・セキュリティ・リスクを含む業務リスク、データ保護、社会的責任および環境責任に関するリスクならびに保険リスクに対する二次的な管理を継続的に行っている。この役割の一環として、リスク部門は、事業展開の健全性および持続可能性ならびに事業計画が当社グループにより設定されたリスク選好度の目標と全面的に合致していることを確認しなければならない。リスク部門の業務には、リスク方針に関する勧告の策定、長期的視点に立ったリスク・ポートフォリオの分析、法人向け貸出金および取引限度の承認、監視方法の有効性および質の確保、ならびにリスク測定方法の定義または認証等がある。リスク部門はまた、新規事業や新商品が有するリスクのすべてが適切に評価されるようにする責任を負っている。

法令遵守部門は、コンプライアンス・リスクおよび風評リスクについて同じ責任を負う。当社グループ法令遵守部門は、新たな商品および業務活動ならびに例外的な取引の承認プロセスを監視し、必要な報告を行うという重要な役割を果たす。

リスク部門および法令遵守部門の体制

対処方法

リスク部門の体制は、当社グループの主要な統制機能（法令遵守部門、リスク部門および法務部門ならびに防衛の第3ラインである一般検査部門）の観点から、当社グループの管理部門から課された独立性、垂直統合および役割の分権化の原則を十分に遵守している。このため、リスク部門において以下のことが行われた。

- ・事業体のチームを含め、リスクを管理するすべてのチームは、各事業体の最高リスク管理責任者へと通じる指揮命令系統に組み込まれた。
- ・各事業体の最高リスク管理責任者は、リスク部門に直属することとなった。

さらに、リスク部門の体制は、独自にリスク方法論およびリスク・モデルを審査する責任を担っていたチームをまとめた、最高リスク管理責任者直属のリスク独立審査・統制部門（リスクIRC）を通じて、特にモデル・リスク管理に関してリスク管理活動の統治を強化し、また、業務リスクの分野においては、「(7) 業務リスク」に記載の体制によって、リスク管理活動の統治を強化した。

国際基準およびフランスの規則に従い、法令遵守部門は、当社グループのフランス国内外の事業のすべてについて、コンプライアンス・リスクおよび風評リスクの監視体制を管理している。コンプライアンス・リスクおよび風評リスクの監視体制については、「(7) 業務リスク」に記載されている。

最高リスク管理責任者の役割

当社グループの最高リスク管理責任者は、最高経営責任者に直属し、BNPパリバの業務執行委員会の一員である。最高リスク管理責任者は、すべてのリスク部門の従業員の管理者権限を有しており、リスク関連の決定を拒否することができ、また権限という点ではコア事業、事業部門および業務地域の長とは関係を有していない。かかる位置付けは、以下の目的に適っている。

- ・商業関係への関与を取り除くことにより、リスク統制の客観性を確保すること
- ・上級管理者が確実にリスクの悪化についての警告を受け、リスクの状態に係る客観的かつ包括的な情報を迅速に提供されるようにすること
- ・高レベルかつ統一されたリスク管理の水準および慣行の当行全体にわたる普及を可能にすること
- ・リスク評価方法およびリスク評価手続につき、海外の競合他社によって実施されている最善の慣行を考慮して、かかる方法および手続を評価し、強化することを担っている専門的なリスク管理者を招聘することにより、これらの質を保証すること

最高法令遵守責任者の役割

最高法令遵守責任者は、最高経営責任者に直属し、BNPパリバの業務執行委員会の一員である。最高法令遵守責任者は、必要に応じて、取締役会およびその内部統制・リスク管理・法令遵守委員会に、直接情報を提供する。最高法令遵守責任者は、コンプライアンス・リスクおよび風評リスク以外の運営活動ならびに商業上の活動を行っておらず、それが最高法令遵守責任の行動の独立性を保証している。法令遵守部門の責任者として、最高法令遵守責任者は、様々な事業部門、地理的分野および地理的部門におけるすべての法令遵守チームに対して階層制の監視を実施している。

法令遵守部門の任務は、その取引について当社グループの法令遵守の監視手続が効果的かつ一貫して行われていること、また当社グループの評判が保護されていることを合理的に保証するために、見解および決定を公表し、監視および二次的な管理を行うことである。

リスク文化

当社グループの中核的な基本的原則の1つ

BNPパリバ・グループは、健全なリスク文化および法令遵守文化を有している。

業務執行陣は、以下の3つの主要な企業文化に関する文書にリスク文化を含めることを選択した。

・行動規範

当社グループは、2016年に新たな行動規範を採用した。これは、全従業員に適用され、当社の企業文化の基本理念に沿った当社の行動の規則を定めている。例えば、従業員は行動規範で、当社グループの利益が厳格な統制環境における責任あるリスク負担により保護されることを再認識させられる。行動規範には、顧客の利益の保護、財務保全、市場統合および専門家の倫理のための規則も含まれ、コンプライアンス・リスクおよび風評リスクの軽減においてすべてが重要な役割を果たしている。

・責任憲章

業務執行陣は、当社グループの基本理念（BNPパリバの方針）、経営原則および行動規範に端を発した、正式な責任憲章を策定した。4つの約定のうちの1つは、「綿密なリスク管理を確保する一方で、リスクに備えること」である。

当社グループは、厳しいリスク管理を、顧客および金融制度全体の双方に対する責任の一部として考えている。当行が行ったコミットメントについての当行の決定は、当社グループのすべてのレベルに広く共有された健全なリスク文化に基づき、厳格な協調的プロセスを経た後に下された。これは、貸付業務に関連するリスク（この場合、借手の状態および融資が行われる予定の計画についての詳細な分析が行われた後のみ貸付が許可される。）および顧客との取引により生じた市場リスク（かかる市場リスクは、日々評価され、ストレス・シナリオに対するテストが行われ、限度額に服する。）の両方について当てはまることである。

地理的にも事業においても非常に多様化された当社グループとして、BNPパリバは、リスクとその結果が顕在化した際に、これらの均衡を図ることができる。当社グループは、1つの事業分野で生じた問題によって当行の他の事業分野が危機にさらされることがないように組織および運営されている。

・当社グループの任務およびコミットメント

BNPパリバの任務は、確固たる倫理原則に導かれた、経済への資金供給ならびにプロジェクト、投資および貯蓄の管理を支援することによる顧客への助言である。かかる活動を通して、BNPパリバは、利害関係者および社会へプラスの印象を与え、分野内で最も信頼できる事業者の1つであらうとしている。責任ある銀行としてのBNPパリバの12のコミットメントは、特に経済への倫理的な資金供給のコミットメントならびに最も高い倫理的水準を適用し、環境リスク、社会的リスクおよび統治リスクを厳密に管理するコミットメントを含む。

リスク文化の拡大

徹底したリスク管理は、当行の原則における不可欠な要素である。リスク管理およびリスク統制の文化は、常に当行の最優先事項の1つであった。

BNPパリバは、リスク管理において最善の慣行に関するコミュニケーションを強化することをその目的として、当社グループ全体に及ぶ新たな取組であるリスク文化を立ち上げた。

リスク文化は、4つの部門、すなわち、法令遵守部門、法務部門、人事部門およびリスク部門が支援する公開構造であり、すべての職員の利益を目的として考案され、当社グループがさらされる可能性のある、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、業務リスク、コンプライアンス・リスク、規制リスク、環境リスクおよび社会リスクを含むすべてのリスクの類型に介在している。適応型・参加型のアプローチを採用することで、この取組は知識の伝達を超えた行動範囲を明確に拡大するというリスク・アカデミーの業務を引き継いだ。

取組は事業体と共に展開され、主に以下の活動からなる。

- ・会議および教育的記事またはビデオの公開によるリスク管理の分野における情報の周知および専門的能力の開発
- ・当行の異なる事業者間での情報交換および知識の共有。実際、専門家は常に従業員が専用のオンラインプラットフォーム経由でアクセスできるリスク文化の情報源を拡大する手助けをしている。

リスク文化は、そのすべての取組において、徹底したリスク文化を推進するための要である6つの根幹的なリスク管理に係る慣行を促進する。これらは、長期的視点でリスクを明確に理解し予測すること、リスク負担に関して規律に従うことおよびリスク事項に関して迅速にかつ透明性をもって報告することの重要性を従業員に喚起する役割を果たす。

最後に、リスク文化は、その決定が重要なリスク要因を伴う従業員のために2015年からこの分野で強化されたシステムに基づき、実績に対する報酬とリスクを関連付けることにより当社グループ全体に拡大している。

リスク選好度

定義および目的

当社グループは、特定のリスク選好度の目標を有していないが、リスクの中には事業に、したがって戦略目的の達成に固有のものもある。当社グループは、リスク選好度に関する報告書およびリスク選好度に関する枠組を作成しており、これらは当社グループが戦略を実施するに当たって当社グループがさらされるリスクに対する耐性に関する当社グループの公式報告書とみなされるべきである。

業務執行陣の提言により、リスク選好度に関する報告書は、毎年取締役会により承認される。当社グループの戦略に沿ってかつ当社グループが事業を行っている環境に照らして、この文書は、当社グループがその事業活動において従おうとする定性リスク原則、ならびに定量的基準および基準値による当社グループのリスク選好度に関する指標の監視のための定量メカニズムを定めている。このシステムは、当社グループがさらされている定量的リスクおよび定量的でないリスクのいずれについても網羅するものである。

当社グループのリスク選好度は、業務執行陣が議長を務める様々な委員会（ゼネラル・マネジメント信用委員会、キャピタル・マーケット・リスク委員会、当社グループの資産・負債管理委員会および資本委員会）を通じて、業務執行陣が決定し、かかる委員会は当社グループの異なる種類のリスク・エクスポージャーを管理する職務を担っている。予算、資本および流動性の管理といった当社グループの戦略的プロセスは、リスク選好度に関する報告書に沿ったものとなっている。リスク選好度に関する報告書のいくつかの指標は、予算編成においても取り込まれており、予算において見込まれている指標の価値は、リスク選好度に関する報告書の基準値と照合される。

当社グループのリスク選好度に関する報告書は、リスク文化の基本理念を反映する。同報告書には、当社グループのリスク文化および責任ある銀行としてのコミットメントが戦略の要である旨が記載されている。同報告書は、当社グループの以下の任務を明言している。すなわち、確固たる倫理原則に導かれた、経済への資金供給、顧客への助言およびプロジェクトへの資金供給の支援である。リスク選好度を支える当社グループの戦略は、以下の展開、すなわち収益性および安定性を生む事業活動間のバランス、顧客重視の事業モデルならびに顧客へのサービスを最適化する統合銀行モデルの指針となった基本理念に見られる。この戦略は、銀行業界の発展の要因（デジタル・モデル化の傾向、低金利環境を特徴とする不確実なマクロ経済の見通しおよび厳しい規制上の制限を含む。）でもある。

リスク原則

リスク原則は、当社グループが事業戦略を支援する中で受け入れる態勢のあるリスクの種類を明確にすることを目的としている。

これらは特に以下のとおりである。

・分散化およびリスク調整された利益性

当社グループは持続的で、かつ顧客主導のリスク調整後利益を生み出すことを目指している。持続可能な収益は、資産の選択性および管理された展開ならびに多様な事業モデルの探求を基盤として達成され则认为えられる。当社グループは、収益において一定のボラティリティを許容している一方で、反転シナリオにおける潜在的な最大損失の水準を抑えるよう常に注意深く対応している。

・ソルベンシーおよび収益性

BNPパリバは、ストレス・シナリオに対処し、現行の規制資本組入れの基準を満たすのに十分な資本を有している。BNPパリバは、顧客へのサービスの一環として、許容可能な期間にわたり妥当なリターンを得られるリスクおよび可能性のある影響が許容範囲であると考えられるリスクについては、かかるリスクに対するエクスポージャーを受け入れている。

・資金調達および流動性

当社グループは、経営資源および資金運用の多様性ならびにこれらのバランスが、保守的な資金調達戦略に対応し、それにより不利な流動性シナリオに持ちこたえることができるようにすることを確保している。当社グループは、確実に現行の流動性の規制比率に従うようにしている。

・信用リスク

当社グループは、包括的情報に基づき、熟知している顧客に対するエクスポージャーのみを受け入れ、付与する資金調達の構造に細心の注意を払う。当社グループは、（とりわけ単名、単独の業界および単独の国における）高いリスク集中を避けるため、分散されたリスク・ポートフォリオを構築および維持し、また当該ポートフォリオが現行の集中方針に従っていることを確実にする。

・市場リスク

当社グループは、以下の枠組内において市場リスク（金利、株式、通貨、コモディティ）を管理する。

・資本市場における顧客重視の活動について、BNPパリバは、この顧客重視事業モデルに合わせて、市場リスクの特性を維持する意向である。

・許容可能な限度内で継続的な当社グループの業績の安定化を目的としたその銀行勘定に関連する金利リスク

・業務リスク

当社グループは、業務リスクからの顧客、従業員および株主の保護を目指している。そのため、当社グループは、潜在的リスクの特定、リスク軽減戦略およびこれらのリスクの認識度アップの行動に基づき、リスク管理インフラを構築している。いくつかの特定のリスク、特に以下のリスクについては、専用の原則が定められている。

・法令遵守違反リスク

当社グループは、すべての適用ある法律および規則の遵守を約束する。当社グループは、法令遵守違反リスクを管理するシステム（最も重要な事業の規制に取り組む特別プログラムによるものを含む。）の実施を始めている。

・情報、コミュニケーションおよびテクノロジー・リスク

当社グループは、様々な啓蒙活動、外部委託活動の強化された監督、端末の高度な保護、事故の監視およびITの脆弱性や攻撃に対する技術観察を通して情報セキュリティに関連するリスクを軽減するよう努める。

・保険業務

BNPパリバ・カーディフは、主に信用リスク、引受リスクおよび市場リスクにさらされている。かかる事業体は、ソルベンシー規則に関するリスクおよび自己資本を考慮し、エクスポージャーおよび収益性を注意深く監視する。同社は、許容レベルで反転シナリオに潜在的な損失を含めるよう努める。

・社会的責任および環境責任に関するリスク

当社グループは、顧客の社会的責任および環境責任の観点から見た実績に対して特に敏感であり、これが深刻な風評リスクとなることに加え、その顧客のリスク特性およびその結果としてソルベンシーに重大な影響を及ぼすと考えている。BNPパリバは、顧客に関するリスクを審査する際に、社会的リスクおよび環境リスクを考慮に入れる。当社グループはまた、その事業の遂行、取引先の事業の遂行および自身または第三者のための投資の一環として、これらのリスクを調査する。

リスク特性指標の監視

リスク選好度に関する報告書は、リスク・エクスポージャーのカテゴリーの当社グループのリスク特性を測定する指標を定める。

リスク・レベルの基準は各指標に割り当てられる。これらの基準に達した場合、業務執行陣および取締役会に通知する確立されたプロセスの、また（必要な場合）行動計画の実施のための開始となる。

これらの指標は四半期毎にリスク表示において監視され、内部統制・リスク管理・法令遵守委員会に報告される。

たとえば、以下の比率（「(1) 年次リスク調査」内の「主要な数値」に記載される。）が、リスク特性の指標に含まれている。

- ・エクイティ・ティア1比率
- ・事業部門（国際金融サービス部門、国内市場部門およびホールセールバンキング事業）によるリスク加重資産の内訳のバランス
- ・貸出金残高のリスク費用（年率のベースス・ポイント）
- ・流動性カバレッジ比率（LCR）

ストレス・テスト

動的なリスク監視およびリスク管理を確実に行うために、当社グループは包括的なストレス・テスト制度を実施した。

ストレス・テスト制度

ストレス・テスト制度は、リスク管理および金融監視システムの不可欠な要素であり、主に当社グループおよびその主要なグループ会社の自己資本に関する内部評価プロセスおよび流動性に関する内部評価プロセスを通じて、将来を見通したリスク管理、規制上の経営資源および流動性要件の計画ならびに当社グループにおけるかかる経営資金の配置の最適化という3つの目的で利用されている。

様々な種類のストレス・テスト

2種類のストレス・テストがある。

・規制上のストレス・テスト

これらは主に欧州銀行監督機構、欧州中央銀行またはその他の監督機関が要求するストレス・テストを含む。

欧州中央銀行は、2019年に103の欧州の銀行に対し流動性ストレス・テストを実施した。かかる実施は、銀行が流動性危機に直面した場合に生じ得る様々な影響のシナリオにおける各銀行の流動性ポジション（純額）の変更を評価するための感度分析から構成された。資産および負債に与えられるショックは、欧州の銀行に影響を及ぼした実際の流動性危機によって定義され、重大度の様々なレベルに合わせて調整された。かかる流動性ストレス・テストは、当社グループの流動性ポジションが安定していることを示した。

2018年、欧州銀行監督機構および欧州中央銀行は、欧州の48の大手銀行のEUレベルのストレス・テストを実施した。すべての銀行は、比較を行う目的で、特定のマクロ経済のシナリオおよび方法論的前提を適用するよう要求された。連続3年間にわたる厳しいマクロ経済のストレスのシナリオ（反転シナリオ）が、信用リスク、市場リスク、業務リスクおよび営業収益リスク（金利および手数料）へのエクスポージャーに対する影響をテストするために利用された。これは、新会計基準であるIFRS第9号の下で完了した欧州における最初の規制対象年度であり、重大なマクロ経済危機が発生した場合における潜在的な影響力の分析を可能にした。

このストレス・テストは、当社グループが欧州システミック・リスク理事会（ESRB）から、テストの一環として提示されたシナリオに耐え得る能力を示した。念のためであるが、BNPパリバの資本に関するこの重要なストレス・シナリオの影響は、2017年12月31日の水準と比較して、全面適用のエクイティ・ティア1比率を288ベース・ポイント減少させるものであり、これは2018年上半期における計算方法の変更により再表示された（注1）。なお、テストを受けた48の欧州の銀行全行の減少の平均は、マイナス385ベース・ポイントであった。

・内部ストレス・テスト

・リスク予測専用のストレス・テスト：これらは、将来を見通したリスク管理、特に信用リスク、市場リスク、取引先リスク、銀行勘定における金利リスク、業務リスク、事業活動リスクおよび流動性リスクの管理に役立つものである。横断的ストレス・テストの結果は、主に、当行のリスク選好度を策定するため、またそのリスク特性を定期的に測定するために利用される。かかる結果は、四半期毎の当社グループのリスク表示を通じて、当社グループの業務執行陣および取締役会の内部統制・リスク管理・法令遵守委員会（CCIRC）に対して定期的に提出される。さらに、必要な場合は、当社グループのポートフォリオ内の脆弱性の範囲を識別し、査定するために、リスク・開発政策委員会、ポートフォリオの見直しまたはカントリー戦略委員会の中で、臨時のストレス・テストが実施される。

・予算過程のためのストレス・テスト：これらは3年の資本計画に役立つものである。ストレス・テストは予算プロセスの一環として毎年実施され、自己資本に関する内部評価プロセスおよび流動性に関する内部評価プロセスに含まれる。これらの計画は、当行の資本、流動性および収益に対する影響についての包括的見解を示すため、当社グループ・レベルで統合される前に、事業部門レベルで見直される。

予算過程におけるストレス・テストの目的は、不利なマクロ経済のシナリオの当社グループおよびその事業に対する影響を評価することである。これらのストレス・テストは、基準値となるシナリオおよび反転シナリオに基づき行われる年間予算過程の一貫として行われる。

反転シナリオの影響は、損益計算書（収益およびリスク費用等）、貸借対照表、リスク加重資産および資本を通じて測定される。

見積もられる最終結果は、当社グループのストレスを受けたソルベンシー比率および予想される調整措置である。利用されたシナリオ、ストレス・テストの結果および提案された是正措置（下位セグメントに対するエクスポージャーの軽減または融資方針もしくは流動性政策の変更等）は、予算過程の最後に当社グループの業務執行陣に提示される予算総合報告書に含まれる。これに加え、当社グループの自己資本に関する内部評価プロセスにおいて、時として当社グループにより特定されるリスク事項により定義される反転予算シナリオ以外の反転シナリオでのソルベンシーが分析される。

・逆行的ストレス・テスト：当行の再生計画、破綻処理計画および自己資本に関する内部評価プロセスの一環として実施された。逆行的ストレス・テストは、当行のソルベンシー比率が、問題になっている手法に沿って事前に設定された水準を下回るまで減少する可能性となるシナリオを特定することから構成される。これらのテストは、特定のリスク要因の変化の観点から、当行が脆弱であるあらゆる分野を検知することを可能にし、事業部門またはグループ全体で実施することができる是正措置に関する徹底的な分析を促進する。

（注1） IFRS第9号の施行、エクイティ・ティア1資本からの解約不能の支払義務（IPC）の控除および標準的アプローチの水準へ引き上げられた先進的測定アプローチにおける業務リスクに係るリスク加重資産に関連する。

統治および実施

この枠組は、運営の統合および関連性を奨励するため、当社グループと運営組織の間で共有される責任を伴う明確に定義された統治に基づいている。2017年より、当社グループは、当社グループおよびその子会社と事業部門の双方のために役割を果たす、ストレス・テストおよび拡張計画（STEP）プログラムを開始した。

STEPプログラムの目的は、2018年に実施された欧州銀行監督機構および欧州中央銀行のストレス・テスト等の様々な規制上のストレス・テストへの効率的な対応を継続すること、また、適切なリスク管理および当社グループの経営資金計画のために必要な内部ストレス・テストの慣行を発展させることである。

当社グループ財務部、リスク部門および資産・負債管理部の財務課は、ストレス・テストおよび財務統合（STFS）という共有のチームを設置した。STFSチームは、STEPプログラムの実施ならびに当社グループの事業体および事業にわたるSTEPプログラムの配備の責任を負っている。

STFSチームは、特に以下の責任を有する。

- ・ 関連する組織内の問題、モデル化、ITシステムおよび統治の網羅と同時のストレス・テストの観点から当社グループのターゲット構造の定義および実施
- ・ 特にリスク部門および当社グループ財務部内の既存のチームに依拠した、当社グループのすべてのストレス・テストの実施の遂行
- ・ 全体的な一貫性および合理的な手続を確保するための、当社グループの事業部門および法律上の事業体のストレス・テストの取組の支援
- ・ 当社グループの財務統合および監督審査プロセスの課題への適応の管理

ストレス・テストの手法は、リスクの主要カテゴリーに合うよう調整され、独立した見直しを受ける。

ストレス・テストは、1つまたは複数のリスクの種類毎に、また追求する目標に応じて程度の差はあるが多数の変数に基づき、当社グループ・レベル、事業部門レベルまたはポートフォリオ・レベルで行うことができる。必要に応じて、定量モデルの結果は、専門家の判断に基づき調整される場合がある。

その導入以降、当社グループのストレス・テスト制度は、ストレス・テストにおける最新の進展を一体化するために、当社グループの管理手続における手法または改善された運営上の統合といういずれの点においても、絶えず発展し続けてきた。ストレス・テストのリスクの種類別の枠組については、「(3) 信用リスク」、「(4) 取引先信用リスク」および「(5) 市場リスク」を参照。

内部ストレス・テストのシナリオの定義

ストレス・テストの実施において、基準値となるシナリオおよび反転シナリオを区別することが一般的なやり方である。マクロ経済のシナリオとは、一般的に、将来のある一定期間にわたって予測された一連のマクロ経済変数とマクロ財務変数（GDPおよびその要素、インフレ率、雇用率および失業率、金利および為替相場、株価、コモディティ価格等）の基準である。

基準値となるシナリオ

基準値となるシナリオは、予測期間にわたり最も起こる可能性の高いシナリオと考えられている。基準値となるシナリオは、当社グループの経済調査部が、様々な部門または特定の専門を有する事業部門、特に以下と共に構成する。

- ・当社グループの資産・負債管理部の財務課（金利）
- ・ウェルス・マネジメント（株価指数）
- ・BNPパリバ・リアル・エステート（商業不動産）
- ・現地のエコノミスト（地域の専門知識が必要とされる場合）
- ・リスク部門（シナリオの調整および全体的な一貫性）

国際的なシナリオは、相互に一貫性のある地域のおよび国際的シナリオ（ユーロ圏、フランス、イタリア、ベルギー、スペイン、ドイツ、英国、ポーランド、トルコ、米国、日本、中国、インド、ロシア等。）からなる。

反転シナリオ

反転シナリオは、予測を超える経済環境および金融環境への1つまたは複数の潜在的なショック（すなわち基礎シナリオに対する1つまたは複数のリスクの具体化）について記載している。したがって、反転シナリオは常に基準値となるシナリオに関連して設計され、反転シナリオに関連するショックは、基準値となるシナリオの基準からの偏差値として、上記の一連のマクロ経済変数および財務変数に変換される。反転シナリオは、基準値となるシナリオに用いられる、当社グループの部門または事業部門からの同様のチームの専門知識の恩恵を受け、リスク部門によって構成されている。

シナリオ設計

反転シナリオは、当行のリスク選好度の基準およびIFRS第9号の枠組内での信用供与の計算の見直しのため、リスク部門によって四半期毎に見直される。

6月および9月には、当社グループの予算過程の一環として、（基準値となるシナリオと共に）当社グループの業務執行陣によって承認される。他の2四半期である3月および12月の実施においては、シナリオは、当社グループの最高リスク管理責任者および当社グループの最高財務責任者によって連帯して承認される。

このシナリオはその後、すべての当社グループのポートフォリオについて年間にわたって予測損失（市場リスクの場合は損益計算書上の影響）を計算するために用いられる。

- ・信用リスクまたは取引先リスクにさらされたポートフォリオおよび銀行勘定の株式ポートフォリオについては、この計算ではマクロ経済シナリオから生じたポートフォリオの質の悪化または株価の不利な動向によるリスク費用およびリスク加重資産に対するシナリオの影響を測定する。信用リスクのストレステストは、すべての地域における当行全体のポートフォリオおよびすべてのプルデンシャルに関するポートフォリオ（すなわちリテール、法人および機関）について実施される。

・市場ポートフォリオについては、価値の変動および損益計算書上の影響はシナリオ全体と一致した一度限りのショックをシミュレーションすることにより計算される。

上記の信用リスクおよび市場リスクに係るストレス・テストの計算およびこれに関連する手法は、STFSチームによって当社グループ・レベルで中心的に統合される。これらはまた、当社グループおよび領域のレベルで様々な専門家チームを、その実施および設計に参加させている。

最後に、反転予算シナリオにおいて、当社グループおよびその事業活動に内在し、反転マクロ経済シナリオを構成しないリスクが加えられる。それらは当社グループの事業によって特定および定量化されるか、または主として当社グループ全体に影響を与え得るものに関して特定および定量化される。

(3) 信用リスク

信用リスクとは、借主または取引先が取り決められた条件に従った債務を履行することができない可能性により生じるものである。デフォルト確率や、デフォルト時における貸出金または債権の回収予想額が、信用の質の評価における主要な評価要素である。

信用リスクに対するエクスポージャー

以下の表は、信用リスクにさらされるBNPパリバ・グループのすべての資産におけるエクスポージャーの総額を示している。取引先リスクにさらされる銀行勘定の証券化ポジションならびにデリバティブおよび買戻／売戻契約は、本項に含まれず、「1 (B) (2) 銀行勘定における証券化」および「(4) 取引先信用リスク」にそれぞれ記載されている。

修正された第3の柱に関して2016年12月に公表された欧州銀行監督機構のガイドラインに従い、標準的アプローチ下の株式エクスポージャーおよび簡便加重法を利用した株式エクスポージャーが、本項に記載される。

プルデンシャル・バランスシートの帳簿価額および規制上の目的で用いられたリスク・エクスポージャー額の主な違いは、「1 (B) (1) 資本管理および自己資本」の「適用範囲」内の表「プルデンシャル・スコープにおける純繰越価格および規制目的で認識されるエクスポージャー額の間の調整 (EU LI2)」に示されている。

かかるエクスポージャーの総額は、当社グループが通常の信用リスク管理業務（下記「信用リスク軽減手法（監査済）」を参照。）に関連して取得した保証および供出された担保を考慮に入れていない。

資産クラス別およびアプローチ別の信用リスク・エクスポージャー

(単位：百万ユーロ)	エクスポージャー									
	2019年12月31日現在				2018年12月31日現在				変動	
	IRB アプローチ	標準的 アプローチ (注1)	簡便 加重法	合計	IRB アプローチ	標準的 アプローチ (注1)	簡便 加重法	合計	合計	合計 (為替の 影響を除く。)
中央政府および中央銀行	270,355	41,454	-	311,809	284,811	40,579	-	325,390	(13,580)	(15,948)
法人	553,272	144,388	-	697,660	504,405	146,722	-	651,127	46,533	39,415
金融機関(注2)	58,137	23,266	-	81,403	46,859	23,490	-	70,350	11,054	10,405
リテール	273,493	187,116	-	460,609	263,561	186,027	-	449,589	11,021	10,056
株式	-	997	16,887	17,884	-	1,262	12,959	14,220	3,663	3,644
その他の項目(注3)	459	28,314	-	28,773	833	32,013	-	32,846	(4,073)	(4,238)
エクスポージャー合計	1,155,716	425,536	16,887	1,598,139	1,100,469	430,094	12,959	1,543,521	54,617	43,334

(注1) 次項において、標準的信用リスク・エクスポージャーは、規制上の標準的分類に従って報告されている。

(注2) 金融機関の資産クラスは、金融機関や投資会社（他国で認識されているものを含む。）で構成される。このクラスは、中央政府として取り扱われない地域および地方の機関、公共機関および多国籍開発銀行に対する一部エクスポージャーを含む。

(注3) その他の非債権資産は、有形固定資産、未収収益および残存価値を含む。

2019年度の流通市場におけるローン取得に関連するエクスポージャーは、わずかな金額を占めるにすぎない。

信用リスク・エクスポージャーの動向

2019年における為替の影響を除いた信用リスク・エクスポージャー（その他の項目および株式を除く。）の44十億ユーロの増加は、主に当行の現在の事業活動によるものである。通貨価値による影響は、米ドルの上昇（7十億ユーロ増）および英国ポンドの上昇（3十億ユーロ増）の影響の組み合わせにより、エクスポージャーの増加に重大な影響を与えた（11十億ユーロ増）。これらの通貨価値による影響を除き、エクスポージャー別の主な変動は、以下のとおりである。

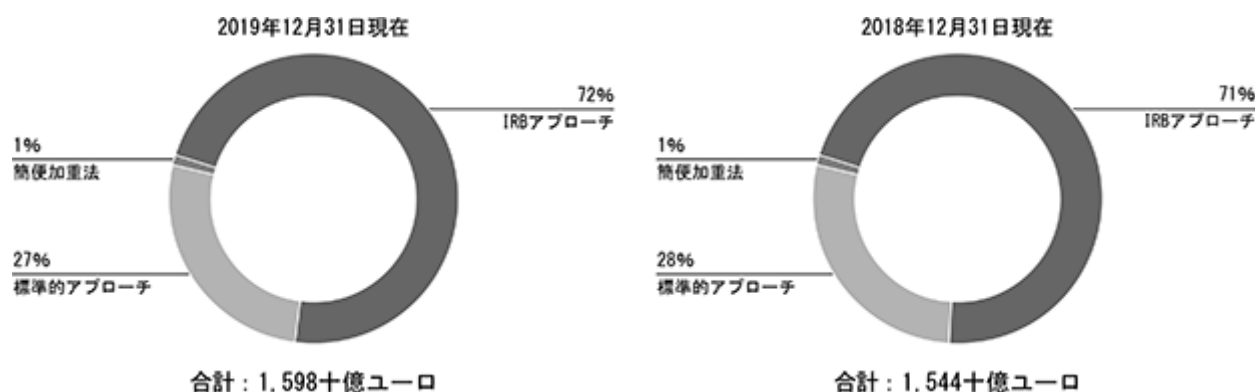
- ・法人勘定のエクスポージャーにおける39十億ユーロの増加は、主に欧州（20十億ユーロ増）に、また程度は少ないもののアジアおよび米国におけるホールセールバンキング事業（31十億ユーロ増）ならびに、主にフランスにおける国内市場部門（10十億ユーロ増）に起因する。
- ・リテール・エクスポージャーにおける10十億ユーロの増加は、一方ではフランス、ベルギーおよびルクセンブルクにおける住宅ローンの増加に起因し、他方では、パーソナル・ファイナンス部門のパートナーシップの拡大に起因するものである。

資本要件の算出に用いるアプローチ

BNPパリバは、バーゼル3に基づき許可された最も先進的なアプローチを選択している。EU指令およびフランスにおける施行法に従い、2007年に監督当局は、当社グループに対し、2008年1月1日以降の当社グループの資本要件を計算するため、内部モデルを使用することを承認した。

信用リスクでは、IRBアプローチを用いたエクスポージャーの割合は、2018年12月31日現在の71%に対し、2019年12月31日現在で72%である。この重要な範囲は特に、ホールセールバンキング事業（CIB）、フランス国内リテール・バンキング事業（FRB）、BNLエスピーエー、BNPパリバ・パーソナル・ファイナンス事業の一部（顧客向け貸出金勘定）ならびにBNPパリバ・フォルティスおよびBGL BNPパリバの事業体を含む。買収前には、銀行監督当局により先進的なアプローチの使用を承認されていたフォルティス・グループが使用していた主要なモデルは、当社グループの方法に統合された（リテール顧客に関するものを除く。）。一方、IRBアプローチの範囲は、新興国におけるバンクウェストの下位グループおよび子会社等の特定の事業体を除外する。株式エクスポージャーの範囲内において、当社グループは簡便加重法を主に選択している。

アプローチ別の信用リスクに対するエクスポージャー



信用リスク管理方針

与信方針（監査済）

当行の貸出業務は、グローバル与信方針に従っている。当該方針は、信用リスクおよび取引先リスクを生む当社グループのすべての活動に適用される。グローバル与信方針は、すべての信用リスクに適用される全般的な原則（リスク評価および意思決定プロセス、最高水準の法令遵守ならびに倫理の遵守を含む。）ならびにカントリー・リスク、経済領域におけるリスク、顧客の選択および取引の構造に適用される個別の原則を提供する。当該方針は、事業や取引先毎に調整した個別の方針により補完される。

これらの方針は、当社グループが事業を行う信用環境の発展に沿って定期的に改訂されている。

企業の社会的責任（CSR）

2012年以来、企業の社会的責任（CSR）に関する条項は、新たな個別の与信方針に盛り込まれるか、または、既存の方針が改訂される際に盛り込まれる。

さらに、重大な環境・社会・ガバナンス（ESG）に関する課題をもたらす特定の部門に関する部門毎の方針および融資の除外が実施された。

また、当社グループは、その与信リスク・システムへ、特に気候変動関連リスクに関するESGリスクの組み込みを向上させるための複数の措置を取っている。また、注意責任法の適用との関連で、当社グループは、部門毎の方針および融資の除外に加えて、その顧客のESG評価を、より体系的にし、そのすべての法人顧客のESGのリスク特性をよりよく理解するために、強化することを決定した。

個別意思決定手続（監査済）

与信枠に関する体制は確立されており、貸付決定はすべてリスク部門の正式なメンバーの承認を経ると共に、販売チームのマネージャーまたは代表の承認を受けなければならない。承認の署名をすることまたは信用委員会の正式な会議の議事録で残すこと等の方式で、書面による承認の証拠が体系的に保管される。与信枠は事業グループ毎のコミットメント総額に対応しており、内部信用格付や関係する事業の特質により異なる。提案されたすべての取引は、借入人の現在および将来の状況について詳細に検討されなければならない。この検討は、取引が計画され次第実施され、少なくとも毎年更新されるものであるが、当社グループの、借入人についての広範囲な情報の把握、起こり得る借入人の状況の変化の監視を確実にすることを意図している。金融機関向け貸出金、ソブリン向け貸出金ならびに周期的なリスクおよび急速な変化にさらされている特定の業界の顧客向け貸出金等の、特定の種類の貸出金については、固有の承認手続を経ると共に、業界の専門家または指定専門家が承認する必要もある。リテール・バンキング事業では、意思決定に統計を活用し、手続を簡素化している。

貸付申請は、当行のグローバル与信方針および関連する個別の方針に従わなければならない。重要な例外の場合、特別な承認手続を踏むものとする。BNPパリバはすべての契約が締結される前に、借手の公表されている開発計画を徹底的に見直して、当行が借手の事業のすべての構造的特徴に精通し、適切な監視が可能であることを確認する。

ゼネラル・マネジメント信用委員会（CCDG）は、信用リスクおよび取引先リスクに関連したすべての意思決定のための、当社グループの最高レベルの委員会である。当該委員会は、業務執行陣のメンバーまたは委任により、最高業務責任者代理もしくは最高リスク管理責任者が議長を務めている（「(2) リスク管理（監査済）」内の「統治」を参照。）。当該委員会は、個人の与信枠を超える額の貸付申請またはグローバル与信方針の原則に従わない申請に関するすべての最終意思決定権限を有している。

監視手続およびポートフォリオ管理手続（監査済）

エクスポージャーの監視

包括的なリスク監視システムは、融資コミットメントが貸付承認を遵守していること、信用リスク報告データが信頼できること、かつ当行が負担するリスクが効果的に監視されることを確認する責任を負う管理ユニットを中心として構成されている。信用リスクの悪化を早期に特定するため、日次の例外報告が行われ、各種の早期警告手段が使用される。様々なレベルの監視が、リスク部門の監督の下で実施される。不良貸出金または信用監視下の不良貸出金（下記「エクスポージャー、引当金およびリスク費用（監査済）」を参照。）については、専用の四半期毎の委員会の会議（「(2) リスク管理（監査済）」内の「統治」を参照。）を通じてより綿密に監督される。最も不安定な貸出金については、業務執行陣による見直しが行われる。かかる仕組を補完するため、ゼネラル・マネジメント不良債権委員会が毎月開催され、予測金融フローに基づき、不良債権に対する個別引当金を決定する。

統制チームは、承認された限度額、契約および保証に対するエクスポージャーを監視する責任も有している。これにより、信用委員会により承認されたリスク特性の悪化のあらゆる兆候を特定することが可能になる。統制チームは、信用委員会の決定を遵守していないあらゆる状況について（リスク部門チームおよび事業部門に対して）警告し、信用委員会の決議の監督を行う。具体的な警告がリスク部門および関連する事業部門の上級管理者に発せられる場合もある。これは主に、例外的状況が解消されていないか、または信用委員会により承認されたリスク特性と比較してリスク特性に著しい悪化の兆候が認められる場合である。

さらに、2018年以降、欧州中央銀行のガイドラインに従って、高いレバレッジ比率を占める顧客に対する貸出金に関する特定のチェックの実施が一般与信方針に盛り込まれた。

全体的なポートフォリオ管理および監視

個別のエクスポージャーの選別および慎重な評価は、事業部門、国、業界および事業／商品に関し、より総体的なポートフォリオのレベルに基づく報告システムにより支えられている。

単名、業界および国別のリスク集中を含む全体的なポートフォリオ管理方針は、かかる報告システムに基づいており、当社グループのリスク委員会が、すべての提示された報告および分析を検討する。

- ・国別のリスクの集中に関しては、各国について権限の範囲内で適切な水準に定められたカントリー・リスクの限度枠に基づいて管理されている。必然的に最も経済活動が活発な地域で事業を展開することとなる当社グループは、弱い経済構造または不安定な政治構造を有する国および経済状態が傾いている国に、リスクが過度に集中しないよう努力している。各国の限度枠は少なくとも年に1回は見直され、その利用についての四半期報告書が作成されている。
- ・当社グループは、とりわけ事業グループまたはソブリン債における個々の集中度を綿密に監視している。法人顧客グループ、金融機関およびソブリン債への最も大きなエクスポージャーは、内部統制・リスク管理・法令遵守委員会（CCIRC）に対する四半期毎のリスク報告において報告される。BNPパリバもまた、法人顧客および金融機関に対するエクスポージャーについての集中方針を実行に移した。かかる方針については下記「信用リスクの分散」に記載されている。

- ・特定の業界のポートフォリオについては、当該セクターに対する当社グループのエクスポージャーが大きい、または、その業界の周期的な性質もしくは急速な技術発展等当該セクター特有のリスクがあるために、定期的な見直しが行われる。かかる見直しの実施にあたり、当社グループは、関連する事業分野についての専門知識およびリスク部門（業界およびセクター研究部門）で働く独立した業界の専門家を活用する。かかる見直しは、業務執行陣および（適当な場合には）内部統制・リスク管理・法令遵守委員会に対し、検討中のセクターに対する当社グループのエクスポージャーについての概観を提供し、戦略的指針における業務執行陣の意思決定を手助けする。実例として、2019年に、金属鉱業ならびにオイルおよびガスの各部門について、ポートフォリオの内部検討が実施された（本項における下記「業種別内訳」を参照。）。これに加え、当社グループは、例えば商業用不動産または住宅用不動産のような特定の部門も定期的に監視する。

ストレス・テストは、様々な反転シナリオにおける影響を測定することでポートフォリオの脆弱性を評価する。当該テストは、ポートフォリオ全体については四半期毎に、また、集中度を特定するためにサブポートフォリオについては臨時的に実施される。これらのテストは、当行の信用リスク・エクスポージャーがそのリスク選好に沿うことを確実にする助けとなる。

最後に、BNPパリバは、個々のリスクの軽減、ポートフォリオの集中の軽減または最悪のシナリオが発生した場合の潜在的損失に歯止めをかけることを目的として、証券化プログラム、クレジット・デリバティブまたは信用保険等の信用リスク移転手段を利用する場合がある。

減損評価手続（監査済）

当社グループは、減損の対象となるすべての貸出金に関して以下に記載する減損手続を適用した（連結財務書類の注1.e.5を参照。）。

- ・不履行になっていない貸出金に対する減損評価手続

ステージ1およびステージ2における貸出金に対する損失引当金は、予想信用損失の見積もりに基づいて各事業部門において設定される。これは、各事業部門の最高財務責任者および最高リスク管理責任者が出席する委員会の会議にて四半期毎に決定される。予想信用損失の見積もりは、初回認識以降その信用リスクが著しく増加していない金融商品（ステージ1）については今後12ヶ月におけるデフォルト・リスクから、また初回認識後その信用リスクが著しく増加した減損されていない貸出金（ステージ2）についてはその満期時に発生する。当社グループの多くの事業部門が使用するツールは、以下に記載される格付システムのパラメーターに基づくシミュレーションの実行を可能にする。

・債務不履行エクスポージャーに対する減損評価手続

リスク部門はデフォルト状態にある法人向け貸出金、銀行向け貸出金およびソブリン向け貸出金を毎月見直し、認識すべき評価損の額を決定している。減損認識に際しては、適用される会計基準（連結財務書類の注1.e.5「償却原価で測定する金融資産および株主資本を通じて公正価値で測定する負債性金融商品の減損」を参照。）に基づいて帳簿価額の引下げや減損引当金の計上を行う。当社グループは、リテール顧客に対する債務不履行エクスポージャーに対して様々な手法（専門家の意見、統計的計算）を用いる。これらの減損は、ステージ3と呼ばれる。減損損失額は、保有する担保の処分による実現可能価額を含めた回収可能キャッシュ・フロー（純額）の現在価値に基づいている。

格付システム（監査済）

当社グループは、必要な規制資本の計算にどのアプローチを用いているかを問わず、同一の原則を用いて各取引先を内部格付している。

当行は、自己資本に関する規制要件に適合する包括的な内部格付システムを有している。当該システムが適切であり、正しく活用されていることを確認するための定期的な評価および統制手続が当行にて実施されている。当該システムは、2007年12月に監督当局によって正式に承認され、定期的に検証されている。

金融機関、法人およびソブリン向け融資ならびに特別融資の場合は、このシステムは3つのパラメーター（格付により明らかとなる取引先のデフォルト確率（PD）、取引構造により変化する全体的な回収率（GRR）（またはこれを補完する指標である、債務不履行による損失（LGD））、リスクにさらされているオフバランスシート・エクスポージャーの割合を見積もるためのクレジット換算係数（CCF））に基づいている。

取引先の格付は12段階ある。10段階は信用の評価が「優秀」から「非常に懸念される」までの範囲の顧客に対応しており、2段階は銀行監督当局の定義によって破綻状態にあると分類された顧客に関連している。

各取引に適用されるデフォルト確率のパラメーターおよび全体的な回収率の確認または修正は、事業部門のスタッフおよび（意見の相違がある場合、最終決定権を有する）二次的な監視者であるリスク部門の代表者の知見に基づき、貸付承認手続の一環としてまたは年1回の信用状況調査において、少なくとも年に1回検討される。分析手段および信用スコアリング・システムを含む適切な手法が利用されている。これらのツール利用および技法選択の決定は、リスクの性質により異なる。

取引先が個人である場合もまた、このシステムは3つのパラメーター（デフォルト確率（PD）、全体的な回収率（GRR）およびクレジット換算係数（CCF））に基づいている。一方で、貸出パラメーターを決定するための格付手法は自動的に適用される。

リスク・パラメーターの内部での見積もりは、規制上の勧告に沿って当行の日々の管理において用いられる。このため、必要な自己資本の計算の他にも、当該見積もりは、例えば、権限の範囲内における限度額の設定、新規貸付時または既存の貸出金の見直し時における収益性の測定、ステージ1およびステージ2の減損引当金額の決定ならびに各勘定の分析にも用いられる。

格付機関の基準による取引先の内部格付指標マッピングおよび予想されるデフォルト確率の平均値

	BNPパリバによる内部格付	長期発行者／ 無担保社債の 発行者格付 スタンダード・アンド・プアーズ ／フィッチ	予想される デフォルト確率の平均値
投資適格	1+	AAA	0.01%
	1	AA+	0.01%
	1-	AA	0.01%
	2+	AA-	0.02%
	2	A+/A	0.03%
	2-	A-	0.04%
	3+/3/3-	BBB+	0.06%から0.10%
	4+/4/4-	BBB	0.13%から0.21%
	5+/5/5-	BBB-	0.26%から0.48%
投資不適格	6+	BB+	0.69%
	6/6-	BB	1.00%から1.46%
	7+/7	BB-	2.11%から3.07%
	7-	B+	4.01%
	8+/8/8-	B	5.23%から8.06%
	9+/9/9-	B-	9.53%から13.32%
	10+	CCC	15.75%
	10	CC	18.62%
	10-	C	21.81%
デフォルト	11	D	100.00%
	12	D	100.00%

当社グループは、当行の内部格付と主要な格付機関により付与された発行体の長期格付の対応指標を開発した。しかしながら、当行は、外部格付機関により格付を付与された取引先のみならず、さらに広範な顧客を有している。対応指標は、リテール・バンキングについては重要ではなく、当行による借手のデフォルト確率の評価と1つまたは複数の格付機関による評価の相違を特定するため、内部格付が付与または検討される場合に用いられる。しかしながら、内部格付は、外部格付の再現を意図したものではなく、まして外部格付の見積もりを意図したものでもない。ポートフォリオ内において、いずれの方向にも重大な乖離が存在する。BNPパリバにより6または7の格付を付与された取引先が、格付機関により投資適格があるとみなされる場合もあり得る。

さらなる詳細については、下記「内部格付システム—ソブリン、金融機関、コーポレートおよび特別融資のポートフォリオ向け」および「リテール顧客に固有の内部格付システム」を参照。

信用リスクに対するストレス・テスト

関連する予測期間のデータのみならず、過去のデータに関しても、ストレス・テストのシナリオ（「(2) リスク管理（監査済）」内の「ストレス・テスト」を参照。）で提示されたマクロ経済的変数および財務的変数と信用リスクのパラメーターおよび格付の変更のパラメーターとを結びつけるために、定量モデルが開発および使用されている。

使用する手法の品質は、以下により保証されている。

- ・職務の分掌という観点からの厳格なガバナンス
- ・独立機関による既存システム（モデル、手法、手段）の見直し
- ・システム全体の効果および適切性の定期的な評価

かかるガバナンスは、内部方針および内部手続、信用リスクに対するストレス・テストに関する委員会による事業分野毎の監視、リスク管理システム内へのストレス・テストの統合により支えられている。

当社グループ・レベルの信用リスクに対するストレス・テスト方針は、2013年7月、資本委員会により承認された。かかる方針は、様々な種類のストレス・テスト（規制上、定期的および臨時に行われるもの）に用いられている。

中核的なストレス・テスト制度は、欧州銀行監督機構の欧州におけるストレス・テストについてのガイドラインにおいて定義されている枠組と整合性のとれたものである。

- ・かかる制度は、資本要件（規制上の債務不履行エクスポージャー、デフォルト確率および債務不履行による損失）の算出に用いられるパラメーターに基づいている。
- ・マクロ経済状況に依存する予測損失は、新たな債務不履行から生じるリスク費用の評価に用いられる。
- ・ストレス・リスク費用には、ステージ1およびステージ2の引当金に対する影響および不良貸出金残高に対する引当金が追加される。
- ・規制資本に対するストレス・テストは、格付の変更、デフォルト事由および規制資本要件の算出に用いられる厳しい規制上のデフォルト確率に基づいて行われる。

リスク加重資産に対するストレスの場合、債務不履行による損失は、債務不履行による損失の悪化と見なされるため重視されない。リスク費用に対するストレスの場合、損失率（特定の時点における債務不履行による損失としても知られている。）は、マクロ経済的変数および財務的変数またはデフォルト確率との連携を通じて、重視される。

信用リスクに対するストレス・テストは、当社グループのリスク選好度の評価に用いられており、ポートフォリオの見直しの際には特に使用される。

信用リスクの分散

当社グループの信用リスクに対するエクスポージャーの総額は、2019年12月31日現在で1,581十億ユーロ（2018年12月31日現在は1,531十億ユーロ）である。このポートフォリオ（関連リスクの分散に主眼を置いて行われた分析の結果が以下に記載されている。）は、上記表「資産クラス別およびアプローチ別の信用リスク・エクスポージャー」に記載されている信用リスクに対するあらゆるエクスポージャー（下記「信用リスク：簡便加重法に基づく株式」に記載されている簡便加重法に基づく株式エクスポージャーを除く。）で構成されている。

かかるエクスポージャー額は、金融資産の帳簿価額の総額に基づくものである。エクスポージャー額は、当社グループが通常の信用リスク管理業務（下記「信用リスク軽減手法（監査済）」を参照。）に関連して取得した担保を考慮に入っていない。

事業の規模により、また顧客基盤の業界および地域が極めて多様性に富んでいることにより、信用リスクの過度な集中が生じる取引先は1つもない。業界別および地域別の信用リスクの内訳は、以下の表に表示されている。

信用リスクは、以下に記載する指標の監視を通じて主に評価される。

単名集中

ポートフォリオの単名集中に関するリスクは、定期的に監視されている。これは、顧客グループ・レベルおよび事業グループ・レベルのコミットメント総額に基づいて算定され、主に以下の2種類の監視に基づいている。

大口エクスポージャーの監視

2013年6月26日付の規則（EU）575/2013（第395条）では、事業グループ毎のエクスポージャーについて、当行の資本の25%を上限と定められている（控除後および信用リスク削減手法の考慮後）。

BNPパリバは、この規則により定められた集中基準をはるかに下回っている。顧客および関連する顧客グループの（上記に定義された）エクスポージャーは、当行の適格資本10%を上回っていない。

個別的「単名」集中方針を通じた監視

単名集中リスクは、当社グループの集中方針の一環である。かかる単名集中リスクは、当社グループによるリスク選好度に関する報告書に関連して、個別的集中を踏まえた管理を行うために、過度なリスクの集中が生じているあらゆる個々の事業グループを特定し、注意深く監視することを目的としている。

[次へ](#)

資産エクスポージャークラスの内訳

資産クラス別およびアプローチ別の信用リスク・エクスポージャー (EU CRB-B)

エクスポージャー (単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在	2019年平均	2018年12月31日現在	2018年平均
中央政府および中央銀行	270,355	285,451	284,811	300,641
金融機関	58,137	51,191	46,859	46,360
法人	553,272	536,442	504,405	504,027
リテール	273,493	270,158	263,561	261,004
不動産により担保された	177,757	173,731	167,907	164,666
うち中小企業	11,784	11,730	11,742	11,132
うち中小企業以外	165,974	162,000	156,164	153,534
適格リボルビング	17,839	17,920	18,031	18,065
その他リテール	77,897	78,507	77,624	78,273
うち中小企業	28,285	28,274	28,030	28,769
うち中小企業以外	49,612	50,234	49,593	49,504
その他の項目	459	645	833	502
IRBアプローチ合計	1,155,716	1,143,889	1,100,469	1,112,534
中央政府および中央銀行	29,518	28,460	30,673	31,227
地方政府および地方機関	5,916	6,027	6,892	6,169
公共機関事業体	18,176	16,716	14,219	15,099
多国籍開発銀行	192	103	120	31
国際組織	9	4	0	650
金融機関	10,813	10,739	11,915	11,553
法人	118,520	120,975	120,970	117,457
うち中小企業	26,482	22,408	21,389	21,256
リテール	130,019	131,268	129,143	126,318
うち中小企業	31,750	30,983	29,650	29,173
不動産の担保に保証された エクスポージャー	70,732	71,286	69,850	73,185
うち中小企業	20,636	18,535	17,447	17,145
債務不履行エクスポ ージャー	10,826	11,972	12,632	12,962
特定の高いリスクに関連す る項目(*)	1,187	1,024	-	-
集団投資事業におけるユ ニットまたは株式の形のエ クスポージャー	533	547	603	641
株式	782	878	1,063	1,205
その他の項目	28,314	32,464	32,013	30,807
標準的アプローチ合計	425,536	432,463	430,094	427,304
合計	1,581,252	1,576,352	1,530,563	1,539,838

(*) リスク特性が市場の状況により影響を受ける可能性がある不動産融資エクスポージャー。

地域の分散

カントリー・リスクは、関係国における各債務者に対するすべてのエクスポージャーについてのリスクの合計である。カントリー・リスクは、中央政府やその各下部組織に対するエクスポージャーの合計であるソブリン・リスクと同じではない。カントリー・リスクは、取引先の質を評価する際に検討される、既定の経済および政治環境に対する当行のエクスポージャーを反映している。

以下の地域別内訳は、取引先の所在国に基づき作成したものである。

各ポートフォリオの地域別の内訳はバランスが取れている。2019年度、当社グループは、地政学的リスクおよび新興国における経済情勢にとりわけ注意していた（「(1) 年次リスク調査」内の「2019年度における特別関心領域」を参照。）。

地域別の信用リスク・エクスポージャー（EU CRB-C）

エクスポージャー (単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在								
	欧州(*)								
	欧州合計	フランス	ベルギー	ルクセンブルク	イタリア	英国	ドイツ	オランダ	その他 欧州
中央政府および中央銀行	213,344	136,533	10,532	8,957	14,721	7,150	11,406	706	23,340
金融機関	33,308	8,245	8,255	662	2,695	1,324	5,939	1,812	4,376
法人	379,138	118,884	61,853	21,038	49,802	44,109	18,620	18,012	46,820
リテール	273,045	138,963	78,332	8,004	36,072	123	186	69	11,296
その他の項目	459	15	397	47	-	0	-	0	0
IRBアプローチ合計	899,293	402,640	159,369	38,709	103,289	52,706	36,151	20,599	85,831
中央政府および中央銀行	17,427	4,410	1,767	14	2,755	26	386	5	8,065
地方政府および地方機関	4,716	368	909	-	3,241	8	8	9	172
公共機関事業体	4,007	711	38	-	2,998	47	18	4	191
多国籍開発銀行	147	-	-	147	0	-	-	-	-
国際組織	9	-	9	-	-	-	-	-	-
金融機関	7,334	3,591	287	169	890	425	839	94	1,040
法人	69,761	21,131	1,782	1,138	8,789	8,755	5,109	1,436	21,622
リテール	97,383	15,061	2,921	57	28,401	13,388	18,510	1,106	17,938
不動産の担保に保証されたエクスポージャー	36,187	10,026	1,976	41	1,121	1,358	1,206	6,631	13,829
債務不履行エクスポージャー	8,233	1,822	68	70	2,854	451	635	62	2,270
特定の高いリスクに関連する項目(**)	94	12	-	-	0	-	-	-	82
集団投資事業におけるユニットまたは株式の形のエクスポージャー	533	533	-	-	-	-	-	-	-
株式	782	553	-	228	-	-	-	-	-
その他の項目	25,452	13,594	2,028	538	3,623	2,075	2,461	78	1,055
標準的アプローチ合計	272,066	71,811	11,786	2,402	54,672	26,533	29,173	9,425	66,263
合計	1,171,359	474,451	171,155	41,111	157,961	79,239	65,324	30,024	152,094

(*) 欧州連合の範囲および欧州自由貿易連合（EFTA）も含む。

(**) リスク特性が市場の状況により影響を受ける可能性がある不動産融資エクスポージャー。

地域別の信用リスク・エクスポージャー（EU CRB-C）（続き）

エクスポージャー （単位：百万ユーロ）	2019年12月31日現在					
	北アメリカ	アジア太平洋				
		アジア 太平洋合計	日本	北アジア	東南アジア (ASEAN)	インド半島 および 太平洋
中央政府および中央銀行	24,568	26,238	11,754	6,876	4,233	3,375
金融機関	7,867	10,836	1,886	6,296	1,375	1,280
法人	87,298	50,151	5,550	15,645	14,110	14,845
リテール	130	86	4	24	37	20
その他の項目	-	0	0	-	-	-
IRBアプローチ合計	119,863	87,312	19,195	28,841	19,755	19,521
中央政府および中央銀行	6,055	102	51	5	15	32
地方政府および地方機関	1,016	0	-	-	-	0
公共機関事業体	14,005	21	-	21	-	-
多国籍開発銀行	31	13	-	-	13	-
国際組織	-	-	-	-	-	-
金融機関	920	714	136	208	42	328
法人	28,361	6,409	67	4,432	1,556	354
リテール	17,241	1,023	5	819	12	186
不動産の担保に保証されたエクスポージャー	29,167	280	1	156	106	17
債務不履行エクスポージャー	311	6	0	0	2	4
特定の高いリスクに関連する項目 (**)	930	-	-	-	-	-
集団投資事業におけるユニットまたは株式の形のエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
株式	-	-	-	-	-	-
その他の項目	1,666	176	42	43	10	81
標準的アプローチ合計	99,703	8,744	302	5,684	1,756	1,002
合計	219,566	96,056	19,497	34,525	21,511	20,523

地域別の信用リスク・エクスポージャー（EU CRB-C）（続き）

エクスポージャー (単位:百万ユーロ)	2019年12月31日現在						合計
	その他の国々						
	その他の国々 合計	トルコ	地中海 沿岸地方	湾岸諸国 および アフリカ	ラテン アメリカ	その他	
中央政府および中央銀行	6,206	0	87	2,940	1,629	1,550	270,355
金融機関	6,125	1,241	308	2,844	1,489	243	58,137
法人	36,685	2,163	411	10,808	10,790	12,513	553,272
リテール	232	5	37	73	17	100	273,493
その他の項目	-	-	-	-	-	-	459
IRBアプローチ合計	49,248	3,410	844	16,664	13,925	14,406	1,155,716
中央政府および中央銀行	5,934	3,091	1,602	671	43	528	29,518
地方政府および地方機関	184	184	0	0	-	-	5,916
公共機関事業体	143	10	48	0	-	85	18,176
多国籍開発銀行	-	-	-	-	-	-	192
国際組織	-	-	-	-	-	-	9
金融機関	1,845	1,187	287	111	124	136	10,813
法人	13,989	4,744	5,336	1,823	565	1,522	118,520
リテール	14,372	6,561	1,279	1,774	4,112	647	130,019
不動産の担保に保証されたエクスポージャー	5,098	3,264	1,507	115	52	161	70,732
債務不履行エクスポージャー	2,276	793	926	345	130	82	10,826
特定の高いリスクに関連する項目 (**)	162	11	151	0	-	-	1,187
集団投資事業におけるユニットまたは株式の形のエクスポージャー	-	-	-	-	-	-	533
株式	-	-	-	-	-	-	782
その他の項目	1,020	265	367	173	124	90	28,314
標準的アプローチ合計	45,022	20,110	11,501	5,012	5,149	3,250	425,536
合計	94,270	23,520	12,345	21,676	19,074	17,656	1,581,252

地域別の信用リスク・エクスポージャー（EU CRB-C）

エクスポージャー (単位：百万ユーロ)	2018年12月31日現在								
	欧州(*)								
	欧州合計	フランス	ベルギー	ルクセンブルク	イタリア	英国	ドイツ	オランダ	その他 欧州
中央政府および中央銀行	233,150	171,321	10,739	9,855	10,901	6,821	9,536	1,223	12,754
金融機関	25,907	6,898	8,531	334	2,049	2,285	1,076	1,088	3,646
法人	343,357	101,304	64,083	18,753	48,305	39,074	15,084	16,122	40,633
リテール	263,188	133,605	74,258	7,171	36,850	155	192	62	10,895
その他の項目	833	423	366	43	-	0	0	0	0
IRBアプローチ合計	866,436	413,552	157,977	36,156	98,105	48,335	25,888	18,495	67,928
中央政府および中央銀行	17,526	5,546	1,916	18	1,762	38	344	8	7,893
地方政府および地方機関	4,747	315	774	-	3,455	13	39	7	145
公共機関事業体	4,098	504	298	-	3,195	4	63	2	34
多国籍開発銀行	120	-	-	120	0	-	-	-	-
国際組織	0	-	0	0	-	-	-	-	-
金融機関	8,606	5,363	274	144	695	404	483	155	1,088
法人	70,320	21,901	2,066	913	9,352	7,577	4,623	1,722	22,166
リテール	97,458	17,585	2,723	51	29,373	11,650	17,842	1,028	17,207
不動産の担保に保証されたエク スポージャー	35,674	10,010	1,262	112	1,139	1,988	1,058	7,275	12,830
債務不履行エクスポージャー	10,275	2,410	110	5	4,134	468	543	40	2,566
集団投資事業におけるユニット または株式の形のエクスポ ージャー	603	603	-	-	-	-	-	-	-
株式	1,063	685	-	377	-	-	-	-	-
その他の項目	29,533	13,864	2,634	727	5,090	1,824	1,594	435	3,364
標準的アプローチ合計	280,023	78,787	12,055	2,468	58,194	23,966	26,590	10,671	67,292
合計	1,146,459	492,339	170,032	38,624	156,299	72,302	52,478	29,166	135,219

(*) 欧州連合の範囲および欧州自由貿易連合（EFTA）も含む。

地域別の信用リスク・エクスポージャー（EU CRB-C）（続き）

エクスポージャー （単位：百万ユーロ）	2018年12月31日現在					
	北アメリカ	アジア太平洋				
		アジア 太平洋合計	日本	北アジア	東南アジア (ASEAN)	インド半島 および 太平洋
中央政府および中央銀行	20,313	25,056	12,444	5,845	3,431	3,335
金融機関	9,728	7,440	1,033	3,838	1,141	1,429
法人	83,119	43,813	4,426	13,381	12,785	13,221
リテール	75	81	5	24	36	16
その他の項目	-	0	0	-	-	-
IRBアプローチ合計	113,234	76,389	17,907	23,089	17,392	18,001
中央政府および中央銀行	5,787	1,475	1,396	5	3	70
地方政府および地方機関	1,979	1	-	-	-	1
公共機関事業体	10,076	4	-	4	-	-
多国籍開発銀行	0	0	-	-	0	-
国際組織	-	-	-	-	-	-
金融機関	1,290	604	41	236	50	278
法人	28,998	5,828	38	3,897	1,384	509
リテール	17,800	1,130	1	468	7	653
不動産の担保に保証されたエクスポージャー	27,545	428	0	344	79	5
債務不履行エクスポージャー	247	42	-	0	1	41
集団投資事業におけるユニットまたは株式の形のエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
株式	-	-	-	-	-	-
その他の項目	850	156	11	60	15	71
標準的アプローチ合計	94,573	9,668	1,487	5,015	1,539	1,627
合計	207,807	86,057	19,395	28,103	18,931	19,628

地域別の信用リスク・エクスポージャー（EU CRB-C）（続き）

エクスポージャー (単位：百万ユーロ)	2018年12月31日現在						合計
	その他の国々						
	その他の国々 合計	トルコ	地中海 沿岸地方	湾岸諸国 および アフリカ	ラテン アメリカ	その他	
中央政府および中央銀行	6,292	1	112	2,830	1,563	1,787	284,811
金融機関	3,784	1,144	479	1,010	886	264	46,859
法人	34,116	2,096	237	10,537	9,701	11,546	504,405
リテール	218	5	33	65	24	91	263,561
その他の項目	-	-	-	-	-	-	833
IRBアプローチ合計	44,410	3,245	861	14,442	12,174	13,687	1,100,469
中央政府および中央銀行	5,886	3,454	1,604	509	25	295	30,673
地方政府および地方機関	164	164	-	0	-	-	6,892
公共機関事業体	41	10	1	0	-	30	14,219
多国籍開発銀行	-	-	-	-	-	-	120
国際組織	-	-	-	-	-	-	0
金融機関	1,414	701	202	180	222	108	11,915
法人	15,824	6,057	5,704	1,778	769	1,517	120,970
リテール	12,756	5,792	991	1,550	3,973	450	129,143
不動産の担保に保証されたエクスポージャー	6,203	4,119	1,787	158	9	130	69,850
債務不履行エクスポージャー	2,068	604	846	350	139	129	12,632
集団投資事業におけるユニットまたは株式の形のエクスポージャー	-	-	-	-	-	-	603
株式	-	-	-	-	-	-	1,063
その他の項目	1,474	416	380	183	348	146	32,013
標準的アプローチ合計	45,830	21,316	11,514	4,708	5,486	2,806	430,094
合計	90,240	24,561	12,375	19,150	17,660	16,493	1,530,563

業種別内訳

業種別の信用リスク・エクスポージャー（EU CRB-D）

エクスポージャー (単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在								
	農業、 食品産業、 たばこ産業	保険業	製菓業を除く 化学事業	建設業 および 公共事業	小売業	電力産業を 除くエネル ギー産業	IT電子装置 を除く機械 産業	金融業	不動産業
中央政府および中央銀行	-	174	-	-	-	-	-	176,684	-
金融機関	20	1	47	55	275	-	50	46,372	121
法人	18,974	14,108	12,599	23,489	25,344	24,391	33,629	42,815	64,906
リテール	735	40	60	3,159	4,263	4	647	1,662	14,997
その他の項目	20	1	1	48	29	0	11	22	31
IRBアプローチ合計	19,750	14,324	12,707	26,750	29,911	24,395	34,336	267,554	80,055
中央政府および中央銀行	-	-	-	-	-	-	-	7,094	-
地方政府および地方機関	-	-	-	-	-	-	-	-	-
公共機関事業体	-	28	-	1	-	-	-	2,511	1
多国籍開発銀行	-	-	-	-	-	-	-	192	-
国際組織	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関	-	-	-	-	-	-	-	10,320	-
法人	9,108	951	1,573	3,861	10,615	673	8,260	4,382	4,259
リテール	5,583	34	44	2,288	1,330	13	679	363	982
不動産の担保に保証されたエク スポージャー	3,975	51	99	747	1,551	17	580	187	8,959
債務不履行エクスポージャー	730	3	27	557	312	65	267	40	551
特定の高いリスクに関連する項目 (***)	-	-	-	25	8	-	-	-	1,151
集団投資事業におけるユニットま たは株式の形のエクスポージャー	-	-	-	-	-	-	-	533	-
株式	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の項目	444	11	20	202	432	19	229	6,777	949
標準的アプローチ合計	19,840	1,078	1,762	7,681	14,247	787	10,015	32,400	16,852
合計	39,589	15,403	14,469	34,431	44,158	25,182	44,351	299,954	96,907

(*) セメントおよび包装産業を含む。

(**) 電気、ガス、水道等。

(***) リスク特性が市場の状況により影響を受ける可能性がある不動産融資エクスポージャー。

業種別の信用リスク・エクスポージャー（EU CRB-D）（続き）

エクスポージャー （単位：百万ユーロ）	2019年12月31日現在					
	情報技術産業	鉱物、金属および 素材産業(*)	卸売業	個人事業	医療および 製薬業	公的機関向け サービス業(**)
中央政府および中央銀行	-	-	-	-	13	0
金融機関	0	90	183	-	966	1,994
法人	18,841	23,411	35,821	2,155	12,881	34,169
リテール	191	337	1,165	231,883	2,013	68
その他の項目	3	17	37	86	3	13
IRBアプローチ合計	19,035	23,854	37,205	234,124	15,875	36,244
中央政府および中央銀行	-	-	-	-	-	-
地方政府および地方機関	-	0	-	-	-	0
公共機関事業体	-	-	-	1	2,341	23
多国籍開発銀行	-	-	-	-	-	-
国際組織	-	-	-	-	-	-
金融機関	-	-	225	31	-	-
法人	4,180	5,625	15,066	15,077	2,206	3,697
リテール	191	424	3,870	105,610	1,410	177
不動産の担保に保証されたエク スポージャー	214	601	3,446	43,875	1,498	82
債務不履行エクスポージャー	47	328	1,149	5,718	72	42
特定の高いリスクに関連する項目 (***)	-	0	0	-	-	-
集団投資事業におけるユニットま たは株式の形のエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
株式	-	-	-	-	-	-
その他の項目	82	72	930	7,732	45	267
標準的アプローチ合計	4,714	7,050	24,686	178,043	7,572	4,288
合計	23,750	30,905	61,891	412,167	23,447	40,532

業種別の信用リスク・エクスポージャー（EU CRB-D）（続き）

エクスポージャー （単位：百万ユーロ）	2019年12月31日現在					
	企業向け サービス業	通信サービス業	ソブリン	運輸および 倉庫業	その他	合計
中央政府および中央銀行	51	-	92,939	-	494	270,355
金融機関	86	3	5,781	620	1,473	58,137
法人	55,939	17,034	120	59,823	32,825	553,272
リテール	9,163	19	-	313	2,773	273,493
その他の項目	39	0	0	83	17	459
IRBアプローチ合計	65,278	17,056	98,840	60,839	37,583	1,155,716
中央政府および中央銀行	9	-	22,415	-	0	29,518
地方政府および地方機関	-	-	5,913	3	0	5,916
公共機関事業体	41	-	12,105	46	1,076	18,176
多国籍開発銀行	-	-	-	-	-	192
国際組織	-	-	9	-	-	9
金融機関	236	-	-	-	-	10,813
法人	10,020	2,069	208	4,649	12,043	118,520
リテール	2,340	32	-	1,231	3,419	130,019
不動産の担保に保証されたエクスポージャー	1,285	8	-	480	3,078	70,732
債務不履行エクスポージャー	156	14	42	185	521	10,826
特定の高いリスクに関連する項目 （***）	2	-	-	-	0	1,187
集団投資事業におけるユニットまたは株式の形のエクスポージャー	-	-	-	-	-	533
株式	-	-	-	-	782	782
その他の項目	2,642	28	2,176	660	4,598	28,314
標準的アプローチ合計	16,731	2,151	42,868	7,254	25,516	425,536
合計	82,009	19,207	141,708	68,093	63,099	1,581,252

業種別の信用リスク・エクスポージャー（EU CRB-D）

エクスポージャー (単位：百万ユーロ)	2018年12月31日現在								
	農業、 食品産業、 たばこ産業	保険業	製菓業を除く 化学事業	建設業 および 公共事業	小売業	電力産業を 除くエネルギー産業	IT電子装置 を除く機械 産業	金融業	不動産業
中央政府および中央銀行	-	75	-	-	-	-	-	210,272	230
金融機関	0	3	52	54	283	-	-	37,474	77
法人	20,437	14,815	14,074	25,133	23,765	21,575	32,214	40,079	57,605
リテール	824	59	69	2,724	4,568	7	720	815	16,365
その他の項目	17	0	1	37	24	0	10	430	34
IRBアプローチ合計	21,278	14,953	14,195	27,948	28,640	21,581	32,944	289,070	74,311
中央政府および中央銀行	-	-	-	-	-	-	-	10,419	-
地方政府および地方機関	-	-	-	-	-	-	-	-	-
公共機関事業体	-	82	-	1	-	-	-	2,046	1
多国籍開発銀行	-	-	-	-	-	-	-	120	-
国際組織	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関	-	-	-	-	-	-	3	10,834	-
法人	10,287	817	1,393	3,816	8,879	697	7,553	4,585	6,403
リテール	8,304	17	24	1,251	783	10	432	39	601
不動産の担保に保証されたエクスポージャー	3,164	51	98	602	1,532	13	607	182	9,580
債務不履行エクスポージャー	806	3	38	692	344	72	395	84	681
集団投資事業におけるユニットまたは株式の形のエクスポージャー	-	-	-	-	-	-	-	603	-
株式	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の項目	525	65	41	201	190	11	961	7,849	907
標準的アプローチ合計	23,086	1,035	1,594	6,563	11,729	803	9,951	36,761	18,173
合計	44,364	15,988	15,789	34,511	40,369	22,384	42,895	325,831	92,484

(*) セメントおよび包装産業を含む。

(**) 電気、ガス、水道等。

業種別の信用リスク・エクスポージャー（EU CRB-D）（続き）

エクスポージャー （単位：百万ユーロ）	2018年12月31日現在					
	情報技術産業	鉱物、金属および 素材産業(*)	卸売業	個人事業	医療および 製薬業	公的機関向け サービス業(**)
中央政府および中央銀行	-	-	-	-	15	0
金融機関	0	88	85	81	914	1,756
法人	18,430	22,968	37,759	1,599	10,653	30,431
リテール	221	364	1,222	221,910	2,051	79
その他の項目	2	14	34	94	3	11
IRBアプローチ合計	18,654	23,434	39,100	223,684	13,636	32,276
中央政府および中央銀行	-	-	-	-	-	-
地方政府および地方機関	-	-	-	-	0	0
公共機関事業体	-	-	-	1	2,226	52
多国籍開発銀行	-	-	-	-	-	-
国際組織	-	-	-	-	-	-
金融機関	-	-	533	-	-	-
法人	3,156	5,361	14,525	14,155	2,385	3,570
リテール	101	194	2,734	108,468	955	66
不動産の担保に保証されたエク スポージャー	200	634	3,913	43,101	1,389	96
債務不履行エクスポージャー	62	428	1,131	6,260	54	43
集団投資事業におけるユニットま たは株式の形のエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
株式	-	-	-	-	-	-
その他の項目	20	67	909	6,915	30	253
標準的アプローチ合計	3,540	6,685	23,745	178,900	7,040	4,079
合計	22,193	30,118	62,845	402,584	20,676	36,356

業種別の信用リスク・エクスポージャー（EU CRB-D）（続き）

エクスポージャー （単位：百万ユーロ）	2018年12月31日現在					
	企業向け サービス業	通信サービス業	ソブリン	運輸および 倉庫業	その他	合計
中央政府および中央銀行	5	-	74,186	-	27	284,811
金融機関	49	87	3,752	455	1,649	46,859
法人	43,938	16,998	196	38,310	33,428	504,405
リテール	8,972	23	-	344	2,224	263,561
その他の項目	33	0	0	75	12	833
IRBアプローチ合計	52,995	17,109	78,134	39,184	37,341	1,100,469
中央政府および中央銀行	0	-	20,254	-	0	30,673
地方政府および地方機関	1	-	6,885	0	6	6,892
公共機関事業体	15	1	8,579	90	1,124	14,219
多国籍開発銀行	0	-	-	-	-	120
国際組織	0	-	0	-	-	0
金融機関	546	-	-	-	-	11,915
法人	16,196	1,597	99	4,537	10,960	120,970
リテール	1,516	15	-	1,372	2,262	129,143
不動産の担保に保証されたエクスポージャー	1,223	10	-	401	3,052	69,850
債務不履行エクスポージャー	625	23	45	205	641	12,632
集団投資事業におけるユニットまたは株式の形のエクスポージャー	0	-	-	-	-	603
株式	-	-	-	-	1,063	1,063
その他の項目	5,346	330	1,963	725	4,703	32,013
標準的アプローチ合計	25,468	1,976	37,826	7,331	23,811	430,094
合計	78,463	19,085	115,960	46,515	61,151	1,530,563

業種別のリスクは、特に以下の総エクスポージャーおよびリスク加重資産の観点から監視されている。

・レバレッジド・ファイナンス部門

2019年12月31日現在、当社グループのレバレッジド・バイアウト取引（LB0）に対するエクスポージャーは11.9十億ユーロと低く、当社グループのバランスシートおよびオフバランスシートのコミットメント総額の1%未満であった。これらのエクスポージャーは、各貸付金につき平均6百万ユーロ（全事業グループのエクスポージャーを考慮すると平均17百万ユーロ）と個々に少額であり、主に欧州の取引先に関するものであった。

さらに、欧州中央銀行のガイドラインに従って、当社グループは、レバレッジ比率が規制当局により設定された基準を上回る企業を監視するためのシステムを導入した。

・船舶部門

船舶部門は、非常に異なるダイナミクスをみせる一連の下位セグメント（積荷、オイルタンカー、コンテナ運搬船、石油サービスおよび旅客）をカバーしている。2019年において、石油価格は回復し続けているものの、海洋タンカーの石油サービス下位セグメントは影響を受け続け、また限定供給によりオイルタンカーのセグメントは回復に転じた。クルーズ船は、継続的に成長した唯一の下位セグメントであった。

2019年には、海運融資のセグメントは、2020年に施行されることになった新しい環境要件にも対応し、多くの船舶が近代化の過程で使用不能となった。

船舶部門のエクスポージャーの総額は、2019年に12.3%増加し、2019年12月31日現在、19.7十億ユーロ、すなわち、当社グループのオンバランスシートおよびオフバランスシートにおけるエクスポージャーの1.2%となった。不良債権は、当社グループの船舶部門に対するエクスポージャーの5%となった。

当社グループは依然として多様性を維持している。2019年12月31日現在、いずれの部門も、法人向け貸出金合計の11%および全貸出金合計の5%を超えていない。

リスク加重資産
信用リスク加重資産

(単位：百万ユーロ)	リスク加重資産		
	2019年 12月31日現在	2018年 12月31日現在	変動
IRBアプローチ	259,552	242,323	17,229
中央政府および中央銀行	2,984	2,201	783
法人	186,710	175,335	11,375
金融機関	9,081	7,184	1,897
リテール	60,599	57,355	3,244
その他の項目	179	248	(69)
標準的アプローチ	210,490	220,383	(9,893)
中央政府および中央銀行	5,962	6,124	(162)
地方政府および地方機関	809	781	28
公共機関事業体	2,223	2,413	(190)
多国籍開発銀行	0	-	0
国際組織	0	-	0
金融機関	4,410	4,530	(120)
法人	76,063	83,292	(7,229)
リテール	68,010	68,394	(384)
不動産の担保に保証されたエクスポージャー	26,208	26,082	126
債務不履行エクスポージャー	4,882	5,919	(1,037)
特定の高いリスクに関連する項目 (*)	1,245	-	1,245
集団投資事業におけるユニットまたは株式の形のエクスポージャー	59	77	(18)
株式	156	213	(57)
その他の項目	20,462	22,558	(2,096)
簡便加重法における株式	54,189	41,146	13,043
多様なポートフォリオにおけるプライベート・エクイティ・エクスポージャー	5,224	4,382	842
上場株式	3,741	3,912	(171)
その他の株式エクスポージャー	45,224	32,851	12,373
信用リスク合計	524,231	503,851	20,380

(*) リスク特性が市場の状況により影響を受ける可能性がある不動産融資エクスポージャー。

信用リスク加重資産の変動の主要な要因別内訳（EU CR 8）

(単位：百万ユーロ)	リスク加重資産		資本要件	
	合計	うちIRB アプローチ	合計	うちIRB アプローチ
2018年12月31日現在	503,851	242,323	40,308	19,386
資産規模	27,869	15,787	2,230	1,263
資産内容	(15,738)	(8,240)	(1,259)	(659)
モデルの更新	4,397	4,397	352	352
手法および方針	3,361	-	269	-
取得および売却	(2,571)	6,478	(206)	518
通貨	3,127	1,661	250	133
その他	(65)	(2,854)	(5)	(228)
2019年12月31日現在	524,231	259,552	41,939	20,764

信用リスク加重資産は、2019年度において20十億ユーロ減少しており、主な要因は下記のとおりである。

- ・ホールセールバンキング事業における12十億ユーロの増加、国際金融サービス事業における11十億ユーロの増加および国内市場における4十億ユーロの増加を含む、事業活動に関連する28十億ユーロの増加（証券化控除後）
- ・特にリスク・パラメーターの改善に起因する、16十億ユーロの資産内容の改善
- ・モデルの更新に関連する4十億ユーロの増加
- ・2019年1月1日に施行される新会計基準であるIFRS第16号に関連する3十億ユーロの増加
- ・範囲に対する効果に関連する3十億ユーロの減少
- ・特に米ドルおよび英国ポンドが上昇したことに起因する、通貨価値による影響に起因する3十億ユーロの増加

信用リスク：内部格付に基づくアプローチ（IRBアプローチ）

当社グループが開発した内部格付システムは当行全体を対象とする。2007年12月に承認されたIRBアプローチの枠組は、上記「信用リスクに対するエクスポージャー」における「資本要件の算出に用いるアプローチ」内に記載のポートフォリオを対象とする。

当社グループは、貸出金ポートフォリオにおいて、エクスポージャーの最も一般的なカテゴリーおよび顧客に適応する固有の内部モデルを開発してきた。BNPパリバは、長年にわたり蓄積してきた内部データを開発の基盤としている。これらの各モデルは、関連するリスク部門の専門家および事業部門の専門家と連携し、専門チームにより開発および維持されている。さらに、これらのモデルについて、規制により定められた水準への準拠を確実にするために検証が行われる。当行は、外部提供者により開発されたモデルを用いていない。

取引先の格付（またはデフォルト確率）および債務不履行による損失は、最高水準の精度を要する各ポートフォリオ（個人向けまたは零細企業向け融資）を対象とした純統計モデルまたは参照値に基づく各モデルと専門家の判断を組み合わせたものを用いて決定される。

債務不履行による損失は、法令で要求されているとおり、景気低迷の局面で取引先がデフォルトに陥った場合に当行が被る損失と定義されている。各取引に係る上記損失は、取引先に対するエクスポージャーが付帯する優先無担保債権の回収率（リスク削減手法（担保または保証）に応じて調整される。）を用いて測定される。これらのリスク軽減策に照らして回収可能な額は慎重な仮定および景気停滞の状況を反映するための調整が加えられたヘアカットを用いて毎年見積もられる。

当行は、内部データを用いて、融資コミットメントの独自の換算係数をモデル化している。換算係数は、デフォルト時にリスクにさらされるオフバランスシート・エクスポージャーの測定に用いられる。このパラメーターは、取引の種類に応じてすべてのポートフォリオについて自動的に割り当てられ、したがって、信用委員会によって決定されるものではない。

リスク・パラメーターの内部での見積もりは、規制上の勧告に沿って当行の日々の管理において用いられる。このため、必要な自己資本の計算の他にも、当該見積もりは、例えば、権限の範囲内における限度額の設定、新規貸付時または既存の貸出金の見直し時における収益性の測定、ステージ1およびステージ2の減損引当金額の決定ならびに各勘定の分析にも用いられる。

当社グループが使用している主要なモデルの内訳ならびにかかるモデルの特徴および主要なエクスポージャーは、以下のとおりである。

主要なモデル：デフォルト確率、債務不履行による損失およびクレジット換算係数／債務不履行エクスポ

ジャー

モデル化されたパラメーター	ポートフォリオ	モデル数	モデルおよび手法	債務不履行年数／損失データ	主要な資産クラス
デフォルト確率	ソブリン	1	定性モデル	10年超	中央政府および中央銀行
	銀行	1	定量モデルおよび専門家の意見	10年超	金融機関
	保険	1	定量モデルおよび専門家の意見	10年超	法人－その他
	規制のファンドおよび代理契約	1	定性モデル	10年超	法人－その他
	大手企業	2	定量モデルおよび専門家の意見	10年超	法人－その他
	フランスにおけるリテール以外の不動産	1	定性モデル	10年超	法人－その他
	プロジェクト・ファイナンス	1	定性モデル	10年超	法人－特別融資
	エネルギーおよびコモディティの融資	1	定量モデルおよび専門家の意見	10年超	法人－特別融資
	リテール以外の格付のグローバル方針	2	定性モデル	10年超	法人－その他
	フランス国内リテール・バンキング－中小企業	1	定量モデルおよび専門家の意見	10年超	法人－中小企業
	フランス国内リテール・バンキング－プロおよび企業家	11	定量モデル	10年超	リテール－その他中小企業
	フランス国内リテール・バンキング－私生活（個人およびプロ）	8	定量モデル	10年超	リテール－中小企業を除くその他／適格リボルビング／不動産による担保（中小企業以外）
	パーソナル・ファイナンス－フランス	1	定量モデル	10年超	リテール－中小企業を除くその他
	ベルギー国内リテール・バンク－中小企業	3	定量モデルおよび専門家の意見	10年超	リテール－その他／不動産による担保（中小企業）
	ベルギー国内リテール・バンク－プロ	1	定量モデル	10年超	リテール－その他中小企業／不動産による担保（中小企業）
	ベルギー国内リテール・バンク－個人	1	定量モデル	10年超	リテール－不動産による担保（中小企業以外）
	バンカ・ナッツィオナーレ・デル・ラヴォーロー－小企業	2	定量モデル－ロジスティック回帰モデル	10年超	法人－中小企業
	バンカ・ナッツィオナーレ・デル・ラヴォーロー－リテール個人	7	定量モデル－ロジスティック回帰モデル	10年超	リテール－中小企業を除くその他
	バンカ・ナッツィオナーレ・デル・ラヴォーロー－プロおよびリテール中小企業	7	定量モデル－ロジスティック回帰モデル	10年超	リテール－その他中小企業

モデル化されたパラメーター	ポートフォリオ	モデル数	モデルおよび手法	債務不履行年数／損失データ	主要な資産クラス
債務不履行による損失	ソブリン	1	定性モデル	10年超	中央政府および中央銀行
	銀行	1	定量モデルー内部データに基づき調整済	10年超	法人ーその他
	保険	1	定性モデル	10年超	法人ーその他
	規制のファンドおよび代理契約	1	定性モデル	10年超	法人ーその他
	大手企業	2	定量モデルー内部データに基づき調整済	10年超	法人ーその他
	フランスにおけるリテール以外の不動産	2	定性モデルー資産評価ヘアカット	10年超	法人ーその他
	プロジェクト・ファイナンス	1	定量モデルー内部データに基づき調整済	10年超	法人ー特別融資
	エネルギーおよびコモディティの融資	1	定量モデルー内部データに基づき調整済	10年超	法人ー特別融資
	リテール以外の格付のグローバル方針	1	定性モデル	10年超	法人ーその他
	フランス国内リテール・バンキングー中小企業	1	定量モデルー内部データに基づき調整済	10年超	法人ー中小企業
	フランス国内リテール・バンキングープロおよび企業家	6	定量モデルー内部データに基づき調整済	10年超	リテールーその他中小企業
	フランス国内リテール・バンキングー私生活（個人およびプロ）	5	定量モデルー内部データに基づき調整済	10年超	リテールーその他中小企業／適格リボルビング／不動産による担保（中小企業以外）
	パーソナル・ファイナンスーフランス	1	定量モデルー内部データに基づき調整済	10年超	リテールー中小企業を除くその他
	ベルギー国内リテール・バンクープロおよび中小企業	1	定量モデルー内部データに基づき調整済	10年超	リテールーその他中小企業／不動産による担保（中小企業以外）
	ベルギー国内リテール・バンクー個人	2	定量モデルー内部データに基づき調整済	10年超	リテールー不動産による担保（中小企業以外）
	バンカ・ナッツィオナーレ・デル・ラヴォーロー小規模企業	1	定量モデルー内部データに基づき調整済	10年超	法人ー中小企業

モデル化されたパラメーター	ポートフォリオ	モデル数	モデルおよび手法	債務不履行年数／損失データ	主要な資産クラス
クレジット換算係数／債務不履行エクスポージャー	大手企業、銀行、およびソブリンに対するクレジット換算係数	1	定量モデルー内部データに基づき調整済	10年超	中央政府および中央銀行
	フランスのリテール・バンクーリテール	4	定量モデルー内部データに基づき調整済	10年超	リテール
	パーソナル・ファイナンスーフランス	1	定量モデルー内部データに基づき調整済	10年超	リテール
	ベルギーのリテール・バンクープロおよび中小企業	1	定量モデルー内部データに基づき調整済	10年超	リテール
	ベルギーのリテール・バンクー個人顧客	2	定量モデルー内部データに基づき調整済	10年超	リテール
	バンカ・ナッツィオナーレ・デル・ラヴォーローリテール個人	0	クレジット換算係数=100%	-	リテール

バックテスト

上記3つの信用リスクのパラメーター（デフォルト確率、債務不履行による損失、クレジット換算係数／債務不履行エクスポージャー）については、それぞれ、毎年バックテストとデフォルト確率のベンチマーキングを行い、当行の各事業セグメントにおけるシステムの成果をチェックしている。バックテストは、各パラメーターの見積もりと実績の比較で構成される。

IRBアプローチの範囲については、当行が信用リスク・エクスポージャーを有するすべての取引先に係るすべての格付（デフォルト格付である11および12の格付を含む。）が長期間にわたって記録されている。同様に、同期間中におけるデフォルトを引き起こしたエクスポージャーに関する実際の損失も登録された。各リスクのインプット情報に基づき、全体的にかつ各格付モデルの範囲内の双方において、バックテストが行われる。これらの実行は、全体的なパフォーマンスおよび各格付手法の全体的なパフォーマンスを測定することを意図しており、とりわけモデルの差別化能力（すなわち、それほど良好な格付を付与されていない取引先が、より良好な格付を付与された取引先よりもデフォルトに陥り易い等）、格付を付与された母集団の安定性ならびにパラメーターの予測的および保守的な性質についても検証する。かかる目的のため、各格付について、実際の損失およびデフォルト確率は、予測された全体的な回収率およびデフォルト確率と比較される。これらの格付およびデフォルト時の損失率（LGD）の「周期を通じた」性質または「低下」傾向も、検証される。

ベンチマーキング作業では、内部の格付と外部の格付の間でのマッピングに基づき、内部の格付が、外部のいくつかの格付機関の格付と比較される。当社グループの顧客企業の約10%には外部格付があり、ベンチマーキングによる検討では、内部格付への保守的なアプローチであることが明らかになっている。

パフォーマンスの測定は、リテール・ポートフォリオについて同種の資産クラスの副次的な範囲でも実行される。モデルの予測力またはその保守的な性質が減退した場合、かかるモデルは、適宜、再調整および再開発が行われる。かかる変更は、規制に従い、承認のため規制当局に提出される。新たなモデルの実践は保留中であり、当行は、必要に応じ、既存のモデルの保守性拡大の為に慎重な方法をとっている。

債務不履行による損失のバックテストは、主に、債務不履行エクスポージャー額における回収可能な額の分析結果に基づくものである。かかるエクスポージャーについて回収プロセスが既に完了している場合、すべての回収額はデフォルト日まで遡って割引かれ、エクスポージャー額と比較される。かかるエクスポージャーについて回収プロセスがまだ完了していない場合、将来の回収額は、引当金の額か過去に調整された統計データのどちらかを用いて試算される。この方法で決定された回収率は、その後デフォルトの発生の1年前における当初の予想回収率と比較される。格付と同様に、回収率も、格付方針や地理的地域毎に全体ベースで分析される。差異は、回収率の記録された二峰性分布を考慮して分析される。

これらのすべての作業は、資本委員会において毎年見直される（「1 (B) (1) 資本管理および自己資本」内の「資本管理（監査済）」を参照。）。バックテストは、内部でも独立したチームにより認証され、結果は監督当局に送付される。

下記2つの表は、以下の指標を用いることで当社グループのIRBアプローチの範囲に関する規制リスク・パラメーター（デフォルト確率および債務不履行による損失）向けのモデルの成果についての概要を示している。

- ・デフォルト確率の算術平均値：当該ポートフォリオの債務者数により加重された、不履行になっていない貸出金におけるデフォルト確率の平均値
- ・過去の平均デフォルト確率：長期にわたる期間において観測された年間平均デフォルト確率（前期末時点の不履行になっていない債務者数に対する、当期中にデフォルトに陥った債務者数の割合）（上記表「主要なモデル：デフォルト確率、債務不履行による損失およびクレジット換算係数／債務不履行エクスポージャー」を参照。）
- ・予想される債務不履行による損失の算術平均値：当該ポートフォリオによって債務者数または債務不履行エクスポージャーの値により加重された、デフォルト時の平均損失率
- ・観測された過去の債務不履行による損失の算術平均値：長期にわたる期間において観測されたデフォルト時の平均損失率（上記表「主要なモデル：デフォルト確率、債務不履行による損失およびクレジット換算係数／債務不履行エクスポージャー」を参照。）

デフォルト確率に関するバックテスト (EU CR9)

ポートフォリオ	BNPパリバによる格付	長期発行者の信用格付	デフォルト確率の範囲	2018年			
				デフォルト確率の算術平均値	演習期首時点の債務不履行に陥っていない債務者数	演習期首時点の債務不履行に陥っていない債務者間での債務不履行件数	デフォルト確率の過去平均値
ソブリンおよび公共機関事業体	1+から3-	AAAからBBB+	0.00%から0.11%	0.03%	123	1	0.07%
	4+から5-	BBBからBBB-	0.11%から0.58%	0.27%	84	-	0.44%
	6+から8-	BB+からB+	0.58%から8.76%	3.57%	52	-	0.25%
	9+から10-	BからC	8.76%から100%未満	17.56%	14	-	5.40%
金融機関(*)	1+から3-	AAAからBBB+	0.00%から0.11%	0.05%	1,395	-	0.07%
	4+から5-	BBBからBBB-	0.11%から0.58%	0.24%	956	-	0.12%
	6+から8-	BB+からB+	0.58%から8.76%	2.62%	1,092	-	0.31%
	9+から10-	BからC	8.76%から100%未満	14.37%	58	1	1.87%
大手企業(**)	1+から3-	AAAからBBB+	0.00%から0.11%	0.06%	2,499	1	0.05%
	4+から5-	BBBからBBB-	0.11%から0.58%	0.27%	5,324	-	0.14%
	6+から8-	BB+からB+	0.58%から8.76%	2.72%	7,622	44	0.88%
	9+から10-	BからC	8.76%から100%未満	15.28%	436	38	12.09%
個人顧客	1+から3-	AAAからBBB+	0.00%から0.11%	0.04%	2,894,833	2,414	0.04%
	4+から5-	BBBからBBB-	0.11%から0.58%	0.29%	1,774,701	6,556	0.28%
	6+から8-	BB+からB+	0.58%から8.76%	2.35%	1,346,671	28,872	2.08%
	9+から10-	BからC	8.76%から100%未満	18.83%	107,787	19,595	17.60%
プロ顧客および中小企業向けリテール	1+から3-	AAAからBBB+	0.00%から0.11%	0.07%	72,873	86	0.07%
	4+から5-	BBBからBBB-	0.11%から0.58%	0.30%	264,616	962	0.28%
	6+から8-	BB+からB+	0.58%から8.76%	2.89%	370,623	10,830	2.53%
	9+から10-	BからC	8.76%から100%未満	24.93%	45,623	9,215	20.88%
中小企業	1+から3-	AAAからBBB+	0.00%から0.11%	0.08%	930	1	0.09%
	4+から5-	BBBからBBB-	0.11%から0.58%	0.34%	35,165	83	0.25%
	6+から8-	BB+からB+	0.58%から8.76%	2.77%	63,653	1,069	2.01%
	9+から10-	BからC	8.76%から100%未満	18.45%	3,579	468	17.18%

(*) 銀行、保険ならびに規制のファンドおよび代理契約ポートフォリオを含む。

(**) 大手企業、フランスにおける不動産（リテール以外）、プロジェクト・ファイナンス、エネルギーおよびコモディティ融資ポートフォリオを含む。

債務不履行による損失に関するバックテスト

ポートフォリオ	2018年	
	予想される 債務不履行による 損失の算術平均値	観測された過去の 債務不履行による 損失の算術平均値
ソブリンおよび公共機関事業体	42%	14%
金融機関(*)	36%	26%
大手企業(**)	38%	26%
個人顧客	27%	23%
プロ顧客および中小企業向けリテール	29%	27%
中小企業	37%	33%

(*) 銀行、保険ならびに規制のファンドおよび代理契約ポートフォリオを含む。

(**) 大手企業、フランスにおける不動産（リテール以外）、プロジェクト・ファイナンス、エネルギーおよびコモディティ融資ポートフォリオを含む。

内部格付システムーソブリン、金融機関、コーポレートおよび特別融資のポートフォリオ向け

ソブリン、金融機関、コーポレートおよび特別融資のポートフォリオを対象とするIRBアプローチは、取引先に割り当てられる格付や取引に割り当てられる全体的な回収率（GRR）をリスク部門が最終決定するような一貫した格付手続に基づくものである。オフバランスシート取引のクレジット換算係数（CCF）は取引先や取引の種類に応じて自動的に割り当てられる（上記「信用リスク管理方針」内の「格付システム（監査済）」を参照。）。

各セグメントへ格付を割り当てるための一般的なプロセスは以下のとおりである。

- ・大手企業および特別融資については、格付と全体的な回収率を信用委員会に提案するユニットが、リスク部門が開発した格付モデルやツールを用いて分析する。格付および全体的な回収率は、信用委員会の会議中にリスク部門の代表者が認証または修正する。当該委員会は、貸付を許可または更新するか否かを決定すると共に、該当する場合、少なくとも年に1回の頻度で取引先の格付を見直す。
- ・金融機関については、リスク部門のアナリストが分析する。取引先の格付および全体的な回収率は、同等の銀行との比較可能性を確実にするため地域単位で行われるレビュー委員会中に決定される。
- ・ソブリンについては、格付は経済調査部が提案し、年に数回開催されるカントリー委員会（格付委員会）の会議で承認される。当該委員会は、業務執行陣、リスク部門および各事業部門のメンバーで構成される。
- ・中小企業（リテール顧客を除く。）については、リスク部門のアナリストがスコアを割り当てる。

これらの各サブポートフォリオについては、主に当行の過去のデータの分析結果に基づき、リスク部門チームが認定および認証したモデルを用いてリスク・パラメーターを測定する。当該モデルは、一貫性を維持するため、当社グループの間で幅広く共有されているツールにより可能な限り補完される。かかる手法は、専門家の判断（ただし、正当なものである場合に限る。）により補完される。

リスク・パラメーターの算定方法は、一連の共通原則に基づくもので、特に、各取引先の格付と各取引の全体的な回収率について最低2名（うち最低1名はビジネス上の関与がない人物）による意見の提示を必要とする「2人での管理」原則による。

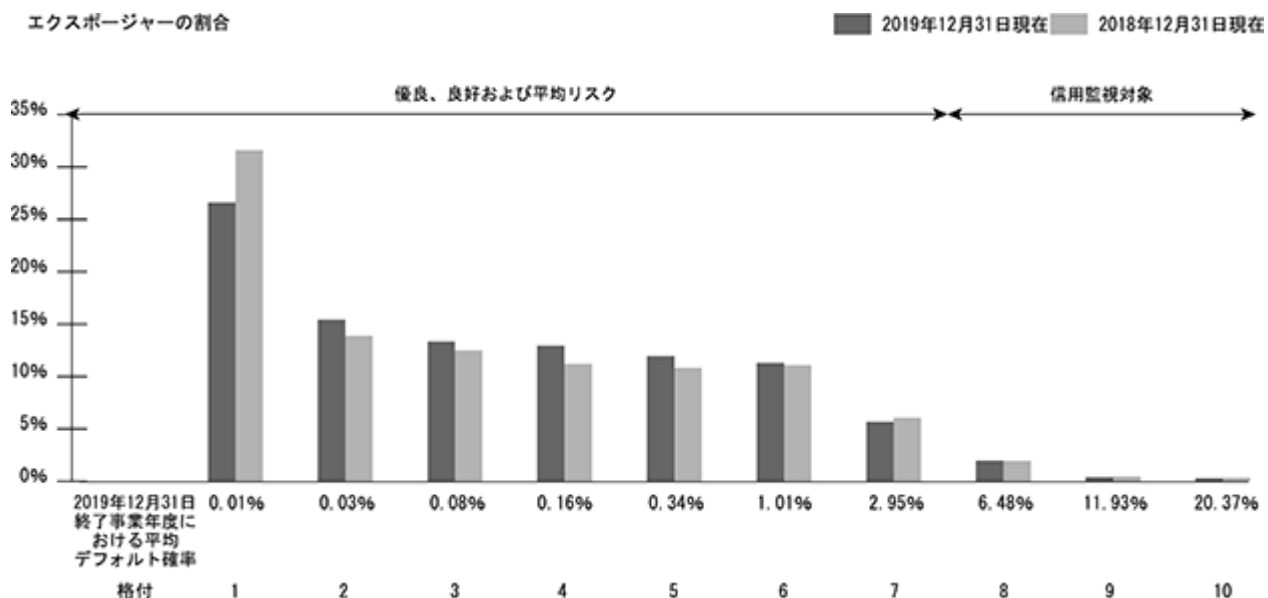
デフォルトに関する同じ定義が、規制に従って、各資産クラスについて、当社グループ全体で一貫して用いられる。

以下の図は、内部格付に基づくアプローチを用いて測定した、当社グループの全事業部門に係る、各資産クラス（中央政府および中央銀行、金融機関、法人）について不履行になっていない貸出金およびコミットメントの信用格付別内訳を示している。

このエクスポージャーは、2019年12月31日現在の870十億ユーロ（2018年12月31日現在は823十億ユーロ）である。

コミットメントの大部分は、「良い」または「優秀」として格付された借手に対するものであり、当行の顧客基盤における大きな多国籍企業グループおよび金融機関の比重の高さを反映している。投資不適格と格付された借手に対するコミットメントの大部分は、高度な仕組型となっているかまたは高品質の保証により担保されており、不履行に陥った場合でも比較的高い回収可能性が見込まれる。これには、国際機関による輸出信用保険、プロジェクト・ファイナンス、ストラクチャード・ファイナンスおよびトランザクション・ファイナンスでカバーされた輸出金融が含まれる。

IRBアプローチで測定したエクスポージャーの内部格付別内訳—ソブリン、金融機関、コーポレートおよび特別融資のポートフォリオ



ソブリン、金融機関、コーポレートおよび特別融資のポートフォリオ

以下の表は、当社グループの全事業部門についての各資産クラス（中央政府および中央銀行、金融機関、ならびに法人）に係る法人向け貸出金およびコミットメントの内訳を、先進的なIRBアプローチによりデフォルト確率の範囲別に示したものである。当該エクスポージャーは、2019年12月31日現在で882十億ユーロ（870十億ユーロの不履行になっていない貸出金および12十億ユーロの不良貸出金を含む。）であったのに対し、2018年12月31日現在では836十億ユーロ（823十億ユーロの不履行になっていない貸出金および13十億ユーロの不良貸出金を含む。）であった。

また、以下の表は、バーゼルの枠組における以下の主要なリスク・パラメーターの加重平均値も示している。

- ・債務不履行エクスポージャーにより加重されたデフォルト確率の平均値：平均PD（注1）
- ・オフバランスシート項目に適用されるクレジット換算係数（CCF）の加重平均値：平均CCF（注2）
- ・債務不履行エクスポージャーにより加重された債務不履行による損失の平均値：平均LGD（注3）
- ・債務不履行エクスポージャーにより加重された残存期間（年単位）の平均値：平均残存期間

平均リスク・ウェイト（平均RW（注4））とは、上記にて定義されたパラメーターから算出されるリスク加重資産と債務不履行エクスポージャー（EAD）との比率として定義。

表の「予測損失」の列は1年間の予測損失を示している。

- （注1） 平均PD：「デフォルト確率」。債務不履行エクスポージャーにより加重されたデフォルト確率の平均値。
- （注2） 平均CCF：「クレジット換算係数」。オフバランスシート・エクスポージャーに対する債務不履行エクスポージャーの比率。
- （注3） 平均LGD：「債務不履行による損失」。債務不履行エクスポージャーにより加重された債務不履行による損失の平均値。
- （注4） 平均RW：「リスク・ウェイト」。リスク加重の平均値。

デフォルト確率の範囲別および資産クラス別のIRBアプローチによるエクスポージャー内訳—ソブリン、金融機関、コーポレートおよび特別融資のポートフォリオ（EU CR6）

(単位： 百万 ユーロ)	デフォルト 確率の範囲	2019年12月31日現在												
		バランス シート・ エクス ポージャー	オフ バランス シート・ エクス ポージャー	総エクス ポージャー	平均 オフ バラン スシート CCF	債務 不履行 エクス ポージャー	平均PD	債務 者数	平均 LGD	平均 残存期間	リスク 加重 資産(*)	平均 RW(*)	予測 損失(**)	引当金 (**)
中央政府 および 中央銀行	0.00%以上 0.15%未満	262,902	1,245	264,147	54%	264,185	0.02%	100から 1,000	1%	2	1,502	1%	1	
	0.15%以上 0.25%未満	721	1	722	50%	721	0.18%	0から 100	13%	2	72	10%	0	
	0.25%以上 0.50%未満	2,278	21	2,299	73%	2,293	0.28%	0から 100	21%	2	591	26%	1	
	0.50%以上 0.75%未満	1,088	666	1,753	55%	1,453	0.69%	0から 100	15%	2	380	26%	2	
	0.75%以上 2.50%未満	220	17	237	69%	232	1.52%	0から 100	23%	2	100	43%	1	
	2.50%以上 10.0%未満	448	101	549	70%	519	6.17%	0から 100	4%	3	80	15%	1	
	10.0%以上 100%未満	375	215	590	66%	517	13.36%	0から 100	9%	3	258	50%	9	
	100%（デ フォルト）	56	3	59	55%	58	100.00%	0から 100		2	0	0%	9	
小計		268,088	2,268	270,355	57%	269,977	0.08%		2%	2	2,984	1%	24	(27)
金融機関	0.00%以上 0.15%未満	29,541	16,464	46,005	48%	37,414	0.05%	1,000 から 10,000	18%	2	4,539	12%	4	
	0.15%以上 0.25%未満	1,925	1,261	3,185	52%	2,581	0.19%	100から 1,000	34%	2	882	34%	2	
	0.25%以上 0.50%未満	3,178	823	4,001	40%	3,509	0.33%	100から 1,000	31%	2	1,337	38%	4	
	0.50%以上 0.75%未満	870	410	1,280	33%	1,007	0.64%	100から 1,000	17%	2	420	42%	1	
	0.75%以上 2.50%未満	1,695	855	2,551	48%	2,110	1.27%	100から 1,000	30%	2	1,152	55%	9	
	2.50%以上 10.0%未満	344	302	646	45%	483	4.10%	100から 1,000	38%	2	620	128%	7	
	10.0%以上 100%未満	4	58	62	87%	55	23.78%	0から 100	34%	1	103	188%	4	
	100%（デ フォルト）	359	47	406	88%	400	100.00%	0から 100		3	29	7%	320	
小計		37,916	20,221	58,137	48%	47,559	1.06%		21%	2	9,081	19%	352	(359)
法人	0.00%以上 0.15%未満	62,377	145,447	207,825	52%	137,877	0.07%	10,000 から 20,000	36%	2	29,443	21%	35	
	0.15%以上 0.25%未満	36,622	33,238	69,860	47%	52,175	0.18%	1,000 から 10,000	35%	2	17,732	34%	33	
	0.25%以上 0.50%未満	58,019	34,670	92,689	47%	74,568	0.34%	30,000 から 40,000	32%	3	33,752	45%	81	
	0.50%以上 0.75%未満	20,071	18,819	38,890	34%	26,649	0.68%	20,000 から 30,000	26%	3	13,462	51%	47	
	0.75%以上 2.50%未満	50,514	25,151	75,665	43%	61,734	1.34%	50,000 から 60,000	25%	3	37,708	61%	209	
	2.50%以上 10.0%未満	33,746	17,899	51,644	48%	42,409	4.37%	40,000 から 50,000	31%	3	44,978	106%	588	
	10.0%以上 100%未満	3,083	1,866	4,949	50%	4,025	16.33%	1,000 から 10,000	29%	3	6,119	152%	197	
	100%（デ フォルト）	9,834	1,915	11,749	48%	10,754	100.00%	1,000 から 10,000		2	3,515	33%	5,946	
小計		274,266	279,006	553,272	48%	410,190	3.59%		32%	3	186,710	46%	7,135	(6,789)
合計		580,270	301,494	881,764	48%	727,726	2.12%		20%	2	198,775	27%	7,511	(7,175)

(*) アドオンを含む。

(**) 1年間の予測損失は、周期を通じた（TTC）統計的な見積もりである一方で、信用リスクの引当金は、連結財務書類における注記1.e.5に詳述されるようにIFRS第9号基準に基づき算出されており、予測損失および引当金は直接比較することができない。

(単位： 百万 ユーロ)	デフォルト 確率の範囲	2018年12月31日現在												
		バランス シート・ エクス ポー ジャー	オフ バランス シート・ エクス ポー ジャー	総エク ス ポー ジャー	平均 オフ バランス シート CCF	債務 不履行 エクス ポー ジャー	平均PD	債務 者数	平均 LGD	平均 残存期間	リスク 加重 資産(*)	平均 RW(*)	予測 損失(**)	引当金 (**)
中央 政府 および 中央 銀行	0.00%以上 0.15%未満	275,585	1,815	277,400	55%	276,903	0.01%	1,000 から 10,000	1%	2	513	0%	1	
	0.15%以上 0.25%未満	1,525	18	1,543	52%	1,535	0.19%	0から 100	16%	3	316	21%	0	
	0.25%以上 0.50%未満	2,509	81	2,590	63%	2,560	0.30%	0から 100	22%	2	609	24%	2	
	0.50%以上 0.75%未満	799	732	1,530	55%	1,202	0.69%	0から 100	12%	2	234	19%	1	
	0.75%以上 2.50%未満	163	1	164	64%	163	1.08%	0から 100	29%	2	92	56%	0	
	2.50%以上 10.0%未満	717	164	881	64%	822	5.94%	0から 100	9%	3	246	30%	4	
	10.0%以上 100%未満	403	197	600	75%	551	14.61%	0から 100	6%	3	192	35%	7	
	100%（デ フォルト）	101	1	103	55%	102	100.00%	0から 100		2	0	0%	9	
小計		281,801	3,009	284,811	57%	283,837	0.10%		2%	2	2,201	1%	23	(9)
金融 機関	0.00%以上 0.15%未満	20,134	15,589	35,723	50%	27,919	0.05%	1,000 から 10,000	17%	2	2,632	9%	3	
	0.15%以上 0.25%未満	2,126	1,256	3,381	52%	2,778	0.18%	100から 1,000	37%	2	953	34%	2	
	0.25%以上 0.50%未満	2,141	703	2,844	43%	2,443	0.34%	1,000 から 10,000	29%	2	976	40%	2	
	0.50%以上 0.75%未満	1,059	620	1,679	41%	1,317	0.67%	100から 1,000	17%	2	849	64%	1	
	0.75%以上 2.50%未満	1,300	792	2,091	43%	1,646	1.28%	100 から1,000	33%	2	1,089	66%	7	
	2.50%以上 10.0%未満	384	354	738	45%	545	4.44%	100 から1,000	31%	2	493	90%	9	
	10.0%以上 100%未満	22	67	88	84%	78	21.34%	100 から1,000	45%	2	183	234%	7	
	100%（デ フォルト）	270	46	315	78%	305	100.00%	0から100		4	10	3%	206	
小計		27,434	19,426	46,859	49%	37,030	1.09%		21%	2	7,184	19%	237	(250)
法人	0.00%以上 0.15%未満	56,531	131,721	188,253	52%	125,641	0.07%	10,000 から 20,000	38%	2	25,709	20%	32	
	0.15%以上 0.25%未満	29,955	30,598	60,553	47%	44,496	0.18%	10,000 から 20,000	35%	2	15,286	34%	28	
	0.25%以上 0.50%未満	47,249	32,567	79,816	48%	63,185	0.35%	40,000 から 50,000	33%	3	28,955	46%	72	
	0.50%以上 0.75%未満	15,525	15,420	30,945	32%	20,608	0.68%	20,000 から 30,000	27%	3	12,510	61%	37	
	0.75%以上 2.50%未満	50,140	27,051	77,192	44%	62,210	1.34%	60,000 から 70,000	28%	3	41,661	67%	233	
	2.50%以上 10.0%未満	32,532	16,626	49,158	48%	40,655	4.33%	50,000 から 60,000	32%	3	43,644	107%	503	
	10.0%以上 100%未満	3,186	2,274	5,461	54%	4,422	16.56%	1,000 から 10,000	30%	3	6,949	157%	220	
	100%（デ フォルト）	11,551	1,476	13,028	40%	12,159	100.00%	10,000 から 20,000		2	621	5%	6,907	
小計		246,670	257,735	504,405	49%	373,376	4.29%		34%	3	175,335	47%	8,032	(8,401)
合計		555,905	280,170	836,075	49%	694,244	2.41%		20%	2	184,720	27%	8,292	(8,660)

(*) アドオンを含む。

(**) 1年間の予測損失は、周期を通じた（TTC）統計的な見積もりである一方で、信用リスクの引当金は、連結財務書類における注記1.e.5に詳述されるようにIFRS第9号基準に基づき算出されており、予測損失および引当金は直接比較することができない。

当社グループの取引先である中央政府および中央銀行の多くは、信用度が非常に高く、先進国を拠点として
いる。これは、かかる取引先の内部格付が非常に良いことおよび債務不履行による損失の平均水準が非常に低
いことを意味している。

当社グループの法人コミットメントの大多数は、優良または良質な取引先に関するものであるが、これはBNPパリバの顧客基盤の大部分を、多国籍企業が占めていることを反映している。他のエクスポージャーは主として、それらの債務不履行による損失の平均水準を反映し、仕組取引または高価値の資産によって担保された取引である。

平均すると、取引先のデフォルトを除くデフォルト確率は、0.61%である。法人に関しては、0.99%である。

法人資産クラスの地域別のデフォルト確率の平均値および債務不履行による損失の平均値

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在		
	債務不履行ではない エクスポージャー	デフォルト確率の 平均値	債務不履行による 損失の平均値
欧州(*)	365,824	1.03%	32%
うちフランス	117,614	1.02%	35%
うちベルギー	60,777	1.71%	22%
うちルクセンブルク	18,092	0.92%	29%
うちイタリア	46,009	1.01%	39%
北アメリカ	92,013	0.74%	32%
アジア太平洋	52,468	0.98%	34%
その他の国々	31,217	1.26%	30%
合計	541,523	0.99%	32%

(*) EUおよび欧州自由貿易連合 (EFTA) も含む。

(単位：百万ユーロ)	2018年12月31日現在		
	債務不履行ではない エクスポージャー	デフォルト確率の 平均値	債務不履行による 損失の平均値
欧州(*)	328,755	1.10%	34%
うちフランス	100,575	1.07%	37%
うちベルギー	62,970	1.65%	26%
うちルクセンブルク	16,442	0.97%	31%
うちイタリア	42,613	1.17%	40%
北アメリカ	85,985	0.81%	35%
アジア太平洋	45,829	1.10%	35%
その他の国々	30,809	1.30%	29%
合計	491,378	1.07%	34%

(*) EUおよび欧州自由貿易連合 (EFTA) も含む。

リテール顧客に固有の内部格付システム

リテール顧客は、高水準の精度を示す、取引の単位量が少ない、標準的なリスク構造によって特徴付けられる。

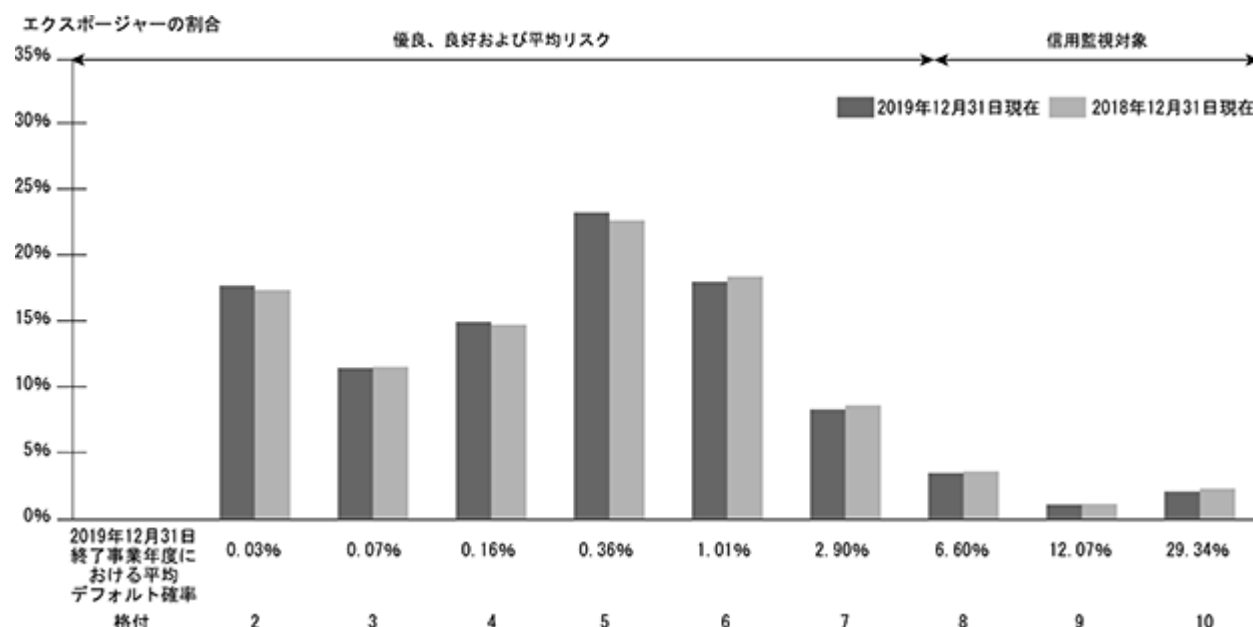
リテール業務における借手の大部分には、デフォルトの可能性の判定基準として用いられる行動スコアが割り当てられ、各取引には、全体的な回収率（GRR）および債務不履行エクスポージャー（EAD）が割り当てられる。これらのパラメーターは、最新の情報に基づき毎月計算される。当該パラメーターは、商業機能に対して提供される異なるスコアによって補完される。債務不履行エクスポージャーは、リスク・パラメーターの決定に関与していない。この手法は、すべてのリテール顧客について一貫して用いられる。かかる格付システムの一般原則は、上記「信用リスク管理方針」内の「格付システム（監査済）」で述べられている。

リテール業務の顧客を、デフォルト・リスク特性が同様のリスク・グループに分ける作業には、スコアリング手法が用いられる。この手法は、信用リスク・パラメーター（債務不履行エクスポージャーおよび債務不履行による損失）にも適用される。

以下の図は、内部格付に基づくアプローチを用いて測定した、当社グループの全事業部門に係る、リテール勘定内で管理される不履行になっていない貸出金およびコミットメントの信用格付別内訳を示している。

この不履行になっていない貸出金のエクスポージャーは、2019年12月31日現在の264十億ユーロを表しており、2018年12月31日現在における253十億ユーロと比較して増加した。

IRBアプローチで測定したエクスポージャーの内部格付別内訳ーリテール・ポートフォリオ



リテール・ポートフォリオ

以下の表は、当社グループの全事業部門のリテール貸付およびコミットメントの内訳を、先進的なIRBアプローチによるデフォルト確率の範囲別に示したものである。総エクスポージャーは、2019年12月31日現在、273十億ユーロ（2018年12月31日現在は264十億ユーロ）である。

内部格付別および資産クラス別のIRBアプローチによるエクスポージャー内訳ーリテール・ポートフォリオ (EU CR6)

(単位：百万ユーロ)	デフォルト 確率の範囲	2019年12月31日現在											
		バランス シート・ エクスポ ージャー	オフ バランス シート・ エクスポ ージャー	総エク スポ ージャー	平均 オフ バランス シート CCF	債務 不履行 エク スポ ージャー	平均PD	平均 LGD	平均 残存 期間	リスク 加重 資産(*)	平均 RW(*)	予測 損失 (**)	引当金 (**)
モーゲー ジ	0.00%以上 0.15%未満	71,905	3,480	75,385	100%	75,392	0.06%	12%	5	1,575	2%	6	
	0.15%以上 0.25%未満	17,011	737	17,748	99%	17,751	0.18%	13%	5	1,788	10%	4	
	0.25%以上 0.50%未満	37,090	1,250	38,340	97%	38,330	0.35%	16%	5	4,098	11%	21	
	0.50%以上 0.75%未満	14,094	756	14,850	74%	14,673	0.64%	15%	5	5,823	40%	15	
	0.75%以上 2.50%未満	15,718	926	16,644	83%	16,510	1.47%	15%	5	5,009	30%	37	
	2.50%以上 10.0%未満	7,914	369	8,283	68%	8,183	4.84%	17%	5	4,819	59%	66	
	10.0%以上 100%未満	2,841	58	2,899	81%	2,890	22.07%	16%	5	2,847	99%	101	
	100%（デ フォルト）	3,591	18	3,608	66%	3,604	100.00%		4	1,650	46%	1,067	
小計		170,163	7,594	177,757	93%	177,333	2.92%	14%	5	27,609	16%	1,318	(1,278)
リボルビ ング・エ クスポ ージャー	0.00%以上 0.15%未満	170	6,715	6,885	90%	6,449	0.08%	65%	1	79	1%	3	
	0.15%以上 0.25%未満	59	383	442	78%	387	0.18%	75%	1	53	14%	1	
	0.25%以上 0.50%未満	151	1,563	1,714	60%	1,142	0.33%	64%	1	101	9%	2	
	0.50%以上 0.75%未満	173	782	955	49%	580	0.61%	65%	1	148	26%	2	
	0.75%以上 2.50%未満	1,128	1,965	3,093	47%	2,073	1.46%	55%	1	890	43%	16	
	2.50%以上 10.0%未満	1,661	881	2,542	64%	2,241	5.34%	53%	1	1,362	61%	63	
	10.0%以上 100%未満	942	206	1,148	69%	1,098	24.38%	54%	1	761	69%	146	
	100%（デ フォルト）	1,024	36	1,059	72%	1,051	100.00%		1	348	33%	764	
小計		5,308	12,532	17,839	74%	15,022	9.86%	61%	1	3,742	25%	998	(1,028)
その他 エクス ポ ージャー	0.00%以上 0.15%未満	9,927	2,805	12,732	85%	12,446	0.07%	41%	3	967	8%	4	
	0.15%以上 0.25%未満	2,845	969	3,814	87%	3,799	0.20%	39%	3	648	17%	3	
	0.25%以上 0.50%未満	12,098	2,568	14,666	91%	14,632	0.34%	37%	3	3,378	23%	18	
	0.50%以上 0.75%未満	7,334	1,871	9,205	64%	8,655	0.64%	37%	3	3,755	43%	21	
	0.75%以上 2.50%未満	14,070	3,306	17,377	88%	17,149	1.46%	37%	2	8,636	50%	92	
	2.50%以上 10.0%未満	10,090	1,371	11,462	86%	11,462	4.72%	37%	2	6,772	59%	201	
	10.0%以上 100%未満	3,559	160	3,719	100%	3,771	25.75%	37%	2	2,716	72%	372	
	100%（デ フォルト）	4,812	109	4,921	88%	4,924	100.00%		2	2,377	48%	3,086	
小計		64,736	13,160	77,897	84%	76,838	8.86%	38%	3	29,248	38%	3,796	(3,889)
合計		240,207	33,286	273,493	82%	269,194	5.01%	23%	4	60,599	23%	6,112	(6,195)

(*) アドオンを含む。

(**) 1年間の予測損失は、周期を通じた(TTC)統計的な見積もりである一方で、信用リスクの引当金は、連結財務書類における注記1.e.5に詳述されるようにIFRS第9号基準に基づき算出されており、予測損失および引当金は直接比較することができない。

(単位：百万ユーロ)	デフォルト 確率の範囲	2018年12月31日現在											
		バランス シート・ エクスポ ージャー	オフ バランス シート・ エクスポ ージャー	総エク スポー ジャー	平均 オフ バランス シート CCF	債務 不履行 エク スポー ジャー	平均PD	平均 LGD	平均 残存 期間	リスク 加重 資産(*)	平均 RW(*)	予測 損失 (**)	引当金 (**)
モーゲー ジ	0.00%以上 0.15%未満	67,090	2,860	69,950	100%	69,958	0.06%	12%	5	1,416	2%	5	
	0.15%以上 0.25%未満	15,839	531	16,370	100%	16,372	0.18%	13%	5	945	6%	4	
	0.25%以上 0.50%未満	34,751	1,002	35,753	95%	35,743	0.36%	16%	5	3,698	10%	20	
	0.50%以上 0.75%未満	13,211	619	13,829	68%	13,645	0.64%	15%	5	4,746	35%	13	
	0.75%以上 2.50%未満	16,004	855	16,859	81%	16,730	1.44%	15%	5	4,937	30%	37	
	2.50%以上 10.0%未満	7,812	299	8,112	66%	8,028	4.85%	17%	5	4,760	59%	65	
	10.0%以上 100%未満	2,995	69	3,064	70%	3,045	20.77%	16%	5	3,074	101%	102	
	100% (デ フォルト)	3,952	17	3,969	56%	3,964	100.00%		4	1,849	47%	1,204	
小計		161,655	6,252	167,907	91%	167,485	3.29%	14%	5	25,425	15%	1,450	(1,446)
リボルビ ング・エ クスポ ージャー	0.00%以上 0.15%未満	171	6,192	6,363	88%	5,932	0.08%	64%	1	180	3%	3	
	0.15%以上 0.25%未満	66	973	1,039	84%	921	0.18%	63%	1	62	7%	1	
	0.25%以上 0.50%未満	151	1,459	1,610	51%	942	0.34%	64%	1	80	9%	2	
	0.50%以上 0.75%未満	196	712	907	43%	519	0.62%	65%	1	140	27%	2	
	0.75%以上 2.50%未満	1,202	2,036	3,238	46%	2,177	1.37%	53%	1	795	37%	15	
	2.50%以上 10.0%未満	1,707	852	2,559	65%	2,279	5.31%	51%	1	1,380	61%	62	
	10.0%以上 100%未満	964	200	1,164	66%	1,114	24.73%	53%	1	772	69%	148	
	100% (デ フォルト)	1,117	33	1,150	78%	1,144	100.00%		1	358	31%	867	
小計		5,573	12,458	18,031	72%	15,028	10.53%	59%	1	3,768	25%	1,101	(1,080)
その他 エクス ポ ージャー	0.00%以上 0.15%未満	10,281	2,736	13,017	88%	12,785	0.07%	40%	3	972	8%	4	
	0.15%以上 0.25%未満	2,922	1,116	4,038	86%	3,937	0.19%	41%	2	626	16%	3	
	0.25%以上 0.50%未満	11,539	2,538	14,078	91%	14,029	0.34%	36%	3	2,789	20%	17	
	0.50%以上 0.75%未満	6,591	1,568	8,159	61%	7,622	0.63%	37%	3	3,853	51%	18	
	0.75%以上 2.50%未満	15,205	3,011	18,216	87%	17,988	1.44%	36%	3	8,706	48%	93	
	2.50%以上 10.0%未満	9,524	1,301	10,825	84%	10,723	4.86%	37%	3	6,414	60%	191	
	10.0%以上 100%未満	3,684	153	3,837	95%	3,866	26.00%	37%	3	2,772	72%	383	
	100% (デ フォルト)	5,356	98	5,454	88%	5,450	100.00%		2	2,030	37%	3,579	
小計		65,102	12,522	77,624	85%	76,400	9.62%	37%	3	28,163	37%	4,287	(4,158)
合計		232,329	31,232	263,561	81%	258,913	5.58%	23%	4	57,355	22%	6,837	(6,685)

(*) アドオンを含む。

(**) 1年間の予測損失は、周期を通じた（TTC）統計的な見積もりである一方で、信用リスクの引当金は、連結財務書類における注記1.e.5に詳述されるようにIFRS第9号基準に基づき算出されており、予測損失および引当金は直接比較することができない。

モーゲージ・エクスポージャーの大部分は、フランス国内リテール・バンキング、ベルギー国内リテール・バンキングおよびルクセンブルク国内リテール・バンキングに関するものである。住宅ローンは、厳格かつ明確な手続に従って提供される。リテール顧客によるデフォルト前の貸出金についてのデフォルト確率の平均値は、1.50%である。債務不履行による平均損失率の低さは住宅ローンが付与された際に設定される担保を反映している。2013年以降、すべての金融機関は、ベルギーの住宅ローン・ポートフォリオのリスク加重資産について、監督当局の要求により、アドオンを実行している。

リボルビング・エクスポージャーおよびその他エクスポージャーの大部分は、信用度において幅広い範囲の顧客を有し、また担保の水準の低い消費者向けローン子会社に関連するものである。

地域別のリテール・ポートフォリオのデフォルト確率の平均値およびの債務不履行による損失の平均値

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在		
	債務不履行ではない エクスポージャー	デフォルト確率の 平均値	債務不履行による 損失の平均値
欧州(*)	263,483	1.50%	23%
うちフランス	134,462	1.45%	24%
うちベルギー	77,269	1.33%	18%
うちルクセンブルク	7,899	0.87%	24%
うちイタリア	32,566	1.53%	24%
北アメリカ	126	n.s.	n.s.
アジア太平洋	84	n.s.	n.s.
その他の国々	212	n.s.	n.s.
合計	263,904	1.50%	23%

(*) EUおよび欧州自由貿易連合 (EFTA) も含む。

(単位：百万ユーロ)	2018年12月31日現在		
	債務不履行ではない エクスポージャー	デフォルト確率の 平均値	債務不履行による 損失の平均値
欧州(*)	252,638	1.56%	23%
うちフランス	128,986	1.50%	24%
うちベルギー	73,131	1.37%	18%
うちルクセンブルク	7,067	0.92%	23%
うちイタリア	32,673	1.66%	24%
北アメリカ	69	n.s.	n.s.
アジア太平洋	78	n.s.	n.s.
その他の国々	202	n.s.	n.s.
合計	252,988	1.56%	23%

(*) EUおよび欧州自由貿易連合 (EFTA) も含む。

信用リスク：標準的アプローチ

標準的アプローチで評価するエクスポージャーについては、BNPパリバは、監督当局に承認されている適格格付機関（ECAIs）、スタンダード・アンド・プアーズ、ムーディーズ、フィッチ・レーティングス、サーブドおよびフランス銀行による外部の格付を使用する。

スタンダード・アンド・プアーズ、ムーディーズおよびフィッチ・レーティングスによる格付は主に、中央政府および中央銀行、地域および地方の機関、公共機関および国際開発銀行ならびに機関および法人向けのエクスポージャーに用いられる。フランス銀行による格付は主に、法人向けエクスポージャーおよび不動産の担保に保証されたエクスポージャーに用いられる。サーブドによる格付は主に、法人向けエクスポージャーに用いられる。

直接適用可能な外部の格付が存在しない場合、発行体の優先無担保証券の格付を、可能な場合、外部のデータベースから入手し、場合によってはリスク加重のために用いる。

2019年12月31日現在、標準的アプローチで評価するエクスポージャーは、BNPパリバ・グループの信用リスクに対する総エクスポージャーの27%に相当するものとなり、これは2018年12月31日現在の28%と比較してわずかに減少した。

以下の表では、規制資産クラス毎に分類される標準的リスク加重エクスポージャーの概要を示している。標準的アプローチを用いて加重されているエクイティ・エクスポージャーは、主にファンド受益証券保有者に付与された資産価値保証により構成されている。

標準的アプローチを用いたエクスポージャーのクラスによる標準的信用リスクのエクスポージャー (EU CR
 4)

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在					
	総エクスポージャー		債務不履行 エクスポージャー		リスク加重 資産	リスク・ ウェイトの 加重平均値
	バランス シート	オフバラン スシート	バランス シート	オフバラン スシート		
中央政府および中央銀行	29,487	31	32,018	10	5,962	19%
地方政府および地方機関	3,098	2,818	3,023	658	809	22%
公共機関事業体	16,163	2,013	16,715	415	2,223	13%
多国籍開発銀行	192	-	192	-	0	0%
国際組織	9	0	9	0	0	0%
金融機関	9,290	1,523	10,435	677	4,410	40%
法人	84,042	34,478	75,962	13,094	76,063	85%
リテール	97,814	32,205	93,373	3,314	68,010	70%
不動産の担保に保証されたエク スポージャー	63,441	7,292	57,709	1,558	26,208	44%
債務不履行エクスポージャー	10,453	373	4,381	84	4,882	109%
特定の高いリスクに関連する項目 (*)	504	683	493	340	1,245	149%
集団投資事業におけるユニットまた は株式の形のエクスポージャー	-	533	-	149	59	40%
株式	-	782	-	156	156	100%
その他の項目	28,314	-	28,314	-	20,462	72%
合計	342,805	82,730	322,624	20,455	210,490	61%

(*) リスク特性が市場の状況により影響を受ける可能性がある不動産融資エクスポージャー。

(単位：百万ユーロ)	2018年12月31日現在					
	総エクスポージャー		債務不履行 エクスポージャー		リスク加重 資産	リスク・ ウェイトの 加重平均値
	バランス シート	オフバラン スシート	バランス シート	オフバラン スシート		
中央政府および中央銀行	30,663	10	34,956	4	6,124	18%
地方政府および地方機関	4,130	2,762	4,137	610	781	16%
公共機関事業体	12,397	1,823	12,855	386	2,413	18%
多国籍開発銀行	120	-	120	-	-	0%
国際組織	-	-	-	-	-	-
金融機関	10,609	1,306	11,582	483	4,530	38%
法人	87,591	33,379	80,838	13,182	83,292	89%
リテール	98,592	30,551	93,768	3,151	68,394	71%
不動産の担保に保証されたエク スポージャー	62,704	7,146	56,321	1,635	26,082	45%
債務不履行エクスポージャー	12,278	354	5,127	115	5,919	113%
集団投資事業におけるユニットまた は株式の形のエクスポージャー	-	603	-	188	77	41%
株式	-	1,063	-	213	213	100%
その他の項目	32,013	-	32,013	-	22,558	70%
合計	351,097	78,997	331,718	19,968	220,383	63%

為替の影響を除けば、2019年の標準的アプローチによる貸出金残高は、連結方法の変更による減少に伴い安定しており、当社グループのいくつかの非規制事業体は現在、バンクウェストおよびTEBの貸出金残高の増加により相殺されたプルデンシャル・スコープにおける持分法を用いて連結されている。

以下の表は、標準的アプローチを用いて測定した当社グループの全事業部門の記録されている貸出金およびコミットメントのリスク・ウェイトによる分配額の内訳を、標準資産クラス別に示したものである。債務不履行エクスポージャーは、その他の非債権資産を含み、2019年12月31日現在、343十億ユーロ（2018年12月31日現在では352十億ユーロ）となった。

[次へ](#)

標準的信用リスク債務不履行エクスポージャー（EU CR5）

リスク・ウェイト (単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在									
	債務不履行エクスポージャー									
	0%	20%	35%	50%	75%	100%	150%	その他	合計	うち格付 なし (*)
中央政府および中央銀行	25,369	237	-	1,015	-	5,406	1	-	32,029	13,841
地方政府および地方機関	363	3,135	-	0	-	182	-	-	3,681	1,292
公共機関事業体	11,436	4,315	-	38	-	1,341	-	-	17,130	11,623
多国籍開発銀行	192	0	-	0	-	-	-	-	192	-
国際組織	9	-	-	-	-	-	-	-	9	9
金融機関	749	6,406	-	1,668	-	2,276	13	-	11,111	1,223
法人	815	10,377	19	6,994	-	70,015	1,030	-	89,055	61,496
リテール	-	-	0	0	96,687	-	-	-	96,687	96,687
不動産の担保に保証されたエク スポージャー	-	0	31,887	19,394	5,406	2,560	19	-	59,266	40,744
債務不履行エクスポージャー	-	-	-	-	-	3,632	833	-	4,465	4,372
特定の高いリスクに関連する項目 (**)	-	-	-	-	-	-	833	-	833	0
集団投資事業におけるユニットまた は株式の形のエクスポージャー	63	34	-	-	-	53	-	-	149	149
株式	-	-	-	-	-	156	-	-	156	156
その他の項目	3,857	86	-	58	-	15,646	-	8,667	28,314	25,689
合計	42,853	24,590	31,906	29,168	102,093	101,267	2,730	8,667	343,274	257,282

(*) 外部格付機関による信用格付がない取引先へのエクスポージャー。

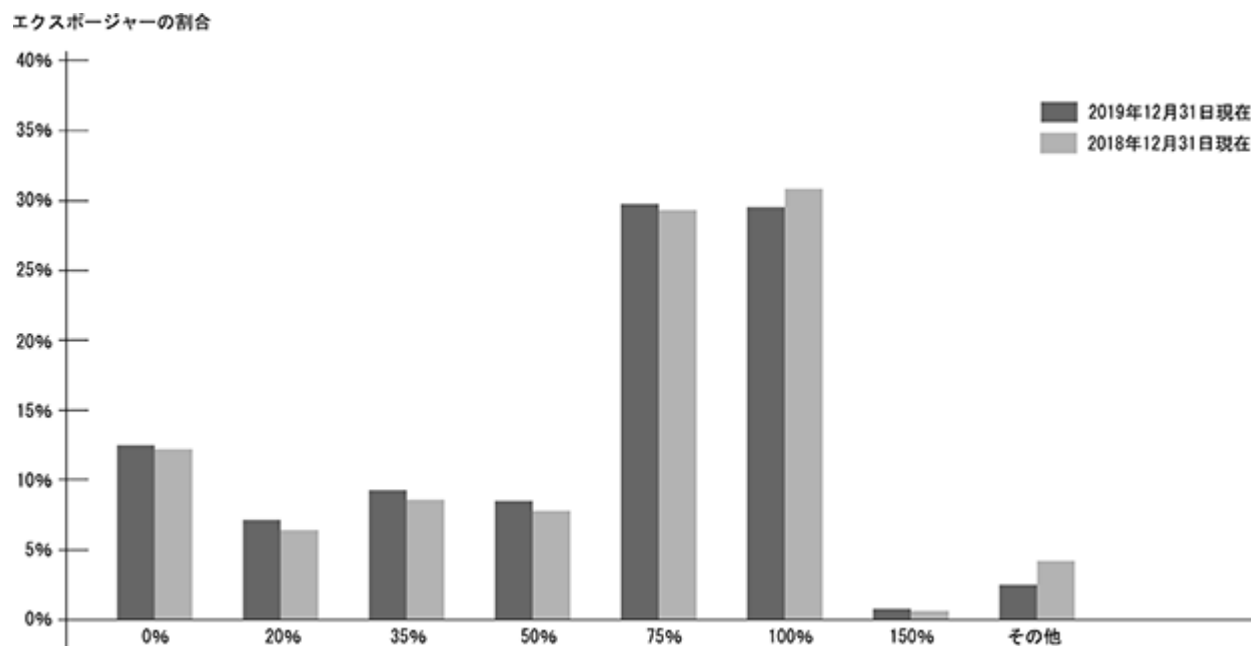
(**) リスク特性が市場の状況により影響を受ける可能性がある不動産融資エクスポージャー。

リスク・ウェイト (単位：百万ユーロ)	2018年12月31日現在									
	債務不履行エクスポージャー									
	0%	20%	35%	50%	75%	100%	150%	その他	合計	うち格付 なし (*)
中央政府および中央銀行	27,167	1,455	-	1,012	-	5,326	-	-	34,960	17,237
地方政府および地方機関	1,466	3,125	-	-	-	156	-	-	4,747	1,306
公共機関事業体	8,336	3,067	-	76	-	1,761	-	-	13,241	7,711
多国籍開発銀行	120	-	-	-	-	-	-	-	120	-
国際組織	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関	804	7,645	-	1,239	-	2,371	7	-	12,066	1,153
法人	1,330	7,206	-	6,217	-	78,378	891	-	94,021	66,297
リテール	-	-	-	-	96,919	-	-	-	96,919	96,919
不動産の担保に保証されたエク スポージャー	-	-	30,249	18,768	6,108	2,804	27	-	57,956	57,034
債務不履行エクスポージャー	-	-	-	-	-	3,887	1,355	-	5,242	5,198
集団投資事業におけるユニットまた は株式の形のエクスポージャー	68	54	-	-	-	66	-	-	188	188
株式	-	-	-	-	-	213	-	-	213	213
その他の項目	3,622	113	-	90	-	13,343	-	14,845	32,013	30,192
合計	42,912	22,665	30,249	27,403	103,027	108,305	2,281	14,845	351,686	283,447

(*) 外部格付機関による信用格付がない取引先へのエクスポージャー。

以下の図は、標準的アプローチを用いて測定した、当社グループの全事業部門に係る信用リスクに関連する債務不履行エクスポージャー残高のリスク・ウェイト別内訳を示している。

リスク・ウェイト別の標準的アプローチを用いた債務不履行エクスポージャー



信用リスク：簡便加重法に基づく株式

エクスポージャー

2019年12月31日現在の簡便加重法に基づくエクスポージャーは、16.9十億ユーロであり、2018年12月31日現在では13.0十億ユーロであった。

範囲

当社グループがトレーディング・ポートフォリオ外に保有する株式は、「発行体の資産または利益に対する残余財産分配請求権についての劣後株式であるか、同等の経済的性質を有する」有価証券である。当該証券は以下を含む。

- ・上場および未上場の株式（投資ファンドの受益証券を含む。）
- ・（株式で償還または株式と交換が可能な）転換社債に組み込まれたオプション
- ・ストック・オプション
- ・最劣後債
- ・プライベート・ファンドのコミットメント
- ・株式持分のヘッジ
- ・持分法で会計処理される連結会社の株式

簡便加重法により利益を受けるエクスポージャーの範囲には、以下の項目は含まれない。

- ・主に持分法の下で連結されるかまたは資本を通じて公正価値で測定する金融資産として保有される、当社グループが10%超を有する信用機関または金融機関の持分は、控除項目から除外され、一律に250%の加重がなされる（2018年12月31日現在3.3十億ユーロのエクスポージャーと比較して、2019年12月31日現在3.1十億ユーロのエクスポージャー）。
- ・UCITSの受益証券保有者に付与される資産価値の保証は、標準的アプローチを用いて加重される（2018年12月31日現在1.3十億ユーロのエクスポージャーと比較して、2019年12月31日現在1.0十億ユーロのエクスポージャー）。

会計原則および評価手法

会計原則および評価手法は、連結財務書類の注1.e「金融資産および金融負債」に記載されている。

損益合計

株主資本に計上される未実現収益および未実現損失の合計は、連結財務書類の注5.c「資本を通じて公正価値で測定する金融資産」に記載されている。

リスク加重資産

簡便加重法には、リスク加重資産の算出において、以下のリスク・ウェイトが含まれる。

- ・プリンシパル・インベストメンツの事業の活動の中で中長期の評価目的のために保有される投資および当行の事業部門の業務に沿った分散されたポートフォリオにおける未公開株式のエクスポージャーは、190%である。
- ・主に当行の事業部門の業務に関連した投資を含む、上場の株式の形で保有されるエクスポージャーは、290%である。また、プリンシパル・インベストメンツに関連したいくつかのエクスポージャーもこの分類に含まれる。
- ・主に持分法の下で連結される企業（下表「保険事業（EU INS 1）」に記載される当社グループのプルデンシャル・スコープにおける保険事業体を含む。）を含む株式の形で保有されるすべてのエクスポージャーは、370%である。さらに、かかるリスク・ウェイトは、非分散のポートフォリオにおける非上場の投資にも適用される。

簡便加重法に基づくエクイティ・ポジション (EU CR10)

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在						
	オンバランスシート 総エクスポージャー	オフバランスシート 総エクスポージャー	総エクスポージャー合計	債務不履行エクスポージャー	リスク・ウェイト	リスク加重資産	資本要件
分散されたポートフォリオ内の プライベート・エクイティ	2,271	956	3,227	2,749	190%	5,224	418
上場株式エクスポージャー	1,260	60	1,320	1,290	290%	3,741	299
その他株式エクスポージャー	12,106	234	12,339	12,223	370%	45,224	3,618
合計	15,637	1,249	16,887	16,262		54,189	4,335

(単位：百万ユーロ)	2018年12月31日現在						
	オンバランスシート 総エクスポージャー	オフバランスシート 総エクスポージャー	総エクスポージャー合計	債務不履行エクスポージャー	リスク・ウェイト	リスク加重資産	資本要件
分散されたポートフォリオ内の プライベート・エクイティ	1,983	648	2,630	2,306	190%	4,382	351
上場株式エクスポージャー	1,193	213	1,405	1,349	290%	3,912	313
その他株式エクスポージャー	8,834	89	8,923	8,879	370%	32,851	2,628
合計	12,010	949	12,959	12,534		41,146	3,292

2019年12月31日現在、当社グループは特別融資のエクスポージャーに関して簡便リスク・ウェイトを用いなかった。

保険事業 (EU INS 1)

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在	2018年12月31日現在
保険企業に対する株式保有(*) (370%のリスク加重以前)	8,041	6,648
リスク加重資産合計	29,753	24,599

(*) プルデンシャル・スコープにおいて持分法で連結される保険企業に対する重要な金融保有を表し、それは保険会社に対する保有の規制資本からの控除を免除する規則 (EU) 575/2013第49条の規定の恩恵を受けている。規則 (EU) 575/2013第48条の規定に基づき、規制資本に対する潜在的な控除は、エクイティ・ティア1比率に対する約10ペーシス・ポイントの低下等の限定的な影響を与えることとなる。

簡便加重法における株式リスク加重資産の主要な要素別の動向

(単位：百万ユーロ)	2018年 12月31日 現在	主要な要素							変動合計	2019年 12月31日 現在
		資産規模	資産内容	モデルの更新	手法および方針	取得および処分	通貨	その他		
リスク加重資産	41,146	6,825	18	-	-	6,129	-	71	13,043	54,189

2019年におけるリスク加重資産の変動は、保険事業体の帳簿価額の増加および当社グループの一部の非規制事業体の連結の方法の変更に主に起因する。

エクスポージャー、引当金およびリスク費用（監査済）

償却原価で測定する資産に関連する減損エクスポージャー（ステージ3）、供与した融資コミットメントおよび供与した保証コミットメント、ならびに担保として供出された保証は、連結財務書類の注5.fに記載されている。

以下の表は、2018年12月17日に公表された欧州銀行監督機構の「不良エクスポージャーおよび留保エクスポージャーの開示に関するガイドライン」に従い、連結のプルデンシャル・スコープに含まれる不履行になっている金融資産および不良金融資産（注1）の帳簿価額を示す。

以下のいずれか1つに該当する場合、不良エクスポージャーとみなされる。

- ・債務不履行エクスポージャー
- ・債務不履行になっていない延滞が90日を超えるエクスポージャー
- ・履行状態に復帰するまでに要する最低1年間の貸出条件変更済貸出金（下記「貸出条件変更済貸出金（監査済）」を参照。）

これらのガイドラインに従い、記載されているエクスポージャーの分類は、監督当局向けの財務報告書（注2）に基づいており、第3の柱に関して通常用いられるエクスポージャーの分類とは異なる。かかる分類は以下のとおりである。

- ・中央銀行
- ・主に中央政府、地域または地方の機関および国際機関を含む行政機関
- ・金融機関および多国籍開発銀行を含む金融機関
- ・金融機関（特に監督された投資会社および清算機関）および企業（主に投資ファンド、年金基金および保険会社）を含むその他の金融企業
- ・主に法人および中小企業（SME）を含む非金融企業
- ・世帯：主に中小企業以外の個人向けポートフォリオ

（注1） 2019年12月31日現在、当社グループの不良貸出金の比率は、2018年12月31日現在の3.8%と比較して3.2%となった。かかる比率は、欧州銀行監督機構が欧州における不良貸出金を監督するために使用されている。これは中央銀行に対する受領した保証金控除前の貸出金、債権および預金の総残高に基づいて計算されている。

（注2） 監督上の報告に関するEU実施規則680/2014の別紙3および別紙5。

不履行になっていないエクスポージャーおよび不良エクスポージャーならびに関連引当金（EU NPL4）（監査済）

(単位： 百万ユーロ)	2019年12月31日現在											
	帳簿価額総額						減損累計額、信用リスクに起因する 公正価値の累計マイナス変動および引当金					
	不履行になっていない エクスポージャー			不良エクスポージャー			不履行になっていない エクスポージャー			不良エクスポージャー		
		うち ステージ 1	うち ステージ 2		うちス テージ1 およびス テージ2	うち ステージ 3		うち ステージ 1	うち ステージ 2		うちス テージ1 およびス テージ2	うち ステージ 3
貸出金および債権	992,643	916,056	76,587	33,314	3,050	30,264	(4,310)	(1,620)	(2,690)	(17,051)	(489)	(16,562)
中央銀行	154,017	153,586	431	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一般政府	34,855	33,014	1,841	266	135	131	(26)	(7)	(19)	(34)	(8)	(26)
金融機関	18,961	18,565	396	96	3	93	(8)	(6)	(2)	(80)	-	(80)
その他の金融企業	72,619	69,567	3,052	1,354	6	1,348	(143)	(61)	(82)	(884)	-	(884)
非金融企業	386,707	345,889	40,818	16,477	610	15,867	(1,597)	(638)	(959)	(8,420)	(11)	(8,409)
うち中小企業	113,081	96,420	16,661	7,021	145	6,876	(762)	(279)	(483)	(3,289)	(4)	(3,285)
世帯	325,484	295,435	30,049	15,121	2,296	12,825	(2,536)	(908)	(1,628)	(7,633)	(470)	(7,163)
負債証券	165,449	164,434	1,015	483	-	483	(74)	(35)	(39)	(282)	-	(282)
中央銀行	3,368	3,324	44	1	-	1	(2)	(1)	(1)	(2)	-	(2)
一般政府	127,683	127,548	135	-	-	-	(28)	(22)	(6)	-	-	-
金融機関	11,809	11,758	51	117	-	117	-	-	-	(112)	-	(112)
その他の金融企業	18,138	17,415	723	93	-	93	(35)	(10)	(25)	(45)	-	(45)
非金融企業	4,451	4,389	62	272	-	272	(9)	(2)	(7)	(123)	-	(123)
オフバランス シート・エク スポージャー	480,031	463,578	16,453	2,527	1	2,526	(484)	(259)	(225)	(334)	(1)	(333)
中央銀行	16,851	16,771	80	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一般政府	24,963	24,156	807	28	-	28	(4)	(1)	(3)	(12)	-	(12)
金融機関	20,436	19,855	581	19	-	19	(19)	(5)	(14)	-	-	-
その他の金融企業	68,687	67,827	860	85	-	85	(22)	(16)	(6)	(19)	-	(19)
非金融企業	288,416	276,543	11,873	2,260	-	2,260	(322)	(175)	(147)	(299)	-	(299)
世帯	60,678	58,426	2,252	135	1	134	(117)	(62)	(55)	(4)	(1)	(3)
合計	1,638,123	1,544,068	94,055	36,324	3,051	33,273	(4,868)	(1,914)	(2,954)	(17,667)	(490)	(17,177)

(単位： 百万ユーロ)	2018年12月31日現在											
	帳簿価額総額						減損累計額、信用リスクに起因する 公正価値の累計マイナス変動および引当金					
	不履行になっていない エクスポージャー			不良エクスポージャー			不履行になっていない エクスポージャー			不良エクスポージャー		
		うちス テージ1	うちス テージ2		うちス テージ1およ びス テージ2	うちス テージ3		うちス テージ1	うちス テージ2		うちス テージ1およ びス テージ2	うちス テージ3
貸出金および債権	964,969	878,033	86,936	37,854	3,166	34,688	(4,480)	(1,536)	(2,944)	(19,975)	(409)	(19,566)
中央銀行	184,962	184,774	188	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一般政府	35,909	33,279	2,630	877	651	226	(27)	(6)	(21)	(33)	(8)	(25)
金融機関	16,745	16,333	412	154	-	154	(42)	(7)	(35)	(92)	-	(92)
その他の金融企業	66,404	62,962	3,442	1,285	26	1,259	(119)	(46)	(73)	(942)	(1)	(941)
非金融企業	349,798	302,396	47,402	19,417	431	18,986	(1,542)	(581)	(961)	(10,603)	(6)	(10,597)
うち中小企業	104,362	89,037	15,325	9,996	143	9,853	(746)	(257)	(489)	(5,319)	(4)	(5,315)
世帯	311,151	278,289	32,862	16,121	2,058	14,063	(2,750)	(896)	(1,854)	(8,305)	(394)	(7,911)
負債証券	135,568	134,306	1,262	494	-	494	(80)	(28)	(52)	(276)	-	(276)
中央銀行	4,758	4,758	-	-	-	-	(1)	(1)	-	-	-	-
一般政府	102,157	102,006	151	-	-	-	(22)	(15)	(7)	-	-	-
金融機関	9,644	9,565	79	126	-	126	(7)	(3)	(4)	(113)	-	(113)
その他の金融企業	15,541	14,613	928	129	-	129	(39)	(8)	(31)	(57)	-	(57)
非金融企業	3,468	3,364	104	239	-	239	(11)	(1)	(10)	(106)	-	(106)
オフバランスシート・エクスポージャー	448,844	431,629	17,215	1,939	11	1,928	(457)	(237)	(220)	(319)	(1)	(318)
中央銀行	21,442	21,440	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一般政府	29,329	28,159	1,170	43	-	43	(4)	(1)	(3)	(12)	-	(12)
金融機関	15,223	14,439	784	6	-	6	(21)	(4)	(17)	(1)	-	(1)
その他の金融企業	54,443	52,790	1,653	50	-	50	(20)	(13)	(7)	(17)	-	(17)
非金融企業	271,360	259,745	11,615	1,727	10	1,717	(295)	(157)	(138)	(282)	(1)	(281)
世帯	57,047	55,056	1,991	113	1	112	(117)	(62)	(55)	(7)	-	(7)
合計	1,549,381	1,443,968	105,413	40,287	3,177	37,110	(5,017)	(1,801)	(3,216)	(20,570)	(410)	(20,160)

延滞日別不履行になっていないエクスポージャーおよび不良エクスポージャー（EU NPL3）（監査済）

(単位： 百万ユーロ)	2019年12月31日現在									
	不履行になっていない エクスポージャー			不良エクスポージャー						
		延滞が 30日以下	30日超 90日以下		延滞前だが 支払われる 可能性が低 いまたは延 滞が90日以 下	90日超 180日以下	180日超 1年以下	1年超 5年以下	5年超	うち債務不 履行
貸出金および債権	992,643	989,120	3,523	33,314	7,239	1,925	2,087	11,237	10,826	30,264
中央銀行	154,017	154,017	-	-	-	-	-	-	-	-
一般政府	34,855	34,722	133	266	30	12	33	121	70	131
金融機関	18,961	18,956	5	96	18	3	1	60	14	93
その他の金融企業	72,619	72,554	65	1,354	514	8	37	187	608	1,348
非金融企業	386,707	384,869	1,838	16,477	4,029	791	1,044	4,129	6,484	15,867
うち中小企業	113,081	112,378	703	7,021	949	394	431	2,243	3,004	6,876
世帯	325,484	324,002	1,482	15,121	2,648	1,111	972	6,740	3,650	12,825
負債証券	165,449	165,449	-	483	324	-	-	103	56	483
中央銀行	3,368	3,368	-	1	1	-	-	-	-	1
一般政府	127,683	127,683	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関	11,809	11,809	-	117	5	-	-	99	13	117
その他の金融企業	18,138	18,138	-	93	67	-	-	4	22	93
非金融企業	4,451	4,451	-	272	251	-	-	-	21	272
オフバランスシート・ エクスポージャー	480,031			2,527						2,526
中央銀行	16,851			-						-
一般政府	24,963			28						28
金融機関	20,436			19						19
その他の金融企業	68,687			85						85
非金融企業	288,416			2,260						2,260
世帯	60,678			135						134
合計	1,638,123	1,154,569	3,523	36,324	7,563	1,925	2,087	11,340	10,882	33,273

(単位： 百万ユーロ)	2018年12月31日現在									
	不履行になっていない エクスポージャー			不良エクスポージャー						
	延滞が 30日以下	30日超 90日以下		延滞前だが 支払われる 可能性が低 いまたは延 滞が90日以 下	90日超 180日以下	180日超 1年以下	1年超 5年以下	5年超	うち債務 不履行	
貸出金および債権	964,969	960,032	4,937	37,854	7,343	2,007	1,961	13,572	12,971	34,688
中央銀行	184,962	184,962	-	-	-	-	-	-	-	-
一般政府	35,909	35,871	38	877	50	57	106	590	74	226
金融機関	16,745	16,744	1	154	37	1	-	73	43	154
その他の金融企業	66,404	66,395	9	1,285	470	28	34	182	571	1,259
非金融企業	349,798	346,366	3,432	19,417	4,208	770	808	5,076	8,555	18,986
うち中小企業	104,362	103,198	1,164	9,996	996	294	319	2,932	5,455	9,853
世帯	311,151	309,694	1,457	16,121	2,578	1,151	1,013	7,651	3,728	14,063
負債証券	135,568	135,568	-	494	322	-	-	103	69	494
中央銀行	4,758	4,758	-	-	-	-	-	-	-	-
一般政府	102,157	102,157	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関	9,644	9,644	-	126	15	-	-	99	12	126
その他の金融企業	15,541	15,541	-	129	73	-	-	4	52	129
非金融企業	3,468	3,468	-	239	234	-	-	-	5	239
オフバランスシート・ エクスポージャー	448,844			1,939						1,928
中央銀行	21,442			-						-
一般政府	29,329			43						43
金融機関	15,223			6						6
その他の金融企業	54,443			50						50
非金融企業	271,360			1,727						1,717
世帯	57,047			113						112
合計	1,549,381	1,095,600	4,937	40,287	7,665	2,007	1,961	13,675	13,040	37,110

以下の表は、信用リスクの減損引当金の対象となる金融資産の帳簿価額の内訳を、プルデンシャル・スコープにおける減損のステージ別およびBNPパリバの内部格付別に示したものである。減損の対象となる金融資産は、下記会計カテゴリーにおいて計上される。

- ・中央銀行預け金（現金を除く。）
- ・資本または償却原価を通じて公正価値で測定される負債証券
- ・償却原価で測定する貸出金および債権
- ・供与した融資コミットメントおよび供与した保証コミットメント（オフバランスシート）

減損のステージ別および内部格付別の金融資産の内訳（監査済）

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在							
	帳簿価額の総額						減損	帳簿価額 (純額)
	BNPパリバ内部格付または同等					合計		
	1から3	4から5	6から8	9から10	デフォルト			
中央銀行	147,801	1,452	1,985	321	-	151,559	(16)	151,543
ステージ1	147,801	1,441	1,911	-	-	151,154	(16)	151,137
ステージ2	-	11	74	321	-	406	-	406
ステージ3	-	-	-	-	-	-	-	-
資本を通じて公正価値 で測定される負債証券	49,123	2,833	1,793	9	117	53,875	(140)	53,735
ステージ1	49,123	2,702	1,672	-	-	53,497	(5)	53,492
ステージ2	-	131	121	9	-	261	(22)	239
ステージ3	-	-	-	-	117	117	(113)	4
償却原価で測定する貸出 金および債権	183,774	259,584	388,154	11,451	30,233	873,196	(21,374)	851,822
ステージ1	183,774	247,877	332,798	-	-	764,449	(1,632)	762,817
ステージ2	-	11,707	55,356	11,451	-	78,514	(3,176)	75,338
ステージ3	-	-	-	-	30,233	30,233	(16,566)	13,667
負債証券の償却原価	96,670	9,576	3,057	98	204	109,605	(134)	109,472
ステージ1	96,670	9,077	2,900	-	-	108,647	(30)	108,617
ステージ2	-	499	157	98	-	754	(17)	737
ステージ3	-	-	-	-	204	204	(87)	117
融資コミットメントお よび保証コミットメント	220,902	138,880	117,624	2,627	2,526	482,559	(818)	481,741
ステージ1	220,902	135,934	106,742	-	-	463,578	(259)	463,319
ステージ2	-	2,946	10,882	2,627	-	16,455	(225)	16,230
ステージ3	-	-	-	-	2,526	2,526	(334)	2,192
合計	698,270	412,325	512,613	14,505	33,080	1,670,794	(22,482)	1,648,312

(単位：百万ユーロ)	2018年12月31日現在							
	帳簿価額の総額						減損	帳簿価額 (純額)
	BNPパリバ内部格付または同等					合計		
	1 から 3	4 から 5	6 から 8	9 から10	デフォルト			
中央銀行	177,283	1,381	2,897	183	-	181,744	(15)	181,729
ステージ 1	177,283	1,381	2,897	-	-	181,561	(14)	181,547
ステージ 2	-	-	-	183	-	183	(1)	182
ステージ 3	-	-	-	-	-	-	-	-
資本を通じて公正価値 で測定される負債証券	52,878	1,690	2,443	261	114	57,386	(140)	57,246
ステージ 1	52,878	1,680	2,221	-	-	56,779	(7)	56,772
ステージ 2	-	10	222	261	-	493	(21)	472
ステージ 3	-	-	-	-	114	114	(112)	2
償却原価で測定する貸出 金および債権	181,102	238,038	349,087	16,971	34,662	819,860	(24,473)	795,387
ステージ 1	181,102	221,165	294,071	-	-	696,338	(1,544)	694,794
ステージ 2	-	16,873	55,016	16,971	-	88,860	(3,356)	85,504
ステージ 3	-	-	-	-	34,662	34,662	(19,573)	15,089
負債証券の償却原価	68,488	5,661	1,884	70	194	76,297	(130)	76,167
ステージ 1	68,488	5,218	1,628	-	-	75,334	(21)	75,313
ステージ 2	-	443	256	70	-	769	(31)	738
ステージ 3	-	-	-	-	194	194	(78)	116
融資コミットメントお よび保証コミットメント	214,378	121,557	109,592	3,322	1,929	450,778	(775)	450,003
ステージ 1	214,378	117,554	99,693	-	-	431,625	(237)	431,388
ステージ 2	-	4,003	9,899	3,322	-	17,224	(220)	17,004
ステージ 3	-	-	-	-	1,929	1,929	(318)	1,611
合計	694,129	368,327	465,903	20,807	36,899	1,586,065	(25,533)	1,560,532

以下の表は、信用リスクの影響を受けるエクスポージャーの範囲に限定した不良資産および減損の内訳を、規制上の資産クラス、地域および経済領域別に示したものである（「1 (B) (1) 資本管理および自己資本」内の表「リスクタイプ別のプルデンシャル・バランスシート（EU LI1-B）」を参照。）。エクスポージャーの額は、減損処理後かつ信用リスク削減手法（積立または非積立信用保護）の考慮前である。

資産クラス別エクスポージャーおよび引当金（EU CR 1 -A）

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在				
	総エクスポージャー			ステージ3 引当金	ステージ1 およびス テージ2引 当金
	債務不履行エク スポージャー	債務不履行エク スポージャー以外	合計		
中央政府および中央銀行	59	270,296	270,355	(9)	(18)
金融機関	406	57,731	58,137	(320)	(39)
法人	11,749	541,523	553,272	(5,804)	(985)
リテール	9,589	263,904	273,493	(4,877)	(1,318)
不動産による担保	3,608	174,149	177,757	(1,075)	(203)
うち中小企業	570	11,214	11,784	(183)	(50)
うち中小企業以外	3,039	162,935	165,974	(892)	(154)
適格リボルビング	1,059	16,780	17,839	(762)	(267)
その他リテール	4,921	72,976	77,897	(3,041)	407
うち中小企業	2,300	25,985	28,285	(1,247)	(220)
うち中小企業以外	2,621	46,991	49,612	(1,794)	(628)
その他	-	459	459	-	-
IRBアプローチ合計	21,803	1,133,913	1,155,716	(11,010)	(2,360)
中央政府および中央銀行	2	29,518	29,520	(2)	(36)
地方政府および地方機関	34	5,916	5,950	(7)	(5)
公共機関事業体	7	18,176	18,183	(2)	(5)
多国籍開発銀行	-	192	192	-	-
国際組織	-	9	9	-	-
金融機関	13	10,813	10,826	(5)	(21)
法人	2,432	118,520	120,952	(1,362)	(491)
うち中小企業	999	26,482	27,481	(544)	(188)
リテール	5,577	130,019	135,596	(3,552)	(1,644)
うち中小企業	1,741	31,750	33,492	(982)	(306)
不動産の担保に保証されたエク スポージャー	2,696	70,732	73,429	(1,105)	(689)
うち中小企業	923	20,636	21,559	(405)	(194)
債務不履行エクスポージャー					
特定の高いリスクに関連する項目 (*)	63	1,187	1,250	(37)	(7)
集団投資事業におけるユニットま たは株式の形のエクスポージャー	-	533	533	-	-
株式	-	782	782	-	-
その他の項目	-	28,314	28,314	-	-
標準的アプローチ合計	10,826	414,710	425,536	(6,072)	(2,897)
合計	32,629	1,548,623	1,581,252	(17,082)	(5,257)

(*) リスク特性が市場の状況により影響を受ける可能性がある不動産融資エクスポージャー。

(単位：百万ユーロ)	2018年12月31日現在				
	総エクスポージャー			ステージ3 引当金	ステージ1 およびス テージ2引 当金
	債務不履行エク スポージャー	債務不履行エク スポージャー以外	合計		
中央政府および中央銀行	103	284,708	284,811	(9)	
金融機関	315	46,544	46,859	(206)	
法人	13,028	491,378	504,405	(7,049)	
リテール	10,574	252,988	263,561	(5,716)	
不動産による担保	3,969	163,938	167,907	(1,305)	
うち中小企業	687	11,055	11,742	(216)	
うち中小企業以外	3,282	152,882	156,164	(1,089)	
適格リボルビング	1,150	16,881	18,031	(869)	
その他リテール	5,454	72,169	77,624	(3,542)	
うち中小企業	2,478	25,552	28,030	(1,462)	
うち中小企業以外	2,976	46,618	49,593	(2,080)	
その他	-	833	833	-	
IRBアプローチ合計	24,019	1,076,450	1,100,469	(12,979)	(2,365)
中央政府および中央銀行	2	30,673	30,675	(2)	
地方政府および地方機関	42	6,892	6,934	(9)	
公共機関事業体	8	14,219	14,228	(4)	
多国籍開発銀行	-	120	120	-	
国際組織	-	-	-	-	
金融機関	35	11,915	11,950	(15)	
法人	3,287	120,970	124,257	(1,859)	
うち中小企業	875	21,389	22,264	(487)	
リテール	5,827	129,143	134,970	(3,654)	
うち中小企業	1,684	29,650	31,334	(968)	
不動産の担保に保証されたエク スポージャー	3,430	69,850	73,280	(1,531)	
うち中小企業	1,068	17,447	18,515	(548)	
債務不履行エクスポージャー					
集団投資事業におけるユニットま たは株式の形のエクスポージャー	-	603	603	-	
株式	-	1,063	1,063	-	
その他の項目	-	32,013	32,013	-	
標準的アプローチ合計	12,632	417,462	430,094	(7,073)	(3,075)
合計	36,651	1,493,912	1,530,563	(20,052)	(5,440)

エクスポージャーおよび引当金の地域別内訳（EU CR 1 - C）（監査済）

(単位：百万ユーロ)		2019年12月31日現在				
		総エクスポージャー			ステージ3 引当金	ステージ1 およびス テージ2引 当金
		債務不履行エク スポージャー	債務不履行エク スポージャー以外	合計		
欧州(注1)		26,604	1,144,755	1,171,359	(13,692)	(4,065)
	フランス	8,026	466,426	474,451	(4,646)	(1,744)
	ベルギー	2,660	168,495	171,155	(964)	(247)
	ルクセンブルク	258	40,853	41,111	(88)	(21)
	イタリア	10,085	147,876	157,961	(5,367)	(923)
	英国	1,339	77,900	79,239	(747)	(162)
	ドイツ	925	64,399	65,324	(491)	(238)
	オランダ	214	29,810	30,024	(93)	(26)
	その他欧州諸国	3,096	148,998	152,094	(1,296)	(704)
北アメリカ		1,406	218,161	219,566	(503)	(436)
アジア太平洋		300	95,756	96,056	(162)	(65)
	日本	0	19,497	19,497	(0)	(3)
	北アジア	11	34,514	34,525	(8)	(34)
	東南アジア (ASEAN)	139	21,372	21,511	(93)	(16)
	インド半島 および太平洋	149	20,374	20,523	(61)	(12)
その他の国々		4,320	89,951	94,270	(2,725)	(691)
	トルコ	796	22,723	23,520	(446)	(217)
	地中海沿岸地方	935	11,410	12,345	(609)	(168)
	湾岸諸国および アフリカ	1,553	20,123	21,676	(864)	(137)
	ラテンアメリカ	325	18,749	19,074	(243)	(103)
	その他	711	16,945	17,656	(563)	(66)
合計		32,629	1,548,623	1,581,252	(17,082)	(5,257)

(注1) 欧州連合および欧州自由貿易連合（EFTA）も含む。

(単位：百万ユーロ)		2018年12月31日現在			
		総エクスポージャー			ステージ1 およびス テージ2引 当金
		債務不履行エク スポージャー	債務不履行エク スポージャー以外	合計	
欧州(注1)		31,064	1,115,396	1,146,459	(16,828)
	フランス	8,357	483,981	492,339	(4,856)
	ベルギー	2,720	167,312	170,032	(980)
	ルクセンブルク	301	38,323	38,624	(143)
	イタリア	14,039	142,260	156,299	(8,187)
	英国	1,393	70,909	72,302	(796)
	ドイツ	692	51,785	52,478	(371)
	オランダ	95	29,072	29,166	(46)
	その他欧州諸国	3,467	131,753	135,219	(1,448)
北アメリカ		1,075	206,731	207,807	(581)
アジア太平洋		353	85,705	86,057	(102)
	日本	-	19,394	19,395	-
	北アジア	8	28,095	28,103	(7)
	東南アジア (ASEAN)	178	18,753	18,931	(23)
	インド半島 および太平洋	167	19,462	19,628	(72)
その他の国々		4,159	86,081	90,240	(2,541)
	トルコ	608	23,953	24,561	(332)
	地中海沿岸地方	853	11,522	12,375	(540)
	湾岸諸国および アフリカ	1,586	17,563	19,150	(870)
	ラテンアメリカ	320	17,340	17,660	(278)
	その他	791	15,702	16,493	(521)
合計		36,651	1,493,912	1,530,563	(20,052)
					(5,440)

(注1) 欧州連合および欧州自由貿易連合(EFTA)も含む。

業種別エクスポージャーおよびステージ3引当金（EU CR1-B）（監査済）

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在			
	総エクスポージャー			ステージ3引当金
	債務不履行 エクスポージャー	債務不履行エク スポージャー以外	合計	
農業、食品産業、たばこ産業	1,248	38,341	39,589	(557)
保険業	19	15,383	15,403	(7)
製菓業を除く化学事業	67	14,402	14,469	(53)
建設業および公共事業	3,493	30,938	34,431	(1,644)
小売業	1,294	42,864	44,158	(689)
電力産業を除くエネルギー産業	787	24,395	25,182	(527)
IT電子装置を除く機械工業	791	43,560	44,351	(436)
金融業	955	298,999	299,954	(805)
不動産業	3,158	93,749	96,907	(1,416)
情報技術産業	203	23,546	23,750	(94)
鉱物、金属および素材産業（セメントおよび包装産業を含む。）	857	30,047	30,905	(452)
卸売業	1,961	59,930	61,891	(1,281)
個人	12,398	399,769	412,167	(6,639)
医療および製菓業	150	23,297	23,447	(58)
公的機関向けサービス業（電気、ガス、水道等）	742	39,789	40,532	(177)
企業向けサービス業	1,137	80,872	82,009	(730)
通信サービス業	140	19,067	19,207	(51)
ソブリン	126	141,583	141,708	(33)
運輸および倉庫業	1,350	66,743	68,093	(489)
その他	1,751	61,348	63,099	(945)
合計	32,629	1,548,623	1,581,252	(17,082)

(単位：百万ユーロ)	2018年12月31日現在			
	総エクスポージャー			ステージ3引当金
	債務不履行 エクスポージャー	債務不履行エク スポージャー以外	合計	
農業、食品産業、たばこ産業	1,476	42,888	44,364	(818)
保険業	17	15,971	15,988	(5)
製菓業を除く化学事業	75	15,715	15,789	(53)
建設業および公共事業	4,126	30,385	34,511	(2,147)
小売業	1,147	39,223	40,369	(762)
電力産業を除くエネルギー産業	907	21,477	22,384	(535)
IT電子装置を除く機械工業	968	41,927	42,895	(566)
金融業	813	325,018	325,831	(613)
不動産業	3,916	88,567	92,484	(1,873)
情報技術産業	227	21,966	22,193	(117)
鉱物、金属および素材産業（セメントおよび包装産業を含む。）	1,038	29,081	30,118	(621)
卸売業	2,269	60,576	62,845	(1,470)
個人	13,610	388,974	402,584	(7,491)
医療および製菓業	146	20,530	20,676	(78)
公的機関向けサービス業（電気、ガス、水道等）	366	35,990	36,356	(187)
企業向けサービス業	1,691	76,772	78,463	(807)
通信サービス業	320	18,765	19,085	(113)
ソブリン	187	115,772	115,960	(33)
運輸および倉庫業	1,415	45,100	46,515	(607)
その他	1,937	59,215	61,151	(1,158)
合計	36,651	1,493,912	1,530,563	(20,052)

特にイタリアにおける債務不履行エクスポージャーのポートフォリオの処分および証券化プログラムの実施が関連して、貸倒懸念貸出金は2019年において40億ユーロ減少した。

2019年の貸倒懸念貸出金の変動（EU CR 2 -B）を説明する主な影響は、連結財務書類の注5.fに記載されている。

リスク費用および信用リスクに関連する引当金の変動は、連結財務書類の注3.h「リスク費用」に記載されている。

貸出条件変更済貸出金（監査済）

債務者が経済的に困難な状況にあるときまたはそれに近い状況にあるとき、当該債務者は、財政難に陥っていないか受けることのなかった譲歩を銀行から受けることがある。かかる譲歩は、以下の内容である可能性がある。

- ・契約条件の変更
- ・一部またはすべての負債の借換え

かかるローンは「貸出条件変更済」といわれており、試用期間として知られている監視期間において、少なくとも2年間「貸出条件変更済」のステータスを維持しなければならない。「貸出条件変更（リストラクチャリング）」の概念は、会計原則（連結財務書類における注1.e.5）に記載されている。

当社グループ全体の貸出条件変更済エクスポージャーの額を特定するための原則に従い、リテール以外の事業についてのエクスポージャーは、とりわけ委員会中の融資手続の中で個々に特定される。リテール顧客の貸出条件変更済エクスポージャーについては、通常、リスク部門および財務部門により認証されたパラメーターを持つアルゴリズムの使用を必要とする体系的なプロセスを通じて特定される。

貸出条件変更済貸出金についての情報は、四半期毎に監督当局に対して報告される。

下記の表は、貸出条件が変更された不履行になっていない貸出金および不良貸出金の総額および減損額を示している。

貸出条件変更済貸出金の信用の質（EU NPL 1）（監査済）

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在				
	帳簿価額総額			減損累計額、信用リスクに起因する公正価値の累計マイナス変動および引当金	
	不履行になっていないエクスポージャー	不良エクスポージャー		不履行になっていないエクスポージャー	不良エクスポージャー
			うち債務不履行		
貸出金および債権	3,408	8,104	6,141	(355)	(3,304)
一般政府	2	7	6	-	(2)
金融機関	-	7	7	-	(7)
その他の金融企業	76	285	285	(3)	(143)
非金融企業	1,793	3,453	3,380	(122)	(1,566)
世帯	1,537	4,352	2,463	(230)	(1,586)
負債証券	46	167	167	-	(49)
オフバランスシート・エクスポージャー	447	133	132	(16)	(8)
合計	3,901	8,404	6,440	(371)	(3,361)

(単位：百万ユーロ)	2018年12月31日現在				
	帳簿価額総額			減損累計額、信用リスクに 起因する公正価値の累計 マイナス変動および引当金	
	不履行になっ ていないエク スポージャー	不良エクスポージャー		不履行になっ ていないエク スポージャー	不良エクスポ ージャー
			うち債務不履行		
貸出金および債権	2,990	8,312	6,516	(369)	(3,509)
一般政府	3	5	3	-	(2)
金融機関	-	9	9	-	(8)
その他の金融企業	26	331	326	(1)	(149)
非金融企業	1,204	3,813	3,731	(60)	(1,737)
世帯	1,757	4,154	2,447	(308)	(1,613)
負債証券	-	162	162	-	(47)
オフバランスシート・エ クスポージャー	452	141	131	(17)	(2)
合計	3,442	8,615	6,809	(386)	(3,558)

信用リスク軽減手法（監査済）

信用リスクの軽減（CRM）は、規則に従って考慮される。とりわけ、その効果は景気悪化側面の特質に基づき評価される。信用リスクの軽減は、以下に挙げる2つの主要な種類に分類される。

- ・当行に供された積立信用保護（担保）は、債務者の金融上の義務の適時履行を確保するために使用される。
- ・非積立信用保護（個人保証）は、債務不履行の場合に第三者が主債務者の代わりとなるコミットメントである。広義では、信用保険およびクレジット・デリバティブ（購入したプロテクション）もこの種類に分類される。

IRBアプローチに基づく範囲については、個人保証および担保が適格である場合に限り、銀行勘定取引に適用される全体的な回収率（GRR）の増加に対応して債務不履行による損失（LGD）のパラメーターを減少させることにより、保証および担保は考慮される。検討される価値は、該当する場合には、通貨価値と満期日のミスマッチ、また積立信用保護については、景気停滞時におけるデフォルトのシナリオに基づき、担保資産の市場価値に適用されるヘアカットを考慮する。ヘアカットが適用される非積立信用保護は、コミットメントの履行義務の性質および借入人と保証人による同時デフォルトのリスクによって決まる。

標準的アプローチに基づく範囲については、非積立信用保護がある場合に限り、より好ましい保証人のリスク・ウェイトを、通貨と満期日のミスマッチを調整した担保付エクスポージャーの一部に適用することにより、非積立信用保護は考慮される。積立信用保護は、通貨と満期日のミスマッチを調整後のエクスポージャーを減少させ、金融担保証券に係る市場価値の変動性を割り引くことで考慮される。

信用リスクの軽減効果の評価は、個別の行為について承認され、当社グループ全体で使用されている方法論に従って行われる。これらの手法は、上記「信用リスク管理方針」に記されている監督およびポートフォリオ管理手続に従って監督されている。

2019年12月31日現在、不動産ローンのエクスポージャーのうち70%が、当社グループの2つの主要な国内市場（フランス、ベルギー）に集中している。これらの市場（主に固定金利での長期融資の分割返済）の持つ特性に照らせば、当社グループ・レベルでは、融資比率は重要な監視指標ではない。

積立信用保護

積立信用保護は、以下の2つに分けられる。

- ・金銭的担保：これは、一定額の現金（金を含む。）、集団投資ファンドの受益証券、株式（上場または非上場を問わない。）および債券から構成される。
- ・その他の担保：これらは、不動産もしくは船舶による担保、設備もしくは在庫による担保または取引先の商業上の売掛債権もしくは取引先のその他の権利の譲渡等の多様な形態を含む。

積立信用保護が適格となるためには、以下の条件を満たさなければならない。

- ・担保の価値は、債務者に関するリスクと高い関連性があるてはならないこと（特に、債務者の保有する株式は適格ではない。）
 - ・担保は文書化されていなければならないこと
 - ・担保資産は迅速な再販売を可能にするために流動性の高い流通市場で取引されなければならないこと
 - ・当行は、常に最新の担保資産の価値を把握しなければならないこと
 - ・当行は、関連する資産の潜在的な償却および実現について合理的な確証を持たなければならないこと
- リテール・バンキング事業においては、特定の種類の担保の有無により、保証率に応じて、統計ベースでの特定の債務不履行による損失のクラスに対するエクスポージャーが割り当てられる場合がある。

非積立信用保護

保証人については、主債務者と同等の厳格な信用リスク評価を行い、同様の手法および手続に従ってリスク・パラメーターが割り当てられる。

保証は、債務者の親会社または金融機関等のその他の事業体により付与される。保証のその他の例としては、クレジット・デリバティブまたは輸出金融に係る公的保険会社もしくは民間保険会社からの保証がある。

保証の検討は、借入人がデフォルトを引き起こし、保証が実行された場合に当行が回収を見込むことができる平均額の決定から構成される。かかる額は、保証額、借入人と保証人による同時デフォルトのリスク（借入人と保証人のデフォルト確率ならびに保証人のデフォルトと借入人のデフォルトの間の相関性（保証人および借入人が同じ企業集団または産業部門に所属している場合は、高く、そうでない場合は低くなる。）によって決まる。）ならびに保証の履行義務の性質によって決まる。

クレジット・デフォルト・スワップ（CDS）を通じた信用リスク管理の最適化（EU CR7）

ホールセールバンキング事業の信用リスク管理の最適化の職務の一環として、ポートフォリオ・マネジメント（PM）が、クレジット・デリバティブおよび主にクレジット・デフォルト・スワップ（CDS）を用いてヘッジを設定している。かかるCDSは、変更リスクおよび集中リスクのヘッジならびに主要なエクスポージャーの管理を主たる目的とした積極的な管理方針の一環として利用される。原資産は、ホールセールバンキング事業のコーポレート・バンキングにより実施される大手企業に対するローンならびに時としてリテール・バンキング事業およびサービス事業の活動により実施されるローンである。

CDSヘッジは、規制上の観点から保証としてみなされ、2019年12月31日現在、合計640百万ユーロ（2018年12月31日現在では444百万ユーロ）となった。これらのヘッジはIRBアプローチの下で扱われているエクスポージャーをヘッジするためにホールセールバンキング事業が行っている。適格であることを条件として、原資産に係る債務不履行による損失の見積額を減少させる効果を有し、これによりリスク加重資産に関する評価減が軽減される。2019年12月31日現在、CDSを通じたヘッジ操作により減少したリスク加重資産は、コーポレート資産クラスのみに関連するものであり、229百万ユーロであった（EU CR7）。

以下の表は、中央政府および中央銀行、コーポレートならびに金融機関のポートフォリオについて、当社グループの全事業部門の貸出金およびクレジット・コミットメントのポートフォリオに関するすべての担保および保証によってもたらされるリスク軽減の内訳を示したものである。

IRBアプローチによるソブリン、金融機関、コーポレートおよび特別融資のポートフォリオにおける信用リスク軽減の内訳（監査済）（注1）

(単位： 百万ユーロ)	2019年12月31日現在				2018年12月31日現在			
	エクスポ ージャー合計	リスクの軽減			エクスポ ージャー合計	リスクの軽減		
		保証および クレジット・ デリバティブ	担保	保証 および 担保合計		保証および クレジット・ デリバティブ	担保	保証 および 担保合計
中央政府および 中央銀行	270,355	3,586	25	3,611	284,811	3,757	6	3,763
法人	553,272	87,503	75,629	163,132	504,405	77,229	70,144	147,373
金融機関	58,137	6,459	577	7,036	46,859	3,407	771	4,178
合計	881,764	97,549	76,230	173,779	836,075	84,393	70,921	155,314

（注1） 監査では、IRBアプローチと標準的アプローチとの内訳は対象としていない。

**標準的アプローチによるソブリン、金融機関、コーポレートおよび特別融資のポートフォリオにおける信用
リスク軽減の内訳（監査済）（注1）**

(単位： 百万ユーロ)	2019年12月31日現在				2018年12月31日現在			
	エクスポ ージャー合計	リスクの軽減			エクスポ ージャー合計	リスクの軽減		
		保証および クレジット・ デリバティブ	担保	保証 および 担保合計		保証および クレジット・ デリバティブ	担保	保証 および 担保合計
中央政府および 中央銀行	41,454	0	700	700	40,579	1	3	4
法人	144,388	8,573	26,114	34,687	146,722	5,712	23,484	29,196
金融機関	23,266	258	63	321	23,490	637	24	661
合計	209,109	8,832	26,876	35,708	210,791	6,351	23,510	29,860

（注1） 監査では、IRBアプローチと標準的アプローチとの内訳は対象としていない。

(4) 取引先信用リスク

取引先信用リスクは、取引先との間の金融取引、投資または決済に内在する信用リスクが変換されたものである。これらの取引には、店頭（OTC）でのデリバティブ契約等の双務契約および清算機関を通じた契約も含まれる。このリスクの総量は、市場パラメーターの変化に伴って時間と共に変化する可能性があり、関連取引の再取得価額に影響を与える。

取引先リスクは、当行が正味受取人である取引またはポートフォリオに関連するフローの現在価値の全額につき、取引先が当行への支払義務の履行を怠る場合に存在する。取引先信用リスクはまた、取引先が債務を履行しない場合、デリバティブまたはポートフォリオの代替費用とも関連する。したがって、当該リスクは、債務不履行の際には市場リスクまたは偶発リスクとみなされる。

取引先リスクに関して、リスク部門は5つの主要な優先事項に基づいて構築されている。

- ・取引先信用リスクに対するエクスポージャーの測定
- ・これらのエクスポージャーおよびこれらのエクスポージャーに適用される限度の確認および分析
- ・リスクを軽減するメカニズムの導入
- ・信用評価調整（CVA）の計算および管理
- ・ストレス・テストの定義および実施

取引先信用リスクの測定

取引先に対するエクスポージャーの計算

取引先リスクに対するエクスポージャーは、以下の2つの手法を用いて測定される。

モデル化されたエクスポージャー—内部モデル手法

取引先リスク・エクスポージャーのモデル化に関し、取引先リスクに係る債務不履行エクスポージャー（EAD）は、規則（EU）575/2013第284-4条に定義されるとおり、将来発生し得る有効かつ正のエクスポージャー（EEPE）指標にアルファ規制係数を乗じることにより計算される。将来発生し得る有効かつ正のエクスポージャー（EEPE）は、エクスポージャーの特性を決定する内部エクスポージャー評価モデルを用いて測定される。かかるモデルは、当社グループにより開発され、監督当局により承認された。

当該モデルの指針は、取引先リスク・エクスポージャーに影響を与える商品価格および株価、金利および為替レート等の主要なリスク要因を、それぞれの当初の価値に基づいてシミュレーションを行うことである。当行は、リスク要因における潜在的な変化を明らかにするために、数千の時間軌道（潜在的な市場の動向に関する数千のシナリオに対応する。）を生み出すモンテカルロ・シミュレーションを使用している。かかるモデルが用いる拡散プロセスは、直近の過去4年間ににおけるデータに応じて補正される。

すべてのリスク要因のシミュレーションに基づき、かかるモデルはシミュレーション実行日から取引満期日（1日から最も長期の取引の場合30年超の期間）までのポジションの価値を評価し、エクスポージャーの特性に係る初期設定を作成する。

エクスポージャーは、基本契約により削減することができ、また、クレジット・サポート・アネックス（CSA）によっても保証することができる。かかるモデルは、各取引先に対し、交換された担保に関する潜在的风险を伴う性質に加え、ネットティング契約およびクレジット・サポート・アネックスを考慮し、エクスポージャーを統合する。

取引先に対するエクスポージャーの内訳に基づき、かかるモデルは特に下記について決定する。

- ・ EEPE（将来発生し得る有効かつ正のエクスポージャー）が算出される平均リスク特性、将来発生し得る正のエクスポージャー（EPE）：

将来発生し得る正のエクスポージャー（EPE）の特性は、シミュレーションの各時点における取引先に対するエクスポージャーの内訳の平均として計算され、軌道のマイナス部分に関してはゼロとして設定される（マイナス部分は、BNPパリバ・グループが取引先に対してリスクとなる状況に対応する。）。EEPEは、減少していないEPEの特性の最初の1年間の平均として計算され、各シミュレーション実行日にEPEの最高値および前回シミュレーション実行日の値が用いられる。

- ・ 将来の潜在的なエクスポージャー（PFE）の特性：

将来の潜在的なエクスポージャー（PFE）の特性は、シミュレーションの各時点における取引先に対するエクスポージャーの内訳の90%として計算される。かかるパーセンタイル値は、ヘッジ・ファンドの取引先に対しては99%へと引き上げられる。将来の潜在的なエクスポージャーの最高値（MaxPFE）が、最高限度の管理に使用される。

規則（EU）575/2013の発効日である2014年1月1日より、取引先信用リスクに対するエクスポージャー測定のためのシステムにおいては、以下の点が考慮されている。

- ・CRR第285条に従ったリスクのマージン期間の延長
- ・特定の相関リスクの算入
- ・特定のストレス期間を反映した補正に基づき計算されたストレスEEPEの決定

非モデル化エクスポージャー時価評価法

モデル化されていない取引先信用リスク・エクスポージャーについては、債務不履行エクスポージャーは、時価評価（正味現在価値にアドオンを加えたもの）に基づく。アドオンは、規則（EU）575/2013第274条に従い、取引のタイプとかかる取引の残存期間毎に固定の割合として算出される。

限度／監視の枠組

当社グループのリスク選好度に関する報告書の原則を示す限度は、取引先信用リスクのために定義されている。これらの限度は、取引先のタイプ（銀行、機関投資家、資産運用会社、ヘッジ・ファンド、法人）に従って定められている。取引先毎に内部モデルが計算した将来の潜在的なエクスポージャーの最高値（MaxPFE）が、取引先毎のリスク限度枠と日繰りベースで比較対照され、与信判断との順守が確認される。

これらの限度は、リスク承認プロセスの一部として定義および補正される。これらは、次の委員会、すなわち国内信用委員会、地域信用委員会、グローバル信用委員会およびゼネラル・マネジメント信用委員会（裁量の小さい順に記載されている。）により承認される。

これらの手順は、取引先信用リスクの監視および体系的なリスク集中の回避についてのさらなる手法を提供する一連の指令（市場リスク・システムから抽出される取引先毎の偶発市場リスクの感応度を網羅する。）により補完されている。

取引先信用リスクの軽減

BNPパリバ・グループは、リスク管理の一環として以下の3つの取引先リスク軽減メカニズムを導入した。

- ・店頭取引（OTC取引）に係るネットティング契約の締結
- ・店頭取引（OTC取引）または上場デリバティブ取引におけるセントラル・カウンターパーティを通じた決済
- ・二当事者間の当初証拠金交換

ネットティング契約

ネットティングは、当行がデリバティブ取引に伴う取引先信用リスクの軽減を図るために用いられる。ネットティングが発生する主要な例は、取引が終了する場合である。取引先が破綻した場合、市場時価ですべての取引が終了し、すべてのプラスおよびマイナスの市場価値が合算され、取引先に対する債務または債権が単一の金額（純額）で算出される。その残高（クローズ・アウト・ネットティング）は、現金、有価証券または預金により担保保証される場合がある。

当行は、通貨決済に係る取引先信用リスクを軽減する目的で、決済ネットティングの適用も行っている。これは、同一の日に同一の通貨で行われる、当行と取引先1社の間のすべての支払および受領のネットティングに該当する。このネットティングの結果、当行または取引先のいずれかによって支払われる（各通貨における）単一の金額が算出される。

これにより影響を受ける取引はフランス国内あるいは海外の枠組の一般原則に従った二当事者間または多数当事者間の契約に従って処理される。使用される主な二当事者間の契約の形式は、フランス全国銀行連盟（FBF）または国際的には国際スワップ・デリバティブ協会（ISDA）により発行されたものである。

セントラル・カウンターパーティを通じた取引決済

セントラル・カウンターパーティ（CCP）を通じた取引決済は、BNPパリバの通常の資本市場業務の一部である。グローバルな決済機関の一員として、BNPパリバは、日々のマージン・コールと共にデフォルト・ファンドに対する支払を通じてセントラル・カウンターパーティのリスク管理枠組に貢献している。BNPパリバとBNPパリバがメンバーであるセントラル・カウンターパーティの間の関係を規定するルールは、各セントラル・カウンターパーティのルールブックに記載されている。

欧州および米国においてはとりわけ、このスキームは、一方でポートフォリオのネットティングを通じて想定元本の減少を可能にし、また他方で、徹底したリスク管理枠組により複数の取引先から単一のセントラル・カウンターパーティへのリスクの転換を可能にする。

第三者取引の決済において、BNPパリバもまた、日々その顧客からのマージン・コールに係る支払を要求する。

1つまたは複数の清算機関によるデフォルトが、BNPパリバに影響を与えることから、BNPパリバはこれらのセントラル・カウンターパーティ専用の管理体制を導入し、これらのセントラル・カウンターパーティとの集結を注意深く記録している。

二当事者間の当初証拠金交換

規則（EU）648/2012（EMIR）は、デリバティブ市場におけるプレーヤーに対する追加的な制約の設定を規定しており、これにはセントラル・カウンターパーティによって清算されていない契約のための担保を交換する義務が含まれる。当初保証金は、当行の最も重要な財務上のカウンターパーティおよび非財務上のカウンターパーティにより支払われなければならない。かかる交換の目的は、セントラル・カウンターパーティによって清算されていない店頭デリバティブ取引に関連する取引先信用リスクを軽減することである。ソブリンの借手、中央銀行および超国家機関との当行の取引は、かかる制度からは除外される。

取引先が債務を履行しない場合、すべての取引はその市場時価で当行によって終了する。当初保証金は、かかる清算期間における取引の変動をヘッジする。当初保証金は、重大な財務上の緊張をもたらした出来事を含む過去データに基づき、10日間にわたる一方的な99%の信用に基づく期間に対応する極端だが妥当な潜在的損失の予測を反映している。

当初保証金は、当行および取引先との間で、総額ベースで相互に交換されなければならない。当初保証金は、当行が取引先の保証金を即時に入手できるように、また取引先が債務不履行に陥った場合に当行の保証金が保護されるよう、第三者により保管される。

信用評価調整（CVA）

BNPパリバがトレーディング活動（主にグローバル・マーケット）の一環として行う店頭取引金融商品の評価は、信用評価調整（CVA）を含んでいる。信用評価調整は、各取引先信用リスクを考慮するためにトレーディング・ポートフォリオの価値に加えられる修正である。信用評価調整は、契約の潜在的な正の価値、取引先のデフォルト確率およびデフォルト時の期待回収率に基づき、取引先に対するエクスポージャーから生じる予想公正価値損失である。

デリバティブに係る取引先信用リスク・エクスポージャーの大部分は、当社グループの金利、信用事業および外国為替事業、すべての原資産およびすべての事業部門が組み合わさったものに関連している。

信用評価調整は、予想エクスポージャーの作用だけでなく、特にデフォルトの可能性を算出するために使用されたクレジット・デフォルト・スワップ（CDS）のスプレッドのレベルに関連している取引先の信用リスクの水準でもある。

金融業務ポートフォリオに組み込まれている信用の質の悪化によるリスクを軽減するため、BNPパリバはクレジット・デリバティブ商品といった市場商品の購入に関連するダイナミック・ヘッジ戦略を用いている（下記「取引先信用リスク管理」内の「信用評価調整リスク管理」を参照。）。

信用評価調整の変動に関連するリスク（CVAリスク）

信用評価調整の変動による損失のリスクから銀行を保護するために、規則（EU）575/2013は、専用の資本チャージであるCVAチャージを導入した。かかるチャージは、BNPパリバ・グループがリスクにさらされている取引先の信用スプレッドの変動による損失のリスクの現在価値を算出することを目的としている。CVAチャージは、当社グループにより主に先進的手法を用いて計算され、当行の市場リスクに関するモデルに依拠している（下記「信用評価調整（CVA）リスク」を参照。）。

ストレス・テストおよび誤方向リスク

BNPパリバの取引先リスクのストレス・テストの枠組は、市場リスクの枠組と一致している（「(5) 市場リスク」内の「トレーディング業務に関連する市場リスク」を参照。）。したがって、取引先ストレス・テストの枠組は、市場リスクのストレス・テストと連携して実施され、シナリオを共有する市場動向との一貫性を利用している。テストはまた、取引先の信用度の悪化等の取引先リスクに特有の要素からなる。

かかるリスク解析は、キャピタル・マーケット・リスク委員会（市場リスクおよび取引先信用リスクのための主要リスク委員会）その他の市場リスク報告の組織と共同フォーラムを共有する業務執行陣報告の枠組の中で行われる。取引先リスクおよび市場リスクのストレス・テストの枠組はいずれも、ストレス・テスト運営委員会の管轄下にある。

誤方向リスク（または望ましくない相関リスク）は、取引先の信用の質と逆相関する取引先へのエクスポージャーをいう。

かかるリスクは以下の2つに分けられる。

- ・一般的な誤方向リスク（GWWR）：取引先のデフォルトの可能性が一般的な市場リスク要因と明確に相関するリスクをいう。
- ・個別の誤方向リスク（SWWR）：個別の取引先に対する将来のエクスポージャーが、取引先との取引または供出された担保の性質により取引先のデフォルトの可能性と明確に相関する場合に発生するリスクをいう。

BNPパリバによる一般的な誤方向リスク（GWWR）の監視および解析は、取引先の信用度の質と逆相関するリスク要因を強調するストレス・テストを通じて行われる。これは、トップダウン・アプローチとボトムアップ・アプローチを組み合わせている。

- ・トップダウン・アプローチにおいて、GWWR方針は、一般的な誤方向リスクを発見するために利用される一般的な規則および基準が定められている。これらの基準は、取引先の設立国、属する地域および関与する産業に基づいている。取引先がBNPパリバに対して持っている可能性のあるデリバティブ・ポジション、ストラクチャード・ファイナンスおよび担保は、一般的な誤方向リスクが解析および報告されるべき状態であると定義されている。
- ・一般的な誤方向リスクの枠組は、ポートフォリオ・レベルで最も影響力のあるシナリオを規定するために、取引先クレジット・アナリストの専門知識を特に必要とする堅牢なボトムアップ・アプローチにも依拠する（かかるアプローチは、極限的であるが現実的な条件を反映したストレス市場パラメーターを用いて行われる。）。

基礎となるエクスポージャーと取引先の間の法的関連性が認められた場合、個別の誤方向リスクは、規制上の資本の取り扱いの規定に服する。

取引先信用リスクに対するエクスポージャー

下記の表は、デリバティブ契約や、有価証券貸借取引に伴う、バーゼルに基づく資産クラス別の取引先信用リスクに対するエクスポージャー（債務不履行エクスポージャーとして測定される。）を、ネットティング契約の影響を考慮した額で表示したものである。当行および顧客との間の二当事者間取引（二当事者間取引先信用リスク）は、基本的にセントラル・カウンターパーティ（CCP）に対するエクスポージャーを含む当行の決済活動に関連する取引と区別される。

資産クラス別の取引先信用リスク債務不履行エクスポージャー（CVAリスクチャージを除く。）

債務不履行エクスポージャー (単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在			2018年12月31日現在			変動
	IRB アプローチ	標準的 アプローチ	合計	IRB アプローチ	標準的 アプローチ	合計	合計
二当事者間取引先信用リスク	125,501	1,259	126,761	103,699	1,243	104,942	21,819
中央政府および中央銀行	37,751	2	37,753	25,393	2	25,395	12,358
法人	67,660	978	68,638	56,656	846	57,502	11,136
金融機関(注1)	20,091	246	20,336	21,649	390	22,039	(1,703)
リテール	0	33	33	0	5	5	28
決済活動に関連するセントラル・カウンターパーティに対するエクスポージャー	3,736	36,580	40,316	3,060	37,358	40,419	(102)
合計	129,238	37,839	167,077	106,759	38,601	145,360	21,717

(注1) 金融機関の資産クラスは、金融機関や投資会社（他国で認識されているものを含む。）で構成される。このクラスは、中央政府として取り扱われない地域および地方の機関、公共機関および多国籍開発銀行に対する一部のエクスポージャーを含む。

二当事者間取引先信用リスクについて、2019年12月31日現在におけるIRBアプローチによるエクスポージャーのシェアは、2018年12月31日と比較して安定しており、99%であった。

以下の表は、商品別の内訳の取引先信用リスクに対するエクスポージャーの概要を示している。取引ポートフォリオに計上されたデリバティブ金融商品における当社グループの取引量の数値は、連結財務書類の注5.aに記載されている。

商品別取引先信用リスク債務不履行エクスポージャー（CVAリスクチャージを除く。）

債務不履行エク スポージャー （単位： 百万ユーロ）	2019年12月31日現在					2018年12月31日現在				
	二当事者間取引先信用リスク		決済活動に関連するセントラル・カウンターパーティに対するエクスポージャー		合計	二当事者間取引先信用リスク		決済活動に関連するセントラル・カウンターパーティに対するエクスポージャー		合計
OTCデリバティブ	83,142	91.7%	7,570	8.3%	90,712	71,349	88.4%	9,382	11.6%	80,731
有価証券金融取引	43,619	88.2%	5,834	11.8%	49,453	33,593	96.1%	1,378	3.9%	34,971
上場デリバティブ			23,108	100.0%	23,108			26,513	100.0%	26,513
デフォルト・ファンド負担			3,804	100.0%	3,804			3,145	100.0%	3,145
合計	126,761	75.9%	40,316	24.1%	167,077	104,942	72.2%	40,419	27.8%	145,360

二当事者間取引先信用リスク

二当事者間取引先信用リスクとは、BNPパリバがその顧客と二当事者間で（または店頭で）締結したとして扱われる契約に対応する。

債務不履行エクスポージャー（EAD）は、主に内部モデルを用いて測定される（上記「取引先に対するエクスポージャーの計算」を参照。）。内部モデルに含まれない範囲（主に子会社であるBNL、バンクウェストおよびTEBに限られる。）については、時価評価法（正味現在価値にアドオンを加えたもの）を用いて計算される。

取引先信用リスクに係るリスク加重資産は、債務不履行エクスポージャーに、使用されるアプローチ（標準的アプローチまたはIRBアプローチ）によって決まる適切な加重比率を乗じて計算される。

以下の表は、取引先信用リスクの規制上のエクスポージャーおよび関連する、取引先信用リスク・エクスポージャーの大部分を占めるBNPパリバ・グループの二当事者間活動の全範囲のリスク加重資産の概要をアプローチ別に示している。

アプローチ別二当事者間取引先信用リスク債務不履行エクスポージャー（EU CCR1）

	2019年12月31日現在						
	NPV(注3) +アドオン	EEPE(注2)	乗数	信用リスク の軽減後の 債務不履行 エクスポ ージャー	リスク加重 資産	うち標準的 アプローチ	うちIRBアプ プローチ
(単位：百万ユーロ)							
時価評価	2,091			1,307	1,110	1,067	43
内部モデルアプローチ (IMM)		78,409	1.6	125,454	23,221	2	23,220
うちSFT(注1)		27,256	1.6	43,610	2,760	1	2,759
うち、デリバティブお よび長期決済取引		51,152	1.6	81,844	20,461	1	20,460
合計				126,761	24,332	1,069	23,263

(注1) 証券金融取引。

(注2) 将来発生し得る有効かつ正のエクスポージャー。

(注3) 正味現在価値。

	2018年12月31日現在						
	NPV(注3) +アドオン	EEPE(注2) 合計	乗数	信用リスク の軽減後の 債務不履行 エクスポ ージャー	リスク加重 資産	うち標準的 アプローチ	うちIRBアプ プローチ
(単位：百万ユーロ)							
時価評価	1,899			1,313	998	950	48
内部モデルアプローチ (IMM)		64,768	1.6	103,629	19,702	3	19,699
うちSFT(注1)		20,994	1.6	33,591	2,690	0	2,690
うち、デリバティブお よび長期決済取引		43,774	1.6	70,038	17,012	2	17,009
合計				104,942	20,700	953	19,747

(注1) 証券金融取引。

(注2) 将来発生し得る有効かつ正のエクスポージャー。

(注3) 正味現在価値。

以下の表は、IRBアプローチを用いたバーゼルのリスク・パラメーターに基づくリスク加重資産の計算（「(3) 信用リスク」内の「信用リスク：内部格付に基づくアプローチ（IRBアプローチ）」に記載の「ソブリン、金融機関、コーポレートおよび特別融資のポートフォリオ」を参照。）および標準的アプローチを用いたバーゼルのリスク・パラメーターに基づくリスク加重資産の計算を示す。

IRBアプローチによる二当事者間取引先信用リスク債務不履行エクスポージャー（EU CCR 4）

(単位：百万ユーロ)	PDの基準	2019年12月31日現在						
		債務不履行エクスポージャー	平均PD	債務者数	平均LGD	平均満期期間	リスク加重資産	平均RW
中央政府または中央銀行	0.00%以上0.15%未満	37,519	0.02%	100から1,000	1%	2	176	0%
	0.15%以上0.25%未満	45	0.20%	0から100	20%	1	8	17%
	0.25%以上0.50%未満	12	0.28%	0から100	50%	2	8	61%
	0.50%以上0.75%未満	2	0.69%	0から100	50%	2	2	96%
	0.75%以上2.50%未満	1	1.10%	0から100	50%	1	1	93%
	2.50%以上10.0%未満	170	3.12%	0から100	50%	5	339	199%
	10.0%以上100%未満	1	n.s.	0から100	n.s.	n.s.	6	n.s.
	100%（デフォルト）	-	-	-			-	-
小計		37,751	0.04%		2%	2	540	1%
金融機関	0.00%以上0.15%未満	17,265	0.05%	1,000から10,000	24%	1	2,078	12%
	0.15%以上0.25%未満	1,058	0.18%	100から1,000	38%	1	347	33%
	0.25%以上0.50%未満	1,169	0.35%	100から1,000	48%	1	707	60%
	0.50%以上0.75%未満	131	0.68%	0から100	56%	1	86	65%
	0.75%以上2.50%未満	267	1.38%	100から1,000	56%	1	234	88%
	2.50%以上10.0%未満	173	4.51%	100から1,000	53%	1	242	140%
	10.0%以上100%未満	0	11.95%	0から100	38%	1	0	179%
	100%（デフォルト）	26	100.00%	0から100			0	2%
小計		20,091	0.26%		27%	1	3,695	18%
法人	0.00%以上0.15%未満	53,373	0.06%	1,000から10,000	33%	1	8,319	16%
	0.15%以上0.25%未満	4,630	0.17%	1,000から10,000	34%	2	1,499	32%
	0.25%以上0.50%未満	3,446	0.37%	1,000から10,000	36%	2	1,753	51%
	0.50%以上0.75%未満	1,588	0.69%	100から1,000	33%	3	1,071	67%
	0.75%以上2.50%未満	2,991	1.33%	1,000から10,000	56%	2	3,876	130%
	2.50%以上10.0%未満	1,399	4.35%	1,000から10,000	48%	2	2,145	153%
	10.0%以上100%未満	122	16.86%	100から1,000	53%	2	359	295%
	100%（デフォルト）	111	100.00%	0から100			7	6%
小計		67,660	0.43%		35%	1	19,028	28%
リテール		0	n.s.		n.s.	n.s.	0	n.s.
合計		125,501	0.29%		24%	2	23,263	19%

(単位：百万ユーロ)	PDの基準	2018年12月31日現在						
		債務不履行 エクスポージャー	平均PD	債務者数	平均LGD	平均 満期期間	リスク加重資 産	平均RW
中央政府または中央銀行	0.00%以上0.15%未満	25,247	0.03%	100から 1,000	1%	3	116	0%
	0.15%以上0.25%未満	18	0.17%	0から100	26%	2	5	26%
	0.25%以上0.50%未満	36	0.33%	0から100	49%	2	20	55%
	0.50%以上0.75%未満	9	0.69%	0から100	50%	2	7	85%
	0.75%以上2.50%未満	0	1.13%	0から100	39%	2	0	81%
	2.50%以上10.0%未満	1	4.39%	0から100	68%	1	1	205%
	10.0%以上100%未満	83	13.52%	0から100	60%	3	262	318%
	100%（デフォルト）	-	-	-			-	-
小計		25,393	0.07%		2%	3	412	2%
金融機関	0.00%以上0.15%未満	18,675	0.05%	1,000から 10,000	22%	1	1,471	8%
	0.15%以上0.25%未満	1,254	0.19%	100から 1,000	45%	1	451	36%
	0.25%以上0.50%未満	1,120	0.35%	100から 1,000	50%	1	660	59%
	0.50%以上0.75%未満	222	0.69%	100から 1,000	50%	1	202	91%
	0.75%以上2.50%未満	180	1.27%	100から 1,000	51%	2	199	111%
	2.50%以上10.0%未満	181	3.91%	100から 1,000	57%	1	338	187%
	10.0%以上100%未満	16	11.44%	0から100	19%	1	14	86%
	100%（デフォルト）	1	100.00%	0から100			-	0%
小計		21,649	0.13%		26%	1	3,336	15%
法人	0.00%以上0.15%未満	43,038	0.06%	1,000から 10,000	32%	1	6,257	15%
	0.15%以上0.25%未満	4,850	0.17%	1,000から 10,000	37%	2	1,499	31%
	0.25%以上0.50%未満	3,284	0.36%	1,000から 10,000	41%	2	1,674	51%
	0.50%以上0.75%未満	1,128	0.69%	100から 1,000	31%	3	665	59%
	0.75%以上2.50%未満	2,974	1.30%	1,000から 10,000	52%	2	3,488	117%
	2.50%以上10.0%未満	1,141	4.33%	1,000から 10,000	55%	2	2,044	179%
	10.0%以上100%未満	154	17.75%	100から 1,000	46%	2	373	242%
	100%（デフォルト）	88	100.00%	0から100			0	0%
小計		56,656	0.45%		34%	1	15,999	28%
リテール		0	n.s.		n.s.	n.s.	0	n.s.
合計		103,699	0.29%		24%	2	19,747	19%

標準的アプローチによる二当事者間取引先信用リスク債務不履行エクスポージャー（EU CCR3）

リスク・ウェイト （単位： 百万ユーロ）	2019年12月31日現在									
	債務不履行エクスポージャー									リスク 加重資産
	0%	20%	35%	50%	75%	100%	150%	合計	うち格付が 付与されて いないもの （注1）	
中央政府または 中央銀行	2	-	-	-	-	0	-	2	-	0
金融機関	-	204	-	36	-	5	-	246	0	64
法人	-	-	0	0	-	975	3	978	925	980
リテール	-	-	-	-	33	-	-	33	33	25
合計	2	204	0	36	33	980	3	1,259	959	1,069

（注1） 外部格付機関からの信用格付を有さない取引先へのエクスポージャー。

リスク・ウェイト （単位： 百万ユーロ）	2018年12月31日現在									
	債務不履行エクスポージャー									リスク 加重資産
	0%	20%	35%	50%	75%	100%	150%	合計	うち格付が 付与されて いないもの （注1）	
中央政府または 中央銀行	-	-	-	-	-	2	-	2	-	2
金融機関	-	319	-	59	-	11	-	390	0	104
法人	-	-	0	7	0	838	1	846	819	843
リテール	-	-	-	-	5	-	-	5	5	4
合計	-	319	0	66	5	851	1	1,243	824	953

（注1） 外部格付機関からの信用格付を有さない取引先へのエクスポージャー。

以下の表は、格付別のOTCデリバティブ・ポートフォリオの債務不履行エクスポージャーの分布を示す。各要素について、取引純額に対する割合が表されている。

二当事者間格付別取引先信用リスク債務不履行エクスポージャー

	2019年12月31日現在		2018年12月31日現在	
	債務不履行 エクスポージャーの分布	うち取引純額に 対する割合	債務不履行 エクスポージャーの分布	うち取引純額に 対する割合
AAA	9%	97%	12%	100%
AA	47%	96%	43%	96%
A	22%	91%	22%	93%
BBB	9%	93%	9%	90%
BB	5%	82%	6%	88%
B	5%	84%	5%	84%
その他	3%	79%	3%	88%

2019年12月31日現在のOTCデリバティブ・ポートフォリオについて、担保付取引の割合は、取引数全体の77%超を占めている。

セントラル・カウンターパーティに対する決済活動に関連する取引先信用リスク・エクスポージャー

セントラル・カウンターパーティ（CCP）エクスポージャーに関連する資本要件は、決済活動に対する二当事者間取引先信用リスクの範囲の拡張に対応し、上場デリバティブ・ポートフォリオと共にOTCデリバティブおよびレポポートフォリオの決済部分を対象としている。

これは、以下の3つの要素の合計に等しい。

- ・決済活動（自己勘定および顧客決済）により生じたエクスポージャーから生じるチャージ
- ・セントラル・カウンターパーティに支払われた分別されていない当初証拠金から生じる要件
- ・セントラル・カウンターパーティのデフォルト・ファンド負担から生じる要件

セントラル・カウンターパーティ（CCP）に関して、規則（EU）575/2013は、適格セントラル・カウンターパーティ（QCCP）と非適格セントラル・カウンターパーティとを区別している。適格セントラル・カウンターパーティは、規則（EU）648/2012に基づき承認または認識されるセントラル・カウンターパーティに相当する。

また、規則（EU）575/2013は、適格セントラル・カウンターパーティに対するエクスポージャーの資本要件を計算するための、取引エクスポージャーおよび事前に拠出されたデフォルト・ファンド負担のみに基づく代替方法の使用を定めている。

2019年12月31日現在、当社グループは非適格セントラル・カウンターパーティにおけるエクスポージャーはなかった。

以下の表は、方法別およびセントラル・カウンターパーティに対するエクスポージャーのカテゴリー別のリスク加重資産の内訳を表す。

セントラル・カウンターパーティ（CCP）に対するエクスポージャー（EU CCR 8）

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在		2018年12月31日現在	
	債務不履行 エクスポージャー	リスク加重資産	債務不履行 エクスポージャー	リスク加重資産
1 適格CCPに対するエクスポージャー		2,895		2,621
2 QCCPにおける取引のエクスポージャー（当初証拠金およびデフォルト・ファンド負担を除く。）	26,113	1,287	26,735	1,235
3 うちOTCデリバティブ	3,141	63	3,748	75
4 うち上場デリバティブ	18,542	1,137	22,384	1,145
5 うちSFT(注1)	4,430	87	603	15
8 分別されていない当初証拠金(注2)	9,368	240	9,873	261
9 事前に拋出されたデフォルト・ファンド負担	3,762	1,320	3,099	1,069
10 代替計算		49		56
10.a うちQCCPにおける取引のエクスポージャー	201	11	139	10
10.b うち分別されている当初証拠金	664	13	311	6
10.c うち分別されていない当初証拠金(注2)	166	21	211	38
10.d うち事前に拋出されたデフォルト・ファンド負担	42	4	32	1
11 非適格CCPに対するエクスポージャー		-		222
12 非QCCPに対するエクスポージャー（当初証拠金およびデフォルト・ファンド負担を除く。）	-	-	1	1
13 うちOTCデリバティブ	-	-	1	1
18 分別されていない当初証拠金(注2)	-	-	3	3
19 事前に拋出されたデフォルト・ファンド負担	-	-	4	55
20 非積立デフォルト・ファンド負担	-	-	11	164
合計	40,316	2,895	40,419	2,843

(注1) 有価証券金融取引。

(注2) 規則（EU）575/2013第300.1条に従って倒産隔離されていない。

信用評価調整（CVA）リスク

信用評価調整リスクは、グループがリスクにさらされている取引先に関連する信用スプレッドの変動により生じた信用評価調整の変動による損失のリスクを測定する（上記「信用評価調整（CVA）」を参照。）。

標準的アプローチを用いると、信用評価調整（CVA）の資本要件は、当局が設定する計算方法に従って計算される。

IRBアプローチを用いると、信用評価調整（CVA）リスク資本チャージは、以下の2つの要素の合計となる。

- ・ CVA VaR チャージ：信用スプレッドへのCVA感応度に対するVaR計算から測定された所要自己資本を表す。
- ・ CVA SVaR チャージ：信用スプレッドへのCVA感応度に対するストレスVaR計算から測定された所要自己資本を表す。

信用評価調整（CVA）リスク債務不履行エクスポージャーおよびリスク加重資産（EU CCR 2）

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在		2018年12月31日現在	
	債務不履行 エクスポージャー	リスク加重資産	債務不履行 エクスポージャー	リスク加重資産
先進的アプローチ	37,107	2,034	51,688	2,676
CVA VaR チャージ		281		427
CVA SVaR チャージ		1,753		2,249
標準的アプローチ	353	260	653	414
合計	37,460	2,294	52,341	3,090

取引先信用リスク管理

信用リスク軽減手法

BNPパリバ・グループは、流動性管理および取引先信用リスク管理において、契約の市場価値をヘッジする部分（変動証拠金）および取引先のデフォルト時にこれらの市場価値が不利に変動するリスク（当初証拠金）の両方につき、供出された担保保証および差し入れられた担保保証を体系的に管理する。デリバティブ契約に使用される差し入れられた担保および供出された担保は、主に現金、また比較的規模は小さいが負債証券から構成される。清算取引において供出された担保の影響は、連結財務書類の注5.q「金融資産と金融負債の相殺」に示される。

一般的に、債務不履行エクスポージャー（EAD）がIRBアプローチを用いてEEPEにおいてモデル化され加重される場合、「将来発生し得る有効かつ正のエクスポージャー」を計算する際に担保額は直接考慮されるため、債務不履行による損失（LGD）は供出された既存の担保によっては調整されない（上記「二当事者間取引先信用リスク」を参照。）。

標準的アプローチの下で債務不履行エクスポージャー（EAD）の控除として適用される担保保証は、2018年12月31日現在、552百万ユーロであったのと比較して、2019年12月31日現在、合計で442百万ユーロとなった。

以下の表は、当初証拠金、マージン・コールだけでなく買戻契約における現金および証券の金額ならびに有価証券の貸出および借入の金額に関して差し入れられた担保および供出された担保の内訳を示している。

差し入れられた担保および供出された担保の構成（EU CCR 5 -B）

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在			
	デリバティブ取引に利用された担保		SFT(注1)に利用された担保	
	供出された担保の公正価値	差し入れられた担保の構成価値	供出された担保の公正価値	差し入れられた担保の構成価値
現金-ユーロ	33,285	37,012	137,383	149,081
現金-その他の通貨	18,810	19,900	236,981	213,017
ソブリン債-ユーロ	5,961	9,828	193,217	184,522
ソブリン債-その他の通貨	4,026	5,837	203,200	221,090
社債および機関債	10,711	8,359	77,793	86,528
株式	172	-	86,458	70,182
その他	370	-	235	110
合計	73,335	80,936	935,267	924,530

(注1) 証券金融取引。

(単位：百万ユーロ)	2018年12月31日現在			
	デリバティブ取引に利用された担保		SFT(注1)に利用された担保	
	供出された担保の公正価値	差し入れられた担保の構成価値	供出された担保の公正価値	差し入れられた担保の構成価値
現金-ユーロ	28,121	31,484	109,329	132,595
現金-その他の通貨	16,936	21,439	193,962	159,840
ソブリン債-ユーロ	2,908	4,436	81,068	110,872
ソブリン債-その他の通貨	3,933	4,454	58,884	101,304
社債および機関債	6,148	5,033	156,448	141,375
株式	230	-	106,304	142,327
その他	78	-	-	118
合計	58,353	66,846	705,995	788,432

(注1) 証券金融取引。

信用評価調整リスク管理

信用スプレッドへのCVA感応度は、ヘッジの認識により一部相殺されている。これらのヘッジは、一定の特定された取引先または特定可能な取引先により構成される指数におけるクレジット・デリバティブに対応する。

信用評価調整リスクのための資本要件の計算においてヘッジとして認められた商品は、グローバル・マーケット部門がその信用評価調整の管理においてヘッジとして使用するクレジット・デリバティブの一部を構成する。

以下の表は、トレーディング・ポートフォリオのクレジット・デリバティブのすべての想定額および市場価値の概要を示し、ヘッジとして認められたデリバティブを強調する。

クレジット・デリバティブ・エクスポージャー（EU CCR 6）

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在			
	クレジット・デリバティブのヘッジ		その他のクレジット・デリバティブ	
	購入した プロテクション	売却した プロテクション	購入した プロテクション	売却した プロテクション
想定元本	5,214	1,158	500,019	434,469
シングル・ネーム・クレジット・デフォルト・スワップ	3,365	673	233,371	209,300
インデックス・クレジット・デフォルト・スワップ	1,849	485	214,731	173,426
トータル・リターン・スワップ	-	-	3,091	1,048
クレジット・オプション	-	-	48,448	50,695
その他のクレジット・デリバティブ	-	-	378	-
公正価値	(136)	30	(7,170)	6,694
プラスの公正価値（資産）	6	31	923	7,699
マイナスの公正価値（負債）	(142)	(1)	(8,093)	(1,005)

(単位：百万ユーロ)	2018年12月31日現在			
	クレジット・デリバティブのヘッジ		その他のクレジット・デリバティブ	
	購入した プロテクション	売却した プロテクション	購入した プロテクション	売却した プロテクション
想定元本	4,614	1,104	446,447	421,177
シングル・ネーム・クレジット・デフォルト・スワップ	2,728	503	203,252	203,229
インデックス・クレジット・デフォルト・スワップ	1,386	601	183,693	175,199
トータル・リターン・スワップ	-	-	23,654	-
クレジット・オプション	500	-	35,124	42,749
その他のクレジット・デリバティブ	-	-	725	-
公正価値	(31)	10	(2,150)	1,956
プラスの公正価値（資産）	20	11	2,431	4,411
マイナスの公正価値（負債）	(51)	(2)	(4,581)	(2,455)

資本要件およびリスク加重資産

取引先信用リスク資本要件およびリスク加重資産

(単位：百万ユーロ)	リスク加重資産			資本要件		
	2019年 12月31日現在	2018年 12月31日現在	変動	2019年 12月31日現在	2018年 12月31日現在	変動
二当事者間取引先信用リスク	24,332	20,700	3,631	1,947	1,656	291
決済活動に関連するセントラル・カウンターパーティに対するエクスポージャー	2,895	2,843	52	232	227	4
CVAチャージ	2,294	3,090	(796)	184	247	(64)
取引先信用リスク	29,520	26,634	2,887	2,362	2,131	231

取引先信用リスク加重資産の変動の主要な要因別内訳（EU CCR7）

(単位：百万ユーロ)	リスク加重資産 - 取引先信用リスク		資本要件 - 取引先信用リスク	
	合計	うち内部モデル手法	合計	うち内部モデル手法
2018年12月31日現在	26,634	19,702	2,131	1,576
資産規模	3,666	3,566	293	285
資産内容	(1,894)	(1,538)	(151)	(123)
モデル更新	1,524	1,511	122	121
方法および方針	-	-	-	-
取得および売却	53	62	4	5
通貨	(1)	0	0	0
その他	(461)	(82)	(37)	(7)
2019年12月31日現在	29,520	23,221	2,362	1,858

2019年における取引先リスク加重資産の変動は、主に以下のとおり説明される。

- ・事業活動に関連する3.7十億ユーロの増加
- ・モデルの更新による1.5十億ユーロの増加
- ・改善されたリスク・パラメーターによる1.9十億ユーロの減少

[前へ](#)

[次へ](#)

(5) 市場リスク

市場リスクは、市場価格または市場パラメーター（直接観測可能なものか否かを問わない。）の不利な動向により損失が生じるリスクである。

観測可能な市場パラメーターは、為替レート、有価証券や商品の価格（上場市場での価格であるか、類似資産を参照することで得られる価格であるかを問わない。）、デリバティブの価格およびこれらのパラメーターから直接推測できるその他のパラメーター（金利、信用スプレッド、ボラティリティ、インプライド相関、またはその他類似のパラメーター等）を含むが、これらのみには限定されない。

観測不能な要素は、業務上の仮定（各モデルに含まれるパラメーター等）に基づく要素か、統計的または経済的分析に基づく要素で、市場において解明できない要素である。

トレーディング勘定の固定利付証券においては、信用商品は、金利または外国為替相場と同様の市場パラメーターである、債券の利回りや信用スプレッドに基づき評価される。このため、負債商品の発行者に生じる信用リスクは、発行者のリスクとして知られる市場リスクの要素である。

流動性は、市場リスクの重要な要素である。流動性が制限されるか失われた状況では、商品または物品の取引または見積価額での取引が不能になる可能性がある。流動性は、例えば、特定の資産の取引量が少ない、特定の資産に適用される法的制限がある、特定の資産に係る需給バランスが大幅に崩れている等の理由で、制限されたり失われたりする可能性がある。

銀行業務に関連する市場リスクは、銀行仲介業務から生じる金利リスクおよび為替リスクを含む。

市場リスクは本項において、以下の2つの要素で示されている。

- ・トレーディング活動に関連し、トレーディング金融商品およびデリバティブ契約に対応する市場リスク
- ・銀行仲介業務から生じる金利リスクおよび為替リスクを含む銀行業務に関連した市場リスク

市場リスクに対する資本要件およびリスク加重資産**市場リスクに対する資本要件およびリスク加重資産**

(単位：百万ユーロ)	リスク加重資産			資本要件		
	2019年 12月31日現在	2018年 12月31日現在	変動	2019年 12月31日現在	2018年 12月31日現在	変動
内部モデルアプローチ	17,521	17,726	(205)	1,402	1,418	(16)
標準的アプローチ	1,278	1,780	(502)	102	142	(40)
トレーディング勘定の証券化ポジション	498	442	56	40	35	4
合計	19,296	19,948	(652)	1,544	1,596	(52)

BNPパリバ・グループ内において、市場リスクは主に内部モデルアプローチを用いて管理されている。

2019年において、市場リスク加重資産は安定しており、主にモデルの更新および改善されたリスク・パラメーターにより市場リスク加重資産高の増加が相殺されたことが関連している。

内部モデルアプローチに基づく市場リスク (EU MR 2 -A)

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在		2018年12月31日現在	
	リスク加重資産	資本要件	リスク加重資産	資本要件
1 VaR(注1) (1.aおよび1.bの金額のより高いほう)	4,644	371	5,488	439
1.a 前日のVaR		100		124
1.b 直前の60営業日の各日次VaRの平均×増倍率		371		439
2 ストレスVaR(注1) (2.aおよび2.bの金額のより高いほう)	9,999	800	9,323	746
2.a 直近のストレスVaR		233		212
2.b 直前の60営業日の期間中のストレスVaRの平均×増倍率		800		746
3 IRC(注1)(注2) (3.aおよび3.bの金額のより高いほう)	2,384	191	2,436	195
3.a 直近のIRCの金額		191		177
3.b 直前の12週間にわたるIRC数値の平均		165		195
4 CRM(注3) (4.a、4.bおよび4.cの金額のうち最も高いもの)	494	40	479	38
4.a トレーディング・ポートフォリオ相関の直近のリスク数値		35		35
4.b 直前の12週間にわたるトレーディング・ポートフォリオ相関のリスク数値平均		35		38
4.c トレーディング・ポートフォリオ相関の直近のリスク数値に関する標準的アプローチにおける所要自己資本の8%		40		30
6 合計	17,521	1,402	17,726	1,418

(注1) VaR、ストレスVaRおよび追加的リスク費用の金額は、リスク加重資産の計算において考慮されたすべての要素を含む。

(注2) 追加的リスク費用。

(注3) 包括的リスク指標。

標準的アプローチを用いて計算された市場リスクは、内部モデルの対象となっていない当社グループのいくつかの事業体の市場リスクを網羅している。標準的アプローチは、銀行勘定の外国為替リスクの計算に利用される（下記「銀行業務に関連する市場リスク」を参照。）。

標準的アプローチに基づく市場リスク（EU MR 1）

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在		2018年12月31日現在	
	リスク加重資産	資本要件	リスク加重資産	資本要件
アウトライト商品				
1 (一般のおよび特定の)金利リスク	308	25	260	21
2 (一般のおよび特定の)株式リスク	0	0	-	-
3 外国為替リスク	968	77	1,513	121
オプション				
7 シナリオ・アプローチ	2	0	7	1
8 証券化（特定のリスク）	498	40	442	35
9 合計	1,776	142	2,222	178

市場リスク加重資産の主要な要素別の動向（EU MR 2 -B）

(単位：百万ユーロ)	VaR	ストレス VaR	IRC(注1)	CRM(注2)	標準的アプローチ	リスク加重資産合計	資本合計要件
1 2018年12月31日現在	5,488	9,323	2,436	479	2,222	19,948	1,596
2.a 資産規模	282	3,162	364	(29)	(617)	3,162	253
2.b 資産内容	(344)	(857)	(361)	44	(13)	(1,531)	(122)
3 モデル更新	(752)	(1,643)	(3)	-	-	(2,398)	(192)
4 方法および方針	-	-	-	-	-	-	-
5 取得および売却	(107)	(250)	(54)	-	-	(411)	(33)
6 通貨	-	-	-	-	-	-	-
7 その他	77	264	2	0	184	527	42
8 2019年12月31日現在	4,644	9,999	2,384	494	1,776	19,296	1,544

(注1) 追加的リスク費用。

(注2) 包括的リスク指標。

2019年における市場リスク加重資産の変動は、主に以下のとおり説明される。

- ・ 事業活動に関連する3.2十億ユーロの増加
- ・ 改善されたリスク・パラメーターによる1.5十億ユーロの減少
- ・ モデルの更新による2.4十億ユーロの減少
- ・ オペラ・トレーディング・キャピタルの自己勘定取引の終了による0.4十億ユーロの減少

トレーディング業務に関連する市場リスク

概要

市場リスクは、ホールセールバンキング事業（CIB）内の主にグローバル・マーケット部門内が実施するトレーディング業務から発生するもので、以下に定義されているような各種リスク要因を含むものである。

- ・金利リスクは、市場金利の変動により金融商品の価値が変動するリスクである。
- ・為替リスクは、為替レートの変動により商品の価値が変動するリスクである。
- ・株式リスクは、市場価格の変動、株式または株価指数のボラティリティにより生じる。
- ・商品リスクは、市場価格の変動、商品関連または商品価格指数のボラティリティにより生じる。
- ・信用スプレッド・リスクは、発行体の信用の質の変化により生じ、当該発行体に係るクレジット・プロテクションの購入価格の変動に反映される。
- ・オプション商品は、性質上、ボラティリティおよび相関性リスクを発生させ、そのリスク・パラメーターは活発な市場で観測可能なオプションの市場価格に基づき決定できる。

BNPパリバにおけるトレーディング業務は、事業部門の顧客との経済関係に直接関連し、マーケット・メイキング業務の一部として間接的に関連している。BNPパリバの自己勘定取引は、2015年中頃に子会社のオペラ・トレーディング・キャピタルに移転され、2019年度第1四半期中に停止された。

市場リスク管理組織

市場リスク管理システムは、市場リスクをトラッキングおよび管理し、金融商品の評価を管理すると共に、管理機能を、各事業部門から完全に独立した状態に保つことを目的とするものである。

リスク部門内では、以下の3つの部門が市場リスクの監視について責任を有している。

- ・グローバル・マーケット・リスク部門（GM Risk）は、グローバル・マーケットの事業を担っている。
- ・企業リスク構成部門（ERA-ALMT Risk）は、資産・負債管理および財務事業を担っている。
- ・海外リテール・バンキング・リスク部門（IRB Risk）は、海外リテール・バンキング事業を担っている。

かかる任務は、リスク要因ならびに感応度の定義、測定および分析、ならびに潜在的な損失のグローバル指標であるバリュー・アット・リスク（VaR）の測定および管理で構成される。リスク部門は、あらゆる事業活動が、各委員会が承認した限度に沿って行われるようにし、新たな業務および主要な取引の承認、ポジション評価モデルの検討および承認、評価・リスク管理部門（V&RC）と共同で市場パラメーターの月次見直し（MAPの見直し）を行う。

市場リスクおよび金融商品の評価の監視は、下記の複数の正式な委員会で構成されている。

- ・キャピタル・マーケット・リスク委員会（CMRC）は、資本市場関連のリスクを統治する主要な委員会である。キャピタル・マーケット・リスク委員会は、一貫した方法で、市場および取引先リスク関連の問題に対処する責任を負う。キャピタル・マーケット・リスク委員会は、主要なエクスポージャーおよびストレス・リスクの変化を追い、トレーディング総額の最大限度を設定する。キャピタル・マーケット・リスク委員会はおよそ月1回会議を行い、その議長は当社グループの最高経営責任者または当行の最高業務責任者代理が務める。
- ・商品および財務管理委員会（PFC）は、金融商品の評価に係る事項について、仲裁および価格に関する意思決定を行う委員会である。当委員会は、会議を四半期毎に開催し、市場取引の結果の測定および認識の効率性の管理および信頼性を強化するため、ホールセールバンキング部門の財務統制チームの結論ならびに業務を協議する。議長は当社グループの最高財務責任者が務め、財務一会計部、ホールセールバンキング部門ならびにリスク部門の取締役が出席する。
- ・事業部門レベルでは、評価レビュー委員会（VRC）が、市場パラメーター（MAP）の検討やリザーブの変動を検査および承認するための会議を毎月開催する。評価レビュー委員会は、トレーディング部門と管理部門の間での意見の相違の仲裁役も果たす。議長は、シニア・トレーダーが務め、その他のメンバーは、トレーディング部門、リスク部門、ホールセールバンキング部門の評価・リスク管理部（V&RC）チームおよび財務部の代表者が出席する。意見の不一致がある場合、商品および財務管理委員会の処理事項とする。
- ・評価手法委員会（VMC）は、モデルの承認および見直しの状況を監視し、関連のある勧告について追跡調査し、モデル統治の改善を示すための会議を、事業部門毎に四半期毎に開催する。かかる委員会は、リスク部門GMが議長を務めており、トレーディング部門、リサーチ部門ならびにホールセールバンキング部門の評価・リスク管理部（V&RC）チームおよび財務部の代表者がかかる委員会に含まれる。意見の不一致がある場合、仲裁の決定を行うことができる商品および財務管理委員会の処理事項となる。

評価に対する管理

プルデンシャルに関するトレーディング勘定に含まれる金融商品は、適用される会計基準に従い、損益を通じて市場価値またはモデル価値で評価および報告される。銀行勘定に分類される金融商品も同様の場合がある。

ポートフォリオの評価に対する管理については、職務の分離を規定した評価に関する職務憲章に記載されている。これらの管理方針および実務は、すべての資産・負債管理および財務事業にも適用される。

当該憲章に加え、関連する評価に対する管理の詳細は、具体的な方針に記載されている。評価に対する管理メカニズムを共に構成する主要な手続は下記のとおりである。

取引の会計処理管理

かかる管理は、ミドルオフィスチームの職務である。しかしながら、最も複雑な取引は、リスク部門が管理する。

市場パラメーター（MAP）の見直しー独立した価格検証

価格検証は、評価・リスク管理部門（V&RC）およびリスク部門が共同で管理を行っている。最も流動的なパラメーターについては毎日管理が行われ、すべての市場パラメーターの包括的かつ正式な検討は月末に行われる。評価・リスク管理部門が管理するパラメーターの種類は正確に列挙され、基本的にこれらは外部の情報源に照らして自動的に管理されるパラメーター（有価証券の価格、バニラ・パラメーター）であり、合意された価格サービスの利用を含む場合がある。リスク部門は、評価手法の管理およびモデルの選択に著しく左右される最も複雑なパラメーターについて責任を負う。

市場パラメーターの検討に係る一般原則は、評価に関する職務憲章ならびにグローバルな指標および独立した価格検証方針およびMAPの見直し原則等のグローバルな専門の方針に記載されている。具体的な方法論は、商品ライン毎に編成されるMAPブックとして知られる書類に記載され、定期的に更新される。リスク部門および評価・リスク管理部門の職務は、それぞれの時点において規定され、市場パラメーターの検討に関する結論は、市場パラメーター研究書に記載されている。

市場パラメーターの検討結果として、評価の調整見積額が算出され、会計帳簿に入力するミドルオフィスに通知される。この結果は、最終決定または上申が行われる評価レビュー委員会においてトレーディングを担当する役員に通知される。統制部門の見解が優先されるが、重大かつ強固な見解の不一致については、商品および財務管理委員会の処理事項とする。

モデルの承認および検討

モデル管理の統制は、評価手法統制方針（VMCP）に記載されている。

フロントオフィスの定量的分析を行うアナリストは、商品評価および取引の決定を行う際に利用されるリスクの測定に用いる方法論の策定および提案を行う。調査チームおよびITチームは、これらのモデルをシステムにおいて実行する責任を負う。

リスク部門が、評価モデルの独立した管理について責任を負っており、以下の責務を含む。

- ・モデルの承認では、「評価モデル事由」と称される評価の方法論に対する修正を含め、モデルを承認するかまたは拒否するかの正式な決定が行われる。あらゆる場合において、承認の決定は特定の評価手法委員会においてリスク部門の上級アナリストが行う。承認プロセスに必要とされる検討は、簡潔な場合と包括的な場合がある。後者の場合には、承認するための根拠および条件がモデル承認文書に詳述される。

- ・モデルの検討は、（承認と関連して）開始時にまたはモデルの試用期間（再検討）を通じて行うことができる。モデルの検討の際には、ある特定の市場環境に照らした商品の評価に用いられるモデルの適合性の検査を行う。
- ・モデルの利用および実行に対する統制は、モデルの正しいパラメーター化および構造化ならびに関連する商品の適合性に対する継続的な統制を行う。

リザーブおよび他の評価の調整

リスク部門は、「リザーブ」の決定および計算を行う。リザーブは、会計上の評価および規制資本の両方に影響を及ぼす市場価格またはモデル価格の調整額である。リザーブは、ポジションの手仕舞コストまたは適切なヘッジもしくは分散が不可能なリスクのプレミアムとして考えられる。

リザーブは主に以下を対象とする。

- ・ビッド・オファー・スプレッドおよび流動性リスク
- ・モデルまたは市場パラメーターの不確実性
- ・ヘッジが不可能なリスクの削減（デジタル・ペイオフまたはバリア・ペイオフの平滑化）

一般的な評価調整額の方針が存在する。リザーブの方法論は、各商品ラインについてリスク部門により文書化され、これらの文書は定期的に更新される。リザーブの変動の分析は、月次評価レビュー委員会で報告される。

リザーブの方法論は、定期的に改善され、変更があった場合は、評価モデル事由に該当する。リザーブの改善は、通常、モデルの検討についての結論または市場パラメーターの検討手続における市場情報の修正に起因する。

追加的評価調整（AVA）は、2016年1月28日にEU官報に公表された2015年11月26日付委員会委任規則（EU）2016/101に基づき計算されている。

かかる委任規則は、トレーディング・ポートフォリオにおける金融商品の慎重性に基づく評価の規制技術水準に関する自己資本規制の第105条の要件を補完する。かかる規則は、エクイティ・ティア1資本に影響を与える会計評価の変更の割合に基づき、かかる要件の適用範囲が、自己資本規制の第34条に基づき測定されるすべての商品を網羅すると明記している。

規制技術水準は、第105条に基づく慎重な評価を決定する際に考慮しなければならない評価不確実性の要素を測定および管理するための定義および枠組を定めている。また、同水準は、評価確実性の目標レベルも定めしており、当行は、慎重な評価よりも有利な価格で自身が商品を流動化できるとする、90%の確証を有していなければならない。

これらの要件を適用するための第1段階は、慎重性に基づく評価基準（PVA）を定義することである。かかる調整は、中間市場価値（または想定価値）に関連し、取引解消費用が発生する可能性がある異なる種類のリスクおよび費用に対応する。主な分類としては、流動化費用、市場価格についての不確実性に関するリスク、集中度リスクおよび評価モデル・リスクがある。慎重性に基づく評価は、細部にわたるレベルで各エクスポージャーについて計算される。

これらの慎重性に基づく評価に基づき、各エクスポージャーおよびリスクの種類についてBNPパリバは、目標とする評価確実性レベルを達成するため、同様のエクスポージャーおよびリスクの種類についての評価において既に考慮したリザーブに加え、必要となり得る追加的評価調整を計算する。

一部のリスクの種類の新追加的評価調整の計算には、分散化の効果が含まれ、これはすべてのポジションに関して必要となり得る追加的評価調整が、個別のポジションまたはリスクについて必要となり得る追加的調整の合計を下回るという事実を反映している。

追加的評価調整額はエクイティ・ティア1資本から控除されている。

デイ・ワン・プロフィットまたはデイ・ワン・ロス

一部の取引は、観測不能なパラメーターを使用して評価される。会計基準は、かかるパラメーターが使用される場合、デイ・ワンの損益の認識が繰り延べられるよう定めている。リザーブに係る繰延マージン純額は、予測された取引の期間またはインプットが観測不能とされる期間に比例して損益を通じて認識される。

リスク部門は、観測可能性に関する規則に従い、パラメーターの種類または取引が観測可能か否かを決定するため、財務部、ミドルオフィスおよび事業部門と連携してこれらの損益項目を特定し取り扱い、かつ適切に文書化し、評価手法委員会が承認を行う。

損益の繰延べによる損益に対する影響は、連結範囲に基づきミドルオフィスまたは財務部チームにより計算される。

連結財務書類の注1.e.10において繰延マージンに関する会計処理が説明されている。

市場リスク・エクスポージャー

市場リスクは、まず、様々な市場パラメーターに対するポートフォリオの感応度を体系的に測定することで、分析される。当該感応度分析の結果は、すべての各ポジション・レベルで集められ、市場限度額と比較される。

リスク監視体制および上限の設定

当社グループは、総合システムを使用して、トレーディング・ポジションの日次トラッキングおよびVaR計算の管理を行っている。このシステムはVaRをトラッキングするだけでなく、各ポジションや様々な基準（通貨、商品、取引先等）に基づく市場パラメーターに対する感応度の分析も行う。またこのシステムは、トレーディング限度、リザーブおよびストレス・テストの結果を含むような構成にもなっている。

限度の設定および監視に係る責任は3つのレベルで委任されており、これらのレベルは重要性が減少する順に、キャピタル・マーケット・リスク委員会、それに続く事業部門の部長、そして最後にトレーディング・ポートフォリオのマネージャーである。限度は、委任レベルおよび一般的手続に従って、一時的にまたは恒久的に変更される場合がある。限度レベルについてのリスク部門から独立した視点が伝わることを保証する適切なエスカレーション・メカニズムが存在する。

主要なリスクの分析および業務執行陣に対する報告

リスク部門は、様々なリスクの分析および指標表示を通じ、業務執行陣および事業部門の上級管理者にリスク分析の結果（上限、VaR監視、主要なリスクの分析等）を報告する。リスク部門内のMCLAR（市場、取引先および流動性の分析ならびに報告）チームは、主要なグローバル・リスク報告書の作成／回覧の責任を負う。

以下のリスク報告書は定期的に作成される。

- ・あらゆるポジションが要約され、特に留意する必要がある項目が明記されている、各事業部門（株式デリバティブ、商品、クレジットG10レートならびにFX市場および地方市場）向けの「主要なポジション」に関する週次報告書。本報告書は主に各事業部門のマネージャー向けのものである。
- ・世界の主要なリスク集中を特定する業務執行陣向けの「ボトムアップ」ストレス・テストに関する各地の月次報告書
- ・市場・リスク事象の要約、グローバルな取引先エクスポージャーの要約、VaR／ストレスVaRの変化、市場リスクおよび取引先リスクのストレス・テストおよび資本変動の要約ならびに市場リスクおよび取引先リスクのバックテストにより構成される主要なキャピタル・マーケット・リスク委員会のための補足書類
- ・地域別およびグローバル・リスクの指標表示
- ・特に市場およびCVAの感応度に関するトレーディング勘定における評価調整に関する報告書

VaR（バリュー・アット・リスク）

バリュー・アット・リスクは、ある保有期間にわたり、また一定の信頼区間において、特定のポートフォリオが通常の市価の動きの下で被る可能性のある予想最大損失額を示す統計的手法である。これは損失の最高限度額ではなく、例えば異常な市況といった場合には超過される可能性がある。

BNPパリバのVaRの手法は、1日のバリュー・アット・リスクを99%の信頼水準で正確に計算することを目指すものである。BNPパリバのVaRの計算は、銀行監督当局より承認された内部モデルを使用している。

VaRの計算は、モンテカルロ法に基づいて行われており、モンテカルロ法とは、正規的シミュレーションまたは対数正規的シミュレーションを実行するだけでなく、しばしば金融市場で見受けられる非正常性およびリスク要因間の相互関係を説明するものである。均等に加重された過去の市場データ（毎月更新される）の1年間のローリング・ウィンドウがモンテカルロ法のシミュレーションを測定するのに利用される。

シミュレートされる要因の主要なグループには、金利、信用スプレッド、為替レート、株価、商品価格および関連ボラティリティが含まれている。リスク要因の変動は、相対的（株価、ボラティリティ、クレジット・デフォルト・スワップのスプレッド）または、絶対的（OIS、スプレッド、レポ・レート、相関）である。

用いられる評価方法は、商品によってではなく当社が受けるリスクの種類によって異なる。一般的に言えば、線形および（とりわけデリバティブについては）非線形両方の効果を組み込むための格子補間手法による、感応性ベースまたは全体再評価ベースのいずれかの方法が用いられる。どちらの場合においても、BNPパリバは市場パラメーターを相関させることによる分散効果を考慮して、一般的リスクおよび特定のリスク全体を算出する。

各算法、手法および一連の指標は、資本市場の発展を考慮して、定期的に見直され、改善される。

BNPパリバの内部モデルは、大部分の資本市場業務（グローバル・マーケット部門、BNPパリバ・セキュリティーズ・サービスズ、資産・負債管理部の財務課）を対象範囲としている。VaR内部モデルもBNLにより使用されている。指標として、2019年12月31日現在、外国為替リスクを含め、標準的アプローチに基づいた市場リスク（トレーディング勘定における証券化ポジションを除く。）は市場リスク資本要件全体のうちの7%未満を占めた。

VaRは、一定の信頼区間外における損失を考慮しない統計的手法であり、日中の市価の動きに関連した損失には適用されない。ストレスVaR（SVaR）、追加的リスク費用および包括的リスク指標等のその他のリスク指標は、BNPパリバ・グループの市場リスクの監視および管理システムを補完する。

VaR値の変化（1日、99%）

下記に示すVaRは内部モデルを用いて算出した。この内部モデルでは、現行の規制に準拠するパラメーターを用いている。これらは、市場限度額の監視の枠組内において考慮に入れられる測定値に対応する。これらは、保有期間が1日、信頼区間が99%の場合の値である。

2019年度における、BNPパリバのVaR合計の平均値は、各種リスク間での相殺による影響額マイナス27百万ユーロ考慮後の額で24百万ユーロ（最小が17百万ユーロおよび最大が33百万ユーロ）であった。この内訳は以下のとおりである。

バリュー・アット・リスク（1日、99%）（監査済）

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日 終了事業年度				2018年12月31日 終了事業年度	
	最小(注2)	平均	最大(注2)	直近の計算値	平均	直近の計算値
金利リスク	12	19	29	24	17	20
信用リスク	8	11	17	12	11	10
為替リスク	3	7	16	6	7	9
株価リスク	7	10	18	9	15	17
商品価格リスク	2	4	7	3	4	6
相殺による影響額(注1)		(27)		(30)	(30)	(32)
バリュー・アット・リスク合計	17	24	33	24	25	30

(注1) 様々なリスク種類別の上記の最小値および最大値は、単独ベースで（すなわち、それぞれが単独で、VaR合計とも別個に）計算されていることに留意されたい。各リスク種類別の最小値および最大値は必ずしも同じ日に観測されておらず、相殺による影響額の最小値／最大値は関連性があるとみなされていない。

(注2) 最小値および最大値については、VaR合計をリスク種類毎のVaRの合計とみなすことはできない。

市場のボラティリティに対する当社グループの感応度の大幅な低下、株式市場のボラティリティの低下およびオペラ・トレーディング・キャピタルの自己勘定取引の終了により、VaR（1日、99%）は2019年において減少した。VaR（1日、99%）は2019年を通じて低く、5月には10年ぶりの低水準を記録した。

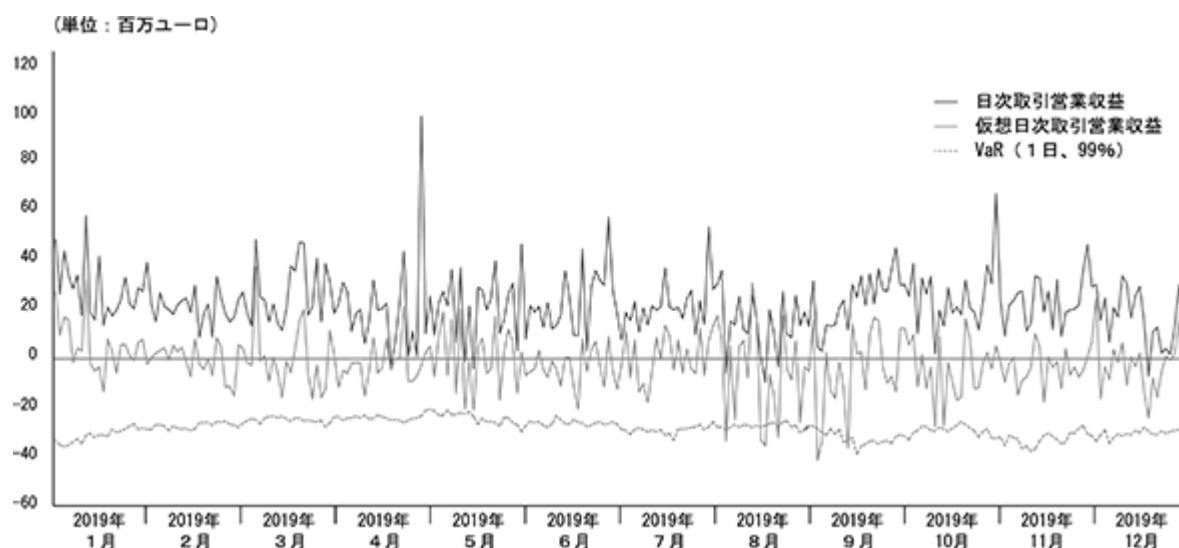
VaR値のバックテスト

リスク部門は、様々な手法（特に、資本市場での取引における日次損失実績と、1日のVaRとの、長期にわたる定期的な比較を含む。）を通じてその内部モデルの精度を継続的にテストしている。

かかるバックテストは、グローバル・トレーディング勘定の日次VaRと手数料および取引費用を除く実績との間での比較を行うことからなる。規制に基づき、BNPパリバは、かかる「実際のバックテスト」の手法を、「仮想のバックテスト」としても知られる、日次VaRとトレーディング勘定から生じる仮想実績との間の比較により補完する。仮想実績には、前日のポジションで計算された実績のすべての要素が含まれ、市場パラメーターの変化のみが組み込まれる。バックテスト事象は、実際または仮想の損失が日次VaRの値を超過した場合に宣言される。日次VaRを計算するために選択された信頼区間は99%であり、これは理論上、1年で2件または3件の事象が観察されることを意味する。

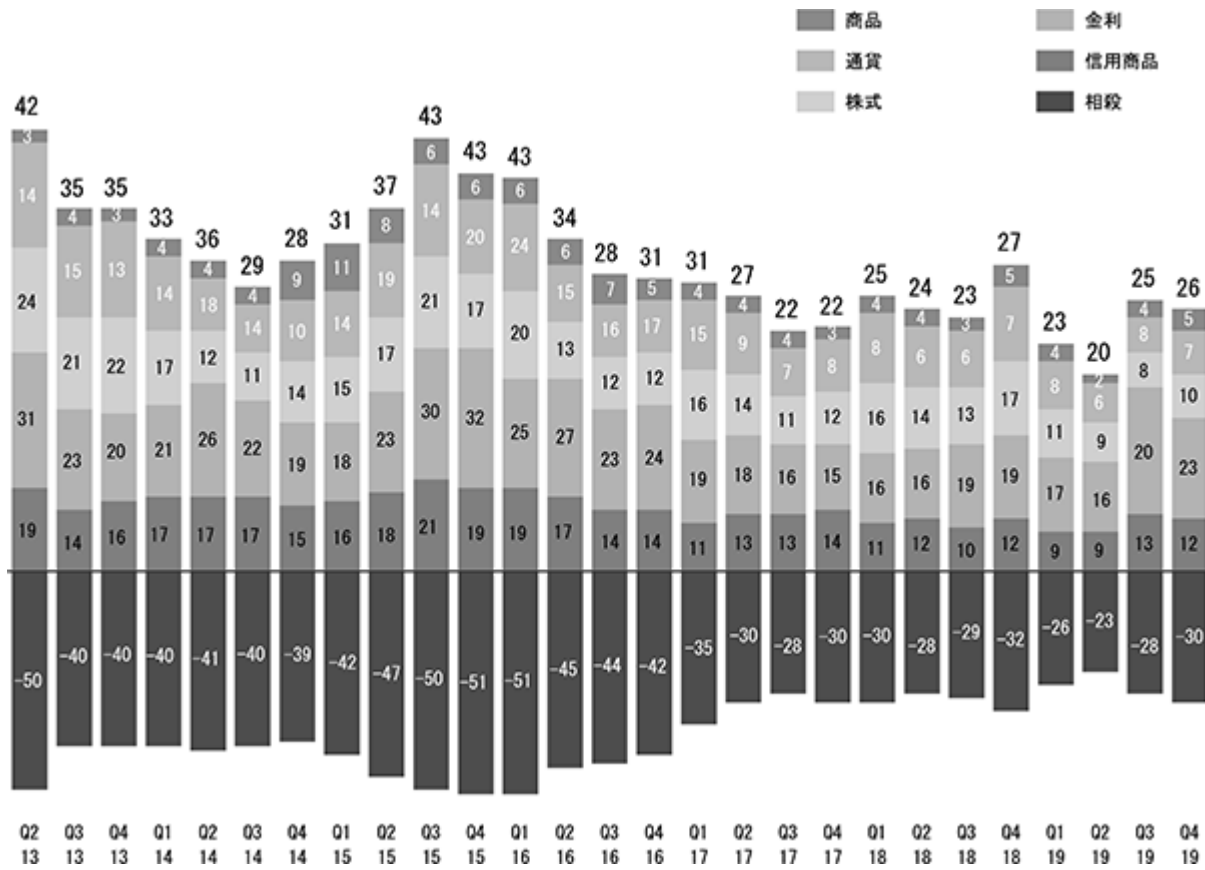
かかる事象の件数は、少なくとも四半期毎に算出され、ポートフォリオの価値における仮想および実際の変動により超過した数の最高値と同等である。

VaR（1日、99%）の比較および日次取引営業収益（EU MR 4）



VaRの四半期毎の変化

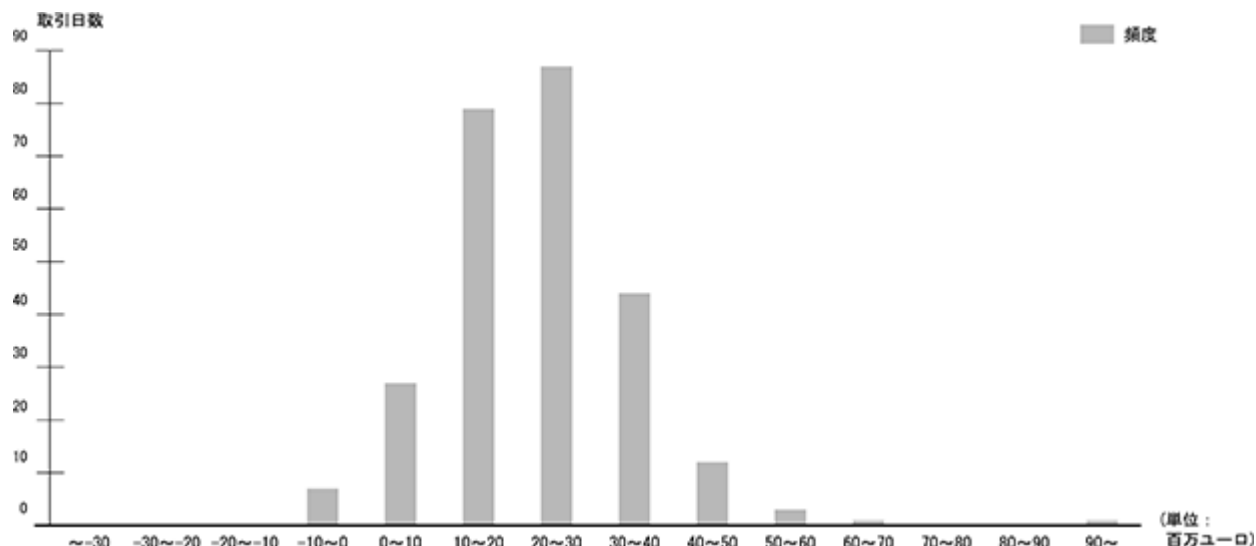
VaR（1日、99%）の四半期毎の変化



日次利益の分布

下記のヒストグラムは、BNPパリバの実際の日次取引営業収益（日中収益、手数料および取引費用を含む。）の分布を示している。かかるヒストグラムは、営業収益がx軸に百万ユーロ単位で示される水準に達した取引日の日数を表示するものである。

日次取引営業収益の分布



取引活動は、2019年度は取引日の97%についてプラスの実績をもたらした（2018年度は91%）。

VaR値の変化（10日、99%）

下記に示すVaRは内部モデルを用いて算出した。この内部モデルでは、VaRの見積もりを算出するものとしてバーゼル委員会が推奨する方法に準拠するパラメーターを用いている。これらは、市場限度額の監視の枠組内において考慮に入れられる測定値に対応する。これらは、保有期間が10日、信頼区間が99%の場合の値であり、同一の信頼区間におけるVaR（1日）の値に10の平方根と等しい係数を乗じることにより算出されたものである。

2019年度における、BNPパリバのVaR（10日、99%）合計の平均値は、各種リスク間での相殺による影響額マ
イナス84百万ユーロ考慮後の額で75百万ユーロ（最小が52百万ユーロおよび最大が106百万ユーロ）である。
この内訳は以下のとおりである。

バリュー・アット・リスク（10日、99%）（監査済）

（単位：百万ユーロ）	2019年12月31日 終了事業年度				2018年12月31日 終了事業年度	
	最小(注2)	平均	最大(注2)	直近の計算値	平均	直近の計算値
金利リスク	37	59	91	75	55	64
信用リスク	24	35	55	38	35	30
為替リスク	10	23	49	19	21	29
株価リスク	21	30	56	29	48	54
商品価格リスク	5	12	23	10	12	18
相殺による影響額(注1)		(84)		(96)	(94)	(101)
バリュー・アット・リスク合計	52	75	106	75	79	94

（注1） 様々なリスク種類別の上記の最小値および最大値は、単独ベースで（すなわち、それぞれが単独で、VaR合計とも別個に）計算されていることに留意されたい。各リスク種類別の最小値および最大値は必ずしも同じ日に観測されておらず、相殺による影響額の最小値／最大値は関連性があるとみなされていない。

（注2） 最小値および最大値については、VaR合計をリスク種類毎のVaRの合計とみなすことはできない。

ストレスVaR

ストレスVaRは、危機が生じている期間を含む特定の12ヶ月間にわたって調整される。この期間はグループ全体に適用されるが、現在のトレーディング勘定に適用される場合は、リスク指標算出のための広範な市場データが存在していなければならず、また関連性を持っていなければならない。専門家委員会は、最大のストレス・リスク指標を生み出す3つのシナリオの中で定量的に調査を重ねたアプローチに従い、同期間を四半期毎に検討する。

現在、ストレスVaRの調整のための参照期間は、2008年1月3日から2008年12月31日までの期間である。

BNPパリバは、VaR算出の際と同一の計算手法を、かかる参照期間に基づいて決定された市場パラメーターと共に用いる。

以下に表示されるストレスVaRは、保有期間が1日、信頼区間が99%の場合の値であり、市場限度額の監視の枠組内において考慮に入れられる測定値に対応する。

2019年度において、ストレスVaR（1日、99%）は2019年度を通じて約63百万ユーロを維持した。

ストレスVaR（1日、99%）

（単位：百万ユーロ）	2019年12月31日 終了事業年度				2018年12月31日 終了事業年度	
	最小	平均	最大	直近の計算値	平均	直近の計算値
ストレスVaR	48	63	85	63	48	63

追加的リスク費用（IRC）

IRCアプローチは、資本の保有期間および流動性期間または再調整の頻度に係る期間を1年間、信頼区間を99.9%とした場合（かかる期間中リスクの水準を一定のものと仮定する。）のデフォルトおよび格付の変更による損失（すなわち、0.1%の最悪の事象を除外した場合に生じる最大損失。）を測定する。追加的リスク費用の範囲には、主にトレーディング勘定によるプレーン・バニラの信用商品（証券化商品を除く債券およびクレジット・デフォルト・スワップ）が含まれる。

このアプローチは、すべての非証券化商品に係る追加的なデフォルトおよび変更リスクを把握するために利用される。

モデルは現在、リスク管理手続で用いられている。このモデルは、監督当局により承認されている。

追加的リスク費用の計算は、1年間の資本の保有期間中、リスクが一定の水準であるとする仮定に基づくものであり、トレーディング・ポジションまたはポジションの組み合わせが1年間の資本の保有期間を通じて、VaRまたは信用格付別および集中分野別のプロフィール・エクスポージャーにより測定された当初のリスク水準を維持する形で再調整され得るということを意味している。かかる再調整の頻度は、流動期間と呼ばれる。

このモデルは、デフォルトのリスクおよび格付の変更のリスクの双方を把握する、各債務者の格付に基づくシミュレーションを中心として構築される。債務者間の依存度は、多元的な資産リターンのモデルに基づいている。ポートフォリオの評価は、それぞれの模擬シナリオについて行われる。このモデルは、1年間という一定の流動期間を用いる。

2019年度を通じて、追加的リスク費用は、ヘッジ手段の増加およびポジションの減少による2018年度から始まる低下が続いた。

信用リスク関連ポートフォリオのための包括的リスク指標（CRM）

包括的リスク指標は、トレーディング勘定における信用リスク・ポートフォリオ（証券化商品を除く。）に適用される、追加的リスク費用への追加的な資本賦課である。これは、資本の保有期間および流動性期間または再調整の頻度に係る期間を1年間、信頼区間を99.9%とした場合（かかる期間中リスクの水準を一定のものと仮定する。）の様々な特定の価格変動リスク（スプレッド、相関、回収、クレジットの変動）により生じる可能性のある損失（すなわち、0.1%の最悪の事象を除外した場合の最大損失。）を測定する。

企業の相関性のある活動は、主に特注の企業のCDOならびに単名のCDS、CDS指数およびインデックス・トランシェを利用したそれらのヘッジのトレーディングおよびリスク管理により構成された活動である。この活動は、グローバル・マーケット部門の信用事業部門内における仕組信用活動取引に該当する。

評価の枠組は、追加的リスク費用に用いられる債務者間の依存度のモデルを使用し、観測可能な市場価格（とりわけCDS、インデックスおよびインデックス・トランシェのために利用される。）ならびに潜在的な相関および回収率に対するモデルに基づいて作成されたデータの双方を用いる。

市場限度額の監視の枠組内において考慮に入れられる測定値の概要

取引ポートフォリオのための内部モデルアプローチ値 (EU MR3)

(単位: 百万ユーロ)	2019年12月31日 終了事業年度	2018年12月31日 終了事業年度
VaR (10日、99%)		
1 最大	106	118
2 平均	75	79
3 最小	52	56
4 直近の計算値	75	94
ストレスVaR (10日、99%)		
5 最大	268	247
6 平均	198	151
7 最小	150	94
8 直近の計算値	201	201
IRC(注1) (99.9%)		
9 最大	397	367
10 平均	205	190
11 最小	100	92
12 直近の計算値	155	135
CRM(注2) (99.9%)		
13 最大	56	63
14 平均	37	44
15 最小	18	27
16 直近の計算値	35	35

(注1) 追加的リスク費用。

(注2) 包括的リスク指標。

相関性ポートフォリオ以外のトレーディング勘定の証券化ポジション

会計上「公正価値で測定する金融資産」として取り扱われる証券化ポジションは、固定利付証券の未収利息を除く市場価格の変動を、損益計算書において「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益／損失」として計上する。

相関性勘定以外のABSポジションは、(銀行勘定において標準的な手法である) 標準化された資本費用が適用される。したがって、資本要件は、資産の外部格付に基づき決定されるリスク加重資産 (RWA) への加重を適用して計算される。資本の計算は、3つの格付機関のうち2番目に悪い格付に基づき行われる。

エクイティ・ティア1資本から控除されたトレーディング勘定における証券化ポジションは、市場リスクに関してはリスク加重資産の計算から除外されている。そのため、これらは以下の表に含まれていない。2019年12月31日現在、エクイティ・ティア1資本から控除されたトレーディング勘定における証券化ポジションは、7百万ユーロとなった。

資産種類別の相関性勘定以外のトレーディング勘定の証券化ポジション内訳

(単位：百万ユーロ)	証券化ポジション			
	2019年12月31日現在		2018年12月31日現在	
	ショート・ポジション	ロング・ポジション	ショート・ポジション	ロング・ポジション
資産の種類				
住宅ローン	-	130	-	84
消費者ローン	-	26	-	116
クレジットカード債権	-	28	-	92
法人向けローン	-	51	-	12
ファイナンス・リース	-	222	-	267
その他資産	-	32	-	5
バランスシート合計額	-	488	-	574
住宅ローン	-	0	-	0
法人向けローン	-	439	-	379
オフバランスシート合計額	-	439	-	379
合計	-	928	-	953

相関性勘定以外のトレーディング勘定の証券化ポジションの質

(単位：百万ユーロ)	証券化ポジション			
	2019年12月31日現在		2018年12月31日現在	
	ショート・ポジション	ロング・ポジション	ショート・ポジション	ロング・ポジション
トランシェの質				
シニア・トランシェ	-	645	-	641
メザニン・トランシェ	-	283	-	313
ファースト・ロス・トランシェ	-	-	-	-
合計	-	928	-	953

相関性勘定のトレーディング勘定の証券化ポジションおよび資本要件のリスク・ウェイト別内訳

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在								
リスク・ウェイト	証券化ポジション						資本要件		
	ショート・ポジション			ロング・ポジション			ショート・ポジション	ロング・ポジション	合計
	証券化	再証券化	合計	証券化	再証券化	合計			
7%-10%				249		249		2	2
12%-18%				137		137		2	2
20%-35%				426		426		10	10
40%-75%				0		0		0	0
100%				78		78		9	9
250%				20		20		7	7
425%				0		0		0	0
650%				18		18		11	11
合計	-	-	-	928	-	928	-	40	40

(単位：百万ユーロ)	2018年12月31日現在								
リスク・ウェイト	証券化ポジション						資本要件		
	ショート・ポジション			ロング・ポジション			ショート・ポジション	ロング・ポジション	合計
	証券化	再証券化	合計	証券化	再証券化	合計			
7%-10%				596		596		4	4
12%-18%				168		168		2	2
20%-35%				91		91		2	2
40%-75%				31		31		2	2
100%				22		22		2	2
250%				1		1			
425%				3		3		1	1
650%				42		42		23	23
合計	-	-	-	953	-	953	-	35	35

市場リスクのストレステストの枠組

グローバルなトレーディング勘定の価値に対する異常な市況の影響をシミュレートするために一連のストレステストが行われる。ストレステストは、すべての市場活動を対象とし、一連のストレステスト市況が適用される。

シナリオ

現在のトレーディング勘定のストレス・テストの枠組における基本的なアプローチは、「ボトムアップ」型と「トップダウン」型のストレス・テストを組み合わせている。

- ・マクロ・レベル・シナリオ（トップダウン型）では、一連のグローバル・レベルにおけるストレス・テストにより評価を行う。これらのシナリオは、大規模なグローバル市場または主要な地方市場におけるショック事象に関連する深刻な市場の動向がBNPパリバのトレーディング・ポジションに与える影響を評価する。かかる評価は、過去の事象または将来の見通しに関する仮定的なシナリオに基づく場合がある。シナリオには、エマージング・マーケット危機、信用危機および株式市場暴落等の事象が含まれており、そのうち一部は過去の危機に基づいている。

公式なマクロ・ストレス・テストは、現在、8件の異なるストレス・テストにより構成されている。これらのシナリオの結果は、各キャピタル・マーケット・リスク委員会（CMRC）により検討される。シナリオは、以下のとおりである。

- ・シナリオ1：予想外の金利の引上げによる短期金利の上昇および金利曲線のフラット化
- ・シナリオ2：質の高い資本への逃避と相まって、株式市場暴落により生じる金利曲線の下降およびスティーピング
- ・シナリオ3：一般的なエマージング・マーケット危機（これらの市場のグローバルなリスクをテストするもの）
- ・シナリオ4：信用危機がもたらす一般的なリスク回避
- ・シナリオ5：ユーロ危機、低いGDP予測、国のユーロ離脱の潜在的脅威および通貨の著しい弱体化
- ・シナリオ6：深刻な地政学的な混乱がもたらすエネルギー危機およびエネルギー市場への深刻な影響
- ・シナリオ7：主に世界中に広がる構造的な米国危機に基づく米国危機
- ・シナリオ8：リスク・オン・シナリオ（株式市場およびエマージング・マーケットにおける反騰相場、低い実現ボラティリティならびにすべての市場におけるインプライド・ボラティリティの下落（事実上、リスクの高い資産に対する利益率））
- ・ミクロ・レベル・シナリオ（ボトムアップ型）は、グローバル・ポートフォリオへの影響ではなく、これらのタイプのシナリオは、特定のトレーディング・デスク、地域またはリスク集中度に対するリスク・エクスポージャーを強調することを目的としている。このボトムアップ型のアプローチは、より複雑なストレス・シナリオの使用を可能にし、これによりグローバル・マクロ・シナリオでは簡単に捕捉し得ない潜在的な損失が生じ得る分野（複雑な市場の転位または特異なリスク等）を特定することができる。このボトムアップ型のプロセスはまた、リスク分野を流動性がより少ないリスク分野またはリスクが事実上より構造的であるリスク分野に分類することを促す。

プロセス

上記シナリオの分析により、トレーディング勘定の反転シナリオが作成される。かかる公式なストレス・シナリオは、反転グローバル・ストレス・シナリオおよびボトムアップ型ストレス・テストの重大な結果と共に、各キャピタル・マーケット・リスク委員会に提示される。

すべてのストレス・テストの結果は、業務執行陣により定期的に検討され、取締役会に提出される。

シナリオは、ストレス事象が生じた際の特定の資産または商品の流動性の低下をシミュレートすることにより、市場の流動性を考慮する。このプロセスを理解するために、ストレス・ショックの対象期間が異なる商品／資産によって変動するアプローチを考慮することで、このプロセスを単純化することができる（故に、より高度なシナリオは、一定の特異的な要因を考慮することができる。）。さらに、このプロセスにおいては、ストレスにさらされているエクスポージャーの一部の因子となっている再ヘッジ仮定において生じたストレス事象の影響を定量化しなければならない場合がある。

ストレス・テストは、キャピタル・マーケット・ストレス・テスト運営委員会（STSC）により管理されている。同委員会は、毎月会議を行い、すべての内部リスク分野別に、ストレス・シナリオの開発、インフラ、分析および報告の方向性を定める。キャピタル・マーケット・ストレス・テスト運営委員会（STSC）は、市場および取引先リスクの両方に関するすべての内部ストレス・テスト事項を管理し、キャピタル・マーケット・リスク委員会のストレス・テストの詳細な定義を決定する。

ストレス・テストは、テールリスク分析の中核的な要素であり、ストレスVaR、追加的リスク費用および包括的リスク指標を通じて示される。さらに、市場リスクに係る資本の事業部門間での割当てにおいて「VaRに追加された平均損失」（予想不足分）の形で利用される極めて稀な事態のリスクは、考慮されるべき市場リスクの管理および監視におけるテールリスクを踏まえた追加的な要素である。

銀行業務に関連する市場リスク

銀行仲介業務および投資に関連する金利リスクおよび為替リスクは、部門横断的な資産・負債管理部の財務課が管理している。当社グループ全体レベルでは、資産・負債管理部の財務課は、最高業務責任者に監督される。BNPパリバの資産・負債管理部の財務課は、各事業体または事業体グループの資産・負債管理部および財務チームの管轄機能を有し、当社グループ全体を管轄している。戦略的な決定は、資産・負債管理部の財務課の業務を監督する資産・負債管理委員会（ALCo）が行う。これらの委員会は、当社グループ全体、事業体および事業体グループの各レベルで設けられている。

第1の柱に基づくリスク加重資産の計算は、為替リスクについて行う必要がある。金利リスクは第2の柱に関連するリスクである。

為替リスク

リスク加重資産の計算

為替リスクは、銀行勘定の一部であるあらゆる取引に関連する。

当社グループ内の各事業体は、ユーロを含む各通貨のネット・ポジションを計算している。当該ネット・ポジションは、あらゆる資産項目の合計から、あらゆる負債項目を差し引き、オフバランスシート項目（通貨先渡取引に係るネット・ポジションや、通貨オプション勘定のデルタ相当額純額を含む。）を加え、長期性構造資産（長期株式持分、有形固定資産および無形固定資産）を差し引いた額と同等である。当該ポジションは、報告日現在の為替レートでユーロに換算され、各通貨における当社グループのネット・オープン・ポジション総額を算出するために総計される。所定の通貨におけるネット・ポジションは、資産が負債を上回っている場合にはロングとなり、負債が資産を上回っている場合にはショートとなる。当社グループ内の各事業体においては、関連通貨（すなわち各社の報告通貨）のネット通貨ポジションが、ロング・ポジションの合計とショート・ポジションの合計が同じになるよう調整される。

為替リスクに備えるために必要な自己資本の計算規則は以下のとおりである。

- ・欧州通貨制度加盟各国の通貨におけるマッチド・ポジションについては、当該ポジションの評価額の1.6%に相当する自己資本が必要である。
- ・CFAフランおよびCFPフランは、ユーロとの間でマッチしているため、必要な自己資本に関する要件は適用されない。
- ・密接な相関関係にある通貨におけるマッチド・ポジションについては、当該ポジションの評価額の4%に相当する自己資本が必要である。
- ・その他のポジション（上記通貨におけるアンマッチド・ポジションを含む。）については、当該ポジションの評価額の8%に相当する自己資本が必要である。

関連する額は、上記表「標準的アプローチに基づく市場リスク（EU MR1）」に記載されている。

為替リスクおよび外貨建て純利益のヘッジ（監査済）

いわゆる「業務上の」為替リスク・エクスポージャーは、当該事業体の機能通貨以外の通貨建てで行われた業務から生じる純利益に関連する。当社グループの方針は、為替レートの変動による純利益の変動をヘッジすることである。この目的のため、当社グループの所与の事業体の機能通貨以外の通貨建てで生じる利益は、各国レベルでヘッジされる。外国の子会社や支店が生み出す純利益およびポートフォリオの減損に関連するポジションは集中管理される。

為替リスクおよび海外業務への純投資のヘッジ（監査済）

事業体のいわゆる「構造的」為替ポジションは、機能通貨以外の通貨への投資に関連する。このポジションは主に、支店の資本基金および外貨建ての株式投資（その資金は投資通貨の購入により調達される。）に起因する。この構造的為替ポジションは、無形固定資産について調整され、資産エクスポージャーを構成する。

当社グループの方針の本質は、ポートフォリオに伴う流動性の高い通貨に対するエクスポージャーをヘッジし、同時にソルベンシー比率の為替変動に対する限定的な感応度を維持することにある。このため、投資の通貨と同じ通貨で借入れを行うという方法が、当該通貨の購入による資金調達の代替手段として利用される。借入れは、投資ヘッジとして認識されている。

金利リスク（監査済）

銀行勘定における金利リスク、またはグローバル金利リスクは、銀行勘定の資産と負債の間における金利、満期および特性のミスマッチによる業績の変動のリスクである。このリスクは、非トレーディング・ポートフォリオ内で生じる。

当社グループの金利リスク管理の構成

取締役会は、最高経営責任者を銀行勘定における金利リスク管理の責任者としている。取締役会は、内部統制・リスク管理・法令遵守委員会（CCIRC）を通じて四半期毎に金利政策を統制する原則および当社グループの状況についての報告を受ける。

最高経営責任者は、当社グループ資産・負債管理委員会へ管理責任を委任している。当社グループ資産・負債管理委員会の常任委員は、最高業務責任者（会長）、基幹事業を統括する最高業務責任者代理、当社グループ最高リスク管理責任者、当社グループ最高財務責任者、当社グループ資産・負債管理部の財務課長および一般検査部長である。当社グループ資産・負債管理委員会は、当社グループの金利リスク特性の特定、金利リスク監視指標の特定および追跡ならびに制限の設定について責任を負う。

資産・負債管理部の財務課は、経営陣による提案の分析および委任経営の一環としての銀行勘定の金利リスク管理に関連する決定の事業活動への導入について責任を負う。

リスク部門は、当社グループ資産・負債管理委員会（ALCo）および各地域の資産・負債管理および財務委員会に参加し、これらの委員会により下された関連する決定の、資産・負債管理部の財務課による実施状況を監視する。また、モデルおよびリスク指標の検討、リスク指標レベルの監視ならびに設定された制限の遵守を確保することにより、二次的な管理も行う。

銀行勘定は、トレーディング勘定取引を除く当社グループのすべての銀行貸借対照表によって構成されている。これには、仲介取引（預金、貸出金等）、非営利貸借対照表項目（株式、固定資産等）および銀行勘定における金利リスク管理のために用いられたデリバティブを含む銀行勘定リスク管理活動（特に、IFRS/GAAPの下でヘッジ会計を適用されない場合）が含まれる。

BNPパリバの各事業体の銀行勘定金利リスクは、内部分析契約または借入／貸出取引により資産・負債管理部の財務課へ組織的に移転される。当社グループ全体に関して、資産・負債管理部の財務課は、この方法で移転された金利リスクの管理責任を負う。

金利リスク管理に関する決定は、月毎または四半期毎に開催される事業体または事業体グループの委員会の会議で下され、監視される。この会議には各地域の資産・負債管理部の財務課、当社グループの資産・負債管理部の財務課およびファイナンスおよびリスクに係る機能の管理者ならびに事業体または事業の上級管理者が出席する。金利リスクの管理は、各事業体または事業体グループ内で各所在地毎に行われる。

金利リスクの測定

利率ポジションは、管理されるリスクの特定の性質を考慮して測定される。したがって、当社グループは標準的利率リスクおよび構造的利率リスクの概念を明確にしている。標準的利率リスクは、一般的な事象（特に所与の取引に関する最も適切なヘッジ戦略を一意的に確定が可能な場合）に対応している。構造的利率リスクは、株式および支払利息が生じない預金の金利リスクであり、かかる貸借対照表の項目は定期的な収益を生み出すものの、金利レベルに対して敏感である。しかし、単一のヘッジ戦略の確定によりかかる感応度を完全に中立化させることは不可能である。この点について、当社グループは、金利リスクの観点からいわゆる「中立」管理戦略とされる、すべての採り得る戦略を採用していた。

金利リスクは、将来の各期間における潜在的な資産および負債間の利率特性の差異（固定利率およびスライド方式）を測定する金利ギャップにより分析される。金利ギャップにおいて、特に顧客行動オプションに関連するオプション効果が組み込まれ、デルタ相当額に換算されている。

満期期間は、取引の契約条件および顧客の過去の行動の観測結果に基づいて決定される。リテール・バンキング事業の商品については、顧客行動モデルは、過去および将来のデータおよび計量経済学的調査に基づいて決定される。この潜在的な管理戦略は、特に早期償還および貯蓄勘定に関連している。さらに、支払利息が生じない預金および株式の償還期日は、業績の安定および預金の安定性という目的を考慮した投資範囲を定める、より定型的なアプローチに基づいて計算される。

金利リスクについても、貸借対照表の項目の流動的な変化を考慮に入れた継続事業の前提に基づく営業収益の金利変動に対する感応度指標により、測定される。これにより、一方で顧客金利と市場金利との間の相関関係が部分的またはゼロとなり、他方で将来の収益にリスクを生み出す、金利に対する感応性が数量的なものとなる。

指標の選択およびリスクのモデリングは、リスク部門が検証する。当該検証に従った結果および調整は、委員会へ定期的に提出され、監視される。

金利リスク測定指標は恒常的に資産・負債管理委員会に提供され、業務リスク管理の決定のための基盤となっている。

上記「銀行業務に関連する市場リスク」の冒頭に記述されるとおり、金利リスクは第2の柱に分類される。

リスク限度

金利リスク指標は、銀行勘定全体に関係するものである。

金利ギャップは、すべての対象期間において金利リスク制限の対象となる。かかる制限は、リスクの性質（標準的か構造的か）に基づいて、当社グループおよび事業体のレベルで調整される。これらは、1年毎に見直される。

当社グループの収益感応度指標は、部門および主要な事業体毎に分類される制限および感応レベル全体に関連する警告閾値による影響を受ける。さらに、当社グループはかかる収益に対するストレス・シナリオの影響を定期的に監視する。

IFRSに基づいてヘッジ会計の対象とならない取引については、特定の制限の対象となる。

グローバル金利リスクに対する営業収益の感応度

これらの感応度は、銀行勘定について計算される。かかる感応度は最長3年の期間における市場金利の直接的な影響および事業動向を考慮する。さらに、2016年に公表されたバーゼル委員会の勧告に従い、貸付残高および顧客金利の変動に関連した商業活動への間接的な影響、とりわけ金利における利鞘の変動（金利の上昇または下降を伴う、貸付（およびその逆となる預け入れ）の際の利鞘の縮小または拡大）についての影響が考慮される。

連結された指標は、以下の表に表示されている。1年、2年および3年の期間における、平行的、即時および確定的な市場金利の50ベーシス・ポイントの増加（プラス0.5%）に対する収益の感応度の全通貨合計は、それぞれマイナス270百万ユーロ、プラス216百万ユーロおよびプラス614百万ユーロ、または当社グループの収益のマイナス0.6%、プラス0.5%およびプラス1.4%の影響となった。

超低金利またはマイナス金利の環境においては、フロアを0%とした場合に顧客預金の金利に与える影響により、支払利息が生じない預金の増加をもたらす。この支払利息が生じない預金の増加は一時的なものとみなされ、堅実な範囲で運用される。感応度は、金利を現在の水準以下に維持することに関するマイナスの影響を限定するヘッジ取引および欧州中央銀行に預けられている流動性余剰資金における収益の変化を考慮している。

金利が50ベーシス・ポイント上昇または下落した場合におけるグローバル金利リスクに対する営業収益の感応度（監査済）

2019年度の 営業収益の感応度 (単位：百万ユーロ)	プラス50ベーシス・ポイントのショック				マイナス50ベーシス・ポイントのショック			
	ユーロ	米ドル	その他の 通貨	合計	ユーロ	米ドル	その他の 通貨	合計
1年目	(259)	(25)	13	(270)	275	19	(32)	263
2年目	166	13	37	216	(220)	(11)	(57)	(287)
3年目	512	44	57	614	(474)	(37)	(76)	(587)

2018年度の 営業収益の感応度 (単位：百万ユーロ)	プラス50ベース・ポイントのショック				マイナス50ベース・ポイントのショック			
	ユーロ	米ドル	その他の 通貨	合計	ユーロ	米ドル	その他の 通貨	合計
1年目	125	41	19	185	(110)	(45)	(27)	(182)
2年目	453	13	44	510	(433)	(17)	(48)	(498)
3年目	604	38	56	698	(735)	(44)	(57)	(836)

銀行仲介業務の純資産の価値における感応度

当社グループの銀行仲介業務の資産および負債は売却目的ではないため、将来のキャッシュ・フローを割引くことにより測定されるそれらの理論上の経済価値に基づく認識および管理は行われていない。同様に、純資産の理論上の経済価値は、当社グループの資本に影響を及ぼさない。

しかしながら、欧州銀行監督機構（EBA）が定めた規制要件および計算方法に従い、金利におけるプラス／マイナス200ベース・ポイント（プラス／マイナス2%）の変動に対する、ティア1およびティア2資本に関連した銀行仲介業の純資産の理論的な経済価値についての感応度率は定期的に計算されている。この感応度率は、監督当局が銀行勘定における金利リスクが重大となる状況を特定する際に用いる20%の基準値と比較される。2019年末における感応度率は、200ベース・ポイントの下落に対してはマイナス0.4%、200ベース・ポイントの上昇に対してはマイナス8.6%となった。これらの値は共に、重要性の基準値である20%を大きく下回る。欧州銀行監督機構の「非トレーディング勘定活動から生じる金利リスクの管理に係るガイドライン」によって定義される規制の適用範囲が金利ショックに適用される。

金利リスクおよび為替リスクのヘッジ

当社グループが取り組むヘッジは、主にデリバティブ金融商品（スワップ、オプションおよび先渡取引）を用いた金利ヘッジまたは通貨ヘッジで構成される。

ヘッジのために使用する金融デリバティブ商品は、ヘッジ目的に応じ、公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジまたは海外事業の純投資ヘッジのいずれかに指定される。各ヘッジ関係は、開始時に正式に文書化される。文書にはヘッジ戦略が記載される（ヘッジ対象項目およびヘッジ手段が特定され、ヘッジするリスクの性質が明示される。）と共に、予想される（将来の）および実際の（過去の）ヘッジの有効性をテストする方法も記載される。

グローバル金利リスク

当行のグローバル金利リスクの管理戦略は、主にすべての金利リスクの因子となる金利変動に対する当行の純利益の感応度を注意深く監視することに基づくものである。これは、金利マージンの安定性および規則性を確保することを目的としている。この監視では、当行が、異なる種類のリスク間の相殺による影響額について考慮した後にヘッジ戦略を決定できるようにするため、被るリスクの極めて正確な評価が必要となる。このようなヘッジ戦略は、事業体および通貨について策定および実施される。

ヘッジは、スワップおよびオプションからなることがあり、通常、公正価値ヘッジまたはキャッシュ・フロー・ヘッジとして会計処理される。ヘッジは、政府発行の有価証券をヘッジ手段とする場合もあり、会計ベースで「償却原価で測定する金融資産」または「資本を通じて公正価値で測定する金融資産」として分類される。

そのため、世界規模の貿易に関する不確実性の中、8月にはインフレ率および成長率の見通しが低いことから長期金利が2016年に記録した歴史的な低水準を下回り、欧州中央銀行の金融政策の変更に至り、資産購入、貸出条件付き長期資金供給オペ（TLTRO）、預金ファシリティ金利の低下および流動性余剰資金のうちの報酬額の変更があった。

金利がより高い米国においても同様の変化が見られた。

金利が引き続き低下しているにもかかわらず、早期償還および借換えは、依然として国内市場において低い水準であった。貯蓄構造は、引き続き支払利息が生じない当座預金に有利に歪められたままであり、これらの口座の投資範囲を定期的に見直す必要がある。

構造的為替リスク（監査済）

通貨ヘッジ契約は、当社グループの外貨投資や、将来の外貨建て営業収益を考慮して、資産・負債管理部の財務課が締結している。各ヘッジ関係は、開始時に正式に文書化される。文書にはヘッジ戦略が記載される（ヘッジ対象項目およびヘッジ手段が特定され、ヘッジするリスクの性質が明示される。）と共に、予想される（将来の）および実際の（過去の）ヘッジの有効性をテストする方法も記載される。

ヘッジ関係は、為替レートの変動の影響が対称的に計上されるよう、また損益計算書に影響を及ぼさないよう、外貨建てローンにより必要資金を調達する子会社および支店への投資に適用され、文書化される。当該商品は、純投資ヘッジとして指定される。当該貸出金は2018年12月31日現在において22十億ユーロであったのと比較して、2019年12月31日現在においては18十億ユーロであった。当該ヘッジに関連する資本において直接認識される為替の差額に関連する価値の変動は、2018年度においてマイナス599百万ユーロであったのと比較して、2019年度はマイナス745百万ユーロであった。

2019年度において、不適格となった純投資ヘッジ関係は存在しなかった。正味投資額におけるヘッジの非有効部分に関連した2019年度の損益計算書に計上された金額は、重要ではない。

貸借対照表で認識する金融商品のヘッジ（公正価値ヘッジ）

金利リスクに対する公正価値ヘッジは、特定の固定利付資産もしくは負債または固定利付資産もしくは負債のポートフォリオのいずれかと関連する。デリバティブは、金利変動に対するこうした商品の公正価値上のエクスポージャーを軽減する目的で契約される。

個別の資産をヘッジするものには主に「償却原価で測定する金融資産」または「資本を通じて公正価値で測定する金融資産」として分類される有価証券があり、個別の負債をヘッジするものには主に当社グループが発行する固定利付有価証券がある。

金融資産および負債（貨幣性）のポートフォリオのヘッジに関連するものとして、次のものがある。

- ・固定利付貸出金（不動産ローン、設備ローン、消費者金融および輸出金融）
- ・固定利付預金（主に要求払預金および住宅財形貯蓄）

ヘッジ額を特定するため、ヘッジ対象項目の残存額を満期期間別に振り分け、満期期間毎に金額を指定する。各満期期間は、契約上の取引期間および顧客行動の過去の観測結果（早期償還の想定および予想デフォルト確率）を基に決定する。

契約上の利息が定められていない要求払預金は、中期固定利付金融負債とされる。その結果、当該負債の価値は金利の変動に敏感である。将来のキャッシュ・アウトフローは実績分析を基に予測する。

各ヘッジ関係で、ヘッジの予想有効性は、各満期期間でヘッジ対象項目の公正価値が指定されたヘッジ手段の公正価値より大きいかどうかを確認することで測定する。

実際の有効性は、ヘッジ対象項目の公正価値の月初からの月間変動幅が、オーバーヘッジになっていないことを事後に確認することで評価する。

キャッシュ・フロー・ヘッジ

金利リスクに関し、当社グループは変動利付資産・負債で発生する収益・費用の変動をヘッジするため、デリバティブ商品を利用する。実現性の高い予定取引もヘッジする。ヘッジ対象項目は通貨別およびベンチマーク金利別に各満期期間に振り分けられる。早期償還の想定分と予想デフォルト確率を加味した後、当社グループは変動利付商品が生み出すリスク・エクスポージャーの一部または全部をヘッジするためデリバティブを利用する。

為替リスクについては、当社グループは連結純利益項目中の変動に対してヘッジを行う。特に、当社グループは、それぞれの機能通貨以外の通貨を使用している主要子会社または支店の業務から将来発生する収入（特に金利収入および手数料）をヘッジする可能性がある。金利ヘッジの場合と同様、これらのヘッジ関係の有効性について満期期間別予測を基に文書化および評価する。

下記の表は、BNPパリバの中期および長期取引の範囲に関するもので、当社グループの取引の大部分を占める、ヘッジされた将来のキャッシュ・フローの金額を（実現化予想日別に）示したものである。

ヘッジされたキャッシュ・フロー（監査済）

実現までの予想期間 (単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在				2018年12月31日現在			
	1年未満	1年以上 5年以下	5年超	合計	1年未満	1年以上 5年以下	5年超	合計
ヘッジされた キャッシュ・フロー	537	1,787	943	3,267	604	1,729	1,339	3,673

2019年度において、これらの将来の利益が達成される可能性が高くないことを理由に、いかなるキャッシュ・フロー・ヘッジも分類されなかった。

(6) 流動性リスク

流動性リスクは、市場の状況または特異な（すなわちBNPパリバに特有の）要因により、当行が定められた時間内にかつ合理的な費用で、コミットメントに基づく支払実行ができず、またはポジションの逆取引もしくは決済を行うことができなくなるリスクである。

流動性リスクは、短期、長期の別を問わず、当社グループが現在または将来の現金または担保の要求（予測されるものまたは予測外のもの）を満たせないリスクである。

このリスクは、資金調達源の減少、融資コミットメントの引出し、一定の資産の流動性の減少または現金もしくは担保のマージン・コールの増加より生じる場合がある。また、銀行自体（風評リスク）または外部の要因（一定の市場のリスク）に関連する場合もある。

当社グループの流動性リスクは、当社グループの資産・負債管理委員会が承認した包括的流動性方針に従って管理されている。包括的流動性方針は、平時および流動性危機発生時の両方において適用できる管理原則に基づいている。当社グループの流動性ポジションについては、内部指標および規制比率を基に評価を行う。

流動性リスク管理方針（監査済）

目的

当社グループの流動性管理方針の目的は、BNPパリバの事業活動の発展のために均衡の取れた資金調達構造を確保し、危機的状況に対応するために十分な健全性を確保することである。

流動性リスク管理の枠組は、以下の事項に依拠している。

- ・管理指標
 - ・事業または業務が当社グループの資金調達能力に沿った流動性目標に従うことを保証するための量的な管理指標
 - ・流動性の内部価格設定に基づく価格による管理指標
- ・平時および危機的な状況における当社グループの流動性ポジションの評価を可能にする監視指標の定義、行動の効率性ならびに規制比率の遵守
- ・満期が目的に合った多様な資金調達源による流動性リスク管理の戦略の実施および流動性準備金の設定

当社グループの流動性方針は、当社グループのすべての事業体および事業ならびにすべての対象期間にわたって適用される管理方針を定めている。

統治

すべてのリスクに関して、当社グループの最高経営責任者は、取締役会より、当社グループの流動性リスクを管理する権限を付与されている。最高経営責任者は、当社グループの資産・負債管理委員会に対して、この権限を委譲する。

内部統制・リスク管理・法令遵守委員会（CCIRC）は、流動性方針の原則や当社グループの流動性ポジションについて、四半期毎に取締役会に報告する。

当社グループの資産・負債管理委員会は、以下について責任を負う。

- ・当社グループの流動性リスク特性の定義付け
- ・流動性の規制比率への遵守の監視
- ・管理指標の定義付けおよび監視ならびに当行の事業向けに設定された定量的な基準の測定
- ・流動性リスク指標の定義付けおよび監視ならびに必要な場合にはそれらに対する定量的な基準の関連付け
- ・流動性リスク管理戦略の実施の定義付けおよび監視（平時およびストレス状況における事業部門の監視を含む。）

とりわけ当社グループの資産・負債管理委員会には、資金調達プログラムおよび流動性準備金の積立プログラム、危機的状況におけるシミュレーション（ストレス・テスト）ならびに危機的状況から生じる可能性のあるすべての事象に関する情報が伝えられる。

当社グループの資産・負債管理委員会は、危機的な期間における管理アプローチ（緊急対策）の定義付けをする任務を負う。この枠組は以下の点に基づいている。

- ・市場ポジションの監視および一連の指標に設定された基準値の遵守による危機の発生に関する監視
- ・危機管理態勢の始動および関連する責務の統治
- ・危機管理のために実行可能な行動の特定

当社グループの資産・負債管理委員会の会議は、平時は各月に開催され、ストレス状況においてはより頻繁に開催される。とりわけ設定された目標への遵守を確保するため、定期的に各事業部門の指標の監視を行うための特定の会議を開催している。当社グループの資産・負債管理委員会は、必要であるときはいつでも、特定の問題点に対応する会議を開催することができる。

当社グループの資産・負債管理委員会の常任理事は、最高業務責任者（委員長）、コア事業を率いる最高業務責任者代理、最高リスク管理責任者、当社グループの最高財務責任者ならびに当社グループの資産・負債管理部の財務課長である。その他のメンバーは、リスク部門、財務部門および資産・負債管理部の財務課を代表する。

当社グループにわたり、資産・負債管理部の財務課は、当社グループの資産・負債管理委員会の流動性管理に係る決定が、事業において実施されることにつき責任を負う。事業体または事業体グループにおける資産・負債管理および財務委員会は、銀行の流動性リスクを管理するために当社グループの資産・負債管理委員会が決定した戦略の各地における実施について責任を負う。

資産・負債管理部の財務課は、当社グループ全体のすべての満期について流動性リスクを管理する責任を負っている。特に、資金調達および短期有価証券（預金証書、コマーシャル・ペーパー等）の発行、優先債および劣後債（ミディアム・ターム・ノート、社債、中長期預金、カバード債等）の発行、優先株式の発行ならびに当社グループの貸出金証券化プログラムを担当している。資産・負債管理部の財務課は、当社グループの事業部門、各事業体および営業科目に内部的に資金を提供すると共に、それらからの余剰資金を再投資している。流動性が逼迫した場合に簡易に売却できる資産から構成される流動性準備金の積立ておよび管理にも責任を負う。

リスク部門は、当社グループの資産・負債管理委員会および各地の資産・負債管理および財務委員会に参加しており、これらの委員会が行った関連する決定の資産・負債管理部の財務課による実施を監督する。リスク部門は、モデルおよびリスク指標（流動性ストレス・テストを含む。）の検討、リスク指標の監視ならびに指定された限度への遵守の確保を通じて、二次的な管理を行う。

財務部門は、流動性の規制指標および内部監視指標の作成に責任を負う。財務部門は、当社グループの資産・負債管理委員会が定義する方針に則り内部監視指標の一貫性を監督する。財務部門は、当社グループの資産・負債管理委員会および各地の資産・負債管理および財務委員会に参加している。

流動性リスクの管理および監督

内部的な流動性リスク管理および内部監視は、様々な満期別の幅広い指標に基づいている。これらの指標は、当社グループおよび事業体の双方のレベルで、通貨別および満期別に、定期的に測定される。

各事業部門の内部監視指標（監査済）

監視指標は、平時およびストレス状況における当社グループの事業の資金需要に関連する。これらの監視指標は、定期的に（毎月）監視される決められた方針に則った当社グループの予算計画の実施の一部を構成する。

当社グループの事業における資金ニーズ

当社グループの事業活動に関連する資金ニーズは、とりわけ商業資金ニーズ（顧客貸出金および貸越ならびにトレーディング資産等）ならびに商業資金源（顧客預金、当社グループの負債証券の顧客への売却およびトレーディング負債等）の差額を測定することにより管理されている。この指標により、通常の事業シナリオにおいて、各事業部門の流動性利用を測定することが可能となる。

1ヶ月および1年間の期間における各事業部門の資金調達需要の測定は、かかる指標により補完され、有効な欧州規則（流動性カバレッジ比率—LCR）に定義される仮定または（安定調達比率で）予測される仮定のいずれかに応じて行われる。

この商業資金調達ニーズ指標の他に、当社グループは、資産・負債管理部の財務課および当社グループの構造的資金調達源（すなわち正味自己資本）により提供される流動性準備金およびリファイナンスを、継続的に注意深く監視している。

資産・負債管理部の財務課が各事業の資金調達需要、当社グループの構造的資金調達源、資金調達および流動性準備金を全体的に管理することにより、当社グループは厳しい市場ストレスに耐え得る構造的に健全な流動性状況を達成することが可能となる。

各事業部門の流動性利用は、各事業部門の利益目標および資本消費目的に即して、各事業部門の将来的な流動性の必要性を予測する当社グループの予算過程に組み込まれる。反復的な予算過程の間、流動性利用目的は、当社グループ全体の目標と合致する形で、資産・負債管理部の財務課および構造的資金調達源により提供された資金調達を考慮して各事業部門に割り当てられる。この手続は、年間を通して、当社グループの資産・負債管理委員会により定期的に更新および監視され、必要に応じて調整される。

流動性の内部価格設定

当社グループのあらゆる資産および負債は、流動性の内部価格設定の対象である。かかる内部価格設定の原則は、当社グループの資産・負債管理委員会により決定され、当社グループの戦略展開の範囲内で市場の流動性のコストの動向および資産と負債のバランスを考慮することを意図している。

近年における変化

2019年において、流動性に関する事業部門の消費は、若干増加した。パーソナル・ファイナンス部門およびコーポレート・バンキング部門においてだけでなく、特にフランスおよびベルギーの国内市場における信用商品の増加は、預金の増加により一部相殺された。当社グループは、引き続き過剰流動性を有しており、これら資金源の費用の制限を目指している。

2019年末において、事業の資金調達のニーズが低かったため、その大部分が当社グループの正味自己資本によりカバーされ、資産・負債管理部の財務課から供給される資金を計上する前に過剰流動性の状態になっていた。

こうした状況において、資産・負債管理部の財務課から供給される資金は、資産および負債の間の期間構造の差異の調整ならびに総損失吸収能力の要件を満たすことだけでなく、流動性準備金を賄うために使用された。

ホールセール資金および流動性準備金における監視指標（監査済）

ホールセール資金の資金調達源

当社グループは、以下により供給される資金を除くすべての資金をカバーした、ホールセール資金の広義の定義を採用した。

- ・リテール顧客、中小企業および法人
- ・事業資金（例えば保管管理のための資金）が必要な法人顧客
- ・金融政策および市場資産を担保とした資金

この定義は、市場における資金調達より広義である。例えば、個人向けファンドに組み込まれた中期および長期負債、また、短期的なものでいえば証券管理事業における営業外の預金が含まれる。

当社グループは、超短期の資金に頼らず、これらの資金源の分散を保証することにより、ホールセール資金の管理については保守的な方針をとっている。

そのため、当初の満期が1ヶ月未満であるホールセール資金（いわゆる超短期のホールセール資金）は、当社グループの事業への資金として使用されないよう、中央銀行への即時利用可能な預け金とすることで体系的に「蓄財」される。

当社グループは、短期のホールセール資金（当初の満期が1ヶ月以上1年以下）が、カウンターパーティ、業界および満期の残存期間に関して分散されることを確実にする。これらの基準の1つに、過度に資金が集中した場合には、中央銀行への預け金として体系的に「蓄財」され、保有される。

ホールセール市場における中期および長期の資金調達（当初の満期が1年超）は、確実に分散するために、投資家のタイプ、流通ネットワーク、（担保または無担保の）資金調達プログラムに関して、また地域別に分散化されている。さらに、当社グループは、資金調達業務の満期の期間構造の最適化を目指している。

2019年末、蓄財された超短期のホールセール資金の合計は、72.4十億ユーロ（当社グループの流動性準備金と同量の蓄財をもたらした。）、分散化された短期のホールセール資金の合計は、140.2十億ユーロ、また中期および長期のホール資金の合計は、176.3十億ユーロとなった。

ホールセール資金の通貨別内訳（監査済）

資金の通貨別内訳は、当社グループのニーズおよび分散目標と一致している。

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在			
	ユーロ	米ドル	その他	合計
蓄財された超短期のホールセール資金	41,132	17,600	13,637	72,369
短期のホールセール資金	44,103	50,927	45,143	140,173
中期および長期のホールセール資金	100,200	54,029	22,107	176,336
ホールセール資金合計	185,435	122,556	80,887	388,878

(単位：百万ユーロ)	2018年12月31日現在			
	ユーロ	米ドル	その他	合計
蓄財された超短期のホールセール資金	42,277	17,323	15,555	75,155
短期のホールセール資金	42,014	48,039	34,636	124,689
中期および長期のホールセール資金	90,178	50,113	18,406	158,697
ホールセール資金合計	174,469	115,475	68,597	358,541

当社グループの中長期ホールセール資金の内訳

項目は帳簿価額（純額）（特に未払利息およびヘッジ部分の再評価を含む。）で示されている。

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在						
	ティア1 複合負債	ティア2 劣後債	無担保優先債		保証付 シニア債	金融政策 資金	合計
			非優先	優先			
中長期資金合計	9,535	18,439	41,028	96,778	26,720	30,000	222,499
顧客の保有する中長期負債	-	-	-	(15,547)	(616)	-	(16,163)
金融政策	-	-	-	-	-	(30,000)	(30,000)
中長期ホールセール資金	9,535	18,439	41,028	81,231	26,103	-	176,336

(単位：百万ユーロ)	2018年12月31日現在						
	ティア1 複合負債	ティア2 劣後債	無担保優先債		保証付 シニア債	金融政策 資金	合計
			非優先	優先			
中長期資金合計	8,982	16,084	23,421	94,838	29,732	35,000	208,057
顧客の保有する中長期負債	-	-	-	(14,360)	-	-	(14,360)
金融政策	-	-	-	-	-	(35,000)	(35,000)
中長期ホールセール資金	8,982	16,084	23,421	80,478	29,732	-	158,697

当社グループにおけるホールセール資金の動向

(単位：百万ユーロ)	2018年 12月31日現在	新たな オリジネー ション	償還	買戻し	コールの 行使	パラメー ターに対す る影響およ びその他	2019年 12月31日現在
中長期資金合計	208,057	52,554	(23,478)	(4,193)	(16,106)	5,665	222,499
顧客の保有する中長期負債	(14,360)	(7,274)	2,444	1,484	1,127	416	(16,163)
金融政策	(35,000)	-	-	-	5,000	-	(30,000)
中長期ホールセール資金	158,697	45,280	(21,034)	(2,709)	(9,979)	6,082	176,336

中長期ホールセール資金残高合計は、2018年12月31日現在の158.7十億ユーロに対して、2019年12月31日現在176.3十億ユーロだった。この増加は、主に新しい総損失吸収能力規制の下で発行された新発債（非上位優先債）に関連している。

2019年度に当社グループが行った当初の満期が1年超の市場におけるホールセール資金調達額は、2018年度の42.8十億ユーロから増加し、45.3十億ユーロであった。

規制の変更にに基づくホールセール資金の動向

当社グループの流動性管理目標に加え、ホールセール資金の利用も、2019年6月27日以降の総損失吸収能力の最低比率要件の適用により、再生および破綻処理に関する新たな規制上の要件を満たす（「1（B）（1）資本管理および自己資本」内の「自己資本および資本計画」に記載の「再生および破綻処理」を参照。）。

2019年12月31日現在の20.17%という規制総損失吸収能力の比率要件を遵守するために、BNPパリバは、2017年から2019年までに、公募および私募の形態の異なる満期日および様々な通貨建てのTLAC適格の39.6十億ユーロ（元本残高）または41.0十億ユーロ（特に未払利息およびヘッジ部分の再評価を含む帳簿価額）の非上位優先債を発行した。

2022年の22%という総損失吸収能力の要件（反循環的資本バッファを除く。）を満たし、かつ将来の自己資本および適格債務の最低基準の要件に備えるため、2020年に当社グループは、市況に応じて非上位優先債を13十億ユーロ発行する予定である。当社グループは、2020年1月31日現在までに発行プログラムの25%超を達成した。

念のため、これらの負債商品の主要な特徴は以下のとおりである。

- ・ユーロMTNプログラムおよび米国のMTNプログラムに基づく発行
- ・（フランス通貨金融法典第L.613-30-3-I-4条に基づく）非上位優先債
- ・仕組債でない債券（注1）
- ・当初の満期が1年超であるもの
- ・優先債の前かつ劣後債の後における転換および償却の対象となるもの
- ・かかる負債が新たな法令上のカテゴリーに属する旨が契約書に義務的に定められているもの

（注1） 2018年8月3日付法令2018-710は、有価証券、債券、金融商品または権利がフランス通貨金融法典第L.613-30-3-I-4条で仕組債であるとみなされる条件を明記している。

中長期の保証付ホールセール資金

中長期の保証付ホールセール資金は、有価証券と貸出金を分離することにより測定される。中央銀行から調達した資金は、下記の表には含まれていない。

中長期の保証付ホールセール資金

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在		2018年12月31日現在	
	利用担保(注1)	調達資金(注2)	利用担保(注1)	調達資金(注2)
貸出金および債権	29,874	25,531	37,046	28,977
有価証券	762	573	933	754
合計	30,636	26,103	37,979	29,731

（注1） ヘアカットを含む額。

（注2） ヘアカット後の額。

（金融政策外の）中長期の保証付ホールセール資金は、2019年度は中長期資金合計の14.8%（2018年度は18.7%）を占める。当行は、無担保債券を保有する債権者を保護するために担保付資金の割合およびこれに伴う担保超過を慎重に管理する。

カバード債および証券化プログラムは、当社グループの担保付ファイナンスの主要な資金源である。平均して、カバード債は担保を119%超えており、証券化プログラムは担保を113%超えている。

中長期の流動性ポジション

中長期の流動性ポジションは、中長期的な資金源および資金運用の評価を行うために、当社グループ・レベルにおいて事業体別および通貨別に定期的に測定されている。このような目的で、貸借対照表上の各項目は、資産・負債管理部の財務課により提供され、リスク部門によって見直されたモデルおよび契約を使用した経済学的アプローチにより、または（欧州において予想される適用と同様に）標準的アプローチを用いた安定調達比率（NSFR）による加重を適用した規制上のアプローチにより満期が決定される。例えば、即時利用可能であるにもかかわらず、リテール顧客および企業のキャッシュ・マネジメント事業に関連する当座預金は、最も深刻な金融危機においても、常に高い安定性を維持しており、そのため経済学的アプローチおよび規制アプローチの両方による安定的な中長期の資金調達源を構成している。

ストレス・テストおよび流動性準備金

流動性ストレス・テストは様々な満期（1日から12ヶ月）において定期的に実施され、市場要素または当社グループに特有の要素に基づいており、また特異的（BNPパリバに特有の）、（金融機関に影響を及ぼす）体系的および複合的な危機シナリオといった異なるシナリオを採用している。

考慮される各危機シナリオにおいては、借入金および負債は一部しか更新されない。同時に、貸付の分割弁済部分は、商業基盤を保護するために新たな融資によって代替され、オフバランスシートの融資コミットメントは利用され、また、市場資産は市場流動性を失うことが予想される。コミットメントの更新およびその活用は、顧客のタイプ（個人、中小企業、法人および金融機関等）または担保付きの借入および貸付に係る原資産のタイプ（レポ取引／逆レポ取引）に基づき、その強度および期間が異なってくる。ストレス・シナリオでは、追加的な担保の要求（担保付デリバティブの利回りの引上げの要求、「格付に影響する契約」の条項による影響）もカバーされている。

流動性準備金は、資産・負債管理部の財務課およびキャピタル・マーケット業務が保有する当社グループの資産により構成される。流動性準備金は、以下のものから構成される。

- ・中央銀行預金
- ・市場または売戻契約を通じて直ちに売却可能な資産（債券または株式）
- ・中央銀行におけるリファイナンスが可能な有価証券および債権（例えば、流動性の低い資産を、流動または売却可能な資産に換える証券化。（「1（B）（2）銀行勘定における証券化」内の「（オリジネーターとして行う）自己勘定の証券化」を参照。）

グローバルな流動性準備金（相殺能力）は、支払システムにおける日中需要の純額で計算され、一定の期間が経過した後にはのみ一定の流動性資産が利用可能なものとして認識されるプルデンシャル規律、とりわけ米国規制に従う。また、当社グループの流動性準備金の計算においては、譲渡制限も考慮される。かかる制限は、当社グループの事業体間、非転換通貨間または外国為替管理下にある法域間での譲渡を制限する地域的な規制を受ける可能性がある。

以下の表は、その動向を示したものである。

グローバルな流動性準備金の内訳（相殺能力）

（単位：百万ユーロ）	2019年平均	2019年12月31日現在	2018年12月31日現在
適格資産合計	443,704	421,918	412,325
取崩額	(100,755)	(108,713)	(101,877)
譲渡額	(2,983)	(4,228)	(2,331)
グローバルな流動性準備金	339,966	308,977	308,117
うちプルデンシャル規律の要件を満たす流動性資産（HQLA）	312,596	276,500	288,200
うちその他の流動性資産	27,370	32,477	19,917

当社グループの流動性準備金は、2019年度末においては309十億ユーロとなり、そのうち72.4十億ユーロは、超短期のホールセール資金を蓄財したものである。

2019年12月31日現在の当社グループの流動性準備金は、2018年度末と比較して変わらなかった。年平均では、かかる準備金は、主に欧州経済地域における政府および中央銀行によって発行または保証された社債である流動性有価証券の増加により、前年度と比較して20十億ユーロ超増加した。

流動性の規制比率

適用範囲

連結ベースでの流動性比率の監視および監督のためにBNPパリバ・グループが定めた健全性に関する流動性の範囲は、健全性に関する流動性の範囲において持分法に基づき連結されている共同支配事業体を例外として、自己資本比率のために定められたものである（「1（B）(1) 資本管理および自己資本」内の「適用範囲」を参照。）。

流動性カバレッジ比率－LCR

30日間の流動性カバレッジ比率（LCR）が2015年10月1日に実施され、危機的状況において1ヶ月という期間にわたる現金流出純額に対する最小カバレッジ比率が、2018年1月1日以降100%に設定された。当社グループは、2015年1月に欧州委員会により採択された委任法令の要件に従い、流動性要件を測定している。また当社グループは、その管理プロセスにかかる規則に従って適応させた。そのため、事業の資金需要の管理指標および内部価格設定の条件は、流動性カバレッジ比率により設定される標準化された仮定を反映しており、また当社グループの新たな規則の要件への遵守を監視することを可能にする。

2019年12月31日に終了した事業年度の当社グループの流動性カバレッジ比率は、2018年12月31日現在の132%の水準に近い125%だった。

当社グループの流動性カバレッジ比率は、2017年3月8日に公表された流動性カバレッジ比率の開示に関する欧州銀行監督機構のガイドラインに従って、以下のとおりである。したがって、当社グループの流動性カバレッジ比率は、直近の12ヶ月の月末の測定値の移動平均として計算される。

短期の流動性比率（LCR）（注１）－項目別

(単位：百万ユーロ)	リスク加重されない価値				リスク加重後の価値			
	2019年 12月 31日	2019年 9月 30日	2019年 6月 30日	2019年 3月 31日	2019年 12月 31日	2019年 9月 30日	2019年 6月 30日	2019年 3月 31日
平均の計算に使用されたデータ・ポイント数	12	12	12	12	12	12	12	12
適格流動資産（HQLA）								
1 適格流動資産合計					312,596	311,531	304,489	299,939
キャッシュ・アウトフロー								
2 リテール預金（小規模企業を含む。）	347,460	342,133	337,129	333,974	25,965	25,563	25,216	25,015
3 うち安定預金	223,862	220,166	215,936	212,517	11,193	11,008	10,797	10,626
4 うち安定性の低い預金	123,269	121,634	120,869	121,145	14,443	14,222	14,096	14,078
5 保証付でない非リテール資金	430,479	424,733	414,715	405,381	215,636	215,389	210,920	206,062
6 うち業務預金	123,949	122,005	121,389	121,593	30,188	29,655	29,507	29,614
7 うち非業務預金	291,614	287,064	278,342	269,595	170,532	170,070	166,429	162,255
8 うち非保証債務	14,916	15,664	14,984	14,193	14,916	15,664	14,984	14,193
9 保証付非リテール資金（うちレポ）					56,760	53,108	51,703	51,233
10 追加要件	302,680	295,199	287,032	285,116	65,394	64,037	61,520	60,903
11 うちデリバティブ・エクスポージャーに関するアウトフローおよびその他の付随要件	26,904	26,880	25,715	25,536	26,824	26,764	25,552	25,327
12 うち保証付債務のアウトフロー	168	158	156	171	168	158	156	171
13 うちクレジット・ファシリティおよび流動性ファシリティ	275,608	268,161	261,161	259,409	38,403	37,115	35,812	35,406
14 その他の契約資金債務	45,895	48,161	48,519	50,770	45,895	48,161	48,519	50,770
15 その他の偶発資金債務	49,440	49,543	48,545	46,737	4,270	4,389	4,334	4,188
16 キャッシュ・アウトフロー合計					413,920	410,647	402,212	398,171
キャッシュ・インフロー								
17 保証付貸付（うち逆レポ）	344,729	335,633	328,857	327,367	58,140	54,601	51,909	50,773
18 全部履行エクスポージャーからのインフロー	85,071	83,785	83,447	83,335	61,497	59,723	58,709	57,997
19 その他のキャッシュ・インフロー	46,385	46,062	41,985	40,743	39,696	39,317	35,705	34,955
20 キャッシュ・インフロー合計	476,185	465,481	454,289	451,446	159,334	153,641	146,322	143,725
75%上限に従ったEU-20cインフロー	401,183	392,633	378,944	373,763	159,334	153,641	146,322	143,725
21 流動性バッファー					312,596	311,531	304,489	299,939
22 キャッシュ・アウトフロー合計（純額）					254,587	257,005	255,890	254,446
23 流動性カバレッジ比率（％）					123%	121%	119%	118%

（注１） 本表に表示されるデータは、直近12ヶ月の月末の価値の移動平均として計算されている。

当社グループの流動性カバレッジ比率は、2019年度において月次平均で123%となり、全面適用の規制基準と比較して58十億ユーロの流動性余剰となった。

規制上のヘアカット（リスク加重価値）の適用後、プルデンシャル規律により認識された当社グループの流動性資産は、2019年度において月次平均で313十億ユーロとなり、主として、中央銀行預金（バッファのうち55%）ならびに国債およびソブリン債（34%）で構成された。中央銀行によって適格とされ、また流動性へのアクセスを提供する有価証券の一部は、欧州プルデンシャル規律の意義の範囲内において流動性と認識されず、また規制上の準備金に含まれない。これが、流動性準備金（上記表「グローバルな流動性準備金の内訳（相殺能力）」を参照。）と規制上の準備金との間の主たる差異である。プルデンシャル規律により認識される流動性資産は、当社グループが即時に利用できるものでなければならない。

30日間の流動性ストレス・シナリオの下でのキャッシュ・アウトフローは、2019年度において平均255十億ユーロとなり、その大部分は、30日間の242十億ユーロの預金流出の予測に対応する。相反的に、30日間の流動性の規制上のストレス・シナリオの下での貸出金についてのキャッシュ・インフローは、61十億ユーロとなった。

金融取引ならびに買戻／売戻契約および証券取引に代表される担保ローンに係るキャッシュ・フローは、担保に適用される規制上のヘアカットを考慮すると、2019年度において平均で1十億ユーロのインフロー（純額）となった。デリバティブ商品および規制上のストレス・テストに関連するフローは、キャッシュ・アウトフロー（27十億ユーロ）およびインフロー（17十億ユーロ）の相殺後、10十億ユーロのアウトフロー（純額）となった。最後に、金融コミットメントに関する減少の予測は38十億ユーロだった。

直近の12ヶ月の測定値の移動平均では、当社グループの流動性カバレッジ比率は2018年の118%から2019年には123%まで上昇した。流動資産の蓄えは、常に過剰流動性を維持しながら、キャッシュ・アウトフロー純額の変動をカバーするために管理されている。かかる蓄えは、キャッシュ・アウトフロー純額のフル・カバレッジ比率を超えて、45十億ユーロから58十億ユーロであった。流動資産の水準は、キャッシュ・アウトフローより速く上昇した。この現象は本来、この種の資金に内在するボラティリティから流動性カバレッジ比率を維持するために、上記「ホールセール資金の資金調達源」に記載される蓄財原則に従って非常に流動性の高い資産として短時間保有される超短期のホールセール資金の変動を反映している。

安定調達比率—NSFR

規則（EU）2019/876は、流動性リスクに関する第2の規制比率である安定調達比率—NSFRを導入したが、これは2021年6月28日から100%の最低要件の対象となる。この比率は、すべての資産および（元の満期が1年を超える）中長期の資金調達が同様に中長期である資金源により十分に賄われるよう確保することを目指している。

当行のプルデンシャル・バランスシートにおける予定

かかる予定は、流動性比率のために定義される規則に沿ったプルデンシャル・スコープ（「1 (B) (1) 資本管理および自己資本」内の「適用範囲」を参照。）内における契約上の支払日に従ったキャッシュ・フローを示している。

トレーディング勘定記載の、純損益を通じた公正価値で記載された有価証券は、有価証券の契約上の満期が当社グループの計画された保有期間を表していないため、「期日不確定」満期として表示される。同様に、純損益を通じた公正価値で記載されたデリバティブ金融商品、ヘッジ目的デリバティブおよび金利リスク・ヘッジ・ポートフォリオの再測定による調整は、「期日不確定」満期として表示される。

以下の表および早期返済オプションを行使する場合、最も保守的な規則を適用する。

- ・オプションが双方において行使可能である場合、返済日は、オプション行使の契約上の次の期日となる。
- ・オプションが相手方においてのみ行使可能である場合、負債の返済日はオプション行使の契約上の次の期日となる一方、資産の返済日は最終満期日となる。
- ・オプションが当社グループにおいてのみ行使可能である場合、返済日は、資産および負債共にオプション行使の契約上の次の期日となる。
- ・劣後債である場合、償還日は最終満期日となる。

プルデンシャル・バランスシートにおける契約上の満期（監査済）

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在							
	期日 不確定	翌日物 または 要求払	1ヶ月 以下 (翌日物 を除く。)	1ヶ月超 3ヶ月 以下	3ヶ月超 1年以下	1年超 5年以下	5年超	合計
資産								
現金および中央銀行預け金	-	155,400	-	-	-	-	-	155,400
純損益を通じて公正価値で 測定する金融商品								
有価証券	132,341	-	-	-	-	-	-	132,341
貸出金および売戻契約	-	36,023	104,796	34,055	16,809	3,379	2,847	197,910
デリバティブ金融商品	247,521	-	-	-	-	-	-	247,521
ヘッジ目的デリバティブ	12,451	-	-	-	-	-	-	12,451
資本を通じて公正価値で測 定する金融資産								
負債証券	87	5	626	799	4,128	28,610	19,478	53,734
持分証券	2,266	-	-	-	-	-	-	2,266
償却原価で測定する金融資 産								
金融機関貸出金および債 権	-	7,388	6,744	3,155	2,695	1,153	239	21,374
顧客貸出金および債権	-	18,599	60,047	65,149	118,795	319,230	248,628	830,448
負債証券	0	101	2,614	3,505	8,682	37,209	57,360	109,471
金利リスク・ヘッジ・ポー トフォリオの再測定による 調整	4,351	-	-	-	-	-	-	4,351
金融資産	399,017	217,516	174,828	106,663	151,109	389,581	328,553	1,767,267
その他の非金融資産	62,573	13,595	8,039	5,802	3,904	47,518	11,937	153,370
資産合計	461,590	231,112	182,867	112,465	155,013	437,099	340,491	1,920,637
負債								
中央銀行預金	-	2,985	-	-	-	-	-	2,985
純損益を通じて公正価値で 測定する金融商品								
有価証券	65,490	-	-	-	-	-	-	65,490
預金および買戻契約		13,931	163,083	31,261	3,875	1,636	1,309	215,095
発行済負債証券	-	19	1,496	2,722	10,992	26,021	17,585	58,834
デリバティブ金融商品	238,214	-	-	-	-	-	-	238,214
ヘッジ目的デリバティブ	14,277	-	-	-	-	-	-	14,277
償却原価で測定する金融負 債								
金融機関預金	-	9,744	12,543	20,499	15,941	19,051	728	78,507
顧客預金	-	677,022	77,780	48,309	24,111	9,975	4,971	842,167
負債証券	-	3	5,465	26,452	46,612	49,046	34,030	161,608
劣後債	-	7	5	18	272	1,421	16,596	18,319
金利リスク・ヘッジ・ポー トフォリオの再測定による 調整	3,989	-	-	-	-	-	-	3,989
金融負債	321,969	703,710	260,373	129,261	101,803	107,150	75,217	1,699,484
その他の非金融負債	135,210	9,154	14,714	5,796	2,168	43,771	10,341	221,153
負債および資本合計	457,179	712,864	275,087	135,057	103,971	150,920	85,558	1,920,637

(単位：百万ユーロ)	2018年12月31日現在							
	期日 不確定	翌日物 または 要求払	1ヶ月 以下 (翌日物 を除く。)	1ヶ月超 3ヶ月 以下	3ヶ月超 1年以下	1年超 5年以下	5年超	合計
資産								
現金および中央銀行預け金	-	185,351	-	-	-	-	-	185,351
純損益を通じて公正価値で 測定する金融商品								
有価証券	121,986	-	-	-	-	-	-	121,986
貸出金および売戻契約	-	39,275	89,897	34,508	16,681	3,294	2,211	185,867
デリバティブ金融商品	233,148	-	-	-	-	-	-	233,148
ヘッジ目的デリバティブ	9,763	-	-	-	-	-	-	9,763
資本を通じて公正価値で測 定する金融資産								
負債証券	110	54	988	1,038	8,857	20,448	25,752	57,246
持分証券	2,151	-	-	-	-	-	-	2,151
償却原価で測定する金融資 産								
金融機関貸出金および債 権	-	6,395	4,779	2,822	2,635	3,030	115	19,776
顧客貸出金および債権	-	20,927	58,280	62,043	109,839	289,935	234,586	775,611
負債証券	-	79	3,187	3,575	8,804	30,749	29,773	76,167
金利リスク・ヘッジ・ポー トフォリオの再測定による 調整	2,798	-	-	-	-	-	-	2,798
金融資産	369,956	252,080	157,131	103,986	146,817	347,457	292,437	1,669,864
その他の非金融資産	36,304	9,840	12,411	8,643	12,807	59,898	15,788	155,691
資産合計	406,260	261,920	169,543	112,629	159,624	407,355	308,225	1,825,555
負債								
中央銀行預金	-	1,354	-	-	-	-	-	1,354
純損益を通じて公正価値で 測定する金融商品								
有価証券	75,189	-	-	-	-	-	-	75,189
預金および買戻契約	-	11,464	152,756	28,146	5,981	3,563	2,129	204,039
発行済負債証券	-	2	1,538	1,873	6,950	26,321	14,438	51,121
デリバティブ金融商品	226,040	-	-	-	-	-	-	226,040
ヘッジ目的デリバティブ	11,738	-	-	-	-	-	-	11,738
償却原価で測定する金融負 債								
金融機関預金	-	10,179	13,052	8,733	4,842	35,812	906	73,524
顧客預金	-	628,059	70,809	51,847	31,502	16,713	4,108	803,037
負債証券	-	277	7,520	33,556	44,662	43,344	26,794	156,153
劣後債	-	-	2	2	235	561	15,166	15,966
金利リスク・ヘッジ・ポー トフォリオの再測定による 調整	2,470	-	-	-	-	-	-	2,470
金融負債	315,437	651,335	245,677	124,156	94,172	126,314	63,541	1,620,631
その他の非金融負債	99,591	10,235	18,406	10,460	7,516	38,867	19,848	204,924
負債および資本合計	415,028	661,570	264,083	134,616	101,688	165,181	83,389	1,825,555

流動性リスク管理のため、上記予定は、通常の状態およびストレス状況における顧客の動向および一定の資産（有価証券等）に対する市場の流動性を考慮した経済分析により補完される。

かかる効果のために、当社グループは、財務上の流動性を予測および管理するための一連のツール、前述のとおり、とりわけ以下のものを利用する。

- ・ 中長期の流動性状況
- ・ ストレス・テストおよび流動性準備金
- ・ 規制上の流動性比率に対する遵守の監視

以下の表は、早期償還オプションは考慮に入れていない当社グループの資本性金融商品およびその他の中長期負債証券の範囲内における、上記表「プルデンシャル・バランスシートにおける契約上の満期（監査済）」の詳細を示している。

ブルデンシャル・スコープにおける資本性金融商品および中長期負債証券における契約上の満期（EU TLAC

2)

(単位：百万ユーロ)	2019年 12月31日 合計	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年- 2029年	2029年 以降	永久
追加ティア1として適格な負債の額(注1)	9,535	-	-	-	-	-	-	-	9,535
劣後債	773	-	-	-	-	-	-	-	773
うち償却原価で測定する劣後債	-	-	-	-	-	-	-	-	-
うち純損益を通じて公正価値で測定する劣後債	773	-	-	-	-	-	-	-	773
優先株式および永久最劣後債	8,762	-	-	-	-	-	-	-	8,762
ティア2として適格な負債の額(注1)	18,274	342	19	440	5	918	12,172	4,379	-
劣後債	18,274	342	19	440	5	918	12,172	4,379	-
うち償却原価で測定する劣後債	18,154	274	8	423	5	918	12,172	4,354	-
うち純損益を通じて公正価値で測定する劣後債	121	68	11	17	-	-	-	25	-
健全性自己資金として適格でない負債の額(注1)	165	28	14	16	17	19	70	-	-
無担保優先債	129,494	24,054	11,999	18,286	17,950	11,963	37,628	7,614	-
非上位優先債	41,028	740	117	2,942	5,921	5,826	23,319	2,163	-
うち償却原価で測定する優先債	40,263	739	117	2,942	5,921	5,826	23,318	1,400	-
うち純損益を通じて公正価値で測定する優先債	765	1	-	-	-	-	1	763	-
優先債	88,466	23,314	11,882	15,344	12,029	6,137	14,309	5,451	-
うち償却原価で測定する優先債	34,258	10,471	4,205	7,376	6,446	1,628	3,804	328	-
うち純損益を通じて公正価値で測定する優先債	54,208	12,843	7,677	7,968	5,583	4,509	10,505	5,123	-
(償却原価で測定する)担保付優先債	25,238	4,807	7,115	2,943	2,498	2,089	3,053	2,733	-

(注1) 健全性に関する調整前の帳簿価額。

規則（EU）1423/2013の実施により要求される（EU CCA）資本（CET 1、AT 1 およびティア 2）として認識される金融商品ならびに総損失吸収能力比率に適した負債商品（非上位優先債）の詳細を示す表は、BNPパリバの投資家向け広報ウェブサイトにおける負債部門：<https://invest.bnpparibas.com/en/debts/tier-1-hybrids-subordinated-debt/capital-instruments-main-features-template>で入手できる。

上記に示される負債商品の一部は、当社グループ（発行体）によって行使可能な早期償還（「繰上げ償還」）オプションを有する。以下の表は、該当する場合にはオプションが行使される可能性のある日の翌日（「繰上げ償還日」）を考慮して、負債およびその他の劣後債の満期予定を示している。繰上げ償還は、規制当局の事前承認後のみ行使される。以下で示されている満期日は、純粹に定型的であり、当社グループの繰上げ償還方針を損なうものではない。

資本性金融商品における経済的（注 1）満期（控除範囲（注 2））

（単位：百万ユーロ）	2019年 12月31日 合計	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年- 2029年	2029年 以降	永久
追加ティア 1 として適格な負債の額(注 2)	9,535	851	1,325	1,460	-	1,326	2,980	820	773
劣後債	773	-	-	-	-	-	-	-	773
うち償却原価で測定する劣後債	-	-	-	-	-	-	-	-	-
うち純損益を通じて公正価値で測定する劣後債	773	-	-	-	-	-	-	-	773
優先株式および永久最劣後債	8,762	851	1,325	1,460	-	1,326	2,980	820	-
ティア 2 として適格な負債の額(注 2)	18,274	519	1,795	1,227	530	1,131	10,776	2,297	-
劣後債	18,274	519	1,795	1,227	530	1,131	10,776	2,297	-
うち償却原価で測定する劣後債	18,154	451	1,784	1,209	530	1,131	10,776	2,272	-
うち純損益を通じて公正価値で測定する劣後債	121	68	11	17	-	-	-	25	-
健全性自己資金として適格でないその他の劣後債の額(注 2)	165	28	14	16	17	19	70	-	-

（注 1） 経済的満期は、契約上の満期または金融商品が早期償還オプションを有する場合は、次の繰上げ償還日のいずれかを定義する。

（注 2） 健全性に関する調整前の帳簿価額。

当社グループの資産に付されている担保および当社グループが取得した資産に付されている担保

貸借対照表上の資産および保証付きの取得金融商品で、当社グループの取引における質権、保証または信用補完の対象となった自由に処分できないものは、担保が付されているとみなされる。

資産の担保権は、当社グループの事業の中核となり、以下の2つを目指している。

- ・当初証拠金および取引を保証するためのマージン・コールの支払によるデリバティブ取引または買戻契約取引（「(4) 取引先信用リスク」内の「二当事者間の当初証拠金交換」および「取引先信用リスク管理」を参照。）
- ・担保付債務、特に資産担保証券（「1 (B) (2) 銀行勘定における証券化」内の「（オリジネーターとして行う）自己勘定の証券化」を参照。）、カバード債（本項の上記「中長期の保証付ホールセール資金」を参照。）の発行または金融政策のオペレーション（TLTRO）への参加により資金調達を行い、これにより資金調達構造を多様化および最適化すること

資産の担保権は、以下の取引のみで構成される限り、連結財務書類の注5.rに示される資産への移行と区別できる。

- ・銀行の貸借対照表において認識される有価証券は、当行が買戻契約（レポおよび有価証券貸付）に基づき一時的に売却または貸付されているが、いったん取引が完了すると当行の貸借対照表に計上されない。
- ・銀行が証券化した資産（リスクの移転の重大さのレベルがいかなるものであろうと）は、引き続き資産担保証券の発行をヘッジするために適用される会計基準に含まれる連結ルールに基づき銀行の貸借対照表において認識される。

上記定義に基づき、金融政策に即して決済機関または中央銀行に付与された保証は、保証付債券の発行をヘッジする資産ポートフォリオと共に、資産の担保権の範囲に属するが、資産譲渡の範囲には属さない。同様のことが、買戻契約（レポ）および（以前に逆レポおよび有価証券借入れに基づき受領されたため）当行の貸借対照表に計上されていない有価証券の場合の貸付、ならびに買戻契約（逆レポ）および有価証券借入れに基づき受領された有価証券にも当てはまる。

資産の担保権および供出された担保

担保権付資産および取得した資産の監視は、「1 (B) (1) 資本管理および自己資本」内の「適用範囲」に定義されるプルデンシャル・スコープで行われる。

担保権付資産および担保権が付されていない資産ならびに供出された担保の額は、委任規則（EU）2017/2295の規定に従って、以下の表に記載されている。したがって、同表に表示されているすべてのデータは、当該年度の4四半期末の平均として計算される。各合計ラインは、その後、当該年度の中央値の合計ではなく、当該年度の4四半期末の合計の平均として計算される。

担保権付資産の当社グループの貸借対照表上の資産に対する平均比率は、2018年度と比較して、2019年度においても16%で変わらなかった。

担保権付資産および担保権が付されていない資産ならびに供出された担保

資産

(単位：百万ユーロ)	2019年度の4四半期末の平均値							
	担保権付資産の 帳簿価額		担保権付資産の 公正価値		担保が付されて いない資産の 帳簿価額		担保が付されて いない資産の 公正価値	
		うちHQLA および EHQLA (注1)		うちHQLA および EHQLA (注1)		うちHQLA および EHQLA (注1)		うちHQLA および EHQLA (注1)
010 資産	339,695	145,154			1,759,235	409,945		
030 資本性金融商品	49,943	30,006			18,961	1,599		
040 負債証券	133,353	114,298	133,353	114,298	138,749	117,738	138,749	117,738
050 うちカバード債	2,069	1,393	2,069	1,393	2,982	2,166	2,982	2,166
060 うち資産担保証券	1,276	445	1,276	445	6,867	324	6,867	324
070 うち一般政府発行	110,321	110,057	110,321	110,057	101,172	96,951	101,172	96,951
080 うち金融機関発行	19,273	3,210	19,273	3,210	20,304	3,825	20,304	3,825
090 うち金融機関以外による発行	6,886	1,506	6,886	1,506	11,112	290	11,112	290
120 その他の資産	156,408	-			1,601,414	291,681		

(注1) 極めて高い流動性および信用の質を有する資産。

(単位：百万ユーロ)	2018年度の4四半期末の平均値			
	担保権付資産の 帳簿価額	担保権付資産の 公正価値	担保が付されて いない資産の 帳簿価額	担保が付されて いない資産の 公正価値
010 資産	314,515		1,654,754	
030 資本性金融商品	42,570		27,248	
040 負債証券	123,074	123,074	116,435	116,435
050 うちカバード債	1,221	1,221	2,210	2,210
060 うち資産担保証券	723	723	5,596	5,596
070 うち一般政府発行	99,678	99,678	82,514	82,514
080 うち金融機関発行	13,960	13,960	20,278	20,278
090 うち金融機関以外による発行	5,844	5,844	10,208	10,208
120 その他の資産	144,863		1,505,838	

2019年の中央値において、その他の担保権付資産は、主に貸出金および債権からなり（資産担保証券または保証債の発行の際によく利用される。）、93十億ユーロであり、保証付預金およびデリバティブに関して支払われる銀行保証（未収収益およびその他の資産の分類で認識される。）は63十億ユーロである。

担保としての使用、保証または取引増進のために利用できない一部の担保権付資産には概ね、デリバティブ金融商品、無形固定資産、のれん、当期および繰延税金資産、ならびに正常な経営状況の下での資金調達プログラムに不適格な資産が含まれる。

担保

(単位：百万ユーロ)	2019年度の4四半期末の平均値				2018年度の4四半期末の平均値	
	供出された担保または自己の発行済負債証券（注1）の公正価値		供出された担保または担保権の付与が可能な自己の発行済負債証券（注1）の公正価値		供出された担保または自己の発行済負債証券（注1）の公正価値	供出された担保または担保権の付与が可能な自己の発行済負債証券（注1）の公正価値
		うちHQLAおよびEHQLA（注2）		うちHQLAおよびEHQLA（注2）		
130 供出された担保	379,806	333,667	97,450	71,132	364,336	62,827
140 要求された貸出金	-	-	-	-	-	-
150 資本性金融商品	46,859	26,449	18,022	10,968	55,782	9,054
160 負債証券	335,940	308,786	79,441	61,146	306,748	53,771
170 うちカバード債	1,107	888	1,605	1,103	222	978
180 うち資産担保証券	3,932	154	3,951	712	4,348	372
190 うち一般政府発行	305,176	303,983	55,601	55,601	279,457	36,889
200 うち金融機関発行	19,405	2,494	22,197	2,523	16,248	14,342
210 うち金融機関以外による発行	14,787	3,078	-	-	11,105	4,382
220 要求された貸出金以外の貸出金および債権	-	-	-	-	-	-
230 その他の供出された担保	-	-	-	-	-	-
240 自己のカバード債またはABS以外の自己の発行済負債証券（注1）	-	-	-	-	-	-
241 自己のカバード債（注1）およびABSで担保の付されていないもの			31,527	-		34,620
250 資産、供出された担保および自己の発行済負債証券（注1）の合計	719,500	478,821			683,895	

（注1） 当社グループ企業が発行し、当社グループが引き受けた金融資産。

（注2） 極めて高い流動性および信用の質を有する資産。

2019年の中央値において、自己のカバード債および資産担保証券（ABS）は52十億ユーロであり、原資産残高は53十億ユーロである。

担保付資産／供出された担保および関連する負債

(単位：百万ユーロ)	2019年度の4四半期末の平均値		2018年度の4四半期末の平均値	
	対応する負債、偶発債務または貸出有価証券	資産、供出された担保および自己の発行済負債証券（注1）	対応する負債、偶発債務または貸出有価証券	資産、供出された担保および自己の発行済負債証券（注1）
010 特定の金融負債の帳簿価額	634,775	719,500	613,704	683,895

（注1） 債務担保証券および担保権付資産により担保される有価証券を除く。

2019年の396十億ユーロの中央値に対応する負債、偶発債務または貸出有価証券は、主として公的機関により発行される。415十億ユーロの担保権付資産、供出された担保およびカバード債または担保権付資産により担保される有価証券以外に発行された自己の有価証券は、公的機関に関係する。

フィクスト・インカム・クレジット・コモディティ部門、プライム・ソリューションおよびファイナンス部門ならびに証券管理事業は、2019年の中央値において、当社グループの担保権付資産の69%（234十億ユーロ）および供出された担保の99%（377十億ユーロ）、すなわち担保の85%（611十億ユーロ）を占める。これは主にレポおよびデリバティブ業務である。その他の担保権付資産は、主に資金調達ならびに資産・負債管理部の財務課による。

当社グループの担保権付資産ならびに供出および担保に付された担保は、主にユーロ建てまたはドル建て（当年度はそれぞれ40%および41%の中央値）である。

(7) 業務リスク

業務リスクは、意図的な結果、予想外の結果または自然の結果かを問わず、不適切なもしくは誤った内部手続による、または外部事象による損失を負うリスクである。業務リスクの管理は、「原因—事象—影響」の連鎖の分析に基づく。

業務リスクを生じる内部手続は、従業員またはITシステムに関係する可能性がある。外部事象には、洪水、火災、地震およびテロが含まれるが、これらに限定されない。債務不履行または価格変動等の信用事象または市場事象は、業務リスクの範囲には該当しない。

業務リスクには、不正行為、人材リスク、法務リスク、非遵守リスク、税務リスク、情報システム・リスク、行為リスク（不適切な金融サービスの提供に関連するリスク）、業務プロセスにおける失敗に関連するリスク（融資手続またはモデル・リスク、ならびに風評リスクの管理による金銭的影響の可能性を含む。）が含まれる。

規制の枠組

業務リスクおよびコンプライアンス・リスクは、以下のような特定の規制の枠組に従って管理される。

- ・健全性の監督および業務リスクをカバーする資本要件の額の算出手法を定める、指令36/2013/EU（CRD 4）および規則（EU）575/2013（CRR）
- ・リスク部門（あらゆる種類のリスクを対象とする。）の役割および責任と、当行の内部業務の効率性および品質、内外情報の信頼性、取引の安全性ならびに適用ある法律、規制および内部方針の遵守を確実にするための内部統制システムを定義する、フランス財務省の2014年11月3日付法令

銀行規制により、業務上の損失事由は、(i)内部の不正行為、(ii)外部からの不正行為、(iii)労務慣行および職場の安全（採用管理から生じる例外等）、(iv)顧客、商品および取引慣行（商品の欠陥、虚偽販売、業務上の違法・不当行為等）、(v)有形資産に対する損傷、(vi)事業活動の中断およびシステム障害、ならびに(vii)執行、送達およびプロセス管理（データ入力の誤り、文書化における誤り等）の7種類に分類される。

コンプライアンス・リスクを効果的に管理することにより、適用ある法律、規制、倫理規程および指示の確実な遵守、当社グループやその投資家および顧客からの評判の保護、倫理的かつプロフェッショナルとしての行動の確保、利益相反の防止、顧客の利益や市場の完全性の保護、マネー・ロンダリング、汚職およびテロ活動への資金供与の根絶ならびに金融制限の確実な遵守を目指している。

組織および監視メカニズム

主要な担当者および統治

BNPパリバの一般的な内部統制システムは、定期的かつ恒常的な統制を確保するために2段階レベルシステムの一環として、業務リスク、コンプライアンス・リスクおよび風評リスクの管理を支える。

法令遵守部門、法務部門、リスク部門および一般検査部門は、当社グループの監督および統制に係る4部門を形成し、世界中にあるすべてのチームからの直接の報告を受け、その独立性およびリソースの自治を確保する。

当社グループの内部統制システムの統治は、「第5 3 (1) コーポレート・ガバナンスの概要」内の「内部統制」に記載されている。

第2レベルの業務リスク管理部門は、業務リスク管理システムを定義し、監督する任務を負っている。それに応じて、業務リスクおよび統制（リスクORC）チームは、現在リスク部門内の第2ラインの防衛となっている。さらに、専門チーム（リスクORC情報およびコミュニケーション技術）は、リスク部門責任者に報告して、テクノロジー・リスクの防御およびデータ保護（サイバー・セキュリティ）の第2ラインを担当している。

当社グループ全体としての業務リスク管理および統制システムは、下記の参加者と共に、2つのレベルのシステムを中心に構成されている。

- ・第1レベルの防衛：リスク管理およびリスク管理システムの実施の最前線に立つ運営スタッフ（とりわけ運営事業体および事業部門の最高責任者）
- ・第2ラインの防衛：当社グループのリスクの管理に関与する当社グループの業務リスクおよび統制チームが一括調整する専門家非集中型チーム（領域、分野、運営事業体、事業部門および地域）

これらのチームは、特に以下について責任を負う。

- ・各自が付託された領域全域において、恒常的統制および業務リスクの特定および管理に関するシステムと、関連基準および手法、報告体系ならびにツールの定義および実装を調整する責任
- ・事業体の最高責任者から独立した立場で、各業務リスク要因ならびに恒常的統制および業務リスク管理システムの機能を精査し、必要に応じて警告を発する二次的な監視者として活動する責任

業務リスク、恒常的業務統制および規制上の基準により規定される状況において事業継続性を確保するための緊急対策に関する問題は、当社グループの業務執行委員会に定期的に提出される。当社グループの事業体および子会社は、業務執行陣を関与させて、この統治体制を各組織内に実装する。

法令遵守部門は、その職務において、コンプライアンス・リスクおよび風評リスクの管理システムの監督を担当する（「(2) リスク管理（監査済）」を参照。）。

目的および原則

業務リスクの管理および統制に関する上記2つの要求事項を満たすため、BNPパリバは、以下の要素に基づく恒常的かつ反復的なリスク管理プロセスを開発した。

- ・業務リスクを特定および評価する。
- ・リスク削減システム（リスク管理を支援する目的で策定されている手続、チェックおよび組織内のあらゆる要素（職務の分離やアクセス権の管理等）を含む。）を構築、実行および監視する。
- ・既知のリスクまたは潜在的なリスクを測定し、業務リスクの資本要件を計算する。
- ・業務リスクおよび恒常的統制システムと関係のある監視情報を報告および分析する。
- ・各管理者が関与する統治の枠組を通じてシステムを管理すると共に、行動計画を作成および監視する。

このシステムは、以下の2つの主要な柱に基礎を置く。

- ・当社グループの事業部門が定義するリスクおよび統制のライブラリに基づいており、各事業体が自ら基準としている残りのリスク・マッピングと当社グループ全体に適用される標準影響評価グリッドのために必要に応じて考慮し、また改善しなければならない、リスクおよび統制システムの特定および評価
- ・リスク管理システムは、前述のリスクのライブラリと整合しており、例外が認められた場合を除いて各事業体が適用し、自らの特性に従って強化する必要がある手続、基準および一般的な統制計画に基づくものである。

リスク報告および測定の範囲および性質

当社グループの業務執行委員会およびその事業体（事業部門および子会社）の業務執行委員会は、当社グループの業務リスク管理の枠組に従い、各責任領域内で業務リスク、コンプライアンス・リスクおよび恒常的統制システムの管理状況を監視する作業を任される。当該委員会は、報告データの品質や一貫性の検証、当社グループのリスク選好度に関する報告書に則って設定された許容度を考慮したリスク特性の検査、目的や内在するリスクに従ってリスク管理手続の品質の評価を行う。またリスク削減手法の実施状況も監視する。

業務リスク管理部門では、各事象の原因と影響に焦点を当て、組織プロセスおよび事業ユニット（特定国における業務および特定の単一事業体）単位で構成される手法を用いて実際のまたは潜在的な事象に関するデータを収集するシステムを開発している。この情報はリスク削減および防止策の基礎として用いられる。

最重要情報は、既定の情報報告プロセスに沿って、組織内の各レベル（執行役員および監督機関を含む。）の職員へ通知される。

業務リスクと関係のある特定の要素

業務リスクは、その性質上、当社グループの通常の事業活動に関係のある多数の分野をカバーし、特定の方法で監視されているコンプライアンス・リスク、風評リスク、法務リスク、財務リスクおよびサイバー・セキュリティ・リスクといった特定のリスクと連動する。

コンプライアンス・リスクおよび風評リスク

フランスの規則によれば、コンプライアンス・リスクは、銀行業務やファイナンス業務に適用される国家のまたは欧州の法令、行動規範、良好な実務に関する基準、または特に監督機関発行の指針適用に関する特定の執行機関の指示を遵守しなかったために、銀行が深刻な財務的損失または風評被害を受けると共に、法的制裁、行政処分または懲戒処分を受けるリスクとして定義されている。

当該定義によれば、このリスクは、業務リスクのサブカテゴリーに属する。しかしながら、コンプライアンス・リスクの中には、純粋に財務的損失のみをもたらすのみならず、当該機関の評判を実際に損なわせる可能性のあるものが含まれるため、当行は、コンプライアンス・リスクを個別に管理している。

風評リスクは、会社が日々の業務を遂行する上で不可欠な、当該会社の顧客、取引先、仕入先、従業員、株主、監督当局、およびその他利害関係者による当該会社に対する信頼を損なわせるようなリスクをいう。

風評リスクは、主に当行がさらされているその他のあらゆるリスク、特に信用リスクもしくは市場リスク、または業務リスクの具体化の可能性、および当社グループの行為規則違反に付随して発生する。

国際基準およびフランスの規則に従い、法令遵守部門は、フランス国内外における当社グループの事業すべてに伴うコンプライアンス・リスクおよび風評リスクの監視システムを管理する。法令遵守部門は、最高経営責任者に対し報告を行うと共に、取締役会の内部統制・リスク管理・法令遵守委員会に、独立した立場で直接情報を提供する。

世界規模で統合されたコンプライアンス部門は、同部門に報告を行う当社グループのすべての従業員を統率する。コンプライアンス部門は、3つの業務分野、3つの地域、6つの専門知識の分野および5つの部門間業務を通しての指導原則（独立性、部門の統合および分散化、事業部門との対話、当社グループの各利害関係者の説明責任、優位性の文化）に基づき、組織されている。

各種事業分野、地域、事業部門および領域、専門知識の分野および当社グループの部門内のすべてのコンプライアンス役員は、法令遵守部門に直接報告を行う。

コンプライアンス・リスクおよび風評リスクの管理は、以下の4つの構成要素に基づき構築された恒常的統制システムに基づくものである。

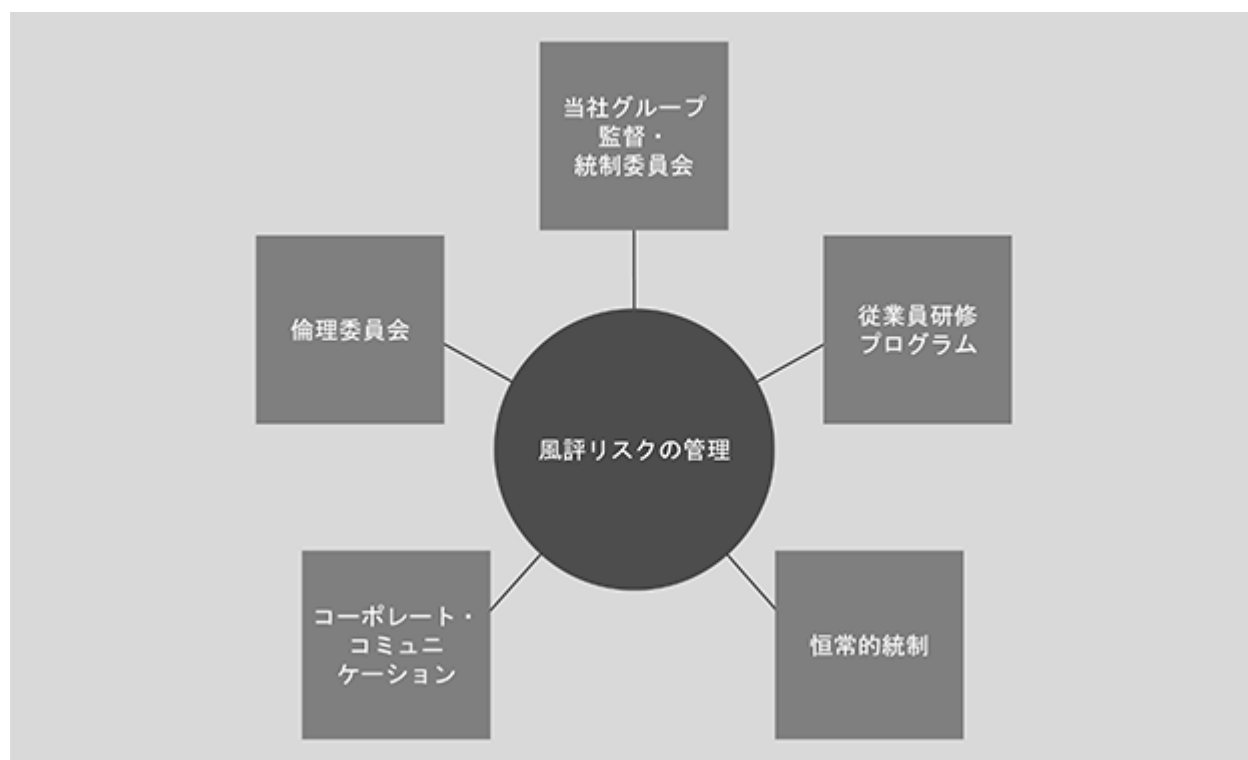
- ・ 全般的なおよび特有の手続
- ・ 監視システムやツールの一貫性および有効性を保証するため当社グループ内で講じられる措置の調整
- ・ マネー・ロンダリング、テロリストへの融資および汚職を発見および防止し、市場の悪用等を発見するためのツールの実装
- ・ 当社グループ全体と各部門および事業部門の両レベルでの研修

2019年度に当社グループは、以下の新たな取組を通じて、かかるシステムを引き続き実施した。

- ・ 金融セキュリティのメカニズムの強化
 - ・ 継続的な人材および財源の拡大
 - ・ ITコンプライアンスのプロセスの機械化を専門とする委員会の創設およびその能力の拡大による変革の継続
 - ・ 銀行法および顧客の税務コンプライアンスにおけるリソースの強化
 - ・ 国際金融制裁および為替を考慮に入れたフランスおよび米国の関係機関との和解の一環として開始された改善計画の継続
- （「第5 3 (1) コーポレート・ガバナンスの概要」内の「内部統制」を参照。）

より具体的には、風評リスクの管理は、以下の項目に基づく。

風評リスクの管理枠組



- ・当社グループ監督・統制委員会は、最高経営責任者が委員長を務めている。同委員会のその他のメンバーは、最高業務責任者ならびに法令遵守部門、リスク部門、法務部門および一般検査部門の責任者である。最高業務責任者代理は、いつでも出席可能とされている。同委員会の任務は、原則および方針の規則を定め、統制部門の組織および部門間の整合性に寄与し、当社グループの事業体に対する全体的な一貫性を確保することである。
- ・倫理委員会は、国際危機グループの長であるジャン-マリー・ゲーノが委員長を務めている。同委員会は、グループ執行委員会と同じ割合のメンバーおよび独立した外部の個人により構成される。倫理委員会の役割は、特定の影響を受けやすい諸国または事業セクターで行われる当社グループの行為および事業の規則への勧告を練る一助となることである。
- ・従業員研修プログラム：当社グループの従業員は、風評リスクの管理に重要な役割を果たしている。この自己啓発研修には、風評リスク、当社グループの価値および倫理基準の特定、統制および管理が含まれる。
- ・コーポレート・コミュニケーション：コーポレート・コミュニケーションの主要な任務の1つは、その信頼が当社グループにとって必須である従業員および一般公衆向けの情報の源であることのみならず、当社グループの風評および倫理を保護することである。

- ・恒常的統制：風評リスクの特定および管理は、恒常的統制システムの目的の一部である。手続および統制は、リスクが最高値となった場合はいつでも、厳密に監視される。内部告発手続および定期的統制勧告も考慮される。風評リスクも、標準取引または標準外取引、新規事業および新製品の正当性証明手続において考慮される。当社グループは、利益相反、市場統合、顧客への提供の適応性および適切性、その命令の最良執行、マネー・ロンダリング防止、テロリストへの資金調達および汚職、国際制裁および禁輸措置の遵守、ならびに社会および環境の責任のための手続を有しており、かかる手続は、行為規則と共に、風評リスクの効果的管理をもたらす。

法務リスク

法務部門（LEGAL）は、アドバイザーおよび管理の役割により、当社グループの法務リスクの防御および管理に責任を負う。

法務リスクは、以下の悪影響を被る当社グループのリスクとして定義される。

- ・当社グループの業務に適用される法律または規則への抵触の可能性またはその変更
- ・違反の申立て、適用ある法律もしくは規則の侵害またはその他の義務違反の申立てに関連した民事訴訟もしくは刑事訴訟または調査
- ・顧客または第三者との契約上の合意が遵守されることを保証できないこと

法務部門は、以下にわたり構成されている。

- ・以下に基づく統治モデル
 - ・1ヶ月に2度開催され、戦略的課題を扱い、法務部門の活動および決定を監視する委員会である法務部門の執行委員会
 - ・四半期毎に開催され、法務部門の役割を指示し、その課題およびテーマを研究する委員会である法務部門の執行委員会
- ・法務部門で実施される法務リスク管理に適切なシステムを確保する国際法務部門リスク委員会
- ・以下の多様な活動による法務リスク管理
 - ・主要な法務リスクの全体的な監督および積極的な管理を提供するために国際法務リスクを管理する調和的安定化システムの運営（すなわち(i)法務リスク管理計画の規定および(ii)法務分野すべてに渡る恒常的管理活動により、遡及的に管理される適切なシステムの明確化を含む。）
 - ・紛争、訴訟および法務調査の管理
 - ・金融保証の法的側面の助言提供
 - ・法律専門家パネルの構成および管理（すなわち、当社グループに協力する法律事務所の選定）
 - ・多様な管轄における人事関係の訴訟および紛争の管理および監督
 - ・当社グループの法務方針の一貫性の規定および強化

法務部門は、当社グループの法律顧問に直接報告される、約60ヶ国における弁護士およびパラリーガルのチームによって構成される国際的な機能である。

法務規程は、2018年4月に改訂され、2019年10月に更新された。かかる機能は、以下の原則のとおり構成されている。

- ・独立性および統合
 - ・法務部門のすべての従業員は、当社グループの法律顧問に直接または間接に報告する。
 - ・法務部門は、採用、任命、業績、評価、報酬、異動および規律ならびに業務管理の観点から部門予算および人材のプロセスを管理する。
- ・委任
 - ・当社グループの法律顧問は、直接または間接にかかわらず、それぞれの責任の範囲内で権限を法務部門の執行委員会の各構成員に委任する。
- ・部門間協力
 - ・法務（当社グループの紛争解決、会社法、合併、情報テクノロジーおよび知的財産、法律および規制情報ならびに競争法）は、法務部門内での当社グループの事業および地域に関する問題の管理ならびにこれらの範囲内で発生する主要な法務リスクの処理を担う、法律専門知識の分野に特化したチームである。
 - ・法務規制リスクおよびアドバイザー部門の役割は、規制上の観点から、その他の部門と協力して、すべての法案および可決法案、判例ならびに当社グループまたはその事業に影響を及ぼす可能性のあるその他の規制および法律の変更を監視することである。
- ・責任

弁護士は、当社グループ内の法務リスクを管理する責任を負う。

 - ・法務リスクの十分な補償を提供するために当社グループのすべてのレベルで包括的かつ統合的な法務組織が設置されている。
 - ・各弁護士は、直面するすべての主要なリスクが法務部門で処理されるよう確保することにつき責任を負う。
 - ・当社グループ紛争部門は、（禁輸およびマネー・ロンダリング防止等の）財務健全性に関連した法的問題点だけでなく、当社グループの主要な紛争および審査に応じる管理を確保するための国際的なチーム（総合チーム）である。

税務リスク

BNPパリバは、各営業国において、例えば銀行業、保険業または金融サービス業を営む各社等に適用される各国特有の税務規制に拘束される。

税務部門は、当社グループの行う全取引にわたり税務リスクが管理されていることを、世界的なレベルで確保する。財務および評判に関する利害関係を考慮して、財務および法令遵守部門が、税務リスクの監視過程に参与している。

当社グループ税務部は税務業務を遂行し、特定の事業および当社グループが事業を行う主要地域における税務管理者（および当社グループが営業を行うその他の地域の税務事項の連絡担当者）に支援を求める。

当社グループの税務慣行の一貫性およびグローバルな税務リスクの監視を確実にするため、当社グループ税務部は、以下のことを行っている。

- ・税務リスクが適切な方法で特定、対処および管理されることを確実にするよう設計された、すべての事業部門をカバーする手続を策定している。
- ・各国の税務リスクの管理への貢献を目的とするフィードバック手続を導入している。
- ・税務リスクの変化に関して業務執行陣へ報告する。
- ・税務部門の責任範囲に含まれる、税務関係の業務リスクおよび内部監査の勧告を監視する。

税務調整委員会は、財務および法令遵守部門と共同で、必要に応じて事業部門とも、当社グループが行う取引に関する主要な税務問題を分析する責任を負う。

サイバー・セキュリティおよび技術

データおよび技術の利用および保護は、当行の業務および変革プロセスの要因を決定する。

当行が引き続きデジタル・バンキング（当社グループの顧客およびパートナー向け）およびデジタル・ワーキング（当社グループの従業員向け）を展開すると同時に、当行は新技術および革新的なリスク管理実務を取り入れ、新たな作業方法を確立しなければならない。これにより、サイバー・セキュリティの分野に新たなテクノロジー・リスクが取り込まれる。

技術管理および情報システム・セキュリティは、当社グループのサイバー・セキュリティ戦略の一環である。この戦略は、より機密性の高いデータの保存、内部プロセスおよび手続の両方の定期的な採用、ならびにより複雑で変化に富んだ脅威と戦うための従業員の研修および自己啓発に重点を置いている。

技術およびデータを最良に保護するために、当社グループは、防衛の3つのラインを通じてサイバー・セキュリティ管理において包括的アプローチを採用している。

- ・運営事業体は防衛の第1次的ラインである。2015年以降当社グループは、すべての事業体を対象に、国際的な基準であるNIST（アメリカ国立標準技術研究所）に基づく移行プログラムを導入した。このプログラムは、世界中で特定された新たな脅威および最新の出来事を考慮して、定期的に更新される。
- ・防衛の第2次的ラインとして、サイバー・テクノロジー・リスク責任者に報告するサイバー・セキュリティおよびテクノロジー・リスク（リスクORC ICT）の管理に特化したチームは、以下の事項を担っている。
- ・当社グループのサイバー・セキュリティおよびテクノロジー・リスクの状況を当社グループ執行委員会、取締役会および監視当局に提示する。
- ・当社グループ全体の変革プログラムの監視

- ・サイバー・セキュリティおよびテクノロジー・リスクの局面を当社グループ内のすべての主要プロジェクトに取り入れること
- ・かかる方針、規則および主要プロジェクトが、サイバー・セキュリティおよびテクノロジー・リスクの側面を考慮に入れることを保証すること
- ・現存するリスクの監視および当社グループの事業に悪影響を及ぼしそうな新たな脅威の特定
- ・強化された枠組内における第三者の情報システム・リスクの監督
- ・優先的な目的に対する独自の評価キャンペーンの実施
- ・失敗および出来事に対する当社グループの能力の評価および向上のための措置をとること
- ・防衛の第3次的ラインとして、一般検査部門の役割は以下を行うことである。
 - ・関連した管理および統治だけでなく、ICTリスクを管理するために導入されたプロセスを評価する。
 - ・法律および規則の遵守を確かめる。
 - ・導入されたメカニズムを支援するための改善分野を提案する。

当社グループは、以下の新たなテクノロジー・リスクおよびサイバー・セキュリティ・リスクに対応している。

- ・可用性および継続性のリスク

BNPパリバは、すべての事業活動にわたって通信および情報システムに大きく依存している。これらのシステムのセキュリティ違反は、顧客関係を管理するかまたは取引（預金、サービスおよび貸出金）を記録するために利用されていたシステムの障害または中断を招く可能性があり、損傷したデータの回復および確認のために多大な費用を負担する可能性がある。当社グループは、データ復旧サービスおよび堅牢な情報システムをテストし、様々な予定ストレス・シナリオを用いて、危機管理および回復計画を定期的に管理、改善および検証している。

- ・セキュリティ・リスク

当行は、サイバー・セキュリティ・リスク、または当社グループの子会社、従業員、パートナーおよび顧客に重大な損失を生じさせる可能性のある情報（機密、銀行／保険、技術上または戦略上のデータ）、プロセスおよびユーザーの操作を意図してコンピュータ上で侵された悪意あるもしくは不正な行為により生じたリスクに対して脆弱である。当社グループは、すべての脅威（時間と共に精巧さが高度化している。）を継続的に再評価し、適切なタイミングで検知したリスクを効果的な対抗策を講じることによって是正する。

- ・変化関連のリスク

当社グループの情報システムは、デジタル変革の観点で急速に変化している。これらのリスクは、かかるシステムの構築または修正段階に特定され、ソリューション案が確実に当社グループの事業部門のニーズに合うために、定期的に評価される。

・データの統合リスク

顧客データの機密性および取引の保全是、当社グループの顧客の期待に応えるサービスを顧客に提供することを意図した2016年4月27日付の規則（EU）2016/679（GDPR—一般データ保護規則）に対応して構成された同じシステムの対象である。

・第三者の情報システム・リスク

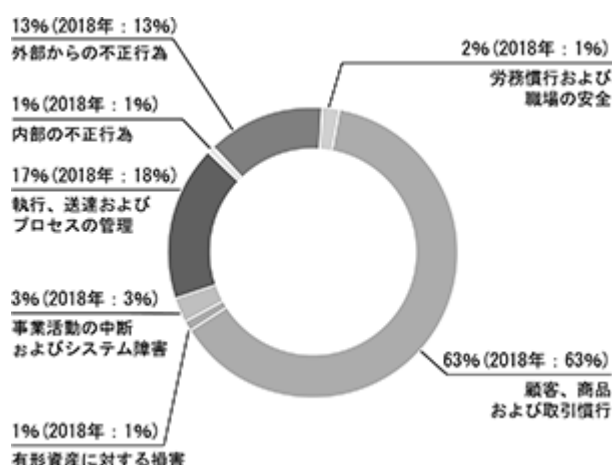
当行は、第三者（顧客、金融仲介機関およびその他の市場取引参加者を含む。）と関わりあう場合、債務不履行、違反または業務能力の制約のリスクにさらされる。当社グループの3つの防御ラインは、かかる関係が終わるまで第三者の情報システム統合のあらゆる段階でこれらのリスクを管理している。

当社グループは、法律、規則および効力ある基準の要件だけでなく、テクノロジー・リスクおよびサイバー・セキュリティ・リスクのいずれも対処している。

業務リスク・エクスポージャー

以下の図は、業務リスクに関連する損失を、現行の規制が定める分類に従って示している。

業務上の損失：事由別の内訳（2011年度から2019年度までの平均）（注1）



（注1） 括弧内の割合は、2010年度から2018年度までの事由別平均損失に対応している。

2011年度から2019年度までの間、業務リスクの主な種類は「顧客、商品および取引慣行」の категорияであり、平均すると当社グループにおける財政的な影響の半分超に相当する。当該カテゴリーの規模は、2014年6月に米国関連機関との間で結ばれた、特定の米ドル資金決済に関わる全面的な合意における経済条件に関係している。プロセスの失敗（主にプロセスの執行または取引における誤りが含まれる。）および外部からの不正行為は、財政的な影響がそれぞれ2番目および3番目に大きい当社グループの事象の類いである。

BNPパリバ・グループは、管理システムを引き続き改善するために、業務リスク事象の分析に細心の注意を払っている。

資本要件の計算

業務リスク加重資産は、資本要件に12.5を乗じて算出される。

採用アプローチ

BNPパリバは、先進的計測アプローチ（AMA）、標準的アプローチおよび基礎的指標アプローチを混合したハイブリッド・アプローチを使用している。

銀行業務純収益に関して、当社グループの連結のプルデンシャル・スコープ内の大半の法人は、先進的計測アプローチ（AMA）を使用している。これらには、国内ネットワークにおけるリテール・バンキング業務およびプライベート・バンキングのほか、ホールセールバンキング事業が含まれる。

先進的計測アプローチ（AMA）

資本要件の計算のための先進的計測アプローチの下、当行は、規制により要求される以下の4つの要素に基づき、内部的な業務リスク・モデルを使用している。

- ・業務リスクによる内部履歴損失データ
- ・業務リスクによる外部損失データ
- ・環境および内部統制要因
- ・将来予想シナリオ分析（BNPパリバ・グループの潜在的な事象として認識されている。）

2008年度から実施されているBNPパリバの内部モデルは、以下の特徴を有する。

- ・保険数理アプローチを用いて、また入手可能データに基づき測定された分布に従って、業務リスクから生じる損失の頻度および重大性をモデル化した総年間損失分布を用いている。
- ・資本要件を計算するために過去のデータおよび予想シナリオ（深刻な頻度の少ない業務リスクを反映する可能性があるため、シナリオが優先する。）を用いている。
- ・かかるモデルは業務リスクの入力データに忠実であるため、当社グループの各事業部門がその結果を容易に利用できる。したがって、ほとんどの仮定がデータそのものに含まれている。
- ・資本要件の計算において慎重である。入力データは徹底的に検証され、当社グループ内の該当するすべての業務リスクを補填するために必要な場合には、補足のリスク・データが追加される。

規制上のAMA資本要件は、規制上の資本要件を算出するために、99.9%の信頼水準に基づき、VaR（バリュー・アット・リスク）または1年間の期待最大損失額として計算されている。資本要件は、AMAの範囲における当社グループの全事業単位からのリスク・データの総計によって算出され、その後事業部門および個別の法人単位に割り当てられる。

2018年度第2四半期以降、リスク加重資産はAMAの範囲内の標準アプローチのレベルまで引き上げられている。

固定パラメーターによるアプローチ

BNPパリバは、当社グループの連結のプルデンシャル・スコープに含まれ、内部モデルによって網羅されない事業単位の資本要件を算出するために、固定パラメーターによるアプローチ（基礎的アプローチまたは標準的アプローチ）を使用している。

- ・基礎的アプローチ：資本要件は、銀行業務純収益（エクスポージャー指標）に基づく金融的集計値の過去3年間の平均に、規制当局が定める独自のアルファ・パラメーター（15%の加重）を乗じて算出される。
- ・標準的アプローチ：資本要件は、銀行業務純収益に基づく金融的集計値の過去3年間の平均に、規制当局が定めた各ビジネス・カテゴリーに対応する係数を乗じて算出される。かかる計算のために、当社グループのすべての事業部門は8つの規制上のビジネス・カテゴリーに分類された。

リスク加重資産および資本要件

業務リスクの資本要件およびリスク加重資産

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在		2018年12月31日現在		変動	
	RWA	資本要件	RWA	資本要件	RWA	資本要件
先進的計測アプローチ（AMA）	54,278	4,342	56,935	4,555	(2,657)	(213)
標準的アプローチ	10,243	819	10,393	831	(150)	(12)
基礎的指標アプローチ	4,371	350	5,619	450	(1,248)	(100)
業務リスク合計	68,891	5,511	72,947	5,836	(4,056)	(324)

2019年度における業務リスクに関連するリスク加重資産の4十億ユーロの減少は、主として当社グループの規制外事業体の持分法に基づく連結への移行による可能性があり、リスク加重資産の3.5十億ユーロの減少（AMA範囲の2.4十億ユーロを含む（標準的アプローチまで上昇した後）。）となる。

リスク軽減の手法および保険契約

BNPパリバ・グループは、当社グループの貸借対照表、損益計算書およびその従業員を保護するという3つの目標を掲げて、付保可能なリスクに対応している。当社グループによる保険の設定は、リスク・マッピングならびに過去および将来の見通しの両方における業務損失の特性の分析を根拠とするリスクの特定および評価に基づくものである。

当社グループは、コンピュータ犯罪、不正、盗難、業務の混乱、負債および自らが責任を負わなければならない可能性のあるその他のリスクに備えるため、保険市場の業界大手の保険に加入している。エクスポージャーを効果的に管理しながら関連費用を最適化するため、当社グループは、必要な情報が十分そろっているリスク（その発生頻度や付帯費用の影響が判明しているか適切に見積もれるようなリスク）の一部を負担する。

保険会社を選択する際、当社グループは、信用格付によく留意し、当該保険会社の保険金支払能力を求める。保険会社は、BNPパリバが被るリスクに関する詳細情報およびリスク評価実施のための訪問により、当社グループ内のリスク防止策の質の評価ならびに新たな基準および規制に照らして定期的に策定および更新されている安全対策の評価が可能となる。

(8) 保険リスク

BNPパリバ・カーディフ・グループのリスク管理システム

リスク管理は、これによりBNPパリバ・カーディフ・グループに内在する内部リスクのみならず、外部環境に起因するリスクの両方を特定、測定、監視、管理および報告できるプロセスである。この目的は、リスクおよび収益性の満足のいく状況の下で、BNPパリバ・カーディフ・グループのソルベンシー、事業継続性および発展を保証することである。

フランス保険法第L.354-2条の規定の枠組内で、BNPパリバ・カーディフ・グループは、ソルベンシーII枠組、特に以下に基づき、毎年ソルベンシーおよびリスクの将来予測評価を行う。

- ・リスク特性に特有の資本要件の定義および評価
- ・規制上の資本要件を超えるこの特定要件を満たすためにBNPパリバ・カーディフ・グループが保有しようとする資本の水準
- ・中期計画に基づく将来予測のソルベンシー比率
- ・ストレス・テストの場合におけるこれらの比率の回復力

観察されたソルベンシー比率の水準およびORSA（リスクおよびソルベンシーの自己評価）に基づき行われた予測に依拠して、自己資本を調整するために是正措置が講じられる可能性がある。

BNPパリバ・カーディフ・グループが採用したリスク類型論は、方法論的な労働および規制上の要件と歩調を合わせて変化している。これは、以下の主要なカテゴリーに従って表示される。

- ・引受リスク：引受リスクは、突発的また予測不可能な保険金請求の増加に起因する価値の損失のリスクである。かかるリスクは、保険事業（生命保険、損害保険）のタイプにより、統計的、マクロ経済的または行動学的であり、もしくは公衆衛生問題または災害に関係する。
- ・市場リスク：市場リスクは、金融市場の不利な動向により生じる価値の損失リスクである。これらの不利な動向はとりわけ、価格変動（外国為替レート、債券、株式および商品、デリバティブ、不動産等）に反映され、利率、信用力格差、不安定性および相関関係における変動に起因する。
- ・流動性リスク：流動性リスクは、市場価格に重大な影響を与えない妥当な金額で時宜を得て資産を売却できないため、および／または時宜を得て代替金融商品を購入することができないため、保険契約者に対する保険のコミットメントに起因する現在または将来の予測可能もしくは予測不可能な現金要件を満たすことのできないリスクである。

- ・信用リスク：信用リスクは、BNPパリバ・カード・グループがさらされる、債券発行者、債券購入者およびいずれかの債務者の信用状態の変動を原因とする損失または財務状況の悪化のリスクである。債務者間での、金融機関（BNPパリバ・カード・グループが保有する預金預け入れ先の銀行を含む。）に関連するリスクおよび引受業務（保険料徴収、再保険者回収等）により発生する債権に関連するリスクは、資産信用リスクおよび負債信用リスクの2つのカテゴリーに分類される。
- ・業務リスク：業務リスクは、不適切な内部プロセスもしくは内部プロセスの失敗、ITの失敗または偶発的か必然的にかかわらず外部事象により発生する損失のリスクである。これらの外部事象には、人為的または自然発生的事象も含まれる。

BNPパリバ・カード・グループは、主として信用リスク、引受リスクおよび市場リスクにさらされている。BNPパリバ・カード・グループは、ソルベンシー規則に関するこれらの様々なリスクおよび自己資本を考慮し、エクスポージャーおよび収益性を注意深く監視する。同社は、許容レベルで反転シナリオに潜在的な損失を含めるよう努める。

かかるリスク戦略は、広範なリスクの種類に対応する組織を通じて実行および監視されており、臨時管理機構により支援される。統治およびリスク管理システムは、ウェブサイト<https://www.bnpparibascardif.com>に公表されたBNPパリバ・カード・グループのソルベンシーおよび財政状態のレポート（SFCR）内の「B. System of Governance」および「C. Risk profile」に表示される。

ソルベンシーIIに基づくBNPパリバ・カード・グループのソルベンシー要件は、「1 (B) (1) 資本管理および自己資本」に記載されている。

市場リスク

市場リスクは、主に責任準備金がBNPパリバ・カード・グループの子会社の負債の多くを占める貯蓄業務から発生する。

一般保険ファンドの金利リスク管理および資産分散化方針により、不動産、株式および固定利付証券（とりわけユーロ圏の国々の国債を含む。）への投資が促進された。

市場リスクは、4つのカテゴリーに分類される。

・金利リスク

引受された生命保険は、契約上の固定金利か、所定の変動金利（最低保証リターンが設定されているものまたはいないもの）のいずれかに基づき測定される。当該契約はすべて、適格資産（保険料の投資により取得した資産）のリターンが保険契約者に支払う契約上のリターンを下回るリスクである金利リスクおよび資産価値リスクを発生させる。フランスにおいて、2019年度におけるカード・アシュランス・ヴィの平均保証レートは、0.1%を下回っていた。

フランスでは、当該契約の残存期間に係る潜在的財務損失見積額をカバーするために、責任準備金に伴う利息に、責任準備金を通じて保険契約者に支払うべき保証リターンを加えた合計額が、適格資産のリターンの80%で賄えない場合、将来の不利な変動に対する引当金（財務リスクに対する引当金）を計上する。保険子会社の保証リターンは低くまた保証期間も短かったため、エクスポージャーは限定されており、将来の不利な変動に対する引当金は2019年12月31日現在、2018年12月31日現在および2017年12月31日現在計上されていない。

・流動性リスク

流動性リスクは、資産・負債管理部が集中的に管理している。資産と負債の対応の見直しが、被った財務リスクの測定および管理のために定期的に実施された。これらは様々な経済シナリオを用いて作成された中期または長期の損益勘定と貸借対照表の予測に基づき、この見直しの結果は、金利および資産価値の変動により発生するリスクを軽減するために必要な（戦略的な配分、分散、デリバティブの使用等を通じた）資産の調整を判断するために分析された。

・スプレッド・リスク

発行者および格付の種類（投資適格かつ投資不適格）毎の制限は、定期的に監視される。発行者の信用度も高い頻度で検討される。

・資産価値における変化

資産価値（金利、スプレッド、株式および不動産）の下落のリスクに対するエクスポージャーは、配当性のある保険契約に帰属する繰延配当給付の仕組により軽減されている。

グループであるBNPパリバ・カーディフの投資

BNPパリバ・カーディフ・グループは、正味帳簿価額176.1十億ユーロ、すなわち、市場価格178.0十億ユーロを管理しており、主として138.8十億ユーロを管理するフランスの子会社であるカーディフ・アシュアランス・ヴィならびに23.7十億ユーロを管理するイタリアの子会社であるカーディフ・ヴィータおよびその子会社であるルクセンブルクのカーディフ・リュクス・ヴィ（9.8十億ユーロを管理）を通じて運用される。

BNPパリバ・カーディフ・グループの投資の内訳は、以下のとおりである。

BNPパリバ・カーディフ・グループの投資の内訳（ユニット・リンク型契約の投資を除く。）（監査済）

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在		2018年12月31日現在	
	帳簿価額	市場価格	帳簿価額	市場価格
株式および変動利付証券 (ユニット・リンク型契約の投資を含む。)	37,459	37,459	34,869	34,869
不動産	5,028	6,609	4,838	5,842
うち建物	3,247	4,829	3,138	4,142
うち不動産会社の株式	1,780	1,780	1,700	1,700
政府債等	58,618	58,949	53,960	54,368
その他債券	72,545	72,559	65,707	65,723
デリバティブ商品およびその他金融商品	2,458	2,458	2,140	2,140
合計	176,109	178,035	161,513	162,942

発行者および格付別の債券エクスポージャー（ユニット・リンク型契約およびユーロクロサンス契約の投資を除く。）（監査済）

格付別エクスポージャー	2019年12月31日現在			2018年12月31日現在		
	国家	企業	合計	国家	企業	合計
AAA	3.3%	3.4%	6.7%	2.2%	5.0%	7.1%
AA	23.2%	7.9%	31.1%	24.1%	8.9%	33.0%
A	6.8%	25.4%	32.2%	6.3%	23.1%	29.5%
BBB	11.0%	15.9%	26.8%	13.1%	14.5%	27.6%
BBB(注1)未満	0.3%	2.9%	3.2%	0.2%	2.6%	2.8%
合計	44.5%	55.5%	100.0%	45.9%	54.1%	100%

(注1) 格付されていない債券を含む。

国別の政府債等のエクスポージャー（ユニット・リンク型契約およびユーロクロサンス契約の投資を除く。）（監査済）

（単位：百万ユーロ）	格付	2019年12月31日現在	2018年12月31日現在
国別エクスポージャー		帳簿価額純額	帳簿価額純額
フランス	AA	24,331	22,331
イタリア	BBB	13,711	14,683
スペイン	A-	5,394	4,468
ベルギー	AA-	3,347	3,289
ドイツ	AAA	1,291	1,303
オランダ	AAA	1,251	1,125
オーストリア	AA+	1,286	1,350
アイルランド	A+	1,016	990
ポルトガル	BBB	92	92
その他		6,352	3,841
合計		58,073	53,473

IFRS第4号の改訂に関連して（連結財務書類の注記1.a「会計基準」を参照。）、以下の表は、IFRS第9号に準拠する取引目的で保有されている金融資産またはかかる管理およびパフォーマンスの評価が公正価値に基づいている金融資産を除き、SPPI（キャッシュ・フローが元本および元本残高に対する利息のみで構成される）要件を満たしているBNPパリバ・カード・グループの金融資産の総帳簿価額を示している。

SPPI要件を満たす金融資産（監査済）

格付 （単位：百万ユーロ）	2019年12月31日現在	2018年12月31日現在
AAA	8,078	7,842
AA	39,406	37,593
A	34,969	29,783
BBB	32,781	30,427
BBB(注1)未満	2,353	2,679
合計	117,587	108,324

（注1） 格付されていない債券を含む。

キャッシュ・フローの基準を満たす投資不適格または格付なしの金融資産について、以下の表は、IAS第39号に準拠した公正価値および総帳簿価額を示している（償却原価で測定する金融資産の場合、減損のための価額調整を考慮に入れない。）。

SPPI要件を満たす投資不適格金融資産（監査済）

格付 (単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在		2018年12月31日現在	
	総帳簿価額	市場価格	総帳簿価額	市場価格
BB+	279	279	408	408
BB	21	21	179	179
BB-	212	212	2	2
B	21	21	-	-
格付なし	1,819	1,819	2,091	2,091
合計	2,353	2,353	2,679	2,679

保険引受リスク

引受リスクは、主に貯蓄事業部門および保障保険事業の債権者保険契約における保険解約リスクから発生する。

引受リスクには、以下の3種類がある。

貯蓄－保険解約リスク

貯蓄契約には、保険契約者に累積貯蓄のすべてまたは一部の返済を要求することを認める保険解約条項が含まれている。保険会社は、解約件数が、資産・負債管理部で使用している予想より高くなるというリスクにさらされ、その結果、過度の保険解約の資金調達に必要な資産売却による資本損失の可能性が生じる。

しかし、保険解約リスクは以下に限定されている。

- ・資産の期間と対応する負債の期間とを定期的にマッチさせて突発的かつ大規模な資産売却のリスクを軽減するために、保険契約者の動向が継続的に監視されている。流動性リスクを発生させる資金のミスマッチおよびヘッジ超過またはヘッジ不足の満期を特定するために、資産および負債の変動は最長で40年間にわたり予測される。その後当該分析は、新しい投資の満期日および売却すべき資産を決定するために利用される。
- ・保険契約の保証再評価は、一部任意の給付金の特徴を共有することにより完了しており、これにより、市場ベンチマークと一致するレベルまで合計リターンが引き上げられ、保険解約の増加のリスクが軽減される。保険契約者剰余金の準備金は、実際に支払われる剰余金をプールし、多数の保険契約者の間で分散し、長い期間契約の履行を管理することを可能にするフランスにおける仕組である。
- ・金融資産のリターンは、ヘッジ商品の使用を通して保護することができる。

BNPパリバ・カード・グループの一般基金における平均償還率（注1）（監査済）

	年次償還率	
	2019年度	2018年度
フランス	5.3%	5.2%
イタリア	7.7%	8.9%
ルクセンブルク	5.2%	5.8%

（注1） 個人貯蓄。

貯蓄－最低保険金保証付ユニット・リンク型契約

保険契約者の負債は、評価の参照として使用される保有資産にカバーされている。このカバレッジの一貫性は、毎月管理される。

特定のユニット・リンク型コミットメントは、金融市場が被保険者の死亡時にどのような状況にあっても、当該契約に投資された保険料累積額以上の死亡給付金の支払を提供する。当該契約に係るリスクは、統計的（請求の可能性）および財務的（ユニットの市場価格）の両方である。

保険金保証には、通常特定の制限が設けられている。例えばフランスでは、ほとんどの契約で最長契約期間を1年としており（1年毎に更新が可能である。）、保証給付の年齢制限を80歳としており、最大保証額は被保険者1人当たり1百万ユーロである。

最低保険金保証の準備金は四半期毎に（再）評価され、決定論的シナリオに基づいた死亡の可能性および金融市場価格の変動の確率論分析結果を考慮する。2019年12月31日現在の準備金は7.7百万ユーロ（2018年12月31日現在は10.6百万ユーロ）であった。

保障保険

このリスクは、主に多くの国々の地域を対象とする債権者保険の販売および個人向けリスク保険（フランス国内における個人向け生命保険および障害保険、延長保証、盗難、偶発的破損、第三者負債、年金保険）の販売により発生する。

債権者保険は、主として、個人ローンおよび住宅ローンに関係する死亡、障害、重病、就労不能、失業およびリボ払いの財務上の損失リスクをカバーしている。当該保険勘定は、低リスクおよび低保険料の多数の契約で構成される。マージンは保険勘定の規模、リスクの効果的プーリングおよび管理費の厳しい管理によって決まる。これらの契約の条件は、通常、原ローンの条件と等しく、保険料は保険契約の発行時に一度に控除されるか（保険料一括払い）、または保険契約の期間を通じて定期的に控除されるか（保険料分割払い）のいずれかである。

その他の契約（フランス国内における個人向け生命保険および障害保険、延長保証、盗難、偶発的破損ならびに年金保険）は、個人のリスク（死亡、事故死、入院、重病もしくは医療費）または損害リスク（消費財または車両の事故による破損、故障もしくは盗難）のためのものである。これらの契約により保障される個別の金額は、損害賠償額であるかまたは一括支払額であるかにかかわらず、一般的に小さい。

最後に、主にフランスおよびイタリアにおけるカーディフIARDおよびカルジラスそれぞれの事業体の拡張により、車両保険契約（重大な損害、民事責任）および家庭向け包括的保険の補償も引き受けられた。この種類の保険はまた、国際市場、すなわちラテンアメリカにおいて、展開されている。

フランス内外の保険数理上のリスクを回避および管理するために設定された保険数理監視システムは、各保険数理士が契約期間を通して従うべき原則、規則、方法および最善の慣行、保険数理士が実施すべき業務および報告義務を記載したガイドラインおよびツールに基づいている。同システムはまた、除外されているまたは特定の条件が満たされた場合にのみ認められている慣行を定めている。

引受リスクは、見積最大許容損失、ソルベンシーIIによる資本要件の見積もりおよび関連契約に係る見積マージンに依拠して、各地域および中央の様々なレベルで設定された委任の上限を遵守しなければならない。地域的に分散されているポートフォリオの管理で得られた経験が、広範囲の基準（債権者保険のローンの種類、保証および被保険者人口等）で構成されたリスク評価データベースを定期的に更新するために使用される。各契約は、BNPパリバ・カーディフ・グループの業務執行陣によって設定された収益性および株主資本利益率目標を参考に価格が評価される。

再保険は、引受リスク管理システムの補完的要素である。その目的は、BNPパリバ・カーディフ・グループを以下の3つの主要なリスクから守ることである。

- ・「保有限度」と呼ばれる一定の基準を超える個別のリスクに対するエクスポージャーからのいわゆる「ピーク」リスク。個人向け保険において、かかる基準は、現在、1件につき2百万ユーロに設定されている。ピーク・リスクの再保険は、超過額再保険特約または超過損害額再保険特約の形態をとることができる。
- ・発生率が低い単独の事象であるが、財政的な影響力が非常に大きい事象（集中リスク）に対するエクスポージャーに関連する異常災害リスク。かかるリスクは、異常災害超過損害額再保険特約の形態により再保険を受けることができる。
- ・不十分なプール、技術的データベースについての統制の欠如または受益者データについての不確実性に関連付けられる新商品に関するリスク。かかるリスクは、特定されるリスクのレベルに応じて、比例再保険特約、ストップ・ロス特約または超過損害額再保険特約の形態により再保険を受けることができる。

リスク・エクスポージャーは、2本柱の手法に基づくコミットメント監視委員会を通じて、BNPパリバ・カーディフ・グループの業務執行委員会によって定期的に監視されている。

- ・各四半期会計期間末の損害率についての四半期毎の監視
- ・商品別の計画（月毎、四半期毎または年毎）に基づいたポートフォリオの特徴の監視によって補完される。

年金契約の契約価格は、保険規則に基づき適用される生命表に基づいており、場合によっては、独立した保険数理士が認めたポートフォリオ特有のデータを基に調整される。その結果、年金保険リスクは低い。

引受リスクには以下の様々な責任準備金が設定されている。

- ・生命保険に係る計算上の準備金
- ・通常は発生主義で算出され、場合によっては現在のリスクに対する準備金によって補完される、引受損害保険の未経過保険料準備金
- ・特定の状況下においてリスクが増大した場合（一定の期間保険料およびリスクの増大を伴う長期的な保険契約）の準備金
- ・報告済の請求を参照して算出される支払準備金
- ・実際の決済または請求見込数と請求1件当たりの平均費用のちらかに基づいて算出されるIBNR（発生済未報告）準備金
- ・一般的に支払準備金に比例して算出された請求管理のための準備金

請求されていないが発生した保険金請求の全体的な評価において許容される健全性の水準は、90%である。

(9) ソブリンのエクスポージャー

BNPパリバ・グループは、ある国家のデフォルトに陥った債務に係るリスク（すなわち、一時的なまたは長期にわたる債務返済（元本または利息）の中断）であるソブリン・リスクにさらされている。したがって、当社グループは、主権国家により発行された金融資産の会計カテゴリーに応じて信用リスク、取引先リスクまたは市場リスクにさらされている。

ソブリン債のエクスポージャーは、主として証券で構成される。当社グループは、流動性管理プロセスの一環としてソブリン証券を保有する。流動性管理は、とりわけ、中央銀行によるリファイナンスの担保として適格な有価証券を保有することを基盤とし、リスク・レベルが低いとされる政府により発行された格付の高い負債証券の大部分の保有を含む。さらに、資産および負債の管理ならびに構造的な金利リスク管理方針の一環として、当社グループはまた、そのヘッジ戦略に寄与する金利の特性を有するソブリンの負債性金融商品を含む資産のポートフォリオを保有している。加えて、当社グループは、多くの国々においてソブリンの負債証券の主要なディーラーであり、当該負債証券の一時的な保有および空売りのトレーディング・ポジション（これらのポジションの一部は、デリバティブを用いてヘッジしている。）を建てている。

当社グループが保有するソブリンのエクスポージャーが、地域および地方の機関ならびにソブリン債を含む範囲で、2014年のストレス・テストにおいて欧州銀行監督機構（EBA）により定義された手法に従って、以下の表に示されている。

銀行勘定およびトレーディング勘定によるソブリンのエクスポージャーの地域別内訳

エクスポージャー (単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在						
	銀行勘定(注1)				トレーディング勘定		
	合計	うち償却原価で測定する金融資産	うち資本を通じて公正価値で測定する金融商品	うち純損益を通じて公正価値で測定する金融商品	トレーディング目的で保有しており純損益を通じて公正価値で測定する金融商品(デリバティブを除く。)	デリバティブ(注2)	
						直接エクスポージャー(注3)	間接エクスポージャー(注4)
ユーロ圏							
オーストリア	635	100	535	-	(12)	27	(1)
ベルギー	12,953	9,928	2,903	122	100	343	(42)
フランス	10,308	7,647	2,662	-	(1,226)	(15)	162
ドイツ	7,286	4,949	2,078	259	2,897	403	7
アイルランド	1,774	1,362	413	-	56	1	-
イタリア	14,699	12,635	1,820	244	79	9,365	(69)
オランダ	597	94	503	-	4	(349)	(1)
ポルトガル	3,704	3,143	561	-	(24)	(31)	(1)
スペイン	10,923	9,057	1,766	101	26	-	(2)
その他のユーロ圏諸国	1,147	842	305	-	26	358	(1)
ユーロ圏合計	64,028	49,757	13,545	727	1,926	10,102	53
その他の欧州経済領域国							
ポーランド	6,698	4,688	2,010	-	133	(169)	-
英国	4,532	2,806	1,727	-	1,532	-	(62)
その他の欧州経済領域国	578	415	162	1	407	20	(2)
その他の欧州経済領域国合計	11,809	7,909	3,899	1	2,072	(149)	(65)
欧州経済領域合計	75,837	57,666	17,444	728	3,998	9,953	(12)
米国	18,157	8,004	10,153	-	23,530	115	3
日本	33	-	33	-	1,730	572	46
トルコ	1,850	1,025	826	-	582	-	(1)
その他	16,913	11,417	5,496	-	6,252	185	(125)
合計	112,790	78,111	33,951	728	36,093	10,825	(89)

(注1) 再評価後および減損引当前の帳簿価額。

(注2) 市場価格。

(注3) ソブリン取引先リスク：ソブリンを取引先とする直接エクスポージャー。完全にまたは一部が、ソブリン取引先によりカバーされるソブリン以外を取引先とするエクスポージャーは除く。

(注4) ソブリン以外の取引先に保有され、BNPパリバをソブリンの第三者に関する信用リスクにさらすことになるポジション。例えば、ソブリンのデフォルトに対するヘッジとして、ソブリン以外の第三者に対するクレジット・デフォルト・スワップ（CDS）の売却がある。完全にまたは一部が、政府によりカバーされるソブリン以外を取引先とするエクスポージャーは除く。

エクスポージャー (単位：百万ユーロ)	2018年12月31日現在						
	銀行勘定(注1)				トレーディング勘定		
	合計	うち償却原価で測定する金融資産	うち資本を通じて公正価値で測定する金融商品	うち純損益を通じて公正価値で測定する金融商品	トレーディング目的で保有しており純損益を通じて公正価値で測定する金融商品(デリバティブを除く。)	デリバティブ(注2)	
						直接エクスポージャー(注3)	間接エクスポージャー(注4)
ユーロ圏							
オーストリア	1,021	299	722	-	(45)	21	-
ベルギー	9,803	4,876	4,804	123	205	274	66
フランス	9,364	4,208	5,156	-	(1,250)	(17)	(12)
ドイツ	6,547	4,185	2,103	259	1,962	255	(4)
アイルランド	966	591	374	-	(2)	2	2
イタリア	11,537	9,512	1,779	246	(128)	7,274	(26)
オランダ	905	126	779	-	60	(551)	-
ポルトガル	1,008	838	169	-	(168)	(21)	1
スペイン	4,200	2,820	1,279	101	(374)	-	(3)
その他のユーロ圏諸国	705	389	316	-	(18)	158	-
ユーロ圏合計	46,055	27,844	17,482	729	244	7,393	24
その他の欧州経済領域国							
ポーランド	6,887	3,066	3,819	3	336	(224)	1
英国	4,441	3,147	1,294	-	2,232	-	(66)
その他の欧州経済領域国	377	337	39	1	174	(24)	(3)
その他の欧州経済領域国合計	11,705	6,550	5,151	4	2,742	(248)	(69)
欧州経済領域合計	57,760	34,394	22,633	732	2,986	7,146	(45)
米国	11,591	2,864	8,727	-	15,371	82	9
日本	4	-	4	-	4,198	374	54
トルコ	1,066	524	542	-	571	1	12
その他	10,844	6,502	4,342	-	4,166	155	(43)
合計	81,265	44,284	36,248	732	27,292	7,758	(13)

(注1) 再評価後および減損引当金の帳簿価額。

(注2) 市場価格。

(注3) ソブリン取引先リスク：ソブリンを取引先とする直接エクスポージャー。完全にまたは一部が、ソブリン取引先によりカバーされるソブリン以外を取引先とするエクスポージャーは除く。

(注4) ソブリン以外の取引先に保有され、BNPパリバをソブリンの第三者に関する信用リスクにさらすことになるポジション。例えば、ソブリンのデフォルトに対するヘッジとして、ソブリン以外の第三者に対するクレジット・デフォルト・スワップ(CDS)の売却がある。完全にまたは一部が、政府によりカバーされるソブリン以外を取引先とするエクスポージャーは除く。

[前へ](#)

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

A. 業績等の概要

(A) 2019年度業績

(1) 連結業績

(単位：百万ユーロ)	2019年	2018年	2019年／2018年
営業収益	44,597	42,516	+4.9%
営業費用および減価償却費	-31,337	-30,583	+2.5%
営業総利益	13,260	11,933	+11.1%
リスク費用	-3,203	-2,764	+15.9%
営業利益	10,057	9,169	+9.7%
持分法適用会社投資損益	586	628	-6.7%
その他の営業外項目	751	411	+82.7%
営業外項目	1,337	1,039	+28.7%
税引前当期純利益	11,394	10,208	+11.6%
法人所得税	-2,811	-2,203	+27.6%
少数株主帰属当期純利益	-410	-479	-14.4%
親会社株主帰属当期純利益	8,173	7,526	+8.6%
コスト／インカム率	70.3%	71.9%	-1.7pt

事業活動の推進と変革による利益の急増

BNPパリバの2019年度の全体的な業績は非常に好調であり、多角的かつ統合的なビジネス・モデルの強さ、ならびに変化する経済、技術、環境、規制および社会的状況下でも企業価値を創造する能力が裏付けられた。

営業収益は、44,597百万ユーロとなり、2018年度（注1）と比較して4.9%増加した。

収益は、事業部門において5.9%増加し、各事業部門においても増加となった。国内市場部門（注2）では低金利環境が続き、ユーロ圏の支店網にマイナスの影響を与えたものの、事業成長により相殺される格好となり0.8%増加し、国際金融サービス部門ではパーソナル・ファイナンスの事業活動の推進、ならびに保険および欧州・地中海沿岸諸国部門の非常に好調な業績に関連して、6.9%（注3）増加し、ホールセールバンキング部門ではグローバル・マーケット部門とコーポレート・バンキングの非常に好調な業績を受け、11.6%増加した。

当社グループの営業費用は、合計31,337百万ユーロとなり、2018年度と比較して2.5%増加した。これには、一時項目として、2017-2020年度事業開発計画の事業変革費用（744百万ユーロ）、事業再編費用（注4）（311百万ユーロ）および事業適応策（注5）（早期退職制度の162百万ユーロ）の合計1,217百万ユーロ（2018年度は1,235百万ユーロ）が含まれていた。

事業部門の営業費用は、2018年度と比較して3.5%増加し、これを部門別にみると、国内市場部門（注6）では支店網で0.5%のコスト節減、専門事業の事業開発費においては4.5%の増加を果たしたことから、わずか0.3%増加、国際金融サービス部門（注6）では事業成長を支えるため4.5%増加、ホールセールバンキング部門では事業成長により6.1%増加した。

適正なコスト管理により2.4ポイントの正のジョーズ効果が生み出された。ジョーズ効果に伴って、2017年始動の2017-2020年度事業開発計画に沿って2019年に合計1.8十億ユーロのコスト節減策を実施したことにより、各事業部門のコスト／インカム率が改善した。関連する変革費用は、公表目標通りに推移している。2020年度には変革費用は発生しない見通しである。

それに従い、当社グループの営業総利益は11.1%増加し、合計13,260百万ユーロとなった。事業部門では11.2%の増加であった。

リスク費用は、3,203百万ユーロとなり、2018年度と比較して439百万ユーロの増加となった。これは顧客向け貸出金残高の39ベシス・ポイント相当で、とりわけ、オリジネーション業務でリスク管理効果が発揮されたことに加え、低金利環境およびイタリアで引き続きクレジット・ポートフォリオが改善されたことにより、低水準にとどまった。

当社グループの営業利益は、10,057百万ユーロとなり、9.7%増加した。事業部門では9.4%の増加であった。

営業外項目は合計1,337百万ユーロとなり、2018年度（1,039百万ユーロ）から増加した。営業外項目は、インドにおけるSBIライフ株16.8%の売却によるキャピタル・ゲインの例外的な影響に加え、残部の連結範囲からの除外（注7）（プラス1,450百万ユーロ）、建物売却によるキャピタル・ゲイン（プラス101百万ユーロ）およびのれんの減損額（マイナス818百万ユーロ）に影響を受けた。2018年度には、建物の売却によるキャピタル・ゲイン101百万ユーロおよびファースト・ハワイアン・バンク株30.3%の売却により実現したキャピタル・ゲイン286百万ユーロが含まれている。

税引前当期純利益は11,394百万ユーロ（2018年度は10,208百万ユーロ）で、11.6%増加した。

法人税率は、とりわけ、SBIライフ株に関するキャピタル・ゲインに対する軽減税率の適用により、平均で24.2%となった。

以上から、当社グループの親会社株主帰属当期純利益は8,173百万ユーロとなり、2018年度と比較して8.6%増加し、一時項目を除くと、4.7%の増加となった。

再評価前有形自己資本利益率は、当社グループ全体の好調な業績を反映して、9.8%となった。

2019年12月31日現在、エクイティ・ティア1比率は、12.1%となり、2019年1月1日現在と比較して40ベシス・ポイント上昇した（注8）。レバレッジ比率（注9）は4.6%であった。当社グループの即時利用可能な流動性準備金は、309十億ユーロとなり、これはホールセール資金調達に関し、1年を超えて資金に余裕ができていることを意味する。

1株当たりの正味帳簿価額は79.0ユーロとなり、これは2008年12月31日以降の年平均成長率5.1%に相当する。1株当たりの有形資産正味帳簿価額（注10）は69.7ユーロとなり、2008年12月31日以降の成長率7.3%に相当し、同期間における連続した価値創造を示している。

当社グループは、変革を続けており、2017-2020年度事業開発計画を積極的に推進すると共に、内部統制およびコンプライアンス体制の強化を図っている。

BNPパリバは2019年度末、サステナブル・ファイナンス部門での世界的リーダーになるという目標を再度掲げた。当社グループは、例えば、2019年度末現在でグリーンボンドの引受業務において世界第3位につけ、顧客のため9.8十億ユーロの共同ブックランナーを実行し、2019年度末には環境・社会・ガバナンス（ESG）基準に基づく融資手段であるサステナビリティ・リンク・ローン3.7十億ユーロに署名する等、既にこの分野において認知されている。社会に好影響を与えるこの方針は、銀行部門における高いランキング（2019年企業責任を追求した世界最優秀銀行）および主要な専門指標（ダウ・ジョーンズ・サステナビリティ・インデックスの世界および欧州）におけるその存在で評価されている。

- (注1) 連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと4.6%増加。
- (注2) 国内ネットワークプライベート・バンキングの100%を含み、PEL/CELの影響を含まない。
- (注3) 連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと4.7%増加。
- (注4) 特にライフファイゼン・バンク・ポルスカの統合および特定事業（特にBNPパリバ・スイス）の廃止または再編に関する事業再編費用。
- (注5) 特にBNLバンカ・コメルシアレ、アセット・マネジメントおよびバンクウェストの適応策。
- (注6) 連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと1.5%増加。
- (注7) SBIライフ株の残部5.2%。
- (注8) 新会計基準IFRS第16号の影響により、2018年12月31日と比較してマイナス10ベシス・ポイント。
- (注9) 2014年10月10日付の欧州委員会の委任法に従って計算された。
- (注10) 再評価後。

資本金の配分

各事業部門に配分された資本金による収益は、各部門の損益勘定に計上されている。各事業部門に配分された資本金は、バーゼル3としても知られるCRD IV規則の遵守を要する金額に相当し、リスク加重資産11%を基準としている。

リスク加重資産は以下の合計により算出されている。

- ・ 個々の事業体または事業活動に応じて標準的アプローチまたは内部格付に基づくアプローチ（IRBアプローチ）を用いて計算された、信用リスクおよび取引先リスクに対するリスク加重資産
- ・ 市場リスク、信用評価調整および業務リスクに対する法定の資本要件に12.5を乗じたもの

さらに、ティア1資本から控除された要素は各事業部門に割り当てられる。

最後に、保険事業に配分された資本は、ソルベンシーIIに規定される最低ソルベンシー資本要件に基づく。

(2) 主要事業別業績

● リテール・バンキング事業およびサービス事業

(単位：百万ユーロ)	2019年	2018年	2019年／2018年
営業収益	32,433	31,188	+4.0%
営業費用および減価償却費	-20,946	-20,455	+2.4%
営業総利益	11,488	10,732	+7.0%
リスク費用	-2,927	-2,611	+12.1%
営業利益	8,561	8,122	+5.4%
持分法適用会社投資損益	489	486	+0.7%
その他の営業外項目	-26	58	n.s.
税引前当期純利益	9,024	8,665	+4.1%
コスト／インカム率	64.6%	65.6%	-1.0pt
配分資本金（十億ユーロ）	54.9	52.5	+4.7%

(注) 営業収益から税引前当期純利益までの勘定には、フランス（PEL/CELの影響を除く。）、イタリア、ベルギーおよびルクセンブルク各国、バンクウェストならびにTEBのプライベート・バンキングの100%を含む。

● 国内市場部門

(単位：百万ユーロ)	2019年	2018年	2019年／2018年
営業収益	15,814	15,683	+0.8%
営業費用および減価償却費	-10,741	-10,707	+0.3%
営業総利益	5,073	4,977	+1.9%
リスク費用	-1,021	-1,046	-2.4%
営業利益	4,052	3,930	+3.1%
持分法適用会社投資損益	1	-3	n.s.
その他の営業外項目	1	0	n.s.
税引前当期純利益	4,054	3,927	+3.2%
ウェルス&アセット・ マネジメントに配分される利益	-256	-264	-3.0%
国内市場部門の 税引前当期純利益	3,798	3,663	+3.7%
コスト／インカム率	67.9%	68.3%	-0.4pt
配分資本金（十億ユーロ）	25.7	25.2	+2.4%

(注) 営業収益から税引前当期純利益までの勘定には、フランス（PEL/CELの影響を除く。）、イタリア、ベルギーおよびルクセンブルク各国のプライベート・バンキングの100%を含む。

2019年度全体において、国内市場部門の営業活動には拍車がかかった。特にフランスおよびベルギーにおけるリテール・バンキング事業、ならびに専門事業部門（アルバル、リーシング・ソリューション）において貸出が順調に伸びたことから、貸出金残高は、4.1%増加した。預金残高は、2018年度と比較して7.2%増加した。プライベート・バンキングでは、5.6十億ユーロの好調な純資金流入があった。

当部門は、デジタル・サービスの成功および欧州のネオバンクにおけるリーダー的地位を確立した。デジタル利用の顧客数は9.7百万人で、例えばフランスでは、機能面でのリーダーシップにより評価されている（ディーレーティング（D-rating）は、BNPパリバをフランスのバンキング・ネットワークにおいて第1位とした。）。個人顧客のモバイル利用は加速し、アプリへの接続数は97百万を超え、2018年度と比較して23.4%増加し、稼働中の顧客の56.5%がアクティブなデジタル顧客である。2019年12月31日現在、デジタル・バンクのハロー・バンク！は、フランス、ベルギーおよびイタリアの若者層で勢いを増しており、ベルギーで506,000人、フランスで520,000人、ドイツで1.5百万人を超える顧客数に達した。一方、ニケル・ネオバンクは、2019年12月31日時点で口座開設数が1.5百万口座を超えた（2018年12月31日現在と比較して33%の増加）。同社は、フランス国内に5,550店の販売拠点をもち、フランスでは第3位の流通ネットワークとなっており、フランスのネオバンク市場でリーダー的地位を確立し、欧州でも上位5位に位置している。

国内市場部門は、統合的なビジネス・モデルの中で成長しているコーポレートおよびプライベート・バンキング・フランチャイズの力強さを裏付けている。当社グループの全事業を総動員した顧客ニーズへの包括的かつ幅広いアプローチは、トレード・ファイナンス（フランスおよびベルギーで第1位）、およびキャッシュ・マネジメント（フランスおよびベルギーで第1位、イタリアで第3位）等の強力な事業も備え、活発な企業市場でリーダー的地位を確立している。同部門はまた、プライベート・バンキング（フランスおよびベルギーで第1位、イタリアで第5位）においても、2018年度と比較して運用資産が8.1%増加し、コーポレート事業部門との連携も積極的に推進しており（2019年12月31日現在の総資産流入額は3十億ユーロに近い。）、高いポジションを維持していると報告した。

最後に、国内市場部門はデジタル変革を続け、ビジネス・モデルを強化している。同社は、共有デジタル資産を活用できる拡張したナレッジツールを世界各国で顧客に展開した。また、フランス、イタリアおよびベルギーの主要なカスタマー・ジャーニー（オンボーディング、モーゲージおよび投資商品）をエンドツーエンドでデジタル化し、プロセスを自動化すること（2019年度第4四半期に支店網においてロボットによって処理された取引は、毎月700,000件超）で、業務効率の改善と顧客満足度の向上を引き続き図っている。さらに、営業部門では、銀行サービス以外の顧客をサポートしている。例えば、2017年5月の投入開始時から既に2.7百万ダウンロードを記録しているユニバーサルモバイル決済ソリューションであるライフペイ（LyfPay）の開発、ならびにイタリアで法人および個人向けのモビリティ・サービスのテレパス（Telepass）の展開等を進めている（2019年12月31日現在、法人7,600社および個人66,800人）。

営業収益（注１）は、15,814百万ユーロであり、2018年度と比較して0.8%増加した。融資残高の伸びおよび専門事業の大幅な増加は、リテール・バンキングを取り巻く低金利環境によってほぼ完全に相殺された。

営業費用（注１）（10,741百万ユーロ）は、2018年度と比較してわずか0.3%増加した。支店網では0.5%（注２）の減少だったが、専門事業においては事業の伸び（正のジョーズ効果）に関連して費用が増えた。営業部門におけるジョーズ効果は正であった（0.5ポイントの上昇）。

営業総利益（注１）は2018年度と比較して1.9%増加して、5,073百万ユーロとなった。

リスク費用は低く、1,021百万ユーロとなった（2018年度と比較して26百万ユーロの減少）。BNLパンカ・コメルシアレに係る費用低下は継続した。

そのため、国内市場部門のプライベート・バンキング業務の純利益の3分の1を、ウェルス・マネジメント（国際金融サービス部門内）へ配分した後、国内市場部門の税引前当期純利益（注３）は、2018年度と比較して3.7%の増加となり、3,798百万ユーロとなった。

（注１） フランス（PEL/CELの影響を除く。）、イタリア、ベルギーおよびルクセンブルク各国におけるプライベート・バンキングの100%を含む。

（注２） フランス国内リテール・バンキング事業、BNLパンカ・コメルシアレおよびベルギー国内リテール・バンキング事業。

（注３） PEL/CELの影響を除く（2019年度においては12百万ユーロ、2018年度においては20百万ユーロ）。

フランス国内リテール・バンキング事業（FRB）

（単位：百万ユーロ）	2019年	2018年	2019年／2018年
営業収益	6,328	6,311	+0.3%
うち正味受取利息	3,591	3,548	+1.2%
うち手数料	2,737	2,763	-1.0%
営業費用および減価償却費	-4,602	-4,609	-0.2%
営業総利益	1,726	1,701	+1.5%
リスク費用	-329	-288	+14.1%
営業利益	1,397	1,413	-1.1%
その他の営業外項目	7	-1	n.s.
税引前当期純利益	1,404	1,412	-0.5%
ウェルス&アセット・マネジメントに配分される利益	-143	-148	-3.4%
フランス国内リテール・バンキング事業の税引前当期純利益	1,261	1,263	-0.2%
コスト／インカム率	72.7%	73.0%	-0.3pt
配分資本金（十億ユーロ）	10.1	9.6	+5.8%

（注） 営業収益から税引前当期純利益までの勘定には、フランス国内プライベート・バンキングの100%（PEL/CELの影響を除く。）を含む。

2019年度全体において、フランス国内リテール・バンキング事業は、フランスの経済成長を受けて、積極的な事業展開を継続した。貸出金残高は、特に法人顧客向けの融資の増加により、2018年度と比べて5.4%増加した。預金残高は、当座預金の堅調な伸びにより、9.8%増加し、プライベート・バンキングの運用資産は2018年12月31日現在と比較して9.3%（注1）増加し、さらに、金融アドバイザーツールであるマイインパクト（myImpact）（注2）の投入の結果、責任預金が大幅に増加した（残高は4.0十億ユーロで、2018年12月31日現在と比較して48%の増加）。

この事業は、法人向けフランチャイズ開発によって好成果を残し、特に新規顧客のオンボーディング数の増加（2018年度と比較して27%増加）および現金管理手数料収入の増加（2018年度と比較して6.5%増加）が顕著であった。さらに、フレンチテック・イニシアティブ（フレンチテック120）に参加している123社のうち65%がフランス国内リテール・バンキング事業の顧客である。

営業収益（注3）は、合計6,328百万ユーロとなり、2018年度と比較して0.3%の増加であった。正味受取利息（注3）は、取扱残高の増加が低金利の影響により一部相殺され、1.2%の増加となった。一方で手数料収入（注3）は、2019年初めに実施された経済的に困窮した顧客に対する手数料の引下げにより、1.0%減少した。

営業費用（注3）は4,602百万ユーロであり、コスト節減策、リテール・バンキング支店網の最適化および合理化の効果によって、2018年度と比較して0.2%の減少であった。0.4ポイントの正のジョーズ効果が生み出された。

したがって、営業総利益（注3）は2018年度と比較して1.5%増加し、1,726百万ユーロとなった。

リスク費用（注3）は、低水準で、顧客向け貸出金残高は、17ベシス・ポイントであった。合計は329百万ユーロで、2018年度と比較して41百万ユーロ増加した。

以上から、フランス国内プライベート・バンキングによる純利益の3分の1をウェルス・マネジメント（国際金融サービス部門内）に配分した後、フランス国内リテール・バンキング事業の税引前当期純利益（注4）は、1,261百万ユーロとなり、2018年度と比較してわずか0.2%の減益となった。

（注1） 子会社の移管は除く。

（注2） フランスの責任投資に対する金融アドバイザー・ソリューション。

（注3） フランス（PEL/CELの影響を除く。）におけるプライベート・バンキングの100%を含む。

（注4） PEL/CELの影響を除く（2019年度は12百万ユーロ、2018年度は20百万ユーロ）。

BNLバンカ・コメルシアーレ (BNL BC)

(単位：百万ユーロ)	2019年	2018年	2019年／2018年
営業収益	2,778	2,792	-0.5%
営業費用および減価償却費	-1,800	-1,797	+0.1%
営業総利益	978	995	-1.7%
リスク費用	-490	-592	-17.3%
営業利益	488	402	+21.3%
その他の営業外項目	-5	-3	+45.0%
税引前当期純利益	483	399	+21.1%
ウェルス&アセット・ マネジメントに配分される利益	-41	-43	-5.3%
BNLバンカ・コメルシアーレの 税引前当期純利益	443	356	+24.3%
コスト／インカム率	64.8%	64.4%	+0.4pt
配分資本金（十億ユーロ）	5.3	5.5	-2.4%

(注) 営業収益から税引前当期純利益までの勘定には、イタリア国内プライベート・バンキングの100%を含む。

2019年度全体において、BNLバンカ・コメルシアーレ事業は低迷する景気状況の中で展開された。貸出金残高は1.9%（注1）減少したが、企業向けセグメントにおいて市場シェアを引き続き伸ばし、過去3年間で0.4ポイント増加し、5.7%（注2）となった。預金残高は2018年度と比較して4.8%増加した。オフバランス貯蓄商品の増加（2018年12月31日現在と比較して8.0%の増加）は、生命保険（2018年度と比較して9.9%の増加）に牽引された。

BNLバンカ・コメルシアーレは、ハロー・バンク！モバイルアプリへのアップル・ペイ（Apple Pay）の投入とあわせて、新デジタル・サービスを開発している。このため、国内市場部門の範囲内でのアップルとの契約締結を進めている。

営業収益（注3）は2018年度と比較して0.5%減少し、2,778百万ユーロとなった。正味受取利息（注3）は、長引く低金利環境およびより優良なリスク特性を伴う顧客へのシフトにより、わずか0.1%減少した。手数料収入（注3）は、不利な市場環境および当年度初めに一時的な項目の影響を受けたことから、2018年度と比較して1.1%減少した。

営業費用（注3）はコスト節減策および適応策の影響で、2018年度と比較してわずか0.1%増加し、1,800百万ユーロとなった。

それに従い、営業総利益（注3）は、合計978百万ユーロとなり、前年度と比較して1.7%の減少となった。

リスク費用（注3）は、490百万ユーロ（2018年度と比較して102百万ユーロ減少）となり、引き続き改善している。顧客向け貸出金残高は64ベシス・ポイント相当となった。

以上より、イタリア国内プライベート・バンキング業務の純利益の3分の1をウェルス・マネジメント（国際金融サービス部門内）へ配分した後、BNLバンカ・コメルシアーレの税引前当期純利益は、2018年度と比較して24.3%の急増となり、443百万ユーロとなった。

（注1） 不良債権売却の影響を除くと0.1%の減少。

（注2） 出典：イタリア銀行協会。

（注3） イタリア国内プライベート・バンキングの100%を含む。

ベルギー国内リテール・バンキング（BRB）

（単位：百万ユーロ）	2019年	2018年	2019年／2018年
営業収益	3,524	3,595	-2.0%
営業費用および減価償却費	-2,480	-2,521	-1.6%
営業総利益	1,044	1,074	-2.8%
リスク費用	-55	-43	+29.0%
営業利益	989	1,031	-4.1%
その他の営業外項目	10	18	-43.9%
税引前当期純利益	999	1,049	-4.8%
ウェルス&アセット・マネジメントに配分される利益	-70	-70	-0.1%
ベルギー国内 リテール・バンキングの 税引前当期純利益	929	980	-5.1%
コスト／インカム率	70.4%	70.1%	+0.3pt
配分資本金（十億ユーロ）	5.8	5.7	+0.3%

（注） 営業収益から税引前当期純利益までの勘定には、ベルギー国内プライベート・バンキングの100%を含む。

2019年度全体において、ベルギー国内リテール・バンキングは、事業活動を維持した。貸出金残高は、法人顧客向け貸出の好調な伸びおよび個人向け貸出の増加により、2018年度と比較して4.4%増加した。預金残高は5.1%増加、オフバランス貯蓄商品も2018年度と比較して8.2%増加し、特に投資信託商品が急増し（2018年度と比較して12.8%増加）、生命保険商品も増加した。

ベルギー国内リテール・バンキング事業は、業務ビジネス・モデルを発展させており、特に現金自動預入支払機の統合的ネットワーク構築の契約をベルギーの主要銀行と締結しており、顧客にとってより身近になるためにベルギー全体における対応地域を増やしている。

ベルギー国内リテール・バンキングの営業収益（注1）は、2018年度と比較して2.0%減少し、3,524百万ユーロとなり、融資の伸びによって、低金利環境によるマイナス影響は一部相殺されたが、正味受取利息（注1）は3.1%減少した。手数料収入（注1）は、2018年度と比較して1.4%増加した。

営業費用（注１）はコスト節減策が奏功し、2018年度に比べて減少し（1.6%の減少）、2,480百万ユーロとなった。当事業は2019年度に88支店を閉鎖した。

これにより、営業総利益（注１）は2018年度と比較して2.8%減少し、1,044百万ユーロとなった。

リスク費用（注１）は、2018年度の43百万ユーロと比較して、合計55百万ユーロとなった。顧客向け貸出金残高は5 ベーシス・ポイント相当と非常に低かった。

ベルギー国内プライベート・バンキングによる純利益の3分の1をウェルス・マネジメント（国際金融サービス部門内）に配分した後、ベルギー国内リテール・バンキングの税引前当期純利益は、929百万ユーロとなり、2018年度と比較して5.1%の減少となった。

（注１） ベルギー国内プライベート・バンキングの100%を含む。

その他の国内市場部門（アルバル、リーシング・ソリューション、パーソナル・インベスターズ、ニケルおよびルクセンブルク国内リテール・バンキング）

（単位：百万ユーロ）	2019年	2018年	2019年／2018年
営業収益	3,184	2,986	+6.6%
営業費用および減価償却費	-1,859	-1,779	+4.5%
営業総利益	1,325	1,207	+9.8%
リスク費用	-146	-123	+19.1%
営業利益	1,178	1,084	+8.7%
持分法適用会社投資損益	-12	-12	+6.2%
その他の営業外項目	2	-5	n.s.
税引前当期純利益	1,168	1,067	+9.5%
ウェルス&アセット・マネジメントに配分される利益	-3	-3	-17.6%
その他の国内市場部門の税引前当期純利益	1,165	1,064	+9.5%
コスト／インカム率	58.4%	59.6%	-1.2pt
配分資本金（十億ユーロ）	4.5	4.4	+3.4%

（注） 営業収益から税引前当期純利益までの勘定には、ルクセンブルク国内プライベート・バンキングの100%を含む。

2019年度全体において、国内市場の専門事業部門は、好調な伸びを見せた。アルバルのリーダー的地位は27ヶ国に及ぶ事業範囲に裏付けられ、自動車メーカーとのホワイトレーベルパートナーシップ数の倍増によって強められた。アルバルの全セグメントにおける融資車両は8.9%（注１）と大幅に増加し、リーシング・ソリューションの融資残高は2018年度と比較して6.9%（注１）増加し、パーソナル・インベスターズでは運用資産が増加し（2018年12月31日現在と比較して21.8%増加）、ニケルでは極めて高い成長を維持した結果、口座開設数が366,000口座を超えた（2019年12月31日現在の開設は1.5百万口座）。

ルクセンブルク国内リテール・バンキング（LRB）の貸出金残高は、住宅ローンおよび法人向け貸出が力強い伸びを示したことから、2018年度と比べて8.6%増加した。預金残高は11.5%増加した。

5つの業務部門全体の営業収益（注2）は、全体として2018年度と比べて6.6%増加し、3,184百万ユーロとなった。

営業費用（注2）は、コスト節減策および業務効率化によって事業開発が効果をあげたことから、2018年と比較して4.5%増加し、1,859百万ユーロとなった。2.1ポイントの正のジョーズ効果となった。

リスク費用（注2）は、合計146百万ユーロとなった（2018年度は123百万ユーロ）。

したがって、これらの5つの事業部門の税引前当期純利益は、ルクセンブルク国内プライベート・バンキング業務の純利益の3分の1をウェルス・マネジメント（国際金融サービス部門内）に配分後、事業の好調な伸びが反映され、2018年度と比較して9.5%と著しい増加となり、1,165百万ユーロとなった。

（注1） 連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除く。

（注2） ルクセンブルク国内プライベート・バンキングの100%を含む。

● 国際金融サービス部門

（単位：百万ユーロ）	2019年	2018年	2019年／2018年
営業収益	17,183	16,076	+6.9%
営業費用および減価償却費	-10,507	-10,054	+4.5%
営業総利益	6,676	6,022	+10.9%
リスク費用	-1,911	-1,566	+22.0%
営業利益	4,765	4,456	+6.9%
持分法適用会社投資損益	488	489	-0.2%
その他の営業外項目	-27	58	n.s.
税引前当期純利益	5,226	5,003	+4.5%
コスト／インカム率	61.1%	62.5%	-1.4pt
配分資本金（十億ユーロ）	29.2	27.3	+6.8%

2019年度全体において、国際金融サービス部門は、以下のように大幅な成長を続け、持続可能な事業活動を展開した。貸出金残高は、パーソナル・ファイナンスおよび欧州・地中海沿岸諸国部門における好調な伸びにより、2018年度と比較して8.1%増加した（連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと5.1%の増加）。国際金融サービス部門は、20.2十億ユーロの純資金流入を記録し、保険部門と同様にウェルス・マネジメントで好調な資産流入があり、特にユニット・リンク保険において顕著だった。貯蓄型商品および保険業務では、合計1,123十億ユーロとなった（2018年12月31日現在と比べて9.3%増加）。

国際金融サービス部門は、統合的なビジネス・モデルの中核であり、各事業のリーダー的地位を強めている（パーソナル・ファイナンスは消費者金融のスペシャリストとして欧州33ヶ国において第1位。欧州・地中海沿岸諸国部門およびバンクウェストの顧客数は15百万人超。BNPパリバ・カーディフは返済補償保険の世界的リーダーで34ヶ国において存在を確立。プライベート・バンクとしてユーロ圏で第1位。BNPパリバ・アセット・マネジメントは世界的な資産運用会社でサステナブル・ファイナンスにおけるリーダー。）。パーソナル・ファイナンス（ポーランドのオペル、イタリアのボルボ、フランスのバイマイカー、欧州複数国のフォード、イタリアのカルフル、ブラジルのルロイ・メルラン）、および保険部門（スコシアバンク（ScotiaBank）およびセインズベリー・バンク（Sainsbury's Bank）とアルゴス（Argos）の戦略的提携）において新たに成長を生み出すパートナーシップを構築している。

国際金融サービス部門は、デジタル化を通して顧客サービスを最適化する。国際リテール・ネットワークでは顧客は既に3.9百万人に上る。当部門は顧客をサポートするための新しいデジタル・ソリューションの開発に成功しており、パーソナル・ファイナンスにおける取引のうち85%がセルフサービスで行われ、カーディフはデジタル化された返済補償保険のカスタマー・ジャーニーでフランスで成功を収め（個人保険に対しては90%、団体保険に対しては80%に迅速に対応した。）、ウェルス・マネジメントでは顧客の48%が積極的にデジタルチャンネルを利用している（注1）。当部門は世界最大規模のスタートアップ支援施設の1つであるステーション F（Station F）を軸に、オープン・イノベーションおよび最新テクノロジーをスタートアップ企業との共創に取り入れている。BNPパリバ・プラグ・アンド・プレイはステーションFでスタートアップ企業36社と47件のプロジェクトを加速し、フィンテック・エコシステムで最高水準の機械化率35%を達成した。また、顧客のための革新的なソリューションの迅速な開発および従業員のスキル向上を視野に入れ、BNPパリバが2017年に創設したプロジェクト加速のための欧州組織ビブワク（Bivwak）の受入能力を倍増させた。さらに、当部門はロボット開発を常に行っている（ロボットによって処理される取引は毎月760,000件超）。人工知能を使用した150件ものプロジェクトが既に稼働しているか、または開発されている。

営業収益は17,183百万ユーロに上り、2018年度と比べて6.9%の増収となった。パーソナル・ファイナンスの好調な業績、ならびに保険部門および欧州・地中海沿岸諸国部門の非常に好調な業績により、連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くベースで4.7%の増収となった。

営業費用は4.5%増加し、10,507百万ユーロとなった。コスト節減策および業務効率化が効果を発揮し、連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くとわずか1.5%増加となった。2.4ポイントの正のジョーズ効果となった。

営業総利益は6,676百万ユーロとなり、2018年度と比較して10.9%増加した（連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと10.4%の増加）。

リスク費用は1,911百万ユーロとなり、2018年度と比較して344百万ユーロ増加した。連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと309百万ユーロの増加であった。

したがって、国際金融サービス部門の税引前当期純利益は、5,226百万ユーロに上り、2018年度と比較して4.5%増加した（連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと6.7%の増加）。

（注1） ウェルス・マネジメントで少なくとも月1回接続した顧客。

パーソナル・ファイナンス

（単位：百万ユーロ）	2019年	2018年	2019年／2018年
営業収益	5,796	5,533	+4.8%
営業費用および減価償却費	-2,857	-2,764	+3.3%
営業総利益	2,939	2,768	+6.2%
リスク費用	-1,354	-1,186	+14.2%
営業利益	1,585	1,583	+0.1%
持分法適用会社投資損益	41	62	-34.3%
その他の営業外項目	-23	2	n.s.
税引前当期純利益	1,602	1,646	-2.7%
コスト／インカム率	49.3%	50.0%	-0.7pt
配分資本金（十億ユーロ）	7.9	7.3	+8.8%

2019年度全体において、パーソナル・ファイナンスは、成長を続けた。欧州での事業活動およびパートナーシップの関係により、貸出金残高は9.2%増加した。商品の利鞘の管理効果が発揮され、このような増加となった。当部門は、2019年度に欧州で合計3.8十億ユーロの4件の証券化取引（注1）を実行した。フォード・ヨーロッパ（Ford Europe）と期間5年の汎欧州的な契約（オランダ、ベルギー、ルクセンブルクおよびポーランド）を結び、英国ではアルバルと自動車ディーラー向けの在庫ファイナンス・ソリューションにおいてパートナーシップを築いた。オベルとの新たな国（ポーランド、オランダおよびスペイン）におけるパートナーシップは、2019年度に好調なスタートを切った。

パーソナル・ファイナンスの営業収益は、融資残高の増加、ならびに特にイタリア、スペインおよびドイツでの好調な事業活動によって維持された成長に関連して、2018年度と比べて4.8%の増収となり、5,796百万ユーロとなった。

営業費用は、事業拡大支援が原因となったが、コスト節減策の効果により、2018年度と比べて3.3%増加し、2,857百万ユーロとなった。1.4ポイントの正のジョーズ効果となり、コスト／インカム率は2018年度と比較して0.7ポイント改善された。

以上により、営業総利益は、2018年度と比べて6.2%増加し、2,939百万ユーロとなった。

リスク費用は、融資残高の増加に関連して、2018年度と比較して169百万ユーロ増加し、1,354百万ユーロとなった。顧客向け貸出金残高は、145ベシス・ポイントとなり、低水準のままであった。

以上から、パーソナル・ファイナンスの税引前当期純利益は1,602百万ユーロとなり、2018年度と比べて2.7%の減収となった。関連会社の一時項目を除くと0.6%減少であった。

(注1) 資産の分割を伴わない。

欧州・地中海沿岸諸国部門

(単位：百万ユーロ)	2019年	2018年	2019年／2018年
営業収益	2,699	2,358	+14.5%
営業費用および減価償却費	-1,799	-1,605	+12.1%
営業総利益	900	753	+19.6%
リスク費用	-399	-308	+29.6%
営業利益	502	445	+12.6%
その他の営業外項目	231	241	-4.1%
税引前当期純利益	733	686	+6.7%
ウェルス&アセット・ マネジメントに配分される利益	-4	-3	+60.7%
欧州・地中海沿岸諸国部門内 の税引前当期純利益	728	684	+6.5%
コスト／インカム率	66.6%	68.1%	-1.5pt
配分資本金（十億ユーロ）	5.3	4.8	+11.5%

(注) 営業収益から税引前当期純利益までの勘定には、トルコ国内プライベート・バンキングの100%を含む。

2019年度全体において、欧州・地中海沿岸諸国部門では、ユニバーサル・バンキング・モデルに支えられた事業活動およびフランチャイズの強化によって、全体的に好業績を収めた。欧州・地中海沿岸諸国部門の貸出金残高は、特にポーランドおよびモロッコで好調に伸び、2018年度に比べて1.4%（注1）増加した。預金残高は1.2%（注1）増加した。当部門はライフファイゼン・バンク・ポルスカの事業統合を円滑に完了し、期待されたコストシナジーを発揮した。

欧州・地中海沿岸諸国部門（注2）の営業収益は、すべての地域において増収となり、融資残高の増加および利鞘の改善、ならびに手数料収入も好調に推移したことから、2,699百万ユーロに上り、2018年度と比べて6.8%（注1）の増収となった。

営業費用（注2）は、ライフファイゼン・バンク・ポルスカの統合（注3）に関連して、ポーランドでコストシナジーが実現したこと（188支店を閉鎖し、2019年度に39百万ユーロ）およびすべての地域で改編計画の効果が出たことに影響され、2018年度と比較して1,799百万ユーロに増加し、1.0%（注1）の増加となった。営業費用の減少を受け、5.9ポイントの大幅な正のジョーズ効果が生み出された。

リスク費用（注2）は、合計399百万ユーロとなった（トルコでの上昇を受けて、2018年度と比較して17.9%（注1）の増加）。顧客向け貸出金残高の98ベース・ポイントとなり、適度な水準であった。

トルコ国内プライベート・バンキング業務の純利益の3分の1をウェルス・マネジメント事業に配分後、結果として欧州・地中海沿岸諸国部門の税引前当期純利益は、728百万ユーロとなり、連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと、2018年度の高水準だった営業外項目の影響で、23.1%の大幅な増加となり、一方、連結範囲の変更および為替レート変動による影響を含むと、特に2018年から2019年度の間のトルコリラの急落を受けて6.5%の増加となった。

（注1） 連結範囲の変更および為替レート変動の影響を除く。

（注2） トルコ国内プライベート・バンキングの100%を含む。

（注3） ライフファイゼン・バンク・ポルスカの中核の銀行業務を2018年10月31日に買収（外貨建て住宅ローンおよび一定のその他資産を除く。）。

バンクウェスト

（単位：百万ユーロ）	2019年	2018年	2019年／2018年
営業収益	2,375	2,289	+3.8%
営業費用および減価償却費	-1,712	-1,682	+1.8%
営業総利益	663	607	+9.2%
リスク費用	-148	-70	n.s.
営業利益	515	537	-4.2%
その他の営業外項目	-3	2	n.s.
税引前当期純利益	512	539	-5.1%
ウェルス&アセット・マネジメントに配分される利益	-28	-28	+2.0%
バンクウェストの税引前当期純利益	484	512	-5.5%
コスト／インカム率	72.1%	73.5%	-1.4pt
配分資本金（十億ユーロ）	5.4	4.9	+10.4%

（注） 営業収益から税引前当期純利益までの勘定には、米国国内プライベート・バンキングの100%を含む。

2019年度全体において、バンクウェストは事業活動を維持したが、低金利の厳しい環境下での営業となった。融資残高は、個人および法人顧客向けの貸出しが増加したことにより、2018年度と比較して1.2%（注1）増加した。預金残高は、顧客預金为好調に増加したことを受け（5.4%の増加）（注2）、3.9%（注1）増加した。

プライベート・バンキングの運用資産（2019年12月31日時点で15.7十億ドル）は、2018年12月31日現在と比較して14.3%増加した。2019年度に57件の取引を共同で実行し、ホールセールバンキング部門との協力を拡大している。

営業収益（注3）は、2,375百万ユーロとなり、2018年度と比べて1.8%（注1）の減収となった。低下傾向の金利環境下での金利利鞘の減少が、事業活動および手数料収入（特にカードおよびキャッシュ・マネジメント）によって一部相殺された。

営業費用（注3）は、特に一定の機能をホールセールバンキング部門と共有化したことおよびサポート機能を低コスト地域（アリゾナ州）へ移転したことに関連した人員削減（2018年12月31日と比較して7.2%の減少）の影響で、3.6%（注1）減少し、1,712百万ユーロとなった。

営業総利益（注3）は、633百万ユーロで2018年度と比較して3.0%（注1）増加した。

リスク費用は、低水準だった2018年度と比較して、78百万ユーロ増加した。顧客向け貸出金残高の27ベース・ポイント相当であり、低水準のままであった。

以上から、バンクウェストは米国国内プライベート・バンキング業務の純利益の3分の1をウェルス・マネジメント事業に配分後、税引前当期純利益484百万ユーロとなり、2018年度と比較して、連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除いた場合、10.0%減少したが、為替が有利に働いたことから、連結範囲の変更および為替レート変動による影響を含むとわずか5.5%の減少であった。

（注1） 連結範囲の変更および為替レート変動の影響を除く。

（注2） 財務活動を除く預金。

（注3） 米国国内プライベート・バンキングの100%を含む。

保険、ウェルス&アセット・マネジメント

保険部門

（単位：百万ユーロ）	2019年	2018年	2019年／2018年
営業収益	3,068	2,680	+14.5%
営業費用および減価償却費	-1,500	-1,406	+6.7%
営業総利益	1,568	1,273	+23.1%
リスク費用	-3	3	n.s.
営業利益	1,564	1,276	+22.6%
持分法適用会社投資損益	167	202	-17.3%
その他の営業外項目	-15	1	n.s.
税引前当期純利益	1,716	1,479	+16.0%
コスト／インカム率	48.9%	52.5%	-3.6pt
配分資本金（十億ユーロ）	8.4	8.4	+0.2%

ウェルス&アセット・マネジメント部門

(単位：百万ユーロ)	2019年	2018年	2019年／2018年
営業収益	3,320	3,286	+1.0%
営業費用および減価償却費	-2,682	-2,636	+1.7%
営業総利益	638	650	-1.9%
リスク費用	-6	-6	+0.2%
営業利益	632	644	-1.9%
持分法適用会社投資損益	57	37	+54.5%
その他の営業外項目	7	1	n.s.
税引前当期純利益	695	681	+2.0%
コスト／インカム率	80.8%	80.2%	+0.6pt
配分資本金（十億ユーロ）	2.1	1.9	+7.1%

2019年度全体において、保険、ウェルス&アセット・マネジメントは事業成長が持続した。2019年12月31日現在、運用資産残高（注1）は、1,123十億ユーロに達した。運用資産残高は、とりわけ金融市場の回復を背景とした79.7十億ユーロの大きな正のパフォーマンス効果があったため、2018年12月31日と比較して9.3%増加した。20.2十億ユーロの高水準の資金純流入となった。これは、アジア、ドイツおよびベルギーのウェルス・マネジメントで旺盛な資金流入があった一方、アセット・マネジメントでは、マネー・マーケット・ファンドを要因に小幅な資金流出があったが、ドイツおよびフランスの不動産投資マネジメントで旺盛な資金流入があったことに影響を受けた。保険部門では、特にユニット・リンク保険へ高い資金流入があった。為替レート変動は有利に働き（3.3十億ユーロの増加）、SBIライフ株を連結範囲から除外したことに起因した連結範囲の変更は不利に働いた（3.6十億ユーロの減少）。

2019年12月31日現在、運用資産残高（注1）の内訳は、アセット・マネジメント（不動産投資マネジメントからの30十億ユーロを含む470十億ユーロ）、ウェルス・マネジメント（393十億ユーロ）および保険部門（260十億ユーロ）であった。

保険部門は、事業開発を継続した。特にフランスおよびアジアでのユニット・リンク保険のシェアを高めることで、貯蓄型商品の資金流入を多様化し、欧州およびラテンアメリカでの保障保険、ならびにカーディフIARDを通してフランス国内リテール・バンキング事業の支店網で提供される損害保険の販売量を増やした。当部門はラテンアメリカの4ヶ国ではスコシアバンクと、メキシコでは小売大手のファミサ（Famsa）と、ペット保険の開発のために英国ではセインズベリー・バンクおよびアルゴスと戦略的提携を結ぶことでパートナーシップの強化を続けている。

保険部門の営業収益は、相場上昇の好影響および好調な事業活動の影響で、3,068百万ユーロとなり、2018年度に比べて14.5%増加した。営業費用は、事業開発を反映して6.7%増加し、1,500百万ユーロとなった。SBIライフ株を連結範囲から除外したにもかかわらず、税引前当期純利益は2018年度と比較して16.0%増加し、1,716百万ユーロとなった。

ウェルス&アセット・マネジメント部門は、ウェルス・マネジメントの専門的能力が引き続き評価され、世界最優秀プライベート・バンク（グローバル・ファイナンス誌）および世界最優秀欧州プライベート・バンク（プライベート・バンカー・インターナショナル誌）を獲得した。アセット・マネジメント事業は、組織の適応化の発展および増強を継続し、アラディングローバル投資運用システムの円滑な導入および新たなソリューション（社会・環境・ガバナンス（ESG）、定量的ソリューション、マルチアセット、リアルアセット等）の開発を進めていく。

ウェルス&アセット・マネジメントの営業収益（3,320百万ユーロ）は、2018年末の金融市場危機の影響で厳しかった第1四半期後の1年間で継続的に改善し、当年度末には不動産サービス部門が非常に好調であったことから、2018年度と比較して1.0%増加した。営業費用は、合計2,682百万ユーロとなり、改編計画の施策、特にアセット・マネジメント（アラディン・ソリューションの投入の成功後、50のアプリを段階的に廃止）のおかげで、2018年度と比較して1.7%増加した。したがって、ウェルス&アセット・マネジメントの税引前当期純利益は、国内市場、トルコおよび米国におけるプライベート・バンキングによる純利益の3分の1を受けた後、2018年度と比較して2.0%増加し、695百万ユーロとなった。

（注1） 配当済資産を含む。

● ホールセールバンキング事業（CIB）

（単位：百万ユーロ）	2019年	2018年	2019年／2018年
営業収益	12,080	10,829	+11.6%
営業費用および減価償却費	-8,663	-8,163	+6.1%
営業総利益	3,417	2,666	+28.2%
リスク費用	-218	-43	n.s.
営業利益	3,200	2,623	+22.0%
持分法適用会社投資損益	16	59	-72.7%
その他の営業外項目	-9	0	n.s.
税引前当期純利益	3,207	2,681	+19.6%
コスト／インカム率	71.7%	75.4%	-3.7pt
配分資本金（十億ユーロ）	21.7	20.8	+4.3%

グローバル・マーケット部門

(単位：百万ユーロ)	2019年	2018年	2019年／2018年
営業収益	5,571	4,727	+17.9%
うちフィクスト・インカム、 為替およびコモディティ業務	3,563	2,719	+31.1%
うち株式およびプライム・ サービス業務	2,007	2,008	-0.0%
営業費用および減価償却費	-4,231	-3,937	+7.5%
営業総利益	1,339	790	+69.6%
リスク費用	2	-19	n.s.
営業利益	1,341	771	+74.0%
持分法適用会社投資損益	3	3	-20.7%
その他の営業外項目	-9	-2	n.s.
税引前当期純利益	1,334	772	+72.9%
コスト／インカム率	76.0%	83.3%	-7.3pt
配分資本金（十億ユーロ）	8.3	7.8	+6.5%

証券管理部門

(単位：百万ユーロ)	2019年	2018年	2019年／2018年
営業収益	2,198	2,179	+0.9%
営業費用および減価償却費	-1,833	-1,733	+5.7%
営業総利益	365	446	-18.1%
リスク費用	4	8	-44.5%
営業利益	369	453	-18.5%
営業外項目	0	0	n.s.
税引前当期純利益	370	454	-18.5%
コスト／インカム率	83.4%	79.5%	+3.9pt
配分資本金（十億ユーロ）	0.9	0.9	+8.6%

コーポレート・バンキング

(単位：百万ユーロ)	2019年	2018年	2019年／2018年
営業収益	4,312	3,923	+9.9%
営業費用および減価償却費	-2,599	-2,493	+4.2%
営業総利益	1,713	1,430	+19.8%
リスク費用	-223	-32	n.s.
営業利益	1,490	1,399	+6.5%
営業外項目	13	57	-76.8%
税引前当期純利益	1,503	1,456	+3.2%
コスト／インカム率	60.3%	63.5%	-3.2pt
配分資本金（十億ユーロ）	12.5	12.2	+2.6%

2019年度全体において、ホールセールバンキング事業は、法人および機関投資家をターゲットとした顧客基盤においてリーダー的地位を強化し、市場シェアを獲得した。ホールセールバンキング事業は、2019年の最初の9ヶ月間の営業収益に基づくと、欧州・中東・アフリカのホールセールバンキング事業の中で第3位につけ、米国の2社に続き欧州最大である。

特定の欧州諸国での開発計画が成功したことにより、当事業は法人セグメントにおけるリーダー的地位を確立した。2016年以降、特に対象国（ドイツ、英国、オランダおよびスカンジナビア）において260社超の大手企業グループを新規に獲得し、2019年には多国籍企業の子会社約1,500社と新規顧客関係を築いた。バンクウェストとの協力関係の強化により、アジア太平洋地域および南北アメリカでのフランチャイズ展開を継続した。また、2019年に法人顧客とのビジネス展開を強化するための取り組みを開始した。当事業は、2019年11月13日にドイツ銀行との間で調印された、プライム・ブローカレッジ業務と電子的業務の移管に関する契約を通して、顧客へのサービス継続性を確保しつつ、運用会社との関係を強化している。移転期間は既に開始し、最初にチームの人員移管が進められている。また、同事業は、戦略的株式22.5%（注1）と引き換えに、ファンドの販売業務を世界的なプラットフォーム「ウェルステック」の1つであるオールファンドに移管する契約に署名し、特定の活動の最適化を継続した。

当事業は、当社グループの全事業との連携を強化し、トランザクション・バンキングにおける共同イニシアティブとの統合的なビジネス・モデルによって強化された緊密な関係を活用した。ホールセールバンキング事業は、ソリューションの提供範囲を国内市場部門および国際金融サービス部門の主要な顧客に拡大し、当社グループの顧客すべてにグローバルにアプローチしている。国内市場部門および国際金融サービス部門のうちホールセールバンキング事業がカバーする顧客からは年間2.8十億ユーロ超の営業収益が生じ、また、ホールセールバンキング事業のうち国内市場部門および国際金融サービス部門がカバーする顧客からは500百万ユーロ超が生じた。

顧客サービスのデジタル化は増加しており、2019年にはセントリック（Centric）プラットフォームで11,500社超の法人顧客、2018年にはグローバル・マーケット部門の顧客から21百万ユーロ超の電子注文を受注し、証券管理部門のネオリンク（Neolink）プラットフォームでは6,000社超の法人顧客から受注した。業務プロセスのデジタル化、自動化およびサービスプラットフォームの拡充により、業務の効率化を図っている。

以上から、2019年初めに発表されたように、ホールセールバンキング事業は改編計画に力を入れ、2019年度には298百万ユーロの経常的なコスト削減を達成した。

当事業の営業収益は12,080百万ユーロで、2018年度と比較して11.6%増加した。これは、3つの事業部門において増収となり、グローバル・マーケット部門およびコーポレート・バンキングで非常に好調だったことによる。

グローバル・マーケット部門の営業収益は、5,571百万ユーロとなり、2018年度と比較して17.9%増加し、キャピタル・マーケット・プラットフォーム（注2）の新設の影響を除くと20.7%増加した。当部門は、特にFICC（注3）における市場シェアの増加に基づき、非常に順調な事業成長を記録した。

市場リスクを測定するバリュー・アット・リスクは、依然として非常に低い水準（26百万ユーロ）であった。

FICC（注3）の収益は3,563百万ユーロで、2018年度と比較して31.1%増加した（キャピタル・マーケット・プラットフォーム（注2）の新設による影響を除くと36.0%の増加）。これは、プライマリー業務およびクレジット業務の急激な増加、為替業務およびエマージング・マーケットにおける力強い回復、ならびに金利業務の非常に好調であった影響である。

株式およびプライム・サービス業務部門の営業収益は、2,007百万ユーロで、2018年度と比較して安定しており、2019年度には2018年度末の低水準から徐々に回復し、特に仕組商品において株式デリバティブが好調に推移した。

グローバル・マーケット部門は、債券引受業務（EMEA地域で第1位、ユーロ建てのすべての債券発行において第1位、またすべての国際債券発行において第8位）、およびマルチディーラー・プラットフォーム（ユーロクレジット・デリバティブと現地通貨建てエマージング・マーケット債券で第3位、スワップおよびユーロ債券で第5位）における確たる地位を裏付けた。BNPパリバは、当部門の専門能力が認められ、通貨デリバティブにおける年間最優秀賞およびユーロ債における年間最優秀賞（2019年リスク誌アワード）に選出された。

証券管理部門の営業収益は、資産の増加（2018年度と比較して平均で8.2%増加）、取引の増加（平均2.3%増加）およびアジア地域の力強い成長（2018年度と比較して18%増加）によって、2,198百万ユーロとなり、2018年度と比較して0.9%（一時項目を除くと3.0%）増加した。カストディ業務の受託資産および管理資産残高は、特に3月末以降の米国におけるジャナス・ヘンダーソン（Janus Henderson）の資産の統合により、2018年12月31日現在と比較して12.2%の急増となった。また、当部門の専門能力は、ザ・バンカー誌から証券業務における年間最優秀トランザクション・バンクに選ばれたことおよびアジアリスク誌から年間最優秀証券保管機関として選ばれたことで、広く認知されている。

コーポレート・バンキングの営業収益は、4,312百万ユーロとなり、2018年度と比べて9.9%増加した（キャピタル・マーケット・プラットフォーム（注２）の創設の影響を除くと6.5%増加）。顧客によるキャピタル・マーケット・プラットフォームの利用の拡大（2018年度と比較して12.8%増加）、手数料収入の大幅な増加（2018年度と比較して7.2%増加）および7.5%（注４）増加で146十億ユーロとなった貸出金残高に影響を受け、特に欧州での非常に好調な事業開発が、当部門の事業の力強い業績を牽引した。当部門は、欧州、中東およびアフリカ地域のインベストメント・バンキングにおいて欧州を代表する地位にあり、大手企業向けコーポレート・バンキング、キャッシュ・マネジメント、トレード・ファイナンスにおいても欧州第１位となっている。

ホールセールバンキング事業の営業費用は、強力な事業成長に関連して増加したが、コスト節減策（共有プラットフォームの開発、プロセスの最適化等）の効果により抑制され、2018年度と比較して6.1%増加し、8,663百万ユーロとなった。5.5ポイントの大幅な正のジョーズ効果となった。

これらを受けて、ホールセールバンキング事業の営業総利益は28.2%増加し、3,417百万ユーロとなった。

ホールセールバンキング事業のリスク費用は、依然として低い水準に留まり、218百万ユーロであった。多額の引当金戻入益を計上していた2018年度と比較して、175百万ユーロ増加した。

以上から、ホールセールバンキング事業の税引前当期純利益は、事業の堅実な成長に加え、事業変革の成功を反映し、3,207百万ユーロとなり、19.6%の急増となった。

（注１） 規制当局の承認および必要な認可の取得を条件とする。

（注２） グローバル・マーケット部門およびコーポレート・バンキングは、2019年度第１四半期に導入したコーポレート・ファイナンス向けに共有プラットフォームを提供した（2018年にグローバル・マーケット部門の営業収益136百万ユーロをコーポレート・バンキングに移管）。

（注３） フィクスト・インカム、為替およびコモディティ業務部門。

（注４） 連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除いた平均残高。

● コーポレート・センター

（単位：百万ユーロ）	2019年	2018年
営業収益	71	479
営業費用および減価償却費	-1,728	-1,965
うち事業再編費用、変革費用および適応費用	-1,217	-1,235
営業総利益	-1,657	-1,486
リスク費用	-58	-110
営業利益	-1,715	-1,596
持分法適用会社投資損益	81	84
その他の営業外項目	786	353
税引前当期純利益	-848	-1,159

2019年度全体において、コーポレート・センターの営業収益は、2018年度が479百万ユーロであったのに対し、合計71百万ユーロであり、これには、ファースト・ハワイアン・バンクの寄与359百万ユーロ（注1）が含まれている。

営業費用は合計1,728百万ユーロとなり、これに対し2018年度は1,965百万ユーロであった。これには、事業変革費用744百万ユーロ（2018年度は1,106百万ユーロ）、事業再編費用（注2）311百万ユーロ（2018年度は129百万ユーロ）および追加の事業適応策（早期退職制度）（注3）の費用162百万ユーロ（2018年度はゼロ）の例外的な影響が含まれていた。2018年度の営業費用には、ファースト・ハワイアン・バンクの営業費用189百万ユーロが含まれていた。

リスク費用は、58百万ユーロで、ファースト・ハワイアン・バンクのリスク費用13百万ユーロが含まれていた2018年度と比較すると、51百万ユーロの減少であった。

その他の営業外項目は、合計786百万ユーロとなり、これに対し2018年度は353百万ユーロであった。営業外項目には、一時項目として、インドのSBIライフ株の16.8%の売却によるキャピタル・ゲインおよび残部の連結範囲からの除外（プラス1,450百万ユーロ）、建物の売却によるキャピタル・ゲイン（プラス101百万ユーロ）、のれんの減損額（マイナス818百万ユーロ）が含まれる。なお、2018年度の営業外項目には、建物の売却によるキャピタル・ゲイン101百万ユーロおよびファースト・ハワイアン・バンク株30.3%の売却によるキャピタル・ゲイン286百万ユーロの例外的な影響が含まれている。

以上から、コーポレート・センターの税引前当期純損失は、マイナス848百万ユーロとなり、これに対し2018年度はマイナス1,159百万ユーロであった。

（注1） ファースト・ハワイアン・バンク（FHB）は2018年8月1日をもって、連結の範囲から除外されている。ファースト・ハワイアン・バンクの損益計算書への貢献は、2018年1月1日をもってコーポレート・センターに遡及的に振り替えられた。

（注2） 特にライフファイゼン・バンク・ポルスカの統合および特定事業（特にBNPパリバ・スイス）の廃止または再編に関連する事業再編費用。

（注3） 特にBNLバンカ・コメルシアレ、アセット・マネジメントおよびバンクウェストに関連。

(3) 展望

2020年度の目標

国際通貨基金の予測によると、2020年度の経済成長はユーロ圏と新興市場で好調で、米国では若干の減速が予想される。

2019年の夏に行われた金融政策の調整を受け、2019年初めに予想されたよりも厳しい金利環境となり、ユーロ圏のリテール・バンクの金利商品に影響を与えた。

こういった状況下で、当社グループは多角的な収益モデルという強みを備え、事業の成長を見込んでいる。

強力なビジネスの推進力および成長：多角的かつ統合的なビジネス・モデルの全面的な寄与

このような環境下で当社グループが成長していくためには、当社グループの多角的ビジネス・モデルの貢献、事業の推進力、フランチャイズの強化に加え、事業間の連携強化、改編計画の全面的な貢献が不可欠である。

国内市場部門では、専門分野、法人顧客、プライベート・バンキング顧客セグメントにおけるリーディング・ポジションに加え、統合的なビジネス・モデルの強みを活かし、引き続き事業推進力の強化と収益拡大を見込んでいる。当部門は、新規顧客を獲得し、用途の進化をサポートするために、革新的なデジタル・サービスの開発を継続していく。2020年度の国内市場部門の営業収益は、引き続き低金利環境の影響を受けて緩やかに減少するが、これは事業成長と専門事業の堅実な成長により一部相殺されると予想される。当部門は、専門事業の成長を支援しつつ、支店網の営業費用を削減する努力を続け、中立的なジョーズ効果を生み出していく。

国際金融サービス部門は、業界最高のサービス、プラットフォーム、パートナーシップおよび流通ネットワークを基盤として、事業の成長を継続する必要がある。ユーロ圏以外のリテール・バンキング事業の高成長を追求し、統合的なビジネス・モデルに即して、当社グループの他部門との協力貢献を強化する。国際金融サービス部門は、当社グループの成長エンジンとしての役割を確固たるものとし、国際金融サービス部門の全事業における事業活動およびパートナーシップの強化を背景に、営業収益の増加が見込まれている。当部門は、事業拡大を支援する一方、改編計画の恩恵を最大限に活用し、正のジョーズ効果を生み出していく。

ホールセールバンキング事業は、国別開発計画の強化とキャピタル・マーケットの成功により、欧州のコーポレート・バンキングにおけるリーダー的地位を確固たるものにする」と期待されている。ドイツ銀行のプライム・ブローカレッジ・プラットフォームの統合により、機関投資家向けフランチャイズの強化を継続する。最後に、ホールセールバンキング事業はアジア太平洋地域（中国等）および南北アメリカ（ブラジル、メキシコ等）を対象としたイニシアティブを通じて世界的なプレゼンスを活用し、当社グループの他部門との協力関係を継続的に構築していく。こういった取り組みに支えられ、当事業は新たな市場シェアの拡大による継続的な営業収益の増加を見込んでいる。事業の成長を支える一方で、コスト節減策の効果により、正のジョーズ効果を生み出すことができる。

改編計画：コスト節減を実現する具体的な改編計画

2017-2020年度事業開発計画に基づく一時的な変革費用は、3年間で2.7十億ユーロとなった。2020年度には変革費用は発生しないため、2020年度は2019年度と比較して0.7十億ユーロの支出削減が可能となる。

2019年度末に同計画によって得られた経常的なコスト節減額は、目標通り1.8十億ユーロとなった。当社グループは、2020年度に1.5十億ユーロの追加の経常的なコスト節減を見込んでおり、これにより経常的なコスト節減の累計目標額である3.3十億ユーロを達成できる。

2020年度の一時項目

リモートワークやフレックス・オフィスの拡充により、不動産ポートフォリオの調整が可能となる。このように、当社グループは建物の売却により、2020年度に約500百万ユーロの不動産キャピタル・ゲインを得る見込みである。

また、2020年度には、情報システムの強化に200百万ユーロ、事業再編策に100百万ユーロ、事業適応策（早期退制度）に100百万ユーロの特別費用を計上する予定である。

サステナブル・ファイナンスのリーダーを目標とした社会的責任の方針

当社グループは、企業の社会的責任（CSR）を果たし、明確な成果と共に社会にプラスの影響を与えることを約束している。BNPパリバは2019年度末、サステナブル・ファイナンスの世界的リーダーになるという目標を改めて確認した。

当社グループは、国連責任銀行原則の創立メンバーとして、強力な地位にあり、事業戦略をパリ協定および持続可能な開発目標（SDGs）に整合させることにコミットしている。2020年度にはSDGsに貢献するセクターへの資金提供として185十億ユーロを目指している。また、より包括的な経済およびビジネス・モデルを社会のために促進していく。

2025年までに船舶の環境的改良のための融資1十億ユーロを含む海洋保全支援にコミットし、石炭火力発電に関連する企業への融資残高を欧州連合圏では2030年までに、世界のその他の地域では2040年までにゼロにする方針を決定し、また2021年までに再生可能エネルギー開発への融資目標を18十億ユーロに引き上げることにによって、エネルギーおよび環境移行の加速に貢献している。当社グループは、非在来型石油・ガス事業を主な事業内容とする会社への融資を2017年以降停止しており、石炭火力発電新設プロジェクトへの融資も停止している。

当社グループはまた、2019年度の税金および徴収金をフランスでの2.5十億ユーロを含むと合計5.9十億ユーロ納めており、非常に重要な納税者である。

資本

当社グループの資本形成は定常的で安定している。2014-2019年度の間、特に2018年度および2019年度には会計基準変更の影響があったにもかかわらず、エクイティ・ティア1比率の平均成長率は年35ベシス・ポイントであった。

2017年に公表した2020年度末までにエクイティ・ティア1比率を12%とするという目標は、2019年に既に達成されており、2019年12月31日現在のエクイティ・ティア1比率は12.1%と、監督審査プロセスからの要求基準を大きく上回っている。

バーゼル3の最終化は欧州連合法に置き換えられつつある。銀行の資本要件への影響に関する欧州銀行監督機構の推定を受け、欧州当局は、この置換によって銀行業界全体の資本要件が大幅に増加することはないとの認識を示した。このため、CRD5の投票時に決定された免除が維持される可能性が非常に高い。BNPパリバは、この前提に基づき、かつ必要な範囲で経営上の措置を講じることにより、この置換の結果としてリスク加重資産の伸びを10%に抑えられると考えている。

この伸びは、第2の柱に関して予想される監督当局（単一監督メカニズム（SSM）下では欧州中央銀行）による調整で、少なくとも部分的に相殺される見込みである。すなわち、CRD 5の第104a条の適用は、第2の柱要件（P2R）のハイブリッド証券（AT1およびT2）による部分的なカバーを認め、エクイティ・ティア1によるカバーは認めない。第2の柱要件自体は、監督プロセス、特にストレス・テストに基づいて再調整される可能性がある。BNPパリバは、CET1比率がストレス・テストの影響を最も受けない銀行の1つである。

したがって、通知された現在の要求基準を大幅に上回るCET1比率と安定した定常的な資本形成により、BNPパリバはバーゼル3の最終化に向けて有利な立場にあると考えられる。

2020年度の目標概要

当社グループは、2020年度も引き続き、強力な事業推進力と多角的かつ統合的なビジネス・モデルを活かし、全事業部門での事業成長を目指す。

当社グループは、さらに効率的かつデジタル思考の業務モデルを活用し、顧客と従業員にサービスを提供する。

統合的なビジネス・モデルにおけるフランチャイズの強化は、特にホールセールバンキング事業の継続的な発展および欧州におけるリーダー的地位向上のために継続していく。

当社グループは、2020年度事業改編計画およびコスト節減策の効果により、営業費用の絶対額が減少し、正のジョーズ効果になると予測している。

当社グループは、サステナブル・ファイナンスにおけるリーダー的地位を引き続き強化し、意欲的に社会的責任を追求していく。これにより、有形自己資本利益率（ROTE）は10%を見込んでいる。

BNPパリバは、ビジネス・モデルの強み、ならびに急速に変化する経済、技術、規制、社会および環境の気候において価値を創造する長期的な能力を引き続き確立していく。

トレンド情報

トレンド情報（マクロ経済の環境ならびに金融機関に適用される法律および規則）については、「2（1）年次リスク調査」内の「主要なリスクおよび新たに発生するリスク」を参照。

財務構造

当社グループの貸借対照表は極めて盤石である。

2019年12月31日現在のエクイティ・ティア1比率は12.1%で、2019年1月1日から40ベース・ポイント上昇した（新会計基準IFRS第16号の影響により2018年12月31日現在と比較して10ベース・ポイント低下）。40ベース・ポイントの上昇の内訳は、2019年度の一時的営業外項目を除外した当期純利益（プラス60ベース・ポイント）、証券化の影響を除いた継続的な変動下でのリスク加重資産の増加（マイナス40ベース・ポイント）、処分および買収による純影響額（SBIライフ、本子会社の残部の連結範囲からの除外およびドイツ銀行のプライム・ブローカレッジ業務に関する契約の影響）、ならびにバンクウェストののれんの一部減損額（プラス20ベース・ポイント）であった。変動効果を含むその他の影響は、全体として限定的であった。

レバレッジ比率（注１）は、2019年12月31日現在において4.6%となった。

直ちに利用可能な流動性準備金は合計309十億ユーロとなり、これはホールセール資金調達に関して、1年を超えて運転資金に余裕ができることを意味する。

これらの比率の推移は、当社グループが規制の変更に継続的に対応できる能力および当社グループの非常に堅実な貸借対照表を証明している。

（注１） 2014年10月10日付の欧州委員会による委任法に従って計算された。

（B）2020年度第1四半期業績

2020年5月4日、BNPパリバの取締役会が開催され、ジャン・ルミエール会長が議長を務める中、当社グループの2020年度第1四半期の業績が検討された。

今回の決算を踏まえ、ジャン・ローラン・ボナフェCEO（最高経営責任者）は取締役会の最後に以下のように述べた。

「健康危機の発生に直面し、当社グループのチームは世界中で結集し、経済面とファイナンス面の機能に貢献している。我々の関心事は、フル動員の従業員を守り、バンキング・サービスを確実に提供すること、ソリューションを直ちに実行し、法人／機関投資家／個人のお客様の資金調達をサポートすること、および我々がプレゼンスを有するすべての地域において緊急寄付計画を発動し、病院や弱者支援組織を支えることである。

BNPパリバの2020年度第1四半期の業績は、高水準の事業活動に支えられ、2020年度の目標通り進捗していたが、決算は健康危機の過酷さの影響を期末に被った。このショックにもかかわらず営業収益や純利益はかなり底堅く、当社グループの多角的かつ統合的なビジネス・モデルの盤石さを裏付けている。

BNPパリバの全チームに対し、その顧客対応・社会支援提供に向けたたゆまぬコミットメントに対し、感謝の意を表す。今回の危機が経済に及ぼす影響の軽減や将来への備えに向けた取組を今後も継続していく。」

BNPパリバは健康危機に直ちに対応

世界中がCOVID-19蔓延の打撃を受け、多くの国々が国民の保護・ウイルス拡散の鈍化のため公衆衛生措置を講じている。経済的・社会的影響は甚大な規模に上っている。

BNPパリバもこの危機に見舞われたが、多角的で強靱なビジネス・モデルの恩恵を受けている。財務構造は盤石で（2019年12月31日現在、エクイティ・ティア1比率は12.1%、即時利用可能な流動性準備金は309十億ユーロ）、リスクと営業収益源を構造的に分散し、厳格なリスク管理を行っている。このビジネス・モデルの中核には顧客との長期的関係があり、パフォーマンスが高いデジタル・ソリューションの活用を融合した取組を行っている。

BNPパリバは、盤石な立ち位置を基盤に本来の強みとチームを結集し、こうした厳しい局面でも法人／機関投資家／個人の顧客を支援してきた。

このため、当社グループは、ごく短期間に、従業員の健康を守る医療対策の実行、経済の機能継続に不可欠な各種サービスの提供、ITネットワーク機能の拡充、サイバーセキュリティリソースのアップグレードを行っている。当社グループ各社と従業員はこぞって全地域で結集し、経済主体や市民社会の支援に必要な具体的ソリューションを推進し、迅速に配備している。

また、当社グループは国際協調的な大規模支援機構に対するコミットメントを具体化し、グローバルな緊急寄付計画（病院、弱者、若年層に対する50百万ユーロ超の寄付）や投資計画（中型企業、中小企業、医療セクターに対する100百万ユーロ超の支援）に携わっている。

第1四半期の事業活動は高水準だったものの未曾有の健康危機が影響

健康危機はマクロ経済の見通しに多大な影響を及ぼし、金融市場に大きな衝撃をもたらしている。BNPパリバの2020年度第1四半期の業績は2020年度の目標通りに進捗していたが、健康危機に伴う展開が主に3つの顕著な悪影響を招いた。1つはリスク費用に502百万ユーロのマイナスの影響が生じたこと（主に予想損失の事前引当）、他の2つは営業収益に対する一時的影響で、2020年度第1四半期に合計568百万ユーロ押し下げる要因となった。後者の2つの影響とは、欧州当局が2019年配当の支払抑制勧告を出し、グローバル・マーケット部門の株式およびプライム・サービス業務の営業収益を184百万ユーロ（注1）押し下げたこと、保険部門の特定のポートフォリオが2020年3月31日現在の時価評価により、バリュエーションにマイナス384百万ユーロの影響が生じたこと（相場が回復した場合にはプラスに転じる可能性がある。）である。

これらを受けて、当社グループの第1四半期の営業収益は10,888百万ユーロとなり、前年同期比2.3%の減収であった。なお、上記の2つの一時的影響を除くと前年同期比2.8%の増収であった。

事業部門の営業収益は前年同期比3.1%の減収（注2）であった。これを部門別にみると、国内市場部門（注3）では、長引く低金利環境がユーロ圏のリテール・バンキング支店網に影響を及ぼし、専門事業部門の継続的な伸びによる増収効果では十分に相殺できず、1.2%の減収となった。国際金融サービス部門では、パーソナル・ファイナンス、バンクウェスト、欧州・地中海沿岸諸国部門は増収だったものの、保険部門の営業収益が第1四半期末の相場急落により会計上の影響を被り、5.4%の減収（注4）であった。ホールセールバンキング部門（CIB）では、FICC、コーポレート・バンキング、証券管理部門は極めて好調であったが、グローバル・マーケット部門の株式およびプライム・サービス業務で第1四半期末に生じた異例のショックの影響により相殺され、1.9%の減収（注5）となった。

営業費用は、当社グループ全体で8,157百万ユーロと前年同期比3.5%の大幅減少を果たした。第1四半期の営業費用には、一時項目として、事業再編費用（注6）と事業適応費用（注7）（45百万ユーロ）、およびIT強化費用（34百万ユーロ）が合計79百万ユーロ含まれている（前年同期は38百万ユーロ）。2017-2020年度事業開発計画通り、一時項目の事業改編費用はゼロであった（前年同期は168百万ユーロ）。

第1四半期の営業費用には、国際財務報告基準解釈指針委員会（IFRIC）第21号「賦課金」（IFRIC21）の適用により計上された1,172百万ユーロが含まれている（2019年度第1四半期は1,139百万ユーロを計上）。これは2020年度に納付する税金・拠出金（特に単一破綻処理基金への拠出金を含む。）のほぼ全額に相当する。IFRIC21に基づく「賦課金」の影響を除くと、第1四半期の営業費用は前年同期比4.4%減少であった。

事業部門の第1四半期の営業費用は前年同期比0.1%減少（注8）した。部門別にみると、国内市場部門では前年同期比0.5%減少（注9）であった。リテール・バンキング支店網でのコスト削減（注10）（1.5%減少）に加え、専門事業部門の事業開発でコスト増加を抑制したことが奏功した。IFRIC21に基づく「賦課金」の影響を除くと、1.1ポイントの正のジョーズ効果が生み出された。

国際金融サービス部門の第1四半期の営業費用は事業開発費が負担となり前年同期比2.9%増加（注11）したが、ホールセールバンキング部門では特にコスト節減計画の継続が奏功し前年同期比2.8%減少（注12）した。

これらを受けて、当社グループ全体の営業総利益は2,731百万ユーロとなり、前年同期比1.3%の増益であった。

リスク費用は、1,426百万ユーロとなり、前年同期に比べて657百万ユーロの増加、顧客向け貸出金残高の67ベシス・ポイント相当であった。健康危機が第1四半期のリスク費用に及ぼした影響は502百万ユーロで、顧客向け貸出金残高の23ベシス・ポイント相当であった。健康危機の影響を事業部門別にみると、国内市場部門が49百万ユーロ、国際金融サービス部門が220百万ユーロ、ホールセールバンキング部門が225百万ユーロ、コーポレート・センターが7百万ユーロである。この影響はマクロ経済見通しの変化を反映している（健康危機以前に存在していた手順に従っていくつかのシナリオに基づいている。）。また、この影響の中には、信用リスクおよび取引先リスクにおける健康危機の動向の特定の要素、特に経済活動におけるロックダウン措置の影響ならびに政府の支援措置および当局の決定による効果も組み込まれている。加えて、コロナ以前のセクター構成の影響（景気に敏感なホテル、旅行・レジャー産業、食料品以外のリテール産業（家具およびインターネットによる通信販売を除く。）、輸送およびロジスティクスならびに石油・ガス産業のセクターの見直しに基づく。）も含まれている。

営業利益は、当社グループ全体で1,305百万ユーロとなり、前年同期比32.2%の減益であった。

営業外項目は、490百万ユーロの利益となり、前年同期の757百万ユーロの利益を下回った。第1四半期の営業外項目には、建物2物件の売却によるキャピタル・ゲイン（381百万ユーロ）が反映されている。ちなみに、前年同期の営業外項目には、一時項目として、インドのSBIライフ（SBI Life）株14.3%売却によるキャピタル・ゲイン（838百万ユーロ）およびのれんの減損損失（マイナス318百万ユーロ）が含まれていた。

税引前当期純利益は、当社グループ全体で1,795百万ユーロ（前年同期は2,683百万ユーロ）、前年同期比33.1%の減益であった。

以上から、当社グループ全体の第1四半期の株主帰属純利益は1,282百万ユーロとなり、前年同期比33.2%の減益であった。なお、一時項目による影響およびIFRIC21に基づく「賦課金」の影響を除くと2,093百万ユーロとなり、前年同期比18.4%の減益である。健康危機の3つの影響（注13）を調整すると、当社グループ全体の純利益は2,047百万ユーロであった（前年同期比6.7%の増益）。

有形自己資本利益率（ROTE）は8.0%となり、健康危機が2020年度第1四半期に招いた未曾有の環境による特有の影響を反映した。

エクイティ・ティア1比率は、2020年3月31日現在12.0%で、特に健康危機の影響が作用した。レバレッジ比率（注14）は3.9%であった。当社グループの即時利用可能な流動性準備金は339十億ユーロに上っており、これは短期ホールセール資金調達との関係で1年超の余裕資金があることを意味する。

1株当たり有形純資産額（注15）は、2020年3月31日現在で69.7ユーロに達し、2008年12月31日からの年平均成長率は7.2%に相当し、当社グループが景気局面を通して継続的に企業価値を創造する能力を有していることを証明している。当社グループの2020年3月31日現在の自己資本は最大分配可能額（MDA）15十億ユーロ（注16）を大きく上回っている。

- （注1） 企業が新たな経済環境下で自由に決定する配当抑制の影響は含まれていない。
- （注2） 健康危機の一時的影響を除くと2.0%の増加。
- （注3） 国内ネットワークプライベート・バンキングの100%を含む（PEL/CELの影響を除く。）。
- （注4） 健康危機が保険部門の営業収益に及ぼす一時的な会計上の影響を除くと3.6%の増収。
- （注5） 欧州当局による2019年配当支払抑制勧告の一時的影響（健康危機の影響）を除くと4.3%の増収。
- （注6） 特にライフファイゼン・バンク・ポルスカ（Raiffeisen Bank Polska）の統合および特定の事業（とりわけBNPパリバ・スイス（BNP Paribas Suisse））の中止・再編に関わる事業再編費用。
- （注7） 特にウェルス・マネジメント業務、バンクウェスト、ホールセールバンキング部門（CIB）に関する適応策。
- （注8） IFRIC21に基づく「賦課金」の影響を除くと1.4%の減少。
- （注9） IFRIC21に基づく「賦課金」の影響を除くと2.3%の減少。
- （注10） フランス国内リテール・バンキング、BNLバンカ・コメルシアレ（BNL bc）、ベルギー国内リテール・バンキング。
- （注11） IFRIC21に基づく「賦課金」の影響を除くと2.2%の増加。
- （注12） IFRIC21に基づく「賦課金」の影響を除くと4.7%の減少。
- （注13） 健康危機が2020年度第1四半期に及ぼした3つの影響とは、リスク費用に対するインパクト（502百万ユーロの減少）、欧州当局による2019年配当支払抑制勧告の一時的インパクト（184百万ユーロの減少。この額の中には企業が新たな経済環境下で自由に決定する配当抑制の影響は含まれていない。）、相場下落が保険部門の営業収益に及ぼした一時的な会計上のインパクト（384百万ユーロの減少）。
- （注14） 2014年10月10日付の欧州委員会（EC）委任法令に基づき算定された比率。
- （注15） 再評価後。
- （注16） 資本要求指令4（CRD 4）第141条で定義。

リテール・バンキング事業およびサービス事業

国内市場部門

国内市場部門の営業活動は第1四半期も拍車がかかった。貸出金残高は前年同期比3.5%増え、リテール・バンキング業務（特にフランスとベルギー）および専門事業部門（アルバル、リーシング・ソリューション）で貸出が順調に伸びた。預金残高は前年同期比7.6%増加であった。プライベート・バンキング業務では高水準の資金純流入があった（2.5十億ユーロ）。パーソナル・インベスターズでは、ドイツのコンソールバンク（Consorsbank）で新規顧客が前年同期比3倍近くに増え、取引注文数は2倍近くに拡大した。

国内市場部門は、健康危機下にある顧客の支援のため、迅速に力強く結集した。これにより、3月31日現在で支店の90%で稼働を続け、当局の健康面の勧告を確実に守れるよう特別措置を講じつつ、不可欠なサービスの継続性を確保した。積極的な取組により、顧客が危機に対処できるよう支援している。政府の支援措置（政府保証融資等）の立ち上げは迅速で、当社グループが健康危機当初から機関投資家／法人顧客向けに既に講じていた対応を補完した。当社グループ各行は政府保証融資に直ちに備え、政府の支援措置の実現を様々な国で開始した。また、デジタル・ツールの貢献が伸びつつある。モバイルアプリをアクティブに使用する顧客（注1）は前年同期比で31%増加し（5.3百万人へ）、モバイルアプリへの接続回数は1日当たり3.4百万回超に上っている。

営業収益（注2）は、第1四半期に3,913百万ユーロとなり、前年同期比1.2%の減収であった。これにはリテール・バンキング業務を取り巻く低金利環境の継続が影響しており、融資額・手数料収入の伸びや専門事業部門（特にドイツのコンソールバンク）の堅調な伸びによる増収効果は打ち消しとなった。

営業費用（注2）は、第1四半期に2,970百万ユーロとなり、前年同期比横ばいであった（0.5%の減少）。IFRIC21に基づく「賦課金」の影響を除くと、前年同期比2.3%の減少である。営業費用はリテール・バンキング業務（注3）では減少したが（3.8%の減少）、専門事業部門では事業の伸びに伴って増加した。IFRIC21に基づく「賦課金」の影響を除くと、国内市場部門は正のジョーズ効果を生み出した。

営業総利益（注2）は、第1四半期に943百万ユーロとなり、前年同期比3.5%の減益であった。

リスク費用（注2）は、第1四半期は合計313百万ユーロであった（前年同期は307百万ユーロ）。健康危機により2020年度第1四半期に生じた影響は国内市場部門では49百万ユーロであった。

以上から、国内プライベート・バンキング業務（注3）の純利益の3分の1をウェルス・マネジメント業務（国際金融サービス部門）へ配分した後、国内市場部門の税引前当期純利益は第1四半期に574百万ユーロとなり（注4）、前年同期比5.5%の減益となった。健康危機が2020年度第1四半期のリスク費用に及ぼした影響（49百万ユーロ）を除くと、前年同期比2.6%の増益である。

（注1） モバイルアプリに月1回以上接続した顧客（2020年度第1四半期の平均）。範囲は国内市場部門のリテール・バンキング支店またはデジタル・バンクの個人顧客、法人顧客、プライベート・バンキング顧客（ドイツ、オーストリア、ニケル（Nickel）を含む。）。

（注2） フランス（PEL/CELの影響を除く。）、イタリア、ベルギーおよびルクセンブルクの国内プライベート・バンキングの100%を含む。

（注3） フランス国内リテール・バンキング、BNLバンカ・コメルシアレ（BNL bc）、ベルギー国内リテール・バンキング。

（注4） PEL/CELの影響（2020年度第1四半期はマイナス13百万ユーロ。前年同期は2百万ユーロ）を除く。

フランス国内リテール・バンキング (FRB)

フランス国内リテール・バンキングは健康危機に即応し、個人／機関投資家／法人顧客が公衆衛生危機に対処できるよう支援する態勢を迅速に整えた。2020年3月31日現在で支店の90%近くで稼働を続けつつ、従業員の安全を守り、かつ重要な使命を確実に遂行できるよう適切な措置を講じた。プライベート・バンキングの顧客に積極的に働き掛けた結果、その予約数は25%増加を記録している。政府の施策への対応に加え、キャッシュ・マネジメント業務や融資管理業務のソリューションも迅速に手配した。政府保証融資には44,000件近い申込があり（毎日約2,000件の新規申請）、総額約11.4十億ユーロに上った（注1）。

フランス国内リテール・バンキングの事業活動は拍車がかかった。貸出金残高は顧客セグメント全体（特に法人向け）の貸出の順調な伸びが寄与し、前年同期比5.0%増加し、利鞘も高水準を維持した。預金残高は前年同期比8.3%増加であった。プライベート・バンキング業務では1.2十億ユーロの資金純流入があり、オンラインマーケットの取引数（注2）が急増した（2020年度第1四半期の取引全体の66%を占め、前年同期比46%の増加）。

営業収益（注3）は、第1四半期は1,524百万ユーロとなり、前年同期比4.4%の減収であった。純利息収入（注3）は前年同期の比較水準の高さや低金利環境の影響により9.8%の減少であった。手数料収入（注3）は前年同期比2.8%の増収で、金融手数料やキャッシュ・マネジメント手数料の急増が貢献した。

営業費用（注3）は、コスト最適化策が奏功し、1,166百万ユーロとなり、前年同期比1.6%減少した。IFRIC21に基づく「賦課金」の影響を除くと前年同期比4.1%の減少であった。

これらを受けて、第1四半期の営業総利益（注3）は358百万ユーロとなり、前年同期と比べて12.5%の減益であった。

リスク費用（注3）は、第1四半期は101百万ユーロと前年同期から29百万ユーロ増加し（健康危機の影響を考慮後）、顧客向け貸出金残高の21ベース・ポイント相当であった。

以上から、フランス国内プライベート・バンキング業務の純利益の3分の1をウェルス・マネジメント業務（国際金融サービス部門）へ配分した後、フランス国内リテール・バンキングの税引前当期純利益（注4）は第1四半期に222百万ユーロとなり、前年同期と比べて27.0%の減益であった。特にリスク費用の増加が響いた。

（注1） 2020年4月30日現在。

（注2） 取引は有価証券の直接保有やミューチュアルファンドを通じた間接保有を含む。

（注3） フランス国内プライベート・バンキングの100%を含む（PEL/CELの影響を除く。）。

（注4） PEL/CELの影響（2020年度第1四半期はマイナス13百万ユーロ。前年同期は2百万ユーロ）を除く。

BNLバンカ・コメルシアーレ (BNL bc)

第1四半期は健康危機に見舞われたが、BNLバンカ・コメルシアーレは極めて迅速に行動を起こした。政府の施策への対応に加え、業務継続の体制を整え（支店の約90%の稼働を維持）、顧客の支援を行った。例えば、法人顧客に対する6ヶ月の支払猶予、住宅ローン契約に対する3通りの返済提案等である。

厳しい環境にもかかわらず、BNLバンカ・コメルシアーレの事業活動は活発化した。預金残高は前年同期比10.9%増加であった。オフバランス貯蓄商品は、貯蓄型生命保険が増加（前年同期比3.1%の増加）したものの、株式市場のバリュエーション低下を受けてミューチュアルファンドの残高価値が低下し、2019年12月31日比で6.4%減少した。貸出金残高は前年同期比4.3%減少（注1）したが、不良債権を除くとほぼ横ばいであった。BNLバンカ・コメルシアーレは法人顧客の市場シェアを高め続けており、そのシェアは過去4年間に0.6ポイント上昇し、5.8%に達している（注2）。

営業収益（注3）は、第1四半期は659百万ユーロとなり、前年同期比2.5%の減収であった。純利息収入（注3）は、低金利環境の影響、およびより有利なリスク特性を伴う顧客へのシフトにより、前年同期比4.0%減少した。手数料収入（注3）については、主にプライベート・バンキング業務の手数料が増加したが、前年同期比0.1%の減収であった。

営業費用（注3）は、第1四半期は465百万ユーロと前年同期比1.2%減少した。この費用減少は、コスト削減策や事業適応策（イタリアの年金改革「クオータ100」を活用した早期退職制度）の効果を反映している。

これらを受けて、営業総利益（注3）は第1四半期に194百万ユーロとなり、前年同期比5.5%減少した。

リスク費用（注3）は120百万ユーロとなり、健康危機の影響にもかかわらず、前年同期と比べて改善傾向が続いた（2019年に不良債権ポートフォリオを売却した影響により前年同期比27%の減少）。第1四半期のリスク費用は顧客向け貸出金残高の64ベース・ポイント相当であった。

以上から、イタリア国内プライベート・バンキング業務の純利益の3分の1をウェルス・マネジメント業務（国際金融サービス部門）へ配分した後、BNLバンカ・コメルシアーレの税引前当期純利益は第1四半期に64百万ユーロに上り、前年同期比113.5%増の大幅増益を果たした。

（注1） 貸出金残高は2019年度第4四半期比で3.2%減少（平残）と0.6%減少（末残）。

（注2） 出典：イタリア銀行協会。

（注3） イタリア国内プライベート・バンキングの100%を含む。

ベルギー国内リテール・バンキング

ベルギー国内リテール・バンキングは健康危機への対応に向けて力強く結集し、顧客に積極的な支援を提供している。このため支店の99%で稼働を続けており、当局の健康面の勧告を確実に守れるよう適切な手配も行っている。加えて、ベルギー国内リテール・バンキングでは顧客支援対策を全セグメントで講じており、特に既存融資の返済計画の調整を行っている（2020年4月24日現在、74,000件の調整を実施）。

ベルギー国内リテール・バンキングは第1四半期を通して高水準の事業活動を達成した。貸出金残高は住宅ローンと法人向け貸出の高い伸びが寄与し、前年同期比で5.0%増加した。預金残高は前年同期比5.4%の増加であった。オフバランス貯蓄商品は、株式市場のバリュエーション低下に伴い、2019年12月31日比で8.2%減少した。

営業収益（注1）は、第1四半期に885百万ユーロとなり、前年同期比3.3%の減収であった。純利息収入（注1）は、前年同期の比較水準の高さに加え、低金利環境のマイナス影響を融資の伸びによるプラス効果では補い切れず、前年同期比9.2%減少した。手数料収入（注1）は、融資関係手数料や金融手数料が寄与し、前年同期比15.2%の増収であった。

営業費用（注1）は、コスト節減策が奏功し、第1四半期は830百万ユーロと前年同期比から1.6%減少した。IFRIC21に基づく「賦課金」の影響を除くと営業費用は5%減で、1.7ポイントの正のジョーズ効果を生み出す。

これらを受けて、営業総利益（注1）は第1四半期に55百万ユーロとなり、前年同期に比べて23.3%減少した。

リスク費用（注1）は、第1四半期は54百万ユーロで（前年同期は34百万ユーロ）、顧客向け貸出金残高の18ベース・ポイント相当であった。費用増加の要因は健康危機関連であった。

以上から、ベルギー国内プライベート・バンキング業務の純利益の3分の1をウェルス・マネジメント業務（国際金融サービス部門）へ配分した後、ベルギー国内リテール・バンキングの税引前当期純利益は2020年度第1四半期に4百万ユーロの損失となった。一方、2019年度第1四半期の税引前当期純利益は21百万ユーロの利益で、特にIFRIC21に基づく「賦課金」の影響が寄与した。第1四半期の税引前当期純利益からIFRIC21に基づく「賦課金」の影響を除くと、前年同期比3.8%の減益であった。

（注1）ベルギー国内プライベート・バンキングの100%を含む。

その他の国内市場部門（アルバル、リーシング・ソリューション、パーソナル・インベスターズ、ニケルおよびルクセンブルク国内リテール・バンキング）

国内市場部門の専門事業部門の事業活動はいずれも極めて順調であった。アルバルでは、ファイナンス・フリートの全セグメントの契約台数が第1四半期に8.7%（注1）の高い伸びとなった。リーシング・ソリューションでは、融資残高が前年同期比3.8%増加（注1）した。パーソナル・インベスターズでは、取引注文数が急増し（前年同期比92.5%の増加）、新規顧客数も特にドイツのコンソールバンクで大きく伸び（前年同期比172%の増加）、また、運用資産残高も2019年3月31日の水準から1.8%増加した。ニケルはフランスで成長を維持し、2020年3月31日現在で口座開設数が1.6百万口座に迫り（前年同期比28.9%の増加）、取り扱う販売店は5,533軒に上った（前年同期比22.5%の増加）。

ルクセンブルク国内リテール・バンキング（LRB）では、住宅ローンおよび法人向け貸出が順調に伸びたことから、貸出金残高が前年同期比10.2%増加した。預金残高は7.7%増加であった。

これら5つの業務部門合計の営業収益（注2）は第1四半期に845百万ユーロに上り、全体として前年同期比9.0%増加した。いずれの業務部門も好展開で、パーソナル・インベスターズの営業収益の伸びは極めて力強く、特にドイツのコンソールバンクが堅調であった。

営業費用（注2）は、第1四半期は508百万ユーロで前年同期比5.2%増加であったが（コスト節減策で抑制したが、事業開発費用が嵩んだ。）、3.8ポイントの正のジョーズ効果が生み出された。

リスク費用（注2）は、合計38百万ユーロであった（前年同期は37百万ユーロ）。

以上から、ルクセンブルク国内プライベート・バンキング業務の純利益の3分の1をウェルス・マネジメント業務（国際金融サービス部門）へ配分した後、これら5つの業務部門の税引前当期純利益は第1四半期に293百万ユーロに達し、前年同期比15.9%の大幅増益を果たした。

（注1） 連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除く。

（注2） ルクセンブルク国内プライベート・バンキングの100%を含む。

国際金融サービス部門

国際金融サービス部門の事業活動は全般的に好調で、貸出金残高は前年同期比4.5%増加し、特にパーソナル・ファイナンスと欧州・地中海沿岸諸国部門の伸びが顕著であった。当部門への資金純流入は9.2十億ユーロに上ったが、株式市場のバリュエーション低下が運用資産に影響を及ぼした（運用資産残高は1,038十億ユーロで、2019年3月31日比3.5%減少）。

国際金融サービス部門は、すべての業務／地域における事業活動の継続性確保を図っている。海外リテール・バンキング業務では支店網の90%が稼働しており、従業員の70%がリモートワークで、そのうち90%はフランスである（4月15日現在）。現在、デジタル・ツールの使用を推進しており、海外リテール・バンキング業務ではデジタルユーザーの顧客数が4.3百万人に上っている（2019年3月31日比で36.8%の増加）。

国際金融サービス部門の営業収益は、パーソナル・ファイナンスと欧州・地中海沿岸諸国部門の力強い伸びにもかかわらず、第1四半期は4,053百万ユーロで、前年同期比5.4%の減収であった。影響を及ぼしたのは保険部門の特定ポートフォリオの会計上のバリュエーションで、2020年3月31日現在の市場価値での評価が響いた（384百万ユーロの減収）。この影響を除くと、国際金融サービス部門の営業収益は前年同期比3.6%の増収であった。

営業費用は、第1四半期に2,766百万ユーロとなり、前年同期比2.9%の増加であった。ポーランドでの税金の増加（IFRIC21の作用）や賃金ドリフトの影響である。ただし、この費用増加はコスト節減策や事業効率向上で抑制された。

これらを受けて、営業総利益は第1四半期に1,287百万ユーロとなり、前年同期比19.2%減少した。

リスク費用は739百万ユーロで、前年同期に比べて311百万ユーロ増加した。この増加の主因は、健康危機の影響（220百万ユーロ）であった。

以上から、国際金融サービス部門の第1四半期の税引前当期純利益は634百万ユーロとなり、前年同期比50.4%の減益であった。2020年度第1四半期に健康危機が営業収益に及ぼした影響およびリスク費用（合計604百万ユーロ）を除くと、減益幅は前年同期比3.2%に留まる。

パーソナル・ファイナンス

パーソナル・ファイナンス事業は第1四半期に良好な成長モメンタムを記録した。貸出金残高は前年同期比4.4%増加であった（ただし、四半期終盤のロックダウン措置による販売店閉鎖の影響を受けた。）。また、利鞘を堅実に維持し、与信基準を厳格化してサイクルを通してリスク特性の改善も続けた。

パーソナル・ファイナンス事業は、健康危機に対応し、顧客や提携企業に一定の支援を提供している。例えば、顧客関係管理（アフターセールスや回収）に配分するリソースを2020年3月31日までに30%拡大した。また、先を見越した管理体制とし、顧客向けソリューションを個別に策定してモニタリングも行い、健康危機による経済的影響に対応できるようにしている（4月17日現在、欧州の返済遅延は135,000件、総額1,270百万ユーロ）。デジタル・ツールは効率的な中継機能を提供しており、2020年度第1四半期の取引全体の91.6%が自己管理で実行され、モバイルアプリのダウンロードが急増している（2020年3月に23%増加、イタリアでは73%増加）。

パーソナル・ファイナンスの営業収益は、第1四半期に1,475百万ユーロに上り、前年同期比3.4%の増収となった。貸出金残高の増加やブラジルの既存債権売却が寄与した。

営業費用は787百万ユーロとなり、前年同期比2.3%増加した。ただし、コスト節減策が奏功してコスト／インカム率が改善し、1.1ポイントの正のジョーズ効果を生み出した。

これらを受けて、営業総利益は688百万ユーロとなり、前年同期比4.8%の増益となった。

リスク費用は、特に健康危機の影響（189百万ユーロ）により、前年同期比253百万ユーロ増え、582百万ユーロとなった。

以上から、パーソナル・ファイナンスの税引前当期純利益は第1四半期に113百万ユーロとなり、前年同期比66.7%の減益であった。健康危機がリスク費用に及ぼした影響を除くと、前年同期比11.2%の減益であった。

欧州・地中海沿岸諸国部門

欧州・地中海沿岸諸国部門では事業が順調に伸びた。貸出金残高は前年同期比5.0%増加（注1）し（特にトルコとモロッコの伸びが顕著）、リスク特性も慎重に維持した。預金残高は前年同期比6.6%増加（注1）した（特にトルコ）。当部門はいずれの地域でも健康危機に迅速かつ機敏に適応しており、支店の85%超を稼働しつつ、従業員の55%がリモートワークを行っている。デジタル・ツールは健康危機への対処に役立っており、例えばあるアプリを用いると個人や中小企業がオンラインで資金難を訴えることが可能である（特にポーランドとトルコ）。

欧州・地中海沿岸諸国部門の営業収益（注2）は、第1四半期に665百万ユーロと前年同期比1.6%増加（注1）した。トルコ、ポーランド、モロッコが好調で、特にトルコ（融資）ならびにポーランド（融資および預金）の残高・利鞘の伸びが寄与したが、低金利環境の影響で一部相殺された。

営業費用（注2）は、とりわけトルコの賃金ドリフトの結果、490百万ユーロとなり、前年同期比5.9%増加（注1）した。

リスク費用（注2）は、特に健康危機の影響により、合計86百万ユーロに上り、前年同期比12.7%増加した。

以上から、トルコおよびポーランドの国内プライベート・バンキング業務の純利益の3分の1をウェルス・マネジメント業務へ配分した後、欧州・地中海沿岸諸国部門の税引前当期純利益は第1四半期に144百万ユーロとなり、連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと前年同期比12.8%の減益であった。なお、連結範囲の変更および為替レート変動による影響を含めた場合、特にトルコリラの大幅下落により22.4%の減益であった。

（注1） 連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除く。

（注2） トルコおよびポーランドの国内プライベート・バンキングの100%を含む。

バンクウエスト

バンクウエストの事業活動は第1四半期に拍車がかかった。貸出金残高は、住宅ローンと法人向け貸出が伸びたことから、前年同期比1.5%増加（注1）した。預金残高は、顧客預金が大幅に伸び（9.0%の増加）（注2）、8.5%の増加（注2）であった。プライベート・バンキング業務の運用資産残高は2020年3月31日現在で14.9十億ドルに達し、2019年3月31日比で4.2%増加した。また、オンラインでの口座開設数が急増した（前年同期比14.5%の増加）。

バンクウエストチームは健康危機に積極的に対応し、顧客の支援に尽力している。3月31日現在で支店の99%を稼働し、また、米国連邦政府が策定した中小企業支援計画「ペイチェック・プロテクション・プログラム（PPP）」に積極的に参画している。

営業収益（注3）は、第1四半期に611百万ユーロに上り、前年同期比7.3%の増収（注4）であった。特に、利鞘の拡大（金利低下環境を踏まえ、預金金利の見直しを実施）、営業活動の活発化、および手数料収入の増加（とりわけカードとキャッシュ・マネジメント）が寄与した。

営業費用（注3）は465百万ユーロと前年同期比5.2%増加（注5）であった。事業開発関連が増加したもののコスト節減策で抑制し、2.1ポイントの正のジョーズ効果を生み出した。

これらを受けて、営業総利益（注3）は第1四半期に146百万ユーロとなり、前年同期比14.6%の増益（注6）であった。

リスク費用（注3）は、健康危機の影響により、2020年度第1四半期は62百万ユーロで、前年同期に比べて44百万ユーロの増加、顧客向け貸出金残高の45ベシス・ポイント相当であった。

以上から、米国プライベート・バンキング業務の純利益の3分の1をウェルス・マネジメント業務に配分した後、バンクウエストの税引前当期純利益は第1四半期に78百万ユーロとなった。連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと前年同期比22.5%の減益、連結範囲の変更および為替レート変動による影響を含めた場合も減益であった。

（注1） 連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除く。

（注2） 財務活動に関わる預金を除く。

（注3） 米国プライベート・バンキングの100%を含む。

（注4） 連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと3.4%の増収。

（注5） 連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと1.4%の増加。

（注6） 連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと10.1%の増益。

保険、ウェルス&アセット・マネジメント

保険、ウェルス&アセット・マネジメントの事業は高水準の資金純流入を記録したが、不利な市場動向の影響も被った。運用資産残高（注1）は2020年3月31日現在で1,038十億ユーロに上ったが、2019年12月31日比で3.5%減少であった。この減少要因は、特に金融市場の急落に伴うバリュエーション面の不利な影響（90.9十億ユーロ）と為替面の不利な影響（4.8十億ユーロ）である。資金純流入は9.2十億ユーロで、ウェルス・マネジメントでは高水準の資金純流入があり、アセット・マネジメントではマネー・マーケット・ファンドを中心に極めて旺盛な資金純流入を記録し、不動産投資マネジメントでも高水準の資金純流入があった。保険部門では運用資産が小幅減少したものの、ユニット・リンク保険に高水準の資金流入が見られた。

2020年3月31日現在、運用資産残高（注1）の部門別内訳は、アセット・マネジメントは437十億ユーロ（不動産投資マネジメントの29十億ユーロを含む。）、ウェルス・マネジメントは359十億ユーロ、保険部門は241十億ユーロであった。

当部門は期初時点では資産運用・保険事業の拡大が続いていたが、健康危機の広がりに伴い、運用事業への資金流入が欧州・アジアで減速した。フランスではユニット・リンク保険への資金流入が続き、資金流入全体の43%を占めた。

保険部門は健康危機への対応で柔軟性を高めている。例えば、フランスでは債権者保護保険の新規契約申込の処理や保険金請求に対する支払処理を簡素化し（追加書類を要請することなく申込の85%を承認）、イタリアや日本ではCOVID-19関連の入院に補償延長を提供し、また、フランスで連帯基金（Solidarity Fund）に参画することにより経済活動の支援にコミットしている。

保険部門の営業収益は、第1四半期に579百万ユーロとなり、前年同期比33.7%の減収であった。特定のポートフォリオを時価で評価しており、2020年度第1四半期に相場下落に伴って一時的な会計上の影響が生じた（384百万ユーロの減収）。営業費用は、事業開発の推進の結果、393百万ユーロとなり、前年同期比0.9%増加した。税引前当期純利益は197百万ユーロで、前年同期比62.1%の減益であった。2020年度第1四半期の時価評価による一時的な会計上の影響を除くと、税引前当期純利益は前年同期比11.8%の増益である。

ウェルス&アセット・マネジメント部門は発展・適応化計画を継続した。ウェルス・マネジメント部門は好調で、高水準の資金純流入に加え、運用関連手数料や取引手数料（特に国際的取引）も増加した。アセット・マネジメント部門の第1四半期の最初の2ヶ月の事業は堅調で、第1四半期は資金純流入となった。組織の適応化を継続し、アラディン（Alladin）グローバル資産運用システム導入に伴うアプリ廃棄（50超）を完了している。不動産サービス部門の事業は、健康危機による建設延期により、第1四半期は低調であった。

ウェルス&アセット・マネジメント部門の営業収益は、第1四半期に743百万ユーロとなり、前年同期比3.0%の減収であった。この要因は、ウェルス・マネジメント部門で手数料収入が増加した一方で、アセット・マネジメント部門と不動産サービス部門の営業収益が健康危機の影響を被ったことによるものである。営業費用は合計642百万ユーロで、ウェルス・マネジメント部門（特にドイツ）の成長に伴って前年同期比0.2%増加したが、事業変革計画の効果（とりわけアセット・マネジメント部門）から恩恵を受けた。以上より、国内市場部門、トルコ、ポーランド、および米国からプライベート・バンキング業務の純利益の3分の1を配分された後、ウェルス&アセット・マネジメント部門の税引前当期純利益は第1四半期に102百万ユーロとなり、前年同期比22.7%の減益であった。

（注1） 分配金を含む。

ホールセールバンキング部門（CIB）

ホールセールバンキング部門は力強い事業活動の恩恵を受けている。その勢いは、健康危機の広がりによって2020年度第1四半期末に生じた異常な状況下、経済の支援に向けた強い結集によりさらに強まっている。

ホールセールバンキング部門は積極的な事業活動を維持し、顧客のため、債券／シンジケートクレジット／株式市場で資金を年初以来115十億ユーロ超調達している。ホールセールバンキング部門は欧州・中東・アフリカ（EMEA）地域におけるシンジケート・ローンとユーロ建て債の規模・市場シェアで首位に位置している（注1）。

ホールセールバンキング部門の営業収益は、第1四半期は2,953百万ユーロとなり、前年同期比1.9%の減収であった。営業収益はコーポレート・バンキング部門（10.4%の増収）と証券管理部門（11.8%の増収）で力強い伸びを達成したが、2020年度第1四半期においてグローバル・マーケット部門の株式およびプライム・サービス業務の営業収益に厳しい一時的影響が生じた（欧州当局の2019年配当支払抑制勧告により184百万ユーロの減収（注2））。この一時的影響を除くと、ホールセールバンキング部門の営業収益は前年同期比4.3%の増収であった。

グローバル・マーケット部門の営業収益は1,306百万ユーロで、前年同期比14.3%の減収であった。第1四半期の両面の特徴は、FICC（注3）業務が力強い伸びを達成したこと、ならびに株式およびプライム・サービス業務にとって欧州市場が3月末に受けた異常な衝撃が極めて強く作用したことである。欧州当局による2019年配当支払抑制勧告の一時的影響を除くと、グローバル・マーケット部門の営業収益は前年同期比2.2%の減収に留まる。市場リスクの尺度であるバリュー・アット・リスク（VaR（1日、99%））は、主に第1四半期末の株式市場の力強い上昇を背景に上昇した。VaRは35百万ユーロで、依然穏当な水準である。

FICC（注3）業務の営業収益は1,392百万ユーロで、前年同期比34.5%の大幅増収を果たした。この増収要因は、金利業務の極めて力強い伸びに加え、為替・エマージング市場業務、クレジット業務、およびプライマリーマーケット業務の高い伸びであった。これを受け、FICC業務は顧客取引（特に電子プラットフォーム上の取引）の伸長に力を入れ、成長を加速しており、危機拡大後の市場流動性・債券発行の急回復による恩恵を受けている。

株式およびプライム・サービス業務の営業収益は87百万ユーロのマイナスであった。株式デリバティブ業務の顧客取引は高水準だったものの、欧州市場が3月末に急落し打撃を被った。特に欧州当局による2019年配当支払抑制勧告が要因となり、ボラティリティが著しく急上昇し、ヘッジ取引の混乱につながった。当業務は事業の多角化を続け、特にドイツ銀行から移管されるプライム・ブローカレッジ事業や株式電子トレーディング事業の統合に注力しており、初の顧客移管は既に達成している。

証券管理部門の営業収益は577百万ユーロで、前年同期比11.8%の増収であった。増収に寄与した要因は、資産の期中平均残高の伸び、取引件数の急増（期中平均で前年同期比36.9%の増加）であった。地域別の伸びも続き、アジア太平洋地域では前年同期比35%増加、南北アメリカでは同40%増加であった。カストディ業務の受託資産および管理資産残高は期中平均で前年同期比6.3%増加したが、第1四半期末の残高は株式市場のバリュエーションにより2019年3月31日比4.8%減少であった。なお、当部門は戦略的發展を続けており、サバデル銀行（Banco Sabadell）（スペイン）の受託事業買収やブラックロックとの戦略的提携（アラディン・プラットフォームで資産運用会社に統合的サービスを提供）を発表している。

コーポレート・バンキング部門の営業収益は、1,070百万ユーロに上り、前年同期比10.4%増収の力強い伸びとなった。手数料収入の増加が寄与した（前年同期比18%の増加）。営業収益は全地域で増収を果たし、特に力強く牽引した地域は欧州で、キャピタル・マーケット・プラットフォームが大きく貢献した（前年同期比24%増収）。また、トランザクション・バンキング業務（キャッシュ・マネジメント、トレード・ファイナンス）の営業収益も、良好とはいえない環境で世界的に底堅さを見せた。

コーポレート・バンキング部門の事業活動は、特に第1四半期末に活発化した。当部門は健康危機への対応に密接に関わり、とりわけキャピタル・マーケット・プラットフォームを通じた活動となり、これにより、3月中旬以降、EMEA地域の投資適格社債の発行で50%超に関わった。貸出金残高は165十億ユーロと前年同期比17.4%増え、2020年3月にはクレジットラインが25十億ユーロ近く利用された。預金残高は155十億ユーロと前年同期比14.3%増加であった。当部門は欧州の社債発行でリーダー的地位にあり、EMEA地域のシンジケート・ローンでも第1位である。現在はアジア地域で地位を高めつつあり、キャッシュ・マネジメントとコーポレート・バンキングで初めて上位5位に入っている。

ホールセールバンキング部門の営業費用は2,393百万ユーロとなり、前年同期比2.8%減少した。この減少には特にコスト節減策（共有プラットフォームの開発、プロセスの最適化等）が貢献しており、0.9ポイントの正のジョーズ効果を生み出した。

これらを受けて、ホールセールバンキング部門の営業総利益は第1四半期に560百万ユーロに上り、前年同期比2.6%の増益であった。

ホールセールバンキング部門のリスク費用は363百万ユーロに増加した。内訳はグローバル・マーケット部門が161百万ユーロ、コーポレート・バンキング部門が201百万ユーロで（52ベシス・ポイント）、主因は健康危機が信用コストや取引先リスクに及ぼした影響（225百万ユーロ）であった。

以上から、ホールセールバンキング部門の税引前当期純利益は2020年度第1四半期に202百万ユーロとなり、前年同期比60.8%の減益であった。一方、健康危機関連の影響（注4）を除くと18.8%の増益であった。

（注1） 出典：ディーロジック（Dealogic）社。2020年初めから4月17日までの取引。

（注2） 企業が新たな経済環境下で自由に決定する配当抑制の影響は含まれていない。

（注3） フィクスト・インカム、為替およびコモディティ業務部門。

（注4） 欧州当局による2019年配当支払抑制勧告の一時的影響（184百万ユーロの減少。この額の中には企業が新たな経済環境下で自由に決定する配当抑制の影響は含まれていない。）、および健康危機が2020年度第1四半期のリスク費用に及ぼした影響（225百万ユーロの減少）。

コーポレート・センター

コーポレート・センターの営業収益は、第1四半期は126百万ユーロ、前年同期は37百万ユーロであった。2020年3月31日現在の営業収益にはデリバティブに伴う当社グループ自身の信用リスクを反映するための評価調整（DVA）が70百万ユーロ含まれている。

営業費用は、2020年度第1四半期は114百万ユーロであった。この中には、一時項目として、事業再編費用（注1）および事業適応策関連費用（注2）が45百万ユーロ（前年同期は38百万ユーロ）、IT強化費用が34百万ユーロ含まれている。計画通り、事業改編費用は2020年度には計上されていない（前年同期は168百万ユーロ）。

リスク費用は、第1四半期は13百万ユーロ、前年同期は4百万ユーロであった。2020年度第1四半期のリスク費用には健康危機が及ぼした影響（7百万ユーロ）が含まれている。

営業外項目は、2020年度第1四半期は381百万ユーロの利益となった（前年同期は623百万ユーロの利益）。2020年度第1四半期の営業外項目には、建物2物件の売却によるキャピタル・ゲイン（381百万ユーロ）が含まれている。ちなみに、前年同期の営業外項目には、一時項目として、インドのSBIライフ株14.3%の売却によるキャピタル・ゲイン（838百万ユーロ）が含まれていたが、のれんの減損損失（マイナス318百万ユーロ）で一部相殺された。

以上から、コーポレート・センターの第1四半期の税引前当期純利益は398百万ユーロであった。これに対し、前年同期は280百万ユーロであった。

（注1） 特にライフファイゼン・バンク・ポルスカの統合および特定の事業（とりわけBNPパリバ・スイス）の中止・再編に関わる事業再編費用。

（注2） 主にウェルス・マネジメント業務、バンクウェスト、ホールセールバンキング部門（CIB）。

財務構造

当社グループの貸借対照表は極めて盤石である。

エクイティ・ティア1比率は2020年3月31日現在で12.0%となり、2019年12月31日現在の水準から低下した。この低下の主な要因は以下のとおりである。

－ 内部的影響（0ベース・ポイント）：第1四半期純利益による寄与（およびIFRIC21に基づく税金・拠出金の影響を含む。）（10ベース・ポイント）ならびにリスク加重資産のオーガニックな増加（マイナス10ベース・ポイント）

－ 健康危機下の経済支援のためのリスク加重資産の増加（マイナス20ベース・ポイント）

－ 健康危機関連：市場リスク（マイナス10ベシス・ポイント）、取引先リスク（マイナス10ベシス・ポイント）、慎重性に基づく評価基準による影響（マイナス10ベシス・ポイント）、または2020年3月31日現在の市場価格が「その他の包括利益」に及ぼす影響（リスク加重資産の影響を除く。）（マイナス20ベシス・ポイント）

－ 2019年度の配当金全額を準備金勘定に配分する影響（60ベシス・ポイント）

他の要因がエクイティ・ティア1比率に及ぼした影響は全体として限定的であった。

2020年3月31日現在のエクイティ・ティア1比率は、欧州中央銀行の義務付け比率（9.31%）（注1）を大幅に上回っている。

レバレッジ比率（注2）は、2020年3月31日現在で3.9%であった。

即時利用可能な流動性準備金は2020年3月31日現在で339十億ユーロに上った。これは短期ホールセール資金調達との関係で1年超の余裕資金があることを意味している。

（注1） 反循環的資本バッファ解除の発表を考慮し、資本要求指令5（CRD5）第104a条に従い、第2の柱ガイダンス（P2G）を除いた比率。

（注2） 2014年10月10日付の欧州委員会（EC）委任法令に基づき算定された比率。

2020年度の見通し

健康危機は2020年度のマクロ経済シナリオに抜本的な見直しを招いている。ロックダウン終了後、足元のリセッションはごく緩やかな景気回復へ移行していくと予測されるが、「正常な健康状態」への年内復帰は期待しがたく、2019年のGDP水準へ戻る時期は2022年以降とみられる。

政府・金融当局は、健康危機の影響を軽減し経済的・社会的基盤を支えるべく特別措置を講じている。BNPパリバはこうした経済的支援の取組に積極的に参画している。

このため、今後、危機の影響による手数料収入の減少を純利息収入の増加で一部相殺することも考えられる。

また、当社グループは期初に計画していた営業費用節減を拡大する方針であるが、リスク費用の増加で相殺される恐れもある。

こうした状況を踏まえると、新たな危機や新たな進展が起きない限り、当社グループの2020年度の純利益（注1）は2019年度を15-20%程度下回る可能性がある。

（注1） 株主帰属純利益。

連結損益計算書

(単位：百万ユーロ)

	2020年度 第1四半期	2019年度 第1四半期	対前年同期比	2019年度 第4四半期	対前期比
当社グループ					
営業収益	10,888	11,144	-2.3%	11,333	-3.9%
営業費用および減価償却費	-8,157	-8,449	-3.5%	-8,032	+1.6%
営業総利益	2,731	2,695	+1.3%	3,301	-17.3%
リスク費用	-1,426	-769	+85.4%	-966	+47.6%
営業利益	1,305	1,926	-32.2%	2,335	-44.1%
持分法適用会社投資損益	95	134	-29.1%	129	-26.3%
その他の営業外項目	395	623	-36.6%	65	n.s.
営業外項目	490	757	-35.3%	194	n.s.
税引前当期純利益	1,795	2,683	-33.1%	2,529	-29.0%
法人税	-411	-667	-38.4%	-582	-29.4%
少数株主帰属純利益	-102	-98	+4.1%	-98	+4.1%
株主帰属純利益	1,282	1,918	-33.2%	1,849	-30.7%
コスト／インカム率	74.9%	75.8%	-0.9pt	70.9%	+4.0pt

2020年度第1四半期のコア事業の業績

(単位：百万ユーロ)

	リテール・バンキング 事業およびサービス事業		ホールセール バンキング 事業	事業部門 合計	その他 業務	当社 グループ 合計
	国内市場部門	国際金融 サービス 部門				
営業収益	3,757	4,053	2,953	10,762	126	10,888
対前年同期比	-1.6%	-5.4%	-1.9%	-3.1%	n.s.	-2.3%
対前四半期比	-3.4%	-7.7%	-4.8%	-5.4%	n.s.	-3.9%
営業費用および 減価償却費	-2,885	-2,766	-2,393	-8,043	-114	-8,157
対前年同期比	-0.4%	+2.9%	-2.8%	-0.1%	-71.6%	-3.5%
対前四半期比	+12.7%	+1.9%	+7.3%	+7.2%	-78.5%	+1.6%
営業総利益	872	1,287	560	2,719	12	2,731
対前年同期比	-5.1%	-19.2%	+2.6%	-11.1%	n.s.	+1.3%
対前四半期比	-34.3%	-23.2%	-35.8%	-29.8%	n.s.	-17.3%
リスク費用	-311	-739	-363	-1,413	-13	-1,426
対前年同期比	+2.2%	+72.5%	n.s.	+84.8%	n.s.	+85.4%
対前四半期比	+23.6%	+28.8%	n.s.	+56.0%	-79.2%	+47.6%
営業利益	561	548	197	1,306	-1	1,305
対前年同期比	-8.7%	-53.0%	-61.7%	-43.1%	-99.9%	-32.2%
対前四半期比	-47.9%	-50.2%	-75.1%	-56.0%	-99.9%	-44.1%
持分法適用会社投資損益	0	75	3	77	18	95
その他の営業外項目	0	12	2	14	381	395
税引前当期純利益	561	634	202	1,397	398	1,795
対前年同期比	-8.0%	-50.4%	-60.8%	-41.9%	+42.1%	-33.1%
対前四半期比	-48.3%	-47.2%	-74.8%	-54.7%	n.s.	-29.0%

(単位：百万ユーロ)

	リテール・バンキング 事業およびサービス事業		ホールセール バンキング 事業	事業部門 合計	その他 業務	当社 グループ 合計
	国内市場部門	国際金融 サービス 部門				
営業収益	3,757	4,053	2,953	10,762	126	10,888
2019年度第1四半期	3,816	4,282	3,008	11,107	37	11,144
2019年度第4四半期	3,887	4,391	3,101	11,378	-45	11,333
営業費用および減価償却費	-2,885	-2,766	-2,393	-8,043	-114	-8,157
2019年度第1四半期	-2,897	-2,688	-2,463	-8,049	-400	-8,449
2019年度第4四半期	-2,559	-2,715	-2,229	-7,503	-529	-8,032
営業総利益	872	1,287	560	2,719	12	2,731
2019年度第1四半期	919	1,594	545	3,058	-363	2,695
2019年度第4四半期	1,328	1,675	871	3,875	-574	3,301
リスク費用	-311	-739	-363	-1,413	-13	-1,426
2019年度第1四半期	-305	-428	-32	-765	-4	-769
2019年度第4四半期	-252	-574	-80	-906	-60	-966
営業利益	561	548	197	1,306	-1	1,305
2019年度第1四半期	615	1,165	513	2,293	-367	1,926
2019年度第4四半期	1,077	1,101	791	2,969	-634	2,335
持分法適用会社投資損益	0	75	3	77	18	95
2019年度第1四半期	-6	113	2	110	24	134
2019年度第4四半期	4	107	4	115	14	129
その他の営業外項目	0	12	2	14	381	395
2019年度第1四半期	1	0	-2	0	623	623
2019年度第4四半期	4	-8	6	3	62	65
税引前当期純利益	561	634	202	1,397	398	1,795
2019年度第1四半期	610	1,279	514	2,403	280	2,683
2019年度第4四半期	1,085	1,201	801	3,087	-558	2,529
法人税						-411
少数株主帰属純利益						-102
株主帰属純利益						1,282

2020年3月31日現在の連結貸借対照表

(単位:百万ユーロ)

	2020年3月31日現在	2019年12月31日現在
資産		
現金および中央銀行預け金	182,608	155,135
純損益を通じて公正価値で測定する金融商品		
有価証券	199,254	131,935
貸出金および売戻契約	370,291	196,927
デリバティブ金融商品	369,561	247,287
ヘッジ目的デリバティブ	15,791	12,452
株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産		
負債証券	62,177	50,403
株式	2,015	2,266
償却原価で測定する金融資産		
金融機関貸出金および債権	41,825	21,692
顧客貸出金および債権	841,099	805,777
負債証券	118,096	108,454
金利リスク・ヘッジ・ポートフォリオの再測定による調整	7,176	4,303
保険業務に係る金融投資	240,076	257,818
当期および繰延税金資産	6,893	6,813
未収収益およびその他の資産	167,001	113,535
持分法投資	5,750	5,952
有形固定資産および投資不動産	32,101	32,295
無形固定資産	3,768	3,852
のれん	7,794	7,817
資産合計	2,673,276	2,164,713

	2020年3月31日現在	2019年12月31日現在
負債		
中央銀行預金	5,952	2,985
純損益を通じて公正価値で測定する金融商品		
有価証券	93,582	65,490
預金および買戻契約	398,093	215,093
発行済負債証券	55,421	63,758
デリバティブ金融商品	358,039	237,885
ヘッジ目的デリバティブ	16,185	14,116
償却原価で測定する金融負債		
金融機関預金	143,854	84,566
顧客預金	907,662	834,667
負債証券	167,966	157,578
劣後債	21,501	20,003
金利リスク・ヘッジ・ポートフォリオの再測定による調整	7,748	3,989
当期および繰延税金負債	3,277	3,566
未払費用およびその他の負債	152,980	102,749
責任準備金およびその他の保険負債	218,472	236,937
偶発債務等引当金	9,067	9,486
負債合計	2,559,799	2,052,868
連結資本		
資本金、払込剰余金および利益剰余金	106,785	97,135
親会社株主帰属当期純利益	1,282	8,173
資本金、利益剰余金および親会社株主帰属当期純利益合計	108,067	105,308
資本に直接認識される資産および負債の変動	969	2,145
親会社株主資本	109,037	107,453
少数株主持分合計	4,440	4,392
連結資本合計	113,477	111,845
負債および資本合計	2,673,276	2,164,713

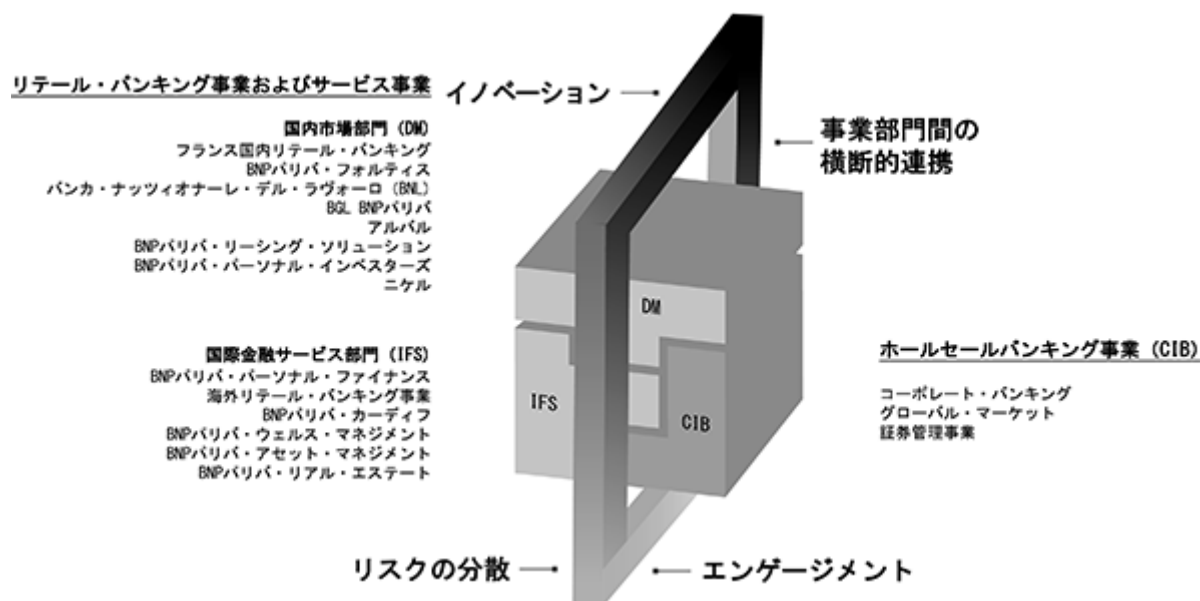
B. 生産、受注及び販売の状況

上記「A. 業績等の概要」を参照。

C. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

下記、連結財務書類の注8.a「株式資本および1株当たり当期純利益における変動」および「2（6）流動性リスク」を参照。

(A) 各コア事業毎の事業の状況についての分析



(1) リテール・バンキング事業およびサービス事業

リテール・バンキング事業およびサービス事業は、フランス国内外におけるリテール・バンキング・ネットワークおよび専門的な金融サービスを含んでいる。リテール・バンキング事業およびサービス事業は、国内市場部門および国際金融サービス部門に分類される。リテール・バンキング事業およびサービス事業は、60ヶ国を超える国々に支店を有しており、150,000人を超える従業員を雇用している。2019年度において、BNPパリバの事業部門からの営業収益の73%は、リテール・バンキング事業およびサービス事業によるものであった。

(2) 国内市場部門

国内市場部門は、フランス（FRB）、イタリア（BNLバンカ・コメルシアレ）、ベルギー（BNPパリバ・フォルティスのブランドで運営しているベルギー国内リテール・バンキング）およびルクセンブルク（BGL BNPパリバのブランドで運営しているLRB）からなるユーロ圏のBNPパリバのリテール・バンキング・ネットワークならびに専門事業部門（アルバル（法人および個人向けのモビリティリースおよび車両リース）、BNPパリバ・リーシング・ソリューション（専門的な設備のリーシング・ソリューションおよび資金調達ソリューション）、BNPパリバ・パーソナル・インベスターズ（オンライン貯蓄および仲介業）およびニケル（代替的な銀行取引サービス））を含んでいる。

キャッシュ・マネジメント、トレード・ファイナンスおよびファクタリング部門は、ホールセールバンキング部門のコーポレート・バンキングと協働して、「企業にとって唯一の銀行」という取組により法人顧客に提供されるサービスの最終段階を担っている。

また、ウェルス・マネジメントは、国内市場におけるプライベート・バンキングのビジネス・モデルを総合的に展開している。

部門横断型のチームである「Partners in Action for Customer Experience (PACE)」の目的は、より良い顧客経験価値を提供し、国内市場に新たなビジネス・モデルを提案するためにリテール事業を支援することにある。

ハロー・バンク！は、2013年度に発足した、フランス、ベルギー、イタリア、ドイツおよびオーストリアにおける当社グループのネット銀行であり、スマートフォンおよびタブレットで利用できるよう設計されている。ニケルによって、BNPパリバのシステムは、フランスにおける新たな銀行業務に対応し、2020年にはスペインで展開される。

現在、当行は多様な顧客基盤（個人、プロ投資家、小規模企業、法人）の需要に適応した一連のソリューションを提供している。

国内市場部門は、4つの国内ネットワーク（フランス、イタリア、ベルギー、ルクセンブルク）における約51,000人を含む66,000人近くを雇用している。国内市場部門は、4つの国内ネットワークにおける約900,000を超えるプロ投資家、小規模企業および法人を含む18百万を超える顧客にサービスを提供している。

BNPパリバは、フランス（注1）およびベルギー（注1）における主導的なプライベート・バンクならびに欧州における大企業のためのキャッシュ・マネジメントおよびトレード・ファイナンスの第1位（注2）となっており、また、専門的な設備投資の資金調達において欧州第2位となっている（注3）。

（注1） 出典：プロフェッショナル・ウェルス・マネジメントーザ・バンカー誌。

（注2） 出典：2019年グリニッジ誌。

（注3） 出典：2019年12月に公表されたアセット・ファイナンス・ヨーロッパ・50ランキング。

フランス国内リテール・バンキング事業（FRB）

フランス国内リテール・バンキング事業（FRB）は、26,000をわずかに超える従業員を擁し、すべてのプロジェクトの面で顧客の支援を行っている。フランス国内リテール・バンキング事業は、6.8百万の個人顧客、609,000のプロ投資家および零細事業体、31,100の企業（中小企業、中規模企業および大企業）ならびに約59,000の団体に対し、ファイナンス、支払業務、富裕層向け資産運用業務および保険における革新的なソリューションを提供する。最良のデジタル技術と人的交流を組み合わせることにより、同事業は、特化したチームおよび専門家を用い、基幹となる銀行業務から、セルフケア・ソリューションを通じカスタマイズされたガイダンスに及ぶ広範なインターフェース能力を顧客に提供する。

フランス国内リテール・バンキング事業は、158の地区をカバーする約10の地域を構造化し、事業部門間のシナジー効果を維持しながらすべての顧客基盤との適切な近接性の水準を確保することを可能にした。

以下のとおり、支店網およびセンター網は、すべての顧客に対し、その顧客のニーズに応える適切な設備を提供できるように編成されている。

- ・個人顧客およびプロ投資家向けの、BNPパリバおよびBNPパリバーバンク・ド・ブルターニュのブランドで運営している1,800を超える支店および5,074の現金自動預入支払機
- ・プライベート・バンキング顧客に対し、BNPパリバは、フランス全国に所在する（250,000ユーロ超の金融資産を有する顧客向けの）プライベート・バンキング・センターおよび（5百万ユーロ超の金融資産を有する顧客向けの）10のウェルス・マネジメント・オフィスを有しており、これがBNPパリバをフランス国内において主導的なプライベート・バンクたらしめている。
- ・法人顧客および起業家向けの、巨大な組織
 - ・主に法人顧客のための22の全般的な業務センター、ネット銀行との関わりを求めて単純なニーズを有する顧客（協会、外国企業のフランス支店、中小企業）のための2つの業務センター、法人顧客の特有のニーズに合わせてカスタマイズされたサービスを提供する3つの専門的な業務センター（イノベーション、不動産および機構／協会／財団）および法人部門の課題に取り組む2つのスキル・センター（銀行代理店ならびにイメージおよびメディア・ハブ）
 - ・小規模企業、中小企業および零細事業体ならびにそのマネージャーを、資産計画および企業ライフ・サイクルの管理の点で支援するための80の中小企業センター
 - ・革新的な新規事業および企業を、特有のニーズに特化した製品およびサービスを提供することにより支援するための61のWAI（注1）ハブならびに革新および交流の場として、イノベーションに特化した2つのWAIサイトであるWAIパリおよびWAIマッシー・サクレ

- ・ファクタリングにおいて欧州で主導的地位にある事業者の1つであり、顧客やサプライヤーに対して管理に関するソリューションを提供するBNPパリバ・ファクター、プライベート・エクイティの提供者であるBNPパリバ・デヴェロップモン、遠隔監視システム会社であるプロテクション24および株式市場での投資またはファイナンスを望む個人顧客、管理会社ならびに中小企業および中規模サプライヤーを支援するポルザンパルク（ビー*キャピタルとポルザンパルクの株式仲介業の合併により専門的な資源が2019年にプールされた。）を含む専門子会社
- ・業務支援サービス会社であるサービス・アシスタンス・エンタプライズ（SAE）およびキャッシュ・カスタマー・サービス（CCS）等の顧客サポート・センター
- ・すべての取引処理業務を行う55の生産販売支援支店、バックオフィス

また、フランス国内リテール・バンキング事業は以下に基づき、顧客に完全なオンライン機能を提供している。

- ・2019年12月31日現在、フランスで520,000の顧客を有する当社グループの完全オンライン銀行であるハロー・バンク！
- ・1ヶ月当たり3.3百万超の独自の顧客（モバイル機器（スマートフォンおよびタブレット）を使用する2.3百万の顧客およびスマートフォンのみを使用する1.4百万の顧客を含む（1ヶ月当たりの平均アクセス回数は14.7回。）。）が利用するサービスを提供している「mabanque.bnpparibas」ウェブサイトおよびモバイルアプリである「メ・コントゥ（Mes Comptes）」
- ・Eメール、電話、チャットまたはセキュア・メッセンジングにより受けた要求を処理するパリ、リール、オルレアンおよびメリニャックの4つの顧客関係センター、ならびに「ネット・エパルニユ／ブールス」「ネット・クレディ」および「ネット・アシュアランス」の3つの専門コンタクトセンター

フランス国内リテール・バンキング事業は、より簡単な支店内アカウントの開設、ウェルカムを利用した法人顧客のオンボーディングならびに即時取引および電子署名の導入により、2019年にデジタル変革を加速させた。BNPパリバは、デジタル提供に関して、2019年のディーレーティングの年間調査によってリテール・バンクで第1位、全体で第2位と評価された。

BNPパリバは、2019年、ユーロマネー誌、プロフェッショナル・ウェルス・マネジメンターズ・バンカー誌およびワールド・ファイナンス誌における投票で、フランスにおける最良のプライベート・バンクに選ばれた。

（注1） We Are Innovation.の頭文字。

BNLバンカ・コメルシアーレ

BNLバンカ・コメルシアーレは、イタリアで広範囲にわたる銀行取引、金融および保険に関する商品およびサービスを、以下からなる多様な顧客基盤の要求に応えるために提供している。

- ・約2.7百万（注1）の個人顧客
- ・53,000（注1）のプライベート・バンキング顧客
- ・124,000（注1）の小規模企業および零細事業体の顧客
- ・約11,800（注1）の中規模企業および大企業
- ・4,600（注1）の地方自治体および非営利団体

BNLバンカ・コメルシアーレは、その合計の貸借対照表および顧客貸出金に基づくイタリアで6番目に大きな商業銀行である（注2）。BNLバンカ・コメルシアーレの商品およびサービスの範囲は、事業部門の連携を展開することにより、当社グループの広範な専門知識および統合型モデルに依拠している。

BNLバンカ・コメルシアーレは家計への融資、特に住宅ローン（約6.6%の市場シェア（注2））において市場の主導的地位にあり、その市場普及率（支店数において3.1%（注2））を大きく上回る預金基盤を有している（家計の当座預金において3.6%（注2））。

また、BNLバンカ・コメルシアーレは企業（貸付において約4.4%（注2）の市場シェア）および地方自治体の市場において定評があり、キャッシュ・マネジメント、国際送金業務、プロジェクト・ファイナンス、ストラクチャード・ファイナンスおよび専門子会社であるイフィタリアを通じたファクタリング（同社は、イタリア第3位（注3））の専門知識を有すると認められている。

BNLバンカ・コメルシアーレは、リテール・バンキング業務（金融アドバイザーのネットワークを含む。）、プライベート・バンキング業務およびコーポレート・バンキング部門について別個に、領域別に整理されるマルチチャネルのリテール・ネットワーク（ディレツィオーネ・レジョナリー）に基づく革新的かつオーダーメイドのサービス・デリバリー・モデルを展開している。リテール・ネットワークは以下のものからなる。

- ・721の支店（年中無休・24時間体制で顧客にサービスを提供するオープンBNLオムニチャネル支店（約92の支店）を含む。）
- ・36のプライベート・バンキング・センター
- ・45の小規模企業センター
- ・中小企業、大企業、地方自治体および公共団体を取り扱う43の支店
- ・顧客の国境を越えた活動のためのイタリアにある1つのトレード・センター
- ・外国に所在するイタリア企業およびイタリアに直接投資する多国籍企業を支援するための、2つのイタリアデスク

また、1,800の現金自動預入支払機、約78,000のカード決済端末（POS）、約451の金融アドバイザーからなるネットワーク（ライフ・バンカーズ（Life Bankers）と呼ばれる。）ならびに拡大領域である、とりわけハロー・バンク！のようなオンラインおよびモバイルでのデジタル・バンキング・ソリューションがある。

BNLバンカ・コメルシアーレはまた、例えば中小企業および個人向けのテレパス（イタリアでの通話サービス・オペレーター）およびアルバルと共同で開始したサービスを用いて新たなデジタルの活用の展開を継続した。これにより、とりわけ銀行口座、料金支払および車両レンタルならびに様々なモバイル機器関連サービスを組み合わせることが可能になった。BNLバンカ・コメルシアーレは、このサービスにおいて既に73,000を超える顧客を有し、そのうち77%は新規の顧客である。

（注1） 稼動顧客。

（注2） 出典：2019年イタリア銀行。

（注3） 出典：アッシファクトの売上高ランキング。

ベルギー国内リテール・バンキング（BRB）

3.5百万の顧客を有するBNPパリバ・フォルティスは、リテール顧客向け銀行（注1）においてベルギーで第1位であり、法人向け銀行および小規模企業向け銀行において、強固な地位を確立している。BNPパリバはまた、ベルギーにおいて有数のプライベート・バンクである。

コーポレート・バンキング事業は、BNPパリバ・フォルティスがベルギーにおいて第1位（注2）となっている分野であり、企業、公共団体および地方自治体に対して広範な金融サービスを提供している。

リテール・バンキング事業およびプライベート・バンキング事業は、多様な統合ネットワークを通じ、個人顧客、起業家および中小企業にサービスを提供することにより、顧客が支店ネットワークおよびデジタル・チャンネルの間で選択をするハイブリッドな銀行業務戦略に適合している。

- ・ 商業網は、590の支店（うち267は独立である。）および18の新たな専門組織の拠点である小規模企業のための銀行（Banque des Entrepreneurs）からなる。また、270のフィントロのフランチャイズ（注3）およびBポスト・バンクとの合併事業を通じた658の小売店がある。その590の支店は、9の地域に直属する41の支店グループとして編成されている。
- ・ リテール・バンキング事業およびプライベート・バンキング事業のデジタル・プラットフォームは、2,734の現金自動預入支払機のネットワーク、オンライン銀行取引サービス（イージー・バンキング）およびモバイル・バンキング（総計2.1百万人のアクティブユーザー）を管理している。
- ・ 1週間に最高40,000件の電話を処理するイージー・バンキング・センターを通じ、顧客が同社を利用可能である。

資金提供は、506,000を超える顧客を擁するネット銀行であるハロー・バンク！によって完結される。

プライベート・バンキング事業のサービスは、250,000ユーロを超える運用資産を有する個人顧客向けのものである。プライベート・バンキング事業内におけるウェルス・マネジメント部門は、5百万ユーロを超える運用資産を有する顧客を対象とする。プライベート・バンキングの顧客は、32のプライベート・バンキング・センター、ジェームズ（James）による1つのプライベート・バンキング・センター（注4）および2つのウェルス・マネジメント・センターを通じて、サービスを受ける。

非常に広範な法人および中規模企業の顧客基盤を有するベルギーにおけるコーポレート・バンキング事業は、両方の顧客区分ならびにパブリック・バンキングおよび非営利バンキングにおいて、リーダーおよび挑戦者の両方の立場にある。

BNPパリバ・フォルティスは、デジタル化の展開および顧客経験価値の向上を継続させた。新たな機能がイージー・バンキング・アプリに加えられ、消費者金融のオンライン申込みが可能になった。新たなロボットおよびAIをベースとした顧客サービスセンターもまた、顧客からの照会への対処を最適化するために創設された。

(注1) 出典：2019年ベンチマーキング・モニター。

(注2) 出典：2019年グリニッジ誌。市場浸透率に関して。

(注3) 2019年12月において、フィントロは324,456の稼動顧客のために、270の支店、1,326人の従業員および運用資産11.52十億ユーロ（保険事業を除く。）を有していた。

(注4) プライベート・バンキング・センターは、リモートサービスをデジタル・チャネルを通じて提供している。

ルクセンブルク国内リテール・バンキング事業（LRB）

リテール・バンキング市場における市場シェアの16%（注1）および中小企業市場における市場シェアの20%（注2）を占めるBGL BNPパリバは、ルクセンブルクにおいて第2位の銀行である。

ルクセンブルク国内リテール・バンキング事業は、経済への資金供給に積極的に関与しており、とりわけデジタル化に重点を置きつつ、変化する顧客の行動様式に合わせて常にその戦略およびネットワークをきめ細かに調整している。

ルクセンブルク国内リテール・バンキング事業は、その700人の従業員の専門知識を活かし（注3）、以下を通じて顧客の計画を結実させるために支援をしている。

- ・以下を通じて毎日約183,000の顧客にバンキング・サービスを提供するネットワーク
 - ・個人顧客および企業顧客向けのルクセンブルク各地における41の支店および128の現金自動預入支払機
 - ・支店網、オンライン・バンキング、テレフォン・バンキングおよびモバイル・バンキングを含む革新的なマルチチャネルによって提供される、包括的かつ多様な商品およびサービス
 - ・顧客のポートフォリオ管理を支援する金融アドバイザーの専門チームを擁する、オンライン貯蓄銀行および投資専門家によるリモート投資助言サービス
- ・専門的な事業マネージャーを擁し、1,800の法人にサービスを提供するコーポレート・バンク
- ・約5つの拠点を中心として構成され、3,500の顧客に対して個別に調整した資金管理サービスおよび資産運用サービスを提供するプライベート・バンク

(注1) 出典：2019年のTNS ILRESの銀行調査。

(注2) 出典：2018年のTNS ILRESの中小企業向け銀行調査。

(注3) 従業員の各職務は別とする。

アルバル

アルバルは、フルサービスの車両リースおよびモビリティを専業とするBNPパリバの子会社である。アルバルは、法人顧客（大規模多国籍企業から中小企業まで）、その従業員および個人に、モビリティを最大限に利用したオーダーメイドのソリューションを提供している。

アルバルは、車両のリース（融資、保険、維持管理、タイヤ等）に関連するサービス、追加的なモビリティ・ソリューション（カー・シェアリング、自転車シェアリング、自動車の相乗り等）ならびに日々の車両利用を容易にするための車両管理者および運転手のためのデジタル・ツールを提供している。顧客のエネルギー移行戦略を支援するため、アルバルは、「SMaRT」（持続可能なモビリティと責任目標）アプローチも導入した。

2019年度末現在、アルバルは、当社が事業を展開する27ヶ国において7,000人を超える従業員を有し、合計約1.3百万台のリース車両を管理している。アルバルは、主に欧州で事業を展開し、欧州において市場のリーダーとなっている。さらにアルバルは、当該部門において世界で主導的地位を誇り、50ヶ国において合計3百万台を超える車両を有するエレメントーアルバル・グローバル・アライアンス（Element-Arval Global Alliance）を通じ、戦略的パートナーシップを基盤としている。

モビリティ部門の革新に関与するオペレーターとして、アルバルは、サービスとしてのモビリティ提携（Maas Alliance）を結んだ。同提携は、サービスとしてのモビリティへの共通のアプローチに必要とされる基盤の創設を目指す官民パートナーシップであり、要求に応じて単純なモビリティ・サービスに様々な形の移送サービスを統合している。

BNPパリバ・リーシング・ソリューション

BNPパリバ・リーシング・ソリューションは、事業用設備向けのリースおよび資金調達ソリューションを法人および小規模企業の顧客向けに提供している。

BNPパリバ・リーシング・ソリューションは、機能的な経済における大手事業者として、企業に対し競争優位を保ち、継続的かつ責任を持った成長を遂げるための柔軟性を提供している。

BNPパリバ・リーシング・ソリューションは、約3,300人の従業員を擁し、欧州の20ヶ国ならびに中国、米国およびカナダにおける顧客およびパートナーの成長を支援している。

これらのソリューションは、以下の3つの販売チャネルを通じて提供される。

- ・産業パートナー（専門の設備製造業者、販売業者およびソフトウェア発行者）による最終顧客への資金調達ソリューションの提供
- ・法人によるリースおよび車両管理の提供
- ・BNPパリバの銀行取引ネットワークによる顧客の投資計画のサポート

BNPパリバ・リーシング・ソリューションは、とりわけ主に以下の2つの設備カテゴリーに対する融資を行っている。

- ・ロジスティクス車両機器：農業機器、建設用機器、公共事業用機器、商用軽自動車および産業車両
- ・技術機器：IT、オフィス向け機器、電子通信技術、医療および専門的な技術

2019年、BNPパリバ・リーシング・ソリューションは346,000を超えるプロジェクトに対する融資を行い、その合計額は14.1十億ユーロに上った。2019年12月末現在における、その管理下の貸付残高合計は34十億ユーロに達した（注1）。

リーシング・ソリューションおよびアルバルと共に、BNPパリバは、法人向けリースにおいて、欧州における第2位の地位を有している（注2）。

（注1） うち13.4十億ユーロは、4つの国内市場部門のリテール・ネットワーク全体の残高である。

（注2） 出典：2019年12月に公表されたアセット・ファイナンス・ヨーロッパ・50ランキング。

BNPパリバ・パーソナル・インベスターズ

BNPパリバ・パーソナル・インベスターズは、ネット銀行および投資業務に特化している。

パーソナル・インベスターズは、3.7百万の顧客に対し、幅広い銀行取引、融資、貯蓄商品および短期から長期にわたる投資関連のサービスをモバイルアプリ、オンライン、電話または対面で提供している。また、意思決定手段、助言、および分析結果を提供している。

パーソナル・インベスターズは、独立した金融アドバイザー、資産運用会社およびフィンテックに対してもサービスおよびITプラットフォームを提供している。サービスには、市場アクセス、取引、口座管理および保管のサービスが含まれる。

パーソナル・インベスターズは、ドイツ、オーストリア、スペインおよびインドを網羅しており、現在、4,300人を超える従業員を有している。

- ・ドイツにおいて、パーソナル・インベスターズは個人顧客を対象としたコンソールバンク、企業間取引における顧客のためのDAB BNPパリバおよび富裕層顧客のための、BNPパリバ・ウェルス・マネジメントと合わせたドイツ国内プライベート・バンキングという3つのブランド名で事業を行っている。パーソナル・インベスターズは、その市場において顧客数で第4位のフルサービスを提供するダイレクト・バンク（注1）であり、個人からの決済済注文数で第2位のオンライン仲介業者である（注2）。パーソナル・インベスターズは、ドイツにおいて、1.6百万近い顧客に対してそのサービスを提供している。
- ・シェアカン社は、インドで5番目に大きいオンライン仲介業者である（注3）。その業務規模は、145の支店および3,000を超えるフランチャイズ契約者のネットワークを通じて575の町にまで拡大しており、2.0百万の顧客に対してサービスを提供している。
- ・オーストリアにおけるハロー・バンク！は、オーストリア市場において5番目に大きいオンライン銀行である（注4）。ハロー・バンク！は、78,000を超える顧客にサービスを提供している。スペインのパーソナル・インベスターズは、個人顧客に対するサービスを提供しており、スペイン証券取引所における仲介業者を務めている。

（注1） 自動車のメーカー向けの専用フルサービスを提供するダイレクト・バンクを除く。

（注2） 大手競合他社からの財務情報。

（注3） インド国立証券取引所により公表されたデータに基づく順位。

（注4） modern-banking.atからのデータに基づく順位。

ニケル

2017年のコント・ニケルの買収をもって、BNPパリバは、フランスにおける簡単で便利なデジタル・サービスを通じた支払および受領に関する顧客のニーズに応えた。ニケルは現在、多様な顧客基盤の需要に合わせた幅広いソリューションを提供し、当社グループのフランスにおけるリテール・バンキング・サービスを補完している。

ニケルは、5,500超のたばこ販売店をもつフランスで3番目に大きなリテール販売店網であり、スペインでの立上げを準備している。

2019年12月31日現在、1.5百万口近くのニケルの口座が開設されている。

(3) 国際金融サービス事業

国際金融サービス事業は、以下の事業により構成され、個人、法人および機関投資家といった幅広い顧客にサービスを提供している。

- ・ 海外リテール・バンキング事業：ユーロ圏外の15ヶ国におけるリテール・バンキング業務を取り扱い、当該国において、個人、中小企業、専門家および法人にサービスを提供するため、BNPパリバの総合的なビジネス・モデルを展開している。
- ・ パーソナル・ファイナンス：セテレム、コフィノガまたはフィンドメスティック等の有名ブランドを通じて、約30ヶ国において個人を対象とした融資のソリューションを提供している。
- ・ BNPパリバ・カードィフ：34ヶ国において、人、プロジェクトおよび資産に保険をかけるための貯蓄および保障のソリューションを提供している。
- ・ ウェルス&アセット・マネジメントにおける以下の3つの主要な専門事業
 - ・ BNPパリバ・ウェルス・マネジメント：7,000人近い従業員を擁し、特に欧州およびアジアにおいて国際的な存在感を示しながら、393十億ユーロの運用資産を有する、プライベート・バンキングにおけるグローバルベンチマークである。
 - ・ BNPパリバ・アセット・マネジメント：資産運用における大手事業者であり、33ヶ国において2,400人を超える従業員を擁し、440十億ユーロの運用資産を有している。
 - ・ BNPパリバ・リアル・エステート：欧州大陸諸国における法人に対する不動産サービス事業で主導的水準にあり、32ヶ国において4,800人を超える従業員を擁し、30十億ユーロの運用資産を有している。

国際金融サービス事業は、60ヶ国を超える国々において79,000人近くを雇用しており、当社グループにとって重要な発展地域であるアジア太平洋地域および南北アメリカにおいて確固たる地位を築いており、当該地域においてBNPパリバの商品およびサービスを顧客に提供している。

海外リテール・バンキング事業（IRB）

海外リテール・バンキング事業は、ユーロ圏外の15ヶ国における個人、専門家および法人のためのリテール・バンキング業務を含んでいる。海外リテール・バンキング事業は3つの地域に構造化されている。

- ・ 米国
- ・ 中欧、東欧およびトルコ
- ・ アフリカ

海外リテール・バンキング事業はまた、中国の南京銀行に出資している。

海外リテール・バンキング事業は、確固たる地域の知識に基づき、広範な財務上のサービスおよび非財務上のサービスを提供するためにBNPパリバの普遍的かつ総合的なモデルおよび多様な専門技術を用いている。

海外リテール・バンキング事業は、すべての地域にわたって持続的にかつ責任を持って顧客を支援している。

海外リテール・バンキング事業は、3つの事業部門を対象にしている。

- ・15百万超の個人顧客および中小企業に提供される、マルチチャネルかつローカルなサービス（2,444超（注1）の支店を含む。）を含むリテール・バンキング
- ・国際金融サービス事業内の対応する事業部門と提携するウェルス・マネジメント
- ・ホールセールバンキング事業と提携し、77の業務センター、24のトレード・センターおよび多国籍企業のための13のデスクのネットワークを通じてあらゆる国でBNPパリバのサービスおよび支援への現地アクセスを提供する、コーポレート・バンキング

（注1） 支店総数（持分法に基づく連結会社の中国およびガボンの支店を含む。）。

バンクウェスト

ファースト・ハワイアン・バンクの売却後、米国でのリテール・バンキング事業は、もっぱら1998年以降バンクウェスト・コーポレーションの子会社であるバンク・オブ・ザ・ウェストを通じて行われている（注1）。

バンク・オブ・ザ・ウェストは現在、2百万超の顧客にサービスを提供している。2019年12月31日現在、バンク・オブ・ザ・ウェストは、9,700人超の従業員（注2）、534の支店および推定92.9十億米ドルの総資産額を有している。同社は、預金ベースで、米国西部において8番目（注3）に大きい商業銀行である。

バンク・オブ・ザ・ウェストは、主に米国の西部および中西部24州における支店および事務所を通じて、非常に幅広いリテール・バンキングの商品およびサービスを個人、小規模企業および法人の顧客向けに販売している。同社は、船舶、レクリエーション車両および農業関連産業等の複数の専門的融資において米国全土で確固たる地位を築いている。同社は、とりわけ法人、ウェルス・マネジメントおよび中小企業のセグメントにおいて事業を拡大している。

バンク・オブ・ザ・ウェストは、2019年12月末現在、720,000の稼働しているデジタル顧客（注4）を有していた。同社はまた、決済機関によって運営されるリアル・タイム・ペイメント・ネットワークの一部である。

（注1） 2018年5月8日に13.2%、2018年7月31日に15.5%、および2018年9月5日に14.9%の持株を売却した後、ファースト・ハワイアン・バンクは、売却予定資産の下で2018年6月30日以降IFRS第5号に従い再分類されており、2018年10月1日付で、コーポレート・センターに移管された。残りの株式は2019年1月30日に売却された。

（注2） 超過勤務をなくし、統合された職務および臨時社員を含む。

（注3） 出典：S&Pグローバル・マーケット・インテリジェンス。2019年6月30日における米国西部の預金に基づく。

（注4） 少なくとも月1回デジタル・バンキング・サービスを利用している顧客。

欧州・地中海沿岸諸国部門

30,700人近い従業員および1,910超の支店ネットワークを有する欧州・地中海沿岸諸国部門は、現在、14ヶ国において13.5百万近い顧客にサービスを提供している。事業体としては、トルコのTEB、ポーランドのBNPパリバ・バンク・ポルスカ、ウクライナのウクルシブバンク、モロッコのBMCI、チュニジアのUBCI、アルジェリアのBNPパリバ・エル・ジャジーラ、サハラ以南のアフリカの7ヶ国のBICIおよびアジアの提携先（中国の南京銀行）が挙げられる。

BNPパリバ・バンク・ポルスカは、情報システムを一元化させて、ライフファイゼン・バンク・ポルスカの中核的な銀行業務（「中核銀行」）の統合において重要な節目を示し、同業務は2018年10月31日付でBGZ BNPパリバに統合された。同取引によってBGZ BNPパリバの地位はポーランドの市場における6番目の規模の銀行として強化され、3.7百万人を超える顧客を有している。

特に850,000を超える顧客を有し、新しいモバイルアプリであるセプテテブ・イステ（CEPTETEB TE）を通じて主に中小企業顧客向けの様々な機能および手段を提供するトルコのセプテテブと共に、デジタル提供は拡大し続けた。ポーランドにおけるBNPパリバはまた、モバイル口座管理を行うアプリであるゴモバイル（Gomobile）に機能を追加した。モロッコでは、BMCIが、2019年に創設された2つの子会社であるデジフィ（Digifi）およびデジサーブ（Digiserv）を通じて固有の範囲の財務上のデジタル・サービスおよび非財務上のデジタル・サービスを開始した。

BMCIは、ヴィジオ・アイリスによる新興国市場における最も責任ある企業のランキングで銀行部門において第2位に選ばれた。最後に、BNPパリバ・バンク・ポルスカは、カンヌライオンズグランプリ2019において、女性支援および機会均等促進のキャンペーンで受賞した。

パーソナル・ファイナンス

BNPパリバ・パーソナル・ファイナンス（PF）は、その消費者金融の事業活動を通じたBNPパリバ・グループの消費者金融の専門部署である。約30ヶ国において20,800人近い従業員を有するBNPパリバ・パーソナル・ファイナンスは、欧州の消費者金融における主導的な専門事業者の地位にある（注1）。

セテレム、クレディ・モデルヌ、フィンドメスティックおよびアルファクレジット等のブランドを通じて、パーソナル・ファイナンスは、販売場所（小売店舗および自動車販売店）において、またはその顧客関係センター、ウェブサイトおよびモバイルアプリを通じて、幅広い消費者金融サービスを提供している。

BNPパリバ・パーソナル・ファイナンスはまた、提携先の業務および商業方針に適応させたサービスを統合する経験と能力を利用して、リテール・チェーン、自動車会社、自動車販売店、ウェブ業者およびその他の金融機関（銀行取引および保険）と提携する積極的戦略を展開している。

BNPパリバ・パーソナル・ファイナンスはまた、その事業活動の成長を支え、新たなコミュニケーション実務に対応するためのグローバルなブランド・ポートフォリオの一貫性を強化した。

消費者金融事業はまた、一部の国外におけるBNPパリバ・グループのリテール・バンキング・ネットワーク内で運営されている。

BNPパリバ・パーソナル・ファイナンスは、フランスにおけるノリア2018（Noria 2018）の消費者金融の証券化によって欧州における最優秀証券化発行体（注2）に選ばれ、南アフリカ、イタリア、スペインおよびポルトガルにおいてまた、トップ・エンプロイヤー2019となった。

デジタル変革は、その戦略計画の中核である。2019年には合計で240百万超のセルフ取引が顧客によって行われ（取引合計の85%）、5.8百万超の契約が電子署名で行われ（契約合計の56%超）、月次計算書の82%超はデジタル化された。

パーソナル・ファイナンスは、革新的な日常の金融商品およびフィンドメスティックの顧客へのサービスの提供をイタリアで始め、デジタル・バンキング業務を成長させた。イタリアの子会社は、募集の相互補完的な性質、販売構造および顧客インターフェースの点で、消費者金融と日常の金融商品を完全に統合することを選択した。

金融教育およびe-inclusionは、市民エンゲージメント戦略に極めて重要なものである。過去10年間にわたりレスポンシブル・クレジット（R）の分野の中心的存在として、BNPパリバ・パーソナル・ファイナンスは、様々なブランドで、ソーシャル・インクルージョンおよびエコノミック・インクルージョンのための債務予防および支援を目的とした予算管理の展開および促進を行ってきた。2019年には、世界中で50,000人の人々が同プログラムの恩恵を受けた。

さらに、フランス財団の支援の下で、セテレム基金の使命は、デジタル・インクルージョンを促進および浸透させ、3つの主要な介入領域（アクセス、適切な実践および情報格差）に沿って選択された公共プロジェクトを支援することである。

（注1） 出典：消費者金融に特化した会社が公表した年次報告書。消費者金融事業からの収益ベース。

（注2） 出典：グローバル・キャピタル誌。

BNPパリバ・カーディフ

45年間超にわたり、BNPパリバ・カーディフは、人、プロジェクトおよび資産に保険をかける貯蓄および保障の商品およびサービスを設計、開発および販売している。

今日34ヶ国で地理的プレゼンスのあるBNPパリバ・カーディフは、保証付資本性商品、ユニット・リンク型ファンドまたはユーロ・グロース契約（Euro-growth contract）を通じて、元本を構築し、成長させると共に、将来に備えるための貯蓄ソリューションを提供している。

顧客のニーズの変化に応じるため、信用保護保険において世界で主導的地位にあるBNPパリバ・カーディフは、損害保険、健康保険、家計保険、収入保障および支払手段の保険、予測不可能な事象（失業、怪我、死亡）に対する保護ならびに個人情報の保護も提供している。

固有のモデルを基礎としつつ、BNPパリバ・カーディフは、その商品およびサービスを500を超えるBNPパリバ・グループ内外の販売提携先と共に創出している。マルチセクターの提携網は、銀行、信用機関、金融機関、自動車製造会社、小売業者、電気通信会社、仲介業者および金融アドバイザーで構成されている。

2019年、BNPパリバ・カーディフは、2つの重要な提携を結んだ。ラテンアメリカでは、BNPパリバ・カーディフおよびスコシアバンク（Scotiabank）が戦略的バンカシユアランス提携に署名した。かかる15年にわたる戦略的提携は、チリ、コロンビア、メキシコおよびペルーにおけるスコシアバンクの9百万の顧客のための保護および保険ソリューションの展開に備えている。BNPパリバ・カーディフのマルチチャネルかつ分析的専門知識によって、スコシアバンクがかかる国々の顧客に革新的なソリューションおよび新たな経験を提供することが可能になる。

さらに、英国では、BNPパリバの保険部門であるセインズベリー・バンク（Sainsbury's Bank）とアルゴス（Argos）がセインズベリー・バンクのペット保険を立ち上げるために提携した。

ウェルス・マネジメント

BNPパリバ・ウェルス・マネジメントはBNPパリバのプライベート・バンキング業務を網羅しており、個人富裕層、株主一族の顧客および起業家の資産管理および財務上のすべてのニーズに対応している。

2019年において393十億ユーロの運用資産を有し、7,000人近い従業員を擁するBNPパリバ・ウェルス・マネジメントは、プライベート・バンキング部門において世界の主導的地位にあり、ユーロ圏で最も大きなプライベート・バンクである。

BNPパリバ・ウェルス・マネジメントは、欧州、アジア、中東および米国で活動し、現在欧州の国内市場の主導的立場であり、欧州、アジアおよび米国で重要なグローバル・プレーヤーであり続けている。

2019年に、BNPパリバ・ウェルス・マネジメントは、ドイツおよびアジアの市場で組織的に成長し、ルクセンブルクのABNアムロ銀行およびポーランドのライフファイゼンのプライベート・バンキング事業の統合に続く買収を通じて、2018年に買収した。

BNPパリバの統合型モデルに依拠して、BNPパリバ・ウェルス・マネジメントは、当社グループのあらゆる資源から恩恵を受け、様々な市場において顧客をサポートするよう編成されている。中でも欧州および米国において、プライベート・バンキング事業の発展は、BNPパリバのリテール・バンキング・ネットワークの支援を受けている。アジアにおいて、最も高度なニーズに応じるため、ウェルス・マネジメントは、市場における当行の歴史的な地位とホールセールバンキング事業に支えられている。

起業家顧客の特定のニーズに応えるため、BNPパリバ・ウェルス・マネジメントの専門家は、資産管理戦略の立案のために、顧客の個人資産と事業資産との間の橋渡しとなるオーダーメイドのソリューションを作成する。

BNPパリバ・ウェルス・マネジメントは、その世界規模のアプローチ、専門家の国際ネットワークおよびカスタマイズされたソリューションにより、顧客のニーズおよび要望に合わせた、以下に挙げる高付加価値の製品およびサービスを提供している。

- ・資産計画サービス
- ・金融サービス（資産配分、投資商品の選択および一任されたポートフォリオ管理に対する助言サービス）
- ・カスタマイズされた融資

- ・専門家による分散に関する助言（ブドウ園、美術品、不動産または慈善活動）
- ・持続可能な投資（顧客の持続可能な投資計画のサポートならびに財務実績と社会的および環境的影響の統合）

イノベーションは、BNPパリバ・ウェルス・マネジメントが提供するサービスの中心であり、引き続きデジタル・ソリューションの範囲を拡大することにより、個々の顧客のカスタマー・ジャーニーに合わせた独自の体験を提供していく。

2019年は、特に顧客の影響プロファイルを明確にするのに使われるデジタル・ツールであるマイインパクト（myImpact）の展開を含む、持続可能な開発および重要な投資をテーマとした商品およびサービスの成長に特徴づけられた。

新しい「イープライベート（E-private）」のサービス・モデルもまた、フランスで始まり、電子署名を用いた完全な遠隔での関わり、新たな遠隔接触の手法ならびに顧客のニーズおよび資産のレベルに合ったサービスを最も独立した顧客に提供している。

BNPパリバ・ウェルス・マネジメントは、2019年度には以下のとおり位置付けられている。

- ・世界の最優秀プライベート・バンク（注1）
- ・欧州においては8年連続で（注2）、フランスにおいては8年間で7回（注3）の最優秀プライベート・バンクならびにベルギー（注3）における第1位、イタリアにおける5年連続第1位（注4）、さらにルクセンブルク（注5）、ポーランド（注5）、モナコ（注5）、トルコ（注4）およびモロッコ（注1）における第1位
- ・香港（注6）における最優秀プライベート・バンク
- ・米国西部における最優秀プライベート・バンク（注1）
- ・中東および北アフリカにおける最優秀プライベート・バンク（注7）
- ・西欧の富裕層のための最優秀プライベート・バンク（注5）
- ・慈善アドバイス（注7）およびデジタル文化（注3）のための最優秀プライベート・バンク

（注1） グローバル・ファイナンス誌。

（注2） プライベート・バンカー・インターナショナル誌。

（注3） プロフェッショナル・ウェルス・マネジメント誌。

（注4） ワールド・ファイナンス誌。

（注5） ユーロマネー誌。

（注6） ザ・アセット誌トリプルAアワード。

（注7） ウェルス・ブリーフィング・アワード。

BNPパリバ・アセット・マネジメント

BNPパリバ・アセット・マネジメントは、BNPパリバの資産運用部門であり、2,400人超の従業員を有している。BNPパリバ・アセット・マネジメントは、BNPパリバの統合型モデルを通じて、幅広い海外の顧客基盤にアクセスし、BNPパリバの販売網との近い関係を有している。同社は、440十億ユーロの運用資産と、520人超の投資専門家を有する。BNPパリバ・アセット・マネジメントは、欧州にその顧客の70%超を有し、そのうちの大多数がフランス国外であり、また、アジア太平洋において、その運用資産の約20%および従業員の25%というかなりの規模の数を有しており、重要な国際的存在感を有している。

BNPパリバ・アセット・マネジメントは、個人投資家（BNPパリバ内部の販売会社であるプライベート・バンキングおよびリテール・バンキングならびに外部の販売会社を通じて）・法人および機関投資家（保険会社、年金基金、公的機関およびコンサルタント会社）に投資ソリューションを提供している。同社の目的は、株式、フィクスト・インカム、民間債務・不動産およびマルチアセット・定量分析・ソリューション（MAQS）における幅広い専門知識により、高付加価値のソリューションを提供することである。BNPパリバ・アセット・マネジメントはまた、BNPパリバのリテール顧客に提供した優良な資金の幅によって、2019年コルベユ・ミュー・ヴィーブル・ヴォートル・アジャン・プライズ（the 2019 *Corbeilles Mieux Vivre Votre Argent* Prize）において4つの賞で表彰された。

BNPパリバ・アセット・マネジメントの優先事項は、その戦略決定および投資決定の中核において持続可能性を位置づけることによって、顧客にとって長期的かつ持続可能な投資リターンを実現することである。かかる事項およびグローバル・サステナビリティ戦略の一部として、BNPパリバ・アセット・マネジメントは、稼働している主力商品の幅を100%持続可能な商品提供に転換することで2019年にそのコミットメントを再確認し、すべての資金を環境・社会・ガバナンス基準に一体化させる厳密な過程に関与している。

BNPパリバ・アセット・マネジメントはまた、管理プラットフォームとしてのアラディン（Aladdin）ソフトウェアの導入により機械化を完了した。

BNPパリバ・リアル・エステート

BNPパリバ・リアル・エステートは、広範なサービスにより、建設時の設計から日々の管理まで、不動産のライフ・サイクルのあらゆる段階において顧客をサポートしている。

- ・不動産開発部門—2019年度には、フランスおよびドイツのフランクフルトで117,000平方メートルの商業用不動産を有し、2,500戸の住宅の建設が始まった。
- ・アドバイザー部門（取引、助言、専門知識）—2019年度には、6百万平方メートルが売却され、31十億ユーロの投資が支援されたが、これにはドイツで今までにない最大の取引である2.8十億ユーロのミレニウム（Millenium）ポートフォリオの売却が含まれている。
- ・投資運用部門—30.1十億ユーロの運用資産（AuM）がヨーロッパ、とりわけフランス、ドイツおよびイタリアで運用された。
- ・不動産管理部門—43.7百万平方メートルの商業用不動産がヨーロッパで管理された。

このマルチセクターによるサービス提供には、あらゆるクラスの資産（オフィス、住宅、倉庫、物流プラットフォーム、小売販売店、ホテル、宿泊施設等）が含まれる。

4,800人を超える従業員を擁し、当社グループは、機関投資家、オーナー、企業（中小企業、大企業グループ）、公共団体、地方自治体または個人であるかを問わず顧客のニーズに基づき、豊富なサービスを提供することができる。

大陸の14ヶ国における地理的ネットワークを有するBNPパリバ・リアル・エステートは、商業用不動産サービスにおいて、欧州の大手のうちの1つである。主要な市場は、フランス、ドイツおよび英国である。BNPパリバ・リアル・エステートはまた、香港、ドバイおよび2019年からはシンガポールのプラットフォームならびに米国を含むその他約15ヶ国の現地提携先との総合的な事業提携ネットワークを有している。

住宅開発において、BNPパリバ・リアル・エステートは、フランスの大部分の主要都市において事業を行っているが、ロンドン、ミラノおよびローマにおいてもプロジェクトを展開させた。

(4) ホールセールバンキング事業

ホールセールバンキング部門

55ヶ国において35,000人近い従業員を雇用しているBNPパリバのホールセールバンキング事業は、資本市場業務、証券管理業務、資金調達業務、キャッシュ・マネジメント業務および財務アドバイザリー業務において、2種類の顧客、すなわち法人および機関投資家（銀行、保険会社、資産運用会社等）に対し、オーダーメイドのソリューションを提供している。

BNPパリバのホールセールバンキング事業は、法人顧客および機関投資家の間の架け橋として、法人顧客の資金調達ニーズを、投資機会を求める機関投資家へとつなぐことを目指している。2019年度中、BNPパリバの事業部門からの営業収益の27%は、BNPパリバのホールセールバンキング事業によるものであった。

ホールセールバンキング事業の合理化されかつ効率的な体制は、BNPパリバの法人顧客および機関投資家のニーズに応えるために設計されたものである。そのため、ホールセールバンキング事業は、以下の3つの主要事業を中心に構成されている。

- ・ コーポレート・バンキング（各地域毎に独自の組織を有する。）
- ・ グローバル・マーケット（すべての資本市場業務を統括する。）
- ・ 証券管理事業

ホールセールバンキング事業は、以下の3つの主要地域に区分されている。

- ・ 欧州・中東・アフリカ
- ・ 南北アメリカ
- ・ アジア太平洋

2019年の賞

- ・ ユーロ債における年間最優秀賞（2019年IFR誌アワード）
- ・ FXデリバティブにおける年間最優秀賞（2019年IFR誌アワード）
- ・ グリーンボンド起債における年間最優秀主幹事会社（2019年エンバイロンメンタル・ファイナンス誌ボンド・アワード）
- ・ 社債における最優秀賞（2019年グローバル・キャピタル誌ボンド・アワード）
- ・ リサーチおよび戦略における年間最優秀賞（2019年グローバル・キャピタル誌デリバティブ・アワード）
- ・ デリバティブにおける年間最優秀賞（2019年エネルギー・リスク誌アワード）

- ・通貨デリバティブにおける年間最優秀賞（2020年リスク誌アワード）
- ・西欧でのファイナンスにおける最優秀銀行（2019年7月ユーロマネー誌）

コーポレート・バンキング

コーポレート・バンキングは、借入れによる資金調達ソリューションに関連したサービス（一般的な融資および特殊な資金調達（輸出金融、プロジェクト・ファイナンス、買収ファイナンスおよびレバレッジド・ファイナンスを含む。）、M&A（買収または売却に関するアドバイザー・マンドート、戦略的な金融アドバイス、民営化のアドバイス等）、株式市場における発行業務（新規株式公開、増資、転換社債および他社株転換社債の発行等）ならびに流動性管理、キャッシュ・マネジメント、預金調達および国際貿易取引といったあらゆる取引銀行事業関連商品を統括している。総合的な商品およびサービスが世界中で顧客に提供されている。顧客のニーズに先回りをしたより良い対応を行うために、地理的地域毎にチームが設けられており、かかるチームによりグローバルな専門知識および地域の知識が統合されている。さらに、顧客との長期的関係の構築および管理の任務を負うコーポレート・カバレッジ・チームは、BNPパリバのグローバルな商品提供および広範な国際ネットワークへのアクセスも提供している。

業務センター（唯一の銀行）を利用するあらゆる顧客は、かかる配置および地域間での綿密な調整により、世界規模のコーポレート・バンキングのプラットフォームのサービスを受けることができ、またその活動に役立つ他のすべての業務センターの専門知識の恩恵を受けることができる。

欧州・中東・アフリカにおいて、コーポレート・バンキング業務は、34ヶ国でその地理的な存在感を示している。かかる配置は、当社グループの4つの国内市場に密接に関連して創出された「企業にとって唯一の銀行」という取組を強化しており、2019年において66のトレード・センターのネットワークを含んでいた。欧州・中東・アフリカのグローバル・バンキングは、現在グローバル・マーケットとの合併事業であるキャピタル・マーケット・プラットフォーム上に、ホールセールバンキング事業の金融部門（債券および株式）、M&Aアドバイザー、証券化、シンジケーションならびに販売部門を結集させている。

アジア太平洋において、コーポレート・バンキング業務およびアドバイザー業務は、一連のM&Aアドバイザー・サービス、ファイナンス、資本調達（債券および株式発行市場）および取引銀行事業（キャッシュ・マネジメント、国際貿易、関連するリスク・ヘッジ・サービス、預金預かり）を提供している。コーポレート・バンキングは12の異なる市場において、フルバンキングライセンスを保有する支店または子会社を通じて、顧客に主要通貨および現地通貨での広範かつ総合的なエンドツーエンドの銀行サービスを提供している。

南北アメリカにおいて、コーポレート・バンキング（グローバル・バンキング・プラットフォーム）は、当行の法人顧客および機関投資家顧客をサポートするいくつかの商品分野を含んでいる。グローバル・クレジット・マーケット部門（グローバル・マーケット部門と連携して運営されている。）は、デット・オリジネーション、ファイナンス、シンジケーション、販売ならびに取引および研究業務を統括しており、その主要な業務は、アセット・ファイナンス、ハイグレード債によるファイナンスおよびレバレッジド・ファイナンスである。トレード・トレジャリー・ソリューションズは、キャッシュ・マネジメント、国際貿易、運転資本管理およびリクイディティ・ソリューションを提供している。さらに、インベストメント・バンキングのプラットフォームは、主要な顧客にM&Aの能力および戦略的アドバイスを提供し、また複数の部門に及んでいる。南北アメリカのグローバル・バンキングは、米国、カナダおよびラテンアメリカの6ヶ国で存在感を示している。

2019年の賞

- ・ 西欧でのファイナンスにおける最優秀銀行（2019年ユーロマネー誌アワード・フォー・エクセレンス）
- ・ 西欧での取引業務における最優秀銀行（2019年ユーロマネー誌アワード・フォー・エクセレンス）
- ・ 航空ファイナンスにおける年間最優秀賞（2019年エアファイナンス誌）
- ・ 輸出ファイナンスにおける最優秀銀行（2019年6月トレード・ファイナンス誌アワード）
- ・ 西欧で最も革新的な投資銀行（2019年ザ・バンカー誌アワード）
- ・ 2019年トレード・ファイナンスにおける最優秀銀行（3年連続）（2019年グローバル・ファイナンス誌）

2019年のランキング

- ・ 欧州・中東・アフリカでのシンジケート・ローンのブックランナーにおいて取引高、取引件数および収益第1位（2019年度ディーロジック誌）
- ・ 欧州の大企業向けトレード・ファイナンス第1位（2019年11月グリニッジ・シェア・リーダーズ）
- ・ 欧州の大企業向けキャッシュ・マネジメントおよびコーポレート・バンキングにおける市場普及率第1位（2020年1月グリニッジ・シェア・リーダーズ）
- ・ 欧州の投資適格デット・クレジット・マーケットにおいて取引高、取引件数第1位（2019年度ディーロジック誌）
- ・ 欧州・中東・アフリカでのエクイティ・リンク債において取引高、取引件数第1位（2019年度ディーロジック誌）
- ・ エクサンBNPパリバによる欧州全土の調査：株式セクターの調査第1位（3年連続）、先進欧州のブローカー第1位、欧州全土のエクイティ・セールス第1位および企業へのアクセス第1位（2019年6月エクステル社による調査）

グローバル・マーケット

グローバル・マーケットは、様々な法人顧客（会社、機関投資家、プライベート・バンク、販売会社等）にすべての資産区分に関する投資、ヘッジ、資金調達、調査およびマーケット・インテリジェンスの商品またはサービスを提供している。

グローバル・マーケットは、世界中の株式市場においてかなりの市場シェアを有し、業界のリーダーであり、また優れたプロバイダーの1つとして度々評価されている。

グローバル・マーケットの目的は、株式市場、金利市場、為替市場、現地市場および信用市場において幅広い金融商品および金融サービスを提供することである。グローバル・マーケットは、3,200人を超える従業員を擁し、世界中を対象とし、特にロンドン、パリ、ブリュッセル、ニューヨーク、香港、シンガポールおよび東京における多くの大規模業務センターを運営している。

グローバル・マーケットは、5つのグローバルな事業部門と2つの中核的な業務部門からなる。

- ・フィクスト・インカム、為替およびコモディティ業務部門
 - ・外国為替市場および現地市場ならびに商品デリバティブ部門
 - ・G10レート部門
 - ・証券発行市場および信用市場部門
- ・株式およびプライム・サービス業務部門
 - ・株式デリバティブ部門
 - ・プライム・ソリューションおよびファイナンス部門（仲介業務および資金調達ソリューション）

グローバル・マーケットは、エネルギー変換の促進を目的とした、資本市場における社会的に責任ある各種ファイナンスおよび投資ソリューションも提供している。

2019年に、グローバル・マーケットはまた、ターゲット顧客と共に選択的な成長戦略を続け、資産運用会社のためのプライム・ブローカレッジ業務および自動決済サービスの継続を確かにするために、ドイツ銀行との拘束力のある契約に署名し、すべての必要な技術および人材の電子化への移行に備えている。

2019年の賞

- ・社債における最も革新的な投資銀行（2019年9月ザ・バンカー誌インベストメント・バンキング・アワード）
- ・リサーチおよび戦略における年間最優秀賞（2019年5月グローバル・キャピタル誌デリバティブ・アワード）
- ・社債および金融機関における最優秀賞（2019年5月グローバル・キャピタル誌ボンド・アワード）
- ・日本における年間最優秀賞（2019年アジア・リスク誌アワード）
- ・デリバティブにおける年間最優秀賞および卑金属における年間最優秀賞（2019年エネルギー・リスク誌アワード）

2019年のランキング

- ・全ユーロ建て債券において取引高、取引件数第1位（2019年度ディーロジック誌）
- ・欧州・中東・アフリカでの全債券第1位（2019年度ディーロジック誌）
- ・国際債券第8位（2019年度ディーロジック誌）
- ・グローバル市場における全グリーンボンドにおいて取引高第3位（2019年度ディーロジック誌）

証券管理事業

証券管理事業は、証券管理サービスにおいて世界的に重要な役割を果たしている事業の1つであり、その保管資産は、2018年度と比較して13.3%増加して10,542十億ユーロとなり、管理資産もまた8.1%増加して2,512十億ユーロとなった。

証券管理事業は以下のとおり、投資サイクルに関与するすべての者に対してソリューションを提供している。

- ・投資銀行、ブローカーディーラー、銀行および市場インフラ（売り手側の事業者）向けに、世界中のすべての資産区分における実行サービス、デリバティブ清算、地域内外の清算、決済ならびにカストディのソリューションを提供している。ミドルオフィスおよびバックオフィス業務の外部委託に関するソリューションも提供している。
- ・機関投資家（資産運用会社、ヘッジ・ファンド、プライベート・エクイティ・ファンド、不動産および政府系資産運用ファンド、保険会社、年金基金、ファンド販売会社およびプロモーター（買い手側の事業者））は、一連の幅広いサービス（グローバル・カストディ、証券保管および受託サービス、名義書換代理およびファンド販売サポート、ファンド管理およびミドルオフィス業務の外部委託、投資、リスク評価および利回り報告）を享受している。
- ・発行体（オリジネーター、アレンジャーおよび法人）は、広範な受託管理サービス（証券化およびストラクチャード・ファイナンス・サービス、債権代理サービス、発行体への助言、ストック・オプション計画および従業員の持株管理、株主サービスならびに株主総会の管理）を利用することができる。
- ・すべての業者向けに、販売および金融サービス（有価証券貸出および借入、外国為替、信用および担保管理、トライパーティ担保管理、取引サービスならびに融資）を提供している。

2019年に、証券管理事業は、新たな世代のサービスを展開するために、世界の主要な資金分配プラットフォームの1つであるオールファンドとの契約に署名した。証券管理事業はまた、資産運用会社および個人のキャピタル・ファンド投資家に対するサービスを拡張し、またデジタル化するために、フィンテックのアセットマトリックス（AssetMetrix）における戦略上の権益を取得した。

2019年の賞

- ・証券管理事業における最優秀トランザクション・バンク（2019年9月ザ・バンカー誌）
- ・年間最優秀証券保管機関（2019年アジア・リスク誌アワード）
- ・欧州における年間最優秀ヘッジ・ファンド管理会社（2019年ファンズ・ヨーロッパ誌アワード）

- ・クロスボーダー・カストディにおける最優秀銀行（2019年4月アジアインベスターのアセット・マネジメント・アワード2019）
- ・ストックコネクトにおける最優秀証券保管機関を含む5つの賞（2019年6月ザ・アセット誌トリプルAアワード）

(5) コーポレート・センター

プリンシパル・インベストメンツ

プリンシパル・インベストメンツは、顧客を支援し、かつ中長期的に価値を引き出すために、当社グループの非上場および上場の産業投資および商業投資に対する投資用ポートフォリオを管理している。プライベート・エクイティ投資管理部門は、少数株式持分取得または民間債務による資金調達を通じた、非上場企業の譲渡および開発計画のための支援提供に特化した部門である。同部門は、プライベート・エクイティ・ファンドを通じてその経済活動への資金供給の間接的なサポートも提供している。上場証券投資管理部門は、主にフランス上場企業の少数株主持分を取得して管理している。

パーソナル・ファイナンスの住宅ローン貸出業務部門

当社グループの2014年度から2016年度の事業開発計画に従い、パーソナル・ファイナンスの住宅ローン貸出業務部門は、その大部分が長期的に縮小した状態にあり、2014年1月1日付でコーポレート・センターに配分された。

(B) 各部門毎の直近の経営成績に関する分析

上記「A. (A) (2) 主要事業別業績」および同「(3) 展望」を参照。

(C) 直近の財政状態に関する分析

(1) 貸借対照表

資産

概要： 2019年12月31日現在、BNPパリバ・グループの連結貸借対照表の合計額は、2018年12月31日現在（2,040.8十億ユーロ）から6%増加し、2,164.7十億ユーロとなった。当社グループの主な資産には、現金および中央銀行預け金、純損益を通じて公正価値で測定する金融商品、顧客貸出金および債権、償却原価で測定するか、資本を通じて公正価値で測定する負債証券、保険業務に係る金融投資、ならびに未収収益およびその他の資産が含まれ、これらは2019年12月31日現在、全体で資産合計の95%（2018年12月31日現在には96%であった。）を占めている。資産における6%の増加は、主として以下の増加に起因する。

- ・純損益を通じて公正価値で測定する金融商品における37.6十億ユーロ（7%）の増加（主に売戻契約業務およびデリバティブ金融商品の増加に起因する。）

- ・75.4十億ユーロ（9％）増加した償却原価で測定する金融資産は、主に顧客貸出金および債権における5％の増加（39.9十億ユーロ増加し、2019年12月31日現在には805.8十億ユーロに達した。）ならびに負債証券における44％の増加（33.4十億ユーロ増加し、2019年12月31日現在には108.5十億ユーロに達した。）に起因する。

現金および中央銀行預け金： 現金および中央銀行預け金は、2018年12月31日現在（185.1十億ユーロ）から16.2％減少し、2019年12月31日現在には155.1十億ユーロとなった。

純損益を通じて公正価値で測定する金融商品： 純損益を通じて市場価値またはモデル価値で認識される金融資産は、トレーディング・ポートフォリオ、金融デリバティブ、および性質上、償却原価で認識することまたは資本を通じて公正価値で認識することが認められていない、トレーディング目的で保有していない特定の資産により、構成されている。トレーディング・ポートフォリオにおける金融資産には、有価証券ならびに貸出金および買戻契約が含まれている。

これらの資産は、貸借対照表の各日付時点における市場価値またはモデル価値で測定されている。

純損益を通じて市場価値で測定する金融商品合計は、2018年12月31日現在と比較して7％増加（37.6十億ユーロ増加）した。

この増加は主に、有価証券ポートフォリオにおける8％の増加（9.9十億ユーロ増加し、2019年12月31日現在には131.9十億ユーロとなった。）と合わせて、貸出金およびレボ業務における7％の増加（13.2十億ユーロ増加し、2019年12月31日現在には196.9十億ユーロとなった。）ならびにデリバティブ金融商品における6％の増加（14.3十億ユーロ増加し、2019年12月31日現在には247.2十億ユーロとなった。）によるものであった。

顧客貸出金および債権： 顧客貸出金および債権は、普通預金、顧客貸出金、売戻契約およびファイナンス・リースに分けられる。

顧客貸出金および債権（減損控除後）は、2018年12月31日現在の765.9十億ユーロと比較して5％増加し、2019年12月31日現在には805.8十億ユーロとなった。これは、顧客貸出金の増加（6％。すなわち、2018年12月31日現在には695.6十億ユーロであったのに対し、2019年12月31日現在には734.2十億ユーロとなった。）およびファイナンス・リースの増加（2018年12月31日現在と比較して7％増加し、2019年12月31日現在には34.5十億ユーロとなった。）によるものである。減損引当金は減少し、2018年12月31日現在には24.1十億ユーロであったのに対し、2019年12月31日現在には21.2十億ユーロとなっている。

償却原価で測定するか、資本を通じて市場価値またはモデル価値で測定する負債証券： トレーディング目的で保有しておらず、かつIFRS第9号において定められているキャッシュ・フロー要件を満たす負債証券は、以下のとおり認識される。

- ・かかる商品の残存期間にわたり契約上の支払を回収することを通じて、キャッシュ・フローが回収されるよう管理されている場合には、償却原価で認識される。

- ・契約上のキャッシュ・フローの回収と金融資産の売却の両方によりその目的が達成される事業モデルの下で保有される場合には、資本を通じて公正価値で認識される。

償却原価で測定する負債証券： 償却原価で測定する負債証券は、実効金利法により測定される。2018年12月31日現在の75.1十億ユーロと比較して44%増加し、2019年12月31日現在には合計108.5十億ユーロ（減損控除後）となった。

資本を通じて公正価値で測定する負債証券： これらの資産は、貸借対照表の各日付時点における資本を通じて市場価値またはモデル価値で測定されている。2018年12月31日から2019年12月31日にかけて3.4十億ユーロ減少し、50.4十億ユーロとなった。

資本を通じて公正価値で測定する負債証券に係る未実現利益は、2018年12月31日現在の0.1十億ユーロと比較して0.1十億ユーロ増加し、2019年12月31日現在には0.2十億ユーロとなった。

保険業務に係る金融投資： 保険業務に係る金融投資には、以下が含まれる。

- ・引き続きIAS第39号に従い認識される金融商品（連結財務書類の注1.fを参照。）。これには、保険業務（ユニット・リンク型保険契約を含む。）に係る責任準備金に相当する投資が含まれる。
- ・市場価値がプラスのヘッジ目的で使われるデリバティブ
- ・投資不動産
- ・持分法投資
- ・保険および投資契約に関連する負債について再保険会社が有する持分

保険業務に係る金融投資は、2018年12月31日現在と比較して11%増加し、2019年12月31日現在には257.8十億ユーロとなった。この増加は、主として、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融商品における12%の増加（2018年12月31日現在には102.9十億ユーロであったのに対し、2019年12月31日現在には115.3十億ユーロとなった。）および売却可能金融資産における13%の増加（2018年12月31日現在には112.0十億ユーロであったのに対し、2019年12月31日現在には126.6十億ユーロとなった。）によるものであった。

売却可能金融資産に係る未実現利益は、2018年12月31日現在の9.1十億ユーロと比較して5.6十億ユーロ増加し、2019年12月31日現在には14.7十億ユーロとなった。

未収収益およびその他の資産： 未収収益およびその他の資産は、保証金および実行済銀行保証、取立勘定、未収収益および前払費用、ならびにその他の借方勘定およびその他の資産に分けられる。

未収収益およびその他の資産は、2018年12月31日現在における103.3十億ユーロと比較して10%増加し、2019年12月31日現在には113.5十億ユーロとなった。この増加は、とりわけ保証金および実行済銀行保証が10.5十億ユーロ（16%）増加したことに関連する。

負債

概要： 当社グループの負債（資本を除く。）は、2018年12月31日現在（1,935.1十億ユーロ）から6%増加し、2019年12月31日現在では2,052.9十億ユーロとなった。当社グループの主な負債は、純損益を通じて公正価値で測定する金融商品、顧客預金、負債証券、未払費用およびその他の負債、ならびに責任準備金およびその他の保険負債である。これらの項目は全体で2019年12月31日現在の当社グループの負債合計（株主資本を除く。）の93%（2018年12月31日現在は94%であった。）を占めていた。負債における6%の増加は、主として以下に起因すると考えられる。

- ・純損益を通じて公正価値で測定する金融商品における4%（22.3十億ユーロ）の増加（2019年12月31日現在には582.2十億ユーロとなった。）
- ・顧客預金における5%（38.1十億ユーロ）の増加（2019年12月31日現在には834.7十億ユーロとなった。）
- ・責任準備金およびその他の保険負債における11%（23.2十億ユーロ）の増加（2019年12月31日現在には236.9十億ユーロとなった。）

純損益を通じて公正価値またはモデル価値で測定する金融商品： トレーディング・ポートフォリオは、主に借入有価証券、買戻契約および金融デリバティブの売却からなる。純損益を通じて公正価値またはモデル価値で測定するものとして指定した金融負債は、主として、顧客に代わりオリジネートおよび組成された債券の発行により構成されているが、このリスク・エクスポージャーはヘッジ戦略と組み合わせて管理されている。この種の債券の発行には、多数の組込デリバティブが含まれているが、かかるデリバティブの価値の変動は、ヘッジ商品の価値の変動により相殺される。

純損益を通じて公正価値で測定する金融商品の合計額は、2018年12月31日現在と比較して4%増加した（2019年12月31日現在には22.3十億ユーロの増加となった。）。この増加は、主として、負債証券における16%の増加（9十億ユーロ増加し、2019年12月31日現在には64十億ユーロとなった。）、買戻契約業務における5.4%の増加（11十億ユーロ増加し、2019年12月31日現在には215.1十億ユーロとなった。）、および金融デリバティブにおける5.4%の増加（12.1十億ユーロ増加し、2019年12月31日現在において237.9十億ユーロとなった。）によるものであるが、有価証券ポートフォリオにおける13%の減少（2019年12月31日現在には9.7十億ユーロの減少となった。）により一部相殺された。

顧客預金： 顧客預金は、主に要求払預金、定期預金、貯蓄預金および買戻契約により構成されている。顧客預金は、2018年12月31日現在から38.1十億ユーロ増加し、834.7十億ユーロとなっている。これは、要求払預金における9%の増加（42.9十億ユーロ増加し、2019年12月31日現在には516.9十億ユーロとなった。）、および定期預金における6.1%の減少（10.6十億ユーロ減少し、2019年12月31日現在には165.0十億ユーロとなった。）によるものである。

負債証券： この区分には、譲渡性預金および債券発行が含まれているが、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融負債（連結財務書類の注5.aを参照。）に分類される負債証券は含まれていない。負債証券は2018年12月31日現在における151.5十億ユーロから、2019年12月31日現在には157.6十億ユーロに増加している。

未払費用およびその他の負債： 未払費用およびその他の負債は、受取保証金、取立勘定、未払費用および繰延収益、リース負債ならびにその他の貸方勘定およびその他の負債により構成されている。未払費用およびその他の負債は、2018年12月31日現在における89.6十億ユーロと比較して15%増加し、2019年12月31日現在には102.7十億ユーロとなった。この増加は、主として、受取保証金（10.4十億ユーロの増加（22%の増加））およびIFRS第16号基準（連結財務書類の注2を参照。）の適用後のリース負債（3.3十億ユーロ）によるものである。未払費用および繰延収益は、2.1十億ユーロ減少した（21%の減少）。

責任準備金およびその他の保険負債： 保険会社の責任準備金は、2018年12月31日現在と比較して11%増加し、2019年12月31日現在には232.3十億ユーロとなっている（2018年12月31日現在には209.8十億ユーロであった。）。この増加は、主として、保険契約に関連する負債の増加によるものである。

少数株主持分

少数株主持分は、2018年12月31日現在の4.3十億ユーロと比較して0.1十億ユーロ増加し、2019年12月31日現在には4.4十億ユーロとなっている。

親会社株主資本

親会社株主資本（配当支払前）は、2018年12月31日現在の101.5十億ユーロと比較して、2019年12月31日現在には107.5十億ユーロとなっている。この6十億ユーロの増加は、主として8.2十億ユーロの当期収益ならびに資本に直接認識される資産および負債の変動における1.6十億ユーロの増加によるものであるが、2018年12月31日に終了した事業年度における3.8十億ユーロの支払配当金により一部相殺された。

融資コミットメントおよび保証コミットメント

融資コミットメント： 供与した融資コミットメントは、主として、信用状、その他の確認信用状および他のコミットメントからなる。これらのコミットメントは、2018年12月31日現在と比較して24.4十億ユーロ増加し、2019年12月31日現在には329十億ユーロとなっている。

顧客に供与した融資コミットメントは、8%増加し、2019年12月31日現在には324.1十億ユーロとなり、また金融機関に供与した融資コミットメントは、1.8十億ユーロ増加し、2019年12月31日現在には5十億ユーロとなっている。

供与された融資コミットメントは、主として、中央銀行からのリファイナンスの一環として金融機関から供与された融資コミットメントからなる。

供与された融資コミットメントは、2018年12月31日現在における83.7十億ユーロと比較して12%減少し、2019年12月31日現在には73.4十億ユーロとなっている。

保証コミットメント： 供与した保証コミットメントは、（2018年12月31日現在における146.6十億ユーロと比較して）3%増加し、2019年12月31日現在には150.7十億ユーロとなった。この増加は、顧客に供与した保証コミットメント（2019年12月31日現在には、5%増加して118.4十億ユーロとなった。）によるものである。一方で、金融機関に供与した保証コミットメントは、（2018年12月31日現在における33.5十億ユーロと比較して）3%減少し、2019年12月31日現在には32.3十億ユーロとなった。

(2) 損益計算書

営業収益

	2019年12月31日 終了事業年度	2018年12月31日 終了事業年度	(単位：百万ユーロ) 変動 (2019年／2018年)
正味受取利息	21,127	21,062	0.3%
正味受取手数料	9,365	9,207	1.7%
純損益を通じて公正価値で 測定する金融商品に係る純利益	7,111	5,808	22.4%
資本を通じて公正価値で 測定する金融商品に係る純利益	350	315	11.1%
償却原価で測定する金融資産の 認識中止に係る純利益	3	(5)	n.s.
保険業務収益（純額）	4,437	4,064	9.2%
その他の業務収益（純額）	2,204	2,065	6.7%
営業収益	44,597	42,516	4.9%

概要： 当社グループの2018年度から2019年度の間における銀行業務収益（純額）の2.0十億ユーロの増加は、主に純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益における1.3十億ユーロの増加および保険業務収益（純額）における0.4十億ユーロの増加によるものである。

正味受取利息： この項目には、顧客関連取引、銀行間取引、当社グループの発行済負債性金融商品、キャッシュ・フロー・ヘッジ手段、金利ポートフォリオ・ヘッジに使用されるデリバティブ、償却原価で測定するか、資本を通じて公正価値で測定する負債証券および純損益を通じて公正価値で測定する非トレーディング商品に係る正味受取利息および正味支払利息が含まれる。

より具体的には、「正味受取利息」の項目には以下が含まれる。

- ・貸出金および債権に係る正味受取利息（利息、取引費用、貸出金の当初の価値に含まれる手数料を含む。）。これらの項目は、実効金利法で計算され、貸出金の期間にわたって損益計算書に計上される。
- ・当社グループが保有する、償却原価で測定するか、資本を通じて公正価値で測定する負債証券に係る正味受取利息（実効金利法で計算された利息の場合）、および純損益を通じて公正価値で測定する非トレーディング負債証券に係る正味受取利息（契約上の未払利息の場合）
- ・とりわけ変動金利の資産および負債に係る金利リスクをヘッジするために用いられる、キャッシュ・フロー・ヘッジからの正味受取利息。キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の変動は、資本として計上される。ヘッジの期間にわたって資本として計上される当該金額は、損益計算書において、ヘッジ対象からのキャッシュ・フローが損益として認識される時点で、「正味受取利息」として振り替えられる。

公正価値ヘッジデリバティブに係る受取利息および支払利息は、ヘッジ対象から生じた利息に含まれている。同様に、取引の経済的ヘッジに使用されるデリバティブのうち純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定したデリバティブから生じる受取利息および支払利息は、原取引に関連する受取利息および支払利息と同じ勘定に配賦される。

正味受取利息の水準に影響を与える主な要因は、利息収入を生む資産および支払利息が生じる負債の相対的金額ならびに貸出比率および資金調達比率の間のスプレッドである。正味受取利息は、ヘッジ取引の影響も受け、また、程度は小さいが為替レートの変動の影響も受ける。

利息収入を生む資産および支払利息が生じる負債の金額は、一般的な市況および（有機的成長であるかまたは買収であるかを問わず）当社グループの貸出業務の拡大に加え、様々な要因による影響を受ける。当該要因のうちの1つは、手数料を生む業務に対する利息収入を生む業務に配賦される資本の割合等に表示される、当社グループの事業の構成である。

正味受取利息に影響を与えるその他の主要な要因は、貸出比率と資金調達比率の間のスプレッドであり、これ自体も様々な要因による影響を受ける。これらには、中央銀行の資金調達比率（利息収入を生む資産による収益率および資金調達源への支払利率の双方に影響を与えるが、必ずしも一定および同時に影響を与えるものではない。）、支払利息が生じない顧客預金に代表される資金調達源の割合、規制貯蓄預金に係る金利を増減させる政府の決定、競争環境、異なる競争環境により異なる利鞘を有する当社グループの様々な利息収入を生む商品の比重、ならびに当行のヘッジ戦略およびヘッジ取引に関する会計処理が含まれる。

正味受取利息は、0.3%増加し、2019年12月31日に終了した事業年度には21,127百万ユーロとなった。かかる変動は、主として、預金、貸出金および借入金に係る利益の減少（2018年12月31日に終了した事業年度における18,888百万ユーロと比較して、2019年12月31日に終了した事業年度には18,707百万ユーロとなった。）ならびに当社グループが発行した負債に係る純費用の増加（2018年12月31日に終了した事業年度における2,281百万ユーロと比較して、2019年12月31日に終了した事業年度には3,021百万ユーロとなった。）によるものであるが、償却原価で測定するか、資本を通じて公正価値で測定する負債証券に係る純利益の増加（2018年度における1,659百万ユーロと比較して、2019年度には2,417百万ユーロとなった。）により一部相殺された。

また純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融商品に係る費用は、2018年度の442百万ユーロから、2019年度には347百万ユーロへと減少し、キャッシュ・フロー・ヘッジ手段に係る純収益は、2018年12月31日に終了した事業年度と比較して15百万ユーロ増加し、金利ポートフォリオ・ヘッジ手段に係る純収益は、86百万ユーロ増加した。

正味受取手数料： 正味受取手数料には、顧客取引、有価証券およびデリバティブ取引、融資コミットメントおよび保証コミットメント、ならびにアセット・マネジメントおよびその他サービスに係る手数料が含まれる。正味受取手数料は、2018年度における9,207百万ユーロから1.7%増加し、2019年度において9,365百万ユーロとなった。

保険業務に係る費用は、「保険業務収益（純額）」に含まれている。

純損益を通じて公正価値またはモデル価値で測定する金融商品に係る純利益： この項目には、トレーディング勘定で管理される金融商品、公正価値オプションに基づき当社グループの純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融商品、および償却原価または資本を通じて公正価値で認識されるために充足すべきIFRS第9号の要件を満たしていない非トレーディング負債証券（上記のとおり「正味受取利息」に計上される、最後の2つの区分に係る受取利息および支払利息を除く。）に関するすべての損益が含まれる。またこの項目には、当社グループが、資本を通じて公正価値で測定することを選択しなかった非トレーディング資本性金融商品に係る損益も含まれる。これには、当該商品の売却および公正価値での評価の際のキャピタル・ゲインおよびキャピタル・ロスの双方ならびに持分証券に係る配当金が含まれる。

この項目は、公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジおよび外貨純投資ヘッジの非有効性に起因する損益も含む。

トレーディング業務による損益を公正に表示するため、キャッシュ・フローおよび金融商品（現金またはデリバティブの別を問わない。）の再測定による損益は全体として正しく認識されなければならない。

純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益は、2018年12月31日に終了した事業年度の5,808百万ユーロから22.4%増加し、2019年12月31日に終了した事業年度には7,111百万ユーロとなっている。

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した項目からの収益は、これらの資産をヘッジするデリバティブ商品の価値の変動により一部相殺された。

2018年度以降、この種の項目には、当社グループがIFRS第9号に基づき「資本を通じて公正価値」で分類することを選択しなかった持分証券に係る損益も含まれる。かかる純利益は、2019年12月31日に終了した事業年度は580百万ユーロとなり、2018年12月31日に終了した事業年度は571百万ユーロとなった。

資本を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益： 2019年度の資本を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益は、資本を通じて公正価値で認識する負債証券に係る実現損益および当社グループが資本を通じて公正価値で認識することを選択している持分証券に係る配当金に相当する。

かかる資産の公正価値の変動は、当初「資本に直接認識される資産および負債の変動」として認識される。かかる資産の売却の際には、これらの実現損益は、負債証券については「資本を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益」として損益計算書に計上され、また持分証券については利益剰余金へ振り替えられる。

資本を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益は、2019年度には350百万ユーロ、2018年度には315百万ユーロであった。

保険業務収益（純額）： 保険業務収益（純額）は、2018年度と比較して9.2%増加し、4,437百万ユーロとなった。主な内訳は、約定保険料総額、金融商品から生じる投資収益（純額）、契約に関する保険費用、保険金給付費用および出再保険費用（純額）である。

保険業務収益（純額）の変動は、金融商品から生じる投資収益（純額）の増加（2018年度には2,133百万ユーロの純損失であったのに対し、2019年度には14,858百万ユーロの純利益となったことに相当する。）によるものであったが、保険費用における75.4%の増加（2018年12月31日に終了した事業年度にはマイナス18,487百万ユーロであったのに対し、2019年12月31日に終了した事業年度にはマイナス32,423百万ユーロであった。）により相殺された。

その他の業務収益（純額）： この項目には、とりわけ、投資不動産収益（純額）、オペレーティング・リースの下で保有されるリース資産収益（純額）および不動産開発業務収益（純額）が含まれる。その他の業務収益（純額）は、2018年度の2,065百万ユーロから7%増加し、2019年度には2,204百万ユーロとなった。かかる変動は、主としてオペレーティング・リースの下で保有されるリース資産収益（純額）における119百万ユーロの増加によるものである。

営業費用ならびに有形・無形固定資産に係る償却費および減価償却費

（単位：百万ユーロ）

	2019年12月31日 終了事業年度	2018年12月31日 終了事業年度	変動 (2019年/2018年)
給与および従業員給付費用	(17,553)	(16,617)	6%
その他の営業費用	(11,339)	(12,290)	-8%
有形・無形固定資産に係る減価償却費、償却費および減損	(2,445)	(1,676)	46%
営業費用、減価償却費および償却費の合計	(31,337)	(30,583)	2%

営業費用、減価償却費および償却費は、2018年度の30,583百万ユーロから2%増加し、2019年度には31,337百万ユーロとなった。

営業総利益

当社グループの営業総利益は、主に営業収益の5%の増加に伴い、（2018年12月31日に終了した事業年度における11,933百万ユーロと比較して）11%増加し、2019年12月31日に終了した事業年度には13,260百万ユーロとなった。

リスク費用

	(単位：百万ユーロ)		
	2019年12月31日 終了事業年度	2018年12月31日 終了事業年度	変動 (2019年／2018年)
減損引当金計上額（純額）	(2,649)	(2,490)	6%
償却債権取立益	429	483	-11%
減損引当金が計上されていない回収不能 貸出金および債権	(983)	(757)	30%
当期リスク費用合計	(3,203)	(2,764)	16%

この項目は、当社グループの仲介業務に特有の信用リスクに関して計上された減損損失の純額および店頭取引のデリバティブ商品に係る取引先リスクに関する減損損失を表示している。

当社グループのリスク費用は、2018年度と比較して16%増加し、3,203百万ユーロとなった。

2019年度のリスク費用の増加は、主に国際金融サービス部門の業務における減損引当金計上額（純額）が（2018年度における1,566百万ユーロと比較して）22%増加し、2019年度には1,911百万ユーロとなったことが寄与しており、主にパーソナル・ファイナンスにおけるリスク費用が（2018年度における1,186百万ユーロと比較して）1,354百万ユーロとなったことに関連している。

2019年12月31日現在の貸倒懸念貸出金、証券およびコミットメントの合計額（担保の控除後）は、（2018年12月31日現在における26.2十億ユーロと比較して）23.1十億ユーロとなり、関連する減損額は、2018年12月31日現在における19.9十億ユーロと比較して、17.1十億ユーロとなった。カバレッジ比率は、2018年12月31日現在における76%と比較して、2019年12月31日現在では74%となっている。

事業部門毎のリスク費用についての詳細は、「A. (A) (2) 主要事業別業績」を参照。

親会社株主帰属当期純利益

	(単位：百万ユーロ)		
	2019年12月31日 終了事業年度	2018年12月31日 終了事業年度	変動 (2019年／2018年)
営業利益	10,057	9,169	10%
持分法適用会社投資損益	586	628	-7%
長期性資産に係る純利益	1,569	358	x4.4
のれん	(818)	53	n.s.
法人税	(2,811)	(2,203)	28%
少数株主帰属当期純利益	(410)	(479)	-14%
親会社株主帰属当期純利益	8,173	7,526	9%

持分法適用会社投資損益： 持分法適用会社投資損益は、2018年度における628百万ユーロから、2019年度には586百万ユーロに減少した。

長期性資産に係る純利益： この項目には、事業に使用される有形固定資産および無形固定資産の売却ならびに連結対象企業に対する投資の売却に係る正味実現損益が含まれている。

長期性資産に係る純利益は、1,211百万ユーロ増加した（2018年度における358百万ユーロと比較して、2019年度には1,569百万ユーロとなった。）。実現した主要なキャピタル・ゲインは、2019年度におけるSBIライフの一部売却（1,450百万ユーロ）および2018年度におけるファースト・ハワイアン・バンクの一部売却（286百万ユーロ）に関連するものであった。

のれんの価値の変動： のれんの価値の変動は、2018年度における53百万ユーロ（ライフファイゼン・ポルスカの「中核銀行」業に係る、68百万ユーロの負ののれんを含む。）と比較して、2019年度においてはマイナス818百万ユーロ（バンクウェストのれんの一部減損額500百万ユーロを含む。）となった。

法人税費用： 2019年度における当社グループの法人税費用は2,811百万ユーロであり、2018年度における2,203百万ユーロと比較して増加している。

少数株主持分

連結会社における少数株主帰属投資損益は、69百万ユーロ減少した（2018年度における479百万ユーロと比較して、2019年度には410百万ユーロとなった。）。

4 【経営上の重要な契約等】

重要な契約

現在までのところ、BNPパリバは、通常業務において署名された契約を除き、当社グループ全体に対し債務または義務を発生させるいかなる重要な契約も締結していない。

外部の当事者への依存

2004年4月、BNPパリバは、2003年度末にIBMフランスとの間で設立された合弁事業である、BNPパリバ・パートナーズ・フォー・イノベーション（以下「BP2I」という。）に対して、ITインフラストラクチャー管理業務の外部委託を開始した。BP2Iは、BNPパリバならびにフランス（BNPパリバ・パーソナル・ファイナンス、BNPパリバ・セキュリティーズ・サービスズおよびBNPパリバ・カードィフを含む。）、スイスおよびイタリアにおけるその子会社のうち何社かに対し、ITインフラストラクチャー管理業務を提供している。IBMフランスとの契約上の取決めは、2021年度末までは1年毎に継続的に延長され、その後、とりわけIBMのクラウド・サービスの統合のために、5年間（すなわち2026年度末まで）延長された。

BP2Iは、IBMフランスの業務管理下にある。BP2IはBNPパリバおよびIBMフランスに50対50の割合で所有されており、BNPパリバはBP2Iに対する強い影響力を持っている。

BP2Iの常勤職員の半数はBNPパリバの従業員であり、BP2Iの事務所および処理センターは当社グループが所有している。現在のガバナンスにおいて、BNPパリバには契約上BP2Iを監督する権利が付与されており、BNPパリバは必要であればBP2Iを当社グループ内に戻すことができる。

IBMルクセンブルクは、BNPパリバ・ルクセンブルクの一部の法人のためにインフラストラクチャー・サービスおよびデータ生成サービスの責務を担う。

バンクウェストの情報処理業務は、フィデリティ・インフォメーション・サービスズに外部委託されている。コフィノガ・フランスの情報処理業務は、IBMサービスズに外部委託されている。

5 【研究開発活動】

上記「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」および「3 A. 業績等の概要」を参照。

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

連結財務書類の注5.nを参照。

2 【主要な設備の状況】

「第2 3 事業の内容」を参照。

3 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項なし。

第5 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

授權株数	発行済株式総数	未発行株式数
(注)	1,249,798,561株 (2019年12月31日現在)	(注)

(注) フランス法上、未発行の授權株式という概念はない。しかしながら、当社の株主は、一定の額および期間において新株または持分証券を発行する権限を取締役会に与えることができる。

② 【発行済株式】

記名・無記名の別及び 額面・無額面の別	種類	発行数	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
記名式または無記名式 額面株式（1株の額面金額 2ユーロ）	普通株式	1,249,798,561株 (2019年12月31日現在)	上場：パリ 登録：フランクフルト SEAQインターナショナル MTAインターナショナル OTCQXインターナショナル・ プレミア（米国預託 証券）	議決権に 制限のない株式

(2) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(3) 【発行済株式総数及び資本金の推移】

年月日	発行済株式総数（株）		資本金（単位：ユーロ）		摘要
	増減数	残高	増減額	残高	
2014年12月31日現在		1,245,957,675		2,491,915,350 (288,265百万円)	
2015年12月31日現在	427,478	1,246,385,153	854,956	2,492,770,306 (288,364百万円)	・新株引受オプションの行使による資本の増加
2016年12月31日現在	682,500 -65,000	1,247,002,653	1,365,000 -130,000	2,494,005,306 (288,507百万円)	・新株引受オプションの行使による資本の増加 ・（株式消却による）減資
2017年12月31日現在	1,856,733	1,248,859,386	3,713,466	2,497,718,772 (288,936百万円)	・新株引受オプションの行使による資本の増加
2018年12月31日現在	939,175	1,249,798,561	1,878,350	2,499,597,122 (289,153百万円)	・新株引受オプションの行使による資本の増加
2019年12月31日現在	-	1,249,798,561	-	2,499,597,122 (289,153百万円)	・新株引受オプションの行使による資本の増加

自己資本比率については、「第3 1 (B) (1) 資本管理および自己資本」を参照。

(4) 【所有者別状況】

2019年12月31日現在の株式保有者の構成は以下のとおりである。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (単位：百万株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
SFPI(注1)	ベルギー国ブリュッセル市 ルイーズ通り32番地46A (Av. Louise-Louizalaan 32- 46A bus/bte 4 1050 Brussel- Bruxelles, Belgium)	96.55(注2)	7.7%
ブラックロック・インク	英国ロンドン市 スログモートン通り12番地 (12 Throgmorton Avenue, Londres, EC2N 2DL, UK)	62.76(注3)	5.0%
ルクセンブルク大公国	ルクセンブルク国ルーズヴェルト 通り33番地 (33, boulevard Roosevelt L- 2450 Luxembourg)	12.87	1.0%
従業員	該当なし	52.36	4.2%
－そのうち企業投資信託(FCPE)(当 社グループの利益配分制度)(注4)		39.17	3.1%
－そのうち直接保有		13.19	1.1%(*)
会社役員	該当なし	0.20	n.s.
自己株式(注5)	該当なし	1.16	0.1%
個人投資家	該当なし	43.50	3.5%
機関投資家	該当なし	961.10	76.9%
－欧州		572.42	45.9%
－欧州以外		388.68	31.1%
その他	該当なし	19.30	1.6%
合計		1,249.8	100%

(注1) ソシエテ・ドゥ・パルティシパシオン・エ・ダンベスティスモンは、ベルギー国を代理する公益株式会社
(société anonyme)である。

(注2) 2017年6月6日付AMF文書番号217C1156のSFPIの記載による。

(注3) 2019年6月19日付AMF文書番号219C0988のブラックロックの記載による。

(注4) 監事会による決定の後、FCPE(利益配分制度)における議決権が会長により行使された。

(注5) トレーディング・デスクが管理している持分を除く。

(*) そのうち0.5%は、フランス商法L.225-102条で言及されている株式であり、従業員代表取締役の選任を提案しな
ければならない基準の解除を認めている。

当社が知り得る限り、当社の2019年12月31日現在の資本または議決権の5%超を保有する株主は、SFPI（ソシエテ・フェデラル・ドゥ・パルティシパシオン・エ・ダンベスティスモン）およびブラックロック・インクを除いて存在しなかった。

SFPIは、2009年におけるフォルティス・グループとの統合の際にBNPパリバの株主となった。2009年度中、SFPIは金融市場機関（AMF）に対し、基準を超えたことによる以下の2件の開示を行った。

- ・2009年5月19日、SFPIは、フォルティス銀行エスエー・エヌヴィーにおける74.94%の持分をBNPパリバの株式121,218,054株（その時点においてBNPパリバの株式資本の9.83%および議決権の11.59%を占めていた。）と引換えに譲渡した後、BNPパリバの資本および議決権における持分が5%および10%の開示基準を上回ったことを開示した（AMF開示番号209C0702）。かかる開示には、特に、ベルギー政府またはSFPIのいずれもBNPパリバの支配権の獲得を検討していないことが記された。

同時に、BNPパリバは、フォルティス・エスエー・エヌヴィー（2010年4月末にアジアス・エスエー／エヌヴィーに改称）に対し、SFPIがその株式をフォルティス銀行に譲渡したことの対価として発行されたBNPパリバの株式121,218,054株（当該株式の代位権はBNPパリバが有する。）を購入するオプションを付与することについて、ベルギー政府、SFPIおよびフォルティス・エスエー・エヌヴィーの間で合意に達したことを、金融市場機関に通知した（AMF開示番号209C0724）。

- ・2009年12月4日、BNPパリバの資本および議決権の10.8%を所有していることを開示した（AMF開示番号209C1459）。かかる変更は、主に以下の要因によるものである。
- ・2009年におけるBNPパリバの普通株式の発行による資本の増加
- ・2009年3月31日にソシエテ・ドゥ・プリーズ・ドゥ・パルティシパシオン・ドゥ・レタに対し発行した優先株式を2009年11月26日に消却したことによる資本の減少

2013年4月27日、ベルギー政府はアジアスに付与されていた購入オプションをSFPIを介して買い戻すと発表した。

SFPIは、2017年6月6日、BNPパリバの資本および議決権の7.74%を所有していることを開示した（AMF開示番号217C1156）。資本および議決権が10%の基準を下回って減少したことは、市場における株式の売却に起因している。

以降、BNPパリバは、SFPIから基準を超えたという開示を受けていない。

ブラックロック・インクは、2017年5月9日、BNPパリバの資本および議決権における自己の持分が2017年5月8日現在、5%の開示基準を上回ったことを開示した（AMF開示番号217C0939）。同日付でブラックロック・インクは、63,223,149株のBNPパリバ株式をその顧客および運用ファンドのために保有していた。

ブラックロック・インクは、2019年6月18日、62,764,366株のBNPパリバ株式を保有したことを発表した（6月19日付AMF開示番号219C0988）。

以降、BNPパリバは、ブラックロック・インクから基準を超えたという開示を受けていない。

(5) 【大株主の状況】

上記「(4) 所有者別状況」を参照。

2 【配当政策】

「第1 1 (2) 提出会社の定款等に規定する制度」中の「年次財務書類」部分を参照。

3 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

BNPパリバのコーポレート・ガバナンス

本項においてBNPパリバが自主的に参照した企業統制規約は、フランス労働者組織であるフランス私企業協会 (AfeP) およびフランス企業連合 (Medef) により発行された上場会社向け企業統制規約である。BNPパリバは、かかる規約の勧告を適用している。当該規約を以下「企業統制規約」または「AfeP-Medef企業統制規約」といい、BNPパリバのウェブサイト (<http://invest.bnpparibas.com>)、AfePのウェブサイト (<http://www.afep.com>) およびMedefのウェブサイト (<http://www.medef.com>) で閲覧することができる。

年次株主総会への株主の出席に関する細則が当行の定款の第5章第18条「株主総会」に記載されている。

上記に加え、BNPパリバは、フランスおよび欧州の銀行規制ならびに欧州銀行監督機構 (EBA) 発行のガイドラインに従って統治されており、常時単一監督メカニズム (SSM) に基づき欧州中央銀行 (ECB) の監督下に置かれている。

1. ガバナンスの原則

内部規則は、取締役会により採択され、取締役会およびその特別委員会の任務を規定する。当該内部規則は、現行の法律、規則および市場ガイドラインを遵守し、企業統制の分野における最善の慣行に対応するため、定期的に更新されている。

内部規則は、金融機関事業のアクセスならびに金融機関および投資会社の健全性監督に関する指令 2013/36/EU (以下「CRD 4」という。) の規定を反映するため2015年に大幅に改訂されたのち、2016年10月に修正が加えられ、特に、非執行取締役に応用される3つの手続 (管理職の兼務数、利益相反ならびに取締役の特定、選任および承継) が展開された。2018年に内部規則は再度改訂され、3つの既存の手続は、「経営機関の構成員および主要役職保持者に関する適格性ポリシー」 (以下「適格性ポリシー」という。) に置き換えられた。改正案は、2018年6月に改訂されたAfeP-Medef企業統制規約、2017年9月26日に公表され2018年6月30日に発効した内部統制ならびに経営機関の構成員および主要役職保持者としての適格性評価に関する欧州銀行監督機構 (EBA) のガイドライン (以下「適格性ガイドライン」という。) ならびに2017年7月12日付政令 No.2017-1162に準拠したものである。これらの書類は、2019年5月22日付のPACTE法との調和を図るために、年次株主総会における票決の対象とならない条項に関してのみ更新されるため、本項に含まれている。

取締役会により承認がなされた当社グループの行動規範は、2016年に導入された。

行動規範（内部規則1.2項）

BNPパリバの取締役会および業務執行陣は、当行の成功は各従業員の行動に左右されるという確信を共有している。この行動規範は、我々の価値観を支え、当行の使命を果たすための規則を定めている。この規範は、各事業部門および各従業員において統合されており、各従業員の行動を統治し、組織のすべてのレベルでの決定の指針となる。このため、取締役会は、業務執行陣による事業部門、国および地域でかかる規範の実施を保証する。

ここで留意すべきは、内部規則は、すべての株主を共同で代表し、常に当社の最善の利益のために行為しなければならない取締役会の合議制の性質を強調しているということである。当該規則では取締役会の責務について詳述されている（1項）。

取締役会は、4つの特別委員会（財務書類委員会、内部統制・リスク管理・法令遵守委員会、企業統制・倫理・指名・CSR委員会および報酬委員会）および臨時委員会により支援されている。内部規則では、CRD 4およびEBAのガイドラインの規定に沿って各委員会の任務が詳述されている。当該規則は、財務書類委員会と内部統制・リスク管理・法令遵守委員会との合同会議（必要な場合は随時）についても規定している。

業務執行陣のいかなるメンバーも、取締役会会長も、1997年以降委員会には属していない。

取締役会が知る限り、会社役員のうち1名（BNPパリバの会社役員）とBNPパリバが直接的または間接的に株主資本の過半数を有しているほかの会社（フランス商法第L225-37-4条第2項）との間において、直接的に、または仲介機関を通じたいかなる契約も締結されておらず、通常の条件で締結された現在の業務に関する契約に影響を与えることはない。

内部規則および上記で述べた適格性ポリシーは、取締役会により承認され、本項に記載されている。



各委員会は、以下のとおり、関係する分野における専門知識を有する委員で構成されており、フランス通貨金融法典の規定およびAfp-Medef企業統制規約の推奨事項に従っている。

- ・財務書類委員会の委員の大半は、当社の財務管理、会計および財務情報の分野の資格と経験を有する。大手の国際再保険会社であるスコール（SCOR）の最高経営責任者としての地位により強化された、その財務に関するスキルに鑑みて、ドゥニ・ケスレー氏が同委員会の委員長に任命された。
- ・内部統制・リスク管理・法令遵守委員会の委員の大半は、その訓練または経験に基づき、財務およびリスク管理の分野に特定の専門性を有する。当委員会の委員長は、銀行管理業務の国際的な経験を有している。委員のうち1名は、金融市場機関（AMF）理事会の委員を務めてきており、それ以外の委員のうち1名は、長期の金融リスクに関する経験を有している。
- ・企業統制・倫理・指名・CSR委員会の委員は、企業統制および国際企業における経営陣の取りまとめにおいて専門知識を有する社外取締役である。一部の委員は、CSRに関する事項を専門的に取り扱う。
- ・報酬委員会は、この業界において、報酬システムおよび市場慣行の分野における実績を有する独立した委員により構成されており、中には従業員により選出された取締役もいる。報酬委員会の委員のうち1名は、内部統制・リスク管理・法令遵守委員会の委員でもある。このような構成は、BNPパリバの報酬原則およびリスク方針の妥当性に関する取締役会の業務を促進することを目的としたものとなっている。

取締役会会長はいずれの委員会の委員でもないが、委員会の会議に出席し、かかる会議の議題に関連すると会長が考える議題を追加することができる。

BNPパリバに適用のある欧州規則およびフランス法は、取締役会の構成員および業務執行役員が常に誠実であること、また、その職務遂行のために必要な知識、スキル、経験および時間を有することを要求する。欧州中央銀行は、これらの基準に基づき彼らを評価できるように、その任命および再任の通知を受ける。現在までのところ、BNPパリバは、欧州中央銀行からこれらの基準が満たされていない旨のいかなる通知も受け取っていない。

また、欧州中央銀行は、取締役会またはその特別委員会の構成に関して異議を唱えなかった。

1.a 会長と最高経営責任者との職務の分離

2003年6月11日、BNPパリバは取締役会会長の職務を最高経営責任者の職務から分離した。この決定は、CRD 4を組み込んだフランス法により2014年以降金融機関に課されている義務に適合している。

会長の職務

会長の職務は、内部規則の3.1項に記載されている。

会長は、株主との関係の質の維持を保証し、業務執行陣がかかる分野で講じたあらゆる手段に関して緊密に連携することについて責任を負う。これに関連し、会長は、当行と個人株主との連携を支援することを目的とした株主連携委員会の委員長を務める。会長は、年に数回、当社の戦略についての説明を行う会議に株主を招待する。会長は、自身の職務について取締役会に対して報告する。

会長は、業務執行陣との間の密接な信頼関係を慎重に維持し、チームに対して支援および助言を提供し、その重役としての責任は尊重される。会長は、自身の時間的猶予を確保し、自身の経験を当社グループのサービスに活かすために、会長業務を体系化している。会長の職務は、その性質上、補助的なものであり、会長に対し執行権を付与するものではない。これらの職務は、当社グループにおいて単独の運営責任を有する最高経営責任者の権限を制限するものではない。

業務執行陣と緊密に連携しながら、会長は、国内、欧州および国際的なレベルにおいて、とりわけ、主要な顧客、当局、および公的機関との高度な関係において当社グループを代表することができる。会長は、BNPパリバに影響を与える規制の進展および公共政策に関する議論、さらに一般的に言えば、金融サービス部門に関する議論において積極的な役割を果たす。

会長は、BNPパリバの価値観やイメージを当社グループ内外において広めることに貢献している。会長は、BNPパリバを規律する行動の指針、とりわけ職業倫理の分野における指針に関する自身の見解を表明する。会長は、自身の国内または国外の公的機関で個人的に果たす責任を通じて、当社グループのイメージの向上に貢献している。

最高経営責任者の求めにより、会長は、戦略、組織、投資または投資削減計画、リスクおよび財務情報に関する議題を扱うすべての内部会議に参加することができる。会長は、取締役会の権限を侵害することなく自身の意見を述べる。会長は、大企業および国際金融機関を担当するチームに支援を提供する。また、会長は、とりわけ主要なコーポレート・ファイナンス取引の完了を支援することにより、BNPパリバの顧問業務の発展にも貢献する。

会長は、コーポレート・ガバナンスの原則が確実に明らかにされ、実行されるようにする。

会長は、以下に述べる例のように、BNPパリバの取締役会が適切に機能しているかどうか管理する役割を有している。

- ・会長は、必要に応じて企業統制・倫理・指名・CSR委員会の支援ならびに取締役会および年次株主総会の承認を受けた上で、短期的かつ長期的に、効率的でバランスのとれた取締役会の構築ならびに、取締役会に関連した交代や承継の手続および当社の戦略的野心を踏まえた指名の管理に努める。
- ・会長と最高経営責任者との職務の分離に基づき、会長は取締役の独立性および言論の自由を保証する役割を有している。
- ・会長は、取締役がその職務の遂行に必要な書類および情報をタイムリーに、また明確かつ適切な形で有していることを確実にする。

最高経営責任者の権限

最高経営責任者は、あらゆる状況においてBNPパリバのために行動し、第三者との関係で当行を代表する最も幅広い権限を有している。最高経営責任者は、内部統制手続に関する組織についての責任およびその点に関して規制上必要とされるあらゆる情報についての責任を負っている。

最高経営責任者は、企業目的による制限の範囲内で、法律に基づき明示的に年次株主総会および取締役会に帰属する権限に従って、権限を行使している。

取締役会の内部規則は、最高経営責任者に対し、250百万ユーロを超えるすべての投資または投資削減についての決定（ポートフォリオ取引を除く。）およびかかる上限を超えるすべての株式持分の取得または処分の提案（ポートフォリオ取引を除く。）に関して取締役会の事前承認を求めることを定めている（1.1項）。また、最高経営責任者は、1百万ユーロ（税金を除く。）を超える報酬を伴うすべての監査に関連しない業務について、取締役会の財務書類委員会に対し事前承認を求めなければならない（7.1.3項）。

1.b 取締役会の構成員の独立性

取締役会の構成員：共通権限を持つ合議体

取締役会の提案により、2019年5月23日の年次株主総会において、マリオン・ギヨー、ジャン・ローラン・ボナフェ、ウーター・ドゥ・プロイおよびミシェル・ティルマンが3年間の任期で再任された。

2018年9月25日におけるローレンス・パリゾの取締役の退任後、2019年5月23日の年次株主総会において、ライナ・ギブソン＝ブランドンの選出が承認された。

2019年5月23日の年次株主総会終了時および2019年12月31日現在

取締役員数	うち、従業員から 選任された取締役員数	国籍	女性比率	独立性
14	2	5	41.7%	>50%

取締役の独立性（2019年12月31日現在）

以下の表は、社外取締役について定義したAfep-Medef企業統制規約に規定される独立基準に関する各取締役の位置づけを表している。

基準	ジャン・ルミエール	ジャン・ローラン・ボナフェ	ジャック・アシェンブロワ	ピエール・アンドレ・ドゥ・シャラル	モーニク・コーエン	ユーグ・エパイヤール	ライナ・ギブソン・ブランドン	マリオ・ギヨー	ドゥニ・ケスレー	ダニエル・シュワルツァー	ミシェル・ティルマン	ウーター・ドゥ・プロイ	サンドヌ・ヴェリエ	フィリップ・ウィッカー・ミウリン
第1基準： (i)当社または当社の連結子会社の従業員または執行役員、(ii)連結子会社の取締役ではない、または過去5年間に於いて上記であったことがない	○	○	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	○	×
第2基準： 他の企業における会社役員としての地位の有無	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
第3基準： 重要な取引関係の有無	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
第4基準： 会社役員との家族関係の有無	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
第5基準： 過去5年間に於いて、当社の監査役でないこと	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
第6基準： 12年間を超えて当社の取締役でないこと	×	×	×	×	×	×	×	×	○(※)	×	×	×	×	×
第7基準： 大株主としての地位	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

「×」：Afep-Medef企業統制規約に定義される独立基準の遵守を表す。

「○」：Afep-Medef企業統制規約に定義される独立基準の不遵守を表す。

(※) 下記を参照。

- ・以下の取締役、すなわちモニック・コーエン、ライナ・ギブソン・ブランドン、マリオン・ギヨー、ダニエラ・シュワルツァー、フィールズ・ウィッカー・ミウリン、ジャック・アシェンブロワ、ピエール・アンドレ・ドゥ・シャランダル、ウーター・ドゥ・ポーリーおよびミシェル・ティルマンは、企業統制規約に規定され、取締役会により見直された独立基準を満たしている。

特に、モニック・コーエン、ジャック・アシェンブロワ、ピエール・アンドレ・ドゥ・シャランダルおよびドゥニ・ケスレーについて、取締役会は、BNPパリバならびに(i)アパックス・パートナーズおよびアパックス・パートナーズが持分を保有する会社、(ii)ヴァレオおよびそのグループ、(iii)サン・ゴバンおよびそのグループならびに(iv)スコール・エスイー・グループそれぞれとの間の取引関係が重要ではないこと（かかる取引関係のそれぞれにより生み出される収益につき、BNPパリバが公表した収益全体において占める割合は0.5%未満である。）を確認した。

- ・最後に、ドゥニ・ケスレーが取締役であった12年超の間、同氏は、自身の個人的資質ならびに自身の方法論および経験に従って、それぞれが当行の経営をした連続3名の最高経営責任者の下で務めた。そのため、取締役会は、ドゥニ・ケスレーの批評的機能は、経営陣のそれぞれの変更に伴い見直されており、これによりその独立性は保証されると見ている。取締役会はまた、世界の主要な再保険会社の1つの会長兼最高経営責任者としての地位により強化された、銀行制度の理解における重要な要素（経済学博士号およびHEC卒業生）であるドゥニ・ケスレーの金融専門知識を考慮している。
- ・取締役会の2名の従業員代表者である、サンドリース・ヴェリエおよびユグ・エパイヤールの地位および両氏が選任された方法は、両氏の独立性を保証したものであるが、Afep-Medef企業統制規約の基準に基づくと社外取締役としての資格はない。
- ・株主によって任命された2名の取締役、すなわち、取締役会会長であるジャン・ルミエールおよび最高経営責任者であるジャン・ローラン・ボナフェは、企業統制規約が定めた独立基準を満たしていない。

したがって、Afep-Medef企業統制規約に記載されている独立の基準および取締役会による評価からすれば、BNPパリバの取締役の過半数は独立性を有しているといえる。

取締役の知識、スキルおよび経験—多様性および補完性

企業統制・倫理・指名・CSR委員会（CGEN）が取締役となる可能性がある人のスキルおよび経験を審査する場合、当行の戦略変更の観点から、また、適格性ポリシーに従い、取締役会における多様性および集团的スキルの維持に留意している。したがって、取締役会は、バンキングおよびファイナンス、リスク管理、国際的デジタル化およびCSRにおける専門知識ならびに大企業グループの業務執行陣の経験を兼ね備えている。

これらの候補者は、内部規則の手続（4.2.1項）ならびに独立性を確保する適格性ポリシー（下記「経営機関の構成員および主要役職保持者としての適格性評価に関するガイドライン」内の「Ⅱ．経営機関の構成員および主要役職保持者の特定、選任および承継計画」）に従い、以下の個人的スキルおよび集团的スキルを合わせた基準に基づき委員会により選定および推薦されている。

- ・経験ならびに問題およびリスクを理解する能力に基づいた力量。これにより、取締役は十分な情報を得て、効果的な決定を行える。
- ・勇敢さ、とりわけ意見を述べ、判断を下す勇敢さ。これにより、取締役は客観的な立場を維持できる。
- ・時間的猶予および勤勉さ。これが必要な公平さを持ちつつ取締役の職務遂行に関する尽力を促し、責任感を高める。
- ・忠誠、これが当社に対しておよび株主全体を代表する取締役会内の取締役の職務に対する尽力を促す。
- ・当社の文化および倫理についての取締役の適切な理解

すべての取締役は、各自の専門的なキャリアを通じて取得した様々なスキルおよび経験を有している。下記の表は、取締役会内部のその多様性および各取締役によるより具体的な寄与を示すことを意図して作成されたものである。

取締役	年齢	性別	国籍	専門分野	任期終了年
ジャン・ルミエール（会長）	69	男性	フランス	バンキング／ファイナンス リスク／規制の監視 国際分野	2020年
ジャン・ローラン・ボナフェ （取締役兼最高経営責任者）	58	男性	フランス	バンキング／ファイナンス 事業運営 国際分野	2022年
ジャック・アシェンブロワ	65	男性	フランス	実業家 国際分野 事業改編	2020年
ピエール・アンドレ・ドゥ・シャ ンダル	61	男性	フランス	実業家 国際分野 CSR	2021年
モニーク・コーエン	63	女性	フランス	バンキング／ファイナンス 事業運営 CSR	2020年
ウーター・ドゥ・プロイ	54	男性	ベルギー	バンキング／ファイナンス デジタル分野 事業改編	2022年
ユーク・エパイヤール （従業員により選出された取締役）	53	男性	フランス	従業員代表	2021年
ライナ・ギブソン＝ブランドン	57	女性	スイス	金融市場 リスク／規制の監視 CSR	2021年
マリオン・ギヨー	65	女性	フランス	リスク／規制の監視 CSR テクノロジー	2022年
ドゥニ・ケスレー	67	男性	フランス	保険 事業運営 リスク／規制の監視	2021年
ダニエラ・シュワルツァー	46	女性	ドイツ	マネー・マーケット 地政学 国際分野	2020年
ミシェル・ティルマン	67	男性	ベルギー	バンキング／ファイナンス リスク／規制の監視 国際分野	2022年
サンドリーヌ・ヴェリエ （従業員により選出された取締役）	40	女性	フランス	従業員代表	2021年
フィールズ・ウィッカー＝ミウリン	61	女性	英国／米国	バンキング／ファイナンス 金融市場 国際分野	2020年

1.c 取締役の倫理規範

- ・取締役会の知る限り、BNPパリバといずれの取締役との間においても利益相反の問題は生じていない。適格性ポリシーは、BNPパリバおよび取締役が取締役会会長に対し、利益相反となる可能性がある状況を報告することを要求し、その上で取締役会は、該当する取締役に対して、利害関係を有する事項についての票決に参加することを差し控えることを要求する。
- ・取締役会が知る限り、いずれの取締役も詐欺罪で有罪判決を受けたことはなく、少なくとも過去5年間は経営、管理もしくは監督機関の一員または最高経営責任者として、破産、破産管財人の管理または清算手続に関与したことはない。
- ・取締役会が知る限り、取締役会の一員で正式な公的告発または処罰を受けた者はいない。いずれの取締役も少なくとも過去5年間は、公的な活動を禁止されたことはない。
- ・主要株主、顧客、仕入先またはその他の取締役会の構成員の選任に関与する者との取決めまたは合意は存在しない。
- ・取締役は、特にインサイダー取引に関する規制については、責任をもってその職務を遂行しなくてはならない。取締役は特にインサイダー情報の保有に関する法的要件を遵守しなくてはならない。また、内部規則の条項に基づき、BNPパリバの株式の取引のうち嫌疑をかけられる可能性があるものについては、当該取引を控えなければならない（内部規則の4.3.1項）。取締役は、BNPパリバ株式の取引可能期間（例外的な状況を除く。）に関する報告を受ける（内部規則の4.3.1項）。

1.d 取締役の研修および情報

- ・内部規則に従い、いずれの取締役も、会長または最高経営責任者に対し、取締役がその職務を実行し、取締役会議に効率的に参加し、また十分な情報に基づく決定をするために必要なすべての書類および情報を提供するように要求できる。ただし、当該書類が意思決定のために必要であり、かつ取締役会の権限に関連するものであることを条件とする（内部規則の3.4.1項）。
- ・取締役は、特殊なデジタル・ツールを使用して取締役会の特別委員会の会議の議事録を制限なくかつ継続的に閲覧することができる。また、このシステムは、取締役が様々な有益な情報を業務の一助とできるよう、安全かつ適時に情報を提供している。2017年以降、このシステムの使用により、eラーニングによる研修モジュールを取締役に提供することが可能となった。
- ・委員会会議も、議題に挙がっている諸問題につき、取締役に対して更新する機会を提供する。さらに、取締役会は、銀行規制および統制に関する参考書類の変更についても、情報の提供を受け、かかる機会に研修を受けることができる。
- ・3日間にわたる研修（2019年3月、6月および9月）で、取締役は、（i）BNPパリバの証券管理事業、（ii）オプション取引、（iii）資産・負債管理、（iv）脆弱な顧客に対する当行の取組、（v）財務保全および汚職防止方針、（vi）再生および破綻処理ならびに（vii）取締役の保険プログラムに関する研修を受けた。これは、取締役にとって、当社グループ内の関係するマネージャーと接触する機会にもなった。

- ・従業員により選任された取締役の研修ならびに取締役会およびその委員会の会議の準備のために取締役に必要とされる時間に関するフランス商法の規定に従い、取締役会は、研修プログラムの内容に当行の業務と組織ならびに適用法令を含めることを決定した。
- ・2019年、従業員により選任された1名の取締役は、複数の業務マネージャーと共に合計8.5時間の内部研修および14時間の個人向け研修を受けた。なお、その他の取締役と同様、当該取締役は、後述のとおり、外部研修提供者による研修モジュールに加え、BNPパリバが提供する研修を受ける。

1.e 2019年度における取締役の取締役会および委員会会議への出席

取締役	取締役会	特別委員会	各取締役の出席率
J.ルミエール	100%		100%
J-L.ボナフェ	100%		100%
J.アシェンブロワ	100%	100%	100%
P.A.ドゥ・シャランダル	92%	100%	95%
M.コーエン	100%	100%	100%
W.ドゥ・プロイ	92%	100%	95%
H.エパイヤール	100%	100%	100%
R.ギブソン＝ブランドン	100%	90%	95%
M.ギヨー	92%	94%	93%
D.ケスレー	100%	100%	100%
D.シュワルツァー	100%	100%	100%
M.ティルマン	92%	100%	96%
S.ヴェリエ(注1)	83%	88%	85%
F.ウィッカー＝ミウリン	100%	100%	100%
平均	96%	98%	

(注1) 従業員により選任された取締役で、2019年の一部の期間において産休を取得している。

2. 2019年度における取締役会および委員会の業務

2.a 2019年度における取締役会の業務



取締役会は、業務執行陣が提出する提案に基づき、社会問題および環境問題に照らした長期的な価値創造を促進することを目的として、BNPパリバの戦略および経営目標全般を決定する。取締役会は、以下の事項を行った。

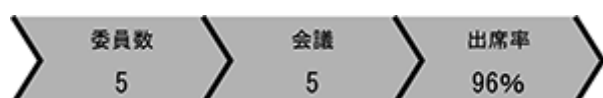
- ・ 2019年度における営業部門の業績、経済情勢および金利シナリオを踏まえて、2017-2020年度事業開発計画の実施を監視した。かかる2017-2020年度事業開発計画のガイドラインは、2019年度に以下を通して実施された。
 - ・ 経常的な貯蓄が見込まれる、当社グループの事業の好調な成長
 - ・ 特に新たなデジタルな顧客経験価値を伴う、当社グループのデジタル改革の継続
 - ・ 内部統制およびコンプライアンス制度の継続的な改善
- ・ 当行のCSRポリシーに関して、2018年度に行われた取組および2019年度の見通しについて助言を受け、国連が掲げる17の持続可能な開発目標による支援の下活動した。
- ・ IAS第17号を置き換えるIFRS第16号（2019年1月1日に効力を生じた。）の初回適用による当社グループの株式への影響について報告を受けた。
- ・ 資本に関する健全性規則の変更を監視し、監督審査プロセス（SREP）の暫定的な結果およびソルベンシー比率へのそれらの影響を調査した。
- ・ SBIライフ株の売却を承認した。
- ・ プライム・ブローカレッジ業務の移行に係る覚書のドイツ銀行との締結を検討した。
- ・ BNPパリバによるBNPパリバ・エスパーニャおよびオペラ・トレーディング・キャピタルの吸収合併を承認した。
- ・ イタリアにおけるカーディフのシステムおよび当社グループのシステムに関する状況について助言を受けた。
- ・ 当行のITおよび情報システム戦略を承認した。
- ・ 2019年度第1四半期に発生したITの失敗の原因および関連する行動計画について報告を受けた。
- ・ 2019年5月22日付のPACTE法により規定された規制分野および法務分野における変更を検討した。
- ・ 株主構成および株価の変動を観察した。
- ・ 同業他社に対する当行の相対的な業績を検討した。
- ・ 主要なシステム上重要な銀行の規制比率を検討した。
- ・ 従業員意識調査（グローバル・ピープル・サーベイ）の年次調査の結果、およびこれに続く措置について報告を受けた。
- ・ 中央企業委員会の当行の戦略的ガイドラインについての提言を検討し、その所見に対する返答を発行した。

- ・優先債および劣後債の形での負債証券の発行額を検討した。
- ・2018年度および2019年度上半期における新規融資による売上純利益率についての業務執行陣のコメントを確認した。
- ・年次株主総会で承認された当社の自己株式の買戻プログラムの様々な目的に割り当てられる金額を引き続き追跡した。
- ・負債証券、特に社債および類似の債券の発行権限を与えた。
- ・過年度において締結、承認されたが、前年度においてまだ有効であった関連当事者契約を検討した。
- ・対象となる規制子会社の内部統制に対する責任の委任を更新し、該当する子会社からの報告を受けた。
- ・年次株主総会で株主から提出された書面による質問への回答を検討および承認した。

欧州中央銀行から来た単一監督メカニズムの代表者および金融健全性監督・破綻処理機構（ACPR）の代表者が、5回目となる取締役会会議（2019年3月28日）に出席した。かかる代表者は、2019年度の銀行監督における優先事項について概説し、その後に取締役会の構成員と意見交換を行った。

例年どおり、取締役会は、とりわけ、2017年度から2020年度の戦略的計画ならびに国内市場部門、ホールセールバンキング部門および国際金融サービス部門内における当社グループの事業部門の課題に重点を置いた戦略的セミナーのための会合を2019年12月18日に行った。

2.b 2019年度において財務書類委員会が行った業務および取締役会が承認した業務



財務書類および財務情報の検討

財務書類委員会は、以下の事項を実施した。

- ・四半期毎に、業務執行陣により提出された文書および情報ならびに法定監査人が実施した手続に基づき、財務書類を検討した。
- ・四半期毎に、連結業績および株主資本の年次利益率の概要報告書、ならびに各事業分野の業績および収益性について分析した。
- ・四半期毎に、当社グループの連結貸借対照表および当該連結貸借対照表における変動を検討した。その際に、オフバランスシート・コミットメントの最新情報が伝えられた。
- ・四半期毎に、当社グループの事業体により示される監査統制ポイントの報告書を、その財務書類を認証する目的において審議した。同委員会は、30の主要な会計統制の各々において検出されたリスク水準の傾向について分析した。
- ・四半期毎に、IFRS第9号との関連において、信用リスク引当金の算出に使用されるモデルをより信頼性の高いものにするための取組についての助言を受けた。

- ・新しい健全性規則およびソルベンシー規則ならびに規制当局により課された新しい要件を考慮して、資本および自己資本比率の変動を検討した。
- ・収益性の傾向および事業毎のコスト／インカム率について四半期毎に検討した。
- ・四半期毎に検討される会計内部統制報告書を精査した。
- ・健全性規則およびソルベンシー規則の遵守に関する欧州中央銀行の勧告を考慮して配当政策を検討した。
- ・資本に関する健全性要件の変更の追跡を継続し、リスク加重資産の変動を検討した。
- ・訴訟に対する引当金を定期的に検討した。
- ・のれんおよび調整案について検討した。
- ・当社グループの貸借対照表の構成の詳細な分析を実施した。
- ・信用評価調整（CVA）の調整に関連する説明を閲読した。

業績を検討する際、同委員会は四半期毎に以下の事項を実施した。

- ・最高財務責任者ならびに会計および財務報告を担当する上級役員からのコメントを聴取した。
- ・業務執行陣が在席しない状況で、最高財務責任者と面談した。
- ・適用ある四半期財務書類および年次財務書類に関する法定監査人のコメントおよび結論を聴取した。
- ・業務執行陣または最高財務責任者が在席しない状況で、法定監査人と面談し、必要な質疑応答を行った。
- ・内部統制手続の一環としての会計認証システムを検討した。

同委員会は、2018年度の会計および財務情報の作成および処理に関する内部統制手続についてのマネジメントレポートのセクションを検討し、それを取締役会が採択することを推奨した。

取締役会は、以下の事項を実施した。

- ・各報告期間の末日における財務書類委員会のすべての業務および法定監査人の所見について報告を受けた。
- ・2018年度第4四半期、2018年度全体および2019年度の最初の3四半期の業績を検討し、承認した。
- ・財務書類の協議のために開催された各会議においてプレスリリースの草案を審査および承認した。
- ・財務書類委員会が、業務執行陣が在席しない状況で、法定監査人および当社グループの最高財務責任者で行った協議についての報告を認識した。
- ・2018年度の会計および財務情報の作成および処理についてのマネジメントレポートのセクションを承認した。

2019年度において財務書類委員が実施した特別業務

財務書類および財務情報の検討

財務書類委員会は、2019年1月1日付で施行されたIFRS第16号の初回適用が当社グループの連結財務書類へ与える影響について検討した。

取締役会は、以下の事項を実施した。

- ・ IAS第17号を置き換えるIFRS第16号の初回適用が当社グループの株式に与える会計上の影響について報告を受けた。

法定監査人との関係

財務書類委員会は、各法定監査人から、独立性に関する書面による証明書を受領した。

法定監査人不在の状況において、財務書類委員会は、法定監査人に対して支払われた報酬金額について報告を受け、直接法定監査に関連しない業務の概要報告書について検討した。同委員会は、同委員会からの事前の承認が必要な非禁止業務の検討事項である5つの業務を承認した。

2.c 2019年度において財務書類委員会および内部統制・リスク管理・法令遵守委員会が合同会議で行った業務および取締役会が承認した業務



当該委員会は、以下の事項を実施した。

- ・ 自己資本に関する内部評価プロセス（ICAAP）報告書を審査した。また、当行のリスク評価を検討し、当行が適正な管理を行い、かかるリスクをカバーするために必要な資本を有していることを確認した。
- ・ 法定監査人の監査計画を調査した。
- ・ 顧客に対して提示する商品およびサービスの価格がリスク戦略（CRD 4の規定に従う）に準拠しているかどうか協議した。
- ・ 引当金が計上されている、または計上される可能性がある、主要な係争中の訴訟および法的手続を検討した。
- ・ 予算の作成のために利用される経済的仮定を検討した。
- ・ 資本に関する健全性資本規則の変更を監視し、監督審査プロセスの結果、ソルベンシー比率へのそれらの影響および欧州中央銀行による勧告を検討した。
- ・ （i）第3の柱に基づくBNPパリバ・グループの開示の評価に焦点を当てる任務および（ii）トレーディング勘定評価に関連する任務の一環として欧州中央銀行が発行した2通のフォローアップレターに対する、当社グループにより実施される是正措置について報告を受けた。
- ・ 当社グループのグローバルなシステム上重要な金融機関のスコアを含む金融健全性規制監督機構のレターを検討した。

取締役会は、以下の事項を実施した。

- ・財務書類委員会および内部統制・リスク管理・法令遵守委員会によって実行されたすべての業務について報告を受けた。
- ・自己資本に関する内部評価プロセスおよびその結論を承認した。

2.d 2019年度において内部統制・リスク管理・法令遵守委員会が行った業務および取締役会が承認した業務



リスクおよび流動性

内部統制・リスク管理・法令遵守委員会は、以下の事項を実施した。

- ・リスク選好度に関する報告書（RAS）、流動性リスクに関連する変更を考慮した全体の保有リスク水準、銀行勘定上の金利リスクおよび業務リスクを検討し、新たな指標の導入を承認した。
- ・流動性に関する内部評価プロセスの報告を受け、流動性が当行のリスク許容度に適合する状況であるとみなされ得る許容水準について検討した。
- ・業務リスク（ITおよびサイバー・セキュリティを含む。）、恒常的統制および事業継続性ならびに外部委託業務の管理についての報告を含む2018年度内部統制報告書を検討した。
- ・当社グループのサイバー・セキュリティに関するプログラムおよびその展開計画を監視した。同委員会は、未実施のプログラムの報告を受け、設定した目標に関連する当社グループの各業務部門および各領域の達成度を検討した。
- ・リスク部長により四半期毎に提示される指標表示を検討し、市場リスク、取引先リスクおよび信用リスクならびに流動性の傾向を検討した。リスク部門から提供された情報に基づき審議を行った。リスク部長は、様々なカテゴリーのリスクに関する当委員会の質問に対して会議の中で回答した。
- ・基準値または限度を超えたリスク指標および、場合に応じて、業務執行陣により決定された行動計画の報告を受けた。
- ・特定の部門および活動に係るリスク限度額の更新を承認した。
- ・当社グループの報酬方針が当社のリスク特性と適合していたか否かについて判断を下した。

取締役会は、以下の事項を実施した。

- ・当社グループのリスクおよび流動性に関する委員会のすべての業務について報告を受けた。
- ・当社グループのリスク選好度に関する報告書の変更を承認した。
- ・流動性リスクの許容水準ならびに流動性リスクに関する方針、手続および内部システムを承認した。
- ・内部統制報告書の構成要素である業務リスク、恒常的統制および事業継続性の金融健全性監督・破綻処理機構への転送を承認した。
- ・セグメントの予算の更新を承認した。

特別業務

内部統制・リスク管理・法令遵守委員会は、以下の事項を実施した。

- ・2018年度第4四半期における、米国のヘッジ目的デリバティブの損失に関連する一般検査部門の任務の検討結果を監視した。
- ・2019年度第1四半期に発生した事象を受けたIT部門の行動計画を検討し、かかる計画の実施についての定期的な報告を要求した。
- ・欧州中央銀行の船舶任務に係るフォローアップレターの通知を受けた。
- ・欧州中央銀行のアウトソーシングに関する徹底的な調査に係るフォローアップレターの通知を受けた。
- ・EoniaおよびEuriborの改革に関連するリスクならびに欧州中央銀行が要求する当社グループの行動計画を検討した。
- ・リスク部門により起草されたエネルギー移行の概要について通知を受けた。

取締役会は、以下の事項を実施した。

- ・船舶任務およびアウトソーシングに関する徹底的な調査に関連する欧州中央銀行のフォローアップレターの、当該委員会による検討について報告を受けた。
- ・欧州中央銀行が要求するEoniaおよびEuriborの改革に関連して、当行の行動計画を承認した。

法令遵守、内部統制、訴訟および定期的統制

内部統制・リスク管理・法令遵守委員会は、以下の事項を実施した。

- ・内部統制に関するマネジメントレポートのセクションを検討し、承認のため取締役会に対し提出した。
- ・2018年度のコンプライアンス・リスク評価報告書（主要な法令遵守事項は、すべての事業部門および地理的地域にわたる。）および定期的統制報告書を含む内部統制報告書を検討した。
- ・マネー・ロンダリングの防止およびテロリストへの融資の防止ならびに2018年12月21日付命令に従った資産凍結についての内部統制システムに関する組織の報告書を検討した。

- ・金融健全性監督・破綻処理機構の管理の対象とされる企業の銀行、支払業務および投資業務部門の内部統制に関する2014年11月3日付命令に従い、2018年度におけるリスクの評価および監視に関する報告書を検討した。また、整備された政策およびシステムの有効性を評価した。
- ・再生計画および破産処理書類に対する年次更新を検討し、それを取締役会が採択することを推奨した。また、フランスおよび欧州における破綻処理に関する規則の変更を検討し、総損失吸収能力（TLAC）ならびに自己資本および適格債務の最低基準（MREL）のメカニズムの設定に関連する複雑さならびに進行中の規制の変更について報告を受けた。
- ・再生計画および破綻処理書類に関連する規制当局による変更要請および追加要請について報告を受けた。
- ・各会議で係争中の訴訟および法的手続のリストを、また各事案の進展を検討した。
- ・2018年度および2019年度上半期に実施された定期的統制の主な結果を協議した。
- ・一般検査部門の中間報告書を検討した。
- ・法令遵守部門の中間報告書を分析した。
- ・米国当局の要請により2014年度に開始された改善計画の実施を引き続き監視した（米ドルで実行された業務を管理するために、BNPパリバが行ったコミットメント）。
- ・救済に関する一般検査部門の検討結果を引き続き監視した。
- ・2019年に施行された第2次金融商品市場指令の規制枠組およびかかる規制の結果について検討した。
- ・当社グループに対するボルカー・ルールの影響および当社グループ内におけるかかる方策の展開に関する年次報告書の所見について助言を受けた。
- ・監督当局によって当行に科される罰金を定期的に検討した。

取締役会は、以下の事項を実施した。

- ・内部統制・リスク管理・法令遵守に関する当該委員会のすべての業務について報告を受けた。
- ・2018年度のマネジメントレポートのかかるセクションを承認した。
- ・内部統制報告書のコンプライアンスおよび定期的統制のセクションの金融健全性監督・破綻処理機構への転送を承認した。
- ・マネー・ロンダリングの防止およびテロリストへの融資の防止ならびに資産凍結についての内部統制システムに関する組織の報告書が金融健全性監督・破綻処理機構に転送されることを承認した。
- ・2018年度のリスク評価および監視のために作成された報告書に基づき行われた取組の結果報告を受け、かかるリスク評価および監視に関する報告書が金融健全性監督・破綻処理機構に転送されたことを承認した。
- ・再生計画を承認した。当該計画の更新版が欧州中央銀行に提出された。
- ・破産処理書類に対する変更を検討した。当該書類の更新版が金融健全性監督・破綻処理機構に提出された。
- ・欧州当局により実行された銀行の破綻処理に関する法案について報告を受けた。
- ・第2次金融商品市場指令の規制枠組に関する2019年度における実施結果および規制について報告を受けた。
- ・ボルカー・ルールに基づく当社グループの方針および当社グループ内におけるかかる方策の展開に関する年次報告書の所見について検討した。

特別業務

内部統制・リスク管理・法令遵守委員会は、以下の事項を実施した。

- ・フランス銀行法の近年の変更について報告を受けた。
- ・「資産凍結」任務による金融健全性監督・破綻処理機構の正式な通知レターを承認した。
- ・当社グループのコルレス銀行業務について報告を受けた。

取締役会は、以下の事項を実施した。

- ・「資産凍結」任務による金融健全性監督・破綻処理機構の正式な通知レターについての報告を当該委員会より受けた。

当該委員会は、業務執行陣および事業部門執行陣が不在の状況で、リスク部長、法令遵守部長、一般検査部長および法務部長への聴取を進めた。

取締役会は、以下の事項を実施した。

- ・面談の報告を聴取した。

2.e 2019年度に企業統制・倫理・指名・CSR委員会が行った業務および取締役会が承認した業務



取締役会およびその特別委員会の構成員の変更

企業統制・倫理・指名・CSR委員会は、以下の事項を実施した。

- ・取締役の任期満了日を調査し、取締役会が、2019年に満了する取締役の任期、すなわちジャン・ローラン・ボナフェ、マリオン・ギヨーおよびミシェル・ティルマンの任期の更新を、年次株主総会の票決に付すことを提案した。
- ・取締役会が、（i）ライナ・ギブソン・ブランドンの選任の承認を年次株主総会の票決に求めることおよび（ii）その内部統制・リスク管理・法令遵守委員会の委員としての任命を提案した。
- ・ジャン・ローラン・ボナフェ最高経営責任者、フィリップ・ボルデナーヴ最高業務責任者の任期を更新することを提案した。
- ・適格性ポリシーの規定により、当社グループ外で役職を担う取締役の状況を検討した。
- ・クリスチャン・ノワイエの無議決権取締役としての任命を検討した。

取締役会は、以下の事項を実施した。

- ・年次株主総会で該当する取締役の任期を更新することを提案した。
- ・年次株主総会においてライナ・ギブソン・ブランドンを取締役としての選任を承認し、内部統制・リスク管理・法令遵守委員会の委員として任命することを提案した。
- ・ジャン・ローラン・ボナフェを最高経営責任者として再任し、最高経営責任者の提案で、フィリップ・ボルデナーヴを最高業務責任者として再任した。
- ・クリスチャン・ノワイエを無議決権取締役として任命した。

ガバナンス

企業統制・倫理・指名・CSR委員会は、以下の事項を実施した。

- ・時期尚早な承継の場合、また長期的な検討の一環として、銀行部門における大きな変革への課題を考慮に入れた執行役員の承継についての取組を継続し、当社およびその株主の利益のためにガバナンスの効率性、バランス、安定性および可視性を確保する最善の方法を審査した。
- ・時期尚早な承継の場合、また長期離脱計画に先立つ場合の主要役職保持者の承継計画を検討した。
- ・PACTE法（2019年5月22日付）およびS0ILIHI法（2019年7月19日付）の当行への影響、定款、内部規制ならびに適格性ポリシーを検討した。当該委員会は、これに関連して、以下の事項を実施した。
- ・業務執行陣が定めるBNPパリバの任務に関して用いられる用語を検討した。

- ・取締役会が、その社会的利益に従い、その活動について社会的および環境的課題を考慮することを求めた。
- ・従業員株主を代表する取締役の任命手続を決定するために、定款および内部規制の審査を検討した。
- ・取締役会が、法律の定める特定の場合において書面による審議をもって決議することを可能にするために、定款の変更を提案した。
- ・（a）当行と当行の役員の間で合意が第三者取引の基準に基づきなされていることの確認の必要性および（b）最高業務責任者の選任プロセスの完了まで全体を通じてジェンダーバランスのとれた代表権に関して、PACTE法に固有の状況下における適格性ポリシーを検討した。
- ・PACTE法の条項に従い、現行の合意に係る方針を定めた。
- ・人事部門と共同で主要役職保持者のスキルを確認した。
- ・欧州外において管理されているか否かにかかわらず、健全な連結の範囲内のBNPパリバのすべての子会社に適用されるBNPパリバ・グループ事業体の企業統制方針に関連する統制の実施および結果について報告を受けた。
- ・50億ユーロ超の貸借対照表合計額を有する子会社の指名委員会の議事録に留意した。
- ・取締役会会長および投資家間での当行のガバナンスについての意見交換の報告を受けた。
- ・2018年度に関するコーポレート・ガバナンスの報告書を調査した。当該委員会は、取締役会による承認を勧告した。

新たな法律を遵守するために、取締役会は、以下の事項を承認した。

- ・PACTE法およびS0ILIHI法を受けた、2020年5月19日の年次株主総会の票決に付された定款の変更の提案ならびに内部規則の更新版および適格性ポリシー
- ・現行の合意に係る方針

取締役会はまた、2018年度のコーポレート・ガバナンスの報告書も承認した。

取締役会の評定

当該委員会は、以下の事項を実施した。

- ・2018年度の実行役員の内部評価の結果を承認した。当該評価により、取締役会の機能状態に対する取締役の満足度および会長と最高経営責任者の最適関係が確認された。当該評価において、チームの専門性、討議の透明性および取締役会に浸透している信頼感について言及された。
- ・2018年に実施された評価を受けた行動計画の実行を監視した。このことは、（i）執行役員の承継プロセスの継続的な構築、および当社グループの主要な取締役会の承継プロセスに関する委員と最高経営責任者の継続的な討議、（ii）業務の管理者による、その業務内容またはその担当の地理的地域に関する取締役会への提示ならびに（iii）規制に関する問題に費やす時間と事業に関する問題に費やす時間の間の良好なバランスに反映される。

- ・特に以下の点に関して、前年度に定められた行動計画に沿った行動計画を取締役に提案した。
 - ・（i）執行役員および主要な役員の承継プロセスに関する討議のための、定期的な取締役会会議および委員会の会議
 - ・（ii）業務の管理者による取締役会への継続的な提示

取締役会は、2018年度の評定を受けて、行動計画を承認した。

また、2014年度の実績評価に鑑み、2020年度の評定は外部の会社によって実施される。

行動規範

企業統制・倫理・指名・CSR委員会は、その権限に従って、子会社内および当社グループの地理的地域における行動規範の展開を調査するため、1回の会議を開催した。特に、当委員会は、行動規範の条項の主要な人事プロセスへの段階的な組み込みおよび当行の内部通報制度の一環としての、従業員の間での「スピーク・アップの風土」を促進するための当社グループによる措置について報告を受けた。

取締役会は、当社グループの子会社内および地理的地域における行動規範の展開を引き続き監視した。

取締役の報酬

2019年度における個人取締役報酬の配分に関する報酬委員会の承認を踏まえて、企業統制・倫理・指名・CSR委員会は、2019年度における各取締役の委員会および取締役会への実際の出席を調査した。

社会的責任および環境責任

権限拡大の一貫として、企業統制・倫理・指名・CSR委員会は、当社グループの社会的責任および環境責任に関する報告書を検討し、いくつかの修正および改訂を提案した。

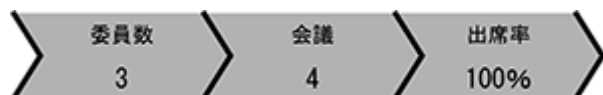
当該委員会は、以下の事項を行った。

- ・当社グループの社会的責任および環境的責任に関する報告書、特に、重大な問題とされる気候変動およびエネルギー移行を含む、当行の利害関係者に対する21の最も重要な非財務上の問題が記載されている重要性マトリクスを検討した。
- ・英国現代奴隷法に従って、当行の事業活動が奴隷または人身売買に関与しないようにすることを目的とする当行の報告書を検討した。かかる報告書は、当社グループの社会的責任および環境責任に関する報告書に含まれる。

取締役会は、以下の事項を実施した。

- ・臨時の財務実績書類を含む、当該委員会より提案された修正済の当社グループの社会的責任および環境責任に関する報告書を承認した。
- ・「英国現代奴隷法」に関連する当行の報告書を承認した。

2.f 2019年に報酬委員会が行った業務および取締役会が承認した業務



報酬委員会の委員のうち1名は、内部統制・リスク管理・法令遵守委員会の委員でもある。これは、CRD 4の要件の遵守において、BNPパリバの報酬方針およびリスク方針の適切性に関する当該委員会の業務を内部統制・リスク管理・法令遵守委員会において促進するものである。

報酬委員会は、以下の事項を実施した。

2018年度に関して、

- ・当行における責任が当社グループのリスク特性に重大な影響を及ぼす当社グループの従業員（以下「重大なリスクの負担者」という。）についての以下の詳細な情報を受領した後に、
 - ・報酬に関する問題を分析した。
 - ・重大なリスクの負担者の最終範囲を検討した。
 - ・当社グループの重大なリスクの負担者に支払われた2018年度の報酬に関する2019年度の公開報告書
 - ・グローバル・マーケット事業部門の変動報酬パッケージの決定のための最終パラメーターについて検討し、付与される最終パッケージおよびかかる事業部門について個々の報酬の付与方法について報告を受けた。
- ・2018年度において最高報酬額を支払われた従業員のリストについて検討を行った。
- ・当社グループのリスク管理部長および法令遵守部長の2018年度の報酬を監査した。
- ・執行役員の年間変動報酬に連動する定量的および定性的業績基準について検討し、2018年度の執行役員らに対して支払われる変動報酬を承認することを取締役会に提案した。
- ・BNPパリバの各執行役員の株主による役員報酬決議シートを検討した。
- ・法定基準を満たし、かつ任務を委員会に委託している当社グループの子会社の会社役員ならびにリスク管理部長および法令遵守部長に2018業績評価年度について付与される報酬方針、実質報酬、手当および現物給付の原則について助言を受けた。
- ・年次株主総会における年次諮問投票の対象となる当社グループの重大なリスクの負担者に支払われた報酬に関する決議を検討した。
- ・2018年度の重大なリスクの負担者の報酬の検討の実施に関する一般検査部門の報告書の概要について報告を受けた。
- ・2018業績評価年度における当社グループの報酬方針およびその他の具体的な任務の実施についての、例年の監督の一環としての欧州中央銀行の結果について報告を受けた。

2019年度に関して、

- ・2019年度の当初想定された当行の重大なリスクの負担者の範囲を検討した。
- ・2019年度に当社グループの重大なリスクの負担者に適用される繰延報酬の規則および変動報酬の支給条件を調査した。
- ・2019業績評価年度におけるグローバル・マーケット事業部門の従業員の変動報酬パッケージの決定に用いられる初期パラメーターについて検討した。
- ・2019年度の成果に基づき、執行役員に適用される報酬方針を検討し、社会的責任および環境責任基準を組み込んだ。
- ・2019年度に、2018年1月3日付で施行された欧州指令の第2次金融商品市場指令の一環として、経営陣の利益相反および顧客利益の保護に関連する問題に関して当社グループの報酬方針の条項の実施のフォローアップについて検討した。
- ・委員でもある取締役役に適用されるものと同一の、無議決権取締役役に適用される報酬手続を決定し、取締役会会議および委員会の会議への実際の出席に基づき2019年度に後者に付与された金額を調査した。
- ・取締役の報酬手続を厳密に更新した。
- ・2019年度における取締役会および委員会への実際の出席監査に基づく取締役の報酬の配分および各取締役に支払われた金額を調査した。

取締役会は、以下の事項を実施した。

- ・報酬委員会のすべての業務について報告を受けた。
- ・2018業績評価年度の執行役員の年間変動報酬に連動する定量的および定性的な業績基準の委員会の査定を評価および承認した。
- ・執行役員の変動報酬の変更が適切であることを保証した。
- ・年次株主総会における票決に付される2018年度に関する執行役員の株主による役員報酬決議シートを承認した。
- ・2018業績評価年度に関して、リスク管理部長および法令遵守部長の報酬の適切性に関する委員会の委員長の報告書について審問した。
- ・2019業績評価年度に関して、その専門的な活動が当社のリスク特性に重大な影響を与える従業員および業務執行陣が提案する報酬原則を特定するために取っている方法について、委員会の委員長から報告を受けた。
- ・2019年度の執行役員の報酬方針を採用した。
- ・2019年度の無議決権取締役に対する支払の報酬手続およびその金額を承認した。
- ・2019年度の実績に配分された報酬の個別の分割を承認した。

取締役会の内部規則

前文

以下に関する規則が、法規条項および規制条項、当社の定款ならびにかかる規則（かかる取締役会の内部規則に加え、下記1.3項に記載される経営機関の構成員および主要役職保持者に関する適格性ポリシーがある。）により規定されている。

- ・取締役会
- ・取締役（取締役の権利および義務を含む。）
- ・取締役会の委員会

取締役会はまた、企業統制に関するフランス市場ガイドライン、とりわけ、BNPパリバ（当社）が委託しているフランスの使用者組織であるフランス私企業協会（AfeP）およびフランス企業連合（Medef）により発行された上場企業向け企業統制規約（AfeP-Medef企業統制規約）の規定も考慮する。

取締役会は、すべての株主を共同で代表し、あらゆる状況において、当社の会社としての利益のために行う合議体である。

取締役会は、以下の特別委員会および臨時委員会によるサポートを受けている。

- ・財務書類委員会
- ・内部統制・リスク管理・法令遵守委員会
- ・企業統制・倫理・指名・CSR委員会
- ・報酬委員会

第1 取締役会、合議体

1. 取締役会の責務

取締役会は、当行の評判を保つために、法規義務および規制義務の範囲内で発生する問題を協議し、特に、従業員らによるBNPパリバの活動が高い倫理要件を確実に遵守することを目標とする企業価値の促進に寄与する。

取締役会は、特に以下の分野に優れているが、取締役会が優れる分野はこれらに限られない。

1.1 方向性および戦略的運営

取締役会は、

- ・BNPパリバの事業についての社会的および環境的課題を考慮し、BNPパリバの事業の方向性を決定し、業務執行陣によるその実施を監督する。
- ・株主総会に明示的に与えられた権限に従い、また会社の目的の範囲内で、当社の円滑な運営に関する一切の問題を取り扱い、当社に関する一切の事項を決定する。
- ・最高経営責任者により取締役会に提出された、250百万ユーロを超えるすべての投資または投資の廃止の決定（ポートフォリオ取引を除く。）およびかかる上限を超える株式持分の取得または売却についてのすべての提案（ポートフォリオ取引を除く。）に関する事前承認を与える。また、最高経営責任者から、かかる限度額以内の重要な取引について、定期的に報告を受ける。

- ・承認された方向性の範囲外の重要な戦略的業務に対し事前の承認を与える。
- ・BNPパリバによる長期的な価値の創出を促進する。

1.2 行動規範

取締役会および業務執行陣は、当行により決定された価値および任務に沿った行動基準を定義するBNPパリバ・グループの行動規範を確立させた。かかる規範は、各事業部門および各従業員において統合されるものとし、各従業員の行動を統治し、組織のすべてのレベルでの決定の指針となる。このため、取締役会は、業務執行陣による事業部門、国および地域でかかる規範の実施を保証する。

1.3 統治、内部統制および財務諸表

取締役会は、

- ・会長および最高経営責任者（CEO）を選任し、また、後者の推薦に基づき、最高業務責任者（COO）を選任する。
- ・最高経営責任者および最高業務責任者の権限の制限の一切を設定する。
- ・特に明瞭な組織構造、明白に定義された透明性および一貫性のある責任分担、ならびに当社がさらされている、またはさらされる可能性のあるリスクを特定、管理、監視および報告する効率的なプロセスを含む統治システムを審査する。取締役会は、定期的にかかる統治システムの効率性を評価し、一切の統治システムの欠陥を改善するための是正措置が取られてきたことを確認する。
- ・当社の組織における役割分担および利益相反の防止を含む、当社の効果的かつ慎重な管理を保証するため、方向性を決定し、監視措置の実際の管理者によるその実施を統制する。
- ・内部統制に関して取締役会に課せられた義務を確実に履行し、特に、少なくとも年2回は、内部統制の活動および結果の審査を行う。
- ・経営報告書および同書に添付されたコーポレート・ガバナンスの報告書を承認する。
- ・取締役会がふさわしいと判断する統制および検査を実施する。
- ・最高経営責任者および／または最高業務責任者が経営機関におけるジェンダーバランスを含めて差別禁止および多様性の方針を確実に実行するようにする。
- ・汚職およびあっせん収賄の防止および発見のプロセスの実施を確実にする。取締役会は、かかる目的のために要求されるすべての情報を受領する。
- ・財務諸表の審査および決算を行い、その真実性を保証する。
- ・最高経営責任者が取締役会に提出する予算ならびに法規および規制上の様々な報告の草案を少なくとも年1回は検討する。
- ・経営機関の構成員および主要役職保持者についての評価を定義する適格性ポリシー（以下「経営機関の構成員および主要役職保持者に関する適格性ポリシー」という。）を策定する。取締役会（およびその委員会）は、かかる方針を適用し、特に規制の変更を考慮し、定期的にかかる方針を改訂する。
- ・リスク管理部長、法令遵守部長または一般検査部長の解雇を事前に承認する。

1.4 リスク管理

取締役会は、

- ・取締役会が定める戦略に関連して、金融リスク、法務リスク、業務リスク、社会的リスクおよび環境リスク等の機会およびリスクのみならず、その結果として講じられた措置を定期的に審査する。
- ・そのため、景気に起因するリスクを含む、当社がさらされている、またはさらされる可能性のあるリスクの負担、管理、監視および削減を統治する戦略および方針を承認し、定期的に審査する。とりわけ、取締役会は、グローバル・リスクの限度枠を承認し、その情報を整理する個別のプロセスを導入し、場合により、かかる限度枠を超過する場合には、かかるプロセスへ問題を委託する。

1.5 伝達

取締役会は、

- ・株主および市場に開示された財務情報が質の高いものであることを保証する。
- ・財務の公表および伝達のプロセス、当社により公表および伝達されることを目的とする情報の質および信頼性の統制を行う。

1.6 報酬

取締役会は、

- ・年次株主総会の権限を損なうことなく、取締役の出席報酬を配分する。
- ・とりわけ、リスク負担者、統制機能に携わる職員、およびその収入総額からすればその専門的な活動が当社グループのリスク特性に影響を与える従業員と同等の報酬区分に属するすべての従業員を含む職員の類型に関する当社グループの報酬方針の一般原則を導入し、定期的に審査する。
- ・年次株主総会の権限を損なうことなく、会社役員 (*dirigeants sociaux*) である管理者の報酬、特に、その固定報酬および変動報酬、ならびにその他の報酬または現物給付等の手段を決定する。

1.7 破綻処理

取締役会は、機関の予防的再生計画および所轄の規制当局に連絡された破綻処理計画を策定するために必要な条項を設定する。

2. 取締役会の機能

2.1 会議の組織

取締役会の会議は、年に少なくとも4回開催され、その時々状況またはBNPパリバの利害関係者の要求に応じて適宜開催される。

会議の通知は、取締役会の秘書役により連絡される。

取締役会の秘書役は、取締役会の会議に必要なすべての資料を準備し、すべての書類を取締役およびその他の会議参加者が自由に使用できるよう手配する。

取締役会の会議に出席した取締役が署名した出席記録は保管され、出席したとみなされる取締役の氏名が記される。

取締役会の決定は、有効な法律に従って取締役会の秘書役により議事録に記録され、特別な登記簿に記入される。取締役会の秘書役は、取締役会議事録の写しまたは抄録を発行し認証することを認められている。すべての取締役会議事録は、次の取締役会において承認されなければならない。

取締役会の決定は、最高経営責任者、最高業務責任者または取締役会に任命された特別な代表機関のいずれかにより実行される。

2.2 参加の手段

ビデオ会議、または身分が証明でき、有効な出席と認められ、少なくとも参加者の声を伝送し、かつ、その技術的特性により機密性、持続性および同時再送信性のある通信手段により、取締役会が財務書類および年次報告書を承認すると予想される会議に参加する取締役は、定足数および過半数の計算上出席したものとみなされる。技術的な事象の発生により会議の運営が阻害された場合は、場合により、議事録にこれを記す。

第2 取締役会の構成員

3. 構成、情報およびスキル

3.1 取締役会会長

3.1.1 当社の他の機関および外部当事者との関係

当社の他の機関および外部当事者に対し、例外的な場合および特定の任務または職務が取締役会により別の取締役に委任されている間を除き、取締役会会長のみが取締役会の名義にて行為する権限を有し、かかる名義にて発言することができる。

会長は、業務執行陣との緊密な信頼関係を確実に維持するようにする。会長は、業務執行陣に対し、その実行責任を尊重しながら支援および助言を提供する。会長は、自身の利用可能性を確保し、自身の経験を当社のサービスに活かすために、会長業務を体系化している。会長は、当社の価値観やイメージを当社グループ内外において広めることに貢献している。

業務執行陣と緊密に連携しながら、会長は、高度な関係、とりわけ国内、欧州および国外レベルでの主要な顧客、公的当局および機関との関係において当社グループを代表することができる。

会長は、かかる分野における業務執行陣の業務と密接に連携して、株主との関係の質を維持することを確保する。会長は、取締役会に対してかかる任務に関する報告を行う。

会長は、企業統制の原則が定められ実施されることを確保する。

会長は、BNPパリバの取締役会が正常に機能することを管理する。したがって、

- ・会長は、企業統制・倫理・指名・CSR委員会の協力を得て、ならびに、必要に応じて、取締役会および定時株主総会の承認をもって、効率的で均衡のとれた取締役会を確立し、取締役会により考慮されるべき指名ならびに取締役会に関連する交替および承継計画の手続を管理するための努力をする。
- ・会長は、すべての委員会会議に出席することができ、また、自身が関連があると考える委員会会議の議題に題目を追加することができる。
- ・会長は、取締役が適時に、ならびに明瞭かつ適切な形でその職務を実行するために必要な書類および情報を有することを確保する。

3.1.2 取締役会の業務の組織

会長は、そのすべての職務を実行できるようにするために取締役会の業務を組織し、管理する。また会長は、取締役会の会議の日程および議題を定め、会議を招集する。

会長は、取締役会の業務が、建設的な討議および意思決定に役立つような方法で適正に組織されることを確保する。会長は取締役会の業務を指示し、その業務と特別委員会との業務を調整する。

会長は、取締役会が、当社の将来、特にその戦略に関係する問題に適切な時間を割くように配慮する。

会長は、最高経営責任者および業務執行陣の他の構成員から、当社グループの事業に関する重要な事象および状況、特に、戦略の展開、組織、投資または投資廃止計画、金融取引、リスクおよび財務書類に関する状況につき、定期的に報告を受ける。

最高経営責任者は、会長に対し、内部統制報告書に関しフランス法に基づき要求される一切の情報を提供する。

会長は、取締役会およびその委員会がその職務を実行するために役立つ可能性のある情報を、最高経営責任者または管理者、および特に統制部長に求めることができる。

会長は、取締役会および財務書類委員会の業務を準備するために、法定監査人に聴取することができる。

3.2 取締役

取締役は、BNPパリバの利益のために行動し、また、取締役に適用される当該内部規則のすべての規定、特に取締役会の手続に従うことを約束する。

3.3 その他の出席者

3.3.1 無議決権取締役 (*censeurs*)

無議決権取締役は、顧問の立場で取締役会および特別委員会の会議に出席する。

3.3.2 法定監査人

法定監査人は、年次財務書類または中間財務書類の審査または決算を行う取締役会および特別委員会の会議に出席し、また、取締役会会長が必要であると判断する場合に取締役会および特別委員会の会議に出席することができる。

3.3.3 招待者

取締役会は、会議に出席させるため1名または複数名の招待を決定することができる。

3.3.4 中央企業委員会の代表者

中央企業委員会の代表者は、顧問の立場で取締役会会議に出席する。

3.3.5 取締役会の秘書役

取締役会の秘書役は、取締役会により任命され、また取締役会の会議に出席する。

3.3.6 統制部長

BNPパリバに影響を及ぼすか、または及ぼす可能性のある特別な事由が生じた場合、必要に応じて、統制部長は、取締役会に直接報告することができ、また場合により、実際の管理者に照会することなく、懸念を示すために取締役会の委員会に報告することができる。

3.3項で特定される個人は、取締役と同等の倫理規程、機密性および職務規程の対象となる。

3.4 情報へのアクセス

3.4.1 情報および書類

取締役会会議への参加および賢明な決定を効率よく行うため、各取締役は、その責務を遂行するために必要な書類および情報のすべて（これらの書類が決定を行うにあたって有益であり、取締役会の権限に関係している場合において）を各取締役に対して通知することを、会長または最高経営責任者に対して求めることができる。

要求は、会長に情報を通知する取締役会の秘書役に送られる。

取締役会の秘書役が便宜または機密性の観点から望ましいと考える場合、取締役会の秘書役または当社グループの担当の従業員は、取締役および取締役会の参加者が自由に使用できるようにされた書類を閲覧できる。

3.4.2 システム

取締役会会議のためのすべての書類は、電子化を含むあらゆる手段により、取締役および取締役会会議の参加者が自由に使用できるようにすることができる。この場合、情報の機密性、完全性および利用可能性を守るために、必要であると考えられる保護についてのすべての措置が取られ、また、取締役会の各構成員または書類を受け取ったすべての者は、このように使用可能とされたシステムおよびメディアについてだけでなく、それらに対するアクセスについても責任を負う。

3.5 研修、個人的および集合的スキル

BNPパリバの取締役は、BNPパリバのすべての重要な活動に関連する義務ならびに効率的な管理および監督を保証する義務を適切に果たすため、個人的および集合的両面において、とりわけ専門的技術および完全性に関して必要な専門的知識、経験、スキル、理解力および個人的資質を有している。

取締役は、経営機関の構成員および主要役職保持者に関する適格性ポリシーに従い、その知識を最新の状態に保つようにするものとする。

従業員を代表する取締役は、現行の規制に従い取締役会の定める研修のための時間を付与される。研修の終了時に、取締役により選ばれた研修センターは定期的な出席に対する証明書を発行しなければならない。かかる取締役は、かかる証明書を取締役会の秘書役に送らなければならない。

4. 義務

4.1 BNPパリバの株式の保有および維持

定時株主総会によって選任されたすべての取締役は、個人として1,000株を所有していなければならない。取締役は、任命から12ヶ月以内にすべての株式を保有していなければならない。かかる期間の満了時において、すべての該当する取締役は、その任期を通じてかかる最小限のBNPパリバの株式数を維持することを確認するものとする。

取締役は、かかる株式のリスクをカバーする個人的ヘッジまたは保険戦略を行わないことを保証する。

かかる義務は、従業員を代表する取締役にとって重要なものではない。

4.2 倫理—機密性

4.2.1 倫理

4.2.1.1 利用可能性および定期的な出席

取締役会の構成員は、経営機関の構成員および主要役職保持者に関する適格性ポリシーに従い、その職務および責任を実行するために必要な時間および努力を費やすものとする。

従業員を代表する取締役は、経営機関の構成員および主要役職保持者としての適格性評価に関するガイドラインに従い、取締役会の定める準備期間を付与される。

4.2.1.2 独立性および忠誠

取締役会のすべての構成員は、経営組織の構成員および主要役職保持者に関する適格性ポリシーに従い、常にその独立性を維持するものとする。

取締役会のすべての構成員は、その他の取締役、株主およびBNPパリバに対して忠誠心を持って行動するものとする。

取締役会のすべての構成員は、その独立性を損う可能性のある一切の利益またはサービスを拒否するものとする。

4.2.1.3 警戒の義務

取締役会のすべての構成員は、自由に使用できるシステム、書類および情報の保管、利用ならびに場合により返却に関して警戒の義務を負う。

4.2.2 機密性

取締役および取締役会の業務に参加するすべての者は、取締役会およびその委員会の議論および決定の内容ならびにいかなる形でも取締役会およびその委員会において提示されるか、または取締役および取締役会の業務に参加するすべての者に対して提供される情報および書類について、絶対的な機密性を保持する義務を負う。

法律で規定される場合を除き、取締役および取締役会の職務に参加するすべての者は、取締役会外部のいかなる者にもBNPパリバが公表していない情報を開示してはならない。

4.3 倫理的行為—管理職の制限—利益相反—個人的な申告

4.3.1 倫理的行為

取締役が倫理的行為に関する疑問を有する場合、当社グループ法令遵守部長に相談することができる。

インサイダー取引に関する法律は、個人として、また、BNPパリバの株式を有する企業内で責務を果たす場合の両方において、特に取締役に対し適用される。取締役は、特に、内部情報の定義、伝達および利用に関する法律上の要件を尊重しなければならず、それらのうち主要な規定は就任の際に伝達される。

また取締役は、四半期財務書類および年次財務書類の公表日の後6週間以内、または当社の運営に係るプレスリリースの公表後6週間以内は、個人ベースにおいてのみBNPパリバの証券の取引を行うことができる。ただし、当該期間内において、証券取引規則に基づきインサイダー情報であるとみなされる情報を保有している場合は、この限りではない。

取締役は、疑義を生じさせる取引、とりわけレバレッジによる購入もしくは空売りまたは短期取引は差し控えるものとする。

取締役および取締役と緊密な関係にある者は、公開を保証するフランス金融市場機関 (*Autorité des Marchés Financiers - AMF*) およびBNPパリバに対して、BNPパリバの株式およびそれに関連する金融商品について行う取引について表明する義務を負う。

4.3.2 管理職の制限

取締役は、管理職の制限に関して、取締役またはBNPパリバに適用のある法規条項および規制条項ならびに経営機関の構成員および主要役職保持者に関する適格性ポリシーを遵守する。

4.3.3 利益相反

取締役は、とりわけ、いわゆる「関係当事者間合意規制」(*conventions réglementées*) 制度等の利益相反に関する適用ある法規条項および規制条項ならびに経営機関の構成員および主要役職保持者に関する適格性ポリシーを遵守する。

いかなる状況であっても、取締役が利益相反についてのかかる義務を違反した場合、取締役会会長はそれを是正するために必要なすべての法規措置を取るものとする。さらに、取締役会会長は、関係する規制当局に当該行為を報告することができる。

4.3.4 個人的な申告

取締役は、個人の状況の変更（住所、職位、管理職、実行された義務の変更もしくは刑事上、民事上または行政事件上の有罪判決等）について可能な限り速やかに取締役会の秘書役に報告することを保証する。

特に、経営機関の構成員および主要役職保持者に関する適格性ポリシーに従い、取締役は、申し立てられた一切の刑事上の有罪判決もしくは民事責任、経営の禁止、行政処分もしくは懲戒処分または職能団体からの除外措置、および当該取締役が被るかかる処分を伴う可能性のある手続、業務上の違法・不当行為による罷免もしくは当該取締役が対象者である可能性のある管理職からの免職について、取締役会会長に可能な限り速やかに報告するものとする。同様に、取締役は、申し立てられた一切の刑事上の命令もしくは民事上の命令、行政処分もしくは懲戒処分または職能団体からの除外措置ならびに当該取締役が管理者、株主または投資者である会社が対象であるか、対象である可能性のある裁判所の命令による会社更生もしくは清算措置について取締役会会長に報告する。

5. 取締役および無議決権取締役 (CENSEURS) の報酬

取締役に付与した報酬の総額は、定時株主総会において決定される。

取締役に付与した報酬の個人別の額は、報酬委員会の提案に従い、取締役会において決定される。かかる額は、会議への実際の参加（参加方法は問わない。）に基づく優先的な変動報酬部分を含む。海外に居住する取締役は、ビデオ会議、または通信手段により取締役会会議に参加できる場合を除き、より高額の報酬を受け取る。

委員は、委員会へ実際に参加することで追加の報酬を受け取ることができ、その額は委員会によって異なる。委員は、異なる各委員会への参加につき追加の報酬を受け取る。委員長もまた、追加報酬を受け取る。

無議決権取締役の報酬は、報酬委員会の提案に従い、取締役会により決定される。

第3 取締役会の特別委員会

BNPパリバの取締役の責務の実行を容易にするため、取締役会内に特別委員会が設置された。

6. 共通規定

6.1 構成およびスキル

特別委員会は、社内の経営上の義務を負わない取締役会の構成員からなる。かかる委員会はAfep-Medef企業統制規約で提言されている独立性と同程度の独立性を持つ者とみなされるための基準を満たす必要数の構成員を含む。委員会の委員は、参加する委員会の任務を実行するために適する知識およびスキルを有する。

報酬委員会は、少なくとも1名の従業員を代表する取締役を含む。

かかる委員会に付託された権限は、取締役会の権限を狭めることなく、またはこれを制限しないものとする。

取締役会会長は、委員会の員数、任務、構成および機能が常に法規条項および規制条項、取締役会の要求および最良の企業統制実務に適合することを確保する。

取締役会の決定により、内部統制、リスク管理・法令遵守委員会（CCIRC）、報酬委員会（RemCo）および企業統制・倫理・指名・CSR委員会（CGEN）は、フランス通貨金融法典（*Code monétaire et Financier*）第L.511-91条の規定に基づき、連結ベースまたは子会社の連結ベースでの規制当局の監督の下で当社グループの会社についての任務を請け負う。

6.2 会議

委員会は必要に応じて開くものとする。

6.3 委員会が採り得る手段

特別委員会は、必要に応じて外部の専門家を起用することができる。

委員長は、既存の内部規則に定めるような、当委員会の管轄の範囲内である問題に関し、当社グループ内の役員に質疑を行うことができる。

取締役会の秘書役は、特別委員会の会議に必要なすべての資料を準備し、書類を取締役およびその他の会議参加者が自由に使用できるよう手配する。

かかる書類は、電子化を含むあらゆる手段で使用可能な状態にすることができる。この場合、情報の機密性、完全性および利用可能性を守るために、必要であると考えられる保護についてのすべての措置が取られ、また、関係する特別委員会の各構成員または書類を受け取ったすべての者は、システム、メディアおよびその提供についてだけでなく、そのアクセスについても責任を負う。

6.4 意見および議事録

委員会は取締役会に向けて意見を表明する。委員長（委員長が行為できない場合は、同じ委員会のその他委員）が、次回の取締役会にてその業務の要約を口頭で報告する。

委員会の会議の議事録は、その後の会議で承認された後、取締役会の秘書役により書面による報告書が作成され、希望する取締役に対して配布される。

7. 財務書類委員会

7.1 任務

フランス商法の規定に基づき、かかる委員会は、会計および財務情報の作成ならびに検証に関する問題について監査することを保証する。

7.1.1 財務情報の作成プロセスの監査

当委員会には、財務書類の作成を完了させるにあたり当社が発行する四半期、半期および年次財務書類を分析し、取締役会に対してかかる財務書類を提示するのに先立ち、特定の項目について更なる説明を得る責務がある。

当委員会は、会計原則および会計方針の選択、引当金、分析結果、健全性基準、収益性指標等のかかる計算書類および財務書類に関するすべての事項ならびに方法論的問題となるまたは潜在的リスクとなる可能性のあるその他一切の会計事項を審査するものとする。

当委員会は、場合に応じて、財務情報の詳細なプロセスの完全性を確実にするために勧告を行う。

7.1.2 会計ならびに財務問題に関する内部統制制度の効率性およびリスク管理の効率性の監査

当委員会は、業務執行陣から得た情報に基づき、詳細なプロセスの統制ならびに会計および財務情報や追加財務情報の処理から生じるものと同様に、事業の概要ならびに内部の会計および財務に係る統制の成績を少なくとも年2回は分析するものとする。当委員会は会計および財務に係る内部統制により明らかになる事象（取締役会が定めた区分および基準に基づき報告される。）の概要について報告を受けるものとし、その所見を取締役に報告する。

当委員会は、会計および財務に係る内部統制制度の構造において決定された是正措置を導入することに関して考えられるあらゆる障害について、取締役会会長（定期的統制部長から直接情報を受ける。）による報告を受け、その所見を取締役に報告する。

7.1.3 法定監査人による年次財務書類および連結財務諸表の法定監査ならびに法定監査人の独立性の監査

当委員会は、法定監査人の選任手続を指揮し、法定監査業務の実施に対し請求される報酬額につき意見を述べ、かかる選任過程の結果を取締役に報告するものとする。

当委員会は、法定監査人の監査計画、ならびに監査人の推奨事項および監視を検討するものとする。

当委員会は、法定監査人および法定監査人が所属するネットワークに対してBNPパリバ・グループが支払う、当委員会が承認した計算式を使用して計算される報酬の金額および明細につき、年1回通知を受けるものとする。当委員会は、BNPパリバに起因する監査法人またはそのネットワークの収益の額または割当が、法定監査人の独立性を損なう可能性はないことを確認するものとする。

1百万ユーロ（税引前）を超える合計報酬を必要とする業務には、当委員会の事前承認を必要とするものとする。当委員会は、財務部からの提案に基づき、一切の他の業務を、事後的に承認するものとする。当委員会は、50,000ユーロを超える報酬を必要とする一切の「非監査」業務の財務部による迅速な承認および統制の手続を承認するものとする。当委員会は、当社グループの法定監査人が所属するネットワークにより実施された一切の「非監査」業務につき、財務部から年1回報告を受けるものとする。

当委員会は、法定監査人から、任務の枠組について最も重要な勧告を受け、検討すると同時に、内部統制の不十分さに関する主な所見について書面による報告を受け、検討する。また、当委員会は、内部監査によって出される、会計および財務情報に関する任務の枠組についての最も重要な報告書および勧告に留意する。

各法定監査人は、当委員会に対し、法定監査人の独立性を保証するための内部統制制度につき年に1回報告するものとし、当社グループの監査における法定監査人の独立性に係る書面を提出するものとする。

当委員会は、法定監査人の専門的活動での会計監査人高等評議会（H3C）の統制の結果による、会計監査人高等評議会の声明および決定について説明を行う。

当委員会は、少なくとも年2回は、当社の業務執行陣が出席しない状況において、法定監査人との討議のための会議を開催するものとする。

当委員会は、法定監査人の出席の下、四半期、半期および年次財務書類を検討するための会議を開く。

ただし、法定監査人は、法定監査人の報酬または再指名を議題とする当委員会の会議には、全部または部分的とを問わず、出席しないものとする。

法定監査人は、法定監査人の職員に関する特定の問題を議題とする当委員会の会議には、全部または部分的とを問わず、出席しないものとする。

特段の事情のない限り、四半期、半期および年次の経営成績および財務書類を含むファイルは、当委員会の会議の少なくとも3日前までに、当委員会の委員に対して送付されるものとする。

四半期、半期および年次の経営成績に関連して会計原則の解釈の問題が生じ、重大な影響を伴う選択が必要となる場合は、法定監査人ならびに財務部は、提起された問題の性質および重要性を分析し、様々な可能性のある解決法の良い点、悪い点を提示し、行われた最終選択の論理的根拠を説明する文書を、四半期毎に当委員会に提出するものとする。

法定監査人および当社グループ財務部は、当委員会に対し、少なくとも年2回は財務書類の認証への取組の記録を示す。それを基に、当委員会は、かかる任務の結果およびかかる任務が財務情報の完全性にどのように貢献したか、ならびに完全性における当委員会の役割を取締役会に対して報告する。

7.2 会長の報告書

当委員会は、会計および財務情報の作成および処理に関する内部統制手続に関する会長の報告書案の一部を検討するものとする。

7.3 聴取

当委員会は、その管轄範囲である一切の問題に関して、自主的に当社グループ財務部および会計部の部長ならびに資産・負債管理部の部長に聴取を行うことができる。

当委員会は、財務部の部長もしくは当社の経営陣が責任を負う可能性があり、または当社が開示した会計および財務の情報の品質が疑われる可能性がある当委員会の管轄範囲に属する一切の問題に関して、財務部の部長に質疑を行うことができる。

8. 内部統制・リスク管理・法令遵守委員会

8.1 任務

8.1.1 グローバル・リスク戦略に関する任務

当委員会は、当社のグローバル戦略の妥当性ならびに総合的な現在および将来のリスク選好度について取締役会に助言する。当委員会は、取締役会が実際の管理者およびリスク管理部長によるかかる戦略の実施を検証する場合に、取締役会を支援する。

かかる目的のために、当委員会は、現行の規則に従い当社グループに報告される業務のリスクおよび収益性の測定、ならびにかかる事項および方法に関連する特定の問題に基づき、社会および環境に係る方向性を含む当社グループのリスク方針の主要な方向性を審査する。

グローバル・リスクの限度枠が超過される場合、取締役会に問題を委託する手続が提供される。業務執行陣は、当委員会の委員長に報告し、かかる委員長が、当委員会を開催するか、または取締役会の開催を求めるかを決定することができる。

8.1.2 顧客に提案された商品およびサービスの価格の審査に関する任務

当委員会の任務の枠組において、および当委員会が定義する規定に従い、当委員会は、顧客に提示された商品およびサービスの価格がリスク戦略に適合するものであるかを審査する。価格がリスクを的確に反映していない場合、当委員会は、取締役会に対してこれを是正する行動計画を提示する。

8.1.3 報酬に関する任務

報酬委員会の任務を阻害することなく、リスク委員会は当社の方針および報酬実務により支給された報酬が、当社がさらされているリスクに関する状況、資本、流動性および可能性ならびに予測される利益が普及するための期間に適合するものであるかを審査する。

かかる任務を実行するため、当委員会の委員長は、報酬委員会の会議に参加し、支持された見解を示すものとする。

8.1.4 内部統制および法令遵守に関する任務

また、当委員会は、すべての法令遵守関連の課題、とりわけ風評リスクまたは職業倫理の分野における課題を検討する。

当委員会は、リスクの測定および監視に関する報告を分析する。当委員会は年2回、内部統制業務、ならびに業務執行陣から提供された情報、恒常的統制部長、法令遵守部長および定期的統制部長から受けた報告に基づく所見（財務書類委員会の責任範囲である会計および財務に係る内部統制を除く。）を検討する。当委員会は、当社と金融健全性監督・破綻処理機構（*Autorité de Contrôle Prudentiel et de Résolution*）（ACPR）の総務との間で行われたやり取りについて検討する。

当委員会は、内部統制により明らかにされる事象（取締役会が定めた区分および基準に基づき報告される。）について説明を受けるものとし、その所見を取締役に報告する。

当委員会は、一般検査部門による推奨事項のうち実行されなかったものの状態を分析する。当委員会は、内部統制の構造において決定された是正措置を導入することに関して考えられるあらゆる障害（定期的統制部長から直接情報を受けることとなっていたもの）について、取締役会会長による報告を受け、その所見を取締役に報告する。

8.2 聴取

当委員会は、業務執行陣が出席しない状況において、当社グループ統制部門（一般検査部門、法令遵守部門およびリスク・法務部門）の部長の聴取を進める。

当委員会は、取締役会に対し、使用される方法および手続に関する評価を提示する。

当委員会は、かかる部門が当社グループ内で組織される方法に関する意見を述べ、これらの作業プログラムにつき継続して情報提供を受ける。

8.3 情報へのアクセス

当委員会は、リスクに関する当社の状況についてすべての情報を有する。必要に応じて、当委員会は、リスク管理部長または外部の専門家のサービスを利用することができる。

8.4 財務書類委員会および内部統制・リスク管理・法令遵守委員会に共通の会議

財務書類委員会および内部統制・リスク管理・法令遵守委員会は、内部統制・リスク管理・法令遵守委員会の委員長の要請、財務書類委員会の委員長の要請または取締役会会長の要請により会議を開催するものとする。

その意味で、当委員会の委員は、

- ・一般検査部門の任務計画および法定監査人の監査計画について説明を受け、リスク方針および運営システムを評価するための取締役会の業務を整理する。
- ・リスクおよび財政的な影響に対する方針（引当金方針を含む。）に関連した共通の課題を扱う。当委員会の委員は、とりわけ将来財務諸表に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクの体系的検討を行う。

当該会議は、財務書類委員会の委員長が議長を務める。

9. 企業統制・倫理・指名・CSR委員会

9.1 企業統制に関する任務

当委員会は、企業統制を監視する責務がある。その役割は、BNPパリバ内部の企業統制実務を適用するために取締役会を支援し、また、その機能を評価することにある。

当委員会は、国外、欧州および国内における企業統制規律の進展に関する定期的なフォローアップを確保する。当委員会は、その要約を少なくとも年1回は取締役会に報告する。当委員会は、当社グループに適しており、かかる分野における最良の実務に合った手続、組織および行為をもたらす可能性が高い措置を選択する。

当委員会は、企業統制に関する報告書草案、および適用ある法規制により要求されるその他一切の書面を検討する。

当委員会は、社会および環境についての責任（CSR）に関連する質問のフォローアップを管理する。このため、当委員会は、社会における当社グループのプラスの影響と同様に、持続可能な経済発展に対する当社グループの貢献に特化しており、特に、経済の倫理的金融、従業員の発展およびコミットメントの促進、環境保護ならびに気候変動との闘いにより対処している。

9.2 行動規範

当委員会は、BNPパリバ・グループの行動規範の更新を定期的に実行している。

9.3 取締役、委員会の委員および無議決権取締役（*CENSEURS*）の特定、選任および承継計画に関する任務

取締役の特定、選任および承継計画について、当委員会は、経営機関の構成員および主要役職保持者に関する適格性ポリシーに記載される原則および手続を適用する。当委員会は、かかる方針を定期的に検討し、取締役会にとって妥当であるとみなされる変更を提案する。

当委員会は、取締役会におけるジェンダーバランスの達成という目標を設定する。当委員会は、かかる目標の達成を目的とする方針を作成する。かかる目標およびかかる方針は、設定され次第、取締役会による承認を受ける。

場合により、当委員会は、取締役会に対して無議決権取締役の任命を提案する。

9.4 取締役会の評価に関する任務

当委員会は、経営機関の構成員および主要役職保持者に関する適格性ポリシーに従い、取締役会の均衡および多様性について、少なくとも年1回は定期的に評価する。

さらに、外部の専門的アドバイザーの事務所が3年に1回、取締役会の評価を行う。

9.5 取締役会会長、業務執行陣の構成員および主要役職保持者の選任、任命および承継計画に関する任務

当委員会は、執行役員、最高業務責任者、会長および経営機関の構成員および主要役職保持者に関する適格性ポリシーに定義される主要役職保持者の選任、任命および承継計画に関して、かかる適格性ポリシーを定期的に審査し、またかかる事項について提言を行う。

当委員会は、経営機関の構成員および主要役職保持者に関する適格性ポリシーに従い、会長および業務執行陣の構成員の選任、任命および承継計画の策定に寄与する。

主要役職保持者に関して、経営機関の構成員および主要役職保持者に関する適格性ポリシーが業務執行陣により確実に適用されるようにする。

9.6 取締役会会長、最高経営責任者および最高業務責任者の評価に関する任務

当委員会は、取締役会会長の活動を評価する。

当委員会は、取締役会が定めた事業の戦略上の方向性に照らし、最高経営責任者および最高業務責任者の経営実績を評価する。かかる評価の際には、最高経営責任者および最高業務責任者が有する、予測、決定、組織化の能力、および模範となる能力を考慮する。

9.7 取締役の独立性に関する任務

当委員会は、Afep-Medef企業統制規約の意味における取締役の独立性を評価し、その所見を取締役に報告する任務を負う。

9.8 取締役会の一般的均衡に関する任務

当委員会は、取締役会が当社の利益に悪影響をもたらすような形で1名の個人または少数の集団に支配されない状態を確保する。かかる目的のために、当委員会は、経営機関の構成員および主要役職保持者に関する適格性ポリシーを適用する。

10. 報酬委員会

当委員会は、取締役会が承認する報酬に関する決定（特にリスクおよびリスクの管理に影響する決定）を立案する。

当委員会は、以下の年次審査を行う。

- ・当社の報酬方針の原則についての審査
- ・当社の会社役員に対する報酬、手当および一切の利益についての審査
- ・業務執行役員およびリスク負担者、統制機能に携わる職員、およびその収入総額からすればその専門的な活動が当社または当社グループのリスク特性に重大な影響を与える従業員と同等の報酬区分に属するすべての従業員を含む職員の類型についての報酬方針の審査

当委員会は、リスク管理部長および法令遵守部長の報酬を直接統制する。

上記の任務の枠組内において、当委員会は、現行の規制に従って、報酬方針の原則における取締役会の業務、とりわけその専門的な活動が当社グループのリスク特性に重大な影響を与える当社グループの職員についての報酬方針の原則に関する業務を準備する。

当委員会は、とりわけ報酬、退職給付額および当社株式の引受オプションまたは購入オプションの配分に関する、会社役員の個人的状況に関するすべての問題点、ならびに当社の経営陣または代表機関の構成員の離脱を統制する規定の検討をその業務とする。

当委員会は、引受ストック・オプション・プランまたは購入ストック・オプション・プランの条件、金額および配分を検討する。同様に、当委員会は、無償株式の配分の条件も検討する。

当委員会は、会長と共に、付託の範囲内において、最高経営責任者により報酬委員会に対して提出され得る上級業務執行陣の報酬に関するあらゆる事項について、最高経営責任者を支援する。

経営機関の構成員および主要役職保持者としての適格性評価に関するガイドライン

I. 背景および定義

a. 背景

経営機関の構成員および主要役職保持者に関する適格性ポリシーの目的は、当社に適用のある法規条項または規制条項を遵守する一方で、コンプライ・オア・エクスプレイン手続（以下に定義される。）において、内部規則の条項ならびにフランス通貨金融法典（以下「CoMoFi」という。）、2017年9月26日に発表された経営機関の構成員および主要役職保持者としての適格性評価に関する欧州銀行監督機構ガイドライン（適格性ガイドライン）および内部規制ガイドラインにおいてBNPパリバに適用ある規制の履行手続を特定し、詳細を明らかにすることである。

これらの条項に従い、かかるガイドラインは以下の項目を網羅している。

II. 経営機関の構成員および主要役職保持者の特定、選任および承継計画

a. 取締役の特定、選任および承継計画

b. 最高経営責任者および最高業務責任者の特定、選任および承継計画

c. 主要役職保持者の特定、選任および承継計画

III. 経営機関の構成員の精神の独立性および利益相反の管理

a. 一般原則

b. 利益相反の事例

c. 利益相反の管理

IV. 管理職の制限および経営機関の構成員の時間的猶予に関する規則の遵守

a. 経営機関の構成員の任命における規則の遵守

b. 経営機関の構成員としての管理職就任中の規則の遵守

V. 経営機関の構成員の高い評判、正直さおよび誠実性

VI. 経営機関の構成員の多様性および取締役会の集合的力量

VII. 経営機関の構成員の導入および研修

かかるガイドラインは、取締役会により承認されている。かかるガイドラインの改定も、承認のため取締役会に提出される。

b. 定義

経営機関の構成員とは、取締役、最高経営責任者および最高業務責任者をいう。

主要役職保持者とは、適格性ガイドラインの目的において、最高財務責任者、法令遵守部長、リスク管理部長および一般検査部長、法務部長、人事部長ならびに当社が最高業務責任者代理の役職を付与することを決定した個人をいう。

適格性とは、取締役会および該当する個人の集合的適正に関してBNPパリバが行う以下の基準についての評価をいう。

- ・知識、スキルおよび経験
- ・高い評判、正直さおよび誠実性
- ・精神の独立性
- ・管理職の制限および時間的猶予に関する規則の遵守

コンプライ・オア・エクスプレイン手続とは、欧州中央銀行および管轄の国立当局が、当該当局により発行されたガイドラインを完全にもしくは部分的に遵守するかまたは全く遵守しないかという意向を発表する単一監督メカニズムにおける手続をいう。

当社とは、BNPパリバをいう。

企業統制・倫理・指名・CSR委員会とは、BNPパリバの企業統制・倫理・指名・CSR委員会をいう。

取締役会の秘書役とは、BNPパリバの取締役会の秘書役をいう。

II. 経営機関の構成員および主要役職保持者の特定、選任および承継計画

a. 取締役の特定、選任および承継計画

取締役会における役割に関係なく、取締役として任命される可能性のある人物の特定を責務とする企業統制・倫理・指名・CSR委員会は、常にかかる人物についての一覧を作成および保持し、取締役会に対するかかる候補の提案が必要となる状況について特段定めはないものの、かかる一覧は企業統制・倫理・指名・CSR委員会により定期的に監査される。

取締役として任命される可能性のある人物の企業統制・倫理・指名・CSR委員会による特定

企業統制・倫理・指名・CSR委員会は、株主総会への立候補を提案することを目的として、取締役の非執行管理職に適している候補者を取締役会に対して特定および推薦する。潜在的候補者の決定に際し、企業統制・倫理・指名・CSR委員会は、品位ならびに利害関係の理解力およびリスクの理解力と同様に、個人的および集合的両面において、取締役会の構成員としてのスキルのバランス、経験および多様性を評価する。さらに、企業統制・倫理・指名・CSR委員会は、候補者が客観的、批判的および独立的に行動でき、とりわけ候補者が有するその他の管理職に関して自身の考えおよび判断を述べるために必要な勇敢さ、その業務に深く関与するための十分な利用価値およびその管理職に不可欠な客観性、最後に当社の利益を守り、当社の適切な運営を確保したいという願望を有することを保証する。

企業統制・倫理・指名・CSR委員会は、取締役会内で実行される義務に必要な任務および資質を特定し、かかる義務に割くべき時間を計算する。

候補者を特定する目的において企業統制・倫理・指名・CSR委員会は、

- ・一方で、その必要があれば、1または複数の専門機関に対して、Afep-Medef企業統制規約に定める条項が意味する社外取締役に当たるか否かの調査を委託する。当該専門機関は、取締役会の秘書役と共同の手続で選定される。
- ・他方で、企業統制・倫理・指名・CSR委員会自らも、他の取締役から上記に関する情報を収集する。

企業統制・倫理・指名・CSR委員会は、提案を受領すると、個人的スキルおよび集合的スキルの双方に基づき、かかるガイドラインの規定および以下の基準について慎重に審査を行う。

- ・経験および当行の主要業務の問題およびリスク（社会問題および環境問題を含む。）を理解する能力に基づいた求められる分野の知識およびスキル。これにより、取締役は十分な情報を得て、効果的な決定を行える。
- ・勇敢さ、とりわけ意見を述べ、判断を下す勇敢さ。これにより、取締役は客観的かつ独立した立場を維持できる。
- ・時間的猶予（管理職の任務および関連する訓練に十分な時間を費やせること）および勤勉さ。これが必要な事後的知見を与え、取締役の管理職としての職務遂行に関する尽力を促し、責任感を高める。
- ・忠誠、これが当社に対しておよび株主全体を代表する取締役会内の取締役の職務に対する尽力を促す。
- ・当社の文化および倫理についての取締役の適切な理解
- ・高い評判および適正、ただし人物は、同人の個人的行為または業務上の行為が社外取締役としての管理職を保証する上での能力に何らかの重大な懸念を生じさせる場合、高い評判および適正基準を満たしていることについて考慮されるべきではない。

企業統制・倫理・指名・CSR委員会は、選定される可能性ある人物についての一覧が常に更新されていることを確認し、年に一度、取締役として任命される可能性のある人物を特定し、取締役会がこれに基づいて慎重に審議できるよう取締役会に対し業務の成果を報告する。

適切な場合、企業統制・倫理・指名・CSR委員会は、会長の非執行管理職として選定される可能性ある人物を上記の基準を考慮して特定する。

取締役会による取締役となる可能性のある人物の選任

取締役会が新たな構成員の任命を決定しなければならないとき、企業統制・倫理・指名・CSR委員会は、取締役会に対してかかる立候補の提案を決定し、取締役会がそれを承認した場合、かかる立候補は株主総会へ提案される。最初に、企業統制・倫理・指名・CSR委員会は、取締役会会長に対し任命される可能性のある取締役の氏名を通知し、その提案の理由を示す。取締役会会長は関連ある人物に連絡を取り、かかる人物の同意がある場合には、上記の条項に従い、かかる人物の状況について検討するよう取締役会の秘書役に要請する。企業統制・倫理・指名・CSR委員会の委員長および取締役会会長が有力候補者に面会する。

取締役会会長の非執行管理職の候補者は、かかる候補者に連絡を取ることができるよう、企業統制・倫理・指名・CSR委員会の委員長に提出される。

取締役および取締役会会長の双方の責務に関する検討および面談が十分とみなされると、その後企業統制・倫理・指名・CSR委員会は、取締役会に対して、候補の提出に係る提案を受け入れるよう、提出することができる。

取締役会の秘書役は、候補者に対して検討のために必要な一切の書類を要求することができ、個人データに関する法規条項および規制条項に従いこれを保持する。

特別委員会については、企業統制・倫理・指名・CSR委員会は、関連する当委員会の委員長と協力して、当委員会の委員および委員長が変更される場合のその指名につき、取締役会への推薦を行う。

取締役の承継計画および取締役会の構成についての検討

企業統制・倫理・指名・CSR委員会は、取締役および（適用ある場合は）会長の承継を認める規定を審査する責任を負っている。

年に一度、取締役会の秘書役は取締役会の構成員となる可能性のある人物の特定に関する条項に従い、企業統制・倫理・指名・CSR委員会の責任において取締役会の構成について検討する。企業統制・倫理・指名・CSR委員会は、取締役会に検討結果を提出し、取締役会の慎重な審議に付される。

b. 最高経営責任者および最高業務責任者の特定、選任および承継計画

取締役会は、最高経営責任者を選任し、また、後者の推薦に基づき、最高業務責任者を選任し、それらの権限の制限の一切を設定する。

かかる目的において企業統制・倫理・指名・CSR委員会は、取締役会会長と協力して、取締役会の審議の便宜のために最高経営責任者の選任について推薦を行い、また、最高経営責任者の推薦と同様に最高業務責任者の選任についても推薦を行う。企業統制・倫理・指名・CSR委員会は、最高業務責任者の職位について特定し推薦を行う時点で、最高経営責任者からの提案により、また該当する場合は当社の人事部門の支援を受けて、確実にジェンダーバランスを図り、選任プロセスの終了まで少なくとも女性1名および男性1名が選任対象にすることを保証する。

候補者を特定するために、企業統制・倫理・指名・CSR委員会は、その資格について、本方針の条項および以下の基準を考慮して慎重に審査を行う。

- ・経験および当行の主要業務の問題およびリスク（社会問題および環境問題を含む。）を理解する能力に基づいた求められる分野の知識およびスキル。これにより、彼らは十分な情報を得て、効果的な決定を行える。
- ・勇敢さ、とりわけ意見を述べ、判断を下す勇敢さ。これにより、彼らは客観的かつ独立した立場を維持できる。
- ・時間的猶予（最高経営責任者および最高業務責任者の職務および関連する訓練に十分な時間を費やせること）

- ・忠誠、これが当社および株主に対する最高経営責任者および最高業務責任者の職務に対する尽力を促す。
- ・高い評判および適正、ただし人物は、同人の個人的行為または業務上の行為が最高経営責任者または（場合により）最高業務責任者としての適正に何らかの重大な懸念を生じさせる場合、高い評判または適正基準を満たしていることについて考慮されるべきではない。

取締役会の秘書役は、候補者または（場合により）当社に対して検討のために必要な一切の書類を要求することができ、個人データに関する法規条項および規制条項に従いこれを保持する。

企業統制・倫理・指名・CSR委員会はまた、最高経営責任者および最高業務責任者の承継を認める規定を審査する責任も負っている。

c. 主要役職保持者の特定および選任

企業統制・倫理・指名・CSR委員会は、業務執行陣による主要役職保持者の特定および選任において、場合により当社の人事部門のサポートを得て、以下の事項が考慮されることを確認する。

- ・スキル、資質および経験
- ・高い評判、正直さおよび誠実性

III. 経営機関の構成員の精神の独立性および利益相反の管理

フランス商法第L.225-38条以降に規定されるいわゆる「関係当事者契約合意規制」制度、適格性ガイドラインの第9節およびバーゼル銀行監督委員会により2015年7月に発表された銀行のためのコーポレート・ガバナンス原則に関するガイドラインの第3原則に規定される精神の独立性および利益相反の条項を考慮し、ガバナンスの分野において観測される最良の慣行を受入れる目的を持って、本項は、（i）経営機関のすべての構成員の精神の独立性を確保するために適用される一般原則に留意すること、（ii）当社グループが実行する多様な活動に関して取締役が直面する可能性があり、直接もしくは間接を問わず、関係取締役の利益と競合する可能性のある利益相反の状況を定義すること、および（iii）このような利益相反の状況が発生した場合に、当該状況を勘案し、適切な方法で対処するために取るべき必要な措置に関する詳細を提供することを目指している。

a. 一般原則

経営機関のすべての構成員は、博識、賢明かつ客観的な方法で意見を発し、また決定を行うことができるよう、いつでもその精神、分析、評定、決定および行動において独立性を維持しなければならない。かかる目的において、経営機関の構成員は、とりわけ、いわゆる「関係当事者」契約の利益相反に関する適用ある法規条項および規制条項の双方ならびに利益相反を認識するために取られるべき措置およびこれらの適切な管理に関する以下の条項を遵守する。

具体的には、経営機関の構成員は、その独立性を損う可能性のある一切の利益またはサービスを拒否するものとし、（以下に記載されるとおり）利益相反を避けることを保証する。

取締役会の各構成員は、取締役会または特別委員会の会議において議論される議題について、その立場、場合により少数派としての立場をも自由に示すべきである。

すべての利益相反は、Afep-Medef企業統制規約の規定に基づき取締役が社外取締役として適格であるか否かについて問うものであることに留意すべきである。

b. 利益相反の事例

フランス商法第L.225-38条以降に規定されるいわゆる「関係当事者契約合意規制」(*conventions réglementées*) 制度の他に、以下の状況により利益相反が発生する可能性がある。

- a) フランス商法第L.233-16条の意味におけるBNPパリバが支配する法人および当社の経営機関の構成員のうち1名との間で、直接的にまたは仲介人(注1)を通じて間接的に、締結された各契約書
- b) 当社の経営機関の構成員のうち1名が、フランス商法第L.233-16条の意味における当社が支配する法人のうち1社との間で締結する契約書について、当該契約書の直接の当事者ではないが、当該経営機関の構成員が当該契約により何らかの利益を得るという意味において、間接的に利害関係を有する各契約書
- c) フランス商法第L.233-16条の意味における当社が支配する法人のうち1社および当社の経営機関の構成員が所有するかまたは当該取締役が当該法人の所有者、ジェネラル・パートナー、マネージャー、取締役、監事会の監事またはシニア・マネージャーでもある法人との間で締結する各契約書
- d) 経営機関の構成員が、非執行管理職として行為することに関連して、(i) 当該構成員が上記c)の意味における業務執行取締役である法人または何らかの役職を有するかもしれない何らかの利害関係を有する法人に関する内部情報、または(ii) 当該構成員が上記c)の意味における業務執行取締役であるかまたは何らかの役職を有するかもしれない何らかの利害関係を有する法人の業務に関して利害関係を有する当社もしくはその支配下にあるフランス商法第L.233-16条の意味における法人のうち1社に関する内部情報の受取人であるかまたは受取人となる可能性のある各状況
- e) 経営機関の構成員が、当該構成員との間で親族的な関係もしくは仕事上の関係または緊密な関係を有する者が利害関係を有する取締役会会議へ参加することができる各状況
- f) 上場事業体もしくは非上場事業体における管理職かどうか、フランス国内もしくは国外における管理職かどうか、当該構成員が管理者であるグループに属さないかどうか、会社機関の特別委員会に参加することになるかどうか、またはその他の新たな管理職であるかにかかわらず、新たな管理職の受け入れ(注2)
- g) フランスまたは国外において以前従事していた管理職の下で負った現在有効な各義務(例えば競業避止義務)
- h) さらに一般的に言えば、経営機関の構成員および当社またはフランス商法第L.233-16条の意味における当社の子会社のうち1社との間で利益相反となり得る各状況

(注1) 仲介人による介入は、経営機関の構成員がBNPパリバの支配下にある法人のうち1社および当該支配下にある法人の共同契約当事者との間の契約の最終的な実質受益者である状況に相当する。

(注2) 政治的な性質のものを含む。

c. 利益相反の管理

現在の契約書の評価は、「通常の条件で締結された現在の契約書に関する手続」と題する取締役会による個別の手続の適用対象となる。

「関連当事者契約」制度により網羅される状況

経営機関の構成員は、関連当事者契約制度および当該制度に伴う義務を読み解ったことを認識している。

その他の状況

上記a)からe)またはg)もしくはh)に記載される状況のうち1つが発生した場合、経営機関の構成員は、取締役会会長に対して直ちに報告し、取締役会会長は、提示された状況の分析に基づき、次項に記載される1つまたは複数の措置により構成される意見を述べることができるよう、企業統制・倫理・指名・CSR委員会に対して報告する。当該意見は取締役会に提出され、取締役会がこれに従った場合は、取締役会会長から関係取締役に通知される。取締役会による決議は、取締役会議事録に記載されるものとする。

具体的には、上記a)からe)またはg)もしくはh)に記載される状況のうち1つが、取締役会またはその委員会の1つの会議中に発生した場合、前項の適用を侵害することなく、取締役会または（場合により）委員会は、直ちに取るべき措置を決定する。かかる措置には、関係取締役または委員会が議論または投票に参加しない、利害関係を生じさせるかまたは生じさせる可能性のある事項に関する情報を入手しない、関係する問題の協議の間、取締役会または委員会を退席する等の異なる形態が含まれる。取締役会または委員会の議事録には、取られた措置を記載するものとする。

上記f)に記載された状況が発生した場合、当該構成員は、取締役会が企業統制・倫理・指名・CSR委員会の提言に基づいて当社の経営機関の構成員の非執行管理職とかかる任命とが両立可能であることを決定できるような形で、（i）上場事業体もしくは非上場事業体における管理職かどうか、フランス国内もしくは国外における管理職かどうか、当該取締役が業務執行取締役であるグループに属さないかどうか、（ii）会社機関の特別委員会に参加することになるかどうか、または（iii）その他の新たな管理職であるかどうかにかかわらず、新たな管理職を受け入れる意思があることを取締役会会長に報告する。必要あれば、以下に記載される管理職の制限および経営機関の構成員の時間的猶予に関する規程を準用する。

いかなる場合においても、利益相反により経営機関の当該構成員がもはやその職務を遂行できないと取締役会が判断する場合は、当該構成員は辞任するものとする。

さらに一般的に言えば、経営機関の構成員が利益相反についてのかかる義務を違反した場合、取締役会会長はそれを是正するために必要なすべての法規措置を取るものとする。さらに、取締役会会長は、関係する規制当局に当該行為を報告することができる。

IV. 管理職の制限および経営機関の構成員の時間的猶予に関する規則の遵守

経営機関の構成員は、とりわけ、CoMoFi第L.511-52条および第R.511-17条（以下「CoMoFi条項」という。）および適格性ガイドラインに規定される管理職の制限および時間的猶予に関する当該構成員または当社に適用ある法規条項および規制条項、ならびにAfep-Medef企業統制規約に規定される法規条項および規制条項を遵守する。

a. 経営機関の構成員の任命における規則の遵守

企業統制・倫理・指名・CSR委員会により候補者が選ばれると取締役会への提出前に、取締役会の秘書役が取締役会会長の責任に基づいて以下の事項を行う。

- a) 候補者が在任中の可能性がある管理職および在任中のその他の役職に関する一覧ならびに毎年それぞれにどれぐらいの時間を費やしているかを請求するために、候補者に連絡を取る。
- b) 候補者が管理職の員数に関するCoMoFiの規定を遵守していることを確認する。
- c) 候補者が該当する管理職の職務および訓練を行うために必要な時間を有していることを確認する。
- d) 一覧の管理職およびその他の役職が上記の精神の独立性および利益相反の管理に関する規定に照らして経営機関の構成員としての地位にふさわしいことをチェックする。

候補者は、管理職および役職についての一覧が完全であることを証明し、取締役会の秘書役の請求に基づき、取締役会の秘書役が入手の有用性を認める一切の書類（社内規則、商業登記簿謄本または同等の証明書、報告書等）を提出しなければならない。

その後、取締役会の秘書役は、候補者により申告された管理職がCoMoFiの規定を遵守しているか確認するための分析を行う。取締役会の秘書役は、分析および結果の根拠となる書類を個人データに関する法令に従い保管する。かかる検討の一環として、取締役会の秘書役は、有用とみなす調査の手続を執ることができる。

取締役会の秘書役による検討結果について、

- a) 候補者がCoMoFiの規定を遵守しており、取締役としての職務を行うために必要な時間を有している場合、取締役会の秘書役は取締役会会長に報告し、取締役会会長は企業統制・倫理・指名・CSR委員会の委員長に通知する。その後、企業統制・倫理・指名・CSR委員会は、取締役会に候補者を推薦し、取締役会場合は場合により候補者を任命するか互選することを決定する。
- b) 候補者がCoMoFiの規定を遵守しておらず、取締役としての職務を行うために必要な時間を有していない場合、取締役会の秘書役は取締役会会長に報告し、取締役会会長はかかる状況を是正するための方策について候補者と協議するために、企業統制・倫理・指名・CSR委員会の委員長に通知する。指名または互選の前に候補者が必要な調整を行う意思がある場合、取締役会の秘書役は、場合に応じて候補者の指名または互選を決定することとなる取締役会にその後提出される議事録にその旨を記しておくものとする。

候補者が必要な手順を履行する意思がない、または履行することができない場合、取締役会の秘書役は企業統制・倫理・指名・CSR委員会に対して議事録を作成し、同委員会は選出手続を終了させる。

b. 経営機関の構成員としての管理職就任中の規則の遵守

経営機関の構成員は、常に、管理職の制限に関する規則を遵守し、その職務および責任を実行するために必要な時間および努力を費やすものとする。経営機関の構成員は、互いの意見を尊重し、共に働く上での規律を受け入れ、また株主および当社グループのその他の利害関係者に対して責任を果たすものとする。

また、取締役は、取締役会および委員会に積極的かつ定期的に参加し、定時株主総会に出席するものとする。さらに、従業員を代表する取締役は、現行法に従い、取締役会の定める準備期間を付与される。

この目的のために、経営機関のすべての構成員は、取締役会が企業統制・倫理・指名・CSR委員会の提言に基づいて当社の非執行管理職とかかる任命とが両立可能であることを決定できるような形で、（i）上場事業体もしくは非上場事業体における管理職かどうか、フランス国内もしくは国外における管理職かどうか、当該取締役が業務執行取締役であるグループに属さないかどうか、（ii）会社機関の特別委員会に参加することになるかどうか、または（iii）フランス国内もしくは国外における新たな管理職であるかどうかにかかわらず、新たな管理職を受け入れる意思があることを取締役会会長に報告する。

この場合、取締役会の秘書役は経営機関の構成員の任命に関する分析手順および検証手順に従う。

上記に記載される分析結果として2つの状況のうちいずれかが起こり得る。

- a) かかる新たな管理職を受け入れる意思がある経営機関の構成員が、CoMoFiの規定を遵守している場合、取締役会の秘書役は取締役会会長に報告し、取締役会会長は企業統制・倫理・指名・CSR委員会に通知する。その後、企業統制・倫理・指名・CSR委員会は、かかる新たな管理職がとりわけ上記の利益相反の規則を遵守していることを確認する。
- b) かかる新たな管理職を受け入れることにより、経営機関の構成員がCoMoFiの規定を遵守できなくなる場合、取締役会の秘書役は取締役会会長に報告し、取締役会会長は、経営機関の構成員がCoMoFi条項を遵守できるような方策について経営機関の構成員と協議するために、企業統制・倫理・指名・CSR委員会に通知する。

いずれの場合においても、経営機関の構成員がその職務を行う時間を有していない場合は、取締役会の秘書役は取締役会会長に報告し、取締役会会長はかかる状況を是正するための方策について経営機関の構成員と協議するために、企業統制・倫理・指名・CSR委員会に通知する。

かかる経営機関の構成員が当社の管理職を継続する意思がある場合、同人は、提案された管理職を受け入れないか、または既に在任中の管理職を辞任する。取締役会の秘書役は、これを議事録に記し、取締役会に提出するものとする。

かかる経営機関の構成員が既に在任中の管理職を一切辞することなく新たな当該管理職を受けることを決定した場合、同人は、経営機関の構成員から辞する旨の書面を提出するものとする。取締役会の秘書役は、これを企業統制・倫理・指名・CSR委員会宛ての議事録に記し、企業統制・倫理・指名・CSR委員会は、取締役会が決定した効力発生日付で取締役の辞任手続を行う。経営機関の構成員は、自らが構成員である取締役会または委員会で自らの職務を継続できないと考える場合、辞任するものとする。

取締役会の秘書役は少なくとも年に一度、各経営機関の構成員が就いているすべての管理職を一覧で示した「EBA様式」と呼ばれる様式（かかる経営機関の構成員の時間的猶予に関する表が添付されている。）の更新を経営機関の構成員に要請する。

この更新により、取締役会の秘書役は経営機関の構成員全員がCoMoFiの規定を遵守していることおよびそれらの時間的猶予を継続的に確認することができる。

V. 経営機関の構成員の高い評判、正直さおよび誠実性

経営機関の構成員は、高い評判に関する条件を常に満たし、正直さおよび誠実性を示さなければならない。

経営機関の構成員およびその候補者は、以下の事項について直ちに取締役会会長および取締役会の秘書役に通知することを保証する。

- a) 有罪判決（控訴中、刑事訴訟、民事訴訟、行政手続を含む。）
- b) 懲戒処分
- c) フランス国内または国外における管轄の銀行または金融当局による過去における検証拒否
- d) 事業活動または職業上の登録、許可、入会または免許の管理に対する拒否、取消、撤回または禁止
- e) 公的機関または専門機関による制裁またはフランス国内もしくは国外において継続中の調査または執行手続
- f) 職務上の違法行為による解雇または当該構成員が対象となる管理職からの解雇
- g) 当該構成員が業務執行役員、株主またはパートナーである会社に関するものであり、上記a)からf)に記載される状況

取締役会の秘書役は、企業統制・倫理・指名・CSR委員会による分析および結果の根拠となる書類を個人データに関する法令に従い保管する。かかる検討の一環として、また、取締役会会長または（場合により）企業統制・倫理・指名・CSR委員会の委員長の要請により、取締役会の秘書役は、該当者への質問を含め、有用とみなす調査手続を執ることができる。

取締役会会長または（場合により）企業統制・倫理・指名・CSR委員会の委員長は、上記に記載される状況のうち1つが発生したとの通知を受けた場合、報告された状況の分析に基づき、経営機関の構成員の高い評判についての意見を述べ、当該構成員に辞任を要求するかどうか決定することができるよう、企業統制・倫理・指名・CSR委員会に対して報告する。当該意見は取締役会に提出され、取締役会がこれに従った場合は、取締役会会長から関係取締役に通知される。取締役会による決議は、取締役会議事録に記載されるものとする。

また、経営機関のすべての構成員は、他の経営機関の構成員、株主および当社に対して等しく忠誠心および誠実性を持って行為することを保証する。これを怠った場合、取締役会会長または（場合により）企業統制・倫理・指名・CSR委員会の委員長は、経営機関の構成員の忠誠心および誠実性についての意見を述べ、当該構成員に辞任を要求するかを決定することができるよう、かかる事項について企業統制・倫理・指名・CSR委員会に対して報告する。

VI. 経営機関の構成員の多様性および取締役会の集合的力量

企業統制・倫理・指名・CSR委員会は、当社のリスク、問題（社会問題および環境問題を含む。）および潜在的発展を理解するために必要なスキルを常に有することを保証するために、取締役会における男女均衡、経営機関の構成員における様々な年齢、専門的な資格および経験ならびに国籍の達成という目標を設定する。

この目的のために、企業統制・倫理・指名・CSR委員会は、取締役会に委ねられた任務に関して、取締役会の構造、規模、構成ならびに有効性について、少なくとも年1回は定期的に評価し、また取締役会に対して有益な提案を行う。

VII. 経営機関の構成員の導入および研修

当社の経営機関の構成員は、当社のすべての重要な活動に関する義務ならびに効率的な管理および監督を保証する義務を適切に果たすため、個人的および集合的両面において、とりわけ専門的技術および完全性に関して必要な専門的知識、経験、スキル、理解力および個人的資質を有している。

経営機関の構成員は、金融およびバンキング、リスク管理、当社に適用ある規制の分野、ならびにより広く捉えた場合は、当社の発展および戦略に関連するすべての分野における知識のレベルを維持するものとする。

当社は、経営機関の構成員の研修に必要な人材および資金を投じる。かかる目的のために、提供される題目の管理者により毎年研修コースが実施され、戦略セミナーが開催される。

上記に記載された研修以外に、取締役は追加の研修を要求することができる。かかる目的のために、当該取締役は、要求された研修の詳細を決定する会長および取締役会の秘書役との対話を開始する。

従業員を代表する取締役は、現行法に従い、取締役会により決められた研修に費やす時間を付与される。研修の終了時に、取締役会により選ばれた研修センターは定期的な出席に対する証明書を発行しなければならない。従業員を代表する取締役は、かかる証明書を取締役会の秘書役に付与しなければならない。

取締役会は、新たな取締役が主要役職保持者と接触することを保証する。

通常の場合で締結された現在の契約書に関する手続の概要

フランス商法第L.225-39条に従い、取締役会は、現在の業務をカバーし、第三者間取引の基準に基づき合意された契約書（いわゆる「自由な」契約）がその条件を満たしているかどうかを定期的に評価するための手続を整備している。

かかる手続は、BNPパリバと取締役、会長、最高経営責任者および最高業務責任者またはそれらと密接な関係のある自然人、それらの持株会社およびそれらが利害関係（管理職または株式保有）を有する法人との間で締結された契約書をカバーする。

手続には、以下の2つの構成部分がある。

- ・BNPパリバと上記の自然人または持株会社との間の契約書

利害関係者は、当行に対して、BNPパリバと上記の自然人または持株会社との間で締結した契約書のリストを継続的に提供しなければならない。法令遵守部門は、かかる契約書が現在の業務をカバーし、通常の条件で締結されていることを確認し、また同部門は、取締役会の秘書役に送付する報告書を作成する。

- ・BNPパリバと上記の法人（持株会社を除く。）との間の契約書

かかる手続は、既存の方針（「行動規範」または「顧客利益の保護方針」等）に依拠し、以下を規定している。

- ・関係のある法人についての会社役員による宣言
- ・かかる法人各々の間のあらゆる事業関係についての当行による検証
- ・リスクベース・アプローチを用いて特定した契約書についての徹底的な監視

報告書は、かかる要素の各々に関して作成され、取締役会に情報提供を行う企業統制・倫理・指名・CSR委員会に毎年提出される。

内部統制

内部統制システムに関する以下の情報は、当社グループの業務執行陣によって提供されたものである。最高経営責任者は、内部統制の組織および手続ならびにフランス法上内部統制に関する報告書に記載が必要なすべての情報についても責任を負っている。本項は、法令遵守部門、リスク部門、財務部門、法務部門および一般検査部門によって提供される情報に基づいている。本項は、取締役会によって承認された。

BNPパリバの内部統制に関する基準

フランスおよび海外の銀行業界における内部統制の原則および手続は、バンキングおよび金融規制の中心であり、かつ様々な法令に準拠している。

BNPパリバに適用される主な規則は、2014年11月3日付の省令である。規則は、欧州指令CRD 4に準拠させ、信用機関および投資会社内の内部統制の遂行および監督を統治する条件を規定するものである。特に、規則は、内部取引管理システムおよび手続、会計システムおよび情報処理の統合、リスクおよび成果評価システム、リスク監視および統制システム、ならびに内部統制のための情報および文書管理システムに関する原則を定めるものである。当該省令の第258条は、取締役会宛に内部統制の遂行に関する条件を含む規制上の年次報告書を作成することを義務付けている。

当該省令は、BNPパリバが、恒常的統制（法令遵守部門およびリスク部門を含む。）および定期的統制に責任を持つ特定の部門ならびに個人からなる内部統制システム（内部統制）を設けることを定めている。当該システムはまた、必要に応じ、金融市場機関の一般規則、フランス国外の支店および子会社ならびにポートフォリオ管理および保険等の専門的な業務に適用される規則ならびに国際銀行の健全性基準の問題に取り組む国際組織（とりわけ、バーゼル委員会、金融安定理事会、欧州当局、欧州証券市場監督局、欧州中央銀行および金融健全性監督・破綻処理機構が重要とされる。）の勧告を勘案しなければならない。

内部統制の定義、目的および基準

BNPパリバ・グループの業務執行陣は、全体的なリスク統制を確保することおよび当社の当該分野における目標の達成のために、合理的な保証を与えることを主要な目的とした内部統制システムを遂行している。

BNPパリバの内部統制憲章（2017年に、修正および改訂された。）はこのシステムの枠組を規定し、BNPパリバの基本的な内部統制枠組を構成している。この憲章は、当社グループ内で広く普及し、当社グループのすべての従業員が自由に入手することができ、以下に記載する事項を保証する内部統制の目的を最初に想起させるものである。

- ・ BNPパリバの価値観および企業の有する社会的責任の枠組に概説される方針に関連する行動規範に則った、健全かつ慎重なリスク管理アプローチ
- ・ BNPパリバの内部運営における運営上の安全性
- ・ 会計および財務情報の関連性および信用性
- ・ 法令、規則および内部方針の遵守

かかる事項の実施には、とりわけ高水準のリスク文化および倫理文化が、株主との関係においても、全従業員およびBNPパリバに関連する第三者、顧客、仲介機関またはサプライヤーとの関係においても促進される必要がある。

当該憲章は、様々な内部統制の事業体に関わる組織の運営、責任および事業範囲を規定するものであり、また各統制部門（特に法令遵守部門、法務部門、リスク部門および一般検査部門）は独立して運営しなければならないという原則も確立している。

内部統制の範囲

BNPパリバ・グループの内部統制の対象は以下のとおりである。

- ・ 当社グループが直面する可能性のある、あらゆる種類のリスク（信用リスク、取引先リスク、市場リスク、流動性リスク、銀行勘定における金利リスク、保険引受リスク、業務リスク、法令違反リスク、株式リスク等）を適用範囲とする。
- ・ 内部統制は、当社グループ・レベルおよび直接的または間接的に管理する事業体のレベルで、事業部門や、連結状況であるか否かを問わずに適用される。その他の事業体（とりわけ、重大な影響を及ぼす法人）については、かかる事業体の法人組織において、当社グループの代表者は内部統制が同様の水準で促進されるよう強く働きかける。
- ・ また、規則によって規定される方針に従った外部委託の利用も適用範囲とする。

内部統制の基本原則

BNPパリバの内部統制システムは、以下の追加的な行動原則に加えて当社の価値観および行動規範を基盤としている。

- ・明確に認識された責任：内部統制は、従業員の年功やその責任にかかわらず、すべての従業員が責任を負う。管理部門は、規制の対象範囲内における内部統制システムの適切な実施を確保する追加的な責任を負う。かかる枠組において、必須となる責任および委任は明確に認識され、すべての株主に報告されなければならない。
- ・構造化されたリスク認識、評価および管理システム（とりわけ、意思決定システム、委任、組織内の原則、統制、報告および警告機能等を含む。）
- ・リスクから独立した統制および監視：業務活動に関する部長らは、かかる事業により生じるリスクについて最終的な責任を負い、そのためリスクを認識、評価および管理するシステムの実施および管理について重要な責任を負う。内部統制システムにより、独立した統制を行う部門による強制的な介入は、第2レベルの統制に基づき、可能な限り迅速に行われる。かかる介入の形式は、以下のとおりである。
 - ・リスクの認識、評価および管理のための包括的な規範枠組の規定
 - ・運営事業体と共に第2レベルの統制を担う部門による、意思決定の際に必要な二次的な事前審査を行う場合の規定
 - ・業務活動に関する部長らにより実施されるシステムおよびその運営（リスク認識および評価プロセスの結果、リスク管理システムの関連性および適合性ならびに、とりわけ設定された制限の遵守）についてかかる部門により実行される、いわゆる第2レベルの統制である独立統制
- ・義務の分離：これは、リスク管理システムの重要な構成要素である。様々な階層レベルの利害関係者に対して同一の手続を行うための運営上の任務を割り当てること、またはその他の方法、とりわけ電子的方法によりかかる任務を分散することから構成される。したがって、例として取引の開始から確認、決済、精算および決済の調整に関する任務は、それぞれ異なる関係者により行わなければならない。
- ・リスクの比例：内部統制システムは、関連するリスクに比例する手法に基づき、比例する強度で実施されなければならない。かかる比例法則は、1つまたは複数の基準に基づき決定される。
 - ・評価プログラムにおいて認識されたリスクの強度（「リスクID」、リスク統制自己評価（RCSA）等）
 - ・ソルベンシーおよび流動性における資本配分額および資本分配比率
 - ・システム上の問題に関する活動の臨界点
 - ・事業活動の実施および事業活動の実施規模を統制する規制環境
 - ・顧客の種類および販売経路
 - ・計画または販売された製品および提供されたサービスの複雑性
 - ・実施プロセスの複雑性および当社グループの内部または外部事業体による外部委託の利用度合い
 - ・業務活動を行う地域の環境への配慮
 - ・少数株主に関する法的形態および存在

- ・適切な統治 内部統制システムには様々な利害関係者が携わっており、組織、監視および監督を含む内部統制の様々な側面を網羅している。内部統制委員会は、かかるシステムにおける主要部門である。かかるシステムは、指揮命令系統の委任制度を通じて運営される意思決定手続の一部である。運営事業体により規定される制度または第2レベルの統制を行う部門が規定した場合はいつでも、他部門に属する第三者の助言を受けることができる。エスカレーション・プロセスにより、事業体と第2レベルの統制を実行する部門との間で、とりわけ、意思決定に関する不一致が生じた場合、さらに上位の階層で処理され、場合によっては双方が報告を行った部門によって処理され、最終的に、かかる手法では不一致が解消されない場合には、当社グループの業務執行陣による仲裁が行われる。かかる手続は、リスク憲章に定められた条件に基づき、拒否権を行使することが可能である当社グループの最高リスク責任者に与えられた権限に従って実施される。
 - ・形式化およびトレーサビリティの要件 内部統制は、業務執行陣の指示、書面による方針および手続ならびに監査証跡に依拠する。したがって、企業によって当社グループの統治の上層部に対して報告される統制、業績、実施およびフィードバックは文書化され、追跡可能である。
 - ・透明性の義務 当社グループの全従業員は、その立場にかかわらず、自発的にかつ迅速に所属する組織においてより上位の役職のものに透明性のある方法で報告する義務がある。
 - ・従業員が職務を行う事業体の状況を適切に分析するために必要とされ、事業体または当社グループのリスクまたは評判に影響を及ぼし得る情報
 - ・従業員が自らの義務を履行する際に、独力では解決することができなかった問題
 - ・従業員が察知した異常
- さらに、従業員は、当社グループの行動規範に規定され、法令遵守部門が定める内部告発の枠組内において、内密に警告を行う義務を有する。
- ・内部統制の目的を考慮に入れた人事管理 従業員の経歴管理および報酬について内部統制の目的とする（従業員の評価プロセスの一部として主要な役職の従業員の訓練および募集ならびに報酬の決定を行うことを含む。）。
 - ・システムを変化に適応させる継続的な対応 内部統制システムは、様々な関連当事者により積極的に運営されなければならない。当社グループが直面するあらゆる種類の変化に対応するための調整は、事前に定められた定期的周期に従って行われるのみでなく、問題が生じてから直ちに継続して行われなければならない。

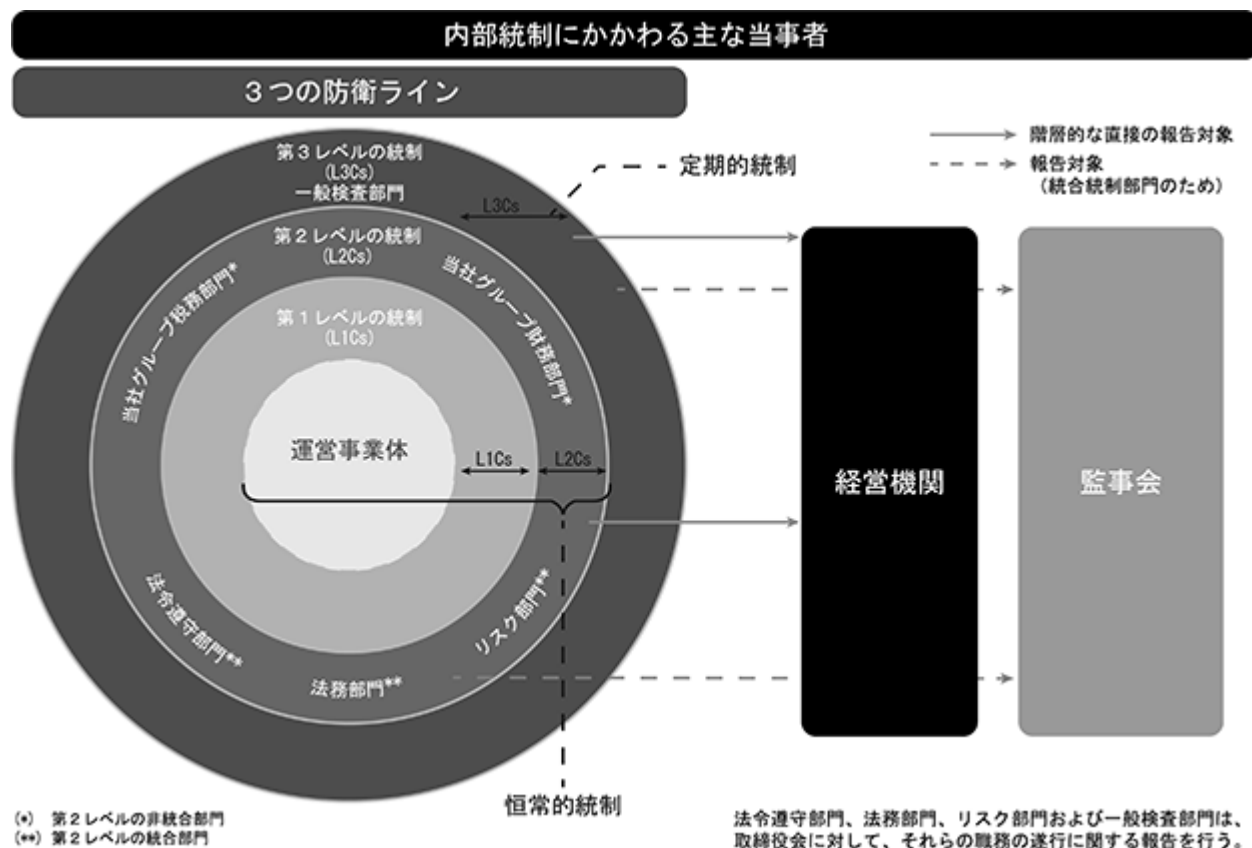
これらの原則に基づく法令遵守は、特に定期的統制チーム（一般検査部門）によって遂行される任務によって定期的に確認される。

内部統制の組織

BNPパリバ・グループの内部統制システムは、業務執行陣の責任に基づき、また取締役会の監視を受ける3つの防衛ラインからなる。

恒常的統制は、現在も実施されているリスク管理システムであり、第1および第2の防衛ラインにより行われる。定期的統制は、第3の防衛ラインにより行われ、周期的な無限定監査に従って、監査および評価を行う。

第2および第3の防衛ラインを遂行する部門は、いわゆる独立した統制を行う部門である。法令遵守部門、法務部門、リスク部門および一般検査部門に関して、業務執行陣に直接報告を行い、かかる義務の遂行状況を取締役会に報告する。



内部統制に関わる主要な当事者

- ・運営事業体は、第1の防衛ラインである。運営事業体は、主にリスク管理について責任を負い、恒常的統制の最前線に立つ。当社グループの業務執行陣が規定する枠組内において活動し、取締役会により検討され、方針および手続の形式を必要な範囲で修正し、当社グループの事業体の法人組織により調整される。
- ・第1の防衛ラインにより運営されるリスク統制システムは、いわゆる第1レベルの統制システムを構成する。かかる統制に基づく手続を実施しない従業員、指揮命令系統、または統制チームにより行われる。運営事業体は、以下を対象のものとする。
 - ・利益中心の事業体またはそれに関連する支援を行う部門であるかを問わず、すべての営業部門および事業部門、または国内市場部門、国際金融サービス部門およびホールセールバンキング部門のすべての事業体

- ・第2の防衛ラインの責任に基づかず、直接手続を行う統制部門を含む、すべての部門横断的機能を有する部門
- ・運営部門に属するすべての分野
- ・第2レベルの統制を行う部門（第2の防衛ライン）
 - ・第2レベルの統制を実施する部門は、業務執行陣により付与された委任に基づき、リスク統制システムに関する組織および部門ならびにそれらが責任憲章に規定される対象範囲（対象および手続）において法律および規制を遵守している責任を有する。
 - ・したがって、専門分野および適切な場合においては、運営事業体と協議の上、その責任に基づきリスク管理を行う包括的な規範枠組およびその介入の方法（閾値、委任、エスカレーション等）を規定し、各専門分野において、第1レベルおよび第2レベルの恒常的統制のため、関与があり責任を有する分野におけるシステムを実施する。運営事業体に対して、リスク認識およびリスク評価を検証し、独立した見解を提供する。また、当社グループ内でリスク文化および倫理文化を広めることに貢献する。
 - ・かかる部門において責任を負うものは、業務執行陣および取締役会に対して、規定されたとおり、とりわけ「リスク選好度報告書」に関する現在または潜在的なリスク統制に関するレベルでの合理的な意見を提供し、必要とされる改善に向けた行動を提案する。
 - ・第2レベルの統制を行う各部門の部長は、配備されたチームに基づきかかる任務を遂行する。
 - ・直接的または間接的である階層的な責任に基づき、かかる部門は統合される。このため、予算や人的資源の管理を超えた完全なる権限を有する。
 - ・または、直接的または間接的である部門毎（いわゆる非統合部門）の責任に基づき、人事部門の指揮命令系統のマネージャーおよび予算と連帯して意思決定を行う対象となる。

統合された3部門が実施する第2レベルの統制は以下のとおりである。

- ・リスク部門は、BNPパリバ・グループの直面するリスク、とりわけ信用リスク、取引先リスク、市場リスク、資金調達および流動性リスク、銀行勘定における金利および為替リスク、保険リスク、業務リスクを統制する全体的なシステムを組織し監督する責任を負っている。また、リスク部長は、恒常的統制部長でもあり、BNPパリバ・グループ内における恒常的統制システムの、一貫性および適切な働きに責任を負っている。
- ・法令遵守部門は、法令違反リスクに関する統制システムを組織し監督する責任を負っている。したがって、法令遵守部門は、法律および規則の遵守、専門的および倫理的水準の遵守ならびに取締役会の指針および業務執行陣の指示の遵守に関する恒常的統制に関与している。
- ・法務部門は、法務リスクに関する統制システムを組織し監督する義務を負っており、助言および統制の役割を通じて法務リスクを回避し、管理する責任を負っている。法務部門は、かかる統制を、（i）重大な法務リスクを回避または軽減する目的で発行される法律意見の実施を監視し、（ii）第1レベルおよび第2レベルの統制を法的手続に則って行使することで実行する。この部門に委任された任務は、事業活動およびサポート部門から独立して遂行される。当該部門は、階層的に統合され「グループ法律顧問」等、最高経営責任者に報告するかかる部門の部長の単独の管理下で強化された。

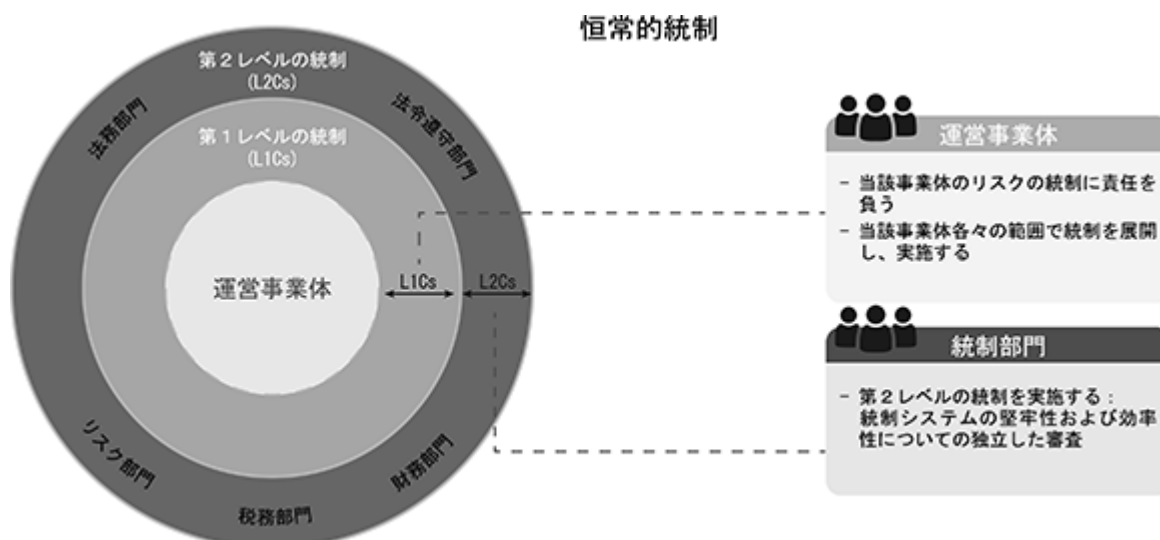
かかる部門の部長は、取締役会または専門委員会により直接審問され、要望があれば業務執行陣の介入なくとも行われる可能性がある。

第2レベルの統制を行う非統合の2部門は以下のとおりである。

- ・当社グループ税務部門は、当社グループの税務リスクに関する統制システムの組織の一部であり、その実施に関与している。
- ・当社グループ財務部門は、会計および財務情報に関するリスク統制システムを規定し、実施する責任を負っている。

法令遵守部長、財務部長およびリスク部長の選任は、欧州銀行当局により規定された枠組内で行われる。

恒常的統制は、以下のように概説される。



- ・一般検査部門（第3の防衛ライン）は、定期的統制の責任を負っており、内部監査部門の役割を果たし、すべての当社グループ事業体およびすべての分野において第3の防衛ラインとして独立して作用することによって、当社グループを守っている。一般検査部門は以下を含む。

- ・中枢に位置し、当社グループ全体にわたって義務を遂行する検査役
- ・地理的拠点または事業部門の拠点（ハブ）に配備される監査人

定期的統制に責任を負う一般検査部長は、最高経営責任者に報告を行う。

- ・業務執行陣である最高経営責任者および最高業務責任者は、規制分野および法務分野において、当社が効率的に運営されることを確かなものとする。実務において、業務執行陣は、懸念事項に深い理解を有する専門家に対処を委ねる許可を与えることで、重要な決定を行う。

業務執行陣は、内部統制システム全体に責任を負う。したがって、取締役会の権限にかかわらず、業務執行陣は以下の事項を行う。

- ・かかるシステムの根幹となる主要な方針および手続を決定すること
- ・独立した統制を行う部門を直接監督し、効率的に任務を実行できる手段を認めること

- ・当社グループのリスク負担に関する方針を規定し、当該分野において最も重要な決定を認証し、その必要があれば、段階的な手続において最終的な決定を下す。かかる手続は、リスク憲章に規定された拒否権を行使し得る当社グループの最高リスク管理責任者に付与された権限に従って実施すること
- ・内部統制の方針、システムおよび手続の効率について周期的に評価および監督し、非効率な事項については適切な修正を実施すること
- ・当社グループ内における内部統制についての主要な報告書を受理すること
- ・かかるシステムの運用について、取締役会または関連する委員会に報告すること
- ・取締役会は、内部統制に関して、直接的または専門委員会（財務書類委員会、内部統制・リスク管理・法令遵守委員会、企業統制・倫理・指名・CSR委員会等）を通じて、主要な責任を負う。そのうち、とりわけ取締役会の責任であるものは以下のとおりである。
 - ・業務執行陣の提案について、内部統制活動に関する戦略および指針を作成し、その実施を確かなものとする
 - ・内部統制活動およびその結果を、少なくとも年に2回は検討すること
 - ・統制制度、とりわけ明確に規定された責任に関するものおよび内部統制、とりわけ特にリスク報告手続に関するものの効率について定期的に検討、評価および承認を行い、未対応の範囲があった場合適切な処置を行うこと
 - ・「リスク選好度報告書」を確認し、承認し、定期的にリスクの負担、管理、監視および統制に関する戦略および方針を検討し、全体としての限度を承認すること

取締役会および専門委員会の組織は、内部規則により規定される。一般検査部門および第2レベルの統制を行う統合された各部門の部長らは、取締役会または専門委員会のうちの1つに連絡する権利があり、業務執行陣の介在なしであっても行われる可能性がある。

最後に、専門委員会の中でも内部統制・リスク管理・法令遵守委員会（CCIRC）は、当社グループの内部統制システムにおいて必要不可欠である。事実、かかる委員会は、以下の責任を負う。

- ・内部統制ならびにリスクの測定および監視に係る報告書、一般検査部門の運営に係る報告書ならびに主要な監督機関との重要な連絡交換の分析
- ・リスク方針における戦略的な指示の審査
- ・取締役会への報告

内部統制の調整

内部統制の調整は、連結基準において当社グループ監督・統制委員会が確実にを行い、とりわけ内部統制システムの一貫性および調整を確実なものとするに責任を負う。隔月毎に当委員会は招集され、業務執行陣、最高経営責任者代理および統合された各部門部長が参加する。業務部門を監督する最高業務責任者代理は、継続的に招聘されている。

当社グループにとって重要な事業体および領域において、かかる業務執行陣は、内部統制委員会の枠組内における全般的な調整に責任を負う。

手続

手続は、リスクの認識および査定、統制、報告ならびに統制システムの監視と並び、恒常的統制システムの中心的な要素の1つである。

書面によるガイドラインが当社グループ全体に配布されており、当該ガイドラインには適用される組織および手続が、適用される統制と同様に規定されている。かかる手続には、内部統制のための基本的な枠組が定められている。リスク部門は、恒常的統制システムの監督の一部として、手続に関するガイドラインの完全性を定期的に監視している。当社グループの横断的手続の枠組（レベル1および2）は、すべての部署および部門によって定期的に更新される。統制の枠組に関し、システムの状態に関する調査は、恒常的統制に係る半年毎の報告に組み込まれている。

すべての企業に適用される当社グループの横断的手続の中では、以下のものがリスク管理の分野において特に重要である。

- ・ 例外的な取引、新商品および新たな活動の承認のプロセスを統制する手続
- ・ クレジットおよび市場取引を承認する手続
- ・ 制限措置およびマネー・ロンダリングの防止に関する法令遵守上の手続

これらのプロセスは、主に業務部門ならびにITおよびオペレーション等の関連部門からなる委員会（例外的取引委員会、新規事業委員会および新商品委員会、信用委員会等）に主に依拠する一方で、取引において「2段階の検討」を遂行する統制部門（リスク部門、法令遵守部門、財務部門、法務部門および税務部門）にも依拠している。意見の相違が生じる場合、組織内のより高いレベルで審理される。かかるプロセスの頂点は、業務執行陣がそのメンバーとなっている委員会（信用委員会、マーケット・リスク委員会、リスク政策委員会等）である。

2019年の重要事項

2019年において、法令遵守部門は、特に以下の問題に焦点を置いた。

- ・ 財務上の安全性に関し、2018年に開始された作業を継続して、2016年12月9日付の「Sapin2」と呼ばれる法律の汚職防止規定を確実に遵守するために、国際的な制裁に関連する改善計画の実施、マネー・ロンダリングおよびテロ資金対策（AML/CFT）システムの強化およびプログラムの展開
- ・ 行動規範を構成する異なる要素の事業による「保有」の完了。これ以降、法令遵守部門が監督者としての役割を担っている。
- ・ 第2次金融商品市場指令の規制の実施に関連する統制の適用および上級管理者への報告の手配

業務リスクのその他の要素に関し、2019年においてサイバー攻撃の脅威は依然として高かった。結果として、当社グループ全体の関係チームが、かかる脅威を回避、検知および統制するために引き続き当社グループのシステムを強化した。また、特に2019年1月および3月のインシデントを受けての行動計画の一環として、IT継続に関し重要な作業が完了した。

法令遵守

2015年以降世界全体で統合されて、法令遵守部門は、当部門の直属になっているすべての当社グループ従業員から構成される。

法令遵守は、3つの運営部門、2つの地域、5つの専門知識の分野および3つの横断的事業により、指導原則（独立性、当部門の統合および分散化、事業部門との対話、優れた文化）に基づいて組織される。

様々な運営部門、地域、事業部門および領域、専門分野ならびに当社グループの部門に属するすべての法令遵守責任者は、法令遵守部門に直属する。

法令遵守部門の従業員は、2019年末現在、常勤従業員（FTE）が2018年度と比較して5%増の4,378人となった。

法令遵守部門は、フランスおよび米国の関係機関との国際的な財務および為替の制裁に関する契約の一部として開始した改善計画の実施を引き続き監督した。かかる計画は大部分が実施されている。

例えば、2019年の法令遵守部門の業務は、主に以下のとおりであった。

- ・財務上の安全性に関し、当社グループの2つの監督機関に課された義務を当社グループが遵守していることを検証するために、連邦準備制度理事会および金融健全性監督・破綻処理機構の独立顧問による第4回年次監査が行われた。かかる監査は2019年8月から10月末までの間に実施され、その進展が記載された12月20日付で発表の報告書で締めくくられた。
- ・米国ニューヨーク州金融サービス局（DFS）の独立顧問による審査も2019年に行われた。これは、顧客情報審査のツールおよびプロセス、リスト管理プロセスおよびツール、ならびにBNPパリバ・ニューヨークの新たなマネー・ロンダリングの防止／テロリストへの融資の防止ツールを対象とした。BNPパリバおよび独立顧問により作成された最初の合同四半期報告書が2019年11月にDFSに提出され、かかる報告書ではガバナンスにおいてなされた改善および検討によってカバーされたプロジェクトの進展が詳述されている。
- ・顧客名称および制裁リストの管理に関する中心的な審査ツールに対して行われた重要なIT開発は、独立顧問により個々の報告書において繰り返された。取組は、2020年においても当該分野で継続される。
- ・当行は、規制の枠組のいくつかの主要要素を更新することによって、マネー・ロンダリングおよびテロ資金対策（AML/CFT）および資産凍結システムを強化した。新たな取引監視基準ならびに2017年に規定されたマネー・ロンダリングおよびテロ資金対策の業務における警告管理の実施は、当社グループの事業体の大部分において、2019年末以降に完了している。
- ・「顧客確認（KYC）」の分野に関して、すべての事業部門は、当社グループの方針の実施および業務効率の改善を引き続き行った。これらのプロジェクトは、業務執行陣によって定期的に監視されている。

- ・BNPパリバの汚職行為の防止および管理システムは、2016年12月9日付の「Sapin2」と呼ばれる法律の公表も受け、引き続き一層の強化が行われている。ガバナンスの取決めは、事業部門における連絡窓口の関与の増加により強化され、汚職リスクのマッピングの方法は、追加のプロセス（サプライヤー認知、ロビー活動およびガバナンス）をカバーするために検討、改善され、汚職リスクの認知研修については全従業員が終了しており、第三者に関する審査方針は強化され、汚職を防止する各人の責任感を増大させるために、明確化された懲戒プロセスならびに多くの認知およびコミュニケーションのイニシアティブが開始されている。
- ・継続される内部告発システムの改善：2019年半ばに、内部コミュニケーションが当社グループの全従業員に回った。規則の浸透および警告を受けて対処することに責任を負う内部告発警告責任者の専用フォーラムの設置のおかげで、警告は一貫して取り扱われている。システムの第1レベルの統制計画および第2レベルの統制の検討に関する文書化は完了している。
- ・管理者、貢献者、またはベンチマークの利用者としてのBNPパリバが取り組むすべての事業活動に対するベンチマーク規制（BMR）の遵守、および証券監督者国際機構の指針の遵守
- ・国際決済銀行の為替行動規範の遵守
- ・顧客の税制（外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）、税務上のシステムに関する自動的情報交換（AEOI）または米国証券の源泉課税に関する「適格仲介人（Qualified Intermediary（QI））」制度）に関するシステムの導入は、特に、年次の内部FATCA/QI証明プロセスを実施すること、特定の手続を立案すること、これらの規則について従業員に研修を行うこと、および第1レベルおよび第2レベルでの十分な統制を展開することによって強化されている。さらに、2014年から2017年までの期間のQI遵守に対する最初の証明書が2019年2月の期限の前に米国内国歳入庁に送付された。
- ・銀行法の施行に関するシステムの強化が2019年においても継続し（フランス銀行法、米国ボルカー・ルールおよびCFTC（米国商品先物取引委員会）スワップ・ディーラー）、関連する変更が統合された（フランス銀行法に基づく2019年3月18日付法令およびボルカー2.0）。

法令遵守問題の研修は依然として当社グループの最優先事項である。したがって、2019年12月31日現在で94%超の関係する従業員が、国際的な制裁・制限、マネー・ロンダリングの防止およびテロリストへの融資の防止に関するオンライン研修を終了した。

法令遵守に関する恒常的統制の仕組の改善が2019年においても継続した。かかる仕組は、基準、方法論およびツールに関し業務リスクおよび統制部門のシステムと同調し、法令遵守リスクの管理における事業部の（第1の防衛ラインとしての）責任がさらに重くなった。これに関連して、法令遵守部門の目標は、第1の防衛ラインとして恒常的統制手段の利用をますます多くすること、この変革段階中の事業部を支援することによって、また一方で法令遵守の分野において当社グループの規制上の義務を常に遵守することを保証することによって、同部門の監督任務を引き続き整備し、強化することである。

自動化プロセスは、法令遵守プロセスの徹底した管理に再度焦点を合わせることによって、もう1つの重要な節目を越えた。これには、新たな技術（データ分析、AI等）に一層の焦点を合わせ、「名称審査および支払フィルタリング」、「マネーロンダリング防止」、「市場整合性、顧客利益保護および職業倫理」および「リスクおよび統制」という4つのワークストリームに関する「プロセスリーダー」の役割の新設を伴う新たな組織構造の段階的な導入が含まれる。プロジェクト管理活動は当社グループIT部門に移管されている。

最終的に、データガバナンスは、自動化部門責任者に直接報告を行うマネージャーを任命することで強化された。

2020年には、開始された異なるプロジェクトが継続される見込みである。法令遵守部門は、リスクの厳密な管理と効率性という二重の課題に立ち向う必要がある。この最後の点に関し、新たな技術に依拠することによって、これらのプロセスを機械化し、自動化する能力は特に重要である。

法務

2019年において、法務部門は、とりわけ以下を通じて法務リスク管理システムを引き続き強化した。

- ・統治の改善
 - ・恒久的統制システムを展開することに専念する法務リスク監督チーム（法務部門最高業務責任者と共に）における従業員数の拡大
 - ・特に従業員数の拡大による、法務リスク予測部門による法務リスク予測システムの強化
 - ・監督プロセスに携わるすべての部門に適用する規制監督への目標業務モデルの検討
- ・法務部門は、法務リスク管理に関して、とりわけ以下の複数の事項を成し遂げた。
 - ・法務リスクの分類法が、当社グループの分類法に沿い、GORC（当社グループ運営リスク委員会）により承認されたこと
 - ・法務部門の一般的な統制計画が更新され、法務部門内で第1の防衛ラインによって実施され、また法務プロセスに対する第2レベルの統制の展開によって補完されていること
 - ・当社グループおよび法務部門のレベルでの規制上の監視に関する手続の実施
 - ・領域法務役員および事業部門法務役員に対する任務レターの作成
 - ・2019年6月における単一の法務リスク報告ツールの業務への導入
 - ・研修および競争法に関する従業員の意識向上に向けた必須モジュールの公表
 - ・欧州一般データ保護規則に従う個人情報保護に関する従業員の意識向上必須モジュールの公表
 - ・法的デジタル専門知識の重要性の高まりに着目し、法的デジタル専門知識に関する計画を実行すること。その主な焦点は、当社グループをその変革計画で支援し、かつ新たな課題を理解するために、デジタル化の法律問題に携わる法人弁護士を育成するスキル・センターを発展させることである。

- ・「マターマネジメント」に関するアプリケーションによるマーケットソリューションを選択するために
行われた入札の募集（2019年度第2四半期）
- ・法的知識のマッピングをその最初の成果として含めている法務部門に向けた「ナレッジマネジメント」
プログラムの最終化。これには、最善な慣行の収集、「リスクにさらされている」専門知識の伝達を保
証する方法ならびに弁護士の法務知識および専門知識を基にしたデジタル規則の規定が含まれる。
- ・2020年のロードマップに特に含まれる事項のうち、いくつかは以下のとおりである。
 - ・スペシャリストパネルに取って代わる法律事務所の新たなマルチローカルパネル
 - ・リスク部門が規定する「目標業務モデル」に従った、グローバル業務リスク管理システムおよび恒常的
統制の仕組の最終化
 - ・第1の防衛ラインに関する教育支援ならびに法務リスクについての「監督」の強化および拡大
 - ・法務リスクを報告するための法務部門のツールの機能強化
 - ・法務部門全体に向けたアプリケーションによる「マターマネジメント」ソリューションの導入
 - ・法務部門のデジタル専門知識に関する計画の一環として、デジタル化に関連する課題における新たな弁
護士に対する研修の継続
 - ・「質および学習」プログラムの実施の加速

リスクおよび恒常的統制

当社グループの事業体のすべてにおいて、現在、第2ラインのリスクチームの視点による新たな業務リスク
管理モデルが展開されている。当該モデルは、手続、業務スタッフおよびシステムが密接に連携して、事業部
のリスク責任者の責任の下で、事業部の範囲毎に分散化したチームおよび一方で、特定の専門家を必要とする
問題（例えば、不正防止または第三者による製品およびサービスの供給に関わるリスク管理）につき、現地の
チームを支援するための運営および調整の役割をする中心的構造である業務リスクおよび統制部門を持つとい
うハイブリッドおよび補完的な構造に基づいている。

業務リスクに対する手続に関するシステムの構成要素はすべて、2018年以降、かなり徹底的な見直しがなさ
れている。

- ・リスク統制自己評価（RCSA）
- ・統制
- ・過去のインシデントの収集
- ・業務リスクのシナリオについての分析および定量化（「潜在的インシデント」）
- ・行動計画

業務リスクの評価および管理を支援する指針をさらに標準化するために、リスクの分類法に関する作業なら
びにプロセスおよび組織構造のマッピングも完了している。

これらの分類法の変更に加えて、新たな統合された業務リスク管理ツール（「360 Risk Op」）の展開が2019年度第4四半期に始まった。かかるツールは、相互接続された異なるモジュールで構成されており、そのうちの1番目は過去のインシデントの収集専用であり、2019年11月4日に業務に導入された。その他のモジュール（リスク統制自己評価、潜在的インシデント、統制および行動計画）は2020年から2021年までの間に徐々に展開される。

技術リスクに関し、業務リスクおよび統制部門内の情報通信技術部チームは、リスク管理システムの改善に引き続き取り組んでおり、かかる取組は以下のとおりとなった。

- ・当社グループの事業体に対する徹底的な技術テストおよび業務環境における独立性テストを実施することによってリスクを回避し、検知する能力の評価（レッドチームの任務の形で）
 - ・回避、検知および危機管理に関する参照基準についての合同定義
 - ・当社グループの残存ITリスクおよび規制上の報告に対応するためにとられた立場の監視の強化
 - ・当社グループの共通サービス（例えば、サイバーSOC、クラウド・サービス等）に関するITおよびセキュリティの合同定義
 - ・複雑なオペレーショナル・レジリエンス（強靱化）シナリオに基づく危機対応シミュレーションの実行
- データ保護責任者のグローバル・ネットワークおよびデータ保護に関する枠組も当年に強化された。2019年におけるデータ保護に関する主なイニシアティブには以下の活動が含まれており、当社グループのグローバル統制システム内におけるデータ保護要件の合理化を目指している。
- ・サイバー・セキュリティ・プログラムにおける一般データ保護規則に関連する要件の追加
 - ・当社グループのデータ保護オフィスによる助言の提供および実績管理における作業の拡大
- 2019年において、以下の持続的な規制上の活動が顕著となった。
- ・セキュリティ問題に関する新たなプルデンシャル方針の導入
 - ・新たな欧州のCRR 2 規則の成立。そのプルデンシャル要件は2021年に効力を生じる。
 - ・不良貸出金を中心とする、またより一般的には銀行資産の質に関する側面の枠組を考慮した発展

かかる活動に関する業務は、当社グループの財務部、リスク部門および資産・負債管理部の財務課からのチームが関与していた。

リスク部門は、2019年においても、環境・社会・ガバナンス（ESG）リスクに対する第2の防衛ラインとして、当社グループの非金融業務企業の顧客に係る環境・社会・ガバナンスリスクの分析を含めることを目的とし、信用委員会の枠組、プロセスおよびガバナンスを適合させる作業を継続した。当該チームもまた、当社グループの主要な法人事業において引き続き第2の防衛ラインを効率的に展開している。

リスク部門は、特にリスボンおよびムンバイにおける共通業務プラットフォームの強化を通して、機械化を継続した。また多くのイニシアティブが継続されており、一定の内部プロセスを簡略化、自動化およびプールし、統制システムを最高レベルに保ちながら顧客プロセスの徹底した検討に貢献するために、新たなイニシアティブが開始されている。またリスク部門は引き続き、信用供与および監督プロセスにおいて「フィンテック」との提携を通して、あるいは同部門について専門の人工知能チームの設置を通して、新たな技術を主要なリスク管理システムに組み込んでいる。

2020年のリスク部門の主な計画は、以下のとおりである。

- ・事業部および事業部門における新たな業務リスク情報システムの展開および公表ならびにかかる公表の一部とする運営事業体の支援
- ・「第三者リスク管理」システムの実施の最終化への取組
- ・事業の継続性および危機管理を中心とするシステム（とりわけ技術リスクに関する側面）の強化
- ・当社グループのデータ保護システムの強化
- ・環境・社会・ガバナンスリスク（特に気候リスク）の当社グループのグローバル・リスク管理システムへの統合
- ・事業プロセスへの統合を促進する当社グループ自体の機械化の継続による、また当社グループのリスク管理システムの効率性をさらに伸ばし、向上させるための新たな技術の統合による当社グループの事業変革の支援
- ・当社グループを規制機関および監視当局の期待に十分に沿うようにする新たなウェブサイトおよびプロジェクトの実施

気候変動に関するリスク管理

2015年11月のパリ協定以来、BNPパリバ・グループはいくつもの段階を踏み、気候変動リスク管理の統合およびパリ協定に沿ったエネルギー転換の支援を行った。

当社グループは、採掘プロジェクトまたは多様化の戦略を持たない専門的な石炭採掘会社を通じた石炭の採掘のみならず、石炭を燃料とした発電所プロジェクトにも今後融資しないとする石炭関連に対するコミットメントを行っている。2019年において、当社グループは、欧州連合域内諸国においては2030年までに、その他諸国については2040年までに、当社グループが石炭業への融資を完全に停止することを決定した。

当社グループはさらに、従来とは異なる炭化水素の新たな部門毎の方針を適用した。これは、シェールガスまたはシェールオイルもしくは瀝青砂の探査、生産、流通、マーケティングまたは売買を主たる業務とするプレーヤーを考慮している。また、これらの炭化水素の輸送および輸出に特化したプロジェクトへの融資も打ち切る。さらに、当社グループは、北極圏における天然ガスまたはシェールガスの探査または産出に携わるプロジェクトへの融資を一切行わない。

温室効果ガスの排出に関する基準は、部門毎の方針および特定の信用方針において強化された。

毎年、当社グループは自身が融資したエネルギー混合を算出する。かかる趣旨での指標は、BNPパリバのリスク選好度に関する報告書に含まれている。

定期的統制

2019年において、一般検査部門は、2017年に初めて実行された年次リスク評価の実施を繰り返した。2019年において、すべての監査範囲（AUs）が、過年度に基づき、また事業部／チームによる部門横断的に一貫性のある確認を強化することによって見直された。最終的に、2019年における全体の残存リスク特性は、2018年と比較して、広範囲にわたって安定した。

2019年において、合計で930の任務（同年の目標の97%）が完了した。一般検査部門の原則に従い、任務は、最高水準の残存リスクまたは特定の規制上の監査サイクルを含む監査範囲に焦点を置いて、2019年に完了した。同部門はまた、新たな監査範囲（特にニアショアリング・プラットフォームを対象とするために確立された監査範囲）に、また最終的には過去の監査対象が不適切であると判断され、補完されるべき監査範囲にも焦点を置いた。

一般検査部門は、複数年にわたる監査プランを更新することにより、監視システムを改善した。かかるプランの目的は、監査可能な範囲全体の対象を合理的頻度で調整すること、すなわち監査範囲の臨界点に従うことである。監査サイクルの継続期間は、いかなる場合においても5年を超えてはならない。慣例により、2018年は5年サイクルの最初の年と考えられている。ゆえに、遅くとも2022年までにすべての対象をカバーすることが目標である。

監査可能な範囲は、2,918の監査範囲のマッピングによって示されている。それらの各々に関するリスク評価の更新は、内在するリスクの評価、GRC（統治、リスク管理および内部統制）の質および最後に残存リスクの評価で構成される。最後の任務はこれを十分にカバーしたため、これは次のカバレッジサイクルへの開始点になる。

各監査範囲に対する監査頻度は、残存リスクの範囲に基づく。残存リスクが高いと評価される場合、頻度はより低くなる。監査範囲に特定の規制監査サイクルが付随する場合、適用されるサイクルは、規制サイクルおよびかかるリスク評価の結果決定されるサイクルのうち最も短い期間のものとなる。

すべての監査範囲は、これらの異なる要素の統合によって優先順位の順に並べられた。

かかる実施により、すべての監査範囲に対する2022年までの予定表の作成が可能となった。マッピングの変更、リスク評価および任務による効果的なカバレッジを考慮するため、かかる予定表は前年度から更新された。

当社グループの変革およびデジタル化に沿い、一般監査部門は、監査の実施の一環として、データ分析チームによる手法の使用を展開するための取組を継続している。

イニシアティブは、各監査ハブのメンバーと共に中心チームの周りに構成されており、異なる目的をカバーしている。

これらの目的の1つは、一定の継続分析を自動化する事例のライブラリを整備することにより業務効率を改善することである。2019年末現在、20件の事例が築かれている。

2019年において、データ分析がリスクのカバレッジを深め、これにより分析を提案する一定の監査任務は網羅的なデータの課題に基づき、処理能力の拡大から恩恵を受けている。

一般検査部門がすべての任務を達成するための人員は、一方で従業員の増加の継続に基づいているが、2019年12月31日現在で常勤従業員（FTEs）は1,446人になった（1年間で3.7%の増加。2014年末以降41%の増加。）。

一般検査部門は、新たな従業員が各々の役割を果たす上で要求されるスキルベースを向上させられるよう研修に多額の投資を行う方針を継続している。すべての監査に関わる従業員は、各々の役割および調査範囲に応じて、高い水準の規制上の研修および技術研修を受ける。スキルが正当と認められ、かつ習得されていることを示すため、専門的な資格が奨励されている。同様に、一般検査部門は、かかる従業員の方法論的原理の知識を検証するすべての検査役および監査人を対象としたツールを展開した。

一般検査部門は、監査指針の徹底した見直しを開始している。同部門は、規制上の変更により適切に連動するように、また世界的に実施される監査の異なる要素の間に一貫性をより高められるように、かかる指針の一部を改正し、ライブラリツールを見直している。改正が行われた監査の要素は、可能な限りデータ分析から生じる事例に基づく。

2020年は前年度と同じ方針を継続し、任務遂行の本質および内容に係るさらなる取組が行われている。一般検査部門はまた、専門チームの増加を通じたモデルの監査において、自身の専門性を改善する。

内部統制の従業員

2019年度末現在、多様な内部統制部門は以下の従業員数（常勤従業員）によって支えられていた。

	2015年	2016年	2017年	2018年(注1)	2019年	2018年- 2019年の 変化率
法令遵守部門	2,715	3,387	3,770	4,186	4,378	+5%
法務部門	1,650	1,754	1,752	1,841	1,810	-2%
リスク部門	2,635	5,163	5,232	5,321	5,475	+3%
定期的統制部門	1,104	1,236	1,296	1,394	1,446	+4%
合計	8,104	11,540	12,050	12,742	13,109	+3%

(注1) 2018年度の内部統制の従業員はファースト・ハワイアン・バンク（First Hawaiian Bank）を含まなかった。

会計および財務情報の作成および処理に関する内部統制手続

会計および財務情報の作成および処理に関する役割および責任

最高業務責任者の権限に基づき、財務部門は、会計および財務情報の作成および処理の責任を負う。財務部門はまた、かかる情報に関するリスク統制の保証を目的とする独立した統制任務も務める。特定の憲章に記載されている任務は、同部門内で働くすべての者により分担され、実行される。その職務は、以下のものから構成される。

- ・会計方針および基準ならびに経営情報原則および基準を定めること
- ・会計情報の作成およびそれらの規制上の報告書の作成を確実にすること

- ・ソルベンシーおよび流動性比率に使用される情報の作成、当該比率の計算ならびにそれらの規制上の報告書の作成
- ・経営情報（様々なシナリオに従って特定された後および予測された時）の作成ならびに経理運営のために必要な支援の提供
- ・恒常的運営統制システムを定め、実施することによる会計ならびに財務情報（業績、貸借対照表、ソルベンシーおよび流動性）に関連するリスクの管理
- ・当社グループの財務情報通信を良質かつ市場から十分認知されるよう運用すること
- ・当社グループの財務構造の管理
- ・財務情報（業績、貸借対照表、ソルベンシー、流動性）システムの構造、設計および展開の監督
- ・財務部門の組織の定義および指導
- ・財務部門に関連する組織および活動の業務処理に関する決定
- ・業務執行陣に対する警告義務の遂行

直接またはその他の部門および資産・負債管理部の財務課と共に遂行されるか否かによらず、すべての任務について、その任務に従事する者は各自の特定の分野において十分な能力を発揮することが求められる。つまり、当該任務に従事する者には、自身が作成する情報を理解およびチェックし、かつ要求される基準および時間の制約を遵守することが求められる。規則への準拠性、使用される情報の質および完全性ならびにデータ保護に対しては、特に注意が向けられる。当社グループの最高財務責任者の権限に基づき、システム全体の統治は3つの基本的な原則に依拠している。この原則とは、財務部門の非集中化、会計と経営情報チャネルの分離、運営部門（事業部／事業部門）または地域別部門（法的事業体）のいずれかに財務上の責任を与えることである。実際には、財務部門は以下のようにその責任を果たしている。

- ・各事業体の財務部門は、会計および財務情報を作成し、その信頼性を確保するための統制をする。事業体の財務課は、作成された情報をその情報が経営上関連する事業部／事業部門に送付する。
- ・事業部／事業部門は、事業分析を行い、事業体により作成されたデータをチェックし、例えば事業体レベルで会計および経営データの間の調整を行うことにより、質を向上させる。
- ・主として、財務部は、確実にデータを均質化しかつ当社グループの規則に順守させるために、事業部／事業部門および連結事業体のすべてに対して送られる報告指示を作成する。当社グループ財務部は、事業体により作成されかつ事業部／事業部門により承認された会計および経営情報をすべて収集し、かかるデータを業務執行陣の使用または第三者に対して報告するために収集し、整理する。

会計および財務情報の作成

会計方針および規則

各事業体の現地における財務書類は、かかる事業体が事業を行う国における一般的な会計基準に従って作成されるが、その一方で当社グループの連結財務書類は、EUにより採用されたIFRSに基づいて作成されている。

財務部内において当社グループの会計方針課は、当社グループ全体においてIFRSに基づく会計原則を適用すべきものと定めている。当該課は規制の変更を監視し、必要に応じて当該変更を解釈し、新たな原則を定める。当社グループのIFRSの会計原則のマニュアルは、BNPパリバの内部ネットワーク・コミュニケーション・ツール（イントラネット）を通じて、事業部／事業部門および事業体にて入手できる。かかるマニュアルは、規制の変更を反映するために定期的に更新される。

さらに、当社グループの会計方針課はまた、新たな金融商品もしくは取引が設定されまたは会計帳簿に記録される場合にはとりわけ、事業部／事業部門または会計事業体からの特定の会計調査の要請に応じる。

最終的に、財務部内のその他の課は、経営チャネルにより特定された需要を考慮する経営原則および基準を作成する。これらの原則および基準は、内部ネットワーク・ツール（イントラネット）を用いて閲覧可能である。

ソルベンシーに関連する規制は、リスク部門の検討事項であり（財務部門も貢献する。）、流動性に関連する規制は、資産・負債管理部の財務課の検討事項であり（財務部門およびリスク部門も貢献する。）、レバレッジ比率に関連する規制は、財務部門の検討事項である（リスク部門も貢献する。）。

情報処理システム

情報処理システムは2つの異なるチャネルを中心に構成されている。

- ・ **会計チャネル**：これは、事業体の財務および分析的会計帳簿の作成ならびに会計方針および基準に従った当社グループの連結財務書類の作成に対してより具体的な責任を負う。また、ソルベンシーおよび流動性についての関連情報が、各レベルの会計帳簿において確実に一致するよう作成する。このチャネルは、内部認証手続（以下に記載される。）を適用して作成された情報の信頼性を保証している。

さらに、単一チャネルプログラムの一環として、会計上の払い戻しを生み出すためのシステムは、既存の会計データおよび分析データに加え、特定の信用リスクおよび流動性に関するデータにより強化される。現在公開されている共有の報告基盤の導入と相まって、この開発により、最終的には財務および規制上の報告要件の充足が容易になる。

- ・ **経営チャネル**：このチャネルは、所定の内部原則および基準に従って、事業の経済運営に関連する経営情報（特に、事業体毎のデータでまとめられた事業部／事業部門のもの）を作成する。経営データと会計データの整合性をあらゆるレベルで確保する。このチャネルは、ソルベンシーおよび流動性比率の作成ならびに独自の分析について責任を負っている。

財務部は、2つのチャンネルのための報告ツールを、設計し、配布しかつ管理する。これらのツールは、個々のチャンネルの目的および必要な相補性に適合するよう設計され、当社グループ全体に情報を提供している。特に、財務部は、当社グループの事業体における基準となる会計システムの使用を促進している。システムは当社グループのレベルで設計され、漸次展開される。かかる取組は、情報共有を促進し、当社グループにおいてプールされた会計処理および統合の発展に関連する部門間協力プロジェクトの実施を進める。

流動性に関するデータの作成において、当社グループは、以下のシステムに基づいた、内部経営データと規制上の報告書の要件を統一する原則を採用している。

- ・当社グループのレベルならびに事業部／事業部門および事業体のレベルにおける、財務部門、資産・負債管理部の財務課およびリスク部門が関与しているガバナンス
- ・規則が要求するとおり適用される方針および方法
- ・事業部／事業部門および事業体のレベルにおいて導入されたツールおよびプロセスを生かしたデータ収集ならびに内部報告書および規制上の報告書の作成を確保する当社グループの専用ツール

この一連の対策は、流動性に関する規制上の報告書ならびに内部監視指標の作成を確保し、銀行破綻に関する報告に役立つものである。

会計および財務情報の恒常的統制

財務部門における内部統制

会計および財務リスク情報の一元的な統制の監視が確実に行われるために、財務部は、当社グループ統制および認証部門を有しており、かかる部門が務める主な職務は、以下のとおりである。

- ・会計内部統制システムに関する当社グループの方針を明確にすること。本システムは、会計事業体に、会計事業体の会計に係る内部統制環境を組織化するための規則に従い、かつその連結パッケージの情報の信頼性を確保する主要な統制を導入することを要求する。当社グループは連結事業体が使用するための内部会計統制ガイドラインおよび基準となる標準的な会計統制プランを発行した。これには会計リスクをカバーすることを狙いとした以下の主要な必須の統制が掲載されている。
- ・特に下記の会計に係る内部認証手続を通じて、当社グループ内において会計および財務情報の内部統制環境が正しく機能することを確保することならびに当社グループ内の財務書類の質に関し、業務執行陣および取締役会の財務書類委員会に対して四半期毎の報告を行うこと
- ・当社グループのリスク部門と共同で、特別認証システムおよび質指標を用いて、連結信用リスク報告書を収集し処理するシステムが適正に機能することを監督すること

- ・事業部／事業部門のサポートで行われる法定監査人および一般検査部門による会計リスクに関する勧告の事業体による実施を監視すること。かかる監視は、各事業体が自らに対してなされた勧告の監視および多様な活動計画の進行の定期的報告を行うことを可能とする専門ツールの利用により容易となる。かかる勧告に対する集中監視は、当社グループ財務部が、連結事業体内で設定される会計内部統制システムの改善点を特定し、あらゆる部門間の問題を特定し、必要に応じて当社グループ・レベルの手続および指示を改訂することを可能にする。

会計チャンネルのために、独立した中央統制チームはこれらの作業を事業部／事業部門の財務課に回し、事業体を間近で監視し、かつ必要であれば特定の状況に適合する会計統制を実施する。

最終的に、事業体の財務課内において、当社グループの会計に係る内部統制の指針の施行により、独立した会計統制チームまたは（従業員の大きさに応じて）代表が設置された。結果として、当社グループの確立されたアプローチ（当該アプローチでは、報告と統制手続の調整を促し、関係する事業体の効率性を高めるために、報告書の作成作業が地域のプラットフォームでまとめられている。）はまた、会計統制チームが適切な規模であることおよび必要な専門家を有していることを保証している。かかる地域チームは、下記の主な職務を負っている。

- ・例えば、バックオフィスが会計処理のために必要な情報（提供された会計ツール上の訓練、会計システムの知識等）を有していることを確認することにより、財務部と会計システムにデータを送付するバックオフィス間を連携させること
- ・管轄範囲内のすべての事業体における第2レベルの会計統制を実施すること。分散的会計構造において、これらの統制はバックオフィスによって実施される第1レベルの統制を完了しており、会計統制ツールに特に依存している。かかる会計統制ツールによって、例えば各会計についてその正当性および統制に対して責任を有する課を特定し、かかる会計システムに記載された残高と各事業の運営システムにおける残高との調整を行い、また未決済勘定の決済を特定し、正当であることを証明し、監視することができる。
- ・事業体の多様な課に、その課が遂行する統制についての報告を要求する「初期認証」プロセス（以下に記載する。）の調整を行うこと
- ・事業体の財務課が会計概要の作成プロセスにおいて、またとりわけ当社グループの認証処理プロセス（以下に記載する。）に必要なすべての要素について、十分な監視ができるような会計に係る内部統制システムを確保すること。この目的を達成するための補助として、会計の締め切りに関する作業は定式的に定められている。処理プロセスおよび関連リスクをマッピングし、かつ検査を文書化するツールの使用ならびにその他の統制チャンネルとの連携は、質の向上に貢献する。

内部認証プロセス

ー当社グループ全体

財務部は、財務会計管理ツール（Finance Accounting Control Tool）（「FACT」）を、連結パッケージについて各事業体により作成された四半期毎のデータの内部認証、事業部／事業部門の財務課において行われる検証、および当社グループ財務部の当社グループ開示課が責任を担う連結処理に関し、使用している。

各事業体の最高財務責任者は、財務部に対し、以下の事項についての認証を行う。

- ・送信されたデータが当社グループの規範および基準に従って作成されていること
- ・会計内部統制システムが自身の質および信頼性を保証していること

全部連結事業体により完了された主な認証は、当社グループの会計統制計画に定義されるすべての主要な統制の結果を再現しており、各事業体の格付の決定を導いている。持分法により連結された事業体は、適切な認証を完成させる。最終的に、非連結の事業体は、簡易化された手続を通じて毎年認証されている。

かかる内部認証プロセスはグループの内部統制監視制度の一部を構成しており、これにより、当社グループの連結財務書類の作成およびその質に対して全般的な責任を負っている財務部が、財務諸表に関する問題点を把握し、事業体が適切な是正措置を講じているかを監視することを可能とする。かかるプロセスに関する報告は、当社グループの四半期連結決算時に業務執行陣および取締役会の財務書類委員会に提示される。

当該認証システムはまた、当社グループリスク部門との連携の下、信用リスクおよびソルベンシー比率の規制上の報告書に含まれる情報に対して実施される。認証システムの報告書への寄与は、認証システムが基準および手続に準拠し、使用されるデータが適切な質を有していることを証明している。認証システムはまた、報告書を作成する様々な段階で実施される統制の結果を示している。

同じ原則に基づき、認証システムが、流動性に関するデータの報告書のため実施されている。様々な関係者が、送信されたデータの基準の遵守および報告の質を確保するために実行された主要な統制の結果に関する報告を行っている。

ー事業体レベル

各事業体の財務課のレベルにおける会計情報の作成のすべての処理の監視を確保するために、統制および認証部門は、取引の処理ならびに会計および財務データの作成が、かかる処理が必要となるようにする分散された方法で組織された場合、会計データを対象とした「初期認証」（または「予備認証」の）プロセスの実施を勧告する。

当該プロセスによって、会計および財務データの作成に使用される情報提供者（例えばミドルオフィス、バックオフィス、人事部門、リスク部門、サプライヤー部門等）が、その担当している会計および財務データの信頼性を確保するとされている基本的な統制が適切に機能していることを正式に認証する。初期認証の結果は各地の財務課に送付され、財務課は直接行動する会計統制部と協力してこれを分析し、主要な認証を作成するために利用することを目的とした概略報告書を作成し、注意が必要な事項を監視するために多様な担当者と連携する。

また、FACTの適用は、事業体に対し、それぞれのレベルで策定されたプロセスを直接管理することができる専門の環境を提供することにより、予備認証プロセスの自動化も可能にする。

金融商品の価格ならびに市場活動および会計報告の結果の判断における評価の活用

財務部は、当社グループの会計および経営情報の作成およびその質の保証に対し責任を負う。当社グループ財務部は、金融商品の市場価格またはモデルの創出および管理を、当該商品の評価のために単独で総合的なチャンネルを形成している、この分野の専門家に委任する。その過程は以下にわたっている。

- ・新たな取引または活動の承認プロセスの一環としての評価システムの適切性を検証する。
- ・取引がシステムに適切に記録されているかをチェックし、かかる記録が評価方法に適していることを検証する。
- ・評価方法から独立した展開および承認メカニズムを検証する。
- ・市場パラメーターおよび当該パラメーターの独自検証の手順を定める。
- ・市場、流動性および取引先リスクの評価調整を定める。
- ・商品を公正価値ヒエラルキーにより分類し、デイ・ワン・プロフィットの調整を定め、評価仮定に対するレベル3評価額の感応度を見積もる。

チャンネルの目的は、適切な処理およびツールにより、金融商品の評価プロセスの正確性および信頼性の両方を確保し、かつ統制システムの質および包括性を確保することである。このため、多様な意思決定組織に、会計および経営成績をまとめるための運営上の処理を示し、公正価値に関する資料の透明性を確保する適切なデータを提供することができる。

すべての担当者が関与する評価チャンネルにより行われる統制は、財務部門により監督され、独自の統治枠組を有している。この統制システムは、当社グループ、ホールセールバンキング事業といった各組織レベルならびに市場取引を構成する主要な事業体のための当社グループの内部統制憲章に定められた組織原則の規定に基づいている。

財務部門は、システムが正しく機能することを保証するために、システム全体を監視するCIB方法&財務統制部門（CIB MFC）のチームに依拠している。財務部門は、様々な関係者によって報告されるべき情報（この情報は、様々な事業における傾向を示す量的および質的なデータの両方で構成され、同様に、上位段階において統制が行われた際の結果および質によっても構成される。）を決定する。

毎四半期または毎月開催される委員会の中には、各プロセスおよび事業部門のため、使用される方法または実施される統制の結果を検討および調査するため、すべての関係者を一堂に会するために設定されているものがある。これらの委員会の運営方法は、財務部門が承認した手続に準拠し、これにより、財務部門が主要な選択および仲裁に参加することを確保する。最終的には、CIB方法&財務統制部門は、会計四半期末毎に当社グループの最高財務責任者が委員長を務める仲裁および意思決定委員会である商品および財務管理委員会（PFC）に、CIB方法&財務統制部門の活動を報告し、仲裁の要点または統制の有効性ならびに業績評価および決定過程の信頼性に関する注意点を委員会に通知する。四半期毎に開催される当該委員会は、事業部門、当社グループ財務部および関係部門、資産・負債管理部の財務課ならびにリスク部門が出席する。仲介PFC委員会は、プロジェクトの優先順位を決定し、それらの導入を監督し、複数の技術的な要素をすべて検討することを目的として、かかるシステムを完了する。

システムの開発

統制システムは、当社グループの要求に常に適合している。前述の手続は、当社グループ全体を通じて、統制の適正レベルを保証することを目的とする発展型システムの一部を形成する。

具体的には、いくつかの統制のための量的指標を作成し、主要な統制に焦点を当てた部門間の見直しおよび臨時的になされる様々な分野における特定のポイントを改善するための事業部／事業部門による見直しを実施することで、会計認証プロセスの質は、定期的に事業部／事業部門において再検討される。これらの見直しは、財務部チャンネルにおける様々な委員会に対する発表、現地視察および研修会により補完される。いくつかの主要な統制を明確にする当社グループの手続、および首尾一貫した応答と適切に文書化されたプロセスの確保を目的とした詳細な指示が配布される。これらの当社グループの手続および指示は、必要に応じ、事業部／事業部門レベルでこれらに特有の問題を取り扱うために拡大適用される。

同様に、自己資本比率の計算に用いられるデータの認証システムは、当該プロセスにおける開発および組成を考慮に入れるための、またデータの報告および質の改善プログラムに関係する様々な部門における指標および統制を利用するための調整の対象となる。

加えて、流動性報告に関して、手続および手段の変更が、規制上の報告書の新たな要求を満たすために定期的に実施されており、当該チャンネルの質および統制を高めるために具体的な施策が様々な関係者と連携して採られた。

最終的に、2019年後半、当社グループは、バーゼル委員会により定められた「効果的なリスク・データ集計およびリスク報告に関する諸原則」に対応するリスク・データ集計および報告（RaDAR）と呼ばれるプログラムを完了した。このプログラムの目的は、BNPパリバがさらされる異なる種類のリスク（信用、市場、流動性および業務リスク）を対象とする報告書の作成に必要なデータの質および一貫性の向上、ならびに通常時およびストレス時または危機時の組織の全レベルに対する報告書の一貫性を強化することであった。

当社グループは、RaDARプログラムが導入された際に定義された基準に沿い、リスク・データ集計およびリスク報告を目的とするバーゼル委員会により定められた原則（「効果的なリスク・データ集計およびリスク報告に関する諸原則」）を自らが遵守していると確信している。

当社グループが日常業務管理においてBCBS239の諸原則を確実に遵守するため、BNPパリバは、当社グループ最高データ責任者（CD0）およびリスク／財務部門最高データ責任者を任命している。確実な遵守のため、当該責任者は、事業部および事業部門内において最高データ責任者のプロセスを用いる。

「当社グループのデータオフィス」の主な職務は以下のとおりである。

- ・当社グループの事業部および事業部門と緊密に連携して、事業の戦略および目的を考慮の上、「当社グループのデータビジョン」を定義すること
- ・当社グループITマネージャーの支援を受けて、かかるビジョンを導入し、アナリティクス・デジタルトランスフォーメーションを支援するためにデータを取り扱い易くすること
- ・当社グループ内においてデータカルチャーを強化するために、当社グループの事業部および事業部門のコミュニティの管理・調整プロセスを用いること
- ・BCBS239およびデータ保護規則の遵守を含め、データ管理手段を向上させること

定期的統制

一般検査部門は、会計および財務監査を専門とする検査役チームと共に、専任の財務チャネル（財務監査部門）を有しており、業務の専門的な複雑さならびに会計および財務リスクの範囲の両方に関して、会計における監査能力を有するという部門の戦略を反映している。

その行動計画は、年間のリスク評価に基づいており、かかるリスク評価の実施細目は、リスク部門が作成したリスク査定表に基づいて一般検査部門により定められた。

チームの中核的な目的は、以下のとおりである。

- ・一般検査部門が当該分野における検査を行う際の機能を強化するために、会計および財務の専門性の中核を構成する。
- ・内部監査の最良の慣行を普及させ、関連する監査業務の質を統一する。
- ・会計および財務リスク領域を、当社グループのレベルで特定し、検査する。

法定監査人との関係

毎年、法定監査人は、法定業務の一部として、当社グループ会社の年次財務書類と共にBNPパリバ・グループの連結財務書類の一貫性および公正さに関する意見書を発行する。法定監査人は半期会計の決算についての限定的審査および四半期会計についての特別な任務も行っている。

法定任務として、以下のものがある。

- ・会計基準の重要な変更を検証し、財務書類委員会に対し、重大な影響および取り得る会計上の手段に関する意見を提示する。
- ・監査結果を事業体／事業部門／部門内の財務部門および当社グループのレベルで提示し、とりわけ、監査において法定監査人が検討した会計および財務情報の作成に寄与する内部統制システムの一部を改善するための監視結果および勧告を提示する。

財務の情報公開－（記者発表、臨時報告等）

公表用の財務情報は、財務部の投資家向け広報および財務情報部により作成される。これは、小口および機関投資家、金融アナリストならびに格付機関向けのものであり、当社グループの様々な活動を示し、その結果を公表し、戦略展開を記載する一方で、財務情報が内部レベルで用いられる情報と一致するように維持している。

業務執行陣および最高財務責任者に対する報告を行っているこのチームは、BNPパリバ・グループが発表する財務情報の様式を策定する。このチームは、各事業部および課と連携して、財務業績、戦略的計画および一定の事項の発表を計画し、それらを金融業界に発表する。

法定監査人は、四半期、半期または年次財務書類を承認する財務書類委員会および取締役会に対し報告を行う前に、これらの書類の確定に関する通知の段階でその検証および審査に関与する。

(2) 【役員の状況】

取締役、監査役および政策決定または業務執行に係る役員の人数	男性	26名
	女性	10名

(役員のうち女性の比率 27.78%)

① 取締役（本書提出日現在）

取締役会の構成員

ジャン・ルミエール 主要職務：BNPパリバの取締役会会長			
生年月日：1950年6月6日 国籍：フランス国 任期：2020年5月19日から2023年株主総会まで 当初就任日：2014年12月1日 (2015年5月13日の株主総会にて承認)		フランス国内外におけるBNPパリバ・グループの上場企業または非上場企業での役職(注1) BNPパリバ(*)の取締役会会長、TEBホールディング・エーエス(トルコ)の取締役 フランス国内外におけるBNPパリバ・グループでない上場企業または非上場企業での役職(注1) トタル・エスエー(*)の取締役 フランス企業または外国企業の特別委員会への参加(注1) トタル・エスエーの企業統制および倫理委員会委員ならびに戦略およびCSR委員会委員 その他(注1)	
保有株式数(注1)：30,826株 勤務地：フランス国パリ市ダンタン通り3番地 (3, rue d'Antin 75002 PARIS, FRANCE)			
学歴 パリ政治学院卒業 エコール・ナショナル・ダドミニストラシオン卒業 学士(法学)		国際経済予測研究センター(CEPII)の会長、パリ・ユーロブレイスの副会長、フランス私企業協会の会員、国際金融協会(IIF)の会員、オレンジ国際諮問委員会委員、国家開発銀行(CDB)国際諮詢会委員、中国投資有限責任公司(CIC)国際諮詢会委員、シンガポール金融管理庁(MAS)の国際諮問委員会委員(IAP)	
前会計年度の12月31日現在における役職 (記載されている会社は、役職を務めたグループの親会社である。)			
2018年 BNPパリバの取締役会会長 TEBホールディング・エーエス(トルコ)の取締役、トタル・エスエーの取締役 国際経済予測研究センター(CEPII)の会長 国際金融協会(IIF)の会員、オレンジ国際諮問委員会委員、国家開発銀行(CDB)国際諮詢会委員、中国投資有限責任公司(CIC)国際諮詢会委員、シンガポール金融管理庁(MAS)の国際諮問委員会委員(IAP)	2017年 BNPパリバの取締役会会長 TEBホールディング・エーエス(トルコ)の取締役、トタル・エスエーの取締役 国際経済予測研究センター(CEPII)の会長 国際金融協会(IIF)の会員、オレンジ国際諮問委員会委員、国家開発銀行(CDB)国際諮詢会委員、中国投資有限責任公司(CIC)国際諮詢会委員、シンガポール金融管理庁(MAS)の国際諮問委員会委員(IAP)	2016年 BNPパリバの取締役会会長 TEBホールディング・エーエス(トルコ)の取締役、トタル・エスエーの取締役 国際経済予測研究センター(CEPII)の会長 国際金融協会(IIF)の会員、オレンジ国際諮問委員会委員、国家開発銀行(CDB)国際諮詢会委員、中国投資有限責任公司(CIC)国際諮詢会委員、シンガポール金融管理庁(MAS)の国際諮問委員会委員(IAP)	2015年 BNPパリバの取締役会会長 TEBホールディング・エーエス(トルコ)の取締役 国際経済予測研究センター(CEPII)の会長 国際金融協会(IIF)の会員、オレンジ国際諮問委員会委員、国家開発銀行(CDB)国際諮詢会委員、中国投資有限責任公司(CIC)国際諮詢会委員

(注1) 2019年12月31日現在。

(*) 上場企業。

ジャン・ローラン・ボナフェ			
主要職務：BNPパリバの取締役兼最高経営責任者			
生年月日：1961年7月14日 国籍：フランス国 任期：2019年5月23日から2022年株主総会まで 当初就任日：2010年5月12日		フランス国内外におけるBNPパリバ・グループの上場企業または非上場企業での役職(注1) BNPパリバ(*)の取締役兼最高経営責任者 フランス国内外におけるBNPパリバ・グループでない上場企業または非上場企業での役職(注1) カルフル(*)の取締役、ピエール・ファーブル・エスエーの取締役 フランス企業または外国企業の特別委員会への参加(注1) ピエール・ファーブル・エスエーの戦略委員会委員 その他(注1)	
保有株式数(注1)：94,153株(注2) 勤務地：フランス国パリ市ダンタン通り3番地 (3, rue d'Antin 75002 PARIS, FRANCE)			
学歴 エコール・ポリテクニーク卒業 パリ国立高等鉱業学校卒業		パリ国立オペラ支援団体協会の会長、アントルプリーズ・プール・ランヴィロヌマンの会長、フランス全国銀行連盟の業務執行委員会委員、ラ・フランス・ソングージュの取締役	
前会計年度の12月31日現在における役職 (記載されている会社は、役職を務めたグループの親会社である。)			
2018年 BNPパリバの取締役兼最高経営責任者 パリ国立オペラ支援団体協会の会長 アントルプリーズ・プール・ランヴィロヌマンの副会長 カルフルの取締役 フランス全国銀行連盟の業務執行委員会委員	2017年 BNPパリバの取締役兼最高経営責任者 フランス全国銀行連盟の会長、パリ国立オペラ支援団体協会の会長 アントルプリーズ・プール・ランヴィロヌマンの副会長 カルフルの取締役	2016年 BNPパリバの取締役兼最高経営責任者 カルフルの取締役	2015年 BNPパリバの取締役兼最高経営責任者 カルフルの取締役、BNPパリバ・フォルティス（ベルギー）の取締役

(注1) 2019年12月31日現在。

(注2) 社内貯蓄制度の下で株主資本の形で保有する25,228株のBNPパリバ株式を含む。

(*) 上場企業。

ジャック・アシェンブロワ 主要職務：ヴァレオ・グループの会長兼最高経営責任者			
生年月日：1954年6月3日 国籍：フランス国 任期：2020年5月19日から2023年株主総会まで 当初就任日：2017年5月23日		フランス国内外におけるBNPパリバ・グループの上場企業または非上場企業での役職(注1) BNPパリバ(*)の取締役 主要職務における役職(注1) ヴァレオ・グループ(*)の会長兼最高経営責任者 フランス国内外におけるBNPパリバ・グループでない上場企業または非上場企業での役職(注1) ヴェオリア・オンヴィロンヌモン(*)の取締役 フランス企業または外国企業の特別委員会への参加(注1) BNPパリバの財務書類委員会委員、ヴェオリア・オンヴィロンヌモンの監査委員会委員ならびに調査、革新および持続可能な開発委員会委員長 その他(注1) パリ国立高等鉱業学校の理事長、日仏クラブの共同議長、フランス私企業協会の会員	
保有株式数(注1)：1,000株(**) 勤務地：フランス国パリ市バイエン通り43番地 (43, rue Bayen - 75017 PARIS, FRANCE)			
学歴 パリ国立高等鉱業学校卒業 コール・デ・ミース			
前会計年度の12月31日現在における役職 (記載されている会社は、役職を務めたグループの親会社である。)			
2018年 ヴァレオ・グループの会長兼最高経営責任者 BNPパリバの取締役、ヴェオリア・オンヴィロンヌモンの取締役 パリ国立高等鉱業学校の理事長 日仏クラブの共同議長	2017年 ヴァレオ・グループの会長兼最高経営責任者 BNPパリバの取締役、ヴェオリア・オンヴィロンヌモンの取締役 パリ国立高等鉱業学校の理事長 日仏クラブの共同議長	2016年 ヴァレオ・グループの会長兼最高経営責任者 BNPパリバの取締役、ヴェオリア・オンヴィロンヌモンの取締役 パリ国立高等鉱業学校の理事長 日仏クラブの共同議長	

(注1) 2019年12月31日現在。

(*) 上場企業。

(**) 2019年12月31日現在。2018年12月31日現在の調整株1,000株として。

ピエール・アンドレ・ドゥ・シャランダル 主要職務：カンパニ・ドゥ・サン・ゴバンの会長兼最高経営責任者			
生年月日：1958年4月12日 国籍：フランス国 任期：2018年5月24日から2021年株主総会まで 当初就任日：2012年5月23日		フランス国内外におけるBNPパリバ・グループの上場企業または非上場企業での役職(注1) BNPパリバ(*)の取締役 主要職務における役職(注1) カンパニ・ドゥ・サン・ゴバン(*)の会長兼最高経営責任者、GIE SGPMルシエルシェの取締役、サン・ゴバン・コーポレーションの取締役 フランス企業または外国企業の特別委員会への参加(注1)	
保有株式数(注1)：5,000株 勤務地：フランス国ラ・デファンス、レ・ミロワール (Les Miroirs 92096 LA DÉFENSE CEDEX, FRANCE)		BNPパリバの報酬委員会委員長兼企業統制・倫理・指名・CSR委員会委員、カンパニ・ドゥ・サン・ゴバンの戦略委員会委員 その他 エセック監事会の会長、ラ・ファブリック・ドゥ・ランデュストリの副会長、フランス私企業協会の会員	
学歴 エセック経済商科大学院大学 (ESSEC) 卒業 エコール・ナシオナル・ダドミニストラシオン卒業			
前会計年度の12月31日現在における役職 (記載されている会社は、役職を務めたグループの親会社である。)			
2018年 カンパニ・ドゥ・サン・ゴバンの会長兼最高経営責任者 BNPパリバの取締役	2017年 カンパニ・ドゥ・サン・ゴバンの会長兼最高経営責任者 BNPパリバの取締役	2016年 カンパニ・ドゥ・サン・ゴバンの会長兼最高経営責任者 BNPパリバの取締役	2015年 カンパニ・ドゥ・サン・ゴバンの会長兼最高経営責任者 BNPパリバの取締役

(注1) 2019年12月31日現在。

(*) 上場企業。

モニック・コーエン 主要職務：エイパックス・パートナーズのパートナー			
生年月日：1956年1月28日 国籍：フランス国 任期：2020年5月19日から2023年株主総会まで 当初就任日：2014年2月12日 (2014年5月14日の株主総会にて承認)		フランス国内外におけるBNPパリバ・グループの上場企業または非上場企業での役職(注1) BNPパリバ(*)の取締役 主要職務における役職(注1) エイパックス・パートナーズ・エスエーエスの取締役、プロキシマ・アンヴェスティスモン・エスエー（ルクセンブルク）の取締役会会長、ファイズ・ホールディングスの取締役会会長、ファイズ・アクイジションズの取締役	
保有株式数(注1)：9,620株 勤務地：フランス国パリ市ポール・セザンヌ通り1番地 (1, rue Paul Cézanne 75008 PARIS, FRANCE)		フランス国内外におけるBNPパリバ・グループでない上場企業または非上場企業での役職(注1) エルメス(*)の監事会副会長、サフラン(*)の専務取締役 フランス企業または外国企業の特別委員会への参加(注1)	
学歴 エコール・ポリテクニーク卒業 修士（数学） 修士（ビジネス法）		BNPパリバの企業統制・倫理・指名・CSR委員会委員長および内部統制・リスク管理・法令遵守委員会委員、エルメスの監査およびリスク委員会委員長、サフランの指名および報酬委員会委員	
前会計年度の12月31日現在における役職 (記載されている会社は、役職を務めたグループの親会社である。)			
2018年 プロキシマ・アンヴェスティスモン・エスエー（ルクセンブルク）の取締役会会長、ファイズ・ホールディングスの取締役会会長 エルメスの監事会副会長 BNPパリバの取締役、サフランの取締役、エイパックス・パートナーズ・エスエーエスの取締役 ファイズ・アクイジションズの会員	2017年 プロキシマ・アンヴェスティスモン・エスエー（ルクセンブルク）の取締役会会長、ファイズ・ホールディングスの取締役会会長、ファイズ・アクイジションズの取締役会会長 エルメスの監事会副会長 BNPパリバの取締役、サフランの取締役、エイパックス・パートナーズ・エスエーエスの取締役	2016年 プロキシマ・アンヴェスティスモン・エスエー（ルクセンブルク）の取締役会会長 エルメスの監事会副会長兼監事 BNPパリバの取締役、サフランの取締役、エイパックス・パートナーズ・ミッドマーケット・エスエーエスの取締役 グローバル・プロジェクト・エスエーエスの特別委員会（諮問機関）委員、JCデコーの監事会監事	2015年 プロキシマ・アンヴェスティスモン・エスエー（ルクセンブルク）の取締役会会長 エルメスの監事会副会長兼監事 BNPパリバの取締役、サフランの取締役、エイパックス・パートナーズ・ミッドマーケット・エスエーエスの取締役 グローバル・プロジェクト・エスエーエスの特別委員会（諮問機関）委員、JCデコーの監事会監事

(注1) 2019年12月31日現在。

(*) 上場企業。

ウーター・ドゥ・プロイ 主要職務：ZNA（ベルギー、アントワープの病院グループ）の最高経営責任者			
生年月日：1965年4月5日 国籍：ベルギー国 任期：2019年5月23日から2022年株主総会まで 当初就任日：2016年5月26日		フランス国内外におけるBNPパリバ・グループの上場企業または非上場企業での役職(注1) BNPパリバ(*)の取締役 フランス国内外におけるBNPパリバ・グループでない上場企業または非上場企業での役職(注1) ヴァンブレダ・リスク・アンド・ベネフィット・エヌヴィーの取締役、ウニブレダ・エヌヴィーの取締役 フランス企業または外国企業の特別委員会への参加(注1)	
保有株式数(注1)：1,000株 勤務地：ベルギー国アントワープ、レオポルト通り26 (Leopoldstraat 26 B-2000 ANTWERPEN/ANVERS, BELGIUM)		BNPパリバの財務書類委員会委員 その他(注1) ガスタスザスターズ・アントワープの取締役、リグループメントGZA-ZNAの取締役、ブルーヘルス・イノベーション・センターの取締役、アントワープワースランド商工会議所（ベルギー）の副会長	
学歴 修士および博士（経済学）、ミシガン大学アナーバー校（米国） 修士（経済学(極めて優秀)、哲学）、ルーヴァン大学（ベルギー）			
前会計年度の12月31日現在における役職 (記載されている会社は、役職を務めたグループの親会社である。)			
2018年 BNPパリバの取締役、ヴァンブレダ・リスク・アンド・ベネフィット・エヌヴィー（ベルギー）の取締役、ウニブレダ・エヌヴィーの取締役、ブルーヘルス・イノベーション・センターの取締役、ガスタスザスターズ・アントワープの取締役、リグループメントGZA-ZNAの取締役 アントワープワースランド商工会議所（ベルギー）の副会長	2017年 BNPパリバの取締役、ヴァンブレダ・リスク・アンド・ベネフィット・エヌヴィー（ベルギー）の取締役、ウニブレダ・エヌヴィーの取締役 アントワープワースランド商工会議所（ベルギー）の副会長 ベルギー—米国教育財団（ベルギー）の委員 ランノー出版（ベルギー）の取締役会顧問	2016年 GIMV XLの監事会監事 BNPパリバの取締役 ワースランド（ベルギー）の副議長 アントワープ現代美術館（ベルギー）の理事長 ベルギー—米国教育財団（ベルギー）の委員、オート・エコール・オディッシー（ベルギー）の理事 ランノー出版（ベルギー）の取締役会顧問	

（注1） 2019年12月31日現在。

（*） 上場企業。

ユーグ・エパイヤール 主要職務：不動産事業マネージャー			
生年月日：1966年6月22日 国籍：フランス国 任期：2018年2月16日から2021年2月15日までの3年間 （BNPパリバの幹部従業員により選任） 当初就任日：2018年2月16日		フランス企業または外国企業の特別委員会への参加(注1) BNPパリバ(*)の内部統制・リスク管理・法令遵守委員会 および報酬委員会委員 その他(注1)	
保有株式数(注1)：373株(注2) 勤務地：フランス国マルセイユ市カヌビエール通り83番地 （83, La Canebière 13001 MARSEILLE, FRANCE）		マルセイユ労働裁判所の裁判官(管理部門)、コミッション・パリテール・ドゥ・ラ・バンク（アソシエーション・フランセーズ・デ・バンク (AFB)－償還請求委員会）の委員	
前会計年度の12月31日現在における役職 （記載されている会社は、役職を務めたグループの親会社である。）			
2018年 BNPパリバの取締役			

（注1） 2019年12月31日現在。

（注2） 社内貯蓄制度の下で保有する363株のBNPパリバ株式を含む。

(*) 上場企業。

ライナ・ギブソン・ブランドン 主要職務：ジュネーブ大学の金融学教授			
生年月日：1962年12月20日 国籍：スイス国 任期：2018年11月28日から2021年株主総会まで 当初就任日：2018年11月28日		フランス国内外におけるBNPパリバ・グループの上場企業または非上場企業での役職(注1) BNPパリバ(*)の取締役 フランス企業または外国企業の特別委員会への参加(注1)	
保有株式数(注1)：1,000株 勤務地：スイス国ジュネーブ市4ポント・ダルヴ通り40番地 (40, Boulevard Pont d'Arve CH-1211 GENEVA 4 Switzerland)		BNPパリバの内部統制・リスク・法令遵守委員会委員 その他(注1) ジュネーブ金融研究協会の副理事、ジュネーブ資産管理財団の理事、ビューラハプロ投資家向け科学および教育委員会会長、ジュネーブの戦略委員会および持続可能な財政監督委員会委員、アプrik 8 エスエー (Applic8 SA) の取締役	
学歴 博士（社会科学および経済学（金融学専攻））、ジュネーブ大学			
前会計年度の12月31日現在における役職 (記載されている会社は、役職を務めたグループの親会社である。)			
2018年 BNPパリバの取締役、アプrik 8 エスエー (Applic8 SA) の取締役 ビューラハプロ投資家向け科学および教育委員会会長 ジュネーブ資産管理財団の理事 ジュネーブ金融研究協会の副理事 ジュネーブの戦略委員会および持続可能な財政監督委員会委員			

（注1） 2019年12月31日現在。

（*） 上場企業。

マリオン・ギヨー 主要職務：社外取締役			
生年月日：1954年9月17日 国籍：フランス国 任期：2019年5月23日から2022年株主総会まで 当初就任日：2013年5月15日		フランス国内外におけるBNPパリバ・グループの上場企業または非上場企業での役職(注1) BNPパリバ(*)の取締役 フランス国内外におけるBNPパリバ・グループでない上場企業または非上場企業での役職(注1) イメリス(*)の取締役、ヴェオリア・オンヴィロンヌモン(*)の取締役 フランス企業または外国企業の特別委員会への参加(注1)	
保有株式数(注1)：1,000株 勤務地：フランス国パリ市パレ・ロワイヤル1番地 (1, place du Palais-Royal 75001 PARIS, FRANCE)		BNPパリバの企業統制・倫理・指名・CSR委員会および報酬委員会委員、イメリスの指名・報酬委員会委員、ヴェオリア・オンヴィロンヌモンの調査、革新および持続可能な開発委員会ならびに報酬委員会委員 その他(注1) フランス州議会の特別顧問、ケアフランス（NGO）の理事、国際農業研究センター（IARC）の理事、国際生物多様性センターの理事、生物多様性センター－CIATアライアンスの取締役、フランス国際関係研究所の理事、ユニバーサイエンスの取締役	
学歴 エコール・ポリテクニック(X73)卒業 フランス国立農村工学・河川・森林学校卒業 博士（食品科学） フランス管理者協会			
前会計年度の12月31日現在における役職 (記載されている会社は、役職を務めたグループの親会社である。)			
2018年 IAVFF－アグリニウム（公的機関）の理事会会長 BNPパリバの取締役、イメリスの取締役、ヴェオリア・オンヴィロンヌモンの取締役 ユニバーサイエンスの理事、ケアフランス（NGO）の理事、国際生物多様性センターの理事、国際農業研究センター（IARC）の理事、フランス国際関係研究所の理事	2017年 IAVFF－アグリニウム（公的機関）の理事会会長 BNPパリバの取締役、イメリスの取締役、ヴェオリア・オンヴィロンヌモンの取締役 ユニバーサイエンスの理事、ケアフランス（NGO）の理事、IHEST（科学技術高等研究院）の理事、技術アカデミーの学術委員会委員、国際生物多様性センターの理事	2016年 IAVFF－アグリニウム（公的機関）の理事会会長 BNPパリバの取締役、アパヴの取締役、CGIARの取締役、イメリスの取締役、ヴェオリア・オンヴィロンヌモンの取締役 ケアフランス（NGO）の理事、IHEST（科学技術高等研究院）の理事、国際生物多様性センターの理事	2015年 IAVFF－アグリニウム（公的機関）の理事会会長 BNPパリバの取締役、アパヴの取締役、CGIARの取締役、イメリスの取締役、ヴェオリア・オンヴィロンヌモンの取締役 フォンダシオン・ナショナル・デ・シオンス・ポリティーク（FNSP）の取締役

(注1) 2019年12月31日現在。

(*) 上場企業。

ドゥニ・ケスレー 主要職務：スコール・エスイーの会長兼最高経営責任者			
生年月日：1952年3月25日 国籍：フランス国 任期：2018年5月24日から2021年株主総会まで 当初就任日：2000年5月23日		フランス国内外におけるBNPパリバ・グループの上場企業または非上場企業での役職(注1) BNPパリバ(*)の取締役 主要職務における役職(注1) スコール・エスイー(*)の会長兼最高経営責任者 フランス国内外におけるBNPパリバ・グループでない上場企業または非上場企業での役職(注1) インベスコ・リミテッド(*) (米国) の取締役 フランス企業または外国企業の特別委員会への参加(注1)	
保有株式数(注1)：2,684株 勤務地：フランス国パリ市クレベル通り5番地 (5, avenue Kléber 75016 PARIS, FRANCE)			
学歴 学士（経済学） 学士（社会科学） 博士（経済学） フランス・エコール・デ・オート・ゼチュード・コメルシアル卒業 フランス・アクチュアリー会（準会員）		BNPパリバの財務書類委員会委員長、インベスコ・リミテッドの報酬委員会および指名・企業統制委員会委員、スコール・エスイーの戦略委員会および危機管理委員会委員長 その他(注1) ジュネーブ協会の理事、国際再保険フォーラムの再保険諮問委員会会員、倫理・政治学アカデミーの会員、フランス・アクチュアリー会（準会員）	
前会計年度の12月31日現在における役職 (記載されている会社は、役職を務めたグループの親会社である。)			
2018年 スコール・エスイーの会長兼最高経営責任者 BNPパリバの取締役、インベスコ・リミテッド（米国）の取締役 ジュネーブ協会の理事、国際再保険フォーラムの再保険諮問委員会会員、倫理・政治学アカデミーの会員、フランス・アクチュアリー会（準会員）	2017年 スコール・エスイーの会長兼最高経営責任者 BNPパリバの取締役、インベスコ・リミテッド（米国）の取締役 ジュネーブ協会の理事、国際再保険フォーラムの再保険諮問委員会会員、全米産業審議会の国際顧問、倫理・政治学アカデミーの会員、フランス・アクチュアリー会（準会員）	2016年 スコール・エスイーの会長兼最高経営責任者 BNPパリバの取締役、インベスコ・リミテッド（米国）の取締役 ジュネーブ協会の理事、国際再保険フォーラムの再保険諮問委員会会員、全米産業審議会の国際顧問	2015年 スコール・エスイーの会長兼最高経営責任者 BNPパリバの取締役、インベスコ・リミテッド（米国）の取締役 ジュネーブ協会の理事、フランス保険協会（フェデラシオン・フランセーズ・デ・ソシエテ・ダシュランス）の事務局員、国際再保険フォーラムの再保険諮問委員会会員、全米産業審議会の国際顧問

(注1) 2019年12月31日現在。

(*) 上場企業。

ダニエラ・シュワルツァー 主要職務：シンクタンクであるDGAP（ドイチェ・ゲゼルシャフト・フュア・アウスヴェルティゲ・ポリティーク） （ドイツ外交評議会）の理事			
生年月日：1973年7月19日 国籍：ドイツ国 任期：2020年5月19日から2023年株主総会まで 当初就任日：2014年5月14日		フランス国内外におけるBNPパリバ・グループの上場企業または非上場企業での役職(注1) BNPパリバ(*)の取締役 フランス企業または外国企業の特別委員会への参加(注1)	
保有株式数(注1)：1,000株 勤務地：ドイツ国ベルリン市ラウフ通り17-18 (Rauchstrasse 17-18 10787 BERLIN, GERMANY)		BNPパリバの企業統制・倫理・指名・CSR委員会委員 その他	
学歴 博士（経済学）、ベルリン自由大学 修士（政治学）および修士（言語学）、テュービンゲン大学		ジャック・ドロール研究所の理事、ユナイテッド・ヨーロッパ（ドイツ）の理事、オープン・ソサイエティ財団の諮問委員会委員、連邦安全保障アカデミーの諮問委員会委員	
前会計年度の12月31日現在における役職 (記載されている会社は、役職を務めたグループの親会社である。)			
2018年 BNPパリバの取締役 ジャック・ドロール研究所の理事、ユナイテッド・ヨーロッパ（ドイツ）の理事 オープン・ソサイエティ財団の諮問委員会委員 ジョンズ・ホプキンス大学の欧州およびユーラシア研究科の研究教授（ボローニャおよびワシントンDC）	2017年 BNPパリバの取締役 アソシアシオン・ノートル・ヨーロッパ・ジャック・ドロール研究所の理事、ユナイテッド・ヨーロッパ（ドイツ）の理事 ジョンズ・ホプキンス大学の欧州およびユーラシア研究科の研究教授（ボローニャおよびワシントンDC）	2016年 BNPパリバの取締役 アソシアシオン・ノートル・ヨーロッパ・ジャック・ドロール研究所の理事、ユナイテッド・ヨーロッパ（ドイツ）の理事 ジョンズ・ホプキンス大学の欧州およびユーラシア研究科の研究教授（ボローニャおよびワシントンDC）	2015年 BNPパリバの取締役 アソシアシオン・ノートル・ヨーロッパ・ジャック・ドロール研究所の理事、ユナイテッド・ヨーロッパ（ドイツ）の理事 ジョンズ・ホプキンス大学の欧州およびユーラシア研究科の研究教授（ボローニャおよびワシントンDC）

（注1） 2019年12月31日現在。

（*） 上場企業。

ミシェル・ティルマン 主要職務：各社の取締役			
生年月日：1952年7月21日 国籍：ベルギー国 任期：2019年5月23日から2022年株主総会まで 当初就任日：2010年5月12日 （2009年11月4日から2010年5月11日までBNPパリバの 無議決権取締役（検閲官）を務めた。）		フランス国内外におけるBNPパリバ・グループの上場企 業または非上場企業での役職(注1) BNPパリバ(*)の取締役 主要職務における役職(注1) ストラフィンsprl（ベルギー）のマネージャー フランス国内外におけるBNPパリバ・グループでない上 場企業または非上場企業での役職(注1) ソフィーナ・エスエー(*)（ベルギー）の取締役、ロイ スト・グループ・エスエー（ベルギー）の取締役 フォワイエ・グループ： キャピタラットワーク・フォワイエ・グループ・エス エー（ルクセンブルク）の会長、フォワイエ・エスエー （ルクセンブルク）の取締役、フォワイエ・ファイナ ンス・エスエーの取締役 フランス企業または外国企業の特別委員会への参加(注 1) BNPパリバの内部統制・リスク管理・法令遵守委員会委 員長、ソフィーナ・エスエーの指名・報酬委員会委員、 ロイスト・グループ・エスエーの監査委員会委員 その他(注1) シンヴェン・リミテッド（英国）の上席顧問、ロイヤ ル・オートモビル・クラブ・オブ・ベルギー（ベル ギー）の取締役、ツォーテ・オートモビル・クラブ （ベルギー）の取締役、ユニヴェルシテ・カトリック・ ドゥ・ルーヴァン（ベルギー）の理事	
保有株式数(注1)：1,000株 勤務地：ベルギー国ラ・ウルプ、ムーラン通り10 （Rue du Moulin 10 B-1310 LA HULPE, BELGIUM）			
学歴 ルーヴァン大学卒業			
前会計年度の12月31日現在における役職 （記載されている会社は、役職を務めたグループの親会社である。）			
2018年 キャピタラットワーク・ フォワイエ・グループ・エ スエー（ルクセンブルク） の会長 BNPパリバの取締役、フォ ワイエ・エスエー（ルクセ ンブルク）の取締役、フォ ワイエ・ファイナンス・エ スエーの取締役、ロイス ト・グループ・エスエー （ベルギー）の取締役、ソ フィーナ・エスエー（ベル ギー）の取締役 ストラフィンsprl（ベル ギー）のマネージャー ロイヤル・オートモビー ル・クラブ・オブ・ベル ギー（ベルギー）の取締 役、ユニヴェルシテ・カト リック・ドゥ・ルーヴァン （ベルギー）の理事 シンヴェン・リミテッド （英国）の上席顧問	2017年 キャピタラットワーク・ フォワイエ・グループ・エ スエー（ルクセンブルク） の会長 BNPパリバの取締役、フォ ワイエ・エスエー（ルクセ ンブルク）の取締役、フォ ワイエ・ファイナンス・エ スエーの取締役、ロイス ト・グループ・エスエー （ベルギー）の取締役、ソ フィーナ・エスエー（ベル ギー）の取締役 ストラフィンsprl（ベル ギー）のマネージャー ロイヤル・オートモビー ル・クラブ・オブ・ベル ギー（ベルギー）の取締 役、ユニヴェルシテ・カト リック・ドゥ・ルーヴァン （ベルギー）の理事 シンヴェン・リミテッド （英国）の上席顧問	2016年 BNPパリバの取締役、キャ ピタラットワーク・フォワ イエ・グループ・エスエー （ルクセンブルク）の取締 役、フォワイエ・エスエー （ルクセンブルク）の取締 役、ロイスト・グループ・ エスエー（ベルギー）の取 締役、ソフィーナ・エス エー（ベルギー）の取締役 ストラフィンsprl（ベル ギー）のマネージャー ロイヤル・オートモビー ル・クラブ・オブ・ベル ギー（ベルギー）の取締 役、ユニヴェルシテ・カト リック・ドゥ・ルーヴァン （ベルギー）の理事 シンヴェン・リミテッド （英国）の上席顧問	2015年 BNPパリバの取締役、キャ ピタラットワーク・フォワ イエ・グループ・エスエー （ルクセンブルク）の取締 役、フォワイエ・エスエー （ルクセンブルク）の取締 役、ロイスト・グループ・ エスエー（ベルギー）の取 締役、ソフィーナ・エス エー（ベルギー）の取締役 ストラフィンsprl（ベル ギー）のマネージャー ロイヤル・オートモビー ル・クラブ・オブ・ベル ギー（ベルギー）の取締 役、ユニヴェルシテ・カト リック・ドゥ・ルーヴァン （ベルギー）の理事

(注1) 2019年12月31日現在。

(*) 上場企業。

サンドリーヌ・ヴェリエ 主要職務：生産および販売サポート・アシスタント			
生年月日：1979年4月9日 国籍：フランス国 任期：2018年2月16日から2021年2月15日までの3年間 （BNPパリバの技術系従業員により選任） 当初就任日：2015年2月16日		フランス国内外におけるBNPパリバ・グループの上場企業 または非上場企業での役職(注1) BNPパリバ(*)の取締役 フランス企業または外国企業の特別委員会への参加(注1)	
保有株式数(注1)：10株 勤務地：フランス国パリ市クリニャンクール通り22番地 （22, rue de Clignancourt 75018 PARIS, FRANCE)		BNPパリバの財務書類委員会委員 その他(注1) フランスの経済・社会・環境評議会の議員	
前会計年度の12月31日現在における役職 （記載されている会社は、役職を務めたグループの親会社である。）			
2018年 BNPパリバの取締役	2017年 BNPパリバの取締役	2016年 BNPパリバの取締役	2015年 BNPパリバの取締役

（注1） 2019年12月31日現在。

（*） 上場企業。

フィールズ・ウィッカー・ミウリン 主要職務：企業取締役			
生年月日：1958年7月30日 国籍：英国、米国 任期：2020年5月19日から2023年株主総会まで 当初就任日：2011年5月11日		フランス国内外におけるBNPパリバ・グループの上場企業または非上場企業での役職(注1) BNPパリバ(*)の取締役 フランス国内外におけるBNPパリバ・グループでない上場企業または非上場企業での役職(注1) プルデンシャル・ピーエルシー(*)の取締役、スコール・エスイー(*)の取締役 フランス企業または外国企業の特別委員会への参加(注1) BNPパリバの財務書類委員会、内部統制・リスク管理・法令遵守委員会および報酬委員会委員、プルデンシャル・ピーエルシーの報酬委員会委員、スコール・エスイーの戦略委員会、リスク委員会、指名・報酬委員会および監査委員会委員、危機管理委員会委員ならびにCSR委員会委員長 その他(注1) リーダーズ・クエスト（英国）の共同設立者兼パートナー、イギリスのデジタル文化・メディア・スポーツ省の監査およびリスク委員会独立委員兼委員長	
保有株式数(注1)：1,000株 勤務地：英国サリー、リッチモンド・アポン・テムズ、ウォープル・ウェイ 11-13 (11-13 Worple Way RICHMOND-UPON-THAMES, SURREY TW10 6DG, UNITED KINGDOM)			
学歴 パリ政治学院卒業 修士、ジョンズ・ホプキンス大学高等国際関係論大学院 学士、バージニア大学			
前会計年度の12月31日現在における役職 (記載されている会社は、役職を務めたグループの親会社である。)			
2018年 BNPパリバの取締役、プルデンシャル・ピーエルシーの取締役、スコール・エスイーの取締役 リーダーズ・クエスト（英国）の共同設立者兼パートナー イギリスのデジタル文化・メディア・スポーツ省の省評議会の独立会員ならびに監査およびリスク委員会委員長	2017年 BNPパリバの取締役、コントロール・リスクス・グループの取締役、スコール・エスイーの取締役 イギリスのデジタル文化・メディア・スポーツ省の省評議会の独立会員ならびに監査およびリスク委員会委員長	2016年 BNPパリバの取締役、コントロール・リスクス・グループの取締役、スコール・エスイーの取締役 イギリスのデジタル文化・メディア・スポーツ省の監査およびリスク委員会独立委員兼委員長	2015年 BNPパリバの取締役、Biltパーパー・ビーヴィー（オランダ）の取締役、スコール・エスイーの取締役 バージニア大学（米国）のバッテン・スクール・オブ・リーダーシップ理事

(注1) 2019年12月31日現在。

(*) 上場企業。

当社取締役の任期予定

取締役会の提案により、2000年5月23日の年次株主総会において、新任取締役の任期を3年間に制限することが決定された。

取締役	2020年 (2019年度財務書類の承認のために招集した年次株主総会)	2021年 (2020年度財務書類の承認のために招集した年次株主総会)	2022年 (2021年度財務書類の承認のために招集した年次株主総会)
J. ルミエール	○		
J-L. ボナフェ			○
J. アシェンプロワ	○		
P. A. ドゥ・シャランダル		○	
M. コーエン	○		
W. ドゥ・プロイ			○
H. エパイヤール		○(注1)	
R. ギブソンーブランドン		○(注2)	
M. ギヨー			○
D. ケスレー		○	
D. シュワルツァー	○		
M. ティルマン			○
S. ヴェリエ		○(注3)	
F. ウィッカーーミウリン	○		

(注1) 幹部従業員により選任された取締役であり、2017年11月21日の第一回投票で決定された（就任は2018年2月16日）。

(注2) ローレンス・パリゾに代わる取締役の任期が2019年5月23日の株主総会によって承認された。R. ギブソンーブランドンの任期は、ローレンス・パリゾの取締役の残りの任期の期間にも及ぶこととなる。

(注3) 技術系従業員により選任された取締役であり、前任期は2015年2月16日から2018年2月15日までであった。2017年12月12日の第二回投票で技術系従業員により再選任された（就任は2018年2月16日）。

その他の会社役員

フィリップ・ボルデナーヴ 主要職務：BNPパリバの最高業務責任者			
生年月日：1954年8月2日 国籍：フランス国		主要職務における役職(注1) BNPパリバ(*)の最高業務責任者、ベルナール・アンヴェ スティスモンの取締役、エクサンBNPパリバの無議決権 取締役（検閲官） その他(注1) グランチャー財団の理事	
保有株式数(注1)：76,574株 勤務地：フランス国パリ市ダントン通り3番地 (3, rue d'Antin 75002 PARIS, FRANCE)			
学歴 エコール・ポリテクニーク卒業 エコール・ナシオナル・ダドミニストラシオン卒業 DEA（経済学）			
前会計年度の12月31日現在における役職 (記載されている会社は、役職を務めたグループの親会社である。)			
2018年 BNPパリバの最高業務責任 者 ベルナール・アンヴェス ティスモンの取締役 エクサンBNPパリバの無議 決権取締役（検閲官）	2017年 BNPパリバの最高業務責任 者 ベルナール・アンヴェス ティスモンの取締役 エクサンBNPパリバの無議 決権取締役（検閲官）	2016年 BNPパリバの最高業務責任 者 ベルナール・アンヴェス ティスモンの取締役 エクサンBNPパリバの無議 決権取締役（検閲官）	2015年 BNPパリバの最高業務責任 者 ベルナール・アンヴェス ティスモンの取締役 エクサンBNPパリバの無議 決権取締役（検閲官）

(注1) 2019年12月31日現在。

(*) 上場企業。

無議決権取締役

クリスチャン・ノワイエ 主要職務：フランス銀行の名誉総裁			
生年月日：1950年10月6日 国籍：フランス国 当初就任日：2019年5月1日		フランス国内外における上場企業または非上場企業での 役職(注1) パワー・コーポレーション・カナダ(*)の取締役、 NSIA・バンク・コートジボワールの取締役、ロイズ・オ ブ・ロンドンの取締役、ロイズ・インシュアランス・カ ンパニー・エスエーの取締役、セトル・リミテッドの取 締役	
勤務地：フランス国パリ市ヴァロワ通り9番地 (9, rue de Valois 75001 PARIS, FRANCE)			
学歴 エコール・ナショナル・ダドミニストラシオン卒業 パリ政治学院卒業 修士（法学）、パリ大学 学士（法学）、レンヌ大学			
前会計年度の12月31日現在における役職 (記載されている会社は、役職を務めたグループの親会社である。)			
2018年 パワー・コーポレーショ ン・カナダの取締役、NSIA ・バンク・コートジボワ ールの取締役、ロイズ・オ ブ・ロンドンの取締役			

(注1) 2019年12月31日現在。

(*) 上場企業。

② 業務執行委員会

2020年2月4日現在におけるBNPパリバの業務執行委員会の構成員は、以下のとおりである。

ジャン・ローラン・ボナフェ	取締役兼最高経営責任者
フィリップ・ボルデナーヴ	最高業務責任者
ジャック・デステ	最高業務責任者代理（国際金融サービス事業担当）
ミシェル・コンザティ	最高業務責任者代理
ティエリー・ラボルド	最高業務責任者代理（国内市場部門担当）
ヤン・ジェラルダン	最高業務責任者代理（ホールセールバンキング事業担当）
マルグリート・ベラル	フランス国内リテール・バンキング事業担当役員
ローラン・ダヴィド	BNPパリバ・パーソナル・ファイナンス最高経営責任者
ステファン・デクラヌ	海外リテール・バンキング事業担当役員
ルノー・デュモラ	BNPパリバ・カーディフ最高経営責任者
ナタリー・ハートマン	法令遵守部長
マクシム・ジャド	BNPパリバ・フォルティス管理委員会取締役兼最高経営責任者兼会長
イヴ・マートルンシャル	人事担当役員
アンドレア・ムナーリ	BNLゼネラルマネージャー兼最高経営責任者
アラン・パピラス	ホールセールバンキング事業委員長
エリック・レイノー	アジア太平洋地域担当役員
フランク・ロンセ	リスク管理部長
アントワーヌ・シール	コーポレート・エンゲージメント担当役員
ティエリー・ヴァレーヌ	大口顧客担当全体の役員

2007年11月以降、BNPパリバの業務執行委員会は、常設事務局を設けている。

③ 報酬

役員に対する報酬および給付

2019年11月27日付の施行令第2019-1234号をもって改正された、上場企業の役員報酬に関するフランス商法の規定では、役員報酬方針については毎年年次株主総会にて事前承認を得ることを定めている。BNPパリバの役員報酬方針は、下記の「フランス商法第L.225-37-2条に従い、2020年5月19日の年次株主総会にて株主の事前承認を得るために提出された役員報酬方針」に記載されている。

また当該役員報酬は、フランス商法第L.225-37-3 I条に定められている報酬に関する情報（この情報は、「フランス商法第L.225-100条に従い2020年5月19日に開催される年次株主総会での株主による事後的議決の対象として同会に提出された、2019年度中に支給されたか、同年度に関して配分された報酬の内訳」以下に記載されている。）に関して年次株主総会場で事後に行われる議決の対象にもなる。年次株主総会にて当該情報に関する決議案が承認されなかった場合、取締役会は、株主による議決の内容を踏まえて修正した報酬方針を提出し、次の年次株主総会にて承認を受ける必要がある。当年度の実行役員報酬の支給は、修正報酬方針が承認されるまで保留される。再開後の支給には、直前の年次株主総会にて承認された内容が遡及適用される。

このため、各執行役員に対する報酬は、前年度中に支給されたか、前年度に関して付与された報酬または現物給付の合計（この報酬に関する情報の概要は、下記の「a. 取締役会会長であるジャン・ルミエールに対し2019年度に関して付与された報酬部分」および「b. 取締役会会長であるジャン・ルミエールに対し、過年度に関して2019年度中に支給された報酬の内訳（その配分時に株主による議決の対象となる部分）」、「a. 最高経営責任者であるジャン・ローラン・ボナフェーに対し2019年度に関して支給された報酬の内訳」および「b. 最高経営責任者であるジャン・ローラン・ボナフェーに対し、過年度に関して2019年度中に支給された報酬の内訳（その配分時に株主による議決の対象となる部分）」ならびに「a. 最高業務責任者であるフィリップ・ボルデナージュに対し2019年度に関して支給された報酬の内訳」および「b. 最高業務責任者であるフィリップ・ボルデナージュに対し過年度に関して2019年度中に支給された報酬部分（その配分時に株主による議決の対象となる部分）」の表に記載されている。）に関して事後に行われる2度目の議決の対象となる。前年度に関する報酬の変動部分は、年次株主総会におけるこの2度目の議決にて承認された後に限り支給可能となる。

フランス商法第L.225-37-2条に従い、2020年5月19日の年次株主総会にて株主の事前承認を得るために提出された役員報酬方針

本項では、取締役会が、BNPパリバの役員に対する報酬として各取締役、取締役会会長、最高経営責任者および最高業務責任者に支給する報酬総額の固定部分および変動部分ならびに現物給付の詳細（3年分）を記している。

後述する報酬方針の各要素は、定時株主総会の成立に必要な定足数を充足し、過半数による賛意が要件となる年次株主総会決議の対象となっている。

役員報酬方針は、適用される法規制、Afep-Medef企業統制規約およびBNPパリバの責任憲章（BNP Paribas Responsibility Charter）に準じている。以下に詳しく記載されている当該方針（特に、業績に連動する基準）は、当社の企業利益、商業戦略および持続可能性と密接に関連しており、当社従業員の報酬条件および雇用条件が考慮されたものとなっている。

本件に関して年次株主総会に付与されている法的権限には影響が及ばないことを条件として、役員報酬の決定については取締役会の責任となり、当該決定は、取締役会が承認すべき報酬の草案を作成する報酬委員会からの勧告に基づき行われる。特に報酬委員会は、当社の役員に付与される報酬や現物給付を毎年見直す。報酬委員会は、報酬制度やこの領域における市場慣行に関する経験を有する2名の外部構成員と、従業員が選んだ1名の取締役で構成される。

取締役会の内規や、経営陣構成員および要職担当者としての適格性に関する方針には、利益相反を回避および管理するための基準が設けられている。執行役員の報酬に関して取締役会および報酬委員会が行う協議の場に当該役員は在席しない。

執行役員報酬を決める際には、原則として、下記の目標を考慮している。

- － 下記のような方法で、当行の社会的利益を、当社株主の社会的利益と連動させること
 - － 中長期的目標（特に、当行の価値の成長やリスク管理方法の強化、また当行株式の相対的パフォーマンスに関する目標）の達成状況に応じて報酬を決定するという方法
 - － 財務実績以外の基準も考慮する方法
 - － 報酬を決定する際にCSRに関する側面（特に、特定の従業員に関して考慮すべきCSR目標の達成状況）を考慮する方法
 - － 固定報酬が過度に重視されず、当行の実績に応じて支給額が適宜変更されることを保証できる方法
- － 下記を通じ報酬について透明化すること
 - － 報酬の全般的な評価においてすべての報酬部分（固定報酬、年次変動報酬、複数年次変動報酬）を検討し、最適な報酬を選ぶ。
 - － どの報酬部分についても、均一に、当行の全般的な利益の拡大に貢献し、模範とすべき市場での慣行を反映しているような報酬でなければならないこととする。
 - － 規則は、安定的かつ厳格で分かり易いものでなければならないこととする。
- － 当社グループの各事業分野における事業に適任の人物が当社グループを選ぶ動機として十分魅力的な報酬とすること

I. 取締役報酬

法律に従い、取締役報酬の総額は年次株主総会にて決定される。

個々の取締役報酬額は、報酬委員会の勧告に従い取締役会が決定する。取締役報酬は、固定報酬部分と、主に会議への出席実績（出席手段は問わない。）に応じて変動する部分からなる。在外取締役に対する報酬は、テレビ会議または遠隔通信手段により取締役会の会議に出席する取締役を除いて増額される。追加報酬は、委員会への出席状況に応じて支給される。委員会の各委員は、各委員会への出席実績に応じてこの追加報酬を受給する。

年度末には、報酬委員会が、該当取締役の取締役会会議および委員会会議出席実績を監査した結果に基づき、取締役報酬の配分や、該当年度に関して各取締役に支給する額を精査する。該当する場合、年次株主総会にて定められた総額の残額が、各取締役への支給額に応じて配分される。取締役会または委員会の臨時会議が追加開催された場合、各取締役への報酬額は、各取締役への支給額に応じて調整される。

（フランス商法第L.225-100 II条の規定に基づき、）取締役会は、その後、該当年度に関して個々の取締役に支給すべき額と、該当取締役に對するその支給を承認する。

II. 取締役会会長の報酬

会長の年間固定報酬は、総額で950,000ユーロである。

会長は、年次報酬も複数年次変動報酬も一切受給していない。変動報酬受給権を付与していないのは、会長が経営陣から独立した存在であることを示すためである。

報酬委員会の勧告と本報酬方針に基づき新たな会長が任命された場合、取締役会は、新会長の人物像や経歴を踏まえて固定報酬額を設定することになっている。

III. 経営役員報酬

報酬には下記の部分が含まれる。

- 固定報酬部分
- 年次変動報酬部分
- 複数年次変動報酬部分を構成している、条件付長期報酬制度（LTIP）

各部分の水準は、一般的な市場の各基準を用いて決定している。

この報酬決定では、フランス通貨金融法典第L.511-78条に従い、固定報酬との関連で変動報酬総額（長期報酬制度に基づく付与額を含む。）の上限（具体的には金融機関に適用される上限）を考慮している。

同条第2条文に従い、2018年5月24日のBNPパリバの年次株主総会では、この上限を固定報酬額の2倍に再設定することが決定された。

加えて、少なくとも5年間繰り延べられる商品の形で支給する場合には、フランス通貨金融法典第L.511-79条に従い、前述の比率に基づく計算の際に、変動報酬総額の25%以下の部分に対して割引率を適用できる。

1. 固定給

最高経営責任者の年間固定報酬は、総額で1,562,000ユーロである。

最高業務責任者の年間固定報酬は、総額で1,000,000ユーロである。

報酬委員会の勧告および本報酬方針に基づき新たな最高経営責任者または最高業務責任者が任命された場合、取締役会は、各新任責任者の人物像や経歴を踏まえて固定報酬を設定することになっている。年次変動報酬部分と複数年次変動報酬部分は、本報酬方針に掲載されている原則に従い設定される。

2. 年次変動報酬

変動部分は、BNPパリバが収めた成功に対する各執行役員の実際の貢献度を、国際金融サービス・グループである当社グループの執行役員としての職務の遂行状況を考慮して報酬に反映することを目的とするものである。

一般原則

執行役員の変動報酬は、目標報酬額（最高経営責任者および最高業務責任者については年間固定報酬額の100%）に基づき算定される。

支給額は、基準となる当社グループの業績、CSR連動基準および取締役会の定性的評価の結果により変動する。

加えて、年次変動報酬の支給条件には、後述の長期報酬制度に適用される条件と同じ条件に準ずる、「マルス」および「クローバック」に関する取決めならびに銀行破綻処理時における権利取り消しに関する条項が含まれている（詳しくは後述の「3. 5年間の実績を条件とする長期報酬制度（LTIP）」を参照。）。

当社グループの業績に連動する基準

当社グループの業績に連動する基準に基づく部分は、目標変動報酬の75%に相当する部分で、この基準を使うと、該当する報酬の変動部分が、数値指標の変動に応じて計算されるようにすることができる。

当社グループの業績が、定量的な基準に基づく目標を超えた（または達しなかった）場合、該当する目標報酬額は、後述する上限の範囲内で、前述の超過（または未達）の割合に応じて変動する。

定量的な基準は、加重度の同じ下記の2つの基準に基づき、当社グループの全般的な業績に適用される。

- － 1株当たり当期純利益の前年度比目標の達成状況（上限は目標変動報酬の37.5%）
- － 当社グループの予定営業総利益の達成状況（上限は目標変動報酬の37.5%）

当社グループのCSR目標達成状況に連動する基準

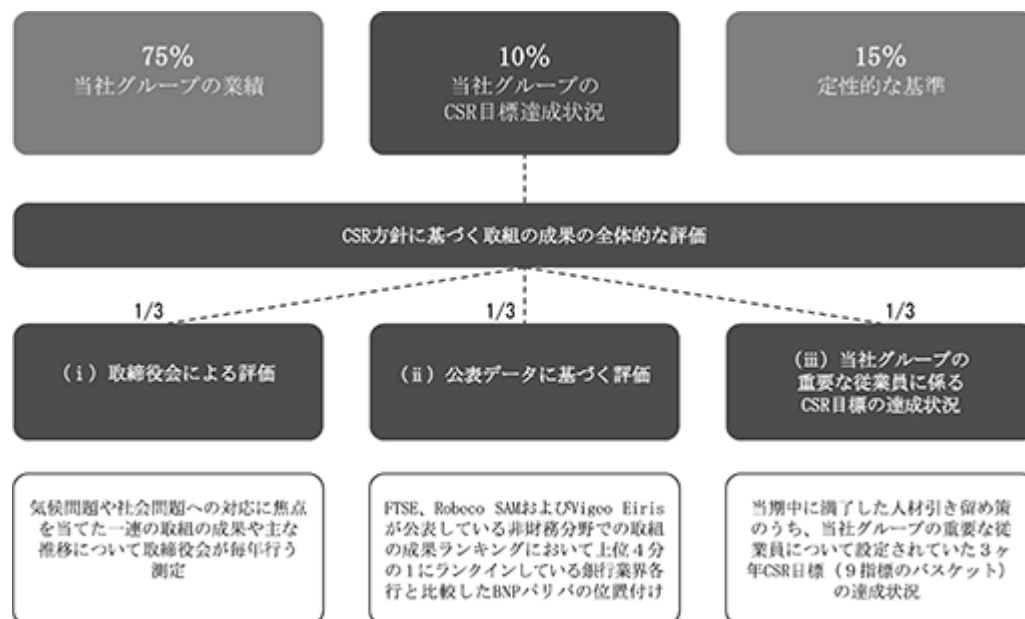
目標変動報酬の10%部分は、当社グループのCSR目標達成状況に連動する。

年次変動報酬のCSR連動部分の配分は、BNPパリバ・グループが社外で実施している、社会問題、社会的問題および環境問題に関する取組の成果を全体的に評価するアプローチを基礎とする、複数の基準による測定に基づく。

このためこの報酬体系には、下記のような3つの加重基準（加重度合いはいずれも3.33%）が含まれている。

- （i）当期の特筆すべき成果（特に、気候問題や社会問題への対応状況）について取締役会が評価した結果

- (ii) 非財務分野における取組を評価する格付機関が、他行との相対的な測定の結果として公表している、BNPパリバがCSRを果たすために実施している取組の質の測定結果
- (iii) 人材引き留め策として当社グループの重要な従業員に付与される報酬に織り込まれるCSR目標の達成状況



定性的な基準

変動報酬のうち、取締役会による定性的評価に連動する部分は、目標変動報酬の15%である。

取締役会によるこの定性的評価は、特に、（CRD 4を国内法制化した）フランス通貨金融法典が2014年より定めている監視および統制責任の強化の点から不可欠である。また取締役会は、当行の戦略を承認することに加え、経営者の成果を、予測、意思決定、指導力および模範的振舞いに関する各人の能力を踏まえて評価する必要がある。

このため取締役会では、年次変動報酬の定性的評価対象部分を、評価対象年度全般における、当行の戦略的指針（特に、当行の変革計画や、計画の人事的、組織的、専門的およびCSRに関する側面）の実施状況を考慮して評価している。

年次変動報酬算定基準の概要

適用基準	固定報酬に 占める割合 (%)	種類
当社グループの業績に連動する 基準	37.50%	1株当たり当期純利益の変動
	37.50%	営業総利益目標の達成状況
当社グループのCSR目標達成状況 に連動する基準	10.00%	BNPパリバ・グループが実施している、社会問題、 社会的問題および環境問題に関する取組の成果 を、複数の基準により評価した結果
定性的な基準	15.00%	評価対象年度全般の状況を踏まえて、当行の戦略 的指針（特に、当行の変革計画の人事的、組織的 および専門的側面）の実施状況を評価した結果

上限

取締役会では、年次変動報酬を、当社グループの業績と連動させている。

いかなる場合でも、

- － 当社グループの業績に連動する2つの基準の各々に基づく部分は、各々の目標加重割合の130%が上限となるため、固定報酬の48.75%を超える年次変動報酬を付与することはできない。
- － 当社グループのCSR目標達成状況に連動する基準および定性的な基準に基づく部分は、各々の目標加重割合の100%が上限となるため、固定報酬のそれぞれ10%および15%を超える年次変動報酬を付与することはできない。

各執行役員に付与される年次変動報酬の額は、固定報酬の120%を上限としている。

支給条件

BNPパリバ・グループの執行役員に対する変動報酬の支給条件は、フランス通貨金融法典の条項と、欧州銀行監督機構が公表した報酬に関する指針に準ずるもので、

- － 年次変動報酬の60%については5年間にわたり繰り延べられ、毎年1/5ずつ支給される。
- － 変動報酬のうち繰り延べない部分については下記のように支給される。
 - － 当該部分の半額は、フランス商法第L.225-100 III条の定めに基づき開催される年次株主総会での承認を条件として、BNPパリバ以外の当社グループの各社における役員としての職務の対価として受給した報酬があればその額を差し引いた後の額が、付与年度の5月に現金で支給される。
 - － また当該部分の、BNPパリバの株価実績に連動する残りの半額は、付与日（この付与日は取締役会が決定する。）から1年間の保有期間が満了した時点で（すなわち、実際には、報酬付与年度の翌年の3月に）現金で支給される。
- － 変動報酬のうち繰り延べる部分は、5年間にわたり毎年、5回に分けて支給されるが、1回目の支給に限っては、支給前年度における当社グループの税引前ROEが5%を超えていることを条件として、変動報酬付与日から1年間の繰延期間が満了した時点で支給される。残りの各回については下記のように支給される。

- － 半額は毎年3月に現金で支給される。
- － またBNPパリバの株価実績に連動する残りの半額は、1年間の保有期間が満了した時点で翌年の3月に現金で支給される。

3. 5年間の実績を条件とする長期報酬制度 (LTIP)

リスク管理体制が弱まらないようにしつつ、執行役員の利益とBNPパリバ・グループの中長期的な業績を連動させるため、取締役会では、2011年度以降、長期報酬制度を設けている。

長期報酬制度に基づく支給額は、過年度に付与された目標年次変動報酬額で、株式の本源的価値が上昇した場合に支給される部分と、他行の株価を上回った場合に支給される部分の2つに同じ割合で分けられる。

株式の本源的価値が上昇したことを条件に支給される、付与額の最初の50%部分

付与額の最初の50%部分は株価変動（注1）に応じた額となり、取締役会による付与日から5年の期間が経過する日までにBNPパリバの株価が少なくとも5%上昇しなければ、いかなる報酬も支給されない。

この期間中に、BNPパリバの株価が少なくとも5%上昇した場合には、下記の表の内容に沿って、当初の基準額が一定の倍率で増減する。

5年間におけるBNPパリバの株価変動率	付与額の最初の50%部分に適用される倍率
5%未満	0（支給なし）
5%以上10%未満	40%
10%以上20%未満	80%
20%以上33%未満	120%
33%以上50%未満	130%
50%以上75%未満	150%
75%以上	175%

このため、付与額の最初の50%部分は、5年間における株価上昇率が20%を超えている場合に限り、5年間が経過した時点で全額支給される。付与額の最初の50%部分に適用される倍率は、いかなる場合でも、常に株価変動率以下となり、5年間の経過時点で株価上昇率が75%を超えていた場合であっても、175%を超えることはない。

（注1） 5年間の株価のパフォーマンス（変動率）実績を算定する場合に用いる期間開始時の株価と期間終了時の株価は下記のとおりとする。

- － 期間開始時の株価は、付与日前の連続した12ヶ月間におけるBNPパリバ株式の始値の平均となる。
- － 期間終了時の株価は、支給日前の連続した12ヶ月間におけるBNPパリバ株式の始値の平均となる。

BNPパリバの株価が他行の株価を上回ったことを条件に支給される、付与額の残りの50%部分

この条件が満たされているかどうかについては、BNPパリバの株価を、主に欧州圏の銀行株価で構成されている「EURO STOXX銀行株価」指数と比較した結果に基づき評価される。

この条件に関しては、BNPパリバの株価が、付与日前12ヶ月間における当該指数の平均を上回っている場合のみ、支給日前12ヶ月間における同指数の平均と比較して考慮される。長期報酬制度に基づく目標報酬額の残りの50%部分は、株価が指数を10%以上上回っている場合に限り全額支給される。

EURO STOXX銀行株価指数の パフォーマンスと比較したBNPパリバの株価の相対的 パフォーマンス	付与額の残りの50%部分への影響
指数を下回るか、0ポイントであった場合	0%
0ポイント超5ポイント以下上回った場合	50%
5ポイント超10ポイント以下上回った場合	80%
10ポイント超上回った場合	100%

制度の5年の期間にわたり各条件を適用して算定される額が、長期報酬制度に基づき支給される報酬額となる。

上限

固定報酬部分に対する変動報酬部分の割合の上限に関するフランス通貨金融法典第L.511-78条の定めに従い、長期報酬制度に基づく付与額を含む変動報酬付与総額は、2018年5月24日のBNPパリバの年次株主総会での決議により、固定報酬額の2倍を超えてはならないこととなっている。少なくとも5年間繰り延べられる商品の形で支給する場合、前述の比率を計算する際に、変動報酬総額の25%以下の部分に対して割引率を適用できる。

長期報酬制度に基づく支給

BNPパリバの株価の変動に沿って前述の倍率を適用する場合、長期報酬制度に基づく付与額の最初の50%部分は、当初付与額の175%を超えてはならない。また付与額の残りの50%部分の支給額は、いかなる場合でも、付与額の総額を超えてはならない。

このためいかなる場合でも、長期報酬制度に基づく支給額を、付与額の137.5%を超える額とすることはできない。

雇用継続要件

長期報酬制度の規則では、制度期間中のいかなる時点でも対象者の雇用が継続していることを支給条件としている。対象者が期間中に当社グループを離職した場合、長期報酬制度に基づくいかなる報酬も支給されない。ただし、制度の初年度終了後に対象者が退任または死亡した場合には、業績条件が達成されていることと、取締役会の査定を受けることを条件として報酬が支払われる。

マルスおよびクローバック条項

長期報酬制度には、「マルス」および「クローバック」に関する取決めが設けられている。このため受給者が、BNPパリバが定める要件（特に、当社グループの従業員に適用される、行動規範遵守要件、リスク評価および管理に関して適用される内規および規則）に反する振舞いまたは行いを為した場合、取締役会は当該従業員の雇用が継続しているかどうかにかかわらず、当該従業員に対する既定額の支給を差し止める決定を下すことだけでなく、過去5年の期間中に旧制度に基づき支払われた額の全額または一部を当社に払い戻すよう当該従業員に要求することもできる。

さらに同規則は、フランス通貨金融法典に基づき銀行破綻処理が行われる場合、長期報酬制度に伴う各種権利は、必ず取り消されなければならない旨も定めている。

取締役会は、長期報酬制度に基づく支給額を減額する権利を留保している。

IV. 臨時報酬

取締役、取締役会会長、最高経営責任者、最高業務責任者の誰に対しても臨時報酬は支給されない。

V. 現物給付

取締役会会長、最高経営責任者および最高業務責任者は、社用車および専用携帯電話を保有している。

VI. スtock・オプションまたは新株引受／購入オプション制度

役員は、いずれのStock・オプションと新株引受／購入オプション制度のいずれの受給者にもなっていない。

VII. 業績に応じた株式報奨

役員は、いずれも、業績に応じた株式報奨と株式無償割当てのいずれの受給者にもなっていない。

VIII. 退職後給付

1. 職務の停止または変更時に支払われるまたは支払が確定する可能性のある支給および給付

役員は、任期満了時に一切の契約上の報酬を受けない。

2. 退職後給付

最高業務責任者を除く役員は、当社を辞任または定年退職した場合には退職後給付を受けない。

最高業務責任者は、入行時の雇用契約に基づき、BNPパリバの全従業員に付与される標準的な退職後給付を受給する資格を有する。

3. 追加型年金制度

フランス包括税法典第83条に従い、執行役員は、BNPパリバが全従業員用に設けた追加型確定拠出年金制度に基づく給付のみを受けている。

4. 福利厚生制度

取締役会会長、最高経営責任者および最高業務責任者は、BNPパリバの全従業員と同様の、柔軟性のある福利厚生給付（死亡および障害保険、ならびに共通の医療給付制度に基づく給付金）の受給資格がある。

彼らは、BNPパリバの全従業員が対象の労災保険制度からの給付（死亡／障害保険金）も受ける。

最高経営責任者と最高業務責任者には、当社グループ執行委員会メンバー用に設定した追加制度の受給資格も与えられている。この追加制度では、業務に関連して死亡した場合、または高度障害が生じた場合に1.10百万ユーロが追加で支払われる。この制度に基づく雇用主の拠出は、現物給付として認識されている。

5. 競業避止契約

最高経営責任者は、2016年2月25日に、競業避止契約をBNPパリバと締結した。この契約は、フランス商法第L.225-38条の定めに従い、2016年5月26日の年次株主総会で承認された。

この契約に基づき、ジャン・ローラン・ボナフェは、BNPパリバにおける何らかの役職を退任する場合、その後12ヶ月間は、その有価証券がフランス国内外の規制市場で取引されている金融機関、投資会社、保険会社、その有価証券が規制市場で取引されていないフランス国内の金融機関、投資会社、保険会社におけるいずれの役職も直接または間接的に引き受けないことについて約束している。

この契約に基づき、最高経営責任者は、退任前年度中に受給した固定および変動報酬（複数年次変動報酬は除く。）総額の1.2倍に相当する額を受給する。この補償額については、総額の1/12が毎月支給される。

支給対象者が年金受給権を行使するか65歳を超えた場合には、競業避止義務の履行を条件とする補償を停止しなければならないと定めているAfed-Medef企業統制規約およびフランス商法第R.225-29-1条ならびに上述の競業避止契約の規定に従い、取締役会と最高経営責任者はこの規定を遵守することに同意している。

IX. 当社グループの執行役員に付与された貸出金、前渡金および保証

BNPパリバの役員やその配偶者には、貸出金が付与されることがある。

通常取引に相当するこの貸出は、第三者間取引の基準に基づき付与されている。

フランス商法第L.225-100条に従い2020年5月19日に開催される年次株主総会での株主による事後的議決の対象として同会に提出された、2019年度中に支給されたか、同年度に関して配分された報酬の内訳
 後述する役員報酬合計は、2019年5月23日の年次株主総会にて承認された報酬方針に準ずる。

取締役報酬（単位：ユーロ）

取締役	2018年度に関して 同年度中に支給された額 (参考)	2019年度に関して 同年度中に支給された額
ジャック・アシェンブロワ	77,772	79,255
ジャン・ローラン・ボナフェ	59,924	60,222
ピエール・アンドレ・ドゥ・シャランダル	111,195	93,756
モニック・コーエン	128,718	124,270
ウーター・ドゥ・プロイ	97,891	87,110
ユーク・エパイヤール(注1)	63,548	103,726
ライナ・ギブソン・ブランドン(注2)	1,893	96,777
マリオン・ギヨー	103,732	102,014
ドゥニ・ケスレー	100,162	100,403
ジャン・ルミエール	63,169	60,222
ニコール・ミッソン(注3)	17,144	None
ローレンス・パリゾ(注4)	73,878	None
ダニエラ・シュワルツァー	100,811	85,901
ミシェル・ティルマン	121,904	133,635
サンドリーヌ・ヴェリエ	71,606	70,493
フィールズ・ウィッカー-ミウリン	106,652	102,216
合計	1,300,000	1,300,000

(注1) 2018年2月16日に就任。

(注2) 2018年11月28日に就任。

(注3) 2018年2月15日に任期満了。

(注4) 2018年9月25日に任期満了。

取締役報酬の配分に関する情報については次のとおりである。

	固定部分(注1)	変動部分	
		定例会議	臨時会議
フランス在住取締役	21,000ユーロ	3,000ユーロ／会議	4,400ユーロ／会議
フランス国外在住取締役	21,000ユーロ	4,200ユーロ／会議	4,600ユーロ／会議(注2)
特別委員会委員長		5,700ユーロ／会議	5,700ユーロ／会議
特別委員会委員		2,700ユーロ／会議	2,700ユーロ／会議

(注1) 固定部分は、該当年度における取締役としての勤務期間にEUの期間比例原則を適用して計算される。

(注2) テレビ会議または遠隔通信手段により出席した場合は、1会議につき4,400ユーロ。

従業員を代表する取締役は、下記の「従業員を代表する取締役に対する報酬および給付」と題されたセクションに記載されている各々の雇用契約に定められている報酬を受給する。

執行役員に対する報酬および給付

株主による議決の対象として提出された、取締役会会長であるジャン・ルミエールに対し2019年度中に支給された、または同年度に関して同氏に付与された報酬部分（単位：ユーロ）

a. 取締役会会長であるジャン・ルミエールに対し2019年度に関して付与された報酬部分

	金額	コメント
固定報酬	950,000 (支払済み)	ジャン・ルミエールに支給する報酬は、報酬委員会が勧告し取締役会が承認する方法により決定する。2014年12月以降、彼の固定報酬は変更されていない。
年次変動報酬	なし	ジャン・ルミエールには、複数年次変動報酬受給権を付与していない。変動報酬受給権を付与していないのは、会長が経営陣から独立した存在であることを示すためである。
複数年次変動報酬	なし	ジャン・ルミエールには、複数年次変動報酬受給権を付与していない。変動報酬受給権を付与していないのは、会長が経営陣から独立した存在であることを示すためである。
取締役としての勤務期間に連動する報酬	60,222 (支払済み)	ジャン・ルミエールは、BNPパリバを除く当社グループの各社における取締役としての勤務に関していかなる報酬も受給していない。
臨時報酬	なし	
当年度中に付与されたストック・オプション	なし	
当年度中に付与された業績に応じた株式	なし	
現物給付	3,632	ジャン・ルミエールは、社用車および専用携帯電話を保有している。
合計	1,013,854	

b. 取締役会会長であるジャン・ルミエールに対し、過年度に関して2019年度中に支給された報酬の内訳（その配分時に株主による議決の対象となる部分）

金額	コメント
なし	

c. 職務の引受け、停止もしくは変更を根拠にまたはこれらの実施後に、取締役会会長であるジャン・ルミエールを受益者として支給しなければならないか、支給しなければならない可能性のある報酬部分、報酬または現物給付に対応する、あらゆる種類の引受コミットメント

	金額	コメント
サインオン・ボーナス または退職金	なし	ジャン・ルミエールはサインオン・ボーナスも退職金も受給していない。
追加型確定給付年金制度	なし	ジャン・ルミエールは、いかなる補完的な確定給付年金制度に基づく給付も受けていない。
追加型確定拠出年金制度	1,743	年金制度（フランス包括税法典の第83条）に従って、ジャン・ルミエールは、BNPパリバが全従業員用に設けた確定拠出制度に基づく給付を受けている。当該制度に基づき、2019年度中に当社がジャン・ルミエールに拠出した額は1,743ユーロであった。
総合的な福利厚生および 医療保険制度	3,274	ジャン・ルミエールは、BNPパリバが従業員用に設けた障害、疾病、死亡および医療保険制度に基づく給付を受けている。彼には、BNPパリバの全従業員が対象の死亡／障害保険に基づき保険金を受給する資格もある。この額は受給総額である。

株主による議決の対象として提出された、最高経営責任者であるジャン・ローラン・ボナフェに対し2019年度中に支給されたか、同年度に関して同氏に付与された報酬の内訳（単位：ユーロ）

a. 最高経営責任者であるジャン・ローラン・ボナフェに対し2019年度に関して支給された報酬の内訳

	金額	コメント
固定報酬	1,562,000 (支払済み)	ジャン・ローラン・ボナフェに支給する報酬は、報酬委員会が勧告し取締役会が承認する方法により決定する。直近では、2016年2月25日の会議にて、2016年1月より固定報酬を増額した。
年次変動報酬	1,611,515	ジャン・ローラン・ボナフェの変動報酬は、当社グループの業績と役員としての管理実績を示す基準に応じて変動する。この報酬は、当年度の固定報酬の100%に相当する目標変動報酬に所定の割合を乗じた額となるため、下記のような定量的な基準が、当社グループの全般的な業績に適用される。 － 1株当たり当期純利益の前年度比目標の達成状況（上限は目標変動報酬の37.5%） － 当社グループの予定営業総利益の達成状況（上限は目標変動報酬の37.5%） － 当社グループが実施している、社会問題、社会的問題および環境問題に関する取組の成果を、複数の基準により評価した結果（上限は目標変動報酬の10%） 取締役会では、定量的、CSR関連および定性的基準に加え、当社グループの業績改善（前年度比）について考慮した後に、ジャン・ローラン・ボナフェの2019年度の年次変動報酬を、目標の103%に相当する1,611,515ユーロに設定した。 － 変動報酬のうち繰り延べない部分の半額については2020年5月に支給され、BNPパリバの株価のパフォーマンスに連動する残りの半額については2021年3月に支給される。 － 変動報酬のうち繰り延べる部分は、2021年から5回に分けて支給する。各支給額は、毎年3月と翌年の3月に半額ずつ支給され、いずれの支給額も、BNPパリバの株価のパフォーマンスに連動する。繰延変動報酬の各年における支給は、支給前年度における当社グループの税引前ROEが5%を超えている場合に限り行われる。 フランス商法に基づき定められた、年間固定報酬と変動報酬の比率は103%であった。
（全額が5年間繰り延べられる）条件付長期報酬制度	617,927	2020年2月4日にジャン・ローラン・ボナフェに付与された、2019年度に関する長期報酬制度に基づく報酬の公正価値は617,927ユーロである。 長期報酬制度の期間は5年となっている。長期報酬制度に基づく支給条件には、BNPパリバ株式の本源的価値が上昇したと、他行の株価を上回ったことの2つがあり、これらの条件は、各条件の充足状況を別々に計測するために、同じ加重度で割り当てられる。 このため、長期報酬制度に基づく支給額は付与額の137.5%を超えることはない。
取締役としての勤務期間に連動する報酬	60,222	ジャン・ローラン・ボナフェは、BNPパリバにおける取締役としての勤務期間に連動する報酬を受給している。
臨時報酬	なし	
当年度中に付与されたストック・オプション	なし	
当年度中に付与された業績に応じた株式	なし	
現物給付	6,507	ジャン・ローラン・ボナフェは、社用車および専用携帯電話を保有している。この額には、雇用契約に基づく活動に関連して死亡するか恒久的な高度障害が生じた場合に1.10百万ユーロが追加で支払われる、執行委員会メンバー向けの専門職従業員用生命保険契約に基づく雇用主の拠出額も含まれている。2019年度におけるBNPパリバの雇用主としての年間拠出額は、受給者1人当たり1,460ユーロであった。
合計	3,858,171	

b. 最高経営責任者であるジャン・ローラン・ボナフェに対し、過年度に関して2019年度中に支給された報酬の内訳（その配分時に株主による議決の対象となる部分）

（単位：ユーロ）	AGMへの情報提出日と 決議番号	2019年度の支給額
年次変動報酬		1,184,433
2018年度に関する年次変動報酬の部分支給分を含む	2019年5月23日 第14号決議	294,049
2017年度に関する年次変動報酬の部分支給分を含む	2018年5月24日 第15号決議	314,087
2016年度に関する年次変動報酬の部分支給分を含む	2017年5月23日 第14号決議	175,568
2015年度に関する年次変動報酬の部分支給分を含む	2016年5月26日 第11号決議	400,729
複数年次変動報酬	2014年5月14日 第12号決議	0

c. 職務の引受、停止もしくは変更を根拠にまたはこれらの実施後に最高経営責任者であるジャン・ローラン・ボナフェを受益者として支給しなければならないか、支給しなければならない可能性のある報酬部分、報酬または現物給付に対応する各種引受コミットメントに対応する、あらゆる種類の引受コミットメント

	金額	コメント
サインオン・ボーナス または退職金 競業禁止義務の履行を条件とする保障	なし	2016年2月25日に合意された競合禁止条項と下記の条件に基づき、ジャン・ローラン・ボナフェは、当社グループ退職前の年度中に受給した固定および変動報酬（複数年次変動報酬は除く。）の1.2倍に相当する報酬を受給する。この補償額については、総額の1/12が毎月支給される。 この契約に基づき、ジャン・ローラン・ボナフェは、BNPパリバにおける何らかの役職を退任する場合、その後12ヶ月間は、その有価証券がフランス国内外の規制市場で取引されている金融機関、投資会社、保険会社、その有価証券が規制市場で取引されていないフランス国内の金融機関、投資会社、保険会社におけるいずれの役職も直接または間接的に引き受けないことについて約束している。
追加型確定給付年金制度	なし	支給対象者が年金受給権を行使するか65歳を超えた場合には、競業禁止義務の履行を条件とする支給を停止しなければならないと定めているAfep-Medef企業統制規約およびフランス商法第R.225-29-1条ならびに上述の競業禁止契約の規定に従い、取締役会と最高経営責任者はこの規定を遵守することに同意している。
追加型確定拠出年金制度	1,743	ジャン・ローラン・ボナフェは、いかなる補完的な確定給付年金制度に基づく給付も受けていない。
総合的な福利厚生および医療保険制度	3,274	フランス包括税法典第83条に従って、ジャン・ローラン・ボナフェは、BNPパリバが全従業員用に設けた確定拠出制度に基づく給付を受けている。当該制度に基づき、2019年度中に当社がジャン・ローラン・ボナフェに拠出した額は1,743ユーロであった。 ジャン・ローラン・ボナフェは、BNPパリバが従業員用に設けた障害、疾病、死亡および医療保険制度に基づく給付を受けている。彼には、BNPパリバの全従業員が対象の死亡／障害保険に基づき保険金を受給する資格もある。

株主による議決の対象となる、最高業務責任者であるフィリップ・ボルデナーヴに対し2019年度中に支給されたか、同年度に関して同氏に付与された報酬の内訳（単位：ユーロ）

a. 最高業務責任者であるフィリップ・ボルデナーヴに対し2019年度に関して支給された報酬の内訳

	金額	コメント
当年度に関する固定報酬 (支払済み)	1,000,000	フィリップ・ボルデナーヴに支給する報酬は、報酬委員会が勧告し取締役会が承認する方法により決定する。直近では、2016年2月25日の会議にて、2016年1月1日より固定報酬を増額した。
当年度に付与された 年次変動報酬	1,031,700	フィリップ・ボルデナーヴの変動報酬は、当社グループの業績と役員としての管理実績を示す基準に応じて変動する。この報酬は、当年度の固定報酬の100%に相当する目標変動報酬に所定の割合を乗じた額となるため、下記のような定量的な基準が、当社グループの全般的な業績に適用される。 －1株当たり当期純利益の前年度比目標の達成状況（上限は目標変動報酬の37.5%） －当社グループの予定営業総利益の達成状況（上限は目標変動報酬の37.5%） －当社グループが実施している、社会問題、社会的問題および環境問題に関する取組の成果を、複数の基準により評価した結果（上限は目標変動報酬の10%） 取締役会では、定量的および定性的基準の両方に加え、当社グループの業績改善（前年度比）について考慮した後に、フィリップ・ボルデナーヴの2019年度の年次変動報酬を、目標の103%に当たる1,031,700ユーロに設定した。 －変動報酬のうち繰り延べない部分の半額については2020年5月に支給され、BNPパリバの株価のパフォーマンスに連動する残りの半額については2021年3月に支給される。 －変動報酬のうち繰り延べる部分は、2021年から5回に分けて支給する。各支給額は、毎年3月と翌年の3月に半額ずつ支給され、いずれの支給額も、BNPパリバの株価のパフォーマンスに連動する。繰延変動報酬の各年における支給は、支給前年度における当社グループの税引前ROEが5%を超えている場合に限り行われる。 フランス商法に基づき定められた、年間固定報酬と変動報酬の比率は103%であった。
（全額が5年間繰り延べられる）条件付長期報酬制度	395,600	2020年2月4日にフィリップ・ボルデナーヴに付与された、2019年度の長期報酬制度に基づく報酬の公正価値は395,600ユーロである。 長期報酬制度の期間は5年となっている。長期報酬制度に基づく支給条件には、BNPパリバ株式の本源的価値が上昇したことと、他行の株価を上回ったことの2つがあり、これらの条件は、各条件の充足状況を別々に計測するために、同じ加重度で割り当てられる。 このため、長期報酬制度に基づく支給額は付与額の137.5%を超えることはない。
取締役としての勤務期間に連動する報酬	なし	フィリップ・ボルデナーヴは、当社グループの各社における取締役としての勤務に関していかなる報酬も受給していない。
臨時報酬	なし	
当年度中に付与された ストック・オプション	なし	
当年度中に付与された 業績に応じた株式 現物給付	3,953	フィリップ・ボルデナーヴは、社用車および専用携帯電話を保有している。この額には、雇用契約に基づく活動に関連して死亡するか恒久的な高度障害が生じた場合に1.10百万ユーロが追加で支払われる、執行委員会メンバー向けの専門職従業員用生命保険契約に基づく雇用主の拠出額も含まれている。2019年度におけるBNPパリバの雇用主としての年間拠出額は、受給者1人当たり1,460ユーロであった。
合計	2,431,253	

**b. 最高業務責任者であるフィリップ・ボルデナーヴに対し過年度に関して2019年度中に支給された報酬部分
(その配分時に株主による議決の対象となる部分)**

(単位：ユーロ)	AGMへの情報提出日と 決議番号	2019年度の支給額
年次変動報酬		758,670
2018年度に関する年次変動報酬の部分支給分を含む	2019年5月23日 第15号決議	188,252
2017年度に関する年次変動報酬の部分支給分を含む	2018年5月24日 第16号決議	201,096
2016年度に関する年次変動報酬の部分支給分を含む	2017年5月23日 第15号決議	112,384
2015年度に関する年次変動報酬の部分支給分を含む	2016年5月26日 第12号決議	256,938
複数年次変動報酬	2014年5月14日 第13号決議	0

c. 職務の引受、停止もしくは変更を根拠にまたはこれらの実施後に最高業務責任者であるフィリップ・ボルデナーヴを受益者として支給しなければならないか、支給しなければならない可能性のある報酬部分、報酬または現物給付に対応する、あらゆる種類の引受コミットメント

	金額	コメント
サインオン・ボーナス または退職金	なし	フィリップ・ボルデナーヴはサインオン・ボーナスも退職金も受給していない。
追加型確定給付年金制度	なし	フィリップ・ボルデナーヴは、いかなる補完的な確定給付年金制度に基づく給付も受けていない。
追加型確定拠出年金制度	1,743	執行役員は（フランス包括税法典第83条に従い）、BNPパリバが全従業員用に設けた確定拠出制度に基づく給付を受ける。当該制度に基づき、2019年度中に当社がフィリップ・ボルデナーヴに拠出した額は1,743ユーロであった。
総合的な福利厚生および 医療保険制度	3,274	フィリップ・ボルデナーヴは、BNPパリバが従業員用に設けた障害、疾病、死亡および医療保険に基づく給付を受けている。彼には、BNPパリバの全従業員が対象の死亡／障害保険に基づき保険金を受給する資格もある。

執行役員の年次変動報酬に関する詳細

2019年度の目標の達成状況評価

2020年2月4日の会議において、取締役会は、報酬方針に従い設定した目標の達成状況を評価した。

当社グループの業績に連動する基準

取締役会は、年次変動報酬の定量的部分に係る目標の達成状況を、報酬方針に定められている当社グループの業績に連動する基準に照らして確認した。

1株当たり当期純利益の前年度比基準に関しては、実測値は2019年度の目標変動報酬の40.64%と同等であった。

予定営業総利益の達成状況基準については、実測値は2019年度の目標変動報酬の37.53%と同等であった。

当社グループのCSR目標達成状況に連動する基準

取締役会は、複数の基準により測定する目標の達成状況を、報酬方針に定められている当社グループのCSR目標達成状況に連動する3つの基準（加重量合いはいずれも3.33%）に照らして確認した。

（i）CSR方針に基づく取組の成果の取締役会による評価

この定性的評価については、取締役会は、気候問題や社会問題への対応に関する下記のような2019年度の特筆すべき成果を踏まえて、この取組の目標を達成できたかどうか検討した。

BNPパリバは、明確なエネルギー戦略により倫理的責任を果たし、社会問題および環境問題に配慮する姿勢を推進する取組を通じてソーシャル・エンゲージメントを実現するという野心的な方針を掲げている。当行は、持続可能な金融の分野でリーダーとなることを目標としている。

a) 社会問題に関しては、下記のような成果を通じてより包摂的な社会を推進した。

- － 当行は、ラソンスール（L'Ascenseur）の創設パートナーである。ラソンスールは、雇用機会均等を促すための専用施設としてパリに設けられた独自の施設で、ここでは、ソーシャル・インクルージョンの向上を目指す20の団体が協力して若者を支援している。
- － BNPパリバは、*#Jamaïs Sans Elles*（彼女なしではありえない）と呼ばれる女性参画促進憲章に調印した初のCAC 40企業で、同憲章では、3名を超える講演者の中に女性が含まれていないイベントには出席しないよう執行委員会に対し義務付けている。
- － BNPパリバは、NGOであるイクイリープ（Equileap）が公表しているジェンダー平等ランキングで上位100社にランキングされている。
- － 当行は、「ソーシャル・ビジネス」やプラスの影響をもたらす製品の開発を促進するため、ノーベル平和賞受賞者のムハマド・ユヌス教授（グラミン・クリエイティブ・ラボ創設者）とグローバル提携を結んだ。
- － 2019年度においては、経済的に脆弱と考えられる顧客の銀行口座に影響を及ぼす過大な手数料体系に上限を設けた。

b) エネルギー転換および環境保護に寄与する転換については下記の成果をあげた。

- － BNPパリバは、持続可能な開発に関する「世界で最も持続可能な企業100社」ランキングで欧州の銀行としては最上位にランクされている。
- － BNPパリバは、主たる事業が非在来型炭化水素セクターに関連する事業者への融資を停止するに加え、石炭業界におけるプロジェクトへの融資を、欧州連合加盟国においては2030年までに、また他の世界各国においては2040年までにすべて停止することを発表した。
- － 当行は、再生可能エネルギー産業への資金供給目標を上方修正した。

(ii) CSR方針に基づく取組の成果の他社との比較評価

BNPパリバは、FTSE、Robeco SAMおよびVigeo Eirisが公表している非財務分野での取組の成果ランキングの銀行セクターの上位4分の1に含まれていることから、同業他社と比較した当社グループの位置付けに連動するCSR関連基準を満たしている。

(iii) CSR方針に基づく従業員の引き留めに関する取組の成果の評価

当社グループの重要な従業員の引き留めに関する基準については、当該人材の引き留め策に織り込まれている3ヶ年CSR目標も達成された。

このため、目標変動報酬の一定割合として行われる複数の基準による測定の結果は、2019年度に関しては10.00%となった。

	CSR - CSR方針に基づく取組の成果の評価			
	(i) 取締役会 による評価	(ii) 公表データ に基づく評価	(iii) 従業員 引き留めに関 する評価	複数の基準 による測定
加重値	3.33%	3.33%	3.33%	
実測	3.33%	3.33%	3.33%	10.00%

定性的な基準

取締役会は、年次変動報酬の定性的部分を、報酬方針に定められている基準に照らして評価した。

取締役会は、2019年度に関して、ジャン・ローラン・ボナフェが主に下記を成し遂げたと判断した。

- － 当行の2017-2020年度戦略計画（確固たる業績を残し、長引く低金利環境を乗り切るために追加のコスト削減策を講じることを柱とする計画）の管理や、バーゼルIIIの改正内容を踏まえたエクイティ・ティア1比率（CET1）比率の継続的かつ確実な上昇において非常に重要な役割を果たした。
- － 主要な顧客への対応において重要な役割を果たした。
- － 継続的なプロセス・オートメーションやカスタマー・ジャーニーのデジタル化を果たした。
- － 当行の情報システム変革に関する課題に積極的に取り組み、ITインシデント解決に積極的に関与した。
- － ドイツ銀行から当行へのプライム・ブローカレッジ事業の譲渡において一定の役割を果たした。
- － 当行がCSR遂行戦略分野のリーダーとして認められるよう尽力した（当行は、持続可能な金融に関する取組（Euromoney Awards for Excellence）の結果として「コーポレート・レスポンシビリティ最優秀銀行賞2019」を受賞した。）。

またフィリップ・ボルデナーヴについても、ジャン・ローラン・ボナフェの成果評価と同様に、下記の成果を上げたと判断した。

- － 2017-2020年度事業開発計画の一環として確固たる業績を残し、盤石な資産負債総合管理（ALM）を実施すると共に、特に財務、コスト管理および技術革新の観点から当該計画の実施を支援した。
- － ITインシデント解決や、当行の情報システム改善および変革に積極的に関与した。
- － ドイツ銀行から当行へのプライム・ブローカレッジ事業の譲渡に必要な契約の仲介やこの譲渡の完了において一定の役割を果たした。
- － 当社グループがCSR方針に基づく取組を完了できるよう努めた。
- － 単一銀行監督機構（SSM）によるレビューに関与した。

概要

取締役会では、年次変動報酬の設定に用いられるあらゆる基準と、当社グループの業績動向（前年度比）を考慮した後に、報酬委員会の勧告に基づき、2019年度に関して付与する変動報酬を下記のとおり設定した。

- － ジャン・ローラン・ボナフェについては、（その目標変動報酬額の103%に相当する。）1,611,515ユーロ
- － フィリップ・ボルデナーヴについては、（その目標変動報酬額の103%に相当する。）1,031,700ユーロ

以下の表は、基準となる各目標（の達成状況）に照らして設定された割合をまとめたものである。

(単位：ユーロ)		業績に連動する基準		CSR目標達成 状況に連動する 基準	定性的な基準	2019年度に 関する 変動報酬	目標変動 報酬額の 残りの部分
		BNPA ⁽²⁾ 当社 グループ	営業 総利益 ⁽³⁾ 当社 グループ				
ジャン・ローラン・ボナフェ	加重値(注1)	37.50%	37.50%	10.00%	15.00%		
	実測(注1)	40.64%	37.53%	10.00%	15.00%	1,611,515	<i>1,562,000</i>
フィリップ・ボルデナーヴ	加重値(注1)	37.50%	37.50%	10.00%	15.00%		
	実測(注1)	40.64%	37.53%	10.00%	15.00%	1,031,700	<i>1,000,000</i>

(注1) 目標変動報酬額に占める割合。

(注2) 1株当たり当期純利益（EPS）の前年度比。

(注3) 営業総利益（GOI）目標の達成状況。

支給条件

- a) BNPパリバ・グループの執行役員に対する2019年度の変動報酬の支給条件は、フランス通貨金融法典の条項および欧州銀行監督機構（EBA）が2015年12月21日に公表した報酬方針に関する指針に準ずるもので、
- － 変動報酬の60%については5年間にわたり繰り延べられ、毎年1/5ずつ支払われる。
 - － 変動報酬のうち繰り延べない部分の半額については、フランス商法第L.225-100条の定めに基づく年次株主総会での承認を条件として2020年5月に支給され、BNPパリバの株価のパフォーマンスに連動する残りの半額は2021年3月に支給される。

- ー 変動報酬のうち繰り延べる部分は、2021年から5回に分けて支給する。各支給額は、毎年3月と翌年の3月に半額ずつ支給され、いずれの支給額も、付与日以降におけるBNPパリバの株価のパフォーマンスに連動する。2019年度分の最終支給時期は、2026年3月の予定である。
- b) 加えて、繰延変動報酬の各年における支給は、支給前年度における当社グループの税引前ROEが5%を超えている場合に限り行われる。

取締役会は、2019年度については、この業績目標が達成されたことを確認した。したがって、以前の制度に関する2020年支給分の繰延報酬は支給される。

5年間の実績を条件とする長期報酬制度(LTIP)に関する詳細

2020年度の長期報酬制度に基づく付与額

取締役会は、報酬方針と報酬委員会の勧告に基づき、2020年度に付与する予定の長期報酬制度に基づく付与額を決定した。

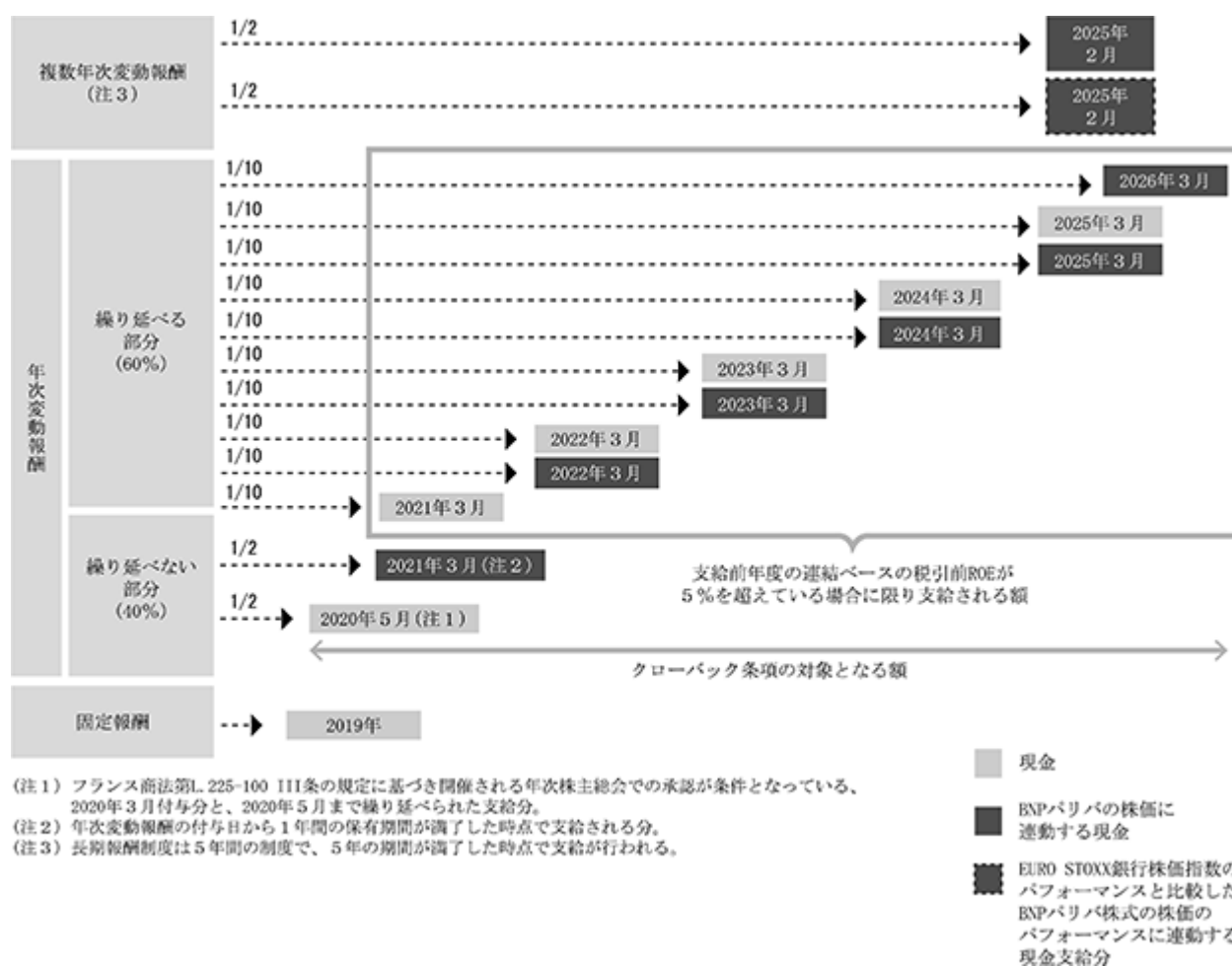
長期報酬制度に基づく付与額は、2019年度の目標年次変動報酬と同等である。

2020年2月4日付与の長期報酬制度に基づく額 (単位：ユーロ)	付与総額(*)	公正価値で測定した場合の 付与額(**)
ジャン・ローラン・ボナフェ	1,562,000	617,927
フィリップ・ボルデナーヴ	1,000,000	395,600

(*) 前述の説明を参照。

(**) IFRSに基づく公正価値で、付与額の39.56%。計算は独立専門家が実施した。

EBAの指針考慮後の、2019年に関する執行役員報酬の支給体系



執行役員の固定および変動報酬の相対的な比率

フランス通貨金融法典第L.511-78条に規定されている変動報酬総額の上限は超えなかった。加えて、少なくとも5年間繰り延べられる商品の形で支給される場合、変動報酬総額の25%以下の金額に対し、フランス通貨金融法典第L.511-79条に従い、割引率を適用できる。

5年間繰り延べられる商品の形で付与される変動報酬額への割引率（2014年3月27日に公表された、変動報酬への名目割引率の適用に関する欧州銀行監督機構の指針に準ずる42.85%の割引率）適用後の、2019年度における最高経営責任者および最高業務責任者に対する変動報酬総額と固定報酬額の比率は1.81である。

「マルス」および「クローバック」条項の使用

取締役会は、前述の報酬方針に定められている「マルス」および「クローバック」条項の適用を要求されていない。

連結範囲に含まれている会社が支給または付与している報酬

BNPパリバの連結の範囲（フランス商法第L.233-16条に定義されている。）に含まれている会社が役員に支給または付与している報酬は存在しない。

報酬倍率とその変動

下記の欄には、フランス商法第L.225-37-3条および2020年1月28日付の報酬倍率に関するAFEPの指針に従い、取締役会会長、最高経営責任者および最高業務責任者の報酬水準が、BNPパリバの常勤換算従業員を基礎とする平均報酬および報酬中央値や、これらの報酬の変動および比率、また当社の業績に連動する基準と関連付ける形で記載されている。

この情報は、過去5年間にに関する情報である。

またこの情報の対象となる従業員は、該当年度中にフランスのBNPパリバやその子会社に継続的に在籍していた従業員である。従業員報酬には、固定報酬部分、変動報酬部分、賞与、人材引き留め策に基づく支給、利益配分およびインセンティブ・ボーナスや現物給付が含まれている。

また執行役員報酬には、固定報酬、変動報酬、長期報酬制度、取締役報酬および現物給付が含まれている。この情報は、既に本書内に表示されている。

	年度				
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
当社の業績					
税引前当期純利益（単位：百万ユーロ）	10,379	11,210	11,310	10,208	11,394
前年度比		8%	1%	-10%	12%
営業利益（単位：百万ユーロ）	9,787	10,771	10,310	9,169	10,057
前年度比		10%	-4%	-11%	10%
1株当たり当期純利益（単位：ユーロ）	5.14	6.00	6.05	5.73	6.21
前年度比		17%	1%	-5%	8%
従業員報酬（単位：千ユーロ）					
平均報酬	84	83	83	82	87
前年度比		-1%	0%	-1%	6%
報酬中央値	55	54	54	54	58
前年度比		-2%	0%	0%	7%
取締役会（BD）会長					
BD会長報酬（単位：千ユーロ）	1,001	1,012	1,016	1,017	1,014
前年度比		1%	0%	0%	0%
従業員平均報酬比	12	12	12	12	12
前年度比		0%	0%	0%	0%
従業員報酬中央値比	18	19	19	19	17
前年度比		6%	0%	0%	11%
取締役および最高経営責任者（CEO）					
CEO報酬（単位：千ユーロ）	3,592	4,052	3,686	3,381	3,858
前年度比		13%	-9%	-8%	14%
従業員平均報酬比	43	49	44	41	44
前年度比		14%	-10%	-7%	7%
従業員報酬中央値比	66	75	68	62	66
前年度比		14%	-9%	-9%	6%
最高業務責任者（COO）					
COO報酬（単位：千ユーロ）	2,275	2,559	2,320	2,126	2,431
前年度比		12%	-9%	-8%	14%
従業員平均報酬比	27	31	28	26	28
前年度比		15%	-10%	-7%	8%
従業員報酬中央値比	42	48	43	39	42
前年度比		14%	-10%	-9%	8%

フランス商法第L.225-45条第2項の適用

2019年度においては、フランス商法第L.225-45条第2項の適用は不要であった。

株主による議決の対象として提出されていない、2019年度中に支給されたか、同年度に関して付与された執行役員報酬に関する他の情報

執行役員報酬と関係のある下記の情報の中には、既に本項にて表示済みの情報が含まれている。

2019年度に関して付与された報酬の総額と2018年度報酬の比較

(単位：ユーロ)	ジャン・ローラン・ボナフェ		フィリップ・ボルデナーヴ	
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
固定報酬額	1,562,000	1,562,000	1,000,000	1,000,000
年次変動報酬付与額	1,470,245	1,611,515	941,258	1,031,700
小計	3,032,245	3,173,515	1,941,258	2,031,700
長期報酬制度に基づく額 (公正価値ベース) (*)	282,644	611,927	180,950	395,600
合計	3,314,889	3,791,442	2,122,208	2,427,300

(*) これは付与日現在の見積公正価値である。確定額は支給日に判明する見込みである。

ストック・オプションの行使に伴い発行された株式の保有義務

取締役会は、ジャン・ルミエール、ジャン・ローラン・ボナフェおよびフィリップ・ボルデナーヴがその在任期間中に最低限保有しておくべき株式の数を、それぞれ10,000株、80,000株および30,000株とする決定を下した。これら3名の当事者は、社内貯蓄制度（制度への拠出金は全額BNPパリバの株式へ投資される。）により取得する株式または単元株を直接保有するという方法で、この義務を履行している。

執行役員報酬に関する定量的情報

以下の表は、各執行役員に対し各年度において付与された報酬の総額（取締役報酬および現物給付を含む。）を示している。

各執行役員に付与された報酬の概要表

(単位：ユーロ)		2018年度	2019年度
		付与総額	付与総額
ジャン・ルミエール 取締役会会長	固定報酬	950,000	950,000
	年次変動報酬	なし	なし
	複数年次変動報酬	なし	なし
	当年度中に付与されたストック・オプションの価値	なし	なし
	当年度中に付与された業績に応じた株式の価値	なし	なし
	小計	950,000	950,000
	臨時報酬	なし	なし
	取締役報酬	63,169	60,222
	現物給付(注1)	3,632	3,632
	合計	1,016,801	1,013,854
ジャン・ローラン・ボナフェ 最高経営責任者	固定報酬	1,562,000	1,562,000
	年次変動報酬	1,470,245	1,611,515
	複数年次変動報酬(注2)	282,644	617,927
	当年度中に付与されたストック・オプションの価値	なし	なし
	当年度中に付与された業績に応じた株式の価値	なし	なし
	小計	3,314,889	3,791,442
	臨時報酬	なし	なし
	取締役報酬	59,924	60,222
	現物給付(注1)	6,507	6,507
	合計	3,381,320	3,858,171
フィリップ・ボルデナーヴ 最高業務責任者	固定報酬	1,000,000	1,000,000
	年次変動報酬	941,258	1,031,700
	複数年次変動報酬(注2)	180,950	395,600
	当年度中に付与されたストック・オプションの価値	なし	なし
	当年度中に付与された業績に応じた株式の価値	なし	なし
	小計	2,122,208	2,427,300
	臨時報酬	なし	なし
	取締役報酬	なし	なし
	現物給付(注1)	3,953	3,953
	合計	2,126,161	2,431,253

(注1) 取締役会会長、最高経営責任者および最高業務責任者は、社用車および専用携帯電話を保有している。最高経営責任者および最高業務責任者は、執行委員会メンバー向けの専門職従業員用生命保険（当社の拠出額は現物給付として認識される。）の受給者となっている。

(注2) 業績条件の達成状況に応じて付与された額。

以下の2つの表は、各役員に対し2019年度に支給された報酬の総額（取締役としての勤務期間に連動する報酬および現物給付を含む。）を示している。

各執行役員に支給された報酬の概要表

(単位：ユーロ)		2018年度	2019年度
		支給総額	支給総額
ジャン・ルミエール 取締役会会長	固定報酬	950,000	950,000
	年次変動報酬	なし	なし
	複数年次変動報酬	なし	なし
	臨時報酬	なし	なし
	取締役としての勤務期間に連動する報酬	63,169	60,222
	現物給付(注1)	3,632	3,632
	合計	1,016,801	1,013,854
ジャン-ローラン・ ボナフェ 最高経営責任者	固定報酬	1,562,000	1,562,000
	年次変動報酬	1,511,228	1,184,433
	うち、2018年度の年次変動報酬	なし	294,049
	うち、2017年度の年次変動報酬	315,352	314,087
	うち、2016年度の年次変動報酬	490,177	175,568
	うち、2015年度の年次変動報酬	452,647	400,729
	うち、2014年度の年次変動報酬	253,052	なし
	複数年次変動報酬	2,217,600	0(注2)
	臨時報酬	なし	なし
	取締役としての勤務期間に連動する報酬	59,924	60,222
	現物給付(注1)	6,507	6,507
	合計	5,357,259	2,813,162
フィリップ・ボルデナー 最高業務責任者	固定報酬	1,000,000	1,000,000
	年次変動報酬	914,819	758,670
	うち、2018年度の年次変動報酬	なし	188,252
	うち、2017年度の年次変動報酬	201,890	201,096
	うち、2016年度の年次変動報酬	313,813	112,384
	うち、2015年度の年次変動報酬	290,119	256,938
	うち、2014年度の年次変動報酬	108,997	なし
	複数年次変動報酬	1,135,200	0(注2)
	臨時報酬	なし	なし
	取締役としての勤務期間に連動する報酬	なし	なし
	現物給付(注1)	3,953	3,953
	合計	3,053,972	1,762,623

これらの報酬に係る2019年度の平均税率および社会保険制度拠出率は38%（2018年度は39%）であった。

(注1) 取締役会会長、最高経営責任者および最高業務責任者は、社用車および専用携帯電話を保有している。最高経営責任者および最高業務責任者は、執行委員会メンバー向けの専門職従業員用生命保険（当社の拠出額は現物給付として認識される。）の受給者となっている。

(注2) BNPパリバの株価変動に連動する業績条件に係る目標が達成されなかったため、2014年度に付与された長期報酬制度に関する2019年度の支払はなかった。付与額には付与日から5年の期間にわたり2つの累積的な業績条件が適用されるため、関連する業績条件（EURO STOXX銀行株価と比較したBNPパリバの株価の変動）により配分額の86%が維持される結果にはなったものの、支給には基準期間中におけるBNPパリバ株式のパフォーマンス（上昇率）が最低でも5%に達しなければならないという条件は満たされなかった点に留意が必要である。

発行体および当社グループの各社が当年度中に各執行役員に付与した新株引受または購入オプション

当社または当社グループのいずれかの会社が当年度中に各執行役員に付与した新株引受も購入オプションもなかった。

当年度中に各執行役員が行使した新株引受または購入オプション

当年度中に各執行役員が行使した新株引受も購入オプションもなかった。

発行体および当社グループの各社が当年度中に各執行役員に付与した業績に応じた株式報奨

当社も当社グループの会社も当年度中に各執行役員に付与した業績に応じた株式報奨はなかった。

当年度中に各執行役員の権利が確定し行使した業績に応じた株式報奨

当年度中に各執行役員の権利が確定し行使した業績に応じた株式報奨はなかった。

新株引受または購入オプションの付与歴

制度9	
年次株主総会日	2008年5月21日
取締役会日	2011年3月4日
引受または購入(注1)可能株式総数の内、下記の者による 引受または購入可能株式数	2,296,820
役員	28,640
ジャン・ルミエール	9,980
ジャン・ローラン・ボナフェ	-
フィリップ・ボルデナーヴ	18,660
オプション行使期間の開始日	2015年3月4日
行使期限	2019年3月4日
引受または購入価格(注1)	56.45
2019年12月31日現在の調整済行使価格(注2)	67.74
制度に複数のトランシェが含まれている場合の行使手法	付与総数の100%部分は条件付部分で、業績条件の充足状況に連動する4つのトランシェに等分される。行使価格は、各トランシェに適用される業績条件の充足状況に応じて上方修正される場合がある。
2019年12月31日現在で引受済の株式数	-
失効するか、行使が取り消された新株引受または購入 オプションの累積数	28,640
年度末(2019年12月31日)現在で残っている新株引受または 購入オプション	0

(注1) これらの制度におけるオプション数および行使価格は、2009年9月30日に割り当てられた優先的新株予約権を加味し、現行の規制に従って調整されている。これらの制度における行使価格にはいかなる割引も含まれない。

(注2) 付与された新株引受および購入オプションの1/4は、業績条件が完全に満たされなかった。

業績に応じた株式報酬の付与歴

なし。

付与日と2019年12月31日現在での多年次変動報酬制度（LTIP）の評価額(注1)

制度に基づく付与日	2015年2月4日		2016年2月4日		2017年2月6日	
制度の満期日	2020年2月4日		2021年2月4日		2022年2月6日	
評価額(注1)	制度に基づく 付与日現在	2019年 12月31日現在	制度に基づく 付与日現在	2019年 12月31日現在	制度に基づく 付与日現在	2019年 12月31日現在
ジャン・ルミエール	-	-	-	-	-	-
ジャン・ローラン・ボナフェ	331,200	0	339,885	291,525	775,767	896,744
フィリップ・ボルデナーヴ	168,360	0	217,875	186,875	496,650	574,100
合計	499,560	0	557,760	478,400	1,272,417	1,470,844

制度に基づく付与日	2018年2月5日		2019年2月5日		2020年2月4日
制度の満期日	2023年2月5日		2024年2月5日		2025年2月4日
評価額(注1)	制度に基づく 付与日現在	2019年 12月31日現在	制度に基づく 付与日現在	2019年 12月31日現在	制度に基づく 付与日現在
ジャン・ルミエール	-	-	-	-	-
ジャン・ローラン・ボナフェ	479,065	551,542	282,644	685,874	617,927
フィリップ・ボルデナーヴ	306,700	353,100	180,950	439,100	395,600
合計	785,765	904,642	463,594	1,124,974	1,013,527

(注1) 連結財務諸表にて採用している手法を用いて評価した額。

連結財務諸表にて採用している手法を用いて長期報酬制度を評価する際に用いた前提

付与日現在の評価		
制度に基づく付与日	2019年2月5日	2020年2月4日
BNPパリバ株式の始値	40.04ユーロ	48.72ユーロ
EURO STOXX銀行株価指数の始値	89.07ユーロ	92.11ユーロ
ゼロ・クーポン債の利回り	Euribor	Euribor
BNPパリバの株価の変動率	21.35%	19.48%
EURO STOXX銀行株価指数の変動率	21.20%	18.36%
EURO STOXX銀行株価指数のパフォーマンスと比較したBNPパリバ株式の相対的パフォーマンス	89.07%	89.77%
用いた財務モデル	モンテカルロ法	モンテカルロ法
付与日現在の長期報酬制度に基づく報酬の公正価値(*)	18.10%	39.56%

(*) 付与額に占める割合。

決算日現在の評価

	付与日現在の 当初評価額	付与日現在の 公正価値 (注3)	決算日現在の 評価 2018年 12月31日現在	決算日現在の 評価 2019年 12月31日現在
BNPパリバ株式の終値			39.475ユーロ	52.83ユーロ
EURO STOXX銀行株価指数の終値			87.04ユーロ	96.71ユーロ
ゼロ・クーポン債の利回り			Euribor	Euribor
BNPパリバの株価の変動率			25.25%	20.59%
EURO STOXX銀行株価指数の変動率			24.72%	21.11%
EURO STOXX銀行株価指数のパフォーマンス と比較したBNPパリバ株式の相対的パフォーマンス			88.93%	90.37%
用いた財務モデル			モンテカルロ法	モンテカルロ法
制度に基づき2015年2月4日に付与された 報酬の期間満了時における公正価値 (注1)	51.76ユーロ	27.60%	1.68%(注3)	0.00%(注3)
制度に基づき2016年2月4日に付与された 報酬の期間満了時における公正価値 (注1)	54.07ユーロ	17.43%	5.54%(注3)	14.95%(注3)
制度に基づき2017年2月6日に付与された 報酬の期間満了時における公正価値 (注2)	48.35ユーロ	49.67%	20.90%(注3)	57.41%(注3)
制度に基づき2018年2月5日に付与された 報酬の期間満了時における公正価値 (注2)	63.99ユーロ	30.67%	14.53%(注3)	35.31%(注3)
制度に基づき2019年2月5日に付与された 報酬の期間満了時における公正価値 (注2)	53.03ユーロ	18.10%	該当なし	43.91%(注3)

(注1) 期間当初の株価は、付与日前の連続した12ヶ月間におけるBNPパリバ株式の始値の平均か、付与日におけるBNPパリバ株式の始値のいずれか高額な方となる。

(注2) 期間当初の株価は、付与日前の連続した12ヶ月間におけるBNPパリバ株式の始値の平均となる。

(注3) 付与額に占める割合。

当社グループの執行役員が交わしている契約等の現状に関する詳細情報

2019年12月31日現在の 執行役員	雇用契約		追加型年金制度		職務の停止または 変更に起因するか 起因する可能性の ある支給および給付		競業避止契約と 関係のある 競合避止条項に 関連する支払	
	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし
ジャン・ルミエール 取締役会会長		○ (注1)	○ (注2)			○		○
ジャン・ローラン・ボナフェ 最高経営責任者		○ (注3)	○ (注2)			○	○ (注4)	
フィリップ・ボルデナーヴ 最高業務責任者	○ (注5)		○ (注2)			○		○

(注1) Afep-Medef企業統制規約に従い、雇用契約は2014年12月1日に放棄された。

(注2) ジャン・ルミエール、ジャン・ローラン・ボナフェおよびフィリップ・ボルデナーヴは、フランス包括税法典第83条に従って設けられているBNPパリバの全従業員・役員向けの確定拠出制度からのみ受給資格を有する。

(注3) 雇用契約は2012年7月1日に放棄された。

(注4) 上記「フランス商法第L.225-37-2条に従い、2020年5月19日の年次株主総会にて株主の事前承認を得るために提出された役員報酬方針」と題する項目内の「VIII. 5. 競業避止契約」を参照。

(注5) 雇用契約が一時的に停止されている。

株主による議決の対象として提出されていない、2019年度中に支給されたか、同年度に関して付与された非執行役員報酬に関する他の情報**当社グループの非執行役員に付与された報酬および給付**

従業員を代表する取締役を除く非執行役員に対しては、上記「取締役報酬（単位：ユーロ）」の表に詳しく記載されている報酬のみが支給された。

従業員を代表する取締役に対する報酬および給付

従業員を代表する取締役に対して2019年度中に支払った報酬総額は、取締役報酬を除き、111,368ユーロ（2018年度は108,077ユーロ）であった。従業員を代表する取締役に対して2019年度中に支払った取締役としての勤務期間に連動する報酬は174,219ユーロ（2018年度は152,298ユーロ）であった。これらについては、該当する取締役の労働組合に直接支給された。

従業員を代表する取締役には、BNPパリバの全従業員と同じ死亡・障害給付および労災保険制度、ならびに医療費給付の受給資格が与えられている。2019年度にBNPパリバが従業員を代表する取締役に代わってこれらの制度に支払った保険料総額は、1,704ユーロ（2018年度は1,658ユーロ）であった。

従業員を代表する取締役は、（フランス包括税法典第83条に従って）BNPパリバが全従業員用に設けた確定拠出年金制度に加入している。2019年度にBNPパリバがこれらの役員に代わってこの制度に支払った拠出金合計額は、1,233ユーロ（2018年度は1,204ユーロ）であった。上記役員は、該当する場合、1994年1月1日施行の銀行業界全体の協定により設けられた追加型銀行業界年金の受給権も有している。

BNPパリバ株式に関して報告された取引の要約

下記の表は、フランス通貨金融法典第L.621-18-2条が適用された役員により2019年度に行われ、かつ金融市場機関の一般規則第223-22 A条から第223-26条までに従い開示すべきBNPパリバ株式に係る取引を表す。

氏名役職	実施された取引	金融商品の種類	取引内容	取引件数	取引合計金額 (単位：ユーロ)
ジャン・ローラン・ボナフェ	個人取引	BNPパリバ株式	購入	6	511,361
ピエール・アンドレ・ドゥ・シャランダル	個人取引	BNPパリバ株式	購入	1	79,808
ライナ・ギブソン・ブランドン	個人取引	BNPパリバ株式	購入	1	50,090

その他の情報

1. 新株引受または購入オプション制度および業績に応じた株式報奨に関する情報

当社は、2019年度において、役員以外のBNPパリバの従業員に対しいかなる金融商品も付与しなかった。
2019年度においては、役員以外の従業員を受益者とするいかなる金融商品の譲渡も行使もなかった。

2. 当社グループの役員に付与された貸出金、前渡金および保証

2019年12月31日現在、役員に直接的または間接的に付与された貸出金残高の合計額は、4,775,072ユーロ（2018年12月31日現在は7,094,958ユーロ）であった。これは、BNPパリバの役員とその配偶者への貸出金の合計額を表している。通常取引に相当するこの貸出は、第三者間取引の基準に基づき行われている。

3. 付与された権限の表

2019年度に有効な株主総会で採択された決議

資本金を増減させる次の権限は、株主総会での議決および承認を経て取締役会に与えられたもので、2019年度中有効であった。

株主総会で採択された決議	2019年度中になされた権限の使用
2018年5月24日の合同株主総会（第5号決議）	資本金構成株式の10%を上限とする当社の株式買戻制度を制定する権限が取締役に付与された。1株当たり73ユーロ（これまでも73ユーロ）を超えない価格で買戻した当該株式は、特に以下のような様々な目的に利用できる。 －資本調達証券の発行に起因する義務の履行、ストック・オプション制度、無償株式の付与、従業員向け利益配分スキームまたは社内貯蓄制度に関連する従業員への株式付与または売却、ならびにフランス商法第L.233-16条に定義されているBNPパリバおよびBNPパリバが単独で支配している会社の従業員および／または役員に対するあらゆる形態の株式付与。 －2018年5月24日の合同株主総会により定められた条件に基づく株式の消却（第26号決議）。 －金庫株として保有し、その後対外的な拡大取引、合併、会社分割または資産抛出の対価の交換または支払に充てること。 －フランス金融市場庁（AMF）より認定された倫理綱領を遵守したマーケット・メイキング契約に関連してそれらを保有すること。 －BNPパリバが認可された投資関連サービスを実施すること、または当該サービスに伴うリスクをヘッジすること。 この権限は18ヶ月間にわたって付与され、2017年5月23日の合同株主総会における第5号決議に基づき付与された権限と差し替えられる。
2018年5月24日の合同株主総会（第19号決議）	直ちにまたは将来において株式を発行できるようにすることを目的に付与された、普通株式および資本調達株式同等物の発行を通じて優先的新株予約権付きで増資を実施する権限。 この権限により直ちに、および／または将来実行可能な増資の額面金額は、1十億ユーロ（500百万株に相当）を上限とする。 この権限は26ヶ月間にわたって付与され、2016年5月26日の合同株主総会における第16号決議に基づき付与された権限と差し替えられる。
この権限は、当年度中は使用されなかった。	

株主総会で採択された決議	2019年度中になされた 権限の使用
2018年5月24日の合同株主総会（第20号決議）	直ちにまたは将来において株式を発行できるようにすることを目的に付与された、普通株式および資本調達株式同等物の発行により優先的新株予約権なしで増資を実施する権限。 この権限により直ちに、および／または将来実行できる増資の額面金額は、240百万ユーロ（120百万株に相当）を上限とする。 この権限は26ヶ月間にわたって付与され、2016年5月26日の合同株主総会における第17号決議に基づき付与された権限と差し替えられる。
2018年5月24日の合同株主総会（第21号決議）	有価証券抛出の対価として資本金の10%を上限に直ちにまたは将来において株式を発行できるようにすることを目的に付与された、普通株式および資本調達株式同等物の発行を通じて優先的新株予約権なしで増資を実施する権限。 この権限により1回または数回にわたって実行できる増資の額面金額は、取締役会による決定日現在のBNPパリバの株式資本の10%を上限とする。 この権限は26ヶ月間にわたって付与され、2016年5月26日の合同株主総会における第18号決議に基づき付与された権限と差し替えられる。
2018年5月24日の合同株主総会（第22号決議）	既存の株主に対する優先的新株引受権なしで株式を発行できる権限の全体的な上限。 2018年5月24日の合同株主総会における第20号および21号決議に基づき付与された権限により、既存の株主に対する優先的新株引受権付きまたはなしで、直ちにおよび／または将来実行できる全株式の発行額の全体的な上限は、240百万ユーロとする。
2018年5月24日の合同株主総会（第23号決議）	準備金、利益剰余金、払込剰余金または出資差金の資本組入により行われる増資。 1回または数回にわたり、最大発行額1十億ユーロを上限として資本金を増加させる権限が付与された。当該増資は、無償株式の発行および付与、既存株式の額面金額の増額、またはこれら2つの方法の組合せにより、準備金、利益剰余金、払込剰余金または出資差金のすべてまたは一部を連続的または同時に資本に組み入れることで実施される。 この権限は26ヶ月間にわたって付与され、2016年5月26日の合同株主総会における第20号決議に基づき付与された権限と差し替えられる。
2018年5月24日の合同株主総会（第24号決議）	既存の株主に対する優先的新株引受権付きまたはなしでの株式発行権限の全体的な上限。 この2018年5月24日の合同株主総会における第19号から21号決議に基づき付与された権限により、既存の株主に対する優先的新株引受権付きまたはなしで、直ちにおよび／または将来実行できるすべての株式発行の最大発行額の上限は、1十億ユーロとする。
2018年5月24日の合同株主総会（第25号決議）	BNPパリバ・グループの社内貯蓄制度の加入者のために留保された取引を、新株発行または留保株式の売却の形で実行する取締役会に付与された権限。 BNPパリバ・グループの社内貯蓄制度の加入者向けに留保された（既存の株主に対する優先的新株予約権のない）普通株式を発行することにより、または株式を売却することにより、1回または数回にわたり、最大額面金額46百万ユーロを上限として、資本金を増加させる権限が付与された。 この権限は26ヶ月間にわたって付与され、2016年5月26日の合同株主総会における第22号決議に基づき付与された権限と差し替えられる。
2018年5月24日の合同株主総会（第26号決議）	株式消却によって資本金を減少させる権限が取締役に付与された。 BNPパリバが保有または保有し得るBNPパリバ株式のすべてまたは一部分を、消却日現在の株式資本構成株式総数の10%を上限として、24ヶ月の間に減資を通じ1回または数回にわたって消却する権限が付与された。 減資を実行し、消却株式の購入価額と額面価額の差額を株式払込剰余金および利益剰余金（年間株式資本の10%を上限とする法定準備金を含む。）に配賦する全権が付与された。 この権限は18ヶ月間にわたって付与され、2017年5月23日の合同株主総会における第17号決議に基づき付与された権限と差し替えられる。

株主総会で採択された決議	2019年度中になされた 権限の使用
2019年5月23日の合同株主総会（第5号決議）	株式資本構成株式の10%を上限とする当社の株式買戻制度を制定する権限が取締役会に付与された。1株当たり73ユーロ（これまでも73ユーロ）を超えない価格で買戻した当該株式は、特に以下の様々な目的に利用できる。 －資本調達証券の発行に起因する義務の履行、ストック・オプション制度、無償株式の付与、従業員向け利益配分スキームまたは社内貯蓄制度に関連する従業員への株式付与または売却、ならびにフランス商法第L.233-16条に定義されているBNPパリバおよびBNPパリバが単独で支配している会社の従業員および／または役員に対するあらゆる形態の株式付与。 －2019年5月23日の合同株主総会により定められた条件に基づく株式の消却（第17号決議）。 －金庫株として保有し、その後対外的な拡大取引、合併、会社分割または資産抛出の対価の交換または支払に充てること。 －フランス金融市場庁（AMF）の2018年7月2日付第2018-01号決定を遵守したマーケット・メイキング契約に関連してそれらを保有すること。 －BNPパリバが認可された投資関連サービスを実施すること、または当該サービスに伴うリスクをヘッジすること。 この権限は18ヶ月間にわたって付与され、2018年5月24日の合同株主総会における第5号決議に基づき付与された権限と差し替えられる。
2019年5月23日の合同株主総会（第17号決議）	株式消却によって資本金を減少させる権限が取締役会に付与された。BNPパリバが保有または保有し得るBNPパリバ株式のすべてまたは一部分につき、消却日現在の株式資本構成株式総数の10%を上限として、24ヶ月の間に減資を通じ1回または数回にわたって消却する権限が付与された。 減資を実行し、消却株式の購入価額と額面価額の差額を株式払込剰余金および利益剰余金（年間株式資本の10%を上限とする法定準備金を含む。）に配賦する全権が付与された。 当該権限は18ヶ月間にわたって付与され、2018年5月24日の合同株主総会における第26号決議に基づき付与された権限と差し替えられる。

4 現金または株式を対価とする公開買付に影響を及ぼす可能性のある項目（フランス商法第L.225-37-5条）

フランス商法第L.225-37-5条に言及されている項目の中に、現金または株式を対価とする公開買付に影響を及ぼす項目はない。

(3) 【監査の状況】

① 外部監査人および内部監査人

(i) 外部監査人

「(1) コーポレート・ガバナンスの概要」を参照。

2019年12月31日現在、デロイト&アソシエ、プライスウォーターハウスクーパース オーディット、マザーの継続関与年数はそれぞれ、14年目、26年目および20年目である。

(ii) 内部監査人

「(1) コーポレート・ガバナンスの概要」を参照。

② 監査報酬の内容等

(i) 外国監査公認会計士等に対する報酬の内容

連結財務書類の注8.kを参照。

(ii) その他重要な報酬の内容

連結財務書類の注8.kを参照。

(iii) 外国監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容

連結財務書類の注8.kを参照。

(iv) 監査報酬の決定方針

該当事項なし。

(4) 【役員の報酬等】

「(2) 役員の状況」を参照。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項なし。

第6 【経理の状況】

(イ)本書記載のBNPパリバ・グループ（以下「当社グループ」という。）の2019年および2018年12月31日終了事業年度の連結財務書類は、欧州連合が採用する国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成されている。また、本書記載のBNPパリバの2019年および2018年12月31日終了事業年度の個別財務書類は、フランスの金融機関に適用されている会計原則に準拠して作成されている。

2019年12月31日現在ならびに2019年および2018年12月31日に終了した事業年度の連結財務書類の作成にあたり当社グループが採用している会計基準、会計手続および表示方法と日本において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準、会計手続および表示方法との間の主な相違点に関しては、「4 フランスと日本における会計原則及び会計慣行の相違」に記載されている。当社グループの財務書類は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第131条第1項の規定の適用を受けている。

(ロ)当社グループの財務書類については、フランスの法定監査人であるデロイト&アソシエ、プライスウォーターハウスクーパース オーディットおよびマザーの監査を受けており、その連結財務書類に対する監査報告書が本書に添付されている。

前述の財務書類は、「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」（昭和32年大蔵省令第12号）第1条の2の規定により、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく我が国の公認会計士または監査法人による監査は受けていない。

(ハ)本書記載の邦文の財務書類は、当社グループが作成した原文の財務書類を翻訳したものである。

(ニ)本書記載の財務書類（原文）はユーロで表示されている。邦文の財務書類において「円」で表示されている金額は、「財務諸表等規則」第134条の規定に基づき、主要な計数について、2020年5月14日現在の東京外国為替市場における対顧客電信直物相場仲値、1ユーロ＝115.68円の換算レートで換算されたものであり、百万円単位（四捨五入）で表示されている。日本円に換算された金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

(ホ)円換算額および「2 主な資産・負債及び収支の内容」、「3 その他」ならびに「4 フランスと日本における会計原則及び会計慣行の相違」は、当社グループの財務書類には含まれておらず、上記(ロ)の監査の対象にもなっていない。

1 【財務書類】

連結財務諸表

BNPパリバ・グループの連結財務諸表は、2019年度および2018年度について表示されている。欧州委員会(以下「EC」という。)規則809/2004の付属書類 I 第20.1条に従い、2017年度の連結財務諸表は、2019年3月5日にフランス証券規制当局(Autorité des marchés financiers)に提出された登録書類D.19-0114号に記載されている。

損益計算書

	注記	2019年12月31日 終了事業年度		2018年12月31日 終了事業年度	
		百万ユーロ	百万円	百万ユーロ	百万円
受取利息	3 . a	37,327	4,317,987	35,723	4,132,437
支払利息	3 . a	(16,200)	(1,874,016)	(14,661)	(1,695,984)
受取手数料	3 . b	13,265	1,534,495	12,925	1,495,164
支払手数料	3 . b	(3,900)	(451,152)	(3,718)	(430,098)
純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益	3 . c	7,111	822,600	5,808	671,869
資本を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益	3 . d	350	40,488	315	36,439
償却原価で測定する金融資産の認識中止に係る純利益		3	347	(5)	(578)
保険業務収益(純額)	3 . e	4,437	513,272	4,064	470,124
その他の業務収益	3 . f	13,502	1,561,911	12,324	1,425,640
その他の業務費用	3 . f	(11,298)	(1,306,953)	(10,259)	(1,186,761)
営業収益		44,597	5,158,981	42,516	4,918,251
給与および従業員給付費用	7 . a	(17,553)	(2,030,531)	(16,617)	(1,922,255)
その他の営業費用	3 . g	(11,339)	(1,311,696)	(12,290)	(1,421,707)
有形固定資産・無形資産に係る減価償却費、償却費および減損	5 . n	(2,445)	(282,838)	(1,676)	(193,880)
営業総利益		13,260	1,533,917	11,933	1,380,409
リスク費用	3 . h	(3,203)	(370,523)	(2,764)	(319,740)
営業利益		10,057	1,163,394	9,169	1,060,670
持分法適用会社投資損益	5 . m	586	67,788	628	72,647
長期性資産に係る純利益		1,569	181,502	358	41,413
のれん	5 . o	(818)	(94,626)	53	6,131
税引前当期純利益		11,394	1,318,058	10,208	1,180,861
法人税	3 . i	(2,811)	(325,176)	(2,203)	(254,843)
当期純利益		8,583	992,881	8,005	926,018
少数株主帰属当期純利益		410	47,429	479	55,411
親会社株主帰属当期純利益		8,173	945,453	7,526	870,608
基本的1株当たり当期純利益	8 . a	6.21ユーロ	718円	5.73ユーロ	663円
希薄化後1株当たり当期純利益	8 . a	6.21ユーロ	718円	5.73ユーロ	663円

当期純利益および資本に直接認識される資産および負債の変動計算書

	2019年12月31日 終了事業年度		2018年12月31日 終了事業年度	
	百万ユーロ	百万円	百万ユーロ	百万円
当期純利益	8,583	992,881	8,005	926,018
資本に直接認識される資産および負債の変動	1,630	188,558	(1,315)	(152,119)
純損益へ再分類されるか、される可能性のある項目	1,565	181,039	(1,404)	(162,415)
為替差額の変動	530	61,310	(159)	(18,393)
資本を通じて公正価値で測定する金融資産の公正価値の変動				
資本に認識される公正価値の変動	283	32,737	(461)	(53,328)
当期純利益に報告される公正価値の変動	(191)	(22,095)	(110)	(12,725)
保険業務に係る投資の公正価値の変動				
資本に認識される公正価値の変動	883	102,145	(530)	(61,310)
当期純利益に報告される公正価値の変動	(76)	(8,792)	(99)	(11,452)
ヘッジ手段の公正価値の変動				
資本に認識される公正価値の変動	494	57,146	(406)	(46,966)
当期純利益に報告される公正価値の変動	(125)	(14,460)	(7)	(810)
法人税	(391)	(45,231)	505	58,418
持分法投資の変動	158	18,277	(137)	(15,848)
純損益へ再分類されない項目	65	7,519	89	10,296
資本を通じて公正価値で測定するものとして指定した資本性金融商品の公正価値の変動	114	13,188	(148)	(17,121)
BNPパリバ・グループの発行体リスクに起因する負債再評価の影響	9	1,041	195	22,558
退職後給付制度の再評価に関連する利益(損失)	(28)	(3,239)	137	15,848
法人税	(15)	(1,735)	(96)	(11,105)
持分法投資の変動	(15)	(1,735)	1	116
合計	10,213	1,181,440	6,690	773,899
親会社株主帰属	9,796	1,133,201	6,215	718,951
少数株主帰属	417	48,239	475	54,948

貸借対照表

		2019年12月31日現在		2018年12月31日現在	
	注記	百万ユーロ	百万円	百万ユーロ	百万円
資産					
現金および中央銀行預け金		155,135	17,946,017	185,119	21,414,566
純損益を通じて公正価値で測定する金融商品					
有価証券	5 . a	131,935	15,262,241	121,954	14,107,639
貸出金および売戻契約	5 . a	196,927	22,780,515	183,716	21,252,267
デリバティブ金融商品	5 . a	247,287	28,606,160	232,895	26,941,294
ヘッジ目的デリバティブ	5 . b	12,452	1,440,447	9,810	1,134,821
資本を通じて公正価値で測定する金融資産					
負債証券	5 . c	50,403	5,830,619	53,838	6,227,980
持分証券	5 . c	2,266	262,131	2,151	248,828
償却原価で測定する金融資産					
金融機関貸出金および債権	5 . e	21,692	2,509,331	19,556	2,262,238
顧客貸出金および債権	5 . e	805,777	93,212,283	765,871	88,595,957
負債証券	5 . e	108,454	12,545,959	75,073	8,684,445
金利リスクヘッジポートフォリオの再測定による調整		4,303	497,771	2,787	322,400
保険業務に係る金融投資	5 . i	257,818	29,824,386	232,308	26,873,389
当期および繰延税金資産	5 . k	6,813	788,128	7,220	835,210
未収収益およびその他の資産	5 . l	113,535	13,133,729	103,346	11,955,065
持分法投資	5 . m	5,952	688,527	5,772	667,705
有形固定資産および投資不動産	5 . n	32,295	3,735,886	26,652	3,083,103
無形資産	5 . n	3,852	445,599	3,783	437,617
のれん	5 . o	7,817	904,271	8,487	981,776
売却目的で保有する長期性資産	8 . c			498	57,609
資産合計		2,164,713	250,414,000	2,040,836	236,083,908

		2019年12月31日現在		2018年12月31日現在	
	注記	百万ユーロ	百万円	百万ユーロ	百万円
負債					
中央銀行からの預り金		2,985	345,305	1,354	156,631
純損益を通じて公正価値で測定する金融商品					
有価証券	5 . a	65,490	7,575,883	75,189	8,697,864
借入金および買戻契約	5 . a	215,093	24,881,958	204,039	23,603,232
発行済負債証券	5 . a	63,758	7,375,525	54,908	6,351,757
デリバティブ金融商品	5 . a	237,885	27,518,537	225,804	26,121,007
ヘッジ目的デリバティブ		14,116	1,632,939	11,677	1,350,795
償却原価で測定する金融負債					
金融機関預金	5 . g	84,566	9,782,595	78,915	9,128,887
顧客預金	5 . g	834,667	96,554,279	796,548	92,144,673
負債証券	5 . h	157,578	18,228,623	151,451	17,519,852
劣後債	5 . h	20,003	2,313,947	17,627	2,039,091
金利リスクヘッジポートフォリオの再測定による調整		3,989	461,448	2,470	285,730
当期および繰延税金負債	5 . k	3,566	412,515	2,255	260,858
未払費用およびその他の負債	5 . l	102,749	11,886,004	89,562	10,360,532
責任準備金およびその他の保険負債	5 . j	236,937	27,408,872	213,691	24,719,775
偶発債務等引当金	5 . p	9,486	1,097,340	9,620	1,112,842
負債合計		2,052,868	237,475,770	1,935,110	223,853,525
連結資本					
資本金、払込剰余金、および利益剰余金		97,135	11,236,577	93,431	10,808,098
親会社株主帰属当期純利益		8,173	945,453	7,526	870,608
資本金、利益剰余金、および親会社株主帰属当期純利益合計		105,308	12,182,029	100,957	11,678,706
資本に直接認識される資産および負債の変動		2,145	248,134	510	58,997
親会社株主資本		107,453	12,430,163	101,467	11,737,703
少数株主持分合計	8 . d	4,392	508,067	4,259	492,681
資本合計		111,845	12,938,230	105,726	12,230,384
負債および資本合計		2,164,713	250,414,000	2,040,836	236,083,908

キャッシュ・フロー計算書

	注記	2019年12月31日 終了事業年度		2018年12月31日 終了事業年度	
		百万ユーロ	百万円	百万ユーロ	百万円
税引前当期純利益		11,394	1,318,058	10,208	1,180,861
税引前当期純利益およびその他の調整に含まれる非貨幣性項目		13,413	1,551,616	9,713	1,123,600
有形固定資産・無形資産に係る減価償却費および償却費(純額)		6,108	706,573	5,144	595,058
のれんおよびその他の長期性資産の減損		796	92,081	(133)	(15,385)
引当金繰入額(純額)		11,071	1,280,693	10,210	1,181,093
持分法適用会社投資損益		(586)	(67,788)	(628)	(72,647)
投資活動からの純(利益)		(1,585)	(183,353)	(660)	(76,349)
財務活動からの純(利益)		(830)	(96,014)	(501)	(57,956)
その他の変動		(1,561)	(180,576)	(3,719)	(430,214)
営業活動から生じた資産および負債関連の現金正味減少		(75,644)	(8,750,498)	(20,439)	(2,364,384)
顧客および金融機関との取引関連の現金正味減少		(14,723)	(1,703,157)	(1,104)	(127,711)
その他の金融資産および負債を伴う取引関連の現金正味減少		(51,042)	(5,904,539)	(13,276)	(1,535,768)
非金融資産および負債を伴う取引関連の現金正味減少		(7,945)	(919,078)	(4,823)	(557,925)
法人税支払額		(1,934)	(223,725)	(1,236)	(142,980)
営業活動から生じた現金および現金同等物の正味減少		(50,837)	(5,880,824)	(518)	(59,922)
連結事業体の取得および売却関連の現金正味増加		1,675	193,764	3,152	364,623
有形固定資産・無形資産関連の正味減少		(1,998)	(231,129)	(1,827)	(211,347)
投資活動関連の現金および現金同等物の正味増加(減少)		(323)	(37,365)	1,325	153,276
株主との取引関連の現金および現金同等物の減少		(3,987)	(461,216)	(4,039)	(467,232)
その他の財務活動から生じた現金および現金同等物の増加		24,128	2,791,127	9,865	1,141,183
財務活動関連の現金および現金同等物の正味増加		20,141	2,329,911	5,826	673,952
現金および現金同等物に対する為替レートの変動による影響額		714	82,596	1,529	176,875
売却目的で保有する長期性資産からの非貨幣性の影響		-	-	(700)	(80,976)
現金および現金同等物の正味増加(減少)		(30,305)	(3,505,682)	7,462	863,204
現金および現金同等物一期首		182,523	21,114,261	175,061	20,251,056
現金および中央銀行預け金		185,134	21,416,301	178,446	20,642,633
中央銀行預り金		(1,354)	(156,631)	(1,471)	(170,165)
金融機関への要求払預け金		8,813	1,019,488	8,063	932,728
金融機関からの要求払預り金	5.g	(10,571)	(1,222,853)	(9,906)	(1,145,926)
債権ならびに現金および現金同等物に係る未収利息の減少		501	57,956	(71)	(8,213)
現金および現金同等物一期末		152,218	17,608,578	182,523	21,114,261
現金および中央銀行預け金		155,151	17,947,868	185,134	21,416,301
中央銀行預り金		(2,985)	(345,305)	(1,354)	(156,631)
金融機関への要求払預け金		8,972	1,037,881	8,813	1,019,488
金融機関からの要求払預り金	5.g	(9,072)	(1,049,449)	(10,571)	(1,222,853)
債権ならびに現金および現金同等物に係る未収利息の減少		152	17,583	501	57,956
現金および現金同等物の正味増加(減少)		(30,305)	(3,505,682)	7,462	863,204

株主資本変動計算書－2018年1月1日から2019年12月31日まで

	資本金および利益剰余金				資本に直接認識され、純損益へ再分類されない資産および負債の変動			
	資本金 および 払込剰余金	永久 最劣後債	未処分の 準備金	合計	資本を通じて 公正価値で測 定するものと して指定した 金融資産	純損益を通 じて公正価 値で測定す るものとし て指定した 負債証券を 対象に自己 の信用リス クを反映す るために実 施する調整	退職後給付制 度の再評価に 関連する利益 (損失)	合計
	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ
2018年1月1日現在の 資本金および利益剰余金	27,051	8,172	62,416	97,639	561	(323)	68	306
2017年度利益処分			(3,772)	(3,772)				-
増資および株式発行	49	660	(2)	707				-
減資または資本償還		(600)		(600)				-
自己株式の変動	(64)	(2)	(142)	(208)				-
株式報酬制度			2	2				-
優先株式および永久最劣後 債に係る配当			(356)	(356)				-
少数株主持分に係る内部取 引の影響額			6	6				-
少数株主持分に影響を 及ぼす連結範囲の変更 (注8.d)			(37)	(37)			37	37
追加持分の取得または 持分の一部売却(注8.d)			71	71			9	9
少数株主持分の買戻に 対する債務額の変動			(6)	(6)				-
その他の変動			(8)	(8)				-
利益剰余金に再分類される 実現損益			(7)	(7)		7		7
資本に直接認識される 資産および負債の変動				-	(158)	134	96	72
2018年度当期純利益			7,526	7,526				-
中間配当金支払額				-				-
2018年12月31日現在の 資本金および利益剰余金	27,036	8,230	65,691	100,957	403	(182)	210	431
IFRS第16号の初度適用の 影響(注2)			(141)	(141)				-

株主資本変動計算書(続き)－2018年1月1日から2019年12月31日まで

	資本に直接認識され、純損益へ再分類される 資産および負債の変動				株主資本 合計	少数株主 持分 (注8.d)	資本 合計	
	為替差額	資本を通じ て公正価値 で測定する 金融資産	保険業務に 係る 金融投資	ヘッジ目的 デリバ ティブ				
	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ				
2018年1月1日現在の 資本金および利益剰余金	(2,192)	589	1,947	1,137	1,481	99,426	5,126	104,552
2017年度利益処分					-	(3,772)	(160)	(3,932)
増資および株式発行					-	707	4	711
減資または資本償還					-	(600)		(600)
自己株式の変動					-	(208)		(208)
株式報酬制度					-	2		2
優先株式および永久最劣後 債に係る配当					-	(356)	(2)	(358)
少数株主持分に係る内部取 引の影響額					-	6	(6)	-
少数株主持分に影響を 及ぼす連結範囲の変更 (注8.d)					-	-	(1,299)	(1,299)
追加持分の取得または 持分の一部売却(注8.d)	(29)	10			(19)	61	307	368
少数株主持分の買戻に 対する債務額の変動					-	(6)	(165)	(171)
その他の変動					-	(8)	11	3
利益剰余金に再分類される 実現損益					-	-		-
資本に直接認識される 資産および負債の変動	(252)	(398)	(418)	(315)	(1,383)	(1,311)	(4)	(1,315)
2018年度当期純利益					-	7,526	479	8,005
中間配当金支払額					-	-	(32)	(32)
2018年12月31日現在の 資本金および利益剰余金	(2,473)	201	1,529	822	79	101,467	4,259	105,726
IFRS第16号の初度適用の 影響(注2)					-	(141)	(5)	(146)

株主資本変動計算書(続き)－2018年1月1日から2019年12月31日まで

	資本金および利益剰余金				資本に直接認識され、純損益へ再分類されない資産および負債の変動			
	資本金 および 払込剰余金	永久 最劣後債	未処分 準備金	合計	資本を通じて 公正価値で測 定するものと して指定した 金融資産	純損益を通 じて公正価 値で測定す るものとし て指定した 負債証券を 対象に自己 の信用リス クを反映す るために実 施する調整	退職後給付制 度の再評価に 関連する利益 (損失)	合計
	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ
2019年1月1日現在の 資本金および利益剰余金	27,036	8,230	65,550	100,816	403	(182)	210	431
2018年度利益処分			(3,772)	(3,772)				-
増資および株式発行		1,512	(2)	1,510				-
減資または資本償還		(1,069)	(14)	(1,083)				-
自己株式の変動	34	16	36	86				-
株式報酬制度				-				-
優先株式および永久最劣後 債に係る配当			(401)	(401)				-
少数株主持分に係る内部取 引の影響額(注8.d)			(1)	(1)				-
追加持分の取得または 持分の一部売却(注8.d)			18	18				-
少数株主持分の買戻に 対する債務額の変動			(7)	(7)				-
その他の変動			(19)	(19)				-
利益剰余金に再分類される 実現損益			(12)	(12)		12		12
資本に直接認識される 資産および負債の変動				-	108	7	(50)	65
2019年度当期純利益			8,173	8,173				-
2019年12月31日現在の 資本金および利益剰余金	27,070	8,689	69,549	105,308	511	(163)	160	508

株主資本変動計算書(続き)－2018年1月1日から2019年12月31日まで

	資本に直接認識され、純損益へ再分類される 資産および負債の変動					株主資本 合計	少数株主 持分 (注8.d)	資本 合計
	為替差額	資本を通じ て公正価値 で測定する 金融資産	保険業務に 係る 金融投資	ヘッジ目的 デリバ ティブ	合計			
	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ			
2019年1月1日現在の 資本金および利益剰余金	(2,473)	201	1,529	822	79	101,326	4,254	105,580
2018年度利益処分					-	(3,772)	(227)	(3,999)
増資および株式発行					-	1,510	10	1,520
減資または資本償還					-	(1,083)		(1,083)
自己株式の変動					-	86		86
株式報酬制度					-	-		-
優先株式および永久最劣後 債に係る配当					-	(401)	(1)	(402)
少数株主持分に係る内部取 引の影響額(注8.d)					-	(1)	1	-
追加持分の取得または 持分の一部売却(注8.d)					-	18	1	19
少数株主持分の買戻に 対する債務額の変動					-	(7)	(64)	(71)
その他の変動					-	(19)	1	(18)
利益剰余金に再分類される 実現損益					-	-		-
資本に直接認識される 資産および負債の変動	571	40	709	238	1,558	1,623	7	1,630
2019年度当期純利益					-	8,173	410	8,583
2019年12月31日現在の 資本金および利益剰余金	(1,902)	241	2,238	1,060	1,637	107,453	4,392	111,845

株主資本変動計算書(続き)－2018年1月1日から2019年12月31日まで

	資本金および利益剰余金				資本に直接認識され、純損益へ再分類されない資産および負債の変動			
	資本金 および 払込剰余金	永久 最劣後債	未処分の 準備金	合計	資本を通じて 公正価値で測 定するものと して指定した 金融資産	純損益を通 じて公正価 値で測定す るものとし て指定した 負債証券を 対象に自己 の信用リス クを反映す るために実 施する調整	退職後給付制 度の再評価に 関連する利益 (損失)	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2018年1月1日現在の 資本金および利益剰余金	3,129,260	945,337	7,220,283	11,294,880	64,896	(37,365)	7,866	35,398
2017年度利益処分			(436,345)	(436,345)				-
増資および株式発行	5,668	76,349	(231)	81,786				-
減資または資本償還		(69,408)		(69,408)				-
自己株式の変動	(7,404)	(231)	(16,427)	(24,061)				-
株式報酬制度			231	231				-
優先株式および永久最劣後 債に係る配当			(41,182)	(41,182)				-
少数株主持分に係る内部取 引の影響額			694	694				-
少数株主持分に影響を 及ぼす連結範囲の変更 (注8.d)			(4,280)	(4,280)			4,280	4,280
追加持分の取得または 持分の一部売却(注8.d)			8,213	8,213			1,041	1,041
少数株主持分の買戻に 対する債務額の変動			(694)	(694)				-
その他の変動			(925)	(925)				-
利益剰余金に再分類される 実現損益			(810)	(810)		810		810
資本に直接認識される 資産および負債の変動				-	(18,277)	15,501	11,105	8,329
2018年度当期純利益			870,608	870,608				-
中間配当金支払額				-				-
2018年12月31日現在の 資本金および利益剰余金	3,127,524	952,046	7,599,135	11,678,706	46,619	(21,054)	24,293	49,858
IFRS第16号の初度適用の 影響(注2)			(16,311)	(16,311)				-

株主資本変動計算書(続き)－2018年1月1日から2019年12月31日まで

	資本に直接認識され、純損益へ再分類される 資産および負債の変動				株主資本 合計	少数株主 持分 (注8.d)	資本 合計	
	為替差額	資本を通じ て公正価値 で測定する 金融資産	保険業務に 係る 金融投資	ヘッジ目的 デリバ ティブ				
	百万円	百万円	百万円	百万円				
2018年1月1日現在の 資本金および利益剰余金	(253,571)	68,136	225,229	131,528	171,322	11,501,600	592,976	12,094,575
2017年度利益処分					-	(436,345)	(18,509)	(454,854)
増資および株式発行					-	81,786	463	82,248
減資または資本償還					-	(69,408)		(69,408)
自己株式の変動					-	(24,061)		(24,061)
株式報酬制度					-	231		231
優先株式および永久最劣後 債に係る配当					-	(41,182)	(231)	(41,413)
少数株主持分に係る内部取 引の影響額					-	694	(694)	-
少数株主持分に影響を 及ぼす連結範囲の変更 (注8.d)					-	-	(150,268)	(150,268)
追加持分の取得または 持分の一部売却(注8.d)	(3,355)	1,157			(2,198)	7,056	35,514	42,570
少数株主持分の買戻に 対する債務額の変動					-	(694)	(19,087)	(19,781)
その他の変動					-	(925)	1,272	347
利益剰余金に再分類される 実現損益					-	-		-
資本に直接認識される 資産および負債の変動	(29,151)	(46,041)	(48,354)	(36,439)	(159,985)	(151,656)	(463)	(152,119)
2018年度当期純利益					-	870,608	55,411	926,018
中間配当金支払額					-	-	(3,702)	(3,702)
2018年12月31日現在の 資本金および利益剰余金	(286,077)	23,252	176,875	95,089	9,139	11,737,703	492,681	12,230,384
IFRS第16号の初度適用の 影響(注2)					-	(16,311)	(578)	(16,889)

株主資本変動計算書(続き)－2018年1月1日から2019年12月31日まで

	資本金および利益剰余金				資本に直接認識され、純損益へ再分類されない 資産および負債の変動			
	資本金 および 払込剰余金	永久 最劣後債	未処分 準備金	合計	資本を通じて 公正価値で測 定するものと して指定した 金融資産	純損益を通 じて公正価 値で測定す るものとし て指定した 負債証券を 対象に自己 の信用リス クを反映す るために実 施する調整	退職後給付制 度の再評価に 関連する利益 (損失)	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2019年1月1日現在の 資本金および利益剰余金	3,127,524	952,046	7,582,824	11,662,395	46,619	(21,054)	24,293	49,858
2018年度利益処分			(436,345)	(436,345)				-
増資および株式発行		174,908	(231)	174,677				-
減資または資本償還		(123,662)	(1,620)	(125,281)				-
自己株式の変動	3,933	1,851	4,164	9,948				-
株式報酬制度				-				-
優先株式および永久最劣後 債に係る配当			(46,388)	(46,388)				-
少数株主持分に係る内部取 引の影響額(注8.d)			(116)	(116)				-
追加持分の取得または 持分の一部売却(注8.d)			2,082	2,082				-
少数株主持分の買戻に 対する債務額の変動			(810)	(810)				-
その他の変動			(2,198)	(2,198)				-
利益剰余金に再分類される 実現損益			(1,388)	(1,388)		1,388		1,388
資本に直接認識される 資産および負債の変動				-	12,493	810	(5,784)	7,519
2019年度当期純利益			945,453	945,453				-
2019年12月31日現在の 資本金および利益剰余金	3,131,458	1,005,144	8,045,428	12,182,029	59,112	(18,856)	18,509	58,765

株主資本変動計算書(続き)－2018年1月1日から2019年12月31日まで

	資本に直接認識され、純損益へ再分類される 資産および負債の変動					株主資本 合計	少数株主 持分 (注8.d)	資本 合計
	為替差額	資本を通じ て公正価値 で測定する 金融資産	保険業務に 係る 金融投資	ヘッジ目的 デリバ ティブ	合計			
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円			
2019年1月1日現在の 資本金および利益剰余金	(286,077)	23,252	176,875	95,089	9,139	11,721,392	492,103	12,213,494
2018年度利益処分					-	(436,345)	(26,259)	(462,604)
増資および株式発行					-	174,677	1,157	175,834
減資または資本償還					-	(125,281)		(125,281)
自己株式の変動					-	9,948		9,948
株式報酬制度					-	-		-
優先株式および永久最劣後 債に係る配当					-	(46,388)	(116)	(46,503)
少数株主持分に係る内部取 引の影響額(注8.d)					-	(116)	116	-
追加持分の取得または 持分の一部売却(注8.d)					-	2,082	116	2,198
少数株主持分の買戻に 対する債務額の変動					-	(810)	(7,404)	(8,213)
その他の変動					-	(2,198)	116	(2,082)
利益剰余金に再分類される 実現損益					-	-		-
資本に直接認識される 資産および負債の変動	66,053	4,627	82,017	27,532	180,229	187,749	810	188,558
2019年度当期純利益					-	945,453	47,429	992,881
2019年12月31日現在の 資本金および利益剰余金	(220,023)	27,879	258,892	122,621	189,368	12,430,163	508,067	12,938,230

[次へ](#)

欧州連合が採用した国際財務報告基準に準拠して作成された財務諸表に対する注記

注1. 当社グループが適用している重要な会計方針の要約

注1.a 会計基準

注1.a.1 適用される会計基準

BNPパリバ・グループの連結財務諸表は、欧州連合における適用を目的に採択された国際会計基準(国際財務報告基準、以下「IFRS」という。)⁽¹⁾に準拠して作成されている。従って、IAS第39号のヘッジ会計に関する一部規定は適用されておらず、最近公表されたいくつかの基準等は、承認プロセスが未了である。

IFRS第7号「金融商品：開示」が要求している金融商品に伴うリスクの内容および範囲に関する情報と、IFRS第4号「保険契約」が要求している保険契約に伴うリスクの内容および範囲に関する情報は、IAS第1号「財務諸表の表示」が要求している規制資本に関する情報とともに、包括登録書類第5章に表示されている。BNPパリバ・グループの連結財務諸表に対する注記に不可欠なこの情報は、連結財務諸表に関する法定監査人の意見の対象となっており、「監査済」としてアニュアル・レポートに記載されている。

(1) 欧州連合で適用するにあたって採択されたすべての基準は、欧州委員会のウェブサイト
https://ec.europa.eu/info/business-economy-euro/company-reporting-and-auditing/company-reporting_enで閲覧することができる。

— 2019年1月1日以降、当社グループは、欧州連合が2017年10月31日に採択したIFRS第16号「リース」を適用している。

IFRS第16号「リース」は、IAS第17号「リース」およびリース契約の会計処理に関する解釈指針に置き換わるものである。新基準では、資産の識別という概念と、借手が識別された資産の使用権を支配するという概念の両方を基礎とする、借手側のリース契約に適用される新しい会計原則を定めている。

新基準では、すべてのリース契約について、使用権(固定資産に表示されているリース資産に係る使用権)資産と、リース負債(リース期間中に支払うことになっているリース料等の総額)を借手の貸借対照表に認識するように求めている。使用権資産は定額法で償却され、リース負債は数理計算によりリース期間にわたって償却される。当該新基準によって生じる主な変更は、IAS第17号においてオペレーティング・リースの定義を満たし、そのため貸借対照表上のリース資産としての認識が不要とされていた契約に関するものである。

損益計算書への主な影響には、適用前には営業費用として定額法で会計処理されていたリース費用がリース負債に関する支払利息として銀行業務収益(純額)に追加で認識されるという点や、使用権資産に関する償却費が追加で認識されるという点がある。

当社グループが借手として適用する会計原則の詳細は、注1.h.2に表示されている。新基準の初度適用がもたらす影響の詳細は、注2に表示されている。

貸手に関しては、IFRS第16号においても、IAS第17号に基づく処理と概ね同じ会計処理を求めているため、影響は限定的である。

IFRS解釈指針委員会は、以下に示す2種類の解約可能または更新可能な契約のリース期間決定に関する質問への回答を求められている。

- － 特定の契約期間が存在せず、通知期間中の任意の時点で借手または貸手のいずれかが解約を通知すれば、違約金を支払うことなく解約できる契約。
- － 契約当初の段階では短期間(通常は12ヶ月)の契約として締結され、貸手または借手が解約を通知しない限り、同一期間の契約として無期限に黙示更新される契約。

IFRICは、11月26日に開催した直近の会議の終わりに、いずれかの当事者が、リースを解約しないことで無視できない経済的インセンティブを得られる場合、これら2種類の契約の強制力は、解約通知期間以降も存続するというIFRS第16号の解釈を示した。またIFRICは、ある事業体が、移動不能な賃借設備改良部分を契約解約可能日以降も使用すると見込んでいる場合、当該改良部分の存在は、当該事業体が、解約の際に僅少とはいええない経済的ペナルティを負う可能性があることを示すため、このようなケースでは、契約の強制力は解約日以降も存続するという解釈も示した。

この解釈の適用が当社グループに及ぼす影響は僅少であり、この解釈は、2020年度から適用する予定である。

- － 当社グループは、その2019年度連結財務諸表を作成する際に、IFRIC第23号「法人所得税務処理に関する不確実性」を適用した。本基準を適用した結果、法人所得税に関する不確実性に係る引当金の当期および繰延税金負債が再分類されている。
- － 2018年1月1日以降、当社グループは、IFRS第9号の改訂である「負の補償を伴う期限前償還要素」を早期適用している。
- － IASBは、2019年9月にIAS第39号およびIFRS第7号の改訂を公表し、該当するヘッジ対象またはヘッジ手段が金利指標改革後の金利を盛り込んで修正される前の不確実性が存在する期間中においても、改革の影響を受けるヘッジ会計について当該会計処理を継続できるように、特定のヘッジ会計の要求事項を変更した。欧州委員会が2020年1月15日に採択したこれらの改訂は、2020年1月1日以降に開始する年次報告期間より強制適用されるが、早期適用も可能であり、当社グループは、既存のヘッジ会計処理を継続するために早期適用を選択している。

当社グループは、金利指標改革の対象となる指標金利(主に、ユーロ圏無担保翌日物平均金利(EONIA)、欧州銀行間取引金利(EURIBOR)、ロンドン銀行間取引金利(LIBOR))に関するヘッジ関係を文書化している。これらのヘッジ関係については、新たな指標金利を盛り込んで、ヘッジ対象とヘッジ手段であるデリバティブへの修正を徐々に加える予定である。当社グループでは、IAS第39号およびIFRS第7号の改訂は、将来キャッシュ・フローに不確実性がある場合に該当すると考えている。そのような場合とは、該当するヘッジ対象またはヘッジ手段に係る契約条項が修正されていない場合(たとえば、フォールバック条項が盛り込まれている場合など)か、条項は修正されているものの新たな指標金利への移行条件および移行日が明確に定められていない場合である。

当社グループでは、2018年の中頃より、BNPパリバ・グループのすべての業務部門および機能を含む当社グループの全体レベルで銀行間取引金利(IBOR)への移行プログラムを実施している。

このプログラムは、移行に伴う様々なリスクを管理し、関連当局が定めている期限を守りながら、すべての関連法域および通貨において旧IBOR(大半はLIBORやEONIA)を新たな無リスク金利に移行するための枠組みを作り、移行を実施することを目的とするものである。当社グループの代表者は、様々な中央銀行や金融規制当局と共同で設立された業界の大半のワーキング・グループに協力している。

金利指標改革の影響を受けるヘッジ関係におけるヘッジ手段の想定元本額は、注5b「ヘッジ目的デリバティブ」に開示されている当該額の合計である。

2019年1月1日から強制適用される他の基準、改訂および解釈指針は、2019年度の財務諸表に影響を及ぼさなかった。

前述のIFRS第9号、IAS第39号およびIFRS第7号の改訂を除き、当社グループは、欧州連合が採択した新基準、改訂および解釈指針のうち、2019年度における適用が任意のものについては早期適用を見込んでいなかった。

注1.a.2 公表済み未適用の主な新会計基準

2017年5月に公表されたIFRS第17号「保険契約」は、IFRS第4号「保険契約」に置き換わる基準で、欧州での適用に向けた欧州連合による採択後、2021年1月1日以降に始まる年次報告期間より強制適用される⁽²⁾。

新基準の分析作業と、新基準がもたらす影響の特定作業は現在も続いている。

⁽²⁾ 2019年6月26日に、IASBは、特に、IFRS第17号の強制初度適用を2022年1月1日まで延期することを含む、「IFRS第17号の改訂」に関する公開草案を公開した。

注1.b 連結

注1.b.1 連結の範囲

BNPパリバの連結財務諸表には、当社グループが単独および共同で支配している企業や重要な影響力を行使している企業が含まれるが、連結に含めることが当社グループにとって重要でないと考えられる企業は除外される。連結子会社の株式を保有する企業も連結に含まれる。

子会社は、当社グループが有効な支配権を獲得した日より連結される。一時的に支配下にあった企業は、売却日まで連結財務諸表に含まれる。

注1.b.2 連結の方法

独占的支配

支配下企業は全部連結されている。当社グループは、特定子会社への関与により得られる変動リターンにさらされているか、変動リターンに対する権利を持っており、当該子会社に対する法的権限の行使を通じて当該リターンに影響を及ぼすことができる場合、当該子会社を支配しているものとみなされる。

議決権が支配の有無の決定要因となる企業については、当社グループが当該議決権の過半数を直接または間接的に保有している場合(であって、当該議決権に伴う法的権限が変化する根拠となる契約条項が存在しない場合)、または該当企業の関連業務を指揮する法的権限が契約に基づき当社グループに付与されている場合、当社グループは、概して、当該企業を支配していることとなる。

ストラクチャード・エンティティとは、議決権が支配の有無の決定要因とならないような方法(議決権は管理業務に関する決議においてのみ行使できるようにするという方法や、関連業務は契約上の取決めに沿って指図されるようにするという方法など)で設立された企業をいい、一般的には、制限された活動、狭く十分に明確化された目的、劣後的な財務的支援なしに活動資金を賄うには不十分な資本といった特徴または属性を有している。

ストラクチャード・エンティティの支配について分析する際には、当該企業の設立目的や構造、当該企業が負うこととなるであろうリスク、また当社グループが関連する変動性を吸収できる程度を検討する必要がある。支配の有無を評価する際には、当社グループが、実質的に、そのリターンに重大な影響を及ぼす可能性のある決定(不確実な将来の事象または状況に基づく決定であってもよい)を下せるかどうかについて判定できるような、あらゆる事実や状況を検討する必要がある。

当社グループが支配権の有無を評価する際に検討すべき点は、当社グループまたは第三者のいずれが実質的な権利を保有しているのかという点のみである。被支配企業が実施すべき関連業務に関する決定の際に実質的に行使できる権利を保有している者が実質的な権利の保有者としてみなされる。

支配の有無を左右する1つ以上の要素が変化したことを示す事実や状況がある場合、支配権の有無を再評価する必要がある。

当社グループが、契約に基づき、意思決定に関する法的権限を保有している場合(当社グループがファンド・マネージャーとして活動している場合など)には、当社グループが、他人勘定または自己勘定のいずれを用いて活動するかを判定する必要がある。実務では、変動リターンに一定程度さらされている場合、当該権限は、当社グループが自己の利益のために行動していることを示唆する要素となるため、当社グループは、該当企業を支配しているものとみなされる。

少数株主持分は、連結企業内の連結損益計算書および貸借対照表に単独の勘定科目として計上される。少数株主持分の計算では、子会社が発行した資本性金融商品に分類される優先株式が当社グループ外で保有されている場合、当該優先株式の累積残高を考慮する。

全部連結されているファンドについては、第三者投資家が有する持分は、当該投資家が償還を求めた場合には公正価値で償還されるため、純損益を通じて公正価値で測定する負債として認識される。

支配権を喪失した取引については、当社グループが引き続き保有する資本持分が、純損益を通じて公正価値で再測定される。

共同支配

当社グループは、(被支配企業のリターンに重大な影響を及ぼす)関連業務について全会一致で合意することを求めている契約に基づき当該業務を1社以上の提携会社と共同で支配している場合、当該業務を共同支配しているものとみなされる。前述の共同支配業務が別の事業体(この事業体の純資産について前述の提携会社が各種権利を有している事業体)を通じて行われる場合、この共同支配企業は、持分法を用いて会計処理される。前述の共同支配業務が別の事業体を通じて行われない場合、または前述の提携会社が、当該業務に伴う資産について何らかの権利を有しているか、当該業務に伴う負債について何らかの義務を負っている場合、当社グループは、当該業務に伴う資産、負債、収益および費用の持分を、適用可能なIFRSに従って会計処理する。

重要な影響力

当社グループが重要な影響力を行使する企業または関連会社は、持分法で会計処理される。重要な影響力とは、支配権を行使することなく、対象企業の財務および業務上の方針に関する決定に参加する力である。当社グループが当該企業の議決権の20%以上を直接的または間接的に保有する場合には、重要な影響力があるものとみなされる。持分が20%未満の場合でも、当社グループが重要な影響力を行使している場合には連結範囲に含めることができる。具体例を挙げると、他の関連会社との提携で設立された会社であって、BNPパリバ・グループが、取締役会またはこれに相当する統治機関の代表を通して、当該企業の戦略決定に参加する場合、経営システムを提供するかシニア・マネージャーを派遣することにより会社の運営管理に影響力を行使する場合、または会社の発展を支援する技術的支援を行う場合などはこれに該当する。

関連会社(持分法適用会社)の純資産の変動は、貸借対照表の資産側の「持分法投資」および株主資本の関連する勘定で認識される。関連会社について計上されるのれんも、「持分法投資」に含まれる。

減損の兆候がある場合には、持分法で連結されている投資(のれんを含む)の帳簿価額について、回収可能価額(使用価値と正味売却可能価額のいずれか高い方の価額)と帳簿価額を比較する方法で減損テストが実施される。該当する場合、連結損益計算書の「持分法適用会社投資損益」に減損が認識される。なおこの減損は、状況により、後日戻入される場合がある。

持分法適用会社の損失に対する当社グループの持分が、当該持分法適用会社に対する投資の帳簿価額以上に達した場合、当社グループは、それ以上の損失を含めることを停止し、そのような投資の価値はゼロとして計上される。当社グループが契約に基づき法的債務か推定的債務を負う範囲内、または持分法適用会社に代わって支払いを行った範囲内でのみ、当社グループは持分法適用会社の損失を追加計上する。

当社グループは、ベンチャー・キャピタル組織、ミューチュアル・ファンドもしくはオープンエンド型投資会社である事業体、または投資関連保険ファンドといった類似事業体を通じて直接または間接的に関連会社の持分を保有している場合、当該持分を、純損益を通じて公正価値で測定することを選択できる。

連結対象企業に対する投資に係る実現損益は、損益計算書の「長期性資産に係る純利益」に認識される。

連結財務諸表は、類似の環境において生じた同種の取引およびその他の事象に関して統一された会計方針を用いて作成される。

注1.b.3 連結手続

・ グループ会社間の残高と取引の相殺消去

連結企業間の取引に起因するグループ会社間残高および取引そのもの(収益、費用および配当を含む)は相殺消去される。グループ会社間の資産の売買に起因する損益は相殺消去される。ただし、売却された資産の価値が減損している兆候がある場合は例外となる。資本を通じて公正価値で測定する金融商品および売却可能資産の価額に含まれる未実現損益は、連結財務諸表に引き続き計上される。

・ 外貨で表示された計算書類の通貨換算

BNPパリバの連結財務諸表はユーロ建てで作成されている。

機能通貨がユーロでない企業の財務諸表は、決算日レート法により換算される。この方法によれば、すべての資産・負債は(貨幣性、非貨幣性を問わず)、決算日の直物為替レートによって換算される。収益・費用の項目は、会計期間の平均レートで換算される。

同じ方法が、超インフレ経済下にある企業の財務諸表に対しても適用されるが、その際、一般物価指数を適用することでインフレの影響を調整する。

貸借対照表項目および損益計算書項目の外貨換算差額は株主資本の「為替差額」に計上され、外部投資家帰属部分は「少数株主持分」に計上される。IFRS第1号によって認められている任意の会計処理に基づき、当社グループは2004年1月1日現在の期首貸借対照表において親会社株主および少数株主持分に帰属するすべての累積為替換算差額を利益剰余金に振り替え、すべての換算差額をゼロとした。

投資の種類が変化する(支配権もしくは重要な影響力を喪失するか、重要な影響力を維持することなく共同支配権を喪失する)こととなるような、ユーロ圏外に拠点を置いている外国企業に対する持分の一部または全部の清算または売却の際には、当該清算または売却日現在で資本の累積為替差額勘定に計上されている額(段階法で算出された額)が損益計算書に認識される。

投資の種類変更にはつながらないものの、持分割合は変化する場合、投資先企業が全部連結されていれば、為替差額が親会社株主帰属部分と少数株主帰属部分の間で再配分され、投資先企業が持分法で連結されていれば、売却持分に関する部分の為替差額が損益計算書に計上される。

注1.b.4 企業結合とのれんの測定

・ 企業結合

企業結合はパーチェス法を用いて会計処理される。

パーチェス法では、被取得会社の識別可能な資産および引受けた負債は、取得日の公正価値で測定される。ただし、売却目的で保有する資産に分類される長期性資産は、売却費用控除後の公正価値で計上される。

被取得会社の偶発債務は、当該債務が取得日における現在の債務を表しており、当該債務の公正価値が信頼性をもって見積り可能な場合を除き、連結貸借対照表に認識されない。

企業結合の取得原価とは、交換日現在の取得資産、引受債務、および被取得会社の支配を獲得するために発行された資本性金融商品の公正価値である。企業結合に直接帰属する費用は個別取引に伴う費用として取り扱われ、損益計算書を通じて認識される。

条件付対価は、支配権を得た時点で、支配権を取得した日の公正価値で取得原価に含まれる。金融負債として認識済みの条件付対価のその後の価額変動は、損益計算書を通じて認識される。

当社グループは、暫定的な会計処理について取得日から12ヶ月以内に調整額を認識することがありうる。

のれんとは、企業結合の取得原価と、被取得会社の識別可能な資産および負債の取得日現在の公正価値純額に対する取得会社の持分との差額である。正ののれんは取得会社の貸借対照表で認識され、負ののれんは取得日に即時に損益計算書で認識される。少数株主持分は、被取得会社の識別可能な資産および負債の公正価値に対する持分で測定される。ただし当社グループは、各企業結合に係る少数株主持分を公正価値で測定することを選択でき、その場合にはのれんの一定割合が少数株主持分へ配賦される。当社グループがこれまでに後者の選択を行ったことはない。

のれんは被取得企業の機能通貨で認識され、決算日レートで換算される。

取得以前より保有していた被取得企業に対する株式持分は、当該取得日に、損益計算書を通じて公正価値で再測定される。このため段階取得の場合、のれんは、当該取得日現在の公正価値を参照して算定される。

IFRS第3号(改訂)の適用は非遡及適用されているため、2010年1月1日以前に完了した企業結合については、IFRS第3号の変更による影響を反映するための修正再表示を行っていない。

IFRS第1号により認められている通り、2004年1月1日より前に行われ、以前適用されていた会計基準(フランスGAAP)に準拠して計上された企業結合については、IFRS第3号の原則に準拠した修正再表示は行われていない。

・ のれんの測定

BNPパリバ・グループは、のれんの価値の減損について定期的にテストしている。

－ 資金生成単位

BNPパリバ・グループは、すべての活動を主要な業務部門を表す資金生成単位⁽³⁾に分けている。この分類は、当社グループの組織構造および管理方法に合致するものであるとともに、業績および管理のアプローチの観点から見た各単位の独立性を反映したものとなっている。分類は、企業買収、売却、大規模な組織変更など、資金生成単位の構成に影響を与える可能性の高い事象を考慮するため定期的に見直される。

(3) IAS第36号による定義。

－ 資金生成単位の減損テスト

資金生成単位に割り当てられたのれんに対し、年に一度、さらに減損の兆候があれば随時、当該単位の帳簿価額と回収可能価額との比較により減損テストが行われる。回収可能価額が帳簿価額を下回る場合、戻入不能な減損損失が認識され、当該単位の帳簿価額のうちの回収可能価額を上回る部分についてのれんの価額を切り下げる。

－ 資金生成単位の回収可能価額

資金生成単位の回収可能価額は、資金生成単位の売却費用控除後の公正価値と当該資金生成単位の使用価値の内、いずれか高い方となる。

公正価値とは、測定日現在の市場実勢で資金生成単位を売却した場合に得られるであろう価格をいう。この価格は主に、類似企業の最近の取引実勢価格を参照して、あるいは比較対象企業の株価倍率を基に算出される。

使用価値は、資金生成単位によって生み出される将来のキャッシュ・フローの見積りに基づいており、当該単位の管理職が作成し当社グループの経営上層部が承認した年間見通しおよび市場における資金生成単位の活動の相対的なポジショニングの変化に関する分析から算出される。これらのキャッシュ・フローは、資金生成単位が属する事業分野および関連地域への投資に対して投資家が求める期待収益率で割引かれる。

注1.c 外貨取引の換算

当社グループが行う外貨取引に関連する資産および負債の会計処理方法、ならびに当該取引により生じる為替リスクの測定方法は、当該資産または負債が貨幣性項目または非貨幣性項目のいずれに該当するかにより異なる。

ー 外貨表示の貨幣性資産・負債⁽⁴⁾

外貨表示の貨幣性資産・負債は決算日レートで当社グループの関連事業体の機能通貨に換算する。外国為替換算差額は、キャッシュ・フロー・ヘッジまたは外貨純投資ヘッジ手段に指定される金融商品から生じるもの(これらは株主資本勘定で認識する)を除き、損益計算書で認識する。

ー 外貨表示の非貨幣性資産・負債

非貨幣性資産は、取得原価または公正価値のいずれかで測定する。外貨表示の非貨幣性資産は、取得原価で測定する場合には取引日(すなわち、非貨幣性資産の当初認識日)の為替レートを用いて、公正価値で測定する場合には決算日レートで換算する。

公正価値で測定する外貨表示の非貨幣性資産(資本性金融商品)に関する外国為替換算差額は、当該資産が「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」に分類される場合には損益計算書に認識され、「資本を通じて公正価値で測定する金融資産」に分類される場合には資本に認識される。

⁽⁴⁾ 貨幣性資産・負債とは、固定または決定可能な金額で受領または支払うことになる資産および負債である。

注1.d 正味受取利息、手数料およびその他の業務収益

注1.d.1 正味受取利息

償却原価で測定する負債性金融商品および株主資本を通じて公正価値で測定する負債性金融商品に関連する収益および費用は、実効金利法を用いて損益計算書に認識される。

実効金利とは、当該金融商品の予想残存期間(それが適切な場合は、それより短い期間)における予想将来キャッシュ・フローの割引後の価額が、貸借対照表上の資産または負債の帳簿価格と同等になるような利率をいう。実効金利測定の際には、実効金利の不可分な要素を構成する契約当事者間で授受されるすべての手数料、取引費用、ならびにプレミアムおよびディスカウントを考慮する。

利息の追加分とみなされる手数料は実効金利に含まれ、損益計算書の「正味受取利息」に認識される。ローン組成が、50%超の可能性で行われると考えられる場合、このカテゴリーには、特に、融資コミットメントに係る手数料が含まれる。融資コミットメントに関して受け取った手数料は、融資実行まで繰り延べられ、その後は、実効金利の計算に含まれ、貸出期間にわたって償却される。シンジケーション・コミッションも、他のシンジケート団参加者への報酬に相当する手数料部分については、このカテゴリーに含まれる。

注1.d.2 手数料およびその他の業務収益

銀行業務や提供した類似サービスに関して受け取った手数料(実効金利の不可分な要素を構成するものは除く)、不動産開発からの収益、またリース契約に関連して提供したサービスからの収益はIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の適用対象に含まれる。

本基準では、5ステップの原則に基づき収益を認識する単一のモデルを定めている。この5ステップに従うと、契約に含まれる別個の履行義務を識別し、取引価格をそれらに配分することができる。当該履行義務に関する収入は、履行義務が果たされた時(すなわち、契約した財またはサービスの支配が移転した時)に収益として認識される。

サービスの価格には、変動要素が含まれることがある。変動額は、その額を計上しても大幅な下方修正が必要とされない可能性が非常に高い場合に限り、損益計算書に認識できる。

・ 手数料

当社グループは、受取手数料および支払手数料を、下記のように損益計算書に計上する。

- 顧客が継続的にサービスを受ける状況では、サービス期間にわたって計上する。具体例を挙げると、この手数料には、サービスが継続的に提供される顧客との取引に伴う一定の手数料、融資コミットメントに伴う手数料であって、融資実行を生じさせる可能性が低いため金利差益に含まれないもの、金融担保に係る手数料、金融商品の清算手数料、信託および類似業務に関する手数料、有価証券保管手数料などが含まれる。

融資保証コミットメントに際して受け取った手数料は、当該コミットメントの当初の公正価値を表すものとみなされる。その結果生じた負債は、その後、手数料収益において、当該コミットメントの期間にわたって償却される。

- 他の状況では、サービス提供時点で計上する。具体例を挙げると、この手数料には、受け取った販売手数料、アレンジメント・サービス報酬であるローン・シンジケーション手数料、アドバイザー手数料などが含まれる。

・ その他の業務収益

不動産開発業務収益やリース契約に関連して提供したサービスからの収益は、損益計算書の「その他の業務収益」に計上される。

不動産開発業務収益に関しては、当社グループは下記のように損益計算書に計上する。

- － 履行義務によりある資産が創出または増価される状況であって、創出または増価されている当該資産について顧客が支配を獲得する状況(資産が所在する土地上で顧客が建設中の資産を支配するなど)、またはサービスを提供しても企業が他に転用できる資産が創出されず、現在までに完了した履行に対する支払いを強制できる権利が企業に付与される状況では、履行期間にわたって計上する。フランスのVEFA(将来の完成状態で販売)といった契約はこれに該当する。
- － 他の状況では完了時に計上する。

リース契約に関連して提供したサービスからの収益に関しては、当社グループはサービス提供中に(すなわち、メンテナンス契約のために生じた費用に応じて)損益計算書に計上する。

注1.e 金融資産および金融負債

保険業務に関するものを除く金融資産(注1.f参照)は、該当資産の事業モデルおよび契約上の特性に応じて、当初認識時に、償却原価で測定する金融資産、株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産または純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類される。

金融負債は、当初認識時に、償却原価で測定する金融負債または純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に分類される。

金融資産および負債は、当社グループが当該金融商品に係る契約の当事者となった時に貸借対照表に認識される。適用規則が定めている期間または関連市場では慣例となっている期間内における金融資産の購入および売却は、決済日に貸借対照表に認識される。

注1.e.1 償却原価で測定する金融資産

金融資産は、事業モデルの目的が、契約上のキャッシュ・フローを回収するために当該資産を保有することにあるという条件と、キャッシュ・フローが、元本と付帯利息に関する支払いのみで構成されているという条件の2つを満たす場合、償却原価で測定する金融資産に分類される。

・ 事業モデル要件

金融資産は、特定の事業モデル(資産の残存期間にわたり契約上の支払いを回収することを通じてキャッシュ・フローを回収するために当該資産を保有することを目的とするモデル)内で管理される。

該当金融商品の満期に近い時点で、残りの契約上のキャッシュ・フローに近い金額で行われた売却、または取引相手の信用リスクが増大したために行われた売却は、その目的が契約上のキャッシュ・フローを回収することにある事業モデル(以下、「回収目的保有事業モデル」という。)に整合する。規制要件を満たすために、または(当該資産の信用リスク増大を招かないように)信用リスクの集中を管理するために行われる売却についても、売却の頻度が低いか、または金額が僅少である場合には、この事業モデルに整合する。

・ キャッシュ・フロー要件

このキャッシュ・フロー要件は、負債性金融商品の契約条件が、元本の返済と、未払元本残高に付帯する利息の支払いのみに充てられるキャッシュ・フローを特定の日に生じさせることである場合に満たされる。

契約上の特性により、保有者が、複雑でない契約や「一般的な貸付」契約と整合しない契約上のキャッシュ・フローに係るリスクまたはその変動にさらされることとなる場合、この基準は満たされない。また、契約上のキャッシュ・フローの変動性を増大させるレバレッジが存在する場合にも、この基準は満たされない。

利息は、貨幣の時間価値や信用リスクの対価、他のリスク(流動性リスクなど)や費用(管理費など)に対する対価、また一般的な貸付契約と整合する利益マージンで構成される。マイナス利息によって、キャッシュ・フロー要件の充足に疑義が生じることはない。

貨幣の時間価値は、一般的には「金利」部分と呼ばれる利息の要素で、時間の経過のみに対する対価を提供する。金利と時間の経過の関係は、キャッシュ・フロー要件の充足に疑義を生じさせる可能性のある固有の特徴により修正されるものであってはならない。

このため、金融資産の変動金利が、金利の期間と一致しない頻度で定期的に改定されている場合、貨幣の時間価値は修正されたとみなされる可能性があり、修正の大きさによっては、キャッシュ・フロー要件が満たされなくなる可能性がある。当社グループが保有している金融資産の中には、金利改定の頻度と、指標金利またはベンチマーク金利の平均に連動している金利の満期までの期間が一致していないものがある。当社グループは、この貨幣の時間価値の修正について分析するための一貫した手法を開発した。

規制金利は、時間の経過に対する対価と概ね整合する対価を提供する場合であって、一般的な貸付契約(リブレA貯蓄口座保有者に供与される貸出など)と整合しない契約上のキャッシュ・フローに係るリスクまたはその変動にさらされない場合に、キャッシュ・フロー要件を満たす。

一部の契約条項は、キャッシュ・フローの発生時期または金額を変化させることがある。繰上償還オプションは、当該支払額が、ほぼ未払元本と付帯利息の合計額に相当する場合、契約の早期終了に対する合理的な補償が含まれている可能性があり、キャッシュ・フロー要件の充足には問題がない。具体例を挙げると、リテール顧客に対する貸出金については、6ヶ月分の利息または発行済資本の3%を限度とする補償は合理的だとみなされる。残存する契約上の貸出金のキャッシュ・フローと、満期までの残存期間が近似した類似の取引先に対する貸出または銀行間市場への再投資額との差額の割引価値に相当する数理計算上の違約金も、補償が正または負のいずれとなる場合(すなわち、「対称的な」損失補償と呼ばれる場合)であっても合理的だとみなされる。金融商品の発行体または保有者が金利を変動金利から固定金利に変更できるオプションは、固定金利が、組成時に決められた金利である場合、またはオプション行使日における、当該商品の満期までの残存期間に対応する貨幣の時間価値に相当する場合、キャッシュ・フロー要件の充足を妨げない。

原資産ポートフォリオが受け取る支払いと契約上リンクしている金融資産であって、各投資家への支払いに優先順位がついており(「トランシェ」)、その結果として信用リスクの集中を生むような特殊なケースの場合、固有の分析が実施される。トランシェの契約上の特性と、原金融商品ポートフォリオの契約上の特性は、キャッシュ・フロー要件を満たすものでなければならず、トランシェの信用リスクは、原金融商品プールの信用リスク・エクスポージャー以下でなければならない。

貸出金は、特別目的事業体に供与される場合、契約上または実質的に「ノンリコース」となる場合がある。ノンリコースとなるのは、特に、多くのプロジェクト・ファイナンスまたは資産担保ローンの場合である。これらの貸出金が、担保として機能する資産に対する直接的なエクスポージャーとならない限り、キャッシュ・フロー要件は満たされる。実務では、金融資産が明らかに元本および利息の支払額と一致するキャッシュ・フローを生み出すものであるという事実のみをもって、当該金融商品がキャッシュ・フロー要件を満たしていると結論付けるのは十分な判断とはいえない。この場合には、リミテッドリコースである特定の原資産を、「ルックスルー」アプローチを用いて分析する必要がある。これらの資産自体がキャッシュ・フロー要件を満たしていない場合には、既存の信用補完の評価を実施する必要がある。この評価においては、取引の構造や規模、当該取引における自己資金の水準、想定している返済原資、原資産のボラティリティといった要素が検討される。この分析は、当社グループが供与した「ノンリコース」ローンを対象に実施される。

「償却原価で測定する金融資産」カテゴリーには、特に、当社グループが供与する貸出金や売戻(リバース・レポ)契約、また契約上のキャッシュ・フローを回収するために当社グループの資産負債管理(ALM)トレジャリー部門が保有している有価証券であってキャッシュ・フロー要件を満たすものが含まれる。

・ 認識

金融資産は、当初認識時にその公正価値(取引に直接帰属する取引費用や、貸出金の組成に関する手数料を含む)で認識される。

その後は償却原価(過去の期間における未収利息を含み、元本の償還および利息の支払額は除く)で測定される。また、これらの金融資産については、当初認識時から、予想信用損失引当金を測定する必要もある(注1.e.5)。

利息は、契約開始時に決定された実効金利法を用いて計算される。

注1.e.2 株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産

・ 負債性金融商品

負債性金融商品は、下記の2つの基準が満たされている場合、株主資本を通じて公正価値で測定する区分に分類される。

- ― 事業モデル基準：金融資産が、契約上のキャッシュ・フローの回収と金融資産の売却の両方によりその目的が達成される事業モデル(以下、「回収売却両目的保有事業モデル」という。)のもとで保有される場合。当該回収と売却の両方は、該当事業モデルに付随する要素ではなく不可欠な要素でなければならない。

ー キャッシュ・フロー要件：原則は、償却原価で測定する金融資産に適用されるものと同じである。

特に、契約上のキャッシュ・フローを回収するか資産を売却するために当社グループのALMトレジャリー部門が保有している有価証券であって、キャッシュ・フロー要件を満たしているものは、このカテゴリーに分類される。

金融資産は、当初認識時にその公正価値(取引に直接帰属する取引費用を含む)で認識される。その後は公正価値で測定され、公正価値の変動は、株主資本内の「資本に直接認識され、純損益へ再分類される資産および負債の変動」と題された固有の勘定に認識される。またこれらの金融資産については、償却原価で測定する負債性金融商品に対するものと同じアプローチで、予想信用損失引当金を測定する必要もある。関連するリスク費用の影響額は、株主資本内の同じ固有の勘定に認識される。売却時には、それまで株主資本に認識された公正価値の変動が純損益に再振替される。

加えて利息は、契約開始時に決定された実効金利法を用いて損益計算書内に認識される。

・ 資本性金融商品

株式に代表される資本性金融商品に対する投資は、選択や個々の状況によっては、株主資本(の固有の勘定)を通じて公正価値で測定する区分に分類される。株式の売却時に、それまで資本に認識された額が純損益に再振替されることはない。配当金は、出資金の払戻しではなく投資家への報酬に相当するものに限り、純損益に認識される。これらの金融商品は減損対象とならない。

発行体に償還を請求(プッタブル)できるミューチュアル・ファンドに対する投資は、資本性金融商品の定義を満たさない。またキャッシュ・フロー要件も満たさないため、純損益を通じて公正価値で認識される。

注1.e.3 融資コミットメントおよび保証コミットメント

融資コミットメントおよび融資保証コミットメントのうち、純損益を通じて公正価値で測定するデリバティブ商品として認識されないものは、融資コミットメントおよび保証コミットメントに関する注記に表示される。これらのコミットメントについては、予想信用損失引当金を測定する必要がある。この損失引当金は、「偶発債務等引当金」に表示される。

注1.e.4 規制貯蓄預金と貸付契約

住宅財形貯蓄口座(Comptes Épargne-Logement、以下「CEL」という。)および住宅財形貯蓄制度(Plans d'Épargne Logement、以下「PEL」という。)は、フランスで販売されている公的規制リテール商品である。これは預金・貸出金一体型商品であり、預金が貸付の条件になっている。

これらの商品に関してBNPパリバは2種類の義務を負っている。つまり、契約時に政府が設定した金利で(PEL商品の場合)、または法が定める物価スライド方式に従い半年ごとに見直す金利で(CEL商品の場合)無期限に預金金利を支払う義務、および貯蓄期間に取得した権利に応じた金額を契約時に設定した金利で(PEL商品の場合)、または貯蓄期間に応じた金利で(CEL商品の場合)顧客に対して貸し付ける(顧客の選択による)義務である。

各ジェネレーション(PEL商品の場合、一つのジェネレーションはすべて同じ当初金利の商品から成り、CEL商品の場合、全CEL商品が一つのジェネレーションを構成する)に関連する当社グループの将来債務は、当該ジェネレーションのリスクにさらされている残高から将来生じる可能性のある利益を割引くことにより測定する。

リスクにさらされている残高は顧客行動の実績分析を基に推定され、次の金額と等しくなる。

- － 貸付面では、統計的に蓋然性の高い貸付残高および実際の貸付残高。
- － 貯蓄面では、統計的に蓋然性の高い残高と最低予想残高との差。条件付きでない定期預金残高を最低予想残高とみなす。

貯蓄面では、再投資金利と、再投資期間中のリスクにさらされている預金残高に対する固定預金金利との差が将来生じる利益とみなされ、貸付面では、再調達金利と、再調達期間中のリスクにさらされている貸出金残高に対する固定貸出金利との差が将来生じる利益とみなされる。

貯蓄面での再投資金利および貸付面での再調達金利は、スワップ取引のイールド・カーブ、ならびに種類および満期日が類似している金融商品の期待スプレッドから算出する。スプレッドは、貸付面の場合は固定金利住宅ローン、貯蓄面の場合はリテール商品の実勢スプレッドを基に算出する。将来の金利動向の不確実性、さらには当該金利動向が顧客行動モデルおよびリスクにさらされている残高へ及ぼす影響を反映させるため、債務の推定にはモンテカルロ法を用いている。

契約のジェネレーションごとの貯蓄・貸付に関し、当社グループの将来の想定債務合計が当社グループにとって好ましくない可能性がある場合、引当金を貸借対照表の「偶発債務等引当金」勘定で(ジェネレーション間で相殺せず)認識する。この引当金の増減は、損益計算書の受取利息として認識する。

注1.e.5 償却原価で測定する金融資産および株主資本を通じて公正価値で測定する負債性金融商品の減損

信用リスクの減損モデルは、予想信用損失に基づく。

このモデルは、償却原価で測定するか、資本を通じて公正価値で測定する貸出金および負債性金融商品、公正価値で認識されない融資コミットメントおよび融資保証契約、ならびにリース債権、売掛債権および契約資産に適用される。

・ 全般的なモデル

当社グループは、資産の当初認識以降における取引相手の信用リスクの変動と関係のある特定の状況の各々に対応する3つの「ステージ」を設けている。

- － 12ヶ月分の予想信用損失(「ステージ1」): 報告日の時点で、ある金融商品の信用リスクが、当初認識時と比べ著しく増大していない場合、この商品については、12ヶ月分の予想信用損失に相当する額(今後12ヶ月以内に生じ得る債務不履行リスクをもとに算出した額)で減損引当金が測定される。
- － 未減損資産について残存期間における予想信用損失(「ステージ2」): 金融商品の信用リスクは当初認識時と比べ著しく増大しているものの、金融資産が信用減損資産でも不良資産でもないといみなされる場合、残存期間における予想信用損失に相当する額で減損引当金が測定される。

ー 信用減損または不良金融資産について残存期間における予想信用損失(「ステージ3」):この場合も、残存期間における予想信用損失に相当する額で減損引当金が測定される。

この全般的なモデルは、IFRS第9号の減損モデルの適用対象であるすべての金融商品(ただし、購入または組成した信用減損金融資産、および後述の簡便法が用いられる金融商品は除く)に適用される。

IFRS第9号の予想信用損失アプローチは対称的であるため、過去の報告期間において残存期間における予想信用損失が認識された状況で、当報告期間において、信用リスクの著しい増大が存在しなくなったと評価された場合、減損引当金は、12ヶ月分の予想信用損失区分に戻される。

受取利息については、「ステージ1」および「ステージ2」の場合、帳簿価額総額で計算される。「ステージ3」の受取利息は償却原価(すなわち、帳簿価額総額から減損引当金控除後)で計算される。

・ 債務不履行の定義

債務不履行の定義は、バーゼル規制における債務不履行の定義と同様で、延滞期間が90日を超えると債務不履行が生じたものとみなすという反証可能な推定を伴っている。

この債務不履行の定義は、信用リスクの著しい増大の有無の評価と、予想信用損失の測定に一貫して使用される。

・ 信用減損または不良金融資産

定義

金融資産は、その予想将来キャッシュ・フローに悪影響を及ぼす1つ以上の事象が発生している場合、信用減損または不良資産として、「ステージ3」に分類される。

個々の資産レベルでは、金融資産が信用減損していることの客観的証拠には、所定の事象(すなわち、延滞期間が90日を超えている口座勘定の存在、借手の支払いが滞ったことがあるか否かにかかわらず、リスクが発生していると考えられる程深刻な資金難に借手が陥っているという認識または兆候、借手が資金難に陥っていなければ検討されなかった、貸手による借手の支払い条件に関する譲歩(詳しくは、「資金難を根拠とする金融資産のリストラクチャリング」と題されたセクションを参照))に関する観察可能なデータが含まれる。

購入または組成した信用減損金融資産に固有のケース

状況によっては、当初認識の時点で、金融資産が信用減損していることがある。

このような資産については、当初認識時の会計処理において減損引当金が認識されない。実効金利は、当初予想したキャッシュ・フローが生じる期間中の、残存期間における予想信用損失を考慮しながら計算される。当初認識以降の、残存期間における予想信用損失の上方または下方修正は、減損引当金調整として純損益に認識される。

・ 簡便法

簡便法は、当初認識以降および各報告日現在の残存期間における予想信用損失に相当する減損引当金を認識する会計処理から成る。

当社グループは、満期までの期間が12ヶ月未満の売掛債権に簡便法を適用している。

・ 信用リスクの著しい増大

信用リスクの著しい増大の有無は、合理的かつ裏付け可能なあらゆる情報を考慮し、報告日における金融商品の債務不履行リスクを、当初認識時の債務不履行リスクと比較する方法で、個別に、または(共通の信用リスク特性を有する金融商品のグループ単位で)一括して評価できる。

信用低下の有無は、当初認識日におけるデフォルト確率／格付を、報告日におけるデフォルト確率／格付と比較した結果に基づく。

また本基準によれば、契約上の支払いの延滞期間が30日を超えている場合、該当金融商品に伴う信用リスクは当初認識時と比べ著しく増大しているものとみなされるという、反証可能な推定も存在する。

消費者金融に特化した事業においては、過去12ヶ月の間に延滞が生じた場合、事後的に約定通りに返済されたものの、延滞の発生事例が存在する場合、信用リスクの増大が著しいとみなされる。

信用リスクの著しい増大の有無の評価に適用される原則は、注3.h「リスク費用」に詳しく記載されている。

・ 予想信用損失の測定

予想信用損失は、金融商品の予想残存期間中に信用損失が生じる可能性で加重された信用損失(すなわち、当該期間中におけるあらゆるキャッシュ不足額の現在価値)として定義されている。予想信用損失は、すべてのエクスポージャーを対象に個別に測定される。

実務では、ステージ1およびステージ2に分類されるエクスポージャーについて、デフォルト確率(以下「PD」という。) x デフォルト時損失率(以下「LGD」という。) x デフォルト時エクスポージャー(以下「EAD」という。)の結果をエクスポージャーの実効金利(EIR)で割り引いたものとして予想信用損失が測定される。予想信用損失は、今後12ヶ月以内に生じ得る債務不履行リスクに起因するもの(ステージ1)またはファシリティの満期までの残存期間中に生じ得る債務不履行リスクに起因するもの(ステージ2)のいずれかとなる。消費者金融に特化した事業においては、信用エクスポージャーの特異性により、使われる手法は、期限の利益の喪失に移行する可能性と、移行後の割引後損失率に基づくものとなる。これらのパラメーターの測定は、同種の母集団を対象に統計的手法で実施される。

ステージ3に分類されるエクスポージャーについては、予想信用損失は、金融商品の残存期間中におけるあらゆるキャッシュ不足額を、実効金利で割り引いた現在価値として測定される。キャッシュ不足額は、契約に従い生じる予定のキャッシュ・フローと、受け取ることができる見込みのキャッシュ・フローの差額に相当する。

開発した手法は、信用リスクに対する所要自己資本が内部格付手法(IRBA)により測定されるエクスポージャーに関する既存の概念や手法(特にバーゼル銀行監督委員会の枠組みに含まれるもの)に基づいている。この手法は、信用リスクに対する所要自己資本が標準的手法により測定されるポートフォリオにも適用される。加えて、バーゼル銀行監督委員会の枠組みも、IFRS第9号の要件(特に、将来予測的な情報の使用に関する要件)が満たされるように調整されている。

満期までの期間

金融商品の残存期間にわたり適用される、当該商品のあらゆる契約条項(繰上償還、延期および類似の選択肢に関する条項を含む)が考慮される。金融商品の予想残存期間を信頼性をもって見積れないという極めて稀なケースでは、契約の残存期間を使用しなければならない。

本基準は、予想信用損失測定時に検討すべき最大期間は最大契約期間であると定めている。しかしながら、クレジットカードのリボ払いや当座貸越については、IFRS第9号が定めている例外に従い、予想信用損失測定時に検討すべき満期までの期間は、事業体が信用リスクにさらされることとなる期間(この期間は、契約上の満期日(通知期間)以降まで延長されることがある)となる。非リテール取引相手に対するリボルビング・クレジットや当座貸越については、次の見直し日が契約上の満期日であるような場合、契約上の満期日は個別に管理されるものとしてみなされる。

デフォルト確率(PD)

デフォルト確率は、所定の期間中に債務不履行が生じる可能性の見積りである。

予想信用損失の測定には、下記の方法で1年以内のデフォルト確率と残存期間におけるデフォルト確率の両方を見積る必要がある。

- 1年以内のPDは、現状(以下、「ポイント・イン・タイム」または「PIT」という。)を反映するため、長期平均ベースの規制目的「スルー・ザ・サイクル」アプローチによるPDから導き出される。
- 残存期間におけるPDは、満期までの期間におけるエクスポージャーの予想格付変動と、関連するデフォルト確率が反映されている格付遷移マトリクスから算定される。

デフォルト時損失率(LGD)

デフォルト時損失率は、債務不履行日の実効金利(またはこれに近似する利率)を用いて割り引かれた、契約上のキャッシュ・フローと予想キャッシュ・フローの差である。LGDは、EADの一定割合として表示される。

予想キャッシュ・フローの見積りにおいては、保有担保の売却または他の信用補完が契約条項の一部であり、事業体がそれらを個別に会計処理していない場合(住宅ローンと関係のある抵当など)、当該売却から生じるキャッシュ・フロー(当該担保の取得および売却にかかる費用控除後)を考慮する。

IFRS第9号で使われるLGDは、バーゼル銀行監督委員会のLGDパラメーターに由来するものである。下振れマージンおよび保守的なマージン(特に、規制マージン)は、モデルの不確実性に係るマージンを除いて設けられない。

デフォルト時エクスポージャー(EAD)

金融商品のデフォルト時エクスポージャー(EAD)は、債務不履行発生時点における債務者の予想債務残高である。EADは、商品の種類に応じて異なる、契約に基づく償還のスケジュール、予想される繰上償還およびリボルビング・クレジット・ファシリティにおいて将来見込まれる借入実行を考慮して、償還特性の予想をもとに算定される。

将来予測的な情報

予想信用損失の額は、過去の事象、現状および合理的かつ裏付け可能な経済予測を考慮し、発生確率で加重平均されたシナリオをもとに測定される。

予想信用損失測定時の将来予測的な情報の考慮に適用される原則は、注3.h「リスク費用」に詳しく記載されている。

・ 償却

償却は、金融資産のすべてもしくは一部分を回収することが合理的に見込めなくなった場合、または当該資産のすべてもしくは一部分が債権放棄された場合に、当該資産の帳簿価額総額を減額する処理から成る。償却は、当行による債権または保証を回収するためのすべての手段が機能しなくなった場合に、通常は各法域に固有の状況に応じて計上される。

償却に伴う損失の額が損失引当金累計額を超えている場合、差額は、「リスク費用」に計上される追加の減損損失となる。金融資産(またはその一部分)がもはや貸借対照表に認識されない状況で回収が生じた場合、回収額は、「リスク費用」に減損利得として計上される。

・ 担保の担保権行使による回収

貸出金が、保証となる金融または非金融資産で担保されている状況で債務者が不履行に陥った場合、当社グループは、当該保証に付帯する担保権の行使を決定し、該当法域での規定などに従い当該資産の所有者となることができる。この場合、債務者に対する貸出金は、担保として受け取った資産の額まで償却される。

担保資産の所有権を取得した場合、当該資産は公正価値で会計処理され、その使用目的に応じて分類される。

・ 資金難を根拠とする金融資産のリストラクチャリング

借手の資金難を根拠とするリストラクチャリングとは、当社グループが、借手の資金難に関する経済的または法的理由のみを根拠に検討している、当初の取引条件の変更をいう。

金融資産の認識中止につながらないリストラクチャリングの場合、リストラクチャリング対象資産の帳簿価額総額が、当該資産の当初の実効金利で割り引かれた後の新しい予想将来キャッシュ・フローの額まで減額調整される。該当資産の帳簿価額総額の変動は、損益計算書の「リスク費用」に計上される。

その後は、リストラクチャリング後の(改変後の契約条項に基づく)債務不履行リスクと、当初認識日現在の(原契約条項の下での)債務不履行リスクを比較する方法で、金融商品に伴う信用リスクの著しい増大の有無が評価される。残存期間における予想信用損失の認識基準が満たされなくなったことを証明するには、一定の期間にわたり返済実績が良好であることを確認できないとしない。

リストラクチャリングが、実質的に異なる他の資産との部分的なまたは完全な交換(負債性金融商品と資本性金融商品の交換など)から成る場合、原資産は消却され、交換により取得した資産は、交換日の公正価値で測定される。価額の差額は、損益計算書の「リスク費用」に計上される。

借手の資金難を根拠としない金融資産取引の変更(すなわち、商業上の条件変更)は、通常、当該資産の早期繰上償還とみなされるため、当該資産の認識は中止され、新たな金融資産が市況に応じた価額で認識される。

注1.e.6 リスク費用

リスク費用には下記の損益項目が含まれる。

- － 償却原価で測定するか、株主資本を通じて公正価値で測定する負債性金融商品、公正価値で認識されない融資コミットメントおよび融資保証契約、ならびにリース債権、契約資産および売掛債権と関係のある12ヶ月分の予想信用損失および残存期間における予想信用損失(「ステージ1」および「ステージ2」)に係る損失引当金の会計処理に起因する減損利得および損失。
- － 減損の客観的証拠がある金融資産(「ステージ3」)、回収不能貸出金の償却および償却済貸出金について回収できた額に関する損失引当金の会計処理に起因する減損利得および損失。
- － 保険会社の固定利付証券のうち(IAS第39号に基づき)減損の有無が個別評価される証券に関する減損利得および損失。

リスク費用には、金融業務に固有の不正や係争に関する費用も含まれる。

注1.e.7 純損益を通じて公正価値で測定する金融商品

- ・ 純損益を通じて公正価値で測定するトレーディング・ポートフォリオおよび他の金融資産

トレーディング・ポートフォリオには、トレーディング目的で保有する金融商品(デリバティブを含む)が含まれる。

純損益を通じて公正価値で測定する他の金融資産には、「回収目的保有事業モデル」基準と「回収および売却目的保有事業モデル」基準のいずれも満たしていないか、キャッシュ・フロー要件を満たしていない負債性金融商品や、株主資本を通じて公正価値で測定する選択肢を保有していない資本性金融商品が含まれる。

これらの金融商品は、いずれも、当初認識時には、公正価値で測定され、その取引費用は純損益に直接計上される。報告日には公正価値で測定され、その変動は「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益／損失」に表示される。トレーディング勘定の取引に関連する収益、配当金および実現処分損益は、同じ損益計算書内で会計処理される。

- ・ 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融負債

金融負債は、下記の2つの状況では選択に基づきこのカテゴリーに認識される。

- － 他の状況では個別に会計処理されていた組込デリバティブを一つ以上含む複合金融商品の場合。組込デリバティブの経済特性およびリスクが、主契約の経済特性およびリスクと緊密に関連していない場合。
- － この選択により、別のカテゴリーに分類した場合に発生する資産および負債の測定や会計処理の不整合を解消または大幅に軽減できる場合。

自己の信用リスクに起因する公正価値の変動は、株主資本の固有の勘定に認識される。

注1.e.8 金融負債および資本性金融商品

発行済金融商品またはその各要素は、その法的契約の経済的実態に従い、金融負債か資本性金融商品に分類される。

当社グループが発行した金融商品は、当該商品が発行した当社グループ内の事業体が商品の保有者に対して現金または他の金融資産を引き渡す契約上の義務を負う場合に、負債商品とみなされる。当社グループが、他の企業との間で当社グループにとって潜在的に不利な条件で金融資産または金融負債を交換する、あるいは可変数量の当社グループの自己株式を引き渡す必要がある場合も同様である。

資本性金融商品は、すべての負債を控除した後の事業体の資産に対する残余持分を証する契約から生じる。

- ・ 負債証券および劣後債

負債証券および劣後債は、純損益を通じて公正価値で認識されるものでない限り、償却原価で測定される。

負債証券は、最初に取り引費用を含む発行価格で認識され、その後実効金利法を用いて償却原価で測定される。

自己株式との引換により償還可能な債券、または自己株式に転換可能な債券は、取引の当初認識時に、負債と資本の両要素を持つ複合金融商品として会計処理される。

- ・ 資本性金融商品

「自己株式」という言葉は、親会社(BNPパリバ)およびその全部連結子会社が発行した株式を意味する。新株発行に直接帰属する外部費用は、すべての関連する税金控除後に資本から控除される。

当社グループが保有する自己株式は、金庫株としても知られているが、保有の目的に関わらず、連結株主資本の部から控除される。また、そのような金融商品から発生する損益は、連結損益計算書から消去される。

当社グループがBNPパリバの独占的支配を受ける子会社発行の資本性金融商品を取得する場合、取得価格と取得した持分に対応する純資産との差額をBNPパリバの親会社株主帰属利益剰余金に計上する。同様に、そのような子会社の少数株主に付与されたプット・オプションに対応する負債およびその価値の増減は少数株主持分で相殺し、余剰があればBNPパリバの親会社株主帰属利益剰余金で相殺する。これらのオプションが行使されない限り、少数株主帰属純利益の一部は損益計算書の少数株主損益に配賦される。全部連結子会社に対する当社グループの持分の減少は、株主資本の変動として当社グループの財務諸表に認識される。

当社グループ発行の金融商品であって資本性金融商品に分類されるもの(永久最劣後債など)は、貸借対照表の「資本金および利益剰余金」に表示される。

資本性金融商品に分類される金融商品からの配当は、資本からの控除として直接認識される。同様に、資本として分類される、金融商品の取引費用は、株主資本からの控除として認識される。

自己株式デリバティブは、決済方法により次のように会計処理する。

- ー 一定額の現金その他金融資産と交換に、自己株式の一定数を現物として引き渡すことにより決済される場合には、資本性金融商品として会計処理する。この場合、そのような資本性金融商品の再評価は行わない。
- ー 現金決済の場合、または株式現物の引渡しによる決済と現金決済の選択により決済される場合には、デリバティブとして会計処理する。そのようなデリバティブの価値の増減は損益計算書に計上する。

契約により当行が自己株式を買い戻す義務(偶発債務であるか否かを問わない)を負う場合、当行は、当該債務を現在価値で認識し、株主資本にて相殺仕訳を行う。

注1.e.9 ヘッジ会計

当社グループは、IFRS第9号が定めている、将来においてマクロ・ヘッジに関する基準が施行されるまではIAS第39号のヘッジ会計要件に従うオプションを選択した。またIFRS第9号では、金融資産または負債のポートフォリオに伴う金利リスクの公正価値ヘッジについて明示していない。このため当該ポートフォリオのヘッジについては、欧州連合が採択しているIAS第39号が引き続き適用される。

ヘッジ関係の一部として契約されるデリバティブは、ヘッジの目的に合わせて指定される。

公正価値ヘッジは、特に、固定金利の資産および負債に伴う金利リスクをヘッジするため、特定された金融商品(有価証券、発行債券、貸出金および借入金)および金融商品のポートフォリオ(特に、要求払預金および固定金利貸出金)の両方に対して利用される。

キャッシュ・フロー・ヘッジは、特に、変動金利の資産および負債に伴う金利リスクをヘッジするために利用されるが、その中には借換えや可能性が非常に高い予定外貨収入の為替リスクヘッジが含まれる。

当社グループは、ヘッジの開始時に公式文書を作成している。その文書には、ヘッジ対象もしくはその一部分またはヘッジされるリスク部分が明らかにされているヘッジ関係、ヘッジ戦略およびヘッジされるリスクのタイプ、ヘッジ手段、およびヘッジ関係の有効性を評価する方法を詳述している。

当社グループは、取引の開始時およびその後少なくとも四半期ごとに、当初の文書と整合性を取りながらヘッジ関係の実際(遡及的)の有効性と予想される(将来の)有効性を評価する。遡及的な有効性のテストは、ヘッジ対象の公正価値またはキャッシュ・フローに対する、ヘッジ手段の公正価値またはキャッシュ・フローの実際の変動率が80%から125%の範囲内にあるかどうかを評価するよう設定されている。将来の有効性のテストは、デリバティブの公正価値またはキャッシュ・フローの予想される変動が、ヘッジの残存期間において、ヘッジ対象の公正価値またはキャッシュ・フローの変動を十分に相殺することが確認できるよう設定されている。可能性が非常に高い予定取引の場合、その有効性は概して類似取引の実績データに基づいて評価される。

欧州連合が採択するIAS第39号(ポートフォリオ・ヘッジに関する特定の規定を除く)に基づき、資産または負債のポートフォリオに基づく金利リスクのヘッジ関係は、下記の通り公正価値ヘッジ会計適用対象として適格である。

- － ヘッジ対象として指定したリスクは、商業銀行取引(顧客への貸出金、貯蓄預金、要求払預金)に係る金利のうち銀行間取引の金利部分に関連する金利リスクである。
- － ヘッジ対象として指定した金融商品は、各マチュリティ・バンド(満期帯)において、ヘッジ対象原資産に係る金利ギャップの一部に対応している。
- － 利用されるヘッジ手段は「プレーン・バニラ」スワップのみである。
- － 将来のヘッジの有効性は、すべてのデリバティブが開始時にヘッジ対象のポートフォリオに伴う金利リスクを軽減する効果を持つという事実に基づき確立されている。遡及的には、(貸出金の期限前償還または預金の引出しによって)その後、特に各マチュリティ・バンド(満期帯)においてヘッジ対象に不足が生じた場合、ヘッジはヘッジ会計上適格でなくなる。

デリバティブとヘッジ対象の会計処理はヘッジ戦略により異なる。

公正価値ヘッジ関係におけるデリバティブは、貸借対照表において公正価値で再測定され、公正価値の変動は損益計算書の「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益／損失」に認識され、その対となる会計処理としてヘッジ対象がヘッジリスクを反映するよう再測定される。ヘッジされた構成要素の公正価値の再測定は貸借対照表において認識されるが、特定された資産と負債のヘッジの場合にはヘッジされた項目の分類に従って認識され、ポートフォリオのヘッジ関係の場合には「金利リスクヘッジポートフォリオの再測定による調整」として認識される。

ヘッジ関係が終了する、あるいは有効性の基準をもはや満たさない場合は、ヘッジ手段はトレーディング勘定へ振り替えられ、そのカテゴリーに適用される会計処理に従って計上される。特定の固定利付証券の場合、貸借対照表で認識された再測定による調整額は当該証券の残存期間にわたって実効金利で償却される。金利リスクヘッジ対象固定利付証券ポートフォリオの場合、調整額はヘッジの当初期間の残存期間にわたって定額法で償却される。ヘッジ対象が、特に期限前償還などによって貸借対照表に表示されない場合、調整額は即時に損益計算書に計上される。

キャッシュ・フロー・ヘッジ関係の場合、デリバティブは貸借対照表にて公正価値で測定され、公正価値の変動額は、株主資本の「資本に直接認識される公正価値の変動」の独立勘定に計上される。ヘッジ期間を通じて株主資本に計上される金額は、ヘッジ対象からのキャッシュ・フローが損益に影響を与える時点で損益計算書の「正味受取利息」に振り替えられる。ヘッジ対象は、その項目が属するカテゴリーにおいて個別の会計処理に基づき、引き続き計上される。

ヘッジ関係が終了した場合、あるいは有効性の基準をもはや満たさなくなった場合、ヘッジ手段の再測定の結果として株主資本で認識された累積額は、ヘッジ取引そのものが損益に影響を与えるまで、あるいは、取引が今後発生しないことが明らかになるまで、資本に留保され、その後、損益計算書で処理される。

ヘッジ対象が存在しなくなった場合、株主資本勘定で認識した累積額を即座に損益計算書へと振り替える。

使用されるヘッジ戦略がどのようなものであっても、ヘッジの非有効部分は損益計算書の「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益／損失」に認識される。

子会社や支店に対する外貨建て純投資のヘッジは、キャッシュ・フロー・ヘッジと同じ方法で会計処理される。ヘッジ手段は、為替デリバティブまたはその他の非デリバティブ金融商品である。

注1.e.10 公正価値の決定

公正価値とは、測定日において、市場参加者間で、主要な市場または最も有利な市場における秩序ある取引が行われた場合に、資産の売却によって受け取るであろう価格または負債の移転のために支払うであろう価格をいう。

当社グループでは、金融商品の公正価値を、外部の情報源から直接取得した価格情報または評価技法のいずれかをを用いて算定している。前述の技法には、主に、一般に認められたモデル(割引キャッシュ・フロー・モデル、ブラック・ショールズ・モデル、補間法)を含むマーケット・アプローチとインカム・アプローチがある。前述の技法は、観察可能なインプットを最大限活用し、観察不能なインプットの活用を最低限に抑える技法である。前述の技法には、現在の市場の状況を反映するための調整が加えられる。また、各種評価モデルまたは当該モデルにて用いられるインプットを用いた評価では、モデル、流動性および信用リスクといったいくつかの要素が考慮されないにもかかわらず、市場参加者が、出口価格を定める際に当該要素を考慮している場合、評価調整が適宜実施される。

測定は、通常、各金融資産または金融負債単位で行うが、一定の条件を満たす場合には、ポートフォリオ・ベースでの測定も選択できる。このため当社グループでは、公正価値の算定にあたり、金融資産および金融負債、ならびに金融商品に関する会計基準の対象に含まれ、実質的に市場リスクまたは信用リスクがこれらと類似し相殺し合っている他の契約から成るグループが、文書化されているリスク管理戦略に従いネット・エクスポージャー・ベースで管理されている場合には、前述の例外的なポートフォリオ・ベースでの評価を行っている。

公正価値で測定または開示される資産および負債は、下記のような、公正価値ヒエラルキーの3つのレベルのいずれかに分類される。

- － レベル１：公正価値が、該当資産および負債の活発な市場における相場価格を用いて算定されるレベル。活発な市場の特徴には、十分な量の取引が十分な頻度で行われていることや、取引価格情報が容易に得られることなどが含まれる。
- － レベル２：公正価値が、重要なインプットが直接または間接的に観察可能な市場データであるような評価技法を用いて算定されるレベル。前述の技法は定期的に調整され、インプットは、活発な市場から得られる情報を用いて裏付けられる。
- － レベル３：該当金融商品の流動性が不足しているといった理由や、重要なモデル・リスクが存在するといった理由により、重要なインプットが観察不能か市場ベースの観察によって裏付けることができない評価技法を用いて公正価値が算定されるレベル。観察不能なインプットは、入手できる市場データが存在しないため、他の市場参加者が公正価値を測定する際に検討する独自の仮定に由来するパラメーターである。商品の流動性が不足しているかどうか、または重要なモデル・リスクの影響を受けるかどうかに関する評価は、当事者の判断事項となる。

該当資産または負債が公正価値ヒエラルキーのどのレベルに分類されるかについては、公正価値全体にとって重要なインプットが属する最低レベルをもとに決定される。

公正価値ヒエラルキーのレベル３に分類される金融商品や、レベル２に分類される若干の金融商品については、当初の認識の際に、取引価格と公正価値の間に差異が生じる場合がある。この「Day 1 利益」は繰り延べられ、評価のパラメーターが依然として観察不能であると予想される期間にわたって損益計算書に計上される。当初観察不能であったパラメーターが観察可能になった場合、または評価が活発な市場での直近の類似取引との比較によって具体化された場合、Day 1 利益の未認識部分はその時点で損益計算書に計上される。

注１.e.11 金融資産・金融負債の認識中止

・ 金融資産の認識中止

当社グループは、当該資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、または当社グループが当該金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利および当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを移転している場合、金融資産の全部または一部の認識を中止する。こうした条件が満たされない限り、当社グループは当該資産を貸借対照表上に残し、当該資産の移転により生じる債務について負債を認識する。

・ 金融負債の認識中止

当社グループは、金融負債の全額または一部が消滅する場合、当該金融負債の全部または一部の認識を中止する。

・ 有価証券売戻(リバース・レポ)／買戻(レポ)契約取引と有価証券貸付／借入取引

買戻(レポ)契約の下で一時的に売却された有価証券は、当社グループの貸借対照表のそれまでと同じ有価証券の категорияに計上される。それに対応する負債は、貸借対照表の適切な「償却原価で測定する金融負債」カテゴリーで認識するが、トレーディング目的で契約したレポ契約の場合は例外であり、対応する負債は「純損益を通じて公正価値で測定する金融負債」に認識される。

売戻(リバース・レポ)契約の下で一時的に取得した有価証券は、当社グループの貸借対照表には計上されない。これに対応する債権は、貸借対照表の適切な「償却原価で測定する金融資産」カテゴリーで認識するが、トレーディング目的で契約したレポ契約の場合は例外であり、対応する資産は「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」に認識される。

有価証券貸付取引によって、貸し付けられた有価証券の計上が取り消されることはなく、有価証券借入取引によって、借り入れられた有価証券が貸借対照表に計上されることもないが、当社グループが借入後に借入有価証券を売却した場合、借入有価証券を満期日に引き渡す債務は、貸借対照表の「純損益を通じて公正価値で測定する金融負債」に計上される。

注1.e.12 金融資産および金融負債の相殺

当社グループが認識された金額を相殺する法的に強制力のある権利を有しており、かつ、純額で決済するか、資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図を有している場合にのみ、金融資産および金融負債は相殺され、純額で貸借対照表に表示される。

買戻／売戻契約およびデリバティブのうち、会計基準に規定されている2つの要件を満たすものは貸借対照表上で相殺される。

注1.f 保険事業に特有の会計基準

全部連結子会社たる保険会社が締結した裁量権のある有配当性を有する保険契約および金融取引契約から発生する資産および負債に関連する特定の会計方針が、連結財務諸表の目的で適用されている。これらの方針はIFRS第4号に準拠している。

欧州連合が2017年11月3日に採択した、IFRS第4号「保険契約」の改訂である「IFRS第9号『金融商品』のIFRS第4号『保険契約』との適用」は、保険業務が主たる業務である企業においてはIFRS第9号の適用を2021年1月1日まで延期できると定めている⁽⁵⁾。当該延期の効果として、該当企業は、現行基準であるIAS第39号に基づく財務報告を継続できる。

この一時的なIFRS第9号の適用免除は、IASBの改訂に従い主に保険業務を手掛けているグループ企業に限り利用できるものであったが、欧州連合が採択した指令(2002/87/EC)に定められている金融コングロマリットの保険部門も利用可能主体に追加された。この適用免除には、特に、純損益を通じて公正価値で測定する金融商品以外の金融商品につき、金融コングロマリットの中の保険会社と他の会社との間での内部移転が存在しないこと、という条件が求められている。

BNPパリバ・グループは、今回の改訂を保険業務と関係のあるファンドを含むグループ内のすべての保険会社に適用しており、2020年12月31日まではIAS第39号「金融商品：認識及び測定」を適用する予定である。

その他すべての保険会社の資産および負債は、当社グループの資産および負債に一般的に適用される方針に従って処理され、連結財務諸表において該当する貸借対照表の勘定および損益計算書の勘定に含まれる。

- (5) 2019年6月26日に、IASBは、特に、IFRS第17号の強制初度適用を2022年1月1日まで延期することと、一時的なIFRS第9号の適用免除期限を2022年1月1日まで延期することを含む、「IFRS第17号の改訂」に関する公開草案を公表した。

注1.f.1 損益勘定

当社グループが発行した保険契約に基づき認識される収益および費用は、損益計算書の「保険業務収益(純額)」に表示される。

損益計算書のこの勘定には、既経過保険料、裁量権のある有配当性を有しない投資契約および他のサービスにおける純利益、(投資不動産収益ならびに株式および他の資本性金融商品における減損を含む)金融投資から生じる収益(純額)、契約に関する保険費用(保険契約者剰余金を含む)、出再保険費用(純額)、ならびに契約関連外部サービス費用(手数料を含む)が含まれる。

保険業務に関する他の収益および費用(すなわち、保険会社が計上するもの)は、その性質に従い、他の損益計算書の勘定に表示される。

注1.f.2 保険業務に係る金融投資

保険業務に係る投資には、主に下記が含まれる。

- 保険会社による金融商品への投資であって、IAS第39号の原則に従い認識されるもの。これには、保険業務(特にユニットリンク型契約)に係る責任準備金に相当する投資が含まれる。
- 公正価値がプラスのデリバティブ商品。当社グループの保険会社は、ヘッジ目的で使われるデリバティブ商品を引き受ける。
- 投資不動産
- 持分法投資
- 保険および投資契約に起因する負債について再保険会社が有する持分。

・ 金融商品に対する投資

当社グループの保険会社が保有する金融投資は、IAS第39号に定められている4カテゴリー(純損益を通じて公正価値で測定する金融資産、満期保有目的金融資産、貸出金および債権ならびに売却可能金融資産)のいずれかに分類される。

－ 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」のカテゴリーには、デリバティブおよび金融資産であって、当社グループが、IAS第39号が認めている選択に従い、当初契約時に、純損益を通じて公正価値で認識および測定することを選択したものが含まれる。

金融資産は、下記の場合に、(IAS第39号に従い)純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定することができる。

- － 他の状況では個別に会計処理されていた組込デリバティブを一つ以上含む複合金融商品の場合。組込デリバティブの経済特性およびリスクが、主契約の経済特性およびリスクと緊密に関連していない場合。
- － 公正価値オプションを使うことにより、別の会計処理カテゴリーに分類した場合に発生する資産および負債の測定や会計処理の不整合を解消または大幅に軽減できる場合。
- － 金融資産および／または金融負債のグループが公正価値ベースで管理および測定されており、リスク管理および投資戦略が適切に文書化されている場合。

保険または投資契約に関して保有している投資であって、保険契約者が金融リスクを負担するもの(ユニットリンク型契約)は、純損益を通じて公正価値で認識される。

当社グループが、重要な影響力を行使しているか共同支配している事業体における保険業務に関して実施した投資を、純損益を通じて公正価値で測定する場合、当該投資は、「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」勘定に表示される(注1.b.2参照)。

このカテゴリーに分類される金融商品は、当初に公正価値で認識され、その取引費用は損益計算書に直接認識される。

決算日には、その公正価値で評価される。

直近の評価額と比べた価額の増減、収益、配当金および実現損益は、「保険業務収益(純額)」と「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益」に表示される。

－ 貸出金および前払金

活発な市場で取引されていない固定利付または(利率が)決定可能な有価証券は、保有者が信用低下以外の理由で初期投資のほぼ全額を回収できない可能性のある有価証券を除き、「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」に分類するための条件を満たしていない場合、「貸出金および債権」に分類される。

貸出金および債権は、当初はその公正価値または同等額(一般的には、当初支払われた純額に相当する額)で認識される。

貸出金および債権は、その後、実効金利を用いて償却原価(元本の返済額および利息は除く)で測定される。

利息は実効金利法を用いて計算され、利息、取引費用および貸出金の当初の価値に含まれる手数料を含めて、「保険業務収益(純額)」と、その内訳の「償却原価で測定する金融商品に係る純利益」に表示される。

資産の取得後に生じた事象と関係のある減損の客観的証拠がある場合に認識される減損損失は、「リスク費用」に表示される。

－ 満期保有目的金融資産

満期保有目的金融資産(負債証券を含む)とは、固定の満期を有する投資であり、当社グループが満期まで保有する意思と能力を持っているものである。

このカテゴリーに分類される有価証券は、実効金利法を用いて償却原価で認識される。

これらの有価証券について受け取った利息は、「保険業務収益(純額)」と、その内訳の「償却原価で測定する金融商品に係る純利益」に表示される。資産の取得後に生じた事象と関係のある減損の客観的証拠がある場合に認識される減損損失は、「リスク費用」に表示される。

－ 売却可能金融資産

「売却可能金融資産」カテゴリーには、前掲の3カテゴリーに属さない負債または持分証券が含まれる。

売却可能のカテゴリーに含まれる資産は当初は公正価値で計上され、取引費用は金額的重要性のある場合に加算される。報告期間の末日には公正価値で評価され、(未収利息を除く)公正価値の変動は、資本の独立勘定に表示される。有価証券の売却時には、それまで資本に認識されていた未実現損益が、損益計算書の「保険業務収益(純額)」に再振替される。

負債証券について、実効金利法を用いて認識される収益、また持分証券の受取配当金および減損(有価証券評価額の著しいまたは持続的な低下が生じている場合)は、「保険業務収益(純額)」と、その内訳の「売却可能金融資産に係る純利益」に表示される。負債証券に係る減損損失は、「リスク費用」に表示される。

・ 投資不動産

投資不動産は、支配下にある保険会社および不動産会社が直接保有している建物に相当する。

投資不動産は、ユニットリンク型契約のために使われるものを除いて、取得原価で認識され、別段で説明している資産の会計処理方法に従って処理される。

ユニットリンク型契約に関して保有している投資不動産は、公正価値または同等の価額で評価され、その変動は損益計算書に認識される。

・ 持分法投資

当社グループが重要な影響力を行使しているか共同支配している事業体または不動産ファンドに対する投資であって、持分法が適用されているものは、「持分法投資」勘定に認識される。

注1.f.3 責任準備金およびその他の保険負債

「責任準備金およびその他の保険負債」項目には下記が含まれる。

- ー 保険契約者および契約の受益者に対する当社グループの契約債務。これには、重要な保険リスク(死亡リスク、長寿リスク、障害リスク、就労不能リスクなど)のある保険契約のための責任準備金や、裁量権のある有配当性を有する投資契約の保険負債であって、IFRS第4号の対象となるものが含まれる。裁量権のある有配当性条項は、保証された給付金に加えて、実現した財務成績から分配を受ける権利を生命保険契約者に提供するものである。
- ー IAS第39号の適用対象であるユニットリンク型契約(すなわち、裁量権のある有配当性を有しない投資契約)に関するその他の保険負債。
- ー 保険契約者剰余金
- ー 保険および再保険業務に起因する負債(保険契約者に対する負債を含む)。
- ー 純損益を通じて公正価値で測定する保険業務のデリバティブ金融商品であって、公正価値がマイナスのもの。当社グループの保険会社は、ヘッジ目的で使われるデリバティブ商品を引き受ける。

保険負債ではない金融負債(劣後債など)にはIAS第39号が適用される。これらは「償却原価で測定する金融負債」に表示される。

・ 裁量権のある有配当性を有する保険および再保険契約ならびに投資契約

生命保険の保証対象には、主に死亡リスク(定期生命保険、年金保険、ローンやユニットリンク型契約の最低保証額の支払)が含まれ、借入人保険に関しては、障害、就労不能および失業リスクが含まれる。

生命保険の責任準備金は、主に数理的準備金(少なくとも、保険契約の解約返戻金と保険契約者剰余金に相当する準備金)から成る。

保険契約者剰余金には、シャドウ・アカウンティングの適用によるものも含まれており、これは、主に在フランス生命保険子会社において、保険契約に基づく給付金が資産の利回りと連動している場合に、当該資産の未実現損益に対する保険契約者の持分を表すものである。この持分は、保険契約者に帰属する未実現損益の様々なシナリオによる確率論分析で算定された平均値である。

資本組入準備金は、正味実現利益の一部を繰り延べる(すなわち、適格資産のポートフォリオの最終利回りを維持する)目的で償却可能証券の売却時点で在フランス生命保険会社の個別の法定勘定において設定される。連結財務諸表において、この準備金は、使用する(取り崩す)可能性が非常に高い範囲内で、「保険契約者剰余金」として、連結貸借対照表の負債側へと再分類されている。

損害保険の責任準備金は、未経過保険料準備金(将来の期間に関連する約定保険料の一部分)および保険金請求諸手数料を含む未払保険金支払いのための準備金から成る。

報告日には、負債十分性テストが実施され、責任準備金(新契約費残高控除後)の水準が、確率論に基づく計算により導き出されたキャッシュ・フローの平均値と比較される。関連する責任準備金に対する調整があれば、当該期間の損益計算書に計上される。

シャドウ・アカウンティングで処理される資産について未実現損失が生じた場合、将来の利益に対する保険契約者の持分から控除される可能性のある額と同額の、保険契約者損失引当金が、連結貸借対照表の資産の部に認識される。保険契約者損失引当金の回復可能性は、別途認識されている保険契約者剰余金、会計処理方法の選択によりシャドウ・アカウンティングで処理されない金融資産(取得原価で測定される満期保有目的金融資産および不動産投資)に伴うキャピタル・ゲイン、および未実現損失を含んでいる資産を会社が保有する能力および意図を考慮して、将来に向かって評価される。保険契約者損失引当金は、貸借対照表の資産の部の「未収収益およびその他の資産」の対照勘定として計上される。

・ 裁量権のある有配当性を有しない投資契約

裁量権のある有配当性を有しない投資契約は、主に、裁量権のある有配当性を有する保険および投資契約の定義を満たさないユニットリンク型契約に相当する。

ユニットリンク型契約に起因する負債は、当該契約の裏付資産の決算日における公正価値を参照して測定される。

注1.g 有形固定資産および無形資産

連結貸借対照表に計上される有形固定資産および無形資産は、事業用資産と投資不動産で構成される。リース資産に関する使用权資産(注1.h.2参照)は、固定資産の中に借手が保有する類似資産と同一カテゴリーで表示される。

事業用資産には、サービスの提供に用いられるもの、あるいは管理目的で使用するものがあり、その中には当社グループがオペレーティング・リースの貸手としてリースする非財産的資産も含まれる。

投資不動産とは、賃貸料およびキャピタル・ゲインを目的として保有する不動産である。

投資不動産は取得原価で測定されるが、保険契約者がリスクを負担する保険または投資契約(ユニットリンク型契約)に相当するものについては、例外的に、純損益を通じて公正価値で測定され、貸借対照表の「保険業務に係る金融投資」(注1.f.2)に表示される。

有形固定資産および無形資産は、当初、購入価格に直接付随費用を加えた額で認識されるが、建設または改装に長い期間を要する場合には、資産が利用可能になるまでの間の借入金利息も取得原価に算入される。

BNPパリバ・グループが内部で開発したソフトウェアのうち、資産計上の基準を満たすものについては、プロジェクトに直接起因する外部費用や従業員の人件費を含む直接的な開発費が資産計上される。

当初の認識後、有形固定資産および無形資産は、取得原価から減価償却または償却累計額および減損額を差し引いた金額で測定される。

有形固定資産および無形資産の価値のうち、償却可能額は資産の残存価額控除後の金額で計算される。当社グループが貸手としてリースするオペレーティング・リースの資産だけは、残存価額があるとの前提に基づく。これは、事業で使用される有形固定資産および無形資産の耐用年数は通常、それらの経済的耐用年数と同じであるためである。

有形固定資産および無形資産は、その耐用年数にわたって定額法で減価償却または償却される。減価償却費または償却費は、損益計算書の「有形固定資産・無形資産に係る減価償却費、償却費および減損」に認識される。

資産が、一定期間ごとの入れ替えを必要とする場合がある多くの構成要素で構成されている場合、またはその用途や生み出される経済的便益率が異なる多くの構成要素で構成されている場合、各構成要素はそれぞれに適切な方法により単独で認識され、減価償却される。BNPパリバ・グループは、事業で使用される不動産および投資不動産に対し、構成要素に基づくアプローチを採用してきた。

オフィス不動産の減価償却期間は次の通りである。(主要な不動産およびその他の不動産それぞれにおける)外郭構造は80年または60年、建物の壁面は30年、一般のおよび技術的設置物は20年、備品および付属品は10年。

ソフトウェアの償却期間は種類によって異なり、インフラ開発の場合は8年まで、顧客へのサービスの提供を主な目的として開発されたものでは3年または5年となっている。

ソフトウェアの維持費用は、発生時に費用計上される。しかし、ソフトウェアの性能向上または耐用年数の延長のための費用は、取得／開発の初期コストに含まれる。

償却可能な有形固定資産および無形資産については、決算日時点で潜在的な減損の兆候がないかどうかを確認するため、減損テストを行う。非償却資産も、資金生成単位に対して割り当てられたのれんの場合と同じ方法により、少なくとも年に一度減損テストが行われる。

減損の兆候がある場合には、該当資産の新たな回収可能価額と帳簿価額を比較する。資産の減損が発見された場合、減損損失が損益計算書で認識される。この損失は、見積回収可能価額に変更があった場合、あるいは減損の兆候がなくなった場合に戻し入れが行われる。減損損失は、損益計算書の「有形固定資産・無形資産に係る減価償却費、償却費および減損」に計上される。

事業に使用される有形固定資産および無形資産の処分損益は損益計算書の「長期性資産に係る純利益」で認識される。

投資不動産の処分損益は、損益計算書の「その他の業務収益」または「その他の業務費用」で認識される。

注1.h リース

グループ会社は、リース契約において借手または貸手になることがある。

注1.h.1 当社グループの会社が貸手となる場合

当社グループが貸手の立場で契約するリース取引は、ファイナンス・リースまたはオペレーティング・リースに分類される。

・ ファイナンス・リース

ファイナンス・リースの場合、貸手は、資産の所有に伴うリスクと経済価値を実質的にすべて借手に移転する。ファイナンス・リースは、借手が資産を購入するために行った貸出金として会計処理される。

リース料の現在価値に残存価額を加えたものが、受取債権として認識される。リースによって貸手が稼得する純利益は貸出金の利息と同じであり、損益計算書の「受取利息」に計上される。リース料はリース期間にわたって分割して支払われるが、その純利益は正味リース投資未回収額に対して一定の収益率を反映したものとなるよう元本の減額部分と金利部分に配分される。使用される利率はリース上の計算利子率である。

リース債権の減損は、償却原価で測定する金融資産に適用されるものと同じ原則に基づいて判断される。

・ オペレーティング・リース

オペレーティング・リースとは、資産の所有に伴うリスクと経済価値を実質的にすべて借手に移転しないリースである。

リース資産は、貸手の貸借対照表の有形固定資産に計上され、耐用年数にわたって定額法で減価償却される。償却可能額は、リース資産の残存価額を控除している。リース料は、リース期間にわたって定額法に基づき全額損益計算書に計上される。リース料と減価償却費は、損益計算書の「その他の業務収益」および「その他の業務費用」に計上される。

注1.h.2 当社グループの会社が借手となる場合

当社グループが締結するリース契約については、期間が12ヶ月以下の契約と少額契約を除き、使用权(固定資産に表示されているリース資産に係る使用权)資産と、リース負債(リース期間にわたって支払うことになっているリース料および他の金銭の総額)が貸借対照表に認識される。使用权資産は定額法で償却され、リース負債は数理計算によりリース期間にわたって償却される。特定の重要な備品および付属品に対応する撤去費用は、当初の使用权資産の見積りと、対応する負債の引当金に含まれる。

当社グループが使用权資産およびリース負債の測定に用いている主な仮定は、以下の通りである。

- ー リース期間は、契約の解約不能期間に、当社グループが期間延長オプションを行使することが合理的に確実な場合における当該行使後の期間を加えた期間とする。フランスでは、標準的な商業リース契約は「3-6-9」契約と呼ばれており、この契約は、最初の解約不能期間が3年で、期間を3年延長できるオプションが2つ付帯している、最大使用期間が9年の契約であるため、リース期間は、その内容の評価により、3年、6年または9年となる場合がある。強制力のある期間が存在せず、黙示的に更新される契約については、終了までの期間が12ヶ月超の場合、関連する使用权資産およびリース負債は当該期間に基づき認識される。当初の強制力のある期間が少なくとも1年間あり、終了通知が送達されない限りは当該期間または別の強制力のある期間が黙示的に更新されるような契約の場合、関連する使用权資産およびリース負債は、強制力のある期間の各更新日に認識される。

- ー 使用権資産とリース負債の測定に用いる割引率は、リースの計算利率を容易に算定できる場合には当該率をもとに契約ごとに算定し、より一般的には、契約締結日における借手の追加借入利率をもとに算定する。追加借入利率は、契約の平均期間を踏まえて算定される。
- ー 契約が修正される場合、契約の新たな残存期間を考慮してリース負債が評価されるため、使用権資産とリース負債の新たな評価が行われる。

注1.i 売却目的で保有する長期性資産と非継続事業

当社グループが長期性資産または資産および負債のグループの売却を決定し、その売却が12ヶ月以内に行われる可能性が非常に高い場合、そのような資産は貸借対照表の「売却目的で保有する長期性資産」勘定に個別に表示される。それらの資産に関連する負債もまた、貸借対照表の「売却目的で保有する長期性資産関連の負債」勘定にて個別に表示される。当社グループに、子会社の支配権喪失を伴う売却計画を実行する責任があり、その売却が12ヶ月以内に行われる可能性が非常に高い場合、当該子会社の資産および負債は売却目的で保有する資産に分類される。

一旦この勘定科目に分類された後は、長期性資産および資産と負債のグループは、帳簿価額または売却費用控除後の公正価値のいずれか低い金額で評価される。

そのような資産については減価償却を行わない。長期性資産および資産と負債のグループに減損が生じた場合、減損損失が損益計算書に計上される。減損損失は戻し入れられる可能性がある。

売却目的で保有する資産と負債のグループが資金生成単位の場合は、「非継続事業」に分類される。非継続事業には、売却対象業務、活動を停止した業務、転売の意図を持ってのみ取得した子会社が含まれる。

この場合、非継続事業に関連する利益と損失は、損益計算書の「非継続事業および売却目的で保有する資産に対する税引後利益または損失」勘定に個別に表示される。この勘定には、非継続事業の税引後損益、売却費用控除後の公正価値で再測定することから生じた税引後利益または損失、および事業の売却による税引後利益または損失が含まれる。

注1.j 従業員給付

従業員給付は、次の4つのカテゴリーのいずれか1つに分類される。

- ー 給与、年次休暇、インセンティブ制度、利益配分と追加支払金といった短期給付
- ー 有給休暇、永年勤続報奨金、その他の形態による現金ベースの繰延報酬を含むその他の長期給付
- ー 解雇給付
- ー フランスの追加型銀行業界年金および退職ボーナスならびに他国の各種年金制度(これらの一部は年金ファンドが運用している)を含む退職後給付

・ 短期給付

当社グループは、従業員給付の見返りとして従業員が役務を提供した時、その給付を費用として認識する。

- ・ 長期給付

長期給付とは、短期給付、退職後給付および解雇給付以外の給付を意味する。これは特に、BNPパリバの株価と連動せず、報酬が稼得された期間の財務諸表に未払い計上される、12ヶ月を超える期間にわたって繰り延べられる報酬に関連するものである。

ここで用いられる数理計算手法は、確定給付型退職後給付制度で用いられるものと類似のものであるが、再評価項目は、資本ではなく損益計算書に認識される。

- ・ 解雇給付

解雇給付は、雇用契約の終了と引き換えに行われる従業員給付で、当社グループが法定退職年齢に達する前に雇用契約を終了させることを決定した場合、あるいは従業員が解雇給付を条件として自主退職を決意した場合に行われる従業員給付である。決算日から12ヶ月より後に支払期日が来る解雇給付は割引かれる。

- ・ 退職後給付

BNPパリバ・グループは、IFRSに基づき、確定拠出型年金制度と確定給付型年金制度を区別している。

確定拠出型年金制度は当社グループにとっての給付債務を生むものではないので、引当金を積み立てる必要はない。会計期間ごとに支払われる雇用者拠出金は費用として認識される。

確定給付型のスキームのみが当社グループにとっての給付債務を生み出す。この給付債務は引当金の形で負債として測定され、認識される。

この2つのカテゴリーへの制度の分類は制度の経済的実態に基づいて行われ、当社グループが合意した給付金を従業員に支払う法的または推定的債務を負っているかどうかを判断するための見直しが行われる。

確定給付型年金制度の下での退職後給付債務は、人口統計学および財務上の仮定を考慮した年金数理計算手法を用いて算定される。

退職後給付制度について認識される負債純額は、確定給付債務の現在価値と制度資産の公正価値の差額である。

確定給付債務の現在価値は、予測単位積増方式を用い、当社グループが採用する年金数理計算上の仮定に基づいて測定される。この方式では、各国または当社グループの各社に固有の、人口統計学的推計、従業員の定年前退職の確率、昇給率、割引率、全般的な物価上昇率といった様々なパラメーターを勘案している。

制度資産の価値が給付債務額を超える場合、将来における拠出額の減少または制度に対する拠出額の将来における一部払戻の形で当社グループに将来の経済的利益をもたらすものならば、資産として認識される。

損益計算書の「給与および従業員給付」に認識されている確定給付制度に関する年間費用には、当期勤務費用(提供した役務と引き換えに当期中に確定した各従業員の権利)、確定給付負債(資産)の純額の割引による影響額と連動する正味利息、制度の変更または縮小に起因する過去勤務費用、および制度清算の影響額が含まれる。

確定給付負債(資産)の純額の再測定結果は、株主資本に認識され、損益へ再分類されることはない。これらには、年金数理計算上の差異、制度資産に係る収益および資産上限額の影響の変動(確定給付負債／資産に係る利息純額に含まれる額は除く)が含まれる。

注1.k 株式報酬

株式報酬取引とは、当社グループが発行した株式に基づく報酬であり、株式またはBNPパリバの株価に連動した現金支払いを受け取る形で決済される。

IFRS第2号は、2002年11月7日より後に付与された株式報酬を費用として認識するよう求めている。認識された金額は、従業員へ付与される株式報酬の価額である。

当社グループは、株式予約権方式による従業員ストック・オプション制度および繰延株式または株価連動型現金決済の報酬制度を提供している。また従業員は、株式を特定期間売却しないことを条件にBNPパリバが特別に発行する株式を割引価格で購入することもできる。

・ スtock・オプションおよび株式報酬制度

ストック・オプションおよび株式報酬制度に関連する費用は、給付が被付与者の継続的雇用を条件とする場合には権利確定期間にわたって認識される。

ストック・オプションおよび株式報酬費用は、給与および従業員給付費用に計上され、対応する調整が株主資本に対して行われる。この費用は、付与日に取締役会が決定する、制度の全体的な価値に基づいて計算される。

制度に係る金融商品の市場価格が入手できない場合には、BNPパリバの株価に関連する業績条件を考慮する財務評価モデルが使用される。制度に係る報酬費用総額は、付与するオプションまたは株式報酬の単価に、権利確定期間の最終時点で権利が確定したオプションまたは株式報酬の見積数量を掛けることで計算されるが、その際には、被付与者の継続的雇用という条件が考慮される。

権利確定期間に前提条件が変更され、その結果、費用の再測定が必要となる場合があるが、これらの前提条件とは、従業員が当社グループを退職する可能性に関連するものと、BNPパリバの株価に連動しない業績条件に関連するもののみに限られる。

・ **株価連動型現金決済繰延報酬制度**

この制度に関連する費用は、従業員が対応する役務を提供した年度において認識される。

株式に基づく変動報酬の支払いが、権利確定日現在で対象従業員の雇用が続いていることを明示的な条件としている場合、役務は、権利確定期間中に提供されたものとみなされ、対応する報酬費用は、当該期間にわたって比例配分で認識される。当該費用は給与および従業員給付費用に認識され、対応する負債が貸借対照表に認識される。この額は、雇用継続条件または業績条件の充足状況や、BNPパリバの株価の変動を考慮して見直される。

雇用継続条件がない場合、費用は繰り延べられずに即時に認識され、対応する負債が貸借対照表に認識される。この額は、業績条件やBNPパリバの株価の変動を考慮して、決済までの各報告日において見直される。

注1.l 負債として計上される引当金

負債として計上される引当金(金融商品、従業員給付、保険契約に係るものを除く)は、主に事業再編、請求と訴訟、罰金や違約金に関連するものである。

引当金は、過去の事象に起因する債務を決済するために経済的便益を持つ資源の流出が必要となる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識される。そのような債務額は、割引の影響が重要な場合には、引当金の額の決定時に割引かれる。

注1.m 当期および繰延税金

当期法人税の課税額は、利益が生み出された会計期間に当社グループが業務を展開した各国において有効な税法と税率に基づいて決定される。

繰延税金は、資産または負債の貸借対照表上の帳簿価額と税務基準額との間に一時差異が発生した場合に認識される。

繰延税金負債は、すべての将来加算一時差異について認識されるが、以下のものはその例外となる。

- － のれんの当初の認識額に関する一時差異
- － 当社グループが一時差異を解消する時期をコントロールでき、一時差異が予測可能な期間内には解消しない可能性が高い場合で、当社グループが単独でまたは第三者と共同で支配している企業に対する投資において発生した一時差異

繰延税金資産は、対象会社が、将来、一時差異および税務上の欠損金と相殺可能な課税所得を生み出す可能性が高い場合にのみ、すべての将来減算一時差異と未使用の繰越欠損金について認識される。

繰延税金資産と負債は、負債法を用い、繰延税金資産が実現するか繰延税金負債が解消される期間に適用されることが予想される税率を用い、当該会計期間の決算日までに制定された(または制定される予定の)税率および税法に基づいて測定される。これらは割引されない。

繰延税金資産と負債は、同じ納税グループ内で発生する場合、単独の税務当局の管轄下の場合、および相殺できる法的権利が存在する場合に互いに相殺される。

法人所得税務処理に関する不確実性の評価については、当社グループは以下のアプローチを採用している。

- ー 当社グループは、税務当局が不確実な税務処理を認める可能性が高いかどうかを評価する。
- ー 最も可能性の高い金額(より発生可能性の高い額)または期待額(確率加重された額の合計)のいずれかを考慮する形で、課税所得(損失)を算定する際に不確実性の影響を反映させる。

当期および繰延税金は、損益計算書で税金収益または税金費用として認識されるが、株主資本に直接認識される取引または事象と関係のある当該税金は、株主資本に認識される。これは特に、当社グループが発行した、資本性金融商品として適格な金融商品(永久最劣後債など)について支払う利息の税効果に関する。

債権および有価証券からの収益に係る税額控除が当期の未払法人税の決済に利用された場合、当該税額控除はそれらが関連する収益と同じ項目で認識される。対応する税金費用は損益計算書の「法人税」に引き続き計上される。

注1.n キャッシュ・フロー計算書

現金および現金同等物の残高は、現金および中央銀行預金正味残高、また銀行間コールローンおよび要求払預金の正味残高で構成される。

営業活動に関連する現金および現金同等物の増減は、保険業務に係る金融投資および譲渡性預金に関連するものを含む、当社グループの業務により生じたキャッシュ・フローを反映している。

投資活動に関連する現金および現金同等物の増減は、連結グループに含まれている子会社、関連会社または共同支配企業の買収および処分、ならびに有形固定資産(投資不動産およびオペレーティング・リースとして保有されている不動産を除く)の取得および売却により生じたキャッシュ・フローを反映している。

財務活動に関連する現金および現金同等物の増減は、株主との取引、債券および劣後債に関連するキャッシュ・フロー、および負債証券(譲渡性預金を除く)により生じたキャッシュ・インフローおよびアウトフローを反映している。

注1.o 財務諸表作成における見積りの利用

財務諸表を作成する際に、中核事業や本社機能の管理者は、損益計算書の損益勘定および貸借対照表の資産・負債勘定の測定、ならびに財務諸表に対する注記で開示される情報に反映される仮定や見積りを行うことが要求されている。担当管理者は、判断および見積りに当たり、財務諸表の作成日現在入手可能な情報を利用することを要求される。また、管理者が見積りを行った場合、将来の実績は、主に市況などにより、見積りと大幅に異なることがある。これにより財務諸表に重要な影響が及ぶ可能性がある。

これは、特に次の点について当てはまる。

- ー 特定の金融資産のキャッシュ・フロー要件の分析
- ー 予想信用損失の測定。これは、特に、信用リスクの著しい増大の有無の評価、予想信用損失の測定に用いるモデルや仮定、様々な経済的シナリオやそれらへの重み付けに係る判断に適用される。

- － 条件変更貸付金を貸借対照表に認識し続けるべきか、認識を中止すべきかについて評価するための当該貸付金の分析
- － 活発な市場の評価、「資本を通じて公正価値で測定する金融商品」または「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品」に分類される公表価格のない金融商品(資産であるか負債であるかは問わない)の公正価値測定の内部開発モデルの使用、および(より一般的には)公正価値による開示要件の対象となる金融商品の公正価値の計算
- － 金融商品の市場価格に伴う各種市場リスクの感応度や、財務諸表の注記に開示されている主要な観察不能インプットに対するこれらの評価の感応度を評価するために適用された仮定
- － 特定のデリバティブをキャッシュ・フロー・ヘッジ手段として指定したことの適切性およびヘッジの有効性の測定
- － 無形資産に対し行われる減損テスト
- － 繰延税金資産
- － 保険責任準備金および保険契約者剰余金の見積り
- － 法人所得税務処理に関する不確実性やその他の偶発債務等引当金の測定。特に、様々な調査や訴訟が進行している現状では、その結果や潜在的な影響を予測するのが難しい。引当金の見積りは、財務諸表作成日の時点で入手可能なあらゆる情報を考慮して策定しており、この情報には、特に、係争の性質、根底にある事実、進行中の法的手続、類似した事案に関するものを含む裁判所の判決が含まれている。当社グループは、専門家や独立顧問弁護士の意見も踏まえて判断を下している。

[次へ](#)

注2. IFRS第16号の初度適用の影響

2019年1月1日から、BNPパリバ・グループは、新しい会計基準であるIFRS第16号「リース」を適用した。当社グループは、簡便な移行法である修正遡及アプローチを適用して新基準適用による累積的な影響額を資本に含めると決定した。これによる資本への影響額は、下記の差に相当する額である。

- － 契約の当初から新基準を適用していたと仮定して計算した、新基準初度適用日における使用権資産およびその償却額の割引後の(現在)価値
- － 新基準初度適用日におけるリース負債の割引後の(現在)価値

使用権資産とリース負債の測定に適用された割引率は、新基準初度適用日における各契約の満期までの残存期間に基づく追加借入利率である。2019年1月1日時点で使用されている平均割引率は1.96%である。

当社グループは、簡便な移行法である修正遡及アプローチを適用する際に、新基準が認めている主要な簡便的測定法(特に、移行日から12ヶ月以内に満了するリース契約の使用権資産については会計処理しないこと)を適用した。

本基準を適用する一環として、当社グループは、リース資産に係る使用権を特定した。契約に基づき、一定の期間にわたって特定の資産の使用を支配できる権利が対価と引き換えに借手に付与される場合、当該資産はリースされているものとみなされる。当社グループは、それぞれのケースにおいて、以下の点を評価した：

- － 契約日時点で貸手が実質的な差替権を有していないことを前提とした、資産の識別可能性。
- － 貸手が、該当資産の使用から生じる経済的便益の実質的にすべてを享受する権利と、その使用について決定する能力を有することを前提とした、資産の実効支配性。

リースに、役務の提供に代表されるリース以外の要素も含まれている場合、当社グループは、使用権を評価する際に、リースの要素に相当する部分のみを考慮する。リースの要素またはリース以外の要素の識別は、個々の契約額または他の観察可能かつ比較可能な情報をもとに実施される。

リース負債の計算については、当社グループは下記の要素の額から付加価値税額を除いた額を負債としている。

- － 固定リース料
- － 建設費指数に代表される特定の指数または特定の金利に連動する変動リース料
- － 残価保証の支払見込額、購入オプションの行使価格および早期解約違約金の総額

リース資産の利用水準または実績に連動するリース料は、リース負債の計算に含めていない。

認識されているリース契約は、基本的には不動産リースであるが、コンピューター機器および銀行業務用機器のリースや自動車リースも若干存在する。不動産リースは、リテール・バンキング事業に対する代理店のリースか、フランス国内外で(オフィスビル、本社などとして)使用される営業店のリースのいずれかである。

当社グループは、IAS第12号「法人所得税」の第15項および第24項が認めている、繰延税金資産(DTA)および繰延税金負債(DTL)の当初認識免除を適用しないことを選択した。このため、個々の繰延税金資産および繰延税金負債は、借手の貸借対照表における使用権資産およびリース負債の額に関して計上される。

貸借対照表に対しては、主に、資本が146百万ユーロ(税引後)減少したという影響、固定資産が3,357百万ユーロ増加したという影響、3,568百万ユーロのリース負債が認識されたという影響、また繰延税金資産が45百万ユーロ増加したという影響(注1. m「当期および繰延税金」に詳しく記載されている原則に基づくDTAとDTLの相殺後の影響)が及んだ。

以下の表は、IFRS第16号初度適用により影響を受けた貸借対照表勘定を表している。

(単位：百万ユーロ)	2018年 12月31日現在	IFRS第16号適用の 影響	2019年 1月1日現在
資産			
当期および繰延税金資産	7,220	45	7,265
未収収益およびその他の資産	103,346	7	103,353
有形固定資産および投資不動産	26,652	3,357	30,009
内、総額	42,006	6,639	48,645
内、減価償却累計額、償却費および減損	(15,354)	(3,282)	(18,636)
資産への影響額合計		3,409	
負債			
金融機関預金	78,915	(11)	78,904
当期および繰延税金負債	2,255	(2)	2,253
未払費用およびその他の負債	89,562	3,568	93,130
負債への影響額合計		3,555	
資本			
株主資本	101,467	(141)	101,326
少数株主持分	4,259	(5)	4,254
資本への影響額合計		(146)	
負債および資本への影響額合計		3,409	

[前へ](#)

[次へ](#)

注3. 2019年12月31日終了事業年度における損益計算書に対する注記

注3.a 正味受取利息

BNPパリバ・グループは、償却原価で測定する金融商品や、資本を通じて公正価値で測定する金融商品から生じ、実効金利法を用いて算定されるすべての収益および費用(利息、手数料および取引費用)を、「受取利息」および「支払利息」に含めている。

これらの項目には、非トレーディング金融商品であって、その特徴により償却原価で認識することも、資本を通じて公正価値で認識することもできない商品に係る受取利息および支払利息や、当社グループが純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融商品に係る受取利息および支払利息も含まれる。純損益を通じて公正価値で測定する金融商品の公正価値の変動(未収／未払利息を除く)は、「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益」に認識されている。

公正価値ヘッジとして会計処理されているデリバティブに係る受取利息および支払利息は、ヘッジ対象から生じた収益に含まれている。同様に、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した取引のヘッジに使用されるデリバティブから生じる受取利息および支払利息は、原取引に関連する受取利息および支払利息と同じ勘定に配賦される。

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日 終了事業年度			2018年12月31日 終了事業年度		
	収益	費用	純額	収益	費用	純額
償却原価で測定する金融商品	30,715	(12,278)	18,437	29,115	(10,482)	18,633
預金、貸出金および借入金	27,790	(9,083)	18,707	26,957	(8,069)	18,888
買戻／売戻契約	186	(88)	98	152	(59)	93
ファイナンス・リース	1,398	(86)	1,312	1,312	(73)	1,239
負債証券	1,341		1,341	694		694
発行済負債証券および劣後債		(3,021)	(3,021)		(2,281)	(2,281)
資本を通じて公正価値で測定する金融商品	1,076	-	1,076	965	-	965
負債証券	1,076		1,076	965		965
純損益を通じて公正価値で測定する金融商品 (トレーディング目的有価証券は除く)	63	(347)	(284)	42	(442)	(400)
キャッシュ・フロー・ヘッジ手段	2,746	(1,159)	1,587	2,941	(1,369)	1,572
金利ポートフォリオ・ヘッジ手段	2,727	(2,349)	378	2,660	(2,368)	292
リース負債	-	(67)	(67)			
受取(支払)利息合計	37,327	(16,200)	21,127	35,723	(14,661)	21,062

個別に減損が認識された貸出金に係る受取利息は、2019年12月31日終了事業年度は432百万ユーロで、2018年12月31日終了事業年度は454百万ユーロであった。

注3.b 受取手数料および支払手数料

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日 終了事業年度			2018年12月31日 終了事業年度		
	収益	費用	純額	収益	費用	純額
顧客取引	4,535	(1,246)	3,289	4,406	(1,157)	3,249
有価証券およびデリバティブ取引	1,751	(1,283)	468	1,729	(1,187)	542
融資コミットメントおよび保証コミットメント	1,276	(59)	1,217	1,102	(44)	1,058
アセット・マネジメントおよびその他サービス	4,769	(288)	4,481	4,723	(246)	4,477
その他	934	(1,024)	(90)	965	(1,084)	(119)
受取／支払手数料	13,265	(3,900)	9,365	12,925	(3,718)	9,207
内、当社グループが、クライアント、信託、年金、および個人向けリスク保険ファンドまたはその他の機関に代わり資産を保有または投資する際の媒体となる、信託および類似活動に関連した正味受取手数料	2,753	(210)	2,543	2,834	(261)	2,573
内、純損益を通じて公正価値で測定しない金融商品に係る受取手数料および支払手数料	3,105	(490)	2,615	3,005	(427)	2,578

注3.c 純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益

純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益には、トレーディング目的で保有されている金融商品、当社グループが、資本を通じて公正価値で測定することを選択しなかった非トレーディング資本性金融商品、当社グループが純損益を通じて公正価値で測定する金融商品として指定した金融商品、ならびに負債性金融商品であって、そのキャッシュ・フローが元本の返済と付帯利息のみではないものや、その事業モデルの目的がキャッシュ・フローの回収またはキャッシュ・フローの回収と資産の売却ではないものに関連するすべての損益項目が含まれている。

これらの収益項目には、これらの金融商品に係る配当金は含まれているが、純損益を通じて公正価値で測定する金融商品、ならびに金融商品であって、そのキャッシュ・フローが元本の返済と付帯利息のみにでないものや、その事業モデルの目的がキャッシュ・フローの回収またはキャッシュ・フローの回収と資産の売却ではないもの(これらは「正味受取利息」に表示されている、(注3.a)参照)からの受取利息および支払利息は含まれていない。

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日 終了事業年度	2018年12月31日 終了事業年度
トレーディング目的で保有されている金融商品	11,768	(1,470)
金利および信用商品	7,489	1,975
資本性金融商品	3,562	(2,926)
外国為替金融商品	2,203	1,432
貸出金および売戻契約	(1,573)	(1,126)
その他の金融商品	87	(825)
純損益を通じて公正価値で測定するものとして 指定した金融商品	(5,217)	6,756
純損益を通じて公正価値で測定するその他の金融商品	585	533
負債性金融商品	5	(38)
資本性金融商品	580	571
ヘッジ会計の影響	(25)	(11)
公正価値ヘッジ手段たるデリバティブ	1,014	134
公正価値ヘッジのヘッジ対象	(1,039)	(145)
純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る 純利益	7,111	5,808

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融商品に係る損益は、主に、価値の増減が、経済的ヘッジ手段たるトレーディング目的で保有されているデリバティブの価値増減により相殺されうる金融商品に関連するものである。

2019年度および2018年度のトレーディング目的でほううされている金融商品に係る純利益には、キャッシュ・フロー・ヘッジの非有効部分に関連した重要性のない金額が含まれている。

ヘッジの非有効性は、特にヘッジ対象とヘッジ手段の期間の不整合(金利改定の頻度や時期、支払いの頻度および割引係数などの不整合)、またはヘッジ関係開始日の時点でヘッジ手段であるデリバティブの公正価値がゼロ以外の場合により生じるヘッジ手段とヘッジ対象の間での差異が原因で生じる可能性がある。ヘッジ手段であるデリバティブに適用される信用評価調整も、非有効性の原因となっている。

これまでは資本に認識されており、2019年度においては損益計算書に振り替えられた、キャッシュ・フロー・ヘッジの中止に関係する公正価値変動の累計額には、ヘッジ対象が存在しなくなったかどうかにかかわらず、重要性はなかった。

注3.d 資本を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日 終了事業年度	2018年12月31日 終了事業年度
負債性金融商品に係る純利益 ⁽¹⁾	234	213
資本性金融商品に係る受取配当金	116	102
資本を通じて公正価値で測定する金融商品に係る 純利益	350	315

⁽¹⁾ 負債性金融商品からの受取利息は「正味受取利息」(注3.a)に含まれ、発行体の債務不履行の可能性に関連する減損損失は「リスク費用」(注3.h)に含まれている。

過年度には「資本に直接認識され、純損益へ再分類される可能性のある資産および負債の変動」に計上され、税引前当期純利益に含まれていた負債証券に係る未実現損益は、2019年12月31日終了事業年度は194百万ユーロ(2018年12月31日終了事業年度は110百万ユーロ)の利益であった。

注3.e 保険業務収益(純額)

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日 終了事業年度	2018年12月31日 終了事業年度
既経過保険料	24,183	27,026
裁量権のある有配当性を有する投資契約および 他のサービスからの純利益	32	29
金融投資から生じる収益／(費用)(純額)	14,858	(2,133)
契約に関する保険費用	(32,423)	(18,487)
出再保険費用(純額)	(118)	(267)
保険金給付費用	(2,095)	(2,104)
保険業務収益(純額)	4,437	4,064

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日 終了事業年度	2018年12月31日 終了事業年度
売却可能金融資産に係る純利益	3,273	3,501
受取利息および配当金	3,040	3,109
減損引当金繰入額	(160)	(33)
処分益純額	393	425
純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る 純利益／(損失)	11,278	(6,002)
償却原価で測定する金融商品に係る純利益	106	213
投資不動産収益	200	155
持分法投資収益に対する持分	5	7
その他の費用	(4)	(7)
金融商品から生じる投資収益／(費用)(純額)	14,858	(2,133)

注3.f その他の業務収益(純額)

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日 終了事業年度			2018年12月31日 終了事業年度		
	収益	費用	純額	収益	費用	純額
投資不動産収益(純額)	155	(34)	121	165	(69)	96
オペレーティング・リースの下で保有される リース資産収益(純額)	10,648	(9,090)	1,558	9,845	(8,406)	1,439
不動産開発業務収益(純額)	1,069	(867)	202	898	(676)	222
その他の収益(純額)	1,630	(1,307)	323	1,416	(1,108)	308
その他の業務収益(純額)合計	13,502	(11,298)	2,204	12,324	(10,259)	2,065

注3.g その他の営業費用

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日 終了事業年度	2018年12月31日 終了事業年度
外部サービスおよびその他の営業費用	(9,495)	(10,498)
税金および拠出額 ⁽¹⁾	(1,844)	(1,792)
その他の営業費用合計	(11,339)	(12,290)

(1) 例外的な拠出額を含んだ欧州破綻処理基金への拠出額であり2019年12月31日終了事業年度は646百万ユーロ、2018年12月31日終了事業年度は607百万ユーロであった。

注3.h リスク費用

当社グループが使用しており、注1.e.5に記載されている全般的な減損モデルは、下記のような2段階の作業に基づくものである。

- ・ 信用リスクが当初認識時と比べ著しく増大していないかどうか評価する作業。
- ・ 12ヶ月の予想信用損失または残存期間における予想信用損失のいずれか(すなわち、満期時の予想損失)として減損引当金を測定する作業。

両段階の作業は、将来予測的な情報をもとに実施しなければならない。

・ 信用リスクの著しい増大

信用リスクの増大の評価は、エクスポージャーの性質や取引相手の種類に応じて変化する指標や基準値をもとに金融商品レベルで実施される。

当社グループが使用している内部信用格付手法は、包括登録書類第5章「第3の柱」(セクション5.4「信用リスク」)に記載されている。

ー ホールセール(法人／金融機関／国家)および債券

信用リスクの増大の評価に用いられる指標は、ファシリティの債務者に係る内部の取引相手格付である。

組成時の取引先格付と報告日現在の当該格付の差が3ノッチまたはそれを超えている(4-から5-に悪化しているなど)場合、信用の質の低下が著しいとみなされ、そのファシリティはステージ2に分類される。

低リスク商品についてIFRS第9号が認めている実務的簡便法(すなわち、この方法では、報告日現在で投資適格格付の債券はステージ1に分類され、報告日現在で投資不適格格付の債券はステージ2に分類される)は、取得日の時点で格付が入手できない負債証券に限り使用される。

ー SMEコーポレート・ファシリティおよびリテール

SMEコーポレート・エクスポージャーに関しても、信用リスクの増大の評価に用いられる指標は、ファシリティの債務者に係る内部の取引先格付である。用いられる格付システムにおける変動がより大きいため、組成時の取引先格付と報告日現在の当該格付の差が6ノッチまたはそれを超えている場合、信用の質の低下が著しいとみなされ、そのファシリティはステージ2に分類される。

リテール・エクスポージャーについては、信用リスクの増大の評価において、下記の２種類の代替指標が考慮される。

- ・ デフォルト確率(PD)：１年以内のデフォルト確率の変動は、残存期間におけるデフォルト確率の変動の合理的近似値とみなされる。報告日における１年以内のPDと組成時における１年以内のPDの比率が４倍を超えている場合、信用の質の低下が著しいとみなされ、そのファシリティはステージ２に分類される。
- ・ 過去12ヶ月の間に発生した延滞の存在：消費者金融に特化した事業においては、過去12ヶ月の間に延滞の発生事例が存在する場合、事後的には約定通りに返済された場合であったとしても、信用リスクの増大が著しいとみなされ、そのファシリティはステージ２に分類される。

さらに、どのポートフォリオ(消費者金融に特化した事業は除く)についても、

- ・ 報告日における格付が４-以上である(または１年以内のPDが0.25%以下である)場合、このゾーンにおける格下げと関係のあるPDの変動は僅少であり、「著しい」とはみなされないため、ファシリティはステージ１に分類される。
- ・ 報告日における格付が９+以下である(または１年以内のPDが10%を超えている)場合、信用組成の観点から当社グループの実務を検討し信用リスクの増大が著しいとみなされれば、(ファシリティの信用が減損していない限り)ステージ２に分類される。

バックストップとして、資産の延滞期間が30日に達すると、当初認識後に信用リスクが著しく増大したとみなされるため、当該資産はステージ２に分類される。

・ 将来予測的な情報

当社グループは、信用リスクの著しい増大を評価する場合と、予想信用損失(ECL)を測定する場合の双方において、将来予測的な情報を検討する。

信用リスクの著しい増大の評価については、当初認識時と報告日のリスク・パラメーターの比較結果をもとに判断するという原則(「信用リスクの著しい増大」セクションを参照)では判断できない場合、信用リスクが著しく増大しているかどうかの判断は、よりシステミックな将来予測的要因(マクロ経済要因、セクター要因または地域的リスク要因)の検討結果により補完され、一部のエクスポージャーに伴う信用リスクを増大させる可能性がある。これらの要因を検討すると、ステージ２への分類基準が厳格化されるため、これらのリスク要因の影響を受けやすいとみなされるエクスポージャーに係るECLの額が増加する。

予想信用損失の測定に関しては、当社グループは、今後見込まれる経済情勢を幅広くカバーした、下記３種類のマクロ経済シナリオを地域別に使用する。

- ・ ベースライン・シナリオ：予算編成に用いているシナリオと同じもの。
- ・ 悪化シナリオ：当社グループが四半期ごとのストレス・テストで使用しているシナリオと同じもの。
- ・ 好転シナリオ：経済情勢が予想より好転した場合の状況を捕捉できるシナリオ。

マクロ経済シナリオとECL測定の関係は、主に、デフォルト確率のモデル化や、内部格付(またはリスク・パラメーター)に基づく遷移マトリクスの変形を用いて表現されている。これらのシナリオに基づき算定されたデフォルト確率は、各シナリオにおける予想信用損失の測定に用いられている。

各シナリオの下での予想信用損失に係る確率加重は、下記のように実施される。

- ・ ベースライン・シナリオについては50%。
- ・ 悪化／好転シナリオに係る確率加重の係数は、クレジット・サイクルにおける位置との関係を用いて計算される。このアプローチでは、経済が目覚ましい拡大を遂げている場合、経済が悪化する可能性に備え、悪化シナリオには、経済成長がより低調な期間中の場合よりも高い確率加重係数が割り当てられる。

加えて、適切な場合、ECL測定においては、資産が売却されるシナリオも考慮され得る。

－ マクロ経済シナリオ：

使用する3種類のマクロ経済シナリオは、3年間で定義される。これらは、

- ・ 予測期間中における最も可能性の高い経済動向が織り込まれているベースライン・シナリオ。このシナリオは、四半期ごとに更新される。このシナリオは、当社グループの経済調査部門(Economic Research)が、当社グループ内の様々な専門家と協力して策定する。当社グループの主要市場について、信用ストレス・テスト手続の下流で使われているリスク・パラメーター・モデル用のリスク要因である、主要なマクロ経済変数(GDPやその要素、失業率、消費者物価指数、金利、外国為替相場、原油価格、不動産価格など)を通じて予測が提示される。
- ・ ベースライン・シナリオの経済を悪化させるいくつかのリスクの顕在化がもたらす影響(経済動向をより悪化させる結果となる影響)が織り込まれている悪化シナリオ。経済悪化の起点となるのはGDPショックである。このショックは様々な大きさで適用されるが、経済危機が世界経済同時危機だと考えられる場合には、すべての経済に同時に適用される。これらの仮定は、概して、規制当局が提案しているものと同じである。他の変数(失業率、物価上昇率、金利)については、計量経済学との関係や専門家の判断をもとに適用される。
- ・ 経済を上振れさせるいくつかのリスクの顕在化がもたらす影響(経済動向をより好転させる結果となる影響)が織り込まれている好転シナリオ。偏りのない引当金を見積るため、好転シナリオは、GDP成長(サイクル中の平均)に対するショックの蓋然性が、悪化シナリオにおける当該ショックの蓋然性と同じになるように策定される。好転シナリオにおけるGDPショックの大きさは、通常、悪化シナリオにおけるGDPショックの大きさの80%～95%となる。他の変数(失業率、物価上昇率、金利)については、悪化シナリオと同じ方法で適用される。

悪化シナリオは、経済を下振れさせるいくつかのリスクが顕在化し、経済動向が、ベースライン・シナリオにおける動向よりも悪化することを前提とするシナリオである。2019年12月31日現在の悪化シナリオに用いられている前提は、以下のとおりである。

- ・ 米中貿易摩擦が国際貿易に悪影響をもたらし、金融市場にもその影響が及ぶという前提。
- ・ ブレグジット関連リスク：英国と欧州連合の今後の関係に適用される条件に関する不確実性が低減されないという前提。投資や消費に影響を及ぼす不確実性がより高まること、商業活動の勢いがより弱まること、金融市場において緊張が高まること、また不動産市場に悪影響が及ぶことにより、英国が一部の分野において生じる混乱を被るという前提。ブレグジットがもたらす悪影響がユーロ圏にも及ぶという前提。

- ・ ユーロ圏において公的財政に関する緊張が高まる可能性：経済活動の停滞により、一部の国で公的債務の比率が高まるという前提。
- ・ 一部の株式市場や不動産市場が大きな調整局面に入る：成長サイクルの鈍化を伴う調整局面入りに伴い、一部の市場に影響が及ぶという前提。
- ・ 地政学的リスク：中東での緊張の高まりが、原材料価格や景況感に影響を及ぼしながら、価格ショックを伴ってグローバル経済に影響を及ぼすという前提。
- ・ 新興市場における難局：対ドル相場に起因して、一部の新興市場において、国内経済の不均衡、国家レベルでの政変および国際関係の崩壊が生じるという前提。場合によっては、現在の見積りより大きな影響が経済活動にもたらされるという前提。
- ・ 中国における景気減退：中国における、想定よりも著しい景気減退、または公的財政に関する各比率や国外販売水準のさらなる低下が、世界各地の金融市場に影響を及ぼし、国際貿易や原材料価格にも影響をもたらすという前提。

悪化シナリオがOECD加盟諸国のGDP成長率に及ぼす影響は、3年後におけるベースライン・シナリオとの比較値に反映されている。国に応じて異なるこの値には、-6%～-12%の幅があり、特に、ユーロ圏における成長率に関しては平均で-7%となっており、米国における成長率に関しては平均で-6%となっている。

2019年12月31日現在の、当社グループの悪化シナリオに係る確率加重の係数は26%(好転シナリオに係る当該係数は24%)で、クレジット・サイクルにおける平均を上回っており、国内市場では非常に好調であるものの、世界的な(特に新興市場における)景気減退によりその好調な実績が打ち消されているポジションを反映している。

・ 当期リスク費用

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日 終了事業年度	2018年12月31日 終了事業年度
減損引当金計上額(純額)	(2,649)	(2,490)
償却債権取立益	429	483
回収不能貸出金に係る損失	(983)	(757)
当期リスク費用合計	(3,203)	(2,764)

・ 会計処理カテゴリーおよび資産種類別当期リスク費用

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日 終了事業年度	2018年12月31日 終了事業年度
現金および中央銀行預け金	(1)	(5)
純損益を通じて公正価値で測定する金融商品	4	(32)
資本を通じて公正価値で測定する金融資産	-	(12)
償却原価で測定する金融資産	(3,050)	(2,690)
貸出金および債権	(3,057)	(2,648)
負債証券	7	(42)
その他の資産	(4)	(5)
融資コミットメントおよび保証コミットメント ならびにその他の項目	(152)	(20)
当期リスク費用合計	(3,203)	(2,764)
未減損資産およびコミットメントに係るリスク費用	37	195
内、ステージ1	(161)	(155)
内、ステージ2	198	350
減損資産およびコミットメントに係るリスク費用 - ステージ3	(3,240)	(2,959)

・ 信用リスクに係る減損

会計処理カテゴリーおよび資産種類別の当期における減損の変動

(単位：百万ユーロ)	2018年 12月31日現在	減損引当金 計上額(純額)	減損引当金 充当額	為替レートの変動および その他の影響額	2019年 12月31日現在
資産の減損					
中央銀行預け金	15	1	-	(1)	15
純損益を通じて公正価値で測定する金融商品	191	(39)	-	(3)	149
資本を通じて公正価値で測定する資産の減損	140	-	-	1	141
償却原価で測定する金融資産	24,362	2,582	(5,560)	27	21,411
貸出金および債権	24,232	2,591	(5,560)	14	21,277
負債証券	130	(9)	-	13	134
その他の資産	80	10	-	-	90
金融資産の減損合計	24,788	2,554	(5,560)	24	21,806
内、ステージ1	1,581	124	(2)	(27)	1,676
内、ステージ2	3,325	(210)	(10)	40	3,145
内、ステージ3	19,882	2,640	(5,548)	11	16,985
負債として認識される引当金					
コミットメントに対する引当金	775	45	-	(2)	818
その他の引当金	417	50	(32)	(19)	416
信用コミットメントに対する引当金合計	1,192	95	(32)	(21)	1,234
内、ステージ1	237	22	-	-	259
内、ステージ2	220	5	-	-	225
内、ステージ3	735	68	(32)	(21)	750
減損および引当金合計	25,980	2,649	(5,592)	3	23,040

会計処理カテゴリーおよび資産種類別の前期における減損の変動

(単位：百万ユーロ)	2018年 1月1日現在 IFRS第9号 およびIFRS 第15号適用後	減損引当金 計上額(純額)	減損引当金 充当額	為替レートの変動および その他の影響額	2018年 12月31日現在 IFRS第9号 およびIFRS 第15号適用後
資産の減損					
中央銀行預け金	13	5	-	(3)	15
純損益を通じて公正価値で測定する金融商品	190	(41)	-	42	191
資本を通じて公正価値で測定する資産の減損	131	12	(1)	(2)	140
償却原価で測定する金融資産	27,658	2,527	(5,637)	(186)	24,362
貸出金および債権	27,556	2,489	(5,626)	(187)	24,232
負債証券	102	38	(11)	1	130
その他の資産	75	4	(1)	2	80
金融資産の減損合計	28,067	2,507	(5,639)	(147)	24,788
内、ステージ1	1,477	145	(2)	(39)	1,581
内、ステージ2	3,707	(291)	(12)	(79)	3,325
内、ステージ3	22,883	2,653	(5,625)	(29)	19,882
負債として認識される引当金					
コミットメントに対する引当金	763	(9)	(66)	87	775
その他の引当金	514	(8)	(50)	(39)	417
信用コミットメントに対する引当金合計	1,277	(17)	(116)	48	1,192
内、ステージ1	201	10	(1)	27	237
内、ステージ2	265	(49)	-	4	220
内、ステージ3	811	22	(115)	17	735
減損および引当金合計	29,344	2,490	(5,755)	(99)	25,980

償却原価で測定する金融資産の当期中の減損の変動

(単位：百万ユーロ)	12ヶ月の 予想信用損失を 評価すべき 資産の減損 (ステージ1)	残存期間に おける予想信用 損失を評価 すべき資産の 減損 (ステージ2)	不良資産の 減損 (ステージ3)	合計
2018年12月31日現在	1,549	3,302	19,511	24,362
減損引当金計上額(純額)	123	(208)	2,667	2,582
当期中に購入または組成された金融資産	580	369	3	952
当期中に認識が中止された金融資産 ⁽¹⁾	(263)	(483)	(809)	(1,555)
ステージ2への振替	(148)	2,130	(476)	1,506
ステージ3への振替	(17)	(873)	2,267	1,377
ステージ1への振替	150	(1,039)	(79)	(968)
他の引当金／ステージ振替なく戻入 ⁽²⁾	(179)	(312)	1,761	1,270
減損引当金充当額	(2)	(9)	(5,549)	(5,560)
為替レートの変動およびその他の項目の 影響額	(29)	38	18	27
2019年12月31日現在	1,641	3,123	16,647	21,411

(1) 売却を含む

(2) 償却を含む

償却原価で測定する金融資産の前期中の減損の変動

(単位：百万ユーロ) IFRS第9号 およびIFRS第15号適用後	12ヶ月の 予想信用損失を 評価すべき 資産の減損 (ステージ1)	残存期間に おける予想信用 損失を評価 すべき資産の 減損 (ステージ2)	不良資産の 減損 (ステージ3)	合計
2018年1月1日現在	1,445	3,691	22,522	27,658
減損引当金計上額(純額)	142	(300)	2,685	2,527
当期中に購入または組成された金融資産	578	348	-	926
当期中に認識が中止された金融資産 ⁽¹⁾	(179)	(278)	(334)	(791)
ステージ2への振替	(133)	1,687	(415)	1,139
ステージ3への振替	(68)	(676)	2,104	1,360
ステージ1への振替	111	(667)	(98)	(654)
他の引当金／ステージ振替なく戻入 ⁽²⁾	(167)	(714)	1,428	547
減損引当金充当額	(2)	(12)	(5,623)	(5,637)
為替レートの変動およびその他の項目の 影響額	(36)	(77)	(73)	(186)
2018年12月31日現在	1,549	3,302	19,511	24,362

(1) 売却を含む

(2) 償却を含む

注3.i 法人税

フランスでの標準税率で計算した理論上の法人税から実効の法人税への調整	2019年12月31日 終了事業年度		2018年12月31日 終了事業年度	
	(百万ユーロ)	税率	(百万ユーロ)	税率
フランスでの標準税率で計算される、税引前当期純利益に対する法人税費用 ⁽¹⁾	(4,003)	34.4%	(3,280)	34.4%
課税内容が異なる国外での利益の影響	541	-4.7%	456	-4.8%
税率変動の影響	77	-0.7%	-	-
有価証券税制の影響	571	-4.9%	362	-3.8%
諸税および英国銀行税の損金不算入が及ぼす影響 ⁽²⁾	(218)	1.9%	(209)	2.2%
過去に認識していなかった繰延税金(繰越欠損金および一時差異)が及ぼす影響	76	-0.7%	86	-0.9%
過去に繰延税金資産を認識していなかった繰越欠損金の使用が及ぼす影響	4	-	-	-
その他の項目	141	-1.1%	382	-4.0%
法人税費用	(2,811)	24.2%	(2,203)	23.1%
12月31日終了事業年度の当期税金費用	(2,615)		(1,691)	
12月31日終了事業年度の繰延税金費用(注5.k)	(196)		(512)	

(1) 持分法適用会社の利益に対する持分およびのれんの償却額を反映するため、修正再表示されている。

(2) 単一破綻処理基金への拠出分や、損金に算入できないシステミック・リスク税である銀行税に関するものである。

注4. セグメント情報

当社グループは、2つの事業部門から構成されている。

- リテール・バンキング事業およびサービス事業。この事業は、国内市場部門および国際金融サービス部門から成る。国内市場部門には、フランス(FRB)、イタリア(BNLバンカ・コメルシアーレ)、ベルギー(BRB)、およびルクセンブルク(LRB)の各国内でのリテール・バンキング業務、ならびにリテール・バンキング業務専門の特別部門(パーソナル・インベスターズ、リーシング・ソリューション、アルバルおよびニュー・デジタル・ビジネス)が含まれる。また国際金融サービス部門は、BNPパリバ・グループがユーロ圏以外の地域(欧州・地中海沿岸諸国および米国(バンクウェスト)に区分される)で展開しているすべてのリテール・バンキング事業と、パーソナル・ファイナンス、保険、ウェルス&アセット・マネジメント業務(ウェルス・マネジメント、アセット・マネジメントおよび不動産管理)から成る。
- ホールセールバンキング事業(CIB)。この事業は、コーポレート・バンキング(欧州諸国、中東諸国、アフリカ諸国、アジア諸国、アメリカ諸国での法人業務およびコーポレート・ファイナンス業務)、グローバル・マーケット(フィクスト・インカム業務、為替およびコモディティ業務ならびに株式およびプライム・サービス業務)、ならびに資産管理会社、金融機関および他の法人を顧客とする証券管理事業を含む。

その他の主な業務としては、プリンシパル・インベストメンツ、当社グループの本部資金部門に関連する業務、クロスビジネスプロジェクト関連費用、パーソナル・ファイナンスの住宅ローン業務(業務の大部分はラン・オフで管理されている)、およびいくつかの投資業務がある。

これらは、企業結合に関する規則の適用により生じた非経常項目も含んでいる。各中核事業について一貫性があり実用的な関連情報を提供するため、取得した各事業体の純資産に認識される公正価値調整額の償却による影響額と、各事業体の統合に関連して生じた事業再編費用が「その他の事業」セグメントへ配賦されている。当社グループのクロスビジネス省力化プログラム関連の転換費用についても同様である。

セグメント間取引は通常の取引条件で行われる。表示されているセグメント情報は、合意されたセグメント間の移転価格で構成されている。

資本は、リスク・エクスポージャーを基に、主に資本要件に関連する様々な慣例を考慮に入れ配賦される。こうした仮定は、自己資本規制により求められるリスク加重資産の算出により導き出されるものである。セグメント別の正常化された持分利益は、配賦した持分の利益を各セグメントに帰属させて算定している。各セグメントへの資本配賦率は、リスク加重資産の11%である。中核事業別の貸借対照表の内訳は、中核事業別の損益計算書の内訳と同じ規則に従っている。

2019年度の情報と比較できるようにするため、2018年度のセグメント情報は、下記の主要な影響が2018年1月1日に発生したものと仮定して修正再表示されている。

1. 2018年における43.6%の株式売却を受けて、First Hawaiian Bank(FHB)は、2018年8月1日からは全部連結の対象外となり、IFRS第5号に従い売却目的で保有する資産として会計処理された。2018年10月1日からはコーポレート・センターに計上されていた。留意すべき点として、2019年1月25日には残りの株式がすべて売却された。

当社グループ業績に対するFHBの貢献額は、当初はバンクウェストに配分された、FHB株式の売却に伴うキャピタル・ゲインを含めて、2018年1月1日より、コーポレート・センターに遡及的に再配分されている。

2. 組織変更を反映するため、CIB内部で、コーポレート・バンキング部門から証券管理部門への、コルレス銀行業務の内部振替が実施されている。

これらの変更は、当社グループ全体の業績には影響を及ぼしていないものの、IFS(バンクウェスト)、CIB(コーポレート・バンキング部門、証券管理部門)およびコーポレート・センターの各内訳には以下の通り影響を及ぼしている。

・ 事業セグメント別業務収益

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日終了事業年度					
	営業収益	営業費用	リスク費用	営業利益	その他の 営業外項目	税引前 当期純利益
リテール・バンキング事業 およびサービス事業						
国内市場部門						
フランス国内リテール・バンキング ⁽¹⁾	6,050	(4,461)	(324)	1,266	7	1,273
BNLバンカ・コメルシアーレ ⁽¹⁾	2,690	(1,753)	(490)	447	(5)	443
ベルギー国内リテール・バンキング ⁽¹⁾	3,353	(2,378)	(56)	919	10	929
その他の国内市場部門 ⁽¹⁾	3,169	(1,847)	(146)	1,175	(10)	1,165
国際金融サービス部門						
パーソナル・ファイナンス	5,796	(2,857)	(1,354)	1,585	18	1,602
海外リテール・バンキング部門						
欧州・地中海沿岸諸国部門 ⁽¹⁾	2,690	(1,794)	(399)	497	231	728
バンクウエスト ⁽¹⁾	2,309	(1,674)	(148)	487	(3)	484
保険部門	3,068	(1,500)	(3)	1,564	152	1,716
ウェルス&アセット・マネジメント	3,320	(2,682)	(6)	632	63	695
ホールセールバンキング事業						
コーポレート・バンキング部門	4,312	(2,599)	(223)	1,490	13	1,503
グローバル・マーケット部門	5,571	(4,231)	2	1,341	(6)	1,334
証券管理部門	2,198	(1,833)	4	369		370
その他の事業	71	(1,728)	(58)	(1,715)	867	(848)
グループ合計	44,597	(31,337)	(3,203)	10,057	1,337	11,394

(単位：百万ユーロ)	2018年12月31日終了事業年度					
	営業収益	営業費用	リスク費用	営業利益	その他の 営業外項目	税引前 当期純利益
リテール・バンキング事業 およびサービス事業						
国内市場部門						
フランス国内リテール・バンキング ⁽¹⁾	6,035	(4,463)	(286)	1,285	(1)	1,284
BNLバンカ・コメルシアレ ⁽¹⁾	2,704	(1,752)	(593)	359	(3)	356
ベルギー国内リテール・バンキング ⁽¹⁾	3,422	(2,418)	(42)	961	18	980
その他の国内市場部門 ⁽¹⁾	2,972	(1,768)	(123)	1,081	(17)	1,064
国際金融サービス部門						
パーソナル・ファイナンス	5,533	(2,764)	(1,186)	1,583	64	1,646
海外リテール・バンキング部門						
欧州・地中海沿岸諸国部門 ⁽¹⁾	2,351	(1,600)	(308)	443	241	684
バンクウエスト ⁽¹⁾	2,226	(1,647)	(70)	510	2	512
保険部門	2,680	(1,406)	3	1,276	203	1,479
ウェルス&アセット・マネジメント	3,286	(2,636)	(6)	644	37	681
ホールセールバンキング事業						
コーポレート・バンキング部門	3,923	(2,493)	(32)	1,399	57	1,456
グローバル・マーケット部門	4,727	(3,937)	(19)	771	1	772
証券管理部門	2,179	(1,733)	8	453		454
その他の事業	479	(1,965)	(110)	(1,596)	437	(1,159)
グループ合計	42,516	(30,583)	(2,764)	9,169	1,039	10,208

- (1) フランス、イタリア、ベルギー、ルクセンブルク、ドイツ、トルコおよび米国のウェルス・マネジメントの業務の3分の1をウェルス&アセット・マネジメントに再配分した後のフランス国内リテール・バンキング、BNLバンカ・コメルシアレ、ベルギー国内リテール・バンキング、ルクセンブルク国内リテール・バンキング、欧州・地中海沿岸諸国部門およびバンクウエスト。

・ 「保険業務収益(純額)」に計上される手数料を含む事業セグメント別正味受取手数料

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日 終了事業年度	2018年12月31日 終了事業年度
リテール・バンキング事業およびサービス事業		
国内市場部門		
フランス国内リテール・バンキング ⁽¹⁾	2,558	2,573
BNLバンカ・コメルシアレ ⁽¹⁾	1,025	1,038
ベルギー国内リテール・バンキング ⁽¹⁾	813	801
その他の国内市場部門 ⁽¹⁾	376	362
国際金融サービス部門		
パーソナル・ファイナンス	799	736
海外リテール・バンキング部門	880	936
欧州・地中海沿岸諸国部門 ⁽¹⁾	578	510
バンクウェスト ⁽¹⁾	302	427
保険部門	(3,448)	(3,400)
ウェルス&アセット・マネジメント	2,207	2,192
ホールセールバンキング事業		
コーポレート・バンキング部門	1,545	1,441
グローバル・マーケット部門	(790)	(718)
証券管理部門	1,309	1,240
その他の事業	48	8
グループ合計	7,323	7,208

⁽¹⁾ フランス、イタリア、ベルギー、ルクセンブルク、ドイツ、トルコおよび米国のウェルス・マネジメントの業務の3分の1をウェルス&アセット・マネジメントに再配分した後のフランス国内リテール・バンキング、BNLバンカ・コメルシアレ、ベルギー国内リテール・バンキング、ルクセンブルク国内リテール・バンキング、欧州・地中海沿岸諸国部門およびバンクウェスト。

・ 事業セグメント別資産・負債

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在		2018年12月31日現在	
	資産	負債	資産	負債
リテール・バンキング事業 およびサービス事業				
国内市場部門	480,313	498,948	465,519	472,763
フランス国内リテール・バンキング	195,462	198,097	193,865	188,781
BNLバンカ・コメルシアーレ	81,276	69,821	80,709	65,844
ベルギー国内リテール・バンキング	140,127	173,097	133,540	162,186
その他の国内市場部門	63,448	57,933	57,405	55,952
国際金融サービス部門	520,772	456,074	475,517	420,869
パーソナル・ファイナンス	93,526	22,133	86,178	18,675
海外リテール・バンキング部門	136,714	124,774	129,455	116,373
欧州・地中海沿岸諸国部門	58,901	53,642	57,674	51,712
バンクウエスト	77,813	71,132	71,781	64,661
保険部門	258,175	240,061	232,308	222,021
ウェルス&アセット・マネジメント	32,714	69,106	27,576	63,800
ホールセールバンキング事業	891,207	958,488	816,190	907,655
その他の事業	272,064	251,203	283,610	239,549
グループ合計	2,164,713	2,164,713	2,040,836	2,040,836

のれんに関する事業セグメント別情報は、注5.0「のれん」に表示されている。

・ 地域別情報

地域別のセグメントの業績、資産および負債は、会計処理上の各地域における当該業績、資産および負債を、経営上重要な事業活動の源泉地域かどうかに応じて調整した数値に基づいており、取引相手の国籍や業務の所在地を必ずしも反映するものではない。

一 地域別営業収益

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日 終了事業年度	2018年12月31日 終了事業年度
ヨーロッパ	33,495	31,699
北米	4,664	4,654
アジア太平洋	3,210	3,000
その他	3,228	3,163
グループ合計	44,597	42,516

ー 地域別資産および負債(連結財務諸表への貢献額)

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日 終了事業年度	2018年12月31日 終了事業年度
ヨーロッパ	1,722,658	1,618,039
北米	256,269	246,419
アジア太平洋	133,403	126,595
その他	52,383	49,783
グループ合計	2,164,713	2,040,836

[前へ](#)

[次へ](#)

注5. 2019年12月31日現在の貸借対照表に対する注記

注5.a 純損益を通じて公正価値で測定する金融商品

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債は、トレーディング目的で保有している取引(デリバティブを含む)、発行時に当社グループが純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した特定の負債、および非トレーディング金融商品であって、その特徴により償却原価で認識することも資本を通じて公正価値で認識することもできない商品から成る。

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在				2018年12月31日現在			
	トレーディング目的で保有している金融商品	純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融商品	純損益を通じて公正価値で測定する他の金融資産	合計	トレーディング目的で保有している金融商品	純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融商品	純損益を通じて公正価値で測定する他の金融資産	合計
有価証券	124,224		7,711	131,935	114,615		7,339	121,954
貸出金および売戻契約	195,554		1,373	196,927	182,463		1,253	183,716
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	319,778	-	9,084	328,862	297,078	-	8,592	305,670
有価証券	65,490			65,490	75,189			75,189
借入金および買戻契約	212,712	2,381		215,093	201,705	2,334		204,039
発行済負債証券(注5.h)		63,758		63,758		54,908		54,908
内、劣後債		893		893		787		787
内、非劣後債		56,636		56,636		48,964		48,964
内、第三者が管理している連結ファンドの持分を表す債券		6,229		6,229		5,157		5,157
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	278,202	66,139		344,341	276,894	57,242		334,136

これらの資産および負債の詳細は注5.dに記載されている。

・ 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融負債

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債には主として、顧客に代わり発行・組成した発行済負債証券があり、この場合、リスク・エクスポージャーをヘッジ戦略と組み合わせて管理する。この種類の発行済負債証券には、価値の増減が、経済的ヘッジ手段の価値の増減により相殺される可能性のある重要な組込デリバティブが含まれている。

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した発行済債券の償還価値は、2019年12月31日現在で58,729百万ユーロ(2018年12月31日現在は56,435百万ユーロ)であった。

・ 純損益を通じて公正価値で測定するその他の金融資産

純損益を通じて公正価値で測定するその他の金融資産は、トレーディング目的で保有していない以下の金融資産である。

- － IFRS第9号が定めている、「資本を通じて公正価値で測定する」金融商品、「償却原価で測定する」金融商品、いずれへの分類基準も満たしていない、以下の負債性金融商品。
 - － その事業モデルの目的が、「契約上のキャッシュ・フローの回収」、「契約上のキャッシュ・フローの回収と資産の売却」のいずれでもないもの。
 - － そのキャッシュ・フローが、元本の返済および未払元本残高に付帯する利息の支払のみに充てられないもの。
- － 当社グループが、「資本を通じて公正価値で測定する」ものとして分類することを選択しなかった資本性金融商品。

デリバティブ金融商品

トレーディング目的で保有するデリバティブの大部分はトレーディング目的で開始された取引に関連するものである。それらは、マーケット・メイキングまたは裁定取引から生じうる。BNPパリバは積極的にデリバティブ取引を行っている。取引としては、顧客ニーズに応えるために行っている、クレジット・デフォルト・スワップのような「一般的な」商品の売買や、複合的なリスク構成にした仕組型取引などがある。ネットポジションはいずれにしても限度額内でなければならない。

デリバティブの中には、金融資産や金融負債のヘッジ目的で契約しているデリバティブもあるが、そうしたデリバティブについては、当社グループはヘッジ関係を文書化しておらず、IFRSに基づくヘッジ会計にも適格ではない。

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在		2018年12月31日現在	
	プラスの 市場価格	マイナスの 市場価格	プラスの 市場価格	マイナスの 市場価格
金利デリバティブ	148,157	130,411	116,438	103,452
為替デリバティブ	60,172	57,758	69,514	68,761
クレジット・デリバティブ	8,659	9,242	6,873	7,071
株式デリバティブ	25,480	35,841	33,424	39,419
その他のデリバティブ	4,819	4,633	6,646	7,101
デリバティブ金融商品	247,287	237,885	232,895	225,804

下記の表は、トレーディング目的のデリバティブの想定元本の合計を示している。デリバティブの想定元本は、金融商品市場での当社グループの活動量を表しているに過ぎず、当該商品に関連する市場リスクを示すものではない。

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在			
	取引所取引	中央清算機関経由で 清算される店頭取引	店頭取引	合計
金利デリバティブ	1,275,283	8,554,782	5,224,422	15,054,487
為替デリバティブ	17,125	71,944	4,989,986	5,079,055
クレジット・デリバティブ		348,880	591,827	940,707
株式デリバティブ	788,587		592,450	1,381,037
その他のデリバティブ	151,049		85,006	236,055
デリバティブ金融商品	2,232,044	8,975,606	11,483,691	22,691,341

(単位：百万ユーロ)	2018年12月31日現在			
	取引所取引	中央清算機関経由で 清算される店頭取引	店頭取引	合計
金利デリバティブ	1,553,933	9,189,930	5,193,522	15,937,385
為替デリバティブ	15,547	52,329	4,782,027	4,849,903
クレジット・デリバティブ		311,726	561,534	873,260
株式デリバティブ	1,132,800	1,789	577,816	1,712,405
その他のデリバティブ	99,510	58,004	94,202	251,716
デリバティブ金融商品	2,801,790	9,613,778	11,209,101	23,624,669

クライアント・クリアリング業務の枠組みにおいて、当社グループはクライアントの中央清算機関に対する債務不履行リスクを保証している。

関連する想定元本は、2019年12月31日現在で9,360億ユーロである。

注5.b ヘッジ目的デリバティブ

下記の表は、ヘッジ目的デリバティブの想定元本と公正価値を示している。

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在			2018年12月31日現在		
	想定元本	プラスの 公正価値	マイナスの 公正価値	想定元本	プラスの 公正価値	マイナスの 公正価値
公正価値ヘッジ	741,647	10,702	13,113	639,707	8,079	10,706
金利デリバティブ	732,683	10,583	12,964	630,993	7,871	10,526
為替デリバティブ	8,964	119	149	8,714	208	180
キャッシュ・フロー・ヘッジ	179,237	1,744	984	184,287	1,683	964
金利デリバティブ	67,143	1,476	340	58,666	1,233	358
為替デリバティブ	111,773	236	613	125,306	439	496
その他のデリバティブ	321	32	31	315	11	110
外貨純投資ヘッジ	4,863	6	19	3,806	48	7
為替デリバティブ	4,863	6	19	3,806	48	7
ヘッジ目的デリバティブ	925,747	12,452	14,116	827,800	9,810	11,677

金利リスクおよび為替リスクの管理戦略は、包括登録書類第5章「第3の柱」(セクション5.7「市場リスク - 銀行業務に関する市場リスク」)に記載予定である。純投資ヘッジに用いる外貨建て借入に関する定量的情報もこの章に記載されている。

下記の表は、2019年12月31日現在も続いている、特定された金融商品および金融商品のポートフォリオに係る公正価値ヘッジ関係の詳細を示している。

	ヘッジ手段				ヘッジ対象			
	想定元本	プラスの公正価値	マイナスの公正価値	非有効性の認識 根拠として用いられる公正価値変動の累計	帳簿価額 - 資産	公正価値変動の累計 - 資産	帳簿価額 - 負債	公正価値変動の累計 - 負債
2019年12月31日現在 (単位：百万ユーロ)								
特定された金融商品の公正価値ヘッジ	250,198	4,249	6,825	(322)	112,836	3,442	104,315	3,310
下記に関する金利リスクをヘッジするための金利デリバティブ	242,612	4,170	6,697	(358)	110,439	3,443	98,717	3,267
貸出金および債権	24,185	66	591	(601)	24,268	602	-	-
有価証券	91,644	1,116	5,746	(2,940)	86,171	2,841	-	-
預金	17,291	929	(36)	629	-	-	17,793	685
負債証券	109,492	2,059	396	2,554	-	-	80,924	2,582
下記に関する金利および為替リスクをヘッジするための為替デリバティブ	7,586	79	128	36	2,397	(1)	5,598	43
貸出金および債権	1,380	-	1	(2)	1,278	1	-	-
有価証券	1,036	14	11	(3)	1,119	(2)	-	-
預金	594	20	35	(28)	-	-	457	(27)
負債証券	4,576	45	81	69	-	-	5,141	70
金利リスクヘッジ対象ポートフォリオ	491,449	6,453	6,288	(302)	133,606	4,255	170,673	3,940
下記に関する金利リスクをヘッジするための金利デリバティブ⁽¹⁾	490,071	6,413	6,267	(279)	132,342	4,229	170,673	3,940
貸出金および債権	223,102	762	5,326	(4,538)	132,342	4,229	-	-
預金	266,969	5,651	941	4,259	-	-	170,673	3,940
下記に関する金利および為替リスクをヘッジするための為替デリバティブ	1,378	40	21	(23)	1,264	26	-	-
貸出金および債権	1,378	40	21	(23)	1,264	26	-	-
公正価値ヘッジ合計	741,647	10,702	13,113	(624)	246,442	7,697	274,988	7,250

⁽¹⁾ この項目には、ヘッジ対象が依然として存在する場合に金利ポジションを逆転させる(ゆえにヘッジ関係の効果を弱める)ヘッジ手段であるデリバティブおよびスワップの想定元本(貸付金および債権に関するリスクをヘッジするためのデリバティブについては69,179百万ユーロ、預金に関するリスクをヘッジするためのデリバティブについては81,351百万ユーロ)が含まれている。

2018年12月31日現在 (単位：百万ユーロ)	ヘッジ手段				ヘッジ対象			
	想定元本	プラスの 公正価値	マイナス の公正 価値	非有効性 の認識 根拠 として用 いられる 公正価値 変動の 累計	帳簿価額 - 資産	公正価値 変動の 累計 - 資産	帳簿価額 - 負債	公正価値 変動の 累計 - 負債
特定された金融商品の公正 価値ヘッジ	203,795	3,150	5,702	(1,152)	94,412	3,131	91,100	2,323
下記に関する金利リスクを ヘッジするための金利デリ バティブ	196,753	3,070	5,543	(1,214)	93,045	3,116	85,948	2,253
貸出金および債権	27,345	82	427	(385)	24,727	415	-	-
有価証券	68,129	765	5,006	(2,843)	68,318	2,701	-	-
預金	16,155	831	18	823	-	-	16,327	820
負債証券	85,124	1,392	92	1,191	-	-	69,621	1,433
下記に関する金利および為 替リスクをヘッジするた めの為替デリバティブ	7,042	80	159	62	1,367	15	5,152	70
貸出金および債権	1,270	125	12	(6)	1,270	12	-	-
有価証券	100	1	6	(3)	97	3	-	-
預金	626	(16)	-	20	-	-	465	17
負債証券	5,046	(30)	141	51	-	-	4,687	53
金利リスクヘッジ対象ポー トフォリオ	435,912	4,929	5,004	(419)	90,299	2,781	154,412	2,458
下記に関する金利リスクを ヘッジするための金利デリ バティブ ⁽¹⁾	434,240	4,801	4,983	(429)	88,789	2,792	154,412	2,458
貸出金および債権	188,047	756	4,259	(2,941)	88,644	2,792	-	-
有価証券	148	3	7	(2)	145	-	-	-
預金	246,045	4,042	717	2,514	-	-	154,412	2,458
下記に関する金利および為 替リスクをヘッジするた めの為替デリバティブ	1,672	128	21	10	1,510	(11)	-	-
貸出金および債権	1,672	128	21	10	1,510	(11)	-	-
公正価値ヘッジ合計	639,707	8,079	10,706	(1,571)	184,711	5,912	245,512	4,781

⁽¹⁾ この項目には、ヘッジ対象が依然として存在する場合に金利ポジションを逆転させる（ゆえにヘッジ関係の効果を弱める）ヘッジ手段であるデリバティブおよびスワップの想定元本（貸付金および債権に関するリスクをヘッジするためのデリバティブについては75,126百万ユーロ、預金に関するリスクをヘッジするためのデリバティブについては61,689百万ユーロ）が含まれている。

資産、負債または資産と負債の組み合わせに関するリスクは、複数の期間にわたり、異なるデリバティブを用いてヘッジされる場合がある。加えて、2種類のデリバティブ（1つのデリバティブは変動金利をEuriborからEoniaに交換するなど）の組合せにより実現されるヘッジもある。この場合、各デリバティブの想定元本が合算されるため、合算額はヘッジ額を上回る。1つ目の状況は、金利リスクヘッジ対象ポートフォリオについてよく見られ、2つ目の状況は発行済負債証券のヘッジについてよく見られる。

デリバティブ契約が終了し、公正価値ヘッジの関係が中止された金融商品ポートフォリオのヘッジについて、ヘッジ対象の残存期間にわたり償却されるヘッジ手段の再評価累積額が、2019年12月31日現在の資産には47百万ユーロ含まれており、負債には49百万ユーロ含まれている。2018年12月31日現在の資産には6百万ユーロ含まれており、負債には12百万ユーロ含まれていた。

キャッシュ・フロー・ヘッジ手段であるデリバティブの想定元本は、2019年12月31日現在、179,237百万ユーロである。資本に直接認識される資産および負債の変動は、1,416百万ユーロである。2018年12月31日現在の、キャッシュ・フロー・ヘッジ手段であるデリバティブの想定元本は184,287百万ユーロであり、資本に直接認識される資産および負債の変動は1,073百万ユーロであった。

以下の表は、ヘッジ手段であるデリバティブの想定元本を、満期までの期間別に示したものである。

2019年12月31日現在 (単位：百万ユーロ)	満期日			
	1年未満	1年から5年	5年超	合計
公正価値ヘッジ	160,731	330,600	250,316	741,647
金利デリバティブ	157,154	326,038	249,491	732,683
為替デリバティブ	3,577	4,562	825	8,964
キャッシュ・フロー・ヘッジ	116,676	38,757	23,804	179,237
金利デリバティブ	18,330	30,475	18,338	67,143
為替デリバティブ	98,205	8,102	5,466	111,773
その他のデリバティブ	141	180		321
外貨純投資ヘッジ	4,156	617	90	4,863
為替デリバティブ	4,156	617	90	4,863

以下の表は、前期におけるヘッジ手段であるデリバティブの想定元本を、満期までの期間別に示したものである。

2018年12月31日現在 (単位：百万ユーロ)	満期日			
	1年未満	1年から5年	5年超	合計
公正価値ヘッジ	121,642	327,622	190,443	639,707
金利デリバティブ	118,626	323,278	189,089	630,993
為替デリバティブ	3,016	4,344	1,354	8,714
キャッシュ・フロー・ヘッジ	121,760	44,703	17,824	184,287
金利デリバティブ	8,456	37,884	12,326	58,666
為替デリバティブ	113,165	6,643	5,498	125,306
その他のデリバティブ	139	176		315
外貨純投資ヘッジ	1,369	2,437	-	3,806
為替デリバティブ	1,369	2,437		3,806

注5.c 資本を通じて公正価値で測定する金融資産

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在		2018年12月31日現在	
	公正価値	内、資本に直接認識される評価額の変動	公正価値	内、資本に直接認識される評価額の変動
負債証券	50,403	161	53,838	77
国債	29,820	176	32,818	243
その他の公債	13,782	68	14,340	(74)
金融機関関連項目	4,323	(80)	4,149	(83)
その他	2,478	(3)	2,531	(9)
持分証券	2,266	565	2,151	451
資本を通じて公正価値で測定する金融資産合計	52,669	726	55,989	528

資本を通じて公正価値で測定する負債証券には、2019年12月31日現在でステージ3に分類されている117百万ユーロ(2018年12月31日現在は114百万ユーロ)が含まれている。これらの有価証券について損益計算書に認識される信用減損は、2019年12月31日現在では113百万ユーロ(2018年12月31日現在は112百万ユーロ)の、資本に認識される評価額のマイナス変動として計上されている。

特に、戦略的提携を通じて保有している株式や、当社グループが特定の業務を営むために保有すべき株式などの資本性金融商品については、資本を通じて公正価値で測定する選択が維持された。

2019年12月31日終了事業年度中に、当社グループはこれらの投資のいずれも売却しておらず、「利益剰余金」に振り替えられた未実現損益はなかった。

注5.d 金融商品の公正価値測定

評価プロセス

BNPパリバでは、日々のリスク管理や財務報告に用いられる、金融商品の公正価値を測定および統制するための独自かつ統合的なプロセスを設ける必要があるという基本原則を設けている。前述のプロセスは、いずれも、業務上の決定やリスク管理戦略の中核をなす要素である、一般的な経済的評価を基本とするプロセスである。

経済価値は、仲値に評価調整を加えた値となる。

仲値は、外部のデータ、または観察可能な市場ベースのデータを最大限活用する評価技法を用いて測定される。仲値は、i)取引の方向またはポートフォリオに内包されている既存のリスクへの影響、ii)取引相手の種類、およびiii)市場参加者の、金融商品、当該商品が取引されている市場、またはリスク管理戦略に固有の特定のリスクに対する嫌悪感が考慮されていない、追加的な調整が必要な理論値である。

評価調整では、公正価値測定に伴う不確実性や、主要な市場における取引解消に伴い生じる可能性のある費用を反映するための市場リスク・プレミアムおよび信用リスク・プレミアムを含めるかどうかを考慮する。

公正価値は、通常、自己の信用リスクに係る評価調整に代表される、IFRSの各基準が明示的に求めている限られた調整を実施した後の経済価値と同じになる。

以下のセクションでは、主な評価調整について説明する。

評価調整

BNPパリバでは、公正価値測定の際に、以下のような評価調整を行っている。

ビッド価格とアスク(オファー)価格が存在する場合に必要な調整：ビッド／オファー・スプレッドの範囲内の価格は、価格受容者にとっては、付加的な取引解消価格を表す価格であるが、ディーラーにとっては、ポジションの保有に伴うリスクまたは価格受容者が他のディーラーの価格を受容することによりポジションを手仕舞うリスクを負担する見返りに求める対価を表す価格である。

BNPパリバでは、ビッド／オファー・スプレッドの範囲内で取引解消価格(公正価値)を最もよく表している別の価格が存在しない限り、ビッド価格またはオファー価格を取引解消価格の最良の見積額とすることを前提としている。

インプットに不確実性が伴う場合に必要な調整：評価技法に必要な価格情報もしくはインプットの観察が困難な場合、または当該観察の結果が一様でない場合、取引解消価格には不確実性が伴うこととなる。取引解消価格に伴う不確実性の程度を測定する方法には、入手可能な価格情報の分散度を測定するという方法、または評価技法に用いることができるインプットの範囲を見積るという方法に代表されるいくつかの方法がある。

評価モデルが原因で不確実性が生じる場合に必要な調整：この調整は、用いる観察可能なインプットは入手できるものの、用いる評価技法が原因で公正価値測定結果に不確実性が生じるといった状況で必要となる。この状況は、金融商品に固有のリスクが、観察可能なデータに固有のリスクと異なるため、評価技法による公正価値測定の際に、容易に裏付けの取れない仮定を用いる必要がある場合に生じる。

信用評価調整(CVA)：CVAは、公正価値測定結果または市場における相場価格に取引相手の信用力が反映されていない場合に、当該測定結果または価格に対して行う調整で、取引相手が債務を履行できず、BNPパリバが取引の公正価値に相当する全額を受け取れない可能性を考慮することを目的とする調整である。

取引先リスクに対するエクスポージャーの終了または移転に伴う費用の算定時には、インター・ディーラー市場が適切であるものとみなされる。しかし、CVAの決定については、i)インター・ディーラー市場にて入手できる価格情報が存在しないか不足している可能性がある場合、ii)取引先リスクに関する規制の内容が、市場参加者の価格決定行動に影響を及ぼす場合、また、iii)取引先リスクを管理するための主要なビジネス・モデルが存在しない場合、当社グループは一定の判断を行う必要がある。

CVAモデルでは、規制に従うために用いるのと同じエクスポージャーに基づき調整が行われる。CVAモデルでは、i)施行中の規制やその改訂に固有の黙示的な誘因や制約、ii)市場参加者によるデフォルト確率の認識度、およびiii)規制に従うために用いるデフォルト・パラメータに基づく最適ナリスク管理戦略にかかる費用を見積る。

資金調達評価調整(FVA)：公正価値測定に評価技法を用いる場合には、特に適切な割引率を用いて仲値を測定する作業において、予想将来キャッシュ・フローと関係のあるファンディングに関する仮定が不可欠な要素となる。これらの仮定には、当行が見込んでいる条件(市場参加者が検討するであろう、該当商品によるファンディングが効果的なものとなるような条件)が反映される。この作業では、特に、担保契約の存在および条項が考慮される。特に、無担保または担保が不十分なデリバティブ商品については、銀行間取引金利を反映するための調整が含まれる。

当社グループ自身の信用リスクを反映するために行う債務を対象とする調整(OCA)やデリバティブを対象とする当該調整(債務評価調整 - DVA)：OCAやDVAは、BNPパリバの信用力(信用リスク)が、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した負債証券や他のデリバティブの評価に及ぼす影響を反映するための調整である。OCAやDVAは、いずれも、前述の金融商品において、将来生じる見込みの債務の内容に基づき行われる。当社グループの信用力は、関連債券の発行水準を市場にて観察するという方法で推測される。DVAの調整は、資金調達評価調整(FVA)を踏まえて算定される。

このため、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した負債証券の帳簿価額は、2019年12月31日現在では220百万ユーロ(2018年12月31日現在では244百万ユーロ)増加した(すなわち、資本に直接認識され、純損益へ再分類されない-24百万ユーロの評価差額が認識された)。

金融商品の分類ならびに公正価値で測定される資産および負債が分類される公正価値ヒエラルキー内のレベル

重要な会計方針の要約(注1.e.10)にて説明した通り、公正価値で測定される金融商品は、公正価値ヒエラルキーの3つのレベルのいずれかに分類される。

金融資産および負債を、下記のように、ヘッジするリスクの種類に応じて細分化すると、当該金融商品の本質をより正確に理解できる。

- ー 証券化エクスポージャーは、担保の種類に応じて細分化される。
- ー デリバティブについては、主要なリスク要因(すなわち、金利変動、為替相場変動、信用リスク要因および保有株式の価格変動)に応じて公正価値が細分化される。ヘッジ目的デリバティブは金利デリバティブが主である。

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在							
	トレーディング目的で保有する金融商品				トレーディング目的で保有していない純損益を通じて公正価値で測定する金融商品			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	98,940	24,927	357	124,224	681	2,106	4,924	7,711
国債	46,620	11,027		57,647		245		245
その他の負債証券	12,449	13,799	218	26,466		1,283	367	1,650
株式およびその他持分証券	39,871	101	139	40,111	681	578	4,557	5,816
貸出金および売戻契約	-	195,420	134	195,554	-	514	859	1,373
貸出金		3,329		3,329		514	859	1,373
売戻契約		192,091	134	192,225				-
公正価値で測定する金融資産	98,940	220,347	491	319,778	681	2,620	5,783	9,084
有価証券	62,581	2,800	109	65,490	-	-	-	-
国債	41,811	1,265		43,076				-
その他の負債証券	6,294	1,509	31	7,834				-
株式およびその他持分証券	14,476	26	78	14,580				-
借入金および買戻契約	-	212,379	333	212,712	-	2,202	179	2,381
借入金		2,865		2,865		2,202	179	2,381
買戻契約		209,514	333	209,847				-
発行済負債証券(注5.h)	-	-	-	-	4,458	40,661	18,639	63,758
劣後債(注5.h)				-		893		893
非劣後債(注5.h)				-		37,997	18,639	56,636
第三者が管理している連結ファンドの持分を表す債券				-	4,458	1,771		6,229
公正価値で測定する金融負債	62,581	215,179	442	278,202	4,458	42,863	18,818	66,139

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在			
	資本を通じて公正価値で測定する金融資産			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	32,812	18,645	1,212	52,669
国債	20,627	9,652		30,279
その他の負債証券	11,043	8,780	301	20,124
株式およびその他持分証券	1,142	213	911	2,266
貸出金および売戻契約	-	-	-	-
貸出金				
売戻契約				
公正価値で測定する金融資産	32,812	18,645	1,212	52,669

有価証券

国債

その他の負債証券

株式およびその他持分証券

借入金および買戻契約

借入金

買戻契約

発行済負債証券(注5.h)

劣後債(注5.h)

非劣後債(注5.h)

第三者が管理している連結ファンドの
持分を表す債券

公正価値で測定する金融負債

(単位：百万ユーロ)	2018年12月31日現在							
	トレーディング目的で保有する金融商品				トレーディング目的で保有していない純損益を通じて公正価値で測定する金融商品			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	89,253	25,121	241	114,615	625	1,969	4,745	7,339
国債	41,404	7,733		49,137	3	246		249
その他の負債証券	12,280	15,951	148	28,379		1,185	825	2,010
株式およびその他持分証券	35,569	1,437	93	37,099	622	538	3,920	5,080
貸出金および売戻契約	-	182,196	267	182,463	-	346	907	1,253
貸出金		2,861		2,861		145	907	1,052
売戻契約		179,335	267	179,602		201		201
公正価値で測定する金融資産	89,253	207,317	508	297,078	625	2,315	5,652	8,592
有価証券	71,828	3,346	15	75,189	-	-	-	-
国債	48,779	631		49,410				-
その他の負債証券	8,394	2,655	11	11,060				-
株式およびその他持分証券	14,655	60	4	14,719				-
借入金および買戻契約	-	199,861	1,844	201,705	-	1,940	394	2,334
借入金		5,408		5,408		1,940	394	2,334
買戻契約		194,453	1,844	196,297				-
発行済負債証券(注5.h)	-	-	-	-	4,049	36,323	14,536	54,908
劣後債(注5.h)				-		787		787
非劣後債(注5.h)				-		34,428	14,536	48,964
第三者が管理している連結ファンドの持分を表す債券				-	4,049	1,108		5,157
公正価値で測定する金融負債	71,828	203,207	1,859	276,894	4,049	38,263	14,930	57,242

(単位：百万ユーロ)	2018年12月31日現在			
	資本を通じて公正価値で測定する金融資産			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	43,105	11,927	957	55,989
国債	29,905	2,913		32,818
その他の負債証券	12,083	8,782	155	21,020
株式およびその他持分証券	1,117	232	802	2,151
貸出金および売戻契約	-	-	-	-
貸出金				
売戻契約				
公正価値で測定する金融資産	43,105	11,927	957	55,989

有価証券

国債

その他の負債証券

株式およびその他持分証券

借入金および買戻契約

借入金

買戻契約

発行済負債証券(注5.h)

劣後債(注5.h)

非劣後債(注5.h)

第三者が管理している連結ファンドの
持分を表す債券

公正価値で測定する金融負債

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在							
	プラスの市場価格				マイナスの市場価格			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金利デリバティブ	139	146,656	1,362	148,157	132	128,927	1,352	130,411
為替デリバティブ	1	59,948	223	60,172	1	57,518	239	57,758
クレジット・デリバティブ		8,400	259	8,659		8,871	371	9,242
株式デリバティブ	6,871	17,235	1,374	25,480	7,885	21,327	6,629	35,841
その他のデリバティブ	426	4,140	253	4,819	319	4,079	235	4,633
ヘッジ目的で使われていない デリバティブ金融商品	7,437	236,379	3,471	247,287	8,337	220,722	8,826	237,885
ヘッジ目的で使われている デリバティブ金融商品	-	12,452	-	12,452	-	14,116	-	14,116

(単位：百万ユーロ)	2018年12月31日現在							
	プラスの市場価格				マイナスの市場価格			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金利デリバティブ	158	115,046	1,234	116,438	118	101,967	1,367	103,452
為替デリバティブ	1	69,182	331	69,514	1	68,520	240	68,761
クレジット・デリバティブ		6,527	346	6,873		6,616	455	7,071
株式デリバティブ	11,724	19,057	2,643	33,424	11,092	22,633	5,694	39,419
その他のデリバティブ	990	5,468	188	6,646	1,133	5,628	340	7,101
ヘッジ目的で使われていない デリバティブ金融商品	12,873	215,280	4,742	232,895	12,344	205,364	8,096	225,804
ヘッジ目的で使われている デリバティブ金融商品	-	9,810	-	9,810	-	11,677	-	11,677

他のレベルへの振替は、該当商品が既定の基準(一般的には市場や商品により異なる基準)を満たした場合に行うことができる。振替に影響を及ぼす主な要素には、観察可能性の変化、時間の経過および取引終了までの期間中における事象がある。振替の認識時期は、報告期間の期首に決定される。

2019年度中には、レベル1とレベル2の間での重要な振替は行われなかった。

各レベルに分類される主な金融商品の説明

以下のセクションでは、公正価値ヒエラルキーの各レベルに分類される金融商品について説明する。また、レベル3に分類される金融商品と関連評価技法については特に詳しく説明する。

さらに、レベル3に分類される主なトレーディング勘定の金融商品およびデリバティブについては、公正価値測定に用いられるインプットに関する定量的な情報について説明する。

レベル1

このレベルには、証券取引所へ上場しているか、他の活発な市場における相場価格を継続的に入手できるようなあらゆるデリバティブおよび有価証券が分類される。

レベル1には、特に、株式や流動性のある債券、当該証券の空売り、確立された市場で取引されているデリバティブ(先物やオプションなど)が含まれる他、日次で純資産価値が計算されるファンドおよびUCITSの持分や、第三者が管理している連結ファンドの持分を表す債券も含まれる。

レベル2

レベル2に分類される有価証券は、レベル1へ分類される債券よりは流動性の低い有価証券である。分類される有価証券には、主に、国債、社債、モーゲージ担保证券、ファンド持分および譲渡性預金などの短期証券がある。特に、有価証券のうち、その外部価格情報は当該証券のマーケット・メイカーとして活動している合理的な数の業者から定期的に入手できるものの、当該価格情報が(マーケット・メイカーを介さない)直接取引の価格を表していないような有価証券は、レベル2に分類される。この価格情報には、特に、該当証券のマーケット・メイカーとして活動しており、ブローカーおよび／またはディーラーとして活動している業者から得た気配値情報をもとに価格情報を提供している合理的な数の業者のコンセンサス価格情報提供サービスを利用することで得られる情報が含まれる。また関連する場合には、一次／発行市場、担保評価および取引相手の担保評価との照合といった他の情報源も用いることができる。

買戻／売戻契約は、主にレベル2へ分類されるが、分類されるかどうかは、関連する担保やレポ／リバース・レポ取引の満期までの期間に応じ、主にレポ／リバース・レポ市場での観察可能性や流動性にに基づき決定される。

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した発行済債券は、個別に会計処理される組込デリバティブが分類されるのと同じレベルに分類される。発行スプレッドは、観察可能なインプットである。

レベル2に分類される主なデリバティブには、下記のような商品がある。

- ― 金利スワップ、金利キャップ、金利フロアおよびスワップション、クレジット・デフォルト・スワップ、株式／為替(FX)／商品の先渡取引やオプションといった、プレーン・バニラ商品。
- ― エキゾチックFXオプション、原資産が1つおよび複数の株式／ファンド・デリバティブ、シングル・イールド・カーブで評価されるエキゾチック金利デリバティブ、ならびに仕組金利をベースとするデリバティブといった仕組デリバティブ。

前述のデリバティブは、下記のいずれか1つに関する一連の証拠が文書化されている場合にレベル2へ分類される。

- ― 公正価値が、主に、標準的な評価技法である補間法またはストリップング法(実際の取引を参照することで、その評価結果の裏付けを定期的に得られるような技法)を用いて得た、他のレベル1およびレベル2商品の価格または相場価格に由来するものであること。
- ― 公正価値が、観察可能な価格へ調整される、レプリケーションまたは割引キャッシュ・フロー・モデルといった他の標準的な評価技法による測定値に由来するものであること、モデルに付帯するリスクが限定的であること、また該当商品をレベル1またはレベル2商品として取引することで、該当商品に付帯するリスクを効果的に相殺できること。
- ― 公正価値が、高度なまたは独自の評価技法による測定値だが外部の市場ベースのデータを用いて定期的に行うバックテストにより直接的な裏付けが得られるような測定値に由来するものであること。

店頭取引(OTC)のデリバティブをレベル2へ分類できるかどうかは当社グループの判断事項となる。この判断の際には、用いる外部データの情報源、透明性および信頼性、ならびに各評価モデルの使用に伴い生じる金額の不確実性について検討する。このためレベル2への分類基準には、軸となる複数の分析に必要なインプットを、i)既定の商品カテゴリー・リストの内容や、ii)原資産およびマチュリティ・バンド(満期帯)に基づきその範囲が決まる「インプットを観察できるゾーン」の範囲内で得られるかどうかという基準が含まれる。各レベルへの分類が、評価調整方針に沿って行われるようにするため、前述の基準は、該当する評価調整とともに定期的に見直され、更新される。

レベル3

レベル3に分類されるトレーディング勘定の有価証券には、主に、純損益または資本を通じて公正価値で測定されるファンド持分や非上場株式がある。

非上場のプライベート・エクイティ(非上場株式)は、日次で純資産価値が計算され、公正価値ヒエラルキー上でレベル1へ分類されているUCITSを除き、機械的にレベル3に分類されている。

レベル3に分類されている株式およびその他の非上場変動利付証券は、再評価後正味帳簿価額に対する持分、比較可能類似企業の評価倍率(マルチプル法)、将来キャッシュ・フロー、これら複数の基準に基づくアプローチのいずれか1つを用いて評価している。

買戻／売戻契約(主に社債やABSと関係のある長期または仕組買戻／売戻契約)：これらの取引の価値は、カスタムメイドの取引であるという性質、取引が不活発である事実および長期レポ市場で価格情報が入手できる事実を前提とする独自の評価技法を用いて測定する必要がある。公正価値測定に用いるイールド・カーブは、関連ベンチマークである債券プールのインプライド・レポレートに基づき、長期レポ市場における最近の取引データおよび照会した価格データといった入手可能なデータを用いて裏付けられる。これらのエクスポージャー・ヘッジ手段については、選択したモデルや得られるデータの量に固有の不確実性の程度に応じた評価調整を行う。

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した発行済債券は、個別に会計処理される組込デリバティブと同じレベルに分類される。発行スプレッドは、観察可能なインプットである。

デリバティブ

プレーン・バニラ・デリバティブは、当該エクスポージャー・ヘッジ手段が、イールド・カーブもしくはボラティリティ・サーフェスを観察できるゾーンの範囲外からしかインプットを得られない場合、または旧シリーズのクレジット・インデックスに連動するトランシェの取引市場に代表される流動性の低い市場もしくは新興市場の金利市場に関連する商品の場合にレベル3へ分類される。以下は主な商品に関する説明である。

- 金利デリバティブ：この区分に属する主なエクスポージャー・ヘッジ手段には、流動性の低い通貨を原資産とするスワップ商品がある。一部のマチュリティ・バンド(満期帯)においては流動性が低いものの、コンセンサス情報提供サービス業者を通じてインプットを入手できる場合には、レベル3へ分類される。評価技法は標準的なものであり、外部の市場から得られる情報や補外法を用いている。

- － **クレジット・デリバティブ(CDS)**：この区分に属する主なエクスポージャー・ヘッジ手段には、インプットを観察できるマチュリティ・バンド(満期帯)の範囲外からしかインプットを得られないCDS、非流動ネームまたはディストレス・ネームに係るCDS、およびローン・インデックスに係るCDSがある。流動性は低いものの、特にコンセンサス情報提供サービス業者を通じてインプットを入手できる場合には、レベル3へ分類される。レベル3へ分類されるこの区分のエクスポージャー・ヘッジ手段には、証券化資産を原資産とするCDSやトータル・リターン・スワップ(TRS)のポジションもある。これらの商品の公正価値は、原資産である債券と同じモデル化技法を用い、ファンディングに用いる債券の価格差や固有のリスク・プレミアムを考慮して測定される。
- － **株式デリバティブ**：この区分に属する主なエクスポージャー・ヘッジ手段には、長期の先渡取引もしくはボラティリティ・デリバティブ取引、または限られた市場でしか取引されていないオプションがある。補外法による測定の結果によっては、フォワード・カーブやボラティリティ・サーフェスが、インプットを観察できるマチュリティ・バンド(満期帯)の範囲外となるため、モデルに用いるインプットを観察できる市場が存在しない場合、ボラティリティ・デリバティブ取引または先渡取引の公正価値測定に必要なインプットは、通常、代替分析または過去の情報の分析の結果をもとに決定される。
同様に、長期の株式バスケット取引も、長期のマチュリティ・バンド(満期帯)における株式相関関係の観察可能性がないことから、レベル3へ分類される。

これらのプレーン・バニラ・デリバティブについては、原資産の性質や流動性の制約によって特徴付けられた流動性の不確実性に関連する評価調整が行われる。

レベル3へ分類される**仕組デリバティブ**には、主に、複合金融商品(FX／金利複合商品、エクイティ・ハイブリッド)、信用リスク相関デリバティブ、償還行動の影響を受ける商品、いくつかの株式で構成されるバスケットを原資産とするオプション商品、およびいくつかの金利オプションから成る仕組デリバティブがある。主なエクスポージャーについては、関連評価技法や関連する不確実性の発生源に関する洞察とともに、以下に記載されている。

- － **仕組金利オプション**は、当該オプションに、十分に観察可能でない通貨が含まれている場合、または、ペイオフが原資産の通貨とは別の通貨の固定先物為替レートを用いて測定されるクオントの特徴が含まれている場合にレベル3へ分類される。長期の仕組デリバティブもレベル3に分類される。
- － **FX／金利複合商品**には、主に、パワー・リバー・デュアルカレンシー(PRDC)債と呼ばれる特殊な金融商品が含まれる。PRDCは、FXと金利の両方の変動がモデル化されている高度なモデルを用いて評価する必要がある、その公正価値は、特に、観察不能なFX／金利の相関関係の影響を大きく受けるため、レベル3に分類される。PRDCの公正価値測定結果は、直近の取引データやコンセンサス価格データを用いて裏付けられる。
- － **証券化関連スワップ**には、主に、その想定元本が、原資産ポートフォリオの一部分の償還行動に連動するような、固定金利のスワップ、クロスカレンシー・スワップまたはベシス・スワップが含まれる。証券化関連スワップの満期日構成の見積りは、外部の過去のデータを用いた統計的な見積りにより裏付けられる。

- － フォワード・ボラティリティ・オプションは、一般的には、そのペイオフが、ボラティリティ・スワップに代表される金利インデックス債の将来におけるボラティリティに連動するような商品である。市場で取引されている金融商品からフォワード・ボラティリティ情報を推定することは難しいため、これらの商品には、重要なモデル・リスクが付帯する。評価調整の枠組みは、商品に固有の不確実性や、外部から入手する既存のコンセンサス価格情報に起因する不確実性の範囲に応じて調整される。
- － レベル3に分類されるインフレーション・デリバティブには、主に、流動性インデックスに連動する債券市場、物価上昇関連の各インデックスに連動する(キャップやフロアといった)オプション商品、また物価上昇関連の各インデックスか物価上昇年率のいずれかを選択できるような物価上昇関連の各インデックスとは無関係な物価上昇関連の各インデックスに連動するスワップ商品が含まれる。インフレーション・デリバティブについて用いられる評価技法は、主に、標準的な市場参照モデルであるが、ごく少数の限られたエクスポージャー・ヘッジ手段については代替技法が用いられる。これらの商品は、コンセンサス価格情報を参照することで、毎月、公正価値の裏付けが取れる商品ではあるが、流動性が不足しており、調整の際に固有の不確実性も生じるため、レベル3へ分類される。
- － カスタムメイドCDOの公正価値測定には、各デフォルト・イベントの相関関係情報が必要となる。この情報は、補外法や補間法を含む独自の予測技法を用いてインデックス・トランシェの活発な市場のデータから推定する。マルチ・ジオグラフィーCDOについても、相関関係に関する追加の仮定が必要となる。最後に、カスタムメイドCDOの評価モデルでは、回収率の変動と関係のある独自の仮定やパラメーターも必要となる。CDOの評価モデルは、インデックス・トランシェ市場で観察可能なデータを用いて調整され、標準化されたプールに関するコンセンサス価格データに照らして定期的にバックテストされる。不確実性は、予測や地域ミックスの手法に伴うモデル・リスク、関連パラメーターの不確実性、また回収率のモデル化が原因で生じる。
- － エヌ・トゥ・デフォルト型バスケットCDSは、コピュラと呼ばれる標準的な手法を用いてモデル化される、信用リスク関連商品の一種である。必要となる主なインプットには、コンセンサス価格情報や取引情報を参照することで観察できる、バスケット構成要素間でのペアワイズ相関分析結果がある。リニアバスケットCDSは、観察可能なインプットとしてみなされる。

- － 株式デリバティブや、エクイティ・ハイブリッドと呼ばれる**相関デリバティブ**は、そのペイオフが、複数の株式／インデックスから成るバスケットの変動に左右されるため、公正価値測定結果は、バスケット構成要素間での相関関係の影響を受ける。これらの金融商品のバスケットは、複合金融商品の場合、株式と、株式以外の原資産(商品インデックスなど)または外国為替レートで構成される。定期的取引されており観察できるのは、株式／インデックスの相関マトリックスのみで、他の大部分の資産の相関関係情報は、活発な市場から入手できない。このため、レベル3へ分類されるかどうかは、バスケットの構成、満期および商品の複合性により変化する。インプットの相関関係情報は、過去の情報をもとに見積りを行う手法と他の調整要素(直近の取引情報または外部データを参照することで裏付けられる)を組み合わせて用いる独自のモデルを用いて取得する。相関マトリックスは、原則としてコンセンサス情報提供サービス業者から入手するが、2種類の原資産の相関関係情報が入手できない場合、補外法か代替技法を用いることで、当該情報を入手できる場合がある。

これらの仕組デリバティブについては、流動性、各パラメーターおよびモデル・リスクと関連する不確実性を反映するため、固有の評価調整を行う。

評価調整(CVA、DVAおよびFVA)

信用評価調整(CVA)、債務評価調整(DVA)および明示的な資金調達評価調整(FVA)に係る要素は、評価の枠組みの中でも観察不能な要素とみなされるため、レベル3に分類されている。この事実は、通常、評価調整に係る各取引の分類先となる公正価値ヒエラルキー内のレベルには影響を及ぼさないが、固有のプロセスにより、前述の評価調整にはほとんど寄与しない各取引や、関連する不確実性が重要な要素となる各取引を特定できるようになっている。担保が不十分で、満期までの期間も極めて長いプレーン・バニラ金利商品については特に留意している。

以下の表には、レベル3金融商品の評価に用いる主要な観察不能インプット値の変動範囲を記載している。記載してある範囲は、各種原資産に対応するものであるが、BNPパリバが導入している評価技法を用いる場合にのみ意味のある値である。関連する利用可能な場合に利用できる加重平均値は、公正価値、想定元本または感応度に基づく値である。

レベル3に分類される発行済債券の評価に用いる主な観察不能パラメーターは、その経済的ヘッジのためのデリバティブに係る当該パラメーターと同等である。下記の表に表示されている当該デリバティブに関する情報は、当該債券にも当てはまる。

リスクヘッジ 手段の区分	貸借対照表上での 評価額 (単位：百万ユーロ)		このリスクヘッジ 手段区分に属する レベル3金融商品に 含まれる主要な 金融商品の種類	対象商品の 公正価値測定に用いる 評価技法	対象商品の 公正価値測定に 用いる 主な観測不能 インプット	対象 レベル3 商品の 公正価値 測定に 用いる 観測不能 インプット の変動範囲	加重平均
	資産	負債					
買戻／売戻契約	134	333	長期買戻／売戻契約	特に、活発に取引されており、買戻／売戻契約の原資産を表している、ベンチマークとなる債券プールのファンディングに用いる債券の価格差情報をを用いる代替技法	私募債(ハイ・イールド債、ハイ・グレード債)およびABSに係る長期買戻／売戻契約のレボ・スプレッド	0bp～77bp	47bp ^(b)
金利デリバティブ	1,362	1,352	為替／金利複合金融商品	為替／金利複合金融商品(オプション)の価格決定モデル	為替相場と金利の相関関係。主な通貨ペアは、ユーロ／日本円、米ドル／日本円、豪ドル／日本円である。	10%～71%	42% ^(b)
			物価上昇率／金利複合金融商品	物価上昇率／金利複合金融商品(オプション)の価格決定モデル	金利と物価上昇率の相関関係は、主に欧州におけるものである。	5%～45%	39%
			物価上昇率または累積的物価上昇(特に欧州およびフランスでの物価上昇率)に係るフロアおよびキャップ(償還時元本保証など)	物価上昇関連商品の価格決定モデル	累積的物価上昇のボラティリティ	0.7%～9%	(c)
			ボラティリティ・スワップに代表される、主にユーロ建てのフォワード・ボラティリティ商品	金利オプションの価格決定モデル	物価上昇年率のボラティリティ	0.3%～1.8%	
			主に欧州担保プールに係る、想定元本が案件の資産／負債残高に従う固定金利スワップ、ペーシス・スワップまたはクロスカレンシー・スワップ	金利オプションの価格決定モデル	金利のフォワード・ボラティリティ	0.3%～0.6%	(c)
				償還行動のモデル化 割引キャッシュ・フロー法	期日前償還率	1.5%～18%	4% ^(b)
クレジット・デリバティブ	259	371	債務担保証券および不活発なインデックス・シリーズに係るインデックス・トランシェ	基本的な相関関係予測技法や回収率のモデル化	カスタムメイド・ポートフォリオに係る基本的な相関曲線 地域間でのデフォルトの相互相関 シングル・ネームCDSの原資産に係る回収率の変動	29%～79% 80%～90% 0～25%	(c) 90% ^(a) (c)
			エヌ・トゥ・デフォルト型バスケットCDS	クレジット・デフォルト・スワップの評価モデル	デフォルトの相関	50%～85%	60.8% ^(b)
			シングル・ネーム・クレジット・デフォルト・スワップ(ABSおよびローン・インデックスに係るCDS以外のもの)	ストリップング法、補外法および補間法	観測限度(10年)を超えているクレジット・デフォルト・スプレッド (主要な期間の全般において)非流動なクレジット・デフォルト・スプレッド・カーブ	55bp～234bp ⁽¹⁾ 0bp～2.856bp ⁽²⁾	217bp ^(a) 110bp ^(a)
			複数の株式で構成されるバスケットを原資産とする単純なおよび複雑なデリバティブ	各種ボラティリティ・オプションモデル	観測不能なエクイティ・ボラティリティ 観測不能な株式相関	0%～94% ⁽³⁾ 15%～96%	26% ^(d) 68% ^(a)

- (1) 変動範囲の上部は、貸借対照表へ重要な影響を及ぼす、通信業界に属する発行体に係るポジションに関連する値であり、残りの部分は、主にソブリンおよび金融発行体に係るポジションに関連している。
- (2) 変動範囲の上部は、原資産に流動性がないCDSに係る金融業界の発行体のうち、貸借対照表へ重要な影響を及ぼさない発行体に関連する値である。
- (3) 変動範囲の上部は、株式を原資産とするオプションに係る1個の資本性金融商品のうち、貸借対照表へ重要な影響を及ぼさない資本性金融商品に関連する値である。これらのインプットを含めた場合、変動範囲の上部はおよそ118%となる。
- (a) 加重平均は、リスクではなく、レベル3商品と関係のある代替技法(現在価値または想定元本を用いる技法)に基づく値である。
- (b) 加重平均は、ポートフォリオ・レベルでの関連リスク軸に基づくものである。
- (c) これらのインプットに起因する明示的な感応度が存在しないため、加重平均は存在しない。
- (d) 単純平均。

レベル3の金融商品の変動表

レベル3の金融商品については、2019年12月31日終了事業年度中に下記の変動が生じた。

(単位：百万ユーロ)	金融資産			合計
	トレーディング 目的で保有して おり純損益を 通じて公正価値で 測定する 金融商品	トレーディング目 的で保有して いない純損益を 通じて公正価値で 測定する 金融商品	資本を通じて 公正価値で 測定する 金融資産	
2018年12月31日現在	5,250	5,652	957	11,859
購入	511	1,122	203	1,836
発行				-
売却	(580)	(905)	(5)	(1,490)
決済 ⁽¹⁾	(1,032)	19	(52)	(1,065)
レベル3への振替	465	96	20	581
レベル3から振替	(715)	(395)	(1)	(1,111)
当期中に満期を迎えるか終了した取引について 損益計算書に認識された利益(または損失)	1,270	177		1,447
当期末現在で満期を迎えていない金融商品につ いて損益計算書に認識された利益(または損失)	(1,233)	4		(1,229)
資本に直接認識される資産および負債の公正 価値の変動				
為替レートの変動に関連する項目	26	13	2	41
資本に認識される資産および負債の公正価値 の変動			88	88
2019年12月31日現在	3,962	5,783	1,212	10,957

- (1) 資産には、元本償還額、利払額、ならびにデリバティブと関連のあるキャッシュ・インフローおよびアウトフローが含まれる。負債には、元本償還額、利払額、ならびにその公正価値が負のデリバティブと関係のあるキャッシュ・インフローおよびアウトフローが含まれる。

(単位:百万ユーロ)	金融負債		合計
	トレーディング 目的で保有して おり純損益を 通じて公正価値 で測定する 金融商品	純損益を 通じて 公正価値で 測定する ものとして 指定した 金融商品	
2018年12月31日現在	(9,955)	(14,930)	(24,885)
購入			-
発行		(5,915)	(5,915)
売却	(14)		(14)
決済 ⁽¹⁾	(2,382)	1,889	(493)
レベル3への振替	(438)	(796)	(1,234)
レベル3から振替	2,052	1,137	3,189
当期中に満期を迎えるか終了した取引について損益計算書に認識 された利益(または損失)	377	307	684
当期末現在で満期を迎えていない金融商品について損益計算書に 認識された利益(または損失)	1,163	(510)	653
資本に直接認識される資産および負債の公正価値の変動			
為替レートの変動に関連する項目	(71)		(71)
資本に認識される資産および負債の公正価値の変動			-
2019年12月31日現在	(9,268)	(18,818)	(28,086)

- (1) 資産には、元本償還額、利払額、ならびにデリバティブと関連のあるキャッシュ・インフローおよびアウトフローが含まれる。負債には、元本償還額、利払額、ならびにその公正価値が負のデリバティブと関係のあるキャッシュ・インフローおよびアウトフローが含まれる。

公正価値で測定するデリバティブのレベル3からの振替には、主に、特定のイールド・カーブの観察可能期間、ならびに買戻／売戻契約および信用取引に関する市場パラメーターが更新されたものだけでなく、その残存期間が短くなったことにより、ただ単に、あるいは主として観察可能なインプットに対する感応度が高まったデリバティブも含まれている。

公正価値で測定する金融商品のレベル3への振替には、インプットを観察できるゾーンの定期的な更新が反映されており、その更新には年度中に導入された新しい定性テストが含まれている。

振替は、報告期間の期首に実施されたものと仮定して認識される。

レベル3の金融商品は、レベル1およびレベル2の他の金融商品によりヘッジされている場合があるが、これら商品に係る損益はこの表に表示されていない。このため、この表に表示されている損益は、これらすべての金融商品に伴う正味リスクの管理による損益を表しているわけではない。

合理的可能性のあるレベル3に関する仮定の変更に対する公正価値の感応度

以下の表には、レベル3に分類される金融資産および金融負債のうち、1つ以上の観察不能なインプットについて別の仮定を用いた場合にその公正価値が大きく変化するような資産および負債が要約されている。

開示額は、関連パラメーターを用いてレベル3商品公正価値を見積る際または評価技法を選択する際に行う判断に伴う可能性のある不確実性の範囲を示すためのものである。前述の開示額は、測定日の時点で存在する、価値測定に伴う不確実性を反映しており、たとえ当該不確実性が、測定日の時点で存在する、ポートフォリオの感応度由来するものであったとしても、将来における公正価値変動の予想額もしくは当該変動を示唆する額となること、または市場がポートフォリオの評価額に及ぼす影響を示唆する額となることはない。

BNPパリバでは、感応度を見積る際に、合理的可能性のあるインプットを用いて金融商品を再測定するか、評価調整方針に基づく仮定を適用するかのいずれかを行っている。

分かりやすくするため、証券化商品とは関係のない現物商品の感応度は、価格が一様に1%動いた場合の感応度としたが、レベル3へ分類される証券化エクスポージャーについては、観察不能なインプットの範囲に応じて、より固有の価格変動に対する感応度へ調整される。

エクスポージャー・ヘッジ手段であるデリバティブの感応度測定は、レベル3商品と関係のある信用評価調整(CVA)や明示的な資金調達評価調整(FVA)、またパラメーターおよびモデルに伴う不確実性を反映するための調整の結果に基づき行われる。

信用評価調整(CVA)や明示的な資金調達評価調整(FVA)に係る不確実性は、欧州銀行監督機構公表のテクニカルスタンダードである「慎重な評価」に盛り込まれている慎重性に基づく評価に基づき調整されている。他の評価調整に関しては2つのシナリオが想定されており、それらは市場参加者が、評価調整のすべてまたは一部を考慮しないという好ましい状況と、市場参加者が、取引の締結条件としてBNPパリバが考える評価調整額の2倍の調整額を求めるという好ましくない状況である。

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在		2018年12月31日現在	
	損益への 潜在的な影響	資本への 潜在的な影響	損益への 潜在的な影響	資本への 潜在的な影響
負債証券	+/- 6	+/- 3	+/- 9	+/- 2
株式およびその他持分証券	+/- 46	+/- 9	+/- 40	+/- 8
貸出金および売戻契約	+/- 11		+/- 25	
デリバティブ金融商品	+/- 621		+/- 593	
金利および為替デリバティブ	+/- 394		+/- 365	
クレジット・デリバティブ	+/- 53		+/- 59	
株式デリバティブ	+/- 171		+/- 167	
その他のデリバティブ	+/- 3		+/- 2	
レベル3金融商品の感応度	+/- 684	+/- 12	+/- 667	+/- 10

内部開発評価技法を用いて一部が活発な市場で観察できないインプットに基づき測定される金融商品に伴う繰延マージン

金融商品に伴う繰延マージン(以下「Day 1 利益」という。)は、主に、レベル3適格金融商品の範囲に属する商品に関するものであるが、パラメーターまたはモデルに関する不確実性を反映するための評価調整が当該Day 1 利益に比べて重要である場合には、若干のレベル2適格金融商品とも関連する。

Day 1 利益は、既述の不確実性を反映するための評価調整の結果を控除して計算され、インプットが観察できないと予想される期間にわたって損益計算書に計上される。その未償却額は、関連する取引の公正価値の減少として、「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品」に計上されている。

(単位：百万ユーロ)	2018年 12月31日現在の 繰延マージン	当期の取引に係る 繰延マージン	当期の損益計算書に 計上されたマージン	2019年 12月31日現在の 繰延マージン
金利および為替デリバティブ	302	113	(146)	269
クレジット・デリバティブ	92	106	(72)	126
株式デリバティブ	267	386	(273)	380
その他の金融商品	13	24	(23)	14
金融商品	674	629	(514)	789

注5.e 償却原価で測定する金融資産

・ 貸出金および債権の種類別詳細

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在			2018年12月31日現在		
	総額	減損(注3.h)	帳簿価額	総額	減損(注3.h)	帳簿価額
金融機関貸出金および債権	21,793	(101)	21,692	19,707	(151)	19,556
要求払預け金	8,002	(13)	7,989	7,234	(17)	7,217
貸出金 ⁽¹⁾	12,697	(88)	12,609	11,628	(134)	11,494
売戻契約	1,094		1,094	845		845
顧客貸出金および債権	826,953	(21,176)	805,777	789,952	(24,081)	765,871
要求払預け金	38,978	(3,187)	35,791	41,482	(4,243)	37,239
顧客貸出金	751,109	(16,861)	734,248	714,243	(18,681)	695,562
ファイナンス・リース	35,653	(1,128)	34,525	33,291	(1,157)	32,134
売戻契約	1,213		1,213	936		936
償却原価で測定する貸出金 および債権合計	848,746	(21,277)	827,469	809,659	(24,232)	785,427

⁽¹⁾ 金融機関貸出金および債権には、中央銀行へ預けている定期預金が含まれている。

・ ファイナンス・リースの契約上の満期日

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在	2018年12月31日現在
総投資額	37,970	35,795
1年以内に回収可能	10,412	9,525
1年超5年以内に回収可能	22,837	21,346
5年超に回収可能	4,721	4,924
未経過受取利息	(2,317)	(2,504)
正味投資額(減損控除前)	35,653	33,291
1年以内に回収可能	9,655	8,996
1年超5年以内に回収可能	21,685	19,672
5年超に回収可能	4,313	4,623
減損引当金	(1,128)	(1,157)
正味投資額(減損控除後)	34,525	32,134

・ 負債証券の発行体の種類別詳細

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在			2018年12月31日現在		
	総額	減損(注3.h)	帳簿価額	総額	減損(注3.h)	帳簿価額
国債	57,743	(21)	57,722	33,254	(16)	33,238
その他の公債	23,794	(3)	23,791	18,534	(3)	18,531
金融機関関連	7,201	(2)	7,199	5,082	(3)	5,079
その他	19,850	(108)	19,742	18,333	(108)	18,225
償却原価で測定する負債証券合計	108,588	(134)	108,454	75,203	(130)	75,073

・ 償却原価で測定する金融資産のステージ別詳細

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在			2018年12月31日現在		
	総額	減損(注3.h)	帳簿価額	総額	減損(注3.h)	帳簿価額
金融機関貸出金および債権	21,793	(101)	21,692	19,707	(151)	19,556
ステージ1	21,279	(12)	21,267	19,128	(13)	19,115
ステージ2	418	(5)	413	419	(40)	379
ステージ3	96	(84)	12	160	(98)	62
顧客貸出金および債権	826,953	(21,176)	805,777	789,952	(24,081)	765,871
ステージ1	719,160	(1,600)	717,560	668,667	(1,515)	667,152
ステージ2	78,005	(3,100)	74,905	87,328	(3,231)	84,097
ステージ3	29,788	(16,476)	13,312	33,957	(19,335)	14,622
負債証券	108,588	(134)	108,454	75,203	(130)	75,073
ステージ1	107,630	(30)	107,600	74,240	(21)	74,219
ステージ2	754	(17)	737	769	(31)	738
ステージ3	204	(87)	117	194	(78)	116
償却原価で測定する金融資産合計	957,334	(21,411)	935,923	884,862	(24,362)	860,500

注5.f 減損金融資産(ステージ3)

以下の表は、償却原価で測定する減損金融資産、減損融資および保証コミットメントならびに関連する担保およびその他の保証の帳簿価額を示している。

担保およびその他の保証に表示された金額は、担保またはその他の保証の価額と担保付資産の価額のどちらか低い価額に相当する。

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在			
	減損金融資産(ステージ3)			供出された担保
	総額	減損	純額	
金融機関貸出金および債権(注5.e)	96	(84)	12	115
顧客貸出金および債権(注5.e)	29,788	(16,476)	13,312	8,821
償却原価で測定する負債証券(注5.e)	204	(87)	117	45
償却原価で測定する減損資産合計(ステージ3)	30,088	(16,647)	13,441	8,981
供与した融資コミットメント	1,094	(58)	1,036	306
供与した保証コミットメント	1,432	(275)	1,157	342
オフバランスシート減損コミットメント合計(ステージ3)	2,526	(333)	2,193	648

(単位：百万ユーロ)	2018年12月31日現在			
	減損金融資産(ステージ3)			供出された 担保
	総額	減損	純額	
金融機関貸出金および債権(注5.e)	160	(98)	62	132
顧客貸出金および債権(注5.e)	33,957	(19,335)	14,622	9,663
償却原価で測定する負債証券(注5.e)	194	(78)	116	-
償却原価で測定する減損資産合計 (ステージ3)	34,311	(19,511)	14,800	9,795
供与した融資コミットメント	644	(37)	607	148
供与した保証コミットメント	1,285	(281)	1,004	250
オフバランスシート減損コミットメント合計 (ステージ3)	1,929	(318)	1,611	398

以下の表は、現在のステージ3資産の変動に対するエクスポージャー総額を示している。

総額 (単位：百万ユーロ)	減損金融資産(ステージ3)
2018年12月31日現在	34,311
ステージ3への振替	6,650
ステージ1またはステージ2への振替	(2,412)
償却額	(6,423)
他の変動	(2,038)
2019年12月31日現在	30,088

注5.g 償却原価で測定する金融機関および顧客に対する金融負債

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在	2018年12月31日現在
金融機関預金	84,566	78,915
要求払預り金	9,072	10,571
銀行間借入金 ⁽¹⁾⁽²⁾	68,847	61,859
買戻契約	6,647	6,485
顧客預金	834,667	796,548
要求払預り金	516,862	473,968
貯蓄預金	151,600	146,362
定期預金および短期債	165,031	175,665
買戻契約	1,174	553

(1) 当期中の変動には、IFRS第16号の初度適用の影響(注2参照)が含まれている。

(2) 金融機関からの銀行間借入金には、中央銀行からの定期預り金が含まれている。

[前へ](#) [次へ](#)

注5.h 負債証券および劣後債

本注記は、償却原価で測定するならびに純損益を通じて公正価値で測定する発行済負債証券および劣後債のすべてを対象としている。

純損益を通じて公正価値で測定する負債証券(注5.a)

発行体/発行日 (単位:百万ユーロ)	通貨	外貨建て 当初金額 (単位:百万)	繰上償還日 または 金利引き上げ日	利率	金利 引き上げ 幅	利払 停止 条件 ⁽¹⁾	2019年 12月31日現在	2018年 12月31日現在
負債証券							56,636	48,964
劣後債							893	787
償還可能劣後債			(2)				120	118
永久劣後債							773	669
BNP Paribas Fortis 2007年12月 ⁽³⁾	ユーロ	3,000	12月14日	3ヶ月物 Euribor +200bp		A	773	669

- (1) 利払停止条件:
- A. 利払いは、発行体の資本が十分でない場合、債券の引受業者が破綻した場合、またはAgeas株について宣言された配当が所定の基準値を下回った場合、停止される。
- (2) 償還可能劣後債では、銀行監督当局からの許可を得た後、発行体主導で、公開買い付けによる株式市場での買戻し(私募債の場合、店頭取引での買戻し)により満期日前に償還する権限を当社グループに与える繰上償還規定が設けられている場合がある。BNPパリバまたは当社グループの外国子会社が外国市場を通じて発行した債券では、発行目論見書に規定する日以後に発行体の裁量権を行使する場合(繰上償還オプション)、または発行時の税法が改正され、債券保有者に対して税法改正に伴う損害を補償する義務をBNPパリバ・グループ内の発行体を負う場合、元本の繰上償還および満期日までの利息の繰上支払いを行う場合がある。償還の場合、15日間から60日間の予告期間を設ける場合がある。償還では、いかなる場合でも銀行監督当局の承認が条件となる。
- (3) 2007年12月に、BNPパリバ・フォルティス(旧フォルティス・バンク)が発行した、株式連動型転換・劣後複合証券(以下「CASHES」という)。
- CASHESには満期がないが、保有者の自由裁量により1株当たり239.40ユーロの価格でAgeas(旧フォルティスSA/NV)の株式と交換できる。ただし、2014年12月19日をもって、CASHESは、その価格が連続する20取引日にわたって359.10ユーロ以上となった場合、Ageasの株式と自動的に交換される。元本の償還が現金で行われることはない。CASHES保有の権利は、BNPパリバ・フォルティスが保有し、かつ担保として供したAgeasの株式に限定されている。
- AgeasとBNPパリバ・フォルティスは、相対的パフォーマンス・ノート(以下「RPN」という)契約を締結しており、その価額は、CASHESの価額変動とAgeasの株価変動の相対的な差異によりBNPパリバ・フォルティスが受ける影響が相殺されるように変動することが契約上規定されている。
- 2019年12月31日現在の負債は、健全な自己資金へ組入可能な205百万ユーロとなった。

・償却原価で測定する負債証券

発行体/発行日 (単位：百万ユーロ)	通貨	外貨建て 当初金額 (単位：百万)	繰上償還日 または 金利 引き上げ日	利率	金利 引き上げ 幅	利払 停止 条件 ⁽¹⁾	2019年 12月31日現在	2018年 12月31日現在
負債証券							157,578	151,451
当初の満期が1年未満の 発行済負債証券							60,905	70,077
譲渡性負債証券							60,905	70,077
当初の満期が1年超の 発行済負債証券							96,673	81,374
譲渡性負債証券							45,924	50,809
債券							50,749	30,565
劣後債							20,003	17,627
償還可能劣後債							18,242	15,876
永久劣後債							1,526	1,515
BNPパリバ 1985年10月	ユーロ	305	-	TMO -0.25%	-	B	254	254
BNPパリバ 1986年9月	米ドル	500	-	6ヶ月物 Libor +0.075%	-	C	244	239
BNPパリバ・カーディフ 2014年11月	ユーロ	1,000	11月25日	4.032%	3ヶ月物 Euribor +393bp	D	1,000	999
その他							28	23
資本参加型債券							222	222
BNPパリバ 1984年7月 ⁽³⁾	ユーロ	337	-	(4)	-		215	215
その他							7	7
債券と関連する費用 および手数料							13	14

- (1) 利払停止条件：
- B. 利息は原則として必ず支払う必要があるが、利払日直前の12ヶ月の期間中に、取締役会が、株主総会にて配当原資が存在しない旨を正式発表した後に利払いの延期を決定した場合はこの限りではない。利息は累積的なものであり、配当再開後には、累積額を含む全額を支払う必要がある。
- C. 利息は原則として必ず支払う必要があるが、利払日直前の12ヶ月の期間中に、取締役会が、株主総会にて配当を行わないという決定の正当性を確認した後に利払いの延期を決定した場合はこの限りではない。利息は累積的なものであり、配当再開後には、累積額を含む全額を支払う必要がある。当行は、配当を行っていない場合であっても未払利息の支払いを再開する選択権を有する。
- D. 利息は原則として必ず支払う必要があるが、規制資本が不十分となったため、規制当局との合意を経て利払いを延期する場合はこの限りではない。利息は累積的なものであり、利払いを再開した場合、または該当債券を償還するか発行体が清算する前に、全額を支払う必要がある。
- (2) 「純損益を通じて公正価値で測定する負債証券」に関する参照情報を参照。
- (3) BNPパリバが発行した資本参加型債券は、1983年1月3日施行の法の規定に基づき償還できる。市場で取引されている当該債券は1,434,092口となった。
- (4) 当期純利益に応じ、TMOレートの85%(下限)から130%(上限)。

注5.i 保険業務に係る金融投資

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在			2018年12月31日現在		
	ユニット リンク型 保険契約 ではない 資産	ユニット リンク型 保険契約 である資産 (保険契約者 が金融リスク を負担する もの)	合計	ユニット リンク型 保険契約 ではない 資産	ユニット リンク型 保険契約 である資産 (保険契約者 が金融リスク を負担する もの)	合計
純損益を通じて公正価値で 測定するものとして指定した 金融商品	44,292	71,043	115,335	41,154	61,793	102,947
デリバティブ金融商品	1,115		1,115	907		907
売却可能金融資産	126,596		126,596	112,041		112,041
満期保有目的金融資産	1,914		1,914	3,720		3,720
貸出金および債権	3,089		3,089	3,605		3,605
持分法投資	359		359	363		363
投資不動産	3,094	3,464	6,558	2,982	2,872	5,854
合計	180,459	74,507	254,966	164,772	64,665	229,437
再保険者の責任準備金の持分	2,852		2,852	2,871		2,871
保険業務に係る金融投資	183,311	74,507	257,818	167,643	64,665	232,308

保険業務に係る金融商品に対する投資は、IAS第39号の原則に従い会計処理される。

2019年12月31日現在の、契約上のキャッシュ・フローが元本および付帯利息の支払額のみと一致する金融資産の公正価値は1,169億ユーロである。この公正価値は、2018年12月31日現在では1,078億ユーロであったが、当期中に91億ユーロ増加した。

その他金融資産の公正価値は1,383億ユーロで、この資産は、前述の基準を満たしていないあらゆる金融商品、デリバティブおよび時価評価される金融資産に相当する。この公正価値は、2018年12月31日現在では1,217億ユーロであったが、当期中に166億ユーロ増加した。

償却原価で会計処理されている、ユニットリンク型保険契約ではない投資不動産の公正価値は、2019年12月31日現在では46億ユーロ(2018年12月31日現在では40億ユーロ)であった。

・金融商品の公正価値測定

公正価値ヒエラルキーの各レベルに対する金融商品の配賦基準、対応する評価技法およびヒエラルキーの各レベル間における保険投資の振替原則は、当社グループの他の金融商品に適用されるものと同じである(注5.d)。

(単位:百万ユーロ)	2019年12月31日現在				2018年12月31日現在			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	レベル1	レベル2	レベル3	合計
売却可能金融商品	103,419	22,887	290	126,596	95,086	16,679	276	112,041
資本性金融商品	6,551	1,179	248	7,978	4,741	1,093	234	6,068
負債証券	96,868	21,708	42	118,618	90,345	15,586	42	105,973
純損益を通じて公正価値で測定する ものとして指定した金融商品	88,724	19,296	7,315	115,335	80,097	16,315	6,535	102,947
資本性金融商品	87,084	12,774	6,549	106,407	77,989	11,131	6,458	95,578
負債証券	1,640	6,522	766	8,928	2,108	5,184	77	7,369
デリバティブ商品	-	859	256	1,115	-	622	285	907
公正価値で測定する金融資産	192,143	43,042	7,861	243,046	175,183	33,616	7,096	215,895

レベル1：このレベルは、株式や流動性のある債券、確立された市場で取引されているデリバティブ商品(先物やオプションなど)、日次で純資産価値が計算されるファンドおよびUCITSの持分から成る。

レベル2：このレベルは、株式、特定の国債または社債、他のファンドおよびUCITSの持分、ならびに店頭取引デリバティブから成る。

レベル3：このレベルは、主に、活発な市場で取引されていないファンド持分および株式(主に、ベンチャー・キャピタル会社やファンドの持分で構成される)から成る。

・レベル3の金融商品の変動表

レベル3の金融商品については、当期中に下記の変動が生じた。

(単位:百万ユーロ)	金融資産		
	売却可能 金融商品	純損益を通じて 公正価値で測定 する金融商品	合計
2018年12月31日現在	276	6,820	7,096
購入	54	2,941	2,995
売却	(53)	(2,253)	(2,306)
決済	(75)	(208)	(283)
レベル3への振替	84	236	320
レベル3から振替	(19)	(582)	(601)
純損益に認識される利益	5	618	623
為替レートの変動に関連する項目	1	(2)	(1)
資本に認識される資産および負債の公正価値の変動	17	-	17
2019年12月31日現在	290	7,571	7,861

2019年12月31日終了事業年度中には、レベル1とレベル2の間での重要な振替は行われなかった。

・ 売却可能金融資産の詳細

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在			2018年12月31日現在		
	貸借対照表上 での評価額	内、 減価償却	内、資本に 直接認識 される 価額変動	貸借対照表上 での評価額	内、 減価償却	内、資本に 直接認識 される 価額変動
負債証券	118,618		12,729	105,973		8,461
資本性金融商品	7,978	(417)	2,009	6,068	(312)	668
売却可能金融資産合計	126,596	(417)	14,738	112,041	(312)	9,129

・ 償却原価で計上されている金融商品の公正価値

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	帳簿価額
満期保有目的金融資産	2,224			2,224	1,914
貸出金および債権	121	2,985	18	3,124	3,089

(単位：百万ユーロ)	2018年12月31日現在				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	帳簿価額
満期保有目的金融資産	4,116			4,116	3,720
貸出金および債権	125	3,487	21	3,633	3,605

注5.j 責任準備金およびその他の保険負債

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在	2018年12月31日現在
責任準備金 - 非生命保険契約	4,768	4,590
責任準備金 - 生命保険契約	154,382	143,671
保険契約	87,352	84,392
ユニットリンク型契約	67,030	59,279
保険負債 - 投資契約	48,179	44,110
裁量権のある有配当性を有する投資契約	40,723	38,604
裁量権のある有配当性を有しない投資契約	7,456	5,506
保険契約者剰余金 - 負債	24,980	17,379
保険および投資契約に関連する責任準備金および負債の合計	232,309	209,750
保険および再保険業務に起因する債務	3,464	3,056
デリバティブ金融商品	1,164	885
責任準備金およびその他の保険負債合計	236,937	213,691

保険契約者剰余金はシャドウ・アカウンティングの適用により発生する。保険契約者剰余金は、フランスおよびイタリアで営業する生命保険子会社の資産に伴う未実現利益／損失および減損損失に対する保険契約者の持分を表すものであり、保険契約に基づき支払われる給付額は、当該資産のリターンと連動している。保険契約者剰余金は、契約者への利払額や新たな事業からのインフローに関する経済シナリオや仮定をもとに、保険契約者へ帰属する未実現利益／損失をモデル化する確率論に基づく計算を用いて算定している。この計算の結果、フランスでの2019年度の保険契約者の持分は2018年度と同じ90%となった。

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日 終了事業年度	2018年12月31日 終了事業年度
保険契約に関連する負債－期首現在	209,750	206,970
生命保険に関連する金融契約で積み増した保険契約責任準備金および保証金の額	30,807	20,371
保険金および給付金支払額	(17,010)	(15,493)
ユニットリンク型事業適格投資の価値の変動の影響額	8,381	(5,135)
為替レートの変動の影響額	311	34
連結範囲の変更の影響額	70	3,003
保険契約に関連する負債－期末現在	232,309	209,750

再保険者の責任準備金の持分の詳細については注5.iを参照。

注5.k 当期および繰延税金

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在	2018年12月31日現在
当期税金	1,857	1,958
繰延税金 ⁽¹⁾	4,956	5,262
当期および繰延税金資産	6,813	7,220
当期税金 ⁽²⁾	2,103	1,023
繰延税金 ⁽¹⁾	1,463	1,232
当期および繰延税金負債	3,566	2,255

(1) 当期中の変動には、IFRS第16号の初度適用の影響(注2参照)が含まれている。

(2) 当期中の変動には、IFRIC第23号の初度適用の影響(注5.p参照)が含まれている。

当期中の繰延税金の種類別変動：

(単位：百万ユーロ)	2018年 12月31日 現在	純損益に 認識される変 動	資本に 認識され、 純損益へ 再分類 される変動	資本に 認識され、 純損益へ 再分類 されない 変動	為替 レート、 連結範囲 および その他の 変動による 影響額	2019年 12月31日 現在
金融商品	(518)	(106)	(391)	(1)	(25)	(1,041)
従業員給付債務引当金	826	80	-	(14)	(21)	871
未実現のファイナンス・リース 準備金	(381)	(82)	-	-	(42)	(505)
信用リスクに係る減損	3,111	172	-	-	(12)	3,271
繰越欠損金	1,330	(39)	-	-	(172)	1,119
その他の項目	(338)	(221)	-	-	337	(222)
繰延税金(純額)	4,030	(196)	(391)	(15)	65	3,493
繰延税金資産	5,262	-	-	-	-	4,956
繰延税金負債	(1,232)	-	-	-	-	(1,463)

繰延税金資産として認識する繰越欠損金の額を算定するため、当社グループでは、毎年、あらゆる繰越期限に関するルールを考慮した税制度や、各事業体が事業計画に従って予想した将来収益および費用の実現可能性に基づき各関連事業体に固有の事項を見直している。

繰越欠損金について認識されている繰延税金資産は、主にBNPパリバ・フォルティスに関する824百万ユーロで、予想回収期間は6年(無期限の繰越期間)である。

2019年12月31日現在で未認識の繰延税金資産の合計は1,291百万ユーロ(2018年12月31日現在は1,324百万ユーロ)となった。

注5.1 未収収益・未払費用およびその他の資産・負債

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在	2018年12月31日現在
保証金および実行済銀行保証	75,478	64,988
取立勘定	288	369
未収収益および前払費用 ⁽¹⁾	6,162	7,355
その他の借方勘定およびその他の資産 ⁽¹⁾	31,607	30,634
未収収益およびその他の資産合計	113,535	103,346
受取保証金	58,751	48,308
取立勘定	3,026	2,820
未払費用および繰延収益 ⁽¹⁾	8,027	10,122
リース負債 ⁽¹⁾	3,295	-
その他の貸方勘定およびその他の負債 ⁽¹⁾	29,650	28,312
未払費用およびその他の負債合計	102,749	89,562

⁽¹⁾ 当期中の変動には、IFRS第16号の初度適用の影響(注2参照)が含まれている。

注5.m 持分法投資

関連会社および共同支配企業の累計財務情報は、以下の表に表示している。

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日終了事業年度			2019年 12月31日現在
	当期純利益に 対する持分	資本に直接認識 される資産 および負債の 変動に対する持分	当期純利益 および資本に 直接認識される 資産および負債の 変動に対する持分	持分法投資
共同支配企業	64	(17)	47	965
関連会社 ⁽¹⁾	522	160	682	4,987
持分法適用会社合計	586	143	729	5,952

(単位：百万ユーロ)	2018年12月31日終了事業年度			2018年 12月31日現在
	当期純利益に 対する持分	資本に直接認識 される資産 および負債の 変動に対する持分	当期純利益 および資本に 直接認識される 資産および負債の 変動に対する持分	持分法投資
共同支配企業	63	(74)	(11)	804
関連会社 ⁽¹⁾	565	(62)	503	4,968
持分法適用会社合計	628	(136)	492	5,772

⁽¹⁾ 支配下にはあるが重要ではない、持分法により連結している事業体。

当社グループが共同支配企業に対し供与した融資および保証のコミットメントについては、注8.h「その他の関連当事者」に列挙されている。

当社グループの主な関連会社および共同支配企業に対する投資の帳簿価額は、以下の表に表示されている。

(単位：百万ユーロ)	設立 登記国	事業内容	所有持分 (%)	2019年 12月31日 現在	2018年 12月31日 現在
共同支配企業					
Bpost banque	ベルギー	リテール・バンキング事業	50%	242	249
Union de Creditos Inmobiliarios	スペイン	住宅ローン	50%	220	239
関連会社					
AG Insurance	ベルギー	保険事業	25%	1,747	1,647
Bank of Nanjing	中国	リテール・バンキング事業	15%	1,569	1,372

注5.n 業務用の有形・無形資産および投資不動産

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在		
	総額	減価償却費、償却費 および減損の累計額	帳簿価額
投資不動産	894	(283)	611
土地および建物 ⁽¹⁾	13,565	(5,703)	7,862
備品、家具、設備 ⁽¹⁾	7,494	(5,410)	2,084
オペレーティング・リースで貸主として リースしている工場および設備	28,126	(7,546)	20,580
その他の有形固定資産 ⁽¹⁾	2,371	(1,212)	1,159
有形固定資産	51,556	(19,871)	31,685
内、使用権資産	6,660	(3,647)	3,013
有形固定資産および投資不動産	52,450	(20,154)	32,296
購入したソフトウェア	4,093	(3,072)	1,021
内部開発したソフトウェア	4,664	(3,581)	1,083
その他の無形資産	2,245	(497)	1,748
無形資産	11,002	(7,150)	3,852

(単位：百万ユーロ)	2018年12月31日現在		
	総額	減価償却費、償却費 および減損の累計額	帳簿価額
投資不動産	1,031	(316)	715
土地および建物 ⁽¹⁾	7,084	(2,061)	5,023
備品、家具、設備 ⁽¹⁾	7,130	(5,083)	2,047
オペレーティング・リースで貸主として リースしている工場および設備	24,675	(6,805)	17,870
その他の有形固定資産 ⁽¹⁾	2,086	(1,089)	997
有形固定資産	40,975	(15,038)	25,937
内、使用権資産			
有形固定資産および投資不動産	42,006	(15,354)	26,652
購入したソフトウェア	3,703	(2,724)	979
内部開発したソフトウェア	4,250	(3,236)	1,014
その他の無形資産	2,334	(544)	1,790
無形資産	10,287	(6,504)	3,783

⁽¹⁾ 当期中の変動には、IFRS第16号の初度適用の影響(注2参照)が含まれている。

・投資不動産

当社グループがオペレーティング・リースにより貸主としてリースしている土地および建物は「投資不動産」に計上している。

償却原価で計上している投資不動産の見積公正価値は、2019年12月31日現在では719百万ユーロ(2018年12月31日現在では800百万ユーロ)であった。

・オペレーティング・リース

オペレーティング・リースおよび投資不動産取引の中には、一定の場合、以下の将来の最低支払額を定めている契約がある。

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在	2018年12月31日現在
解約不能リースに基づく将来の最低受取リース料	7,182	6,483
1年以内に期日到来	3,064	2,603
1年超5年以内に期日到来	4,076	3,852
5年超期日到来	42	28

解約不能リースに基づく将来の最低受取リース料は、賃借人がリース期間中に支払うよう要求されているリース料から構成される。

・無形資産

その他の無形資産には、当社グループが取得した賃借権、のれんおよび商標権が含まれる。

・減損および引当金

2019年12月31日終了事業年度の減価償却費および償却費の純額は2,415百万ユーロ(2018年12月31日終了事業年度は1,674百万ユーロ)であった。

2019年12月31日終了事業年度において損益計上された有形固定資産および無形資産の減損損失は30百万ユーロの純増(2018年12月31日終了事業年度は2百万ユーロの純増)であった。

注5.0 のれん

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日 終了事業年度	2018年12月31日 終了事業年度
帳簿価額一期首現在	8,487	9,571
取得	55	99
売却		
当期中に認識した減損損失	(820)	(30)
First Hawaiian Incの支配権喪失(注8.c)		(1,315)
換算調整	97	159
その他の変動	(2)	3
帳簿価額一期末現在	7,817	8,487
総額	11,608	11,462
期末現在で認識されている減損累計額	(3,791)	(2,975)

資金生成単位別ののれんは次の通りである。

(単位：百万ユーロ)	帳簿価額		2019年度中に 認識した減損		2019年度中の 取得	
	2019年 12月31日現在	2018年 12月31日現在	2019年12月31 日 終了事業年度	2018年12月31 日 終了事業年度	2019年12月31 日 終了事業年度	2018年12月31 日 終了事業年度
リテール・バンキング事業および サービス事業	6,602	7,348	(820)	(30)	(2)	69
国内市場部門	1,440	1,428	-	-	-	17
アルバル	515	503				
リーシング・ソリューション	151	151				17
ニュー・デジタル・ビジネス	159	159				
パーソナル・インベスターズ	609	609				
その他	6	6				
国際金融サービス部門	5,162	5,920	(820)	(30)	(2)	52
アセット・マネジメント	187	185				15
保険部門	353	352				
バンクウェスト	2,571	3,008	(500)			
パーソナル・ファイナンス	1,293	1,303				
パーソナル・ファイナンス (個別に減損テストされる パートナーシップ)		318	(318)	(30)		
不動産サービス部門	407	404	(2)			(2)
ウェルス・マネジメント	314	313			(2)	39
その他	37	37				
ホールセールバンキング事業	1,212	1,136	-	-	57	30
コーポレート・バンキング部門	277	276				
グローバル・マーケッツ部門	481	418			57	
証券管理部門	454	442				30
その他の事業	3	3	-	-	-	-
のれん合計	7,817	8,487	(820)	(30)	55	99
負ののれん			2	83		
損益計算書に認識されたのれんの価 額変動			(818)	53	-	-

のれんが配賦される、同種の事業を営んでいる企業のグループ：

アルバル：長期車両リースおよびモビリティ・サービスを専門とするアルバルでは、(多国籍企業から中小企業に至る)様々な法人、従業員および個人に対し、その移動を最適化できるソリューションを、各々のニーズに応じた形で提供している。

リーシング・ソリューション：BNPパリバ・リーシング・ソリューションズでは、マルチチャネル連携(紹介販売、提携、直販や支店網を通じた販売)手法を採用して、設備ファイナンス・リースから車両リースに至る豊富なリース／レンタル・ソリューションを大手法人や中小法人に提供している。

ニュー・デジタル・ビジネス：これには、特に、収入、預金残高または個人資産に関する条件や当座貸越機能または与信枠がなくても誰でも利用できる口座管理サービスである「ニケル(Nickel)」が含まれている。最新技術を使ったリアル・タイム口座管理サービスであるこのサービスは、5,500を超える販売店を通じて利用できる。

パーソナル・インベスターズ：BNPパリバ・パーソナル・インベスターズは、デジタル・チャネルを通じた銀行取引および投資関連サービスを専門とする企業である。ドイツ、インド、オーストリアおよびスペインを主な拠点として営業している同企業では、銀行取引、預金ならびに長期および短期投資に関する豊富なサービスを、インターネット、電話および対面といった形式で個人の顧客に提供している。個人顧客向けのサービスに加え、パーソナル・インベスターズでは、独立系金融コンサルタント、アセット・マネージャーおよびフィンテック企業に対してもサービスやITプラットフォームを提供している。

アセット・マネジメント：BNPパリバ・アセット・マネジメントは、アセット・マネジメント業務を専門としているBNPパリバ・グループの企業で、(BNPパリバ・グループ内の富裕層向け資産運用業務部門およびリテール・バンキング部門や外部の提携会社を通じて)個人投資家にサービスを提供している他、法人や機関投資家(保険会社、退職基金、公的機関、コンサルタント)にもサービスを提供している。この企業は、株式や債券の積極運用、プライベート・デッドや実物資産の運用業務、またマルチアセット運用に係る定量分析やソリューション部門を通じて、幅広い専門知識をもとに付加価値の高いサービスを提供することを目的としている。

保険部門：個人向け保険事業の分野で世界をリードしているBNPパリバ・カーディフでは、個人やそのプロジェクトおよび資産を保護するための様々な預金・保険商品およびサービスを設計、開発およびマーケティングしている。

BNPパリバ・カーディフでは、損害保険、健康保険、生活費保障保険、所得や各決済手段による支払いの保障保険、予期せぬ事態に備えるための保険(失業保険、事故保険、死亡保険、盗難保険または破損保険)を提供したり、プライベート・デジタル・データを保護するサービスを提供したりする形で、顧客のニーズの変化に対応できるようにしている。

2019年に、BNPパリバ・カーディフは、インドの生命保険会社であるSBIライフ(SBI Life)の株式の一部を売却した。この一部売却取引により、当社グループの持株比率は5.2%となった。

バンクウェスト：米国でのリテール・バンキング事業は、バンク・オブ・ザ・ウェストを通じて行っている。バンク・オブ・ザ・ウェストでは、主に米国西部および中西部に位置する24の州にある支店や事業所を通じて、豊富なリテール商品やサービスを個人や中小規模の法人の顧客に販売している。またこの部門は、いくつかの分野(海洋、レクリエーション・ビークルおよび農業関連産業等)に特化した融資業務においても大きなシェアを確保しており、特に、コーポレート・バンキング、ウェルス・マネジメントおよび中小企業向け事業の分野では、その事業基盤を強化している。

パーソナル・ファイナンス：BNPパリバ・パーソナル・ファイナンスは、消費者金融を専業とする当社グループの企業である。Cetelem、Cofinoga、Findomestic、AlphaCredit、Opel VauxhallまたはSevenDay Finans ABといったブランドおよびパートナーシップを通じて事業を展開しているパーソナル・ファイナンスは、販売店(小売店や自動車ディーラー等)にて、または顧客対応窓口やウェブサイトおよびモバイル・アプリケーション経由で、総合的な消費者金融サービスを提供している。国内市場を除く一部の国では、この業務部門はBNPパリバ・グループのリテール・バンキング事業に統合されている。

不動産サービス部門：BNPパリバ・リアル・エステートでは、保有不動産の(建設プロジェクトの開始から日々の管理に至る)ライフ・サイクルのいかなる段階における顧客(機関投資家、法人、公共団体または個人のいずれを問わない)のニーズにも対応できるサービスを提供している。

ウェルス・マネジメント：ウェルス・マネジメントでは、BNPパリバの富裕層向け資産運用業務を引き受けており、資産運用や資金需要に関するあらゆるニーズがすべて満たされるようなワンストップ・ソリューションを希望している富裕層、株主および起業家に対しサービスを提供している。

2018年に、BNPパリバ・ウェルス・マネジメントは、富裕層向け資産運用事業を展開しているABNアムロ銀行ルクセンブルクを取得した。

コーポレート・バンキング部門：コーポレート・バンキング部門では、法人向け金融ソリューション、トランザクション・バンキングに関するあらゆる商品、合併買収時のコーポレート・ファイナンス・アドバイザリー・サービスならびに株式に関するプライム・サービスを総合的に提供している。

グローバル・マーケット部門：グローバル・マーケット部門では、あらゆるアセットクラスを対象とする投資、ヘッジ、金融および調査に関するサービスを、富裕層およびリテール・バンキング向けのチャンネルに加え、法人顧客や機関投資家顧客に提供している。グローバル・マーケット部門では、革新的なソリューションやデジタル・プラットフォームを活用して、顧客のEMEA(欧州、中東およびアフリカ)諸国、アジア太平洋諸国ならびに南北アメリカ諸国の資本市場への参加をサポートするという、持続可能で長期的なビジネス・モデルを採用している。グローバル・マーケット部門では、フィクスト・インカム業務、為替およびコモディティ業務ならびに株式およびプライム・サービス業務を行っている。

証券管理部門：BNPパリバ・セキュリティーズ・サービスズは、大手グローバル証券管理事業者の1社で、投資サイクルの一端を担うあらゆるアクター(売手、買手および発行体を含む)に対し総合的なソリューションを提供している。

のれんの減損テストは、3種類の方法で実施されており、それらは比較可能な事業を営んでいる企業の関連取引を観測する方法、比較可能な事業を有する上場企業に係る株価データ法、および割引将来キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」という。)である。

2つの比較可能性に基づく方法の内1つが、減損認識の必要性を示唆している場合、DCF法を用いて当該結果を検証し、認識すべき減損損失額を算定する。

DCF法は、中期(5か年)事業計画の内容に沿って行う、将来の営業収益、費用、およびリスク費用(キャッシュ・フロー)に係る複数の仮定に基づく方法である。5年超の見積期間におけるキャッシュ・フローは永久成長率を用いて見積っており、短期の環境が、通常の景気循環における状況と異なる場合には、前述の見積キャッシュ・フローを標準化している。

各種仮定の影響を受ける主要なパラメーターは、資本コスト、コスト／インカム比率、リスク費用および永久成長率となる。

資本コストは、無リスク金利に、観測した市場リスク・プレミアム(同種の事業を営んでいる企業のグループの各々に固有のリスク要因で加重された市場リスク)を付加した値をもとに算定している。これらのパラメーターの値は、外部の情報源から入手している。

同種の事業を営んでいる企業のグループの各々への配賦資本は、各企業が属する法人(グループ)が従うべき自己資本比率規制の「普通株式等Tier 1」である最低7%をもとに算定している。

欧州における成熟経済の永久成長率には2%を用いており、バンクウェストの永久成長率には、カリフォルニア地域に固有の3%を用いている。物価上昇率の高い国に所在する資金生成単位については、(外部の情報源が開示している物価上昇率に基づき算定した)固有の割合を上乗せしている。

下記の表は、DCF法による計算に用いているパラメーター(資本コスト、ターミナル・バリュー・ベースでのコスト／インカム比率、ターミナル・バリュー・ベースでのリスク費用および永久成長率)の値の変動に対する、資金生成単位の評価額の感応度を示している。

2019年には、特別に減損テストを実施したパーソナル・ファイナンス・パートナーシップの財務見通しの下方修正により、のれん全額に減損(318百万ユーロ)が生じた。

また経済環境の変化(特に米国における金利の変化)により、バンクウェストののれんに部分的な減損(500百万ユーロ)が生じた。

・資本コストの10ベシス・ポイントの変動、ターミナル・バリュー・ベースでのコスト／インカム率の1％ポイントの変動、ターミナル・バリュー・ベースでのリスク費用の5％ポイントの変動および永久成長率の50ベシス・ポイントの変動に対する、主要なのれん評価額の感応度

(単位：百万ユーロ)	バンクウェスト	パーソナル・ファイナンス
資本コスト	9.3%	10.0%
不利な変動(+10ベシス・ポイント)	(108)	(207)
有利な変動(-10ベシス・ポイント)	112	212
コスト／インカム率	62.3%	45.3%
不利な変動(+1％)	(199)	(431)
有利な変動(-1％)	199	431
リスク費用	(127)	(1,999)
不利な変動(+5％)	(48)	(251)
有利な変動(-5％)	48	251
永久成長率	3.0%	2.1%
不利な変動(-50ベシス・ポイント)	(200)	(446)
有利な変動(+50ベシス・ポイント)	234	507

前述の同種のパーソナル・ファイナンスに関しては、減損テストにおいて、表にある4つの最も不利な変動を用いたとしても、減損の認識は不要であった。

注5.p 偶発債務等引当金

・種類別偶発債務等引当金

(単位：百万ユーロ)	2018年 12月31日 現在	引当金 繰入額 (純額)	引当金 戻入額	資本に直接 認識される 価額変動	為替レート 他の変動の 影響額 ⁽¹⁾	2019年 12月31日 現在
従業員給付引当金	6,039	1,350	(992)	199	40	6,636
内、退職後給付引当金(注7.b)	3,998	250	(331)	189	35	4,141
内、退職後医療給付引当金 (注7.b)	131	6	(4)	10	3	146
内、その他の長期給付に対する 引当金(注7.c)	1,120	344	(277)		1	1,188
内、自主退職および早期退職 制度、ならびに人員調整計画に 対する引当金(注7.d)	380	294	(155)		(6)	513
内、株式報酬に対する引当金 (注7.e)	410	456	(225)		7	648
住宅財形貯蓄口座および制度に 関する引当金	136	(12)				124
クレジットライン/コミットメン トラインに対する引当金(注3.h)	1,192	95	(32)		(21)	1,234
訴訟に対する引当金	1,348	173	(75)		(848)	598
その他の偶発債務等引当金	905	187	(201)		3	894
偶発債務等引当金合計	9,620	1,793	(1,300)	199	(826)	9,486

(1) 当期中の変動には、IFRIC第23号の初度適用の影響(注5.k参照)が含まれている。

・住宅財形貯蓄口座および制度に関する引当金および割引

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在	2018年12月31日現在
住宅財形貯蓄口座および制度で積立てられた預金	18,149	18,102
内、住宅財形貯蓄制度で積立てられた預金	16,026	15,956
期間10年超	5,231	3,824
期間4年以上10年以下	8,777	8,471
期間4年未満	2,018	3,661
住宅財形貯蓄口座および制度で付与された貸出金残高	35	52
内、住宅財形貯蓄制度で付与された貸出金残高	6	9
住宅財形貯蓄口座および制度に関する引当金 および割引	125	137
住宅財形貯蓄制度に関する引当金	123	133
住宅財形貯蓄口座に関する引当金	1	3
住宅財形貯蓄口座および制度に関する割引	1	1

注5.q 金融資産と金融負債の相殺

以下の表は、相殺前後における金融資産と金融負債の額を示している。IFRS第7号が求めている当該情報は、相殺に関する規定がIAS第32号ほど厳格でない、米国で一般に公正妥当と認められた会計原則(US GAAP)に基づく会計処理と比較できるようにするための情報である。

「貸借対照表項目の相殺総額」は、IAS第32号に従って算定される。このため、当社グループが認識された金額を相殺する法的に強制力のある権利を有しており、かつ、純額で決済するか、資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図を有している場合にのみ、金融資産および金融負債は相殺され、純額で貸借対照表に表示される。相殺額は、主に、清算機関経由で取引される買戻／売戻契約およびデリバティブから生じる。

「マスター・ネットティング契約および類似契約の影響額」は、法的強制力のある当該契約の範囲内で行われる取引の残高であって、IAS第32号に規定されている相殺基準を満たしていない額である。この額は、いずれかの契約当事者が債務不履行、債務超過または破産のいずれかの状態になった場合に限り相殺が可能になるような取引に関連する額である。

「担保として差し入れた／受け入れた金融商品」には、公正価値で認識される保証金や担保が含まれる。これらの担保権は、いずれかの契約当事者が債務不履行、債務超過または破産のいずれかの状態になった場合に限り行使できる。

マスター・ネットティング契約に関して、金融商品のプラス(正)またはマイナス(負)の公正価値に応じて受け取った／支払った保証金は、貸借対照表の未収収益およびその他の資産、または未払費用およびその他の負債にて認識される。

2019年12月31日現在 (単位：百万ユーロ)	金融資産の総額	貸借対照表項目の相殺総額	貸借対照表に表示されている純額	マスター・ネットティング契約(MNA)および類似の契約の影響額	担保として受け入れた金融商品	純額
資産						
純損益を通じて公正価値で測定する金融商品						
有価証券	131,935		131,935			131,935
貸出金および売戻契約	352,599	(155,672)	196,927	(45,772)	(143,292)	7,863
デリバティブ(ヘッジ目的で使われるデリバティブを含む)	543,166	(283,427)	259,739	(179,483)	(34,902)	45,354
償却原価で測定する金融資産	935,923		935,923	(536)	(1,679)	933,708
内、売戻契約	2,307		2,307	(536)	(1,679)	92
未収収益およびその他の資産	113,535		113,535		(38,342)	75,193
内、支払った保証金	75,478		75,478		(38,342)	37,136
相殺の対象とならないその他の資産	526,654		526,654			526,654
資産合計	2,603,812	(439,099)	2,164,713	(225,791)	(218,215)	1,720,707

2019年12月31日現在 (単位：百万ユーロ)	金融負債の総額	貸借対照表 項目の 相殺総額	貸借対照表 に表示されて いる純額	マスター・ ネットイン グ契約(MNA) および類似 の契約の 影響額	担保として 差し入れた 金融商品	純額
負債						
純損益を通じて公正価値で測定する金融商品						
有価証券	65,490		65,490			65,490
借入金および買戻契約	370,765	(155,672)	215,093	(44,684)	(163,430)	6,979
発行済負債証券	63,758		63,758			63,758
デリバティブ(ヘッジ目的で使われる デリバティブを含む)	535,428	(283,427)	252,001	(179,483)	(39,920)	32,598
償却原価で測定する金融負債	919,234		919,234	(1,624)	(5,942)	911,668
内、買戻契約	7,821		7,821	(1,624)	(5,942)	255
未払費用およびその他の負債	102,749		102,749		(30,939)	71,810
内、受け取った保証金	58,751		58,751		(30,939)	27,812
相殺の対象とならないその他の負債	434,543		434,543			434,543
負債合計	2,491,967	(439,099)	2,052,868	(225,791)	(240,231)	1,586,846

2018年12月31日現在 (単位：百万ユーロ)	金融資産の総額	貸借対照表 項目の 相殺総額	貸借対照表 に表示されて いる純額	マスター・ ネットイン グ契約(MNA) および類似 の契約の 影響額	担保として 受け入れた 金融商品	純額
資産						
純損益を通じて公正価値で測定する金融商品						
有価証券	121,954		121,954			121,954
貸出金および売戻契約	283,879	(100,163)	183,716	(37,657)	(135,421)	10,638
デリバティブ(ヘッジ目的で使われる デリバティブを含む)	480,745	(238,040)	242,705	(177,352)	(28,676)	36,677
償却原価で測定する金融資産	860,567	(67)	860,500	(365)	(1,312)	858,823
内、売戻契約	1,781		1,781	(365)	(1,312)	104
未収収益およびその他の資産	103,346		103,346		(30,813)	72,533
内、支払った保証金	64,988		64,988		(30,813)	34,175
相殺の対象とならないその他の資産	528,615		528,615			528,615
資産合計	2,379,106	(338,270)	2,040,836	(215,374)	(196,222)	1,629,240

2018年12月31日現在 (単位：百万ユーロ)	金融負債の総額	貸借対照表項目の相殺総額	貸借対照表に表示されている純額	マスター・ネットting契約(MNA)および類似の契約の影響額	担保として差し入れた金融商品	純額
負債						
純損益を通じて公正価値で測定する金融商品						
有価証券	75,189		75,189			75,189
借入金および買戻契約	304,202	(100,163)	204,039	(36,754)	(153,961)	13,324
発行済負債証券	54,908		54,908			54,908
デリバティブ(ヘッジ目的で使われるデリバティブを含む)	475,521	(238,040)	237,481	(177,352)	(31,226)	28,903
償却原価で測定する金融負債	875,530	(67)	875,463	(1,268)	(5,311)	868,884
内、買戻契約	7,038		7,038	(1,268)	(5,311)	459
未払費用およびその他の負債	89,562		89,562		(24,764)	64,798
内、受け取った保証金	48,308		48,308		(24,764)	23,544
相殺の対象とならないその他の負債	398,468		398,468			398,468
負債合計	2,273,380	(338,270)	1,935,110	(215,374)	(215,262)	1,504,474

注5.r 金融資産の譲渡

当社グループの金融資産には、譲渡されてはいるが認識中止されていない資産があり、それらは主に買戻契約(レポ)で一時的に売却された有価証券や有価証券貸付取引、および証券化資産で構成されている。買戻契約(レポ)で一時的に売却した有価証券に関連する負債は、「買戻契約」として認識される債務で構成されている。証券化資産に関連する負債は、第三者に購入された証券化負債証券で構成されている。

・有価証券貸付、買戻契約およびその他の取引：

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在		2018年12月31日現在	
	譲渡された資産の簿価	関連する負債の簿価	譲渡された資産の簿価	関連する負債の簿価
有価証券貸付業務				
純損益を通じて公正価値で測定する金融商品	13,358	-	6,838	-
償却原価で測定する金融資産	1,408	-	801	-
資本を通じて公正価値で測定する金融資産	320	-	25	-
買戻契約				
純損益を通じて公正価値で測定する金融商品	33,203	33,148	34,871	34,699
償却原価で測定する金融資産	3,664	3,621	627	624
資本を通じて公正価値で測定する金融資産	988	984	1,766	1,766
保険業務に係る金融投資	5,844	5,921	5,979	5,855
合計	58,785	43,674	50,907	42,944

・リコース義務が譲渡資産に限定されている外部投資家が、一部リファイナンスしている証券化：

2019年12月31日現在 (単位：百万ユーロ)	譲渡された 資産の簿価	関連する 負債の簿価	譲渡された 資産の 公正価値	関連する負債 の公正価値	ネット ポジション
証券化					
純損益を通じて公正価値で測定 する金融商品	28	28	28	28	-
償却原価で測定する金融資産	19,674	17,431	19,035	17,471	1,564
資本を通じて公正価値で測定する 金融資産	18	18	17	17	-
合計	19,720	17,477	19,080	17,516	1,564

2018年12月31日現在 (単位：百万ユーロ)	譲渡された 資産の簿価	関連する 負債の簿価	譲渡された 資産の 公正価値	関連する負債 の公正価値	ネット ポジション
証券化					
純損益を通じて公正価値で測定 する金融商品	163	163	163	163	-
償却原価で測定する金融資産	14,050	12,913	14,227	12,916	1,311
資本を通じて公正価値で測定する 金融資産	21	21	21	21	-
合計	14,234	13,097	14,411	13,100	1,311

当行が継続的に関与する金融資産には、一部あるいはすべての認識中止に繋がる重要な譲渡は見受けられなかった。

[前へ](#) [次へ](#)

注6. 融資コミットメントおよび保証コミットメント

注6.a 供与したまたは供与された融資コミットメント

当社グループが供与した融資コミットメントおよび供与された融資コミットメントの契約上の価値：

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在	2018年12月31日現在
供与した融資コミットメント		
金融機関向け	4,999	3,201
顧客向け	324,077	301,447
コンファームつき融資コミットメント	255,975	231,109
顧客に供与した他のコミットメント	68,102	70,338
供与した融資コミットメント合計	329,076	304,648
内、ステージ1	317,180	292,425
内、ステージ2	9,862	10,511
内、ステージ3	1,094	644
内、保険業務	940	1,068
供与された融資コミットメント		
金融機関より	70,725	72,484
顧客より	2,633	11,244
供与された融資コミットメント合計	73,358	83,728

注6.b 契約に基づき供与した保証コミットメント

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在	2018年12月31日現在
供与した保証コミットメント		
金融機関向け	32,325	33,487
顧客向け	118,408	113,129
財産保証	2,767	1,968
税務当局および他の当局に提供した保証および他の保証	61,003	54,019
他の保証	54,638	57,142
供与した保証コミットメント合計	150,733	146,616
内、ステージ1	142,780	138,615
内、ステージ2	6,518	6,713
内、ステージ3	1,432	1,285
内、保険業務	3	3

注6.c 有価証券コミットメント

受渡日基準に基づく、引渡し予定有価証券または受取り予定有価証券に係るコミットメントは以下の通りである。

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在	2018年12月31日現在
引渡し予定有価証券	8,511	14,134
受取り予定有価証券	10,792	12,869

注6.d その他の保証コミットメント

- ・ 担保として差し入れた金融商品：

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在	2018年12月31日現在
金融商品（譲渡性のある有価証券および個人顧客に対する債権）のうち、中央銀行へ抛出したもの、およびリファイナンス取引の担保としてヘアカット後にいつでも使用できるもの	102,466	104,804
－ 中央銀行への供出担保として使用したもの	32,659	35,216
－ リファイナンス取引に利用可能なもの	69,807	69,588
買戻契約に基づき売却した有価証券	388,683	314,705
銀行、金融業務の顧客または当社グループ発行のカバード債の引受人との取引における担保として供出したその他の金融資産 ⁽¹⁾	152,489	124,148

(1) 特に、「フランス経済融資機関」および「住宅再融資公庫」に対する保証として供出したものを含む。

当社グループが担保として供出したまたは買戻契約に基づき引き渡した金融商品のうち、受益者が売却または担保として再利用する権限を有する金融商品の公正価値は、2019年12月31日現在で486,464百万ユーロ(2018年12月31日現在は396,876百万ユーロ)であった。

- ・ 担保として受け入れた金融商品：

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在	2018年12月31日現在
担保として供出された金融商品 (売戻契約対象物を除く)	181,696	162,184
内、当社グループが担保として売却または再利用する権限を有する金融商品	99,061	82,543
売戻契約に基づき供出された有価証券	376,752	287,047

当社グループが有効に売却または担保として再利用できる、担保としてまたは売戻契約に基づき供出された金融商品の公正価値は、2019年12月31日現在で307,285百万ユーロ(2018年12月31日現在は268,973百万ユーロ)であった。

注7. 給与および従業員給付

注7.a 給与および従業員給付費用

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日 終了事業年度	2018年12月31日 終了事業年度
固定および変動報酬、インセンティブ・ボーナス、 ならびに利益配分	12,992	12,403
従業員給付費用	4,021	3,665
給与税	540	549
給与および従業員給付費用合計	17,553	16,617

注7.b 退職後給付

IAS第19号では、2種類の制度を区別しており、各制度は、事業体が被るリスクに応じて異なる取り扱いを受ける。事業体が、各制度参加者へ支給可能な資産の中から給付金の支給を取り扱う外部の機関などに対し定額(受益者の年収の一定割合)を拠出する責任を負っている場合、この制度は確定拠出制度に該当する。一方、事業体が、従業員から集める拠出金により積み立てられる金融資産を管理し、給付金の支給に伴う費用を自ら負担する義務か、将来において対象事象が発生した場合における確定給付額を保証する義務を負っている場合、この制度は確定給付制度に該当する。事業体が、拠出金の徴収および給付金の支給の管理を別の機関へ委託しているが、制度資産の管理および将来における給付額の変動に伴うリスクを負担している場合も同様である。

・ 当社グループの各事業体向けの主要な確定拠出年金制度

BNPパリバ・グループでは、過去数年間、確定給付制度を確定拠出制度へ転換するための多くの組織的取組みを実施している。

このためフランスでは、BNPパリバ・グループは様々な全国基礎年金制度や全国追加型年金制度に拠出している。BNPパリバおよび特定の子会社は、社内協定に基づき積立年金制度を設定した。この制度により、従業員は全国ベースの制度で支給される年金に加え、この制度からの退職年金も受給することになる。

加えて、フランス以外の多くの国では、新規従業員への確定給付制度の提供を中止し、確定拠出年金制度への加入を当該従業員に促している。

2019年12月31日終了事業年度における確定拠出型退職後給付制度への拠出額は676百万ユーロ(2018年12月31日終了事業年度は612百万ユーロ)であった。

主要な拠出者別の内訳は次の通りである。

拠出額 (単位：百万ユーロ)	2019年12月31日 終了事業年度	2018年12月31日 終了事業年度
フランス	343	334
イタリア	67	63
英国	54	50
米国	50	40
ドイツ	5	4
トルコ	32	30
その他	125	91
合計	676	612

イタリアでは、BNLが設けた制度に対し雇用主(給与の4.2%)と従業員(給与の2%)が拠出しており、従業員は、任意で追加拠出を行うこともできる。

英国では、雇用主が、大半の従業員の給与の12%を拠出しており、従業員は、任意で追加拠出を行うことができる。

米国では、当行の拠出に上乗せする形で、従業員が、既定の範囲内でマッチング拠出している。

・ 当社グループの各事業体向けの主要な確定給付年金制度の1つである、退職時補償金支給制度

ー 確定給付制度

ベルギーでは、BNPパリバ・フォルティスが、最終給与と勤続年数に基づく額が給付される、2002年1月1日の年金制度統合以前に同行へ入行した従業員および中間管理職向けの確定給付年金制度に拠出している。この制度における、保険数理上の給付債務に備えるための事前積立率は2019年12月31日現在では93%(2018年12月31日現在では92%)で、積立ては、BNPパリバ・グループが25%の株式持分を有するAG Insuranceを通じて行っている。

BNPパリバ・フォルティスのシニア・マネージャー向けには、勤続年数と最終給与に基づく一括給付を行う追加型年金制度を運営している。この制度における事前積立率は2019年12月31日現在では100%(2018年12月31日現在では96%)で、積立ては保険会社を通じて行っている。

2015年1月1日以降、シニア・マネージャーへの給付は、確定拠出制度から行っている。他の従業員への給付も、同様に確定拠出制度から行っている。雇用主には、確定給付年金制度に拠出された金融資産について最低限の運用利回りを保証する法定義務があるが、保険会社による補償のみでこの保証を行うことはできないため、これらの確定拠出制度については引当金も認識している。

フランス国内で、BNPパリバは、1993年12月31日時点で既に退職していた従業員および現役であった従業員が受給権を取得した追加型銀行業界年金の支給を行っている。2019年12月31日現在での、これらの従業員に対する当社グループの残存給付債務については、その全額が貸借対照表に認識されている。

当社グループの一部のシニア・マネージャーに対しかつて付与されていた確定給付年金の新規従業員に対する付与はすべて打ち切れ、追加型の制度へ移行している。残存受給権者への給付額はこれらの制度が打ち切りとなった時点で確定した。ただし、退職時に当社グループに留まっていることが条件となっている。2019年12月31日現在では、これらの年金制度の109%(2018年12月31日現在では110%)に対し保険会社を通じて拠出が行われている。

英国では、確定給付年金制度を継続している(年金基金が存在する)が、新たな従業員に対する募集は打ち切っている。これらの制度では、通常、最終給与と勤続年数に基づく額が確定年金額となる。各年金制度の資産は、外部の運用会社(受託会社)が運用している。2019年12月31日現在では、既存の金融資産で、英国の全グループ企業に対する給付債務の116%(2018年12月31日現在では115%)を賄える状態である。

スイスでの給付債務は、その本質が、最低限保証すべき給付額を既定の期間に渡り年金として給付すべき確定拠出制度である追加型年金制度と関係のあるもので、これらの制度の資産は基金が運用している。2019年12月31日現在では、既存の金融資産でこの給付債務の91%(2018年12月31日現在では89%)を賄える状態である。

米国の確定給付年金制度は、年収の一定割合となる元本額と既定利率の利息からなる一括金を毎年受給できる権利が受給者に与えられる制度であるが、新規募集は既に打ち切っているため、2012年以降は新たな受給権が付与されていない。2019年12月31日現在では、既存の金融資産で給付債務の82%(2018年12月31日現在では83%)を賄える状態である。

ドイツでは、この負債は主に確定給付制度に関するものであるが、新たな従業員に対する募集は打ち切っている。これらの制度では、通常、勤続年数と最終給与に基づく額が確定年金額となる。この年金額は、あらかじめ決められた条件に従い年金として給付される。2019年12月31日現在では、既存の金融資産で給付債務の55%(2018年12月31日現在では59%)を賄える状態である。

トルコの年金制度は国民年金制度の後継制度(給付債務は、最終的にトルコ共和国に移転する条件で測定されている)で、法定の最低給付額を超える給付を保証している制度である。2019年度末現在では、外部の基金が保有している金融資産(その残高は関連給付債務の額を超えている)でこの制度における給付債務の全額を賄える状態であるが、当社グループは、この超過額を資産として認識していない。

－ その他の退職後給付

当社グループの従業員は、当社グループが最低限満たすべき法的要件(労働法、労働協約等の要件)または固有の労使契約に従って定められる、退職時補償金のような様々なその他の契約による退職後給付も受け取る。

フランス国内でのこれらの給付に対する債務は、外部の保険会社と締結された契約を通して積み立てられる。2019年12月31日現在では、既存の金融資産でこの給付債務の100%(2018年12月31日現在では100%)を賄える状態である。

国外では、これらの制度に関連する当社グループの総債務は主にイタリアに集中している。イタリアでは、前述の債務は、年金改革によってイタリアの解雇補償制度が確定拠出制度に変更された2006年12月31日までに確定した権利に対応する債務を示している。

・ 確定給付年金制度およびその他の退職後給付制度に基づく給付債務

ー 貸借対照表で認識した資産・負債

2019年12月31日現在 (単位：百万ユーロ)	全額または 一部積立済の 制度に伴う 確定給付制度 債務	未積立の 制度に伴う 確定給付 制度債務	確定給付債務 の現在価値	制度資産の 公正価値	補償請求権の 公正価値 ⁽¹⁾	資産 計上額の 上限の影響
ベルギー	3,208	23	3,231	(113)	(3,001)	
英国	1,737	1	1,738	(2,010)		
フランス	1,189	95	1,284	(1,195)		
スイス	1,230	2	1,232	(1,120)		5
米国	588	85	673	(549)		
イタリア		307	307			
ドイツ	136	70	206	(114)		
トルコ	146	29	175	(397)		250
その他	542	50	592	(411)	(1)	
合計	8,776	662	9,438	(5,909)	(3,002)	255

2019年12月31日現在 (単位：百万ユーロ)	給付債務 (純額)	内、確定給付 制度に関し 貸借対照表で 認識した資産	内、確定給付制度 の純資産	内、補償請求権 の公正価値	内、確定給付 制度に関し 貸借対照表で 認識した債務
ベルギー	117	(3,001)		(3,001)	3,118
英国	(272)	(277)	(277)		5
フランス	89	(77)	(77)		166
スイス	117				117
米国	124				124
イタリア	307				307
ドイツ	92				92
トルコ	28				28
その他	180	(4)	(3)	(1)	184
合計	782	(3,359)	(357)	(3,002)	4,141

2018年12月31日現在 (単位：百万ユーロ)	全額または 一部積立済の 制度に伴う 確定給付制度 債務	未積立の 制度に伴う 確定給付 制度債務	確定給付債務 の現在価値	制度資産の 公正価値	補償請求権の 公正価値 ⁽¹⁾	資産 計上額の 上限の影響
ベルギー	3,049	21	3,070	(93)	(2,838)	
英国	1,488	1	1,489	(1,716)		
フランス	1,193	106	1,299	(1,201)		
スイス	1,090	9	1,099	(976)		
米国	538	77	615	(510)		
イタリア		357	357			
ドイツ	121	60	181	(108)		
トルコ	140	29	169	(366)		226
その他	503	41	544	(381)	(1)	
合計	8,122	701	8,823	(5,351)	(2,839)	226

2018年12月31日現在 (単位：百万ユーロ)	給付債務 (純額)	内、確定給付 制度に関し 貸借対照表で 認識した資産	内、確定給付制度 の純資産	内、補償請求権 の公正価値	内、確定給付 制度に関し 貸借対照表で 認識した債務
ベルギー	139	(2,838)		(2,838)	2,977
英国	(227)	(234)	(234)		7
フランス	98	(61)	(61)		159
スイス	123				123
米国	105				105
イタリア	357				357
ドイツ	73				73
トルコ	29				29
その他	162	(6)	(5)	(1)	168
合計	859	(3,139)	(300)	(2,839)	3,998

- (1) 補償請求権は、特定層の従業員に対する退職後給付を賄うために保険子会社へ移転した当社グループの給付債務に伴うリスクを当社グループの他の事業体へヘッジする目的で、当社グループの保険子会社および関連会社(BNPパリバ・フォルティスの確定給付制度と関係のあるAG Insurance)の貸借対照表に計上している。

一 確定給付制度債務の現在価値の変動

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日 終了事業年度	2018年12月31日 終了事業年度
確定給付制度債務の現在価値－期首現在	8,823	9,571
当期勤務費用	229	236
利息費用	158	136
過去勤務費用	(1)	(17)
制度清算	(11)	(32)
人口統計学的推計の変動に係る年金数理計算上の(利益)／損失	(56)	(36)
財務上の仮定の変動に係る年金数理計算上の(利益)／損失	655	(400)
実績との乖離に係る年金数理計算上の(利益)／損失	9	50
従業員からの実際の拠出額	24	24
雇用主が直接支給した給付金	(140)	(110)
資産から／償還請求権の行使に伴い支給された給付金	(377)	(455)
給付債務に係る為替差(益)／損	140	(11)
連結範囲の変更に関連する、給付債務に係る(利益)／損失	(15)	(133)
確定給付制度債務の現在価値－期末現在	9,438	8,823

一 制度資産および補償請求権の公正価値の変動

(単位：百万ユーロ)	制度資産		補償請求権	
	2019年 12月31日 終了事業年度	2018年 12月31日 終了事業年度	2019年 12月31日 終了事業年度	2018年 12月31日 終了事業年度
制度資産の公正価値－期首現在	5,351	5,574	2,839	2,931
制度資産期待収益	145	103	34	27
制度清算	(3)	(50)		
制度資産に係る年金数理計算上の利益／(損失)	439	(56)	168	(64)
従業員からの実際の拠出額	14	14	10	10
雇用主による拠出額	63	142	115	141
制度資産から支給された給付金	(211)	(248)	(166)	(206)
制度資産に係る為替差益／(損)	127	(67)		
連結範囲の変更に関連する、制度資産に係る利益／(損失)	(16)	(61)	2	
制度資産の公正価値－期末現在	5,909	5,351	3,002	2,839

－ 確定給付制度の費用の内訳

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日 終了事業年度	2018年12月31日 終了事業年度
勤務費用	220	237
当期勤務費用	229	236
過去勤務費用	(1)	(17)
制度清算	(8)	18
金融費用(純額)	14	19
利息費用	158	136
制度資産に係る受取利息	35	13
補償請求権に係る受取利息	(145)	(103)
制度資産期待収益	(34)	(27)
給与および従業員給付費用に認識された合計	234	256

－ 資本に直接認識されるその他の項目

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日 終了事業年度	2018年12月31日 終了事業年度
資本に直接認識されるその他の項目	(6)	147
制度資産または補償請求権に係る年金数理計算上の(損失)／利益	607	(120)
人口統計学的推計上の給付債務の現在価値に係る(損失)／利益	56	36
財務上の仮定上の給付債務の現在価値に係る(損失)／利益	(655)	400
給付債務に係る実(損失)／利益	(9)	(50)
制度資産に係る制限の変更	(5)	(119)

－ 給付債務の算定に用いた年金数理計算上の主要な仮定

当社グループでは、ユーロ圏諸国、英国および米国における給付債務を、優良社債(その期間が、給付債務の期間と一致している社債)の利回りで割引いている。

使用されるレートの範囲は以下の通りである。

(単位：％)	2019年12月31日現在		2018年12月31日現在	
	割引率	昇給率 ⁽¹⁾	割引率	昇給率 ⁽¹⁾
ベルギー	0.10％ / 1.10％	2.70％ / 3.20％	0.80％ / 1.80％	2.90％ / 3.40％
英国	1.30％ / 2.10％	2.00％ / 3.10％	1.80％ / 3.00％	2.00％ / 3.55％
フランス	0.10％ / 1.10％	1.60％ / 2.95％	0.40％ / 1.80％	2.05％ / 3.30％
スイス	0.00％ / 0.20％	1.00％ / 2.50％	0.00％ / 0.90％	1.40％ / 1.50％
米国	2.35％ / 3.40％	4.00％	3.50％ / 4.45％	4.00％
イタリア	0.20％ / 0.80％	1.60％ / 2.40％	0.80％ / 1.80％	1.80％ / 3.10％
ドイツ	0.50％ / 1.10％	2.00％ / 2.50％	1.40％ / 1.90％	2.00％ / 3.00％
トルコ	12.51％	7.59％	16.70％	12.20％

⁽¹⁾ 物価上昇(インフレ)の影響を含む。

観測した加重平均レートは以下の通りである。

- － ユーロ圏諸国：2019年12月31日現在でのレートは0.54%(2018年12月31日現在では1.30%)
- － 英国：2019年12月31日現在でのレートは2.00%(2018年12月31日現在では2.81%)
- － スイス：2019年12月31日現在でのレートは0.15%(2018年12月31日現在では0.89%)

割引率の100ベース・ポイントの変動が退職後給付債務の現在価値に及ぼす影響については下記の通りである。

給付債務の現在価値の変動 (単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在		2018年12月31日現在	
	割引率が -100ベース・ ポイント低下	割引率が +100ベース・ ポイント上昇	割引率が -100ベース・ ポイント低下	割引率が +100ベース・ ポイント上昇
ベルギー	324	(282)	306	(250)
英国	436	(319)	325	(243)
フランス	155	(128)	144	(121)
スイス	197	(167)	187	(145)
米国	84	(69)	69	(57)
イタリア	22	(20)	26	(25)
ドイツ	47	(36)	37	(28)
トルコ	12	(10)	15	(12)

－ 当期における制度資産および補償請求権の実効収益率

(単位：％)	2019年12月31日終了事業年度		2018年12月31日終了事業年度	
	収益率の幅 (同一国に複数の 制度が並存している ため)	加重平均収益率	収益率の幅 (同一国に複数の 制度が並存している ため)	加重平均収益率
ベルギー	-0.05％ / 19.10％	6.05％	-2.00％ / 4.65％	-0.43％
英国	3.95％ / 19.00％	15.65％	-3.80％ / 5.70％	-3.05％
フランス	3.35％ / 3.45％	3.45％	3.55％	3.55％
スイス	2.40％ / 14.85％	10.90％	-2.00％ / 2.80％	-0.66％
米国	7.75％ / 18.00％	13.10％	-4.55％ / 1.50％	-0.50％
ドイツ	1.75％ / 9.75％	9.05％	-6.50％ / 1.80％	-3.23％
トルコ	19.25％	19.25％	13.10％	13.10％

－ 制度資産の内訳

(単位：％)	2019年12月31日現在					
	株式	国債	国債以外	不動産	預金	その他
ベルギー	6％	54％	15％	1％	0％	24％
英国	14％	66％	8％	0％	4％	8％
フランス ⁽¹⁾	6％	69％	17％	8％	0％	0％
スイス	34％	0％	29％	19％	5％	13％
米国	26％	44％	17％	0％	9％	4％
ドイツ	26％	64％	0％	0％	1％	9％
トルコ	0％	0％	49％	4％	42％	5％
その他	9％	14％	12％	1％	3％	61％
グループ	13％	47％	17％	4％	4％	15％

(単位：％)	2018年12月31日現在					
	株式	国債	国債以外	不動産	預金	その他
ベルギー	6%	52%	19%	1%	0%	22%
英国	16%	63%	9%	0%	3%	9%
フランス ⁽¹⁾	7%	67%	18%	8%	0%	0%
スイス	31%	29%	4%	20%	1%	15%
米国	26%	44%	14%	0%	11%	5%
ドイツ	28%	61%	0%	0%	2%	9%
トルコ	0%	0%	0%	5%	94%	1%
その他	10%	11%	12%	1%	6%	60%
グループ	13%	49%	13%	4%	6%	15%

(1) フランスにおける制度資産の内訳には、当社グループの給付債務向けに積み立てている、保険会社の一般勘定の内訳が反映されている。

当社グループでは、資産運用期間中におけるリスクを管理および統制するため、確定給付年金制度債務に対応する資産について、その運用を統治できる仕組みを導入している。

当社グループでは、制度資産の運用方法について明確にするため、特に、金融資産の運用目標や金融リスク管理方法などを踏まえて制度資産の運用戦略を策定するという方法で、金融資産運用サービス契約を通じて運用方針を定めている。

資産負債管理の考え方に基づく現在の運用方針は、制度資産において、少なくとも3年ごとに100百万ユーロの積立超過が生じなければならないというものである。

－ 退職後医療給付

当社グループでは、主に米国とベルギーにて退職従業員向けの医療給付制度を実施しているが、大半の制度では、新規募集は既に打ち切っている。

2019年12月31日現在の退職後医療給付債務の現在価値は146百万ユーロとなり、2018年12月31日現在の131百万ユーロと比較すると、2019年度中に15百万ユーロ増加し、内10百万ユーロの増加が株主資本に直接認識された。

注7.c その他の長期給付

BNPパリバでは、従業員に対し、各種長期給付制度を提供しており、主な制度には、永年勤続報奨金制度、休暇管理口座内に年次有給休暇を貯めておける制度、従業員が就労不能になった場合に当該従業員を保護することを保証する一定の制度がある。この給付に対する引当金(純額)は、2019年12月31日現在では448百万ユーロ(2018年12月31日現在では462百万ユーロ)であった。

変動報酬に関する当社グループの方針の一環として、業績の良い一定の従業員向け、または特別な規制の枠組みに準ずる年次繰延報酬制度が設けられている。この制度に基づく支給は、一定期間にわたって繰り延べられ、各業務部門、事業部門、および当社グループが達成した業績により変動する。

BNPパリバでは、2013年以降、現金支給を伴うグループ・ロイヤルティ制を導入している。この制度の受給権者は、3年の権利確定期間が満了した時点で、当社グループの本源的な業績によりその額が変動する現金を受給できる。このロイヤルティ制度は、当社グループの事業拡大や収益に関する目標の達成に貢献した管理職に、別枠でインセンティブを支給するための制度で、当該管理職には、多岐にわたる当社グループの経営を卓越した能力を活かしてサポートできる逸材といえる、シニア・マネージャー、重要ポストのマネージャー、現場のマネージャーや専門職、潜在能力の高いマネージャー、将来性豊かな若く優秀な執行役および当社グループの業績への主要な貢献者などが含まれる。

この制度への配賦額の80%は、過去3年間における当社グループの業績の変動に連動し、20%は、当社グループの社会的責任(CSR)に関する目標が達成されたかどうかに関連する。CSRに関する9つの目標は、当社グループのCSRに関する方針のもととなっている4つの柱に合致している。また最終的な支給は、権利付与日から支給日までの期間において受給権者が当社グループにて業務を継続しており、支給前年度における当社グループの営業利益と税引前当期純利益がいずれもプラスの場合に限り行われる。特別な規制の枠組みの適用対象となる従業員については、このロイヤルティ制度はEU自己資本規制(CRD4)に従い調整される。

2019年12月31日現在での、繰延報酬制度およびロイヤルティ制度関連の給付債務純額は651百万ユーロ(2018年12月31日現在は579百万ユーロ)である。

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在	2018年12月31日現在
その他の長期給付に対する引当金(純額)	1,099	1,040
貸借対照表のその他の長期給付へ認識した資産	(89)	(80)
貸借対照表のその他の長期給付へ認識した負債	1,188	1,120

注7.d 解雇給付

BNPパリバでは、一定の適格基準を満たす従業員向けにいくつかの自主退職制度や人員調整計画を実施している。この制度に基づき受給資格を有する現役従業員に対する債務の引当金は、制度が双務協定または双務協定草案の対象である場合に計上される。

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在	2018年12月31日現在
自主退職および早期退職制度、ならびに 人員調整計画に対する引当金	513	380

注7.e 株式報酬

BNPパリバは、当社グループの一部の従業員に対するグローバル株式連動型報酬制度(ストック・オプションと業績に応じた株式報奨を含む)を設定した。直近では、2012年にこの制度に基づく報酬を支給した。

また、特に当社グループのリスク・エクスポージャーに影響を及ぼす可能性のある業務を担当している従業員を対象とする繰延報酬制度のいくつかは、BNPパリバの株価に連動している。

・ 株式報酬費用

費用／(収益) (単位：百万ユーロ)	2019年12月31日 終了事業年度	2018年12月31日 終了事業年度
過年度の繰延報酬制度	84	(204)
当年度の繰延報酬制度	372	195
合計	456	(9)

・ 株価連動型現金決済繰延報酬制度

変動報酬に関する当社グループの方針の一環として、一定の業績の良い従業員向け、または特別な規制の枠組みに準ずる年次繰延報酬制度を提供しており、当該従業員は、現金で支給されるが株価に連動する変動報酬を数年間にわたって受給できる権利を取得する。

ー 特別な規制の枠組みに準ずる従業員向け変動報酬制度

フランス財務省がデクレを公表した2010年12月13日以降、変動報酬制度は、2014年2月20日付の命令ならびに2014年11月3日付のデクレおよび命令と2014年3月4日付の欧州委員会委任規則をもってフランス通貨金融法典に組み込まれた、2013年7月26日発効の欧州連合自己資本要求指令であるCRD4の条項に従い当社グループのリスク構造に重要な影響を及ぼす可能性のある業務を担当している当社グループの従業員に適用されている。

この制度に基づく支給は、一定期間にわたって繰り延べられ、各業務部門、コア事業、および当社グループが達成した業績により変動する。

報酬の大部分は現金で支給され、BNPパリバの株価の増減に連動することになっている。

ー 当社グループのその他の従業員向けの繰延変動報酬制度

業績の良い従業員向けの年次繰延報酬制度に基づく支給額の一部は現金で支給され、BNPパリバの株価の増減に連動する。

・ グローバル株式連動型報酬制度(2012年まで)

ー スtock・オプション制度

2019年3月4日に、最後のストック・オプション制度が失効した。

制度の特徴							当期末現在の 未行使オプション	
発行会社	付与日	付与 された 人数	付与した オプション数	行使期間の 開始日	オプション の行使期限	行使価格 (調整済) (ユーロ)	オプション 数	オプション の期限まで の残存期間 (年)
BNPパリバ	2011.3.4	1,915	2,296,820	2015.3.4	2019.3.4	56.45		
当期末現在の未行使オプション合計							-	-

ー 過去2年間における新株予約オプション制度の変動

	2019年12月31日終了事業年度		2018年12月31日終了事業年度	
	オプション数	加重平均 行使価格 (ユーロ)	オプション数	加重平均 行使価格 (ユーロ)
1月1日現在の未行使オプション	1,296,508	58.25	2,277,443	55.61
当期中に行使されたオプション			(939,175)	52.07
当期中に失効したオプション	(1,296,508)		(41,760)	
12月31日現在の未行使オプション	-	-	1,296,508	58.25
12月31日現在の行使可能オプション	-	-	1,296,508	58.25

ー 業績株式報奨制度

2019年12月31日現在では、業績株式報奨制度のもとで付与された206株のBNPパリバ株式がまだ受益者に引き渡されていない。

注8. 追加情報

注8.a 株式資本および1株当たり当期純利益における変動

2019年12月31日現在、BNPパリバの株式資本は2,499,597,122ユーロであり、株式数は1,249,798,561株である。

1株の額面価額は、2018年12月31日現在と同じ2ユーロである。

・BNPパリバにより発行され、当社グループが保有する普通株式

	自己取引		トレーディング勘定取引 ⁽¹⁾		合計	
	株式数	帳簿価額 (単位： 百万ユーロ)	株式数	帳簿価額 (単位： 百万ユーロ)	株式数	帳簿価額 (単位： 百万ユーロ)
2017年12月31日現在 保有株式	807,742	43	(158,177)	(10)	649,565	33
取得	513,568	31			513,568	31
処分	(594,068)	(36)			(594,068)	(36)
従業員に引き渡された 株式	(791)				(791)	
その他の変動			1,649,512	69	1,649,512	69
2018年12月31日現在 保有株式	726,451	38	1,491,335	59	2,217,786	97
純変動			(1,010,265)	(34)	(1,010,265)	(34)
2019年12月31日現在 保有株式	726,451	38	481,070	25	1,207,521	63

(1) 株価指数に係るトレーディングや裁定取引の枠組み内での取引。

2019年12月31日現在、BNPパリバ・グループは、1,207,521株のBNPパリバ株式(63百万ユーロ相当額で、この額は資本の減少として認識されている)を保有している。

2019年1月1日から2019年12月31日までの間に業績に連動して付与された株式はなかった。

・Tier 1 規制資本として適格な優先株式および永久最劣後債

ー 当社グループの海外子会社が発行した優先株式

2004年度においては、BNPパリバ・パーソナル・ファイナンスが、英国の法律が適用される、単独支配のストラクチャード・エンティティを通じて、議決権のない無期限優先株式を2回発行した。これらの優先株式は、第1回繰上償還日以降、各四半期末の配当期日に発行体の裁量で、額面で償還できるものであった。

発行体	発行日	通貨	金額 (単位： 百万ユーロ)	第1回繰上 償還日前の 利率および期間	第1回繰上償還日後の 利率
Cofinoga Funding II LP	2004年1月 および5月	ユーロ	80	TEC 10 ⁽¹⁾ +1.35% 10年	TEC 10 ⁽¹⁾ +1.35%
2019年12月31日現在合計			73 ⁽²⁾		

(1) TEC 10とは、仮想的な10年物中期国債の最終利回りに対応した日次の長期国債指数である。

(2) LaSer Group支配権取得日現在の評価額。

これらの発行および関連する配当金は貸借対照表の「少数株主持分」に計上されている。

ー BNPパリバが発行した永久最劣後債

BNPパリバでは永久最劣後債を発行している。この債券については、固定、調整可能な固定または変動利息が支払われ、固定期間経過後およびその後は各利息支払日または5年ごとに償還可能である。当該債券の一部については、固定期間経過後にそれらが償還されなかった場合は、Euribor、Liborもしくはスワップ・レートに連動した利息、または固定レートによる利息が支払われる。

BNPパリバは、2008年6月発行債券(総額500百万ユーロ)を、その第1回繰上償還日である2018年7月2日に償還した。この債券は、7.781%の固定利付債であった。

BNPパリバは、永久最劣後債(額面が750百万米ドルで、7%の固定利付債)を2018年8月16日に発行した。この債券は、10年の期間が満了した時点で償還できるが、2028年に償還しなかった場合には、5年物米ドル・スワップ・レートに基づく利払いを半年ごとに行うことになっている。この債券は、その他Tier 1 資本として適格な債券である。

BNPパリバは、2008年9月発行分(総額100百万ユーロ)を、その第1回繰上償還日である2018年9月18日に償還した。この債券は、7.57%の固定利付債であった。

BNPパリバは、永久最劣後債(額面が1,500百万米ドルで、6.625%の固定利付債)を2019年3月25日に発行した。この債券は、5年の期間が満了した時点で償還できるが、2024年に償還しなかった場合には、5年物米ドル・スワップ・レートに基づく利払いを半年ごとに行うことになっている。この債券は、その他Tier 1 資本として適格な債券である。

BNPパリバは、永久最劣後債(額面が300百万豪ドルで、4.5%の固定利付債)を2019年7月10日に発行した。この債券は、5年半の期間が満了した時点で償還できるが、2025年に償還しなかった場合には、5年物豪ドル・スワップ・レートに基づく利払いを半年ごとに行うことになっている。この債券は、その他Tier 1 資本として適格な債券である。

BNPパリバは、2005年10月発行分(総額1,000百万ユーロ)を2019年10月17日に償還した。この債券は、4.875%の固定利付債であった。

BNPパリバは、2009年10月発行分(総額1百万ユーロ)を、その第1回繰上償還日前の2019年11月20日に償還した。この債券は、7.384%の固定利付債であった。

BNPパリバは、2件の2009年12月発行分(総額17百万ユーロおよび2百万ユーロ)を、その第1回繰上償還日である2019年12月29日に償還した。これらの債券は、7.028%の固定利付債および3ヶ月物Euribor連動利付債であった。

BNPパリバは、2009年12月発行分(総額70百万米ドル)を、その第1回繰上償還日である2019年12月30日に償還した。この債券は、3ヶ月物米ドルLibor連動利付債であった。

以下の表は、発行されたこれらの債券の内容の概要を示している。

発行日	通貨	金額 (単位： 百万発行 通貨)	利息 支払日	第1回繰上償還日前の 利率および期間		第1回繰上償還日後の利率
2005年10月	米ドル	400	年1回	6.250%	6年	6.250%
2006年7月	ユーロ	150	年1回	5.450%	20年	3ヶ月物Euribor+1.920%
2007年6月	米ドル	600	年4回	6.500%	5年	6.500%
2007年6月	米ドル	1,100	年2回	7.195%	30年	3ヶ月物米ドルLibor+1.290%
2015年6月	ユーロ	750	年2回	6.125%	7年	5年物ユーロ・スワップ・レート +5.230%
2015年8月	米ドル	1,500	年2回	7.375%	10年	5年物米ドル・スワップ・レート +5.150%
2016年3月	米ドル	1,500	年2回	7.625%	5年	5年物米ドル・スワップ・レート +6.314%
2016年12月	米ドル	750	年2回	6.750%	5.25年	5年物米ドル・スワップ・レート +4.916%
2017年11月	米ドル	750	年2回	5.125%	10年	5年物米ドル・スワップ・レート +2.838%
2018年8月	米ドル	750	年2回	7.000%	10年	5年物米ドル・スワップ・レート +3.980%
2019年3月	米ドル	1,500	年2回	6.625%	5年	5年物米ドル・スワップ・レート +4.149%
2019年7月	豪ドル	300	年2回	4.500%	5.5年	5年物豪ドル・スワップ・レート +3.372%
2019年12月31日現在の ユーロ相当の取得原価 合計額		8,689 ⁽¹⁾				

(1) 当社グループの各事業体が保有している自己株式控除後。

BNPパリバはこれらの永久最劣後債について利息を支払わないことを選択できる。未払利息は繰越されない。

2015年以前に発行した債券については、前年度において、BNPパリバの普通株式または永久最劣後債と同等の証券について配当金を支払わなかったことを条件として、利息を支払わないことを選択できる。BNPパリバ普通株主への配当支払いを再開した場合には、当該利息を支払わなければならない。

これらの永久最劣後債に関連する契約には、損失吸収条項が含まれている。当該条項の条件に従って、規制資本が不十分となった場合は、資本の欠損額が補填され当該債券の額面価額が当初の金額まで回復するまで、関連する利息の新しい算定基準として当該債券の額面価額が減額される可能性がある。

これらの発行による収入は、資本の「資本金および利益剰余金」に計上されている。IAS第21号に従って、外貨建ての発行は、発行日のユーロ換算額に基づく取得原価で認識される。当該商品に係る利息は、配当金と同様に会計処理される。

2019年12月31日現在、BNPパリバ・グループは永久最劣後債1百万ユーロを保有しており、株主資本から控除されている。

・ 1株当たり当期純利益

基本的1株当たり当期純利益は、普通株主帰属当期純利益を、当期中の加重平均発行済株式数で除して算出する。普通株主帰属当期純利益は、優先株主帰属当期純利益を差し引いて算出する。

希薄化後1株当たり当期純利益は、普通株式保有者に帰属する当期純利益を、希薄化効果のある資本性金融商品から普通株式への転換により生じる最大の影響額を基に調整された加重平均発行済株式数で除したものである。インザマネーの新株引受オプションは、グローバル株式連動型報酬制度に基づき付与された業績に応じた株式報酬と同様、希薄化後1株当たり当期純利益の計算で考慮される。これらの商品の転換は、この計算に使用される当期純利益の金額に影響を及ぼさない。

	2019年12月31日 終了事業年度	2018年12月31日 終了事業年度
基本的小および希薄化後普通株式1株当たり当期純利益の算定に 使用した当期純利益(単位:百万ユーロ) ⁽¹⁾	7,745	7,159
期中加重平均発行済普通株式数	1,247,993,812	1,248,334,552
潜在的に希薄化効果のある普通株式(業績株式報酬制度)の影響	206	311
希薄化後1株当たり当期純利益の算定に使用した加重平均 普通株式数	1,247,994,018	1,248,334,863
基本的1株当たり当期純利益(単位:ユーロ)	6.21	5.73
希薄化後1株当たり当期純利益(単位:ユーロ)	6.21	5.73

⁽¹⁾ 基本的小および希薄化後1株当たり当期純利益の算定に使用した当期純利益とは、BNPパリバが発行した永久最劣後債(優先株式同等物として扱われる)の利息分(会計処理上は配当金)と、買戻時には資本に直接認識される、関連する外国為替差損益の影響を調整した後の親会社株主帰属当期純利益をいう。

2019年度には、2018年度の当期純利益から、1株当たり3.02ユーロ(2018年度における2017年度の当期純利益からの配当も同額)の配当が支払われた。

[前へ](#) [次へ](#)

注8.b 偶発債務：法的手続および仲裁

BNPパリバ(以下、「当行」という。))は、現在、複数の法域において、通常業務(特に、当行が市場取引相手、貸手、雇用主、投資家および納税者として営む業務に関連する者を含む)の過程で生じる様々な請求、係争および法的手続(司法当局または監督当局による捜査を含む)の当事者となっている。当行が、未解決のおよび提訴された法的手続や規制手続のすべてについて、その最終結果を予測することはできないものの、当行では、当該手続に係る請求は、法的有効性がないもの、適切に抗弁できるもの、または当該手続の結果は当行に重大な損失をもたらさないもの、であると合理的に考えている。

当行と特定の子会社は、バーナード・L・マドフ証券投資有限責任会社(以下「BLMIS」という。))の清算のために任命された破産管財人が提起した、米国ニューヨーク州南部地区破産裁判所にて係争中のいくつかの訴訟の被告となっている。「資金回収請求」訴訟として知られているこれらの訴訟は、BLMISの破産管財人が複数の金融機関に対し提起している訴訟と同様の訴訟で、BNPパリバの関連会社が、BLMISから直接またはBNPパリバの関連会社が受益者であるBLMIS関連の「フィーダー・ファンド」を通じて間接的に引き出したと主張されている資金の回収を目的とする訴訟である。BLMISの破産管財人は、BNPパリバの関連会社が引き出したこれらの資金は引き出す必要のなかった資金であり、米国連邦破産法とニューヨーク州法に基づき管財人が回収できる資金であると主張している。管財人が当初にこれらの訴訟を通じて回収しようとした総額はおよそ13億米ドルであった。BNPパリバは、これらの訴訟において十分な根拠に基づく説得力のある抗弁を行えるだけの情報を持っているため、必要な抗弁を積極的に行っている。

破産裁判所は、2016年11月22日と2018年10月3日に言い渡した2つの判決をもって、BLMISの破産管財人がBNPパリバの関連会社に対し提起していた申立ての大部分を退けた。2019年2月25日には、合衆国第2巡回区控訴裁判所が、破産裁判所が2016年11月22日に言い渡した判決を撤回した。2019年4月8日には、BNPパリバの関連会社を含む当該判決の影響を受ける被告が、合衆国最高裁判所によるさらなる審理を求める意思を当該第2巡回区控訴裁判所に対して伝えた。2018年10月3日の判決については、当該訴訟の結審をもって上訴が提起される見込みである。

BNPパリバ・フォルティスがもはやその一員ではなくなっているフォルティス・グループ(現Ageas)の再編について、様々な訴訟や調査が進行しており／していたことがあり、BNPパリバ・フォルティスがBNPパリバ・グループの一員となる前に生じた事象についても様々な訴訟や調査が進行している／していた。これらの訴訟の中には、ABNアムロ銀行の買収に必要な資金を調達する一環として2007年10月に実施されたフォルティス(現Ageas)の増資においてBNPパリバ・フォルティスがグローバル・コーディネーターを務めたことに関連して、オランダおよびベルギーの株主が、Ageasおよび(特に)BNPパリバ・フォルティスに対して提起した訴訟がある。この訴訟による株主の主な申し立ては、主に、BNPパリバ・フォルティスが伝えた財務情報には、特にサブプライム関連のエクスポージャーの開示に欠陥があったという点であった。2018年7月13日には、アムステルダム控訴裁判所が、Ageasが特定の株主(2007年2月28日から2008年10月14日にかけて株式を保有していた株主)集団の代表者と交わした和解案には拘束力があると宣言した。当該和解案は、2018年12月20日にAgeasが和解案を失効させる権利を放棄したため、確定している。

BNPパリバ・フォルティスは、Ageasとの和解に基づき免責を受ける1行である。このため、2018年12月31日より前に和解案から離脱(オプトアウト)していない各適格株主は、本件に関する期間中に生じた事象に関してBNPパリバ・フォルティスに対し提起できるあらゆる請求に対する責任から同行を免責したものとみなされる。「和解から離脱(オプトアウト)した」適格株主数は限られている。

ベルギーにおいても、2009年におけるBNPパリバへのBNPパリバ・フォルティス株の譲渡が無効であったことを根拠として、フォルティスの少数株主が、(特に)BNPパリバに対し当該譲渡に伴う損害の賠償を求める訴訟を、ベルギー王国国有資産運用会社(Société fédérale de Participations et d'Investissement)、AgeasおよびBNPパリバに対し提起している。2016年4月29日には、ブリュッセルの商事裁判所は、ベルギーにて係争中のフォルティスを当事者とする刑事訴訟が結審するまで、この法的手続を中断する決定を下した。BNPパリバは、この中断の期間を評価できる具体的な情報等を保有していない。担当検事は、2018年12月20日に、当該裁判所の評議会に付託を命じるよう要請する理由はないとする見解を示した。

銀行業務、投資業務、ミューチュアル・ファンド業務およびブローカレッジ業務を営んでいる他の多くの金融機関と同様に、当行も、各監督当局、政府当局または自主規制機関から様々な情報提供要請を受けている。当行は、当該要請に応じており、関連当局および規制機関と協力して、提起される問題への対応やその是正に取り組んでいる。

外国為替市場取引における不正行為について、複数の法域の規制当局および司法機関が、該当する複数の金融機関に対する調査および取り調べに乗り出した。当行は、前述の調査や取り調べに協力し、情報請求にも応じており、2018年1月25日には、BNP Paribas USA Inc.が、ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所にて、1件の米国シャーマン反トラスト法違反を認めた。2018年5月30日には、裁判所が、両者合意の下でBNP Paribas USA Inc.と米国司法省(以下、「DOJ」という。)の司法取引合意に盛り込まれた勧告に沿って、(1)90百万米ドルの罰金を科す、(2)経過観察処分はなし、および(3)損害賠償命令はなしという内容の処分を言い渡した。BNP Paribas USA Inc.と司法取引について合意するにあたり、DOJは、外国為替取引業務で生じた問題に対処し再発を防止するために当行が法令遵守および是正措置プログラムを通じて実施している充実した取組みを指摘評価した。

米国の規制当局および司法当局は、現在、国際的な金融新聞各紙に掲載された、米国金融商品市場や米国公債に関する特定の活動について捜査を進めており、当該活動に関する情報提供を求めている。この情報提供は当行に対しても求められているため、当行は、前述の捜査に協力し、情報請求にも応じている。これらの捜査や情報請求がもたらす結果や潜在的な影響を、その終結や今後の米国当局との話合いの前に予測することは難しいが、今回の捜査または情報請求には多くの金融機関が絡んでいると報じられており、これらに関して実施されている調査は、各々に固有の状況に応じて、特に罰金または相当額の制裁金の支払いを含む形の解決につながるケースがある点は注目すべきである。

2020年2月26日に、パリの軽罪裁判所が、BNPパリバ・パーソナル・ファイナンスの誤解を与える商慣行や、同社によるこの慣行の隠蔽は罪に当たるという見解を示した。BNPパリバ・パーソナル・ファイナンスは、187,500ユーロの罰金を支払うよう命じられた。同裁判所は、この判決をフランスの特定の新聞に掲載するよう命じた。BNPパリバ・パーソナル・ファイナンスは、3つの消費者団体を含む被害者に対し、損害賠償金と弁護士報酬を支払うよう命じられた。この損害賠償裁定は即時執行裁定である。BNPパリバ・パーソナル・ファイナンスは、上訴を検討している。

注8.c 企業結合および支配権または重要な影響力の喪失

・ State Bank of India Life Insurance Co Ltd

2019年度上半期中に、State Bank of India Life Insurance Co Ltd(以下、「SBIライフ」という。)の株式の9.2%、5.1%および2.5%を、連続する3回の売却取引によりインド市場で売却した。

2019年6月30日に、当社グループは、SBIライフに対する重要な影響力を喪失した。

それ以降、BNPパリバ・カーディフ・ホールディングが保有している5.2%の残余持分は、売却可能金融資産に計上されている。

前述の売却により、総額で1,450百万ユーロの税引前利益が生じ、「長期性資産に係る純利益」に認識された。

・ First Hawaiian Inc.

2016年8月4日に、BNPパリバ・グループは、子会社であるFirst Hawaiian Inc (FHI)の株式新規公開を米国市場で開始した。

その後は5回にわたり持分の一部売却を実施した。

日付	取引	売却持分	残余持分	支配／重要な影響力
2016年8月4日	新規公開	17.4%	82.6%	支配
2017年2月6日	第1回売却	20.6%	62.0%	支配
2018年5月8日	第2回売却	13.2%	48.8%	支配
2018年7月31日	第3回売却	15.5%	33.3%	重要な影響力
2018年9月5日	第4回売却	14.9%	18.4%	重要な影響力
2019年1月29日	第5回売却	18.4%	0%	重要な影響力
2019年12月31日		100%	0%	

最初の3回の売却により、当社グループの利益剰余金は422百万ユーロ増加し、少数株主持分が1,363百万ユーロ増加した。

2018年6月30日現在では、支配権を1年以内に喪失する可能性が非常に高いと考えていたため、当社グループは、売却目的で保有する資産と負債のグループに関するIFRS第5号の条項を適用していた。

IFRS第5号の適用により、バンクウェストの同種事業を営んでいる企業グループが分割されたため、関連するのれん(すなわち43億ユーロ)が、バンク・オブ・ウェスト(BoW)とFHIに配賦された。この分割額は、First Hawaiian BankとBoWの各事業から回収可能な価額をもとに算定された額で、FHIには13億ユーロののれんが配賦された。

加えて、資産および負債が、それぞれ、売却目的で保有する長期性資産と、売却目的で保有する長期性資産関連の負債に再分類された。

2018年7月31日の売出し以降、当社グループは、FHIの独占的支配を中止したが、重要な影響力は維持している。この支配権喪失により、当社グループの貸借対照表計上額が174億ユーロ減少し、少数株主に帰属する利益剰余金が1,473百万ユーロ減少した。

この売出しと最後の売出しにより、総額で286百万ユーロの税引前利益が生じ、損益計算書に計上された。

2018年12月31日現在も、当社グループは、IFRS第5号の条項の適用を継続している。

IFRS第5号の影響には、持分法適用価額を貸借対照表日現在の帳簿価額と市場価額のいずれか低いほうで評価しなければならないというものがある。2018年12月31日現在では、この方法が原因で、-125百万ユーロの減損が認識された。

2019年1月29日に、当社グループは、FHIの普通株式24.9百万株に関する追加売出しを開始した。この取引により、BNPパリバ・グループは、FHIの残余持分のすべてに相当する18.4%を売却した。

この売却により、総額で82百万ユーロの税引前利益が生じ、損益計算書に認識された。

- ・ ABNアムロ銀行ルクセンブルク(ABN Amro Bank Luxembourg)

2018年9月3日に、BGL BNPパリバは、BNPパリバは、富裕層向け資産運用事業を展開しているABNアムロ銀行ルクセンブルクとその子会社で保険事業を展開しているABNアムロ生命(ABN Amro Life SA)の株式の100%を取得した。この取引により、BNPパリバ・グループはこれらの事業を全部連結することとなる。

またこの取得により、当社グループの貸借対照表計上額が取得日をもって51億ユーロ増加することとなる。この増加額には、16億ユーロの顧客貸出金および債権と、27億ユーロの保険業務に係る金融投資が含まれている。

この取引に伴い生じたのれんは37百万ユーロである。

2018年12月31日現在、ABNアムロ銀行ルクセンブルクはBGL BNPパリバに吸収合併されている。

- ・ ライフアイゼン・バンク・ポルスカ(Raiffeisen Bank Polska)

2018年10月31日に、Bank BGZ BNP Paribasは、ライフアイゼン・バンク・ポルスカの「中核」銀行業務をライフアイゼン国際銀行(Raiffeisen Bank International)から取得した。

この取得により、当社グループの貸借対照表計上額が取得日をもって95億ユーロ増加した。この増加額には、43億ユーロの顧客貸出金および債権と、39億ユーロの償却原価で測定する負債証券が含まれている。

この取引に伴い生じた負ののれんは68百万ユーロである。

注8.d 少数株主持分

(単位：百万ユーロ)	資本金および 利益剰余金	資本に直接認識 され、純損益へ 再分類されない 資産および負債の 変動	資本に直接認識 され、純損益へ 再分類される 資産および負債の 変動	少数株主持分
2018年1月1日現在の資本金 および利益剰余金	5,315	(27)	(162)	5,126
2017年度利益処分	(160)			(160)
増資および株式発行	4			4
優先株式に係る配当	(2)			(2)
少数株主持分に係る内部取引の 影響額	(6)			(6)
少数株主持分に影響を及ぼす 連結範囲の変更	(1,454)	36	119	(1,299)
追加持分の取得または持分の 一部売却	326	(9)	(10)	307
少数株主持分の買戻に対する 債務額の変動	(165)			(165)
その他の変動	11			11
資本に直接認識される資産 および負債の変動		17	(21)	(4)
2018年度当期純利益	479			479
中間配当金支払額	(32)			(32)
2018年12月31日現在の資本金 および利益剰余金	4,316	17	(74)	4,259
IFRS第16号の初度適用の影響 (注2)	(5)			(5)

(単位：百万ユーロ)	資本金および 利益剰余金	資本に直接認識 され、純損益へ 再分類されない 資産および負債の 変動	資本に直接認識 され、純損益へ 再分類される 資産および負債の 変動	少数株主持分
2019年1月1日現在の資本金 および利益剰余金	4,311	17	(74)	4,254
2018年度利益処分	(227)			(227)
増資および株式発行	10			10
優先株式および永久最劣後債に 係る配当	(1)			(1)
少数株主持分に係る内部取引の 影響額	1			1
追加持分の取得または持分の 一部売却	1			1
少数株主持分の買戻に対する 債務額の変動	(64)			(64)
その他の変動	1			1
資本に直接認識される資産 および負債の変動			7	7
2019年度当期純利益	410			410
2019年12月31日現在の資本金 および利益剰余金	4,442	17	(67)	4,392

・ 主な少数株主

少数株主持分の重要度は、関連子会社が当社グループの貸借対照表残高(グループ会社間取引やその残高の相殺消去前の残高)や当社グループの損益計算書残高に及ぼす影響を踏まえて評価している。

(単位：百万ユーロ)	2019年 12月31日現在	2019年12月31日終了事業年度						
	グループ会社 間取引相殺 消去前の 資産合計	営業 収益	当期 純利益	当期純利益 および資本に 直接認識 される資産 および 負債の変動	少数株主 持分(%)	少数株主 帰属当期 純利益	当期純利益および 資本に直接認識 される資産および 負債の変動 - 少数株主帰属分	少数 株主への 配当金 支払額
BGL BNPパリバ・グループに 属する事業体の貢献額	89,384	1,668	532	569	34%	157	164	87
その他の少数株主持分						253	253	141
合計						410	417	228

(単位：百万ユーロ)	2018年 12月31日現在	2018年12月31日終了事業年度						
	グループ会社 間取引相殺 消去前の 資産合計	営業収益	当期 純利益	当期純利益 および資本に 直接認識 される資産 および 負債の変動	少数株主 持分(%)	少数株主 帰属当期 純利益	当期純利益および 資本に直接認識 される資産および 負債の変動 - 少数株主帰属分	少数 株主への 配当金 支払額
BGL BNPパリバ・グループに 属する事業体の貢献額	84,655	1,519	451	397	34%	145	121	61
その他の少数株主持分						334	354	133
合計						479	475	194

BGL BNPパリバ・グループの資産について、少数株主の存在に関連する契約上の制約はない。

・ 子会社の資本において少数株主持分を変動させた内部再編

2019年度または2018年度のいずれにおいても重要な内部再編は行われなかった。

・ 子会社の資本において少数株主持分を変動させた追加持分の取得および持分の一部売却

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日終了事業年度		2018年12月31日終了事業年度	
	親会社株主帰属	少数株主持分	親会社株主帰属	少数株主持分
BNP Paribas 3 Step IT (旧Arius) 一部売却により、当社グループの持分が51%に減少	16	4		
Bank BGZ BNP Paribas 増資に伴う希薄化により、当社グループの持分が88.75%に減少			(3)	102
Cardif Lux Vie 追加取得により、Cardif Lux Vieの持分が33.3%に上昇			(55)	(97)
カーディフ生命保険株式会社 日本での事業体再編の枠組みの中で実施した、カーディフ生命保険株式会社株式25%の売却	2	(2)	17	76
Austin Finance 当社グループの持分割合を100%に増加させた、減資に伴う増価				(82)
First Hawaiian Inc (注8.c) 同資本の12.1%について、1株当たり28.35ドルの価格で2018年5月8日に実施された、First Hawaiian Inc.の3次募集と、1.1%の減資			85	315
Cardif IARD 当社グループの持分割合を66%に減少させた、増資に伴う希薄化			30	20
その他		(1)	(3)	(8)
合計	18	1	71	326

・ 少数株主持分の買戻しに対する債務額

当社グループは、一部事業体の取得に関連して、少数株主に対し、少数株主の保有持分にプット・オプションを付与した。

株主資本の減少として計上される、これらの債務の総額は、2019年12月31日現在で556百万ユーロ(2018年12月31日現在は540百万ユーロ)である。

注8.e 子会社、ジョイント・ベンチャーおよび関連会社に係る重要な制約

当社グループへ資金を移動させる事業体の能力に関する重要な制約

事業体が配当金を支払う能力、または借入金を返済する能力は、当該事業体の財政状態および経営成績に加え、特に、自己資本や法定準備金に関する現地の規制上の要求事項によって決まる。2018年度および2019年度において、規制上の要求事項に関するものを除き、BNPパリバ・グループが受けた重要な制約はなかった。

連結ストラクチャード・エンティティが保有する資産を当社グループが使用する能力に関する重要な制約

第三者投資家が投資を行っている連結ストラクチャード・エンティティの資産の利用については、当該エンティティの資産が持分保有者または証券保有者のために留保されているため制約を受けている。これらの資産は2019年12月31日現在、380億ユーロ(2018年12月31日現在は310億ユーロ)であった。

担保として供されているまたは買戻契約に利用している資産を当社グループが使用する能力に関する重要な制約

BNPパリバ・グループが担保として供している、または買戻契約に利用している金融商品については、注5.rおよび6.dに記載されている。

流動性準備金に関する重要な制約

流動性準備金に関する重要な制約は、一括登録書類第5章の「流動性リスク」に記載されている中央銀行への強制的な預け金と一致している。

ユニットリンク型保険契約の資産

純損益を通じて公正価値で測定するものに指定されているユニットリンク型保険契約の金融資産(2019年12月31日現在で710億ユーロ、2018年12月31日現在では620億ユーロ)は、これらの契約保有者の便益のために保有されている。

注8.f ストラクチャード・エンティティ

BNPパリバ・グループは、主として、オリジネーターまたはスポンサーとしての金融資産の証券化、ファンド運用および専門的なアセット・ファイナンスなどを通じて、スポンサー先であるストラクチャード・エンティティとの取引を行っている。

また、BNPパリバ・グループは、特に、ファンドまたは証券化ビークルへの投資を通じて、スポンサー先ではないストラクチャード・エンティティとの取引も行っている。

ストラクチャード・エンティティに対する支配を評価する方法の詳細については、注1.b.2「連結の方法」に記載されている。

連結ストラクチャード・エンティティ

連結ストラクチャード・エンティティの主なカテゴリーは以下の通りである。

- ABCP(資産担保コマーシャル・ペーパー)コンデュイット：ABCP証券化コンデュイットであるスターバード、マッチポイントおよびスカルディスは、顧客に代わってBNPパリバ・グループが運用する証券化取引の資金を調達している。これらのコンデュイットによる資金調達方法と当社グループのリスク・エクスポージャーに関する詳細は、一括登録書類第5章「顧客に代わってスポンサーとして行った証券化取引／短期のリファイナンス」に記載されている。

- ー **自己勘定の証券化**：BNPパリバ・グループが組成し保有する自己勘定の証券化ポジションの詳細は、一括登録書類第5章「自己勘定の証券化業務(オリジネーター)」に記載されている。
- ー **当社グループが運用するファンド**：BNPパリバ・グループは、ファンドマネージャー、投資家、カストディアンまたは保証人となる可能性がある様々な種類のファンドを組成している。これらのファンドは、当社グループがマネージャーかつ重要な投資家であり、それゆえに変動リターンにさらされている場合に連結されている。

非連結ストラクチャード・エンティティ

BNPパリバ・グループは、顧客の需要に応えるために、通常の業務を通じて非連結ストラクチャード・エンティティとの取引を締結している。

スポンサー先である非連結ストラクチャード・エンティティに対する持分に関する情報

スポンサー先である非連結ストラクチャード・エンティティの主なカテゴリーは以下の通りである。

- ー **証券化**：BNPパリバ・グループは、直接あるいは連結ABCPコンデュイットのいずれかにより、顧客がその資産を通じた資金調達を行えるよう、証券化ビークルを組成している。各ビークルは、主として顧客資産を裏付けとし、その償還が当該資産のパフォーマンスと連動した債券を発行することにより、顧客資産(債権、債券等)取得のための資金を調達している。
- ー **ファンド**：当社グループは、顧客に投資機会を提供することを目的として、ファンドを組成し運用している。専用ファンドまたは上場ファンドは、機関投資家および個人投資家向けに売り出されており、BNPパリバ・グループが販売し、商業的な面からモニタリングしている。これらのファンドの運用を行っているBNPパリバ・グループの事業体は、運用管理報酬と成功報酬を受領する場合がある。BNPパリバ・グループはそのファンドの中でユニットを保有しているほか、BNPパリバ・グループが運用を行っていない保険部門が扱うファンドでもユニットを保有する場合がある。
- ー **アセット・ファイナンス**：BNPパリバ・グループは、リースを目的として資産(航空機、船舶など)を取得するストラクチャード・エンティティを設立して資金を融資しており、当該ストラクチャード・エンティティが受領したリース料はそのストラクチャード・エンティティが保有する資産を担保とする借入金の返済に充てられている。このカテゴリーに含まれるエンティティの範囲は、2018年度中に変更された。
- ー **その他**：顧客の代わりに、当社グループは資産への投資やデットリストラクチャリングに関与するエンティティの組成も行う場合がある。

非連結のストラクチャード・エンティティに対する持分は、契約上または非契約上の関係を通じて、BNPパリバ・グループを当該エンティティのパフォーマンスから生じる変動リターンにさらすことになる。

スポンサー先であるストラクチャード・エンティティに対する保有持分に関連した、当社グループの資産および負債は以下の通りである。

2019年12月31日現在 (単位：百万ユーロ)	証券化	ファンド	アセット・ ファイナンス	その他	合計
当社グループの貸借対照表に係る持分					
資産					
純損益を通じて公正価値で測定する金融商品	161	339	1	3,129	3,630
ヘッジ目的デリバティブ	93	680	88	38	899
資本を通じて公正価値で測定する金融商品	294				294
償却原価で測定する金融資産	15,784	117	891	9	16,801
その他の資産		192	1	4	197
保険業務に係る金融投資		14,710			14,710
資産合計	16,332	16,038	981	3,180	36,531
負債					
純損益を通じて公正価値で測定する金融商品	65	619		3,787	4,471
ヘッジ目的デリバティブ					-
償却原価で測定する金融負債	1,255	9,033	207	795	11,290
その他の負債	2	188	68	3	261
負債合計	1,322	9,840	275	4,585	16,022
最大損失エクスポージャー	22,932	16,630	1,196	3,448	44,206
ストラクチャード・エンティティの規模⁽¹⁾	150,608	254,702	2,880	9,058	417,248

2018年12月31日現在 (単位：百万ユーロ)	証券化	ファンド	アセット・ ファイナンス	その他	合計
当社グループの貸借対照表に係る持分					
資産					
純損益を通じて公正価値で測定する金融商品	213	806	8	1,015	2,042
ヘッジ目的デリバティブ	212	490	163	90	955
資本を通じて公正価値で測定する金融商品	149	24			173
償却原価で測定する金融資産	14,129	224	811	65	15,229
その他の資産		142	1		143
保険業務に係る金融投資		21,978		399	22,377
資産合計	14,703	23,664	983	1,569	40,919
負債					
純損益を通じて公正価値で測定する金融商品	53	803		1,544	2,400
ヘッジ目的デリバティブ					
償却原価で測定する金融負債	738	14,113	128	1,079	16,058
その他の負債		186	85	1	272
負債合計	791	15,102	213	2,624	18,730
最大損失エクスポージャー	19,641	23,853	1,559	2,005	47,058
ストラクチャード・エンティティの規模⁽¹⁾	99,642	253,140	3,544	13,419	369,745

(1) スポンサー先であるストラクチャード・エンティティの規模は、証券化ビークルであるストラクチャード・エンティティの資産総額、ファンド(第三者に運用を一任しているファンドは除く)の純資産価値、アセット・ファイナンスとその他のストラクチャーに対する、ストラクチャード・エンティティの資産総額またはBNPパリバ・グループのコミットメント金額の合計に等しい。

スポンサー先であるストラクチャード・エンティティに係るBNPパリバ・グループの最大損失エクスポージャーは、資本を通じて公正価値で測定され、その価値変動が資本に直接計上される金融資産を除いた資産の帳簿価額に、融資コミットメントおよび保証金額の契約金額、ならびに引き受けたクレジット・デフォルト・スワップ(CDS)の想定元本金額を加えた金額である。

スポンサー先ではないストラクチャード・エンティティに対する持分に関する情報

スポンサー先ではないストラクチャード・エンティティに対する投資家として、BNPパリバ・グループが保有する主な持分の詳細は以下の通りである。

- ー 保険事業部門が保有し、当社グループが運用を行っていないファンドのユニット：ユニットリンク保険または損害保険ファンドの保険料に関連した投資に対応する資産配分戦略の一環として、保険事業部門ではストラクチャード・エンティティのユニットを保有している。これらの短期投資または中期投資はパフォーマンスの観点から保有され、事業に特有のリスク分散基準を充足したものとなっている。これらの額は、2019年12月31日現在、340億ユーロ(2018年12月31日現在は300億ユーロ)にのぼっている。これらの投資に関連した価値の変動とリスクの大半は、ユニットリンク契約に係る資産の場合には保険契約者に帰属し、損害保険ファンドに係る資産の場合には、保険者に帰属している。

- － 当社グループが運用していないファンドへのその他の投資：トレーディング業務の一環として、BNPパリバ・グループはストラクチャード・エンティティの運用にも組成にも関与せず(ミューチュアル・ファンド、証券ファンド、オルタナティブファンドへの投資)、主として顧客へ売却するストラクチャード商品の経済的ヘッジを目的として、かかるエンティティへの投資を行っている。当社グループは、ベンチャー・キャピタル事業の一環として、企業を支援するために投資ファンドへのマイノリティー投資も行っている。これらの融資の額は、2019年12月31日現在、90億ユーロ(2018年12月31日現在は80億ユーロ)にのぼっている。
- － 証券化ビークルへの投資：保有されている証券に関する、当社グループのエクスポージャーおよびその内容は、一括登録書類第5章「投資家としての証券化」に記載されている。

加えてBNPパリバ・グループは、そのアセット・ファイナンス業務の枠組みの中で、リース用資産(航空機、船舶など)の取得を目的に顧客が設立したおよび顧客のために設立されたストラクチャード・エンティティへの融資も行っている。これらの融資の額は、2019年12月31日現在、70億ユーロ(2018年12月31日現在は90億ユーロ)にのぼっている。

注8.g 当社グループの役員に対する報酬および給付

当社グループの役員に対する報酬および給付についての方針、ならびに各役員に対する報酬等に関する詳細情報は、包括登録書類第2章「企業統治」に記載されている。

・ 当社グループの役員に対する報酬および給付

	2019年12月31日 終了事業年度	2018年12月31日 終了事業年度
報酬総額(同期間における取締役報酬および現物給付を含む)		
－当年度の給付債務	6,289,752ユーロ	6,060,688ユーロ
－当年度の給付額	5,589,640ユーロ	9,428,032ユーロ
退職後給付		
退職ボーナス：給付債務の現在価値(給与税を除く)	247,090ユーロ	243,028ユーロ
確定拠出年金制度：当事業年度における会社拠出額	5,228ユーロ	5,124ユーロ
福利厚生給付 ：当事業年度における会社の保険料支払額	12,743ユーロ	12,571ユーロ
株式報酬		
新株引受オプション		
－当年度中に付与されたストック・オプションの価値	Nil	Nil
－12月31日現在のオプション数	-	28,640
業績に応じた株式		
－当年度中に付与された株式の価値	Nil	Nil
－12月31日現在の株式数	Nil	Nil
長期的な報酬		
－付与日現在の公正価値(*)	1,013,527ユーロ	463,594ユーロ

(*) 注7.eに記載の手法に基づき算定された評価額。

2019年12月31日現在、付随的追加型団体年金制度の対象となる役員はいなかった。

・ 取締役会のメンバーへ支給された取締役報酬

2019年度においてすべての取締役会のメンバーに支給された取締役報酬は1,300,000ユーロ(2018年度に支給された額と同額)であった。2019年度において役員を除く取締役会のメンバーに支給された金額は、1,179,556ユーロ(2018年度は1,176,907ユーロ)であった。

・ 従業員取締役に対する報酬および給付

(単位：ユーロ)	2019年12月31日 終了事業年度	2018年12月31日 終了事業年度
当年度中に給付された報酬の総額	111,368	108,077
取締役報酬(労働組合への支給額)	174,219	152,298
労災保険制度給付および医療費補償関連の制度に対しBNPパリバが 当年度中に支払った保険料	1,704	1,658
BNPパリバが当年度中に確定拠出制度に拠出した額	1,233	1,204

・ 当社グループの役員に付与された貸出金、前渡金および保証

2019年12月31日時点での、間接的または直接的に当社グループの役員、配偶者に供与された貸出金残高の総合計は、4,775,072ユーロ(2018年12月31日時点では7,094,958ユーロ)である。通常取引に相当するこの貸出は、第三者間取引の基準に基づき行われている。

注8.h その他の関連当事者

BNPパリバ・グループの関連当事者とは、連結会社(持分法により連結する事業体を含む)および当社グループ従業員に提供する退職後給付制度を運営する事業体(複数雇用主および複数産業スキームを除く)である。

BNPパリバ・グループと関連当事者間の取引は、第三者間取引の基準に基づき行われている。

連結会社間の関係

BNPパリバ・グループの連結会社の明細表は注8.j「連結の範囲」に示されている。全部連結事業体間の取引および期末残高については連結財務諸表から消去している。下記の表には、持分法で計上している事業体との取引を示している。

・ 関連当事者取引の貸借対照表項目：

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在		2018年12月31日現在	
	共同支配企業	関連会社	共同支配企業	関連会社
資産				
要求払預金	3	139	2	171
貸出金	4,408	103	3,784	85
有価証券	732	-	769	-
その他の資産	58	133	56	76
保険業務に係る金融投資	-	4	1	3
合計	5,201	379	4,612	335
負債				
要求払預金	354	689	150	555
その他の借入金	87	1,781	53	2,084
その他の負債	6	6	43	61
責任準備金およびその他の保険負債	-	70	-	2
合計	447	2,546	246	2,702
融資コミットメントおよび保証コミットメント				
供与した融資コミットメント	114	651	132	671
供与した保証コミットメント	2,545	37	2,543	44
合計	2,659	688	2,675	715

当社グループは、関連当事者との間で、デリバティブ(スワップ、オプションおよび先渡取引など)ならびに関連当事者が購入するか引き受け、かつ発行する金融商品(株式、債券など)を伴う取引も行っている。

・ 関連当事者の損益計算書項目：

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日終了事業年度		2018年12月31日終了事業年度	
	共同支配企業	関連会社	共同支配企業	関連会社
受取利息	29	9	17	25
支払利息	(6)	(9)	(2)	(10)
受取手数料	151	279	188	271
支払手数料	(12)	(28)	(15)	(18)
提供したサービス	1	52	1	16
受けたサービス	(2)	(7)		
リース収益	1		1	
保険業務収益(純額)	(2)	(6)	(2)	(1)
合計	160	290	188	283

当社グループ従業員に提供する退職後給付制度を運営する事業体

ベルギーでは、BNPパリバ・グループが25%の株式持分を有するAG Insuranceが管理するいくつかの年金制度に対し、BNPパリバ・フォルティスが資金を拠出している。

他国では、退職後給付制度は通常、外部の運用会社や外部の保険会社が運用しており、場合によっては、BNPパリバ・アセット・マネジメント、BNPパリバ・カードィフおよびバンクウェストを中心とする当社グループの会社が運用する。スイスでは、専門基金がBNP Paribas Suisseの従業員に対する年金制度を管理する。

2019年12月31日現在、当社グループの会社または当社グループが重要な影響力を行使している会社が管理する制度資産の価値は4,156百万ユーロ(2018年12月31日現在は3,853百万ユーロ)であった。2019年12月31日終了事業年度に当社グループの会社が提供したサービスに関連して受領した金額は合計4.6百万ユーロ(2018年度は4.7百万ユーロ)であり、主に運用・保管手数料であった。

注8.i 償却原価で計上されている金融商品の公正価値

この注記に記載されている情報の利用および解釈にあたっては、以下の理由により慎重を期さなければならない。

- これらの公正価値は2019年12月31日現在の関連商品の価値の見積りである。当該公正価値は、金利や契約相手先の信用度といった様々なパラメーターの変更により、日々変動する。特に、当該商品の満期到来時における実際の受領額または支払額と大幅に異なる場合がある。多くの場合、公正価値は直ちに実現することを意図されているのではなく、また実際に直ちに実現しない可能性がある。従って、継続企業としてのBNPパリバにとって、公正価値は当該商品の実際の価値を反映するものではない。
- これらの公正価値のほとんどは重要な意味を持たないため、これらの商品を利用する商業銀行業務の管理において考慮されていない。
- 取得原価で計上されている金融商品の公正価値の見積りには、多くの場合、銀行により異なるモデリング技法、仮説および仮定が必要となる。これはすなわち、様々な銀行により開示されている取得原価で計上されている金融商品の公正価値を比較しても意味がない場合があることを意味している。

- ー 以下に記載されている公正価値は、ファイナンス・リース取引および非金融商品(有形固定資産、のれん、ならびに要求払預金ポートフォリオや顧客関係に帰属する価値などのその他の無形資産)の公正価値は含んでいない。従って、これらの公正価値を、当該商品のBNPパリバ・グループ全体の評価に対する実際の寄与額とみなすべきではない。

2019年12月31日現在 (単位：百万ユーロ)	見積公正価値				帳簿価額
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
金融資産					
金融機関および顧客貸出金および 債権 ⁽¹⁾		80,252	726,014	806,266	792,944
償却原価で測定する負債証券 (注5.e)	75,884	31,168	3,103	110,155	108,454
金融負債					
金融機関および顧客預金		919,995		919,995	919,234
負債証券(注5.h)	36,465	122,779		159,244	157,578
劣後債(注5.h)	7,858	12,926		20,784	20,003

(1) ファイナンス・リースは除く

2018年12月31日現在 (単位：百万ユーロ)	見積公正価値				帳簿価額
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計	
金融資産					
金融機関および顧客貸出金および 債権 ⁽¹⁾		82,358	681,583	763,941	753,293
償却原価で測定する負債証券 (注5.e)	54,348	17,764	2,840	74,952	75,073
金融負債					
金融機関および顧客預金		876,320		876,320	875,463
負債証券(注5.h)	49,233	102,511		151,744	151,451
劣後債(注5.h)	10,883	6,494		17,377	17,627

(1) ファイナンス・リースは除く

BNPパリバが使用する評価技法および仮定は、償却原価で計上されている金融資産および負債の公正価値を当社グループ全体で一貫して測定できることを確実にするものである。公正価値は、利用可能な場合には活発な市場で取引される価格に基づいている。そうでない場合には、貸出金、負債および償却原価で測定する負債証券の見積将来キャッシュ・フローの割引といった評価技法、あるいは注1「BNPパリバ・グループが適用している重要な会計方針の要約」に記載されているその他の金融商品に関する特定の評価モデルを用いて、公正価値を決定する。公正価値ヒエラルキーレベルに関する説明は、会計原則(注1.e.10)にも記載してある。当初の満期が1年未満(要求払預金を含む)の貸出金、負債および償却原価で測定する負債証券の場合、またはほとんどの規制貯蓄商品の場合、公正価値は帳簿価額と一致する。これらの金融商品は、レベル3に分類される顧客への貸出金を除きレベル2に分類される。

[前へ](#)

[次へ](#)

注8.j 連結の範囲

会社名	国名	2019/12/31				2018/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有持 分(%)	参照
BNP Paribas SA	フランス								
BNPP SA (アルゼンチン支店)	アルゼンチン	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP SA (オーストラリア支店)	オーストラリア	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP SA (オーストリア支店)	オーストリア	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP SA (バーレーン支店)	バーレーン	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP SA (ベルギー支店)	ベルギー	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP SA (ブルガリア支店)	ブルガリア	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP SA (カナダ支店)	カナダ	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP SA (ケイマン諸島支店)	ケイマン諸島	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP SA (チェコ共和国支店)	チェコ共和国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP SA (デンマーク支店)	デンマーク	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP SA (フィンランド支店)	フィンランド	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP SA (ドイツ支店)	ドイツ	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP SA (香港支店)	香港	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP SA (ハンガリー支店)	ハンガリー	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP SA (インド支店)	インド	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP SA (アイルランド支店)	アイルランド	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP SA (イタリア支店)	イタリア	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP SA (日本支店)	日本	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP SA (ジャージー支店)	ジャージー	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP SA (クウェート支店)	クウェート	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP SA (ルクセンブルク支店)	ルクセンブルク	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP SA (マレーシア支店)	マレーシア	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP SA (モナコ支店)	モナコ	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP SA (オランダ支店)	オランダ	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP SA (ノルウェー支店)	ノルウェー	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP SA (パナマ支店)	パナマ	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP SA (フィリピン支店)	フィリピン	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP SA (ポーランド支店)	ポーランド	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP SA (ポルトガル支店)	ポルトガル	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP SA (カタール支店)	カタール	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP SA (大韓民国支店)	大韓民国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP SA (ルーマニア支店)	ルーマニア	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP SA (サウジアラビア支店)	サウジアラビア	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP SA (シンガポール支店)	シンガポール	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP SA (南アフリカ支店)	南アフリカ	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP SA (スペイン支店)	スペイン	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP SA (スウェーデン支店)	スウェーデン	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP SA (台湾支店)	台湾	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP SA (タイ支店)	タイ	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP SA (アラブ首長国連邦支店)	アラブ首長国連邦	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP SA (英国支店)	英国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP SA (米国支店)	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP SA (ベトナム支店)	ベトナム	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
リテール・バンキング事業およびサービス事業									
国内市場部門									
フランス国内リテール・バンキング									
Banque de Wallis et Futuna	フランス	連結	(1)	51%		連結	(1)	51%	
BNPP Antilles Guyane	フランス	連結	(1)	100%		連結	(1)	100%	
BNPP Développement	フランス	連結		100%		連結		100%	
BNPP Développement Oblig	フランス	連結		100%		連結		100%	
BNPP Factor	フランス	連結	(1)	100%		連結	(1)	100%	
BNPP Factor (スペイン支店)	スペイン	連結	(1)	100%		連結	(1)	100%	
BNPP Factor Sociedade Financeira de Credito SA	ポルトガル	連結		100%		連結		100%	
BNPP Nouvelle Calédonie	フランス	連結	(1)	100%		連結	(1)	100%	

E2

会社名	国名	2019/12/31				2018/12/31									
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有持 分(%)	参照						
フランス国内リテール・バンキング(続き)															
BNPP Réunion	フランス	連結	(1)	100%	100%	E1	連結	(1)	100%	100%	V4				
Compagnie pour le Financement des Loisirs	フランス	持分法		46%	46%		持分法		46%	46%					
Copartis	フランス	持分法	(3)	50%	50%		持分法	(3)	50%	50%					
Euro Securities Partners	フランス	持分法	(3)	50%	50%		持分法	(3)	50%	50%					
GIE Ocean	フランス	連結		100%	100%		E1	持分法	(3)	50%	50%				
Partecis	フランス	持分法	(3)	50%	50%										
Paylib Services	フランス	持分法		14.3%	14.3%										
Portzamparc (IHB*Capital)	フランス	連結	(1)	100%	100%		S4	連結	(1)	100%	100%				
Portzamparc Société de Bourse	フランス							連結	(1)	94.9%	94.9%				
Protection 24	フランス	連結		100%	100%			連結		100%	100%				
Société Lainoise de Participations	フランス	連結		100%	100%	連結			100%	100%					
ベルギー国内リテール・バンキング															
Bancontact Paytoniq Company	ベルギー	持分法		22.5%	22.5%	S1	持分法		22.5%	22.5%	E1				
Banking Funding Company SA	ベルギー	持分法		33.5%	33.5%		持分法		33.5%	33.5%					
BASS Master Issuer NV(s)	ベルギー	連結		-	-		連結		-	-					
Belgian Mobile ID	ベルギー	持分法		15%	15%		持分法		15%	15%					
BNPP Commercial Finance Ltd	英国	連結		100%	99.9%		S1	連結		100%	99.9%	E1			
BNPP Factor AB	スウェーデン	連結		100%	99.9%			連結		100%	99.9%				
BNPP Factor AS	デンマーク	連結		100%	99.9%			連結		100%	99.9%				
BNPP Factor Deutschland BV	オランダ														
BNPP Factor GmbH	ドイツ	連結		100%	99.9%			S1	連結		100%	99.9%	S4		
BNPP Factor NV	オランダ	連結		100%	99.9%				連結		100%	99.9%			
BNPP Factoring Support	オランダ	連結		100%	99.9%	連結				100%	99.9%				
BNPP Fortis	ベルギー	連結		99.9%	99.9%	連結				99.9%	99.9%				
BNPP Fortis (チェコ共和国支店)	チェコ共和国					S1			連結	100%	99.9%	S1			
BNPP Fortis (デンマーク支店)	デンマーク														
BNPP Fortis (ルーマニア支店)	ルーマニア														
BNPP Fortis (スペイン支店)	スペイン	連結		100%	99.9%		連結							100%	99.9%
BNPP Fortis (米国支店)	米国	連結		100%	99.9%		連結							100%	99.9%
BNPP Fortis Factor NV	ベルギー	連結		100%	99.9%		連結							100%	99.9%
BNPP Fortis Film Finance	ベルギー	連結		99%	98.9%		連結						99%	98.9%	
BNPP Fortis Funding SA	ルクセンブルク	連結		100%	99.9%		連結						100%	99.9%	
BNPP FPE Belgium	ベルギー	連結		100%	99.9%		連結						100%	99.9%	
BNPP FPE Expansion	ベルギー	連結		100%	99.9%		連結						100%	99.9%	
BNPP FPE Management	ベルギー	連結		100%	99.9%	連結		100%	99.9%						
Bpost Banque	ベルギー	持分法	(3)	50%	50%	VI	持分法	(3)	50%	50%	E1				
Credissimo	ベルギー	連結		100%	99.9%		連結		100%	99.9%					
Credissimo Hainaut SA	ベルギー	連結		99.7%	99.7%		連結		99.7%	99.7%					
Crédit pour Habitations Sociales	ベルギー	連結		81.7%	81.6%		連結		81.7%	81.6%					
Demetris NV	ベルギー						VI	FV	-	-	S3				
Epimede(s)	ベルギー	持分法		-	-							持分法		-	-
Esme Master Issuer(s)	ベルギー	連結		-	-							連結		-	-
Favor Finance	ベルギー														
Immo Beaulieu	ベルギー	持分法		25%	25%						持分法		25%	25%	
Immobilière Sauveniere SA	ベルギー	連結		100%	99.9%						連結		100%	99.9%	
Isabel SA NV	ベルギー	持分法		25.3%	25.3%	持分法						25.3%	25.3%		
Microstart	ベルギー	連結		96.4%	76.7%	連結						85.5%	66.2%		
Private Equity Investments (e)	ベルギー/ ルクセンブルク	FV		-	-										
Sagip	ベルギー	連結		100%	100%	連結						100%	100%		
Sowo Invest SA NV	ベルギー	連結		87.5%	87.5%	連結		87.5%	87.5%						
ルクセンブルク国内リテール・バンキング															
BGL BNPP	ルクセンブルク	連結		66%	65.9%	(2)	連結		66%	65.9%	E1				
BGL BNPP (ドイツ支店)	ドイツ	連結		100%	65.9%		連結		100%	65.9%					
BNPP Lease Group Luxembourg SA	ルクセンブルク	連結		100%	65.9%		連結		100%	65.9%					
BNPP SB Re	ルクセンブルク	連結	(2)	100%	100%		連結	(2)	100%	100%					
Cofhylux SA	ルクセンブルク	連結		100%	65.9%		連結		100%	65.9%					

会社名	国名	2019/12/31				2018/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有持 分(%)	参照
ルクセンブルク国内リテール・バンキング(続き)									
Compagnie Financière Ottomane SA	ルクセンブルク	連結	97.3%	97.3%	V4	連結	97.3%	97.2%	
Elimmo SARL(s)	ルクセンブルク	連結			S3	連結	-	-	E1
Le Sphinx Assurances Luxembourg SA	ルクセンブルク	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Lion International Investments SA	ルクセンブルク	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Plagefin SA	ルクセンブルク				S4	連結	100%	65.9%	
Visalux	ルクセンブルク	持分法	25.3%	16.7%	V4	持分法	24.8%	15.7%	E1
イタリア国内リテール・バンキング									
Artigiancassa SPA	イタリア	連結	73.9%	73.9%		連結	73.9%	73.9%	
Axepta SPA	イタリア	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Banca Nazionale Del Lavoro SPA	イタリア	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNL Finance SPA	イタリア	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Business Partner Italia SCPA	イタリア				S4	連結	100%	100%	V4
EMF IT 2008 1 SRL(s)	イタリア	連結	-	-		連結	-	-	
Eutimm SRL	イタリア	連結	100%	100%	E1				
International Factors Italia SPA	イタリア	連結	99.7%	99.7%		連結	99.7%	99.7%	
Permico SPA	イタリア	持分法	21.6%	21.6%	V4	持分法	20.9%	20.9%	E1
Serfactoring SPA	イタリア	持分法	27%	26.9%		持分法	27%	26.9%	E1
Servizio Italia SPA	イタリア	連結	100%	100%		連結	100%	100%	D1
Sviluppo HQ Tiburtina SRL	イタリア	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Tierre Securitisation SRL(s)	イタリア	連結	-	-		連結	-	-	
Vela ABS SRL(s)	イタリア	連結	-	-		連結	-	-	
Vela Consumer 2 SRL(s)	イタリア	連結	-	-		連結	-	-	
Vela Consumer SRL(s)	イタリア	連結	-	-		連結	-	-	
Vela Home SRL(s)	イタリア	連結	-	-		連結	-	-	
Vela Mortgages SRL(s)	イタリア	連結	-	-		連結	-	-	
Vela OBG SRL(s)	イタリア	連結	-	-		連結	-	-	
Vela RMBS SRL(s)	イタリア	連結	-	-		連結	-	-	
アルバル									
Annuo Jiutong	中国								V2/S2
Artel	フランス	連結 (2)	100%	99.9%		連結	100%	99.9%	D1
Arval AB	スウェーデン	連結 (2)	100%	99.9%		連結	100%	99.9%	D1
Arval AS	デンマーク	連結 (2)	100%	99.9%		連結	100%	99.9%	
Arval AS Norway	ノルウェー	連結 (2)	100%	99.9%	E1				
Arval Austria GmbH	オーストリア	連結 (2)	100%	99.9%		連結	100%	99.9%	
Arval Belgium NV SA	ベルギー	連結 (2)	100%	99.9%		連結	100%	99.9%	
Arval Benelux BV	オランダ	連結 (2)	100%	99.9%		連結	100%	99.9%	
Arval Brasil Ltda	ブラジル	連結 (2)	100%	99.9%		連結	100%	99.9%	
Arval BV	オランダ	連結 (2)	100%	99.9%		連結	100%	99.9%	
Arval CZ SRO	チェコ共和国	連結 (2)	100%	99.9%		連結	100%	99.9%	
Arval Deutschland GmbH	ドイツ	連結	100%	99.9%		連結	100%	99.9%	
Arval Fleet Services	フランス	連結 (2)	100%	99.9%		連結	100%	99.9%	
Arval Hellas Car Rental SA	ギリシャ	連結 (2)	100%	99.9%		連結	100%	99.9%	D1
Arval India Private Ltd	インド	連結 (2)	100%	99.9%		連結	100%	99.9%	D1
Arval LLC	ロシア	連結 (2)	100%	99.9%		連結	100%	99.9%	
Arval Luxembourg SA	ルクセンブルク	連結 (2)	100%	99.9%		連結	100%	99.9%	
Arval Magyarorszag KFT	ハンガリー	連結 (2)	100%	99.9%		連結	100%	99.9%	D1
Arval Maroc SA	モロッコ	連結 (2)	100%	89%		連結	100%	89%	D1
Arval OY	フィンランド	連結 (2)	100%	99.9%		連結	100%	99.9%	
Arval Relsa SPA	チリ	持分法	50%	50%		持分法 (3)	50%	50%	E1
Arval Schweiz AG	スイス	連結 (2)	100%	99.9%		連結	100%	99.9%	
Arval Service Lease	フランス	連結 (2)	100%	99.9%		連結	100%	99.9%	
Arval Service Lease Aluger Operational									
Automoveis SA	ポルトガル	連結 (2)	100%	99.9%		連結	100%	99.9%	D1
Arval Service Lease Italia SPA	イタリア	連結 (2)	100%	99.9%		連結	100%	99.9%	
Arval Service Lease Polska SP ZOO	ポーランド	連結 (2)	100%	99.9%		連結	100%	99.9%	
Arval Service Lease Romania SRL	ルーマニア	連結 (2)	100%	99.9%		連結	100%	99.9%	D1
Arval Service Lease SA	スペイン	連結 (2)	100%	99.9%		連結	100%	99.9%	

会社名	国名	2019/12/31				2018/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有持 分(%)	参照
アルバル(続き)									
Arval Slovakia SRO	スロバキア	連結 (2)	100%	99.9%		連結	100%	99.9%	
Arval Trading	フランス	連結 (2)	100%	99.9%		連結	100%	99.9%	
Arval UK Group Ltd	英国	連結 (2)	100%	99.9%		連結	100%	99.9%	
Arval UK Leasing Services Ltd	英国	連結 (2)	100%	99.9%		連結	100%	99.9%	
Arval UK Ltd	英国	連結	100%	99.9%		連結	100%	99.9%	
BNPP Fleet Holdings Ltd	英国	連結 (2)	100%	99.9%		連結	100%	99.9%	
Cetelem Renting	フランス				S4	連結	100%	99.9%	E1
Cofiparc	フランス	連結 (2)	100%	99.9%		連結	100%	99.9%	
Greenval Insurance DAC	アイルランド	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Locadif	ベルギー	連結 (2)	100%	99.9%		連結	100%	99.9%	
Louveo	フランス	連結 (2)	100%	99.9%		連結	100%	99.9%	E1
Public Location Longue Durée	フランス	連結 (2)	100%	99.9%		連結	100%	99.9%	
TEB Arval Arac Filo Kiralama AS	トルコ	連結 (2)	100%	75%		連結	100%	75%	
リーシング・ソリューション									
Albury Asset Rentals Ltd	英国								S1
All In One Vermietung GmbH	オーストリア	連結	100%	83%		連結	100%	83%	E1
Aprolis Finance	フランス	連結	51%	42.3%		連結	51%	42.3%	
Artegy	フランス	連結	100%	83%		連結	100%	83%	
BNL Leasing SPA	イタリア	連結	100%	95.5%	E1				
BNPP 3 Step IT (旧Arius)	フランス	連結	51%	42.3%	V2	連結	100%	83%	
BNPP 3 Step IT (ベルギー支店)	ベルギー	連結	100%	42.3%	E2				
BNPP 3 Step IT (ドイツ支店)	ドイツ	連結	100%	42.3%	E2				
BNPP 3 Step IT (イタリア支店)	イタリア	連結	100%	42.3%	E2				
BNPP 3 Step IT (オランダ支店)	オランダ	連結	100%	42.3%	E2				
BNPP 3 Step IT (英国支店)	英国	連結	100%	42.3%	E2				
BNPP B Institutional II Treasury 17(s)	ベルギー								S3
BNPP Finansal Kiralama AS	トルコ	連結	100%	82.5%		連結	100%	82.5%	
BNPP Lease Group	フランス	連結 (1)	100%	83%		連結 (1)	100%	83%	
BNPP Lease Group (ドイツ支店)	ドイツ	連結 (1)	100%	83%		連結 (1)	100%	83%	
BNPP Lease Group (イタリア支店)	イタリア	連結 (1)	100%	83%		連結 (1)	100%	83%	
BNPP Lease Group (ポルトガル支店)	ポルトガル	連結 (1)	100%	83%		連結 (1)	100%	83%	
BNPP Lease Group (スペイン支店)	スペイン	連結 (1)	100%	83%		連結 (1)	100%	83%	
BNPP Lease Group Belgium	ベルギー	連結	100%	83%		連結	100%	83%	
BNPP Lease Group GmbH & Co KG	オーストリア	連結	100%	83%		連結	100%	83%	E1
BNPP Lease Group Leasing Solutions SPA	イタリア	連結	100%	95.5%		連結	100%	95.5%	
BNPP Lease Group PLC	英国	連結	100%	83%		連結	100%	83%	
BNPP Lease Group Rentals Ltd	英国	連結	100%	83%		連結	100%	83%	
BNPP Lease Group SP ZOO	ポーランド	連結	100%	83%		連結	100%	83%	
BNPP Leasing Services	ポーランド	連結	100%	88.7%		連結	100%	88.7%	V4
BNPP Leasing Solution AS	ノルウェー	連結	100%	83%		連結	100%	83%	E3
BNPP Leasing Solutions	ルクセンブルク	連結	100%	83%		連結	100%	83%	
BNPP Leasing Solutions IFN SA	ルーマニア	連結	100%	83%		連結	100%	83%	
BNPP Leasing Solutions Ltd	英国	連結	100%	83%		連結	100%	83%	
BNPP Leasing Solutions NV	オランダ	連結	100%	83%		連結	100%	83%	
BNPP Leasing Solutions Suisse SA	スイス	連結	100%	83%		連結	100%	83%	D1
BNPP Rental Solutions Ltd	英国	連結	100%	83%		連結	100%	83%	
BNPP Rental Solutions SPA	イタリア	連結	100%	83%		連結	100%	83%	D1
Claas Financial Services	フランス	連結 (1)	51%	42.3%		連結 (1)	51%	42.3%	
Claas Financial Services (ドイツ支店)	ドイツ	連結 (1)	100%	42.3%		連結 (1)	100%	42.3%	
Claas Financial Services (イタリア支店)	イタリア	連結 (1)	100%	42.3%		連結 (1)	100%	42.3%	
Claas Financial Services (ポーランド支店)	ポーランド	連結 (1)	100%	42.3%		連結 (1)	100%	42.3%	
Claas Financial Services (スペイン支店)	スペイン	連結 (1)	100%	42.3%		連結 (1)	100%	42.3%	
Claas Financial Services Ltd	英国	連結	51%	42.3%		連結	51%	42.3%	
CMV Mediforce	フランス	連結 (1)	100%	83%		連結 (1)	100%	83%	V3
CNH Industrial Capital Europe	フランス	連結 (1)	50.1%	41.6%		連結 (1)	50.1%	41.6%	
CNH Industrial Capital Europe (ベルギー支店)	ベルギー	連結 (1)	100%	41.6%		連結 (1)	100%	41.6%	
CNH Industrial Capital Europe (ドイツ支店)	ドイツ	連結 (1)	100%	41.6%		連結 (1)	100%	41.6%	
CNH Industrial Capital Europe (イタリア支店)	イタリア	連結 (1)	100%	41.6%		連結 (1)	100%	41.6%	

会社名	国名	2019/12/31				2018/12/31					
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有持 分(%)	参照		
リーシング・ソリューション(続き)											
CNH Industrial Capital Europe (ポーランド支店)	ポーランド	連結	(1)	100%	41.6%		連結	(1)	100%	41.6%	
CNH Industrial Capital Europe (スペイン支店)	スペイン	連結	(1)	100%	41.6%		連結	(1)	100%	41.6%	
CNH Industrial Capital Europe BV	オランダ	連結		100%	41.6%		連結		100%	41.6%	
CNH Industrial Capital Europe GmbH	オーストリア	連結		100%	41.6%		連結		100%	41.6%	
CNH Industrial Capital Europe Ltd	英国	連結		100%	41.6%		連結		100%	41.6%	
Commercial Vehicle Finance Ltd	英国	連結		100%	83%		連結		100%	83%	
ES-Finance	ベルギー	連結		100%	99.9%		連結		100%	99.9%	
FL Zeebrugge(s)	ベルギー	連結		-	-		連結		-	-	D1
Folea Grundstücksverwaltungs und Vermietungs GmbH & Co(s)	ドイツ	連結		-	-		連結		-	-	D1
Fortis Lease	フランス	連結	(1)	100%	83%		連結	(1)	100%	83%	
Fortis Lease Belgium	ベルギー	連結		100%	83%		連結		100%	83%	
Fortis Lease Deutschland GmbH	ドイツ	連結		100%	83%		連結		100%	83%	
Fortis Lease Iberia SA	スペイン	連結		100%	86.6%		連結		100%	86.6%	
Fortis Lease Portugal	ポルトガル	連結		100%	83%		連結		100%	83%	
Fortis Lease UK Ltd	英国	連結		100%	83%		連結		100%	83%	D1
Fortis Vastgoedlease BV	オランダ	連結		100%	83%		連結		100%	83%	D1
Heffiq Heftruck Verhuur BV	オランダ	連結		50%	41.5%		連結		50.1%	41.5%	E1
Humberclyde Commercial Investments Ltd	英国										S1
JCB Finance	フランス	連結	(1)	100%	41.6%		連結	(1)	100%	41.6%	
JCB Finance (ドイツ支店)	ドイツ	連結	(1)	100%	41.6%		連結	(1)	100%	41.6%	
JCB Finance (イタリア支店)	イタリア	連結	(1)	100%	41.6%		連結	(1)	100%	41.6%	
JCB Finance Holdings Ltd	英国	連結		50.1%	41.6%		連結		50.1%	41.6%	
Manitou Finance Ltd	英国	連結		51%	42.3%		連結		51%	42.3%	
MFF	フランス	連結	(1)	51%	42.3%		連結	(1)	51%	42.3%	
Natio Energie 2	フランス	連結		100%	100%		連結		100%	100%	E1
Natiocredibail	フランス	連結	(1)	100%	100%		連結	(1)	100%	100%	
RD Leasing IFN SA	ルーマニア	連結		100%	83%		連結		100%	83%	E3
Same Deutz Fahr Finance	フランス	連結	(1)	100%	83%		連結	(1)	100%	83%	
Same Deutz Fahr Finance Ltd	英国										S1
SNC Natiocredimurs	フランス	連結	(1)	100%	100%		連結	(1)	100%	100%	
UCB Bail 2	フランス	連結		100%	100%		連結		100%	100%	
ニュー・デジタル・ビジネス											
Financière des Paiements Electroniques	フランス	連結		95%	95%		連結		95%	95%	
Financière des Paiements Electroniques (Espagneを承継)	スペイン	連結		100%	95%	E2					
Lyf SA	フランス	持分法	(3)	43.8%	43.8%	V2	持分法	(3)	46%	46%	V1
Lyf SAS	フランス	持分法	(3)	45.4%	45.4%	V2	持分法	(3)	45.8%	45.8%	V1
パーソナル・インベスターズ											
Geojit Technologies Private Ltd	インド	持分法		35%	35%		持分法		35%	35%	
Human Value Developers Private Ltd	インド	連結		100%	100%		連結		100%	100%	
Sharekhan BNPP Financial Services Private Ltd	インド	連結		100%	100%		連結		100%	100%	
Sharekhan Commodities Private Ltd	インド	連結		100%	100%		連結		100%	100%	E1
Sharekhan Ltd	インド	連結		100%	100%		連結		100%	100%	

[前へ](#)[次へ](#)

会社名	国名	2019/12/31				2018/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有持 分(%)	参照
国際金融サービス部門									
BNPパリバ・パーソナル・ファイナンス									
Alpha Crédit SA	ベルギー	連結	100%	99.9%	E1 E2 E2	連結	100%	99.9%	E1 S1
AutoFlorence 1 SRL(s)	イタリア	連結	-	-		連結	100%	100%	
Autonoria 2019(s)	フランス	連結	-	-		連結	100%	100%	
Autonoria Spain 2019(s)	スペイン	連結	-	-		連結	100%	100%	
Autop Ocean Indien	フランス	連結	100%	97.8%	S3	連結	100%	97.8%	E1
Axa Banque Financement	フランス	持分法	35%	35%		持分法	35%	35%	
B Carat(s)	ベルギー								
Banco BNPP Personal Finance SA	ポルトガル	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Banco Cetelem Argentina SA	アルゼンチン				S2	連結	100%	100%	E2
Banco Cetelem SA	ブラジル	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Banco Cetelem SAU	スペイン	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Banco de Servicios Financieros SA	アルゼンチン					持分法	40%	40%	
Banque Solfea	フランス	持分法 (3)	45%	45%		持分法 (3)	45%	45%	E2
BGN Mercantil E Servicios Ltda	ブラジル	連結	100%	100%	連結	100%	100%		
BNPP Personal Finance	フランス	連結	100%	100%	連結	100%	100%		
BNPP Personal Finance (オーストリア支店)	オーストリア	連結	100%	100%	連結	100%	100%		
BNPP Personal Finance (ブルガリア支店)	ブルガリア	連結	100%	100%		連結	100%	100%	E2
BNPP Personal Finance (チェコ共和国支店)	チェコ共和国	連結	100%	100%	連結	100%	100%		
BNPP Personal Finance (ルーマニア支店)	ルーマニア	連結	100%	100%	連結	100%	100%		
BNPP Personal Finance (スロバキア支店)	スロバキア	連結	100%	100%	連結	100%	100%		
BNPP Personal Finance BV	オランダ	連結	100%	100%		連結	100%	100%	S4
BNPP Personal Finance EAD	ブルガリア								
BNPP Personal Finance South Africa Ltd	南アフリカ	連結	100%	100%	連結	100%	100%		
Cafineo	フランス	連結 (1)	51%	50.8%	連結 (1)	51%	50.8%		
Carrefour Banque	フランス	持分法	40%	40%		持分法	40%	40%	S3
Cartolarizzazione Auto Receivable's SRL(s)	イタリア								
Cetelem Algérie	アルジェリア	連結	100%	100%	連結	100%	100%		
Cetelem America Ltda	ブラジル	連結	100%	100%	連結	100%	100%		
Cetelem Bank LLC	ロシア	持分法	20.8%	20.8%		持分法	20.8%	20.8%	E1 S4
Cetelem Gestion AIE	スペイン	連結	99%	95.5%	V2	連結	100%	96.5%	
Cetelem IFN	ルーマニア								
Cetelem SA de CV	メキシコ	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Cetelem Servicios Informaticos AIE	スペイン	連結	99%	80.5%	V2	連結	100%	81.5%	E1 D1
Cetelem Servicios SA de CV	メキシコ	連結	100%	100%	E1				
Cetelem Servicios Ltda	ブラジル	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Cofica Bail	フランス	連結 (1)	100%	100%		連結 (1)	100%	100%	
Cofinoga Funding Two LP(s)	英国	連結	-	-		連結	-	-	E2
Cofiplan	フランス	連結 (1)	100%	100%		連結 (1)	100%	100%	
Creation Consumer Finance Ltd	英国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Creation Financial Services Ltd	英国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Crédit Moderne Antilles Guyane	フランス	連結 (1)	100%	100%		連結 (1)	100%	100%	E2
Crédit Moderne Océan Indien	フランス	連結 (1)	97.8%	97.8%		連結 (1)	97.8%	97.8%	
Domofinance	フランス	連結 (1)	55%	55%		連結 (1)	55%	55%	
E carat 10(s)	フランス	連結	-	-	E2				
Ecarat SA(s)	ルクセンブルク	連結	-	-		連結	-	-	E2
Ecarat UK (a)(s)	英国	連結	-	-		連結	-	-	
Effico	フランス	持分法	24.5%	24.5%		持分法	24.5%	24.5%	
Ekspres Bank AS	デンマーク	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Ekspres Bank AS (ノルウェー支店)	ノルウェー	連結	100%	100%		連結	100%	100%	E2
Ekspres Bank AS (スウェーデン支店)	スウェーデン	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Eos Aremas Belgium SA NV	ベルギー	持分法	50%	49.9%		持分法	50%	49.9%	
FCT F Carat(s)	フランス								
Findomestic Banca SPA	イタリア	連結	100%	100%		連結	100%	100%	S1
Florence 1 SRL(s)	イタリア								
Florence SPV SRL(s)	イタリア	連結	-	-		連結	-	-	
GCC Consumo Establecimiento Financiero de Credito SA	スペイン	連結	51%	51%		連結	51%	51%	
Genius Auto Finance Co Ltd	中国	持分法 (3)	20%	20%		持分法 (3)	20%	20%	

会社名	国名	2019/12/31				2018/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有持 分(%)	参照
BNPパリバ・パーソナル・ファイナンス(続き)									
Gesellschaft für Capital & Vermögensverwaltung GmbH	ドイツ								S3
I Carat SRL(s)	イタリア								S1
Inkasso Kodat GmbH & Co KG	ドイツ								S3
International Development Resources AS Services SA	スペイン								S3
Laser ABS 2017 Holding Ltd	英国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Laser ABS 2017 PLC(s)	英国	連結	-	-		連結	-	-	
Leval 20	フランス	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Loisirs Finance	フランス	連結 (1)	51%	51%		連結 (1)	51%	51%	
Magyar Cetelem Bank ZRT	ハンガリー	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Neuilly Contentieux	フランス	連結	96%	95.7%		連結	96%	95.7%	E1
Noria 2018-1(s)	フランス	連結	-	-		連結	-	-	E2
Norrskan Finance	フランス	連結 (1)	100%	100%		連結 (1)	100%	100%	
Olympia SAS	フランス	連結	50%	50%		連結	50%	50%	
Oney Magyarorszag ZRT	ハンガリー	持分法	40%	40%		持分法	40%	40%	
Opel Bank	フランス	連結	50%	50%		連結	50%	50%	
Opel Bank (ドイツ支店)	ドイツ	連結	100%	50%	E2				
Opel Bank (ギリシャ支店)	ギリシャ	連結	100%	50%	E2				
Opel Bank (イタリア支店)	イタリア	連結	100%	50%	E2				
Opel Bank (スペイン支店)	スペイン	連結	100%	50%	E2				
Opel Bank GmbH	ドイツ				S4	連結	100%	50%	
Opel Bank GmbH (ギリシャ支店)	ギリシャ				S4	連結	100%	50%	
Opel Bank GmbH (アイルランド支店)	アイルランド				S1	連結	100%	50%	
Opel Bank GmbH (スペイン支店)	スペイン				S4	連結	100%	50%	E2
Opel Finance AB	スウェーデン				S3	連結	100%	50%	D1
Opel Finance BV (IH)Opel Finance BVBA)	ベルギー	連結	100%	50%		連結	100%	50%	D1
Opel Finance Germany Holdings GmbH	ドイツ								S4
Opel Finance International BV	オランダ	連結	100%	50%		連結	100%	50%	
Opel Finance NV	オランダ	連結	100%	50%		連結	100%	50%	D1
Opel Finance NV (ベルギー支店)	ベルギー								S1
Opel Finance SA	スイス	連結	100%	50%		連結	100%	50%	D1
Opel Finance SPA	イタリア				S4	連結	100%	50%	
Opel Leasing GmbH	ドイツ	連結	100%	50%		連結	100%	50%	
Opel Leasing GmbH (オーストリア支店)	オーストリア	連結	100%	50%		連結	100%	50%	
OPVF Europe Holdco Ltd	英国								S4
OPVF Holdings UK Ltd	英国								S1
Phedina Hypotheken 2010 BV(s)	オランダ	連結	-	-		連結	-	-	
Phedina Hypotheken 2013 I BV(s)	オランダ				S1	連結	-	-	
Projeo	フランス	連結 (1)	100%	100%		連結 (1)	100%	100%	
RCS Cards Pty Ltd	南アフリカ	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Securely Transferred Auto Receivables II SA (s)	ルクセンブルク								S3
Securitisation funds Autonoria(s)	フランス				S1	連結	-	-	
Securitisation funds Domos (c)(s)	フランス	連結	-	-		連結	-	-	
Securitisation funds UCI and RMBS Prado (b) (s)	スペイン	持分法 (3)	-	-		持分法 (3)	-	-	
Servicios Financieros Carrefour EFC SA	スペイン	持分法	37.3%	40%		持分法	37.3%	40%	
Sevenday Finans AB	スウェーデン								S4
Sundaram BNPP Home Finance Ltd	インド				S2	持分法 (3)	49.9%	49.9%	
Suning Consumer Finance Co Ltd	中国	持分法	15%	15%		持分法	15%	15%	
Syigma Funding Two Ltd	英国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Symag	フランス	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
TEB Finansman AS	トルコ	連結	100%	92.8%		連結	100%	92.8%	
UCB Ingatlanhitel ZRT	ハンガリー				S4	連結	100%	100%	
Union de Creditos Inmobiliarios SA	スペイン	持分法 (3)	50%	50%		持分法 (3)	50%	50%	
United Partnership	フランス	持分法 (3)	50%	50%		持分法 (3)	50%	50%	E1
Vault Funding Ltd(s)	英国								S3
Vauxhall Finance PLC	英国	連結	100%	50%		連結	100%	50%	

会社名	国名	2019/12/31				2018/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有持 分(%)	参照
BNPパリバ・パーソナル・ファイナンス(続き)									
Von Essen Bank GmbH	ドイツ				S4	連結	100%	99.9%	
Warf 2012 Ltd(s)	英国								S3
海外リテール・バンキング部門 -バンクウェスト									
1897 Services Corp	米国				S4	連結	100%	100%	
BancWest Corp	米国				S4	連結	100%	100%	
BancWest Holding Inc	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BancWest Holding Inc Grantor Trust ERC	米国	連結	-	-	E1				
Subaccount(s)									
BancWest Investment Services Inc	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Bank of the West	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Bank of the West Auto Trust 2014-1(s)	米国								S1
Bank of the West Auto Trust 2015-1(s)	米国								S2
Bank of the West Auto Trust 2017-1(s)	米国								S2
Bank of the West Auto Trust 2018-1(s)	米国	連結	-	-		連結	-	-	
Bank of the West Auto Trust 2019-1 (旧Bank	米国	連結	-	-		連結	-	-	E2
of the West Auto Trust 2018-2)(s)									
Bank of the West Auto Trust 2019-2(s)	米国	連結	-	-	E2				
Bishop Street Capital Management Corp	米国								V3/S2
BNPP Leasing Solutions Canada Inc	カナダ	連結	100%	100%		連結	100%	100%	E1
BOW Auto Receivables LLC(s)	米国	連結	-	-		連結	-	-	
BWC Opportunity Fund 2 Inc(s)	米国	連結	-	-	E2				
BWC Opportunity Fund Inc(s)	米国	連結	-	-		連結	-	-	E2
Center Club Inc	米国								V3/S2
CFB Community Development Corp	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Claas Financial Services LLC	米国	連結	51%	51%		連結	51%	51%	
Commercial Federal Affordable Housing Inc	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Commercial Federal Community Development	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Corp									
Commercial Federal Insurance Corp	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Commercial Federal Investment Service Inc	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
FHL SPC One Inc	米国								V3/S2
First Bancorp(s)	米国				S4	連結	-	-	
First Hawaiian Bank	米国								V3/S2
First Hawaiian Inc	米国				S2	持分法	18.4%	18.4%	V2
First Hawaiian Leasing Inc	米国								V3/S2
First National Bancorporation(s)	米国				S1	連結	-	-	
First Santa Clara Corp(s)	米国	連結	-	-		連結	-	-	
Glendale Corporate Center Acquisition LLC(s)	米国								S2
LACMTA Rail Statutory Trust FH1(s)	米国								V3/S2
Liberty Leasing Co	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Mountain Falls Acquisition Corp	米国				S1	連結	100%	100%	
Real Estate Delivery 2 Inc	米国								V3/S2
ST 2001 FH 1 Statutory Trust(s)	米国								V3/S2
The Bankers Club Inc	米国								V3/S2
Ursus Real Estate Inc	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
VTA 1998 FH(s)	米国								S1

会社名	国名	2019/12/31				2018/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有持 分(%)	参照
海外リテール・バンキング部門 - 欧州・地中海沿岸 諸国									
Bank of Nanjing	中国	持分法	15%	15%		持分法	15%	15%	V2
Banque Internationale pour le Commerce et l'Industrie de la Côte d'Ivoire	コートジボワール	連結	59.8%	59.8%		連結	59.8%	59.8%	
Banque Internationale pour le Commerce et l'Industrie de la Guinée	ギニア	連結	55.6%	55.6%		連結	55.6%	55.6%	
Banque Internationale pour le Commerce et l'Industrie du Burkina Faso	ブルキナファソ	連結	51%	51%		連結	51%	51%	
Banque Internationale pour le Commerce et l'Industrie du Gabon	ガボン	持分法	47%	47%		持分法	47%	47%	
Banque Internationale pour le Commerce et l'Industrie du Mali	マリ	連結	85%	85%		連結	85%	85%	
Banque Internationale pour le Commerce et l'Industrie du Sénégal	セネガル	連結	54.1%	54.1%		連結	54.1%	54.1%	
Banque Marocaine pour le Commerce et l'Industrie	モロッコ	連結	67%	67%		連結	67%	67%	
Banque Marocaine pour le Commerce et l'Industrie Banque Offshore	モロッコ	連結	100%	67%		連結	100%	67%	
Banque pour l'Industrie et le Commerce des Comores	コモロ	連結	51%	51%		連結	51%	51%	E1
Bantas Nakit AS	トルコ	持分法 (3)	33.3%	16.7%		持分法 (3)	33.3%	16.7%	E1
BDSI	モロッコ	連結	100%	96.4%	E1				
BGZ BNPP Faktoring Spolka ZOO	ポーランド	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BGZ Poland ABSI DAC(s)	アイルランド	連結	-	-		連結	-	-	
BICI Bourse	コートジボワール	連結	90%	53.5%		連結	90%	53.5%	D1
BNCI Leasing	モロッコ	連結	86.9%	58.2%		連結	86.9%	58.2%	
BNPP Bank Polska SA (IHBank BGZ BNPP SA)	ポーランド	連結	88.8%	88.7%		連結	88.8%	88.7%	V4
BNPP El Djazair	アルジェリア	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Fortis Yatirimlar Holding AS	トルコ	連結	100%	99.9%		連結	100%	99.9%	
BNPP IRB Participations	フランス	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Solutions Spolka ZOO	ポーランド	連結	100%	88.7%		連結	100%	88.7%	E3
BNPP Yatirimlar Holding AS	トルコ	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
IC Axa Insurance JSC	ウクライナ				S2	持分法	49.8%	29.9%	
TEB Faktoring AS	トルコ	連結	100%	72.5%		連結	100%	72.5%	
TEB Holding AS	トルコ	連結	50%	50%		連結	50%	50%	
TEB Portfoy Yonetimi AS	トルコ	連結	100%	72.5%	V4	連結	54.8%	39.7%	V3
TEB SH A	セルビア	連結	100%	50%		連結	100%	50%	
TEB Yatirim Menkul Degerler AS	トルコ	連結	100%	72.5%		連結	100%	72.5%	
Turk Ekonomi Bankasi AS	トルコ	連結	100%	72.5%		連結	100%	72.5%	
UkrSibbank Public JSC	ウクライナ	連結	60%	60%		連結	60%	60%	
Union Bancaire pour le Commerce et l'Industrie	チュニジア	連結	50.1%	50.1%		連結	50.1%	50.1%	

[前へ](#)[次へ](#)

会社名	国名	2019/12/31				2018/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有持 分(%)	参照
保険部門									
AEW ImmoCommercial(s)	フランス	FV	-	-		FV	-	-	E1
AG Insurance	ベルギー	持分法	25%	25%		持分法	25%	25%	
Agathe Retail France	フランス	FV	33.3%	33.3%		FV	33.3%	33.3%	E1
Ambrosia Avril 2025(s)	フランス	連結 (4)	-	-	V4	連結 (4)	-	-	E1
Ambrosia Mars 2026(s)	フランス	連結 (4)	-	-	E1				
Astridplaza	ベルギー	連結 (2)	100%	98.4%	E3				
Batipart Participations SAS	ルクセンブルク	FV	29.7%	29.7%		FV	29.7%	29.7%	E3
BNP Paribas Indice France (旧BNPP Indice France)(s)	フランス	連結 (4)	-	-	E1				
BNPP ABS Europe AAA(s)	フランス				S4	連結 (4)	-	-	E1
BNPP ABS Europe IG(s)	フランス				S4	連結 (4)	-	-	E1
BNPP ABS Opportunities(s)	フランス				S4	連結 (4)	-	-	E1
BNPP Actions Croissance (旧Camgestion Actions Croissance)(s)	フランス	連結 (4)	-	-	V4	連結 (4)	-	-	E1
BNPP Actions Entrepreneurs(s)	フランス	連結 (4)	-	-	V4	連結 (4)	-	-	E1
BNPP Actions Euro (旧Camgestion Actions Euro)(s)	フランス	連結 (4)	-	-	V3	連結 (4)	-	-	E1
BNPP Actions Monde(s)	フランス	連結 (4)	-	-	V4	連結 (4)	-	-	E1
BNPP Actions PME(s)	フランス	連結 (4)	-	-	V3	連結 (4)	-	-	E1
BNPP Aqua(s)	フランス	連結 (4)	-	-	V4	連結 (4)	-	-	
BNPP Best Selection Actions Euro (旧BNPP Actions EuroLand)(s)	フランス	連結 (4)	-	-	V3	連結 (4)	-	-	
BNPP Cardif	フランス	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
BNPP Cardif BV	オランダ	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
BNPP Cardif Compania de Seguros y Reaseguros SA	ペルー	持分法*	100%	100%		持分法*	100%	100%	
BNPP Cardif Emeklilik AS	トルコ	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
BNPP Cardif General Insurance Co Ltd	大韓民国	持分法	91.3%	91.3%	V4	持分法	90%	90%	
BNPP Cardif Hayat Sigorta AS	トルコ	持分法	100%	100%		持分法	100%	100%	
BNPP Cardif Levensverzekeringen NV	オランダ	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
BNPP Cardif Pojistovna AS	チェコ共和国	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
BNPP Cardif Schadeverzekeringen NV	オランダ	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
BNPP Cardif Seguros de Vida SA	チリ	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
BNPP Cardif Seguros Generales SA	チリ	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
BNPP Cardif Servicios y Asistencia Ltda	チリ	持分法	100%	100%		持分法	100%	100%	
BNPP Cardif Sigorta AS	トルコ	持分法	100%	100%		持分法	100%	100%	E1
BNPP Cardif TCB Life Insurance Co Ltd	台湾	持分法	49%	49%		持分法	49%	49%	
BNPP Cardif Vita Compagnia di Assicurazione E Riassicurazione SPA	イタリア	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
BNPP Convictions(s)	フランス	連結 (4)	-	-		連結 (4)	-	-	
BNPP CP Cardif Alternative(s)	フランス	連結 (2)	-	-		連結 (2)	-	-	
BNPP CP Cardif Private Debt(s)	フランス	連結 (4)	-	-		連結 (2)	-	-	
BNPP CP Infrastructure Investments Fund (旧 Theam Instrastructure Investments fund)(s)	フランス	連結 (4)	-	-	E1				
BNPP Deep Value (旧Camgestion Deep Value)(s)	フランス	連結 (4)	-	-	E1				
BNPP Développement Humain(s)	フランス	連結 (4)	-	-		連結 (4)	-	-	
BNPP Diversipierre(s)	フランス	連結 (2)	-	-		連結 (2)	-	-	
BNPP Euro Valeurs Durables(s)	フランス				S3	連結 (4)	-	-	E1
BNPP France Crédit(s)	フランス	連結 (2)	-	-		連結 (2)	-	-	
BNPP Global Senior Corporate Loans(s)	フランス	連結 (4)	-	-		連結 (4)	-	-	
BNPP Indice Amerique du Nord(s)	フランス	連結 (4)	-	-	V4	連結 (4)	-	-	E1
BNPP Indice Euro(s)	フランス				S3	連結 (4)	-	-	
BNPP Midcap France(s)	フランス	連結 (4)	-	-	V3	連結 (4)	-	-	E1
BNPP Moderate Focus Italia(s)	フランス	連結 (4)	-	-	E1				
BNPP Monétaire Assurance(s)	フランス				S3	連結 (4)	-	-	E1
BNPP Multistratégies Protection 80(s)	フランス	連結 (4)	-	-	E1				
BNPP Protection Monde(s)	フランス	連結 (4)	-	-		連結 (4)	-	-	E1
BNPP Rendactis (旧Camgestion Rendactis)(s)	フランス				S3	連結 (4)	-	-	E1
BNPP Sélection Dynamique Monde(s)	フランス	連結 (4)	-	-	V3	連結 (4)	-	-	E1
BNPP Sélection Flexible(s)	フランス	連結 (4)	-	-		連結 (4)	-	-	E1
BNPP Smallcap EuroLand(s)	フランス	連結 (4)	-	-	E1				

会社名	国名	2019/12/31				2018/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有持 分(%)	参照
保険部門(続き)									
BOB Cardif Life Insurance Co Ltd	中国	持分法		50%		持分法	50%	50%	
C Santé(s)	フランス	連結 (2)	-	-		連結 (2)	-	-	E1
Camgestion Obliflexible(s)	フランス	連結 (2)	-	-		連結 (2)	-	-	
Camgestion Obligations Europe(s)	フランス	連結 (4)	-	-	E1				
Capital France Hotel	フランス	連結 (2)	98.4%	98.4%		連結 (2)	98.4%	98.4%	
Cardif Alternatives Part I(s)	フランス	連結 (2)	-	-		連結 (2)	-	-	
Cardif Assurance Vie	フランス	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif Assurance Vie (オーストリア支店)	オーストリア	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif Assurance Vie (ベルギー支店)	ベルギー	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif Assurance Vie (ブルガリア支店)	ブルガリア	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif Assurance Vie (ドイツ支店)	ドイツ	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif Assurance Vie (イタリア支店)	イタリア	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif Assurance Vie (日本支店)	日本				S1	連結 (2)	100%	100%	
Cardif Assurance Vie (ポルトガル支店)	ポルトガル	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif Assurance Vie (ルーマニア支店)	ルーマニア	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif Assurance Vie (スペイン支店)	スペイン	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif Assurance Vie (スイス支店)	スイス	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif Assurance Vie (台湾支店)	台湾	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif Assurances Risques Divers	フランス	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif Assurances Risques Divers (オーストリア支店)	オーストリア	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif Assurances Risques Divers (ベルギー支店)	ベルギー	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif Assurances Risques Divers (ブルガリア支店)	ブルガリア	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif Assurances Risques Divers (ドイツ支店)	ドイツ	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif Assurances Risques Divers (イタリア支店)	イタリア	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif Assurances Risques Divers (日本支店)	日本				S1	連結 (2)	100%	100%	
Cardif Assurances Risques Divers (ルクセンブルク支店)	ルクセンブルク	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif Assurances Risques Divers (ポーランド支店)	ポーランド	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif Assurances Risques Divers (ポルトガル支店)	ポルトガル	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif Assurances Risques Divers (ルーマニア支店)	ルーマニア	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif Assurances Risques Divers (スペイン支店)	スペイン	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif Assurances Risques Divers (スイス支店)	スイス	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif Assurances Risques Divers (台湾支店)	台湾	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif Biztosito Magyarorszag ZRT	ハンガリー	持分法	100%	100%		持分法	100%	100%	E1
Cardif BNPP AM Frontier Markets (旧Cardif BNPP IP Equity Frontier Markets)(s)	フランス	連結 (2)	-	-		連結 (2)	-	-	
Cardif BNPP IP Convertibles World(s)	フランス	連結 (2)	-	-		連結 (2)	-	-	
Cardif BNPP IP Global Senior Corporate Loans (s)	フランス	連結 (4)	-	-	E1				
Cardif BNPP IP Signatures(s)	フランス	連結 (2)	-	-		連結 (2)	-	-	
Cardif BNPP IP Smid Cap Euro(s)	フランス	連結 (2)	-	-		連結 (2)	-	-	
Cardif BNPP IP Smid Cap Europe	フランス				S3	連結 (2)	-	-	
Cardif Colombia Seguros Generales SA	コロンビア	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif CPR Global Return(s)	フランス	連結 (2)	-	-		連結 (2)	-	-	
Cardif do Brasil Seguros e Garantias SA	ブラジル	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif do Brasil Vida e Previdencia SA	ブラジル	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif Edrim Signatures(s)	フランス	連結 (2)	-	-		連結 (2)	-	-	
Cardif El Djazair	アルジェリア	持分法	100%	100%		持分法	100%	100%	
Cardif Forsakring AB	スウェーデン	持分法	100%	100%		持分法	100%	100%	
Cardif Forsakring AB (デンマーク支店)	デンマーク	持分法	100%	100%		持分法	100%	100%	

会社名	国名	2019/12/31				2018/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有持 分(%)	参照
保険部門(続き)									
Cardif Forsakring AB (ノルウェー支店)	ノルウェー	持分法		100%		持分法	100%	100%	
Cardif IARD	フランス	連結 (2)	66%	66%		連結 (2)	66%	66%	V3/D1
Cardif Insurance Co LLC	ロシア	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif Life	ルクセンブルク				S4	連結 (2)	100%	88.6%	E3/V4
Cardif Life Insurance Co Ltd	大韓民国	連結 (2)	85%	85%		連結 (2)	85%	85%	
Cardif Life Insurance Japan	日本	連結 (2)	75%	75%		連結 (2)	75%	75%	E1
Cardif Livforsakring AB	スウェーデン	持分法	100%	100%		持分法	100%	100%	
Cardif Livforsakring AB (デンマーク支店)	デンマーク	持分法	100%	100%		持分法	100%	100%	
Cardif Livforsakring AB (ノルウェー支店)	ノルウェー	持分法	100%	100%		持分法	100%	100%	
Cardif Ltda	ブラジル	持分法	100%	100%		持分法	100%	100%	E1
Cardif Lux Vie	ルクセンブルク	連結 (2)	100%	88.6%		連結 (2)	100%	88.6%	V1
Cardif Mexico Seguros de Vida SA de CV	メキシコ	持分法	100%	100%		持分法	100%	100%	
Cardif Mexico Seguros Generales SA de CV	メキシコ	持分法	100%	100%		持分法	100%	100%	
Cardif Non Life Insurance Japan	日本	連結 (2)	100%	75%		連結 (2)	100%	75%	E1
Cardif Nordic AB	スウェーデン	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif Pinnacle Insurance Holdings PLC	英国	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif Pinnacle Insurance Management Services PLC	英国	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif Polska Towarzystwo Ubezpieczen Na Zycie SA	ポーランド	持分法	100%	100%		持分法	100%	100%	
Cardif Seguros SA	アルゼンチン	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cardif Services AEIE	ポルトガル	連結 (2)	100%	100%	E1				
Cardif Servicios SA	アルゼンチン	持分法	100%	100%		持分法	100%	100%	
Cardif Servicios SAC	ペルー	持分法	100%	100%		持分法	100%	100%	E1
Cardif Vita Convex Fund Eur(s)	フランス	連結 (2)	-	-		連結 (2)	-	-	
Cardimmo	フランス	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Cargeas Assicurazioni SPA	イタリア	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Carma Grand Horizon SARL	フランス	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
CB UK Ltd	英国				S1	連結 (2)	100%	100%	
Cedrus Carbon Initiative Trends(s)	フランス	連結 (2)	-	-		連結 (2)	-	-	
CFH Algonquin Management Partners France Italia	イタリア	連結 (2)	100%	98.4%		連結 (2)	100%	98.4%	V3
CFH Bercy	フランス	連結 (2)	100%	98.4%		連結 (2)	100%	98.4%	V3
CFH Bercy Hotel	フランス	連結 (2)	100%	98.4%		連結 (2)	100%	98.4%	V3
CFH Bercy Intermédiaire	フランス	連結 (2)	100%	98.4%		連結 (2)	100%	98.4%	V3
CFH Boulogne	フランス	連結 (2)	100%	98.4%		連結 (2)	100%	98.4%	V3
CFH Cap d'Ail	フランス	連結 (2)	100%	98.4%		連結 (2)	100%	98.4%	V3
CFH Milan Holdco SRL	イタリア	連結 (2)	100%	98.4%		連結 (2)	100%	98.4%	V3
CFH Montmartre	フランス	連結 (2)	100%	98.4%		連結 (2)	100%	98.4%	V3
CFH Montparnasse	フランス	連結 (2)	100%	98.4%		連結 (2)	100%	98.4%	V3
Corosa	フランス	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Darnell DAC	アイルランド	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Défense CB3 SAS	フランス	FV	25%	25%		FV	25%	25%	E1
Eclair(s)	フランス	連結 (4)	-	-	E1				
EP L(s)	フランス	連結 (2)	-	-	V4	連結 (2)	-	-	
Fleur SAS	フランス	FV	33.3%	33.3%		FV	33.3%	33.3%	E1
Foncière Partenaires(s)	フランス	FV	-	-		FV	-	-	E1
Fonds d'Investissements Immobiliers pour le Commerce et la Distribution	フランス	FV	25%	25%		FV	25%	25%	E1
FP Cardif Convex Fund USD(s)	フランス	連結 (2)	-	-		連結 (2)	-	-	
Fundamenta(s)	イタリア	連結 (2)	-	-		連結 (2)	-	-	
G C Thematic Opportunities II(s)	アイルランド	連結 (2)	-	-		連結 (2)	-	-	
GIE BNPP Cardif	フランス	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	V4
Harewood Helena 2 Ltd	英国	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	E1
Hemisphere Holding	フランス	持分法	20%	20%	E2				
Hibernia France	フランス	連結 (2)	100%	98.4%		連結 (2)	100%	98.4%	V3
High Street Retail	フランス	FV	23.8%	23.8%	E1				
Horizon GmbH	ドイツ	FV	66.7%	66.7%	E3				
Icare	フランス	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Icare Assurance	フランス	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	

会社名	国名	2019/12/31				2018/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有持 分(%)	参照
保険部門(続き)									
Luizaseg	ブラジル	持分法		50%		持分法		50%	
Natio Assurance	フランス	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	V1
Natio Fonds Ampère 1(s)	フランス	連結 (4)	-	-		連結 (4)	-	-	
Natio Fonds Athenes Investissement N 5(s)	フランス	連結 (2)	-	-		連結 (2)	-	-	V4
Natio Fonds Colline International(s)	フランス	連結 (2)	-	-		連結 (2)	-	-	
Natio Fonds Collines Investissement N 1(s)	フランス	連結 (2)	-	-		連結 (2)	-	-	
Natio Fonds Collines Investissement N 3(s)	フランス	連結 (2)	-	-		連結 (2)	-	-	
NCVP Participacoes Societarias SA	ブラジル	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
New Alpha Cardif Incubator Fund(s)	フランス	連結 (2)	-	-		連結 (2)	-	-	
Opéra Rendement(s)	フランス	連結 (2)	-	-		連結 (2)	-	-	
Paris Management Consultant Co Ltd	台湾	持分法	100%	100%	E1				
Permal Cardif Co Investment Fund(s)	フランス	連結 (2)	-	-		連結 (2)	-	-	
Pinnacle Insurance PLC	英国	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Poistovna Cardif Slovakia AS	スロバキア	持分法	100%	100%		持分法	100%	100%	
Preim Healthcare SAS(s)	フランス	FV	-	-		FV	-	-	E1
PWH	フランス	FV	47.4%	47.4%		FV	47.4%	47.4%	E1
Reumal Investissements	フランス	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Rubin SARL	ルクセンブルク	FV	50%	50%		FV	50.0%	50.0%	E1
Rueil Ariane	フランス	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
SAS HVP	フランス	連結 (2)	100%	98.4%		連結 (2)	100%	98.4%	V3
SCI 68/70 rue de Lagny - Montreuil	フランス	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
SCI Alpha Park	フランス	FV	50%	50%		FV	50%	50%	E1
SCI BNPP Pierre I	フランス	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
SCI BNPP Pierre II	フランス	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
SCI Bobigny Jean Rostand	フランス	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
SCI Bouleragny	フランス	FV	50%	50%		FV	50%	50%	E1
SCI Cardif Logement	フランス	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
SCI Citylight Boulogne	フランス	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
SCI Clichy Nuovo	フランス	FV	50%	50%		FV	50%	50%	E1
SCI Défense Etoile	フランス	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
SCI Défense Vendôme	フランス	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
SCI Etoile du Nord	フランス	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
SCI Fontenay Plaisance	フランス	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
SCI Imefa Velizy	フランス	FV	21.8%	21.8%		FV	21.8%	21.8%	E1
SCI Le Mans Gare	フランス	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
SCI Liberté	フランス	FV	50%	50%		FV	50%	50%	E1
SCI Nanterre Guillaies	フランス	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
SCI Nantes Carnot	フランス	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
SCI Odyssée	フランス	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
SCI Pantin Les Moulins	フランス	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
SCI Paris Batignolles	フランス	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
SCI Paris Cours de Vincennes	フランス	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
SCI Paris Turenne	フランス	連結 (2)	100%	100%	E2				
SCI Portes de Claye	フランス	持分法	45%	45%		持分法	45%	45%	
SCI Rue Moussorgski	フランス	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
SCI Rueil Caudron	フランス	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
SCI Saint Denis Landy	フランス	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
SCI Saint Denis Mitterrand	フランス	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
SCI Saint-Denis Jade	フランス	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
SCI SC00	フランス	持分法	46.4%	46.4%		持分法	46.4%	46.4%	
SCI Vendôme Athènes	フランス	FV	50%	50%		FV	50%	50%	E1
SCI Villeurbanne Stalingrad	フランス	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Secar	フランス	FV	55.1%	55.1%	V2	FV	59%	59%	E1
Seniorenzentren Deutschland Holding SARL(s)	ルクセンブルク	FV	20%	17.7%		FV	-	-	E1
Seniorenzentren Reinbeck Oberursel München Objekt GmbH	ドイツ	FV	35%	31%		FV	35%	31%	E3
Seniorenzentrum Butzbach Objekt GmbH	ドイツ	FV	35%	31%		FV	35%	31%	E3
Seniorenzentrum Heilbronn Objekt GmbH	ドイツ	FV	35%	31%		FV	35%	31%	E3
Seniorenzentrum Kassel Objekt GmbH	ドイツ	FV	35%	31%		FV	35%	31%	E3
Seniorenzentrum Wolfratshausen Objekt GmbH	ドイツ	FV	35%	31%		FV	35%	31%	E3
Société Francaise d'Assurances sur la Vie	フランス	持分法	50%	50%		持分法	50%	50%	

会社名	国名	2019/12/31				2018/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有持 分(%)	参照
保険部門(続き)									
Société Immobilière du Royal Building SA	フランス	連結 (2)	-	-		連結 (2)	-	-	
State Bank of India Life Insurance Co Ltd	ルクセンブルク	連結 (2)	100%	88.6%		連結 (2)	100%	88.6%	V4
Tikehau Cardif Loan Europe(s)	インド				S2	持分法	22%	22%	
Valeur Pierre Epargne	フランス	連結 (2)	-	-		連結 (2)	-	-	
Valtires FCP(s)	フランス	連結 (2)	100%	100%		連結 (2)	100%	100%	
Velizy SAS	フランス	連結 (2)	-	-		連結 (2)	-	-	
Vietcombank Cardif Life Insurance Co Ltd	フランス	FV	33.3%	33.3%		FV	33.3%	33.3%	E1
	ベトナム	持分法	55%	55%	V1	持分法	43%	43%	E1
ウェルス・マネジメント									
BNPP Espana SA	スペイン				S4	連結	99.7%	99.7%	
BNPP Wealth Management Monaco	モナコ	連結 (1)	100%	100%		連結 (1)	100%	100%	
アセット・マネジメント									
Alfred Berg Asset Management AB	スウェーデン								S4
Alfred Berg Kapitalforvaltning AB	スウェーデン	連結	100%	98.2%		連結	100%	98.2%	V3
Alfred Berg Kapitalforvaltning AS	ノルウェー	連結	100%	98.2%		連結	100%	98.2%	V3
Alfred Berg Kapitalforvaltning AS (スウェーデン支店)	スウェーデン	連結	100%	98.2%	E2				
Bancoestado Administradora General de Fondos SA	チリ	持分法	50%	49.1%		持分法	50%	49.1%	V3
BNPP Asset Management Asia Ltd	香港	連結	100%	98.2%		連結	100%	98.2%	V3
BNPP Asset Management Be Holding	ベルギー	連結	100%	98.2%		連結	100%	98.2%	V3
BNPP Asset Management Belgium	ベルギー	連結	100%	98.2%		連結	100%	98.2%	V3
BNPP Asset Management Belgium (ドイツ支店)	ドイツ				S1	連結	100%	98.2%	V3
BNPP Asset Management Brasil Ltda	ブラジル	連結	100%	99.5%		連結	100%	99.5%	V3
BNPP Asset Management France	フランス	連結	100%	98.2%		連結	100%	98.2%	V3
BNPP Asset Management France (オーストリア支店)	オーストリア	連結	100%	98.2%		連結	100%	98.2%	V3
BNPP Asset Management France (ドイツ支店)	ドイツ	連結	100%	98.2%	E2				
BNPP Asset Management France (イタリア支店)	イタリア	連結	100%	98.2%		連結	100%	98.2%	E2
BNPP Asset Management Holding	フランス	連結	99.9%	98.2%		連結	99.9%	98.2%	V3
BNPP Asset Management India Private Ltd	インド	連結	100%	98.2%		連結	100%	98.2%	D1
BNPP Asset Management Japan Ltd	日本	連結	100%	98.2%		連結	100%	98.2%	V3
BNPP Asset Management Luxembourg	ルクセンブルク	連結	99.7%	97.9%		連結	99.7%	97.9%	V3
BNPP Asset Management Nederland NV	オランダ	連結	100%	98.2%		連結	100%	98.2%	V3
BNPP Asset Management Netherlands NV	オランダ				S4	連結	100%	98.3%	
BNPP Asset Management NL Holding NV	オランダ	連結	100%	98.2%		連結	100%	98.2%	V3
BNPP Asset Management PT (IHBNPP Investment Partners PT)	インドネシア	連結	100%	98.2%		連結	100%	98.2%	V3
BNPP Asset Management Services Grouping	フランス	連結	100%	98.2%		連結	100%	98.2%	E1/V3
BNPP Asset Management UK Ltd	英国	連結	100%	98.2%		連結	100%	98.2%	V3
BNPP Asset Management USA Holdings Inc	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Asset Management USA Inc	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP B Control(s)	ベルギー	連結	-	-	E1				
BNPP B Institutional II(s)	ベルギー	連結	-	-		連結	-	-	
BNPP Capital Partners	フランス	連結	100%	100%		連結	100%	100%	D1
BNPP Dealing Services	フランス	連結	(1)	100%		連結 (1)	100%	98.2%	V3
BNPP Dealing Services (英国支店)	英国								S1
BNPP Funds (IHParvest)(s)	ルクセンブルク	連結 (4)	-	-		連結 (4)	-	-	E1
BNPP Investment Partners SGR SPA	イタリア								S4
BNPP LI(s)	ルクセンブルク	連結 (4)	-	-		連結 (4)	-	-	E1
BNPP Perspectives(s)	フランス	連結 (4)	-	-		連結 (4)	-	-	E1
EAB Group PLC (IHElite Asset Management PLC)	フィンランド	持分法	17.6%	17.3%	V3	持分法	19%	18.7%	V3
EMZ Partners	フランス				S2	持分法	24.9%	24.9%	E1

会社名	国名	2019/12/31				2018/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有持 分(%)	参照
アセット・マネジメント(続き)									
Fund Channel	ルクセンブルク	持分法 (3)	50%	49.1%	S3	持分法 (3)	50%	49.1%	V3
Fundquest	フランス	連結	100%	98.2%		連結 (4)	-	-	E1
Fundquest Advisor	フランス	連結	100%	98.2%		連結	100%	98.2%	D1/V3
Fundquest Advisor (英国支店)	英国	連結	100%	98.2%		連結	100%	98.2%	D1/V3
Gambit Financial Solutions	ベルギー	連結	86%	84.4%		連結	86%	84.4%	E1/V3
Groeivermogen NV	オランダ	連結	100%	98.2%		連結	100%	98.2%	E1
Haitong Fortis Private Equity Fund Management Co Ltd	中国	持分法	33%	32.4%		持分法	33%	32.4%	
Harewood Helena 1 Ltd	英国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	E1
HFT Investment Management Co Ltd	中国	持分法	49%	48.1%		持分法	49%	48.1%	V3
Impax Asset Management Group PLC	英国	持分法	24.5%	24%		持分法	24.5%	24%	V3
Parworld(s)	ルクセンブルク	連結	-	-		連結 (4)	-	-	E1
Services Epargne Entreprise	フランス	持分法	37.1%	37.1%		持分法	37.1%	37.1%	E1
Shinhan BNPP Asset Management Co Ltd	大韓民国	持分法	35%	34.4%		持分法	35%	34.4%	V3
SME Alternative Financing DAC(s)	アイルランド	連結	-	-		連結	-	-	E1
Theam Quant(s)	ルクセンブルク	連結 (4)	-	-		連結 (4)	-	-	E1
不動産サービス									
99 West Tower GmbH (旧99 West Tower GmbH & Co KG)	ドイツ				S2	連結	100%	100%	
99 West Tower GP GmbH	ドイツ				S3	連結	100%	100%	
Auguste Thouard Expertise	フランス	連結 (2)	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Immobilier Promotion Immobilier d'Entreprise	フランス	連結 (2)	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Immobilier Promotion Résidentiel	フランス								S4
BNPP Immobilier Résidences Services	フランス	連結 (2)	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Immobilier Résidentiel	フランス	連結 (2)	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Immobilier Résidentiel Service Clients	フランス	連結 (2)	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Real Estate	フランス	連結 (2)	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Real Estate (アラブ首長国連邦支店)	アラブ首長国連邦	連結 (2)	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Real Estate Advisory & Property Management Luxembourg SA	ルクセンブルク	連結 (2)	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Real Estate Advisory & Property Management UK Ltd	英国	連結 (2)	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Real Estate Advisory and Property Management Ireland Ltd	アイルランド	連結 (2)	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Real Estate Advisory Belgium SA	ベルギー	連結 (2)	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Real Estate Advisory Italy SPA	イタリア	連結 (2)	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Real Estate Advisory Netherlands BV	オランダ	連結 (2)	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Real Estate Advisory SA	ルーマニア	連結 (2)	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Real Estate APM CR SRO	チェコ共和国	連結 (2)	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Real Estate Conseil Habitation & Hospitality	フランス	連結 (2)	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Real Estate Consult France	フランス	連結 (2)	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Real Estate Consult GmbH	ドイツ	連結 (2)	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Real Estate Facilities Management Ltd	英国	連結 (2)	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Real Estate Financial Partner	フランス	連結 (2)	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Real Estate GmbH	ドイツ	連結 (2)	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Real Estate Holding Benelux SA	ベルギー	連結 (2)	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Real Estate Holding GmbH	ドイツ	連結 (2)	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Real Estate Holding Netherlands BV	オランダ								S4
BNPP Real Estate Investment Management Belgium	ベルギー	連結 (2)	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Real Estate Investment Management France	フランス	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Real Estate Investment Management Germany GmbH	ドイツ	連結	94.9%	94.9%		連結	94.9%	94.9%	

会社名	国名	2019/12/31				2018/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有持 分(%)	参照
不動産サービス(続き)									
BNPP Real Estate Investment Management Germany GmbH (イタリア支店)	イタリア	連結	94.9%	94.9%		連結	94.9%	94.9%	
BNPP Real Estate Investment Management Germany GmbH (スペイン支店)	スペイン	連結	94.9%	94.9%		連結	94.9%	94.9%	
BNPP Real Estate Investment Management Italy SPA	イタリア	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Real Estate Investment Management Ltd	英国	連結 (2)	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Real Estate Investment Management Luxembourg SA	ルクセンブルク	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Real Estate Investment Management Spain SA	スペイン	連結 (2)	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Real Estate Investment Management UK Ltd	英国	連結 (2)	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Real Estate Investment Services	フランス								S4
BNPP Real Estate Italy SRL	イタリア	連結 (2)	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Real Estate Magyarorszag Tanacsado Es Ingatlankezeselo ZRT	ハンガリー	連結 (2)	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Real Estate Poland SP ZOO	ポーランド	連結 (2)	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Real Estate Portugal Unipersonal LDA	ポルトガル	連結 (2)	100%	100%	E2				
BNPP Real Estate Property Development & Services GmbH (IHBNPP Real Estate Investment Management International GmbH)	ドイツ	連結 (2)	100%	100%		連結	100%	100%	E2
BNPP Real Estate Property Development UK Ltd	英国	連結 (2)	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Real Estate Property Developpement Italy SPA	イタリア	連結 (2)	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Real Estate Property Management Belgium	ベルギー	連結 (2)	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Real Estate Property Management France SAS	フランス	連結 (2)	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Real Estate Property Management GmbH	ドイツ	連結 (2)	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Real Estate Property Management Italy SRL	イタリア	連結 (2)	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Real Estate Property Management Spain SA	スペイン								S4
BNPP Real Estate Singapore Pte Ltd	シンガポール	連結 (2)	100%	100%	E2				
BNPP Real Estate Spain SA (IHBNPP Real Estate Advisory Spain SA)	スペイン	連結 (2)	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Real Estate Transaction France	フランス	連結 (2)	96.5%	96.5%	V4	連結	96%	96%	V2
BNPP Real Estate Valuation France	フランス	連結 (2)	100%	100%		連結	100%	100%	
Cariboo Development SL	スペイン	持分法	75.0%	75.0%	E3				
Construction-Sale Companies (d)	フランス	連結/ 持分法	(2)	-		連結/ 持分法	-	-	
GIE Siège Issy	フランス	連結 (2)	100%	100%		連結	100%	100%	
Horti Milano SRL	イタリア	連結 (2)	100%	100%		連結	100%	100%	
Lifizz	フランス	連結 (2)	100%	100%		連結	100%	100%	E2
Locchi SRL	イタリア								S3
Parker Tower Ltd	英国	連結 (2)	100%	100%		連結	100%	100%	
Partner's & Services	フランス	連結 (2)	100%	100%		連結	100%	100%	
Pyrotex GB 1 SA	ルクセンブルク								S4
Pyrotex SARL	ルクセンブルク				S1	連結	100%	100%	
REPD Parker Ltd	英国	連結 (2)	100%	100%		連結	100%	100%	
Société Auxiliaire de Construction Immobilière	フランス	連結 (2)	100%	100%		連結	100%	100%	
Sviluppo Residenziale Italia SRL	イタリア	連結 (2)	100%	100%		連結	100%	100%	
スイス領									
BNPP Suisse SA	スイス	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Suisse SA (ガーンジー支店)	ガーンジー	連結	100%	100%		連結	100%	100%	

[前へ](#)[次へ](#)

会社名	国名	2019/12/31				2018/12/31				
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有持 分(%)	参照	
ホールセールバンキング事業										
証券管理部門										
BNPP Financial Services LLC	米国	連結		100%		連結		100%	E1	
BNPP Fund Administration Services Ireland Ltd	アイルランド	連結		100%		連結		100%		
BNPP Fund Services Australasia Pty Ltd	オーストラリア	連結		100%		連結		100%	D1	
BNPP Fund Services Australasia Pty Ltd (ニュージーランド支店)	ニュージーランド	連結		100%		連結		100%	D1	
BNPP Global Securities Operations Private Ltd	インド	連結		100%		連結		100%		
BNPP Securities Services	フランス	連結	(1)	100%	100%	連結	(1)	100%	100%	
BNPP Securities Services (オーストラリア支店)	オーストラリア	連結	(1)	100%	100%	連結	(1)	100%	100%	
BNPP Securities Services (ベルギー支店)	ベルギー	連結	(1)	100%	100%	連結	(1)	100%	100%	
BNPP Securities Services (ドイツ支店)	ドイツ	連結	(1)	100%	100%	連結	(1)	100%	100%	
BNPP Securities Services (ギリシャ支店)	ギリシャ	連結	(1)	100%	100%	連結	(1)	100%	100%	
BNPP Securities Services (ガーンジー支店)	ガーンジー	連結	(1)	100%	100%	連結	(1)	100%	100%	
BNPP Securities Services (香港支店)	香港	連結	(1)	100%	100%	連結	(1)	100%	100%	
BNPP Securities Services (ハンガリー支店)	ハンガリー	連結	(1)	100%	100%	連結	(1)	100%	100%	
BNPP Securities Services (アイルランド支店)	アイルランド	連結	(1)	100%	100%	連結	(1)	100%	100%	
BNPP Securities Services (イタリア支店)	イタリア	連結	(1)	100%	100%	連結	(1)	100%	100%	
BNPP Securities Services (ジャージー支店)	ジャージー	連結	(1)	100%	100%	連結	(1)	100%	100%	
BNPP Securities Services (ルクセンブルク支店)	ルクセンブルク	連結	(1)	100%	100%	連結	(1)	100%	100%	
BNPP Securities Services (オランダ支店)	オランダ	連結	(1)	100%	100%	連結	(1)	100%	100%	
BNPP Securities Services (ポーランド支店)	ポーランド	連結	(1)	100%	100%	連結	(1)	100%	100%	
BNPP Securities Services (ポルトガル支店)	ポルトガル	連結	(1)	100%	100%	連結	(1)	100%	100%	
BNPP Securities Services (シンガポール支店)	シンガポール	連結	(1)	100%	100%	連結	(1)	100%	100%	
BNPP Securities Services (スペイン支店)	スペイン	連結	(1)	100%	100%	連結	(1)	100%	100%	
BNPP Securities Services (スイス支店)	スイス	連結	(1)	100%	100%	連結	(1)	100%	100%	
BNPP Securities Services (英国支店)	英国	連結	(1)	100%	100%	連結	(1)	100%	100%	
Services Logiciels d'Intégration Boursière	フランス	持分法	(3)	66.6%	66.6%	持分法	(3)	66.6%	66.6%	E1
CIB EMEA(欧州諸国、中東諸国、アフリカ諸国)										
フランス										
Atargatis(s)	フランス	連結		-	-	連結		-	-	
Auseter Real Estate Opportunities SARL(s)	ルクセンブルク	連結		-	-	連結		-	-	E1
Austin Finance(s)	フランス	連結		-	-	連結		-	-	
BNPP Arbitrage	フランス	連結	(1)	100%	100%	連結	(1)	100%	100%	
BNPP Arbitrage (英国支店)	英国									S1
Compagnie d'Investissement Italiens(s)	フランス	連結		-	-	連結		-	-	
Compagnie d'Investissement Opéra(s)	フランス	連結		-	-	連結		-	-	
Esomet	フランス	連結		100%	100%	連結		100%	100%	
Eurotitrisation	フランス	持分法		23%	23%	持分法		23%	23%	E1
FCT Juice(s)	フランス	連結		-	-	連結		-	-	E2
Financière des Italiens(s)	フランス	連結		-	-	連結		-	-	
Financière du Marché Saint Honoré	フランス	連結		100%	100%	連結		100%	100%	
Financière Paris Haussmann(s)	フランス	連結		-	-	連結		-	-	
Financière Taitbout(s)	フランス	連結		-	-	連結		-	-	
Laffitte Participation 22	フランス					S4	連結	100%	100%	
Mediterranea(s)	フランス	連結		-	-		連結	-	-	
Opéra Trading Capital	フランス					S4	連結	100%	100%	
Opéra Trading Capital (香港支店)	香港					S4	連結	100%	100%	
Opéra Trading Capital (英国支店)	英国					S4	連結	100%	100%	
Optichamps(s)	フランス	連結		-	-		連結	-	-	
Parilease	フランス	連結	(1)	100%	100%		連結	(1)	100%	100%
Participations Opéra(s)	フランス	連結		-	-		連結	-	-	
SNC Taitbout Participation 3	フランス	連結		100%	100%		連結	100%	100%	
Société Orbaisienne de Participations	フランス	連結		100%	100%		連結	100%	100%	
Verner Investissements	フランス	持分法		40%	50%		持分法	40%	50%	

会社名	国名	2019/12/31				2018/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有持 分(%)	参照
他の欧州諸国									
Alectra Finance PLC(s)	アイルランド	連結	-	-		連結	-	-	S1
Alpha Murcia Holding BV	オランダ								
Aquarius + Investments PLC(s)	アイルランド	連結	-	-		連結	-	-	
Aries Capital DAC(s)	アイルランド	連結	-	-		連結	-	-	
BNP PUK Holding Ltd	英国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Bank JSC	ロシア	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Commodity Futures Ltd	英国				S4	連結	100%	100%	
BNPP Emissions- Und Handels- GmbH	ドイツ	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP International Finance Dublin Unlimited Company(s)	アイルランド				S3	連結	-	-	
BNPP Invest Holdings BV	オランダ	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Investments N 1 Ltd(s)	英国								S1
BNPP Investments N 2 Ltd(s)	英国								S1
BNPP Ireland Unlimited Co	アイルランド	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Islamic Issuance BV	オランダ	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Issuance BV	オランダ	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Net Ltd	英国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	D1
BNPP Prime Brokerage International Ltd	アイルランド	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP UK Holdings Ltd	英国				S3	連結	100%	100%	
BNPP UK Ltd	英国								S3
BNPP Vartry Reinsurance DAC	アイルランド	連結 (2)	100%	100%		連結	100%	100%	D1
Boug BV(s)	オランダ				S1	連結	-	-	
Boug BV (英国支店)(s)	英国				S1	連結	-	-	
Diamante Re SRL	イタリア	連結	100%	100%		連結	100%	100%	E1
Ejesur SA	スペイン	連結	100%	100%		連結	100%	100%	E1
Financière Hime SA	ルクセンブルク				S3	持分法	22.5%	22.5%	
FScholen	ベルギー	持分法 (3)	50%	50%		持分法 (3)	50%	50%	
Greenstars BNPP	ルクセンブルク	連結 (2)	100%	100%	D1	持分法	100%	100%	
Harewood Holdings Ltd	英国				S3	連結	100%	100%	
Hime Holding 1 SA	ルクセンブルク				S3	持分法	26.4%	26.4%	
Hime Holding 2 SA	ルクセンブルク				S3	持分法	21%	21%	
Hime Holding 3 SA	ルクセンブルク				S3	持分法	20.6%	20.6%	
Landspire Ltd	英国				S1	連結	100%	100%	
Madison Arbor Ltd(s)	アイルランド	連結	-	-		連結	-	-	
Matchpoint Finance PLC(s)	アイルランド	連結	-	-		連結	-	-	
Ribera Del Loira Arbitrage	スペイン	連結	100%	100%		連結	100%	100%	E1
Scaldis Capital Ltd(s)	ジャージー	連結	-	-		連結	-	-	
Utexam Logistics Ltd	アイルランド	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Utexam Solutions Ltd	アイルランド	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
中東									
BNPP Investment Co KSA	サウジアラビア	連結	100%	100%		連結	100%	100%	D1
南北アメリカ									
Banco BNPP Brasil SA	ブラジル	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Banexi Holding Corp	米国								S4
BNPP Canada Corp	カナダ	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Capital Services Inc	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP CC Inc	米国								S4
BNPP Colombia Corporacion Financiera SA	コロンビア	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Energy Trading GP	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Energy Trading LLC	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP EQD Brazil Fund Fundo de Investimento Multimercado(s)	ブラジル	連結	-	-		連結	-	-	
BNPP FS LLC	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP IT Solutions Canada Inc	カナダ	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Prime Brokerage Inc	米国								S4
BNPP Proprietario Fundo de Investimento Multimercado(s)	ブラジル	連結	-	-		連結	-	-	

会社名	国名	2019/12/31				2018/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有持 分(%)	参照
南北アメリカ(続き)									
BNPP RCC Inc	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Securities Corp	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP US Investments Inc (IHBNPP Energy Trading Holdings Inc)	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP US Wholesale Holdings Corp	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP USA Inc	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP VPG Adonis LLC(s)	米国	連結	-	-		連結	-	-	
BNPP VPG Brookfin LLC(s)	米国	連結	-	-		連結	-	-	
BNPP VPG Brookline Cre LLC(s)	米国	連結	-	-		連結	-	-	
BNPP VPG CT Holdings LLC(s)	米国	連結	-	-		連結	-	-	
BNPP VPG EDMC Holdings LLC(s)	米国	連結	-	-		連結	-	-	
BNPP VPG Express LLC(s)	米国	連結	-	-		連結	-	-	
BNPP VPG Freedom Communications LLC(s)	米国								S1
BNPP VPG Legacy Cabinets LLC(s)	米国								S1
BNPP VPG Mark IV LLC(s)	米国								S1
BNPP VPG Master LLC(s)	米国	連結	-	-		連結	-	-	
BNPP VPG Medianews Group LLC(s)	米国								S1
BNPP VPG Northstar LLC(s)	米国								S1
BNPP VPG Pacex LLC(s)	米国								S1
BNPP VPG PCMC LLC(s)	米国								S1
BNPP VPG SBX Holdings LLC(s)	米国								S1
Dale Bakken Partners 2012 LLC	米国	FV	23.8%	23.8%		FV	23.8%	23.8%	E1
Decart Re Ltd(s)	バミューダ	連結 (2)	-	-		連結 (2)	-	-	E1
FSI Holdings Inc	米国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
Starbird Funding Corp(s)	米国	連結	-	-		連結	-	-	
Via North America Inc	米国								S4
アジア太平洋諸国									
Bank BNPP Indonesia PT	インドネシア	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNP Pacific Australia Ltd	オーストラリア								S3
BNPP Amber Holdings Pty Ltd	オーストラリア				S3	連結	100%	100%	
BNPP Arbitrage Hong Kong Ltd	香港	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP China Ltd	中国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Commodities Trading Shanghai Co Ltd	中国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Finance Hong Kong Ltd	香港	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP India Holding Private Ltd	インド	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP India Solutions Private Ltd	インド	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Malaysia Berhad	マレーシア	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Securities Asia Ltd	香港	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Securities India Private Ltd	インド	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Securities Japan Ltd	日本	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Securities Korea Co Ltd	大韓民国	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Securities Singapore Pte Ltd	シンガポール				S3	連結	100%	100%	
BNPP Securities Taiwan Co Ltd	台湾	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Sekuritas Indonesia PT	インドネシア	連結	99%	99%		連結	99%	99%	
BPP Holdings Pte Ltd	シンガポール	連結	100%	100%		連結	100%	100%	

会社名	国名	2019/12/31				2018/12/31			
		連結方法	議決権 持分 (%)	所有 持分 (%)	参照	連結方法	議決権 持分 (%)	所有持 分(%)	参照
その他の業務部門									
不動産会社(業務に使用される不動産)およびその他									
Antin Participation 5	フランス	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
BNPP Home Loan SFH	フランス	連結 (1)	100%	100%		連結 (1)	100%	100%	
BNPP Partners for Innovation	フランス	持分法	50%	50%		持分法	50%	50%	
BNPP Procurement Tech	フランス	連結	100%	100%		連結	100%	100%	E1
BNPP Public Sector SCF	フランス	連結 (1)	100%	100%		連結 (1)	100%	100%	
Cobema	ベルギー								S4
Euro Secured Notes Issuer(s)	フランス	連結	-	-		連結	-	-	
FCT Laffitte 2016(s)	フランス	連結	-	-		連結	-	-	
FCT Opéra 2014(s)	フランス	連結	-	-		連結	-	-	
GIE Groupement Auxiliaire de Moyens	フランス	連結	100%	100%		連結	100%	100%	
GIE Groupement d'Etudes et de Prestations	フランス	連結	100%	100%		連結	100%	100%	E1
Société Immobilière du Marché Saint-Honoré	フランス								S2

(a) Ecarat UK(証券化ファンド)は、2019年12月31日時点では5つのファンド(Ecarat PLC 6～10)を含んでおり、2018年12月31日時点では4つのファンド(Ecarat PLC 6～9)を含んでいる。

(b) UCI およびRMBS Prado(証券化ファンド)は、2019年12月31日時点では15のファンド(FCC UCI 9～12、14～17、Fondo de Titulizacion Structured Covered BondsおよびRMBS Prado I～VI)を含んでおり、2018年12月31日時点では14のファンド(FCC UCI 9～12、14～17およびRMBS Prado I～VI)を含んでいる。

(c) Domos(証券化ファンド)は、2019年12月31日および2018年12月31日時点ではDomos 2011およびDomos 2017で構成されている。

(d) 建設販売会社は2019年12月31日時点では103社(84社が全部連結会社で19社が持分法適用連結会社)で、2018年12月31日時点では95社(77社が全部連結会社で18社が持分法適用連結会社)であった。

(e) プライベート・エクイティ(非上場株式)投資事業体は、2019年12月31日時点では11事業体で、2018年12月31日現在では8事業体であった。

ANC規則2016で定められている通り、当社グループによって単独ないし共同で支配されている、または重要な影響力を行使されているが、当該事業体の連結財務諸表に与える影響が当社グループにとって僅少であるため連結の範囲から除外されている事業体の一覧、および持分投資先の一覧は、ウェブサイト<https://invest.bnpparibas.com>の“Regulated Information”のページで入手可能である。

連結の範囲の変更	
新たに連結の範囲に含まれた事業体(E)	その他
E1 基準を上回った	D1 議決権持分または所有持分の変動と無関係な連結方法の変更
E2 設立	
E3 取得、支配権または重要な影響力の取得	持分法 支配下にはあるが重要ではない、関連会社として持分法により連結している事業体
連結の範囲から除外された事業体(S)	
S1 廃業(解散、清算等)	
S2 売却、支配権喪失または重要な影響力の喪失	FV 共同支配または純損益を通じて公正価値で測定する関連会社投資
S3 基準を下回った	
S4 合併ならびに資産および負債の全移転	(s) ストラクチャード・エンティティ
議決権持分または所有持分の変動(V)	
V1 追加取得	
V2 一部売却	
V3 希薄化	
V4 割合(%)の増加	
連結のプルデンシャル・スコープ	
(1) フランスの子会社のうち、その健全性要件の充足状況が、健全性要件に関する欧州議会および欧州連合理事会の規則第575/2013号の条項7.1に従い、BNPパリバの連結グループ全体レベルで監視されている子会社	
(2) プルデンシャル・スコープに属する持分法に基づいて連結された事業体	
(3) プルデンシャル・スコープに属する比例連結された共同支配事業体	
(4) プルデンシャル・スコープから除かれている集団投資会社	

[前へ](#)

[次へ](#)

注8.k 法定監査人に支払われた報酬

2019年12月31日終了事業年度 税抜の額(単位：千ユーロ)	デロイト		プライスウォーター ハウスクーパーズ		マザー		合計	
	合計	%	合計	%	合計	%	合計	%
下記を含む法定監査および任意監査	15,043	79%	17,925	74%	11,654	87%	44,622	79%
発行体	3,469		4,677		2,419		10,565	
連結子会社	11,574		13,248		9,235		34,057	
下記を含む法定監査業務以外のサービス	3,929	21%	6,391	26%	1,729	13%	12,049	21%
発行体	521		1,994		1,089		3,604	
連結子会社	3,408		4,397		640		8,445	
合計	18,972	100%	24,316	100%	13,383	100%	56,671	100%
内、法定監査および任意監査の報酬として フランスの法定監査人に支払った額	3,994		5,478		4,761		14,233	
内、法定監査業務に必要なサービス以外の サービスの報酬としてフランスの法定監査 人に支払った額	787		1,832		1,075		3,694	

2018年12月31日終了事業年度 税抜の額(単位：千ユーロ)	デロイト		プライスウォーター ハウスクーパーズ		マザー		合計	
	合計	%	合計	%	合計	%	合計	%
下記を含む法定監査および任意監査	15,289	75%	15,712	61%	12,104	90%	43,105	73%
発行体	3,899		4,462		2,515		10,876	
連結子会社	11,390		11,250		9,589		32,229	
下記を含む法定監査業務以外のサービス	5,108	25%	9,898	39%	1,326	10%	16,332	27%
発行体	1,526		3,175		712		5,413	
連結子会社	3,582		6,723		614		10,919	
合計	20,397	100%	25,610	100%	13,430	100%	59,437	100%
内、法定監査および任意監査の報酬として フランスの法定監査人に支払った額	4,318		4,477		4,936		13,731	
内、法定監査業務に必要なサービス以外の サービスの報酬としてフランスの法定監査 人に支払った額	398		2,091		609		3,098	

BNPパリバの連結財務諸表および個別財務諸表を証明する上記の表に記載の監査法人のメンバーファームではない監査人に支払われた監査報酬は、2019年度は876千ユーロ(2018年度は507千ユーロ)である。

当年の法定監査以外の主なサービスには、特に証券管理事業およびアセット・マネジメントを展開している会社において顧客に対するサービスの一環として行われる、該当会社による規制遵守状況のレビューや国際基準(ISAE第3402号など)との比較による内部統制の品質のレビュー、ならびに銀行改革プロジェクトの専門サービスが含まれる。

[前へ](#) [次へ](#)

親会社の個別財務書類

損益計算書

	注記	2019年12月31日 終了事業年度		2018年12月31日 終了事業年度	
		百万ユーロ	百万円	百万ユーロ	百万円
受取利息	2.a	22,446	2,596,553	19,702	2,279,127
支払利息	2.a	(18,506)	(2,140,774)	(15,338)	(1,774,300)
株式およびその他の変動利付金融商品に係る利益	2.b	6,223	719,877	4,520	522,874
受取手数料	2.c	6,153	711,779	5,541	640,983
支払手数料	2.c	(1,304)	(150,847)	(1,059)	(122,505)
トレーディング勘定の有価証券に係る利益(純額)	2.d	4,600	532,128	3,282	379,662
売却可能有価証券に係る利益(純額)	2.e	583	67,441	169	19,550
その他の銀行業務収益		97	11,221	152	17,583
その他の銀行業務費用		(121)	(13,997)	(159)	(18,393)
銀行業務純益		20,171	2,333,381	16,810	1,944,581
給与および従業員給付費用	5.a	(6,700)	(775,056)	(6,116)	(707,499)
その他の一般管理費		(4,774)	(552,256)	(4,872)	(563,593)
有形・無形固定資産に係る減価償却費、償却費、および減損		(693)	(80,166)	(608)	(70,333)
営業総利益		8,004	925,903	5,214	603,156
リスク費用	2.f	(759)	(87,801)	(332)	(38,406)
営業利益		7,245	838,102	4,882	564,750
長期投資の処分に係る利益または損失(純額)	2.g	575	66,516	(408)	(47,197)
規制引当金繰入額(純額)		(5)	(578)	(4)	(463)
税引前当期純利益		7,815	904,039	4,470	517,090
法人税	2.h	(325)	(37,596)	557	64,434
当期純利益		7,490	866,443	5,027	581,523

貸借対照表

		2019年12月31日現在		2018年12月31日現在	
	注記	百万ユーロ	百万円	百万ユーロ	百万円
資産					
現金および中央銀行預け金		132,027	15,272,883	165,621	19,159,037
財務省証券および短期金融商品	3.c	198,628	22,977,287	152,521	17,643,629
金融機関債権	3.a	230,161	26,625,024	228,514	26,434,500
顧客関連項目	3.b	495,934	57,369,645	450,162	52,074,740
債券およびその他の固定利付証券	3.c	73,764	8,533,020	91,306	10,562,278
株式およびその他の変動利付証券	3.c	2,695	311,758	1,614	186,708
子会社に対する投資および長期投資目的で 保有される持分証券	3.c	3,499	404,764	3,501	404,996
関連会社に対する投資	3.c	62,016	7,174,011	63,284	7,320,693
無形固定資産	3.j	2,762	319,508	2,665	308,287
有形固定資産	3.j	2,539	293,712	2,504	289,663
自己株式	3.d	38	4,396	38	4,396
その他の資産	3.h	129,464	14,976,396	134,416	15,549,243
未収収益	3.i	95,819	11,084,342	71,232	8,240,118
資産合計		1,429,346	165,346,745	1,367,378	158,178,287
負債					
中央銀行預金		4,422	511,537	1,207	139,626
金融機関預金	3.a	270,139	31,249,680	249,147	28,821,325
顧客関連項目	3.b	587,144	67,920,818	567,227	65,616,819
負債証券	3.f	135,004	15,617,263	133,959	15,496,377
その他の負債	3.h	247,088	28,583,140	252,866	29,251,539
未払費用	3.i	84,779	9,807,235	68,304	7,901,407
引当金	3.k	1,723	199,317	1,681	194,458
劣後債	3.l	26,212	3,032,204	23,864	2,760,588
負債合計		1,356,511	156,921,192	1,298,255	150,182,138
株主資本					
	6.b				
資本金		2,500	289,200	2,500	289,200
払込剰余金		23,222	2,686,321	23,222	2,686,321
準備金および利益剰余金		39,623	4,583,589	38,374	4,439,104
当期純利益		7,490	866,443	5,027	581,523
株主資本合計		72,835	8,425,553	69,123	7,996,149
負債および株主資本合計		1,429,346	165,346,745	1,367,378	158,178,287

	注記	2019年12月31日現在		2018年12月31日現在	
		百万ユーロ	百万円	百万ユーロ	百万円
オフバランスシート項目					
供与したコミットメント					
融資コミットメント	4.a	330,760	38,262,317	305,735	35,367,425
保証コミットメント	4.b	128,042	14,811,899	116,498	13,476,489
有価証券について供与したコミットメント		23,433	2,710,729	15,774	1,824,736
供与されたコミットメント					
融資コミットメント	4.a	148,432	17,170,614	146,152	16,906,863
保証コミットメント	4.b	245,056	28,348,078	212,576	24,590,792
有価証券について供与されたコミットメント		35,672	4,126,537	27,677	3,201,675

親会社の財務書類に対する注記

注1．BNPパリバが適用している重要な会計方針の要約

BNPパリバの財務諸表は、2014年11月26日に公表されたANC(フランス国家会計基準局)規則2014-07および同日以降に公表されたその修正規則に定められている、フランスの金融機関へ適用される一般に公正妥当と認められた会計原則に従って作成されている。

金融機関債権および顧客債権

金融機関債権は、金融機関との銀行取引に関連する劣後貸出金および非劣後貸出金(負債証券を除く)を含む。また当該債権は、売戻契約に基づき購入した資産(その種類を問わない)や、担保付買戻契約に基づき売却した有価証券に係る債権も含む。当該債権の内訳は、要求払貸出および預金と、ターム・ローンおよび定期預金である。

顧客債権は、金融機関以外の顧客に対する貸出金を含むが、顧客発行の負債証券による貸出金、売戻契約に基づき購入した資産(その種類を問わない)、および担保付買戻契約に基づき売却した有価証券に係る債権は除く。当該債権の内訳は、商業貸出金、顧客勘定の借方残高、およびその他貸出金である。

金融機関債権および顧客債権は、額面価額に、期日未到来の未収利息を加えた額で貸借対照表に計上される。

貸出金残高や確約済クレジット・ファシリティの内訳は、貸出金(貸出条件変更済の貸出金を含む)および貸倒懸念貸出金である。同様の分析が、その現在価値が当社グループの資産を表す先渡金融商品に付帯する信用リスクについても実施される。

信用リスクは、BNPパリバの内部信用リスク格付システムで監視される。このシステムは、2つの主要なパラメーター(格付で示される取引先ごとのデフォルト確率と、取引の種類を参考に決定される全体的な回収率)をベースとするものである。取引先の格付は12種類あり、10種類は健全な貸出金に対応するもので、2種類は貸倒懸念貸出金と回収不能貸出金に対応するものである。

貸倒懸念貸出金は、借手がコミットメントの一部またはすべてを遵守しないリスクがあると当行が考えているような貸出金として定義される。1回またはそれ以上の分割返済の不履行期間が3ヶ月超の貸出金や、法的手続が開始されている貸出金は、貸倒懸念貸出金としてみなされる。特定の貸出金が貸倒懸念貸出金に分類された場合、当該貸出金の債務者に対するその他のあらゆる貸出金およびコミットメントは、自動的に同じ分類となる。

当行は、これらの貸出金に係る不良債権について、貸出金の合計額と、実現する見込みの(元本、利息、および得られる保証金による)将来キャッシュ・インフローの現在価値(固定利付貸出金の場合は当初実効金利に等しい割引率で、また変動利付貸出金の場合は直近の約定金利に等しい割引率でそれぞれ算出される)の差額に相当する金額で減損を認識する。ここで述べた保証は、資産に設定されている抵当権および質権や、貸出金勘定で生じる貸倒リスクをヘッジするため当行が契約しているクレジット・デリバティブを含む。

借手が財政難に直面していることを理由に貸出条件を変更する場合、当行は、旧条件に基づく返済額の現在価値と新条件に基づく返済額の現在価値の差額に相当する額として割引額を計算する。当該割引額は、資産の減額として認識され、貸出金の残りの期間を基に数理計算により損益計算書に戻し入れられる。貸出条件変更済貸出金に係る分割返済が履行されない場合、当該貸出金は、変更後の条件と無関係に、回収不能貸出金に分類される。

借手が当初の返済計画に基づく分割返済を再開した貸倒懸念貸出金は、正常貸出金に再分類される。同様に、貸出条件が変更された貸倒懸念貸出金も、変更後の条件が満たされる限り、正常貸出金に再分類される。

回収不能貸出金には、貸倒懸念貸出金に分類された時期から相当の期間を経過した後においても当該貸出金を正常貸出金へ再分類できる見通しが立たないような信用状況にある借手に対する貸出金、デフォルトが生じている貸出金、借手が再びデフォルトを犯した大半の貸出条件変更済貸出金、1年超の期間貸倒懸念貸出金に分類されている貸出金でデフォルトが生じており、相当の部分を占める債権額が保証されるような担保が付帯していないものが含まれる。

資産の信用リスクに係る減損額は、当該資産の帳簿価額から差し引かれる。負債の部に計上される引当金には、オフバランスシート・コミットメント関連の引当金、不動産開発プログラムにおける持分に関連する損失に対する引当金、請求や訴訟に対する引当金、および予想不能な業界リスクに対する引当金が含まれる。

引当金や減損の繰入および戻入額、回収不能貸出金に係る損失、引当金設定済の貸出金に係る回収額および貸出条件変更済貸出金について計算した割引額は、損益計算書の「リスク費用」に計上される。

償却済の貸出金の帳簿価額の返済に伴い受け取った利息や、貸出条件変更済貸出金に係る割引による影響額および割引額の戻入は、「受取利息」として認識される。

規制貯蓄預金と貸出契約

住宅財形貯蓄口座(Comptes Épargne Logement、以下「CEL」という。)および住宅財形貯蓄制度(Plans d'Épargne Logement、以下「PEL」という。)は、フランスで販売されている公的リテール商品である。これは預金・貸出金一体型商品であり、預金が貸出の条件になっている。

これらの商品に関してBNPパリバは2種類の義務を負っている。つまり、契約時に政府が設定した金利で(PEL商品の場合)、または法が定める物価スライド方式に従い半年ごとに見直す金利で(CEL商品の場合)無期限に預金利息を支払う義務、および貯蓄期間に取得した権利に応じた金額を契約時に設定した金利で(PEL商品の場合)、または貯蓄状況に応じた金利で(CEL商品の場合)顧客に対して貸し付ける(顧客の選択による)義務である。

各ジェネレーション(PEL商品の場合、一つのジェネレーションはすべて同じ当初金利の商品から成り、CEL商品の場合、全CEL商品が一つのジェネレーションを構成する)に関連するBNPパリバの将来債務は、当該ジェネレーションのリスクにさらされている残高から将来生じる可能性のある利益を割引くことにより測定する。

リスクにさらされている残高は顧客行動の実績分析を基に推定されるもので、統計的に蓋然性の高い貸出金残高、および統計的に蓋然性の高い残高と最低予想残高との差に相当する。なお、条件付きでない定期預金残高を最低予想残高とみなす。

貯蓄面では、再投資金利と、再投資期間中のリスクにさらされている預金残高に対する固定預金金利との差が将来生じる利益とみなされ、貸付面では、再調達金利と、再調達期間中のリスクにさらされている貸出金残高に対する固定貸出金利との差が将来生じる利益とみなされる。

貯蓄面での再投資金利および貸付面での再調達金利は、スワップ取引のイールド・カーブ、ならびに種類および満期日が類似している金融商品の期待スプレッドから算出する。スプレッドは、貸付面の場合は固定金利住宅ローン、貯蓄面の場合は各リテール顧客へ提供している商品の実勢スプレッドを基に算出する。

将来の金利動向の不確実性、さらには当該金利動向が顧客行動モデルおよびリスクにさらされている残高へ及ぼす影響を反映させるため、債務の推定にはモンテカルロ法を用いている。

契約のジェネレーションごとの貯蓄・貸付に関し、BNPパリバの将来の想定債務合計がBNPパリバにとって好ましくない可能性がある場合、引当金を貸借対照表の「引当金」勘定で(ジェネレーション間で相殺せず)認識する。この引当金の増減は、損益計算書の受取利息として認識する。

有価証券

「有価証券」という用語は、銀行間市場で取引される有価証券、財務省証券や譲渡性預金、債券およびその他の固定利付証券(固定金利であるか変動金利であるかを問わない)、ならびに株式およびその他の変動利付金融商品を意味する。

有価証券は、「トレーディング勘定の有価証券」、「売却可能有価証券」、「中期的に売却可能な持分証券」、「満期保有目的負債証券」、「長期投資目的で保有される持分証券」、または「子会社および関連会社に対する投資」のいずれかに分類される。

2018年1月1日以降、関連市場において従うべき規則または契約が定めている期間内に該当有価証券を受け渡すよう求めている条項が含まれている契約に基づき取得または売却したトレーディング勘定の有価証券は、決済日に貸借対照表に計上されている。この変更は、期首時点の損益計算書勘定および資本にいかなる影響も及ぼしていない。同一条件で取得または売却した他のカテゴリーの有価証券は、引き続き取引日に計上されている。

信用リスクが発生した場合、「売却可能」または「満期保有目的」のポートフォリオ内で保有する固定利付証券は、貸倒懸念貸出金およびコミットメントに適用される基準と同じ基準に基づき、不良債権に分類される。

取引先リスクにさらされている有価証券が不良債権に分類され、関連引当金の額を個別に特定できる場合、対応する費用は「リスク費用」に含まれる。

・ トレーディング勘定の有価証券

「トレーディング勘定の有価証券」は、短期間で売却するか買戻すことを目的に売買する有価証券や、マーケット・メイキング業務の結果として保有している有価証券である。これらの有価証券は、以下の基準に合致する場合、市場価格で個別に評価される。

一 活発な市場(すなわち、第三者が、証券取引、ブローカー、トレーダー、またはマーケット・メイカーを通じて継続的に市場価格を入手できる市場)で取引可能。

ー 市場価格が、正常な競争環境で定期的に行われる実際の取引の価格を反映している。

「トレーディング勘定の有価証券」は、トレーディング勘定に特有の資産運用目的(特に感応度に関して)で売買される有価証券(先渡金融商品、有価証券、または世界各国で取引されるその他の金融商品で構成される)も含む。

これら有価証券の市場価格の変動は、損益計算書に認識される。「トレーディング勘定の有価証券」は、別のカテゴリーへ再分類できないため、その売却または全額償還時点か、損失を認識し貸借対照表から消却する時点まで、このカテゴリーの有価証券に適用される評価規則に従わなければならない。

投資戦略の変更が必要となるなどの例外的な場合においては、「トレーディング勘定の有価証券」を、新戦略に応じ、「売却可能有価証券」または「満期保有目的負債証券」のいずれかに再分類できる。

「トレーディング勘定の有価証券」に分類されている固定利付有価証券が、活発な市場で取引できなくなった場合に、当行が予測可能な将来または満期まで当該有価証券を保有する意思と能力を持っていれば、当該有価証券は、「売却可能有価証券」または「満期保有目的負債証券」のいずれかに再分類される。

再分類された有価証券には、再分類日より新カテゴリーに適用される会計規則が適用される。

「トレーディング勘定の有価証券」に分類されている有価証券を購入した市場が、活発な市場とみなせなくなった場合、当該有価証券は、新たな市況を考慮するような手法を用いて評価される。

・ 売却可能有価証券

「売却可能有価証券」カテゴリーは、その他のカテゴリーのいずれにも分類されない有価証券を含む。

債券およびその他の固定利付証券は、取得原価(未収利息を除く)または、推定市場価格の低価法で評価される。この市場価格は、通常、株式市場価格に基づき決定される。未収利息は、損益計算書の「債券およびその他の固定利付証券に係る受取利息」に計上される。

流通市場で購入した売却可能固定利付証券については、取得原価と償還価格の差額が、当該証券の残存期間にわたり数理計算を用いて損益計算書に認識される。貸借対照表では、当該証券の残存期間にわたり、当該証券の帳簿価額がその償還価額まで償却される。

株式は、取得原価または推定市場価格の低価法で評価される。この市場価格は、通常、上場株式の場合には株式市場価格に基づき決定され、未上場株式の場合には直近の財務諸表の数値を基に計算される、純資本に対するBNPパリバの持分に基づき決定される。受取配当金は、損益計算書の「株式およびその他の変動利付金融商品に係る利益」に現金主義で認識される。

売却される売却可能有価証券の原価は、先入先出法(以下「FIFO」という。)で算出される。処分損益や、低価法に係る引当金の繰入および戻入額は、損益計算書の「売却可能有価証券に係る利益(損失)」に反映される。

投資戦略の変更が必要となるなどの例外的な場合、または活発な市場で取引できなくなった場合においては、「売却可能有価証券」を「満期保有目的負債証券」に再分類し、以降はこのポートフォリオ内で管理しなければならない。これらの有価証券は、その後、「満期保有目的負債証券」に用いられる手法に従って認識される。

- ・ 中期的に売却可能な持分証券

中期的に売却可能な持分証券は、長期的な利益獲得を念頭においた発行体の事業開発への投資ではなく、中期的な利益獲得を念頭に置いたポートフォリオ管理を目的とする投資で構成される。このカテゴリーは、ベンチャー・キャピタルへの投資を含む。

中期的に売却可能な持分証券は、取得原価と公正価値との低価法で個別に計上される。公正価値は、発行体の今後の事業全般に関する見通しや、本証券の予定保有期間が考慮された価値である。上場株式の公正価値は、1ヶ月間における平均株式市場価格を参考に決定される。

- ・ 満期保有目的負債証券

既定の満期がある固定利付証券(主に債券、銀行間市場で取引される有価証券、財務省証券やその他譲渡性負債証券)は、満期まで保有するというBNPパリバの意思を反映するため、「満期保有目的負債証券」に計上される。

このカテゴリーに分類される債券は、マッチングした資金調達が行われるか、満期までの残存期間における金利エクスポージャーに対してヘッジされている。

これらの有価証券の取得原価と償還価格の差額は、当該証券の残存期間にわたり、数理計算を用いて損益計算書に認識される。貸借対照表では、当該証券の残存期間にわたり、当該証券の帳簿価額がその償還価額まで償却される。

満期保有目的負債証券に係る利息は、損益計算書の「債券およびその他の固定利付証券に係る受取利息」に計上される。

減損は、発行体の信用状況の悪化により満期時の全額償還が危ぶまれる場合に認識される。

「満期保有目的負債証券」の大部分を売却するか、別のカテゴリーへ再分類する場合、同じ事業年度中か、その後2事業年度中のいかなる時点においても、売却済または再分類済の有価証券を「満期保有目的負債証券」カテゴリーへ戻すことができない。「満期保有目的負債証券」に分類されるあらゆる有価証券は、その後「中期的に売却可能な有価証券」へ再分類される。

例外的な市況により投資戦略の変更が必要となり、「トレーディング勘定の有価証券」および「売却可能な有価証券」が「満期保有目的負債証券」へ再分類される場合、再び活発な市場で取引できるようになったことを理由とする「満期保有目的負債証券」の満期日前売却については、再分類に関する上記規定は適用されない。

- ・ 長期投資目的で保有される持分証券、子会社および関連会社に対する投資

株式持分は、BNPパリバが経営に対する重要な影響力を持っている子会社および関連会社に対する投資や、BNPパリバの事業開発上戦略的と考えられる投資を含む。当該影響力は、BNPパリバが少なくとも10%の所有持分を保有している場合に存在するものとみなされる。

長期投資目的で保有される持分証券は、BNPパリバが、発行体の経営に積極的に参加することではなく、発行体と特別な関係を築くことにより長期的な事業関係の構築を促進することを意図しながら、長期的視点で十分な利益を獲得することを目的に長期保有する意図を持っているような株式および関連商品である。

関連会社に対するその他の投資は、BNPパリバが独占的支配力を有する会社(すなわち、当社グループに全部連結されるであろう会社)の株式やその他の変動利付金融商品に対する投資で構成される。

この種の有価証券は、取得原価と公正価値のうち低い価格で個別に計上される。

各有価証券の公正価値は、将来利回りを評価するために通常用いられる、割引キャッシュ・フロー法、再評価後純資産法および／またはマルチプル法を用いて入手可能な情報に基づき算出される。活発な市場に上場している有価証券の公正価値は、過去1ヶ月間における平均株式価格であるものとみなされる。

簡素化のために、10百万ユーロ未満で取得した上場有価証券は、決算日前1ヶ月間における株式市場終値の平均に基づき評価できる。

処分損益や引当金の変動は、損益計算書の「固定資産の処分に係る純利益(損失)」に計上される。

配当金は、年次株主総会による支払承認後ただちに認識されるが、株主による決議の有無が不明な場合には受取時に計上される。いずれの場合も、「株式およびその他の変動利付金融商品に係る利益」に計上される。

・ 自己株式

BNPパリバが保有する自己株式は、以下のように分類および評価される。

- － 保有している自己株式、マーケット・メイキング契約に基づき購入した自己株式、または指数裁定取引に関連して取得した自己株式は、「トレーディング勘定の有価証券」に市場価格で計上される。
- － 従業員への割当用に保有している自己株式は「売却可能有価証券」に計上される。BNPパリバの子会社の従業員に付与する自己株式は、現地法の定めに従い子会社が計上することになる。
- － 従業員への付与用に保有している自己株式について減損は認識されないが、当該株式を取得する従業員が提供した役務に基づく引当金が当該株式について設定される。
- － 消却予定の自己株式、または上記理由のいずれかを根拠に保有していない自己株式は、長期投資に含まれる。消却予定の自己株式は取得原価で表示され、その他はすべて取得原価と公正価値との低価法で表示される。

固定資産

建物および装置は、取得原価、または1977年および1978年に制定されたフランス財政法に従い算出された調整後評価額のいずれかで表示される。当該制定法に基づく再評価時に計上される、非償却資産の再評価に係る差異は、資本金に含まれる。

有形固定資産は、当初、購入価格に直接付随費用を加えた額で認識されるが、資産が利用可能になるまでの建設または改装に長い期間を要する場合には、借入金利息も取得原価に算入される。

BNPパリバが内部で開発したソフトウェアの内、資産計上の基準を満たすものについては、外部費用およびプロジェクトに直接関わった従業員の人件費を含む直接開発費用が資産計上される。

当初の認識後、固定資産は、取得原価から減価償却または償却累計額および減損額を差し引いた金額で測定される。

固定資産は、その耐用年数にわたって定額法で減価償却または償却される。減価償却費および償却費は、損益計算書の「有形・無形固定資産に係る減価償却費、償却費、および減損」に認識される。

認識済の減価償却費および償却費の内、経済的な価額(主に定額法で計算された額)を超える額は、貸借対照表の「加速減価償却および償却に係る規制引当金」に負債として計上される。BNPパリバは、加速減価償却および償却に伴う繰延税効果を計算していない。

資産が、一定期間ごとの入れ替えを必要とする場合がある多くの構成要素で構成されている場合、またはその用途や経済的便益の費消パターンが異なる多くの構成要素で構成されている場合、各構成要素はそれぞれに適切な方法により単独で認識され、減価償却される。BNPパリバは、事業で使用される不動産に対し、構成要素に基づくアプローチを採用してきた。

オフィス不動産の減価償却期間は次の通りである。(主要な不動産およびその他の不動産それぞれにおける)外郭構造は80年または60年、建物の壁面は30年、一般のおよび技術的設置物は20年、備品および付属品は10年。

ソフトウェアの償却期間は種類によって異なり、構造基盤の開発部分では8年まで、顧客へのサービスの提供を主な目的として開発されたものでは3年または5年となっている。

償却可能な固定資産については、決算日時点で潜在的な減損の兆候がないかどうかを確認するため、減損テストを行う。非償却資産については、毎年減損テストが行われる。

減損の兆候がある場合には、該当資産の新たな回収可能価額と帳簿価額を比較する。資産の重大な減損が発見された場合、減損損失が損益計算書で認識される。この減損損失は、のれんおよびのれんに配賦される残存合併プレミアム(下記参照)に係るものを除き、見積回収可能価額に変更があった場合、または減損の兆候がなくなった場合に戻し入れられる。減損損失は、損益計算書の「有形・無形固定資産に係る減価償却費、償却費、および減損」勘定に計上される。

- ― 事業買収に伴うのれんは、現在では無期限の使用期間を有するものと推定される。そのため、のれんは償却されず、その理由づけが求められることもない。しかしながら、これは反証可能な推定であるため、有限の使用期間が存在する場合、のれんは実際の使用期間または一定の使用期間(この期間を、信頼性をもって評価できない場合には10年)にわたって償却する必要がある。加えて、のれんを償却しない場合、減損の兆候の有無にかかわらず毎年減損テストを実施する必要がある。
- ― 合併プレミアムは、識別された未実現利益を上限として、合併および類似取引により得られた様々な資産に配賦される。合併プレミアムの額は、関連する資産に適用される、償却、減価償却および引当に関する規則に従い、当該資産の内訳勘定に配賦される。
- ― 様々な原資産への配賦(詳しくは前述)後の残存合併プレミアム純額は、のれんに計上される。

事業に使用される有形固定資産および無形固定資産の処分損益は損益計算書の「固定資産の処分に係る純利益(損失)」で認識される。

金融機関預金および顧客預金

金融機関預金および顧客預金は、当初の期間やその種類に応じて、金融機関預金は要求払預金および定期預金に、また顧客預金は規制貯蓄預金およびその他の顧客預金にそれぞれ分類される。この分類には、取引相手の種類に応じて、買戻契約に基づき売却した有価証券やその他の資産が含まれる。未払利息は別勘定に計上される。

負債証券

負債証券は、譲渡性預金、銀行間市場で取引される有価証券、譲渡性のある負債証券、債券、およびその他の負債性金融商品に分類される。この項目には、「劣後債」に計上される劣後債は含まれない。

負債証券に係る未払利息は、貸借対照表の独立勘定に計上され、損益計算書の借方に計上される。

債券の発行額と償還プレミアムは、債券の期間にわたり最終利回り法を用いて償却される。債券発行費用は、債券の期間にわたって定額法により償却される。

国際コミットメントに対する引当金

国際コミットメントに対する引当金は、リスクが潜在している各国の将来の支払能力に関連する非移転リスクの評価や、当該各国の状況や経済全般が一定かつ持続的に悪化した場合に債務者が被る全般的な信用リスクに基づくものである。引当金の繰入および戻入額は、損益計算書の「リスク費用」に反映される。

非銀行取引に対する引当金

BNPパリバは、明確に識別されているもののその時期や金額は不確実な偶発事象および費用について引当金を計上している。現行の規則に従い、これらの非銀行取引に対する引当金は、当行が期末日において第三者に対する債務を有しており、第三者ヘリソースを提供しなければならない可能性が高く、見返りとして提供物と同等の経済的便益を当該第三者から得られる見込みがない場合に限り計上される可能性がある。

リスク費用

「リスク費用」勘定は、第三者との銀行取引に固有の取引先および信用リスク、訴訟、ならびに不正の識別により生じる費用を含む。当該リスクのカテゴリーに含まれない引当金の純変動は、その種類に応じて損益計算書内で分類される。

先渡金融商品

先渡金融商品は、資産や負債の特定部分または全体的なヘッジとして用いることを目的に、または取引目的で、各種市場で購入される。

これらの商品に関連する当行のコミットメントは、オフバランスシート項目として額面価額で認識される。これらの商品の会計処理は、対応する投資戦略により異なる。

・ ヘッジ目的で保有するデリバティブ

単一の商品または同種の商品グループに対するヘッジ目的で保有し、ヘッジ手段として指定されている先渡デリバティブ金融商品に係る収益および費用は、原商品に係る収益および費用と一対の要素として、損益計算書の同一勘定に認識される。

金利リスク全般のヘッジとして用いられている先渡金融商品に係る収益および費用は、比例配分法で損益計算書に認識される。

・ トレーディング目的で保有するデリバティブ

トレーディング目的で保有するデリバティブは、確立した市場または店頭市場で取引できる。

トレーディング勘定内に保有するデリバティブは、貸借対照表日の市場価格で評価される。対応する(実現および未実現)損益は、損益計算書の「トレーディング勘定の有価証券に係る利益(損失)」に認識される。

市場価格は、以下のいずれかを基に決定される。

- ― 上場市場における価格(入手可能な場合)。
- ― 活発な市場で観測できる取引価格を基に計算されるか、その他の統計的または定量的手法により計算されるパラメーターを用いた一般的な財務モデルや理論を使用するような評価手法。

いずれに基づく場合でも、BNPパリバは、モデルリスク、取引先リスク、および流動性リスクを反映した保守的な値とするための調整を加える。

一部の複雑なデリバティブ(通常はカスタム・メイドの複合商品で流動性が極めて低い)は、一部パラメーターが活発な市場で観測できないモデルを用いて評価される。

2004年12月31日まで、当行は、これらの複雑なデリバティブの取引に係る利益を、直ちに損益計算書に計上していた。

しかし2005年1月1日に、当行は、評価パラメーターが観測不能なままであると見込まれる期間にわたって当該利益を損益計算書に認識するという方法を開始した。当初観測不能であったパラメーターが観測可能になった場合、または評価が活発な市場での直近の類似取引との比較によって具体化された場合、利益の未認識部分は損益計算書に認識される。

・ 独立したオープン・ポジション内で保有するデリバティブ

独立したオープン・ポジションを表す契約に係る損益は、商品の性質に応じ、決済時に、または比例配分法で損益計算書に認識される。デリバティブは、貸借対照表日の市場価格で測定され、未実現損失に対する引当金は、同種の契約グループごとに認識される。

法人税

法人税は、税金を実際に支払う期間がいつであるかを問わず、関連する課税収益および費用が記帳された期間において計上される。収益および費用が記帳される期間と、収益に課税され費用が控除される期間が異なる場合、BNPパリバは繰延税金を認識しており、その額は、負債法に従い、各貸借対照表項目の帳簿価額と課税所得計算上の価額とのあらゆる一時差異に対して承認済み将来適用税率を乗じて計算している。繰延税金資産は、その回収可能性を踏まえて認識されている。

従業員への利益配分

フランス法が要求している通り、BNPパリバは、対象従業員が受給権を取得した年度において従業員への利益配分額を認識し、当該配分額を損益計算書の「給与および従業員給付費用」に計上している。

従業員給付

BNPパリバの従業員は、該当する以下4種類の給付を受ける。

- ― 主に雇用契約の早期解除時に給付される解雇給付。
- ― 給与、年次休暇、インセンティブ制度、利益配分と追加支払金といった短期給付。
- ― 有給休暇、永年勤続報奨金、その他の形態による現金ベースの繰延報酬を含むその他の長期給付。
- ― フランスの追加型銀行業界年金および他国の各種年金制度(これらの一部は年金ファンドが運用している)を含む退職後給付。

・ 解雇給付

解雇給付は、BNPパリバが法定退職年齢に達する前に雇用契約を終了させることを決定した場合、あるいは従業員が退職給付を条件として自主退職を決意した場合に支払われる従業員給付である。決算日から12ヶ月より後に支払期日が来る解雇給付は割引かれる。

・ 短期給付

BNPパリバは、従業員給付の見返りとして従業員が役務を提供した時、その給付を費用として認識する。

・ 長期給付

長期給付とは、従業員の関連役務の提供期間終了後12ヶ月以内に完全な支払期日を迎えることのない(退職後給付と解雇給付以外の)給付を意味する。ここで用いられる年金数理計算手法は、確定給付型退職後給付制度で用いられるものと類似のものであるが、年金数理計算上の損益は、制度変更の影響と同様に即時に認識される。

これは特に、12ヶ月を超える期間にわたって繰り延べられ、従業員が対応する役務を提供した期間にわたり財務書類に未払計上されている現金報酬に関連している。株式に基づく繰延変動報酬の支払いが、権利確定日現在で対象従業員の雇用が続いていることを明示的な条件としている場合、役務は、権利確定期間中に提供されたものとみなされ、対応する報酬費用は、当該期間にわたって比例配分で認識される。当該費用は給与および従業員給付費用に認識され、対応する負債が貸借対照表に認識される。この額は、雇用継続条件または業績条件の充足不足や、BNPパリバの株価の変動(当該株価に連動している繰延報酬の場合)を考慮して見直される。

雇用継続条件がない場合、費用は繰り延べられずに即時に認識され、対応する負債が貸借対照表に認識される。この額は、業績条件やBNPパリバの株価の変動を考慮して、決済までの各報告日において見直される。

・ 退職後給付

フランスのBNPパリバの従業員に提供される退職後給付制度は、確定拠出型年金制度と確定給付型年金制度の両方である。

確定拠出型年金制度(全国老齢保険金庫の制度や、フランスのBNPパリバの元従業員に年金を支給する国および労働組合の補完的な制度を含む)はBNPパリバの給付債務を生むものではなく、従って、そのための引当金を積立てる必要はない。会計期間ごとに支払われる雇用者拠出金は費用として認識される。

BNPパリバの給付債務を生むのは、BNPパリバの退職基金から支払われる各種退職給付のような確定給付制度のみである。この給付債務は引当金の形で負債として測定され、認識される。

この2つのカテゴリーへの制度の分類は制度の経済的実態に基づいて行われ、BNPパリバが合意した給付金を従業員に支払う法的または推定的債務を負っているかどうかを判断するための見直しが行われる。

確定給付型年金制度の下での退職後給付債務は、人口統計学および財務上の仮定を考慮した年金数理計算手法を用いて算定される。負債として認識される給付債務の額は、予測単位積増方式を用い、当社グループが採用する年金数理計算上の仮定に基づいて測定される。この方式では、人口統計学的推計、従業員の定年前退職の確率、昇給率、割引率、全般的な物価上昇率といった様々なパラメーター(該当国での実態を踏まえて調整されたパラメーター)を勘案している。制度資産の価値は給付債務額から控除される。制度資産の価値が給付債務額を超える場合、将来における拠出額の減少または制度に対する拠出額の将来における一部払戻の形で将来の経済的利益がもたらされる場合に限り、資産として認識される。

制度に基づく給付債務の額および制度資産の価値は、年金数理計算上の仮定が変化することにより期間ごとに大きく変動する可能性があり、それに伴い、年金数理計算上の損益が発生する。このため、年金数理計算上の損益と、制度資産に係る制限の影響は、すべて損益計算書に認識されている。投資からの期待収益は、対応するコミットメントの割引率を用いて計算されている。

収益および費用の認識

利息および利息として適格な手数料は、発生主義で認識され、一連の貸出の過程で当行が課す手数料(すなわち、貸出申請手数料、コミットメント・フィー、協調融資手数料など)を含む。当行が貸出を実行または受ける際に支払うべき追加取引費用も、対応する貸出の有効期間にわたって償却される。

サービスの提供と関係のある、利息として適格でない手数料は、サービス提供時に(継続的なサービスの場合には、サービス契約の期間にわたって比例配分法で)認識される。

外貨取引

外国為替ポジションは、通常、期末日現在で公表されている為替レートを用いて評価される。通常業務において実施される外貨取引に伴う為替差損益は、損益計算書に認識される。

長期保有する資産(長期投資目的で保有される持分証券を含む)、支店に配分する資本、およびその他外国株式への投資などの内、外貨建てであるがユーロで資金調達されたものの換算により生じる差額は、当該資産を計上する貸借対照表上の勘定に係る為替換算調整として認識される。

長期保有する資産(長期投資目的で保有される持分証券を含む)、支店に配分する資本、およびその他外国株式への投資などの内、外貨建てでありかつ外貨で資金調達されたものの換算により生じる差額は、対応する外貨の調達に係る為替換算調整と一对の要素として認識される。

外貨で表示された財務諸表の為替換算

海外支店の、外貨建ての貨幣性および非貨幣性の資産および負債は、期末日の為替レートでユーロに換算される。フランス国外にあるBNPパリバの支店に配分する資本に関連する為替換算調整は、「未収収益」および「未払費用」に含まれる。

注２．2019年度の損益計算書に対する注記

注２.a 正味受取利息

BNPパリバは、実効金利法により償却原価で測定する金融商品、および公正価値で測定する金融商品のうちデリバティブの定義に該当しない商品に係るすべての収益および費用(利息、手数料、取引費用)を「受取利息」および「支払利息」に含めている。純損益を通じて公正価値で測定する金融商品の公正価値の変動(未収／未払利息を除く)は、「トレーディング勘定の有価証券に係る利益または損失」に認識されている。

公正価値ヘッジとして会計処理されているデリバティブに係る受取利息および支払利息は、ヘッジ対象から生じた収益に含まれている。

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日 終了事業年度		2018年12月31日 終了事業年度	
	収益	費用	収益	費用
金融機関関連項目	6,655	(4,967)	5,763	(4,159)
要求払預金、貸出金、および借入金	4,965	(3,461)	4,026	(2,863)
買戻／売戻契約に基づき授受された有価証券	1,517	(1,506)	1,571	(1,296)
劣後貸出金	173		166	
顧客関連項目	12,185	(9,025)	10,759	(7,331)
要求払預金、貸出金、および定期預金	8,042	(3,798)	7,321	(3,308)
買戻／売戻契約に基づき授受された有価証券	4,134	(5,227)	3,428	(4,023)
劣後貸出金	9		10	
ファイナンス・リース	1			
負債証券	140	(4,514)	42	(3,848)
債券およびその他の固定利付証券	3,345		2,950	
トレーディング勘定の有価証券	395		75	
売却可能有価証券	2,892		2,856	
満期保有目的負債証券	58		19	
マクロ・ヘッジ商品	120		188	
受取利息および支払利息	22,446	(18,506)	19,702	(15,338)

注２.b 株式およびその他の変動利付金融商品に係る利益

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日 終了事業年度	2018年12月31日 終了事業年度
売却可能有価証券	20	78
子会社に対する投資および長期投資目的で保有される持分証券	248	348
関連会社に対する投資	5,955	4,094
株式およびその他の変動利付金融商品に係る利益	6,223	4,520

注2.c 手数料

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日 終了事業年度		2018年12月31日 終了事業年度	
	収益	費用	収益	費用
銀行取引および金融取引に伴う手数料	2,723	(774)	2,089	(514)
顧客関連項目	1,405	(78)	1,411	(93)
その他	1,318	(696)	678	(421)
金融サービスに伴う手数料	3,430	(530)	3,452	(545)
受取手数料および支払手数料	6,153	(1,304)	5,541	(1,059)

注2.d トレーディング勘定の有価証券に係る利益または損失

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日 終了事業年度	2018年12月31日 終了事業年度
トレーディング勘定の有価証券に計上されている固定利付 金融商品および金融取引	3,434	3,701
通貨商品	249	1,299
信用商品	772	1,082
トレーディング勘定の有価証券に計上されているその他の 変動利付金融商品および金融取引	145	(2,800)
トレーディング勘定の有価証券に係る利益(純額)	4,600	3,282

注2.e 売却可能有価証券に係る利益または損失

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日 終了事業年度		2018年12月31日 終了事業年度	
	収益	費用	収益	費用
売却	625	(141)	244	(113)
引当金	154	(55)	106	(68)
合計	779	(196)	350	(181)
売却可能有価証券に係る利益(純額)	583		169	

注2.f リスク費用および信用リスクに対する引当金

「リスク費用」は、BNPパリバの銀行仲介業務に特有の信用リスクに関して認識された減損損失に加えて、店頭取引の金融商品に係る既知の取引先リスクに関する減損損失の純額を表示している。

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日 終了事業年度	2018年12月31日 終了事業年度
当期の引当金繰入または戻入額	(595)	(176)
顧客および金融機関関連項目	(509)	(374)
オフバランスシート・コミットメント	(30)	252
有価証券	(54)	(41)
貸倒懸念貸出金	1	11
市場活動に係る金融商品	(3)	(24)
引当金が計上されていない回収不能貸出金	(202)	(226)
償却債権取立益	38	70
リスク費用	(759)	(332)

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日 終了事業年度	2018年12月31日 終了事業年度
1月1日現在の残高	6,370	6,689
当期の引当金繰入または戻入額	595	176
引当金設定期間における償却額	(1,165)	(1,183)
為替レートおよびその他の変動の影響額	976	688
信用リスクに対する引当金合計	6,776	6,370

引当金の内訳は次の通りである。

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日 終了事業年度	2018年12月31日 終了事業年度
資産から控除される引当金	6,469	6,089
金融機関債権(注3.a)	191	157
顧客債権(注3.b)	5,965	5,644
有価証券	277	228
市場活動に係る金融商品	36	60
負債として認識される引当金(注3.k)	307	281
オフバランスシート・コミットメント	274	248
貸倒懸念貸出金	33	33
信用リスクに対する引当金合計	6,776	6,370

注2.g 長期投資の処分に係る利益または損失

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日 終了事業年度		2018年12月31日 終了事業年度	
	収益	費用	収益	費用
子会社に対する投資および長期投資目的で保有される持分証券	80	(22)	295	(121)
売却	1	(19)	287	(1)
引当金	79	(3)	8	(120)
関連会社に対する投資	551	(175)	170	(751)
売却	274	(5)	79	(53)
引当金	277	(170)	91	(698)
営業用資産	175	(34)	2	(3)
合計	806	(231)	467	(875)
長期投資の処分に係る利益または損失(純額)		575		(408)

注2.h 法人税

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日 終了事業年度	2018年12月31日 終了事業年度
当期税金費用	(362)	506
繰延税金	37	51
法人税	(325)	557

同一の連結納税グループに属するBNPパリバとその子会社の間では、グループ内のどの事業体にとっても中立な税制となるよう、連結納税に関する基本契約を交わしている。当社グループ内の各子会社では、連結納税の対象期間中においても、連結納税グループに属していない場合と同様の方法で、連結納税の対象となる自社の法人税収益または費用、各種拠出に伴う付加税ならびに当期のまたは将来のあらゆる税金を自社の帳簿に全額計上している。BNPパリバは、親会社として、フランスでの連結納税に伴う当社グループ全体レベルでの節税額を、当期税金費用に計上している。

注3．2019年12月31日現在の貸借対照表に対する注記

注3.a 金融機関債権および金融機関預金

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在	2018年12月31日現在
貸出金および債権	162,253	154,592
要求払預金	5,759	7,444
定期預金およびターム・ローン	149,298	140,787
劣後貸出金	7,196	6,361
売戻契約に基づき供出された有価証券	68,099	74,079
金融機関貸出金および債権(減損引当金控除前)	230,352	228,671
内、未収利息	544	868
内、回収不能貸出金	2	14
内、回収が見込まれる貸倒懸念貸出金	17	13
金融機関債権に対する減損引当金(注2.f)	(191)	(157)
金融機関貸出金および債権(減損引当金控除後)	230,161	228,514

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在	2018年12月31日現在
預金および借入金	183,575	174,099
要求払預金	13,332	11,444
定期預金および借入金	170,243	162,655
買戻契約に基づき引き渡した有価証券	86,564	75,048
金融機関預金	270,139	249,147
内、未払利息	406	579

注3.b 顧客関連項目

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在	2018年12月31日現在
貸出金および債権	357,136	334,178
商業貸出金および工業貸出金	10,098	7,873
要求払預金	15,036	17,476
短期貸出金	90,366	78,561
住宅ローン	84,910	80,243
設備ローン	53,974	49,328
輸出融資	6,377	8,170
その他の顧客貸出金	95,523	90,991
劣後貸出金	852	1,536
売戻契約に基づき供出された有価証券	144,763	121,628
顧客関連項目(減損引当金控除前) - 資産	501,899	455,806
内、未収利息	1,474	1,350
内、フランス中央銀行によるリファイナンスに 適格な貸出金	46	35
内、回収が見込まれる貸倒懸念貸出金および債権	3,445	3,468
内、回収不能貸出金および債権	5,206	5,339
顧客債権に対する減損引当金(注2.f)	(5,965)	(5,644)
顧客関連項目(減損引当金控除後の純額) - 資産	495,934	450,162

以下の表は、顧客貸出金および債権(減損引当金控除後の純額)を取引先別に示している。

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在				2018年12月31日現在			
	正常 貸出金	貸倒懸念貸出金		合計	正常 貸出金	貸倒懸念貸出金		合計
		回収が 見込ま れるもの	回収不能 なもの			回収が 見込ま れるもの	回収不能 なもの	
金融機関	68,826	25	30	68,881	68,121	61	95	68,277
法人	187,679	1,139	1,790	190,608	171,269	1,451	1,667	174,387
起業家	9,008	59	137	9,204	8,678	57	152	8,887
個人	75,781	258	482	76,521	68,940	239	627	69,806
その他非金融業務の顧客	5,898	59	-	5,957	7,085	91	1	7,177
貸出金および債権合計 (減損引当金控除後)	347,192	1,540	2,439	351,171	324,093	1,899	2,542	328,534

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在	2018年12月31日現在
預金	418,668	418,241
要求払預金	207,763	190,910
定期預金	140,378	157,768
規制貯蓄預金	70,527	69,563
内、要求払規制貯蓄預金	52,617	52,116
買戻契約に基づき引き渡した有価証券	168,476	148,986
顧客関連項目 - 負債	587,144	567,227
内、未払利息	1,095	1,053

注3.c BNPパリバが保有する有価証券

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在		2018年12月31日現在	
	帳簿価額 (純額)	市場価格	帳簿価額 (純額)	市場価格
取引	136,066	136,066	104,972	104,972
売却可能有価証券	61,775	64,316	47,188	51,703
内、引当金	(14)		(30)	
投資	787	790	361	363
財務省証券および短期金融商品	198,628	201,172	152,521	157,038
内、貸出有価証券に対応する債権	48,707		28,179	
内、のれん	4,749		2,850	
取引	18,942	18,942	42,775	42,775
売却可能有価証券	54,573	55,731	48,346	49,671
内、引当金	(272)		(206)	
投資	249	249	185	186
債券およびその他の固定利付証券	73,764	74,922	91,306	92,632
内、非上場有価証券	13,192	13,570	13,117	13,386
内、未収利息	1,007		938	
内、貸出有価証券に対応する債権	20,018		7,070	
内、のれん	224		174	
取引	1,635	1,635	735	735
売却可能有価証券および中期的に売却可能な持分証券	1,060	1,316	879	1,122
内、引当金	(164)		(241)	
株式およびその他の変動利付証券	2,695	2,951	1,614	1,857
内、非上場有価証券	1,014	1,267	832	1,073
内、貸出有価証券に対応する債権	1,156		428	
関連会社	2,935	4,821	2,978	4,628
内、引当金	(162)		(163)	
長期投資目的で保有される持分証券	564	747	523	620
内、引当金	(237)		(240)	
子会社に対する投資および長期投資目的で保有される持分証券	3,499	5,568	3,501	5,248
内、非上場有価証券	1,988	3,173	1,990	3,197
関連会社に対する投資	62,016	93,842	63,284	99,013
内、引当金	(7,640)		(7,863)	
関連会社に対する投資	62,016	93,842	63,284	99,013

BNPパリバが保有している金融機関に対する持分投資および関連会社投資の合計は、2019年12月31日現在、それぞれ951百万ユーロおよび32,222百万ユーロ(2018年12月31日現在は、それぞれ945百万ユーロおよび31,371百万ユーロ)であった。

注3.d 自己株式

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在		2018年12月31日現在
	帳簿価額総額	帳簿価額 (純額)	帳簿価額 (純額)
取引	-	-	-
売却可能有価証券	6	6	6
子会社に対する投資	32	32	32
自己株式	38	38	38

2019年5月23日の合同株主総会における第5号決議(2018年5月24日の合同株主総会の第5号決議に代わる決議)に基づき、BNPパリバは、最高購入価格1株当たり73ユーロ(2018年12月31日現在と同額)で当行の発行済資本金の10%を上限として株式を買戻す権限を与えられた。自己株式買戻の目的は以下の通りである。2019年5月23日の合同株主総会にて定められた規定に基づく将来の消却、株式および株式同等証券の発行、ストック・オプション制度、株式報奨制度、または従業員向け利益配分スキーム、従業員持株制度もしくは社内貯蓄制度に関連する従業員への株式の付与もしくは売却に関する当行の義務の履行、フランス商法第L.233-16条に定義されているBNPパリバおよびBNPパリバが単独で支配している会社の従業員へのあらゆる種類の株式報奨をカバーすること。そして、買収、合併、会社分割もしくは資産譲渡取引に伴い将来行う対価の引き渡しもしくは支払いに備えること、AMF公認の倫理綱領を遵守したマーケット・メイキング契約の範囲内で保有すること、または資産および財務管理のために保有することを目的に自己株式として保有すること。

この権限は18ヶ月間にわたって認められた。

2019年12月31日現在、BNPパリバは、「長期投資目的で保有される持分証券」として分類されている自己株式を608,675株保有していた。

BNPパリバは、「売却可能有価証券」に分類され、当社グループの従業員への株式報奨として使用されたり、従業員向け利益配分スキーム、従業員持株制度、または社内貯蓄制度の一環として付与もしくは売却される予定の自己株式も117,776株保有していた。

注3.e 長期投資

(単位：百万ユーロ)	総額				2019年 12月31日現在
	2019年 1月1日現在	購入	売却および 償還	譲渡および その他変動	
満期保有目的負債証券(注3.c)	546	531	(50)	9	1,036
子会社に対する投資および長期投資 目的で保有される持分証券(注3.c)	3,904	97	(103)		3,898
関連会社に対する投資(注3.c)	71,147	1,129	(1,741)	(879)	69,656
内、関連会社に対する投資に関連する 合併プレミアム	4,258				4,258
自己株式(注3.d)	32				32
長期投資	75,629	1,757	(1,894)	(870)	74,622

(単位：百万ユーロ)	引当金				2019年 12月31日現在
	2019年 1月1日現在	繰入	戻入	その他の変動	
満期保有目的負債証券(注3.c)					
子会社に対する投資および長期投資 目的で保有される持分証券(注3.c)	403	3	(7)		399
関連会社に対する投資(注3.c)	7,863	169	(278)	(114)	7,640
内、関連会社に対する投資に関連する 合併プレミアム	3,644	5	(243)		3,406
自己株式(注3.d)					
長期投資	8,266	172	(285)	(114)	8,039

(単位：百万ユーロ)	帳簿価額	
	2019年 12月31日現在	2018年 12月31日現在
満期保有目的負債証券(注3.c)	1,036	546
子会社に対する投資および長期投資 目的で保有される持分証券(注3.c)	3,499	3,501
関連会社に対する投資(注3.c)	62,016	63,284
内、関連会社に対する投資に関連する 合併プレミアム	852	614
自己株式(注3.d)	32	32
長期投資	66,583	67,363

注3.f 負債証券

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在	2018年12月31日現在
譲渡性負債証券	90,524	106,196
債券発行(注3.g)	1,958	2,278
その他の負債証券	42,522	25,485
負債証券	135,004	133,959
内、未償却の発行プレミアム	682	653

注3.g 債券発行

BNPパリバが発行した債券の契約期日別満期予定表：

(単位:百万ユーロ)	2019年12月31日 現在の未償還残高	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年- 2029年	2029年 より後
債券発行	1,958	142	316	370	258	170	364	339

(単位:百万ユーロ)	2018年12月31日 現在の未償還残高	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年- 2028年	2028年 より後
債券発行	2,278	326	558	378	285	177	351	202

注3.h その他の資産および負債

(単位:百万ユーロ)	2019年12月31日現在	2018年12月31日現在
買建オプション	62,776	77,561
証券取引に係る決済勘定	767	786
繰延税金 - 資産	977	888
その他の資産	64,944	55,181
その他の資産	129,464	134,416
売建オプション	60,114	71,928
証券取引に係る決済勘定	307	884
証券取引に係る負債	127,282	136,966
繰延税金 - 負債	120	103
その他の負債	59,265	42,985
その他の負債	247,088	252,866

フランス商法第D441-4条に従い、「その他の負債」におけるBNPパリバの未払債務は、2019年12月31日現在では76.9百万ユーロであり、下記のような内訳である。

期末日現在における受領済、期日到来および未払いの請求額						
	0日 (表示のみ)	1日から 30日	31日から 60日	61日から 90日	90日超	合計 (1日以上)
関連税込請求額合計 (単位:百万ユーロ)	17.8	20.7	7.7	3.8	26.9	59.1
当年度の税込仕入合計額に占める割合	0.34%	0.39%	0.15%	0.07%	0.51%	1.12%
関連請求件数	2,122					4,959

上表に表示されている受領済請求額に関する情報には、銀行取引およびその関連取引に関する情報は含まれていない。適用された支払条件は法定条件である。銀行取引およびその関連取引の範囲に含まれない顧客債権は、主に、BNPパリバ・グループの各社に対する貸出金である。上表に表示されていない、銀行取引およびその関連取引に係るBNPパリバの顧客預金および顧客債権の額については、資金の調達および運用の残存期間が注6.eに表示されている。

注3.i 未収収益および未払費用

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在	2018年12月31日現在
通貨商品およびデリバティブの再測定	75,862	53,462
未収収益	10,126	10,539
取立勘定	193	271
その他の未収収益	9,638	6,960
未収収益	95,819	71,232
通貨商品およびデリバティブの再測定	61,657	46,499
未払費用	11,222	12,233
取立勘定	2,399	2,331
その他の未払費用	9,501	7,241
未払費用	84,779	68,304

注3.j 営業用資産

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在		2018年12月31日現在	
	総額	減価償却費、償却費および減損	総額	純額
ソフトウェア	3,098	(2,367)	731	640
その他の無形固定資産	2,499	(468)	2,031	2,025
無形固定資産	5,597	(2,835)	2,762	2,665
土地および建物	2,881	(1,073)	1,808	1,866
備品、家具、設備	2,148	(1,703)	445	387
その他の有形固定資産	188	(4)	184	143
有形固定資産 - 合併プレミアム	134	(32)	102	108
有形固定資産	5,351	(2,812)	2,539	2,504

注3.k 引当金

(単位：百万ユーロ)	2018年 12月31日現在	繰入	戻入	その他の変動	2019年 12月31日現在
従業員給付債務引当金	463	95	(126)	43	475
信用リスクに対する引当金(注2.f)	33	6	(6)	-	33
供与したコミットメントに対する引当金(注2.f)	248	105	(77)	(2)	274
その他の引当金					
－ 銀行取引	516	51	(217)	12	362
－ 非銀行取引	421	303	(141)	(4)	579
引当金合計	1,681	560	(567)	49	1,723

・ 規制貯蓄商品に関するリスクに対する引当金

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在	2018年12月31日現在
住宅財形貯蓄口座および制度で積立てられた預金	17,994	17,937
内、住宅財形貯蓄制度で積立てられた預金	15,912	15,834
期間10年超	5,194	3,796
期間4年以上10年以下	8,715	8,406
期間4年未満	2,003	3,632
住宅財形貯蓄口座および制度で付与された貸出金残高	35	51
内、住宅財形貯蓄制度で積立てられた預金	6	9
住宅財形貯蓄口座および制度に関して認識した引当金	124	135
内、住宅財形貯蓄口座および制度に関する割引	0	0
内、住宅財形貯蓄口座および制度に関する引当金	124	135
内、期間10年超の制度に関する引当金	92	75
内、期間4年以上10年以下の制度に関する引当金	23	37
内、期間4年未満の制度に関する引当金	8	20
内、住宅財形貯蓄口座に関する引当金	1	3

・ 規制貯蓄商品に対する引当金の増減

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日 終了事業年度		2018年12月31日 終了事業年度	
	住宅財形貯蓄 制度に関する 引当金	住宅財形貯蓄 口座に関する 引当金	住宅財形貯蓄 制度に関する 引当金	住宅財形貯蓄 口座に関する 引当金
引当金一期首現在	132	3	153	3
当期の引当金繰入額	-	-	-	-
当期の引当金戻入額	(9)	(2)	(21)	-
引当金一期末現在	123	1	132	3

注3.1 劣後債

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在	2018年12月31日現在
償還可能劣後債	16,130	14,405
永久劣後債	9,700	9,115
永久最劣後債	8,977	8,397
変動金利永久劣後債	498	493
資本参加型永久劣後債	225	225
関連債券	382	344
劣後債	26,212	23,864

・ 償還可能劣後債

BNPパリバが発行する償還可能劣後債は、中長期の負債証券で、一般の劣後債に相当する。償還可能劣後債は、発行体が清算となる場合には契約上の満期日前償還が可能で、順位は他の債権者に劣後し、資本参加型ローンと資本参加型劣後債の保有者に優先する。

償還可能劣後債では、公開買い付けまたは債券交換による株式市場での買戻しまたは(私募の場合には)店頭での買戻しにより満期日前に償還する権限を当社グループに与える繰上償還規定を設けている場合があり、これには規制当局の許可が必要である。

BNPパリバが外国市場を通じて発行した債券では、発行目論見書に規定された日以後に発行体の裁量権を行使する場合(繰上償還オプション)、または発行時の税法が改正され、債券保有者に対して税法改正に伴う損害を補償する義務をBNPパリバ・グループ内の発行体が負う場合、元本の繰上償還および満期日までの利息の繰上支払いを行う場合がある。償還の場合、15日間から60日間の予告期間が設けられる場合があり、銀行監督当局の承認が条件となる。

2018年度には、1種類の劣後債が満期または繰上償還され、償還可能劣後債の残高が85百万ユーロ減少した。加えて、2018年度には、総額で1,832百万ユーロの5種類の劣後債が発行された。

2019年度には、1,548百万ユーロに達する8種類の劣後債が新規発行された。

以下の表は、2019年12月31日現在の償還可能劣後債の満期予定である。

(単位:百万ユーロ)	2019年12月31日 現在の未償還残高	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年- 2029年	2029年 より後
償還可能劣後債	16,130	5	-	354	-	891	11,703	3,176

以下の表は、2018年12月31日現在の償還可能劣後債の満期予定である。

(単位:百万ユーロ)	2018年12月31日 現在の未償還残高	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年- 2028年	2028年 より後
償還可能劣後債	14,405	-	5	-	335	-	12,154	1,911

・ 永久劣後債

ー 永久最劣後債

BNPパリバでは永久最劣後債を発行している。この債券については、固定、調整可能な固定または変動利息が支払われ、固定期間経過時およびその後は各利息支払日または5年ごとに償還可能である。当該債券の一部については、固定期間経過時にそれらが償還されなかった場合は、Euribor、Liborまたはスワップもしくは固定レートに連動した利息が支払われる。

BNPパリバは、2008年6月発行債券(総額500百万ユーロ)を、その第1回繰上償還日である2018年7月2日に償還した。同債券は、7.781%の固定利付債であった。

BNPパリバは、2018年8月16日に750百万米ドルの永久最劣後債を発行した。この債券は7%の固定利付債であり、この債券は10年の期間が満了した時点で償還できるが、2028年に償還しなかった場合には、5年物米ドル・スワップ・レートに連動する利払いを半年ごとに行うことになっている。

BNPパリバは、2008年9月発行分(総額100百万ユーロ)を、その第1回繰上償還日である2018年9月18日に償還した。同債券は、7.57%の固定利付債であった。

BNPパリバは、2019年3月25日に1,500百万米ドルの永久最劣後債を発行した。この債券は6.625%の固定利付債であり、5年後に償還可能となる。2024年に償還しなかった場合には、5年物米ドル・スワップ・レートに連動する利払いを半年ごとに行うことになっている。

BNPパリバは、2019年7月10日に300百万豪ドルの永久最劣後債を発行した。この債券は4.5%の固定利付債であり、5年と6ヶ月後に償還可能となる。2025年に償還しなかった場合には、5年物豪ドル・スワップ・レートに連動する利払いを半年ごとに行うことになっている。

BNPパリバは、2005年10月発行分(総額1,000百万ユーロ)を2019年10月17日に償還した。同債券は4.875%の固定利付債であった。

BNPパリバは、2009年12月発行分(1百万ユーロ)を、その第1回繰上償還日前の2019年11月20日に償還した。同債券は7.384%の固定利付債であった。

BNPパリバは、2件の2009年12月発行分(17百万ユーロおよび2百万ユーロ)を、その第1回繰上償還日である2019年12月29日に償還した。同債券は7.028%の固定利付債および3ヶ月物Euribor連動利付債であった。

BNPパリバは、2009年12月発行分(70百万米ドル)を、その第1回繰上償還日である2019年12月30日に償還した。同債券は3ヶ月物米ドルLibor連動利付債であった。

以下の表は、発行されたこれらの債券の内容の概要を示している。

発行日	通貨	発行通貨 建ての金額 (単位:百万)	利払回数	第1回繰上償還日前の 利率および期間		第1回繰上償還日後の利率	2019年 12月31日 現在	2018年 12月31日 現在
2005年10月	ユーロ	1,000	年1回	4.875%	6年	4.875%	0	1,000
2005年10月	米ドル	400	年1回	6.25%	6年	6.250%	356	349
2006年7月	ユーロ	150	年1回	5.45%	20年	3ヶ月物Euribor+1.920%	150	150
2007年6月	米ドル	600	年4回	6.5%	5年	6.500%	535	524
2007年6月	米ドル	1,100	年2回	7.195%	30年	3ヶ月物米ドルLibor+1.290%	980	960
2009年12月	ユーロ	2	年4回	3ヶ月物 Euribor+3.750%	10年	3ヶ月物Euribor+4.750%	0	2
2009年12月	ユーロ	17	年1回	7.028%	10年	3ヶ月物Euribor+4.750%	0	17
2009年12月	米ドル	70	年4回	3ヶ月物米ドル Libor+3.750%	10年	3ヶ月物米ドルLibor+4.750%	0	61
2009年12月	米ドル	0.5	年1回	7.384%	10年	3ヶ月物米ドルLibor+4.750%	0	1
2015年6月	ユーロ	750	年2回	6.125%	7年	5年物ユーロ・スワップ・レート +5.230%	750	750
2015年8月	米ドル	1,500	年2回	7.375%	10年	5年物米ドル・スワップ・レート +5.150%	1,337	1,309
2016年3月	米ドル	1,500	年2回	7.625%	5年	5年物米ドル・スワップ・レート +6.314%	1,337	1,309
2016年12月	米ドル	750	年2回	6.750%	5.25年	5年物米ドル・スワップ・レート +4.916%	669	655
2017年11月	米ドル	750	年2回	5.125%	10年	5年物米ドル・スワップ・レート +2.838%	669	655
2018年8月	米ドル	750	年2回	7.000%	10年	5年物米ドル・スワップ・レート +3.980%	669	655
2019年3月	米ドル	1,500	年2回	6.625%	5年	5年物米ドル・スワップ・レート +4.149%	1,337	0
2019年7月	豪ドル	300	年2回	4.500%	5.5年	5年物豪ドル・スワップ・レート +3.372%	188	0
永久最劣後債							8,977	8,397

BNPパリバはこれらの永久最劣後債について利息を支払わないことを選択できる。未払利息は繰越されない。

2015年以前に発行した債券については、前年度において、BNPパリバの普通株式または永久最劣後債と同等の証券についていかなる支払いもなさなかった場合に、利息を支払わないことを選択できる。この利息は、BNPパリバの普通株主に配当を支払う場合に支払わなければならない利息である。

これらの永久最劣後債に関連する契約には、損失吸収条項が含まれている。当該条項の条件に従って、規制資本が不十分となった場合は、資本の欠損額が補填され当該債券の額面価額が当初の金額まで回復するまで、関連する利息の新しい算定基準として当該債券の額面価額が減額される可能性がある。

一 変動金利永久劣後債

BNPパリバ発行の変動金利永久劣後債(以下「TSDI」という。)およびその他の永久劣後債は、当行が清算手続に入った場合、他のすべての債務に劣後し、資本参加型永久劣後債に優先して償還が可能である。TSDIには残余資産に対する権利は与えられない。

変動金利永久劣後債の特徴：

発行日	通貨	発行通貨建ての 金額 (単位：百万)	利率	2019年 12月31日現在	2018年 12月31日現在
1985年10月	ユーロ	305	TMO -0.25%	254	254
1986年9月	米ドル	500	6ヶ月物Libor +0.075%	244	239
変動金利永久劣後債				498	493

1985年10月に発行されたTSDI(想定元本305百万ユーロ)では、利息の支払いが義務となっているが、取締役会は、利息支払日前の12ヶ月以内に定時株主総会において分配可能な利益がないとされた場合、利息の支払いを延期できる。利息は累積的なものであり、当行は、配当再開後に累積額を含む全額を支払う必要がある。

1986年9月に発行されたTSDI(想定元本500百万米ドル)では、利息の支払いが義務となっているが、利息支払日前の12ヶ月以内に定時株主総会において配当を支払わないという決定が承認された場合、取締役会は利息の支払いを延期できる。利息は累積的なものであり、当行は、配当再開後に累積額を含む全額を支払う必要がある。当行は、配当の支払いを再開しない場合であっても過去の利息の支払いを再開できる。

－ 資本参加型永久劣後債

1984年7月にBNPパリバが発行した資本参加型永久劣後債は総額337百万ユーロであり、BNPパリバが清算手続に入る場合のみ償還が可能となる。しかし、1983年1月3日施行のフランス法に規定されている条項に基づき、償還される場合がある。2019年12月31日現在での当該債券の発行済口数は1,434,092口であった。

注4. 融資コミットメント、保証コミットメントおよび有価証券コミットメント

注4.a 融資コミットメント

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在	2018年12月31日現在
金融機関	96,003	80,610
顧客	234,757	225,125
コンファームつき融資コミットメント	97,248	102,446
顧客に供与した他のコミットメント	137,509	122,679
供与した融資コミットメント	330,760	305,735
金融機関	114,010	98,537
顧客	34,422	47,615
供与された融資コミットメント	148,432	146,152

注4.b 保証コミットメント

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在	2018年12月31日現在
金融機関	19,611	20,155
顧客	108,431	96,343
供与した保証コミットメント	128,042	116,498
金融機関	84,418	81,810
顧客	160,638	130,766
供与された保証コミットメント	245,056	212,576

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在	2018年12月31日現在
有価証券について供与したコミットメント	23,433	15,774
有価証券について供与されたコミットメント	35,672	27,677

注4.c 担保として供出したまたは供与された金融商品

- ・ 担保として供出した金融商品：

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在	2018年12月31日現在
中央銀行へ預けており、ヘアカット後の リファイナンス取引の担保としていつでも 利用できる金融商品(譲渡性有価証券および 非上場の金融資産)	50,884	50,821
－ 中央銀行への供出担保として使用したもの	16,172	19,000
－ リファイナンス取引に利用可能なもの	34,712	31,821
金融機関、金融業務の顧客または当社グループ 発行のカバード債の引受人との取引における 担保として供出したその他の金融資産	72,895	58,950

当行が、中央銀行へ預託または供出しており、リファイナンス取引の担保としていつでも利用できる金融商品(譲渡性有価証券および未上場の金融資産)の2019年12月31日現在の残高は、50,884百万ユーロ(2018年12月31日現在50,821百万ユーロ)であった。この額は、ユーロシステムの金融政策に基づく取引および日中貸出をカバーするフランス中央銀行の包括的な担保管理システムに基づき同行へ預けている37,890百万ユーロ(2018年12月31日現在36,994百万ユーロ)を含んでいる。当行は、2019年12月31日現在、16,172百万ユーロ(2018年12月31日現在、19,000百万ユーロ)を担保として中央銀行へ預けている。

当行が担保として金融機関および金融業務の顧客へ差し入れているその他の資産の合計は、2019年12月31日現在で32,252百万ユーロ(2018年12月31日現在は33,751百万ユーロ)であり、これには、BNPパリバ住宅ローンSFH向け融資が含まれている。

- ・ 担保として供出された金融商品：

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在	2018年12月31日現在
担保として供出された金融商品 (売戻契約対象物を除く)	38,891	34,354

注5. 給与および従業員給付

注5.a 給与および従業員給付費用

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日 終了事業年度	2018年12月31日 終了事業年度
給与	(4,653)	(4,012)
税金および社会保障費 ⁽¹⁾	(1,843)	(1,876)
従業員向け利益配分スキームおよび インセンティブ制度	(204)	(228)
給与および従業員給付費用合計	(6,700)	(6,116)

⁽¹⁾ 退職後給付制度に伴う年金数理計算上の損益の調整を含む。

BNPパリバの、2018年12月31日におけるフランスの競争力強化および雇用創出を目的とした税額控除(CICE)額は35百万ユーロであった。

以下の表は、BNPパリバの従業員の内訳を示している。

従業員数	2019年12月31日現在	2018年12月31日現在
フランス・メトロポリテーヌの従業員	35,749	36,720
内、管理者	25,220	25,059
フランス・メトロポリテーヌ以外の従業員	18,131	17,579
BNPパリバの従業員合計	53,880	54,299

注5.b 従業員給付債務

確定拠出制度での退職後給付

BNPパリバは、フランスにおいて様々な全国基礎年金制度や全国追加型年金制度に拠出している。BNPパリバは、社内協定に基づき積立年金制度を設定した。この制度により、従業員は国の制度で支給される年金に加え、この制度からの退職年金も受給することになる。

加えて、フランス以外の多くの国では、新規従業員への確定給付制度の提供を中止し、確定拠出年金制度への加入を当該従業員に促している。確定拠出制度では、当社グループの義務は実質上、従業員の年収の一定割合を当該制度に拠出するだけに限定される。

2019年度におけるフランス内外の確定拠出型退職後給付制度への拠出額は、312百万ユーロ(2018年度は294百万ユーロ)であった。

確定給付制度での退職後給付

BNPパリバ内の従来の確定給付制度については、従業員の受給権および退職従業員への給付債務から発生する費用を算定するため、予測単位費用方式を適用し年金数理計算手法を用いて別途評価している。こうした債務および制度資産の現在価値を予測するため、人口統計学上の仮定および財務上の仮定を用い、こうした仮定では各国に特有の経済的条件を考慮に入れる。

確定給付型退職後給付制度の債務を賄う引当金総額は、2019年12月31日現在では175百万ユーロ(2018年12月31日現在では171百万ユーロ)で、フランス国内制度分が95百万ユーロ、海外制度分が80百万ユーロであった。

2019年12月31日現在でBNPパリバが認識していた退職後給付制度資産(剰余金および補償請求権)は、310百万ユーロ(2018年12月31日現在では264百万ユーロ)であった。

・ 年金制度およびその他の退職後給付

ー 年金制度

フランス国内で、BNPパリバは、1993年12月31日時点で既に退職していた従業員および現役であった従業員が同日付で受給権を取得した追加型銀行業界年金の支給を行っている。これらの年金の残存債務は、BNPパリバの財務諸表上の引当金で賄っているか、保険会社に移転されている。

当社グループ役員が以前に取得した確定給付年金はすべて打ち切れ、追加型の制度へ移行している。受給者への給付予定額は従前の制度が打ち切りとなった時点で確定し、受給者が退職時に当社グループに在籍していることが条件となっている。これらの年金制度の管理は、外部の保険会社に委託されている。これらの保険会社の貸借対照表における関連する制度資産の時価の内訳は、債券86%、株式6%、および不動産8%である。

BNPパリバの在外支店には、従業員の最終給与および勤務期間に連動する年金(英国)か、年収の一定割合からなる元本額が事前に取り決めた率で支給される年間受給権(米国)のいずれかに基づく年金制度がある。BNP Paribas España SAとBNPパリバの間における合併に伴い、子会社の債務はBNPパリバの在マドリード支店に移管された。

さらに外部のファンド・マネジャーが運用する制度もある。2019年12月31日現在、これらの年金制度の債務総額の90%は英国、米国およびスペインの各制度に関するものであった。関連する制度資産の時価の内訳は、株式14%、債券71%、およびその他の金融商品15%である。

－ その他の退職後給付

BNPパリバの従業員は、退職時補償金のような様々なその他の契約による退職後給付も受け取る。フランス国内でのこれらの給付に対するBNPパリバの債務は、BNPパリバから独立した保険会社と締結された契約を通して積立てられる。

・ 退職後医療制度

フランス国内で、BNPパリバは退職従業員向けの医療給付に関する債務をほぼ有していない。

BNPパリバの在外支店(主として米国)の中には退職従業員向けの医療給付制度のある支店がある。2019年12月31日現在、これらの制度の債務に対する引当金は16百万ユーロ(2018年12月31日現在は15百万ユーロ)であった。

退職後医療給付制度の債務は、各国で適用されている生命表や医療給付費用の増減に関する仮定を使い測定している。また、実績から予測される医療サービス費用およびインフレの動向といった、医療給付費用に関する仮定も用いられている。

解雇給付

当行では、一定の適格基準を満たす従業員向けにいくつかの自主退職制度や人員調整計画を実施している。これらの制度に基づき受給資格を有する現役従業員に対する債務の引当金は、制度が協定または二者間の協定案の対象である場合に計上される。

この制度に対する引当金合計は、2019年12月31日現在では42百万ユーロ(2018年12月31日現在は53百万ユーロ)であった。

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在	2018年12月31日現在
自主退職および早期退職制度、ならびに人員調整計画に対する引当金	42	53

注6．追加情報

注6.a 資本取引

当事業年度中に実施できた株主総会での決議は、一括登録書類第2章「企業統治報告書」に記載されている。

資本金に影響を与える取引	株式数	額面 (単位：ユーロ)	ユーロ額	年次株主総会に よる承認日	取締役会に よる決定日	株式に配当権 が生じる日
2016年12月31日現在の 発行済株式数	1,247,002,653	2	2,494,005,306			
新株引受オプションの行使による 資本金の増加	1,404,830	2	2,809,660	(1)	(1)	2016年1月1日
新株引受オプションの行使による 資本金の増加	451,903	2	903,806	(1)	(1)	2017年1月1日
2017年12月31日現在の 発行済株式数	1,248,859,386	2	2,497,718,772			
新株引受オプションの行使による 資本金の増加	939,175	2	1,878,350	(1)	(1)	2017年1月1日
2018年12月31日現在の 発行済株式数	1,249,798,561	2	2,499,597,122			
2019年12月31日現在の 発行済株式数	1,249,798,561	2	2,499,597,122			

- (1) 当期中に行使された新株引受オプションの付与を認めた年次株主総会による様々な決議および取締役会による決定。

注6.b 株主資本変動計算書－2017年12月31日から2019年12月31日まで

(単位：百万ユーロ)	資本金	払込剰余金	利益剰余金 および 当期純利益	株主資本合計
2017年12月31日現在の株主資本	2,498	23,175	42,142	67,815
2017年度支払配当金			(3,772)	(3,772)
増資	2	47		49
加速減価償却および償却－加算			4	4
2018年度当期純利益			5,027	5,027
2018年12月31日現在の株主資本	2,500	23,222	43,401	69,123
2018年度支払配当金			(3,772)	(3,772)
加速減価償却および償却－加算			5	5
その他の変動			(11)	(11)
2019年度当期純利益			7,490	7,490
2019年12月31日現在の株主資本	2,500	23,222	47,113	72,835

注6.c 金融商品の想定元本

デリバティブ商品の想定元本額は、金融商品市場でのBNPパリバの活動量を表しているに過ぎず、当該商品に関連する市場リスクを示すものではない。

トレーディング・ポートフォリオ

(単位：百万ユーロ)	2019年12月31日現在	2018年12月31日現在
通貨デリバティブ	5,204,615	5,020,965
金利デリバティブ	16,009,284	17,235,390
株式デリバティブ	1,202,896	1,290,807
クレジット・デリバティブ	952,428	879,064
その他のデリバティブ	211,034	225,733
トレーディング・ポートフォリオ内の 先渡金融商品	23,580,257	24,651,959

確立された市場でまたは清算機関経由で取引される金融商品は、2019年12月31日現在、当行のデリバティブ取引の43%(2018年12月31日現在は44%)を占めている。

ヘッジ戦略

ヘッジ目的デリバティブ金融商品の想定元本合計額は、2019年12月31日現在では727,769百万ユーロ(2018年12月31日現在は686,468百万ユーロ)であった。

ヘッジ目的デリバティブは店頭市場での契約が主である。

市場価格

確定取引に係る当行のプラスのネットポジションの市場価格は、2019年12月31日現在、16,096百万ユーロ(2018年12月31日現在はプラスのネットポジションが9,749百万ユーロ)であった。条件付取引に係る当行のネット買いポジションの市場価格は、2019年12月31日現在、2,845百万ユーロ(2018年12月31日現在はネット売りポジションが3,467百万ユーロ)であった。

注6.d セグメント情報

以下の表は、貸借対照表に認識されているBNPパリバの銀行間取引および顧客関連項目の地域別内訳を示している。

(単位：百万ユーロ)	銀行間取引		顧客関連項目		地域別合計	
	2019年 12月31日 現在	2018年 12月31日 現在	2019年 12月31日 現在	2018年 12月31日 現在	2019年 12月31日 現在	2018年 12月31日 現在
フランス	409,850	394,245	275,270	236,620	685,120	630,865
その他の欧州経済圏諸国	69,276	69,580	83,244	80,855	152,520	150,435
南北アメリカおよびアジア	79,936	81,392	131,804	128,408	211,740	209,800
その他諸国	1,754	1,439	5,616	4,279	7,370	5,718
資金運用合計	560,816	546,656	495,934	450,162	1,056,750	996,818
フランス	205,874	195,131	270,845	263,619	476,719	458,750
その他の欧州経済圏諸国	42,882	25,136	112,015	123,378	154,897	148,514
南北アメリカおよびアジア	24,424	28,907	198,058	173,658	222,482	202,565
その他諸国	1,381	1,180	6,226	6,572	7,607	7,752
資金調達合計	274,561	250,354	587,144	567,227	861,705	817,581

2019年度におけるBNPパリバの営業収益の85%(2018年度は84%)は、欧州経済圏諸国の取引先からであった。

注6.e 資金の運用および調達の明細

(単位：百万ユーロ)	要求払取引 および 翌日物取引	残存期間					内、 引当金	合計
		3ヶ月以下	3ヶ月超 1年以下	1年超 5年以下	5年超			
資金運用								
現金ならびに中央銀行およびCCP預け金	131,249	778						132,027
財務省証券および短期金融商品	203	81,584	15,524	45,717	55,600	(14)		198,628
金融機関債権	8,911	99,695	38,826	48,124	34,605	(191)		230,161
顧客取引およびリース取引	32,610	192,269	51,279	94,003	125,773	(5,965)		495,934
債券およびその他の固定利付証券	1,199	19,668	5,369	10,755	36,773	(272)		73,764
資金調達								
金融機関、中央銀行およびCCP債務	31,732	122,764	29,246	77,418	13,401			274,561
顧客関連項目	315,951	227,358	18,273	12,952	12,610			587,144
負債証券	589	16,988	35,337	43,322	38,768			135,004

注6.f 非協力的国家および地域

BNPパリバまたはBNPパリバに対し報告を行う当社グループの子会社は、フランス包括税法典第238条セクション0Aおよび非協力的国家リストの修正を目的とする2020年1月6日付の命令の「非協力的」の定義に該当する国に営業拠点を開設する前に、特別な手続を経てグループ・コンプライアンス管理部の許可を得なければならない。これらの営業拠点には、当社グループの内部統制が首尾一貫して適用されるようにするため、BNPパリバの「最善の利益」原則に従い、リスク管理、マネーロンダリング防止、汚職、財務上の制裁、およびテロリストへの融資などに関する当社グループの規則が適用される。

会社名	所有持分(%)	法律上の形態	営業許可の種類	事業内容
パナマ				
BNPP SA(パナマ支店) - 清算手続中 ⁽¹⁾	100	支店	銀行業務許可	清算手続中
英領ヴァージン諸島				
Twenty-Three Investments Ltd - 清算手続中	100	株式有限責任会社		清算手続中

- (1) 2010年7月に開始された、パナマに所在する事業体の清算手続は、現地規制当局からの承認待ちとなっている。

[前へ](#)[次へ](#)

4

ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS AU 31 DÉCEMBRE 2019

Compte de résultat de l'exercice 2019

Les états financiers consolidés du Groupe BNP Paribas sont présentés au titre des exercices 2019 et 2018. Conformément à l'article 20.1 de l'annexe I au règlement européen Prospectus (règlement EU 809/2004), il est précisé que l'exercice 2017 est consultable dans le Document de référence déposé auprès de l'Autorité des Marchés Financiers le 5 mars 2019 sous le numéro D.19-0114.

4.1 Compte de résultat de l'exercice 2019

En millions d'euros	Notes	Exercice 2019	Exercice 2018
Intérêts et produits assimilés	3.a	37 327	35 723
Intérêts et charges assimilés	3.a	(16 200)	(14 661)
Commissions (produits)	3.b	13 265	12 925
Commissions (charges)	3.b	(3 900)	(3 718)
Gains nets sur instruments financiers à la valeur de marché par résultat	3.c	7 111	5 808
Gains nets sur instruments financiers à la valeur de marché par capitaux propres	3.d	350	315
Gains nets résultant de la décomptabilisation d'actifs financiers au coût amorti		3	(5)
Produits nets des activités d'assurance	3.e	4 437	4 064
Produits des autres activités	3.f	13 502	12 324
Charges des autres activités	3.f	(11 298)	(10 259)
PRODUIT NET BANCAIRE		44 597	42 516
Frais de personnel	7.a	(17 553)	(16 617)
Autres charges générales d'exploitation	3.g	(11 339)	(12 290)
Dotations aux amortissements et aux dépréciations des immobilisations corporelles et incorporelles	5.n	(2 445)	(1 676)
RÉSULTAT BRUT D'EXPLOITATION		13 260	11 933
Coût du risque	3.h	(3 203)	(2 764)
RÉSULTAT D'EXPLOITATION		10 057	9 169
Quote-part du résultat net des sociétés mises en équivalence	5.m	586	628
Gains nets sur autres actifs immobilisés		1 569	358
Écarts d'acquisition	5.o	(618)	53
RÉSULTAT AVANT IMPÔT		11 394	10 208
Impôt sur les bénéfices	3.i	(2 611)	(2 203)
RÉSULTAT NET		8 583	8 005
dont intérêts minoritaires		410	479
RÉSULTAT NET, PART DU GROUPE		8 173	7 526
Résultat par action	8.a	6,21	5,73
Résultat dilué par action	8.a	6,21	5,73

ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS AU 31 DÉCEMBRE 2019

État du résultat net et des variations d'actifs et de passifs comptabilisées directement en capitaux propres

4

4.2 État du résultat net et des variations d'actifs et de passifs comptabilisées directement en capitaux propres

En millions d'euros	Exercice 2019	Exercice 2018
Résultat net	8 583	8 005
Variations d'actifs et passifs comptabilisées directement en capitaux propres	1 630	(1 315)
Éléments pouvant être rapportés au résultat	1 565	(1 404)
Variations de valeur des éléments relatifs aux parts monétaires	530	(159)
Variations de valeur des actifs financiers en valeur de marché par capitaux propres		
Variations de valeur portées en capitaux propres	283	(461)
Variations de valeur rapportées au résultat de la période	(191)	(110)
Variations de valeur des placements des activités d'assurance		
Variations de valeur portées en capitaux propres	883	(530)
Variations de valeur rapportées au résultat de la période	(76)	(99)
Variations de valeur différées des instruments dérivés de couverture		
Variations de valeur portées en capitaux propres	494	(408)
Variations de valeur rapportées au résultat de la période	(125)	(7)
Impôts sur les bénéfices	(391)	505
Variations de valeur des éléments relatifs aux sociétés mises en équivalence nettes d'impôt	158	(137)
Éléments ne pouvant être rapportés au résultat	65	89
Variations de valeur des actifs financiers en valeur de marché par capitaux propres sur option	114	(148)
Réévaluation des dettes imputable au risque émetteur du Groupe BNP Paribas	9	195
Effets des réestimations sur les régimes d'avantages postérieurs à l'emploi	(28)	137
Impôts sur les bénéfices	(15)	(96)
Variations de valeur des éléments relatifs aux sociétés mises en équivalence nettes d'impôt	(15)	1
TOTAL	10 213	6 690
Part du Groupe	9 796	6 215
Part des minoritaires	417	475

4

4

ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS AU 31 DÉCEMBRE 2019

Bilan au 31 décembre 2019

4.3 Bilan au 31 décembre 2019

En millions d'euros, au	Notes	31 décembre 2019	31 décembre 2018
ACTIF			
Caisse, banques centrales		155 135	185 119
Instruments financiers en valeur de marché par résultat			
Portefeuille de titres	5 a	131 935	121 954
Prêts et opérations de pension	5 a	196 927	183 716
Instruments financiers dérivés	5 a	247 287	232 895
Instruments financiers dérivés de couverture	5 b	12 452	9 610
Actifs financiers en valeur de marché par capitaux propres			
Titres de dette	5 c	50 403	53 838
Instruments de capitaux propres	5 c	2 266	2 151
Actifs financiers au coût amorti			
Prêts et créances sur les établissements de crédit	5 e	21 692	19 556
Prêts et créances sur la clientèle	5 e	805 777	765 671
Titres de dette	5 e	108 454	75 073
Écart de réévaluation des portefeuilles couverts en taux		4 303	2 787
Placements des activités d'assurance	5 i	257 818	232 308
Actifs d'impôts courants et différés	5 k	6 813	7 220
Comptes de régularisation et actifs divers	5 l	113 535	103 346
Participations dans les entreprises mises en équivalence	5 m	5 952	5 772
Immobilisations corporelles et immeubles de placement	5 n	32 295	26 652
Immobilisations incorporelles	5 n	3 852	3 783
Écarts d'acquisition	5 o	7 817	8 487
Actifs non courants destinés à être cédés	8 c		498
TOTAL ACTIF		2 164 713	2 040 836
DETTES			
Banques centrales		2 985	1 354
Instruments financiers en valeur de marché par résultat			
Portefeuille de titres	5 a	65 490	75 189
Dépôts et opérations de pensions	5 a	215 093	204 039
Dettes représentées par un titre	5 a	63 758	54 908
Instruments financiers dérivés	5 a	237 885	225 804
Instruments financiers dérivés de couverture	5 b	14 116	11 677
Passifs financiers au coût amorti			
Dettes envers les établissements de crédit	5 g	84 566	78 915
Dettes envers la clientèle	5 g	834 067	796 548
Dettes représentées par un titre	5 h	157 578	151 451
Dettes subordonnées	5 h	20 003	17 627
Écart de réévaluation des portefeuilles couverts en taux		3 989	2 470
Passifs d'impôts courants et différés	5 k	3 500	2 255
Comptes de régularisation et passifs divers	5 l	102 749	89 562
Provisions techniques et autres passifs d'assurance	5 j	236 937	213 691
Provisions pour risques et charges	5 p	9 486	9 620
TOTAL DETTES		2 052 868	1 935 110
CAPITAUX PROPRES			
Capital et réserves		97 135	93 431
Résultat de la période, part du Groupe		8 173	7 526
Total capital, réserves consolidées et résultat de la période, part du Groupe		105 308	100 957
Variations d'actifs et passifs comptabilisées directement en capitaux propres		2 145	510
Total part du Groupe		107 453	101 467
Intérêts minoritaires	B d	4 392	4 259
TOTAL CAPITAUX PROPRES		111 845	105 726
TOTAL PASSIF		2 164 713	2 040 836

ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS AU 31 DÉCEMBRE 2019

Tableau des flux de trésorerie relatifs à l'exercice 2019

4

4.4 Tableau des flux de trésorerie relatifs à l'exercice 2019

En millions d'euros	Notes	Exercice 2019	Exercice 2018
Résultat avant impôt		11 394	10 208
Éléments non monétaires inclus dans le résultat net avant impôt et autres ajustements hors résultat		13 413	9 713
Dotations nettes aux amortissements des immobilisations corporelles et incorporelles		6 108	5 144
Dotations nettes aux provisions des autres immobilisations et dépréciation des écarts d'acquisition		796	(133)
Dotations nettes aux provisions		11 071	10 210
Quote-part de résultat liée aux sociétés mises en équivalence		(586)	(628)
(Produits) nets des activités d'investissement		(1 585)	(660)
(Produits) nets des activités de financement		(830)	(501)
Autres mouvements		(1 561)	(3 719)
Diminution nette liée aux actifs et passifs provenant des activités opérationnelles		(75 644)	(20 439)
Diminution nette liée aux opérations avec la clientèle et les établissements de crédit		(14 723)	(1 104)
Diminution nette liée aux opérations affectant les autres actifs ou passifs financiers		(51 042)	(13 276)
Diminution nette liée aux opérations affectant les actifs ou passifs non financiers		(7 945)	(4 823)
Impôts versés		(1 934)	(1 236)
DIMINUTION NETTE DE LA TRÉSORERIE GÉNÉRÉE PAR L'ACTIVITÉ OPÉRATIONNELLE		(50 837)	(518)
Augmentation nette liée aux actifs financiers et aux participations		1 675	3 152
Diminution nette liée aux immobilisations corporelles et incorporelles		(1 998)	(1 827)
AUGMENTATION (DIMINUTION) NETTE DE LA TRÉSORERIE LIÉE AUX OPÉRATIONS D'INVESTISSEMENT		(323)	1 325
Diminution de trésorerie liée aux opérations réalisées avec les actionnaires		(3 987)	(4 039)
Augmentation de trésorerie provenant des autres activités de financement		24 128	9 865
AUGMENTATION NETTE DE LA TRÉSORERIE LIÉE AUX OPÉRATIONS DE FINANCEMENT		20 141	5 826
EFFET DE LA VARIATION DES TAUX DE CHANGE SUR LA TRÉSORERIE ET ASSIMILÉE		714	1 529
IMPACTS NON MONÉTAIRES DES ACTIFS NON COURANTS DESTINÉS À ÊTRE CÉDÉS		-	(700)
AUGMENTATION (DIMINUTION) NETTE DE LA TRÉSORERIE		(30 305)	7 462
Solde des comptes de trésorerie et assimilée à l'ouverture de la période		182 523	175 061
Comptes actifs de caisse, banques centrales		185 134	178 446
Comptes passifs de banques centrales		(1 354)	(1 471)
Prêts à vue aux établissements de crédit		8 813	8 063
Emprunts à vue auprès des établissements de crédit	5 g	(10 571)	(9 906)
Déduction des créances et dettes rattachées sur les comptes de trésorerie et assimilée		501	(71)
Solde des comptes de trésorerie et assimilée à la clôture de la période		152 218	182 523
Comptes actifs de caisse, banques centrales		155 151	185 134
Comptes passifs de banques centrales		(2 985)	(1 354)
Prêts à vue aux établissements de crédit		8 972	8 813
Emprunts à vue auprès des établissements de crédit	5 g	(9 072)	(10 571)
Déduction des créances et dettes rattachées sur les comptes de trésorerie et assimilée		152	501
AUGMENTATION (DIMINUTION) DES SOLDES DES COMPTES DE TRÉSORERIE ET ASSIMILÉE		(30 305)	7 462

4

4

ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS AU 31 DÉCEMBRE 2019

Tableau de passage des capitaux propres du 1^{er} janvier 2018 au 31 décembre 2019

4.5 Tableau de passage des capitaux propres

	Capital et réserves				Variations d'actifs et passifs comptabilisés directement en capitaux propres ne pouvant être reclassés en résultat	
	Actions ordinaires et réserves liées	Titres Super Subordonnés à Durée Indéterminée	Réserves non distribuées	Total	Actifs financiers en valeur de marché par capitaux propres sur option	Risque émetteur des dettes en valeur de marché par résultat
<i>En millions d'euros</i>						
Situation au 1^{er} janvier 2018	27 051	8 172	62 416	97 639	561	(323)
Affectation du résultat de l'exercice 2017			(3 772)	(3 772)		
Augmentations de capital et émissions	49	600	(2)	707		
Réduction ou remboursement de capital		(600)		(600)		
Mouvements sur titres propres	(64)	(2)	(142)	(208)		
Opérations résultant de plans de paiement en actions			2	2		
Rémunération des actions de préférence et des TSSDI			(356)	(356)		
Opérations internes affectant les actionnaires minoritaires			6	6		
Mouvements de périmètre affectant les intérêts minoritaires (note 8 d)			(37)	(37)		
Opérations d'acquisition de participation complémentaire ou de cession partielle (note 8 d)			71	71		
Variation des engagements de rachat des participations aux actionnaires minoritaires			(6)	(6)		
Autres variations			(8)	(8)		
Plus ou moins-values reclassées en réserves			(7)	(7)		7
Variations d'actifs et passifs comptabilisés directement en capitaux propres				-	(159)	134
Résultat net de l'exercice 2018			7 526	7 526		
Acomptes distribués sur le résultat de l'exercice				-		
Situation au 31 décembre 2018	27 036	8 230	65 691	100 957	403	(182)
Effets de l'application de la norme IFRS 16 (note 2)			(141)	(141)		
Situation au 1^{er} janvier 2019	27 036	8 230	65 550	100 816	403	(182)
Affectation du résultat de l'exercice 2018			(3 772)	(3 772)		
Augmentations de capital et émissions		1 512	(2)	1 510		
Réduction ou remboursement de capital		(1 069)	(14)	(1 083)		
Mouvements sur titres propres	34	16	36	86		
Opérations résultant de plans de paiement en actions				-		
Rémunération des actions de préférence et des TSSDI			(401)	(401)		
Opérations internes affectant les actionnaires minoritaires (note 8 d)			(1)	(1)		
Opérations d'acquisition de participation complémentaire ou de cession partielle (note 8 d)			18	18		
Variation des engagements de rachat des participations aux actionnaires minoritaires			(7)	(7)		
Autres variations			(19)	(19)		
Plus ou moins-values reclassées en réserves			(12)	(12)		12
Variations d'actifs et passifs comptabilisés directement en capitaux propres				-	108	7
Résultat net de l'exercice 2019			8 173	8 173		
Situation au 31 décembre 2019	27 070	8 689	69 549	105 308	511	(163)

ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS AU 31 DÉCEMBRE 2019
Tableau de passage des capitaux propres du 1^{er} janvier 2018 au 31 décembre 2019

4

du 1^{er} janvier 2018 au 31 décembre 2019

	Variations d'actifs et passifs comptabilisées directement en capitaux propres ne pouvant être reclassées en résultat		Variations d'actifs et passifs comptabilisées directement en capitaux propres pouvant être reclassées en résultat					Total part du Groupe	Intérêts minoritaires (note 8.1f)	Capitaux propres totaux
	Réestimations sur les régimes d'avantages postérieurs à l'emploi	Total	Parités monétaires	Actifs financiers en valeur de marché par capitaux propres	Placements de l'activité d'assurance	Instruments dérivés de couverture	Total			
	68	306	(2 192)	589	1 947	1 137	1 481	99 426	5 126	104 552
	-	-	-	-	-	-	-	(3 772)	(160)	(3 932)
	-	-	-	-	-	-	-	707	4	711
	-	-	-	-	-	-	-	(600)	-	(600)
	-	-	-	-	-	-	-	(208)	-	(208)
	-	-	-	-	-	-	-	2	-	2
	-	-	-	-	-	-	-	(356)	(2)	(358)
	-	-	-	-	-	-	-	6	(6)	-
	37	37	-	-	-	-	-	-	(1 299)	(1 299)
	9	9	(29)	10	-	-	(19)	61	307	368
	-	-	-	-	-	-	-	(6)	(165)	(171)
	-	-	-	-	-	-	-	(8)	11	3
	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	96	72	(252)	(393)	(418)	(315)	(1 383)	(1 311)	(4)	(1 315)
	-	-	-	-	-	-	-	7 526	479	8 005
	-	-	-	-	-	-	-	-	(32)	(32)
	210	431	(2 473)	201	1 529	822	79	101 467	4 259	105 726
	-	-	-	-	-	-	-	(141)	(5)	(146)
	210	431	(2 473)	201	1 529	822	79	101 326	4 254	105 580
	-	-	-	-	-	-	-	(3 772)	(227)	(3 999)
	-	-	-	-	-	-	-	1 510	10	1 520
	-	-	-	-	-	-	-	(1 083)	-	(1 083)
	-	-	-	-	-	-	-	86	-	86
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	(401)	(1)	(402)
	-	-	-	-	-	-	-	(1)	1	-
	-	-	-	-	-	-	-	18	1	19
	-	-	-	-	-	-	-	(7)	(54)	(71)
	-	-	-	-	-	-	-	(19)	1	(18)
	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(50)	65	571	40	709	238	1 558	1 623	7	1 630
	-	-	-	-	-	-	-	8 173	410	8 583
	160	508	(1 902)	241	2 238	1 060	1 637	107 453	4 392	111 845

4

4.6 Notes annexes aux états financiers établis selon les normes comptables IFRS adoptées par l'Union européenne

Note 1 RÉSUMÉ DES PRINCIPES COMPTABLES APPLIQUÉS PAR LE GROUPE

1.a NORMES COMPTABLES

1.a.1 Normes comptables applicables

Les comptes consolidés du Groupe BNP Paribas sont établis conformément aux normes comptables internationales (*International Financial Reporting Standards* - IFRS), telles qu'elles ont été adoptées au sein de l'Union européenne⁽¹⁾. À ce titre, certaines dispositions de la norme IAS 39 relatives à la comptabilité de couverture ont été exclues, et certains textes récents n'ont pas encore fait l'objet d'une procédure d'adoption.

Les informations relatives à la nature et l'étendue des risques afférents aux instruments financiers requises par IFRS 7 « Instruments financiers : Informations à fournir » et aux contrats d'assurance requises par IFRS 4 « Contrats d'assurance », ainsi que les informations sur les fonds propres réglementaires prescrites par IAS 1 « Présentation des états financiers » sont présentées au sein du chapitre 5 du Document d'enregistrement universel. Ces informations qui font partie intégrante des notes annexes aux états financiers consolidés du Groupe BNP Paribas sont couvertes par l'opinion des Commissaires aux comptes sur les états financiers et sont identifiées dans le rapport de gestion par la mention « audité ».

■ Depuis le 1^{er} janvier 2019, le Groupe applique la norme IFRS 16 « Contrats de location » adoptée par l'Union européenne le 31 octobre 2017.

IFRS 16 remplace la norme IAS 17 « Contrats de location » et les interprétations relatives à la comptabilisation de tels contrats. Elle définit de nouveaux principes de comptabilisation des contrats de location pour les preneurs qui reposent d'une part sur l'identification d'un actif et d'autre part sur le contrôle par le preneur du droit d'utilisation de cet actif.

La norme impose ainsi la comptabilisation au bilan du preneur de tous les contrats de location sous forme d'un droit d'utilisation sur l'actif loué, enregistré dans les immobilisations, et au passif la comptabilisation d'une dette financière au titre des loyers et des autres paiements à effectuer pendant la durée de la location. Le droit d'utilisation est amorti linéairement et la dette financière est amortie actuariellement sur la durée du contrat de location. La norme induit principalement un changement pour les contrats qui selon IAS 17 répondaient à la définition de contrats de location simple ou opérationnelle et à ce titre ne donnaient pas lieu à un enregistrement au bilan des actifs pris en location.

Le principal impact sur le compte de résultat est le remplacement des loyers auparavant comptabilisés de manière linéaire en frais généraux par une augmentation des charges d'intérêts en produit net bancaire du fait des dettes de location, et une augmentation des charges d'amortissement du fait des droits d'utilisation.

Les principes détaillés applicables par le Groupe preneur de contrats de location sont présentés en note 1.h.2. Les effets détaillés de la norme à la date de première application sont présentés en note 2.

Du point de vue du bailleur, l'impact est limité, les dispositions retenues restant pour l'essentiel inchangées par rapport à la norme IAS 17.

Par ailleurs, le Comité d'interprétation des IFRS (IFRIC) a été saisi d'une question relative à la détermination de la durée de deux types de contrats résiliables ou renouvelables :

- les contrats sans limitation de durée, résiliables à tout moment avec préavis par le preneur ou le bailleur sans pénalité à verser ;
- les contrats conclus pour une durée initiale courte (en principe 12 mois), renouvelable indéfiniment par tacite reconduction pour la même durée, sauf avis contraire du bailleur ou du preneur signifié dans le cadre d'un préavis.

À l'issue de la réunion du 26 novembre 2019, l'IFRIC a confirmé que le caractère exécutoire des deux types de contrats ci-dessus peut aller au-delà de la période de préavis lorsque l'une ou l'autre des deux parties a un avantage économique non négligeable à ne pas résilier le contrat de location. L'IFRIC a également confirmé que dans le cas où une entité s'attend à utiliser des travaux d'améliorations locatives non amovibles après la date à laquelle le contrat peut être résilié, l'existence de ces améliorations indique que l'entité peut encourir une pénalité économique non négligeable en cas de résiliation. Dans ce cas, la durée utilisée dans le calcul du droit d'utilisation correspond à la durée d'usage des travaux d'amélioration.

L'application de cette décision ne devrait pas avoir d'impact significatif pour le Groupe et sera mise en œuvre par le Groupe en 2020.

- Le Groupe a appliqué la norme IFRIC 23 « Incertitude relative aux traitements fiscaux » pour l'établissement de ses comptes consolidés de l'exercice 2019. Cette norme a pour conséquence le reclassement dans la rubrique « Passifs d'impôts courants et différés » des provisions pour incertitudes relatives à l'impôt sur les bénéfices.
- Le Groupe a appliqué par anticipation l'amendement à IFRS 9 « Clauses de remboursement anticipé prévoyant une compensation négative » depuis le 1^{er} janvier 2018.

(1) Le référentiel intégral des normes adoptées au sein de l'Union européenne peut être consulté sur le site internet de la Commission européenne à l'adresse suivante : https://ec.europa.eu/info/business-economy-euro/company-reporting-and-auditing/company-reporting_en

■ En septembre 2019, l'IASB a publié des amendements à IAS 39 et IFRS 7 modifiant les exigences relatives à la comptabilité de couverture, afin que les couvertures affectées par la réforme des taux d'intérêt de référence puissent se poursuivre malgré l'incertitude liée à la période de transition des instruments couverts et de couverture vers les nouveaux taux. Ces amendements, adoptés par la Commission européenne le 15 janvier 2020, sont applicables obligatoirement pour les états financiers annuels à partir du 1^{er} janvier 2020, avec la possibilité d'une application anticipée, option que le Groupe a retenue afin de maintenir ses relations de couverture existantes.

Les relations de couverture de valeur et de résultats futurs documentées par le Groupe le sont au regard des taux d'intérêt de référence visés par la réforme, principalement l'Eonia, l'Euribor et les taux Libor. Pour ces relations de couverture, les instruments couverts et de couverture vont être progressivement amendés afin d'incorporer les nouveaux taux. Le Groupe considère que les amendements à IAS 39 et IFRS 7 sont applicables dès lors qu'il existe une incertitude sur les cash flows futurs. Ceci est le cas lorsque les termes contractuels des instruments couverts ou des instruments de couverture n'ont pas encore été amendés (par exemple avec l'inclusion d'une clause de fallback), ou s'ils ont été amendés, si les termes et la date de la transition vers les nouveaux taux d'intérêt de référence n'ont pas été clairement stipulés.

Le Groupe a lancé un projet de transition impliquant l'ensemble des Métiers et fonctions. Ce projet vise à encadrer et à mettre en œuvre le processus de transition des anciens taux d'intérêt de référence (principalement les taux LIBOR et Eonia) vers les nouveaux taux dans toutes les juridictions et les devises concernées, tout en réduisant les risques liés à cette transition et en respectant les délais fixés par les autorités compétentes. Le Groupe a contribué aux travaux de place menés conjointement avec les banques centrales et les régulateurs.

Les montants notionnels des instruments de couverture documentés dans les relations de couverture impactées par la réforme des taux d'intérêt de référence sont présentés dans l'annexe 5b « Instruments financiers dérivés à usage de couverture ».

L'entrée en vigueur des autres normes, amendements et interprétations d'application obligatoire à partir du 1^{er} janvier 2019 n'a pas eu d'effet sur les états financiers de l'exercice 2019.

À l'exception des amendements à IFRS 9, IAS 39 et IFRS 7 précités, le Groupe n'a pas anticipé l'application des nouvelles normes, amendements et interprétations adoptés par l'Union européenne lorsque l'application en 2019 est optionnelle.

1.a.2 Principales nouvelles normes publiées et non encore applicables

La norme IFRS 17 « Contrats d'assurance » publiée en mai 2017, remplacera la norme IFRS 4 « Contrats d'assurance ». Elle entrera en vigueur de manière obligatoire pour les exercices ouverts à compter du 1^{er} janvier 2021⁽¹⁾ et devra être préalablement adoptée par l'Union européenne, pour application en Europe.

L'analyse de la norme et l'identification de ses effets se poursuivent.

1.b PRINCIPES DE CONSOLIDATION

1.b.1 Périmètre de consolidation

Les comptes consolidés de BNP Paribas regroupent les entreprises contrôlées, contrôlées conjointement, et sous influence notable hormis celles dont la consolidation présente un caractère négligeable pour l'établissement des comptes consolidés du Groupe. Sont également consolidées les entités portant à leur actif des titres de participation de sociétés consolidées.

Une filiale est consolidée à partir de la date à laquelle le Groupe obtient effectivement son contrôle. Les entités temporairement contrôlées sont également intégrées dans les comptes consolidés jusqu'à la date de leur cession.

1.b.2 Méthodes de consolidation

Contrôle exclusif

Les entreprises contrôlées par le Groupe sont consolidées par intégration globale. Le Groupe exerce le contrôle sur une filiale lorsque ses relations avec l'entité l'exposent ou lui donnent droit à des rendements variables et qu'il a la capacité d'influer sur ces rendements du fait du pouvoir qu'il exerce sur cette dernière.

Pour les entités régies par des droits de vote, le Groupe contrôle généralement l'entité s'il détient, directement ou indirectement, la majorité des droits de vote (et s'il n'existe pas de dispositions contractuelles venant altérer le pouvoir de ces droits de vote) ou si le pouvoir de diriger les activités pertinentes de l'entité lui est conféré par des accords contractuels.

Les entités structurées sont des entités établies de telle sorte qu'elles ne sont pas régies par des droits de vote, comme lorsque ceux-ci sont limités à des décisions administratives, alors que la gestion des activités pertinentes est régie par des accords contractuels. Elles présentent souvent des caractéristiques telles que des activités circonscrites, un objet précis et bien défini et des capitaux propres insuffisants pour leur permettre de financer leurs activités sans recours à un soutien financier subordonné.

Pour ces entités, l'analyse du contrôle considère les raisons ayant présidé à leur création, les risques auxquels il a été prévu qu'elles seraient exposées et dans quelle mesure le Groupe en absorbe la variabilité. L'évaluation du contrôle tient compte de tous les faits et circonstances permettant d'apprécier la capacité pratique du Groupe à prendre les décisions susceptibles de faire varier significativement les rendements qui lui reviennent même si ces décisions sont contingentes à certaines circonstances ou événements futurs incertains.

Lorsqu'il évalue s'il a le pouvoir, le Groupe tient seulement compte des droits substantiels relatifs à l'entité, à sa main ou détenus par des tiers. Pour être substantiel, un droit doit donner à son détenteur la capacité pratique de l'exercer, au moment où les décisions relatives aux activités essentielles de l'entité doivent être prises.

L'analyse du contrôle doit être réexaminée dès lors qu'un des critères caractérisant le contrôle est modifié.

(1) Le 26 juin 2019, l'IASB a publié un exposé-sondage « Amendements à IFRS 17 » proposant notamment le report de sa date d'application obligatoire au 1^{er} janvier 2022.

4

ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS AU 31 DÉCEMBRE 2019

Notes annexes aux états financiers

Lorsque le Groupe est contractuellement doté du pouvoir de décision, par exemple lorsque le Groupe intervient en qualité de gestionnaire de fonds, il convient de déterminer s'il agit en tant qu'agent ou principal. En effet, associé à un certain niveau d'exposition à la variabilité des rendements, ce pouvoir décisionnel peut indiquer qu'il agit pour son propre compte et qu'il a donc le contrôle sur ces entités.

Les intérêts minoritaires sont présentés séparément dans le résultat consolidé, ainsi que dans le bilan consolidé au sein des capitaux propres. La détermination des intérêts minoritaires tient compte le cas échéant des actions préférentielles cumulatives en circulation émises par les filiales et classées comme des instruments de capitaux propres, dès lors qu'elles sont détenues par des entreprises hors du Groupe.

Pour les fonds consolidés par intégration globale, les parts détenues par des investisseurs tiers sont enregistrées en dettes à la valeur de marché dès lors que les parts émises par ces fonds sont remboursables à la valeur de marché au gré du détenteur.

Lors de transactions aboutissant à une perte de contrôle, la quote-part résiduelle éventuellement conservée est réévaluée à sa valeur de marché par la contrepartie du résultat.

Contrôle conjoint

Lorsque le Groupe poursuit une activité avec un ou plusieurs partenaires et que le contrôle est partagé en vertu d'un accord contractuel qui nécessite que les décisions relatives aux activités pertinentes (celles qui affectent significativement les rendements de l'entité) soient prises à l'unanimité, le Groupe exerce un contrôle conjoint sur l'activité. Lorsque l'activité contrôlée conjointement est menée via une structure juridique distincte sur l'actif net de laquelle les partenaires ont un droit, cette coentreprise est comptabilisée selon la méthode de la mise en équivalence. Quand l'activité contrôlée conjointement n'est pas opérée via une structure juridique distincte ou que les partenaires ont des droits sur les actifs et des obligations relatives aux passifs de l'activité contrôlée conjointement, le Groupe comptabilise ses actifs, ses passifs et les produits et charges lui revenant selon les normes IFRS applicables.

Influence notable

Les entreprises sous influence notable, ou entreprises associées, sont mises en équivalence. L'influence notable est le pouvoir de participer aux décisions stratégiques de l'entreprise en étant représenté dans les organes de direction, ou exerce une influence sur la gestion opérationnelle de l'entreprise associée par la mise à disposition de systèmes de gestion ou de personnel dirigeant, ou apporte sa collaboration technique au développement de cette entreprise.

Les variations de capitaux propres des sociétés mises en équivalence sont comptabilisées à l'actif du bilan sous la rubrique « Participations dans les sociétés mises en équivalence » et au passif du bilan sous la rubrique de capitaux propres appropriée. L'écart d'acquisition constaté sur une société consolidée par mise en équivalence figure également sous la rubrique « Participations dans les sociétés mises en équivalence ».

Dès lors qu'il existe un indicateur de perte de valeur, la valeur comptable de la participation mise en équivalence (y compris l'écart d'acquisition) est soumise à un test de dépréciation, en comparant sa valeur recouvrable (égale au montant le plus important entre la valeur d'utilité et la valeur de marché nette des coûts de cession) avec sa valeur comptable. Le cas échéant, une dépréciation est comptabilisée sous la rubrique « Quote-part du résultat net des sociétés mises en équivalence » du compte de résultat consolidé et peut être reprise ultérieurement.

Si la quote-part du Groupe dans les pertes d'une entreprise mise en équivalence est égale ou supérieure à ses intérêts dans cette entreprise, le Groupe cesse de prendre en compte sa quote-part dans les pertes à venir. La participation est alors présentée pour une valeur nulle. Les pertes supplémentaires de l'entreprise mise en équivalence sont provisionnées uniquement lorsque le Groupe a contracté une obligation légale ou implicite ou lorsqu'il a effectué des paiements pour le compte de l'entreprise.

Lorsque le Groupe détient une participation dans une entreprise associée, directement ou indirectement via une entité qui est un organisme de capital-risque, un fonds commun de placement, une société d'investissement à capital variable ou une entité semblable telle qu'un fonds d'assurance lié à des placements, il peut choisir d'évaluer cette participation à la valeur de marché par résultat.

Les résultats de cession réalisés sur les titres consolidés sont enregistrés au compte de résultat sous la rubrique « Gains nets sur autres actifs immobilisés ».

Les états financiers consolidés sont établis en utilisant des méthodes comptables uniformes pour des transactions et autres événements semblables dans des circonstances similaires.

1.b.3 Règles de consolidation**Élimination des opérations réciproques**

Les soldes réciproques résultant d'opérations réalisées entre sociétés consolidées du Groupe ainsi que les opérations elles-mêmes, y compris les produits, les charges et les dividendes, sont éliminés. Les profits et les pertes réalisés du fait de cessions d'actifs à l'intérieur du Groupe sont éliminés, sauf dans l'hypothèse où l'actif cédé est considéré comme durablement déprécié. Les profits et pertes latents compris dans la valeur des actifs en valeur de marché par capitaux propres et des actifs disponibles à la vente sont conservés au niveau du Groupe.

Conversion des comptes en devises étrangères

Les comptes consolidés de BNP Paribas sont établis en euros.

La conversion des comptes des entités dont la monnaie fonctionnelle est différente de l'euro est effectuée par application de la méthode du cours de clôture. Selon cette méthode, tous les éléments d'actif et de passif monétaires ou non monétaires, sont convertis au cours de change en vigueur à la date de clôture de l'exercice. Les produits et les charges sont convertis au cours moyen de la période.

La même méthode s'applique aux comptes des filiales du Groupe situées dans des pays dotés d'une économie à caractère hyper-inflationniste, préalablement corrigés des effets de l'inflation au moyen d'indices reflétant les variations générales des prix.

Les écarts de conversion constatés, tant sur les éléments du bilan que du résultat, sont portés, pour la part revenant au Groupe, dans ses capitaux propres sous la rubrique « Parités monétaires » et pour la part des tiers, sous la rubrique « Intérêts minoritaires ». Par application de l'option offerte par la norme IFRS 1, le Groupe a procédé, par transfert aux réserves consolidées, à la mise à zéro de l'ensemble des écarts de conversion en part du Groupe et en Intérêts minoritaires dans le bilan d'ouverture du 1^{er} janvier 2004.

En cas de liquidation ou de cession de tout ou partie d'une participation détenue dans une entreprise située hors de la zone euro conduisant à changer la nature de l'investissement (perte de contrôle, perte d'influence notable ou perte de contrôle conjoint sans conservation d'une influence notable), l'écart de conversion cumulé à la date de liquidation ou de cession, déterminé selon la méthode par palier, est enregistré en résultat.

En cas de variation de pourcentage d'intérêts ne conduisant pas à changer la nature de l'investissement, l'écart de conversion est réalloué entre la part du groupe et les intérêts minoritaires si l'entité est intégrée globalement ; dans le cas d'une entreprise mise en équivalence, il est enregistré en résultat pour la fraction afférente à la participation cédée.

1.b.4 Regroupements d'entreprises et évaluation des écarts d'acquisition

Regroupement d'entreprises

Les regroupements d'entreprises sont comptabilisés selon la méthode de l'acquisition.

Selon cette méthode, les actifs identifiables acquis et les passifs repris de l'entité acquise sont comptabilisés à la valeur de marché ou son équivalent, déterminée à la date d'acquisition, à l'exception des actifs non courants classés comme actifs détenus en vue de la vente, qui sont comptabilisés à la valeur de marché nette des coûts de sortie.

Les passifs éventuels de l'entité acquise ne sont comptabilisés au bilan consolidé que dans la mesure où ils sont représentatifs d'une obligation actuelle à la date de prise de contrôle et où leur valeur de marché peut être estimée de façon fiable.

Le coût d'acquisition est égal à la valeur de marché ou son équivalent, à la date d'échange des actifs remis, des passifs encourus ou assumés ou des instruments de capitaux propres émis pour obtenir le contrôle de la société acquise. Les coûts directement afférents à l'opération de regroupement constituent une transaction séparée du regroupement et sont enregistrés en résultat.

Les compléments de prix éventuels sont intégrés dès la prise de contrôle dans le coût d'acquisition pour leur valeur de marché à la date d'acquisition. Les variations ultérieures de valeur des compléments de prix éventuels qualifiés de passifs financiers sont enregistrées en résultat.

Le Groupe dispose d'un délai de douze mois après la date d'acquisition pour finaliser la comptabilisation du regroupement d'entreprises considéré.

L'écart d'acquisition, ou survalueur, correspond à la différence entre le coût d'acquisition et la quote-part d'intérêt de l'acquéreur dans la valeur de marché ou son équivalent des actifs et passifs identifiables à la date d'acquisition. À cette date, cet écart est inscrit à l'actif de l'acquéreur s'il est positif, et est comptabilisé immédiatement en résultat s'il est négatif. Les intérêts minoritaires sont alors évalués pour leur quote-part

dans l'actif net réévalué de l'entité acquise. Cependant, le Groupe peut également choisir, pour chaque regroupement d'entreprises, d'évaluer les intérêts minoritaires à leur valeur de marché, une fraction de l'écart d'acquisition ainsi déterminé leur étant alors affectée. Le Groupe n'a, à ce jour, jamais retenu cette option.

Les écarts d'acquisition sont enregistrés dans la monnaie fonctionnelle de la société acquise et sont convertis au cours de change en vigueur à la date de clôture.

À la date de prise de contrôle d'une entité, l'éventuelle quote-part antérieurement détenue dans cette dernière est réévaluée à sa valeur de marché en contrepartie du compte de résultat. Lorsqu'un regroupement d'entreprise a été réalisé au moyen de plusieurs transactions d'échange (acquisition par étapes), l'écart d'acquisition est déterminé par référence à la valeur de marché à la date de prise de contrôle.

L'application de la norme IFRS 3 révisée ayant été prospective, les regroupements d'entreprises réalisés avant le 1^{er} janvier 2010 n'ont pas été retraités des effets des révisions de la norme IFRS 3.

En application de l'exception offerte par la norme IFRS 1, les regroupements d'entreprises intervenus avant le 1^{er} janvier 2004 et comptabilisés selon les règles comptables françaises prévalant antérieurement à cette date, n'avaient pas été retraités selon les principes de la norme IFRS 3.

Évaluation des écarts d'acquisition

Le Groupe BNP Paribas procède régulièrement à des tests de dépréciation des écarts d'acquisition.

Ensemble homogène de métiers

Le Groupe a réparti l'ensemble de ses activités en « ensembles homogènes de métiers »⁽¹⁾. Cette répartition, opérée de manière cohérente avec le mode d'organisation et de gestion des métiers du Groupe, tient compte à la fois du caractère indépendant des résultats générés et du mode de gestion et de direction de ces ensembles. Cette répartition est régulièrement revue afin de tenir compte des événements susceptibles d'avoir une conséquence sur la composition des ensembles homogènes de métiers (opérations d'acquisition et de cession, réorganisation majeure, etc.).

Tests de dépréciation d'un ensemble homogène de métiers

Des tests de dépréciation des écarts d'acquisition affectés à chaque ensemble homogène de métiers sont effectués lorsqu'apparaît un risque de dépréciation durable, et en tout état de cause une fois par an. La valeur comptable de l'ensemble homogène de métiers est alors comparée à sa valeur recouvrable. Dans le cas où la valeur recouvrable est inférieure à la valeur comptable, il est procédé à une dépréciation irréversible de l'écart d'acquisition égale à la différence entre la valeur comptable et la valeur recouvrable de l'ensemble homogène considéré.

Valeur recouvrable d'un ensemble homogène de métiers

La valeur recouvrable d'un ensemble homogène de métiers est définie comme la valeur la plus élevée entre sa valeur de marché nette des coûts de cession et sa valeur d'utilité.

La valeur de marché correspond au montant susceptible d'être obtenu de la cession de l'ensemble homogène de métiers dans les conditions de marché prévalant à la date d'évaluation. Les références au marché sont essentiellement constituées par les prix observés lors de transactions récentes sur des entités comparables ou bien encore établies par rapport à des multiples boursiers de sociétés comparables cotées.

(1) Le terme retenu par la norme IAS 36 pour les ensembles homogènes de métiers est celui d'« Unité Généralisée de Trésorerie ».

La valeur d'utilité repose sur une estimation des flux futurs dégagés par l'ensemble homogène de métiers tels qu'ils résultent des plans prévisionnels établis chaque année par les responsables des ensembles homogènes et approuvés par la Direction Générale du Groupe, et des analyses d'évolution à long terme du positionnement relatif des activités concernées sur leur marché. Ces flux sont actualisés à un taux reflétant le niveau de rendement attendu par un investisseur sur le type d'activité et dans la zone géographique concernée.

1.c CONVERSION DES OPÉRATIONS EN DEVISES

Le mode d'enregistrement comptable et d'évaluation du risque de change inhérent aux actifs et aux passifs relatifs aux opérations en devises faites par le Groupe dépend du caractère monétaire ou non monétaire de ces actifs et de ces passifs.

Actifs et passifs monétaires⁽¹⁾ libellés en devises

Les actifs et passifs monétaires libellés en devises sont convertis dans la monnaie fonctionnelle de l'entité concernée du Groupe au cours de clôture. Les écarts de change sont comptabilisés en résultat, à l'exception des écarts de change relatifs à des instruments financiers désignés comme instruments de couverture de résultats futurs ou de couverture d'investissement net en devises qui sont, dans ce cas, comptabilisés en capitaux propres.

Actifs non monétaires libellés en devises

Les actifs non monétaires peuvent être comptabilisés au coût historique ou à la valeur de marché. Les actifs non monétaires libellés en devises sont dans le premier cas évalués au cours de change du jour de la transaction, c'est-à-dire la date de comptabilisation initiale de l'actif non monétaire. Dans le second cas, ils sont évalués au cours de change prévalant à la date de clôture.

Les écarts de change relatifs aux actifs non monétaires libellés en devises et comptabilisés à la valeur de marché (instruments de capitaux propres) sont constatés en résultat lorsque l'actif est classé dans la rubrique « Instruments financiers à la valeur de marché par résultat » et en capitaux propres lorsque l'actif est classé dans la rubrique « Actifs financiers en valeur de marché par capitaux propres ».

1.d MARGE D'INTÉRÊTS, COMMISSIONS ET PRODUITS DES AUTRES ACTIVITÉS

1.d.1 Marge d'intérêts

Les produits et les charges relatifs aux instruments financiers de dette évalués au coût amorti et en valeur de marché par capitaux propres sont comptabilisés au compte de résultat en utilisant la méthode du taux d'intérêt effectif.

Le taux d'intérêt effectif est le taux d'actualisation qui assure l'identité entre la valeur actualisée des flux de trésorerie futurs sur la durée de vie de l'instrument financier, ou selon le cas sur une durée de vie plus courte, et le montant inscrit au bilan. Le calcul de ce taux tient compte

des commissions reçues ou payées faisant par nature partie intégrante du taux effectif du contrat, des coûts de transaction et des primes et décotes.

Les commissions considérées comme un complément d'intérêt font partie intégrante du taux d'intérêt effectif et sont comptabilisées au compte de résultat en « Intérêts et produits/charges assimilés ». Entrent dans cette catégorie notamment les commissions sur engagement de financement lorsqu'il est considéré que la mise en place d'un prêt est plus probable qu'improbable. Les commissions perçues sur engagements de financement sont différées jusqu'au tirage puis sont intégrées dans le calcul du taux d'intérêt effectif et étalées sur la durée de vie du prêt. Entrent également dans cette catégorie les commissions de syndication pour la part de la commission équivalente à la rémunération d'autres participants à la syndication.

1.d.2 Commissions et produits des autres activités

Les commissions perçues au titre de prestations de services bancaires et assimilés (à l'exception de celles relevant du taux d'intérêt effectif), les revenus de promotion immobilière ainsi que les revenus de prestations de services connexes à des contrats de location entrent dans le champ d'application d'IFRS 15 « Produits des activités ordinaires tirés des contrats avec les clients ».

Cette norme définit un modèle unique de reconnaissance des revenus s'appuyant sur des principes déclinés en cinq étapes. Ces cinq étapes permettent notamment d'identifier les obligations de prestations distinctes comprises dans les contrats et de leur allouer le prix de la transaction. Les produits relatifs à ces différentes obligations de prestation sont reconnus lorsque celles-ci sont satisfaites, c'est-à-dire lorsque le transfert du contrôle du bien ou du service a été réalisé.

Le prix d'une prestation peut contenir une composante variable. Les montants variables ne peuvent être enregistrés en résultat que s'il est hautement probable que les montants enregistrés ne donneront pas lieu à un ajustement significatif à la baisse.

Commissions

Le Groupe enregistre en résultat les produits et charges de commissions :

- soit progressivement au fur et à mesure que le service est rendu lorsque le client bénéficie d'un service continu. Il s'agit par exemple de certaines commissions sur opérations avec la clientèle lorsque les services sont rendus de manière continue, des commissions sur engagements de financement qui ne sont pas intégrées dans la marge d'intérêts car la probabilité qu'ils donnent lieu au tirage d'un prêt est faible, des commissions sur garantie financière, des commissions de compensation sur instruments financiers, des commissions afférentes aux activités de fiducie et assimilées, des droits de garde sur titres...

S'agissant des commissions perçues au titre des engagements de garantie financière, elles sont réputées représenter la valeur de marché initiale de l'engagement. Le passif en résultant est ultérieurement amorti sur la durée de l'engagement, en produits de commissions ;

- soit lorsque le service est rendu, dans les autres cas. Il s'agit par exemple des commissions de distributions reçues, des commissions de syndication rémunérant la prestation d'arrangement, des commissions de prestations de conseil...

(1) Les actifs et passifs monétaires correspondent aux actifs et aux passifs devant être reçus ou payés pour un montant en numéraire déterminé ou déterminable.

Produits des autres activités

Les revenus de promotion immobilière ainsi que les revenus de prestations de services connexes à des contrats de location simple sont enregistrés dans la rubrique « Produits des autres activités » du compte de résultat.

S'agissant des revenus de promotion immobilière, le Groupe les enregistre en résultat :

- progressivement, lorsque la prestation crée ou valorise un actif dont le client obtient le contrôle au fur et à mesure de sa création ou de sa valorisation (par exemple des travaux en cours contrôlés par le client sur le terrain duquel l'actif se situe...), ou lorsque la prestation de l'entité ne crée pas un actif que l'entité pourrait utiliser autrement et lui donne un droit exécutoire au paiement de la part effectuée jusqu'à la date considérée. Tel est le cas des contrats de type VEFA (Vente en l'état futur d'achèvement) en France ;
- à l'achèvement dans les autres cas.

S'agissant des revenus de prestations de services connexes à des contrats de location, le Groupe les enregistre en résultat au fur et à mesure que le service est rendu, c'est-à-dire au prorata des coûts encourus pour les contrats de maintenance.

1.e ACTIFS ET PASSIFS FINANCIERS

Les actifs financiers, à l'exception de ceux relatifs aux activités d'assurance (cf. note 1.f) sont classés au coût amorti, en valeur de marché par capitaux propres ou en valeur de marché par résultat selon le modèle de gestion et les caractéristiques contractuelles des instruments lors de la comptabilisation initiale.

Les passifs financiers sont classés au coût amorti ou en valeur de marché par résultat lors de la comptabilisation initiale.

Les actifs et les passifs financiers sont comptabilisés au bilan lorsque le Groupe devient partie aux dispositions contractuelles de l'instrument. Les achats et ventes d'actifs financiers effectués dans un délai défini par la réglementation ou par une convention sur un marché donné sont comptabilisés au bilan en date de règlement.

1.e.1 Actifs financiers au coût amorti

Les actifs financiers sont classés au coût amorti si les deux critères suivants sont remplis : le modèle de gestion consiste à détenir l'instrument afin d'en collecter les flux de trésorerie contractuels (« collecte ») et les flux de trésorerie sont uniquement constitués de paiements relatifs au principal et d'intérêts sur le principal.

Critère du modèle de gestion

Les actifs financiers sont gérés en vue de collecter des flux de trésorerie par la perception des paiements contractuels sur la durée de vie de l'instrument.

La réalisation de cessions proches de l'échéance de l'instrument et pour un montant proche des flux de trésorerie contractuels restant dus ou en raison d'une hausse du risque de crédit de la contrepartie est compatible avec un modèle de gestion « collecte ». Les ventes imposées par des contraintes réglementaires ou pour gérer la concentration du risque de crédit (sans augmentation du risque de crédit) sont elles aussi compatibles avec ce modèle de gestion dès lors qu'elles sont peu fréquentes ou peu significatives en valeur.

Critère des flux de trésorerie

Le critère des flux de trésorerie est satisfait si les modalités contractuelles de l'instrument de dette donnent lieu, à des dates spécifiées, à des flux de trésorerie qui sont seulement des remboursements du principal et des versements d'intérêts sur le principal restant dû.

Le critère n'est pas satisfait en cas de modalité contractuelle qui expose le porteur à des risques ou à une volatilité des flux de trésorerie contractuels incohérents avec ceux d'un prêt non structuré ou « basique ». Il n'est également pas satisfait en cas d'effet de levier qui augmente la variabilité des flux de trésorerie contractuels.

Les intérêts représentent la rémunération de la valeur temps de l'argent, du risque de crédit, ainsi qu'éventuellement la rémunération d'autres risques (risque de liquidité par exemple), des coûts (frais d'administration par exemple), et d'une marge bénéficiaire cohérente avec celle d'un prêt basique. L'existence d'intérêts négatifs ne remet pas en cause le critère des flux de trésorerie.

La valeur temps de l'argent est la composante de l'intérêt – généralement appelée composante « taux » – qui fournit une contrepartie pour le passage du temps uniquement. La relation entre le taux d'intérêt et le passage du temps ne doit pas être altérée par des caractéristiques spécifiques de nature à remettre en cause le respect du critère des flux de trésorerie.

Ainsi, lorsque le taux d'intérêt variable de l'actif financier est révisé périodiquement selon une fréquence qui ne concorde pas avec la durée pour laquelle le taux d'intérêt est établi, la valeur temps de l'argent peut être considérée comme altérée et, selon l'ampleur de cette déformation, le critère des flux de trésorerie peut ne pas être rempli. Certains actifs financiers du groupe présentent une non-concordance entre la fréquence de révision du taux et la maturité de celui-ci, ou des taux déterminés selon des moyennes. Le Groupe a développé une démarche homogène permettant d'analyser cette altération de la valeur temps de l'argent.

S'agissant des taux réglementés, ils répondent au critère des flux de trésorerie dès lors qu'ils fournissent une contrepartie qui correspond globalement au passage du temps et n'exposent pas à des risques ou à une volatilité des flux de trésorerie contractuels qui seraient incohérents avec ceux d'un prêt de base (exemple : prêts accordés dans le cadre de la collecte des Livrets A).

Certaines clauses contractuelles peuvent modifier l'échéancier ou le montant des flux de trésorerie. Les options de remboursement anticipé ne remettent pas en cause le critère des flux de trésorerie si le montant du remboursement anticipé représente essentiellement le principal restant dû et les intérêts y afférents, ce qui peut comprendre une pénalité raisonnable pour compenser l'annulation avant terme du contrat. Par exemple, dans le cas des prêts aux particuliers, la pénalité limitée à 6 mois d'intérêts ou 3 % du capital restant dû est considérée comme raisonnable. Les pénalités actuarielles correspondant à la différence actualisée entre les flux de trésorerie contractuels résiduels du prêt et leur remplacement auprès d'une contrepartie similaire ou sur le marché interbancaire pour une maturité équivalente sont également considérées comme raisonnables, y compris lorsque la pénalité peut être positive ou négative (i.e. pénalité dite symétrique). Les clauses de passage d'un taux variable à un taux fixe ne remettent pas en cause le critère des flux de trésorerie si le taux fixe est déterminé à l'origine, ou s'il est représentatif de la valeur temps de l'argent pour la maturité résiduelle du crédit en date d'exercice de la clause.

Dans le cas particulier des actifs financiers contractuellement liés aux paiements reçus sur un portefeuille d'actifs sous-jacents et qui comportent un ordre de priorité de paiement des flux de trésorerie entre les investisseurs (« tranches »), créant ainsi des concentrations de risque de crédit, une analyse spécifique est effectuée. Les caractéristiques contractuelles de la tranche et celles des portefeuilles d'instruments financiers sous-jacents doivent satisfaire au critère des flux de trésorerie et l'exposition au risque de crédit inhérente à la tranche doit être inférieure ou égale à l'exposition au risque de crédit du portefeuille d'instruments financiers sous-jacents.

Certains prêts peuvent présenter un caractère « sans recours », contractuellement ou en substance lorsqu'ils sont accordés à une entité ad-hoc. C'est le cas notamment de nombreux prêts de financement de projets ou de financement d'actifs. Le critère des flux de trésorerie est respecté dans la mesure où ces prêts ne représentent pas une exposition directe sur les actifs donnés en garantie. En pratique, le seul fait que l'actif financier donne lieu à des paiements correspondant au principal et aux intérêts n'est pas suffisant pour conclure que l'instrument sans recours remplit le critère des flux de trésorerie. Dans ce cas, les actifs sous-jacents particuliers sur lesquels porte le recours limité doivent être analysés selon l'approche dite « par transparence ». Si ces actifs ne remplissent pas eux-mêmes les critères de flux de trésorerie, une appréciation du rehaussement de crédit existant doit être effectuée. Les éléments suivants sont notamment analysés : structuration et dimensionnement de l'opération, niveau de fonds propres de la structure emprunteuse, source de remboursement attendue, volatilité du prix de l'actif sous-jacent. Cette analyse est appliquée aux prêts « sans recours » accordés par le Groupe.

La catégorie « Actifs financiers au coût amorti » inclut notamment les crédits consentis par le Groupe, ainsi que les prises en pension et les titres de l'ALM Trésorerie qui sont détenus en vue de collecter les flux contractuels et respectent le critère des flux de trésorerie.

Comptabilisation

Lors de leur comptabilisation initiale, les actifs financiers sont comptabilisés à leur valeur de marché, y compris les coûts de transaction directement imputables à l'opération ainsi que les commissions liées à la mise en place des crédits.

Ils sont évalués ultérieurement au coût amorti, intérêts courus non échus compris et déduction faite des remboursements en capital et intérêts intervenus au cours de la période écoulée. Ces actifs financiers font également l'objet dès l'origine d'un calcul de dépréciation pour pertes attendues au titre du risque de crédit (note 1.e.5).

Les intérêts sont calculés en utilisant la méthode du taux d'intérêt effectif déterminé à l'origine du contrat.

1.e.2 Actifs financiers en valeur de marché par capitaux propres

Instruments de dette

Les instruments de dette sont classés en valeur de marché par capitaux propres si les deux critères suivants sont réunis :

- critère du modèle de gestion : les actifs financiers sont détenus dans un modèle de gestion dont l'objectif est atteint à la fois par la perception des flux de trésorerie contractuels et la vente des actifs financiers (« collecte et vente »). Cette dernière n'est pas accessoire mais fait partie intégrante du modèle de gestion ;
- critère des flux de trésorerie : les principes sont identiques à ceux applicables aux actifs financiers au coût amorti.

Sont notamment classés dans cette catégorie les titres de l'ALM Trésorerie qui sont détenus en vue de collecter les flux contractuels ou d'être vendus et respectent les critères des flux de trésorerie.

Lors de leur comptabilisation initiale, les actifs financiers sont comptabilisés à leur valeur de marché, y compris les coûts de transaction directement imputables à l'opération. Ils sont évalués ultérieurement à la valeur de marché et les variations de valeur de marché sont enregistrées dans une rubrique spécifique des capitaux propres intitulée « Variations d'actifs et passifs comptabilisées directement en capitaux propres pouvant être reclassées en résultat ». De même, les pertes attendues, calculées selon les mêmes modalités que celles applicables aux instruments de dette au coût amorti et comptabilisées en coût du risque, ont pour contrepartie cette rubrique spécifique des capitaux propres. Lors de la cession, les montants précédemment comptabilisés en capitaux propres recyclables sont reclassés en compte de résultat.

Par ailleurs, les intérêts sont comptabilisés au compte de résultat selon la méthode du taux d'intérêt effectif déterminé à l'origine du contrat.

Instruments de capitaux propres

Les investissements dans des instruments de capitaux propres de type actions sont classés sur option, transaction par transaction, en instruments à la valeur de marché par capitaux propres (sous une rubrique spécifique). Lors de la cession des actions, les variations de valeur précédemment comptabilisées en capitaux propres ne sont pas constatées en résultat. Seuls les dividendes, dès lors qu'ils représentent une rémunération de l'investissement et non pas un remboursement de capital, sont comptabilisés en résultat. Ces instruments ne font pas l'objet de dépréciation.

Les parts de fonds remboursables au gré du porteur ne répondent pas à la définition d'instruments de capitaux propres. Elles ne respectent pas non plus les critères de flux de trésorerie et sont donc comptabilisées en valeur de marché par résultat.

1.e.3 Engagements de financement et de garantie

Les engagements de financement et de garantie financière qui ne sont pas comptabilisés en tant qu'instruments dérivés en valeur de marché par résultat sont présentés dans la note relative aux engagements donnés et reçus. Ils font l'objet d'une dépréciation pour pertes attendues au titre du risque de crédit. Ces dépréciations sont présentées sous la rubrique « Provisions pour risques et charges ».

1.e.4 Contrats d'épargne et prêts règlementés

Les comptes épargne logement (CEL) et plans d'épargne logement (PEL) sont des produits d'épargne règlementés par les pouvoirs publics, destinés aux particuliers. Ils associent une phase d'épargne et une phase de crédit, indissociablement liées, la phase de crédit étant contingente à la phase d'épargne.

Ces produits comportent deux types d'engagements pour le Groupe qui s'est engagé d'une part à rémunérer l'épargne, pour une durée indéterminée, à un taux d'intérêt fixé à l'ouverture du contrat par les pouvoirs publics pour les PEL ou à un taux reflué chaque semestre en fonction d'une formule d'indexation fixée par la loi pour les CEL, et d'autre part à prêter au client, s'il le demande, pour un montant fonction des droits acquis pendant la phase d'épargne, à un taux fixé à l'ouverture du contrat pour les PEL ou à un taux fonction de la phase d'épargne pour les contrats de CEL.

Les engagements futurs du Groupe relatifs à chaque génération – les PEL de même taux à l'ouverture formant une génération, et les CEL formant, pour leur ensemble, une génération – sont mesurés par actualisation des résultats potentiels futurs associés aux encours en risque de la génération considérée.

Les encours en risque sont estimés sur la base d'une analyse des historiques des comportements clientèle, et correspondent :

- pour la phase crédit, aux encours statistiquement probables pour les crédits, ainsi qu'aux encours de crédit déjà mis en place ;
- pour la phase épargne, à la différence entre les encours statistiquement probables et les encours minimum attendus ; les encours minimum attendus étant assimilables à des dépôts à terme certains.

Les résultats des périodes futures afférents à la phase épargne sont estimés par la différence entre le taux de remplacement et le taux fixe de rémunération de l'épargne sur l'encours en risque d'épargne de la période considérée. Les résultats des périodes futures afférents à la phase crédit sont estimés par la différence entre le taux de refinancement et le taux fixe de rémunération des crédits sur l'encours en risque de crédit de la période considérée.

Les taux de placement de l'épargne et les taux de refinancement des crédits sont déduits de la courbe de taux de swap et des marges attendues sur des instruments financiers de nature et de maturités comparables. Les marges sont déterminées à partir de celles observées sur les crédits à l'habitat à taux fixe pour la phase crédit, et de celles observées sur les produits offerts à la clientèle particulière pour la phase d'épargne. Pour traduire l'incertitude sur les évolutions potentielles des taux et leurs conséquences sur les comportements futurs modélisés des clients et sur les encours en risque, les engagements sont estimés par application de la méthode dite Monte-Carlo.

Lorsque la somme algébrique de la mesure des engagements futurs sur la phase d'épargne et sur la phase de crédit d'une même génération de contrats traduit une situation potentiellement défavorable pour le Groupe, une provision est constituée, sans compensation entre les générations, et enregistrée sous la rubrique « Provisions pour risques et charges » du bilan. Les variations de cette provision sont enregistrées au compte de résultat en « Produits et charges d'intérêt et assimilés ».

1.e.5 Dépréciation des actifs financiers au coût amorti et des instruments de dette en valeur de marché par capitaux propres

Le modèle de dépréciation pour risque de crédit est fondé sur les pertes attendues.

Ce modèle s'applique aux crédits et aux instruments de dette classés au coût amorti ou à la valeur de marché par capitaux propres, aux engagements de prêts et aux contrats de garantie financière donnée qui ne sont pas comptabilisés à la valeur de marché, ainsi qu'aux créances résultant des contrats de location, aux créances commerciales et aux actifs de contrat.

Modèle général

Le Groupe identifie trois « strates » correspondant chacune à une situation spécifique au regard de l'évolution du risque de crédit de la contrepartie depuis la comptabilisation initiale de l'actif.

- pertes de crédit attendues à 12 mois (« strate 1 ») : si, à la date d'arrêté, le risque de crédit de l'instrument financier n'a pas augmenté de manière significative depuis sa comptabilisation initiale, cet instrument fait l'objet d'une provision pour dépréciation pour un

montant égal aux pertes de crédit attendues à 12 mois (résultant de risques de défaut dans les 12 mois à venir) ;

- pertes de crédit à maturité pour les actifs non dépréciés (« strate 2 ») : la provision pour dépréciation est évaluée pour un montant égal aux pertes de crédit attendues sur la durée de vie (à maturité) si le risque de crédit de l'instrument financier a augmenté de manière significative depuis la comptabilisation initiale sans que l'actif financier soit considéré comme déprécié ou douteux ;
- pertes de crédit attendues à maturité pour les actifs financiers dépréciés ou douteux (« strate 3 ») : la provision pour dépréciation est également évaluée pour un montant égal aux pertes de crédit attendues à maturité.

Ce modèle général est appliqué à l'ensemble des instruments dans le champ de la dépréciation d'IFRS 9, à l'exception des actifs dépréciés dès leur acquisition ou leur émission et des instruments pour lesquels un modèle simplifié est utilisé (voir ci-après).

L'approche des pertes de crédit attendues sous IFRS 9 est symétrique, c'est-à-dire que si des pertes de crédit attendues à maturité ont été comptabilisées lors d'une précédente période d'arrêté, et s'il s'avère qu'il n'y a plus, pour l'instrument financier et pour la période d'arrêté en cours, d'augmentation significative du risque de crédit depuis sa comptabilisation initiale, la provision est à nouveau calculée sur la base d'une perte de crédit attendue à 12 mois.

S'agissant des produits d'intérêts, pour les encours des « strates » 1 et 2, ils sont calculés sur la valeur brute comptable. Pour les encours de la « strate 3 », les produits d'intérêts sont calculés sur la base du coût amorti des créances (c'est-à-dire la valeur brute comptable nette de la provision pour dépréciation).

Définition du défaut

La définition du défaut est alignée avec celle du défaut balaiois, avec une présomption réfutable que l'entrée en défaut se fait au plus tard au-delà de 90 jours d'impayés.

La définition du défaut est utilisée de manière homogène pour l'évaluation de l'augmentation du risque de crédit et la mesure des pertes de crédit attendues.

Actifs financiers dépréciés ou douteux

Définition

Un actif financier est considéré comme déprécié ou douteux et classé en « strate 3 » lorsqu'un ou plusieurs événements ayant une incidence négative sur les flux de trésorerie futurs de cet actif financier ont eu lieu.

Au niveau individuel, constitue notamment une indication objective de perte de valeur toute donnée observable afférente aux événements suivants : l'existence d'impayés depuis 90 jours au moins ; la connaissance ou l'observation de difficultés financières significatives de la contrepartie telles qu'il est possible de conclure à l'existence d'un risque avéré, qu'un impayé ait été ou non constaté ; les concessions consenties aux termes des crédits, qui ne l'auraient pas été en l'absence de difficultés financières de l'emprunteur (voir section *Restructuration des actifs financiers*).

Cas particulier des actifs dépréciés dès leur acquisition ou leur émission

Dans certains cas, les actifs financiers sont dépréciés dès leur comptabilisation initiale.

Pour ces actifs, il n'est pas constaté de provision à la comptabilisation initiale. Le taux d'intérêt effectif résulte de la prise en compte des pertes de crédit attendues à maturité dans les flux de trésorerie estimés.

initialement. Toute variation ultérieure, positive ou négative, des pertes de crédit attendues à maturité donne lieu à un ajustement de dépréciation en résultat.

Modèle simplifié

Le modèle simplifié consiste à comptabiliser une provision pour dépréciation sur la base d'une perte de crédit attendue à maturité dès l'origine puis à chaque date d'arrêté.

Le Groupe applique ce modèle aux créances commerciales de maturité inférieure à 12 mois.

Augmentation significative du risque de crédit

L'augmentation significative du risque de crédit peut s'apprécier sur une base individuelle ou sur une base collective (en regroupant les instruments financiers en fonction de caractéristiques de risque de crédit communes) en tenant compte de toutes les informations raisonnables et justifiables et en comparant le risque de défaillance sur l'instrument financier à la date de clôture avec le risque de défaillance sur l'instrument financier à la date de la comptabilisation initiale.

L'appréciation de la détérioration repose sur la comparaison des probabilités de défaut ou des notations en date de comptabilisation initiale des instruments financiers avec celles existant en date de clôture.

Par ailleurs, il existe selon la norme une présomption réfutable d'augmentation significative du risque de crédit associé à un actif financier depuis la comptabilisation initiale lorsque les paiements contractuels subissent un retard de plus de 30 jours.

Dans le métier spécialisé du crédit à la consommation, l'appréciation de la détérioration s'appuie également sur l'existence d'un incident de paiement régularisé mais intervenu au cours des 12 derniers mois.

Les principes appliqués en matière d'appréciation de l'augmentation significative du risque de crédit sont détaillés en note 3 h Coût du risque.

Mesure des pertes de crédit attendues

Les pertes de crédit attendues sont définies comme étant une estimation des pertes de crédit (c'est-à-dire la valeur actuelle des déficits de trésorerie) pondérées par la probabilité d'occurrence de ces pertes au cours de la durée de vie attendue des instruments financiers. Elles sont calculées de manière individuelle, pour chaque exposition.

En pratique, pour les expositions classées en strate 1 et en strate 2, les pertes de crédit attendues sont calculées comme le produit de la probabilité de défaut (« PD »), la perte en cas de défaut (*Loss Given Default* - « LGD ») et le montant de l'exposition en cas de défaut (*Exposure at Default* - « EAD ») actualisés au taux d'intérêt effectif de l'exposition. Elles résultent du risque de défaut dans les 12 mois à venir (strate 1) ou du risque de défaut sur la durée de vie de la facilité (strate 2). Dans le métier spécialisé du crédit à la consommation, compte tenu des caractéristiques des portefeuilles, la méthode utilisée est basée d'une part sur les probabilités de transition vers la déchéance du terme, et d'autre part sur des taux de perte actualisés post déchéance du terme. Les calculs des paramètres sont réalisés statistiquement par population homogène.

Pour les expositions classées en strate 3, les pertes de crédit attendues sont calculées comme la valeur actualisée au taux d'intérêt effectif des déficits de trésorerie sur la durée de vie de l'instrument. Les déficits de trésorerie représentent la différence entre les flux de trésorerie contractuels exigibles et les flux de trésorerie attendus (i.e. qui devraient être reçus).

La méthodologie développée s'appuie sur les concepts et dispositifs existants (notamment sur le dispositif bâlois) pour les expositions pour lesquelles les exigences de fonds propres au titre du risque de crédit sont calculées selon l'approche IRBA. Ce dispositif est également appliqué aux portefeuilles pour lesquels les exigences de fonds propres au titre du risque de crédit sont calculées selon l'approche standard. Par ailleurs, le dispositif bâlois a été ajusté pour être conforme aux dispositions d'IFRS 9, notamment la prise en compte des informations de nature prospective.

Maturité

Tous les termes contractuels de l'instrument financier (y compris les remboursements anticipés, les prorogations et options similaires) sur la durée de vie sont pris en compte. Dans les rares cas où la durée de vie attendue de l'instrument financier ne peut pas être estimée de façon fiable, la durée contractuelle résiduelle doit être utilisée. La norme précise que la période maximale à considérer pour le calcul des pertes de crédit attendues est la période contractuelle maximale. Néanmoins, pour les découverts autorisés et les lignes de crédit, selon l'exception permise par IFRS 9 pour ces produits, la maturité considérée pour le calcul des pertes de crédit attendues est la période sur laquelle l'entité est exposée au risque de crédit, qui peut s'étendre au-delà de la maturité contractuelle (période de préavis). Pour les découverts autorisés et les lignes de crédit accordés à des contreparties autres que la clientèle de détail, la maturité contractuelle peut être retenue, notamment lorsque ceux-ci sont gérés individuellement et que la prochaine revue de crédit a lieu à l'échéance contractuelle.

Probabilités de défaut (PD)

La Probabilité de Défaut est une estimation de la probabilité de survenance d'un défaut sur un horizon de temps donné.

La mesure des pertes de crédit attendues requiert l'estimation à la fois des probabilités de défaut à 1 an et des probabilités de défaut à maturité.

Les PD à 1 an sont dérivées des PD réglementaires, fondées sur des moyennes long terme à travers le cycle, afin de refléter les conditions actuelles (point in time ou « PIT »).

Les PD à maturité sont définies en utilisant des matrices de migration reflétant l'évolution attendue de la note interne de l'exposition jusqu'à maturité et des probabilités de défaut associées.

Pertes en cas de défaut (LGD)

La perte en cas de défaut est la différence entre les flux de trésorerie contractuels et les flux de trésorerie attendus, actualisés au taux d'intérêt effectif (ou une approximation de celui-ci) en date de défaut. La LGD est exprimée en pourcentage de l'EAD.

L'estimation des flux de trésorerie attendus tient compte des flux de trésorerie résultant de la vente d'une sûreté détenue ou d'autres rehaussements de crédit si ceux-ci sont inclus dans les conditions contractuelles et ne sont pas comptabilisés séparément par l'entité (par exemple, une garantie hypothécaire associée à un prêt immobilier), nette des coûts d'obtention et de vente de ces sûretés.

La LGD utilisée pour les besoins d'IFRS 9 est dérivée des paramètres bâlois de LGD. Elle est retraitée de l'effet « bas de cycle » et des marges de conservatisme, notamment réglementaires, à l'exception des marges pour incertitudes de modèle.

Exposition en cas de défaut (EAD)

L'exposition en cas de défaut d'un instrument est le montant résiduel anticipé dû par le débiteur au moment du défaut. Ce montant est défini en fonction du profil de remboursement attendu, et prend en compte, selon les types d'exposition, les amortissements contractuels, les remboursements anticipés attendus et les tirages attendus sur les lignes de crédit.

Prise en compte des informations de nature prospective

Le montant des pertes de crédit attendues est calculé sur la base d'une moyenne pondérée de scénarios probabilisés, tenant compte des événements passés, des circonstances actuelles et des prévisions raisonnables et justifiables de la conjoncture économique.

Les principes appliqués en matière de prise en compte des scénarios économiques dans le calcul des pertes de crédit attendues sont détaillés en note 3.h Coût du risque.

Passages en pertes

Un passage en pertes consiste à réduire la valeur brute comptable d'un actif financier lorsqu'il n'y a plus d'espoir raisonnable de recouvrement de tout ou partie dudit actif financier ou lorsqu'il a fait l'objet d'un abandon total ou partiel. Le passage en perte intervient lorsque toutes les voies de recours offertes à la Banque ont été épuisées, et dépend généralement du contexte propre à chaque juridiction.

Si le montant de la perte lors du passage en perte est supérieur à la provision pour dépréciation cumulée, la différence est enregistrée comme une perte de valeur supplémentaire en « Coût du risque ». Pour toute récupération après la sortie de l'actif financier (ou d'une partie de cet actif) du bilan, le montant reçu est enregistré comme un profit en « Coût du risque ».

Recouvrements via la mise en jeu du collatéral

Lorsqu'un prêt est sécurisé par un actif financier ou non financier reçu en garantie et que la contrepartie est en défaut, le Groupe peut décider d'exercer la garantie et, selon la juridiction, il peut alors devenir propriétaire de l'actif. Dans une telle situation, le prêt est décomptabilisé en contrepartie de l'actif reçu en garantie.

Une fois la propriété de l'actif effective, celui-ci est comptabilisé à sa valeur de marché et classé au bilan selon l'intention de gestion.

Restructuration des actifs financiers en raison de difficultés financières

Une restructuration en raison de difficultés financières de l'emprunteur se définit comme une modification des termes et conditions de la transaction initiale que le Groupe n'envisage que pour des raisons économiques ou juridiques liées aux difficultés financières de l'emprunteur.

Pour les restructurations n'entraînant pas une décomptabilisation de l'actif financier, l'actif restructuré fait l'objet d'un ajustement de valeur ramenant sa valeur comptable au montant actualisé au taux d'intérêt effectif d'origine de l'actif des nouveaux flux futurs attendus. La modification de valeur de l'actif est enregistrée dans le compte de résultat, dans la rubrique « Coût du risque ».

L'existence d'une augmentation significative du risque de crédit pour l'instrument financier est alors évaluée en comparant le risque de défaut postérieurement à la restructuration (selon les conditions contractuelles modifiées) et le risque de défaut à la date de comptabilisation initiale

(selon les conditions contractuelles d'origine). Pour démontrer que les critères de comptabilisation des pertes de crédit attendues à maturité ne sont plus réunis, un comportement de paiement de bonne qualité devra être observé sur une certaine durée.

Lorsque la restructuration consiste en un échange partiel ou total contre d'autres actifs substantiellement différents (par exemple, l'échange d'un instrument de dette en instrument de capitaux propres), elle se traduit par l'extinction de la créance et par la comptabilisation des actifs remis en échange, évalués à leur valeur de marché à la date de l'échange. L'écart de valeur constaté lors de cet échange est enregistré dans le compte de résultat, dans la rubrique « Coût du risque ».

Les modifications d'actifs financiers qui ne sont pas réalisées en raison des difficultés financières de l'emprunteur (i.e. renégociations commerciales) sont généralement analysées comme le remboursement par anticipation de l'ancien prêt, qui est décomptabilisé, suivi de la mise en place d'un nouveau prêt aux conditions de marché.

1.e.6 Coût du risque

Le coût du risque comprend les éléments de résultat suivants :

- les dotations et reprises de dépréciations couvrant les pertes de crédit attendues à 12 mois et à maturité (strate 1 et strate 2) relatifs aux instruments de dettes comptabilisés au coût amorti ou à la valeur de marché par capitaux propres, aux engagements de prêts et aux contrats de garantie financière qui ne sont pas comptabilisés à la valeur de marché ainsi qu'aux créances résultant des contrats de location, des actifs de contrats et des créances commerciales ;
- les dotations et reprises de dépréciations des actifs financiers pour lesquels il existe une indication objective de perte de valeur (strate 3), les pertes sur créances irrécouvrables et les récupérations sur créances amorties ;
- les dotations et reprises de dépréciations des titres à revenus fixes des entités d'assurance individuellement dépréciés (qui relèvent d'IAS 39).

Sont également comptabilisées en coût du risque les charges liées aux fraudes et aux litiges inhérents à l'activité de financement.

1.e.7 Instruments financiers en valeur de marché par résultat**Portefeuille de transaction et autres actifs financiers en valeur de marché par résultat**

Le portefeuille de transaction comprend les instruments détenus à des fins de transaction, y compris les instruments dérivés.

Les autres actifs financiers en valeur de marché par résultat concernent les instruments de dette non détenus à des fins de transaction qui ne remplissent pas le critère du modèle de gestion « collecte » ou « collecte et vente », ou celui des flux de trésorerie. Entrent également dans cette catégorie les instruments de capitaux propres pour lesquels l'option d'un classement en valeur de marché par capitaux propres n'a pas été retenue.

Ces instruments financiers sont comptabilisés à leur valeur de marché, les frais de transaction initiaux étant directement comptabilisés en compte de résultat. En date d'arrêté, les variations de la valeur de marché sont présentées sous la rubrique « Gains ou pertes nets sur les instruments financiers à la valeur de marché par résultat » du compte de résultat. Il en est de même des revenus, des dividendes et des plus et moins-values de cession réalisées du portefeuille de transaction.

Passifs financiers évalués en valeur de marché par résultat sur option

Le Groupe utilise cette catégorie dans les deux cas suivants :

- lorsqu'il s'agit d'instruments financiers composés comportant un ou plusieurs dérivés incorporés qui autrement seraient à extraire et à comptabiliser séparément. Un dérivé incorporé est tel que ses caractéristiques économiques et ses risques ne sont pas étroitement liés à ceux du contrat hôte ;
- lorsque l'utilisation de cette option permet d'éliminer ou de réduire significativement une incohérence dans l'évaluation et la comptabilisation des actifs et passifs qui autrement résulteraient de leur classement dans des catégories comptables distinctes.

Les variations de valeur de marché résultant du risque de crédit propre sont constatées sous une rubrique spécifique des capitaux propres.

1.e.8 Passifs financiers et instruments de capitaux propres

Un instrument financier émis ou ses différentes composantes sont classés en tant que passif financier ou instrument de capitaux propres, conformément à la substance économique du contrat juridique.

Les instruments financiers émis par le Groupe sont qualifiés d'instruments de dette s'il existe une obligation contractuelle pour la société du Groupe émettrice de ces instruments de délivrer de la trésorerie ou un actif financier au détenteur des titres. Il en est de même dans les cas où le Groupe peut être contraint d'échanger des actifs ou des passifs financiers avec une autre entité à des conditions potentiellement défavorables, ou de livrer un nombre variable de ses propres actions.

Les instruments de capitaux propres résultent de contrats mettant en évidence un intérêt résiduel dans les actifs d'une entité après déduction de tous ses passifs.

Dettes représentées par un titre et dettes subordonnées

Les dettes représentées par un titre et les dettes subordonnées sont comptabilisées au coût amorti sauf si elles sont comptabilisées à la valeur de marché par résultat.

Les dettes émises représentées par un titre sont enregistrées à l'origine à leur valeur d'émission comprenant les frais de transaction, puis sont évaluées à leur coût amorti selon la méthode du taux d'intérêt effectif.

Les obligations remboursables ou convertibles en actions propres sont des instruments hybrides susceptibles de contenir une composante dette et une composante capitaux propres, déterminées lors de la comptabilisation initiale de l'opération.

Instruments de capitaux propres

Le terme « actions propres » désigne les actions de la société consolidante BNP Paribas SA et de ses filiales consolidées par intégration globale. Les coûts externes directement attribuables à une émission d'actions nouvelles, sont déduits des capitaux propres nets de tout impôt y afférent.

Les actions propres détenues par le Groupe sont portées en déduction des capitaux propres consolidés quel que soit l'objectif de leur détention et les résultats afférents sont éliminés du compte de résultat consolidé.

Les actions émises par les filiales du Groupe contrôlées de manière exclusive étant assimilées aux actions émises par la société consolidante, lorsque le Groupe rachète les titres émis par ces filiales, la différence entre le prix d'acquisition et la quote-part d'actif net rachetée est enregistrée dans les réserves consolidées, part du Groupe. De même,

la valeur de la dette, ainsi que ses variations, représentative d'options de vente consenties, le cas échéant, aux actionnaires minoritaires de ces filiales, est imputée sur les intérêts minoritaires et, à défaut, sur les réserves consolidées, part du Groupe. Tant que ces options ne sont pas exercées, les résultats liés aux intérêts minoritaires sont affectés aux intérêts minoritaires au compte de résultat consolidé. L'incidence d'une baisse du pourcentage d'intérêt du Groupe dans une filiale consolidée par intégration globale est traitée comptablement comme un mouvement des capitaux propres.

Les instruments financiers émis par le Groupe et qualifiés d'instruments de capitaux propres (e.g. Titres Super Subordonnés à Durée Indéterminée) sont présentés au bilan en « Capital et réserves ».

Les distributions d'un instrument financier classé en tant qu'instrument de capitaux propres sont comptabilisées directement en déduction des capitaux propres. De même, les coûts de transaction d'un instrument qualifié de capitaux propres sont comptabilisés en déduction des capitaux propres.

Les dérivés sur actions propres, sont considérés, selon leur mode de dénouement :

- soit comme des instruments de capitaux propres si le dénouement se fait par livraison physique d'un nombre fixe d'actions propres contre un montant fixe de trésorerie ou un autre actif financier ; ces instruments dérivés ne sont dans ce cas pas réévalués ;
- soit comme des dérivés si le dénouement se fait en numéraire ou au choix par la livraison physique d'actions propres ou la remise de numéraire. Les variations de valeur de ces instruments sont dans ce cas enregistrées en résultat.

En outre, si le contrat contient une obligation, même si celle-ci n'est qu'éventuelle, de rachat par la banque de ses propres actions, une dette est comptabilisée pour sa valeur présente par la contrepartie des capitaux propres.

1.e.9 Comptabilité de couverture

Le Groupe a retenu l'option prévue par la norme de maintenir les dispositions de la comptabilité de couverture d'IAS 39 jusqu'à l'entrée en vigueur de la future norme sur la macrocouverture. Par ailleurs, la norme IFRS 9 ne traite pas explicitement de la couverture de valeur du risque de taux d'un portefeuille d'actifs ou passifs financiers. Les dispositions prévues dans IAS 39 pour ces couvertures de portefeuille, telles qu'adoptées par l'Union européenne, continuent de s'appliquer.

Les dérivés conclus dans le cadre de relations de couverture sont désignés en fonction de l'objectif poursuivi.

La couverture de valeur est notamment utilisée pour couvrir le risque de taux d'intérêt des actifs et passifs à taux fixe, tant pour des instruments financiers identifiés (titres, émissions, prêts, emprunts) que pour des portefeuilles d'instruments financiers (dépôts à vue et crédits à taux fixe notamment).

La couverture de résultats futurs est notamment utilisée pour couvrir le risque de taux d'intérêt des actifs et passifs à taux révisable, y compris leur renouvellement, et le risque de change des revenus futurs hautement probables en devises.

Lors de la mise en place de la relation de couverture, le Groupe établit une documentation formalisée : désignation de l'instrument ou de la portion d'instrument ou de risque couvert, stratégie et nature du risque couvert, désignation de l'instrument de couverture, modalités d'évaluation de l'efficacité de la relation de couverture.

Conformément à cette documentation, le Groupe évalue, lors de sa mise en place et au minimum trimestriellement, l'efficacité rétrospective et prospective des relations de couverture mises en place. Les tests d'efficacité rétrospectifs ont pour but de s'assurer que le rapport entre les variations effectives de valeur ou de résultat des dérivés de couverture et celles des instruments couverts se situe entre 80 % et 125 %. Les tests prospectifs ont pour but de s'assurer que les variations de valeur ou de résultat des dérivés attendues sur la durée de vie résiduelle de la couverture compensent de manière adéquate celles des instruments couverts. Concernant les transactions hautement probables, leur caractère s'apprécie notamment à travers de l'existence d'historiques sur des transactions similaires.

En application de la norme IAS 39 adoptée par l'Union européenne (excluant certaines dispositions concernant la comptabilité de couverture d'un portefeuille), des relations de couverture de valeur du risque de taux d'intérêt sur base de portefeuille d'actifs ou de passifs sont utilisées. Dans ce cadre :

- le risque désigné comme étant couvert est le risque de taux d'intérêt associé à la composante de taux interbancaire inclus dans le taux des opérations commerciales de crédits à la clientèle, d'épargne et de dépôts à vue ;
- les instruments réputés couverts correspondent, pour chaque bande de maturité, à une fraction de la position constitutive des impasses associées aux sous-jacents couverts ;
- les instruments de couverture sont uniquement des swaps de taux simples ;
- l'efficacité des couvertures est assurée prospectivement par le fait que tous les dérivés doivent avoir à la date de leur mise en place pour effet de réduire le risque de taux d'intérêt du portefeuille de sous-jacents couverts. Rétrospectivement, ces couvertures doivent être déqualifiées lorsque les sous-jacents qui leur sont spécifiquement associés sur chaque bande de maturité deviennent insuffisants (du fait des remboursements anticipés des prêts ou des retraits des dépôts).

Les principes de comptabilisation des dérivés et des instruments couverts dépendent de la stratégie de couverture.

Dans le cas d'une relation de couverture de valeur, les dérivés sont réévalués au bilan à leur valeur de marché par contrepartie du compte de résultat dans le poste « Gains ou pertes nets sur instruments financiers à la valeur de marché par résultat », symétriquement à la réévaluation des instruments couverts pour le risque considéré. Au bilan, la réévaluation de la composante couverte est comptabilisée soit conformément à la classification de l'instrument couvert dans le cas d'une relation de couverture d'actifs ou de passifs identifiés, soit dans le poste « Écart de réévaluation des portefeuilles couverts en taux » dans le cas d'une relation de couverture de portefeuille.

En cas d'interruption de la relation de couverture ou lorsque celle-ci ne satisfait plus aux tests d'efficacité, les dérivés de couverture sont transférés en portefeuille de transaction et comptabilisés selon les principes applicables à cette catégorie. Dans le cas d'instruments de taux d'intérêt identifiés initialement couverts, le montant de réévaluation inscrit au bilan sur ces instruments est amorti au taux d'intérêt effectif sur sa durée de vie résiduelle. Dans le cas de portefeuilles d'instruments de taux d'intérêt initialement couverts en taux, cet ajustement est amorti linéairement sur la période restant à couvrir par rapport à la durée initiale de la couverture. Si les éléments couverts ne figurent plus au bilan, du fait notamment de remboursements anticipés, ce montant est immédiatement porté au compte de résultat.

Dans le cas d'une relation de couverture de résultats futurs, les dérivés sont réévalués au bilan en valeur de marché en contrepartie d'une ligne spécifique des capitaux propres « Variations de valeur enregistrees directement en capitaux propres ». Les montants inscrits en capitaux propres pendant la durée de vie de la couverture sont transférés en résultat sous la rubrique « Intérêts et produits et charges assimilés » au fur et à mesure que les éléments de résultat de l'instrument couvert affectent le résultat. Les instruments couverts restent comptabilisés conformément aux règles spécifiques à leur catégorie comptable.

En cas d'interruption de la relation de couverture ou lorsque celle-ci ne satisfait plus aux tests d'efficacité, les montants cumulés inscrits en capitaux propres au titre de la réévaluation du dérivé de couverture sont maintenus en capitaux propres jusqu'à ce que la transaction couverte affecte elle-même le résultat ou lorsqu'il est déterminé qu'elle ne se réalisera pas. Ces montants sont alors transférés en résultat.

En cas de disparition de l'élément couvert, les montants cumulés inscrits en capitaux propres sont immédiatement constatés en résultat.

Quelle que soit la stratégie de couverture retenue, l'inefficacité de la couverture est comptabilisée au compte de résultat en « Gains ou pertes nets sur instruments financiers à la valeur de marché par résultat ».

Les couvertures des investissements nets en devises réalisés dans des filiales et succursales sont comptabilisées de la même façon que les couvertures de résultats futurs. Les instruments de couverture peuvent être des dérivés de change ou tout instrument financier non dérivé.

1.e.10 Détermination de la valeur de marché

La valeur de marché correspond au prix qui serait reçu pour la vente d'un actif ou payé pour le transfert d'un passif lors d'une transaction conclue à des conditions normales entre des participants de marché, sur le marché principal ou sur le marché le plus avantageux, à la date d'évaluation.

Le Groupe détermine la valeur de marché des instruments financiers, soit en utilisant des prix obtenus directement à partir de données externes, soit en utilisant des techniques de valorisation. Ces techniques de valorisation sont principalement des approches par le marché ou par le résultat, regroupant des modèles communément admis (méthode d'actualisation des cash flows futurs, modèle de Black & Scholes, techniques d'interpolation). Elles maximisent l'utilisation de données observables et minimisent celle de données non observables. Ces techniques sont calibrées pour refléter les conditions actuelles du marché. Des ajustements de valorisation sont appliqués si nécessaire, lorsque des facteurs tels que les risques de modèle, de liquidité et de crédit ne sont pas pris en compte dans les techniques de valorisation ou dans les paramètres utilisés, mais sont cependant pris en considération par les participants de marché lors de la détermination de la valeur de marché.

La valeur de marché doit être déterminée pour chaque actif financier ou passif financier pris individuellement, mais elle peut être évaluée sur la base de portefeuille dès lors que certaines conditions sont remplies. Ainsi, le Groupe applique cette exception lorsqu'un groupe d'actifs financiers et de passifs financiers et d'autres contrats entrant dans le champ d'application de la norme sur les instruments financiers est géré sur la base de son exposition nette à des risques similaires, de marché ou de crédit, qui se compensent, conformément à une stratégie interne de gestion des risques dûment documentée.

Les actifs et passifs évalués ou présentés à la valeur de marché sont répartis selon la hiérarchie suivante :

- Niveau 1 : les valeurs de marché sont déterminées en utilisant directement les prix cotés sur des marchés actifs, pour des actifs ou des passifs identiques. Les caractéristiques d'un marché actif incluent l'existence d'un volume et d'une fréquence suffisants de transactions ainsi qu'une disponibilité continue des prix ;
- Niveau 2 : les valeurs de marché sont déterminées avec des techniques de valorisation dont les paramètres significatifs sont observables sur les marchés, directement ou indirectement. Ces techniques sont régulièrement calibrées et les paramètres corroborés par des données provenant de marchés actifs ;
- Niveau 3 : les valeurs de marché sont déterminées avec des techniques de valorisation dont les paramètres significatifs utilisés sont non observables ou ne peuvent être corroborés par des données de marché, par exemple en raison de l'absence de liquidité de l'instrument ou d'un risque de modèle significatif. Un paramètre non observable est une donnée pour laquelle aucune information de marché n'est disponible. Il provient donc d'hypothèses internes sur les données qui seraient utilisées par les autres participants de marché. L'évaluation de l'absence de liquidité ou l'identification d'un risque de modèle suppose l'exercice du jugement.

Le classement d'un actif ou d'un passif dans la hiérarchie dépend du niveau du paramètre le plus significatif au regard de la valeur de marché de l'instrument.

Pour les instruments financiers présentés dans le Niveau 3 de la hiérarchie, et plus marginalement pour certains instruments financiers présentés dans le Niveau 2, une différence peut apparaître entre le prix de transaction et la valeur de marché. Cette marge (*Day One Profit*) est différée et étalée en résultat sur la durée d'indisponibilité anticipée des paramètres de valorisation. Lorsque les paramètres non observables à l'origine le deviennent ou lorsque la valorisation peut être justifiée par comparaison avec celle de transactions récentes et similaires opérées sur un marché actif, la part de la marge non encore reconnue est alors comptabilisée en résultat.

1.e.11 Décomptabilisation d'actifs ou de passifs financiers

Décomptabilisation des actifs financiers

Le Groupe décomptabilise tout ou partie d'un actif financier lorsque les droits contractuels aux flux de trésorerie de l'actif expirent ou lorsque le Groupe a transféré les droits contractuels à recevoir les flux de trésorerie de l'actif financier et la quasi-totalité des risques et des avantages liés à la propriété de cet actif. Si l'ensemble de ces conditions n'est pas réuni, le Groupe maintient l'actif à son bilan et enregistre un passif représentant les obligations nées à l'occasion du transfert de l'actif.

Décomptabilisation des passifs financiers

Le Groupe décomptabilise tout ou partie d'un passif financier lorsque tout ou partie de ce passif est éteint.

Opérations de pensions et prêts/emprunts de titres

Les titres cédés temporairement dans le cas d'une mise en pension restent comptabilisés au bilan du Groupe dans leur portefeuille d'origine. Le passif correspondant est comptabilisé au coût amorti sous la rubrique de « Passifs financiers au coût amorti » appropriée, à l'exception des opérations de pension initiées par les activités de négoce du Groupe, pour lesquelles le passif correspondant est comptabilisé en « Instruments financiers à la valeur de marché par résultat ».

Les titres acquis temporairement dans le cas d'une prise en pension ne sont pas comptabilisés au bilan du Groupe. La créance correspondante est comptabilisée au coût amorti sous la rubrique « Actifs financiers au coût amorti » appropriée, à l'exception des opérations de pension initiées par les activités de négoce du Groupe, pour lesquelles la créance correspondante est comptabilisée en « Instruments financiers à la valeur de marché par résultat ».

Les opérations de prêts de titres ne donnent pas lieu à la décomptabilisation des titres prêtés et les opérations d'emprunts de titres ne donnent pas lieu à la comptabilisation au bilan des titres empruntés. Dans le cas où les titres empruntés sont ensuite cédés par le Groupe, l'obligation de livrer les titres à l'échéance de l'emprunt est matérialisée par un passif financier présenté au bilan sous la rubrique « Instruments financiers à la valeur de marché par résultat ».

1.e.12 Compensation des actifs et passifs financiers

Un actif financier et un passif financier sont compensés et un solde net est présenté au bilan si et seulement si le Groupe a un droit juridiquement exécutoire de compenser les montants comptabilisés et s'il a l'intention soit de régler le montant net soit de réaliser l'actif et de régler le passif simultanément.

Les opérations de pensions livrées et de dérivés dont les principes de fonctionnement répondent aux deux critères requis par la norme font l'objet d'une compensation au bilan.

1.f NORMES COMPTABLES PROPRES AUX ACTIVITÉS D'ASSURANCE

Les principes comptables et les règles d'évaluation propres aux actifs et passifs générés par les contrats d'assurance et les contrats financiers avec une clause de participation à caractère discrétionnaire émis par les sociétés d'assurance consolidées sont établis conformément à la norme IFRS 4 et maintenus dans les comptes consolidés du Groupe.

L'amendement à IFRS 4 « Contrats d'assurance » intitulé « Application d'IFRS 9 Instruments financiers et d'IFRS 4 Contrats d'assurance » adopté par l'Union européenne le 3 novembre 2017 donne aux entités qui exercent principalement des activités d'assurance la possibilité de reporter jusqu'au 1^{er} janvier 2021 la date d'application de la norme IFRS 9⁽¹⁾. Ce report permet aux entités concernées de continuer à présenter leurs états financiers selon la norme IAS 39 existante.

(1) Le 26 juin 2019, l'IASB a publié un exposé-sondage « Amendments to IFRS 17 » proposant notamment le report de sa date d'application obligatoire ainsi que le report de la date limite d'application de l'exemption temporaire d'application d'IFRS 9 au 1^{er} janvier 2022.

Cette exemption temporaire d'application d'IFRS 9, limitée aux groupes dont les activités d'assurance sont prédominantes dans l'amendement de l'IASB, a été étendue aux entités d'assurance des conglomérats financiers tel(le)s que définis par la Directive 2002/87/EC) dans le cadre de l'adoption par l'Union européenne. Cette possibilité est conditionnée notamment à l'absence de cessions internes d'instruments financiers entre les entités d'assurance et les autres entités du conglomérat (hormis les instruments financiers qui sont évalués à la valeur de marché par résultat).

Le Groupe applique cet amendement à l'ensemble de ses entités d'assurance, y compris les fonds relevant de cette activité, qui appliqueront ainsi la norme IAS 39 « Instruments financiers : comptabilisation et évaluation » jusqu'au 31 décembre 2020.

Les autres actifs détenus et passifs émis par les sociétés d'assurance suivent les règles communes à tous les actifs et passifs du Groupe et sont présentés dans les postes de même nature du bilan et du compte de résultat consolidés.

1.f.1 Compte de résultat

Les produits et les charges comptabilisés au titre des contrats d'assurance émis par le Groupe sont présentés au compte de résultat sous la rubrique « Produits nets des activités d'assurance ».

Cette rubrique du compte de résultat comprend les primes acquises, les produits nets sur contrats d'investissement sans participation aux bénéfices discrétionnaire et autres prestations, les produits nets des placements des entités d'assurance (y compris les résultats sur immeubles de placement et les dépréciations sur les actions et autres instruments de capitaux propres), les charges techniques des contrats (y compris les charges relatives à la participation aux bénéfices), les charges des cessions en réassurance, et les charges des prestations externes (y compris les commissions).

Les autres produits et charges relatifs à l'activité de l'assurance (i.e. relevant des entités d'assurance) sont présentés dans les autres rubriques du compte de résultat en fonction de leur nature.

1.f.2 Placements des activités d'assurance

Les placements des activités d'assurance comprennent principalement :

- les placements des entités d'assurance dans des instruments financiers qui sont comptabilisés selon les principes d'IAS 39, qui comprennent les placements en représentation des provisions techniques des activités d'assurance et notamment des contrats en unités de compte ;
- les instruments dérivés dont la valeur de marché est positive. Les entités d'assurance du Groupe souscrivent des instruments dérivés à des fins de couverture des placements ;
- les immeubles de placement ;
- les placements dans des sociétés consolidées par mise en équivalence ;
- ainsi que la part des réassureurs dans des passifs liés à des contrats d'assurance et d'investissement.

Placements dans des instruments financiers

Les placements financiers détenus par les entités d'assurance du Groupe sont classés dans l'une des quatre catégories prévues par la norme IAS 39 : les actifs financiers en valeur de marché par résultat, les actifs financiers détenus jusqu'à l'échéance, les prêts et créances et les actifs financiers disponibles à la vente.

Actifs financiers à la valeur de marché par résultat

La catégorie des « Actifs financiers à la valeur de marché par résultat » comprend, les dérivés et les actifs financiers que le Groupe a choisi de comptabiliser et d'évaluer à la valeur de marché par résultat dès l'origine, conformément à l'option offerte par la norme IAS 39.

Les actifs financiers peuvent être désignés en valeur de marché par résultat dans les cas suivants (selon IAS 39) :

- lorsqu'il s'agit d'instruments financiers composés comportant un ou plusieurs dérivés incorporés qui autrement seraient à extraire et à comptabiliser séparément. Un dérivé incorporé est tel que ses caractéristiques économiques et ses risques ne sont pas étroitement liés à ceux du contrat hôte ;
- lorsque l'utilisation de cette option permet d'éliminer ou de réduire significativement une incohérence dans l'évaluation et la comptabilisation des actifs et passifs qui autrement résulteraient de leur classement dans des catégories comptables distinctes ;
- lorsque le groupe d'actifs et/ou de passifs financiers est géré et évalué sur la base de leur valeur de marché, conformément à une stratégie de gestion et d'investissement dûment documentée.

Les placements en représentation des contrats d'assurance ou d'investissement dont le risque financier est supporté par les assurés (contrats en unités de compte) sont comptabilisés à la valeur de marché par résultat sur option.

Lorsque le Groupe valorise en valeur de marché par résultat des entités représentatives de placements sur lesquelles il exerce une influence notable ou un contrôle conjoint, ces investissements sont présentés sur la ligne « Actifs financiers à la valeur de marché par résultat » (cf. § 1.b.2).

Les instruments financiers classés dans cette catégorie sont initialement comptabilisés à leur valeur de marché, les frais des transactions étant directement comptabilisés en compte de résultat.

En date d'arrêté, ils sont évalués à leur valeur de marché ou de modèle.

Les variations de valeur constatées par rapport à la dernière évaluation, les revenus, les dividendes et les plus et moins-values de cession réalisées sont présentées dans la rubrique « Produits nets des activités d'assurance » et dans la sous-rubrique « Résultat sur instruments financiers à la valeur de marché par résultat ».

Prêts et créances

Les titres à revenu fixe ou déterminable, qui ne sont pas cotés sur un marché actif, autres que ceux pour lesquels le porteur peut ne pas recouvrer la quasi-totalité de son investissement initial pour des raisons autres que la détérioration du crédit, sont classés en « Prêts et créances » quand ils ne répondent pas aux conditions de classement en actifs financiers à la valeur de marché par résultat.

Les prêts et créances sont comptabilisés initialement à leur valeur de marché ou son équivalent qui, en règle générale, correspond au montant net décaissé à l'origine.

Les prêts et créances sont évalués ultérieurement au coût amorti selon la méthode du taux d'intérêt effectif et déduction faite des remboursements en capital et intérêts éventuellement intervenus.

Les intérêts sont calculés en utilisant la méthode du taux d'intérêt effectif, qui comprend les intérêts, les coûts de transaction et commissions compris dans leur valeur initiale et sont présentés dans la rubrique « Produits nets des activités d'assurance » et dans la sous-rubrique « Résultat sur instruments financiers au coût amorti ».

Les dépréciations constituées lorsqu'il existe une indication objective de perte de valeur liée à un événement survenu postérieurement à l'acquisition de l'actif sont présentées dans la rubrique « Coût du risque ».

Actifs financiers détenus jusqu'à l'échéance

La catégorie des « Actifs financiers détenus jusqu'à l'échéance » comprend les titres de dette, à échéance fixe, que le Groupe a l'intention et la capacité de détenir jusqu'à leur échéance.

Les titres classés dans cette catégorie sont comptabilisés au coût amorti selon la méthode du taux d'intérêt effectif.

Les revenus perçus sur ces titres sont présentés dans la rubrique « Produits nets des activités d'assurance » et dans la sous-rubrique « Résultat sur instruments financiers au coût amorti ». Les dépréciations constituées lorsqu'il existe une indication objective de perte de valeur liée à un événement survenu postérieurement à l'acquisition de l'actif sont présentées dans la rubrique « Coût du risque ».

Actifs financiers disponibles à la vente

La catégorie des « Actifs financiers disponibles à la vente » comprend les titres de dette ou de capitaux propres qui ne relèvent pas des trois catégories précédentes.

Les titres classés dans cette catégorie sont initialement comptabilisés à leur valeur de marché, frais de transaction inclus lorsque ces derniers sont significatifs. En date d'arrêté, ils sont évalués à leur valeur de marché et les variations de celle-ci, hors revenus courus, sont présentées sous une rubrique spécifique des capitaux propres. Lors de la cession des titres, ces variations de valeur précédemment comptabilisées en capitaux propres sont constatées en compte de résultat dans la rubrique « Produits nets des activités d'assurance ».

Les revenus comptabilisés selon la méthode du taux d'intérêt effectif sur les titres de dette, les dividendes perçus et les dépréciations (en cas de baisse significative ou durable de la valeur des titres) des titres de capitaux propres sont présentés dans la rubrique « Produits nets des activités d'assurance » et dans la sous-rubrique « Résultat sur actifs financiers disponibles à la vente ». Les dépréciations au titre du risque de crédit sur les titres de dette sont présentées dans la rubrique « Coût du risque ».

Immeubles de placement

Les immeubles de placement correspondent aux immeubles détenus en direct par les sociétés d'assurance et par les sociétés immobilières contrôlées.

Les immeubles de placement, à l'exception de ceux servant de supports à des contrats en unités de compte, sont comptabilisés au coût et suivent les modes de comptabilisation des immobilisations décrits par ailleurs.

Les immeubles de placement, supports de contrats en unités de compte, sont valorisés en date d'arrêté à leur valeur de marché ou son équivalent, les variations de celle-ci étant comptabilisées au compte de résultat.

Placements consolidés par mise en équivalence

Sont enregistrés dans ce poste les placements investis dans des sociétés ou fonds immobiliers sur lesquels le Groupe exerce une influence notable ou un contrôle conjoint et qui sont consolidés par mise en équivalence.

1.f.3 Provisions techniques et autres passifs d'assurance

Dans le poste « Provisions techniques et autres passifs d'assurance » figurent :

- les engagements vis-à-vis des souscripteurs et des bénéficiaires des contrats, et qui regroupent les provisions techniques des contrats d'assurance soumis à un aléa d'assurance significatif (mortalité, longévité, invalidité, incapacité...) et les passifs techniques des contrats d'investissement comportant une clause de participation aux bénéfices discrétionnaire, relevant de la norme IFRS 4. La clause de participation discrétionnaire octroie aux souscripteurs des contrats d'assurance-vie le droit de recevoir, en plus de la rémunération garantie, une quote-part des résultats financiers réalisés ;
- les autres passifs d'assurance afférents aux contrats en unités de compte qui relèvent de la norme IAS 39 (c'est-à-dire les contrats d'investissement sans participation discrétionnaire) ;
- la participation aux bénéfices différée passive ;
- les dettes nées d'opérations d'assurance et de réassurance, dont les dettes envers les assurés ;
- les instruments financiers dérivés des activités d'assurance, comptabilisés à la valeur de marché par résultat, dont la valeur de marché est négative. Les entités d'assurance du Groupe souscrivent des instruments dérivés à des fins de couverture des placements.

Les passifs financiers qui ne sont pas des passifs d'assurance, (par exemple les dettes subordonnées) relèvent de la norme IAS 39. Ils sont présentés en « Passifs financiers au coût amorti ».

Contrats d'assurance et de réassurance et contrats d'investissement avec participation aux bénéfices discrétionnaire

Les garanties proposées en assurance-vie couvrent principalement le risque décès (assurance temporaire, rentes viagères, remboursement d'emprunts ou garanties plancher des contrats en unités de compte) et en assurance des emprunteurs, l'invalidité, l'incapacité de travail et le chômage.

En assurance-vie, les provisions techniques sont principalement constituées des provisions mathématiques qui correspondent au minimum aux valeurs de rachat des contrats et des provisions pour participation aux bénéfices exigible et différée.

La provision pour participation aux bénéfices différée comprend les montants résultant de l'application de la « comptabilité reflet », correspondant à la quote-part des assurés, principalement des sociétés d'assurance-vie en France, dans les plus et moins-values latentes sur les actifs, lorsque la rémunération des contrats est liée à leur rendement. Cette quote-part est une moyenne issue de calculs stochastiques sur les plus et moins-values latentes attribuées aux assurés dans le cadre des scénarii étudiés.

La réserve de capitalisation dotée dans les comptes sociaux des sociétés d'assurance-vie françaises du fait de la vente de valeurs mobilières amortissables, avec pour objet de différer une partie des plus-values nettes dégagées afin de maintenir le rendement actuariel du portefeuille constitué en représentation des engagements à l'égard des assurés, est reclassée en provision pour participation aux bénéfices différée passive dans les comptes consolidés du Groupe pour autant que son utilisation apparaisse fortement probable.

En assurance non-vie, les provisions techniques sont constituées des provisions pour primes non acquises (fractions de primes émises correspondant aux exercices futurs) et pour sinistres à payer incluant les frais de gestion des sinistres.

À la date de clôture, un test de suffisance du passif est réalisé : le niveau des provisions techniques (net des frais d'acquisition restant à étaler) est comparé à la valeur moyenne, issue de calculs stochastiques, des flux futurs de trésorerie. L'ajustement éventuel des provisions techniques est constaté en résultat de la période.

En cas d'existence d'une moins-value latente nette sur les actifs entrant dans le champ d'application de la « comptabilité reflet », il est constaté une participation différée active pour le montant dont l'imputation sur des participations aux bénéfices futures des assurés est fortement probable. L'appréciation de la recouvrabilité de cette participation différée active est effectuée de manière prospective, en tenant compte des participations aux bénéfices différées passives comptabilisées par ailleurs, des plus-values sur actifs financiers non constatées dans les comptes du fait des options retenues pour leur comptabilisation (actifs financiers détenus jusqu'à l'échéance et placements immobiliers évalués au coût), de la capacité et de l'intention de l'entreprise de conserver les placements en moins-value latente.

Contrats d'investissement sans participation aux bénéfices discrétionnaire

Les contrats d'investissement sans participation aux bénéfices discrétionnaire correspondent principalement à des contrats en unités de compte qui ne répondent pas à la définition de contrats d'assurance et d'investissement avec participation discrétionnaire.

Les passifs afférents aux contrats en unités de compte sont évalués par référence à la valeur de marché des actifs servant de support à ces contrats à la date d'arrêt.

1.9 IMMOBILISATIONS

Les immobilisations inscrites au bilan du Groupe comprennent les immobilisations corporelles et incorporelles d'exploitation ainsi que les immeubles de placement. Les droits d'utilisation relatifs aux actifs pris en location (cf. § 1.1.2) sont présentés dans les postes d'immobilisations correspondant aux actifs similaires détenus.

Les immobilisations d'exploitation sont utilisées à des fins de production de services, ou administratives. Elles incluent les biens autres qu'immobiliers, donnés en location simple.

Les immeubles de placement sont des biens immobiliers détenus pour en retirer des loyers et valoriser le capital investi.

Les immeubles de placement sont comptabilisés au coût, à l'exception de ceux représentatifs de contrats d'assurance ou d'investissement dont le risque est supporté par les assurés (contrats en unité de compte), qui sont valorisés à la valeur de marché par résultat et présentés au bilan dans la rubrique « Placements des activités d'assurance » (note 1.1.2).

Les immobilisations d'exploitation sont enregistrées à leur coût d'acquisition augmenté des frais directement attribuables, et des coûts d'emprunt encourus lorsque la mise en service des immobilisations est précédée d'une longue période de construction ou d'adaptation.

Les logiciels développés en interne, lorsqu'ils remplissent les critères d'immobilisation, sont immobilisés pour leur coût direct de développement qui inclut les dépenses externes et les frais de personnel directement affectables au projet.

Après comptabilisation initiale, les immobilisations sont évaluées à leur coût diminué du cumul des amortissements et des pertes éventuelles de valeur.

Le montant amortissable d'une immobilisation est déterminé après déduction de sa valeur résiduelle. Seuls les biens donnés en location simple sont réputés avoir une valeur résiduelle. La durée d'utilité des immobilisations d'exploitation étant généralement égale à la durée de vie économique attendue du bien.

Les immobilisations sont amorties selon le mode linéaire sur la durée d'utilité attendue du bien pour l'entreprise. Les dotations aux amortissements sont comptabilisées sous la rubrique « Dotations aux amortissements et aux dépréciations des immobilisations corporelles et incorporelles » du compte de résultat.

Lorsqu'une immobilisation est composée de plusieurs éléments pouvant faire l'objet de remplacement à intervalles réguliers, ayant des utilisations différentes ou procurant des avantages économiques selon un rythme différent, chaque élément est comptabilisé séparément et chacun des composants est amorti selon un plan d'amortissement qui lui est propre. L'approche par composants a été retenue pour les immeubles d'exploitation et de placement.

Les durées d'amortissement retenues pour les immeubles de bureaux sont de 80 et 60 ans pour le gros œuvre des immeubles de prestige et les autres immeubles respectivement, 30 ans pour les façades, 20 ans pour les installations générales et techniques et 10 ans pour les agencements.

Les logiciels sont amortis, selon leur nature, sur des durées n'excédant pas 8 ans pour les développements d'infrastructure et 3 ans ou 5 ans pour les développements essentiellement liés à la production de services rendus à la clientèle.

Les coûts de maintenance des logiciels sont enregistrés en charges au compte de résultat lorsqu'ils sont encourus. En revanche, les dépenses qui participent à l'amélioration des fonctionnalités du logiciel ou contribuent à en allonger la durée de vie sont portées en augmentation du coût d'acquisition ou de confection initial.

Les immobilisations amortissables font l'objet d'un test de dépréciation lorsqu'à la date de clôture, d'éventuels indices de perte de valeur sont identifiés. Les immobilisations non amortissables font l'objet d'un test de dépréciation au moins une fois par an sur le modèle de celui effectué pour les valeurs affectées aux ensembles homogènes de métiers.

S'il existe un tel indice de dépréciation, la nouvelle valeur recouvrable de l'actif est comparée à la valeur nette comptable de l'immobilisation. En cas de perte de valeur, une dépréciation est constatée en compte de résultat. La dépréciation est reprise en cas de modification de l'estimation de la valeur recouvrable ou de disparition des indices de dépréciation. Les dépréciations sont comptabilisées sous la rubrique « Dotations aux amortissements et aux dépréciations des immobilisations corporelles et incorporelles » du compte de résultat.

Les plus ou moins-values de cession des immobilisations d'exploitation sont enregistrées au compte de résultat sous la rubrique « Gains nets sur autres actifs immobilisés ».

Les plus ou moins-values de cession des immeubles de placement sont enregistrées au compte de résultat sous la rubrique « Produits des autres activités » ou « Charges des autres activités ».

1.h CONTRATS DE LOCATION

Les différentes sociétés du Groupe peuvent être le preneur ou le bailleur de contrats de location.

1.h.1 Société du groupe bailleur du contrat de location

Les contrats de location consentis par le Groupe sont analysés en contrats de location-financement (crédit-bail et autres) ou en contrats de location simple.

Contrats de location-financement

Dans un contrat de location-financement, le bailleur transfère au preneur l'essentiel des risques et avantages de l'actif. Il s'analyse comme un financement accordé au preneur pour l'achat d'un bien.

La valeur actuelle des paiements dus au titre du contrat, augmentée le cas échéant de la valeur résiduelle, est enregistrée comme une créance. Le revenu net de l'opération pour le bailleur ou le loueur correspond au montant d'intérêts du prêt et est enregistré au compte de résultat sous la rubrique « Intérêts et produits assimilés ». Les loyers perçus sont répartis sur la durée du contrat de location-financement en les imputant en amortissement du capital et en intérêts de façon à ce que le revenu net représente un taux de rentabilité constant sur l'encours résiduel. Le taux d'intérêt utilisé est le taux d'intérêt implicite du contrat.

Les provisions constatées sur ces créances suivent les mêmes règles que celles décrites pour les actifs financiers comptabilisés au coût amorti.

Contrats de location simple

Est un contrat de location simple, un contrat par lequel l'essentiel des risques et avantages de l'actif mis en location n'est pas transféré au preneur.

Le bien est comptabilisé à l'actif du bailleur en immobilisations et amorti linéairement sur sa durée d'utilité. L'amortissement du bien s'effectue hors valeur résiduelle tandis que les loyers sont comptabilisés en résultat pour leur totalité de manière linéaire sur la durée du contrat de location. Ces loyers et ces dotations aux amortissements sont enregistrés au compte de résultat sur les lignes « Produits des autres activités » et « Charges des autres activités ».

1.h.2 Société du groupe preneur du contrat de location

Les contrats de location conclus par le Groupe à l'exception des contrats d'une durée inférieure ou égale à 12 mois et des contrats de faible valeur sont comptabilisés au bilan à l'actif en tant que droits d'utilisation et au passif en dettes financières au titre des loyers et autres paiements liés pendant la durée de la location. Le droit d'utilisation est amorti linéairement et la dette financière est amortie actuariellement sur la durée du contrat de location. Les coûts de démantèlement correspondant à des agencements spécifiques et significatifs sont intégrés au droit d'utilisation initial par contrepartie des provisions de passif.

Les principales hypothèses utilisées dans l'évaluation des droits d'utilisation et dettes de location sont les suivantes :

- les durées de location correspondent à la période non résiliable des contrats, complétée le cas échéant des options de renouvellement dont l'exercice est jugé raisonnablement certain. En France par exemple, le contrat type en immobilier est le contrat de bail commercial dit bail « trois, six, neuf », pour lequel la période exécutoire de base est

au maximum de neuf ans, avec une première période de trois ans non résiliable suivie de deux périodes optionnelles de renouvellement de trois ans ; ainsi, suivant les analyses, les durées peuvent être de trois, six ou neuf ans. Pour les contrats sans période exécutoire et qui sont renouvelables tacitement, des droits d'utilisation et des passifs de location sont comptabilisés sur la base de la période de préavis si cette période est supérieure à douze mois. Pour les contrats avec une période exécutoire initiale d'au moins d'un an, qui sont renouvelables tacitement pour cette période exécutoire ou une autre période exécutoire aussi longtemps que le préavis de résiliation n'est pas donné, les droits d'utilisation et passifs correspondants sont comptabilisés à chaque date de renouvellement d'une période exécutoire ;

- les taux d'actualisation utilisés pour calculer le droit d'utilisation et la dette de location sont déterminés pour chaque actif comme le taux implicite du contrat s'il est disponible, ou plus généralement en fonction du taux marginal d'endettement des preneurs à la date de signature. Le taux marginal d'endettement est déterminé en tenant compte de la durée moyenne (durée) du contrat ;
- en cas de modification du contrat, il est procédé à une nouvelle appréciation de l'obligation locative en tenant compte de la nouvelle durée résiduelle du contrat et donc à une nouvelle évaluation du droit d'utilisation et du passif de location.

1.i ACTIFS NON COURANTS DÉTENUS EN VUE DE LA VENTE ET ACTIVITÉS ABANDONNÉES

Lorsque le Groupe décide de vendre des actifs non courants ou un groupe d'actifs et de passifs, et lorsqu'il est hautement probable que cette vente interviendra dans les douze mois, ces actifs sont présentés séparément au bilan dans le poste « Actifs non courants destinés à être cédés ». Les passifs qui leur sont éventuellement liés sont présentés séparément dans le poste « Dettes liées aux actifs non courants destinés à être cédés ». Lorsque le Groupe est engagé dans un plan de vente impliquant la perte de contrôle d'une filiale hautement probable dans le délai d'un an, il doit classer tous les actifs et les passifs de cette filiale comme détenus en vue de la vente.

Dès lors qu'ils sont classés dans cette catégorie, les actifs non courants ou le groupe d'actifs et de passifs sont évalués au plus bas de leur valeur comptable et de leur valeur de marché nette des coûts de sortie.

Les actifs concernés cessent d'être amortis. En cas de perte de valeur constatée sur un actif ou un groupe d'actifs et de passifs, une dépréciation est constatée en résultat. Les pertes de valeur comptabilisées à ce titre sont réversibles.

En outre, lorsqu'un groupe d'actifs et de passifs destiné à la vente constitue un ensemble homogène de métiers, il est qualifié d'activité abandonnée. Les activités abandonnées incluent à la fois les activités destinées à être cédées, les activités arrêtées, ainsi que les filiales acquises exclusivement dans une perspective de revente.

Dans ce cas, les pertes et profits relatifs à ces opérations sont présentés séparément au compte de résultat, sur la ligne « Résultat net d'impôt des activités arrêtées ou en cours de cession ». Ce poste inclut les résultats nets après impôt des activités abandonnées, le résultat net après impôt lié à l'évaluation à la valeur de marché (nette des coûts de vente), et le résultat net après impôt de la cession.

1.j AVANTAGES BÉNÉFICIAIRE AU PERSONNEL

Les avantages consentis au personnel du Groupe sont classés en quatre catégories :

- les avantages à court terme tels que les salaires, les congés annuels, l'intéressement, la participation, l'abondement ;
- les avantages à long terme qui comprennent les congés rémunérés et les primes liées à l'ancienneté, certaines rémunérations différées versées en numéraire ;
- les indemnités de fin de contrat de travail ;
- les avantages postérieurs à l'emploi constitués notamment en France par les compléments de retraite bancaire, et les primes de fin de carrière, et à l'étranger par des régimes de retraite portés pour certains d'entre eux par des fonds de pension.

Avantages à court terme

L'entreprise comptabilise une charge lorsqu'elle a utilisé les services rendus par les membres du personnel en contrepartie des avantages qui leur ont été consentis.

Avantages à long terme

Les avantages à long terme désignent les avantages, autres que les avantages à court terme, les avantages postérieurs à l'emploi et les indemnités de fin de contrat de travail. Sont notamment concernées les rémunérations différées de plus de douze mois versées en numéraire et non indexées sur le cours de l'action BNP Paribas, qui sont provisionnées dans les comptes de l'exercice auquel elles se rapportent.

La méthode d'évaluation actuarielle est similaire à celle qui s'applique aux avantages postérieurs à l'emploi à prestations définies, mais les éléments de réévaluation sont comptabilisés en résultat et non pas en capitaux propres.

Indemnités de fin de contrat de travail

Les indemnités de fin de contrat de travail sont les avantages accordés à un membre du personnel en contrepartie de la cessation de son emploi résultant soit de la résiliation par le Groupe du contrat de travail avant l'âge légal du départ en retraite soit de la décision du membre du personnel de partir volontairement en échange d'une indemnité. Les indemnités de fin de contrat de travail exigibles plus de douze mois après la date de clôture font l'objet d'une actualisation.

Avantages postérieurs à l'emploi

Conformément aux principes généralement admis, le Groupe distingue les régimes à cotisations définies et les régimes à prestations définies.

Les régimes qualifiés de « régimes à cotisations définies » ne sont pas représentatifs d'un engagement pour l'entreprise et ne font l'objet d'aucune provision. Le montant des cotisations appelées pendant l'exercice est constaté en charges.

Seuls les régimes qualifiés de « régimes à prestations définies » sont représentatifs d'un engagement à la charge de l'entreprise qui donne lieu à évaluation et provisionnement.

Le classement dans l'une ou l'autre de ces catégories s'appuie sur la substance économique du régime pour déterminer si le Groupe est tenu ou pas, par les clauses d'une convention ou par une obligation implicite, d'assurer les prestations promises aux membres du personnel.

Les avantages postérieurs à l'emploi à prestations définies font l'objet d'évaluations actuarielles tenant compte d'hypothèses démographiques et financières.

Le passif net comptabilisé au titre des régimes postérieurs à l'emploi est la différence entre la valeur actualisée de l'obligation au titre des prestations définies et la valeur de marché des actifs du régime (s'ils existent).

La valeur actualisée de l'obligation au titre des prestations définies est déterminée en utilisant les hypothèses actuarielles retenues par l'entreprise et en appliquant la méthode des unités de crédit projetées. Cette méthode d'évaluation tient compte d'un certain nombre de paramètres propres à chaque pays ou entité du Groupe tels que des hypothèses démographiques, de départs anticipés, d'augmentations des salaires et de taux d'actualisation et d'inflation.

Lorsque le montant des actifs de couverture excède la valeur de l'engagement, un actif est comptabilisé s'il est représentatif d'un avantage économique futur pour le Groupe prenant la forme d'une économie de cotisations futures ou d'un remboursement attendu d'une partie des montants versés au régime.

La charge annuelle comptabilisée en frais de personnel au titre des régimes à prestations définies est représentative des droits acquis pendant la période par chaque salarié correspondant au coût des services rendus, des intérêts nets liés à l'actualisation du passif (de l'actif) net au titre des prestations définies, des coûts des services passés résultant des éventuelles modifications ou réductions de régimes, ainsi que des conséquences des liquidations éventuelles de régimes.

Les éléments de réévaluation du passif (de l'actif) net au titre des prestations définies sont comptabilisés directement en capitaux propres sans jamais affecter le résultat. Ils comprennent les écarts actuariels, le rendement des actifs du régime et la variation de l'effet du plafonnement éventuel de l'actif (à l'exclusion des montants pris en compte dans le calcul des intérêts nets sur le passif ou l'actif net au titre des prestations définies).

1.k PAIEMENTS À BASE D'ACTIONS

Les paiements à base d'actions sont constitués par les paiements fondés sur des actions émises par le Groupe, qu'ils soient décaissés par la remise d'actions ou par un versement de numéraire dont le montant dépend de l'évolution de la valeur des actions.

La norme IFRS 2 prescrit de comptabiliser une charge représentative des paiements à base d'actions octroyés postérieurement au 7 novembre 2002 ; le montant de cette charge correspondant à la valeur de la rémunération à base d'actions accordée au salarié.

BNP Paribas accorde à ses salariés des plans d'options de souscription d'actions, des rémunérations différées versées en actions de l'entreprise ou en espèces indexées sur la valeur de l'action, et leur offre la possibilité de souscrire des actions de l'entreprise émises à cet effet avec une décote liée à une période d'incessibilité des actions souscrites.

Plans d'attribution d'options de souscription d'actions (stock-options) et d'actions gratuites

La charge afférente aux plans attribués est étalée sur la période d'acquisition des droits, dans la mesure où l'obtention de l'avantage est soumise à une condition de présence.

Cette charge, inscrite dans les frais de personnel, dont la contrepartie figure en capitaux propres, est calculée sur la base de la valeur globale du plan, déterminée à la date d'attribution par le Conseil d'administration.

En l'absence de marché pour ces instruments, des modèles financiers de valorisation prenant en compte le cas échéant les conditions de performance relative de l'action BNP Paribas sont utilisés. La charge totale du plan est déterminée en multipliant la valeur unitaire de l'option ou de l'action gratuite attribuée par le nombre estimé d'options ou d'actions gratuites acquises en fin de période d'acquisition des droits compte tenu des conditions de présence des bénéficiaires.

Seules les hypothèses relatives au départ des bénéficiaires et aux conditions de performance qui ne sont pas liées à la valeur du titre BNP Paribas font l'objet d'une réestimation au cours de la période d'acquisition des droits et donnent lieu à un réajustement de la charge.

Rémunérations variables différées versées en espèces indexées sur le cours de l'action

Ces rémunérations sont comptabilisées dans les charges des exercices au cours desquels le salarié rend les services correspondants.

Lorsque le paiement à base d'actions des rémunérations variables différées est explicitement soumis à une condition d'acquisition liée à la présence, les services sont présumés reçus sur la période d'acquisition et la charge de rémunération correspondante est inscrite, prorata temporis sur cette période, en frais de personnel en contrepartie d'une dette. La charge est révisée pour tenir compte de la non-réalisation des conditions de présence ou de performance, et de la variation de valeur du titre BNP Paribas.

En l'absence de condition de présence, la charge est constatée, sans étalement, par contrepartie d'une dette qui est ensuite réestimée à chaque clôture en fonction des éventuelles conditions de performance et de la variation de valeur du titre BNP Paribas, et ce jusqu'à son règlement.

1.1 PROVISIONS DE PASSIF

Les provisions enregistrées au passif du bilan du Groupe, autres que celles relatives aux instruments financiers, aux engagements sociaux et aux contrats d'assurance, concernent principalement les provisions pour restructuration, pour litiges, pour amendes, pénalités et risques fiscaux.

Une provision est constituée lorsqu'il est probable qu'une sortie de ressources représentative d'avantages économiques sera nécessaire pour éteindre une obligation née d'un événement passé et lorsque le montant de l'obligation peut être estimé de manière fiable. Le montant de cette obligation est actualisé pour déterminer le montant de la provision, dès lors que cette actualisation présente un caractère significatif.

1.m IMPÔT COURANT ET DIFFÉRÉ

La charge d'impôt sur le bénéfice exigible est déterminée sur la base des règles et taux en vigueur dans chaque pays d'implantation des sociétés du Groupe sur la période à laquelle se rapportent les résultats.

Des impôts différés sont comptabilisés lorsqu'existent des différences temporelles entre les valeurs comptables des actifs et passifs du bilan et leurs valeurs fiscales.

Des passifs d'impôts différés sont reconnus pour toutes les différences temporelles taxables à l'exception :

- des différences temporelles taxables générées par la comptabilisation initiale d'un écart d'acquisition ;
- des différences temporelles taxables relatives aux investissements dans des entreprises sous contrôle exclusif et contrôle conjoint, dans la mesure où le Groupe est capable de contrôler la date à laquelle la différence temporelle s'inversera et qu'il est probable que cette différence temporelle ne s'inversera pas dans un avenir prévisible.

Des actifs d'impôts différés sont constatés pour toutes les différences temporelles déductibles et les pertes fiscales reportables dans la mesure où il est probable que l'entité concernée disposera de bénéfices imposables futurs sur lesquels ces différences temporelles et ces pertes fiscales pourront être imputées.

Les impôts différés actifs et passifs sont évalués selon la méthode du report variable au taux d'impôt dont l'application est présumée sur la période au cours de laquelle l'actif sera réalisé ou le passif réglé, sur la base des taux d'impôt et réglementations fiscales qui ont été adoptés ou le seront avant la date de clôture de la période. Ils ne font pas l'objet d'une actualisation.

Les impôts différés actifs ou passifs sont compensés quand ils trouvent leur origine au sein d'un même groupe fiscal, relèvent de la même autorité fiscale, et lorsqu'existe un droit légal de compensation.

S'agissant de l'évaluation des positions fiscales incertaines, le Groupe adopte la démarche suivante :

- la probabilité qu'un traitement fiscal incertain soit agréé par les autorités fiscales est appréciée ;
- l'incertitude éventuelle est reflétée lors de la détermination du résultat fiscal en retenant soit le montant le plus probable (probabilité d'occurrence la plus élevée), soit l'espérance mathématique (somme des résultats possibles pondérés par leur probabilité d'occurrence).

Les impôts exigibles et différés sont comptabilisés comme un produit ou une charge d'impôt dans le compte de résultat, à l'exception de ceux relatifs à une transaction ou un événement directement comptabilisé en capitaux propres, qui sont également imputés sur les capitaux propres. Ceci concerne en particulier l'effet d'impôt relatif aux coupons versés sur les instruments financiers émis par le Groupe et qualifiés d'instruments de capitaux propres comme les Titres Super Subordonnés à Durée Indéterminée.

Les crédits d'impôt sur revenus de créances et de portefeuilles titres, lorsqu'ils sont effectivement utilisés en règlement de l'impôt sur les sociétés dû au titre de l'exercice, sont comptabilisés dans la même rubrique que les produits auxquels ils se rattachent. La charge d'impôt correspondante est maintenue dans la rubrique « impôt sur les bénéfices » du compte de résultat.

1.n TABLEAU DES FLUX DE TRÉSORERIE

Le solde des comptes de trésorerie et assimilés est constitué des soldes nets des comptes de caisse, banques centrales, ainsi que les soldes nets des prêts et emprunts à vue auprès des établissements de crédit.

Les variations de la trésorerie générée par l'activité opérationnelle enregistrent les flux de trésorerie générés par les activités du Groupe, y compris ceux relatifs aux placements des activités d'assurance et aux titres de créances négociables.

Les variations de la trésorerie liées aux opérations d'investissement résultent des flux de trésorerie liés aux acquisitions et aux cessions de filiales, entreprises associées ou coentreprises consolidées ainsi que ceux liés aux acquisitions et aux cessions d'immobilisations, hors immeubles de placement et immeubles donnés en location simple.

Les variations de la trésorerie liées aux opérations de financement comprennent les encaissements et décaissements provenant des opérations avec les actionnaires et les flux liés aux dettes subordonnées et obligataires, et dettes représentées par un titre (hors titres de créances négociables).

1.o UTILISATION D'ESTIMATIONS DANS LA PRÉPARATION DES ÉTATS FINANCIERS

La préparation des états financiers du Groupe exige des responsables des métiers et des fonctions la formulation d'hypothèses et la réalisation d'estimations qui se traduisent dans la détermination des produits et des charges du compte de résultat, comme dans l'évaluation des actifs et passifs du bilan et dans la confection des notes annexes qui leur sont relatives. Cet exercice suppose que les gestionnaires fassent appel à l'exercice de leur jugement et utilisent les informations disponibles à la date d'élaboration des états financiers pour procéder aux estimations nécessaires. Les résultats futurs définitifs des opérations pour lesquelles les gestionnaires ont recouru à des estimations peuvent à l'évidence s'avérer sensiblement différents de celles-ci notamment en fonction de conditions de marché différentes et avoir un effet significatif sur les états financiers.

Ainsi est-ce en particulier le cas :

- de l'analyse du critère des flux de trésorerie de certains actifs financiers ;
- du calcul des pertes de crédit attendues. Ceci concerne plus particulièrement l'évaluation du critère d'augmentation significative du risque de crédit, les modèles et hypothèses utilisés pour la mesure des pertes de crédit attendues, la détermination des différents scénarios économiques et de leur pondération ;
- de l'analyse des crédits renégociés afin de déterminer leur maintien au bilan ou leur décomptabilisation ;
- de l'analyse du caractère actif ou non d'un marché et de l'usage de modèles internes pour le calcul de la valeur de marché des instruments financiers non cotés sur un marché actif classés en « Actifs financiers en valeur de marché par capitaux propres » ou en « Instruments financiers en valeur de marché par résultat » à l'actif ou au passif, et plus généralement du calcul des valeurs de marché des instruments financiers pour lesquels cette information doit être portée dans les notes annexes aux états financiers ;
- des hypothèses retenues pour apprécier la sensibilité de la valeur de marché des instruments financiers à chaque type de risque de marché, ainsi que la sensibilité de ces valorisations aux principaux paramètres non observables telles que présentées dans les notes annexes aux états financiers ;
- de la pertinence de la qualification de certaines couvertures de résultat par des instruments financiers dérivés et de la mesure de l'efficacité des stratégies de couverture ;
- des tests de dépréciation effectués sur les actifs incorporels ;
- des actifs d'impôt différé ;
- de l'estimation des provisions techniques d'assurance et de la participation aux bénéfices différée ;
- de la détermination de l'incertitude sur les traitements fiscaux et des autres provisions destinées à couvrir les risques de pertes et charges. En particulier, l'issue et l'impact potentiel des enquêtes et litiges en cours est difficile à prédire avant leur terme. L'estimation des provisions est réalisée en prenant en compte toutes les informations disponibles à la date d'établissement des comptes notamment la nature du litige, les faits sous-jacents, les procédures en cours et les décisions de justice, y compris celles relatives à des cas similaires. Le Groupe peut également avoir recours à des avis d'experts et de conseillers indépendants afin d'exercer son jugement.

Note 2 EFFET DE L'APPLICATION DE LA NORME IFRS 16

Au 1^{er} janvier 2019, le Groupe BNP Paribas a mis en application la nouvelle norme comptable IFRS 16 « Contrats de location ». Le Groupe a décidé d'opter pour l'application de la méthode rétrospective simplifiée consistant à comptabiliser l'effet cumulé de la norme en capitaux propres. Cet effet en capitaux propres résulte de la différence entre :

- un droit d'utilisation et son amortissement déterminés comme si la norme avait été appliquée depuis la date de début du contrat de location, actualisés à la date de première application de la norme ;
- un passif de location actualisé à la date de première application.

Le taux d'actualisation utilisé pour le droit d'utilisation comme pour le passif de location est le taux d'emprunt marginal pour une durée correspondant à la durée résiduelle de chacun des contrats à la date de première application de la norme. La moyenne des taux d'actualisation utilisés au 1^{er} janvier 2019 ressort à 1,96 %.

Le Groupe a opté pour les principales mesures de simplification prévues par la norme dans le cadre de l'application de la méthode rétrospective simplifiée, en particulier l'absence de constatation d'un droit d'utilisation pour les contrats dont la durée résiduelle en date de première application est inférieure à 12 mois.

Dans le cadre de la mise en œuvre de cette norme, le Groupe a recensé les droits d'utilisation des biens pris en location. Un bien est considéré pris en location dès lors que le contrat confère au preneur le droit, moyennant contrepartie, de contrôler l'utilisation du bien identifié pour une durée prédéterminée. Dans chaque cas, le Groupe a ainsi évalué :

- le caractère identifiable de l'actif, qui suppose pour le bailleur l'absence de droit de substitution substantiel à la date de passation du contrat ;
- le caractère effectif du contrôle sur l'actif, qui suppose le droit d'obtenir la quasi-totalité des avantages économiques découlant de l'utilisation du bien ainsi que de décider de son usage.

Lorsque le contrat de location prévoit également une composante non locative comme la fourniture de services, seule la part de loyer correspondant à la location est prise en compte par le Groupe dans le calcul du droit d'utilisation. L'identification des composantes locatives et non locatives s'effectue sur la base des prix individuels contractuels ou à défaut sur la base d'informations comparables observables.

Pour le calcul de l'obligation locative, le Groupe ne retient que les montants hors taxe sur la valeur ajoutée des éléments suivants :

- les loyers fixes ;
- les loyers variables dépendant d'un indice, tel que l'indice de la construction, ou d'un taux d'intérêt ;
- ainsi que de tous les paiements attendus au titre des valeurs résiduelles garanties, du prix d'exercice des options d'achat et des pénalités de résiliation.

Les loyers basés sur le niveau d'usage ou la performance d'un bien sont donc exclus du calcul de l'obligation locative.

Les contrats de location identifiés sont pour l'essentiel des baux immobiliers et dans une moindre mesure des contrats de location de matériel informatique et bancaire et des locations de véhicules. Les baux immobiliers concernent soit des agences commerciales de la banque de détail, soit des immeubles d'exploitation (bureaux, sièges sociaux...) en France ou à l'étranger.

Le Groupe a fait le choix de ne pas appliquer l'exemption de comptabilisation initiale des impôts différés actifs (IDA) et des impôts différés passifs (IDP) prévue par les paragraphes 15 et 24 de la norme IAS 12 « Impôts sur le résultat ». En conséquence des impôts différés passifs et des impôts différés actifs distincts ont été comptabilisés respectivement au titre des soldes au bilan des droits d'utilisation et des passifs de location chez le preneur.

Les principaux impacts au bilan sont un effet négatif de 146 millions d'euros (net d'impôt) sur les capitaux propres, une augmentation des immobilisations de 3 357 millions d'euros et la constatation d'une dette de location de 3 568 millions d'euros et une augmentation des impôts différés à l'actif de 45 millions d'euros (après compensation des IDA et IDP distincts selon les règles détaillées dans la partie 1.m Impôt courant et différé).

ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS AU 31 DÉCEMBRE 2019
Notes annexes aux états financiers

4

Le tableau ci-dessous présente les rubriques du bilan ayant fait l'objet d'ajustements par application de la norme IFRS 16.

En millions d'euros	31 décembre 2018	Effet de l'application d'IFRS 16	1 ^{er} janvier 2019
ACTIF			
Actifs d'impôts courants et différés	7 220	45	7 265
Comptes de régularisation et actifs divers	103 348	7	103 353
Immobilisations corporelles et immeubles de placement	26 652	3 357	30 009
dont valeur brut comptable	42 008	6 639	48 645
dont cumul des amortissements et pertes de valeur	(15 354)	(3 282)	(18 636)
EFFET SUR LE TOTAL DE L'ACTIF		3 409	
DETTES			
Dettes envers les établissements de crédit	78 915	(11)	78 904
Passifs d'impôts courants et différés	2 255	(2)	2 253
Comptes de régularisation et passifs divers	89 562	3 568	93 130
EFFET SUR LE TOTAL DES DETTES		3 555	
CAPITAUX PROPRES			
Total part du Groupe	101 467	(141)	101 326
Intérêts minoritaires	4 259	(5)	4 254
EFFET SUR LE TOTAL DES CAPITAUX PROPRES		(146)	
EFFET SUR LE TOTAL DU PASSIF		3 409	

4

Note 3 NOTES RELATIVES AU COMPTE DE RÉSULTAT DE L'EXERCICE 2019

3.a MARGE D'INTÉRÊTS

Le Groupe BNP Paribas présente sous les rubriques « Intérêts et produits assimilés » et « Intérêts et charges assimilés » la rémunération déterminée selon la méthode du taux d'intérêt effectif (intérêts, commissions et frais) des instruments financiers évalués au coût amorti et des instruments financiers en valeur de marché par capitaux propres.

Ces rubriques incluent également la rémunération des instruments financiers non détenus à des fins de transaction dont les caractéristiques ne permettent pas une comptabilisation au coût amorti ou en valeur de marché par capitaux propres, ainsi que celle des instruments financiers

que le Groupe a désignés comme évaluable en valeur de marché par résultat. La variation de valeur calculée hors intérêts courus sur ces instruments financiers en valeur de marché par résultat est comptabilisée sous la rubrique « Gains ou pertes nets sur instruments financiers à la juste valeur par résultat ».

Les produits et charges d'intérêts sur les dérivés de couverture de valeur de marché sont présentés avec les revenus des éléments dont ils contribuent à la couverture des risques. De même, les produits et charges d'intérêts sur les dérivés de couverture économique des opérations désignées en valeur de marché par résultat sont rattachés aux rubriques qui enregistrent les intérêts de ces opérations.

4

ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS AU 31 DÉCEMBRE 2019

Notes annexes aux états financiers

En millions d'euros	Exercice 2019			Exercice 2018		
	Produits	Charges	Net	Produits	Charges	Net
Instruments financiers au coût amorti	30 715	(12 278)	18 437	29 115	(10 482)	18 633
Comptes et prêts/emprunts	27 790	(9 063)	18 707	26 957	(8 069)	18 888
Opérations de pensions	186	(88)	98	152	(59)	93
Opérations de location-financement	1 398	(86)	1 312	1 312	(73)	1 239
Titres de dette	1 341		1 341	694		694
Dettes représentées par un titre et dettes subordonnées		(3 021)	(3 021)		(2 261)	(2 261)
Instruments financiers en valeur de marché par capitaux propres	1 076	-	1 076	965	-	965
Titres de dette	1 076		1 076	965		965
Instruments financiers en valeur de marché par résultat (hors portefeuille de transaction)	63	(347)	(284)	42	(442)	(400)
Instruments de couverture de résultats futurs	2 746	(1 159)	1 587	2 941	(1 369)	1 572
Instruments de couverture des portefeuilles couverts en taux	2 727	(2 349)	378	2 660	(2 368)	292
Passif de location	-	(67)	(67)			
TOTAL DES PRODUITS ET CHARGES D'INTÉRÊTS OU ASSIMILÉS	37 327	(16 200)	21 127	35 723	(14 661)	21 062

Le total des produits d'intérêts sur les créances ayant fait l'objet d'une dépréciation individuelle s'élève à 432 millions d'euros pour l'exercice 2019 contre 454 millions d'euros pour l'exercice 2018.

3.b COMMISSIONS

En millions d'euros	Exercice 2019			Exercice 2018		
	Produits	Charges	Net	Produits	Charges	Net
Opérations avec la clientèle	4 535	(1 246)	3 289	4 406	(1 157)	3 249
Opérations sur titres et dérivés	1 751	(1 283)	468	1 729	(1 187)	542
Engagements de financement et de garantie	1 276	(59)	1 217	1 102	(44)	1 058
Prestations de service et gestion d'actifs	4 769	(268)	4 481	4 723	(246)	4 477
Autres	934	(1 024)	(90)	965	(1 064)	(119)
PRODUITS ET CHARGES DE COMMISSIONS	13 265	(3 900)	9 365	12 925	(3 718)	9 207
dont détention ou placement d'actifs pour le compte de la clientèle, de fiducies, d'institutions de retraite ou de prévoyance et d'autres institutions	2 753	(210)	2 543	2 834	(261)	2 573
dont instruments financiers non évalués à la valeur de marché par résultat	3 105	(490)	2 615	3 005	(427)	2 578

ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS AU 31 DÉCEMBRE 2019

Notes annexes aux états financiers

4

3.c GAINS NETS SUR INSTRUMENTS FINANCIERS ÉVALUÉS EN VALEUR DE MARCHÉ PAR RÉSULTAT

Les gains nets sur instruments financiers évalués en valeur de marché par résultat recouvrent les éléments de résultat afférents aux instruments financiers gérés au sein d'un portefeuille de transaction, aux instruments financiers que le Groupe a désigné comme évaluable en valeur de marché par résultat, aux titres de capitaux propres non détenus à des fins de transaction pour lesquels l'option de comptabilisation en valeur de marché par capitaux propres n'a pas été retenue, ainsi qu'aux instruments de dette dont les flux de trésorerie ne sont pas uniquement constitués

de paiements relatifs au principal et d'intérêts sur le principal ou dont le modèle de gestion n'est pas de collecter les flux de trésorerie ni de collecter les flux de trésorerie et de vendre les actifs.

Ces éléments de résultat comprennent les dividendes sur ces instruments et excluent les revenus et charges d'intérêts des instruments financiers évalués en valeur de marché sur option et des instruments dont les flux de trésorerie ne sont pas uniquement des paiements relatifs au principal et aux intérêts sur le principal ou dont le modèle de gestion n'est pas de collecter les flux de trésorerie ni de collecter les flux de trésorerie et de vendre les actifs, qui sont présentés dans la « Marge d'intérêts » (note 3.a).

En millions d'euros	Exercice 2019	Exercice 2018
Instruments financiers du portefeuille de transaction	11 768	(1 470)
Instruments financiers de taux et de crédit	7 489	1 975
Instruments financiers de capital	3 562	(2 926)
Instruments financiers de change	2 203	1 432
Opérations de pension	(1 573)	(1 126)
Autres instruments financiers	87	(825)
Instruments évalués en valeur de marché sur option	(5 217)	6 756
Autres instruments financiers comptabilisés en valeur de marché par résultat	585	533
Instruments de dette	5	(38)
Instruments de capitaux propres	580	571
Incidence de la comptabilité de couverture	(25)	(11)
Instruments dérivés de couverture de valeur	1 014	134
Composantes couvertes des instruments financiers ayant fait l'objet d'une couverture de valeur	(1 039)	(145)
GAINS NETS SUR INSTRUMENTS FINANCIERS ÉVALUÉS EN VALEUR DE MARCHÉ PAR RÉSULTAT	7 111	5 908

Les montants de gains et pertes des instruments financiers évalués en valeur de marché sur option sont relatifs principalement à des instruments dont les variations de valeur sont susceptibles d'être compensées par celles d'instruments financiers dérivés du portefeuille de transaction qui les couvrent économiquement.

Les gains nets du portefeuille de transaction comprennent, pour un montant négligeable au titre des exercices 2019 et 2018, l'inefficacité liée aux couvertures de résultats futurs.

Les facteurs potentiels d'inefficacité sont les différences entre les instruments de couverture et les instruments couverts, notamment du fait de divergences dans les caractéristiques des instruments, telles

que la fréquence et la date de révision des index de taux, la fréquence des paiements et les courbes d'actualisation utilisées, ou lorsque les instruments dérivés ont une valeur de marché non nulle à la date de documentation de la relation de couverture. Les ajustements de valeur pour risque de contrepartie s'appliquant aux instruments de couverture sont également sources d'inefficacité.

Les variations de valeur cumulées en capitaux propres relatives à des couvertures de flux futurs interrompues qui ont été reclassées en résultat au cours de l'exercice 2019 sont non significatives, dans tous les cas, que l'instrument couvert existe ou n'existe plus.

4

4

ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS AU 31 DÉCEMBRE 2019

Notes annexes aux états financiers

3.d GAINS NETS SUR INSTRUMENTS FINANCIERS ÉVALUÉS EN VALEUR DE MARCHÉ PAR CAPITAUX PROPRES

En millions d'euros	Exercice 2019	Exercice 2018
Plus ou moins-values sur instruments de dette ⁽¹⁾	234	213
Produits de dividendes sur instruments de capitaux propres	116	102
GAINS NETS SUR INSTRUMENTS FINANCIERS EN VALEUR DE MARCHÉ PAR CAPITAUX PROPRES	350	315

(1) Les produits d'intérêt relatifs aux titres de dette sont compris dans la « Marge d'intérêts » (note 3.a) et la charge de dépréciation liée à l'insolvabilité éventuelle des émetteurs est présentée au sein du « Coût du risque » (note 3.h).

Les résultats latents sur titres de dette, précédemment portés dans la rubrique « Variations d'actifs et passifs comptabilisées directement en capitaux propres pouvant être reclassées en résultat » et inscrits en résultat, représentent un gain net de 194 millions d'euros pour l'exercice 2019 contre 110 millions d'euros pour l'exercice 2018.

3.e PRODUITS NETS DES ACTIVITÉS D'ASSURANCE

En millions d'euros	Exercice 2019	Exercice 2018
Primes acquises	24 183	27 026
Produits nets sur contrats d'investissement sans participation aux bénéfices discrétionnaire et autres prestations	32	29
Produits/(Charges) nets des placements	14 858	(2 133)
Charges techniques des contrats	(32 423)	(18 487)
Charges de cessions en réassurance	(118)	(267)
Charges de prestations externes	(2 095)	(2 104)
PRODUITS NETS DES ACTIVITÉS D'ASSURANCE	4 437	4 064

En millions d'euros	Exercice 2019	Exercice 2018
Résultat sur actifs disponibles à la vente	3 273	3 501
Intérêts et dividendes	3 040	3 109
Variation des dépréciations	(160)	(33)
Plus et moins-values réalisées	393	425
Résultat sur instruments financiers à la valeur de marché par résultat	11 278	(6 002)
Résultat sur instruments financiers au coût amorti	106	213
Résultat des immeubles de placement	200	155
Quote-part de résultat des entités sous influence notable représentant des placements	5	7
Autres charges liées aux placements	(4)	(7)
TOTAL PRODUITS/(CHARGES) NETS DES PLACEMENTS	14 858	(2 133)

3.f PRODUITS ET CHARGES DES AUTRES ACTIVITÉS

En millions d'euros	Exercice 2019			Exercice 2018		
	Produits	Charges	Net	Produits	Charges	Net
Produits nets des immeubles de placement	155	(34)	121	165	(69)	96
Produits nets des immobilisations en location simple	10 048	(9 090)	1 558	9 045	(8 406)	1 439
Produits nets de l'activité de promotion immobilière	1 089	(867)	202	898	(676)	222
Autres produits nets	1 830	(1 307)	323	1 416	(1 108)	308
TOTAL NET DES PRODUITS ET CHARGES DES AUTRES ACTIVITÉS	13 502	(11 298)	2 204	12 324	(10 259)	2 065

3.g AUTRES CHARGES GÉNÉRALES D'EXPLOITATION

En milliers d'euros	Exercice 2019	Exercice 2018
Services extérieurs et autres charges générales d'exploitation	(9 495)	(10 498)
Taxes et contributions ⁽²⁾	(1 844)	(1 792)
TOTAL DES AUTRES CHARGES GÉNÉRALES D'EXPLOITATION	(11 339)	(12 290)

(2) Les contributions au fonds de résolution européen, y compris contributions exceptionnelles, s'élèvent à 648 millions d'euros sur l'exercice 2019 contre 807 millions d'euros sur l'exercice 2018.

3.h COÛT DU RISQUE

Le modèle général d'évaluation des dépréciations décrit dans la note 1.e.5 et utilisé par le Groupe s'articule autour des deux étapes suivantes :

- évaluer s'il y a une augmentation significative du risque de crédit depuis la comptabilisation initiale et
- mesurer la provision pour dépréciation sur la base d'une perte attendue sur 12 mois ou sur la base d'une perte attendue sur la durée de vie (i.e. perte attendue à maturité).

Ces deux étapes doivent s'appuyer sur des informations prospectives.

Augmentation significative du risque de crédit

L'évaluation de l'augmentation significative du risque de crédit est faite au niveau de chaque instrument en s'appuyant sur des indicateurs et des seuls qui varient selon la nature de l'exposition et le type de contrepartie.

Le système de notation interne est décrit dans le chapitre 5. Pilier 3 du Document d'enregistrement universel (partie 5.4 Risque de crédit).

Facilités accordées aux grandes entreprises, institutions financières, États souverains et obligations

L'indicateur utilisé pour évaluer l'augmentation significative du risque de crédit est la note interne de crédit de la contrepartie.

La détérioration de la qualité de crédit est considérée comme significative et la facilité (ou l'obligation) classée en strate 2 si la différence entre la note interne de la contrepartie à l'origine et celle en date de clôture est supérieure ou égale à 3 crans (par exemple, un passage de la note 4- à la note 5-).

La mesure de simplification « risque de crédit faible » autorisée par IFRS 9 (i.e. selon laquelle les obligations avec une notation « investment grade » en date de clôture sont considérées comme étant en strate 1, et celles avec une notation « non-investment grade » en date de clôture sont considérées comme étant en strate 2) est utilisée uniquement pour les titres de dette pour lesquels aucune note interne n'est disponible en date de comptabilisation initiale.

Facilités accordées aux PME et clientèle de détail

Pour les expositions relatives aux PME, l'indicateur utilisé pour évaluer l'augmentation significative du risque de crédit est également la note interne de crédit de la contrepartie. Du fait d'une volatilité plus importante dans l'échelle de notation interne utilisée, la détérioration est considérée comme significative et la facilité classée en strate 2 si la différence entre la note interne de la contrepartie à l'origine et celle en date de clôture est supérieure ou égale à 6 crans.

Pour la clientèle de détail, deux autres indicateurs d'augmentation du risque de crédit peuvent être utilisés :

- probabilité de défaut (PD) : l'évolution de la probabilité de défaut à 1 an est considérée comme une approximation raisonnable de l'évolution de la probabilité de défaut à maturité. La détérioration du risque de

crédit est considérée comme significative et la facilité classée en strate 2, si le ratio (PD à 1 an en date de clôture/PD à l'origine) est supérieur à 4 ;

- existence d'un impayé au cours des 12 derniers mois : dans le métier spécialisé du crédit à la consommation, l'existence d'un incident de paiement éventuellement régularisé intervenu au cours des 12 derniers mois est considérée comme une augmentation significative du risque de crédit et la facilité est alors classée en strate 2.

De plus, pour l'ensemble des portefeuilles (hors métier spécialisé du crédit à la consommation) :

- la facilité est présumée être en strate 1 quand sa note interne est inférieure ou égale à 4- (ou sa PD à 1 an est inférieure ou égale à 0,25 %) en date de clôture, car les changements de probabilité de défaut liés à des dégradations de notation dans cette zone sont faibles, et donc considérés comme non « significatifs » ;
- quand la note interne est supérieure ou égale à 9+ (ou quand la PD à 1 an est supérieure à 10 %) en date de clôture, compte tenu des pratiques du Groupe en matière d'émission de crédits, la détérioration est considérée comme significative et la facilité classée en strate 2 (dans la mesure où la facilité n'est pas dépréciée).

Le risque de crédit est présumé avoir augmenté significativement depuis la comptabilisation initiale et l'actif classé en strate 2, en cas de retard de paiement de plus de 30 jours.

Informations prospectives

Le Groupe prend en compte des Informations prospectives à la fois dans l'estimation de l'augmentation significative du risque de crédit et dans la mesure des pertes de crédit attendues (Expected Credit Loss - « ECL »).

S'agissant de la détermination de l'augmentation significative du risque de crédit, au-delà des règles fondées sur la comparaison des paramètres de risque entre la date de comptabilisation initiale et la date de reporting, celle-ci est complétée par la prise en compte d'informations prospectives comme des paramètres macroéconomiques sectoriels ou géographiques, susceptibles d'augmenter le risque de crédit de certaines expositions. Ces informations peuvent amener à resserrer les critères de passage en strate 2, et ainsi augmenter le montant de pertes de crédit attendues pour des expositions considérées comme particulièrement vulnérables au regard de ces paramètres prospectifs.

S'agissant de la mesure des pertes de crédit attendues, le Groupe a fait le choix de retenir 3 scénarios macroéconomiques par zone géographique, couvrant un large panel de conditions économiques futures potentielles :

- un scénario central, en ligne avec le scénario utilisé dans le cadre du processus budgétaire ;
- un scénario adverse, correspondant au scénario utilisé trimestriellement dans le cadre des exercices de « stress-test » réalisés par le Groupe ;
- un scénario favorable, permettant de prendre en compte des situations où les performances économiques sont meilleures que prévues.

4

ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS AU 31 DÉCEMBRE 2019

Notes annexes aux états financiers

Le lien entre les scénarios macroéconomiques et la mesure de l'ECL est principalement établi par le biais de la modélisation des probabilités de défaut et par la déformation des matrices de migration de note interne (ou paramètre de risque). Les probabilités de défaut ainsi déterminées par les scénarios macroéconomiques permettent de mesurer les pertes attendues pour chaque scénario.

Le poids à attribuer aux pertes de crédit attendues calculées dans chacun des scénarios est défini comme suit :

- 50 % pour le scénario central ;
- le poids des deux scénarios alternatifs est défini selon la position dans le cycle économique. Dans l'approche retenue, le scénario adverse a un poids plus important dans les situations en haut de cycle que dans les situations en bas de cycle, en anticipation d'un retournement potentiel défavorable de l'économie.

Par ailleurs, lorsque cela s'avère pertinent, la mesure des dépréciations peut prendre en compte des scénarios de vente des actifs.

Scénarios macroéconomiques

Les trois scénarios macroéconomiques sont définis avec un horizon de projection à 3 ans. Ils correspondent à :

- un scénario central, qui décrit la situation économique la plus probable sur l'horizon de projection. Ce scénario est mis à jour à une fréquence trimestrielle. Il est défini par la cellule de Recherche économique du Groupe, en collaboration avec divers experts du Groupe. Les projections sont déclinées pour chaque marché significatif du Groupe, au travers des principales variables macroéconomiques (le PIB et ses composantes, le taux de chômage, l'indice des prix à la consommation, les taux d'intérêt, les taux de change, le prix du pétrole, les prix du marché immobilier, etc.) qui sont déterminantes dans la modélisation des paramètres de risque utilisés dans le cadre du processus de stress-test ;
- un scénario adverse, qui reflète l'impact de la matérialisation de risques pesant sur le scénario de base, et dont il résulte une situation économique beaucoup plus défavorable que dans le scénario de référence. Le point de départ est l'application d'un choc sur le PIB. Ce choc sur le PIB est appliqué avec une ampleur variable, mais de manière simultanée aux différentes économies, dans la mesure où la crise considérée est une crise globale. Les hypothèses retenues sont généralement cohérentes avec celles proposées par les régulateurs. Les autres variables (taux de chômage, inflation, taux d'intérêt) sont définies sur la base de relations économétriques établies, et de jugement d'expert ;
- un scénario favorable, qui reflète l'impact de la matérialisation de risques ayant un effet positif sur l'économie, et dont il résulte une situation économique bien plus favorable. Afin de parvenir à une estimation non biaisée des dépréciations, le scénario favorable est défini tel que la probabilité d'occurrence du choc appliqué sur le PIB (en moyenne, sur un cycle) est égale à la probabilité d'occurrence du choc correspondant dans le scénario adverse. L'ampleur des chocs

appliqués correspond généralement à 80 %-95 % de l'ampleur des chocs en adverse. Les autres variables (taux de chômage, inflation, taux d'intérêt) sont définies de la même manière que dans le scénario adverse.

Le scénario adverse suppose la matérialisation de certains risques pour l'économie, conduisant à une trajectoire économique beaucoup plus dégradée que dans le scénario de référence. Les hypothèses retenues pour le scénario adverse au 31 décembre 2019 sont les suivantes :

- Évolution défavorable des échanges commerciaux en lien avec le conflit commercial entre les États-Unis et la Chine et ses conséquences sur les marchés financiers ;
- Risques liés au Brexit : l'incertitude entourant les termes de la relation future entre le Royaume-Uni et l'Union européenne demeure élevée. Le Royaume-Uni pourrait souffrir de perturbations dans certains secteurs, d'une plus grande incertitude pesant sur l'investissement et la consommation, d'une dynamique commerciale plus faible, de tensions financières, ainsi que d'évolutions défavorables des marchés immobiliers. La zone euro serait également touchée par les effets négatifs du Brexit ;
- Possibles tensions dans la zone euro liées aux finances publiques : les ratios d'endettement public restent élevés dans certains pays, à un moment où l'activité devrait se modérer ;
- Correction significative sur certains marchés actions et immobiliers : le cycle de croissance se modérant, une correction pourrait affecter certains marchés ;
- Risques géopolitiques : les tensions au Moyen-Orient pourraient peser sur l'économie mondiale, au travers de chocs sur les prix des matières premières et la confiance des entreprises ;
- Difficultés sur les marchés émergents : certains marchés émergents souffrent de déséquilibres économiques intérieurs, de la force du dollar américain, des évolutions politiques au niveau national et de la détérioration des relations internationales. Dans certains cas, l'activité pourrait être plus affectée que ce qui est actuellement estimé ;
- Ralentissement en Chine : un ralentissement de l'activité plus marqué que prévu ou une nouvelle détérioration des ratios des finances publiques et des niveaux de soldes extérieurs pourraient avoir un impact sur les marchés financiers à l'échelle mondiale et peser sur le commerce mondial et les prix des matières premières.

L'effet du scénario adverse sur l'évolution du PIB des pays de l'OCDE se traduit par un écart avec le scénario central après 3 ans compris entre -8 % et -12 % selon les pays et en particulier -7 % en moyenne sur la croissance de la zone Euro et -6 % sur la croissance aux États-Unis.

Au 31 décembre 2019, la pondération du scénario adverse est de 26 % pour le Groupe (24 % pour le scénario favorable), reflétant une position au-dessus de la moyenne du cycle de crédit, avec un niveau très favorable de ses marchés domestiques compensé par un ralentissement économique mondial notamment dans les pays émergents.

➤ COÛT DU RISQUE DE LA PÉRIODE

En millions d'euros	Exercice 2019	Exercice 2018
Dotations nettes sur dépréciations	(2 649)	(2 490)
Récupérations sur créances amorties	429	483
Pertes sur créances irrécouvrables	(983)	(757)
TOTAL DU COÛT DU RISQUE DE LA PÉRIODE	(3 203)	(2 764)

ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS AU 31 DÉCEMBRE 2019

Notes annexes aux états financiers

4

➤ COÛT DU RISQUE DE LA PÉRIODE PAR CATÉGORIE COMPTABLE ET NATURE D'ACTIFS

En millions d'euros	Exercice 2019	Exercice 2018
Banques centrales	(1)	(5)
Instruments financiers en valeur de marché par résultat	4	(32)
Actifs financiers en valeur de marché par capitaux propres	-	(12)
Actifs au coût amorti	(3 050)	(2 690)
dont prêts et créances	(3 057)	(2 648)
dont titres de dette	7	(42)
Autres actifs	(4)	(5)
Engagements de financement, de garantie et divers	(152)	(20)
TOTAL DU COÛT DU RISQUE DE LA PÉRIODE	(3 203)	(2 764)
Coût du risque sur encours sains	37	195
dont strate 1	(161)	(155)
dont strate 2	198	350
Coût du risque sur encours dépréciés - strate 3	(3 240)	(2 959)

4

➤ DÉPRÉCIATIONS CONSTITUÉES AU TITRE DU RISQUE DE CRÉDIT

Variation au cours de la période des dépréciations constituées par catégorie comptable et nature d'actifs

En millions d'euros	31 décembre 2018	Dotations nettes aux dépréciations	Utilisation de dépréciations	Variation de périmètre, de parts monétaires et divers	31 décembre 2019
Dépréciations des actifs					
Banques centrales	15	1	-	(1)	15
Instruments financiers en valeur de marché par résultat	191	(39)	-	(3)	149
Actifs financiers en valeur de marché par capitaux propres	140	-	-	1	141
Actifs financiers au coût amorti	24 362	2 582	(5 560)	27	21 411
dont prêts et créances	24 232	2 591	(5 560)	14	21 277
dont titres de dette	130	(9)	-	13	134
Autres actifs	80	10	-	-	90
Total des dépréciations d'actifs financiers	24 788	2 554	(5 560)	24	21 806
dont strate 1	1 581	124	(2)	(27)	1 676
dont strate 2	3 325	(210)	(10)	40	3 145
dont strate 3	19 882	2 640	(5 548)	11	16 985
Provisions inscrites au passif					
Provisions pour engagements de financement et de garantie	775	45	-	(2)	818
Autres dépréciations	417	50	(32)	(19)	416
Total des provisions constituées au titre des engagements de crédit	1 192	95	(32)	(21)	1 234
dont strate 1	237	22	-	-	259
dont strate 2	220	5	-	-	225
dont strate 3	735	68	(32)	(21)	750
TOTAL DES DÉPRÉCIATIONS ET PROVISIONS CONSTITUÉES	25 980	2 649	(5 592)	3	23 040

4

ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS AU 31 DÉCEMBRE 2019

Notes annexes aux états financiers

Variation au cours de la période précédente des dépréciations constituées par catégorie comptable et nature d'actifs

En millions d'euros	1 ^{er} janvier 2018 IFRS 9 et IFRS 15	Dotations nettes aux dépréciations	Utilisation de dépréciations	Variation de périmètre, de parités monétaires et divers	31 décembre 2018 IFRS 9 et IFRS 15
Dépréciation des actifs					
Banques centrales	13	5	-	(3)	15
Instruments financiers en valeur de marché par résultat	190	(41)	-	42	191
Actifs financiers en valeur de marché par capitaux propres	131	12	(1)	(2)	140
Actifs financiers au coût amorti	27 058	2 527	(5 637)	(106)	24 362
dont prêts et créances	27 556	2 489	(5 626)	(187)	24 232
dont titres de dette	102	38	(11)	1	130
Autres actifs	75	4	(1)	2	80
Total des dépréciations d'actifs financiers	28 067	2 507	(5 639)	(147)	24 788
dont strate 1	1 477	145	(2)	(39)	1 581
dont strate 2	3 707	(291)	(12)	(79)	3 325
dont strate 3	22 883	2 653	(5 625)	(29)	19 882
Provisions inscrites au passif					
Provisions pour engagements de financement et de garantie	763	(9)	(66)	87	775
Autres dépréciations	514	(8)	(50)	(39)	417
Total des provisions constituées au titre des engagements de crédit	1 277	(17)	(116)	48	1 192
dont strate 1	201	10	(1)	27	237
dont strate 2	265	(49)	-	4	220
dont strate 3	811	22	(115)	17	735
TOTAL DES DÉPRÉCIATIONS ET PROVISIONS CONSTITUÉES	29 344	2 490	(5 755)	(99)	25 980

Variations des dépréciations sur actifs financiers au coût amorti sur la période

En millions d'euros	Dépréciations sur encours avec pertes attendues à 12 mois (Strate 1)	Dépréciations sur encours avec pertes attendues à maturité (Strate 2)	Dépréciations sur encours dépréciés (Strate 3)	Total
AU 31 DÉCEMBRE 2018	1 549	3 302	19 511	24 362
Dotations nettes aux dépréciations	123	(208)	2 667	2 582
Actifs financiers acquis ou émis pendant la période	580	369	3	952
Actifs financiers décomptabilisés pendant la période ⁽¹⁾	(263)	(483)	(809)	(1 555)
Transfert vers strate 2	(148)	2 130	(476)	1 506
Transfert vers strate 3	(17)	(873)	2 267	1 377
Transfert vers strate 1	150	(1 039)	(79)	(968)
Autres dotations/reprises sans changement de strate ⁽²⁾	(179)	(312)	1 761	1 270
Utilisation de dépréciations	(2)	(9)	(5 549)	(5 560)
Variation de périmètre, des parités monétaires et divers	(29)	38	18	27
AU 31 DÉCEMBRE 2019	1 641	3 123	16 647	21 411

(1) Y compris cessions.

(2) Y compris amortissements.

ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS AU 31 DÉCEMBRE 2019

Notes annexes aux états financiers

4

Variations des dépréciations sur actifs financiers au coût amorti sur la période précédente

En millions d'euros IAS 9 et IFRS 15	Dépréciations sur encours avec pertes attendues à 12 mois (Strate 1)	Dépréciations sur encours avec pertes attendues à maturité (Strate 2)	Dépréciations sur encours dépréciés (Strate 3)	Total
AU 1^{er} JANVIER 2018	1 445	3 691	22 522	27 658
Dotations nettes aux dépréciations	142	(300)	2 685	2 527
Actifs financiers acquis ou émis pendant la période	578	348	-	926
Actifs financiers décomptabilisés pendant la période ⁽¹⁾	(179)	(278)	(334)	(791)
Transfert vers strate 2	(133)	1 687	(415)	1 139
Transfert vers strate 3	(68)	(676)	2 104	1 360
Transfert vers strate 1	111	(667)	(98)	(654)
Autres dotations/reprises sans changement de strate ⁽²⁾	(167)	(714)	1 428	547
Utilisation de dépréciations	(2)	(12)	(5 623)	(5 637)
Variation de périmètre, des parités monétaires et divers	(36)	(77)	(73)	(186)
AU 31 DÉCEMBRE 2018	1 549	3 302	19 511	24 362

(1) Y compris cessions.

(2) Y compris amortissements.

3.i IMPÔTS SUR LES BÉNÉFICES

Rationalisation de la charge d'impôt par rapport au taux d'impôt sur les sociétés en France	Exercice 2019		Exercice 2018	
	en millions d'euros	taux d'impôt	en millions d'euros	taux d'impôt
Charge d'impôt théorique sur le résultat net avant impôt⁽¹⁾	(4 003)	34,4 %	(3 280)	34,4 %
Effet du différentiel de taux d'imposition des entités étrangères	541	- 4,7 %	456	- 4,6 %
Effet lié aux changements de taux d'imposition	77	- 0,7 %	-	-
Effet lié à la fiscalité des titres	571	- 4,9 %	362	- 3,8 %
Effet lié à la non déductibilité des taxes et des contributions bancaires ⁽²⁾	(218)	1,9 %	(209)	2,2 %
Effet lié à l'activation des pertes reportables et des différences temporelles antérieures	76	- 0,7 %	66	- 0,9 %
Effet lié à l'utilisation de déficits antérieurs non activés	4	-	-	-
Autres effets	141	- 1,1 %	382	- 4,0 %
Charge d'impôt sur les bénéfices	(2 811)	24,2 %	(2 203)	23,1 %
Charge d'impôt courant de l'exercice	(2 615)		(1 691)	
Charge d'impôt différé de l'exercice (note 5.k)	(196)		(512)	

(1) Revenu des quotes-parts de résultat des sociétés mises en équivalence et des écarts d'acquisition

(2) Contributions au Fonds de Résolution Unique et taxes bancaires systémiques non déductibles

Note 4 INFORMATIONS SECTORIELLES

Le Groupe est organisé autour de deux domaines d'activité opérationnels :

■ **Retail Banking & Services** : ce domaine réunit les pôles Domestic Markets et International Financial Services. Le pôle Domestic Markets comprend les banques de détail en France (BDDF), en Italie (BNL banca commerciale), en Belgique (BDDB) et au Luxembourg (BDEL), et certains métiers spécialisés de banque de détail (Personal Investors, Leasing Solutions, Arval et New Digital Businesses). Le pôle International Financial Services regroupe les activités de banque de détail du Groupe BNP Paribas hors zone euro, incluant Europe Méditerranée et BancWest aux États-Unis, ainsi que Personal Finance et les activités d'Assurance et de Gestion Institutionnelle et Privée (métiers Wealth Management, Gestion d'Actifs et Services Immobiliers) ;

■ **Corporate & Institutional Banking (CIB)** : ce domaine rassemble les activités de Corporate Banking (Europe, Moyen-Orient, Afrique, Asie Pacifique et Amériques, ainsi que les activités de Corporate Finance), Global Markets (activités Fixed Income, Currency et Commodities ainsi qu'Equity and Prime Services), et Securities Services (spécialisé dans les services titres offerts aux sociétés de gestion, aux institutions financières et aux entreprises).

Les Autres Activités comprennent essentiellement les activités de Principal Investments, les activités liées à la fonction de centrale financière du Groupe, certains coûts relatifs aux projets transversaux, l'activité de crédit immobilier de Personal Finance (dont une partie significative est gérée en extinction) et certaines participations.

Elles regroupent également les éléments ne relevant pas de l'activité courante qui résultent de l'application des règles propres aux regroupements d'entreprises. Afin de préserver la pertinence économique des éléments de résultat présentés pour chacun des domaines d'activité opérationnels, les effets d'amortissement des ajustements de valeur constatés dans la situation nette des entités acquises ainsi que les coûts de restructuration constatés au titre de l'intégration des entités ont été affectés au segment Autres Activités. Il en est de même des coûts de transformation liés aux programmes transverses d'économie du Groupe.

Les transactions entre les différents métiers du Groupe sont conclues à des conditions commerciales de marché. Les informations sectorielles sont présentées en prenant en compte les prix de transfert négociés entre les différents secteurs en relation au sein du Groupe.

Les fonds propres sont alloués par métiers en fonction des risques encourus, sur la base d'un ensemble de conventions principalement fondées sur la consommation en fonds propres résultant des calculs d'actifs pondérés fixés par la réglementation relative à la solvabilité des établissements de crédit et entreprises d'investissement. Les résultats par métiers à fonds propres normalisés sont déterminés en affectant à chacun des métiers le produit des fonds propres qui lui sont ainsi alloués. L'allocation de capital dans les différents métiers s'effectue sur la base de 11 % des actifs pondérés. La ventilation du bilan par pôle d'activité suit les mêmes règles que celles utilisées pour la ventilation du résultat par pôle d'activité.

Pour fournir une référence homogène avec la présentation des comptes de l'année 2019, la ventilation des résultats de l'exercice 2018 par pôle d'activité a été retravaillée des principaux effets présentés ci-dessous comme s'ils étaient intervenus au 1^{er} janvier 2018.

1. À la suite de la cession en 2018 de 43,6 % de First Hawaiian Bank (FHB), l'entité est sortie du périmètre de consolidation par intégration globale à compter du 1^{er} août 2018 et classée en actifs destinés à la vente en application de la norme IFRS 5. Elle a été transférée en Autres Activités à partir du 1^{er} octobre 2018. Pour rappel, le reliquat de la participation a été complètement cédé le 25 janvier 2019.

La contribution de FHB aux résultats du Groupe est réallouée rétroactivement en Autres Activités à compter du 1^{er} janvier 2018, y compris la plus-value de cession des titres FHB initialement allouée au métier BancWest.

2. Le transfert interne du métier Correspondent Banking a également été opéré au sein de CIB du métier Corporate Banking vers Securities Services pour refléter le changement d'organisation.

Les modifications ci-dessus ne changent pas les résultats d'ensemble du Groupe mais seulement la ventilation analytique de IFS (BancWest), CIB (Corporate Banking, Securities Services) et Autres Activités.

ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS AU 31 DÉCEMBRE 2019

Notes annexes aux états financiers

4

➤ RÉSULTATS PAR PÔLE D'ACTIVITÉ

En millions d'euro	Exercice 2019						Exercice 2018					
	Produit net bancaire	Charges générales d'exploitation	Coût du risque	Résultat d'exploitation	Éléments hors exploitation	Résultat avant impôt	Produit net bancaire	Charges générales d'exploitation	Coût du risque	Résultat d'exploitation	Éléments hors exploitation	Résultat avant impôt
Retail Banking and Services												
Domestic Markets												
Banque De Détail en France ⁽¹⁾	6 050	(4 461)	(324)	1 266	7	1 273	6 035	(4 463)	(286)	1 285	(1)	1 284
BNL banca commerciale ⁽¹⁾	2 690	(1 753)	(490)	447	(5)	443	2 704	(1 752)	(593)	359	(3)	356
Banque De Détail en Belgique ⁽¹⁾	3 353	(2 378)	(56)	919	10	929	3 422	(2 418)	(42)	961	18	990
Autres activités de Domestic Markets ⁽¹⁾	3 169	(1 847)	(146)	1 175	(10)	1 165	2 972	(1 768)	(123)	1 081	(17)	1 064
International Financial Services												
Personal Finance	5 796	(2 857)	(1 354)	1 585	18	1 602	5 533	(2 764)	(1 186)	1 583	64	1 646
International Retail Banking												
Europe Méditerranée ⁽¹⁾	2 690	(1 794)	(399)	497	231	728	2 351	(1 600)	(308)	443	241	684
BancWest ⁽¹⁾	2 309	(1 674)	(148)	487	(3)	484	2 226	(1 647)	(70)	510	2	512
Assurance	3 068	(1 500)	(3)	1 564	152	1 716	2 680	(1 406)	3	1 276	203	1 479
Gestion Institutionnelle et Privée	3 320	(2 682)	(6)	632	63	695	3 296	(2 636)	(6)	644	37	681
Corporate & Institutional Banking												
Corporate Banking	4 312	(2 599)	(223)	1 490	13	1 503	3 923	(2 493)	(32)	1 399	57	1 456
Global Markets	5 571	(4 231)	2	1 341	(6)	1 334	4 727	(3 937)	(19)	771	1	772
Securities Services	2 198	(1 833)	4	369		370	2 179	(1 733)	8	453		454
Autres Activités	71	(1 728)	(58)	(1 715)	667	(848)	479	(1 965)	(110)	(1 596)	437	(1 159)
TOTAL GROUPE	44 597	(31 337)	(3 203)	10 057	1 337	11 394	42 516	(30 583)	(2 764)	9 169	1 039	10 208

(1) Banque De Détail en France, BNL banca commerciale, Banque De Détail en Belgique, Banque de Détail et des Entreprises au Luxembourg, Europe Méditerranée et BancWest après réaffectation chez Gestion Institutionnelle et Privée d'un tiers de l'activité Wealth Management France, Italie, Belgique, Luxembourg, Allemagne, Turquie et États-Unis.

4

4

ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS AU 31 DÉCEMBRE 2019

Notes annexes aux états financiers

► COMMISSIONS NETTES PAR PÔLE D'ACTIVITÉ, Y COMPRIS CELLES COMPTABILISÉES DANS LE PRODUIT NET DES ACTIVITÉS D'ASSURANCE

En millions d'euros	Exercice 2019	Exercice 2018
Retail Banking & Services		
Domestic Markets		
Banque De Détail en France ⁽¹⁾	2 558	2 573
BNL banca commerciale ⁽¹⁾	1 025	1 038
Banque De Détail en Belgique ⁽¹⁾	813	801
Autres activités de Domestic Markets ⁽¹⁾	376	362
International Financial Services		
Personal Finance	799	736
International Retail Banking	880	938
Europe Méditerranée ⁽¹⁾	578	510
BancWest ⁽¹⁾	302	427
Assurance	(3 448)	(3 400)
Gestion Institutionnelle et Privée	2 207	2 192
Corporate & Institutional Banking		
Corporate Banking	1 545	1 441
Global Markets	(790)	(716)
Securities Services	1 309	1 240
Autres Activités	48	8
TOTAL GROUPE	7 323	7 208

(1) Banque De Détail en France, BNL banca commerciale, Banque De Détail en Belgique, Banque de Détail et des Entreprises au Luxembourg, Europe Méditerranée et BancWest après réaffectation chez Gestion Institutionnelle et Privée d'un tiers de l'activité Wealth Management France, Italie, Belgique, Luxembourg, Allemagne, Turquie et États-Unis.

► BILAN PAR PÔLE D'ACTIVITÉ

En millions d'euros, au	31 décembre 2019		31 décembre 2018	
	Actif	Passif	Actif	Passif
Retail Banking & Services				
Domestic Markets	480 313	498 948	465 519	472 763
Banque De Détail en France	195 462	198 097	193 865	188 781
BNL banca commerciale	81 276	69 821	80 709	65 844
Banque De Détail en Belgique	140 127	173 097	133 540	162 186
Autres activités de Domestic Markets	63 448	57 933	57 405	55 952
International Financial Services	520 772	456 074	475 517	420 869
Personal Finance	93 526	22 133	88 178	18 675
International Retail Banking	136 714	124 774	129 455	116 373
Europe Méditerranée	58 901	53 642	57 674	51 712
BancWest	77 813	71 132	71 781	64 661
Assurance	257 818	240 061	232 308	222 021
Gestion Institutionnelle et Privée	32 714	69 106	27 576	63 800
Corporate and Institutional Banking	891 207	958 488	816 190	907 455
Autres Activités	272 421	251 203	283 610	239 549
TOTAL GROUPE	2 164 713	2 164 713	2 040 836	2 040 836

L'information par pôle d'activité relative aux écarts d'acquisition est présentée dans la note 5.o Écarts d'acquisition.

ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS AU 31 DÉCEMBRE 2019

Notes annexes aux états financiers

4

Informations par secteur géographique

L'analyse géographique des actifs et des résultats sectoriels repose sur le lieu d'enregistrement comptable des activités ajusté afin de se rapprocher de l'origine managériale de l'activité. Il ne reflète pas nécessairement la nationalité de la contrepartie ou la localisation des activités opérationnelles.

➤ PRODUIT NET BANCAIRE PAR SECTEUR GÉOGRAPHIQUE

En millions d'euros	Exercice 2019	Exercice 2018
Europe	33 495	31 699
Amérique du Nord	4 664	4 654
Asie et Pacifique	3 210	3 000
Autres	3 228	3 163
TOTAL GROUPE	44 597	42 516

➤ BILAN EN CONTRIBUTION AUX COMPTES CONSOLIDÉS, PAR SECTEUR GÉOGRAPHIQUE

En millions d'euros, au	31 décembre 2019	31 décembre 2018
Europe	1 722 658	1 618 099
Amérique du Nord	256 269	246 419
Asie et Pacifique	133 403	126 595
Autres	52 383	49 783
TOTAL GROUPE	2 164 713	2 040 896

4

Note 5 NOTES RELATIVES AU BILAN AU 31 DÉCEMBRE 2019

5.a INSTRUMENTS FINANCIERS EN VALEUR DE MARCHÉ PAR RÉSULTAT

Actifs et passifs financiers en valeur de marché par résultat

Les actifs et passifs financiers enregistrés en valeur de marché ou de modèle par résultat sont constitués des opérations négociées à des fins de transaction - y compris les instruments financiers dérivés -, de certains passifs que le Groupe a choisi de valoriser sur option en valeur de marché ou de modèle par résultat dès la date de leur émission, ainsi que d'instruments non détenus à des fins de transaction dont les caractéristiques ne permettent pas la comptabilisation au coût amorti ou en valeur de marché par capitaux propres.

En millions d'euros, au	31 décembre 2019				31 décembre 2018			
	Portefeuille de transaction	Instruments financiers évalués en valeur de marché sur option	Autres actifs financiers évalués à la valeur de marché par résultat	Total	Portefeuille de transaction	Instruments financiers évalués en valeur de marché sur option	Autres actifs financiers évalués à la valeur de marché par résultat	Total
Portefeuille de titres	124 224	-	7 711	131 935	114 615	-	7 339	121 954
Prêts et opérations de pension	195 554	-	1 373	196 927	182 463	-	1 253	183 716
ACTIFS FINANCIERS EN VALEUR DE MARCHÉ PAR RÉSULTAT	319 778	-	9 084	328 862	297 078	-	8 592	305 670
Portefeuille de titres	65 490	-	-	65 490	75 189	-	-	75 189
Dépôts et opérations de pension	212 712	2 381	-	215 093	201 705	2 334	-	204 039
Dettes représentées par un titre (Note 5.h)	-	63 758	-	63 758	-	54 908	-	54 908
dont dettes subordonnées	-	893	-	893	-	787	-	787
dont dettes non subordonnées	-	56 636	-	56 636	-	48 964	-	48 964
dont dettes représentatives de parts de fonds consolidés détenues par des tiers	-	6 229	-	6 229	-	5 157	-	5 157
PASSIFS FINANCIERS EN VALEUR DE MARCHÉ PAR RÉSULTAT	278 202	66 139	-	344 341	276 894	57 242	-	334 136

Le détail de ces rubriques est présenté dans la note 5.d.

Passifs financiers évalués en valeur de marché sur option

Les passifs financiers valorisés sur option en valeur de marché ou de modèle par résultat enregistrent principalement les émissions originées et structurées pour le compte de la clientèle dont les risques et la couverture sont gérés dans un même ensemble. Ces émissions recèlent des dérivés incorporés significatifs dont les variations de valeur sont susceptibles d'être compensées par celles des instruments dérivés qui les couvrent économiquement.

La valeur de remboursement des dettes émises évaluées sur option en valeur de marché ou de modèle par résultat s'établit à 58 729 millions d'euros au 31 décembre 2019 contre 56 435 millions d'euros au 31 décembre 2018.

Autres actifs financiers évalués à la valeur de marché par résultat

Les autres actifs financiers en valeur de marché par résultat sont des actifs financiers non détenus à des fins de transaction :

- instruments de dette qui ne remplissent pas les critères prévus par la norme IFRS 9 pour être classés dans les catégories d'instruments en « valeur de marché par capitaux propres » ou au « coût amorti » ;

- leur modèle de gestion n'est pas « de collecter les flux de trésorerie contractuels » ni « de collecter les flux de trésorerie contractuels et de vendre les instruments », et/ou
- leurs flux de trésorerie ne représentent pas seulement le remboursement du principal et des intérêts sur le principal ;
- instruments de capitaux propres que le Groupe n'a pas choisi de classer en « valeur de marché par capitaux propres ».

Instruments financiers dérivés

Les instruments financiers dérivés du portefeuille de transaction relèvent majoritairement d'opérations initiées par les activités de négoce d'instruments financiers. Ils peuvent être contractés dans le cadre d'activités de mainteneur de marché ou d'arbitrage. BNP Paribas est un négociant actif d'instruments financiers dérivés, soit sous forme de transactions portant sur des instruments « élémentaires » (tels que les « credit default swaps ») soit en structurant des profils de risque complexe adaptés aux besoins de sa clientèle. Dans tous les cas, la position nette est encadrée par des limites.

D'autres instruments financiers dérivés du portefeuille de transaction relèvent d'opérations négociées à des fins de couverture d'instruments d'actif ou de passif que le Groupe n'a pas documentées comme telles ou que la réglementation comptable ne permet pas de qualifier de couverture.

ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS AU 31 DÉCEMBRE 2019

Notes annexes aux états financiers

4

En millions d'euros, au	31 décembre 2019		31 décembre 2018	
	Valeur de marché positive	Valeur de marché négative	Valeur de marché positive	Valeur de marché négative
Instruments dérivés de taux	148 157	130 411	116 438	103 452
Instruments dérivés de change	60 172	57 758	69 514	68 761
Instruments dérivés de crédit	8 659	9 242	6 873	7 071
Instruments dérivés sur actions	25 480	35 841	33 424	39 419
Autres instruments dérivés	4 819	4 833	6 846	7 101
INSTRUMENTS FINANCIERS DÉRIVÉS	247 287	237 885	232 895	225 804

Le tableau ci-après présente les montants notionnels des instruments financiers dérivés classés en portefeuille de transaction. Le montant notionnel des instruments financiers dérivés ne constitue qu'une indication de volume de l'activité du Groupe sur les marchés d'instruments financiers et ne reflète pas les risques de marché attachés à ces instruments.

En millions d'euros, au	31 décembre 2019				31 décembre 2018			
	Négociés sur un marché organisé	Gré à gré, admis en chambre de compensation	Gré à gré	Total	Négociés sur un marché organisé	Gré à gré, admis en chambre de compensation	Gré à gré	Total
Instruments dérivés de taux	1 275 283	8 554 782	5 224 422	15 054 487	1 553 933	9 189 930	5 193 522	15 937 385
Instruments dérivés de change	17 125	71 944	4 989 986	5 079 055	15 547	52 329	4 782 027	4 849 903
Instruments dérivés de crédit		348 880	591 827	940 707		311 726	561 534	873 260
Instruments dérivés sur actions	788 587		592 450	1 381 037	1 132 800	1 789	577 816	1 712 405
Autres instruments dérivés	151 049		85 006	236 055	99 510	58 004	94 202	251 716
INSTRUMENTS FINANCIERS DÉRIVÉS	2 232 044	8 975 606	11 483 691	22 691 341	2 801 790	9 613 778	11 209 101	23 624 669

Dans le cadre de son activité de Client Clearing, le Groupe garantit le risque de défaut de ses clients aux chambres de compensation.

Le notionnel des engagements concernés s'élève à 936 milliards d'euros au 31 décembre 2019.

5.b INSTRUMENTS FINANCIERS DÉRIVÉS À USAGE DE COUVERTURE

Le tableau suivant présente les montants notionnels et les valeurs de marché des instruments financiers dérivés utilisés à des fins de couverture.

En millions d'euros, au	31 décembre 2019			31 décembre 2018		
	Montants notionnels	Valeur de marché positive	Valeur de marché négative	Montants notionnels	Valeur de marché positive	Valeur de marché négative
Couverture de valeur	741 647	10 702	13 113	839 707	8 079	10 706
Instruments dérivés de taux	732 683	10 583	12 964	630 993	7 671	10 526
Instruments dérivés de change	8 964	119	149	8 714	208	180
Couverture de résultats futurs	179 237	1 744	984	184 287	1 683	964
Instruments dérivés de taux	87 143	1 476	340	58 686	1 233	358
Instruments dérivés de change	111 773	236	613	125 306	439	496
Autres instruments dérivés	321	32	31	315	11	110
Couverture des investissements nets en devises	4 863	6	19	3 806	48	7
Instruments dérivés de change	4 863	6	19	3 806	48	7
DÉRIVÉS UTILISÉS EN COUVERTURE	925 747	12 452	14 116	827 800	9 810	11 677

4

ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS AU 31 DÉCEMBRE 2019

Notes annexes aux états financiers

La description des modalités de gestion des risques de taux et de change est incluse dans le chapitre 5 Pilier 3 du Document d'enregistrement universel (partie 5.7 – Risque de marché – Risque de marché relatif aux activités bancaires). Les données quantitatives relatives aux couvertures des investissements nets en devises par des emprunts de devises sont également présentées dans ce chapitre.

Le tableau suivant présente le détail des relations de couverture de valeur d'instruments identifiés et de portefeuilles d'instruments financiers dont la couverture se poursuit au 31 décembre 2019 :

	Instruments de couverture				Instruments couverts			
	Montants notionnels	Valeur de marché positive	Valeur de marché négative	Variations de valeurs cumulées utilisées pour le calcul de l'inefficacité	Valeur nette comptable - actif	Variations de valeur cumulées - actif	Valeur nette comptable - passif	Variations de valeur cumulées - passif
<i>En millions d'euros au 31 décembre 2019</i>								
Couverture de valeur d'instruments identifiés	250 190	4 249	6 825	(322)	112 836	3 442	104 315	3 310
Instruments dérivés de taux en couverture du risque de taux liés aux	242 612	4 170	6 697	(358)	110 439	3 443	98 717	3 267
Prêts et créances	24 185	66	591	(601)	24 268	602	-	-
Titres de dette	91 644	1 116	5 746	(2 940)	86 171	2 841	-	-
Dépôts	17 291	929	(36)	629	-	-	17 793	685
Dettes émises	109 492	2 059	396	2 554	-	-	80 924	2 582
Instruments dérivés de change en couverture des risques de taux et change liés aux	7 586	79	128	36	2 397	(1)	5 598	43
Prêts et créances	1 380	-	1	(2)	1 278	1	-	-
Titres de dette	1 036	14	11	(3)	1 119	(2)	-	-
Dépôts	594	20	35	(28)	-	-	457	(27)
Dettes émises	4 576	45	81	69	-	-	5 141	70
Couverture des portefeuilles couverts en taux	491 449	6 453	6 288	(302)	133 606	4 255	170 673	3 940
Instruments dérivés de taux en couverture du risque de taux lié aux⁽¹⁾	490 071	6 413	6 267	(279)	132 342	4 229	170 673	3 940
Prêts et créances	223 102	782	5 326	(4 538)	132 342	4 229	-	-
Dépôts	266 969	5 651	941	4 259	-	-	170 673	3 940
Instruments dérivés de change en couverture des risques de taux et change liés aux	1 378	40	21	(23)	1 264	26	-	-
Prêts et créances	1 378	40	21	(23)	1 264	26	-	-
TOTAL COUVERTURE DE VALEUR	741 647	10 702	13 113	(624)	246 442	7 697	274 988	7 250

(1) Sont inclus dans cette rubrique les notionnels de couverture et les swaps de retournement de la position de taux réduisant la relation de couverture lorsque le sous-jacent existe toujours, pour respectivement 69 179 millions d'euros pour les couvertures de prêts et créances et 81 351 millions d'euros pour les couvertures de dépôts.

ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS AU 31 DÉCEMBRE 2019
Notes annexes aux états financiers

4

En millions d'euros, au 31 décembre 2018	Instruments de couverture				Instruments couverts			
	Montants notionnels	Valeur de marché positive	Valeur de marché négative	Variations de valeurs cumulées utilisées pour le calcul de l'inefficacité	Valeur nette comptable - actif	Variations de valeur cumulées - actif	Valeur nette comptable - passif	Variations de valeur cumulées - passif
Couverture de valeur d'instruments identifiés	203 795	3 150	5 702	(1 152)	94 412	3 131	91 100	2 323
Instruments dérivés de taux en couverture du risque de taux lié aux	196 753	3 070	5 543	(1 214)	93 045	3 116	85 948	2 253
Prêts et créances	27 345	82	427	(385)	24 727	415	-	-
Titres de dette	68 129	765	5 006	(2 843)	68 318	2 701	-	-
Dépôts	16 155	831	18	823	-	-	16 327	820
Dettes émises	85 124	1 392	92	1 191	-	-	69 621	1 433
Instruments dérivés de change en couverture des risques de taux et change liés aux	7 042	80	159	62	1 367	15	5 152	70
Prêts et créances	1 270	125	12	(6)	1 270	12	-	-
Titres de dette	100	1	6	(3)	97	3	-	-
Dépôts	626	(16)	-	20	-	-	465	17
Dettes émises	5 046	(30)	141	51	-	-	4 687	53
Couverture des portefeuilles couverts en taux	435 912	4 929	5 004	(419)	90 299	2 781	154 412	2 458
Instruments dérivés de taux en couverture du risque de taux lié aux⁽¹⁾	434 240	4 801	4 983	(429)	88 789	2 792	154 412	2 458
Prêts et créances	188 047	756	4 259	(2 941)	88 644	2 792	-	-
Titres de dette	148	3	7	(2)	145	-	-	-
Dépôts	246 045	4 042	717	2 514	-	-	154 412	2 458
Instruments dérivés de change en couverture des risques de taux et change liés aux	1 672	128	21	10	1 510	(11)	-	-
Prêts et créances	1 672	128	21	10	1 510	(11)	-	-
TOTAL COUVERTURE DE VALEUR	639 707	8 079	10 706	(1 571)	184 711	5 912	245 512	4 781

(1) Sont inclus dans cette rubrique les notionnels de couverture et les swaps de retournement de la position de taux réduisant la relation de couverture lorsque le sous-jacent existe toujours, pour respectivement 75 126 millions d'euros pour les couvertures de prêts et créances et 61 689 millions d'euros pour les couvertures de dépôts.

Un actif ou un passif ou des ensembles d'actifs et de passifs, peuvent faire l'objet d'une couverture par périodes avec différents instruments financiers dérivés. De même, certaines couvertures sont réalisées par la combinaison de deux instruments dérivés (par exemple, pour échanger l'index du taux variable du premier instrument d'Euribor à Eonia). Dans ces cas, les montants notionnels se cumulent et leur montant total est supérieur au montant couvert. La première situation s'observe plus particulièrement pour les couvertures de portefeuilles et la seconde pour les couvertures de dettes émises.

En ce qui concerne les couvertures de valeur interrompues par rupture du contrat de dérivé, le montant cumulé de réévaluation des instruments de couverture restant à amortir sur la durée de vie résiduelle

des instruments couverts au 31 décembre 2019 s'élève à 47 millions d'euros à l'actif et 49 millions d'euros au passif pour les couvertures de portefeuilles d'instruments. Au 31 décembre 2018, ces montants s'élevaient à 6 millions d'euros à l'actif et 12 millions d'euros au passif.

Le montant notionnel de dérivés en couverture de résultats futurs s'élève à 179 237 millions d'euros au 31 décembre 2019. Les variations de valeur cumulées comptabilisées directement en capitaux propres s'élèvent à 1 416 millions d'euros. Au 31 décembre 2018, le montant notionnel de dérivés de couverture de résultats futurs s'élevait à 184 287 millions d'euros et le montant des variations de valeur cumulées comptabilisées directement en capitaux propres s'élevait à 1 073 millions d'euros.

4

ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS AU 31 DÉCEMBRE 2019

Notes annexes aux états financiers

Le tableau suivant présente la ventilation des montants notionnels des instruments dérivés à usage de couverture par date d'échéance :

En millions d'euros, au 31 décembre 2019	Date d'échéance			
	Inférieur à 1 an	De 1 à 5 ans	Plus de 5 ans	Total
Couverture de valeur	160 731	330 600	250 316	741 647
Instruments dérivés de taux	157 154	326 038	249 491	732 683
Instruments dérivés de change	3 577	4 562	825	8 964
Couverture de résultats futurs	116 676	38 757	23 804	179 237
Instruments dérivés de taux	18 330	30 475	18 338	67 143
Instruments dérivés de change	98 205	8 102	5 466	111 773
Autres instruments dérivés	141	180	-	321
Couverture des investissements nets en devises	4 156	617	90	4 863
Instruments dérivés de change	4 156	617	90	4 863

4

Le tableau suivant présente la ventilation du précédent exercice des montants notionnels des instruments dérivés à usage de couverture par date d'échéance :

En millions d'euros, au 31 décembre 2018	Date d'échéance			
	Inférieur à 1 an	De 1 à 5 ans	Plus de 5 ans	Total
Couverture de valeur	121 642	327 622	190 443	639 707
Instruments dérivés de taux	118 626	323 278	189 089	630 993
Instruments dérivés de change	3 016	4 344	1 354	8 714
Couverture de résultats futurs	121 760	44 703	17 824	184 287
Instruments dérivés de taux	8 456	37 884	12 326	58 666
Instruments dérivés de change	113 165	6 643	5 498	125 306
Autres instruments dérivés	139	176	-	315
Couverture des investissements nets en devises	1 369	2 437	-	3 806
Instruments dérivés de change	1 369	2 437	-	3 806

5.c ACTIFS FINANCIERS EN VALEUR DE MARCHÉ PAR CAPITAUX PROPRES

En millions d'euros, au	31 décembre 2019		31 décembre 2018	
	Valeur de marché	dont variation de valeur comptabilisée directement en capitaux propres	Valeur de marché	dont variation de valeur comptabilisée directement en capitaux propres
Titres de dette	50 403	161	53 838	77
États	29 820	176	32 818	243
Autres administrations publiques	13 782	68	14 340	(74)
Établissements de crédit	4 323	(80)	4 149	(83)
Autres	2 478	(3)	2 531	(5)
Titres de capitaux propres	2 266	585	2 151	451
TOTAL DES ACTIFS FINANCIERS EN VALEUR DE MARCHÉ PAR CAPITAUX PROPRES	52 669	726	55 989	528

Les titres de dette classés en actifs financiers en valeur de marché par capitaux propres incluent 117 millions d'euros de titres classés en strate 3 au 31 décembre 2019 (contre 114 millions au 31 décembre 2018), pour lesquels les dépréciations au titre du risque de crédit portées en compte de résultat ont été imputées sur les variations de valeur négatives enregistrées en capitaux propres pour 113 millions d'euros à la même date (contre 112 millions au 31 décembre 2018).

L'option de comptabilisation en valeur de marché par capitaux propres a été retenue pour des titres de capitaux propres détenus notamment dans le cadre de partenariats stratégiques et des titres nécessaires pour l'exercice de certaines activités.

Au cours l'exercice 2019, le Groupe n'a pas réalisé de cession de ces investissements et aucune plus ou moins-value latente n'a été transférée vers les « réserves consolidées ».

5.d MESURE DE LA VALEUR DE MARCHÉ DES INSTRUMENTS FINANCIERS

Dispositif de valorisation

BNP Paribas a retenu pour principe de disposer d'une filière unique et intégrée de production et de contrôle de la valorisation des instruments financiers utilisée à des fins de gestion quotidienne du risque et d'information financière. Ce dispositif se fonde sur une valorisation économique unique, sur laquelle s'appuient les décisions de BNP Paribas et ses stratégies de gestion du risque.

La valeur économique se compose de la valorisation milieu de marché et d'ajustements additionnels de valorisation.

La valorisation milieu de marché est obtenue à partir de données externes ou de techniques de valorisation qui maximisent l'utilisation de paramètres de marché observables. La valorisation milieu de marché est une valeur théorique additive, indépendante du sens de la transaction ou de son impact sur les risques existants au sein du portefeuille et de la nature des contreparties. Elle ne dépend pas non plus de l'aversion d'un intervenant de marché aux risques spécifiques de l'instrument, du marché sur lequel il est négocié, ou de la stratégie de gestion du risque.

Les ajustements de valorisation tiennent compte des incertitudes de valorisation, ainsi que des primes de risques de marché et de crédit afin de refléter les coûts que pourrait induire une opération de sortie sur le marché principal.

En règle générale, la valeur de marché est égale à la valeur économique, sous réserve d'ajustements supplémentaires limités, tels que les ajustements pour risque de crédit propre, spécifiquement requis par les normes IFRS.

Les principaux ajustements de valorisation sont présentés ci-après.

Ajustements de valorisation

Les ajustements additionnels de valorisation retenus par BNP Paribas pour déterminer les valeurs de marché sont les suivants :

Ajustement de bid/offer : l'écart entre le cours acheteur et le cours vendeur reflète le coût de sortie marginal d'un « price taker » (client potentiel). Symétriquement, il représente la rémunération exigée par un opérateur au titre du risque à détenir une position ou à devoir la céder à un prix proposé par un autre opérateur.

BNP Paribas considère que la meilleure estimation d'un prix de sortie est le cours acheteur ou le cours vendeur à moins que plusieurs éléments ne montrent qu'un autre point de cette fourchette est plus représentatif du prix de sortie.

Ajustement lié à l'incertitude sur les paramètres : lorsque l'observation des prix ou des paramètres utilisés par les techniques de valorisation est difficile ou irrégulière, le prix de sortie de l'instrument est incertain. Le degré d'incertitude sur le prix de sortie est mesuré de différentes manières, dont l'analyse de la dispersion des indications de prix disponibles ou l'estimation d'intervalles de valeurs raisonnables de paramètres.

Ajustement lié à l'incertitude de modèle : une incertitude peut survenir lors de l'utilisation de certaines techniques de valorisation, bien que des données observables soient disponibles. C'est le cas lorsque les risques inhérents aux instruments diffèrent de ceux portés par les paramètres observables. Dès lors la technique de valorisation s'appuie sur des hypothèses qui ne peuvent être aisément corroborées.

Ajustement de valeur pour risque de contrepartie (Credit Valuation Adjustment - CVA) : cet ajustement s'applique aux valorisations et cotations de marché qui ne tiennent pas compte de la qualité de crédit de la contrepartie. Il vise à prendre en compte le fait que la contrepartie puisse faire défaut et que BNP Paribas ne puisse pas recouvrer la totalité de la valeur de marché des transactions.

Lors de la détermination du coût de sortie ou de transfert d'une exposition portant du risque de contrepartie, le marché pertinent à considérer est celui des intermédiaires financiers. Toutefois, la détermination de cet ajustement suppose l'exercice du jugement pour prendre en considération :

- la possible absence ou indisponibilité d'information sur les prix sur le marché des intermédiaires financiers ;
- l'influence du cadre réglementaire en matière de risque de contrepartie sur la politique de tarification des intervenants du marché ;
- et l'absence de modèle économique dominant pour la gestion du risque de contrepartie.

Le modèle de valorisation utilisé pour établir l'ajustement de valeur pour risque de contrepartie est fondé sur les mêmes expositions que celles utilisées pour les besoins des calculs réglementaires. Ce modèle s'efforce d'estimer le coût d'une stratégie optimale de gestion du risque en tenant compte des incitations et contraintes implicites aux réglementations en vigueur et à leurs évolutions, de la perception par le marché des probabilités de défaut, ainsi que des paramètres liés au défaut utilisés pour les besoins réglementaires.

Ajustement de valeur pour financement (Funding Valuation Adjustment - FVA) : lorsque des techniques de valorisation sont utilisées pour calculer la valeur de marché, les hypothèses de coût de financement des flux futurs de trésorerie attendus contribuent à la valorisation milieu de marché, notamment à travers l'utilisation de taux d'actualisation appropriés. Ces hypothèses reflètent l'anticipation de la Banque de ce qu'un acteur de marché retiendrait comme conditions effectives de refinancement de l'instrument. Elles tiennent compte, le cas échéant, des termes des contrats de collatéral. En particulier, pour les dérivés non collatéralisés, ou imparfaitement collatéralisés, elles contiennent un ajustement explicite par rapport au taux d'intérêt interbancaire.

4

ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS AU 31 DÉCEMBRE 2019

Notes annexes aux états financiers

Ajustement de valeur pour risque de crédit propre pour les dettes (Own Credit Adjustment - OCA) et pour les dérivés (Debit Valuation Adjustment - DVA) : ces ajustements reflètent l'effet de la qualité de crédit de BNP Paribas sur la valorisation des émissions évaluées en valeur de marché sur option et des instruments financiers dérivés. Ces deux ajustements se fondent sur le profil des expositions passives attendues. Le risque de crédit propre est évalué à partir de l'observation des conditions des émissions de titres de dettes appropriées réalisées par le Groupe sur le marché. L'ajustement de DVA est établi après prise en compte de l'ajustement du coût de financement (FVA).

À ce titre, la valeur comptable des titres de dette en valeur de marché sur option est augmentée de 220 millions d'euros au 31 décembre 2019, à comparer à une augmentation de valeur de 244 millions d'euros au 31 décembre 2018, soit une variation de - 24 millions d'euros constatée directement en capitaux propres ne pouvant être reclassés en résultat.

Classes d'instruments et classification au sein de la hiérarchie pour les actifs et passifs évalués à la valeur de marché

Comme énoncé dans le résumé des principes comptables (cf. note 1.e.10), les instruments financiers évalués à la valeur de marché sont répartis selon une hiérarchie qui comprend trois niveaux.

La ventilation des actifs et des passifs par classes de risques a pour objectif de préciser la nature des instruments :

- les expositions titrisées sont présentées par type de collatéral ;
- pour les instruments dérivés, les valeurs de marché sont ventilées selon le facteur de risque dominant, à savoir le risque de taux d'intérêt, le risque de change, le risque de crédit et le risque action. Les instruments dérivés de couverture sont principalement des instruments dérivés de taux d'intérêts.

4

En millions d'euros, au	31 décembre 2019											
	Portefeuille de transaction				Instruments financiers en valeur de marché par résultat non détenus à des fins de transaction				Actifs financiers évalués en valeur de marché par capitaux propres			
	Niveau 1	Niveau 2	Niveau 3	Total	Niveau 1	Niveau 2	Niveau 3	Total	Niveau 1	Niveau 2	Niveau 3	Total
Portefeuille de titres	98 940	24 927	357	124 224	681	2 106	4 924	7 711	32 812	18 645	1 212	52 669
États	46 620	11 027		57 647		245		245	20 627	9 652		30 279
Autres titres de dettes	12 449	13 799	218	26 466		1 283	367	1 650	11 043	8 780	301	20 124
Actions et autres titres de capitaux propres	39 871	101	139	40 111	681	578	4 557	5 816	1 142	213	911	2 266
Prêts et opérations de pension	-	195 420	134	195 554	-	514	859	1 373	-	-	-	-
Prêts		3 329		3 329		514	859	1 373				
Opérations de pension		192 091	134	192 225				-				
ACTIFS FINANCIERS EN VALEUR DE MARCHÉ	98 940	220 347	491	319 778	681	2 620	5 783	9 084	32 812	18 645	1 212	52 669
Portefeuille de titres	62 581	2 800	109	65 490	-	-	-	-	-	-	-	-
États	41 811	1 265		43 076								
Autres titres de dette	6 294	1 509	31	7 834								
Actions et autres titres de capitaux propres	14 476	26	78	14 580								
Dépôts et opérations de pension	-	212 379	333	212 712	-	2 202	179	2 381	-	-	-	-
Emprunts		2 865		2 865		2 202	179	2 381				
Opérations de pension		209 514	333	209 847								
Dettes représentées par un titre (note 5.h)	-	-	-	-	4 458	40 661	18 639	63 758	-	-	-	-
Dettes subordonnées (note 5.h)						893		893				
Dettes non subordonnées (note 5.h)						37 997	18 639	56 636				
Dettes représentatives de parts de fonds consolidés détenues par des tiers					4 458	1 771		6 229				
PASSIFS FINANCIERS EN VALEUR DE MARCHÉ	62 581	215 179	442	278 202	4 458	42 863	18 818	66 139	-	-	-	-

ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS AU 31 DÉCEMBRE 2019

Notes annexes aux états financiers

4

En millions d'euros, ou	31 décembre 2018											
	Portfeuille de transaction				Instruments financiers en valeur de marché par résultat non détenus à des fins de transaction				Actifs financiers évalués en valeur de marché par capitaux propres			
	Niveau 1	Niveau 2	Niveau 3	Total	Niveau 1	Niveau 2	Niveau 3	Total	Niveau 1	Niveau 2	Niveau 3	Total
Portfeuille de titres	89 253	25 121	241	114 615	625	1 969	4 745	7 339	43 105	11 927	957	55 989
États	41 404	7 733		49 137	3	246		249	29 905	2 913		32 818
Autres titres de dette	12 280	15 951	148	28 379		1 185	825	2 010	12 083	8 782	155	21 020
Actions et autres titres de capitaux propres	35 569	1 437	93	37 099	622	538	3 920	5 080	1 117	232	802	2 151
Prêts et opérations de pension	-	182 196	267	182 463	-	346	907	1 253	-	-	-	-
Prêts		2 861		2 861		145	907	1 052				
Opérations de pension		179 335	267	179 602		201		201				
ACTIFS FINANCIERS EN VALEUR DE MARCHÉ	89 253	207 317	508	297 078	625	2 315	5 652	8 592	43 105	11 927	957	55 989
Portfeuille de titres	71 828	3 346	15	75 189	-	-	-	-	-	-	-	-
États	48 779	631		49 410								
Autres titres de dette	8 394	2 655	11	11 060								
Actions et autres titres de capitaux propres	14 655	60	4	14 719								
Dépôts et opérations de pension	-	199 861	1 844	201 705	-	1 940	394	2 334	-	-	-	-
Emprunts		5 408		5 408		1 940	394	2 334				
Opérations de pension		194 453	1 844	196 297								
Dettes représentées par un titre (note 5.h)	-	-	-	-	4 049	36 323	14 536	54 908	-	-	-	-
Dettes subordonnées (note 5.h)						787		787				
Dettes non subordonnées (note 5.h)						34 428	14 536	48 964				
Dettes représentatives de parts de fonds consolidés détenues par des tiers					4 049	1 108		5 157				
PASSIFS FINANCIERS EN VALEUR DE MARCHÉ	71 828	203 207	1 859	276 894	4 049	38 263	14 930	57 242	-	-	-	-

4

4

ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS AU 31 DÉCEMBRE 2019

Notes annexes aux états financiers

En millions d'euros, au	31 décembre 2019							
	Valeur de marché positive				Valeur de marché négative			
	Niveau 1	Niveau 2	Niveau 3	Total	Niveau 1	Niveau 2	Niveau 3	Total
Instruments dérivés de taux	139	146 656	1 362	148 157	132	126 927	1 352	130 411
Instruments dérivés de change	1	59 948	223	60 172	1	57 518	239	57 758
Instruments dérivés de crédit		8 400	259	8 659		8 871	371	9 242
Instruments dérivés sur actions	6 871	17 235	1 374	25 480	7 885	21 327	6 629	35 841
Autres instruments dérivés	426	4 140	253	4 819	319	4 079	235	4 633
INSTRUMENTS FINANCIERS DÉRIVÉS (HORS DÉRIVÉS DE COUVERTURE)	7 437	236 379	3 471	247 287	8 337	229 722	8 826	237 885
INSTRUMENTS FINANCIERS DÉRIVÉS DE COUVERTURE	-	12 452	-	12 452	-	14 116	-	14 116

4

En millions d'euros, au	31 décembre 2018							
	Valeur de marché positive				Valeur de marché négative			
	Niveau 1	Niveau 2	Niveau 3	Total	Niveau 1	Niveau 2	Niveau 3	Total
Instruments dérivés de taux	158	115 046	1 294	116 498	118	101 967	1 367	103 452
Instruments dérivés de change	1	69 182	331	69 514	1	68 520	240	68 761
Instruments dérivés de crédit		6 527	346	6 873		6 616	455	7 071
Instruments dérivés sur actions	11 724	19 057	2 643	33 424	11 092	22 633	5 694	39 419
Autres instruments dérivés	990	5 468	188	6 646	1 133	5 628	340	7 101
INSTRUMENTS FINANCIERS DÉRIVÉS (HORS DÉRIVÉS DE COUVERTURE)	12 873	215 280	4 742	232 895	12 344	205 364	8 096	225 804
INSTRUMENTS FINANCIERS DÉRIVÉS DE COUVERTURE	-	9 810	-	9 810	-	11 677	-	11 677

Les transferts entre les niveaux de la hiérarchie peuvent intervenir lorsque les instruments répondent aux critères de classification dans le nouveau niveau, ces critères étant dépendants des conditions de marché et des produits. Les changements d'observabilité, le passage du temps et les événements affectant la vie de l'instrument sont les principaux facteurs qui déclenchent les transferts. Les transferts sont réputés avoir été réalisés en début de période.

Au cours de l'exercice 2019, les transferts entre le Niveau 1 et le Niveau 2 n'ont pas été significatifs.

Description des principaux instruments au sein de chaque niveau de la hiérarchie

Cette partie présente les critères d'affectation à chacun des niveaux de la hiérarchie, et les principaux instruments qui s'y rapportent. Sont décrits plus particulièrement les instruments classés en Niveau 3 et les méthodologies de valorisation correspondantes.

Des informations quantitatives sont également fournies sur les paramètres utilisés pour déterminer la valeur de marché des principaux instruments comptabilisés en portefeuille de transaction et les instruments financiers dérivés classés en Niveau 3.

Niveau 1

Ce niveau regroupe l'ensemble des instruments dérivés et des valeurs mobilières qui sont cotés sur une bourse de valeurs ou cotés en continu sur d'autres marchés actifs.

Le Niveau 1 comprend notamment les actions et les obligations liquides, les ventes à découvert sur ces mêmes instruments, les instruments dérivés traités sur les marchés organisés (futures, options...). Il comprend les parts de fonds et DPCVM dont la valeur liquidative est calculée quotidiennement ainsi que la dette représentative de parts de fonds consolidés détenues par des tiers.

Niveau 2

Les titres classés en Niveau 2 comprennent les titres moins liquides que ceux de Niveau 1. Il s'agit principalement d'obligations d'État, d'obligations d'entreprises, de titres adossés à des prêts hypothécaires (*Mortgage Backed Securities* - MBS), de parts de fonds et de titres à court terme tels que des certificats de dépôt. Ils sont classés au Niveau 2 notamment lorsque les prix externes proposés par un nombre raisonnable de teneurs de marché actifs sont régulièrement observables, sans qu'ils soient pour autant directement exécutables. Ces prix sont issus notamment des services de publication de consensus de marché auxquels contribuent les teneurs de marché actifs ainsi que des cours indicatifs produits par des courtiers ou des négociateurs actifs. D'autres sources sont également utilisées, telles que le marché primaire et la valorisation utilisée pour les appels de marge réalisés dans le cadre de contrats de collatéralisation.

Les opérations de pension sont classées principalement au Niveau 2. La classification s'appuie essentiellement sur l'observabilité et la liquidité du marché des pensions en fonction du collatéral sous-jacent et de la maturité de l'opération de pension.

Les dettes émises évaluées en valeur de marché sur option sont classées selon le niveau de leur instrument dérivé incorporé pris isolément. Le spread d'émission est considéré comme observable.

Les instruments dérivés de Niveau 2 comprennent principalement les instruments suivants :

- les instruments dérivés simples, tels que les swaps de taux d'intérêt, les caps, les floors, les swaptions, les dérivés de crédit, les contrats à terme et les options sur actions, sur cours de change, sur matières premières ;
- les instruments dérivés structurés, tels que les options de change exotiques, les dérivés sur actions ou sur fonds à sous-jacents uniques ou multiples, les instruments dérivés de taux d'intérêt exotiques sur courbe unique et les instruments dérivés sur taux d'intérêt structuré.

Les instruments dérivés cités ci-dessus sont classés au Niveau 2 lorsque l'un des éléments suivants peut être démontré et documenté :

- la valeur de marché est déterminée principalement à partir du prix ou de la cotation d'autres instruments de Niveau 1 et de Niveau 2, au moyen de techniques usuelles d'interpolation ou de démembrement dont les résultats sont régulièrement corroborés par des transactions réelles ;
- la valeur de marché est déterminée à partir d'autres techniques usuelles telles que la réplcation ou l'actualisation des flux de trésorerie calibrées par rapport aux prix observables, comportant un risque de modèle limité, et permettant de neutraliser efficacement les risques de l'instrument par la négociation d'instruments de Niveau 1 ou de Niveau 2 ;
- la valeur de marché est déterminée à partir d'une technique de valorisation plus sophistiquée ou interne mais directement vérifiée par la comparaison régulière avec les paramètres de marché externes.

Déterminer si un instrument dérivé de gré à gré est éligible au Niveau 2 relève de l'exercice du jugement. Dans cette appréciation sont considérés l'origine, le degré de transparence et de fiabilité des données externes utilisées, ainsi que le degré d'incertitude associé à l'utilisation de modèles. Les critères de classification du Niveau 2 impliquent donc de multiples axes d'analyse au sein d'une « zone observable » dont les limites sont établies en fonction d'une liste prédéfinie de catégories de produits et d'un ensemble de sous-jacents et de bandes de maturité. Ces critères sont régulièrement revus et actualisés, de même que les ajustements de valorisation associés, afin que la politique d'ajustements de valorisation et le classement par niveau restent cohérents.

Niveau 3

Les titres de Niveau 3 comprennent principalement les parts de fonds et les actions non cotées mesurées en valeur de marché par résultat ou par capitaux propres.

Les titres non cotés sont systématiquement classés en Niveau 3, à l'exception des OPCVM à valeur liquidative quotidienne qui sont classés en Niveau 1 dans la hiérarchie des valorisations.

Les actions et autres titres à revenu variable non cotés de Niveau 3 sont évalués en utilisant l'une des méthodes suivantes : quote-part d'actif net réévalué, multiples de sociétés équivalentes, actualisation des flux futurs générés par l'activité de la société, approche multicritères.

Opérations de pensions principalement à long terme ou structurées, sur les obligations d'entreprises et les ABS : l'évaluation de ces transactions nécessite de recourir à des méthodologies internes compte tenu de leurs spécificités, du manque d'activité et de l'indisponibilité de l'information sur le prix de marché des pensions à long terme. Les courbes utilisées dans la valorisation sont corroborées par les données disponibles telles que la base cash contre synthétique de paniers d'obligations équivalentes, les prix de transactions récentes et les indications de prix obtenues. Les ajustements de valorisation apportés à ces expositions sont fonction du degré d'incertitude inhérent aux choix de modélisation et au volume de données disponibles.

Les dettes émises évaluées en valeur de marché sur option sont classées selon le niveau de leur instrument dérivé incorporé pris isolément. Le spread d'émission est considéré comme observable.

Instruments dérivés

Les instruments dérivés simples sont classés au Niveau 3 lorsque l'exposition est au-delà de la zone observable des courbes de taux ou des surfaces de volatilité, ou lorsqu'elle porte sur des instruments ou des marchés moins liquides tels que ceux des taux d'intérêt des marchés émergents ou ceux des tranches sur les anciennes séries d'indices de crédit. Les principaux instruments sont :

- **Instruments dérivés de taux d'intérêt** : les expositions sont constituées principalement de swaps dans des devises peu liquides. La classification résulte également du niveau de liquidité plus faible sur certaines maturités, bien que certaines observations soient disponibles à travers le consensus de marché. La technique de valorisation est courante et emploie des paramètres de marché externes et des techniques d'extrapolation.
- **Instruments dérivés de crédit (CDS)** : il s'agit principalement de CDS dont la maturité est au-delà de l'échéance maximale observable et, dans une moindre mesure, de CDS sur des émetteurs non liquides ou en difficulté et sur indices de prêts. La classification résulte du manque de liquidité, bien que certaines observations soient disponibles à travers le consensus de marché. Les expositions de Niveau 3 comprennent également les CDS et les Total Return Swaps sur actifs utilisés. Elles sont valorisées à partir des mêmes techniques de modélisation que les obligations sous-jacentes, en prenant en considération la base cash contre synthétique et la prime de risque spécifique.
- **Instruments dérivés sur actions** : l'essentiel de l'exposition est constituée de contrats à terme et de produits indexés sur la volatilité, de maturité longue, et de produits sur des marchés optionnels peu profonds. La détermination des courbes à terme et des surfaces de volatilité dont la maturité est au-delà de l'échéance maximale observable est effectuée à l'aide de techniques d'extrapolation. Toutefois, en l'absence de données de marché pour alimenter le modèle, la détermination de la volatilité ou des cours à terme se fonde généralement sur des valeurs de substitution ou sur l'analyse historique.

De même, les transactions longues sur paniers d'actions sont également classées en Niveau 3 du fait de l'absence d'observabilité de la corrélation action sur les maturités longues.

Ces dérivés simples font l'objet d'ajustements de valorisation au titre de l'incertitude sur la liquidité, selon la nature des sous-jacents et les bandes de maturité concernées.

Les instruments dérivés structurés classés au Niveau 3 sont principalement constitués de produits hybrides (hybrides taux-change et hybrides actions), de produits de corrélation de crédit, de produits sensibles aux remboursements anticipés, de certaines options sur panier d'actions, et d'options sur taux d'intérêt. Les principales expositions, techniques de valorisation liées et sources d'incertitude associées sont les suivantes :

■ **Les options de taux structurés** sont classées en Niveau 3 lorsqu'elles impliquent des devises pour lesquelles les observations disponibles sont insuffisantes ou lorsqu'elles comprennent une option quanto dont le calcul du pay-off est déterminé avec un taux de change à maturité fixe (à l'exception des principales devises). Les instruments dérivés structurés long terme sont également classés en Niveau 3.

■ **Les instruments dérivés hybrides taux-change** sont constitués essentiellement d'une famille spécifique de produits appelée *Power Reverse Dual Currency (PRDC)*. La valorisation de certains PRDCs nécessite une modélisation complexe du double comportement des cours de change et des taux d'intérêt, qui sont classés en Niveau 3. Elle est particulièrement sensible aux corrélations non observables entre taux et change, et corroborée par des transactions récentes et les prix des consensus de marché.

■ **Les swaps de titrisation** sont composés principalement de swaps à taux fixe, de swaps de devises ou de basis swaps dont le notionnel est indexé sur le comportement en termes de remboursements anticipés de certains portefeuilles sous-jacents. L'estimation du profil d'amortissement des swaps de titrisation est corroborée par des estimations statistiques fondées sur des données historiques externes.

■ **Les options sur volatilité à terme** sont des produits dont le pay-off est indexé sur la variabilité future d'indices de taux tels que les swaps de volatilité. Ces produits comportent un risque de modèle important dans la mesure où il est difficile de déduire les paramètres de volatilité à terme à partir d'instruments négociés sur le marché. Les ajustements de valorisation sont calibrés pour tenir compte de l'incertitude inhérente au produit, et de la fourchette d'incertitude des données du consensus externe.

■ **Les instruments dérivés sur l'inflation** classés au Niveau 3 correspondent principalement aux swaps sur les indices inflation qui ne sont pas associés à un marché liquide d'obligations indexées, à des options sur indices sur l'inflation et d'autres formes d'indices sur l'inflation comprenant une optionnalité. Les techniques de valorisation utilisées pour les instruments dérivés sur l'inflation sont principalement des modèles de marché courants. Des techniques fondées sur des valeurs de substitution sont utilisées pour quelques expositions limitées. Bien que la valorisation soit corroborée chaque mois au travers de consensus de marché, les produits sont classés au Niveau 3 en raison de leur manque de liquidité et d'incertitudes inhérentes au calibrage.

■ La valorisation des **CCOs de tranches « sur mesure » (bespoke CDOs)** nécessite des paramètres de corrélation sur les événements de défaut. Ces informations sont déduites de données issues de marchés actifs de tranches d'indices à l'aide d'un modèle interne de projection qui met en œuvre des techniques internes d'extrapolation et d'interpolation. Les CDOs multi-géographies nécessitent une hypothèse de corrélation supplémentaire. Enfin, le modèle de CDO bespoke implique également des hypothèses et des paramètres internes liés à la dynamique du facteur de recouvrement. La modélisation des CDOs est calibrée sur le marché observable des tranches sur indices, et fait régulièrement l'objet d'une comparaison avec les consensus de marché sur les paniers

standards de sous-jacents. Les incertitudes sont liées aux techniques de projection, d'évaluation de la corrélation entre géographies, de modélisation des recouvrements et des paramètres associés.

■ **Les paniers « N to Default »** représentent un autre type de produit de corrélation de crédit, modélisés à travers la méthode usuelle des copules. Les principaux paramètres nécessaires sont les corrélations par paires entre les composantes du panier qui peuvent être observées dans les données du consensus et les données transactionnelles. Les paniers linéaires sont toutefois considérés comme observables.

■ **Les produits de corrélation actions et hybrides actions** sont des instruments dont le pay-off dépend du comportement relatif d'actions ou indices d'un panier de sorte que la valorisation est sensible à la corrélation entre les composantes du panier. Des versions hybrides de ces instruments portent sur des paniers qui contiennent à la fois des actions et d'autres instruments sous-jacents tels que des indices de matières premières ou bien un taux de change. La plupart des corrélations entre instruments ne sont pas actives, seul un sous-ensemble de la matrice de corrélation actions-indices est régulièrement observable et négocié. Par conséquent, la classification en Niveau 3 dépend de la composition du panier, de sa maturité, et de la nature hybride du produit. Les paramètres de corrélation sont déterminés à partir d'un modèle interne fondé sur des estimations historiques et d'autres facteurs d'ajustement, corroborés par référence à des opérations récentes ou à des données externes. Pour l'essentiel, la matrice de corrélation est fournie par les services de consensus, et lorsqu'une corrélation entre deux sous-jacents n'est pas disponible, elle peut être obtenue par des techniques d'extrapolation ou des techniques fondées sur des valeurs de substitution.

Ces instruments dérivés structurés font l'objet d'ajustements de valorisation pour couvrir les incertitudes relatives à la liquidité, aux paramètres et au risque de modèle.

Ajustements de valorisation (CVA, DVA et FVA)

Les ajustements de valorisation pour risque de contrepartie (CVA) et pour risque de crédit propre (DVA) et l'ajustement explicite du coût de financement (FVA) sont considérés comme composantes non observables du dispositif de valorisation et par conséquent classés en Niveau 3 dans la hiérarchie de juste valeur. Ceci n'interfère pas, dans le cas général, dans la classification des transactions individuelles au sein de la hiérarchie. Toutefois, un dispositif spécifique permet d'identifier les transactions individuelles pour lesquelles la contribution marginale de ces ajustements, et l'incertitude associée, est significative et justifie de classer ces transactions en Niveau 3. C'est notamment le cas de certains instruments de taux d'intérêt simples faiblement collatéralisés et de durée résiduelle très longue.

Le tableau ci-après fournit un intervalle de valeurs des principales données non observables utilisées pour la valorisation des instruments financiers du Niveau 3. Ces fourchettes correspondent à une série de sous-jacents différents et n'ont de sens que dans le contexte de la technique de valorisation mise en œuvre par BNP Paribas. Les moyennes pondérées, le cas échéant, sont fondées sur les valeurs de marché, les valeurs nominales ou les sensibilités.

Les principaux paramètres non observables utilisés pour valoriser les dettes émises de Niveau 3 sont équivalents à ceux de leur dérivé de couverture économique. Les informations sur ces dérivés, présentées dans ce tableau, s'appliquent également à ces dettes.

ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS AU 31 DÉCEMBRE 2019

Notes annexes aux états financiers

4

Classes d'instruments	Valorisation au bilan (en millions d'euros)		Principaux types de produits composant le niveau 3 au sein de la classe de risque	Technique de valorisation utilisée pour les types de produits considérés	Principales données non observables pour les types de produits considérés	Intervalle de données non observables au sein des produits de niveau 2 considérés	Moyenne pondérée
	Actif	Passif					
Opérations de pension	134	333	Opérations de pension à long terme	Techniques utilisant des valeurs de substitution, fondées en particulier sur la base de financement d'un pool d'obligations de référence négocié activement et représentatif des pensions livrées sous-jacentes.	Spread des opérations de pensions à long terme sur les obligations privées (haut rendement, investment grade) et sur les ABSs	0 pb à 77 pb	47 pb ⁽¹⁾
Instruments dérivés de taux	1 362	1 352	Instruments dérivés hybrides change/taux	Modèle de valorisation des options hybrides taux de change/taux d'intérêt	Corrélation entre taux de change et taux d'intérêt. Parités principales : EUR/JPY, USD/JPY, AUD/JPY	10 % à 71 %	42 % ⁽¹⁾
			Instruments dérivés mêlant taux d'inflation et taux d'intérêt	Modèle de valorisation des options hybrides inflation/taux d'intérêt	Corrélation entre taux d'intérêt et taux d'inflation principalement en Europe	5 % à 45 %	39 %
			Floors et caps sur le taux d'inflation ou sur l'inflation cumulée (ex. : planchers de remboursement), essentiellement sur l'inflation européenne et française	Modèle de valorisation des produits d'inflation	Volatilité de l'inflation cumulée	0,7 % à 9 %	H ⁽²⁾
			Produits de volatilité à terme tels que les swaps de volatilité, principalement en euro	Modèle de valorisation des options sur taux d'intérêt	Volatilité du taux d'inflation en glissement annuel	0,3 % à 1,8 %	
			Swaps de titrisation (balance guaranteed) comprenant swaps à taux fixe, basis swaps ou swaps de devises dont le notionnel est indexé sur le comportement de remboursement anticipé d'actifs sous-jacents principalement européens	Modélisation des remboursements anticipés Actualisation des flux de trésorerie attendus	Volatilité à terme des taux d'intérêt	0,3 % à 0,6 %	
					Taux constants de remboursements anticipés	1,5 % à 18 %	4 % ⁽¹⁾
Instruments dérivés de crédit	259	371	CCOs et tranches d'indices sur des indices inactifs	Technique de projection de la corrélation et de modélisation du recouvrement	Courbe de corrélation spécifique du portefeuille sous-jacent du CDO Corrélation du défaut inter-régions Variance du taux de recouvrement des sous-jacents d'un émetteur critique	29 % à 79 % 80 % à 90 % 0 à 25 %	H ⁽²⁾ 90 % ⁽¹⁾ H ⁽²⁾
			Pariers N to Default	Modèle de défaillance sur crédit	Corrélation des défaillances	50 % à 85 %	60,8 % ⁽¹⁾
			Instruments dérivés de crédit sur un émetteur de référence peu liquide (autre que CDS sur actifs de titrisation et CDS sur indices de prêts)	Démembrement, extrapolation et interpolation	Spreads CDS au-delà de la limite d'observation (30 ans) Courbes CDS non liquides (sur les principales échéances)	55 pb à 234 pb ⁽¹⁾ 0 pb à 2,856 pb ⁽¹⁾	217 pb ⁽¹⁾ 110 pb ⁽¹⁾
Instruments dérivés sur actions	1 374	6 629	Instruments dérivés simples et complexes sur les pariers multi-sous-jacents d'actions	Différents modèles d'options sur volatilité	Volatilité non observable des actions Corrélation non observable des actions	0 % à 94 % ⁽¹⁾ 15 % à 96 %	26 % ⁽¹⁾ 68 % ⁽¹⁾

(1) Le haut de la fourchette est lié à une position bilatérale significative sur un émetteur du secteur des télécommunications. Le reste de la position est essentiellement sur des émetteurs souverains et financiers.

(2) Le haut de la fourchette est lié à un émetteur du secteur financier et un émetteur du secteur énergie qui représentent une part négligeable du bilan (CDSs avec des sous-jacents non liquides).

(3) Le haut de la fourchette est lié à une action qui représente une part négligeable du bilan sur les options avec des sous-jacents actions. En incluant ces données, le haut de la fourchette serait à environ 118 %.

(4) La pondération n'est pas fondée sur le risque, mais sur une méthodologie alternative en rapport avec les instruments de Niveau 3 (valeur actuelle ou notionnel).

(5) Pondérations fondées sur l'axe de risque pertinent au niveau du portefeuille.

(6) Pas de pondération dans la mesure où aucune sensibilité explicite n'a été attribuée à ces données.

(7) Calcul de moyenne simple.

4

ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS AU 31 DÉCEMBRE 2019

Notes annexes aux états financiers

Tableau de variation des instruments financiers de Niveau 3

Pour les instruments financiers de Niveau 3, les mouvements suivants sont intervenus au cours de l'exercice 2019 :

En millions d'euros	Actifs financiers				Passifs financiers		
	Instruments financiers en valeur de marché par résultat détenus à des fins de transaction	Instruments financiers en valeur de marché par résultat non détenus à des fins de transaction	Instruments financiers évalués en valeur de marché par capitaux propres	Total	Instruments financiers en valeur de marché par résultat détenus à des fins de transaction	Instruments financiers en valeur de marché par résultat sur option	Total
SITUATION AU 31 DÉCEMBRE 2018	5 250	5 652	957	11 859	(9 955)	(14 930)	(24 885)
Achats	511	1 122	203	1 836	-	-	-
Émissions	-	-	-	-	-	(5 915)	(5 915)
Ventes	(580)	(905)	(5)	(1 490)	(14)	-	(14)
Règlements ⁽¹⁾	(1 032)	19	(52)	(1 065)	(2 382)	1 889	(493)
Transferts vers le niveau 3	465	96	20	581	(438)	(796)	(1 234)
Transferts hors du niveau 3	(715)	(395)	(1)	(1 111)	2 052	1 137	3 189
Gains (ou pertes) comptabilisés en compte de résultat au titre des opérations échues ou rompues au cours de l'exercice	1 270	177	-	1 447	377	307	684
Gains (ou pertes) comptabilisés en compte de résultat pour les instruments en vie en fin de période	(1 233)	4	-	(1 229)	1 163	(510)	653
Variations d'actifs et passifs comptabilisées directement en capitaux propres	-	-	-	-	-	-	-
Éléments relatifs aux variations de parités monétaires	26	13	2	41	(71)	-	(71)
Variations d'actifs et passifs comptabilisées en capitaux propres	-	-	88	88	-	-	-
SITUATION AU 31 DÉCEMBRE 2019	3 962	5 783	1 212	10 957	(9 268)	(18 818)	(28 086)

(1) Comprend, pour les actifs, les remboursements de principal, les règlements des intérêts et les flux de paiements et d'encaissements sur dérivés lorsque leur valorisation est positive et, pour les passifs, les remboursements d'emprunts, les intérêts versés sur emprunts et les flux de paiements et d'encaissements sur dérivés lorsque leur valorisation est négative.

Les transferts hors du Niveau 3 des dérivés à la juste valeur incluent essentiellement l'actualisation de l'horizon d'observabilité de certaines courbes de taux d'intérêt et de paramètres de marché sur les opérations de pension et de crédit mais également l'effet de dérivés devenant uniquement ou essentiellement sensibles à des paramètres observables du fait de la réduction de leur durée de vie.

Les transferts vers le Niveau 3 des instruments à la juste valeur reflètent l'effet de l'actualisation régulière des zones d'observabilité, notamment par la mise en place au cours de la période de nouveaux critères quantitatifs.

Les transferts sont réputés avoir été réalisés en début de période.

Les instruments financiers de Niveau 3 sont susceptibles d'être couverts par d'autres instruments de Niveau 1 et de Niveau 2 dont les gains et pertes ne relèvent pas de ce tableau. Aussi, les montants de gains et pertes apparaissant dans ce tableau ne sont pas représentatifs des résultats liés à la gestion du risque net de l'ensemble de ces instruments.

Sensibilité de la valeur de marché des instruments financiers de niveau 3 aux changements d'hypothèses raisonnablement possibles

Le tableau ci-après fournit une présentation synthétique des actifs et passifs financiers classés au Niveau 3 pour lesquels des changements d'hypothèses concernant une ou plusieurs données non observables entraîneraient une variation significative de la valeur de marché.

Ces montants visent à illustrer l'intervalle d'incertitude inhérente au recours au jugement mis en œuvre dans l'estimation des paramètres de Niveau 3, ou dans le choix des techniques de valorisation. Ils reflètent les incertitudes de valorisation qui prévalent à la date d'évaluation, et bien que celles-ci résultent pour l'essentiel des sensibilités du portefeuille en date d'évaluation, elles ne permettent pas de prévoir ou de déduire les variations futures de la valeur de marché, pas plus qu'elles ne représentent l'effet de conditions de marché extrêmes sur la valeur du portefeuille.

ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS AU 31 DÉCEMBRE 2019

Notes annexes aux états financiers

4

Pour estimer les sensibilités, BNP Paribas a soit valorisé les instruments financiers en utilisant des paramètres raisonnablement possibles, soit appliqué des hypothèses fondées sur sa politique d'ajustements de valorisation.

Par simplification, la sensibilité de la valeur des titres (hors positions de titrisation) est mesurée par une variation uniforme de 1 % du cours. Des variations plus spécifiques ont été calibrées pour chacune des classes d'expositions titrisées de Niveau 3, en fonction des intervalles de paramètres non observables envisagés.

Pour l'exposition aux instruments dérivés, la sensibilité est mesurée à travers l'ajustement de valorisation pour risque de contrepartie (CVA), l'ajustement explicite du coût de financement (FVA) et la part des ajustements de valorisation liés aux incertitudes sur les paramètres et les modèles relative aux instruments de Niveau 3.

Dans le cas de l'ajustement de valorisation pour risque de contrepartie (CVA) et de l'ajustement explicite du coût de financement (FVA), l'incertitude a été calibrée selon les modalités d'établissement des ajustements prudents de valorisation décrits dans le standard technique « Prudent Valuation » de l'Autorité bancaire européenne. Pour les autres ajustements de valorisation, deux scénarios ont été envisagés : un scénario favorable dans lequel tout ou partie de l'ajustement de valorisation ne serait pas pris en compte par les intervenants de marché, et un scénario défavorable dans lequel les intervenants de marché exigeraient le double des ajustements envisagés par BNP Paribas pour effectuer une transaction.

En millions d'euros, au	31 décembre 2019		31 décembre 2018	
	Effet potentiel en compte de résultat	Effet potentiel en capitaux propres	Effet potentiel en compte de résultat	Effet potentiel en capitaux propres
Titres de dette	+/- 6	+/- 3	+/- 9	+/- 2
Actions et autres titres de capitaux propres	+/- 46	+/- 9	+/- 40	+/- 8
Prêts et pensions	+/- 11		+/- 25	
Instruments financiers dérivés	+/- 621		+/- 593	
Instruments dérivés de taux et de change	+/- 394		+/- 365	
Instruments dérivés de crédit	+/- 53		+/- 59	
Instruments dérivés sur actions	+/- 171		+/- 167	
Autres instruments dérivés	+/- 3		+/- 2	
SENSIBILITÉ DES INSTRUMENTS FINANCIERS DU NIVEAU 3	+/- 684	+/- 12	+/- 667	+/- 10

Marge différée sur les instruments financiers valorisés avec des techniques développées par l'entreprise et fondées sur des paramètres pour partie non observables sur les marchés actifs

La marge différée (Day One Profit) concerne principalement le périmètre des instruments financiers de niveau 3, et plus marginalement certains instruments financiers de niveau 2 dont les ajustements de valorisation liés à l'incertitude sur les paramètres ou les modèles sont non négligeables au regard de la marge initiale.

La marge différée est déterminée après constitution des ajustements de valorisation pour incertitude tels que décrits précédemment, et reprise en résultat sur la durée anticipée d'indobservabilité des paramètres. Le montant non encore amorti est inscrit au bilan dans la rubrique « Instruments financiers en valeur de marché par résultat », en déduction de la valeur de marché des opérations concernées.

En millions d'euros	Marge différée au 31 décembre 2018	Marge différée sur les transactions de l'exercice	Marge comptabilisée en résultat au cours de l'exercice	Marge différée au 31 décembre 2019
Instruments dérivés de taux et de change	302	113	(146)	269
Instruments dérivés de crédit	92	106	(72)	126
Instruments dérivés sur actions	267	386	(273)	380
Autres instruments	13	24	(23)	14
Instruments financiers	674	629	(514)	789

4

ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS AU 31 DÉCEMBRE 2019

Notes annexes aux états financiers

5.e ACTIFS FINANCIERS AU COÛT AMORTI

➤ DÉTAIL DES PRÊTS ET CRÉANCES PAR TYPE DE PRODUIT

En millions d'euros, au	31 décembre 2019			31 décembre 2018		
	Valeur brute avant dépréciation	Dépréciation (note 3.h)	Valeur nette comptable	Valeur brute avant dépréciation	Dépréciation (note 3.h)	Valeur nette comptable
Prêts et créances sur les établissements de crédit	21 793	(101)	21 692	19 707	(151)	19 556
Comptes à vue	8 002	(13)	7 989	7 234	(17)	7 217
Prêts ⁽¹⁾	12 697	(88)	12 609	11 628	(134)	11 494
Opérations de pension	1 094		1 094	845		845
Prêts et créances envers la clientèle	826 953	(21 176)	805 777	789 952	(24 081)	765 871
Comptes ordinaires débiteurs	38 978	(3 187)	35 791	41 482	(4 243)	37 239
Prêts consentis à la clientèle	751 109	(16 861)	734 248	714 243	(18 681)	695 562
Opérations de location-financement	35 653	(1 128)	34 525	33 291	(1 157)	32 134
Opérations de pension	1 213		1 213	936		936
TOTAL PRÊTS ET CRÉANCES AU COÛT AMORTI	848 746	(21 277)	827 469	809 659	(24 232)	785 427

(1) Les prêts consentis aux établissements de crédit incluent les dépôts à terme auprès des banques centrales.

Échéancier des opérations de location-financement

En millions d'euros, au	31 décembre 2019	31 décembre 2018
Investissement brut	37 970	35 795
À recevoir dans moins d'1 an	10 412	9 525
À recevoir dans plus d'1 an et moins de 5 ans	22 837	21 346
À recevoir au-delà de 5 ans	4 721	4 924
Produits financiers non acquis	(2 317)	(2 504)
Investissement net avant dépréciation	35 653	33 291
À recevoir dans moins d'1 an	9 655	8 596
À recevoir dans plus d'1 an et moins de 5 ans	21 685	19 672
À recevoir au-delà de 5 ans	4 313	4 623
Dépréciations	(1 128)	(1 157)
Investissement net après dépréciation	34 525	32 134

➤ DÉTAIL DES TITRES DE DETTE PAR CATÉGORIE D'ÉMETTEUR

En millions d'euros, au	31 décembre 2019			31 décembre 2018		
	Valeur brute avant dépréciation	Dépréciation (note 3.h)	Valeur nette comptable	Valeur brute avant dépréciation	Dépréciation (note 3.h)	Valeur nette comptable
États	57 743	(21)	57 722	33 254	(16)	33 238
Autres administrations publiques	23 794	(3)	23 791	18 534	(3)	18 531
Établissements de crédit	7 201	(2)	7 199	5 082	(3)	5 079
Autres	19 850	(108)	19 742	18 333	(108)	18 225
TOTAL TITRES DE DETTE AU COÛT AMORTI	108 588	(134)	108 454	75 203	(130)	75 073

ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS AU 31 DÉCEMBRE 2019
Notes annexes aux états financiers

4

➤ DÉTAIL DES ACTIFS FINANCIERS AU COÛT AMORTI PAR STRATE

En millions d'euros, au	31 décembre 2019			31 décembre 2018		
	Valeur brute avant dépréciation	Dépréciation (note 3.b)	Valeur nette comptable	Valeur brute avant dépréciation	Dépréciation (note 2.b)	Valeur nette comptable
Prêts et créances sur les établissements de crédit	21 793	(101)	21 692	19 707	(151)	19 556
Strate 1	21 279	(12)	21 267	19 128	(13)	19 115
Strate 2	418	(5)	413	419	(40)	379
Strate 3	96	(84)	12	180	(98)	82
Prêts et créances envers la clientèle	826 953	(21 176)	805 777	789 952	(24 081)	765 871
Strate 1	719 180	(1 600)	717 580	668 667	(1 515)	667 152
Strate 2	78 005	(3 100)	74 905	87 328	(3 231)	84 097
Strate 3	29 768	(16 476)	13 312	33 957	(19 335)	14 622
Titres de dette	108 588	(134)	108 454	75 203	(130)	75 073
Strate 1	107 630	(30)	107 600	74 240	(21)	74 219
Strate 2	754	(17)	737	769	(31)	738
Strate 3	204	(87)	117	194	(78)	116
Total actifs financiers au coût amorti	957 334	(21 411)	935 923	884 662	(24 362)	860 500

4

5.f ENCOURS DÉPRÉCIÉS (STRATE 3)

Les tableaux suivants présentent la valeur nette comptable des encours dépréciés d'actifs financiers au coût amorti et d'engagements de financement et de garantie, ainsi que les garanties reçues en couverture de ces encours.

Le montant déclaré au titre des garanties reçues est la valeur de la garantie, plafonnée par le montant des encours couverts.

En millions d'euros, au	31 décembre 2019			
	Encours dépréciés (Strate 3)			Garanties reçues
	Brut	Dépréciation	Net	
Prêts et créances sur les établissements de crédit (note 5.e)	96	(84)	12	115
Prêts et créances sur la clientèle (note 5.e)	29 788	(16 476)	13 312	9 821
Titres de dette au coût amorti (note 5.e)	204	(87)	117	45
TOTAL DES ENCOURS AU COÛT AMORTI DÉPRÉCIÉS (STRATE 3)	30 088	(16 647)	13 441	8 981
Engagements de financements donnés	1 094	(58)	1 036	306
Engagements de garantie financière donnés	1 432	(275)	1 157	342
TOTAL DES ENGAGEMENTS DÉPRÉCIÉS HORS-BILAN (STRATE 3)	2 526	(333)	2 193	648

En millions d'euros, au	31 décembre 2018			
	Encours dépréciés (Strate 3)			Garanties reçues
	Brut	Dépréciation	Net	
Prêts et créances sur les établissements de crédit (note 5.e)	180	(98)	82	132
Prêts et créances sur la clientèle (note 5.e)	33 957	(19 335)	14 622	9 683
Titres de dette au coût amorti (note 5.e)	194	(78)	116	-
TOTAL DES ENCOURS AU COÛT AMORTI DÉPRÉCIÉS (STRATE 3)	34 311	(19 511)	14 800	9 795
Engagements de financements donnés	644	(37)	607	148
Engagements de garantie financière donnés	1 285	(281)	1 004	250
TOTAL DES ENGAGEMENTS DÉPRÉCIÉS HORS-BILAN (STRATE 3)	1 929	(318)	1 611	398

4

ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS AU 31 DÉCEMBRE 2019

Notes annexes aux états financiers

Le tableau ci-après fournit les données relatives aux variations d'encours bruts de la strate 3 :

Value brute En millions d'euros	Encours dépréciés (Strate 3)
AU 31 DÉCEMBRE 2018	34 311
Passage en strate 3	6 650
Retour en strate 1 ou strate 2	(2 412)
Passage en pertes	(6 423)
Autres variations	(2 038)
AU 31 DÉCEMBRE 2019	30 088

5.g DETTES AU COÛT AMORTI ENVERS LES ÉTABLISSEMENTS DE CRÉDIT ET LA CLIENTÈLE

En millions d'euros, au	31 décembre 2019	31 décembre 2018
Dettes envers les établissements de crédit	84 566	78 915
Comptes à vue	9 072	10 571
Emprunts interbancaires ⁽¹⁾⁽²⁾	68 847	61 859
Opérations de pension	6 647	6 485
Dettes envers la clientèle	834 667	796 548
Comptes ordinaires créditeurs	516 862	473 968
Comptes d'épargne	151 600	146 362
Comptes à terme et assimilés	165 031	175 665
Opérations de pension	1 174	553

(1) Les variations de la période incluent les effets de la 1^{re} application de la norme IFRS 16 (cf. note 2).

(2) Les emprunts interbancaires incluent les emprunts à terme auprès des banques centrales.

ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS AU 31 DÉCEMBRE 2019

Notes annexes aux états financiers

4

5.h DETTES REPRÉSENTÉES PAR UN TITRE ET DETTES SUBORDONNÉES

La présente note regroupe les dettes représentées par un titre et les dettes subordonnées comptabilisées au coût amorti et en valeur de marché par résultat sur option.

► DETTES COMPTABILISÉES EN VALEUR DE MARCHÉ PAR RÉSULTAT (NOTE 5.A)

Émetteur/Date d'émission (en millions d'euros, au)	Devise	Montant en devise à l'origine (en millions)	Date d'option de remboursement ou de majoration d'intérêt	Taux	Majoration d'intérêt	Conditions suspensives de versement des coupons ⁽¹⁾	31 décembre 2019	31 décembre 2018
Dettes représentées par un titre							56 636	48 964
Dettes subordonnées							893	787
Dettes subordonnées remboursables							120	118
Dettes subordonnées perpétuelles							773	669
BNP Paribas Fortis déc. -07 ⁽³⁾	EUR	3 000	déc. -14 + 200 pb	Euribor 3 mois		A	773	669

(1) Conditions suspensives de versement des coupons :

A Le paiement des coupons est interrompu en cas d'insuffisance de fonds propres de l'émetteur ou d'insolvabilité des garants ou lorsque le dividende déclaré sur les actions Ageas est inférieur à un certain seuil.

(2) Après accord de l'autorité de surveillance bancaire et à l'initiative de l'émetteur, les dettes subordonnées remboursables peuvent faire l'objet d'une clause de remboursement anticipé par rachat en Bourse, offre publique d'achat ou d'échange, ou de gré à gré lorsqu'il s'agit d'émissions privées. Les emprunts ayant fait l'objet d'un placement international, émis par BNP Paribas SA ou par les filiales étrangères du Groupe, peuvent faire l'objet d'un remboursement anticipé du principal et d'un règlement avant l'échéance des intérêts payables in fine, à l'initiative de l'émetteur, à partir d'une date fixée dans la notice d'émission (call option), ou dans l'hypothèse où des modifications aux règles fiscales en vigueur imposeraient à l'émetteur ou selon du Groupe l'obligation de compenser les porteurs des conséquences de ces modifications. Ce remboursement peut intervenir moyennant un préavis de 15 à 60 jours selon les cas, et en toute hypothèse sous réserve de l'accord des autorités de surveillance bancaire.

(3) Émission par BNP Paribas Fortis (anciennement Fortis Banque) en décembre 2007 de Convertible And Subordinated Hybrid Equity-linked Securities (CASHES).

Les CASHES ont une durée indéterminée mais peuvent être échangés en actions Ageas (anciennement Fortis SA/NV) au prix unitaire de 239,40 euros à la seule discrétion du détenteur. Néanmoins, à compter du 19 décembre 2014, les CASHES seront automatiquement échangés en actions Ageas si leur prix est égal ou supérieur à 359,10 euros pendant vingt séances de bourse consécutives. Le principal de ces titres ne sera jamais remboursé en espèces. Le seul recours dont disposent les titulaires des CASHES est limité aux actions Ageas détenues par BNP Paribas Fortis et nonies au profit de ces titulaires.

Ageas et BNP Paribas Fortis ont conclu un contrat de Relative Performance Note (RPN) dont la valeur varie contractuellement de telle sorte qu'elle neutralise l'impact sur BNP Paribas Fortis des différences relatives des variations de valeur des CASHES et des variations de valeur des actions Ageas. Au 31 décembre 2019, la dette est admise en fonds propres prudentiels pour 205 millions d'euros.

4

ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS AU 31 DÉCEMBRE 2019

Notes annexes aux états financiers

► DETTES COMPTABILISÉES AU COÛT AMORTI

Émetteur/Date d'émission <i>(En millions d'euros, ou</i>	Devise	Montant en devise à l'origine <i>(en millions)</i>	Date d'option de remboursement ou de majoration d'intérêt	Taux	Majoration d'intérêt	Conditions suspensives de versement des coupons ⁽¹⁾	31 décembre 2019	31 décembre 2018
Dettes représentées par un titre							157 578	151 451
Dettes représentées par un titre dont l'échéance est inférieure à un an à l'émission							60 905	70 077
Titres de créances négociables							60 905	70 077
Dettes représentées par un titre dont l'échéance est supérieure à un an à l'émission							96 673	81 374
Titres de créances négociables							45 924	50 809
Émissions obligataires							50 749	30 565
Dettes subordonnées							20 003	17 627
Dettes subordonnées remboursables							18 242	15 876
Titres subordonnés perpétuels							1 526	1 515
BNP Paribas SA oct.-85	EUR	305	-	TMD - 0,25 %	-	B	254	254
BNP Paribas SA sept.-86	USD	500	-	Liber 6 mois + 0,075 %	-	C	244	239
BNP Paribas Cardif nov.-14	EUR	1 000	nov.-25	4,032 %	Euribor 3 mois + 393 pb	D	1 000	999
Autres							28	23
Titres participatifs							222	222
BNP Paribas SA juil.-84 ⁽²⁾	EUR	337	-	(4)	-		215	215
Autres							7	7
Frais et commissions, dettes rattachées							13	14

(1) Conditions suspensives de versement des coupons :

B Le paiement des intérêts est obligatoire, sauf si le Conseil d'administration décide de différer cette rémunération lorsque l'Assemblée Générale des actionnaires a constaté qu'il n'existe pas de bénéfice distribuable, et ceci dans les douze mois précédant l'échéance de paiement des intérêts. Les intérêts sont cumulatifs et deviennent intégralement payables dès la reprise d'une distribution de dividende.

C Le paiement des intérêts est obligatoire, sauf si le Conseil d'administration décide de différer cette rémunération lorsque l'Assemblée Générale des actionnaires a validé la décision de ne pas procéder à la distribution d'un dividende, et ceci dans les douze mois précédant l'échéance de paiement des intérêts. Les intérêts sont cumulatifs et deviennent intégralement payables dès la reprise d'une distribution de dividende. La banque a la faculté de reprendre le paiement des arriérés d'intérêts, même en l'absence de distribution d'un dividende.

D Le paiement des intérêts est obligatoire, sauf en cas d'événements d'insuffisance réglementaire, en accord avec le régulateur, ou en cas de cessation de paiements. Les intérêts sont cumulatifs et deviennent intégralement payables dès la reprise des versements de coupons, ou si ces événements se produisent en premier, au remboursement de l'émission ou à la liquidation de l'émetteur.

(2) Cf. renvoi relatif aux « Dettes comptabilisées en valeur de marché par résultats ».

(3) Les titres participatifs émis par BNP Paribas SA peuvent faire l'objet de rachats dans les conditions prévues par la loi du 3 janvier 1983. Le nombre de titres en circulation est de 1 434 092.

(4) En fonction du résultat net encadré par un minimum de 85 % du TMD et un maximum de 130 % du TMD.

ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS AU 31 DÉCEMBRE 2019

Notes annexes aux états financiers

4

5.I PLACEMENTS DES ACTIVITÉS D'ASSURANCE

En milliards d'euros, au	31 décembre 2019			31 décembre 2018		
	Placements ne représentant pas des contrats en unités de compte	Placements représentant des contrats en unités de compte (risque financier supporté par les assurés)	Total	Placements ne représentant pas des contrats en unités de compte	Placements représentant des contrats en unités de compte (risque financier supporté par les assurés)	Total
Instruments financiers évalués en valeur de marché par résultat sur option	44 292	71 043	115 335	41 154	61 793	102 947
Instruments dérivés	1 115		1 115	907		907
Actifs financiers disponibles à la vente	126 596		126 596	112 041		112 041
Actifs détenus jusqu'à l'échéance	1 914		1 914	3 720		3 720
Prêts et créances	3 089		3 089	3 605		3 605
Placements consolidés par mise en équivalence	359		359	363		363
Immeubles de placement	3 094	3 464	6 558	2 982	2 872	5 854
TOTAL	180 459	74 507	254 966	164 772	64 665	229 437
Part des réassureurs dans des passifs liés à des contrats d'assurance et d'investissement	2 852		2 852	2 871		2 871
PLACEMENTS DES ACTIVITÉS D'ASSURANCE	183 311	74 507	257 818	167 643	64 665	232 308

Les placements dans des instruments financiers des activités d'assurance sont comptabilisés selon les principes d'IAS 39.

La valeur de marché des actifs financiers dont les flux de trésorerie sont uniquement des remboursements de principal et paiement d'intérêts est de 116,9 milliards d'euros au 31 décembre 2019. Elle était de 107,8 milliards d'euros au 31 décembre 2018, soit une variation sur la période de + 3,1 milliards d'euros.

La valeur de marché des autres actifs financiers s'élève à 138,3 milliards d'euros, correspondant à l'ensemble des instruments ne répondant pas au critère précédent, aux instruments dérivés et aux actifs générés en valeur de marché. Elle était de 121,7 milliards d'euros au 31 décembre 2018, soit une variation sur la période de + 16,6 milliards d'euros.

La valeur de marché des immeubles de placement ne représentant pas des contrats en unités de compte comptabilisés au coût amorti s'établit à 4,6 milliards d'euros au 31 décembre 2019, contre 4,0 milliards d'euros au 31 décembre 2018.

► MESURE DE LA VALEUR DE MARCHÉ DES INSTRUMENTS FINANCIERS

Les critères d'affectation à chacun des niveaux de la hiérarchie, les méthodologies de valorisation correspondantes ainsi que les principes sur les transferts entre les niveaux de la hiérarchie sont similaires à ceux appliqués pour les autres instruments financiers du Groupe (note 5.d).

En milliards d'euros, au	31 décembre 2019				31 décembre 2018			
	Niveau 1	Niveau 2	Niveau 3	Total	Niveau 1	Niveau 2	Niveau 3	Total
Actifs financiers disponibles à la vente	103 419	22 887	290	126 596	95 086	16 679	276	112 041
Titres de capitaux propres	6 551	1 179	248	7 978	4 741	1 093	234	6 068
Titres de dette	96 868	21 708	42	118 618	90 345	15 586	42	105 973
Instruments financiers en valeur de marché par résultat	88 724	19 296	7 315	115 335	80 097	16 315	6 535	102 947
Titres de capitaux propres	87 084	12 774	6 549	106 407	77 989	11 131	6 458	95 578
Titres de dette	1 640	6 522	766	8 928	2 108	5 184	77	7 369
Instruments dérivés	-	859	256	1 115	-	622	285	907
ACTIFS FINANCIERS EN VALEUR DE MARCHÉ	192 143	43 042	7 861	243 046	175 183	33 616	7 096	215 895

4

ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS AU 31 DÉCEMBRE 2019

Notes annexes aux états financiers

Niveau 1 : ce niveau regroupe les actions et les obligations liquides, les instruments dérivés traités sur les marchés organisés (futures, options...), les parts de fonds et OPCVM dont la valeur liquidative est calculée quotidiennement.

Niveau 2 : ce niveau regroupe les actions, certaines obligations d'États ou d'entreprises, les autres parts de fonds et OPCVM et les dérivés négociés de gré à gré.

Niveau 3 : ce niveau regroupe principalement les parts de fonds et les actions non cotées qui sont constituées pour l'essentiel de parts dans des sociétés et fonds de capital-risque.

► TABLEAU DE VARIATION DES INSTRUMENTS FINANCIERS DE NIVEAU 3

Pour les instruments financiers du Niveau 3, les mouvements suivants sont intervenus au cours de l'exercice :

En millions d'euros	Actifs financiers		
	Instruments financiers disponibles à la vente	Instruments financiers en valeur de marché par résultat	Total
SITUATION AU 31 DÉCEMBRE 2018	276	6 820	7 096
Achats	54	2 941	2 995
Ventes	(53)	(2 253)	(2 306)
Règlements	(75)	(208)	(283)
Transfert vers le niveau 3	84	236	320
Transfert hors du niveau 3	(19)	(582)	(601)
Gains comptabilisés en compte de résultat	5	618	623
Éléments relatifs aux variations de parités monétaires	1	(2)	(1)
Variations d'actifs comptabilisées en capitaux propres	17		17
SITUATION AU 31 DÉCEMBRE 2019	290	7 571	7 861

Au cours de l'exercice 2019, les transferts entre le Niveau 1 et le Niveau 2 n'ont pas été significatifs.

► DÉTAIL DES ACTIFS FINANCIERS DISPONIBLES À LA VENTE

En millions d'euros, au	31 décembre 2019			31 décembre 2018		
	Valeur au bilan	Dont dépréciation	Dont variation de valeur comptabilisée directement en capitaux propres	Valeur au bilan	Dont dépréciation	Dont variation de valeur comptabilisée directement en capitaux propres
Titres de dette	118 618		12 729	105 973		8 461
Titres de capitaux propres	7 978	(417)	2 009	6 068	(312)	668
TOTAL DES ACTIFS DISPONIBLES À LA VENTE	126 596	(417)	14 738	112 041	(312)	9 129

► VALEUR DE MARCHÉ DES INSTRUMENTS FINANCIERS COMPTABILISÉS AU COÛT AMORTI

En millions d'euros, au	31 décembre 2019					31 décembre 2018				
	Niveau 1	Niveau 2	Niveau 3	Total	Valeur au bilan	Niveau 1	Niveau 2	Niveau 3	Total	Valeur au bilan
Actifs détenus jusqu'à l'échéance	2 224			2 224	1 914	4 116			4 116	3 720
Prêts et créances	121	2 985	18	3 124	3 089	125	3 487	21	3 633	3 605

ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS AU 31 DÉCEMBRE 2019

Notes annexes aux états financiers

4

5.j PROVISIONS TECHNIQUES ET AUTRES PASSIFS D'ASSURANCE

En millions d'euros, au	31 décembre 2019	31 décembre 2018
Provisions techniques – contrats d'assurance Non Vie	4 768	4 590
Provisions techniques – contrats d'assurance Vie	154 382	143 671
Contrats d'assurance	87 352	84 392
Contrats d'assurance en Unités de Compte	67 030	59 279
Passifs techniques – contrats d'investissement	48 179	44 110
Contrats d'investissement avec participation discrétionnaire	40 723	38 604
Contrats d'investissement sans participation discrétionnaire – Unités de Compte	7 456	5 506
Participation différée passive aux bénéfices	24 980	17 379
Provisions et passifs techniques liés aux contrats d'assurance et d'investissement	232 309	209 750
Dettes nées d'opérations d'assurance directe et de réassurance	3 464	3 056
Instruments dérivés	1 164	885
TOTAL PROVISIONS TECHNIQUES ET AUTRES PASSIFS D'ASSURANCE	236 937	213 691

La provision pour participation différée aux bénéfices résulte de l'application de la « comptabilité reflet » : elle représente la quote-part des assurés, des filiales d'assurance-vie en France et en Italie, dans les plus et moins-values latentes et les dépréciations constatées sur les actifs, lorsque la rémunération des contrats est liée à leur rendement. Elle est déterminée

à partir de calculs stochastiques modélisant les plus ou moins-values latentes attribuables aux assurés en fonction des scénarios économiques, ainsi que d'hypothèses de taux servis et de collecte. Il en ressort notamment pour la France un taux de 90 % en 2019 comme en 2018.

En millions d'euros	Exercice 2019	Exercice 2018
Passifs relatifs aux contrats d'assurance en début de période	209 750	206 970
Dotation aux provisions techniques des contrats d'assurance et collecte réalisée sur les contrats financiers liés à l'activité d'assurance-vie	30 807	20 371
Prestations payées	(17 010)	(15 493)
Effets des variations de valeur des actifs des contrats en unités de compte	8 381	(5 135)
Effets des variations de parités monétaires	311	34
Effet des variations de périmètre	70	3 003
Passifs relatifs aux contrats d'assurance en fin de période	232 309	209 750

La part réassurée des passifs relatifs aux contrats émis par les entreprises d'assurance est présentée dans la note 5.i.

5.k IMPÔTS COURANTS ET DIFFÉRÉS

En millions d'euros, au	31 décembre 2019	31 décembre 2018
Impôts courants	1 857	1 958
Impôts différés ⁽¹⁾	4 956	5 262
Actifs d'impôts courants et différés	6 813	7 220
Impôts courants ⁽²⁾	2 103	1 023
Impôts différés ⁽²⁾	1 463	1 232
Passifs d'impôts courants et différés	3 546	2 255

(1) Les variations de la période incluent les effets de la 1^{re} application de la norme IFRS 16 (cf. note 2).

(2) Les variations de la période incluent les effets de la 1^{re} application de la norme IFRIC 23 (cf. note 5.p).

4

ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS AU 31 DÉCEMBRE 2019

Notes annexes aux états financiers

Variation des impôts différés par nature au cours de la période :

En millions d'euros	31 décembre 2018	Variations comptabilisées en résultat	Variations comptabilisées en capitaux propres pouvant être reclassés en résultat	Variations comptabilisées en capitaux propres ne pouvant être reclassés en résultat	Variations de périmètre, des parités monétaires et divers	31 décembre 2019
Instruments financiers	(518)	(106)	(391)	(1)	(25)	(1 041)
Provisions pour engagements sociaux	826	80	-	(14)	(21)	871
Réserve latente de location-financement	(381)	(82)	-	-	(42)	(505)
Provisions pour risque de crédit	3 111	172	-	-	(12)	3 271
Déficits fiscaux reportables	1 330	(39)	-	-	(172)	1 119
Autres éléments	(338)	(221)	-	-	337	(222)
TOTAL IMPÔTS DIFFÉRÉS NETS	4 030	(156)	(391)	(15)	65	3 493
Impôts différés actifs	5 362					4 956
Impôts différés passifs	(1 232)					(1 463)

Afin de déterminer le montant des déficits fiscaux reportables activés, le Groupe procède chaque année à une étude spécifique pour chaque entité concernée, tenant compte du régime fiscal applicable - et notamment des éventuelles règles de péremption - ainsi que d'une projection réaliste des revenus et des charges conforme au plan de développement de leur activité.

Les impôts différés actifs sur déficits fiscaux reportables concernent principalement BNP Paribas Fortis pour 824 millions d'euros, dont la période prévisionnelle de recouvrabilité est de 6 ans (ce déficit est reportable sans limitation de durée).

Les impôts différés actifs non reconnus s'élèvent à 1 291 millions d'euros au 31 décembre 2019 contre 1 324 millions d'euros au 31 décembre 2018.

5.1 COMPTES DE RÉGULARISATION, ACTIFS ET PASSIFS DIVERS

En millions d'euros au	31 décembre 2019	31 décembre 2018
Dépôts de garantie versés et cautionnements constitués	75 478	64 988
Comptes d'encaissement	288	369
Produits à recevoir et charges comptabilisées d'avance ⁽¹⁾	6 162	7 355
Autres débiteurs et actifs divers ⁽¹⁾	31 607	30 634
TOTAL DES COMPTES DE RÉGULARISATION ET ACTIFS DIVERS	113 535	103 346
Dépôts de garantie reçus	58 751	48 308
Comptes d'encaissement	3 026	2 820
Charges à payer et produits constatés d'avance ⁽¹⁾	8 027	10 122
Passifs de location ⁽¹⁾	3 295	
Autres créditeurs et passifs divers ⁽¹⁾	29 650	28 312
TOTAL DES COMPTES DE RÉGULARISATION ET PASSIFS DIVERS	102 749	89 562

(1) Les variations de la période incluent les effets de la 1^{ère} application de la norme IFRS 16 (cf. note 2).

ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS AU 31 DÉCEMBRE 2019

Notes annexes aux états financiers

4

5.m PARTICIPATIONS DANS LES SOCIÉTÉS MISES EN ÉQUIVALENCE

Les informations financières cumulées relatives aux coentreprises et entreprises associées sont détaillées dans le tableau ci-dessous :

En millions d'euros	Exercice 2019			31 décembre 2019	Exercice 2018			31 décembre 2018
	Quote-part du résultat net	Quote-part des variations d'actifs et de passifs comptabilisées directement en capitaux propres	Quote-part du résultat net et des variations d'actifs et de passifs comptabilisées directement en capitaux propres	Participations dans les sociétés mises en équivalence	Quote-part du résultat net	Quote-part des variations d'actifs et de passifs comptabilisées directement en capitaux propres	Quote-part du résultat net et des variations d'actifs et de passifs comptabilisées directement en capitaux propres	Participations dans les sociétés mises en équivalence
Coentreprises	64	(17)	47	965	63	(74)	(11)	804
Entreprises associées ⁽¹⁾	522	160	682	4 987	565	(62)	503	4 968
TOTAL SOCIÉTÉS MISES EN ÉQUIVALENCE	586	143	729	5 952	628	(136)	492	5 772

(1) Y compris les entités contrôlées faisant l'objet d'une consolidation simplifiée par mise en équivalence en raison de leur caractère non significatif.

Les engagements de garantie et de financement donnés par le Groupe aux coentreprises sont détaillés dans la note 8.h Relations avec les autres parties liées. La valeur au bilan de la quote-part de mise en équivalence des principales coentreprises et entreprises associées du Groupe BNP Paribas est présentée ci-dessous :

En millions d'euros, au	Pays d'immatriculation	Activité	% d'intérêt	31 décembre 2019	31 décembre 2018
Coentreprises					
Bpost banque	Belgique	Banque de Détail	50 %	242	249
Union de Creditos Inmobiliarios	Espagne	Prêts hypothécaires	50 %	220	239
Entreprises associées					
AG Insurance	Belgique	Assurance	25 %	1 747	1 647
Banque de Nankin	Chine	Banque de Détail	15 %	1 569	1 372

5.n IMMOBILISATIONS DE PLACEMENT ET D'EXPLOITATION

En millions d'euros, au	31 décembre 2019			31 décembre 2018		
	Valeur brute comptable	Cumul des amortissements et pertes de valeur	Valeur nette comptable	Valeur brute comptable	Cumul des amortissements et pertes de valeur	Valeur nette comptable
IMMEUBLES DE PLACEMENT	894	(283)	611	1 031	(316)	715
Terrains et constructions ⁽¹⁾	13 565	(5 703)	7 862	7 084	(2 061)	5 023
Équipement, Mobilier, Installations ⁽¹⁾	7 494	(5 430)	2 064	7 130	(5 083)	2 047
Biens mobiliers donnés en location	28 126	(7 546)	20 580	24 675	(6 605)	17 870
Autres immobilisations corporelles ⁽¹⁾	2 371	(1 212)	1 159	2 086	(1 089)	997
IMMOBILISATIONS CORPORELLES	51 556	(19 871)	31 685	40 975	(15 038)	25 937
Dont droits d'utilisation	6 680	(3 647)	3 033	-	-	-
IMMOBILISATIONS CORPORELLES ET IMMEUBLES DE PLACEMENT	52 450	(20 154)	32 296	42 006	(15 354)	26 652
Logiciels informatiques acquis	4 093	(3 072)	1 021	3 703	(2 724)	979
Logiciels informatiques produits par l'entreprise	4 664	(3 561)	1 063	4 250	(3 236)	1 014
Autres immobilisations incorporelles	2 245	(497)	1 748	2 334	(544)	1 790
IMMOBILISATIONS INCORPORELLES	11 002	(7 150)	3 852	10 287	(6 504)	3 783

(1) Les variations de la période incluent les effets de la 1re application de la norme IFRS 16 (cf. note 2).

4

ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS AU 31 DÉCEMBRE 2019

Notes annexes aux états financiers

Immeubles de placement

Les terrains et immeubles donnés en location simple sont regroupés sous la rubrique « Immeubles de placement ».

La valeur de marché estimée des immeubles de placement comptabilisés au coût amorti s'établit à 719 millions d'euros au 31 décembre 2019 contre 800 millions d'euros au 31 décembre 2018.

Location simple

Les opérations réalisées sur les immobilisations données en location simple font l'objet, pour certaines d'entre elles, de contrats prévoyant les paiements futurs minimaux suivants :

En millions d'euros, au	31 décembre 2019	31 décembre 2018
Paiements futurs minimaux à recevoir au titre des contrats non résiliables	7 182	6 483
<i>Paiements à recevoir dans moins d'1 an</i>	<i>3 064</i>	<i>2 609</i>
<i>Paiements à recevoir dans plus d'1 an et moins de 5 ans</i>	<i>4 076</i>	<i>3 852</i>
<i>Paiements à recevoir au-delà de 5 ans</i>	<i>42</i>	<i>28</i>

Les paiements futurs minimaux à recevoir au titre des contrats non résiliables correspondent aux paiements que le preneur est tenu d'effectuer pendant la durée du contrat de location.

Amortissements et provisions

Le montant net des dotations et reprises d'amortissement effectuées au cours de l'exercice 2019 s'établit à 2 415 millions d'euros, contre 1 674 millions d'euros au titre de l'exercice 2018.

Le montant des dotations nettes aux dépréciations sur immobilisations corporelles et incorporelles porté en résultat s'élève à 30 millions d'euros au cours de l'exercice 2019, contre 2 millions d'euros au cours de l'exercice 2018.

Immobilisations incorporelles

Les autres immobilisations incorporelles comprennent les droits au bail, les fonds de commerce ainsi que les marques acquises par le Groupe.

5.o ÉCARTS D'ACQUISITION

En millions d'euros	Exercice 2019	Exercice 2018
VALEUR NETTE COMPTABLE EN DÉBUT DE PÉRIODE	8 487	9 571
Acquisitions	55	99
Cessions		
Dépréciations comptabilisées pendant la période	(820)	(30)
Perte de contrôle First Hawaiian Inc (note 8.c)		(1 315)
Effets des variations de parités monétaires	97	159
Autres mouvements	(2)	3
VALEUR NETTE COMPTABLE EN FIN DE PÉRIODE	7 817	8 487
Valeur brute comptable	11 608	11 462
Cumul des dépréciations enregistrées en fin de période	(3 791)	(2 975)

ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS AU 31 DÉCEMBRE 2019

Notes annexes aux états financiers

4

Les écarts d'acquisition se répartissent par ensemble homogène de métiers de la manière suivante :

En millions d'euros	Valeur nette comptable		Dépréciation comptabilisée au cours de l'exercice 2019		Acquisitions au cours de l'exercice 2019	
	31 décembre 2019	31 décembre 2018	Exercice 2019	Exercice 2018	Exercice 2019	Exercice 2018
Retail Banking & Services	6 602	7 348	(820)	(30)	(2)	69
Domestic Markets	1 440	1 428	-	-	-	17
Arval	515	503				
Leasing Solutions	151	151				17
New Digital Businesses	159	159				
Personal Investors	609	609				
Autres	6	6				
International Financial Services	5 162	5 920	(820)	(30)	(2)	52
Asset Management	187	185				15
Assurance	353	352				
BancWest	2 571	3 006	(500)			
Personal Finance	1 293	1 303				
Personal Finance - partenariat testé spécifiquement		318	(318)	(30)		
Real Estate	407	404	(2)			(2)
Wealth Management	314	313			(2)	39
Autres	37	37				
Corporate & Institutional Banking	1 212	1 136	-	-	57	30
Corporate Banking	277	276				
Global Markets	481	418			57	-
Securities Services	454	442				30
Autres Activités	3	3	-	-	-	-
TOTAL DES ÉCARTS D'ACQUISITION	7 817	8 487	(820)	(30)	55	99
Écart d'acquisition négatif			2	83		-
VARIATION DES ÉCARTS D'ACQUISITION PORTÉE EN RÉSULTAT			(818)	53	-	-

Les ensembles homogènes de métiers auxquels sont alloués les écarts d'acquisition sont les suivants :

Arval : Spécialiste de la location longue durée de véhicules et de la mobilité, Arval offre aux entreprises (allant des grandes multinationales aux petites et moyennes entreprises), à leurs collaborateurs et aux particuliers des solutions sur mesure pour optimiser leur mobilité.

Leasing Solutions : BNP Paribas Leasing Solutions propose aux entreprises et aux professionnels, via plusieurs canaux - partenariats, prescriptions, ventes directes et réseaux bancaires - une gamme de solutions locatives allant du financement d'équipements à l'externalisation de parcs.

Nouveaux métiers digitaux : ils intègrent plus particulièrement le service de tenue de compte ouvert à tous, sans conditions de revenus, de dépôts ou de patrimoine, et sans possibilité de découvert ni de crédit : Nickel. Ce service qui fonctionne en temps réel avec les technologies les plus modernes, est disponible auprès de plus de 5 500 points de vente.

Personal Investors : BNP Paribas Personal Investors est un spécialiste digital des services bancaires et d'investissement. Présent en Allemagne, Inde, Autriche et Espagne, il propose à ses clients particuliers un large éventail de services bancaires, d'épargne et d'investissement à court et à long terme via internet, et aussi via téléphone ou face-à-face. En complément de ses activités à destination des particuliers, Personal Investors propose ses services et sa plateforme informatique à une clientèle de conseillers financiers indépendants, de gestionnaires d'actifs et de fintechs.

Asset Management : BNP Paribas Asset Management est le métier spécialisé en gestion d'actifs du Groupe BNP Paribas. Il offre des solutions d'investissement pour les épargnants individuels (par le biais de distributeurs internes - banque privée et banque de détail de BNP Paribas - et distributeurs externes), les entreprises et les investisseurs institutionnels (compagnies d'assurance, caisses de retraite, institutions officielles, consultants). Il vise à leur apporter une valeur ajoutée en

puisant dans un large éventail d'expertises à travers ses gestions actives actions et obligations, son activité de gestion de dette privée et actifs réels et de son pôle multi actifs, quantitatif et solutions.

Assurance : BNP Paribas Cardif, acteur mondial en assurance de personnes, conçoit, développe et commercialise des produits et des services en épargne et protection pour assurer les personnes, leurs projets et leurs biens.

BNP Paribas Cardif propose également des offres en matière d'assurance dommages, d'assurance santé, de protection du budget, des revenus et des moyens de paiement, de protection contre les aléas de la vie (chômage, accident, décès, vol ou casse) ou encore de protection des données numériques privées pour répondre à l'évolution des besoins des consommateurs.

En 2019, BNP Paribas Cardif a procédé à une cession partielle de sa participation dans l'assureur vie indien SBI Life. À l'issue de cette cession partielle, le Groupe conserve une participation de 5,2 %.

BancWest : L'activité de banque de détail aux États-Unis s'exerce désormais au travers de Bank of the West, qui propose une très large gamme de produits et services de banque de détail à une clientèle de particuliers, de professionnels et d'entreprises au travers d'agences et de bureaux dans 24 États, essentiellement de l'Ouest et du Midwest américains. Elle détient également des positions fortes dans certaines activités de financements spécialisés (financements de bateaux, de véhicules de loisir, prêts à l'agriculture), qu'elle exerce sur l'ensemble du territoire des États-Unis et développe son activité notamment sur le segment des entreprises, du wealth management et des petites et moyennes entreprises.

Personal Finance : BNP Paribas Personal Finance est le spécialiste des financements aux particuliers à travers ses activités de crédit à la consommation. Au travers de ses marques et partenariats comme Cetelem, Cofinoga, Findomestic, AlphaCredit, Opel Vauxhall ou SevenDay Finans AB, Personal Finance commercialise une gamme complète de crédits aux particuliers, disponibles en magasins, en concessions automobiles ou via ses centres de relations clients et sites internet et applications mobiles. Le métier, dans certains pays en dehors des marchés domestiques, est intégré au sein de la banque de détail du Groupe BNP Paribas.

Real Estate : BNP Paribas Real Estate propose une large gamme de services qui répond à toutes les étapes du cycle de vie d'un bien immobilier, depuis la conception d'un projet de construction jusqu'à sa gestion quotidienne, et aux besoins de ses clients qui sont aussi bien des investisseurs institutionnels, que des entreprises utilisatrices, des entités publiques et des particuliers.

Wealth Management : Wealth Management regroupe les activités de banque privée au sein de BNP Paribas. Wealth Management a pour mission de répondre aux attentes d'une clientèle individuelle aisée, des familles actionnaires ou d'entrepreneurs, souhaitant un accompagnement et une prise en charge de l'ensemble de leurs besoins patrimoniaux et financiers.

En 2018, BNP Paribas Wealth Management a fait l'acquisition des activités de banque privée de ABN Amro au Luxembourg.

Corporate Banking : Corporate Banking regroupe l'offre de solutions de financement aux entreprises, l'ensemble des produits de transaction banking, les opérations de conseil en fusions-acquisitions de Corporate Finance et des activités primaires sur les marchés actions.

Global Markets : Global Markets propose aux entreprises et aux clients institutionnels – ainsi qu'aux réseaux de banque de détail et de banque privée – des services en matière d'investissement, de couverture, de

financements et de recherche dans les différentes catégories d'actifs. Le modèle économique durable de Global Markets permet aux clients d'avoir accès aux marchés de capitaux dans la zone EMEA (Europe, Moyen-Orient et Afrique), en Asie-Pacifique et dans la zone Amériques, en proposant des solutions innovantes et des plateformes digitales. Global Markets rassemble les activités Fixed Income, Currencies & Commodities et Equity & Prime Services.

Securities Services : BNP Paribas Securities Services est l'un des principaux acteurs mondiaux du métier Titres et propose des solutions intégrées à tous les acteurs du cycle d'investissement, sell-side, buy-side et émetteurs.

Les tests de valorisation des écarts d'acquisition reposent sur trois méthodes de valorisation distinctes, l'une fondée sur l'observation de transactions sur des entités aux activités comparables, la deuxième consistant à rechercher les paramètres de marché induits des cotations d'entités aux activités comparables, enfin la troisième résultant de la rentabilité future escomptée (discounted cash flow method – DCF).

Lorsque l'une des deux méthodes fondée sur des comparables suggère la nécessité d'une dépréciation, la méthode DCF est utilisée pour valider le bien fondé et le cas échéant en déterminer le montant.

La méthode DCF repose sur un certain nombre d'hypothèses relatives aux projections de flux de revenus, de dépenses et de coût du risque (flux de trésorerie) fondées sur des plans à moyen terme sur une période de 5 ans. Les flux de trésorerie sont projetés au-delà de 5 ans sur la base d'un taux de croissance à l'infini et peuvent être normalisés lorsque l'environnement court terme ne reflète pas les conditions normales du cycle économique.

Les paramètres majeurs sensibles aux hypothèses sont le coût du capital, le coefficient d'exploitation, le coût du risque et le taux de croissance à l'infini.

Le coût du capital est déterminé sur la base d'un taux sans risque, d'une prime de risque de marché observée, pondérée par un facteur de risque déterminé par rapport à des comparables propres à chaque ensemble homogène de métiers. Les valeurs retenues pour ces paramètres sont déterminées en utilisant des sources d'information externes.

Le niveau de fonds propres alloués est déterminé pour chaque ensemble homogène de métiers en fonction des exigences de « Common Equity Tier One » requises par la réglementation de l'entité juridique à laquelle l'ensemble homogène est rattaché, avec un minimum de 7 %.

Le taux de croissance à l'infini utilisé est de 2 % pour les ensembles homogènes de métiers exerçant dans un environnement économique mature en Europe et de 3 % pour BancWest plus spécifique à la zone californienne. Pour ceux implantés dans des pays pour lesquels le taux d'inflation est très élevé, un add-on, issu de sources externes, est pris en compte.

Le tableau ci-après représente la sensibilité de la valorisation des unités génératrices de trésorerie à une variation normée de la valeur des paramètres utilisés dans la méthode DCF : le coût du capital, le coefficient d'exploitation en valeur terminale, le coût du risque en valeur terminale et le taux de croissance à l'infini.

En 2019, la revue à la baisse des perspectives financières du partenariat de Personal Finance testé spécifiquement a conduit à déprécier la totalité de l'écart d'acquisition (318 millions d'euros).

L'évolution du contexte économique et notamment des taux d'intérêt aux États-Unis a conduit à déprécier partiellement l'écart d'acquisition de BancWest à hauteur de 500 millions d'euros.

ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS AU 31 DÉCEMBRE 2019

Notes annexes aux états financiers

4

➤ **SENSIBILITÉ DE LA VALORISATION DES PRINCIPAUX ÉCARTS D'ACQUISITION À UNE VARIATION DE 10 POINTS DE BASE DU COÛT DU CAPITAL, DE 1 % DU COEFFICIENT D'EXPLOITATION EN VALEUR TERMINALE, DE 5 % DU COÛT DU RISQUE EN VALEUR TERMINALE ET DE 50 POINTS DE BASE DU TAUX DE CROISSANCE À L'INFINI**

En millions d'euros	BancWest	Personal Finance
Coût du capital	9,3 %	10,0 %
Variation défavorable de + 10 points de base	(108)	(207)
Variation favorable de - 10 points de base	112	212
Coefficient d'exploitation	62,3 %	45,3 %
Variation défavorable de + 1 %	(199)	(431)
Variation favorable de - 1 %	199	431
Coût du risque	(127)	(1 999)
Variation défavorable de + 5 %	(48)	(251)
Variation favorable de - 5 %	48	251
Taux de croissance à l'infini	3,0 %	2,1 %
Variation défavorable de + 50 points de base	(200)	(445)
Variation favorable de - 50 points de base	234	507

Concernant l'ensemble homogène Personal Finance mentionné ci-dessus, il n'y aurait pas lieu de déprécier même en retenant, pour le test de dépréciation, les quatre variations les plus défavorables du tableau.

5.p PROVISIONS POUR RISQUES ET CHARGES

➤ PROVISIONS POUR RISQUES ET CHARGES PAR NATURE

En millions d'euros, au	31 décembre 2019	Dotations nettes aux provisions	Utilisation des provisions	Révaluations comptabilisées directement en capitaux propres	Variation des parités monétaires et divers ⁽¹⁾	31 décembre 2019
Provisions sur engagements sociaux	6 039	1 350	(992)	199	40	6 636
dont avantages postérieurs à l'emploi (note 7.b)	3 998	250	(331)	189	35	4 141
dont aide médicale postérieure à l'emploi (note 7.b)	131	6	(4)	10	3	146
dont provisions au titre des autres avantages à long terme (note 7.c)	1 120	344	(277)		1	1 188
dont provisions au titre des plans de départ volontaire, pré-retraite, et plans d'adaptation des effectifs (note 7.d)	380	294	(155)		(6)	513
dont provisions sur paiements à base d'actions (note 7.e)	410	456	(225)		7	648
Provisions au titre des comptes et plans d'épargne-logement	136	(12)				124
Provisions au titre des engagements de crédit (note 3.h)	1 192	95	(32)		(21)	1 234
Provisions pour litiges	1 348	173	(75)		(848)	598
Autres provisions pour risques et charges	905	187	(201)		3	894
TOTAL DES PROVISIONS POUR RISQUES ET CHARGES	9 620	1 793	(1 300)	199	(826)	9 486

(1) Les variations de la période incluent les effets de la 1^{re} application de la norme IFRIC 23 (cf. note 5.k).

4

ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS AU 31 DÉCEMBRE 2019

Notes annexes aux états financiers

► PROVISIONS ET ASSIMILÉES AU TITRE DES COMPTES ET PLANS D'ÉPARGNE-LOGEMENT

En millions d'euros, au	31 décembre 2019	31 décembre 2018
Encours collectés au titre des comptes et plans d'épargne-logement	18 149	18 102
dont au titre des plans d'épargne-logement	18 026	15 956
ayant une ancienneté supérieure à 10 ans	5 231	3 824
ayant une ancienneté comprise entre 4 ans et 10 ans	8 777	8 471
ayant une ancienneté inférieure à 4 ans	2 018	3 661
Crédits en vie octroyés au titre des comptes et plans d'épargne-logement	35	52
dont au titre des plans d'épargne-logement	6	9
Provisions et assimilées constituées au titre des comptes et plans d'épargne-logement	125	137
provisions constituées au titre des plans d'épargne-logement	123	133
provisions constituées au titre des comptes d'épargne-logement	1	3
décote constituée au titre des comptes et plans d'épargne-logement	1	1

4

5.q COMPENSATION DES ACTIFS ET PASSIFS FINANCIERS

Les tableaux ci-dessous présentent les montants des actifs financiers et passifs financiers avant et après compensation. Ces informations, requises par la norme IFRS 7, ont pour but de permettre la comparabilité avec le traitement applicable selon les principes comptables généralement admis aux États-Unis (US GAAP), moins restrictifs que la norme IAS 32 en matière de compensation.

Les « montants compensés au bilan » ont été établis selon les critères de la norme IAS 32. Ainsi, un actif financier et un passif financier sont compensés et un solde net est présenté au bilan si et seulement si le Groupe a un droit juridiquement exécutoire de compenser les montants comptabilisés, et s'il a l'intention, soit de régler le montant net, soit de réaliser l'actif et de régler le passif simultanément. L'essentiel des montants compensés provient des opérations de pensions livrées et de dérivés traitées avec des chambres de compensation.

Les « impacts des conventions-cadre de compensation et accords similaires » correspondent aux encours d'opérations au sein de contrats exécutoires mais qui ne satisfont pas les critères de compensation établis par la norme IAS 32. C'est le cas notamment des opérations pour lesquelles le droit à compenser ne peut être exercé qu'en cas de défaillance, d'insolvabilité ou de faillite de l'une ou l'autre des parties au contrat.

Les « instruments financiers donnés ou reçus en garantie » regroupent les dépôts de garantie et les collatéraux échangés sous forme de titres à leur valeur de marché. L'exercice de ces garanties est conditionné à l'insolvabilité, à la défaillance ou à la faillite de l'une des parties au contrat.

Pour les opérations avec conventions-cadre, les dépôts de garantie reçus ou donnés en contrepartie des valeurs de marché positives ou négatives des instruments financiers sont comptabilisés au bilan dans les comptes de régularisation et actifs ou passifs divers.

ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS AU 31 DÉCEMBRE 2019

Notes annexes aux états financiers

4

En millions d'euros, au 31 décembre 2019	Montants bruts des actifs financiers	Montants compensés au bilan	Montants nets présentés dans le bilan	Impacts des conventions- cadre de compensation et accords similaires	Instruments financiers reçus en garantie	Montants nets
Actif						
Instruments financiers en valeur de marché par résultat						
Portefeuille de titres	131 935		131 935			131 935
Prêts et opérations de pension	352 599	(155 672)	196 927	(45 772)	(143 292)	7 863
Instruments financiers dérivés (incluant les dérivés de couverture)	543 166	(283 427)	259 739	(179 483)	(34 902)	45 354
Actifs financiers au coût amorti	935 923		935 923	(536)	(1 679)	933 708
Dont opérations de pension	2 307		2 307	(536)	(1 679)	92
Comptes de régularisation et actifs divers	113 535		113 535		(38 342)	75 193
Dont dépôts de garantie donnés	75 478		75 478		(38 342)	37 136
Autres actifs non soumis à compensation	526 654		526 654			526 654
TOTAL ACTIF	2 603 812	(439 099)	2 164 713	(225 791)	(218 215)	1 720 707

En millions d'euros, au 31 décembre 2019	Montants bruts des passifs financiers	Montants compensés au bilan	Montants nets présentés dans le bilan	Impacts des conventions- cadre de compensation et accords similaires	Instruments financiers donnés en garantie	Montants nets
Dettes						
Instruments financiers en valeur de marché par résultat						
Portefeuille de titres de transaction	65 490		65 490			65 490
Dépôt et opération de pension	370 765	(155 672)	215 093	(44 684)	(163 430)	6 979
Dettes représentées par un titre	63 758		63 758			63 758
Instruments financiers dérivés (incluant les dérivés de couverture)	535 428	(283 427)	252 001	(179 483)	(39 920)	32 598
Passifs financiers au coût amorti	919 234		919 234	(1 624)	(5 942)	911 668
Dont opérations de pension	7 821		7 821	(1 624)	(5 942)	255
Comptes de régularisation et passifs divers	102 749		102 749		(30 939)	71 810
Dont dépôts de garantie reçus	58 751		58 751		(30 939)	27 812
Autres dettes non soumises à compensation	434 543		434 543			434 543
TOTAL DETTES	2 491 967	(439 099)	2 052 868	(225 791)	(240 231)	1 586 846

4

ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS AU 31 DÉCEMBRE 2019

Notes annexes aux états financiers

En millions d'euros, au 31 décembre 2019	Montants bruts des actifs financiers	Montants compensés au bilan	Montants nets présentés dans le bilan	Impacts des conventions- cadre de compensation et accords similaires	Instruments financiers reçus en garantie	Montants nets
Actif						
Instruments financiers en valeur de marché par résultat						
Portefeuille de titres	121 954		121 954			121 954
Prêts et opérations de pension	283 879	(100 163)	183 716	(37 657)	(135 421)	10 638
Instruments financiers dérivés (incluant les dérivés de couverture)	480 745	(238 040)	242 705	(177 352)	(28 676)	36 677
Actifs financiers au coût amorti	860 567	(67)	860 500	(365)	(1 312)	858 823
<i>Dont opérations de pension</i>	<i>1 781</i>		<i>1 781</i>	<i>(365)</i>	<i>(1 312)</i>	<i>104</i>
Comptes de régularisation et actifs divers	103 346		103 346		(30 813)	72 533
<i>Dont dépôts de garantie donnés</i>	<i>64 988</i>		<i>64 988</i>		<i>(30 813)</i>	<i>34 175</i>
Autres actifs non soumis à compensation	528 615		528 615			528 615
TOTAL ACTIF	2 379 106	(338 270)	2 040 836	(215 374)	(196 222)	1 629 240

En millions d'euros, au 31 décembre 2019	Montants bruts des passifs financiers	Montants compensés au bilan	Montants nets présentés dans le bilan	Impacts des conventions- cadre de compensation et accords similaires	Instruments financiers donnés en garantie	Montants nets
Dettes						
Instruments financiers en valeur de marché par résultat						
Portefeuille de titres de transaction	75 189		75 189			75 189
Dépôts et opérations de pension	304 202	(100 163)	204 039	(36 754)	(153 961)	13 324
Dettes représentées par un titre	54 908		54 908			54 908
Instruments financiers dérivés (incluant les dérivés de couverture)	475 521	(238 040)	237 481	(177 352)	(31 226)	28 903
Passifs financiers au coût amorti	875 530	(67)	875 463	(1 268)	(5 311)	868 884
<i>Dont opérations de pension</i>	<i>7 038</i>		<i>7 038</i>	<i>(1 268)</i>	<i>(5 311)</i>	<i>459</i>
Comptes de régularisation et passifs divers	89 562		89 562		(24 764)	64 798
<i>Dont dépôts de garantie reçus</i>	<i>48 308</i>		<i>48 308</i>		<i>(24 764)</i>	<i>23 544</i>
Autres dettes non soumises à compensation	398 468		398 468			398 468
TOTAL DETTES	2 273 380	(338 270)	1 935 110	(215 374)	(215 262)	1 504 474

ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS AU 31 DÉCEMBRE 2019

Notes annexes aux états financiers

4

5.r TRANSFERTS D'ACTIFS FINANCIERS

Les actifs financiers que le Groupe a transférés mais qui ne sont pas décomptabilisés sont essentiellement constitués de titres cédés temporairement dans le cadre d'une mise en pension ou d'un prêt, ainsi que de créances ayant fait l'objet d'opérations de titrisation. Les passifs associés aux titres mis en pension sont les dettes comptabilisées sous le libellé « Opérations de pension ». Les passifs associés aux créances titrisées sont constitués des parts de titrisation souscrites par des tiers.

► PRÊTS DE TITRES, OPÉRATIONS DE PENSIONS ET AUTRES OPÉRATIONS :

En millions d'euros, au	31 décembre 2019		31 décembre 2018	
	Valeur comptable des actifs transférés	Valeur comptable des passifs associés	Valeur comptable des actifs transférés	Valeur comptable des passifs associés
Prêts de titres				
Instruments financiers en valeur de marché par résultat	13 358	-	6 838	-
Actifs financiers au coût amorti	1 408	-	801	-
Actifs financiers en valeur de marché par capitaux propres	320	-	25	-
Opérations de pensions				
Instruments financiers en valeur de marché par résultat	33 203	33 148	34 871	34 899
Actifs financiers au coût amorti	3 684	3 621	627	624
Actifs financiers en valeur de marché par capitaux propres	988	984	1 766	1 766
Placements des activités d'assurance	5 844	5 921	5 979	5 855
TOTAL	58 785	43 674	50 907	42 944

► OPÉRATIONS DE TITRISATION AYANT FAIT L'OBJET D'UN REFINANCEMENT PARTIEL AUPRÈS D'INVESTISSEURS EXTERNES, DONT LE RECOURS EST LIMITÉ AUX ACTIFS TRANSFÉRÉS :

En millions d'euros, au 31 décembre 2019	Valeur comptable des actifs transférés	Valeur comptable des passifs associés	Valeur de marché des actifs transférés	Valeur de marché des passifs associés	Position nette
Titrisation					
Instruments financiers en valeur de marché par résultat	28	28	28	28	-
Actifs financiers au coût amorti	19 674	17 431	19 035	17 471	1 564
Actifs financiers en valeur de marché par capitaux propres	18	18	17	17	-
TOTAL	19 720	17 477	19 080	17 516	1 564

En millions d'euros, au 31 décembre 2018	Valeur comptable des actifs transférés	Valeur comptable des passifs associés	Valeur de marché des actifs transférés	Valeur de marché des passifs associés	Position nette
Titrisation					
Instruments financiers en valeur de marché par résultat	163	163	163	163	-
Actifs financiers au coût amorti	14 050	12 913	14 227	12 916	1 311
Actifs financiers en valeur de marché par capitaux propres	21	21	21	21	-
TOTAL	14 234	13 097	14 411	13 100	1 311

La banque n'a réalisé aucune opération significative de transfert conduisant à la décomptabilisation partielle ou intégrale d'actifs financiers et à la conservation d'une implication continue dans ces actifs.

4

ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS AU 31 DÉCEMBRE 2019

Notes annexes aux états financiers

Note 6 ENGAGEMENTS DONNÉS OU REÇUS

6.a ENGAGEMENTS DE FINANCEMENT DONNÉS OU REÇUS

Valeur contractuelle des engagements de financement donnés ou reçus par le Groupe :

En millions d'euros, au	31 décembre 2019	31 décembre 2018
Engagements de financement donnés		
aux établissements de crédit	4 999	3 201
à la clientèle	324 077	301 447
Ouverture de crédits confirmés	255 975	231 109
Autres engagements en faveur de la clientèle	68 102	70 338
TOTAL DES ENGAGEMENTS DE FINANCEMENT DONNÉS	329 076	304 648
dont strate 1	317 180	292 425
dont strate 2	9 862	10 511
dont strate 3	1 094	644
dont activités d'assurance	940	1 068
Engagements de financement reçus		
des établissements de crédit	70 725	72 484
de la clientèle	2 633	11 244
TOTAL DES ENGAGEMENTS DE FINANCEMENT REÇUS	73 358	83 728

6.b ENGAGEMENTS DE GARANTIE DONNÉS PAR SIGNATURE

En millions d'euros, au	31 décembre 2019	31 décembre 2018
Engagements de garantie donnés		
d'ordre des établissements de crédit	32 325	33 487
d'ordre de la clientèle	118 408	113 129
Cautions immobilières	2 767	1 968
Cautions administratives et fiscales et autres cautions	61 003	54 019
Autres garanties d'ordre de la clientèle	54 638	57 142
TOTAL DES ENGAGEMENTS DE GARANTIE DONNÉS	150 733	146 616
dont strate 1	142 780	138 615
dont strate 2	6 518	6 713
dont strate 3	1 432	1 285
dont activités d'assurance	3	3

6.c ENGAGEMENTS SUR TITRES

En lien avec la comptabilisation des opérations sur titres en date de règlement, les engagements représentant les titres à livrer ou à recevoir sont les suivants :

En millions d'euros, au	31 décembre 2019	31 décembre 2018
Titres à livrer	8 511	14 134
Titres à recevoir	10 792	12 809

6.d AUTRES ENGAGEMENTS DE GARANTIE**► INSTRUMENTS FINANCIERS DONNÉS EN GARANTIE**

En millions d'euros, au	31 décembre 2019	31 décembre 2018
Instruments financiers (titres négociables et créances privées) déposés auprès des banques centrales et mobilisables à tout instant en garantie d'opérations éventuelles de refinancement après décote	102 466	104 804
Mobilisés en garantie auprès des banques centrales	32 659	35 216
Disponibles pour des opérations de refinancement	69 807	69 588
Titres donnés en pension	388 683	314 705
Actifs financiers donnés en garantie d'opérations auprès d'établissements de crédit, de la clientèle financière, ou des souscripteurs d'obligations collatéralisées émises par le Groupe ⁽¹⁾	152 489	124 148

(1) Incluent notamment des financements de la Société de Financement de l'Économie Française et de la Caisse de Refinancement de l'Habitat.

La valeur de marché de la part des instruments financiers donnés par le Groupe en garantie ou en pension et que le bénéficiaire est autorisé à vendre ou à redonner en garantie s'élève à 486 464 millions d'euros au 31 décembre 2019 (contre 396 876 millions d'euros au 31 décembre 2018).

► INSTRUMENTS FINANCIERS REÇUS EN GARANTIE

En millions d'euros, au	31 décembre 2019	31 décembre 2018
Instruments financiers reçus en garantie (hors pensions)	181 696	162 184
dont instruments que le Groupe est habilité à vendre ou à redonner en garantie	99 061	82 543
Titres reçus en pension	376 752	287 047

La valeur de marché des instruments financiers reçus en garantie ou en pension que le Groupe a effectivement vendus ou redonnés en garantie s'élève à 307 285 millions d'euros au 31 décembre 2019 (contre 268 973 millions d'euros au 31 décembre 2018).

Note 7 RÉMUNÉRATIONS ET AVANTAGES CONSENTIS AU PERSONNEL

7.a FRAIS DE PERSONNEL

En millions d'euros	Exercice 2019	Exercice 2018
Salaires et traitements fixes et variables, intéressement et participation	12 992	12 403
Charges au titre des avantages sociaux	4 021	3 685
Impôts, taxes et versements assimilés sur les rémunérations	540	549
TOTAL DES FRAIS DE PERSONNEL	17 553	16 637

7.b AVANTAGES POSTÉRIEURS À L'EMPLOI

La norme IAS 19 distingue deux catégories de dispositifs, chacun traité différemment selon le risque supporté par l'entreprise. Lorsque l'engagement de l'entreprise consiste à verser un montant défini (exprimé en pourcentage du salaire annuel du bénéficiaire par exemple) à un organisme externe, qui assure le paiement des prestations en fonction des avoirs disponibles pour chaque participant au régime, il est qualifié de régime à cotisations définies. En revanche, lorsque l'engagement consiste pour l'entreprise à gérer les actifs financiers financés par la collecte de cotisations auprès des employés et à assumer elle-même la charge des prestations – ou à en garantir le montant final soumis à des aléas futurs – il est qualifié de régime à prestations définies. Il en est de même si l'entreprise confie sous mandat la gestion de la collecte des cotisations et du paiement des prestations à un organisme externe, mais conserve le risque lié à la gestion des actifs et/ou à l'évolution future des prestations.

Principaux régimes de retraite à cotisations définies du Groupe

Le Groupe BNP Paribas a mis en œuvre depuis plusieurs années une politique volontariste de transformation des régimes à prestations définies en régimes à cotisations définies.

Ainsi, en France, le Groupe BNP Paribas cotise à différents organismes nationaux et interprofessionnels de retraite de base et complémentaires. BNP Paribas SA et certaines filiales ont mis en place, par accord d'entreprise, une retraite par capitalisation. À ce titre, les salariés bénéficieront au moment de leur départ en retraite d'une rente venant s'ajouter aux pensions servies par les régimes nationaux.

Par ailleurs, à l'étranger, les plans à prestations définies ayant été fermés dans la plupart des pays aux nouveaux collaborateurs, ceux-ci se voient offrir le bénéfice de plans de pension à cotisations définies.

Les montants versés au titre des régimes postérieurs à l'emploi à cotisations définies s'établissent à 676 millions d'euros pour l'exercice 2019 contre 612 millions d'euros pour l'exercice 2018.

La ventilation par principaux contributeurs est la suivante :

Montant des cotisations en millions d'euros	Exercice 2019	Exercice 2018
France	343	334
Italie	67	63
Royaume-Uni	54	50
États-Unis	50	40
Allemagne	5	4
Turquie	32	30
Autres	125	91
TOTAL	676	612

En Italie, le régime mis en place par BNL est financé par des cotisations employeurs (4,2 % des salaires) et des cotisations employés (2 % du salaire). Les employés peuvent également effectuer des versements volontaires additionnels.

Au Royaume-Uni, pour la plupart des salariés, l'employeur verse des cotisations à hauteur de 12 % du salaire, les salariés pouvant effectuer des versements complémentaires volontaires.

Aux États-Unis, la banque abonde à hauteur des cotisations payées volontairement par les salariés, sous certaines limites.

Principaux régimes de retraite à prestations définies du Groupe, dont indemnités de départ ou de fin de carrière

Régimes de retraite à prestations définies

En Belgique, BNP Paribas Fortis finance un plan à prestations définies pour ses employés et cadres entrés en service avant la date d'harmonisation des régimes de pension de la banque au 1^{er} janvier 2002, fondé sur le dernier salaire et le nombre d'années de service. Les engagements actuariels relatifs à ce régime sont partiellement préfinancés à hauteur de 93 % à fin 2019, comparé à 92 % en 2018, auprès de la compagnie d'assurance AG Insurance, dans laquelle le Groupe BNP Paribas possède une participation de 25 %.

Les cadres supérieurs de BNP Paribas Fortis bénéficient d'un régime de retraite complémentaire offrant un capital en fonction des années de service et du salaire final. Ce régime est préfinancé à hauteur de 100 % à fin 2019 (contre 96 % à fin 2018) auprès de compagnies d'assurance.

Depuis le 1^{er} janvier 2015, les cadres dirigeants bénéficient d'un plan à cotisations définies. Les autres collaborateurs bénéficient également de régimes à cotisations définies. Compte tenu de l'obligation légale imposée à l'employeur de garantir un rendement minimum sur les actifs financiers investis au titre des régimes de retraite d'entreprise, une provision a été constituée sur ces régimes à cotisations définies, cette garantie de rendement n'étant pas entièrement couverte par l'assureur.

En France, BNP Paribas verse un complément de pension bancaire au titre des droits acquis jusqu'au 31 décembre 1993 par les retraités et les salariés en activité à cette date. Au 31 décembre 2019, les engagements résiduels supportés par le Groupe pour ces collaborateurs sont intégralement portés au bilan.

Les régimes de retraite à prestations définies dont bénéficiaient certains cadres supérieurs du Groupe ont tous été fermés aux nouveaux entrants et transformés en régimes de type additif. Les montants qui seront attribués aux bénéficiaires résiduels, sous réserve de leur présence dans le Groupe au moment de leur départ à la retraite, ont été définitivement déterminés lors de la fermeture des régimes. Ces régimes de retraite ont été externalisés auprès de compagnies d'assurance à hauteur de 109 % au 31 décembre 2019, contre 110 % au 31 décembre 2018.

Au Royaume-Uni subsistent des plans de retraite à prestations définies (fonds de pension), fermés aux nouveaux entrants, qui reposent généralement sur l'acquisition d'une pension définie en fonction du dernier salaire et du nombre d'années de service. La gestion des régimes de pension est assurée par des organismes de gestion indépendants (Trustee). Au 31 décembre 2019, pour toutes les entités au Royaume-Uni, les engagements sont couverts par des actifs financiers à hauteur de 116 %, contre 115 % au 31 décembre 2018.

En Suisse, les engagements correspondent à des régimes complémentaires de retraite basés sur le principe de régimes à cotisations définies avec rendement garanti, offrant le versement d'une rente viagère selon des conditions prédéfinies. La gestion de ces régimes est assurée par une fondation. Au 31 décembre 2019, les engagements sont couverts à 91 % par des actifs financiers, contre 89 % au 31 décembre 2018.

Aux États-Unis, les plans de retraite à prestations définies reposent sur l'acquisition annuelle d'un capital constitutif d'une pension, exprimé en pourcentage du salaire annuel et rémunéré à un taux prédéfini. Ces plans sont fermés aux nouveaux entrants et n'offrent quasiment plus aucune acquisition de droits depuis 2012. Au 31 décembre 2019, l'engagement est couvert à 82 % par des actifs financiers, contre 83 % au 31 décembre 2018.

En Allemagne, les engagements correspondent principalement à des plans de retraite à prestations définies, fermés aux nouveaux entrants, qui reposent généralement sur l'acquisition d'une pension définie en fonction du dernier salaire et du nombre d'années de service. Ces régimes offrent le versement d'une rente viagère selon des conditions prédéfinies. Au 31 décembre 2019, les engagements sont couverts par des actifs financiers à hauteur de 55 % (contre 59 % au 31 décembre 2018).

En Turquie, le régime de retraite se substitue au système de pension national (ces engagements sont évalués selon les modalités de transfert et devraient à terme être transférés à l'État turc) et propose des garanties au-delà du minimum légal. Fin 2019, les engagements au titre de ce régime sont couverts par les actifs financiers détenus par une fondation externe au Groupe ; ces actifs financiers sont largement excédentaires par rapport aux engagements pris, mais cet excédent n'est pas reconnu comme un actif du Groupe.

Indemnités de départ ou de fin de carrière

Le personnel de différentes sociétés du Groupe bénéficie de diverses prestations telles que les indemnités de départ ou de fin de carrière, définies selon les minima légaux (Code du travail, conventions collectives) ou des accords d'entreprise spécifiques.

En France, la couverture de ces indemnités fait l'objet d'un contrat externalisé auprès d'une compagnie d'assurance. Au 31 décembre 2019, cet engagement est couvert à 100 % par des actifs financiers, taux de couverture inchangé par rapport au 31 décembre 2018.

À l'étranger, les engagements bruts au titre de ces autres avantages sont principalement concentrés en Italie. Ils correspondent à des droits acquis jusqu'au 31 décembre 2006, les régimes ayant été transformés, depuis cette date, en régime à cotisations définies.

4

ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS AU 31 DÉCEMBRE 2019

Notes annexes aux états financiers

Engagements relatifs aux régimes à prestations définies et aux indemnités de départ ou de fin de carrière

► ACTIFS ET PASSIFS COMPTABILISÉS AU BILAN

(En millions d'euros, au 31 décembre 2019)	Valeur actualisée brute des obligations pour tout ou partie financées par des actifs	Valeur actualisée des obligations non financées	Valeur actualisée des obligations	Valeur de marché des actifs de régime	Valeur de marché des actifs distincts ⁽¹⁾	Limitation d'actifs	Obligation nette	dont actif comptabilisé au bilan pour les régimes à prestations définies	dont actifs nets des régimes à prestations définies	dont valeur de marché des actifs distincts	dont obligation comptabilisée au bilan pour les régimes à prestations définies
Belgique	3 208	23	3 231	(113)	(3 001)		117	(3 001)		(3 001)	3 118
Royaume-Uni	1 737	1	1 738	(2 010)			(272)	(277)	(277)		5
France	1 189	95	1 284	(1 195)			89	(77)	(77)		166
Suisse	1 230	2	1 232	(1 120)		5	117				117
États-Unis	588	85	673	(549)			124				124
Italie		307	307				307				307
Allemagne	136	70	206	(114)			92				92
Turquie	146	29	175	(397)		250	28				28
Autres	542	50	592	(411)	(1)		180	(4)	(3)	(1)	184
TOTAL	8 776	662	9 438	(5 909)	(3 002)	255	782	(3 359)	(357)	(3 002)	4 141

(En millions d'euros, au 31 décembre 2019)	Valeur actualisée brute des obligations pour tout ou partie financées par des actifs	Valeur actualisée des obligations non financées	Valeur actualisée des obligations	Valeur de marché des actifs de régime	Valeur de marché des actifs distincts ⁽¹⁾	Limitation d'actifs	Obligation nette	dont actif comptabilisé au bilan pour les régimes à prestations définies	dont actifs nets des régimes à prestations définies	dont valeur de marché des actifs distincts	dont obligation comptabilisée au bilan pour les régimes à prestations définies
Belgique	3 049	21	3 070	(93)	(2 938)		139	(2 836)		(2 836)	2 977
Royaume-Uni	1 488	1	1 489	(1 716)			(227)	(234)	(234)		7
France	1 193	106	1 299	(1 201)			98	(61)	(61)		159
Suisse	1 090	9	1 099	(976)			123				123
États-Unis	538	77	615	(510)			105				105
Italie		357	357				357				357
Allemagne	121	60	181	(108)			73				73
Turquie	140	29	169	(366)		226	29				29
Autres	503	41	544	(381)	(1)		162	(6)	(5)	(1)	168
TOTAL	8 122	701	8 823	(5 351)	(2 839)	226	859	(3 139)	(300)	(2 839)	3 998

(1) Les actifs distincts sont principalement contenus dans le bilan des filiales et participations d'assurance du Groupe - notamment AG Insurance du titre du plan à prestations définies de BNP Paribas Fortis - en couverture des engagements d'autres entités du Groupe qui leur ont été transférés pour couvrir les avantages postérieurs à l'emploi de certaines catégories de salariés.

➤ VARIATION DE LA VALEUR ACTUALISÉE DES OBLIGATIONS

En millions d'euros	Exercice 2019	Exercice 2018
VALEUR ACTUALISÉE DES OBLIGATIONS EN DÉBUT DE PÉRIODE	8 823	9 571
Coût des services rendus au cours de l'exercice	229	236
Charge liée à l'actualisation des engagements	158	136
Coût des services passés	(1)	(17)
Effets des liquidations de régime	(11)	(32)
Pertes ou (gains) actuariels liés au changement d'hypothèses démographiques	(56)	(36)
Pertes ou (gains) actuariels liés au changement d'hypothèses financières	655	(400)
Pertes ou (gains) actuariels liés aux écarts d'expérience	9	50
Cotisations des membres des régimes	24	24
Prestations versées aux bénéficiaires directement payées par l'employeur	(140)	(110)
Prestations versées aux bénéficiaires de prestations financées	(377)	(455)
Effet des variations de change	140	(11)
Effet des variations de périmètre	(15)	(133)
VALEUR ACTUALISÉE DES OBLIGATIONS EN FIN DE PÉRIODE	9 438	8 823

➤ VARIATION DE LA VALEUR DE MARCHÉ DES ACTIFS DE RÉGIME ET DES ACTIFS DISTINCTS

En millions d'euros	Actifs de régime		Actifs distincts	
	Exercice 2019	Exercice 2018	Exercice 2019	Exercice 2018
VALEUR DE MARCHÉ DES ACTIFS EN DÉBUT DE PÉRIODE	5 351	5 574	2 839	2 931
Produit d'intérêt des actifs	145	103	34	27
Effets des liquidations de régime	(3)	(50)		
(Pertes) gains actuariels de la période	439	(56)	168	(64)
Cotisations des membres des régimes	14	14	10	10
Cotisations versées par BNP Paribas	63	142	115	141
Prestations versées aux bénéficiaires de prestations financées	(211)	(248)	(166)	(206)
Effet des variations de change	127	(67)		
Effet des variations de périmètre	(16)	(61)	2	
VALEUR DE MARCHÉ DES ACTIFS EN FIN DE PÉRIODE	5 909	5 351	3 002	2 839

➤ COMPOSANTES DE LA CHARGE RELATIVE AUX PLANS À PRESTATIONS DÉFINIES

En millions d'euros	Exercice 2019	Exercice 2018
Coût des services	220	237
Coût des services rendus au cours de l'exercice	229	236
Coût des services passés	(1)	(17)
Effets des liquidations de régime	(8)	18
Charge financière nette	14	19
Charge liée à l'actualisation des engagements	158	136
Charge d'intérêt liée à l'actualisation des limitations d'actifs	35	13
Produit d'intérêt des actifs de régime	(145)	(103)
Produit d'intérêt des actifs distincts	(34)	(27)
TOTAL PORTÉ DANS LES « FRAIS DE PERSONNEL »	234	256

4

ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS AU 31 DÉCEMBRE 2019

Notes annexes aux états financiers

➤ AUTRES ÉLÉMENTS COMPTABILISÉS DIRECTEMENT EN CAPITAUX PROPRES

En millions d'euros	Exercice 2019	Exercice 2018
Autres éléments comptabilisés directement en capitaux propres	(6)	147
(Pertes)/Gains actuariels sur les actifs de régime et actifs distincts	607	(120)
(Pertes)/Gains actuariels d'hypothèses démographiques sur la valeur actualisée des obligations	56	36
(Pertes)/Gains actuariels d'hypothèses financières sur la valeur actualisée des obligations	(655)	400
(Pertes)/Gains actuariels dits d'expérience sur la valeur actualisée des obligations	(9)	(50)
Variation de l'effet de plafonnement des actifs	(5)	(119)

➤ PRINCIPALES HYPOTHÈSES ACTUARIELLES UTILISÉES POUR LE CALCUL DES ENGAGEMENTS

Pour les zones monétaires Euro, Royaume-Uni et États-Unis, le Groupe actualise ses engagements sur la base des obligations privées de haute qualité, dont la maturité correspond à la durée des engagements évalués.

Les intervalles de taux retenus sont les suivants :

En pourcentage	31 décembre 2019		31 décembre 2018	
	Taux d'actualisation	Taux d'augmentation future des salaires ⁽¹⁾	Taux d'actualisation	Taux d'augmentation future des salaires ⁽¹⁾
Belgique	0,10 %/1,10 %	2,70 %/3,20 %	0,80 %/1,80 %	2,90 %/3,40 %
Royaume-Uni	1,30 %/2,10 %	2,00 %/3,10 %	1,80 %/3,00 %	2,00 %/3,55 %
France	0,10 %/1,10 %	1,60 %/2,95 %	0,40 %/1,80 %	2,05 %/3,30 %
Suisse	0,00 %/0,20 %	1,00 %/2,50 %	0,00 %/0,90 %	1,40 %/1,50 %
États-Unis	2,35 %/3,40 %	4,00 %	3,50 %/4,45 %	4,00 %
Italie	0,20 %/0,80 %	1,60 %/2,40 %	0,80 %/1,80 %	1,80 %/3,10 %
Allemagne	0,50 %/1,10 %	2,00 %/2,50 %	1,40 %/1,90 %	2,00 %/3,00 %
Turquie	12,51 %	7,59 %	16,70 %	12,20 %

(1) Y compris dérive des prix (inflation).

Les taux moyens pondérés observés sont les suivants :

- sur la zone euro : 0,54 % au 31 décembre 2019 contre 1,30 % au 31 décembre 2018 ;
- au Royaume-Uni : 2,00 % au 31 décembre 2019 contre 2,81 % au 31 décembre 2018 ;
- en Suisse : 0,15 % au 31 décembre 2019 contre 0,89 % au 31 décembre 2018.

L'effet d'une évolution des taux d'actualisation de 100 pb sur la valeur actualisée des obligations relatives aux avantages postérieurs à l'emploi est le suivant :

Évolution de la valeur actualisée des obligations En millions d'euros	31 décembre 2019		31 décembre 2018	
	Taux d'actualisation - 100 pb	Taux d'actualisation + 100 pb	Taux d'actualisation - 100 pb	Taux d'actualisation + 100 pb
Belgique	324	(282)	306	(250)
Royaume-Uni	436	(319)	325	(243)
France	155	(128)	144	(121)
Suisse	197	(167)	187	(145)
États-Unis	84	(69)	69	(57)
Italie	22	(20)	26	(25)
Allemagne	47	(36)	37	(28)
Turquie	12	(10)	15	(12)

ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS AU 31 DÉCEMBRE 2019

Notes annexes aux états financiers

4

► RENDEMENT EFFECTIF DES ACTIFS DE RÉGIME ET ACTIFS DISTINCTS AU COURS DE LA PÉRIODE

En pourcentage	Exercice 2019		Exercice 2018	
	Intervalle de taux (représentatif de l'existence de plusieurs plans au sein d'un même pays)	Taux moyens pondérés	Intervalle de taux (représentatif de l'existence de plusieurs plans au sein d'un même pays)	Taux moyens pondérés
Belgique	+ 0,05 %/19,10 %	6,05 %	+ 2,00 %/4,65 %	+ 0,43 %
Royaume-Uni	3,95 %/19,00 %	15,65 %	+ 3,80 %/5,70 %	+ 3,05 %
France	3,35 %/3,45 %	3,45 %	3,55 %	3,55 %
Suisse	2,40 %/14,85 %	10,90 %	+ 2,00 %/2,80 %	+ 0,66 %
États-Unis	7,75 %/18,00 %	13,10 %	+ 4,55 %/1,50 %	+ 0,50 %
Allemagne	1,75 %/9,75 %	9,05 %	+ 6,50 %/1,80 %	+ 3,23 %
Turquie	19,25 %	19,25 %	13,10 %	13,10 %

► VENTILATION DES ACTIFS DE COUVERTURE

En pourcentage	31 décembre 2019						31 décembre 2018					
	Actions	Obligations gouvernementales	Obligations non gouvernementales	Immobilière	Comptes de dépôt	Autres	Actions	Obligations gouvernementales	Obligations non gouvernementales	Immobilière	Comptes de dépôt	Autres
Belgique	6 %	54 %	15 %	1 %	0 %	24 %	6 %	52 %	19 %	1 %	0 %	22 %
Royaume-Uni	14 %	66 %	8 %	0 %	4 %	8 %	16 %	63 %	9 %	0 %	3 %	9 %
France ⁽¹⁾	6 %	69 %	17 %	8 %	0 %	0 %	7 %	67 %	18 %	8 %	0 %	0 %
Suisse	34 %	0 %	29 %	19 %	5 %	13 %	31 %	29 %	4 %	20 %	1 %	15 %
États-Unis	26 %	44 %	17 %	0 %	9 %	4 %	26 %	44 %	14 %	0 %	11 %	5 %
Allemagne	26 %	64 %	0 %	0 %	1 %	9 %	28 %	61 %	0 %	0 %	2 %	9 %
Turquie	0 %	0 %	49 %	4 %	42 %	5 %	0 %	0 %	0 %	5 %	94 %	1 %
Autres	9 %	14 %	12 %	1 %	3 %	61 %	10 %	11 %	12 %	1 %	6 %	60 %
GROUPE	13 %	47 %	17 %	4 %	4 %	15 %	13 %	49 %	13 %	4 %	6 %	15 %

(1) En France, la ventilation des actifs de couverture correspond à la ventilation du fonds général de la compagnie d'assurance où sont externalisés les engagements.

Le Groupe a mis en place une gouvernance de gestion des actifs en représentation des engagements de retraite à prestations définies dont les principaux objectifs sont l'encadrement et le contrôle des risques en matière d'investissement.

Elle détaille notamment les principes d'investissement, en particulier la définition d'une stratégie d'investissement des actifs de couverture reposant sur des objectifs financiers et l'encadrement des risques financiers, en vue de préciser la façon dont les actifs de couverture doivent être gérés, au travers de mandats de délégation de gestion financière.

La stratégie d'investissement prévoit qu'une étude d'adossement des actifs et des passifs doit être réalisée à minima tous les trois ans pour les plans dont la valeur des actifs est supérieure à 100 millions d'euros.

Régimes d'aide médicale postérieure à l'emploi

Le Groupe offre certains régimes de couverture médicale pour les retraités, dont les principaux se situent aux États-Unis et en Belgique. Ces régimes sont majoritairement fermés aux nouveaux entrants.

La valeur actualisée des obligations au titre de l'aide médicale postérieure à l'emploi s'élève à 146 millions d'euros au 31 décembre 2019, contre 131 millions d'euros au 31 décembre 2018, soit une augmentation de 15 millions d'euros au cours de l'exercice 2019, dont une augmentation de 10 millions d'euros comptabilisés directement en capitaux propres.

7.c AUTRES AVANTAGES À LONG TERME

BNP Paribas consent à ses salariés divers avantages à long terme, principalement des primes d'ancienneté, la faculté d'épargner des jours de congés, et certaines protections en cas d'incapacité de travail. La provision nette correspondante s'élève à 448 millions d'euros au 31 décembre 2019, contre 462 millions d'euros au 31 décembre 2018.

Par ailleurs, dans le cadre de la politique de rémunération variable mise en œuvre au sein du Groupe, des plans annuels de rémunération différée sont établis au bénéfice de certains collaborateurs, dont la contribution aux performances du Groupe est significative, ou en application de dispositions réglementaires particulières. Ces plans prévoient le versement différé dans le temps de la rémunération variable et soumettent, le cas échéant, ce versement à des conditions de performance des métiers, des pôles et du Groupe.

Depuis 2013, BNP Paribas a mis en place un plan de fidélisation Groupe dont le versement en numéraire au terme d'une période d'acquisition de 3 ans évolue en fonction de la performance intrinsèque du Groupe. Ce plan de fidélisation a pour objectif d'associer différentes catégories de cadres aux objectifs de développement et de rentabilité du Groupe.

Ces personnels sont représentatifs des talents du Groupe et de la relève de son encadrement : cadres dirigeants, cadres occupant un poste clé, responsables opérationnels ou experts, cadres à potentiel, jeunes cadres identifiés en raison de leurs performances et de leurs perspectives d'évolution professionnelle, et contributeurs clés aux résultats du Groupe.

Les montants attribués dans le cadre de ce plan sont pour 80 % indexés sur la performance opérationnelle du Groupe sur 3 ans, et pour 20 % indexés sur l'atteinte d'objectifs liés à la responsabilité sociale et environnementale (RSE) du Groupe. Ces objectifs, au nombre de 9, sont en ligne avec les 4 piliers formant la base de la politique RSE du Groupe. En outre, le paiement final est soumis à une condition de présence continue dans le Groupe entre la date d'attribution et la date de paiement, sous réserve que le Résultat d'exploitation et le Résultat avant impôt du Groupe l'année précédant le paiement soient strictement positifs. Pour les collaborateurs soumis à des dispositions réglementaires particulières, ce plan de fidélisation est adapté conformément aux exigences de la directive européenne CRD4.

La provision nette correspondant aux plans de rémunération variable du Groupe et au plan de fidélisation s'élève à 651 millions d'euros au 31 décembre 2019, contre 579 millions d'euros au 31 décembre 2018.

En millions d'euros, au	31 décembre 2019	31 décembre 2018
Provisions nettes au titre des autres avantages à long terme	1 099	1 040
Actif comptabilisé au bilan au titre des autres avantages à long terme	(80)	(80)
Obligation comptabilisée au bilan au titre des autres avantages à long terme	1 188	1 120

7.d INDEMNITÉS DE FIN DE CONTRAT DE TRAVAIL

BNP Paribas a mis en place un certain nombre de plans de départs anticipés reposant sur le volontariat de salariés répondant à certains critères d'éligibilité. Les charges liées aux plans de départ volontaire et aux plans d'adaptation des effectifs font l'objet de provisions au titre des personnels en activité éligibles dès lors que le plan concerné a fait l'objet d'un accord ou d'une proposition d'accord paritaire.

En millions d'euros, au	31 décembre 2019	31 décembre 2018
Provisions au titre des plans de départ volontaire, pré-retraite, et plans d'adaptation des effectifs	513	380

7.e PAIEMENTS À BASE D'ACTIONS

BNP Paribas a mis en place, dans le cadre d'un Plan Global d'Intéressement en Actions au bénéfice de certains de ses collaborateurs, différents instruments de rémunération à base d'actions : des plans d'actions de performance et des plans d'options de souscription ou d'achat d'actions. Les dernières attributions dans le cadre de ce plan ont été effectuées en 2012.

D'autre part, des plans de rémunération à long terme payés en numéraire sont indexés sur le cours de l'action BNP Paribas. Ils sont établis en particulier au bénéfice de collaborateurs dont les activités sont susceptibles d'avoir une incidence sur le profil de risque du Groupe.

Charge représentée par les paiements à base d'actions

Charge du (produit) en millions d'euros	Exercice 2019	Exercice 2018
Plans de rémunération différée antérieurs	84	(204)
Plans de rémunération différée de l'exercice	372	195
TOTAL	456	(9)

Rémunération variable différée versée en numéraire indexé sur le cours de l'action

Dans le cadre de la politique de rémunération variable mise en œuvre au sein du Groupe, des plans annuels de rémunération différée établis au bénéfice de certains collaborateurs, dont la contribution aux performances du Groupe est significative, ou en application de dispositions réglementaires particulières, prévoient une rémunération variable sur une période pluriannuelle et payable en numéraire indexé sur le cours de l'action, le paiement en étant reporté sur plusieurs années.

Rémunération variable pour les collaborateurs soumis à des dispositions réglementaires particulières

Depuis la publication de l'arrêté du ministère de l'Économie et des Finances du 13 décembre 2010 et suite aux dispositions de la directive européenne CRD4 du 26 juillet 2013 transposée en droit français dans le Code monétaire et financier, par l'ordonnance du 20 février 2014 ainsi

que les décrets et arrêtés du 3 novembre 2014 et le règlement délégué européen du 4 mars 2014, les plans de rémunération variable s'appliquent aux collaborateurs du Groupe exerçant des activités susceptibles d'avoir une incidence significative sur le profil de risque de l'entreprise.

Ces plans prévoient le versement différé dans le temps de la rémunération variable et le soumettent, le cas échéant, à des conditions de performance des métiers, des pôles et du Groupe.

Les sommes seront versées notamment en numéraire indexé sur l'évolution, à la hausse ou à la baisse, de l'action BNP Paribas.

Rémunération variable différée pour les autres collaborateurs du Groupe

Les plans annuels de rémunération différée applicables aux collaborateurs dont la contribution aux performances du Groupe est significative sont en partie versés en numéraire indexé sur l'évolution, à la hausse ou à la baisse, de l'action BNP Paribas.

Plan Global d'Intéressement en Actions (jusqu'en 2012)**► PLANS D'OPTIONS DE SOUSCRIPTION D'ACTIONS**

Le 4 mars 2019, le dernier plan d'options de souscription d'actions a expiré.

Caractéristiques du plan							Options en vie à la fin de la période	
Société émettrice du plan	Date d'attribution	Nombre de bénéficiaires	Nombre d'options attribuées	Date de départ d'exercice des options	Date d'expiration des options	Prix d'exercice ajusté (en euros)	Nombre d'options	Durée résiduelle en années jusqu'à l'échéance des options
BNP Paribas SA	04/03/2011	1 915	2 296 820	04/03/2015	04/03/2019	56,45	-	-
TOTAL DES OPTIONS EN VIE À LA FIN DE LA PÉRIODE							-	-

► MOUVEMENTS INTERVENUS SUR LES PLANS D'OPTIONS DE SOUSCRIPTION

	Exercice 2019		Exercice 2018	
	Nombre d'options	Prix d'exercice moyen pondéré (en euros)	Nombre d'options	Prix d'exercice moyen pondéré (en euros)
OPTIONS EN VIE AU 1^{er} JANVIER	1 296 508	58,25	2 277 443	55,61
Options exercées pendant la période			(939 175)	52,07
Options devenues caduques pendant la période	(1 296 508)		(41 780)	
OPTIONS EN VIE AU 31 DÉCEMBRE	-	-	1 296 508	58,25
OPTIONS EXERCISABLES AU 31 DÉCEMBRE	-	-	1 296 508	58,25

► PLANS D'ATTRIBUTION D'ACTIONS DE PERFORMANCE

Au 31 décembre 2019, 206 actions BNP Paribas SA issues des plans d'attribution d'action de performance ne sont pas encore acquises par leurs bénéficiaires.

Note 8 INFORMATIONS COMPLÉMENTAIRES

8.a ÉVOLUTION DU CAPITAL ET RÉSULTAT PAR ACTION

Le capital social de BNP Paribas SA s'élève au 31 décembre 2019 à 2 499 597 122 euros, divisé en 1 749 798 561 actions de 2 euros de nominal chacune (inchangé par rapport au 31 décembre 2018).

Actions émises par BNP Paribas détenues par le Groupe

	Opérations pour compte propre		Opérations de négociation ⁽¹⁾		Total	
	en nombre	valeur comptable (en millions d'euros)	en nombre	valeur comptable (en millions d'euros)	en nombre	valeur comptable (en millions d'euros)
Actions détenues au 31 décembre 2017	807 742	43	(158 177)	(10)	649 565	33
Acquisitions effectuées	513 568	31			513 568	31
Cessions effectuées	(594 068)	(36)			(594 068)	(36)
Actions remises au personnel	(791)				(791)	
Autres mouvements			1 649 512	69	1 649 512	69
Actions détenues au 31 décembre 2018	726 451	38	1 491 335	59	2 217 786	97
Mouvements nets			(1 010 265)	(34)	(1 010 265)	(34)
Actions détenues au 31 décembre 2019	726 451	38	481 070	25	1 207 521	63

(1) Transactions réalisées dans le cadre d'une activité de négociation et d'arbitrage sur indices boursiers.

Au 31 décembre 2019, le Groupe BNP Paribas était détenteur de 1 207 521 actions BNP Paribas représentant 63 millions d'euros qui ont été portés en diminution des capitaux propres.

Du 1^{er} janvier 2019 au 31 décembre 2019, aucune action n'a été livrée à la suite de l'attribution définitive d'actions de performance à leurs bénéficiaires.

Actions de préférence et Titres Super Subordonnés à Durée Indéterminée (TSSDI) éligibles aux fonds propres prudentiels de catégorie Tier 1

Actions de préférence émises par les filiales étrangères du Groupe

BNP Paribas Personal Finance a procédé en 2004 à deux émissions d'actions de préférence, sans échéance et sans droit de vote, par l'intermédiaire d'une structure dédiée de droit anglais contrôlée de façon exclusive. Depuis la première date de call, les actions peuvent être remboursées au pair à l'initiative de l'émetteur à chaque date de tombée du coupon trimestriel.

Émetteur	Date d'émission	Devise	Montant (en millions d'euros)	Taux et durée avant la première date de call	Taux après l' a première date de call
Cofinoga Funding II LP	janvier et mai 2004	EUR	80	TEC 10 ⁽¹⁾ + 1,35 %	10 ans TEC 10 ⁽¹⁾ + 1,35 %
TOTAL AU 31 DÉCEMBRE 2019			73 ⁽²⁾		

(1) TEC 10 est l'indice quotidien des rendements des emprunts d'État à long terme correspondant au taux de rendement actuariel d'une obligation du Trésor fictive dont la durée serait de dix ans.

(2) Valeur en date de prise de contrôle du groupe LaSera.

Les capitaux souscrits par le biais de ces émissions ainsi que la rémunération versée aux porteurs des titres correspondants sont repris dans la rubrique « Intérêts minoritaires » au bilan.

ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS AU 31 DÉCEMBRE 2019

Notes annexes aux états financiers

4

Titres Super Subordonnés à Durée Indéterminée émis par BNP Paribas SA

BNP Paribas a émis des Titres Super Subordonnés à Durée Indéterminée qui offrent aux souscripteurs une rémunération à taux fixe, fixe révisable ou variable et peuvent être remboursés à l'issue d'une période fixe puis à chaque date anniversaire du coupon ou tous les cinq ans. En cas de non-remboursement à l'issue de cette période, il sera versé pour certaines de ces émissions un coupon flottant indexé sur Euribor, Libor ou un taux de swap ou un coupon fixe.

Le 2 juillet 2018, BNP Paribas SA a remboursé l'émission de juin 2008, pour un montant de 500 millions d'euros, à sa première date de call. Cette émission offrait aux souscripteurs une rémunération à taux fixe de 7,781 %.

Le 16 août 2018, BNP Paribas SA a émis des Titres Super Subordonnés à Durée Indéterminée pour un montant de 750 millions de dollars. Cette émission offre aux souscripteurs une rémunération à taux fixe de 7 %. Les titres pourront être remboursés à l'issue d'une période de 10 ans. En cas de non-remboursement en 2028, il sera versé semestriellement un coupon indexé sur le taux de swap dollar à 5 ans. Cette émission est admissible dans les fonds propres additionnels de catégorie 1.

Le 18 septembre 2018, BNP Paribas SA a remboursé l'émission de septembre 2008, pour un montant de 100 millions d'euros, à sa première date de call. Cette émission offrait aux souscripteurs une rémunération à taux fixe de 7,57 %.

Le 25 mars 2019, BNP Paribas SA a émis des Titres Super Subordonnés à Durée Indéterminée pour un montant de 1 500 millions de dollars. Cette émission offre aux souscripteurs une rémunération à taux fixe de 6,625 %. Les titres pourront être remboursés à l'issue d'une période de 5 ans. En cas de non-remboursement en 2024, il sera versé semestriellement

un coupon indexé sur le taux de swap dollar à 5 ans. Cette émission est admissible dans les fonds propres additionnels de catégorie 1.

Le 10 juillet 2019, BNP Paribas SA a émis des Titres Super Subordonnés à Durée Indéterminée pour un montant de 300 millions de dollars australiens. Cette émission offre aux souscripteurs une rémunération à taux fixe de 4,5 %. Les titres pourront être remboursés à l'issue d'une période de 5 ans et demi. En cas de non-remboursement en 2025, il sera versé semestriellement un coupon indexé sur le taux de swap dollar australien à 5 ans. Cette émission est admissible dans les fonds propres additionnels de catégorie 1.

Le 17 octobre 2019, BNP Paribas SA a remboursé l'émission d'octobre 2005, pour un montant de 1 000 millions d'euros. Cette émission offrait aux souscripteurs une rémunération à taux fixe de 4,875 %.

Le 20 novembre 2019, BNP Paribas SA a remboursé l'émission de décembre 2009, pour un montant de 1 million d'euros, avant sa première date de call. Cette émission offrait aux souscripteurs une rémunération à taux fixe de 7,384 %.

Le 29 décembre 2019, BNP Paribas SA a remboursé à leur première date de call, deux émissions de décembre 2009, pour un montant respectif de 17 millions d'euros et de 2 millions d'euros. Ces émissions offraient aux souscripteurs respectivement une rémunération à taux fixe de 7,028 % et une rémunération à taux variable sur le taux Euribor à 3 mois.

Le 30 décembre 2019, BNP Paribas SA a remboursé l'émission de décembre 2009, pour un montant de 70 millions de dollars, à sa première date de call. Cette émission offrait aux souscripteurs une rémunération à taux variable sur le taux Libor dollar à 3 mois.

Les caractéristiques de ces différentes émissions sont résumées dans le tableau suivant :

Date d'émission	Devise	Montant (en millions d'euros)	Périodicité de tombée du coupon	Taux et durée avant la première date de call		Taux après la première date de call
Octobre 2005	USD	400	annuelle	6,250 %	6 ans	6,250 %
Juillet 2006	EUR	150	annuelle	5,450 %	20 ans	Euribor 3 mois + 1,920 %
Juin 2007	USD	600	trimestrielle	6,500 %	5 ans	6,500 %
Juin 2007	USD	1 100	semestrielle	7,195 %	30 ans	USD Libor 3 mois + 1,290 %
Juin 2015	EUR	750	semestrielle	6,125 %	7 ans	Swap EUR 5 ans + 5,230 %
Août 2015	USD	1 500	semestrielle	7,375 %	10 ans	Swap USD 5 ans + 5,150 %
Mars 2016	USD	1 500	semestrielle	7,625 %	5 ans	Swap USD 5 ans + 6,314 %
Décembre 2016	USD	750	semestrielle	6,750 %	5,25 ans	Swap USD 5 ans + 4,916 %
Novembre 2017	USD	750	semestrielle	5,125 %	10 ans	Swap USD 5 ans + 2,838 %
Août 2018	USD	750	semestrielle	7,000 %	10 ans	Swap USD 5 ans + 3,980 %
Mars 2019	USD	1 500	semestrielle	6,625 %	5 ans	Swap USD 5 ans + 4,149 %
Juillet 2019	AUD	300	semestrielle	4,500 %	5,5 ans	Swap AUD 5 ans + 3,372 %

**TOTAL AU 31 DÉCEMBRE 2019 EN
CONTREVALEUR EURO HISTORIQUE**

8 689⁽¹⁾

(1) Net des titres autodétenus par des entités du Groupe.

4

4

ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS AU 31 DÉCEMBRE 2019

Notes annexes aux états financiers

Les intérêts normalement dus sur les Titres Super Subordonnés à Durée Indéterminée peuvent ne pas être payés. Les coupons non versés ne sont pas reportés.

Pour les émissions réalisées avant 2015 cette absence de paiement est conditionnée à l'absence de versement sur les actions ordinaires de BNP Paribas SA et sur les titres assimilés aux Titres Super Subordonnés à Durée Indéterminée au cours de l'année précédente. Les intérêts doivent être versés en cas de distribution de dividende sur les actions ordinaires de BNP Paribas SA.

Du fait de la présence d'une clause d'absorption de pertes, les modalités contractuelles des Titres Super Subordonnés à Durée Indéterminée prévoient qu'en cas d'insuffisance de fonds propres prudentiels le nominal des titres émis puisse être réduit pour servir de nouvelle base de calcul des coupons, tant que l'insuffisance n'est pas corrigée et le nominal d'origine des titres reconstitué.

Les capitaux collectés résultant de ces émissions sont repris sous la rubrique « Capital et réserves » au sein des capitaux propres. Les émissions réalisées en devises sont maintenues à la valeur historique résultant de leur conversion en euros à la date d'émission conformément aux prescriptions d'IAS 21. La rémunération relative à ces instruments financiers de capital est traitée comme un dividende.

Au 31 décembre 2019, le Groupe BNP Paribas détenait 1 million d'euros de Titres Super Subordonnés à Durée Indéterminée qui ont été portés en diminution des capitaux propres.

Résultat par action ordinaire

Le résultat de base par action ordinaire correspond au résultat attribuable aux porteurs d'actions ordinaires divisé par le nombre moyen pondéré d'actions ordinaires en circulation au cours de la période. Le résultat attribuable aux porteurs d'actions ordinaires est déterminé sous déduction du résultat attribuable aux porteurs d'actions de préférence.

Le résultat dilué par action ordinaire correspond au résultat attribuable aux porteurs d'actions ordinaires, divisé par le nombre moyen pondéré d'actions ordinaires ajusté de l'impact maximal de la conversion des instruments dilutifs en actions ordinaires. Il est tenu compte le cas échéant des options de souscriptions d'actions dans la monnaie, ainsi que des actions de performance allouées dans le Plan Global d'intéressement en Actions dans le calcul du résultat dilué par action ordinaire. La conversion de ces instruments n'a pas d'effet sur le résultat net servant au calcul du résultat dilué par action ordinaire.

	Exercice 2019	Exercice 2018
Résultat net pour le calcul du résultat de base et du résultat dilué par action (en millions d'euros)⁽¹⁾	7 745	7 159
Nombre moyen pondéré d'actions ordinaires en circulation au cours de l'exercice	1 247 993 812	1 248 334 552
Effet des actions ordinaires potentiellement dilutives (Plan d'actions de performance)	206	311
Nombre moyen pondéré d'actions ordinaires pour le calcul du résultat dilué par action	1 247 994 018	1 248 334 863
Résultat de base par action ordinaire (en euros)	6,21	5,73
Résultat dilué par action ordinaire (en euros)	6,21	5,73

(1) Le résultat net pour le calcul du résultat de base et du résultat dilué par action ordinaire correspond au résultat net part du Groupe, ajusté de la rémunération des Titres Super Subordonnés à Durée Indéterminée assimilés à des actions de préférence émis par BNP Paribas SA, traitée comptablement comme un dividende, ainsi que du gain ou de la perte de change associé comptabilisé directement en capitaux propres en cas de rachat.

Le dividende par action versé en 2019 au titre du résultat 2018 s'est élevé à 3,02 euros, inchangé par rapport au dividende versé en 2018 au titre du résultat 2017.

8.b PASSIFS ÉVENTUELS : PROCÉDURES JUDICIAIRES ET D'ARBITRAGE

BNP Paribas (la « Banque ») est partie en tant que défenderesse à plusieurs litiges, différends et procédures (y compris des enquêtes par des autorités judiciaires ou de supervision) dans un certain nombre de juridictions, découlant du cours normal de ses activités commerciales, y compris entre autres en lien avec ses activités en qualité de contrepartie, prêteur, employeur, investisseur et contribuable. Bien que la Banque ne puisse prédire l'issue finale de toutes les procédures judiciaires ou réglementaires en cours ou en germe, la Banque a de bonnes raisons d'estimer qu'elles sont soit sans fondement juridique, soit qu'elles peuvent être contestées avec succès, soit qu'il est peu probable que l'issue de ces actions engendre une perte significative pour la Banque.

Le liquidateur de la société Bernard L. Madoff Investment Securities LLC (ci-après « BLMIS ») a intenté un certain nombre de recours contre la Banque et certaines de ses filiales, auprès du tribunal des faillites américain (United States Bankruptcy Court Southern District of New York). Ces recours, connus sous le nom de demandes de claw-back, s'apparentent aux divers recours introduits par le liquidateur de BLMIS à l'encontre de nombreuses institutions, et visent au recouvrement de fonds prétendument transférés aux entités du Groupe BNP Paribas par BLMIS ou indirectement par le biais de fonds liés à BLMIS et dans lesquels des entités du Groupe BNP Paribas détenaient des participations. Le liquidateur de BLMIS prétend qu'en vertu du droit fédéral américain des procédures collectives et du droit de l'État de New York, les paiements effectués en faveur des entités du Groupe BNP Paribas sont nuls et recouvrables. Au total, ces recours visaient initialement au recouvrement d'une somme d'environ 1,3 milliard de dollars américains. BNP Paribas dispose d'arguments très solides à opposer à ces recours, et se défend vigoureusement dans ces instances.

ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS AU 31 DÉCEMBRE 2019

Notes annexes aux états financiers

4

Deux décisions du tribunal des faillites américain, du 22 novembre 2016 et du 3 octobre 2018, ont rejeté la majorité des demandes que le liquidateur de BLMIS cherchait à recouvrer auprès des entités du Groupe BNP Paribas. Le 25 février 2019, la Cour d'appel (*United States Court of Appeals for the Second Circuit*) a infirmé la décision du tribunal des faillites américain du 22 novembre 2016. Le 29 août 2019, les défendeurs ont déposé une requête auprès de la Cour suprême américaine afin qu'elle réforme la décision de la Cour d'appel. À la fin de cette procédure, la décision du 3 octobre 2018 sera susceptible d'appel.

Plusieurs litiges et investigations sont ou ont été en cours en lien avec la restructuration du groupe Fortis, aujourd'hui Ageas, dont BNP Paribas Fortis ne fait plus partie, et à des événements intervenus avant que BNP Paribas Fortis ne fasse partie du Groupe BNP Paribas. Parmi ces litiges figurent des actions engagées aux Pays-Bas et en Belgique par des groupes d'actionnaires à l'encontre d'Ageas et, entre autres, à l'encontre de BNP Paribas Fortis, en raison de son rôle de coordinateur global de Fortis (aujourd'hui Ageas) dans le cadre de son augmentation de capital réalisée en octobre 2007, pour le financement partiel de l'acquisition d'ABN Amro Bank N.V. Ces groupes d'actionnaires prétendent notamment qu'il y a eu une défaillance dans la communication financière comme, entre autres, la révélation relative à l'exposition aux subprimes. Le 13 juillet 2018, la Cour d'appel d'Amsterdam a déclaré contraignant un accord transactionnel conclu entre Ageas et les représentants de certains groupes d'actionnaires qui ont détenu des actions entre le 28 février 2007 et 14 octobre 2008. L'accord est devenu définitif avec la décision de Ageas le 20 décembre 2018 de renoncer à son droit de mettre fin à l'accord. BNP Paribas Fortis est un des bénéficiaires de l'accord. Cela signifie que chaque actionnaire éligible qui n'a pas effectué de démarches de non-adhésion (« opt-out ») avant le 31 décembre 2018 est réputé avoir complètement libéré BNP Paribas Fortis de toute réclamation sur les événements de cette période. Le nombre de « opt-out » est limité.

Une action judiciaire est également en cours en Belgique à la requête d'actionnaires minoritaires de Fortis contre la Société fédérale de Participations et d'Investissement, Ageas et BNP Paribas, demandant notamment la condamnation de BNP Paribas à des dommages et intérêts à titre de restitution par équivalent d'une partie des actions de BNP Paribas Fortis qui lui ont été apportées en 2009, au motif que le transfert de ces actions serait nul. Le Tribunal de Commerce de Bruxelles a décidé, le 29 avril 2016, de surseoir à statuer jusqu'à l'issue de la procédure pénale en cours en Belgique dans le dossier Fortis. Le Procureur a annoncé le 20 décembre 2018 qu'il ne voyait pas de raison de solliciter auprès de la chambre du Conseil de la Cour qu'elle ordonne un renvoi.

Comme de nombreuses autres institutions financières dans les secteurs de la banque, de l'investissement, des fonds communs ou du courtage, la Banque a reçu ou est susceptible de recevoir des demandes d'information d'autorités de supervision, d'agences gouvernementales ou d'autorégulation. La Banque répond à ces requêtes, coopère avec les autorités et régulateurs en question et s'efforce de traiter et de remédier aux points soulevés.

Les autorités de régulation et judiciaires de plusieurs pays mènent actuellement des enquêtes ou procèdent à des demandes d'informations auprès d'un certain nombre d'institutions financières concernant les opérations sur les marchés des changes. La Banque a coopéré aux enquêtes et a répondu aux demandes d'informations. Le 25 janvier 2018, BNP Paribas USA Inc. a accepté de plaider coupable au titre d'une violation du « *Sherman Antitrust Act* » devant le Tribunal de Première Instance du District Sud de New York. Le 30 mai 2018, le Tribunal a imposé une sanction, conjointement demandée à la suite de l'accord entre BNP Paribas USA Inc. et le Département de la Justice américain (« DOJ »), comportant (1) une amende de 90 millions de dollars américains, (2) aucune mise à l'épreuve, et (3) aucune ordonnance de restitution. En trouvant un accord avec BNP Paribas USA Inc., le DOJ a pris en compte les efforts substantiels de la Banque en matière de conformité et de remédiation pour traiter et prévenir, au travers de son programme de conformité et de remédiation, la survenance des problèmes liés à ses activités de change.

Les autorités de régulation et judiciaires américaines mènent actuellement différentes enquêtes ou procèdent à des demandes d'informations qui ont été mentionnées dans la presse financière internationale notamment en ce qui concerne le marché des bons du Trésor américain et les émissions obligataires des agences publiques américaines. La Banque, qui a elle-même reçu des demandes d'informations, coopère aux enquêtes et répond aux demandes qui lui sont faites. L'issue et l'impact potentiel de ces enquêtes ou demandes d'informations est difficile à prédire avant leur terme et les discussions subséquentes avec les autorités américaines. Il est à noter qu'il a été rapporté qu'un certain nombre d'institutions financières sont concernées par ces enquêtes ou demandes d'informations et que les revues auxquelles elles peuvent donner lieu peuvent parfois conduire à des accords transactionnels comprenant notamment le paiement d'amendes ou de pénalités significatives en fonction des circonstances propres à chaque situation.

Le 26 février 2020 le Tribunal correctionnel de Paris a jugé BNP Paribas Personal Finance coupable de pratique commerciale trompeuse et de recel de ce délit. BNP Paribas Personal Finance est condamnée à payer une amende de 187 500 euros. Le Tribunal a ordonné la publication du dispositif du jugement dans certains journaux de presse nationale. BNP Paribas Personal Finance est condamnée à des dommages et intérêts en faveur des parties civiles et à un montant au titre des frais de défense, en ce compris trois associations de consommateurs. Le jugement est assorti de l'exécution provisoire sur les intérêts civils. BNP Paribas Personal Finance étudie la possibilité d'un appel.

4

8.c REGROUPEMENT D'ENTREPRISES ET PERTE DE CONTRÔLE OU D'INFLUENCE NOTABLE

State Bank of India Life Insurance Co Ltd

Au cours du premier semestre 2019, trois cessions consécutives de 9,2 %, de 5,1 % et de 2,5 % du capital de State Bank of India Life Insurance Co Ltd (SBI Life) ont eu lieu sur le marché indien.

Au 30 juin 2019, le Groupe cesse d'exercer une influence notable sur SBI Life.

La participation résiduelle de 5,2 % détenue par BNP Paribas Cardif Holding, est désormais comptabilisée au sein des actifs financiers disponibles à la vente.

L'ensemble de ces opérations a généré une plus-value globale de 1 450 millions d'euros avant impôt comptabilisée en « Gains nets sur autres actifs immobilisés ».

First Hawaiian Inc

Le 4 août 2016, le Groupe BNP Paribas a introduit en bourse sa filiale First Hawaiian Inc (FHI) sur le marché américain.

À la suite de cette opération, cinq cessions partielles ont été réalisées.

Date	Opération	Pourcentage cédé	Pourcentage de détention résiduel	Contrôle ou influence notable
4 août 2016	Introduction en bourse	17,4 %	82,6 %	Contrôle exclusif
6 février 2017	Première offre secondaire	20,6 %	62,0 %	Contrôle exclusif
8 mai 2018	Seconde offre secondaire	13,2 %	48,8 %	Contrôle exclusif
31 juillet 2018	Troisième offre secondaire	15,5 %	33,3 %	Influence notable
5 septembre 2018	Quatrième offre secondaire	14,9 %	18,4 %	Influence notable
29 janvier 2019	Cinquième offre secondaire	18,4 %	0 %	Influence notable
31 DÉCEMBRE 2019		100 %	0 %	

Les trois premières opérations se sont traduites par une augmentation des réserves part du Groupe de 422 millions d'euros et de celles revenant aux minoritaires de 1 363 millions d'euros.

Au 30 juin 2018, le Groupe a considéré que la perte de contrôle dans le délai d'un an était hautement probable et a appliqué les dispositions de la norme IFRS 5 relative aux groupes d'actifs et de passifs destinés à la vente.

L'application d'IFRS 5 avait eu pour effet la scission de l'ensemble homogène du métier BancWest, et, en conséquence, la répartition de l'écart d'acquisition du métier (soit 4,3 milliards d'euros) entre Bank of the West (BoW) et FHI. Cette répartition a été déterminée sur la base des valeurs recouvrables respectives de l'activité First Hawaiian Bank et de l'activité BoW, et a conduit à allouer à FHI un écart d'acquisition de 1,3 milliard d'euros.

Par ailleurs, les actifs et passifs ont été respectivement reclassés en actifs non courants destinés à être cédés et en dettes liées aux actifs non courants destinés à être cédés.

À la suite de la cession du 31 juillet 2018, le Groupe a cessé d'exercer un contrôle exclusif sur FHI mais conserve une influence notable. Cette perte de contrôle s'est traduite par une diminution de 17,4 milliards d'euros du bilan du Groupe et par la diminution des réserves revenant aux actionnaires minoritaires de - 1 473 millions d'euros.

Cette opération et la dernière cession partielle ont généré une plus-value globale de 286 millions d'euros avant impôt comptabilisée en résultat.

Au 31 décembre 2018, le Groupe continue d'appliquer les dispositions de la norme IFRS 5.

L'application d'IFRS 5 a pour effet d'évaluer la valeur d'équivalence à chaque arrêté, à la plus faible valeur entre la valeur comptable et la valeur de marché. Cette méthode a eu pour conséquence la constatation d'une dépréciation de - 125 millions d'euros au 31 décembre 2018.

Le 29 janvier 2019, le Groupe a réalisé une nouvelle offre secondaire portant sur 24,9 millions d'actions ordinaires de FHI. À la suite de cette opération, le Groupe BNP Paribas a totalement cédé sa participation de 18,4 % dans FHI.

Cette opération a généré une plus-value de 82 millions d'euros avant impôt comptabilisée en résultat.

ABN Amro Bank Luxembourg

Le 3 septembre 2018, BGL BNP Paribas a acquis 100 % d'ABN Amro Bank Luxembourg (activité banque privée) et sa filiale ABN Amro Life SA (activité assurance). Cette opération conduit le Groupe BNP Paribas à consolider cet ensemble par intégration globale.

Cette acquisition a pour conséquence d'augmenter le bilan du Groupe en date d'acquisition de 5,1 milliards d'euros, notamment les prêts et créances sur la clientèle pour 1,6 milliard d'euros et les placements des activités d'assurance pour 2,7 milliards d'euros.

L'écart d'acquisition lié à cette opération s'établit à 37 millions d'euros.

Au 31 décembre 2018, l'entité ABN Amro Bank Luxembourg fusionne dans BGL BNP Paribas.

Raiffeisen Bank Polska

Le 31 octobre 2018, Bank BGZ BNP Paribas a acquis les activités bancaires « Core » de Raiffeisen Bank Polska auprès de Raiffeisen Bank International.

Cette acquisition a eu pour conséquence d'augmenter le bilan du Groupe en date d'acquisition de 9,5 milliards d'euros, notamment les prêts et créances sur la clientèle pour 4,3 milliards d'euros et les titres de dette au coût amorti pour 3,9 milliards d'euros.

L'écart d'acquisition négatif lié à cette opération s'établit à 68 millions d'euros.

ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS AU 31 DÉCEMBRE 2019

Notes annexes aux états financiers

4

8.d INTÉRÊTS MINORITAIRES

En millions d'euros	Capital et réserves	Variations d'actifs et passifs comptabilisées directement en capitaux propres ne pouvant être reclassées en résultat	Variations d'actifs et passifs comptabilisées directement en capitaux propres pouvant être reclassées en résultat	Intérêts minoritaires
Situation au 1^{er} janvier 2018	5 315	(27)	(162)	5 126
Affectation du résultat de l'exercice 2017	(160)			(160)
Augmentations de capital et émissions	4			4
Rémunération des actions de préférence	(2)			(2)
Opérations internes affectant les actionnaires minoritaires	(5)			(5)
Mouvements de périmètre affectant les intérêts minoritaires	(1 454)	36	119	(1 299)
Opérations d'acquisition de participation complémentaire ou de cession partielle	326	(9)	(10)	307
Variation des engagements de rachat des participations aux actionnaires minoritaires	(165)			(165)
Autres variations	11			11
Variations d'actifs et passifs comptabilisés directement en capitaux propres		17	(21)	(4)
Résultat net de l'exercice 2018	479			479
Acomptes distribués sur le résultat de l'exercice	(32)			(32)
Situation au 31 décembre 2018	4 316	17	(74)	4 259
Effets de l'application de la norme IFRS 16 (note 2)	(5)			(5)
Situation au 1^{er} janvier 2019	4 311	17	(74)	4 254
Affectation du résultat de l'exercice 2018	(227)			(227)
Augmentations de capital et émissions	10			10
Rémunération des actions de préférence	(1)			(1)
Opérations internes affectant les actionnaires minoritaires	1			1
Opérations d'acquisition de participation complémentaire ou de cession partielle	1			1
Variation des engagements de rachat des participations aux actionnaires minoritaires	(64)			(64)
Autres variations	1			1
Variations d'actifs et passifs comptabilisées directement en capitaux propres			7	7
Résultat net de l'exercice 2019	410			410
Situation au 31 décembre 2019	4 442	17	(67)	4 392

4

4

ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS AU 31 DÉCEMBRE 2019

Notes annexes aux états financiers

Intérêts minoritaires significatifs

L'appréciation du caractère significatif des intérêts minoritaires est fondée sur la contribution des filiales correspondantes au bilan (avant élimination des opérations réciproques) et au résultat du Groupe BNP Paribas.

	31 décembre 2019	Exercice 2019						
	Total bilan avant élimination des opérations réciproques	Produit Net Bancaire	Résultat net	Résultat net et variations d'actifs et de passifs comptabilisés directement en capitaux propres	% d'intérêt des actionnaires minoritaires	Résultat net part des minoritaires	Résultat net et variations d'actifs et de passifs comptabilisés directement en capitaux propres - part des minoritaires	Dividendes versés aux actionnaires minoritaires
<i>En millions d'euros</i>								
Contribution des entités du groupe BGL BNP Paribas	89 384	1 668	532	569	34 %	157	164	87
Autres intérêts minoritaires						253	253	141
TOTAL						410	417	228

	31 décembre 2018	Exercice 2018						
	Total bilan avant élimination des opérations réciproques	Produit Net Bancaire	Résultat net	Résultat net et variations d'actifs et de passifs comptabilisés directement en capitaux propres	% d'intérêt des actionnaires minoritaires	Résultat net part des minoritaires	Résultat net et variations d'actifs et de passifs comptabilisés directement en capitaux propres - part des minoritaires	Dividendes versés aux actionnaires minoritaires
<i>En millions d'euros</i>								
Contribution des entités du groupe BGL BNP Paribas	84 655	1 519	451	397	34 %	145	121	61
Autres intérêts minoritaires						334	354	133
TOTAL						479	475	194

Il n'existe pas de restriction contractuelle particulière sur les actifs de BGL BNP Paribas, liée à la présence de l'actionnaire minoritaire.

➤ **OPÉRATIONS DE RESTRUCTURATION INTERNE AYANT MODIFIÉ LA PART DES ACTIONNAIRES MINORITAIRES DANS LE CAPITAL ET LES RÉSERVES**

Aucune opération de restructuration interne significative n'a eu lieu au cours des exercices 2019 et 2018.

➤ **OPÉRATIONS D'ACQUISITION DE PARTICIPATION COMPLÉMENTAIRE OU DE CESSION PARTIELLE MODIFIANT LA PART DES ACTIONNAIRES MINORITAIRES DANS LE CAPITAL ET LES RÉSERVES**

En millions d'euros, au	Exercice 2019		Exercice 2018	
	Part du Groupe	Part des minoritaires	Part du Groupe	Part des minoritaires
BNP Paribas 3 Step IT (ex Arius)				
Cession partielle portant le taux de détention du Groupe à 51 %	16	4		
Bank BGZ BNP Paribas				
Augmentation de capital dilutive, portant le taux de détention de Groupe à 88,75 %			(3)	102
Cardif Lux Vie				
Acquisition complémentaire de 33,3 % du capital de Cardif Lux Vie			(55)	(97)
Cardif Life Insurance Japan				
Cession de 25 % des parts de Cardif Life Insurance Japan dans le cadre de la restructuration au Japon	2	(2)	17	76
Austin Finance				
Réduction de capital relative, portant le taux de détention du Groupe à 100 %				(82)
First Hawaiian Inc (note 8.c)				
Troisième offre, le 8 mai 2018, de First Hawaiian Inc à hauteur de 12,1 % du capital, au prix de 28,35 dollars par action, et une réduction de capital de 1,1 %			85	315
Cardif IARD				
Augmentation de capital dilutive portant le taux de détention du Groupe à 66 %			30	20
Autres		(1)	(3)	(8)
TOTAL	18	1	71	326

Engagements de rachat de participation aux actionnaires minoritaires

Dans le cadre de l'acquisition de certaines entités, le Groupe a consenti à des actionnaires minoritaires des options de vente de leur participation.

La valeur totale de ces engagements, comptabilisés en diminution des capitaux propres, s'élève à 556 millions d'euros au 31 décembre 2019 contre 540 millions d'euros au 31 décembre 2018.

8.e RESTRICTIONS SIGNIFICATIVES DANS LES FILIALES, COENTREPRISES ET ENTREPRISES ASSOCIÉES

Restrictions significatives relatives à la capacité des entités à transférer de la trésorerie vers le Groupe

La capacité des entités à payer des dividendes ou à rembourser des prêts et avances dépend, entre autres, des contraintes locales réglementaires en termes de capitalisation, des réserves statutaires et des performances financières et opérationnelles des entités. Au cours des exercices 2018 et 2019, aucune entité du Groupe BNP Paribas n'a connu de restriction significative autre que celles liées aux contraintes réglementaires.

Restrictions significatives relatives à la capacité du Groupe à utiliser des actifs logés dans des entités structurées consolidées

L'accès aux actifs des entités structurées consolidées dans lesquelles des investisseurs tiers ont investi est limité dans la mesure où les actifs de ces entités sont réservés au bénéfice des porteurs de parts ou de titres. Le montant total de ces actifs s'élève à 38 milliards d'euros au 31 décembre 2019 contre 31 milliards d'euros au 31 décembre 2018.

Restrictions significatives relatives à la capacité du Groupe à utiliser des actifs donnés en garantie ou mis en pension

Les instruments financiers donnés par le Groupe BNP Paribas en garantie ou mis en pension sont présentés dans les notes 5 r et 6 d.

Restrictions significatives liées aux réserves de liquidité

Les restrictions significatives liées aux réserves de liquidité correspondent aux dépôts obligatoires auprès des banques centrales communiqués dans le chapitre 5 du Document d'enregistrement universel dans la section *Risque de liquidité*.

Actifs représentatifs des contrats en unités de compte des activités d'assurance

Les actifs financiers représentatifs des contrats en unités de compte évalués en valeur de marché sur option, pour un montant de 71 milliards d'euros au 31 décembre 2019 (contre 62 milliards d'euros au 31 décembre 2018), sont détenus au profit des souscripteurs de ces contrats.

8.f ENTITÉS STRUCTURÉES

Le Groupe BNP Paribas est engagé dans des opérations avec des entités structurées sponsorisées principalement à travers ses activités de titrisation d'actifs financiers en qualité d'initiateur ou d'arrangeur, de gestionnaire de fonds et de financements spécialisés d'actifs.

De plus, le Groupe BNP Paribas est également en relation avec des entités structurées qu'il n'a pas sponsorisées, notamment sous la forme d'investissements dans des fonds ou des véhicules de titrisation.

L'évaluation du contrôle pour les entités structurées est détaillée dans la Note 1 b 2. *Méthodes de consolidation*.

Entités structurées consolidées

Les principales catégories d'entités structurées consolidées sont :

Conduits ABCP (*Asset Backed Commercial Paper*) : les conduits de titrisation ABCP Starbird, Matchpoint et Scaldis financent des opérations de titrisation gérées par le Groupe BNP Paribas pour le compte de sa clientèle. Le détail de leur mode de financement et l'exposition en risque du Groupe BNP Paribas sont présentés dans le chapitre 5 du Document d'enregistrement universel dans la partie *Titrisation pour compte de la clientèle (sponsor)*.

Titrisation pour compte propre : les positions de titrisation pour compte propre originées et conservées par le Groupe BNP Paribas sont détaillées dans le chapitre 5 du Document d'enregistrement universel dans la partie *Titrisation pour compte propre (initiateur)*.

Fonds gérés par le Groupe : le Groupe BNP Paribas structure différents types de fonds pour lesquels il peut agir en tant que gestionnaire, investisseur, dépositaire ou garant. Lorsqu'il est à la fois gestionnaire et investisseur significatif, et donc exposé à des rendements variables, ces fonds sont consolidés.

Entités structurées non consolidées

Le Groupe BNP Paribas est en relation avec des entités structurées non consolidées dans le cadre de ses activités, pour répondre aux besoins de ses clients.

Informations relatives aux intérêts dans des entités structurées sponsorisées

Les principales catégories d'entités structurées sponsorisées non consolidées sont les suivantes :

Titrisation : le Groupe BNP Paribas structure des véhicules de titrisation destinés à offrir à ses clients des solutions de financement de leurs actifs soit directement, soit à travers les conduits ABCP consolidés. Chaque véhicule finance l'achat des actifs des clients (créances ou obligations, etc.) en émettant principalement des obligations adossées à ces actifs et dont le remboursement est lié à leur performance.

Fonds : le Groupe BNP Paribas structure et gère des fonds dans le but de proposer des opportunités d'investissements à ses clients. Des fonds dédiés ou publics sont proposés à des clients institutionnels et particuliers, et sont distribués et suivis commercialement par le Groupe. Les entités du Groupe BNP Paribas qui gèrent ces fonds peuvent percevoir des commissions de gestion et des commissions de performance. Le Groupe BNP Paribas peut détenir des parts émises par ces fonds, ainsi que des parts dans des fonds dédiés à l'activité d'assurance non gérés par le Groupe BNP Paribas.

Financement d'actifs : le Groupe BNP Paribas met en place et finance des entités structurées qui acquièrent des actifs (avions, navires, etc.) destinés à être mis en location. Les loyers reçus par l'entité structurée permettant de rembourser le financement garanti par l'actif détenu par l'entité structurée. Le périmètre des entités relevant de cette catégorie a été affiné en 2018.

Autres : pour le compte de sa clientèle, le Groupe BNP Paribas peut également structurer des entités destinées à investir dans des actifs ou à restructurer de la dette.

Un intérêt dans une entité structurée non consolidée est un lien contractuel ou non qui expose le Groupe BNP Paribas à la variabilité des rendements associés à la performance de l'entité.

ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS AU 31 DÉCEMBRE 2019

Notes annexes aux états financiers

4

Les actifs et passifs du Groupe liés aux intérêts détenus dans des entités structurées sponsorisées sont les suivants :

En millions d'euros, au 31 décembre 2019	Titrisation	Fonds	Financement d'actifs	Autres	Total
INTÉRÊTS AU BILAN DU GROUPE					
ACTIF					
Instruments financiers en valeur de marché par résultat	161	339	1	3 129	3 630
Instruments financiers dérivés de couverture	93	680	88	38	899
Actifs financiers en valeur de marché par capitaux propres	294				294
Actifs financiers au coût amorti	15 784	117	891	9	16 801
Autres actifs		192	1	4	197
Placements des activités d'assurance		14 710			14 710
TOTAL ACTIF	16 332	16 038	981	3 180	36 531
PASSIF					
Instruments financiers en valeur de marché par résultat	65	619		3 787	4 471
Instruments financiers dérivés de couverture					-
Passifs financiers au coût amorti	1 255	9 033	207	795	11 290
Autres passifs	2	188	68	3	261
TOTAL PASSIF	1 322	9 840	275	4 585	16 022
EXPOSITION MAXIMALE DU GROUPE AUX PERTES	22 932	16 630	1 196	3 448	44 206
TAILLE DES ENTITÉS STRUCTURÉES⁽¹⁾	150 608	254 762	2 880	9 058	417 248

En millions d'euros, au 31 décembre 2018	Titrisation	Fonds	Financement d'actifs	Autres	Total
INTÉRÊTS AU BILAN DU GROUPE					
ACTIF					
Instruments financiers en valeur de marché par résultat	213	806	8	1 015	2 042
Instruments financiers dérivés de couverture	212	490	163	90	955
Actifs financiers en valeur de marché par capitaux propres	149	24			173
Actifs financiers au coût amorti	14 129	224	811	65	15 229
Autres actifs		142	1		143
Placements des activités d'assurance		21 978		399	22 377
TOTAL ACTIF	14 703	23 664	983	1 569	40 919
PASSIF					
Instruments financiers en valeur de marché par résultat	53	803		1 544	2 400
Instruments financiers dérivés de couverture					-
Passifs financiers évalués au coût amorti	738	14 113	128	1 079	16 058
Autres passifs		186	85	1	272
TOTAL PASSIF	791	15 102	213	2 624	18 730
EXPOSITION MAXIMALE DU GROUPE AUX PERTES	19 641	23 853	1 559	2 005	47 058
TAILLE DES ENTITÉS STRUCTURÉES⁽¹⁾	99 642	253 140	3 544	13 419	369 745

(1) La taille des entités structurées sponsorisées correspond au total de l'actif de l'entité structurée pour la titrisation, à la valeur liquidative pour les fonds (hors mandats de gestion) et au total de l'actif de l'entité structurée ou au montant de l'engagement du Groupe BNP Paribas pour le financement d'actifs et les autres activités.

4

ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS AU 31 DÉCEMBRE 2019

Notes annexes aux états financiers

L'exposition maximale aux pertes sur les entités structurées sponsorisées par le Groupe BNP Paribas correspond à la valeur comptable de l'actif, excluant, pour les actifs financiers en valeur de marché par capitaux propres, les variations de valeur comptabilisées directement en capitaux propres, ainsi qu'au montant nominal des engagements de financement et de garantie donnés et au montant notionnel des CDS (credit default swaps) vendus.

Informations relatives aux intérêts dans des entités structurées non sponsorisées

Les principaux intérêts détenus par le Groupe BNP Paribas lorsqu'il a uniquement un rôle d'investisseur dans des entités structurées non sponsorisées sont détaillés ci-dessous :

■ Parts de fonds non gérés par le Groupe détenues par le métier

Assurance : dans le cadre de la stratégie d'allocation d'actifs correspondant au placement des primes associées à des contrats d'assurance en unités de compte ou du fonds général, le métier Assurance souscrit des parts d'entités structurées. Ces placements à court ou moyen terme sont détenus pour leur performance financière et répondent aux critères de diversification des risques inhérents au métier. Ils représentent un montant de 34 milliards d'euros au 31 décembre 2019 (30 milliards d'euros au 31 décembre 2018). Les variations de valeur et l'essentiel des risques liés à ces placements sont supportés par les assurés dans le cas des actifs représentatifs des contrats en unités de compte, et par l'assureur dans le cas des actifs représentatifs du fonds général ;

■ **Autres investissements dans des fonds non gérés par le Groupe** : dans le cadre de son activité de négociation, le Groupe BNP Paribas investit dans des entités structurées en n'ayant aucune implication dans leur gestion ou leur structuration (investissements dans des fonds communs de placement, des fonds de placement en valeurs mobilières ou des fonds alternatifs), notamment en couverture économique de produits structurés vendus aux clients. Le Groupe prend également des participations minoritaires dans des fonds d'investissements pour accompagner des entreprises dans le cadre de son activité de capital investissement. Ces investissements représentent un montant total de 9 milliards d'euros au 31 décembre 2019 (8 milliards d'euros au 31 décembre 2018) ;

■ **Investissements dans des véhicules de titrisation** : le détail de l'exposition du Groupe et la nature des investissements effectués sont communiqués dans le chapitre 5 du Document d'enregistrement universel dans la partie *Titrisation en tant qu'investisseur*.

En outre, dans le cadre de son activité de financement d'actifs, le Groupe BNP Paribas apporte du financement à des entités structurées par et pour ses clients, dont l'objet est l'acquisition d'actifs (avions, navires...) et leur mise en location auprès du client. Le montant de ces financements s'élève à 7 milliards d'euros au 31 décembre 2019 (9 milliards d'euros au 31 décembre 2018).

8.g RÉMUNÉRATIONS ET AVANTAGES SOCIAUX BÉNÉFICIAIRE AUX MANDATAIRES SOCIAUX

La politique de rémunération et d'attribution des avantages sociaux aux mandataires sociaux, ainsi que les informations sur base individuelle, sont présentées dans le chapitre 2 Gouvernance d'entreprise du Document d'enregistrement universel du Groupe.

► RÉMUNÉRATIONS ET AVANTAGES SOCIAUX BÉNÉFICIAIRE AUX DIRIGEANTS MANDATAIRES SOCIAUX

	Exercice 2019	Exercice 2018
Rémunération brute y compris jetons de présence et avantages en nature		
due au titre de l'exercice	6 289 752 €	6 060 688 €
versée au cours de l'exercice	5 589 640 €	9 428 032 €
Avantages postérieurs à l'emploi		
Indemnités de fin de carrière : valeur actualisée des engagements (hors charges sociales)	247 090 €	243 028 €
Régime de retraite à cotisations définies : cotisations versées par BNP Paribas dans l'année	5 228 €	5 124 €
Prévoyance/couverture santé : primes versées par BNP Paribas dans l'année	12 743 €	12 571 €
Palements à base d'actions		
Options de souscription d'actions		
valorisation des options attribuées au cours de l'exercice	Néant	Néant
nombre d'options restantes au 31 décembre	-	28 640
Actions de performance		
valorisation des actions attribuées au cours de l'exercice	Néant	Néant
nombre d'actions restantes au 31 décembre	Néant	Néant
Rémunération variable pluriannuelle		
juste valeur à la date d'attribution ⁽¹⁾	1 013 527 €	463 594 €

(1) Valorisation selon la méthode décrite dans la note 7.e

Au 31 décembre 2019, aucun dirigeant mandataire social n'est éligible à un régime collectif et conditionnel de retraite supplémentaire à prestations définies.

Jetons de présence versés aux membres du Conseil d'administration

Le montant des jetons de présence versés à l'ensemble des membres du Conseil d'administration en 2019 s'élève à 1 300 000 euros, soit un montant équivalent à celui versé en 2018. La part versée en 2019 aux mandataires sociaux non dirigeants est de 1 179 556 euros, contre 1 176 907 euros en 2018.

► RÉMUNÉRATION ET AVANTAGES SOCIAUX BÉNÉFICIAIRE AUX ADMINISTRATEURS REPRÉSENTANT LES SALARIÉS

En euros	Exercice 2019	Exercice 2018
Rémunération brute versée au cours de l'exercice	111 368	108 077
Jetons de présence (versés aux organisations syndicales)	174 219	152 298
Primes versées par BNP Paribas dans l'année aux dispositifs d'assurance-décès et invalidité, de Garantie Vie Professionnelle Accidents et de couverture de frais de santé	1 704	1 658
Cotisations versées par BNP Paribas au régime de retraite à cotisations définies	1 233	1 204

Prêts, avances et garanties accordés aux mandataires sociaux

Au 31 décembre 2019, le montant des prêts en cours consentis directement ou indirectement aux mandataires sociaux ainsi qu'à leurs conjoints s'élève à 4 775 072 euros (7 094 958 euros au 31 décembre 2018). Ces prêts constitutifs d'opérations courantes ont été consentis à des conditions normales.

4

ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS AU 31 DÉCEMBRE 2019

Notes annexes aux états financiers

8.h RELATIONS AVEC LES AUTRES PARTIES LIÉES

Les autres parties liées au Groupe BNP Paribas sont les sociétés consolidées, y compris les sociétés mises en équivalence, ainsi que les entités assurant la gestion des avantages postérieurs à l'emploi bénéficiant au personnel (exception faite des régimes multi-employeurs et intersectoriels).

Les transactions opérées entre BNP Paribas et les parties qui lui sont liées sont réalisées aux conditions de marché prévalant au moment de la réalisation de ces transactions.

Relations entre les sociétés consolidées du Groupe

La liste des sociétés consolidées du Groupe BNP Paribas est présentée dans la note 8j *Périmètre de consolidation*. Les transactions réalisées et les encours existant en fin de période entre les sociétés du Groupe consolidées par intégration globale sont totalement éliminés en consolidation. Les tableaux suivants présentent les opérations réalisées avec des entités consolidées par mise en équivalence.

► ENCOURS DES OPÉRATIONS RÉALISÉES AVEC LES PARTIES LIÉES

En millions d'euros, au	31 décembre 2019		31 décembre 2018	
	Coentreprises	Entreprises associées	Coentreprises	Entreprises associées
ACTIF				
Comptes ordinaires	3	139	2	171
Prêts	4 408	103	3 784	85
Titres	732	-	769	-
Actifs divers	58	133	56	76
Placement des activités d'assurance	-	4	1	3
TOTAL	5 201	379	4 612	335
PASSIF				
Comptes ordinaires	354	689	150	555
Autres emprunts	87	1 781	53	2 084
Passifs divers	6	6	43	61
Provisions techniques et autres passifs d'assurance	-	70	-	2
TOTAL	447	2 546	246	2 702
ENGAGEMENTS DE FINANCEMENT ET DE GARANTIE				
Engagements de financement donnés	114	651	132	671
Engagements de garantie donnés	2 545	37	2 543	44
TOTAL	2 659	688	2 675	715

En outre, le Groupe effectue également avec les parties liées des opérations de négoce aux conditions de marché sur instruments financiers dérivés (swaps, options, contrats à terme, etc.) et sur des instruments financiers acquis ou souscrits et émis par celles-ci (actions, titres obligataires, etc.).

ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS AU 31 DÉCEMBRE 2019

Notes annexes aux états financiers

4

➤ ÉLÉMENTS DE RÉSULTAT RELATIFS AUX OPÉRATIONS RÉALISÉES AVEC LES PARTIES LIÉES

En millions d'euros	Exercice 2019		Exercice 2018	
	Coentreprises	Entreprises associées	Coentreprises	Entreprises associées
Intérêts et produits assimilés	29	9	17	25
Intérêts et charges assimilés	(8)	(9)	(2)	(10)
Commissions (produits)	151	279	188	271
Commissions (charges)	(12)	(28)	(15)	(18)
Prestations de services rendues	1	52	1	16
Prestations de services reçues	(2)	(7)		
Loyers perçus	1	-	1	
Produits nets des activités d'assurance	(2)	(6)	(2)	(1)
TOTAL	160	290	188	283

Entités du Groupe assurant la gestion de certains avantages postérieurs à l'emploi consentis au personnel

En Belgique, BNP Paribas Fortis finance certains régimes de pension auprès de la compagnie d'assurance AG Insurance dans laquelle le Groupe BNP Paribas est actionnaire à hauteur de 25 %.

Pour les autres entités à l'étranger, la gestion des plans d'avantages postérieurs à l'emploi est pour l'essentiel réalisée par des organismes de gestion ou des compagnies d'assurance indépendants et ponctuellement

par des sociétés du Groupe, en particulier BNP Paribas Asset Management, BNP Paribas Cardif et Bank of the West. En Suisse, une fondation dédiée gère les plans de retraite bénéficiant au personnel de BNP Paribas Suisse.

Au 31 décembre 2019, la valeur des actifs des plans gérés par des sociétés contrôlées par le Groupe ou sur lesquelles celui-ci exerce une influence notable s'élève à 4 156 millions d'euros (3 853 millions d'euros au 31 décembre 2018). Le montant des prestations perçues (notamment des frais de gestion et de conservation d'actifs) par des sociétés du Groupe pour l'exercice 2019 s'élève à 4,6 millions d'euros (4,7 millions d'euros en 2018).

4

8.i VALEUR DE MARCHÉ DES INSTRUMENTS FINANCIERS COMPTABILISÉS AU COÛT AMORTI

Les éléments d'information mentionnés dans cette note doivent être utilisés et interprétés avec la plus grande précaution pour les raisons suivantes :

■ ces valeurs de marché représentent une estimation de la valeur instantanée des instruments concernés au 31 décembre 2019. Elles sont appelées à fluctuer d'un jour à l'autre du fait des variations de plusieurs paramètres, dont les taux d'intérêt et la qualité des crédits des contreparties. En particulier, elles peuvent être significativement différentes des montants effectivement reçus ou payés à l'échéance des instruments. Dans la plupart des cas, cette valeur de marché réévaluée n'est pas destinée à être immédiatement réalisée et ne pourrait en pratique pas l'être. Elle ne représente donc pas la valeur effective des instruments dans une perspective de continuité de l'activité de BNP Paribas ;

■ la plupart de ces valeurs de marché instantanées ne sont pas pertinentes, donc ne sont pas prises en compte pour les besoins de la gestion des activités de banque commerciale qui utilisent les instruments financiers correspondants ;

■ la réévaluation des instruments financiers comptabilisés au coût historique suppose souvent d'utiliser des modèles de valorisation, des conventions et des hypothèses qui peuvent varier d'une institution à l'autre. Par conséquent, la comparaison des valeurs de marché présentées, pour les instruments financiers comptabilisés au coût historique, par différentes institutions financières n'est pas nécessairement pertinente ;

■ enfin, les valeurs de marché reprises ci-après ne comprennent pas les valeurs de marché des opérations de location-financement, des instruments non financiers tels que les immobilisations et les survaleurs, mais aussi les autres actifs incorporels tels que la valeur attachée aux portefeuilles de dépôts à vue ou à la clientèle en relation avec le Groupe dans ses différentes activités. Ces valeurs de marché ne sauraient donc être considérées comme la valeur contributive des instruments concernés à la valeur du Groupe BNP Paribas.

En millions d'euros, au 31 décembre 2019	Valeur de marché estimée				Valeur au bilan
	Niveau 1	Niveau 2	Niveau 3	Total	
ACTIFS FINANCIERS					
Prêts et créances sur les établissements de crédit et la clientèle ⁽¹⁾		80 252	726 014	806 266	792 944
Titres de dette au coût amorti (note 5.e)	75 884	31 168	3 103	110 155	108 454
PASSIFS FINANCIERS					
Dettes envers les établissements de crédit et la clientèle		919 995		919 995	919 234
Dettes représentées par un titre (note 5.h)	36 465	122 779		159 244	157 578
Dettes subordonnées (note 5.h)	7 858	12 926		20 784	20 003

(1) Hors location-financement.

En millions d'euros, au 31 décembre 2019	Valeur de marché estimée				Valeur au bilan
	Niveau 1	Niveau 2	Niveau 3	Total	
ACTIFS FINANCIERS					
Prêts et créances sur les établissements de crédit et la clientèle ⁽¹⁾		82 358	681 583	763 941	753 293
Titres de dette au coût amorti (note 5.e)	54 348	17 764	2 840	74 952	75 073
PASSIFS FINANCIERS					
Dettes envers les établissements de crédit et la clientèle		876 320		876 320	875 463
Dettes représentées par un titre (note 5.h)	49 233	102 511		151 744	151 451
Dettes subordonnées (note 5.h)	10 883	6 494		17 377	17 627

(1) Hors location-financement.

Les techniques de valorisation utilisées et les hypothèses retenues assurent une mesure homogène de la valeur de marché des instruments financiers actifs et passifs comptabilisés au coût amorti au sein du Groupe BNP Paribas : lorsque les prix cotés sur un marché actif sont disponibles, ils sont retenus pour la détermination de la valeur de marché. À défaut, la valeur de marché est déterminée à l'aide de techniques de valorisation, telles que l'actualisation des flux futurs estimés pour les prêts, les dettes et les titres de dette au coût amorti, ou telles que des modèles de valorisation spécifiques pour les autres instruments financiers, ainsi qu'ils sont décrits

dans la note 1 relative aux principes comptables appliqués par le Groupe. La description des niveaux de la hiérarchie de juste valeur est également présentée dans les principes comptables (note 1.e.10). La valeur de marché retenue pour les prêts, les dettes et les titres de dette au coût amorti dont la maturité initiale est inférieure à un an (y compris exigibles à vue), ainsi que pour la plupart des produits d'épargne réglementée, est la valeur comptabilisée. Ces instruments ont été présentés en Niveau 2, à l'exception des crédits à la clientèle, classés en Niveau 3.

ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS AU 31 DÉCEMBRE 2019

Notes annexes aux états financiers

4

8.j PÉRIMÈTRE DE CONSOLIDATION

Dénomination	Pays	31 décembre 2019				31 décembre 2018			
		Méthode	% contrôle	% intérêt	Inf.	Méthode	% contrôle	% intérêt	Inf.
BNP Paribas SA	France								
BNP SA (succ. Afrique du Sud)	Afrique du Sud	IG	100%	100%		IG	100%	100%	
BNP SA (succ. Allemagne)	Allemagne	IG	100%	100%		IG	100%	100%	
BNP SA (succ. Asie Centrale)	Asie Centrale	IG	100%	100%		IG	100%	100%	
BNP SA (succ. Argentine)	Argentine	IG	100%	100%		IG	100%	100%	
BNP SA (succ. Australie)	Australie	IG	100%	100%		IG	100%	100%	
BNP SA (succ. Autriche)	Autriche	IG	100%	100%		IG	100%	100%	
BNP SA (succ. Belgique)	Belgique	IG	100%	100%		IG	100%	100%	
BNP SA (succ. Brésil)	Brésil	IG	100%	100%		IG	100%	100%	
BNP SA (succ. Canada)	Canada	IG	100%	100%		IG	100%	100%	
BNP SA (succ. Danemark)	Danemark	IG	100%	100%		IG	100%	100%	
BNP SA (succ. États-Unis)	États-Unis	IG	100%	100%		IG	100%	100%	
BNP SA (succ. Espagne)	Espagne	IG	100%	100%		IG	100%	100%	
BNP SA (succ. États-Unis)	États-Unis	IG	100%	100%		IG	100%	100%	
BNP SA (succ. Finlande)	Finlande	IG	100%	100%		IG	100%	100%	
BNP SA (succ. Hong Kong)	Hong Kong	IG	100%	100%		IG	100%	100%	
BNP SA (succ. Hongrie)	Hongrie	IG	100%	100%		IG	100%	100%	
BNP SA (succ. Inde)	Inde	IG	100%	100%		IG	100%	100%	
BNP SA (succ. Israël)	Israël	IG	100%	100%		IG	100%	100%	
BNP SA (succ. Italie)	Italie	IG	100%	100%		IG	100%	100%	
BNP SA (succ. Japon)	Japon	IG	100%	100%		IG	100%	100%	
BNP SA (succ. Jersey)	Jersey	IG	100%	100%		IG	100%	100%	
BNP SA (succ. Koweït)	Koweït	IG	100%	100%		IG	100%	100%	
BNP SA (succ. Luxembourg)	Luxembourg	IG	100%	100%		IG	100%	100%	
BNP SA (succ. Malaisie)	Malaisie	IG	100%	100%		IG	100%	100%	
BNP SA (succ. Maroc)	Maroc	IG	100%	100%		IG	100%	100%	
BNP SA (succ. Mexique)	Mexique	IG	100%	100%		IG	100%	100%	
BNP SA (succ. Pays-Bas)	Pays-Bas	IG	100%	100%		IG	100%	100%	
BNP SA (succ. Philippines)	Philippines	IG	100%	100%		IG	100%	100%	
BNP SA (succ. Pologne)	Pologne	IG	100%	100%		IG	100%	100%	
BNP SA (succ. Portugal)	Portugal	IG	100%	100%		IG	100%	100%	
BNP SA (succ. Qatar)	Qatar	IG	100%	100%		IG	100%	100%	
BNP SA (succ. République de Corée)	République de Corée	IG	100%	100%		IG	100%	100%	
BNP SA (succ. République Tchèque)	République Tchèque	IG	100%	100%		IG	100%	100%	
BNP SA (succ. Roumanie)	Roumanie	IG	100%	100%		IG	100%	100%	
BNP SA (succ. Royaume-Uni)	Royaume-Uni	IG	100%	100%		IG	100%	100%	
BNP SA (succ. Singapour)	Singapour	IG	100%	100%		IG	100%	100%	
BNP SA (succ. Suède)	Suède	IG	100%	100%		IG	100%	100%	
BNP SA (succ. Suisse)	Suisse	IG	100%	100%		IG	100%	100%	
BNP SA (succ. Thaïlande)	Thaïlande	IG	100%	100%		IG	100%	100%	
BNP SA (succ. Turquie)	Turquie	IG	100%	100%		IG	100%	100%	
BNP SA (succ. Viet Nam)	Viet Nam	IG	100%	100%		IG	100%	100%	

Retail Banking & Services

Domestic Markets

Banque de Détail en France

Banque de Rali et Futurs	France	IG	(1)	5%	5%	IG	(1)	5%	5%
BNP Artères Europe	France	IG	(1)	100%	100%	IG	(1)	100%	100%
BNP Développement	France	IG		100%	100%	IG		100%	100%
BNP Développement 360	France	IG		100%	100%	IG		100%	100%
BNP Factor	France	IG	(1)	100%	100%	IG	(1)	100%	100%
BNP Factor (succ. Espagne)	Espagne	IG	(1)	100%	100%	IG	(1)	100%	100%
BNP Factor Societate Financiera de Credite SA	Portugal	IG		100%	100%	IG		100%	100%
BNP Nouvelle Calédonie	France	IG	(1)	100%	100%	IG	(1)	100%	100%
BNP Services	France	IG	(1)	100%	100%	IG	(1)	100%	100%
Compagnie pour le Financement des Locaux	France	ME		40%	40%	ME		40%	40%
Capex	France	ME	(1)	50%	50%	ME	(1)	50%	50%
Euro Securities Partners	France	ME	(1)	50%	50%	ME	(1)	50%	50%
GE Capital	France	ME		100%	100%			100%	100%
Partecis	France	ME	(1)	50%	50%	ME	(1)	50%	50%
Payto Services	France	ME		14%	14%			14%	14%
Procampan (Sic B Capital)	France	IG	(1)	100%	100%	IG	(1)	100%	100%
Procampan Societate de Bani	France					IG	(1)	100%	100%

Dénomination	Pays	31 décembre 2019				31 décembre 2018			
		Méthode	% contrôle	% intérêt	Inf.	Méthode	% contrôle	% intérêt	Inf.
Protection 24	France	IG	100%	100%		IG	100%	100%	
Société Lorraine de Participations	France	IG	100%	100%		IG	100%	100%	
Banque de Détail en Belgique									
Banccontact Payment Company	Belgique	ME	22,5%	22,5%		ME	22,5%	22,5%	
Banking Funding Company SA	Belgique	ME	33,3%	33,3%		ME	33,3%	33,3%	
BACS Master Issuer NV/SA	Belgique	IG	-	-		IG	-	-	
Belgian Mobile ID	Belgique	ME	50%	50%		ME	50%	50%	
BNP Commercial Finance Ltd	Belgique	IG	100%	100%		IG	100%	100%	
BNP Factor AS	Danemark	IG	100%	100%		IG	100%	100%	
BNP Factor AS	Danemark	IG	100%	100%		IG	100%	100%	
BNP Factor Deutschland BV	Pays-Bas								
BNP Factor GmbH	Allemagne	IG	100%	100%		IG	100%	100%	
BNP Factor NV	Pays-Bas	IG	100%	100%		IG	100%	100%	
BNP Factoring Support	Pays-Bas	IG	100%	100%		IG	100%	100%	
BNP Fortis	Belgique	IG	100%	100%		IG	100%	100%	
BNP Fortis (succ. Danemark)	Danemark								
BNP Fortis (succ. Espagne)	Espagne	IG	100%	100%		IG	100%	100%	
BNP Fortis (succ. États-Unis)	États-Unis	IG	100%	100%		IG	100%	100%	
BNP Fortis (succ. République Tchèque)	République Tchèque								
BNP Fortis (succ. Roumanie)	Roumanie								
BNP Fortis Factor NV	Belgique	IG	100%	100%		IG	100%	100%	
BNP Fortis Film Finance	Belgique	IG	100%	100%		IG	100%	100%	
BNP Fortis Funding SA	Luxembourg	IG	100%	100%		IG	100%	100%	
BNP FPF Belgium	Belgique	IG	100%	100%		IG	100%	100%	
BNP FPF Expansion	Belgique	IG	100%	100%		IG	100%	100%	
BNP FPF Management	Belgique	IG	100%	100%		IG	100%	100%	
BNP Banque	Belgique	ME	(1)	50%	50%	ME	(1)	50%	50%
Creditline	Belgique	IG	100%	100%		IG	100%	100%	
Creditline Huisvest SA	Belgique	IG	100%	100%		IG	100%	100%	
Credit pour Habitants Societate	Belgique	IG	100%	100%		IG	100%	100%	
Deutsche BV	Belgique								
Epinex(s)	Belgique	ME	-	-		ME	-	-	
Emme Master Issuer(s)	Belgique	IG	-	-		IG	-	-	
Evos Finance	Belgique								
Evos Finance	Belgique	ME	25%	25%		ME	25%	25%	
Immobilier Luxembourg SA	Belgique	IG	100%	100%		IG	100%	100%	
Investissements de Proximité	Belgique								
Isafly SA	Belgique	ME	25,2%	25,2%		ME	25,2%	25,2%	
Microstart	Belgique	IG	100%	100%		IG	100%	100%	
Naglo	Belgique	IG	100%	100%		IG	100%	100%	
Nova Invest SA NV	Belgique	IG	100%	100%		IG	100%	100%	
Banque de Détail en Luxembourg									
BSA BNP	Luxembourg	IG	100%	100%		IG	100%	100%	
BSA BNP (succ. Allemagne)	Allemagne	IG	100%	100%		IG	100%	100%	
BNP Lease Group Luxembourg SA	Luxembourg	IG	100%	100%		IG	100%	100%	
BNP 18 Se	Luxembourg	IG	(1)	100%	100%	IG	(1)	100%	100%
Coflyx SA	Luxembourg	IG	100%	100%		IG	100%	100%	
Compagnie Financière Ottomane SA	Luxembourg	IG	100%	100%		IG	100%	100%	
Emme SARL(s)	Luxembourg								
Le Sphinx Assurances	Luxembourg	IG	(1)	100%	100%	IG	(1)	100%	100%
Le Sphinx Investments SA	Luxembourg	IG	100%	100%		IG	100%	100%	
Playgo SA	Luxembourg								
Volvo	Luxembourg	ME	25,2%	25,2%		ME	25,2%	25,2%	
Banque de Détail en Italie									
Antipassio SPA	Italie	IG	71,9%	71,9%		IG	71,9%	71,9%	
Aurelia SPA	Italie	IG	100%	100%		IG	100%	100%	
Banca Nazionale dei Lavori SPA	Italie	IG	100%	100%		IG	100%	100%	
BRE Finance SPA	Italie	IG	100%	100%		IG	100%	100%	
Business Partner Italia SCPA	Italie								
CAF di ROMA I (SRL)	Italie	IG	-	-		IG	-	-	
Carifin SPA	Italie	IG	100%	100%		IG	100%	100%	
International Factors Italia SPA	Italie	IG	100%	100%		IG	100%	100%	
Permeco SPA	Italie	ME	20,9%	20,9%		ME	20,9%	20,9%	
Sedgwick SPA	Italie	ME	27%	27%		ME	27%	27%	
Servizio Italia SPA	Italie	IG	100%	100%		IG	100%	100%	

4

ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS AU 31 DÉCEMBRE 2019

Notes annexes aux états financiers

Société	Pays	31 décembre 2019				31 décembre 2018			
		Méthode	% contrôle	% voix	Act.	Méthode	% contrôle	% voix	Act.
Selleppe (E) Realtime SRL	Italie	IC	100%	100%	IC	100%	100%		
Serie Sincristation SRL(s)	Italie	IC	-	-	IC	-	-		
Vita AGC SRL(s)	Italie	IC	-	-	IC	-	-		
Vita Consumer 2 SRL(s)	Italie	IC	-	-	IC	-	-		
Vita Consumer SRL(s)	Italie	IC	-	-	IC	-	-		
Vita Home SRL(s)	Italie	IC	-	-	IC	-	-		
Vita Home SRL(s)	Italie	IC	-	-	IC	-	-		
Vita SNC SRL(s)	Italie	IC	-	-	IC	-	-		
Vita SNC SRL(s)	Italie	IC	-	-	IC	-	-		
Vita SNC SRL(s)	Italie	IC	-	-	IC	-	-		
Arval									
Arval Leasing	Chine								12/
Arval	France	IC (2)	100%	100%	IC	100%	100%		12/
Arval AB	Suède	IC (2)	100%	100%	IC	100%	100%		11
Arval AG	Danemark	IC (2)	100%	100%	IC	100%	100%		
Arval AG Norway	Norvège	IC (2)	100%	100%	IC	100%	100%		11
Arval Austria GmbH	Autriche	IC (2)	100%	100%	IC	100%	100%		
Arval Belgium NV SA	Belgique	IC (2)	100%	100%	IC	100%	100%		
Arval Benelux BV	Pays-Bas	IC (2)	100%	100%	IC	100%	100%		
Arval Brasil Ltda	Brazil	IC (2)	100%	100%	IC	100%	100%		
Arval BR	Pays-Bas	IC (2)	100%	100%	IC	100%	100%		
Arval CZ SRO	Rep. tchèque	IC (2)	100%	100%	IC	100%	100%		
Arval Deutschland GmbH	Allemagne	IC	100%	100%	IC	100%	100%		
Arval Fleet Services	France	IC (2)	100%	100%	IC	100%	100%		
Arval Heller Car Rental SA	Grecce	IC (2)	100%	100%	IC	100%	100%		11
Arval India Private Ltd	Inde	IC (2)	100%	100%	IC	100%	100%		11
Arval LLC	Russie	IC (2)	100%	100%	IC	100%	100%		
Arval Luxembourg SA	Luxembourg	IC (2)	100%	100%	IC	100%	100%		
Arval Magyarország RT	Hongrie	IC (2)	100%	100%	IC	100%	100%		11
Arval Maroc SA	Maroc	IC (2)	100%	100%	IC	100%	100%		11
Arval OF	Fédération	IC (2)	100%	100%	IC	100%	100%		
Arval Renta SPA	Chili	ME	50%	50%	ME (2)	50%	50%		11
Arval Schenck AG	Suisse	IC (2)	100%	100%	IC	100%	100%		
Arval Service Lease	France	IC (2)	100%	100%	IC	100%	100%		
Arval Service Lease Algea	Portugal	IC (2)	100%	100%	IC	100%	100%		11
Operational Automotive SA	Italie	IC (2)	100%	100%	IC	100%	100%		
Arval Service Lease Italia SRL	Italie	IC (2)	100%	100%	IC	100%	100%		
Arval Service Lease Polska SP ZOO	Pologne	IC (2)	100%	100%	IC	100%	100%		
Arval Service Lease Romania SRL	Roumanie	IC (2)	100%	100%	IC	100%	100%		11
Arval Service Lease SA	Espagne	IC (2)	100%	100%	IC	100%	100%		
Arval Slovakia SRO	Slovaquie	IC (2)	100%	100%	IC	100%	100%		
Arval Trading	France	IC (2)	100%	100%	IC	100%	100%		
Arval UK Group Ltd	Royaume-Uni	IC (2)	100%	100%	IC	100%	100%		
Arval UK Leasing Services Ltd	Royaume-Uni	IC (2)	100%	100%	IC	100%	100%		
Arval UK Ltd	Royaume-Uni	IC	100%	100%	IC	100%	100%		
BNP Fund Holdings Ltd	Royaume-Uni	IC (2)	100%	100%	IC	100%	100%		
Carsten Renting	France			SA	IC	100%	100%		11
Cybertec	France	IC (2)	100%	100%	IC	100%	100%		
Greenfield Insurance SAC	Israël	IC (2)	100%	100%	IC (2)	100%	100%		
Isacat	Belgique	IC (2)	100%	100%	IC	100%	100%		
Isacat	France	IC (2)	100%	100%	IC	100%	100%		11
Public Location Longue Durée	France	IC (2)	100%	100%	IC	100%	100%		
T.B. Arval Asset For Kalamia AG	Turquie	IC (2)	100%	75%	IC	100%	75%		
Leasing Solutions									
Alloy Asset Perfora Ltd	Royaume-Uni								11
Alloy in One Vermietung GmbH	Autriche	IC	100%	100%	IC	100%	100%		
Aprilia Finance	France	IC	50%	42,2%	IC	50%	42,2%		
Arday	France	IC	100%	100%	IC	100%	100%		
BNP Leasing SPA	Italie	IC	100%	100%	IC	100%	100%		
BNP 3 Step II (Arday)	France	IC	50%	42,2%	IC	100%	100%		
BNP 3 Step II (succ. Allemagne)	Allemagne	IC	100%	42,2%	IC				
BNP 3 Step II (succ. Belgique)	Belgique	IC	100%	42,2%	IC				
BNP 3 Step II (succ. Italie)	Italie	IC	100%	42,2%	IC				
BNP 3 Step II (succ. Pays-Bas)	Pays-Bas	IC	100%	42,2%	IC				
BNP 3 Step II (succ. Royaume-Uni)	Royaume-Uni	IC	100%	42,2%	IC				
BNP 3 Institutional & Treasury PLC	Belgique								11
BNP Financial Kalamia AG	Turquie	IC	100%	100%	IC	100%	100%		
BNP Leasing Group	France	IC (2)	100%	100%	IC	100%	100%		

Société	Pays	31 décembre 2019				31 décembre 2018			
		Méthode	% contrôle	% voix	Act.	Méthode	% contrôle	% voix	Act.
BNP Leasing Group (succ. Allemagne)	Allemagne	IC (2)	100%	100%	IC (2)	100%	100%		
BNP Leasing Group (succ. Espagne)	Espagne	IC (2)	100%	100%	IC (2)	100%	100%		
BNP Leasing Group (succ. Italie)	Italie	IC (2)	100%	100%	IC (2)	100%	100%		
BNP Leasing Group (succ. Portugal)	Portugal	IC (2)	100%	100%	IC (2)	100%	100%		
BNP Leasing Group Belgium	Belgique	IC	100%	100%	IC	100%	100%		
BNP Leasing Group GmbH & Co KG	Autriche	IC	100%	100%	IC	100%	100%		11
BNP Leasing Group Leasing Solutions SPA	Italie	IC	100%	100%	IC	100%	100%		
BNP Leasing Group PRC	Royaume-Uni	IC	100%	100%	IC	100%	100%		
BNP Leasing Group Rentals Ltd	Royaume-Uni	IC	100%	100%	IC	100%	100%		
BNP Leasing Group SP ZOO	Pologne	IC	100%	100%	IC	100%	100%		
BNP Leasing Services	Pologne	IC	100%	100%	IC	100%	100%		11
BNP Leasing Solutions AS	Norvège	IC	100%	100%	IC	100%	100%		11
BNP Leasing Solutions Luxembourg	Luxembourg	IC	100%	100%	IC	100%	100%		
BNP Leasing Solutions FN SA	Roumanie	IC	100%	100%	IC	100%	100%		
BNP Leasing Solutions Ltd	Royaume-Uni	IC	100%	100%	IC	100%	100%		
BNP Leasing Solutions W	Pays-Bas	IC	100%	100%	IC	100%	100%		
BNP Leasing Solutions Suisse SA	Suisse	IC	100%	100%	IC	100%	100%		11
BNP Rental Solutions Ltd	Royaume-Uni	IC	100%	100%	IC	100%	100%		
BNP Rental Solutions SPA	Italie	IC	100%	100%	IC	100%	100%		11
Class Financial Services	France	IC (2)	50%	42,2%	IC (2)	50%	42,2%		
Class Financial Services (succ. Allemagne)	Allemagne	IC (2)	100%	42,2%	IC (2)	100%	42,2%		
Class Financial Services (succ. Espagne)	Espagne	IC (2)	100%	42,2%	IC (2)	100%	42,2%		
Class Financial Services (succ. Italie)	Italie	IC (2)	100%	42,2%	IC (2)	100%	42,2%		
Class Financial Services (succ. Pologne)	Pologne	IC (2)	100%	42,2%	IC (2)	100%	42,2%		
Class Financial Services Ltd	Royaume-Uni	IC	50%	42,2%	IC	50%	42,2%		
CNH MiddleEast	France	IC (2)	100%	100%	IC (2)	100%	100%		11
CNH Industrial Capital Europe	France	IC (2)	30,7%	4,6%	IC (2)	50,7%	4,6%		
CNH Industrial Capital Europe (succ. Allemagne)	Allemagne	IC (2)	100%	4,6%	IC (2)	100%	4,6%		
CNH Industrial Capital Europe (succ. Belgique)	Belgique	IC (2)	100%	4,6%	IC (2)	100%	4,6%		
CNH Industrial Capital Europe (succ. Espagne)	Espagne	IC (2)	100%	4,6%	IC (2)	100%	4,6%		
CNH Industrial Capital Europe (succ. Italie)	Italie	IC (2)	100%	4,6%	IC (2)	100%	4,6%		
CNH Industrial Capital Europe (succ. Pologne)	Pologne	IC (2)	100%	4,6%	IC (2)	100%	4,6%		
CNH Industrial Capital Europe BV	Pays-Bas	IC	100%	4,6%	IC	100%	4,6%		
CNH Industrial Capital Europe GmbH	Autriche	IC	100%	4,6%	IC	100%	4,6%		
CNH Industrial Capital Europe Ltd	Royaume-Uni	IC	100%	4,6%	IC	100%	4,6%		
Commercial Vehicle Finance Ltd	Royaume-Uni	IC	100%	100%	IC	100%	100%		
CS Finance	Belgique	IC	100%	100%	IC	100%	100%		
CS Finance (succ. Belgique)	Belgique	IC	-	-	IC	-	-		11
Felix Grunderwerbungs- und Vermögensg. GmbH & Co. KG	Allemagne	IC	-	-	IC	-	-		11
Fertis Lease	France	IC (2)	100%	100%	IC (2)	100%	100%		
Fertis Lease Belgium	Belgique	IC	100%	100%	IC	100%	100%		
Fertis Lease Deutschland GmbH	Allemagne	IC	100%	100%	IC	100%	100%		
Fertis Lease Benelux SA	Espagne	IC	100%	100%	IC	100%	100%		
Fertis Lease Portugal	Portugal	IC	100%	100%	IC	100%	100%		
Fertis Lease UK Ltd	Royaume-Uni	IC	100%	100%	IC	100%	100%		11
Fertis Montydesse BV	Pays-Bas	IC	100%	100%	IC	100%	100%		11
Hedge Hedrick Verhuur BV	Pays-Bas	IC	100%	4,5%	IC	100%	4,5%		11
Humberlyde Commercial Investments Ltd	Royaume-Uni								11
ICB Finance	France	IC (2)	100%	4,6%	IC (2)	100%	4,6%		
ICB Finance (succ. Allemagne)	Allemagne	IC (2)	100%	4,6%	IC (2)	100%	4,6%		
ICB Finance (succ. Italie)	Italie	IC (2)	100%	4,6%	IC (2)	100%	4,6%		
ICB Finance Holdings Ltd	Royaume-Uni	IC	100%	4,6%	IC	100%	4,6%		
Manitou Finance Ltd	Royaume-Uni	IC	50%	42,2%	IC	50%	42,2%		
MFI	France	IC (2)	50%	42,2%	IC (2)	50%	42,2%		
Nauta-Frenger 2	France	IC	100%	100%	IC	100%	100%		11
Naturecredit	France	IC (2)	100%	100%	IC (2)	100%	100%		
NO Leasing BV SA	Roumanie	IC	100%	100%	IC	100%	100%		11
Same Bank: F&B Finance	France	IC (2)	100%	100%	IC (2)	100%	100%		

Investment	Firm	31 December 2016				31 December 2015				
		Methods	Variable	Asset	Liab	Methods	Variable	Asset	Liab	
Corat (SA)	Luxembourg	IC	-	-	-	IC	-	-	-	
Corat (K) (K)	Belgium (Bel)	Aggressive (Bel)	-	-	-	IC	-	-	-	
Ofica	France	ME	242%	242%	ME	242%	242%	-	-	
Fluores Bank AS	Denmark	IC	100%	100%	IC	100%	100%	-	-	
Fluores Bank AS (succ. Norway)	Norway	IC	100%	100%	IC	100%	100%	-	-	
Fluores Bank AS (succ. Sweden)	Sweden	IC	100%	100%	IC	100%	100%	17	-	
Los Aninos Belgian SA NV	Belgium	ME	50%	40.5%	ME	50%	40.5%	-	-	
IC3 F (Conto)	France	-	-	-	-	-	-	-	13	
Fininvest Banca SPA	Italy	IC	100%	100%	IC	100%	100%	-	-	
Fininvest 1 SRG(s)	Italy	-	-	-	-	-	-	-	-	
Fininvest 2PV SRG(s)	Italy	IC	-	-	-	IC	-	-	-	
Fond Commun de Titrisation Autorisée(s)	France	-	-	-	19	IC	-	-	-	
Fonds Communs de Créances UCI et RMBS Fixed (%)	Spain	ME (C)	-	-	ME (C)	-	-	-	-	
Fonds Communs de Titrisation Borne (%)	France	IC	-	-	IC	-	-	-	-	
GCC Consumo Establecimientos Financiers de Crédito SA	Spain	IC	5%	5%	IC	5%	5%	-	-	
Genial Auto Finance Co Ltd	China	ME (C)	25%	25%	ME (C)	25%	25%	-	-	
Gesellschaft für Finanz- & Vermögensverwaltung GmbH	Austria	-	-	-	-	-	-	-	13	
I Corat SRG(s)	Italy	-	-	-	-	-	-	-	13	
Infocore Kredit GmbH & Co KG	Austria	-	-	-	-	-	-	-	13	
International Development Resources AS Services SA	Spain	-	-	-	-	-	-	-	13	
Issuer AGS 2007 Hedging L18	Belgium (Bel)	IC	100%	100%	IC	100%	100%	-	-	
Issuer AGS 2007 P12(s)	Belgium (Bel)	IC	-	-	IC	-	-	-	-	
(real 20)	France	IC	100%	100%	IC	100%	100%	-	-	
Luxfin Finance	France	IC (C)	5%	5%	IC (C)	5%	5%	-	-	
Majors Children Bank (20)	Hong Kong	IC	100%	100%	IC	100%	100%	-	-	
Nexity Creditfinance	France	IC	90%	95%	IC	90%	95.7%	17	-	
Nesta 2008 (s)	France	IC	-	-	IC	-	-	12	-	
Northern Finance	France	IC (C)	100%	100%	IC (C)	100%	100%	-	-	
Operta Ltd	France	IC	50%	50%	IC	50%	50%	-	-	
Orey Management NV	Hong Kong	ME	40%	40%	ME	40%	40%	-	-	
Opel Bank	France	IC	50%	50%	IC	50%	50%	-	-	
Opel Bank (succ. Allemagne)	Allemagne	IC	100%	50%	12	-	-	-	-	
Opel Bank (succ. Espagne)	Espagne	IC	100%	50%	12	-	-	-	-	
Opel Bank (succ. Greece)	Greece	IC	100%	50%	12	-	-	-	-	
Opel Bank (succ. Italie)	Italie	IC	100%	50%	12	-	-	-	-	
Opel Bank GmbH	Allemagne	-	-	-	14	IC	100%	50%	-	
Opel Bank GmbH (succ. Espagne)	Espagne	-	-	-	14	IC	100%	50%	17	
Opel Bank GmbH (succ. Greece)	Greece	-	-	-	14	IC	100%	50%	-	
Opel Bank GmbH (succ. Italie)	Italie	-	-	-	14	IC	100%	50%	-	
Opel Finance AG	Sweden	13	IC	100%	50%	13	IC	100%	50%	13
Opel Finance BV (a Opel Finance FSA)	Belgium	IC	100%	50%	IC	100%	50%	13	-	
Opel Finance Germany Holdings GmbH	Allemagne	-	-	-	-	-	-	-	14	
Opel Finance International BV	Pays-Bas	IC	100%	50%	IC	100%	50%	-	-	
Opel Finance NV	Pays-Bas	IC	100%	50%	IC	100%	50%	13	-	
Opel Finance NV (succ. Belgique)	Belgique	-	-	-	-	-	-	-	11	
Opel Finance SA	Suisse	IC	100%	50%	IC	100%	50%	13	-	
Opel Finance SPA	Italie	-	-	-	14	IC	100%	50%	-	
Opel Leasing GmbH	Allemagne	IC	100%	50%	IC	100%	50%	-	-	
Opel Leasing GmbH (succ. Autriche)	Autriche	IC	100%	50%	IC	100%	50%	-	-	
OPW Europe Finance Ltd	Belgium (Bel)	Aggressive (Bel)	-	-	-	-	-	-	14	
OPW Holdings UK Ltd	Belgium (Bel)	Aggressive (Bel)	-	-	-	-	-	-	13	
Phedra Hypothekens 200 (BVG)	Pays-Bas	IC	-	-	IC	-	-	-	-	
Phedra Hypothekens 2003 (BVG)	Pays-Bas	-	-	-	11	IC	-	-	-	
Proper	France	IC (C)	100%	100%	IC (C)	100%	100%	-	-	
RC2 Card City OM	Algerie de Sud	IC	100%	100%	IC	100%	100%	-	-	
Securum International Asset Recyclables 1 SRG(s)	Luxembourg	-	-	-	-	-	-	-	13	
Securum Financeurs Garantie ITC SA	Espagne	ME	32.2%	40%	ME	32.2%	40%	-	-	
Securum Finance AG	Italie	-	-	-	-	-	-	-	14	
Securum BNP-Immo France L18	Inde	-	-	-	12	ME (C)	40.5%	40.5%	-	
Securum Commercial Finance Co Ltd	Chine	ME	5%	5%	ME	5%	5%	-	-	
Issuing Eurobond Asset Recyclables 1	Belgium (Bel)	IC	100%	100%	IC	100%	100%	-	-	

Entreprise	Pays	30 Décembre 2023				30 Décembre 2022			
		Méthode	% contrôle	% intérêt	Ré.	Méthode	% contrôle	% intérêt	Ré.
Banque Internationale pour le Commerce et l'Industrie de la Côte d'Ivoire	Côte d'Ivoire	IC	50,0%	50,0%	-	IC	50,0%	50,0%	-
Banque Internationale pour le Commerce et l'Industrie de la Guinée	Guinée	IC	50,0%	50,0%	-	IC	50,0%	50,0%	-
Banque Internationale pour le Commerce et l'Industrie de Burkina Faso	Burkina Faso	IC	5%	5%	-	IC	5%	5%	-
Banque Internationale pour le Commerce et l'Industrie du Gabon	Gabon	ME	4%	4%	-	ME	4%	4%	-
Banque Internationale pour le Commerce et l'Industrie du Mali	Mali	IC	85%	85%	-	IC	85%	85%	-
Banque Internationale pour le Commerce et l'Industrie du Sénégal	Sénégal	IC	54,7%	54,7%	-	IC	54,7%	54,7%	-
Banque Marocaine pour le Commerce et l'Industrie	Maroc	IC	6%	6%	-	IC	6%	6%	-
Banque Marocaine pour le Commerce et l'Industrie Banque (Echec)	Maroc	IC	100%	6%	-	IC	100%	6%	-
Banque pour l'Industrie et le Commerce des Comores	Comores	IC	5%	5%	-	IC	5%	5%	-
Dentel Nadi AG	Jamaïque	ME (I)	32,0%	9,1%	ME (I)	32,0%	9,1%	(I)	-
BOSI	Maroc	IC	100%	96,4%	(I)	-	-	-	-
BIZ SPV Substans Sprika ZOO	Pologne	IC	100%	100%	-	IC	100%	100%	-
BIZ Poland ARIZ (SOX)G	Italie	-	-	-	IC	-	-	-	-
BIZ Source	Côte d'Ivoire	IC	90%	52,5%	-	IC	90%	52,5%	(I)
BIZJ Holding	Maroc	IC	88,3%	58,2%	-	IC	88,3%	58,2%	-
BWP Bank Polska SA B+ Bank	Pologne	IC	88,8%	88,8%	-	IC	88,8%	88,8%	W
BIZ SPV SA	Pologne	IC	100%	100%	-	IC	100%	100%	-
BWP H-Global	Algérie	IC	100%	99,7%	-	IC	100%	100%	-
BWP Fortis Yachting Holding AS	Turquie	IC	100%	99,8%	-	IC	100%	99,8%	-
BWP HB Participations	France	IC	100%	100%	-	IC	100%	100%	-
BWP Substans Sprika ZOO	Pologne	IC	100%	99,7%	-	IC	100%	99,7%	(I)
BWP Yachting Holding IS	Turquie	IC	100%	100%	-	IC	100%	100%	-
K.A.W Insurance CIC	Ukraine	-	-	-	IC	W	10,0%	75,9%	-
TEB Leasing AG	Turquie	IC	100%	75,5%	-	IC	100%	75,5%	-
TEB Holding AG	Turquie	IC	50%	50%	-	IC	50%	50%	-
TEB Portfolio Yachtmen AG	Turquie	IC	100%	75,5%	W	54,0%	99,7%	W	-
TEB SH A	Serbie	IC	100%	100%	-	IC	100%	100%	-
TEB Yachting Market Drogas AG	Turquie	IC	100%	75,5%	-	IC	100%	75,5%	-
Bank Rumun Bank AG	Turquie	IC	100%	75,5%	-	IC	100%	75,5%	-
Lactobank Public ESC	Ukraine	IC	100%	100%	-	IC	100%	100%	-
Union Bancaire pour le Commerce et l'Industrie	Serbie	IC	50,0%	50,0%	-	IC	50,0%	50,0%	-
Assurance									
A/W Immocommercial G	France	VM	-	-	-	VM	-	-	(I)
AG Insurance	Belgique	ME	25%	25%	-	ME	25%	25%	-
Agathe Retail France	France	VM	30,2%	30,2%	-	VM	33,3%	33,3%	(I)
Androsia Arlet (2025)	France	IC (H)	-	-	W	IC (H)	-	-	-
Androsia Mar (2025)	France	IC (H)	-	-	(I)	-	-	-	-
Autobricks	Belgique	IS (C)	100%	98,4%	(I)	-	-	-	-
Banquet Participations SAS	Luxembourg	VM	25,7%	25,7%	-	VM	25,7%	25,7%	(I)
BWP Rabais Indice France (En RWP Indice France)(c)	France	IC (H)	-	-	(I)	-	-	-	-
BWP ABS Europe AAA(c)	France	-	-	-	SA	IC (H)	-	-	(I)
BWP ABS Europe S(A)	France	-	-	-	SA	IC (H)	-	-	(I)
BWP ABS Oppenheimer(c)	France	-	-	-	SA	IC (H)	-	-	(I)
BWP Actoria Crescendo (Le Camperion Actoria Crescendo)(c)	France	IC (H)	-	-	W	IC (H)	-	-	(I)
BWP Actoria (Interpreneur)(c)	France	IC (H)	-	-	W	IC (H)	-	-	(I)
BWP Actoria Lion (Le Camperion Actoria Lion)(c)	France	IC (H)	-	-	VS	IC (H)	-	-	(I)
BWP Actoria Wincor(c)	France	IC (H)	-	-	VS	IC (H)	-	-	(I)
BWP Actoria PMG(c)	France	IC (H)	-	-	VS	IC (H)	-	-	(I)
BWP Aquat(c)	France	IC (H)	-	-	W	IC (H)	-	-	-
Group Indes Selectives Actoria Lions (En RWP Actoria Lion)(c)	France	IC (H)	-	-	VS	IC (H)	-	-	-
BWP Carif	France	IC (C)	100%	100%	-	IC (C)	100%	100%	-
BWP Carif EV	Porto-Rico	IC (C)	100%	100%	-	IC (C)	100%	100%	-
BWP Carif Compagnie de Seguros Reaseguros SA	Pérou	ME*	100%	100%	ME*	100%	100%	100%	-
BWP Carif General Insurance CLT	Turquie	IC (C)	100%	100%	IC (C)	100%	100%	100%	-
BWP Carif General Insurance CLT	Saint-Jean-de-Croix	ME*	10,3%	10,3%	VS	ME*	10,3%	10,3%	-

Instrument	Face	3 December 2018				3 December 2019			
		Method	% Assets	% NAV	Ref.	Method	% Assets	% NAV	Ref.
Carif Assurance Risques Divers (succ. Belgique)	Belgique	IS (2)	100%	100%		IS (2)	100%	100%	
Carif Assurance Risques Divers (succ. Belgique)	Belgique	IS (2)	100%	100%		IS (2)	100%	100%	
Carif Assurance Risques Divers (succ. Espagne)	Espagne	IS (2)	100%	100%		IS (2)	100%	100%	
Carif Assurance Risques Divers (succ. Italie)	Italie	IS (2)	100%	100%		IS (2)	100%	100%	
Carif Assurance Risques Divers (succ. Japon)	Japon				5	IS (2)	100%	100%	
Carif Assurance Risques Divers (succ. Luxembourg)	Luxembourg	IS (2)	100%	100%		IS (2)	100%	100%	
Carif Assurance Risques Divers (succ. Pologne)	Pologne	IS (2)	100%	100%		IS (2)	100%	100%	
Carif Assurance Risques Divers (succ. Portugal)	Portugal	IS (2)	100%	100%		IS (2)	100%	100%	
Carif Assurance Risques Divers (succ. Roumanie)	Roumanie	IS (2)	100%	100%		IS (2)	100%	100%	
Carif Assurance Risques Divers (succ. Suisse)	Suisse	IS (2)	100%	100%		IS (2)	100%	100%	
Carif Assurance Risques Divers (succ. Taiwan)	Taiwan	IS (2)	100%	100%		IS (2)	100%	100%	
Carif Biotecno Magwaycap 201	Hongrie	ME*	100%	100%		ME*	100%	100%	(1)
Carif BNP AM Frontier Markets (le Carif BNP IF Equity Frontier Market(s))	France	IS (2)	-	-		IS (2)	-	-	
Carif BNP IF Convertibles World(s)	France	IS (2)	-	-		IS (2)	-	-	
Carif BNP IF Global Senior Corporate Loan(s)	France	IS (2)	-	-	(1)	IS (2)	-	-	
Carif BNP IF Signature(s)	France	IS (2)	-	-		IS (2)	-	-	
Carif BNP IF Seed Cap Euro(s)	France	IS (2)	-	-		IS (2)	-	-	
Carif BNP IF Seed Cap Europe	France				50	IS (2)	-	-	
Carif Colombia Seguros Generales SA	Colombie	IS (2)	100%	100%		IS (2)	100%	100%	
Carif CTA Global Return(s)	France	IS (2)	-	-		IS (2)	-	-	
Carif do Brasil Seguros e Garantias SA	Brazil	IS (2)	100%	100%		IS (2)	100%	100%	
Carif do Brasil Vida e Previdência SA	Brazil	IS (2)	100%	100%		IS (2)	100%	100%	
Carif Latin Signature(s)	France	IS (2)	-	-		IS (2)	-	-	
Carif I (Spain)	Belgique	ME*	100%	100%		ME*	100%	100%	
Carif Forsaking AS	Suède	ME*	100%	100%		ME*	100%	100%	
Carif Forsaking AS	Danemark	ME*	100%	100%		ME*	100%	100%	
Carif Forsaking AS	Norvège	ME*	100%	100%		ME*	100%	100%	
Carif I (AIE)	France	IS (2)	90%	90%		IS (2)	90%	90%	(2) (3)
Carif Insurance Co LLC	Russie	IS (2)	100%	100%		IS (2)	100%	100%	(1) (2) (3) (4)
Carif I (le)	Luxembourg				54	IS (2)	100%	100%	(1) (2) (3) (4)
Carif I (le Insurance Co Ltd)	Rep. de Corée	IS (2)	75%	75%		IS (2)	75%	75%	
Carif Life Insurance Japan	Japon	IS (2)	75%	75%		IS (2)	75%	75%	(1)
Carif Lyfaskringur AS	Suède	ME*	100%	100%		ME*	100%	100%	
Carif Lyfaskringur AS	Danemark	ME*	100%	100%		ME*	100%	100%	
Carif Lyfaskringur AS	Norvège	ME*	100%	100%		ME*	100%	100%	
Carif Lila	Brazil	ME*	100%	100%		ME*	100%	100%	(1)
Carif Lux Vie	Luxembourg	IS (2)	100%	100%		IS (2)	100%	100%	(1)
Carif Mexico Seguros de Vida SA de CV	Mexique	ME*	100%	100%		ME*	100%	100%	
Carif Mexico Seguros Generales SA de CV	Mexique	ME*	100%	100%		ME*	100%	100%	
Carif Non Life Insurance Japan	Japon	IS (2)	100%	75%		IS (2)	100%	75%	(1)
Carif Nordic AS	Suède	IS (2)	100%	100%		IS (2)	100%	100%	
Carif Phoenix Insurance Holdings PLC	Irlande (UK)	IS (2)	100%	100%		IS (2)	100%	100%	
Carif Phoenix Insurance Management Services PLC	Irlande (UK)	IS (2)	100%	100%		IS (2)	100%	100%	
Carif Polska Rezerwa Zycia SA	Pologne	ME*	100%	100%		ME*	100%	100%	
Carif Seguros SA	Argentine	IS (2)	100%	100%		IS (2)	100%	100%	
Carif Servicios AS	Portugal	IS (2)	100%	100%	(1)	IS (2)	100%	100%	
Carif Servicios SA	Argentine	ME*	100%	100%		ME*	100%	100%	
Carif Servicios SAC	Perou	ME*	100%	100%		ME*	100%	100%	(1)
Carif Vita Comen Fund (AIE)	France	IS (2)	-	-		IS (2)	-	-	
Confianza	France	IS (2)	100%	100%		IS (2)	100%	100%	

Entreprise	Pays	31 décembre 2019				31 décembre 2018			
		Méthode	Actifs	Passifs	Net	Méthode	Actifs	Passifs	Net
SO Trade du Nord	France	IC (2)	100%	100%		IC (2)	100%	100%	
SO Fontenay Palaiseau	France	IC (2)	100%	100%		IC (2)	100%	100%	
SO Indes Velly	France	VM	215%	215%		VM	215%	215%	11
SO Le Blanc Saun	France	IC (2)	100%	100%		IC (2)	100%	100%	
SO Orléans	France	VM	50%	50%		VM	50%	50%	11
SO Normandie Caennaises	France	IC (2)	100%	100%		IC (2)	100%	100%	
SO Nantes Caenn	France	IC (2)	100%	100%		IC (2)	100%	100%	
SO Jolysart	France	IC (2)	100%	100%		IC (2)	100%	100%	
SO Pontine Les Moulins	France	IC (2)	100%	100%		IC (2)	100%	100%	
SO Paris Badolieres	France	IC (2)	100%	100%		IC (2)	100%	100%	
SO Paris Court de Vincennes	France	IC (2)	100%	100%		IC (2)	100%	100%	
SO Paris Tanneur	France	IC (2)	100%	100%	12				
SO Prefect de Clay	France	ME	45%	45%		ME	45%	45%	
SO Rue Mississippi	France	IC (2)	100%	100%		IC (2)	100%	100%	
SO Ruei Gaudin	France	IC (2)	100%	100%		IC (2)	100%	100%	
SO Saint Denis Landy	France	IC (2)	100%	100%		IC (2)	100%	100%	
SO Saint Denis Millevand	France	IC (2)	100%	100%		IC (2)	100%	100%	
SO Saint Denis Jels	France	IC (2)	100%	100%		IC (2)	100%	100%	
SO SCD	France	ME	41,4%	41,4%		ME	41,4%	41,4%	
SO Vendôme Adresses	France	VM	50%	10%		VM	50%	10%	11
SO Villeneuve StLouis	France	IC (2)	100%	100%		IC (2)	100%	100%	
Socar	France	VM	15,7%	15,7%	10	VM	15%	15%	11
Sonenszentrum Deutschland Holding SARL	Luxembourg	VM	-	-		VM	-	-	11
Sonenszentrum Koelnbeck Oberreit München Objekt GmbH	Alemagne	VM	25%	25%		VM	25%	25%	13
Sonenszentrum Ruchbach Objekt GmbH	Alemagne	VM	25%	25%		VM	25%	25%	13
Sonenszentrum Heidenau Objekt GmbH	Alemagne	VM	25%	25%		VM	25%	25%	13
Sonenszentrum Gasser Objekt GmbH	Alemagne	VM	25%	25%		VM	25%	25%	13
Sonenszentrum Wylbachhaus Objekt GmbH	Alemagne	VM	25%	25%		VM	25%	25%	13
Société Française d'Allocations	France	ME	30%	10%		ME	30%	10%	
So la Vie	France	ME	30%	10%		ME	30%	10%	
Société Immobilière du Royal Building SA	Luxembourg	IC (2)	100%	100%		IC (2)	100%	100%	14
State Bank of India Life Insurance Co Ltd	Inde				12	ME	22%	22%	
Stefan Court (Jean Enquet)	France	IC (2)	-	-		IC (2)	-	-	
Went Parc (Jaune)	France	IC (2)	100%	100%		IC (2)	100%	100%	
Wilton PDI	France	IC (2)	-	-		IC (2)	-	-	
Willy SAS	France	VM	21,3%	21,3%		VM	21,7%	21,7%	11
Vetobank Court Vite Insurance Co Ltd	Viet Nam	ME	55%	55%	11	ME	43%	43%	11
WPP España SA	Espagne				14	IC	100%	100%	
WPP Wealth Management Monaco	Monaco	IC (1)	100%	100%		IC (2)	100%	100%	
WPP Asset Management AL	Suède								14
WPP Asset Management AL	Suède	IC	100%	100%		IC	100%	100%	15
WPP Asset Management AL	Norvège	IC	100%	100%		IC	100%	100%	15
WPP Asset Management AL (succ. Tuleu)	Suède	IC	100%	100%	17				
WPP Asset Management AL	Chine	ME	15%	15%		ME	15%	15%	15
WPP Asset Management Asia Ltd	Hong Kong	IC	100%	100%		IC	100%	100%	15
WPP Asset Management AL	Belgique	IC	100%	100%		IC	100%	100%	15
WPP Asset Management Belgium	Belgique	IC	100%	100%		IC	100%	100%	15
WPP Asset Management Belgium (succ. Altmagne)	Alemagne				17	IC	100%	100%	15
WPP Asset Management	Inde								15
WPP Asset Management France	France	IC	100%	100%		IC	100%	100%	15
WPP Asset Management France (succ. Altmagne)	Alemagne	IC	100%	100%	17				
WPP Asset Management France (succ. Antiche)	Antiche	IC	100%	100%		IC	100%	100%	15
WPP Asset Management France (succ. Balle)	Balle	IC	100%	100%		IC	100%	100%	17
WPP Asset Management Holding	France	IC	100%	100%		IC	100%	100%	15
WPP Asset Management India Private Ltd	Inde	IC	100%	100%		IC	100%	100%	

Notes annexes aux états financiers

4

Investment	Firm	December 2018				End-November 2019			
		Method	Location	Amount, \$B	% of GDP	Method	Location	Amount, \$B	% of GDP
BWIP Real Estate Advisory July 2018	Italy	EC (7)	13%	100%	EC	100%	100%		
BWIP Real Estate Advisory Netherlands BV	High-Risk	EC (7)	13%	100%	EC	100%	100%		
BWIP Real Estate Advisory SA	Algeria	EC (7)	13%	100%	EC	100%	100%		
BWIP Real Estate AFM CR SDE	High-Risk	EC (7)	13%	100%	EC	100%	100%		
BWIP Real Estate Conseil Hospitalité & Hospitality	France	EC (7)	13%	100%	EC	100%	100%		
BWIP Real Estate Conseil France	France	EC (7)	13%	100%	EC	100%	100%		
BWIP Real Estate Conseil GmbH	Austria	EC (7)	13%	100%	EC	100%	100%		
BWIP Real Estate Facilities Management Ltd	Belgium-Lux	EC (7)	100%	100%	EC	100%	100%		
BWIP Real Estate Financial Partner	France	EC (7)	13%	100%	EC	100%	100%		
BWIP Real Estate GmbH	Austria	EC (7)	13%	100%	EC	100%	100%		
BWIP Real Estate Holding	Belgium-Lux	EC (7)	13%	100%	EC	100%	100%		
BWIP Real Estate Holding GmbH	Austria	EC (7)	13%	100%	EC	100%	100%		
BWIP Real Estate Holding Netherlands BV	High-Risk								14
BWIP Real Estate Investment Management Belgium	Belgium-Lux	EC (7)	100%	100%	EC	100%	100%		
BWIP Real Estate Investment Management France	France	EC	13%	100%	EC	100%	100%		
BWIP Real Estate Investment Management Germany GmbH	Austria	EC	14.1%	14.1%	EC	14.1%	14.1%		
BWIP Real Estate Investment Management Germany GmbH (aux. Espagne)	Espagne	EC	14.1%	14.1%	EC	14.1%	14.1%		
BWIP Real Estate Investment Management Germany GmbH (aux. Italie)	Italy	EC	14.1%	14.1%	EC	14.1%	14.1%		
BWIP Real Estate Investment Management Italy SPA	Italy	EC	13%	100%	EC	100%	100%		
BWIP Real Estate Investment Management Ltd	Belgium-Lux	EC (7)	100%	100%	EC	100%	100%		
BWIP Real Estate Investment Management Luxembourg SA	Luxembourg	EC	13%	100%	EC	100%	100%		
BWIP Real Estate Investment Management Spain SA	Espagne	EC (7)	13%	100%	EC	100%	100%		
BWIP Real Estate Investment Management UK Ltd	Belgium-Lux	EC (7)	13%	100%	EC	100%	100%		
BWIP Real Estate London	France	EC (7)	13%	100%	EC	100%	100%		14
BWIP Real Estate Morocco Investments Ex High-Riskness ZVE	Maroc	EC (7)	13%	100%	EC	100%	100%		
BWIP Real Estate Poland SP ZRO	Pologne	EC (7)	13%	100%	EC	100%	100%		
BWIP Real Estate Portugal Investment SA	Portugal	EC (7)	13%	13%	EC				
BWIP Real Estate Property Development & Services GmbH Ex BWIP Real Estate Investment Management International GmbH	Austria	EC (7)	100%	100%	EC	100%	100%	17	
BWIP Real Estate Property Development UK Ltd	Belgium-Lux	EC (7)	13%	100%	EC	100%	100%		
BWIP Real Estate Property Development Italy SPA	Italy	EC (7)	13%	100%	EC	100%	100%		
BWIP Real Estate Property Management Belgium	Belgium-Lux	EC (7)	13%	100%	EC	100%	100%		
BWIP Real Estate Property Management France SAS	France	EC (7)	13%	100%	EC	100%	100%		
BWIP Real Estate Property Management GmbH	Austria	EC (7)	13%	100%	EC	100%	100%		
BWIP Real Estate Property Management Italy SRL	Italy	EC (7)	13%	100%	EC	100%	100%		
BWIP Real Estate Property Management Spain SA	Espagne								14
BWIP Real Estate Singapore Pte Ltd	Singapore	EC (7)	13%	13%	17				
BWIP Real Estate Spain SA Ex BWIP Real Estate Advisory Spain SA	Espagne	EC (7)	13%	100%	EC	100%	100%		
BWIP Real Estate Transaction France	France	EC (7)	16.1%	16.1%	14	EC	16%	16%	17
BWIP Real Estate Valuation France Carbon Development SL	France	EC (7)	7%	7%	13	EC	100%	100%	
EC Single Unit	France	EC (7)	13%	100%	EC	100%	100%		
Avon Milano SRL	Italy	EC (7)	13%	100%	EC	100%	100%		
UBT	Spain	EC (7)	13%	100%	EC	100%	100%	17	
Isacchi SRL	Italy								13
Highly Special Ltd	Belgium-Lux	EC (7)	13%	100%	EC	100%	100%		

4

ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS AU 31 DÉCEMBRE 2019

Notes annexes aux états financiers

Dénomination	Pays	31 décembre 2019				31 décembre 2018			
		Méthode	% contrôle	% intérêt	Aut.	Méthode	% contrôle	% intérêt	Aut.
Partners & Services	France	IC	(2)	100%	100%	IC	100%	100%	
Pyramis CR 1 SA	Luxembourg								54
Pyramis SARL	Luxembourg				31	IC	100%	100%	
PEPS Packer Ltd	Royaume-Uni	IC	(2)	100%	100%	IC	100%	100%	
Société Auxiliaire de Construction Immobilière	France	IC	(2)	100%	100%	IC	100%	100%	
Société de Construction Veste®	France	N/A	(2)	-	-	IC	-	-	
Svilleggi Residence Italia SRL	Italie	IC	(2)	100%	100%	IC	100%	100%	
Services									
BNPP Suisse SA	Suisse	IC	100%	100%	IC	100%	100%	100%	
BNPP Suisse SA (succ. Germany)	Allemagne	IC	100%	100%	IC	100%	100%	100%	
Services & Investment Banking									
Securities Services									
BNPP Financial Services LLC	États-Unis	IC	100%	100%	IC	100%	100%	100%	(1)
BNPP Fund Administration Services Ireland Ltd	Irlande	IC	100%	100%	IC	100%	100%	100%	
BNPP Fund Services Australia Pty Ltd	Australie	IC	100%	100%	IC	100%	100%	100%	31
BNPP Fund Services Australia Pty Ltd (succ. Nouvelle-Zélande)	Nlle-Zélande	IC	100%	100%	IC	100%	100%	100%	31
BNPP Global Securities Operations Private Ltd	Inde	IC	100%	100%	IC	100%	100%	100%	
BNPP Securities Services	France	IC	(1)	100%	100%	IC	(1)	100%	100%
BNPP Securities Services (succ. Allemagne)	Allemagne	IC	(1)	100%	100%	IC	(1)	100%	100%
BNPP Securities Services (succ. Australie)	Australie	IC	(1)	100%	100%	IC	(1)	100%	100%
BNPP Securities Services (succ. Belgique)	Belgique	IC	(1)	100%	100%	IC	(1)	100%	100%
BNPP Securities Services (succ. Espagne)	Espagne	IC	(1)	100%	100%	IC	(1)	100%	100%
BNPP Securities Services (succ. Grèce)	Grèce	IC	(1)	100%	100%	IC	(1)	100%	100%
BNPP Securities Services (succ. Germany)	Allemagne	IC	(1)	100%	100%	IC	(1)	100%	100%
BNPP Securities Services (succ. Hong Kong)	Hong Kong	IC	(1)	100%	100%	IC	(1)	100%	100%
BNPP Securities Services (succ. Hongrie)	Hongrie	IC	(1)	100%	100%	IC	(1)	100%	100%
BNPP Securities Services (succ. Hongrie)	Hongrie	IC	(1)	100%	100%	IC	(1)	100%	100%
BNPP Securities Services (succ. Italie)	Italie	IC	(1)	100%	100%	IC	(1)	100%	100%
BNPP Securities Services (succ. Israël)	Israël	IC	(1)	100%	100%	IC	(1)	100%	100%
BNPP Securities Services (succ. Jersey)	Jersey	IC	(1)	100%	100%	IC	(1)	100%	100%
BNPP Securities Services (succ. Luxembourg)	Luxembourg	IC	(1)	100%	100%	IC	(1)	100%	100%
BNPP Securities Services (succ. Pays-Bas)	Pays-Bas	IC	(1)	100%	100%	IC	(1)	100%	100%
BNPP Securities Services (succ. Pologne)	Pologne	IC	(1)	100%	100%	IC	(1)	100%	100%
BNPP Securities Services (succ. Portugal)	Portugal	IC	(1)	100%	100%	IC	(1)	100%	100%
BNPP Securities Services (succ. Royaume-Uni)	Royaume-Uni	IC	(1)	100%	100%	IC	(1)	100%	100%
BNPP Securities Services (succ. Singapour)	Singapour	IC	(1)	100%	100%	IC	(1)	100%	100%
BNPP Securities Services (succ. Suisse)	Suisse	IC	(1)	100%	100%	IC	(1)	100%	100%
Services Logiciels d'Intégration Blockchain	France	ME	(2)	60,1%	65,4%	ME	(2)	60,1%	65,4%
IFM&I (Europe, Moyen-Orient, Afrique)									
France									
Alpaville(s)	France	IC	-	-	IC	-	-	-	
Auxier Real Estate Opportunities SARL(s)	Luxembourg	IC	-	-	IC	-	-	-	31
Auxier Finance(s)	France	IC	-	-	IC	-	-	-	
BNPP Abitibi	France	IC	(1)	100%	100%	IC	(1)	100%	100%
BNPP Abitibi (succ. Royaume-Uni)	Royaume-Uni								31
Compagnie d'Investissement Italien(s)	France	IC	-	-	IC	-	-	-	
Compagnie d'Investissement (Irlande)(s)	France	IC	-	-	IC	-	-	-	
Esomel	France	IC	100%	100%	IC	100%	100%	100%	
Euromat	France	ME	25%	25%	ME	25%	25%	25%	(1)
ECT Index(s)	France	IC	-	-	IC	-	-	-	31
Financière des Salles(s)	France	IC	-	-	IC	-	-	-	

Dénomination	Pays	31 décembre 2019				31 décembre 2018			
		Méthode	% contrôle	% intérêt	Aut.	Méthode	% contrôle	% intérêt	Aut.
Financière du Marché Saint-Henri	France	IC	100%	100%	IC	100%	100%	100%	
Financière Paris Haussmann(s)	France	IC	-	-	IC	-	-	-	
Financière Selsout(s)	France	IC	-	-	IC	-	-	-	
Lighter Participation SP	France				54	IC	100%	100%	
Mediterranean(s)	France	IC	-	-	IC	-	-	-	
Orbis Trading Capital	France				54	IC	100%	100%	
Orbis Trading Capital (succ. Hong Kong)	Hong Kong				54	IC	100%	100%	
Orbis Trading Capital (succ. Royaume-Uni)	Royaume-Uni				54	IC	100%	100%	
Orbis(s)	France	IC	-	-	IC	-	-	-	
Paribas	France	IC	(1)	100%	100%	IC	(1)	100%	100%
Participations (Irlande)(s)	France	IC	-	-	IC	-	-	-	
SVC Selsout Participation S	France	IC	100%	100%	IC	100%	100%	100%	
Société d'Assurance de Participations	France	IC	100%	100%	IC	100%	100%	100%	
Veste Investments(s)	France	ME	45%	55%	ME	45%	55%	55%	
Autres Pays d'Europe									
Aeris Finance (IC)(s)	Irlande	IC	-	-	IC	-	-	-	
Alpha Media Holding BV	Pays-Bas				31				
Aquarius - Investments (IC)(s)	Irlande	IC	-	-	IC	-	-	-	
Ares Capital (IC)(s)	Irlande	IC	-	-	IC	-	-	-	
BNP P&A Holding Ltd	Royaume-Uni	IC	100%	100%	IC	100%	100%	100%	
BNP Bank SC	Roumanie	IC	100%	100%	IC	100%	100%	100%	
BNP Commodity Futures Ltd	Royaume-Uni				54	IC	100%	100%	
BNP (Financière) Unit Holder GmbH	Allemagne	IC	100%	100%	IC	100%	100%	100%	
BNP International France (Irlande) Unlimited Company(s)	Irlande				31	IC	-	-	
BNP Invest Holdings BV	Pays-Bas	IC	100%	100%	IC	100%	100%	100%	
BNP Investments N 1 Ltd(s)	Royaume-Uni				31				
BNP Investments N 2 Ltd(s)	Royaume-Uni				31				
BNP Ireland Unlimited Co	Irlande	IC	100%	100%	IC	100%	100%	100%	
BNP Islamic Insurance SV	Pays-Bas	IC	100%	100%	IC	100%	100%	100%	
BNP Insurance BV	Pays-Bas	IC	100%	100%	IC	100%	100%	100%	
BNP Net Ltd	Royaume-Uni	IC	100%	100%	IC	100%	100%	100%	31
BNP Prime Brokerage International Ltd	Irlande	IC	100%	100%	IC	100%	100%	100%	
BNP (UK Holdings) Ltd	Royaume-Uni				31	IC	100%	100%	
BNP (UK) Ltd	Royaume-Uni				31				
BNP Warty Resources (IC)	Irlande	IC	(2)	100%	100%	IC	100%	100%	31
Borg (IC)(s)	Pays-Bas				31	IC	-	-	
Borg BV (succ. Royaume-Uni)(s)	Royaume-Uni				31	IC	-	-	
Daumetier SA	Italie	IC	100%	100%	IC	100%	100%	100%	(1)
Esprit SA	Espagne	IC	100%	100%	IC	100%	100%	100%	(1)
Financière Hine SA	Luxembourg				31	ME	22,5%	22,5%	
FScheels	Belgique	ME	(3)	50%	50%	ME	(3)	50%	50%
Greenstar BNPP	Luxembourg	IC	(2)	100%	100%	IC	100%	100%	
Hennrich Holdings Ltd	Royaume-Uni				31	IC	100%	100%	
Hine Holding 1 SA	Luxembourg				31	ME	75,4%	75,4%	
Hine Holding 2 SA	Luxembourg				31	ME	75%	75%	
Hine Holding 3 SA	Luxembourg				31	ME	20,0%	20,0%	
Landgate Ltd	Royaume-Uni				31	IC	100%	100%	
Maritime Arter Ltd(s)	Irlande	IC	-	-	IC	-	-	-	
Northport Finance (IC)(s)	Irlande	IC	-	-	IC	-	-	-	
Ribera Cell Juice Abitibi	Espagne	IC	100%	100%	IC	100%	100%	100%	(1)
Sociale Capital Ltd(s)	Jersey	IC	-	-	IC	-	-	-	
Ulexant Logistics Ltd	Irlande	IC	100%	100%	IC	100%	100%	100%	
Ulexant Solutions Ltd	Irlande	IC	100%	100%	IC	100%	100%	100%	
Moyen-Orient									
BNPP Investment Co KSA	Aud. Saoudite	IC	100%	100%	IC	100%	100%	100%	31
Amérique									
BNPP Brazil SA	Brazil	IC	100%	100%	IC	100%	100%	100%	
Bancor Holding Corp	États-Unis				54				
BNPP Capital Corp	Canada	IC	100%	100%	IC	100%	100%	100%	
BNPP Capital Services Inc	États-Unis	IC	100%	100%	IC	100%	100%	100%	
BNPP CL Inc	États-Unis				54				
BNPP Colombia Corporation	Colombie	IC	100%	100%	IC	100%	100%	100%	
BNPP Energy Trading SP	États-Unis	IC	100%	100%	IC	100%	100%	100%	
BNPP Energy Trading LLC	États-Unis	IC	100%	100%	IC	100%	100%	100%	
BNPP (ICI) Brazil Fund de Investimentos Multimercado(s)	Brazil	IC	-	-	IC	-	-	-	

ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS AU 31 DÉCEMBRE 2019

Notes annexes aux états financiers

4

Dénomination	Pays	31 décembre 2019				31 décembre 2018			
		Méthode	% contrôle	actif net	%	Méthode	% contrôle	actif net	%
BNP IT LLC	États-Unis	IG	100%	100%	IG	100%	100%		
BNP IT Solutions Canada Inc.	Canada	IG	100%	100%	IG	100%	100%		
BNP Prime Brokerage Inc.	États-Unis							\$4	
BNP Proprietary Funds de Investments Multisectoriels	Brazil	IG	-	-	IG	-	-		
BNP ACE Inc.	États-Unis	IG	100%	100%	IG	100%	100%		
BNP Securities Corp.	États-Unis	IG	100%	100%	IG	100%	100%		
BNP US Investments Inc. (à ex-BNP Energy Trading Holdings Inc.)	États-Unis	IG	100%	100%	IG	100%	100%		
BNP US Wholesale Holdings Corp.	États-Unis	IG	100%	100%	IG	100%	100%		
BNP USA Inc.	États-Unis	IG	100%	100%	IG	100%	100%		
BNP APS Acacia (IC2)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS Acacia (IC3)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS Acacia (IC4)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS Acacia (IC5)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC1)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC2)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC3)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC4)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC5)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC6)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC7)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC8)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC9)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC10)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC11)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC12)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC13)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC14)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC15)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC16)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC17)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC18)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC19)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC20)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC21)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC22)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC23)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC24)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC25)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC26)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC27)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC28)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC29)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC30)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC31)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC32)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC33)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC34)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC35)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC36)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC37)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC38)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC39)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC40)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC41)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC42)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC43)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC44)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC45)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC46)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC47)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC48)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC49)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC50)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC51)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC52)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC53)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC54)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC55)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC56)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC57)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC58)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC59)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC60)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC61)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC62)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC63)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC64)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC65)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC66)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC67)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC68)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC69)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC70)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC71)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC72)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC73)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC74)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC75)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC76)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC77)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC78)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC79)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC80)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC81)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC82)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC83)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC84)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC85)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC86)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC87)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC88)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC89)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC90)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC91)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC92)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC93)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC94)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC95)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC96)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC97)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC98)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC99)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		
BNP APS C3 Holdings (IC100)	États-Unis	IG	-	-	IG	-	-		

Conformément au règlement ANC 2016, la liste exhaustive des entités contrôlées, contrôlées conjointement et sous influence notable exclues de la consolidation compte tenu de leur caractère négligeable pour l'établissement des comptes, et la liste des titres de participation sont disponibles dans la section information Réglementée du site : <https://invest.bnpparibas.com>.

Mouvements de périmètre

Entrées (E) de périmètre

- 17 Franchissement des seuils de consolidation
17 Cession d'entité
17 Acquisition, prise de contrôle ou d'influence notable

Sorties (S) de périmètre

- 21 Cession (cachetée) (liquidation, liquidation...)
22 Cession hors Groupe, perte de contrôle ou d'influence notable
22 Franchissement des seuils de consolidation
24 Fusion-absorption, transmission universelle de patrimoine

Variations (V) de base

- 17 Acquisition complémentaire
17 Cession partielle
17 Dilution
17 Refusion

Divers

- 21 Changement de méthode de consolidation non lié à une variation de base
17 Entités contrôlées (sont l'objet d'une consolidation simplifiée par mise en équivalence en raison de leur caractère peu significatif)
17 Participations dans une entité contrôlée conjointement ou sous influence notable évaluée à la valeur de marché par résultat
(1) Entités structurées

Périmètre de consolidation provisionnel

- (1) Aléas financiers dont la surveillance des exigences prudentielles est assurée dans le cadre de la surveillance sur base consolidée de BNP Paribas SA, conformément aux dispositions de l'article 71 du règlement (UE) n°575/2013 du Parlement européen et du Conseil
(2) Entités mises en équivalence dans le périmètre provisionnel
(3) Entités contrôlées conjointement consolidées selon la méthode de l'intégration proportionnelle dans le périmètre provisionnel
(4) Fonds de placement collectifs exclus du périmètre provisionnel

4

ÉTATS FINANCIERS CONSOLIDÉS AU 31 DÉCEMBRE 2019

Notes annexes aux états financiers

8.k HONORAIRES DES COMMISSAIRES AUX COMPTES

Au titre de l'exercice 2019 Montant hors taxe, en milliers d'euros	Deloitte		PricewaterhouseCoopers		Mazars		Total	
	Montant	%	Montant	%	Montant	%	Montant	%
Certification des comptes	15 043	79 %	17 925	74 %	11 654	87 %	44 622	79 %
Émetteur	3 469		4 677		2 419		10 565	
Filiales consolidées	11 574		13 248		9 235		34 057	
Services autres que la certification des comptes	3 929	21 %	6 391	26 %	1 729	13 %	12 049	21 %
Émetteur	521		1 994		1 089		3 604	
Filiales consolidées	3 408		4 397		640		8 445	
TOTAL	18 972	100 %	24 316	100 %	13 383	100 %	56 671	100 %
dont honoraires versés aux Commissaires aux comptes en France pour la certification des comptes	3 994		5 478		4 761		14 233	
dont honoraires versés aux Commissaires aux comptes en France pour les services autres que la certification des comptes	787		1 832		1 075		3 694	

4

Au titre de l'exercice 2018 Montant hors taxe, en milliers d'euros	Deloitte		PricewaterhouseCoopers		Mazars		TOTAL	
	Montant	%	Montant	%	Montant	%	Montant	%
Certification des comptes	15 289	75 %	15 712	61 %	12 104	90 %	43 105	73 %
Émetteur	3 899		4 462		2 515		10 876	
Filiales consolidées	11 390		11 250		9 589		32 229	
Services autres que la certification des comptes	5 109	25 %	9 898	39 %	1 326	10 %	16 332	27 %
Émetteur	1 526		3 175		712		5 413	
Filiales consolidées	3 582		6 723		614		10 919	
TOTAL	20 397	100 %	25 610	100 %	13 430	100 %	59 437	100 %
dont honoraires versés aux Commissaires aux comptes en France pour la certification des comptes	4 318		4 477		4 936		13 731	
dont honoraires versés aux Commissaires aux comptes en France pour les services autres que la certification des comptes	398		2 091		609		3 098	

Le montant total des honoraires d'audit versés aux Commissaires aux comptes n'appartenant pas au réseau de l'un de ceux certifiant les comptes consolidés et individuels de BNP Paribas SA, mentionnés dans le tableau ci-dessus, s'élève à 876 milliers d'euros au titre de l'exercice 2019 (507 milliers d'euros en 2018).

Les services autres que la certification des comptes comprennent cette année principalement des travaux de revue de la qualité du contrôle interne par rapport à des normes internationales (ex : « ISAE 3402 ») dans le cadre de prestations rendues aux clients, en particulier pour les Métiers Titres et Gestion d'actifs, des missions de formation, de l'apport d'expertise dans le cadre de revue de modèles, ainsi que de diagnostic de conformité du dispositif au regard de dispositions réglementaires.

6

INFORMATIONS SUR LES COMPTES SOCIAUX AU 31 DÉCEMBRE 2019

États financiers de BNP Paribas SA

6.1 États financiers de BNP Paribas SA

COMPTE DE RÉSULTAT DE L'EXERCICE 2019

En millions d'euros	Notes	Exercice 2019	Exercice 2018
Intérêts et produits assimilés	2.a	22 446	19 702
Intérêts et charges assimilés	2.a	(18 506)	(15 338)
Revenus des titres à revenu variable	2.b	6 223	4 520
Commissions (produits)	2.c	6 153	5 541
Commissions (charges)	2.c	(1 304)	(1 059)
Gains nets sur opérations des portefeuilles de négociation	2.d	4 600	3 282
Gains nets sur opérations des portefeuilles de placement et assimilés	2.e	583	169
Autres produits d'exploitation bancaire		97	152
Autres charges d'exploitation bancaire		(121)	(159)
PRODUIT NET BANCAIRE		20 171	16 810
Frais de personnel	5.a	(6 700)	(6 116)
Autres frais administratifs		(4 774)	(4 872)
Dotation aux amortissements et aux dépréciations des immobilisations incorporelles et corporelles		(893)	(606)
RÉSULTAT BRUT D'EXPLOITATION		8 004	5 214
Coût du risque	2.f	(759)	(332)
RÉSULTAT D'EXPLOITATION		7 245	4 882
Gains ou pertes nets sur actifs immobilisés	2.g	575	(408)
Dotations nettes aux provisions réglementées		(5)	(4)
RÉSULTAT COURANT AVANT IMPÔT		7 815	4 470
Impôt sur les bénéfices	2.h	(325)	557
RÉSULTAT NET		7 490	5 027

INFORMATIONS SUR LES COMPTES SOCIAUX AU 31 DÉCEMBRE 2019

États financiers de BNP Paribas SA

6

BILAN AU 31 DÉCEMBRE 2019

En millions d'euros, au	Notes	31 décembre 2019	31 décembre 2018
ACTIF			
Caisse, banques centrales		132 027	165 621
Effets publics et valeurs assimilées	3 c	198 628	152 521
Créances sur les établissements de crédit	3 a	230 161	228 514
Opérations avec la clientèle	3 b	495 934	450 162
Obligations et autres titres à revenu fixe	3 c	73 764	91 306
Actions et autres titres à revenu variable	3 c	2 695	1 614
Participations et autres titres détenus à long terme	3 c	3 499	3 501
Parts dans les entreprises liées	3 c	62 016	63 284
Immobilisations incorporelles	3 j	2 762	2 065
Immobilisations corporelles	3 j	2 539	2 504
Actions propres	3 d	38	38
Autres actifs	3 h	129 464	134 416
Comptes de régularisation	3 i	95 819	71 232
TOTAL ACTIF		1 429 346	1 367 378
DETTES			
Banques centrales		4 422	1 207
Dettes envers les établissements de crédit	3 a	270 139	249 147
Opérations avec la clientèle	3 b	587 144	567 227
Dettes représentées par un titre	3 f	135 004	133 959
Autres passifs	3 h	247 088	252 866
Comptes de régularisation	3 i	84 779	68 304
Provisions	3 k	1 723	1 081
Dettes subordonnées	3 l	26 212	23 864
TOTAL DETTES		1 356 511	1 298 255
CAPITAUX PROPRES			
Capital souscrit	6 b	2 500	2 500
Prime d'émission		23 222	23 222
Réserves		39 623	38 374
Résultat de l'exercice		7 490	5 027
TOTAL CAPITAUX PROPRES		72 835	69 123
TOTAL PASSIF		1 429 346	1 367 378
HORS-BILAN			
ENGAGEMENTS DONNÉS			
Engagements de financement	4 a	330 760	305 735
Engagements de garantie	4 b	128 042	116 496
Engagements sur titres		23 433	15 774
ENGAGEMENTS REÇUS			
Engagements de financement	4 a	148 432	146 152
Engagements de garantie	4 b	245 056	212 576
Engagements sur titres		35 672	27 677

Notes annexes aux états financiers des comptes sociaux

Note 1 RÉSUMÉ DES PRINCIPES COMPTABLES APPLIQUÉS PAR BNP PARIBAS SA

Les comptes de BNP Paribas SA sont établis conformément aux principes comptables généraux applicables en France aux établissements bancaires tels que figurant dans le règlement ANC 2014-07 du 26 novembre 2014 et les règlements l'ayant modifié depuis cette date.

CRÉANCES SUR LES ÉTABLISSEMENTS DE CRÉDIT ET SUR LA CLIENTÈLE

Les créances sur les établissements de crédit recouvrent l'ensemble des créances, y compris les créances subordonnées, détenues au titre d'opérations bancaires sur des établissements de crédit à l'exception de celles matérialisées par un titre. Elles comprennent également les valeurs reçues en pension, quel que soit le support de l'opération, et les créances se rapportant à des pensions livrées sur titres. Elles sont ventilées entre créances à vue et créances à terme.

Les créances sur la clientèle comprennent les concours distribués aux agents économiques autres que les établissements de crédit, à l'exception de celles qui sont matérialisées par un titre, les valeurs reçues en pension, quel que soit le support de l'opération, et les créances se rapportant à des pensions livrées sur titres. Elles sont ventilées en créances commerciales, comptes débiteurs de la clientèle et autres crédits.

Les créances sur les établissements de crédit et sur la clientèle sont inscrites au bilan à leur valeur nominale augmentée des intérêts courus non échus.

Les prêts consentis et les engagements de crédit confirmés sont répartis entre les concours réputés sains, qu'ils aient ou non fait l'objet d'une restructuration et les concours jugés douteux. Il en est de même des risques de crédit attachés aux instruments financiers à terme dont la valeur actuelle est représentative d'un actif pour l'entreprise.

Le suivi des créances s'appuie sur le système de notation des risques de crédit de BNP Paribas SA. Ce dernier prend en compte deux paramètres fondamentaux : la probabilité de défaut de la contrepartie qui s'exprime au moyen d'une note et le taux de récupération global qui est attaché à la nature des transactions. L'échelle de note de contrepartie comprend douze niveaux : dix couvrant les créances saines et deux relatifs aux clients douteux et douteux compromis.

Sont considérées comme douteuses les créances pour lesquelles la Banque estime qu'il existe un risque de voir les débiteurs dans l'impossibilité d'honorer tout ou partie de leurs engagements. Les crédits présentant des échéances impayées depuis plus de trois mois, ainsi que les crédits faisant l'objet d'une procédure contentieuse sont considérés comme douteux. La classification en douteux d'une créance entraîne immédiatement celle de l'ensemble des concours et des engagements relatifs au débiteur dans cette même catégorie.

Ces crédits donnent lieu à la constitution de dépréciations pour créances douteuses, qui correspondent à la différence entre la valeur brute de la créance et la valeur actualisée au taux effectif d'origine du crédit (pour les crédits à taux fixe) ou au dernier taux contractuel connu (pour les crédits à taux variables) des flux futurs estimés recouvrables comprenant les flux en capital et en intérêts, ainsi que ceux résultant de la réalisation des garanties. Les garanties considérées sont constituées de garanties hypothécaires et nantissements, ainsi que de dérivés de crédit que la Banque a acquis pour protéger le risque de crédit attaché aux portefeuilles de créances.

La restructuration d'une créance pour cause de difficultés financières de l'emprunteur donne lieu au calcul d'une décote représentant l'écart, en valeur actualisée, entre les nouvelles conditions de rémunération et les conditions initiales de rémunération de ladite créance. Les décotes sont comptabilisées en déduction de l'actif et reprises en résultat de façon actuarielle sur la durée de vie résiduelle de la créance. Lorsqu'une créance ayant fait l'objet d'une première restructuration présente à nouveau des échéances impayées, la créance est immédiatement déclassée en créances douteuses ou en créances douteuses compromises.

Lorsque le paiement des échéances initiales d'un crédit devenu douteux a repris de manière régulière, celui-ci peut à nouveau être classé dans la catégorie des créances saines. De même, les créances douteuses ayant fait l'objet d'une restructuration dont les termes sont respectés, et pour lesquelles le risque de crédit n'est plus avéré, sont également reclassées en créances saines.

Sont considérées comme douteuses compromises, les créances sur des contreparties dont les conditions de solvabilité sont telles qu'après une durée raisonnable de classement en douteux, aucun reclassement en sain n'est prévisible, les créances pour lesquelles la déchéance du terme a été prononcée, la plupart des créances issues de restructurations pour lesquelles le débiteur est à nouveau en défaut, ainsi que les créances classées en douteux depuis plus d'un an, sur lesquelles un défaut de paiement a été constaté, et qui ne sont pas assorties de garanties de recouvrement quasi intégral de la créance.

Les dépréciations pour créances douteuses couvrant des risques inscrits à l'actif du bilan sont affectées en déduction des actifs concernés. Les provisions maintenues au passif du bilan sont constituées des provisions pour engagements par signature, des provisions pour pertes à terminaison relatives aux prises de participation dans des programmes immobiliers et des provisions pour procès et autres préjudices, ainsi que des provisions pour risques sectoriels éventuels.

Au compte de résultat, les dotations et reprises de provisions et de dépréciations, les pertes sur créances irrécupérables, les récupérations sur créances amorties et les décotes calculées sur créances restructurées sont regroupées dans la rubrique « Coût du risque ».

INFORMATIONS SUR LES COMPTES SOCIAUX AU 31 DÉCEMBRE 2019

Notes annexes aux états financiers des comptes sociaux

6

Les intérêts correspondant à la rémunération de la valeur comptable des créances dépréciées, ou à la reprise de l'effet d'actualisation, sont comptabilisés en « produits d'intérêts », tout comme les reprises de décote sur créances restructurées.

CONTRATS D'ÉPARGNE ET DE PRÊT RÉGLEMENTÉS

Les comptes épargne logement (CEL) et plans d'épargne logement (PEL) sont des produits d'épargne réglementés par les pouvoirs publics, destinés aux particuliers. Ils associent une phase d'épargne et une phase de crédit, indissociablement liées, la phase de crédit étant contingente à la phase d'épargne.

Ces produits comportent deux types d'engagements pour BNP Paribas SA qui s'est engagé d'une part à rémunérer l'épargne, pour une durée indéterminée, à un taux d'intérêt fixé à l'ouverture du contrat par les pouvoirs publics pour les PEL ou à un taux refixé chaque semestre en fonction d'une formule d'indexation fixée par la loi pour les CEL, et d'autre part à prêter au client, s'il le demande, pour un montant fonction des droits acquis pendant la phase d'épargne, à un taux fixé à l'ouverture du contrat pour les PEL ou à un taux fonction de la phase d'épargne pour les contrats de CEL.

Les engagements futurs de BNP Paribas SA relatifs à chaque génération – les PEL de même taux à l'ouverture formant une génération, et les CEL formant, pour leur ensemble, une génération – sont mesurés par actualisation des résultats potentiels futurs associés aux encours en risque de la génération considérée.

Les encours en risque sont estimés sur la base d'une analyse des historiques des comportements clientèle, et correspondent aux encours statistiquement probables pour les crédits, et à la différence entre les encours statistiquement probables et les encours minimum attendus pour l'épargne, les encours minimum attendus étant assimilables à des dépôts à terme certains.

Les résultats des périodes futures afférents à la phase d'épargne sont estimés par la différence entre le taux de remplacement et le taux fixe de rémunération de l'épargne sur l'encours en risque d'épargne de la période considérée. Les résultats des périodes futures afférents à la phase de crédit sont estimés par la différence entre le taux de refinancement et le taux fixe de rémunération des crédits sur l'encours en risque de crédit de la période considérée.

Les taux de placement de l'épargne et les taux de refinancement des crédits sont déduits de la courbe de taux de swap et des marges attendues sur des instruments financiers de nature et de maturités comparables. Les marges sont déterminées à partir de celles observées sur les crédits à l'habitat à taux fixe pour la phase de crédit, et de celles observées sur les produits offerts à la clientèle particulière pour la phase d'épargne.

Pour traduire l'incertitude sur les évolutions potentielles des taux et leurs conséquences sur les comportements futurs modélisés des clients et sur les encours en risque, les engagements sont estimés par application de la méthode Monte-Carlo.

Lorsque la somme algébrique de la mesure des engagements futurs sur la phase d'épargne et sur la phase de crédit d'une même génération de contrats traduit une situation potentiellement défavorable pour BNP Paribas SA, une provision est constituée, sans compensation entre les générations, et enregistrée dans la rubrique « Provisions » du bilan. Les variations de cette provision sont enregistrées au compte de résultat en « Produits et charges d'intérêts et assimilés ».

TITRES

Le terme « Titres » recouvre les titres du marché interbancaire, les bons du Trésor et les autres titres de créances négociables, les obligations et les autres valeurs mobilières dites à revenu fixe – c'est-à-dire à rendement non aléatoire – qu'il soit fondé sur des taux fixes ou sur des taux variables, les actions et les autres titres à revenu variable.

Les titres sont classés dans les catégories suivantes : titres de transaction, titres de placement, titres de l'activité de portefeuille, titres d'investissement, autres titres détenus à long terme, titres de participation et parts dans les entreprises liées.

À compter du 1^{er} janvier 2018, les titres de transaction acquis ou cédés dans le cadre de contrats dont les modalités imposent la livraison des titres dans un délai défini par la réglementation ou par une convention sur le marché concerné sont désormais enregistrés au bilan en date de règlement. Ce changement est sans impact sur le compte de résultat et les capitaux propres d'ouverture. Les autres catégories de titres acquis ou cédés dans les mêmes conditions restent comptabilisées en date de transaction.

En cas de risque de crédit avéré, les titres à revenu fixe des portefeuilles de placement et d'investissement sont identifiés comme des titres douteux, selon les mêmes critères que ceux applicables aux créances et engagements douteux.

Lorsque des titres supportant un risque de contrepartie sont classés en douteux, la dépréciation relative à ce risque, lorsqu'il peut être isolé, est inscrite dans la rubrique « Coût du risque ».

Titres de transaction

Les titres qui à l'origine sont acquis ou vendus avec l'intention de les revendre ou de les racheter à court terme et ceux détenus du fait d'une activité de mainteneur de marché, sont comptabilisés dans la rubrique « Titres de transaction », et évalués individuellement à leur prix de marché, s'ils répondent aux caractéristiques suivantes :

- ces titres sont négociables sur un marché actif (tout marché sur lequel les prix de marché des titres concernés sont constamment accessibles aux tiers auprès d'une Bourse de valeurs, ou auprès de courtiers, de négociateurs ou d'établissements assujettis mainteneurs de marché) ;
- les prix de marché ainsi accessibles doivent être représentatifs de transactions réelles intervenant régulièrement sur le marché dans des conditions de concurrence normales.

Sont également considérés comme des titres de transaction les titres acquis ou vendus dans le cadre d'une gestion spécialisée (notamment en sensibilité) de portefeuille de transaction comprenant des instruments financiers à terme, des titres, ou d'autres instruments financiers appréhendés globalement.

Les variations de valeur contribuent à la formation du résultat de ce portefeuille. Les titres enregistrés parmi les titres de transaction ne peuvent être reclassés dans une autre catégorie comptable, et continuent de suivre les règles de présentation et de valorisation des titres de transaction jusqu'à leur sortie du bilan par cession, remboursement intégral ou passage en pertes.

Dans des situations exceptionnelles de marché nécessitant un changement de stratégie, les titres de transaction peuvent être reclassés dans les catégories « titres de placement » ou « titres d'investissement » en fonction de la nouvelle stratégie de détention adoptée.

6

De même, lorsque les titres de transaction à revenu fixe ne sont plus, postérieurement à leur acquisition, négociables sur un marché actif et si l'établissement a l'intention et la capacité de les détenir dans un avenir prévisible ou jusqu'à leur échéance, ils peuvent être transférés dans les catégories « Titres de placement » ou « Titres d'investissement ».

Les dispositions de chaque catégorie concernée sont applicables à la date du transfert.

Si les caractéristiques du marché sur lequel les titres de transaction ont été acquis évoluent de sorte que ce marché ne puisse plus être considéré comme actif, la valeur de réévaluation des titres concernés est déterminée en utilisant des techniques de valorisation qui tiennent compte des nouvelles caractéristiques du marché.

Titres de placement

Sont comptabilisés en titres de placement les titres qui ne sont inscrits dans aucune des autres catégories existantes.

Les obligations et les autres titres dits à revenu fixe sont évalués au plus bas du prix d'acquisition (hors intérêts courus non échus) ou de la valeur probable de négociation. Celle-ci est généralement déterminée par référence au cours de Bourse. Les intérêts courus sont comptabilisés en compte de résultat dans la rubrique « Intérêts et produits assimilés sur obligations et autres titres à revenu fixe ».

L'écart éventuel entre le prix d'acquisition et le prix de remboursement des titres de placement à revenu fixe acquis sur le marché secondaire est enregistré en résultat selon la méthode actuarielle, sur la durée de vie résiduelle des titres. Au bilan, la valeur comptable des titres est ainsi progressivement ajustée à la valeur de remboursement.

Les actions sont évaluées au plus bas du prix d'acquisition ou de la valeur probable de négociation. Celle-ci est généralement déterminée par référence au cours de Bourse pour les actions cotées et par référence à la quote-part de capitaux propres revenant à BNP Paribas SA, calculée à partir des informations disponibles les plus récentes pour les actions non cotées. Les dividendes perçus sont comptabilisés au compte de résultat lors de leur encaissement dans la rubrique « Revenus des titres à revenu variable ».

Le prix de revient des titres de placement cédés est calculé selon la méthode « premier entré, premier sorti ». Les plus-values et moins-values de cession sont enregistrées dans la rubrique « Gains nets sur opérations liées aux portefeuilles de placement et assimilés » du compte de résultat, de même que les dépréciations de titres dotées ou reprises.

Dans le cas de situations exceptionnelles nécessitant un changement de stratégie ou lorsque les titres ne sont plus négociables sur un marché actif, les titres classés dans la catégorie « Titres de placement » peuvent être transférés dans la catégorie « Titres d'investissement » et doivent être identifiés au sein de ce portefeuille. Ces titres sont alors comptabilisés selon les dispositions relatives à la catégorie « Titres d'investissement ».

Titres de l'activité de portefeuille

Relèvent d'une activité de portefeuille, les investissements réalisés de façon régulière avec pour seul objectif, d'en retirer le gain en capital à moyen terme sans intention d'investir durablement dans le développement du fonds de commerce de l'entreprise émettrice. C'est notamment le cas des titres détenus dans le cadre d'une activité de capital-risque.

Les titres de l'activité de portefeuille sont comptabilisés individuellement au plus bas de leur coût historique ou de leur valeur d'utilité. La valeur d'utilité est déterminée en tenant compte des perspectives générales d'évolution de l'émetteur et de l'horizon de détention. La valeur d'utilité des titres cotés est déterminée par référence au cours sur une période d'un mois.

Titres d'investissement

Les titres à revenu fixe assortis d'une échéance déterminée (notamment les obligations, les titres du marché interbancaire, les bons du Trésor et autres titres de créances négociables) sont comptabilisés en « Titres d'investissement » lorsqu'existent l'intention et la capacité de les conserver jusqu'à leur échéance.

Les obligations entrant dans cette catégorie font l'objet d'un financement adossé ou d'une couverture en taux d'intérêt sur leur durée de vie résiduelle.

L'écart éventuel entre le prix d'acquisition et le prix de remboursement des titres d'investissement est enregistré en résultat selon la méthode actuarielle, sur la durée de vie résiduelle des titres. Au bilan, la valeur comptable des titres est ainsi progressivement ajustée à la valeur de remboursement.

Les intérêts afférents à ces titres sont comptabilisés au compte de résultat dans la rubrique « Intérêts et produits assimilés sur obligations et autres titres à revenu fixe ».

Une dépréciation est constituée lorsque la dégradation de la qualité de la signature des émetteurs est susceptible de compromettre le remboursement des titres à leur échéance.

En cas de cession de titres ou de transferts vers une autre catégorie, pour un montant significatif par rapport au montant total des autres titres d'investissement détenus, le classement dans cette catégorie n'est plus autorisé pour la période en cours et pendant les deux exercices suivants. Tous les titres détenus et classés en « Titres d'investissement » sont alors reclassés dans la catégorie « Titres de placement ».

Lorsque, dans le cas de situations exceptionnelles de marché nécessitant un changement de stratégie, des titres de transaction et de placement ont été transférés dans cette catégorie, les cessions réalisées avant l'échéance de ces titres d'investissement, si elles sont liées au fait qu'ils redevenaient négociables sur un marché actif, n'entraînent pas l'application de la règle de reclassement des autres titres détenus décrite au paragraphe précédent.

Titres de participation, autres titres détenus à long terme et parts dans les entreprises liées

Les titres de participation sont constitués des participations pour lesquelles BNP Paribas SA dispose d'une influence notable sur les organes d'administration des sociétés émettrices et des participations présentant un caractère stratégique pour le développement des activités de BNP Paribas SA. Cette influence est présumée lorsque le pourcentage de contrôle de BNP Paribas SA est supérieur ou égal à 10 %.

Les « Autres titres détenus à long terme » sont des actions et valeurs assimilées que BNP Paribas SA entend détenir durablement pour en retirer à plus ou moins longue échéance une rentabilité satisfaisante, sans pour autant intervenir dans la gestion des entreprises dont les titres sont détenus, mais avec l'intention de favoriser le développement de relations professionnelles durables en créant un lien privilégié avec l'entreprise émettrice.

INFORMATIONS SUR LES COMPTES SOCIAUX AU 31 DÉCEMBRE 2019

Notes annexes aux états financiers des comptes sociaux

6

Les parts dans les entreprises liées sont constituées d'actions et autres titres à revenu variable détenus dans les entreprises liées pour lesquelles BNP Paribas SA dispose d'un contrôle exclusif, c'est-à-dire celles susceptibles d'être incluses par intégration globale dans le Groupe.

Les titres détenus dans ces catégories sont comptabilisés individuellement au plus bas de leur valeur d'acquisition ou de leur valeur d'utilité.

La valeur d'utilité est déterminée, pour chaque titre, par référence à une méthode d'évaluation documentée fondée sur les éléments disponibles tels que l'actualisation des flux futurs, l'actif net réévalué et/ou les multiples communément utilisés qui leur sont relatifs pour apprécier les perspectives de rentabilité. Pour les titres cotés sur un marché actif, la valeur d'utilité est considérée égale au cours de Bourse moyen observé sur le dernier mois.

Les lignes de titres cotés représentant une valeur d'acquisition inférieure à dix millions d'euros peuvent être évaluées, par mesure de simplification, par référence au cours de Bourse moyen du mois précédent la clôture.

Les plus ou moins-values de cession et les mouvements de dotations ou reprises de dépréciation sont enregistrés dans la rubrique « Gains ou pertes sur actifs immobilisés » du compte de résultat.

Les dividendes sont enregistrés dès que leur paiement a fait l'objet d'une résolution d'Assemblée Générale ou lors de leur encaissement lorsque la décision de l'Assemblée n'est pas connue. Ils sont enregistrés dans la rubrique « Revenus des titres à revenu variable ».

Actions propres

Les actions propres détenues par BNP Paribas SA sont classées et évaluées selon les modalités suivantes :

- les actions détenues, acquises dans le cadre d'un contrat de liquidité ainsi que celles acquises dans le cadre d'opérations d'arbitrage sur indices, sont inscrites dans la catégorie des titres de transaction et évaluées au prix de marché ;
- les actions détenues dans la perspective d'une attribution aux salariés sont inscrites dans la catégorie des titres de placement. Les actions attribuées aux salariés des filiales et succursales de BNP Paribas SA sont refacturées à celles-ci, selon les dispositions locales applicables ; Les actions propres détenues dans le but d'une attribution aux salariés ne sont pas dépréciées, en raison de la constitution au passif d'une provision déterminée en fonction des services rendus par les bénéficiaires ;
- les actions détenues en vue de leur annulation ou dont l'intention de détention ne répond en particulier à aucun des motifs précédemment mentionnés sont inscrites en valeurs immobilisées. Les actions destinées à être annulées sont maintenues à leur coût d'acquisition. Les autres actions sont évaluées au plus bas de leur valeur d'acquisition ou de leur valeur d'usage.

IMMOBILISATIONS

Les immeubles et le matériel figurent au coût d'acquisition ou au coût réévalué pour ceux ayant fait l'objet d'une réévaluation, conformément aux lois de finances de 1977 et 1978 en France. L'écart de réévaluation sur biens non amortissables, dégagé à l'occasion de ces réévaluations légales, a été incorporé au capital.

Les immobilisations sont enregistrées à leur coût d'acquisition augmenté des frais directement attribuables, et des coûts d'emprunt encourus lorsque la mise en service des immobilisations est précédée d'une période de construction ou d'adaptation.

Les logiciels développés par la Banque, lorsqu'ils remplissent les critères d'immobilisation sont immobilisés pour leur coût direct de développement qui inclut les dépenses externes et les frais de personnel directement affectables au projet.

Après comptabilisation initiale, les immobilisations sont évaluées à leur coût diminué du cumul des amortissements et des pertes éventuelles de valeur.

Les immobilisations sont amorties selon le mode linéaire et sur la durée d'utilité attendue du bien. Les dotations aux amortissements sont comptabilisées dans la rubrique « Dotations aux amortissements et aux dépréciations des immobilisations incorporelles et corporelles » du compte de résultat.

La fraction des amortissements pratiqués qui excède l'amortissement économique, principalement calculé sur le mode linéaire, est enregistrée dans la rubrique « Provisions réglementées : amortissements dérogatoires » au passif du bilan. Aucun effet d'impôt différé n'est calculé sur les amortissements dérogatoires.

Lorsqu'une immobilisation est composée de plusieurs éléments pouvant faire l'objet de remplacement à intervalles réguliers, ayant des utilisations différentes ou procurant des avantages économiques selon un rythme différent, chaque élément est comptabilisé séparément et chacun des composants est amorti selon un plan d'amortissement qui lui est propre. Cette approche par composants a été retenue pour les immeubles d'exploitation.

Les durées d'amortissement pour les immeubles de bureaux sont de 90 et 60 ans pour le gros œuvre des immeubles de prestige et les autres immeubles respectivement, 30 ans pour les façades, 20 ans pour les installations générales et techniques et 10 ans pour les agencements.

Les logiciels sont amortis selon leur nature, sur des durées n'excédant pas 3 ou 5 ans pour les développements essentiellement liés à la production de services rendus à la clientèle et 8 ans pour les développements d'infrastructure.

Les immobilisations amortissables font en outre l'objet d'un test de dépréciation lorsqu'à la date de clôture, d'éventuels indices de perte de valeur sont identifiés. Les immobilisations non amortissables font l'objet d'un test de dépréciation systématique au moins une fois par an.

Si un indice de dépréciation est identifié, la nouvelle valeur recouvrable de l'actif est comparée à la valeur nette comptable de l'immobilisation. En cas de perte de valeur significative, une dépréciation est constatée en compte de résultat. La dépréciation est reprise en cas de modification de l'estimation de la valeur recouvrable ou de disparition des indices de dépréciation sauf dans le cas du fonds commercial et du mali technique résiduel (cf. infra) affecté au fonds commercial. Les dépréciations sont comptabilisées dans la rubrique « Dotations aux amortissements et aux dépréciations des immobilisations incorporelles et corporelles » du compte de résultat.

6

■ Le fonds commercial est présumé avoir une durée d'utilisation non limitée dans le temps. Il est donc non amortissable, sans qu'il soit nécessaire d'en justifier. Toutefois, cette présomption est réfutable, ce qui signifie que s'il existe une durée d'utilisation limitée dans le temps, le fonds commercial doit être amorti sur sa durée d'utilisation réelle ou forfaitaire (10 ans) s'il n'est pas possible d'évaluer cette durée de façon fiable. Par ailleurs, si le fonds commercial n'est pas amorti, il doit être soumis à un test de dépréciation annuel qu'il y ait ou qu'il n'y ait pas d'indice de perte de valeur.

■ Le mali technique résultant des opérations de fusions et assimilées est affecté aux différents éléments apportés dans la limite des plus-values latentes identifiées. Cette affectation est effectuée dans des sous-comptes dédiés des actifs concernés et suit les règles d'amortissement et de provisionnement de ces actifs.

■ Le mali technique résiduel après affectation aux différents actifs sous-jacents (cf. supra) est porté pour son solde net en fonds commercial.

Les plus ou moins-values de cession des immobilisations d'exploitation sont enregistrées au compte de résultat dans la rubrique « Gains ou pertes sur actifs immobilisés ».

DETTES ENVERS LES ÉTABLISSEMENTS DE CRÉDIT ET COMPTES CRÉDITEURS DE LA CLIENTÈLE

Les dettes envers les établissements de crédit et la clientèle sont présentées selon leur durée initiale ou leur nature : dettes à vue ou à terme pour les établissements de crédit ; comptes d'épargne à régime spécial et autres dépôts pour la clientèle. Sont incluses dans ces différentes rubriques, en fonction de la nature de la contrepartie, les opérations de pension, matérialisées par des titres ou des valeurs. Les intérêts courus sur ces dettes sont enregistrés au bilan parmi les dettes rattachées.

DETTES REPRÉSENTÉES PAR UN TITRE

Les dettes représentées par un titre sont présentées selon la nature de leur support : bons de caisse, titres du marché interbancaire, titres de créances négociables, titres obligataires et assimilés, à l'exclusion des titres subordonnés classés parmi les dettes subordonnées.

Les intérêts courus non échus attachés à ces titres sont portés dans un compte de dettes rattachées en contrepartie du compte de résultat.

Les primes d'émission ou de remboursement des emprunts obligataires sont amorties selon la méthode actuarielle sur la durée de vie de l'emprunt, les frais afférents à leur émission étant répartis linéairement sur cette même durée.

PROVISIONS POUR ENGAGEMENTS INTERNATIONAUX

Les provisions pour engagements internationaux sont constituées en fonction de l'appréciation portée d'une part sur le risque de non-transfert attaché à la solvabilité future de chacun des pays composant la base provisionnable et d'autre part sur le risque systémique de crédit auquel sont exposés les débiteurs dans l'hypothèse d'une dégradation continue et persistante de la situation économique et générale des pays compris dans cette base. Les provisions constituées ou libérées au titre de ces risques sont regroupées au compte de résultat dans la rubrique « Coût du risque ».

PROVISIONS NON LIÉES À DES OPÉRATIONS BANCAIRES

BNP Paribas SA constitue des provisions afin de couvrir des risques et des charges nettement précisés quant à leur objet, et dont le montant ou l'échéance ne peuvent être fixés de façon précise. Conformément aux textes en vigueur, la constitution de telles provisions non liées à des opérations bancaires est subordonnée à l'existence d'une obligation envers un tiers à la clôture, à la probabilité de sortie de ressources au bénéfice de ce tiers et à l'absence de contrepartie équivalente attendue de ce tiers.

COÛT DU RISQUE

La rubrique « Coût du risque » comprend les charges résultant de la manifestation de risques de contrepartie et de crédit, litiges et fraudes inhérents à l'activité bancaire réalisée avec des tiers. Les dotations nettes aux provisions ne relevant pas de tels risques sont classées dans les rubriques du compte de résultat correspondant à leur nature.

INSTRUMENTS FINANCIERS À TERME

Les engagements sur instruments financiers à terme sont contractés sur différents marchés pour des besoins de couverture spécifique ou globale des actifs et des passifs ou à des fins de transaction.

Les engagements relatifs à ces instruments sont enregistrés au hors-bilan pour la valeur nominale des contrats. Leur traitement comptable dépend de la stratégie de gestion de ces instruments.

Instruments financiers dérivés détenus à des fins de couverture

Les produits et charges relatifs aux instruments financiers dérivés à terme utilisés à titre de couverture, affectés dès l'origine à un élément ou à un ensemble homogène d'éléments identifiés, sont constatés dans les résultats de manière symétrique à la prise en compte des produits et des charges sur les éléments couverts et sous la même rubrique comptable.

Les charges et produits relatifs aux instruments financiers à terme ayant pour objet de couvrir et de gérer un risque global de taux d'intérêt sont inscrits au prorata temporis au résultat.

Instruments financiers dérivés détenus à des fins de transaction

Les instruments dérivés détenus à des fins de transaction peuvent être négociés sur des marchés organisés ou assimilés ou sur des marchés de gré à gré.

Les instruments dérivés inclus dans un portefeuille de transaction sont évalués par référence à leur valeur de marché à la date de clôture. Les gains ou pertes correspondants sont directement portés dans les résultats de l'exercice, qu'ils soient latents ou réalisés. Ils sont inscrits au compte de résultat, dans la rubrique « Gains nets sur opérations liées aux portefeuilles de négociation ».

L'évaluation de la valeur de marché est effectuée :

- soit par référence à la valeur de cotation lorsque celle-ci est disponible ;
- soit à partir d'une technique de valorisation faisant appel à des méthodes de calcul mathématiques fondées sur des théories financières reconnues, et des paramètres dont la valeur est déterminée, pour certains, à partir des prix de transactions observés sur des marchés actifs et pour d'autres, à partir d'estimations statistiques ou d'autres méthodes quantitatives.

INFORMATIONS SUR LES COMPTES SOCIAUX AU 31 DÉCEMBRE 2019

Notes annexes aux états financiers des comptes sociaux

6

Dans tous les cas, des corrections de valeur conservatrices sont effectuées afin de tenir compte des risques de modèle, de contrepartie ou de liquidité.

Certains instruments complexes, généralement réalisés sur mesure et peu liquides et résultant de la combinaison synthétique d'instruments, sont évalués avec des modèles d'évaluation utilisant des paramètres pour partie non observables sur un marché actif.

La marge dégagée lors de la négociation de ces instruments financiers complexes a été immédiatement comptabilisée en résultat pour les opérations initiées jusqu'au 31 décembre 2004.

Pour les opérations initiées à partir du 1^{er} janvier 2005, la marge dégagée lors de la négociation de ces instruments financiers complexes est différée et reprise en résultat sur la durée d'inobservabilité anticipée des paramètres de valorisation. Lorsque les paramètres non observables à l'origine le deviennent ou lorsque la valorisation peut être justifiée par comparaison avec celle de transactions récentes et similaires opérées sur un marché actif, la part de la marge non encore reconnue est alors comptabilisée en résultat.

Instruments financiers dérivés détenus dans le cadre d'une position ouverte isolée

Les résultats relatifs aux contrats constituant des positions ouvertes isolées sont enregistrés dans le compte de résultat au dénouement des contrats ou prorata temporis, selon la nature de l'instrument. Les instruments dérivés sont évalués par référence à la valeur de marché à la date de clôture et les pertes latentes éventuelles font l'objet d'une provision pour risques par ensembles homogènes de contrats.

IMPÔT SUR LES SOCIÉTÉS

L'impôt sur les bénéfices constitue une charge de la période à laquelle se rapportent les produits et les charges, quelle que soit la date de son paiement effectif. Lorsque la période sur laquelle les produits et les charges concourant au résultat comptable ne coïncide pas avec celle au cours de laquelle les produits sont imposés et les charges déduites, BNP Paribas SA comptabilise un impôt différé, déterminé selon la méthode du report variable prenant pour base l'intégralité des différences temporaires entre les valeurs comptables et fiscales des éléments du bilan et les taux d'imposition applicables dans le futur dès lors qu'ils ont été votés. Les impôts différés actifs font l'objet d'un enregistrement comptable tenant compte de la probabilité de récupération qui leur est attachée.

PARTICIPATION DES SALARIÉS

Conformément à la réglementation française, BNP Paribas SA enregistre le montant de la participation dans le compte de résultat de l'exercice au titre duquel le droit des salariés est né. La dotation est inscrite dans la rubrique « Frais de personnel ».

AVANTAGES BÉNÉFICIAIRE AU PERSONNEL

Les avantages consentis au personnel de BNP Paribas SA sont classés en quatre catégories :

- les indemnités de fin de contrat de travail versées notamment dans le cadre de plans de cessation anticipée d'activité ;

- les avantages à court terme tels que les salaires, les congés annuels, l'intéressement, la participation, l'abondement ;

- les avantages à long terme qui comprennent les congés rémunérés (le compte épargne temps) et les primes liées à l'ancienneté, certaines rémunérations différées versées en numéraire ;

- les avantages postérieurs à l'emploi constitués notamment en France par les compléments de retraite bancaire versés par les Caisses de retraite de BNP Paribas SA, par les primes de fin de carrière, et à l'étranger par les régimes de retraite portés pour certains d'entre eux par des fonds de pension.

Indemnités de fin de contrat de travail

Les indemnités de fin de contrat de travail résultent de l'avantage accordé aux membres du personnel lors de la résiliation par BNP Paribas SA du contrat de travail avant l'âge légal du départ en retraite ou de la décision de membres du personnel de partir volontairement en échange d'une indemnité. Les indemnités de fin de contrat de travail exigibles plus de douze mois après la date de clôture font l'objet d'une actualisation.

Avantages à court terme

L'entreprise comptabilise une charge lorsqu'elle a utilisé les services rendus par les membres du personnel en contrepartie des avantages qui leur ont été consentis.

Avantages à long terme

Les avantages à long terme désignent les avantages, autres que les avantages postérieurs à l'emploi et les indemnités de fin de contrat de travail, qui ne sont pas dus intégralement dans les douze mois suivant la fin de l'exercice pendant lequel les membres du personnel ont rendu les services correspondants. La méthode d'évaluation actuarielle est similaire à celle qui s'applique aux avantages postérieurs à l'emploi à prestations définies, mais les écarts actuariels sont comptabilisés immédiatement tout comme l'effet lié à d'éventuelles modifications de régime.

Sont notamment concernées par cette catégorie les rémunérations versées en numéraire et différées de plus de douze mois, qui sont provisionnées dans les comptes des exercices au cours desquels le salarié rend les services correspondants. Lorsque ces rémunérations variables différées sont soumises à une condition d'acquisition liée à la présence, les services sont présumés reçus sur la période d'acquisition et la charge de rémunération correspondante est inscrite, prorata temporis sur cette période, en frais de personnel en contrepartie d'un passif. La charge est révisée pour tenir compte de la non-réalisation des conditions de présence ou de performance, et pour les rémunérations différées indexées sur le cours de l'action BNP Paribas, de la variation de valeur du titre.

En l'absence de condition de présence, la rémunération variable différée est provisionnée immédiatement sans étalement dans les comptes de l'exercice auquel elle se rapporte. Le passif est ensuite réestimé à chaque clôture en fonction des éventuelles conditions de performance et pour les rémunérations différées indexées sur le cours de l'action BNP Paribas, de la variation de valeur du titre, et ce jusqu'à son règlement.

6

Avantages postérieurs à l'emploi

Les avantages postérieurs à l'emploi dont bénéficient les salariés de BNP Paribas SA en France et à l'étranger résultent de régimes à cotisations définies et de régimes à prestations définies.

Les régimes qualifiés de « régimes à cotisations définies », comme la Caisse Nationale d'Assurance Vieillesse qui verse une pension de retraite aux salariés français de BNP Paribas SA ainsi que les régimes de retraite nationaux complémentaires et interprofessionnels, ne sont pas représentatifs d'un engagement pour l'Entreprise et ne font l'objet d'aucune provision. Le montant des cotisations appelées pendant l'exercice est constaté en charges.

Seuls les régimes qualifiés de « régimes à prestations définies », soit notamment les compléments de retraite versés par les Caisses de retraite de BNP Paribas SA et les primes de fin de carrière, sont représentatifs d'un engagement à la charge de l'Entreprise qui donne lieu à évaluation et provisionnement.

Le classement dans l'une ou l'autre de ces catégories s'appuie sur la substance économique du régime pour déterminer si BNP Paribas SA est tenu ou pas, par les clauses d'une convention ou par une obligation implicite, d'assurer les prestations promises aux membres du personnel.

Les avantages postérieurs à l'emploi à prestations définies font l'objet d'évaluations actuarielles tenant compte d'hypothèses démographiques et financières. Le montant provisionné de l'engagement est déterminé en utilisant les hypothèses actuarielles retenues par l'Entreprise et en appliquant la méthode des unités de crédit projetées. Cette méthode d'évaluation tient compte d'un certain nombre de paramètres tels que des hypothèses démographiques, de départs anticipés, d'augmentations des salaires et de taux d'actualisation et d'inflation, ces paramètres tiennent compte des conditions propres au pays de la société. La valeur d'actifs éventuels de couverture est ensuite déduite du montant de l'engagement. Lorsque le montant des actifs de couverture excède la valeur de l'engagement, un actif n'est comptabilisé que s'il est représentatif d'un avantage économique futur prenant la forme d'une économie de cotisations futures ou d'un remboursement attendu d'une partie des montants versés au régime.

La mesure de l'obligation résultant d'un régime et de la valeur de ses actifs de couverture peut évoluer fortement d'un exercice à l'autre en fonction de changements d'hypothèses actuarielles et entraîner des écarts actuariels. Les écarts actuariels et les effets de plafonnement de l'actif sont comptabilisés intégralement en résultat ; le produit attendu des placements est déterminé en utilisant le taux d'actualisation des engagements.

ENREGISTREMENT DES PRODUITS ET DES CHARGES

Les intérêts et commissions assimilées sont comptabilisés pour leur montant couru, constaté prorata temporis. Les commissions assimilées aux intérêts comprennent notamment certaines commissions perçues lorsque celles-ci sont incorporées dans la rémunération des prêts (participation, engagement, frais de dossier). Les coûts marginaux de transaction que la Banque supporte à l'occasion de l'octroi ou de l'acquisition d'un concours font également l'objet d'un étalement sur la durée de vie effective du crédit.

Les commissions non assimilées à des intérêts et correspondant à des prestations de service sont enregistrées à la date de réalisation de la prestation ou de façon proratisée sur la durée du service rendu lorsque celui-ci est continu.

OPÉRATIONS EN DEVISES

Les positions de change sont, d'une manière générale, évaluées aux cours de change officiels de fin de période. Les profits et les pertes de change résultant des opérations courantes conclues en devises sont enregistrés dans le compte de résultat.

Les écarts de change résultant de la conversion des actifs en devises détenus de façon durable, comprenant les autres titres détenus à long terme, les dotations des succursales et les titres des filiales et participations étrangères, libellés en devises et financés en euros, sont inscrits dans des comptes d'écarts de conversion rattachés aux comptes de bilan enregistrant ces différents actifs.

Les écarts de change résultant de la conversion des actifs en devises détenus de façon durable, comprenant les autres titres détenus à long terme, les dotations des succursales et les titres des filiales et participations étrangères, libellés et financés en devises, sont comptabilisés de manière symétrique aux écarts de change des financements correspondants.

CONVERSION DES COMPTES EN DEVISES ÉTRANGÈRES

Tous les éléments d'actif et de passif monétaires ou non monétaires, des succursales étrangères exprimés en devises sont convertis au cours de change en vigueur à la date de clôture de l'exercice. L'écart résultant de la conversion des dotations en capital des succursales étrangères est enregistré dans les comptes de régularisation.

Note 2 NOTES RELATIVES AU COMPTE DE RÉSULTAT DE L'EXERCICE 2019**2.a MARGE D'INTÉRÊTS**

BNP Paribas SA présente sous les rubriques « Intérêts et produits assimilés » et « Intérêts et charges assimilés » la rémunération déterminée selon la méthode du taux d'intérêt effectif (intérêts, commissions et frais) des instruments financiers évalués au coût amorti, ainsi que la rémunération des instruments financiers en valeur de marché

qui ne répondent pas à la définition d'un instrument dérivé. La variation de valeur calculée hors intérêts courus sur ces instruments financiers en valeur de marché par résultat est comptabilisée sous la rubrique « Gains ou pertes sur opérations des portefeuilles de négociation ».

Les produits et charges d'intérêts sur les dérivés de couverture sont présentés avec les revenus des éléments dont ils contribuent à la couverture des risques.

INFORMATIONS SUR LES COMPTES SOCIAUX AU 31 DÉCEMBRE 2019

Notes annexes aux états financiers des comptes sociaux

6

En millions d'euros	Exercice 2019		Exercice 2018	
	Produits	Charges	Produits	Charges
Établissements de crédit	6 655	(4 967)	5 763	(4 159)
Comptes à vue, prêts et emprunts	4 965	(3 461)	4 026	(2 863)
Titres reçus (donnés) en pension livrée	1 517	(1 506)	1 571	(1 296)
Prêts subordonnés	173		166	
Clientèle	12 185	(9 025)	10 759	(7 331)
Comptes à vue, prêts et comptes à terme	8 042	(3 798)	7 321	(3 308)
Titres reçus (donnés) en pension livrée	4 134	(5 227)	3 428	(4 023)
Prêts subordonnés	9		10	
Crédit-bail	1			
Dettes représentées par un titre	140	(4 514)	42	(3 848)
Obligations et autres titres à revenu fixe	3 345		2 950	
Titres de transaction	395		75	
Titres de placement	2 892		2 850	
Titres d'investissement	58		19	
Instruments de macro-couverture	120		188	
PRODUITS ET CHARGES D'INTÉRÊTS	22 446	(18 506)	19 702	(15 338)

2.b REVENUS DES TITRES À REVENU VARIABLE

En millions d'euros	Exercice 2019	Exercice 2018
Titres de placement et assimilés	20	78
Participations et autres titres détenus à long terme	248	348
Parts dans les entreprises liées	5 955	4 094
REVENUS DES TITRES À REVENU VARIABLE	6 223	4 520

2.c COMMISSIONS

En millions d'euros	Exercice 2019		Exercice 2018	
	Produits	Charges	Produits	Charges
Opérations bancaires et financières	2 723	(774)	2 089	(514)
Opérations avec la clientèle	1 405	(78)	1 411	(93)
Autres	1 318	(696)	678	(421)
Prestations de services financiers	3 430	(530)	3 452	(545)
PRODUITS ET CHARGES DE COMMISSIONS	6 153	(1 304)	5 541	(1 059)

2.d GAINS OU PERTES SUR LES OPÉRATIONS DES PORTEFEUILLES DE NÉGOCIATION

En millions d'euros	Exercice 2019	Exercice 2018
Instruments financiers de taux et opérations sur titres de transaction à revenu fixe	3 434	3 701
Instruments financiers de change	249	1 299
Instruments financiers de crédit	772	1 082
Autres instruments financiers et opérations sur titres de transaction à revenu variable	145	(2 800)
GAINS NETS SUR OPÉRATIONS DES PORTEFEUILLES DE NÉGOCIATION	4 600	3 282

6

INFORMATIONS SUR LES COMPTES SOCIAUX AU 31 DÉCEMBRE 2019

Notes annexes aux états financiers des comptes sociaux

2.e GAINS OU PERTES SUR LES OPÉRATIONS DE PORTEFEUILLES DE PLACEMENT ET ASSIMILÉS

En millions d'euros	Exercice 2019		Exercice 2018	
	Produits	Charges	Produits	Charges
Cessions	625	(141)	244	(113)
Provisions	154	(55)	106	(68)
TOTAL	779	(196)	350	(181)
GAINS NETS SUR OPÉRATIONS DES PORTEFEUILLES DE PLACEMENT ET ASSIMILÉS	583		169	

2.f COÛT DU RISQUE, PROVISIONS POUR CRÉANCES DOUTEUSES OU RISQUES

Le coût du risque recouvre la charge des dépréciations constituées au titre du risque de crédit inhérent à l'activité d'intermédiation de BNP Paribas SA ainsi que des dépréciations éventuellement constituées en cas de risque de défaillance avéré de contreparties d'instruments financiers dérivés négociés de gré à gré.

En millions d'euros	Exercice 2019	Exercice 2018
Dotations ou reprises nettes aux provisions de l'exercice	(595)	(176)
Clientèle et établissement de crédit	(509)	(374)
Engagement par signature	(30)	252
Titres	(54)	(41)
Créances risquées et assimilées	1	11
Instruments financiers des activités de marché	(3)	(24)
Créances irrécouvrables non couvertes par des provisions	(202)	(226)
Récupération sur créances amorties	38	70
COÛT DU RISQUE	(759)	(332)

En millions d'euros	Exercice 2019	Exercice 2018
Solde au 1^{er} janvier	6 370	6 689
Dotations ou reprises nettes aux provisions de l'exercice	595	176
Amortissement de créances irrécouvrables antérieurement provisionnées	(1 165)	(1 183)
Variation des parités monétaires et divers	976	688
PROVISIONS POUR CRÉANCES DOUTEUSES OU RISQUES	6 776	6 370

Les provisions se décomposent comme suit :

En millions d'euros	31 décembre 2019	31 décembre 2018
Provisions déduites de l'actif	6 469	6 089
Relatives aux créances sur les établissements de crédit (note 3.a)	191	157
Relatives aux créances sur la clientèle (note 3.b)	5 965	5 644
Relatives aux titres	277	228
Relatives aux instruments financiers des activités de marché	36	60
Provisions inscrites au passif (note 3.k)	307	281
Relatives aux engagements par signature	274	248
Relatives aux créances risquées et assimilées	33	33
PROVISIONS POUR CRÉANCES DOUTEUSES OU RISQUES	6 776	6 370

INFORMATIONS SUR LES COMPTES SOCIAUX AU 31 DÉCEMBRE 2019

Notes annexes aux états financiers des comptes sociaux

6

2.g GAINS OU PERTES SUR ACTIFS IMMOBILISÉS

En millions d'euros	Exercice 2019		Exercice 2018	
	Produits	Charges	Produits	Charges
Participations et autres titres détenus à long terme	80	(22)	295	(121)
Cessions	1	(19)	287	(1)
Provisions	79	(3)	8	(120)
Parts dans les entreprises liées	551	(175)	170	(751)
Cessions	274	(5)	79	(53)
Provisions	277	(170)	91	(698)
Immobilisations d'exploitation	175	(34)	2	(3)
TOTAL	806	(231)	467	(875)
GAINS OU PERTES NETS SUR ACTIFS IMMOBILISÉS		575		(408)

2.h IMPÔT SUR LES BÉNÉFICES

En millions d'euros	Exercice 2019	Exercice 2018
Impôt courant de l'exercice	(362)	506
Impôt différé de l'exercice	37	51
IMPÔT SUR LES BÉNÉFICES	(325)	557

L'essentiel des conventions d'intégration fiscale signées entre BNP Paribas SA et ses filiales membres du Groupe fiscal repose sur le principe de la neutralité. Ainsi, la filiale membre du Groupe doit constater dans ses comptes, pendant toute la durée d'intégration, une charge ou un produit d'impôt sur les sociétés, de contributions additionnelles, et d'une manière générale, de tous impôts, actuels ou à venir, compris dans le champ d'application du régime de l'intégration fiscale, analogue à celui qu'elle aurait constaté si elle n'était pas membre d'un groupe intégré. BNP Paribas SA, en qualité de société mère, enregistre en impôt courant l'économie d'impôt du Groupe d'intégration fiscale en France.

6

6

INFORMATIONS SUR LES COMPTES SOCIAUX AU 31 DÉCEMBRE 2019

Notes annexes aux états financiers des comptes sociaux

Note 3 NOTES RELATIVES AU BILAN AU 31 DÉCEMBRE 2019

3.a CRÉANCES ET DETTES ENVERS LES ÉTABLISSEMENTS DE CRÉDIT

En millions d'euros, au	31 décembre 2019	31 décembre 2018
Prêts et créances	162 253	154 592
Comptes ordinaires débiteurs	5 759	7 444
Comptes à terme et prêts	149 298	140 787
Prêts subordonnés	7 196	6 361
Titres et valeurs reçus en pension	68 099	74 079
PRÊTS ET CRÉANCES SUR LES ÉTABLISSEMENTS DE CRÉDIT AVANT DÉPRÉCIATION	230 352	228 671
dont créances rattachées	544	868
dont créances douteuses compromises	2	14
dont créances douteuses non compromises	17	13
Dépréciations relatives aux créances sur les établissements de crédit (note 2.f)	(191)	(157)
PRÊTS ET CRÉANCES SUR LES ÉTABLISSEMENTS DE CRÉDIT NETS DE DÉPRÉCIATION	230 161	228 514

En millions d'euros, au	31 décembre 2019	31 décembre 2018
Dépôts et emprunts	183 575	174 099
Comptes ordinaires créditeurs	13 332	11 444
Comptes à terme et emprunts	170 243	162 655
Titres et valeurs donnés en pension	86 564	75 048
DETTES ENVERS LES ÉTABLISSEMENTS DE CRÉDIT	270 139	249 147
dont dettes rattachées	406	579

INFORMATIONS SUR LES COMPTES SOCIAUX AU 31 DÉCEMBRE 2019

Notes annexes aux états financiers des comptes sociaux

6

3.b OPÉRATIONS AVEC LA CLIENTÈLE

En millions d'euros, au	31 décembre 2019	31 décembre 2018
Prêts et créances	357 136	334 178
Créances commerciales	10 098	7 873
Comptes ordinaires débiteurs	15 036	17 476
Crédits de trésorerie	90 366	78 561
Crédits à l'habitat	84 910	80 243
Crédits à l'équipement	53 974	49 328
Crédits à l'exportation	6 377	9 170
Autres crédits à la clientèle	95 523	90 991
Prêts subordonnés	852	1 536
Titres et valeurs reçus en pension	144 763	121 628
OPÉRATIONS AVEC LA CLIENTÈLE AVANT DÉPRÉCIATION - ACTIF	501 899	455 806
dont créances rattachées	1 474	1 350
dont créances éligibles au refinancement de la Banque de France	46	35
dont prêts et créances douteuses non compromises	3 445	3 468
dont prêts et créances douteuses compromises	5 206	5 339
Dépréciations relatives aux créances sur la clientèle (note 2 f)	(5 965)	(5 644)
OPÉRATIONS AVEC LA CLIENTÈLE NETTES DE DÉPRÉCIATION - ACTIF	495 934	450 162

Le total des prêts et créances sur la clientèle nets de dépréciation, ventilé par contrepartie se répartit de la façon suivante :

En millions d'euros, au	31 décembre 2019				31 décembre 2018			
	Encours sains	Encours douteux Non compromis	Compromis	Total	Encours sains	Encours douteux Non compromis	Compromis	Total
Clientèle financière	68 826	25	30	68 881	68 121	61	95	68 277
Entreprises	187 679	1 139	1 790	190 608	171 269	1 451	1 667	174 387
Entrepreneurs	9 008	59	137	9 204	8 678	57	152	8 887
Particuliers	75 781	258	482	76 521	68 940	239	627	69 806
Autres non financiers	5 898	59	-	5 957	7 085	91	1	7 177
TOTAL DES PRÊTS ET CRÉANCES NETS DE DÉPRÉCIATION	347 192	1 540	2 439	351 171	324 093	1 899	2 542	328 534

En millions d'euros, au	31 décembre 2019	31 décembre 2018
Dépôts	418 068	418 241
Comptes ordinaires créditeurs	207 763	190 910
Comptes à terme	140 378	157 768
Comptes d'épargne à régime spécial	70 527	69 563
dont comptes d'épargne à régime spécial à vue	52 617	52 116
Titres donnés en pension livrée	168 476	148 986
OPÉRATIONS AVEC LA CLIENTÈLE - PASSIF	587 144	567 227
dont dettes rattachées	1 095	1 053

6

INFORMATIONS SUR LES COMPTES SOCIAUX AU 31 DÉCEMBRE 2019

Notes annexes aux états financiers des comptes sociaux

3.c TITRES DÉTENUS

En millions d'euros, au	31 décembre 2019		31 décembre 2018	
	Valeur nette comptable	Valeur de marché	Valeur nette comptable	Valeur de marché
Transaction	136 066	136 066	104 972	104 972
Placement	61 775	64 316	47 188	51 703
dont provisions	(14)		(30)	
Investissement	787	790	361	363
EFFETS PUBLICS ET VALEURS ASSIMILÉES	198 628	201 172	152 521	157 038
dont créances représentatives de titres prêtés	48 707		28 179	
dont écarts d'acquisition	4 749		2 850	
Transaction	18 942	18 942	42 775	42 775
Placement	54 573	55 731	48 346	49 671
dont provisions	(272)		(206)	
Investissement	249	249	185	186
OBLIGATIONS ET AUTRES TITRES À REVENU FIXE	73 764	74 922	91 306	92 632
dont titres non cotés	13 192	13 570	13 117	13 386
dont créances rattachées	1 007		538	
dont créances représentatives de titres prêtés	20 018		7 070	
dont écarts d'acquisition	224		174	
Transaction	1 635	1 635	735	735
Placement et Titres de l'Activité de Portefeuille	1 060	1 316	879	1 122
dont provisions	(164)		(241)	
ACTIONS ET AUTRES TITRES À REVENU VARIABLE	2 695	2 951	1 614	1 857
dont titres non cotés	1 014	1 257	832	1 073
dont créances représentatives de titres prêtés	1 156		428	
Participations	2 935	4 821	2 978	4 628
dont provisions	(162)		(163)	
Autres titres détenus à long terme	564	747	523	620
dont provisions	(237)		(240)	
PARTICIPATIONS ET AUTRES TITRES DÉTENUS À LONG TERME	3 499	5 568	3 501	5 248
dont titres non cotés	1 988	3 173	1 590	3 197
Parts dans les entreprises liées	62 016	93 842	63 284	99 013
dont provisions	(7 640)		(7 863)	
PARTS DANS LES ENTREPRISES LIÉES	62 016	93 842	63 284	99 013

Les participations et parts dans les entreprises liées détenues par BNP Paribas SA dans des établissements de crédit s'élèvent respectivement à 951 millions d'euros et 32 222 millions d'euros au 31 décembre 2019 contre 945 millions d'euros et 31 371 millions d'euros au 31 décembre 2018.

INFORMATIONS SUR LES COMPTES SOCIAUX AU 31 DÉCEMBRE 2019

Notes annexes aux états financiers des comptes sociaux

6

3.d ACTIONS PROPRES

En millions d'euros, au	31 décembre 2019		31 décembre 2018
	Valeur brute comptable	Valeur nette comptable	Valeur nette comptable
Transaction	-	-	-
Placement	6	6	6
Titres de participation	32	32	32
ACTIONS PROPRES	38	38	38

En application de la cinquième résolution de l'Assemblée Générale Mixte du 23 mai 2019 qui annule et remplace la cinquième résolution de l'Assemblée Générale Mixte du 24 mai 2018, BNP Paribas SA a été autorisé à acquérir, pour un prix maximum d'achat de 73 euros par action inchangé par rapport au 31 décembre 2018, un nombre d'actions n'excédant pas 10 % du nombre des actions composant le capital social de BNP Paribas SA en vue de leur annulation dans les conditions fixées par l'Assemblée Générale Mixte du 23 mai 2019 dans le but d'honorer des obligations liées à l'émission de titres donnant accès au capital, à des programmes d'options d'achat d'actions, à l'attribution d'actions gratuites, à l'attribution ou à la cession d'actions aux salariés dans le cadre de la participation aux fruits de l'expansion de l'entreprise, de plans d'actionnariat salarié ou de plans d'épargne d'entreprise, et de couvrir toute forme d'allocation d'actions au profit des salariés de BNP Paribas SA et des sociétés contrôlées exclusivement par BNP Paribas SA au sens de l'article L.233-16 du Code de commerce, aux fins de les conserver

et de les remettre ultérieurement à l'échange ou en paiement dans le cadre d'opérations de croissance externe, de fusion, de scission ou d'apport, dans le cadre d'un contrat de liquidité conforme à la Charte de déontologie reconnue par l'Autorité des Marchés Financiers et à des fins de gestion patrimoniale et financière.

Cette autorisation a été consentie pour une durée de dix-huit mois.

Au 31 décembre 2019, BNP Paribas SA détient 608 675 actions enregistrées en titres de participation.

BNP Paribas SA détient également 117 776 actions enregistrées en titres de placement et destinées à l'attribution d'actions gratuites aux membres du personnel du Groupe, à l'attribution ou à la cession d'actions aux salariés du Groupe dans le cadre de la participation aux fruits de l'expansion de l'entreprise, du plan d'actionnariat salarié du Groupe ou du plan d'épargne d'entreprise.

3.e IMMOBILISATIONS FINANCIÈRES

En millions d'euros	Valeurs brutes					Provisions					Valeurs nettes	
	1 ^{er} janv. 2019	Acquisitions	Remboursements et cessions	Transferts et autres variations	31 Déc. 2019	1 ^{er} janv. 2019	Dotations	Reprises	Autres variations	31 Déc. 2019	31 Déc. 2019	31 Déc. 2019
Titres d'investissement (note 3 c)	546	531	(50)	9	1 036						1 036	546
Participations et ATDLT (note 3 c)	3 904	97	(103)		3 898	403	3	(7)		399	3 499	3 501
Parts dans les entreprises liées (note 3 c)	71 147	1 129	(1 741)	(879)	69 656	7 863	169	(278)	(114)	7 640	62 016	63 284
dont moi de fusion sur parts dans les entreprises liées	4 258				4 258	3 644	5	(243)		3 406	852	614
Actions propres (note 3 d)	32				32						32	32
IMMOBILISATIONS FINANCIÈRES	75 629	1 757	(1 894)	(870)	74 622	8 266	172	(285)	(114)	8 039	66 583	67 363

6

6

INFORMATIONS SUR LES COMPTES SOCIAUX AU 31 DÉCEMBRE 2019

Notes annexes aux états financiers des comptes sociaux

3.f DETTES REPRÉSENTÉES PAR UN TITRE

En millions d'euros, au	31 décembre 2019	31 décembre 2018
Titres de créances négociables	90 524	106 196
Emprunts obligataires (note 3.g)	1 958	2 278
Autres dettes représentées par un titre	42 522	25 485
DETTES REPRÉSENTÉES PAR UN TITRE	135 004	133 959
dont primes d'émission non amorties	682	653

3.g EMPRUNTS OBLIGATAIRES

Échéancement des emprunts obligataires émis par BNP Paribas SA, selon les clauses des contrats d'émission :

En millions d'euros	Encours au 31/12/2018	2020	2021	2022	2023	2024	2025 à 2029	Au-delà de 2029
Emprunts obligataires	1 958	142	316	370	258	170	364	339

En millions d'euros	Encours au 31/12/2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024 à 2028	Au-delà de 2028
Emprunts obligataires	2 278	326	558	378	285	177	351	202

3.h AUTRES ACTIFS ET PASSIFS

En millions d'euros, au	31 décembre 2019	31 décembre 2018
Instruments conditionnels achetés	62 778	77 581
Comptes de règlement relatif aux opérations sur titres	767	786
Impôts différés - actif	977	888
Autres actifs divers	64 944	55 181
AUTRES ACTIFS	129 466	134 416
Instruments conditionnels vendus	60 114	71 928
Comptes de règlement relatif aux opérations sur titres	307	884
Dettes rattachées aux opérations sur titres	127 282	136 966
Impôts différés - passif	120	103
Autres passifs divers	59 265	42 985
AUTRES PASSIFS	247 088	252 866

Dans le poste « Autres passifs divers », les dettes fournisseurs de BNP Paribas SA s'élèvent à 76,9 millions d'euros au 31 décembre 2019 et se ventilent de la manière suivante, conformément à l'application de l'article D.441-4 du Code de commerce.

Factures reçues non réglées à la date de clôture de l'exercice dont le terme est échu						
	0 jour (indicatif)	1 à 30 jours	31 à 60 jours	61 à 90 jours	91 jours et plus	Total (1 jour et plus)
Montant total des factures concernées TTC (en millions d'euros)	17,8	20,7	7,7	3,8	26,9	59,1
Pourcentage du montant total des achats TTC de l'exercice	0,34 %	0,39 %	0,15 %	0,07 %	0,51 %	1,12 %
Nombre de factures concernées	2 122					4 950

Les informations relatives aux factures reçues présentées dans le tableau ci-dessus n'incluent pas les opérations de banque et connexes. Les délais de paiement de référence utilisés sont les délais légaux. Concernant les créances clients hors champ des opérations de banque et connexes, il s'agit principalement de créances envers des entités du Groupe BNP Paribas. Pour les créances et dettes relatives aux opérations de banque et connexes de BNP Paribas SA qui ne sont pas représentées dans le tableau ci-dessus, la durée résiduelle des emplois et ressources est présentée en annexe 6.e.

INFORMATIONS SUR LES COMPTES SOCIAUX AU 31 DÉCEMBRE 2019

Notes annexes aux états financiers des comptes sociaux

6

3.i COMPTES DE RÉGULARISATION

En millions d'euros, au	31 décembre 2019	31 décembre 2018
Réévaluation des instruments dérivés et de change	75 862	53 462
Produits à recevoir	10 126	10 539
Comptes d'encaissement	193	271
Autres comptes de régularisation débiteurs	9 638	6 960
COMPTES DE RÉGULARISATION - ACTIF	95 819	71 232
Réévaluation des instruments dérivés et de change	61 657	46 499
Charges à payer	11 222	12 233
Comptes d'encaissement	2 399	2 331
Autres comptes de régularisation créditeurs	9 501	7 241
COMPTES DE RÉGULARISATION - PASSIF	84 779	68 304

3.j IMMOBILISATIONS D'EXPLOITATION

En millions d'euros, au	31 décembre 2019			31 décembre 2018
	Montant brut	Amortissements et provisions	Montant net	Montant net
Logiciels informatiques	3 098	(2 367)	731	640
Autres immobilisations incorporelles	2 499	(468)	2 031	2 025
IMMOBILISATIONS INCORPORELLES	5 597	(2 835)	2 762	2 665
Terrains et constructions	2 881	(1 073)	1 808	1 866
Équipement, mobilier, installations	2 148	(1 703)	445	387
Autres immobilisations	188	(4)	184	143
Immobilisations corporelles - Mali de Fusion	134	(32)	102	108
IMMOBILISATIONS CORPORELLES	5 351	(2 812)	2 539	2 504

3.k PROVISIONS

En millions d'euros, au	31 décembre 2018	Dotations	Reprises	Autres variations	31 décembre 2019
Provisions pour engagements sociaux	463	95	(126)	43	475
Provisions pour créances risquées et assimilées (note 2.f)	33	6	(6)	-	33
Provisions pour engagements par signature (note 2.f)	248	105	(77)	(2)	274
Autres provisions					
■ liées à des opérations bancaires et assimilées	516	51	(217)	12	362
■ non liées à des opérations bancaires	421	303	(141)	(4)	579
PROVISIONS	1 681	560	(567)	49	1 723

6

6

INFORMATIONS SUR LES COMPTES SOCIAUX AU 31 DÉCEMBRE 2019

Notes annexes aux états financiers des comptes sociaux

► PROVISIONS POUR RISQUES SUR PRODUITS D'ÉPARGNE RÉGLEMENTÉE

En millions d'euros, au	31 décembre 2019	31 décembre 2018
Encours collectés au titre des comptes et plans d'épargne-logement	17 994	17 937
dont au titre des plans d'épargne-logement	15 912	15 834
■ Ancienneté de plus de 10 ans	5 194	3 796
■ Ancienneté de plus de 4 ans et de moins de 10 ans	8 715	8 406
■ Ancienneté de moins de 4 ans	2 003	3 632
Crédits en vie octroyés au titre des comptes et plans d'épargne-logement	35	51
dont au titre des plans d'épargne-logement	6	9
Provisions et assimilées constituées au titre des comptes et plans d'épargne-logement	124	135
dont décote constituée au titre des comptes et plans d'épargne-logement	0	0
dont provisions constituées au titre des comptes et plans d'épargne-logement	124	135
■ dont provisions constituées au titre des plans ayant une ancienneté supérieure à 10 ans	92	75
■ dont provisions constituées au titre des plans ayant une ancienneté comprise entre 4 ans et 10 ans	23	37
■ dont provisions constituées au titre des plans ayant une ancienneté inférieure à 4 ans	8	20
■ dont provisions constituées au titre des comptes d'épargne-logement	1	3

► VARIATION DES PROVISIONS RELATIVES AUX PRODUITS D'ÉPARGNE RÉGLEMENTÉE

En millions d'euros	Exercice 2019		Exercice 2018	
	Provisions et assimilées constituées au titre des plans d'épargne-logement	Provisions et assimilées constituées au titre des comptes d'épargne-logement	Provisions et assimilées constituées au titre des plans d'épargne-logement	Provisions et assimilées constituées au titre des comptes d'épargne-logement
Provisions et assimilées constituées en début d'exercice	132	3	153	3
Dotations aux provisions	-	-	-	-
Reprises de provisions	(9)	(2)	(21)	-
Provisions et assimilées constituées en fin d'exercice	123	1	132	3

3.1 DETTES SUBORDONNÉES

En millions d'euros, au	31 décembre 2019	31 décembre 2018
Dettes subordonnées remboursables	16 130	14 405
Dettes subordonnées perpétuelles	9 700	9 115
Titres Super Subordonnés à Durée Indéterminée	8 977	8 397
Titres Subordonnés à Durée Indéterminée	498	493
Titres participatifs	225	225
Dettes rattachées	382	344
DETTES SUBORDONNÉES	26 212	23 864

INFORMATIONS SUR LES COMPTES SOCIAUX AU 31 DÉCEMBRE 2019

Notes annexes aux états financiers des comptes sociaux

6

Dettes subordonnées remboursables

Les dettes subordonnées remboursables émises par BNP Paribas SA sont des titres à moyen et long terme assimilables à des créances de rang subordonné simple dont le remboursement avant l'échéance contractuelle interviendrait, en cas de liquidation de la société émettrice, après les autres créanciers mais avant les titulaires de prêts participatifs et de titres participatifs.

Après accord de l'autorité de surveillance bancaire et à l'initiative de l'émetteur, ils peuvent faire l'objet d'une clause de remboursement anticipé par rachat en Bourse, offre publique d'achat ou d'échange, ou de gré à gré lorsqu'il s'agit d'émissions privées.

Les emprunts émis par BNP Paribas SA ayant fait l'objet d'un placement international peuvent faire l'objet d'un remboursement anticipé du principal et d'un règlement avant l'échéance des intérêts payables in

fine, à l'initiative de l'émetteur, à partir d'une date fixée dans la notice d'émission (call-option), ou dans l'hypothèse où des modifications aux règles fiscales en vigueur imposeraient à l'émetteur au sein du Groupe l'obligation de compenser les porteurs des conséquences de ces modifications. Ce remboursement peut intervenir moyennant un préavis, de 15 à 60 jours selon les cas, et en toute hypothèse sous réserve de l'accord des autorités de surveillance bancaire.

En 2018, une dette subordonnée émise a fait l'objet d'un remboursement à l'échéance ou avant l'échéance. Cette opération s'est traduite par une diminution de l'encours des dettes subordonnées remboursables à hauteur de 85 millions d'euros. Par ailleurs, cinq dettes subordonnées ont été émises pour un montant de 1 832 millions d'euros sur l'année 2018.

En 2019, huit nouvelles dettes subordonnées ont été émises pour un montant de 1 548 millions d'euros.

Au 31 décembre 2019, l'échéancier des dettes subordonnées remboursables émises se présente de la façon suivante :

En millions d'euros	Encours au 31/12/2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025 à 2029	Au-delà de 2029
Dettes subordonnées remboursables	16 130	5	-	354	-	891	11 703	3 176

Au 31 décembre 2018, l'échéancier des dettes subordonnées remboursables émises se présentait de la façon suivante :

En millions d'euros	Encours au 31/12/2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024 à 2028	Au-delà de 2028
Dettes subordonnées remboursables	14 405	-	5	-	335	-	12 154	1 911

Dettes subordonnées perpétuelles**Titres Super Subordonnés à Durée Indéterminée**

BNP Paribas SA a émis des Titres Super Subordonnés à Durée Indéterminée qui offrent aux souscripteurs une rémunération à taux fixe, fixe révisable ou variable et peuvent être remboursés à l'issue d'une période fixe puis à chaque date anniversaire du coupon ou tous les cinq ans. En cas de non-remboursement à l'issue de cette période, il sera versé pour certaines de ces émissions un coupon flottant indexé sur Euribor, Libor ou un taux de swap ou un coupon fixe.

Le 2 juillet 2018, BNP Paribas SA a remboursé l'émission de juin 2008, pour un montant de 500 millions d'euros, à sa première date de call. Cette émission offrait aux souscripteurs une rémunération à taux fixe de 7,781 %.

Le 16 août 2018, BNP Paribas SA a émis des Titres Super Subordonnés à Durée Indéterminée pour un montant de 750 millions de dollars. Cette émission offre aux souscripteurs une rémunération à taux fixe de 7 %. Les titres pourront être remboursés à l'issue d'une période de 10 ans. En cas de non-remboursement en 2028, il sera versé semestriellement un coupon indexé sur le taux de swap dollar à 5 ans.

Le 18 septembre 2018, BNP Paribas SA a remboursé l'émission de septembre 2008, pour un montant de 100 millions d'euros, à sa première date de call. Cette émission offrait aux souscripteurs une rémunération à taux fixe de 7,57 %.

Le 25 mars 2019, BNP Paribas SA a émis des Titres Super Subordonnés à Durée Indéterminée pour un montant de 1 500 millions de dollars. Cette émission offre aux souscripteurs une rémunération à taux fixe de 6,625 %.

Les titres pourront être remboursés à l'issue d'une période de 5 ans. En cas de non-remboursement en 2024, il sera versé semestriellement un coupon indexé sur le taux de swap dollar à 5 ans.

Le 10 juillet 2019, BNP Paribas SA a émis des Titres Super Subordonnés à Durée Indéterminée pour un montant de 300 millions de dollars australiens. Cette émission offre aux souscripteurs une rémunération à taux fixe de 4,5 %. Les titres pourront être remboursés à l'issue d'une période de 5 ans et demi. En cas de non-remboursement en 2025, il sera versé semestriellement un coupon indexé sur le taux de swap dollar australien à 5 ans.

Le 17 octobre 2019, BNP Paribas SA a remboursé l'émission d'octobre 2005, pour un montant de 1 000 millions d'euros. Cette émission offrait aux souscripteurs une rémunération à taux fixe de 4,875 %.

Le 20 novembre 2019, BNP Paribas SA a remboursé l'émission de décembre 2009, pour un montant de 1 million d'euros, avant sa première date de call. Cette émission offrait aux souscripteurs une rémunération à taux fixe de 7,384 %.

Le 29 décembre 2019, BNP Paribas SA a remboursé à leur première date de call, deux émissions de décembre 2009, pour un montant respectif de 17 millions d'euros et de 2 millions d'euros. Ces émissions offraient aux souscripteurs respectivement une rémunération à taux fixe de 7,028 % et une rémunération à taux variable sur le taux Euribor à 3 mois.

Le 30 décembre 2019, BNP Paribas SA a remboursé l'émission de décembre 2009, pour un montant de 70 millions de dollars, à sa première date de call. Cette émission offrait aux souscripteurs une rémunération à taux variable sur le taux Libor dollar à 3 mois.

6

INFORMATIONS SUR LES COMPTES SOCIAUX AU 31 DÉCEMBRE 2019

Notes annexes aux états financiers des comptes sociaux

Les caractéristiques de ces différentes émissions sont résumées dans le tableau suivant :

Date d'émission	Devise	Montant en devise à l'origine (en millions)	Périodicité de tombée du coupon	Taux et durée avant la première date de call		Taux après la première date de call	31 Déc. 2019	31 Déc. 2018
Octobre 2005	EUR	1 000	annuelle	4,875 %	6 ans	4,875 %	0	1 000
Octobre 2005	USD	400	annuelle	6,25 %	6 ans	6,250 %	356	349
Juillet 2006	EUR	150	annuelle	5,45 %	20 ans	Euribor 3 mois + 1,920 %	150	150
Juin 2007	USD	600	trimestrielle	6,5 %	5 ans	6,500 %	535	524
Juin 2007	USD	1 100	semestrielle	7,195 %	30 ans	USD Libor 3 mois + 1,290 %	980	960
Décembre 2009	EUR	2	trimestrielle	Euribor 3 mois + 3,750 %	10 ans	Euribor 3 mois + 4,750 %	0	2
Décembre 2009	EUR	17	annuelle	7,028 %	10 ans	Euribor 3 mois + 4,750 %	0	17
Décembre 2009	USD	70	trimestrielle	USD Libor 3 mois + 3,750 %	10 ans	USD Libor 3 mois + 4,750 %	0	61
Décembre 2009	USD	0,5	annuelle	7,384 %	10 ans	USD Libor 3 mois + 4,750 %	0	1
Juin 2015	EUR	750	semestrielle	6,125 %	7 ans	Swap EUR 5 ans + 5,230 %	750	750
Août 2015	USD	1 500	semestrielle	7,375 %	10 ans	Swap USD 5 ans + 5,150 %	1 337	1 309
Mars 2016	USD	1 500	semestrielle	7,625 %	5 ans	Swap USD 5 ans + 6,314 %	1 337	1 309
Décembre 2016	USD	750	semestrielle	6,750 %	5,25 ans	Swap USD 5 ans + 4,916 %	669	655
Novembre 2017	USD	750	semestrielle	5,125 %	10 ans	Swap USD 5 ans + 2,838 %	669	655
Août 2018	USD	750	semestrielle	7,000 %	10 ans	Swap USD 5 ans + 3,980 %	669	655
Mars 2019	USD	1 500	semestrielle	6,625 %	5 ans	Swap USD 5 ans + 4,149 %	1 337	0
Juillet 2019	AUD	300	semestrielle	4,500 %	5,5 ans	Swap AUD 5 ans + 3,372 %	188	0
TITRES SUPER SUBORDONNÉS À DURÉE INDÉTERMINÉE							8 977	8 397

Les intérêts normalement dus sur les Titres Super Subordonnés à Durée Indéterminée peuvent ne pas être payés. Les coupons non versés ne sont pas reportés.

Pour les émissions réalisées avant 2015 cette absence de paiement est conditionnée à l'absence de versement sur les actions ordinaires de BNP Paribas SA et sur les titres assimilés aux Titres Super Subordonnés à Durée Indéterminée au cours de l'année précédente. Les intérêts doivent être versés en cas de distribution de dividende sur les actions ordinaires de BNP Paribas SA.

Du fait de la présence d'une clause d'absorption de pertes, les modalités contractuelles des Titres Super Subordonnés à Durée Indéterminée

prévoient qu'en cas d'insuffisance de fonds propres prudentiels, le nominal des titres émis puisse être réduit pour servir de nouvelle base de calcul des coupons, tant que l'insuffisance n'est pas corrigée et le nominal d'origine des titres reconstitué.

Titres Subordonnés à Durée Indéterminée

Les Titres Subordonnés à Durée Indéterminée (TSDI) émis par BNP Paribas SA sont des obligations subordonnées perpétuelles remboursables à la liquidation de la société, après le remboursement de toutes les autres dettes mais avant celui des titres participatifs. Ils ne donnent aucun droit aux actifs résiduels.

INFORMATIONS SUR LES COMPTES SOCIAUX AU 31 DÉCEMBRE 2019

Notes annexes aux états financiers des comptes sociaux

6

Caractéristiques des émissions de Titres Subordonnés à Durée Indéterminée :

Date d'émission	Devise	Montant en devise à l'origine (en millions)	Taux	31 décembre 2019	31 décembre 2018
octobre 1985	EUR	305	TMO - 0,25 %	254	254
septembre 1986	USD	500	Libor 6 mois + 0,075 %	244	239
TITRES SUBORDONNÉS À DURÉE INDÉTERMINÉE				498	493

Pour les TSDI émis en octobre 1985, d'un nominal de 305 millions d'euros, le paiement des intérêts est obligatoire, sauf si le Conseil d'administration décide de différer cette rémunération lorsque l'Assemblée Générale Ordinaire des actionnaires a constaté qu'il n'existe pas de bénéfice distribuable, et ceci dans les douze mois précédant l'échéance de paiement des intérêts. Les intérêts sont cumulatifs et deviennent intégralement payables dès la reprise d'une distribution de dividende.

Pour les TSDI émis en septembre 1986, d'un nominal de 500 millions de dollars, le paiement des intérêts est obligatoire, sauf si le Conseil d'Administration décide de différer cette rémunération lorsque l'Assemblée Générale Ordinaire des actionnaires a validé la décision de

ne pas procéder à la distribution d'un dividende, et ceci dans les douze mois précédant l'échéance de paiement des intérêts. Les intérêts sont cumulatifs et deviennent intégralement payables dès la reprise d'une distribution de dividende. La Banque a la faculté de reprendre le paiement des arriérés d'intérêts, même en l'absence de distribution d'un dividende.

Titres participatifs

Les titres participatifs émis en juillet 1984 par BNP Paribas SA pour un montant global de 337 millions d'euros ne sont remboursables qu'en cas de liquidation de la société mais peuvent faire l'objet de rachats dans les conditions prévues par la loi du 3 janvier 1983. Le nombre de titres en circulation est de 1 434 092 au 31 décembre 2019.

Note 4 ENGAGEMENTS DE FINANCEMENT ET DE GARANTIE ET SUR TITRES**4.a ENGAGEMENTS DE FINANCEMENT**

En millions d'euros, au	31 décembre 2019	31 décembre 2018
Établissements de crédit	96 003	80 610
Clientèle	234 757	225 125
Ouverture de crédits confirmés	97 248	102 446
Autres engagements en faveur de la clientèle	137 509	122 679
ENGAGEMENTS DE FINANCEMENT DONNÉS	330 760	305 735
Établissements de crédit	114 010	98 537
Clientèle	34 422	47 615
ENGAGEMENTS DE FINANCEMENT REÇUS	148 432	146 152

6

6

INFORMATIONS SUR LES COMPTES SOCIAUX AU 31 DÉCEMBRE 2019

Notes annexes aux états financiers des comptes sociaux

4.b ENGAGEMENTS DE GARANTIE ET SUR TITRES

En millions d'euros, au	31 décembre 2019	31 décembre 2018
Établissements de crédit	19 611	20 155
Clientèle	108 431	96 343
ENGAGEMENTS DE GARANTIE DONNÉS	128 042	116 498
Établissements de crédit	84 418	81 810
Clientèle	160 638	130 766
ENGAGEMENTS DE GARANTIE REÇUS	245 056	212 576

En millions d'euros, au	31 décembre 2019	31 décembre 2018
ENGAGEMENTS SUR TITRES DONNÉS	23 433	15 774
ENGAGEMENTS SUR TITRES REÇUS	35 672	27 677

4.c INSTRUMENTS FINANCIERS DONNÉS OU REÇUS EN GARANTIE

► INSTRUMENTS FINANCIERS DONNÉS EN GARANTIE

En millions d'euros, au	31 décembre 2019	31 décembre 2018
Instruments financiers (titres négociables et créances privées) déposés auprès des banques centrales et mobilisables à tout instant en garantie d'opérations éventuelles de refinancement après décote	50 884	50 821
■ Mobilisés en garantie auprès des banques centrales	16 172	19 000
■ Disponibles pour des opérations de refinancement	34 712	31 821
Actifs financiers donnés en garantie d'opérations auprès d'établissements de crédit, de la clientèle financière, ou des souscripteurs d'obligations collatéralisées émises par le Groupe	72 895	58 950

Au 31 décembre 2019, la Banque a déposé ou rendu éligibles à un dépôt 50 884 millions d'euros (50 821 millions d'euros au 31 décembre 2018) d'instruments financiers (titres négociables et créances privées) auprès des banques centrales qui sont mobilisables à tout instant en garantie d'opérations éventuelles de refinancement, dont 37 890 millions d'euros (36 994 millions d'euros au 31 décembre 2018) auprès de la Banque de France dans le cadre du système de Gestion Globale des Garanties couvrant les opérations de politique monétaire de l'Eurosystème

et d'emprunts intrajournalières. Dans ce cadre, la Banque avait mobilisé auprès des banques centrales 16 172 millions d'euros au 31 décembre 2019 (19 000 millions d'euros au 31 décembre 2018).

Les autres actifs donnés en garantie d'opérations auprès des établissements de crédit et de la clientèle financière incluent notamment des financements de BNP Paribas Home Loan SFH, pour 32 252 millions d'euros au 31 décembre 2019 (contre 33 751 millions d'euros au 31 décembre 2018).

► INSTRUMENTS FINANCIERS REÇUS EN GARANTIE

En millions d'euros, au	31 décembre 2019	31 décembre 2018
Instruments financiers reçus en garantie (hors pensions)	38 891	34 354

Note 5 RÉMUNÉRATIONS ET AVANTAGES CONSENTIS AU PERSONNEL**5.a FRAIS DE PERSONNEL**

En millions d'euros	Exercice 2019	Exercice 2018
Salaires et traitements	(4 653)	(4 012)
Charges sociales et fiscales ⁽¹⁾	(1 843)	(1 876)
Participation et intéressement des salariés	(204)	(228)
TOTAL FRAIS DE PERSONNEL	(6 700)	(6 116)

(1) Y compris la réévaluation des effets actuariels sur les avantages postérieurs à l'emploi.

Pour BNP Paribas SA les produits liés au Crédit d'impôt Compétitivité Emploi se sont élevés à 35 millions d'euros au titre de l'exercice 2018.

L'effectif de BNP Paribas SA se répartit de la façon suivante :

Effectif au	31 décembre 2019	31 décembre 2018
BNP Paribas Métropole	35 749	36 720
dont cadres	25 220	25 059
Succursales hors Métropole	18 131	17 579
TOTAL BNP PARIBAS SA	53 880	54 299

5.b ENGAGEMENTS SOCIAUX**Avantages postérieurs à l'emploi relevant de régimes à cotisations définies**

En France, BNP Paribas SA cotise à différents organismes nationaux et interprofessionnels de retraites de base et complémentaires. BNP Paribas SA a mis en place, par accord d'entreprise, une retraite par capitalisation. À ce titre, les salariés bénéficieront au moment de leur départ en retraite d'une rente venant s'ajouter aux pensions servies par les régimes nationaux.

À l'étranger, les plans à prestations définies ayant été fermés dans la plupart des pays aux nouveaux collaborateurs, ceux-ci se voient offrir le bénéfice de plans de pension à cotisations définies. Dans le cadre de ces plans, l'engagement de l'Entreprise consiste essentiellement à verser, au plan de pension, un pourcentage du salaire annuel du bénéficiaire.

Les montants versés au titre des régimes postérieurs à l'emploi à cotisations définies français et étrangers sont de 312 millions d'euros pour l'exercice 2019 contre 294 millions d'euros pour l'exercice 2018.

Avantages postérieurs à l'emploi relevant de régimes à prestations définies

Les régimes à prestations définies en vigueur chez BNP Paribas SA font l'objet d'évaluations actuarielles indépendantes selon la méthodologie des unités de crédit projetées afin de déterminer la charge correspondant aux droits acquis par les salariés et aux prestations restant à verser aux préretraités et retraités. Les hypothèses démographiques et financières utilisées pour estimer la valeur actualisée des obligations et des actifs de couverture de ces régimes tiennent compte des conditions économiques propres à chaque pays.

Les provisions constituées au titre des régimes postérieurs à l'emploi à prestations définies s'élèvent à 175 millions d'euros au 31 décembre 2019 (171 millions d'euros au 31 décembre 2018), dont 95 millions d'euros pour les engagements français et 80 millions d'euros pour les engagements étrangers.

Les actifs de retraite comptabilisés (surplus reconnus et actifs distincts) s'élèvent à 310 millions d'euros au 31 décembre 2019 (264 millions d'euros au 31 décembre 2018).

Régimes de retraite et autres avantages liés à la retraite**Régimes de retraite**

En France, BNP Paribas SA verse un complément de pension bancaire au titre des droits acquis jusqu'au 31 décembre 1993 par les retraités et les salariés en activité à cette date. Ces engagements résiduels sont couverts par une provision constituée dans les comptes de BNP Paribas SA, ou sont externalisés auprès d'une compagnie d'assurance.

Les régimes de retraite à prestations définies dont bénéficiaient les cadres supérieurs du Groupe ont tous été fermés et transformés en régimes de type additif. Les montants qui seront attribués aux bénéficiaires, sous réserve de leur présence dans le Groupe au moment de leur départ à la retraite, ont été définitivement déterminés lors de la fermeture des régimes antérieurs. Ces régimes de retraite ont été externalisés auprès de compagnies d'assurance, dans le bilan desquelles la valeur de marché des actifs investis en représentation de ces régimes se répartit à hauteur de 86 % en obligations, 6 % en actions et 8 % en immobilier.

6

INFORMATIONS SUR LES COMPTES SOCIAUX AU 31 DÉCEMBRE 2019

Notes annexes aux états financiers des comptes sociaux

Dans les succursales de BNP Paribas SA à l'étranger, les régimes de retraite reposent, soit sur l'acquisition d'une pension définie en fonction du dernier salaire et du nombre d'années de service (*Royaume-Uni*), soit sur l'acquisition annuelle d'un capital constitutif d'une pension exprimée en pourcentage du salaire annuel et rémunérée à un taux prédéfini (*États-Unis*). À la suite de la fusion entre BNP Paribas España SA et BNP Paribas SA, les engagements portés par la filiale ont été transférés à la succursale de BNP Paribas SA à Madrid.

La gestion de certains régimes est assurée par des organismes de gestion indépendants. Au 31 décembre 2019, 90 % des engagements bruts des régimes de retraite à l'étranger sont concentrés sur des plans situés au Royaume-Uni, aux États-Unis et en Espagne. La valeur de marché des actifs de ces régimes dans ces trois pays se répartit à hauteur de 14 % en actions, 71 % en obligations, et 15 % en autres instruments financiers.

Autres avantages liés à la retraite

Les salariés de BNP Paribas SA bénéficient de diverses prestations contractuelles telles que les indemnités de départ ou de fin de carrière. En France, la couverture de ces indemnités fait l'objet d'un contrat externalisé auprès d'une compagnie d'assurance indépendante de BNP Paribas SA.

Régimes d'aide médicale postérieure à l'emploi

En France, BNP Paribas SA n'a plus d'engagement au titre des régimes de couverture médicale à l'égard de ses retraités.

Dans les succursales de BNP Paribas SA à l'étranger, il existe plusieurs régimes de couverture médicale pour les retraités dont les principaux se situent aux États-Unis. Les provisions constituées au titre des engagements existant à l'égard des ayants droit s'élèvent à 16 millions d'euros au 31 décembre 2019 contre 15 millions d'euros au 31 décembre 2018.

Les engagements existant au titre des régimes d'aide médicale postérieure à l'emploi sont évalués en utilisant les tables de mortalité en vigueur dans chaque pays et les hypothèses d'évolution des coûts médicaux. Ces hypothèses, basées sur des observations historiques, tiennent compte des évolutions futures estimées du coût des services médicaux résultant à la fois du coût des prestations médicales et de l'inflation.

Indemnités de fin de contrat de travail

La Banque a mis en place un certain nombre de plans de départs anticipés fondés sur le volontariat de salariés répondant à certains critères d'éligibilité. Les charges liées aux plans de départ volontaire font l'objet de provisions au titre des personnels en activité éligibles dès lors que le plan concerné a fait l'objet d'un accord ou d'une proposition d'accord paritaire.

Les provisions relatives à ces plans s'élèvent à 42 millions d'euros au 31 décembre 2019 (53 millions d'euros au 31 décembre 2018).

En millions d'euros au	31 décembre 2019	31 décembre 2018
Provisions au titre des plans de départ volontaire, pré-retraite, et plan d'adaptation des effectifs	42	53

INFORMATIONS SUR LES COMPTES SOCIAUX AU 31 DÉCEMBRE 2019

Notes annexes aux états financiers des comptes sociaux

6

Note 6 INFORMATIONS COMPLÉMENTAIRES

6.a OPÉRATIONS RÉALISÉES SUR LE CAPITAL

Les résolutions des Assemblées Générales des actionnaires utilisables au cours de l'exercice sont présentées dans le chapitre 2 « Rapport sur le gouvernement d'entreprise » du Document d'enregistrement universel.

Opérations sur le capital	En nombre	Valeur unitaire (en euros)	En euros	Date d'autorisation par l'Assemblée Générale	Date de décision du Conseil d'administration	Date de jouissance
NOMBRE D'ACTIONS ÉMISES AU 31 DÉCEMBRE 2016	1 247 002 653	2	2 494 005 306			
Augmentation de capital par l'exercice d'options de souscription d'actions	1 404 830	2	2 809 660	(1)	(1)	01-janv.-16
Augmentation de capital par l'exercice d'options de souscription d'actions	451 903	2	903 806	(1)	(1)	01-janv.-17
NOMBRE D'ACTIONS ÉMISES AU 31 DÉCEMBRE 2017	1 248 859 386	2	2 497 718 772			
Augmentation de capital par l'exercice d'options de souscription d'actions	939 175	2	1 878 350	(1)	(1)	01-janv.-17
NOMBRE D'ACTIONS ÉMISES AU 31 DÉCEMBRE 2018	1 249 798 561	2	2 499 597 122			
NOMBRE D'ACTIONS ÉMISES AU 31 DÉCEMBRE 2019	1 249 798 561	2	2 499 597 122			

(1) Diverses résolutions prises par l'Assemblée Générale des actionnaires et décisions du Conseil d'administration autorisant l'attribution des options de souscription d'actions levées au cours de la période.

6.b TABLEAU DE PASSAGE DES CAPITAUX PROPRES DU 31 DÉCEMBRE 2017 AU 31 DÉCEMBRE 2019

En millions d'euros	Capital	Primes d'émission et autres primes	Résultat et réserves de la période	Total capitaux propres
CAPITAUX PROPRES AU 31 DÉCEMBRE 2017	2 498	23 175	42 142	67 815
Dividendes sur le résultat de l'exercice 2017			(3 772)	(3 772)
Augmentations de capital	2	47		49
Amortissement dérogatoire – Dotation			4	4
Résultat de l'exercice 2018			5 027	5 027
CAPITAUX PROPRES AU 31 DÉCEMBRE 2018	2 500	23 222	43 401	69 123
Dividendes sur le résultat de l'exercice 2018			(3 772)	(3 772)
Amortissement dérogatoire – Dotation			5	5
Autres variations			(11)	(11)
Résultat de l'exercice 2019			7 490	7 490
CAPITAUX PROPRES AU 31 DÉCEMBRE 2019	2 500	23 222	47 113	72 835

6

6

INFORMATIONS SUR LES COMPTES SOCIAUX AU 31 DÉCEMBRE 2019

Notes annexes aux états financiers des comptes sociaux

6.c NOTIONNEL DES INSTRUMENTS FINANCIERS

Le montant notionnel des instruments financiers dérivés ne constitue qu'une indication de volume de l'activité de BNP Paribas SA sur les marchés d'instruments financiers et ne reflète pas les risques de marché attachés à ces instruments.

Portefeuille de transaction

En millions d'euros, au	31 décembre 2019	31 décembre 2018
Instruments dérivés de cours de change	5 204 615	5 020 965
Instruments dérivés de taux d'intérêt	16 009 284	17 235 390
Instruments dérivés sur actions	1 202 896	1 230 807
Instruments dérivés de crédit	952 428	879 064
Autres instruments dérivés	211 034	225 733
INSTRUMENTS FINANCIERS À TERME DE TRANSACTION	23 580 257	24 651 959

Les opérations sur instruments financiers réalisées sur des marchés organisés ou admis en chambre de compensation représentent 43 % des opérations portant sur des instruments financiers dérivés au 31 décembre 2019 (44 % au 31 décembre 2018).

Stratégie de couverture

Le montant total des notionnels des instruments financiers dérivés utilisés en couverture s'établit à 727 769 millions d'euros au 31 décembre 2019 contre 686 468 millions d'euros au 31 décembre 2018.

Les opérations sur instruments financiers dérivés contractés à des fins de couverture sont conclues de gré à gré.

Valeur de marché

La valeur de marché de la position nette positive des opérations fermes est évaluée à 16 096 millions d'euros au 31 décembre 2019 contre une position nette positive de 9 749 millions d'euros au 31 décembre 2018. La valeur de marché de la position nette acheteuse des opérations conditionnelles est évaluée à 2 845 millions d'euros au 31 décembre 2019 contre une position nette acheteuse de 3 467 millions d'euros au 31 décembre 2018.

6

6.d INFORMATIONS SECTORIELLES

Les encours au bilan des opérations interbancaires et assimilées ainsi que des opérations avec la clientèle se répartissent géographiquement de la manière suivante :

En millions d'euros, au	Opérations interbancaires et assimilées		Opérations avec la clientèle		Total par zone géographique	
	31 décembre 2019	31 décembre 2018	31 décembre 2019	31 décembre 2018	31 décembre 2019	31 décembre 2018
France	409 850	394 245	275 270	236 620	685 120	630 865
Autres pays de l'Espace Économique Européen	60 276	60 580	83 244	80 855	152 520	150 435
Pays des zones Amérique et Asie	79 936	81 392	131 804	128 408	211 740	209 800
Autres pays	1 754	1 439	5 618	4 279	7 370	5 718
TOTAL DES EMPLOIS	560 816	546 656	495 934	450 162	1 056 750	996 818
France	205 874	195 131	270 845	263 619	476 719	458 750
Autres pays de l'Espace Économique Européen	42 882	25 136	112 015	123 378	154 897	148 514
Pays des zones Amérique et Asie	24 424	28 907	198 058	173 658	222 482	202 565
Autres pays	1 381	1 180	6 226	6 572	7 607	7 752
TOTAL DES RESSOURCES	274 561	250 354	587 144	567 227	861 705	817 581

Le produit net bancaire de BNP Paribas SA en 2019 pour l'ensemble de ses activités est réalisé à hauteur de 85 % avec des contreparties appartenant à l'Espace Économique Européen (84 % en 2018).

INFORMATIONS SUR LES COMPTES SOCIAUX AU 31 DÉCEMBRE 2019

Notes annexes aux états financiers des comptes sociaux

6

6.e ÉCHÉANCES DES EMPLOIS ET RESSOURCES

En millions d'euros	Opérations à vue au jour le jour	Durée restant à courir					
		Jusqu'à 3 mois	De 3 mois à 1 an	De 1 an à 5 ans	Plus de 5 ans	Dont provisions	Total
Emplois							
Caisse, banques centrales et CCP	131 249	778					132 027
Effets publics et valeurs assimilées	203	81 584	15 524	45 717	55 600	(14)	198 628
Créances sur les établissements de crédit	8 911	99 895	38 826	48 124	34 605	(191)	230 161
Opérations avec la clientèle et crédit-bail	32 610	192 269	51 279	94 003	125 773	(5 965)	495 934
Obligations et autres titres à revenu fixe	1 199	19 868	5 369	10 755	36 773	(272)	73 764
Ressources							
Dettes envers les établissements de crédit et Banques Centrales et CCP	31 732	122 764	29 246	77 418	13 401		274 561
Opérations avec la clientèle	315 951	227 358	18 273	12 952	12 610		587 144
Dettes représentées par un titre	589	16 988	35 337	43 322	38 768		135 004

6.f ÉTATS ET TERRITOIRES
NON COOPÉRATIFS

La création d'implantations par BNP Paribas SA, ou les filiales qui en dépendent au sein du Groupe constitué autour de BNP Paribas SA, dans les États considérés comme non coopératifs au sens de l'article 238-O A du CGI et de l'arrêté du 06 janvier 2020 modifiant la liste des États

et territoires non coopératifs est soumise à une procédure spéciale d'autorisation par la Conformité. Ces implantations, conformément au principe d'uniformité et d'universalité du dispositif de contrôle interne du Groupe, et à son principe de « mieux-disant déontologique », sont soumises aux règles du Groupe en matière de contrôle des risques de toute nature, de lutte contre le blanchiment, la corruption et le financement du terrorisme et de respect des embargos financiers.

Dénomination	% intérêt	Forme juridique	Nature d'agrément	Activité
Panama				
BNPP SA (Succursale Panama) - en liquidation ⁽¹⁾	100	Branch	Licence bancaire	En liquidation
Iles Vierges Britanniques				
Twenty-Three Investments Ltd - en liquidation	100	Investments Limited		En liquidation

(1) Le processus de liquidation de l'entité située au Panama, initié depuis juillet 2020, est en attente de l'aval du régulateur local.

6

2 【主な資産・負債及び収支の内容】

連結財務書類に対する注記参照。

3 【その他】

(1) 決算日後の状況

該当なし。

(2) 訴訟

連結財務書類の注8.bを参照。

2019年12月31日終了事業年度に係る連結財務書類の注8.bに記載の法的手続および仲裁についての更新情報
(2020年5月5日付)

BNPパリバは、現在、複数の法域において、通常業務（特に、当行が市場取引相手、貸手、雇用主、投資家および納税者として営む業務に関連する者を含む。）の過程で生じる様々な請求、係争および法的手続（司法当局または監督当局による捜査を含む。）の当事者となっている。当行が、未解決のおよび提訴された法的手続や規制手続のすべてについて、その最終結果を予測することはできないものの、当行では、当該手続に係る請求は、法的有効性がないもの、適切に抗弁できるもの、または当該手続の結果は当行に重大な損失をもたらさないもの、であると合理的に考えている。

当行と特定の子会社は、バーナード・L・マドフ証券投資有限責任会社（BLMIS）の清算のために任命された破産管財人が提起した、米国ニューヨーク州南部地区破産裁判所にて係争中のいくつかの訴訟の被告となっている。「資金回収請求」訴訟として知られているこれらの訴訟は、BLMISの破産管財人が複数の金融機関に対し提起している訴訟と同様の訴訟で、BNPパリバの関連会社が、BLMISから直接またはBNPパリバの関連会社が受益者であるBLMIS関連の「フィーダー・ファンド」を通じて間接的に引き出したと主張されている資金の回収を目的とする訴訟である。BLMISの破産管財人は、BNPパリバの関連会社が引き出したこれらの資金は引き出す必要のなかった資金であり、米国連邦破産法とニューヨーク州法に基づき管財人が回収できる資金であると主張している。管財人が当初にこれらの訴訟を通じて回収しようとした総額はおよそ1.3十億米ドルであった。BNPパリバは、これらの訴訟において十分な根拠に基づく説得力のある抗弁を行えるだけの情報を持っているため、必要な抗弁を積極的に行っている。

破産裁判所は、2016年11月22日と2018年10月3日に言い渡した2つの判決をもって、BLMISの破産管財人がBNPパリバの関連会社に対し提起していた申立ての大部分を退けた。2019年2月25日には、合衆国第2巡回区控訴裁判所が、破産裁判所が2016年11月22日に言い渡した判決を撤回した。2019年4月8日には、BNPパリバの関連会社を含む当該判決の影響を受ける被告が、合衆国最高裁判所によるさらなる審理を求める意思を当該第2巡回区控訴裁判所に対して伝えた。2019年8月29日には、合衆国最高裁判所への移送命令の申立書が提出された。2018年10月3日の判決については、当該訴訟の結審をもって上訴が提起される見込みである。

ベルギーにおいて、2009年におけるBNPパリバへのBNPパリバ・フォルティス株の譲渡が無効であったことを根拠として、以前のフォルティス・グループの少数株主が、（特に）BNPパリバに対し当該譲渡に伴う損害の賠償を求める訴訟を、ベルギー王国国有資産運用会社（Société fédérale de Participations et d'Investissement）、AgeasおよびBNPパリバに対し提起している。2016年4月29日には、ブリュッセルの商事裁判所は、ベルギーにて係争中のフォルティスを当事者とする刑事訴訟が結審するまで、この法的手続を中断する決定を下した。BNPパリバは、この中断の期間を評価できる具体的な情報等を保有していない。担当検事は、2018年12月20日に、当該裁判所の評議会に付託を命じるよう要請する理由はないとする見解を示した。かかる刑事告訴はブリュッセルの評議員会において係争中である。

銀行業務、投資業務、ミューチュアル・ファンド業務およびブローカレッジ業務を営んでいる他の多くの金融機関と同様に、当行も、各監督当局、政府当局または自主規制機関から様々な情報提供要請を受けている。当行は、当該要請に応じており、関連当局および規制機関と協力して、提起される問題への対応やその是正に取り組んでいる。

米国の規制当局および司法当局は、現在、国際的な金融新聞各紙に掲載された、米国金融商品市場や米国公債に関する特定の活動について捜査を進めており、当該活動に関する情報提供を求めている。この情報提供は当行に対しても求められているため、当行は、前述の捜査に協力し、情報請求にも応じている。これらの捜査や情報請求がもたらす結果や潜在的な影響を、その終結や今後の米国当局との話合いの前に予測することは難しいが、今回の捜査または情報請求には多くの金融機関が絡んでいると報じられており、これらに関して実施されている調査は、各々に固有の状況に応じて、特に罰金または相当額の制裁金の支払いを含む形の解決につながるケースがある点は注目すべきである。

2020年2月26日に、パリの軽罪裁判所が、BNPパリバ・パーソナル・ファイナンスの誤解を与える商慣行や、同社によるこの慣行の隠蔽は罪に当たるという見解を示した。BNPパリバ・パーソナル・ファイナンスは、187,500ユーロの罰金を支払うよう命じられた。同裁判所は、この判決をフランスの特定の新聞に掲載するよう命じた。BNPパリバ・パーソナル・ファイナンスは、3つの消費者団体を含む被害者に対し、損害賠償金と弁護士報酬を支払うよう命じられた。この損害賠償裁定は即時執行裁定である。BNPパリバ・パーソナル・ファイナンスは、2020年3月6日に控訴を提起した。また、判決の即時執行の停止を求める司法請求が裁判所に提起された。COVID-19危機のため司法聴聞会の日程が停止され、2020年4月29日に予定されていた停止請求に関する司法聴聞会が延期された。

4 【フランスと日本における会計原則及び会計慣行の相違】

a. 日本とIFRSとの会計原則の相違

本書記載の当社グループの連結財務書類は、欧州連合が採用したIFRSに準拠して作成されている。これらは日本における会計原則と特定の項目において相違している。これらの相違は、主として次の項目に関連している。

(1) 企業結合

IFRSでは、企業結合はパーチェス法を用いて会計処理される。パーチェス法では、被取得会社の識別可能な資産および引受けた負債は、買収日の公正価値で測定される。企業結合に直接帰属する費用は個別取引に伴う費用として取り扱われ、損益計算書を通じて認識される。

のれんとは、企業結合の取得原価と、被取得会社の識別可能な資産および負債の取得日現在の公正価値純額に対する取得会社の持分との差額である。正ののれんは取得企業の貸借対照表で認識され、負ののれんは取得日に即時に損益計算書で認識される。当社グループは、のれんの価値の減損について定期的にテストしている。

少数株主持分は、被取得会社の識別可能な資産および負債の公正価値に対する持分で測定される。ただし、当社グループは、各企業結合に係る少数株主持分を公正価値で測定することを選択でき、その場合にはのれんの一定割合が少数株主持分へ配賦される。当社グループがこれまでに後者の選択を行ったことはない。

日本基準では、企業結合に関する会計処理について、企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」が適用されている。同基準では、共同支配企業の形成および共通支配下の取引以外の企業結合について、パーチェス法を用いて会計処理される。取得に直接要した支出額はすべて発生時の費用として処理される。

のれんは20年を超えない期間で償却され、「固定資産の減損に係る会計基準」により減損テストが実施される。

被取得会社の少数株主持分は、支配獲得日における被取得会社の識別可能純資産の公正価値のうち、少数株主の持分割合で算定する方法（全面時価評価法）が採られている。

(2) 連結の方法

IFRSに従い、支配下企業は全部連結されている。当社グループは、特定子会社への関与により得られる変動リターンにさらされているか、変動リターンに対する権利を持っており、当該子会社に対する法的権限の行使を通じて当該リターンに影響を及ぼすことができる場合、当該子会社を支配しているものとみなしている。議決権が支配の有無の決定要因となる企業については、当該議決権の過半数を直接または間接的に保有しており、当該議決権に伴う法的権限が変化する根拠となるような他の契約を交わしていない場合、通常、当該企業を支配しているものとみなされる。ストラクチャード・エンティティについての支配の分析においては、当該企業の設立目的や構造、当該企業が負うこととなるであろうリスク、また当社グループが関連する可変要素を吸収できる程度を検討する。

当社グループは、（被支配企業のリターンに重大な影響を及ぼす。）関連性のある活動について全会一致で合意することを求めている契約に基づき当該活動を1社以上の提携会社と共同で支配している場合、当該活動を共同支配しているものとみなしている。共同支配業務が別の事業体（この事業体の純資産について前述の提携会社が各種権利を有している事業体）を通じて行われる場合、この共同支配企業は、持分法を用いて会計処理される。共同支配業務が別の事業体を通じて行われない場合、または提携会社が、当該活動に伴う資産について何らかの権利を有しているか、当該活動に伴う負債について何らかの義務を負っている場合、その持分に係る資産、負債、収益および費用を、適用されるIFRSに従って会計処理する。

当社グループが重要な影響力を行使する企業（関連会社）は、持分法によって会計処理される。

日本では、特別目的会社については、企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」において、一定の要件を満たす場合に、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社（以下「譲渡会社等」という。）の子会社に該当しないものと推定され、連結の対象となっていない。ただし、企業会計基準適用指針第15号「一定の特別目的会社に関する開示に関する適用指針」に基づき、前述で連結対象とならない特別目的会社について、譲渡会社等は、当該特別目的会社の概要、当該特別目的会社を利用した取引の概要、当期に行った当該特別目的会社との取引金額または当該取引の期末残高等の一定の開示が求められる。

(3) 金融商品の分類および測定

IFRS第9号「金融商品」に従い、当社グループは保険業務に関するものを除く金融資産を、事業モデルおよび契約上の特性に応じて、当初認識時に、「償却原価で測定する金融資産」「株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産」または「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」に分類している。また、金融負債を、「償却原価で測定する金融負債」または「純損益を通じて公正価値で測定する金融負債」に分類している。

- 「償却原価で測定する金融資産」は、当初認識時にその公正価値（取引に直接帰属する取引費用や、貸出金の組成に関する手数料を含む。）で認識される。その後は償却原価で測定される。また、当該金融資産については、当初認識時から、予想信用損失引当金を測定する必要もある。
- 「株主資本を通じて公正価値で測定する金融資産」は、当初認識時にその公正価値（取引に直接帰属する取引費用を含む。）で認識される。その後は公正価値で測定され、公正価値の変動は、株主資本内の「資本に直接認識される資産および負債の変動」と題された固有の勘定に表示される。また、当該金融資産についても、「償却原価で測定する金融資産」に対するものと同じアプローチで、予想信用損失引当金を測定する必要がある。さらに、事業モデル要件とキャッシュ・フロー要件を満たす「負債性金融商品」の場合、売却時には、それまで株主資本に認識された公正価値の変動が純損益に再振替される一方、当該要件を満たさない「資本性金融商品」の場合、売却時に、それまで株主資本に認識された公正価値の変動が純損益に再振替されることはない。

- 「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品」は、当初認識時に公正価値で測定され、その取引費用は純損益に直接計上される。報告日には公正価値で測定され、その変動は「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益／損失」に表示される。

日本においては、金融資産および金融負債は以下のように分類、測定される。

- 「売買目的有価証券」は時価で測定し、時価の変動は損益認識される。
- 「満期保有目的の債券」は償却原価法で測定される。
- 「子会社株式及び関連会社株式」は取得原価で計上される。
- 「その他有価証券」は時価で測定し、時価変動は純資産に計上され、売却、減損あるいは回収時に損益計算書に計上される。
- 「貸付金および債権」は取得原価または償却原価で測定される。
- 「金融負債」は債務額で測定される。ただし社債については償却原価法で評価される。

(4) リース

IFRS第16号「リース」に従い、当社グループが借手として締結するリース契約については、期間が12ヶ月以下の契約と少額契約を除き、使用权資産とリース負債が貸借対照表に認識される。使用权資産は定額法で償却され、リース負債は数理計算によりリース期間にわたって償却される。

日本では、借手または貸手として締結するすべてのリース契約は、以下のいずれかに該当する場合は「ファイナンス・リース取引」に分類され、いずれにも該当しない場合は「オペレーティング・リース取引」に分類される。

- 解約不能のリース期間中のリース料の現在価値が、当該リース物件の見積現金購入価額の概ね90%超
- 解約不能のリース期間が、当該リース物件の経済的耐用年数の概ね75%超

さらに、ファイナンス・リース取引は所有権移転ファイナンス・リース取引と所有権移転外ファイナンス・リース取引に分類される。

すべてのオペレーティング・リース取引と、期間が12ヶ月以下の所有権移転外ファイナンス・リース取引と少額契約は、借手の貸借対照表に認識されない。

(5) 固定資産

IFRSの下では、有形固定資産および無形固定資産は、当初、購入価格に直接的付随費用を加えた額で認識されるが、建設または改装に長い期間を要する場合には、資産が利用可能になるまでの間の借入金利息も取得原価に算入される。

日本では、固定資産の当初測定時に、建設または改装に長い期間を要する場合の、資産が利用可能になるまでの間の借入金利息は資産計上されない。このような費用は通常発生時に費用計上される。

(6) 従業員給付

IFRSに従い、当社グループは、従業員給付の退職後給付（確定給付制度）について認識される負債純額として、確定給付債務の現在価値と制度資産の公正価値の差額を計上している。確定給付負債（資産）純額の再測定結果は、その他の包括利益に認識され、損益へ再分類されることはない。

日本でも、連結財務書類においては、年金資産控除後の確定給付債務の全額が貸借対照表に計上されている。未認識過去勤務費用および未認識数理計算上の差異は、貸借対照表のその他の包括利益累計額に計上され、平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分した額を每期費用処理しなければならない。

(7) 固定資産の減損

IFRSに従い、減損の兆候がある場合には、該当資産の新たな回収可能価額と帳簿価額を比較する。資産の減損が発見された場合、減損損失が損益計算書で認識される。この損失は、見積回収可能価額に変更があった場合、あるいは減損の兆候がなくなった場合に戻し入れが行われる。

日本では、固定資産の減損に関する会計基準として、「固定資産の減損に係る会計基準」が適用されている。当該基準では、固定資産の割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額より低い場合に、当該帳簿価額と回収可能価額の差額が減損損失として計上される。減損損失の戻し入れは禁止されている。

(8) ヘッジ会計

IFRSでは、IFRS第9号が2018年1月1日から適用されたが、当社グループは、将来においてマクロ・ヘッジに関する基準が施行されるまではIAS第39号「金融商品：認識と測定」のヘッジ会計要件に従うオプションを選択した。IAS第39号に従って、一般に以下のヘッジ会計処理が認められる。

(i) 公正価値ヘッジ

公正価値ヘッジ関係におけるデリバティブは、貸借対照表において公正価値で再測定され、公正価値の変動は損益計算書の「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益／損失」に認識され、その対となる会計処理としてヘッジ対象がヘッジリスクを反映するよう再測定される。

(ii) キャッシュ・フロー・ヘッジ

キャッシュ・フロー・ヘッジ関係の場合、デリバティブは貸借対照表にて公正価値で測定され、公正価値の変動額は株主資本の「資本に直接認識される公正価値の変動」に独立して計上される。ヘッジ期間を通じて株主資本に計上される金額は、ヘッジ対象からのキャッシュ・フローが損益に影響を与える時点で損益計算書の「正味受取利息」に振替られる。

日本においては、原則として、ヘッジ手段の公正価値の変動は、対応するヘッジ対象項目に係る損益が認識されるまで、純資産の部において繰り延べられる（「繰延ヘッジ」）。これは公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジの両方に適用される。一部の金利スワップに関しては、ヘッジ関係が完全に有効であると仮定して、特例処理が認められている。

(9) 金融資産の認識の中止

IFRSに従い、当社グループは、当該資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、または当社グループが当該金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利および当該金融資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてを移転している場合、金融資産の全部または一部の認識を中止する。こうした条件が満たされない限り、当社グループは当該資産を貸借対照表上に残し、当該資産の移転により生じる債務について負債を認識する。

日本においては、(a)譲渡された金融資産に対する譲受人の契約上の権利が譲渡人およびその債権者から法的に保全され、(b)譲受人が譲渡された金融資産の契約上の権利を直接または間接に通常の方法で享受でき、(c)譲渡人が譲渡した金融資産を当該金融資産の満期前に買戻す権利および義務を実質的に有していない場合に、金融資産の消滅が認識される。

(10) 有給休暇

IFRSでは、IAS第19号「従業員給付」に従って、有給休暇引当金を計上することが要求されている。

日本においては特に規定はなく、日本の実務慣行において有給休暇引当金が計上されるケースはほとんど見受けられない。

b. 日本とフランスとの会計原則の相違（法定財務書類の作成上適用されたフランスの会計原則に係る。）

添付の個別財務書類は、フランスの金融機関が適用している会計原則に従って作成されている。これらは日本において一般に公正妥当と認められる会計原則（以下「日本の会計原則」という。）とは、いくつかの点で異なる。直近期の財務書類に関する主な相違点は以下のとおりである。

(1) 有価証券

フランスの会計原則では、「有価証券」という用語は、銀行間市場で取引される有価証券、財務省証券や譲渡性預金、債券およびその他の固定利付証券（固定金利であるか変動金利であるかを問わない。）、ならびに株式およびその他の変動利付証券を意味する。

有価証券は以下のとおり分類される。

(i) 「トレーディング勘定の有価証券」

このカテゴリーには、短期間で売却するか買戻すことを目的に売買する有価証券や、マーケット・メイキング業務の結果として保有している有価証券が含まれる。これらの有価証券は、活発な市場で取引可能であり、かつ市場価格が正常な競争環境で定期的に行われる実際の取引の価格を反映している場合、市場価格で評価される。これら有価証券の市場価格の変動は、損益計算書に認識される。なお、2018年1月1日以降、関連市場において従うべき規則または契約が定めている期間内に該当有価証券を受け渡すよう求めている条項が含まれている契約に基づき取得または売却したトレーディング勘定の有価証券は、決済日に貸借対照表に計上されている。

(ii)「売却可能有価証券」

このカテゴリーには、その他のカテゴリーのいずれにも分類されない有価証券が含まれる。債券およびその他の固定利付証券は、取得原価（未収利息を除く。）と、推定市場価格（通常、株式市場価格に基づき決定される。）の低価法で評価される。

(iii)「中期的に売却可能な持分証券」は、長期的な利益獲得を念頭においた発行体の事業開発への投資ではなく、中期的な利益獲得を念頭に置いたポートフォリオ管理を目的とする投資で構成される。これらの有価証券は、取得原価と公正価値との低価法で個別に計上される。

(iv)「満期保有目的負債証券」は、既定の満期がある固定利付証券（主に債券、銀行間市場で取引される有価証券、財務省証券やその他譲渡性預金）のうち、満期まで保有するというBNPパリバの意思があるものに関連している。これらの有価証券の取得原価と償還価格の差額は、利息法を用いて損益計算書に認識される。貸借対照表では、当該証券の残存期間にわたり、当該証券の帳簿価額がその償還価額まで償却される。

(v)「長期投資目的で保有される持分証券」は、BNPパリバが、発行体の経営に積極的に参加することではなく、発行体と特別な関係を築くことにより長期的な事業関係の構築を促進することを意図しながら、長期的視点で十分な利益を獲得することを目的に長期保有する意図を持っているような株式および関連商品である。この種の有価証券は、取得原価と公正価値との低価法で個別に計上される。

(vi)「子会社および関連会社に対する投資」は、BNPパリバが経営に対する重要な影響力を持っている関連会社に対する投資や、BNPパリバの事業開発上戦略的と考えられる投資を含む。当該影響力は、BNPパリバが少なくとも10%の所有持分を保有している場合に存在するものとみなされる。この種の有価証券は、取得原価と公正価値との低価法で個別に計上される。

信用リスクが発生した場合、「売却可能」または「満期保有目的」のポートフォリオ内で保有する固定利付証券は、不良貸出金およびコミットメントに適用される基準と同じ基準に基づき、不良債権に分類される。取引先リスクにさらされている有価証券が不良債権に分類され、関連引当金の額を個別に特定できる場合、対応する費用は「リスク費用」に含まれる。

日本の会計原則では、有価証券は経営者の保有目的およびその能力により以下のように分類および会計処理される。

(i) 売買目的有価証券

短期間の価格変動により利益を得ることを目的として保有される。時価で計上され、評価差額は当期の損益として計上される。

(ii) 満期保有目的の債券

満期まで保有する積極的な意思とその能力に基づいて、満期までの保有が見込まれる債券。償却原価法に基づいて算定された価額で計上される。

(iii) 子会社株式及び関連会社株式

取得原価をもって貸借対照表価額とする。

(iv) 市場性のある其他有価証券

市場性はあるが、上記のいずれにも分類されない有価証券。時価で計上され、評価差額は、税効果を調整の上、純資産の部に計上される。市場性のない其他有価証券については取得原価で計上される。一時的でない時価の下落が生じた場合には、当該有価証券の帳簿価額は時価まで減額され、かかる評価差額は当期の損失として処理される。

(2) 自己株式

フランスにおいては、自己株式は資産として計上され、必要に応じて引当金の設定対象となる。従業員割当を目的として取得された自己株式は、市場価格に基づく減損の対象とはならない。

BNPパリバが保有する自己株式は、以下のように分類および評価される。

- － マーケット・メイキング契約に基づき購入した自己株式、または指数裁定取引に関連して取得した自己株式は、「トレーディング勘定の有価証券」に市場価格で計上される。
- － 従業員への割当用に保有している自己株式は「売却可能有価証券」に計上される。BNPパリバの子会社の従業員に付与する自己株式は、現地法の定めに従い子会社が計上することになる。従業員への割当用に保有している自己株式について減損は認識されないが、当該株式を取得する従業員が提供した役務に基づく引当金が当該株式について設定される。
- － 消却予定の自己株式、または上記理由のいずれかを根拠に保有していない自己株式は、長期投資に含まれる。消却予定の自己株式は取得原価で表示され、その他はすべて取得原価と公正価値との低価法で表示される。

日本の会計原則では、自己株式は取得原価により、純資産の部の株主資本の末尾に自己株式として一括して控除する形式で表示される。

(3) 固定資産の減損

フランスの会計原則では、償却可能な固定資産については、貸借対照表日時点で潜在的な減損の兆候がないかどうかを確認するため、減損テストを行う。非償却資産については、毎年減損テストが行われる。減損の兆候がある場合には、新たな回収可能価額と帳簿価額を比較する。資産の減損が発見された場合、減損損失が損益計算書で認識される。この減損損失は、のれんおよび合併プレミアムに係るものを除き、当該資産の見積回収可能価額に変更があった場合、あるいは減損の兆候がなくなった場合に戻し入れが行われる。

フランスの会計原則に基づく資産の回収可能価額は、日本の会計原則における割引後将来キャッシュ・フローと類似している。また、資産の公正価値の最善の証拠は、i)拘束力のある販売契約における価格、ii)市場価格、iii)貸借対照表日現在、取引の知識がある自発的な当事者の間で独立第三者間取引条件による資産の売却から得られる金額について、事業体が入手することのできる最善の情報とされている。

日本の会計原則では、固定資産の減損に関する会計基準として、「固定資産の減損に係る会計基準」が適用されている。当該基準では、長期性資産の割引前見積将来キャッシュ・フローが帳簿価額より低い場合に、当該帳簿価額と回収可能価額の差額が減損損失として計上される。減損損失の戻入は禁止されている。

(4) リスク費用

フランスの会計原則では、銀行取引と無関係な項目に対する引当金は、当行が期末日において第三者に対する債務を有しており、第三者へリソースを提供しなければならない可能性が高く、かつ見返りとして提供物と同等の経済的便益を当該第三者から得られる見込みがない場合に限り計上される可能性がある。

日本の会計原則では、将来の特定の費用または損失について、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、その金額を合理的に見積もることができる場合に、当期の負担に属する金額を当期の費用または損失として引当金に繰り入れる。

(5) 従業員給付

フランスの会計原則では、年金数理計算上の差異と、制度資産に係る制限の影響は、損益計算書に即時認識している。投資からの期待収益は、対応するコミットメントの割引率を用いて計算されている。

日本の会計原則では、個別財務書類において未認識数理計算上の差異は、原則として平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分した額を每期費用処理される。期待運用収益は、原則として期首の年金資産の額に長期期待運用収益率を乗じて計算されている。

第 7 【外国為替相場の推移】

日本円とユーロとの間の為替相場は、最近 5 年間の事業年度において、2 以上の日刊新聞紙に掲載されているため、本項の記載を省略する。

第8 【本邦における提出会社の株式事務等の概要】

1 日本における株式事務等の概要

当社は、2009年3月23日に、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）に当社の普通株式に関する上場廃止を申請し、同月27日に取引所により上場廃止が決定された。当社普通株式は、かかる上場廃止申請および決定に基づき、2009年4月28日に、取引所における上場が廃止された。以下の記載は、かかる上場廃止後の本邦における株式事務等の概要を記載したものである。

(1) 株式の名義書換取扱場所および株主名簿管理人

日本においては、当社の名義書換取扱場所または株主名簿管理人は存在しない。

当社普通株式の実質株主は、その取得窓口となった証券会社（以下「窓口証券会社」という。）との間に外国証券取引口座約款を締結する必要がある。各実質株主に対する株式事務は、当該実質株主の各窓口証券会社がこれを取り扱う。なお、窓口証券会社との間の外国証券取引口座約款により実質株主の名で外国証券取引口座が開設され、売買の執行、売買代金の決済、証券の保管および当社普通株式の取引に係る金銭の授受はすべてこの外国証券取引口座により処理される。ただし、機関投資家で窓口証券会社に証券の保管の委託をしない者は、当該外国証券取引口座約款に代えて外国証券取引約款を窓口証券会社と締結する必要がある。この場合、売買の執行、売買代金の決済および外国証券の取引に係る金銭の授受に関する事項はすべて当該契約の条項に従い処理される。

当社普通株式は、窓口証券会社が指定するフランスにおける保管機関（以下「現地保管機関」という。）に保管され、現地保管機関またはその名義人の名義で登録される。各窓口証券会社は自社に外国証券取引口座を持つ全実質株主明細表を作成する。

(2) 株主に対する特典

2019年12月31日現在、該当事項なし。

(3) 株式の譲渡制限

当社株式の実質的所有権の移転については、「第12 外国為替管理制度」に記載された制約を除き、何ら制限はない。

(4) その他の株式事務に関する事項

(イ)事業年度の終了日

当社の事業年度は、毎年12月31日に終了する。

(ロ)定時株主総会

年に少なくとも1回、金融機関および投資会社の場合は毎年5月31日以前に、決算書類承認のため定時株主総会が開かれる。

(ハ)基準日

統制市場で承認されているフランスの株式会社 (*Société Anonyme*) の定時株主総会への参加を行うためには、定時株主総会の日付より3取引日前の日の0時0分(パリ時間)に、株主の名義で株式会社の株主名簿または適用ある承認仲介機関により保有される無記名式株主名簿に、株主の口座または承認仲介機関の口座で株式の所有が登録されている必要がある。

(ニ)株券の種類

当社株式に関して株券は発行されない。

(ホ)株券に関する手数料

日本における当社株式の実質株主は、日本の証券会社に外国証券取引口座を開設し、これを維持するにあたり、外国証券取引口座約款に従って年間口座管理料を支払う。

(ヘ)公告

当社は、実質株主のために日本国内において一定の事項を日本経済新聞に掲載して公告する。

2 日本における実質株主の権利行使に関する手続

(1) 実質株主の議決権行使に関する手続

議決権の行使は実質株主が窓口証券会社を通じて行う指示に基づき、現地保管機関またはその名義人が行う。実質株主が特に指示しない場合、現地保管機関またはその名義人は議決権の行使を行わない。

(2) 配当請求等に関する手続

配当金は、窓口証券会社が現地保管機関またはその名義人から一括受領し、外国証券取引口座を通じて配当支払日現在の実質株主明細表に記載された実質株主に交付される。

フランスの法令に従い、フランスの株式会社 (*Société Anonyme*) につき、現金配当の支払は、記名式株式 (*titres en nominatif pur*) の場合、株主に直接行われ、無記名式株式 (*titres au porteur*) または管理登録株式 (*titres en nominatif administré*) の場合、第三者に代わり受益者に配当を分配する承認仲介機関に対し、一括払で行われる。

株式配当および株式分割は、窓口証券会社が現地保管機関またはその名義人から一括受領し、配当支払日または株式分割の効力発生日現在の実質株主明細表に記載された実質株主に交付される。ただし、当社普通株式の取引単位未満の株式は売却され、その収益は外国証券取引口座を通じて実質株主に分配される。

フランスの法令に従い、株式配当により、株式会社は株主に対し配当を新株で受領する機会を提供することができる。しかしながら、株主は株式配当の受領を拒否することができ、現金配当による支払を選択することができる。

BNPパリバの定款においては、普通株式の株主に対して新株を引き受ける義務を定める規定はない。

当社の普通株式に対して新株引受権が付与された場合には、当該新株引受権は、フランスにおいて売却され、売却代金は配当金支払と同様にそれに対する権利を有する実質株主に対し支払われる。ただし、実質株主が別途要請する場合を除く。

(3) 株式の移転に関する手続

フランスにおいては当社株式の移転は、当社または承認仲介機関の株主名簿への登録によりなされる。

日本においては、実質株主は窓口証券会社の発行した預り証を提示した上でその持株の保管替えまたは売却注文を行うことができる。実質株主と窓口証券会社との間の決済は原則として円貨による。

(4) 本邦における配当等に関する課税上の取扱い

本邦における課税上の取扱いの概要は以下のとおりである。

(i) 配当

(イ) 実質株主に対して支払われる配当金は、本邦の税法上、個人については配当所得となり、法人については益金となる。

(ロ) 配当金については、個人の配当控除または法人の益金不算入制度の適用は認められない。

(ハ) 日本の居住者たる個人または日本の法人が支払を受ける配当金については、フランスにおける当該配当金（フランスの関連タックス・クレジットを含む。）の支払の際にフランスまたはフランスの地方公共団体により徴収された源泉徴収税があるときは、この額を控除した後の金額に対して当該配当金の支払を受けるべき期間に応じ、下表に記載された源泉徴収税率に相当する金額の日本の所得税等が源泉徴収される。

配当課税の源泉徴収税率

配当を受けるべき期間	日本の法人	日本の居住者たる個人
2014年1月1日～2037年12月31日	所得税15.315%	所得税15.315%、住民税5%
2038年1月1日～	所得税15%	所得税15%、住民税5%

日本の居住者たる個人は、当社から株主に支払われる配当については確定申告をする必要はなく、また配当金額の多寡に関係なく、税務申告の対象となる所得額から当社の支払配当額を除外することができる。なお、日本の居住者たる個人が2009年1月1日以降に支払を受けるべき配当については、申告分離課税を選択することが可能である。申告分離課税による確定申告の際の税率は、2014年1月1日から2037年12月31日までに支払を受けるべき配当については、15.315%の所得税と5%の住民税が、2038年1月1日以降に支払を受けるべき配当については、15%の所得税と5%の住民税が課せられるが、かかる配当の額は、2009年1月1日以降の上場株式等の譲渡損と損益通算が可能である。

フランスにおいて課税された税額は、配当につき確定申告した場合には日本の税法の規定に従い外国税額控除の対象となり得る。

(ii) 当社株式の売買損益等

当社株式に対する権利の売買による損益は、内国会社の株式の売買損益と同様の取扱いを受ける。

(iii) 相続税

日本国の居住者が当社株式を相続した場合、当該株式は日本国の相続税の対象となる。

フランスにおける課税上の取扱いについては「第13 課税上の取扱い」参照。フランスにおいて徴収された税額については、日本の税法に従い外国税額控除を申請することができる。当社株式に関しフランスにおいて必要とされる手続（日仏租税条約に基づく申請書の提出等必要な手続を含む。）は、現地保管機関が行う。

(5) 実質株主に対する諸通知

当社が株主に対して行う通知および通信は株式の登録所持人たる現地保管機関またはその名義人に対してなされる。現地保管機関はこれを窓口証券会社に送付する義務があり、窓口証券会社はこれを各実質株主に個別に送付する義務がある。ただし、実質株主がその送付を希望しない場合または当該通知もしくは通信が性格上重要性の乏しい場合は、個別に送付することなく窓口証券会社の店頭に備え付け、実質株主の閲覧に供される。

第9 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

該当事項なし。

2 【その他の参考情報】

当社が最近事業年度の開始日から本書提出日までの間において提出した金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類およびその提出年月日は、以下のとおりである。

書類名	提出年月日
(イ) 有価証券報告書	
有価証券報告書およびその添付書類 (2018年1月1日から2018年12月31日)	2019年6月28日関東財務局長に提出
(ロ) 有価証券報告書の訂正報告書	
上記(イ)の有価証券報告書の訂正報告書	2019年11月14日関東財務局長に提出
(ハ) 四半期報告書または半期報告書	
半期報告書およびその添付書類 (2019年1月1日から2019年6月30日)	2019年9月12日関東財務局長に提出
(ニ) 発行登録書	
(1) 発行登録書およびその添付書類(社債の売出し)	2020年3月13日関東財務局長に提出
(2) 発行登録書およびその添付書類(社債の募集)	2020年3月13日関東財務局長に提出
(ホ) 訂正発行登録書	
2020年3月13日関東財務局長に提出した発行登録書(社債 の売出し)の訂正発行登録書	2020年3月23日、2020年3月23日、 2020年3月26日、2020年3月27日、 2020年4月1日、2020年4月2日、 2020年4月2日および2020年5月1日 関東財務局長に提出

(ト) 発行登録追補書類

(1) 発行登録追補書類(社債の売出し)およびその添付書類	2020年4月2日関東財務局長に提出
(2) 発行登録追補書類(社債の売出し)およびその添付書類	2020年4月2日関東財務局長に提出
(3) 発行登録追補書類(社債の売出し)およびその添付書類	2020年4月16日関東財務局長に提出
(4) 発行登録追補書類(社債の売出し)およびその添付書類	2020年4月16日関東財務局長に提出
(5) 発行登録追補書類(社債の売出し)およびその添付書類	2020年4月16日関東財務局長に提出
(6) 発行登録追補書類(社債の売出し)およびその添付書類	2020年4月20日関東財務局長に提出
(7) 発行登録追補書類(社債の売出し)およびその添付書類	2020年4月21日関東財務局長に提出
(8) 発行登録追補書類(社債の売出し)およびその添付書類	2020年5月20日関東財務局長に提出
(9) 発行登録追補書類(社債の売出し)およびその添付書類	2020年5月25日関東財務局長に提出
(10) 発行登録追補書類(社債の売出し)およびその添付書類	2020年5月25日関東財務局長に提出
(11) 発行登録追補書類(社債の売出し)およびその添付書類	2020年5月29日関東財務局長に提出
(12) 発行登録追補書類(社債の売出し)およびその添付書類	2020年6月9日関東財務局長に提出
(13) 発行登録追補書類(社債の売出し)およびその添付書類	2020年6月12日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

第1 【保証会社情報】

該当事項なし。

第2 【保証会社以外の会社の情報】

第2の1 昭和電工株式会社

1 当該会社の情報の開示を必要とする理由

(1) 当該会社の名称および住所

昭和電工株式会社

東京都港区芝大門一丁目13番9号

(2) 理由

提出会社は、一定の日における当該会社普通株式の東京証券取引所における価格が一定の額を下回る場合に、当該会社の普通株式および一定の金銭（もしあれば）の交付により償還され、また株価の水準に従い早期償還の有無が決定される他社株転換条項付円建社債を下記のとおり発行しており、当該会社の企業情報は、提出会社が発行している他社株転換条項付円建社債に関する投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売出価額の総額	上場の有無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2021年1月15日満期 2銘柄対象 ノックイン・期限前償還・他社株転換条 項付 固定クーポン円建社債（昭和電工株式会社・丸紅株式 会社）	2019年1月15日 （ロンドン時間）	120,000,000円	無

(3) 当該会社の普通株式の内容

	種類	発行済株式数	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
		(2020年5月20日現在)		
発行済株式	普通株式	149,711,292株	東京証券取引所 市場第一部	権利内容に何ら限定のない当該会社における標準となる株式であり、単元株式数は100株である。

2 継続開示会社たる当該会社に関する事項

(1) 当該会社が提出した書類

イ 有価証券報告書およびその添付書類

事業年度 自 2019年1月1日 2020年3月26日
 (第111期) 至 2019年12月31日 関東財務局長に提出

ロ 四半期報告書または半期報告書およびその添付書類

四半期報告書

事業年度 自 2020年1月1日 2020年5月20日
(第112期) 至 2020年3月31日 関東財務局長に提出

ハ 臨時報告書 イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年3月30日に、ならびに金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号および同項第19号の規定に基づく臨時報告書を2020年4月21日に、関東財務局長に提出

ニ 訂正報告書 該当事項なし。

なお、上記は、2020年6月5日正午現在において、関東財務局に提出され、かつ、電子開示システム(EDINET)によって現実に閲覧が可能であった書類である。

(2) 上記書類を縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

第2の2 丸紅株式会社

1 当該会社の情報の開示を必要とする理由

(1) 当該会社の名称および住所

丸紅株式会社
東京都中央区日本橋二丁目7番1号

(2) 理由

提出会社は、一定の日における当該会社普通株式の東京証券取引所における価格が一定の額を下回る場合に、当該会社の普通株式および一定の金銭（もしあれば）の交付により償還され、また株価の水準に従い早期償還の有無が決定される他社株転換条項付円建社債を下記のとおり発行しており、当該会社の企業情報は、提出会社が発行している他社株転換条項付円建社債に関する投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売価額の総額	上場の有無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2021年1月15日満期 2銘柄対象 ノックイン・期限前償還・他社株転換条 項付 固定クーポン円建社債（昭和電工株式会社・丸紅株式 会社）	2019年1月15日 （ロンドン時間）	120,000,000円	無

(3) 当該会社の普通株式の内容

発行済株式	種類	発行済株式数	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
		(2020年2月7日現在)		
	普通株式	1,737,940,900株	東京証券取引所、名古屋証券取引所各市場第一部	権利内容に何ら限定のない当該会社における標準となる株式 単元株式数は100株

(注) 2020年2月7日現在の発行済株式数には、2020年2月1日から2020年2月7日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていない。

2 継続開示会社たる当該会社に関する事項

(1) 当該会社が提出した書類

イ 有価証券報告書およびその添付書類

事業年度 自 2018年4月1日 2019年6月21日
 (第95期) 至 2019年3月31日 関東財務局長に提出

ロ 四半期報告書または半期報告書およびその添付書類

四半期報告書

事業年度 自 2019年10月1日 2020年2月7日
 (第96期) 至 2019年12月31日 関東財務局長に提出

ハ 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年6月24日に、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2020年1月7日に、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を2020年1月31日に、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を2020年2月5日に、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づく臨時報告書を2020年2月5日に、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年3月25日に、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年3月25日に、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく臨時報告書を2020年3月27日に、ならびに金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を2020年3月27日に、関東財務局長に提出

ニ 訂正報告書 訂正報告書（上記イ記載の有価証券報告書の訂正報告書）を2019年6月25日に、訂正報告書（2020年3月25日に関東財務局長に提出した臨時報告書の訂正報告書）を2020年4月27日に、および訂正報告書（2020年3月25日に関東財務局長に提出した臨時報告書の訂正報告書）を2020年4月27日に、関東財務局長に提出

なお、上記は、2020年6月5日正午現在において、関東財務局に提出され、かつ、電子開示システム（EDINET）によって現実に閲覧が可能であった書類である。

(2) 上記書類を縦覧に供している場所

名称	所在地
丸紅株式会社大阪支社	大阪市北区堂島浜一丁目2番1号
丸紅株式会社中部支社	名古屋市中区錦二丁目2番2号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目8番20号

第2の3 ローム株式会社

1 当該会社の情報の開示を必要とする理由

(1) 当該会社の名称および住所

ローム株式会社
 京都市右京区西院溝崎町21番地

(2) 理由

提出会社は、一定の日における当該会社普通株式の東京証券取引所における価格が一定の額を下回る場合に、当該会社の普通株式および一定の金銭（もしあれば）の交付により償還され、また株価の水準に従い早期償還の有無が決定される他社株転換条項付円建社債を下記のとおり発行しており、当該会社の企業情報は、提出会社が発行している他社株転換条項付円建社債に関する投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売出価額の総額	上場の有無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2020年9月11日満期 他社株転換条項および早期償還条項付 円建社債 (ローム株式会社)	2019年9月10日 (ロンドン時間)	1,170,000,000円	無

(3) 当該会社の普通株式の内容

発行済株式	種類	発行済株式数	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
		(2020年2月6日現在)		
	普通株式	110,000,000株	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株

2 継続開示会社たる当該会社に関する事項

(1) 当該会社が提出した書類

イ 有価証券報告書およびその添付書類

事業年度 自 2018年4月1日 2019年6月27日
 (第61期) 至 2019年3月31日 関東財務局長に提出

ロ 四半期報告書または半期報告書およびその添付書類

四半期報告書

事業年度 自 2019年10月1日 2020年2月6日
 (第62期) 至 2019年12月31日 関東財務局長に提出

ハ 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年7月3日に、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項および同条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を2019年11月19日に、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を2020年4月8日に、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を2020年5月11日に、ならびに金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2020年5月11日に、関東財務局長に提出

ニ 訂正報告書

訂正報告書（2019年11月19日に関東財務局長に提出した臨時報告書の訂正報告書）を2019年11月20日に、関東財務局長に提出

なお、上記は、2020年6月5日正午現在において、関東財務局に提出され、かつ、電子開示システム(EDINET)によって現実に閲覧が可能であった書類である。

(2) 上記書類を縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

第2の4 古河電気工業株式会社

1 当該会社の情報の開示を必要とする理由

(1) 当該会社の名称および住所

古河電気工業株式会社

東京都千代田区丸の内二丁目2番3号

(2) 理由

提出会社は、一定の日における当該会社普通株式の東京証券取引所における価格が一定の額を下回る場合に、当該会社の株価の水準に従い決定される金額により償還され、また株価の水準に従い早期償還の有無が決定される参照株式株価連動円建社債を下記のとおり発行しており、当該会社の企業情報は、提出会社が発行している参照株式株価連動円建社債に関する投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売出価額の総額	上場の有無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2020年10月7日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債（古河電気工業株式会社）	2019年10月3日 （ロンドン時間）	300,000,000円	無

(3) 当該会社の普通株式の内容

	種類	発行済株式数	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
		(2020年2月10日現在)		
発行済株式	普通株式	70,666,917株	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式で権利内容に何ら限定のない当該会社の標準となる株式であり、単元株式数は100株である。

2 継続開示会社たる当該会社に関する事項

(1) 当該会社が提出した書類

イ 有価証券報告書およびその添付書類

事業年度 自 2018年4月1日 2019年6月27日
 (第197期) 至 2019年3月31日 関東財務局長に提出

ロ 四半期報告書または半期報告書およびその添付書類

四半期報告書

事業年度 自 2019年10月1日 2020年2月10日
 (第198期) 至 2019年12月31日 関東財務局長に提出

- ハ 臨時報告書 イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年7月4日に、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づく臨時報告書を2019年9月26日に、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づく臨時報告書を2019年12月19日に、ならびに金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号および第19号の規定に基づく臨時報告書を2020年3月26日に、関東財務局長に提出
- ニ 訂正報告書 訂正報告書（2019年9月26日に関東財務局長に提出した臨時報告書の訂正報告書）を2020年3月26日に、および訂正報告書（2020年3月26日に関東財務局長に提出した臨時報告書の訂正報告書）を2020年3月31日に、関東財務局長に提出

なお、上記は、2020年6月5日正午現在において、関東財務局に提出され、かつ、電子開示システム（EDINET）によって現実に閲覧が可能であった書類である。

(2) 上記書類を縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

第2の5 アンリツ株式会社

1 当該会社の情報の開示を必要とする理由

(1) 当該会社の名称および住所

アンリツ株式会社

神奈川県厚木市恩名五丁目1番1号

(2) 理由

提出会社は、一定の日における当該会社普通株式の東京証券取引所における価格が一定の額を下回る場合に、当該会社の普通株式および一定の金銭（もしあれば）の交付により償還され、また株価の水準に従い早期償還の有無が決定される他社株転換条項付円建社債を下記のとおり発行しており、当該会社の企業情報は、提出会社が発行している他社株転換条項付円建社債に関する投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売出価額の総額	上場の有無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2020年10月9日満期 他社株転換条項および早期償還条項付 円建社債 (アンリツ株式会社)	2019年10月10日 (ロンドン時間)	900,000,000円	無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2020年10月30日満期 他社株転換条項付 早期償還判定価格通減型 円建社債 (アンリツ株式会社)	2019年10月29日 (ロンドン時間)	650,000,000円	無

(3) 当該会社の普通株式の内容

発行 済 株 式	種類	発行済株式数	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
		(2020年2月13日現在)		
	普通株式	138,247,294株	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株

(注) 2020年2月13日現在の発行済株式数には、2020年2月1日から2020年2月13日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていない。

2 継続開示会社たる当該会社に関する事項

(1) 当該会社が提出した書類

イ 有価証券報告書およびその添付書類

事業年度 自 2018年4月1日 2019年6月26日
(第93期) 至 2019年3月31日 関東財務局長に提出

ロ 四半期報告書または半期報告書およびその添付書類

四半期報告書

事業年度 自 2019年10月1日 2020年2月13日
(第94期) 至 2019年12月31日 関東財務局長に提出

ハ 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年6月27日に、ならびに金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3の規定に基づく臨時報告書を2020年1月30日に、関東財務局長に提出

ニ 訂正報告書

該当事項なし。

なお、上記は、2020年6月5日正午現在において、関東財務局に提出され、かつ、電子開示システム(EDINET)によって現実に閲覧が可能であった書類である。

(2) 上記書類を縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

第2の6 ソフトバンクグループ株式会社

1 当該会社の情報の開示を必要とする理由

(1) 当該会社の名称および住所

ソフトバンクグループ株式会社
東京都港区東新橋一丁目9番1号

(2) 理由

提出会社は、一定の日における当該会社普通株式の東京証券取引所における価格が一定の額を下回る場合に、当該会社の普通株式および一定の金銭（もしあれば）の交付により償還され、また株価の水準に従い早期償還の有無が決定される他社株転換条項付円建社債を下記のとおり発行しており、当該会社の企業情報は、提出会社が発行している他社株転換条項付円建社債に関する投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売出価額の総額	上場の有無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2020年11月26日満期 早期償還条項付 ノックイン型他社株転換条項付円建 社債 (ソフトバンクグループ株式会社)	2019年11月28日 (ロンドン時間)	1,850,000,000円	無

(3) 当該会社の普通株式の内容

	種類	発行済株式数	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
		(2020年2月13日現在)		
発行済株式	普通株式	2,089,814,330株	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のない当該会社における標準となる株式である。単元株式数は、100株である。

(注) 2020年2月13日現在の発行済株式数には、2020年2月1日から2020年2月13日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていない。

2 継続開示会社たる当該会社に関する事項

(1) 当該会社が提出した書類

イ 有価証券報告書およびその添付書類

事業年度 (第39期)	自 2018年4月1日 至 2019年3月31日	2019年6月19日 関東財務局長に提出

ロ 四半期報告書または半期報告書およびその添付書類

四半期報告書

事業年度 (第40期)	自 2019年10月1日 至 2019年12月31日	2020年2月13日 関東財務局長に提出

ハ 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年6月21日に、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく臨時報告書を2019年11月7日に、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を2019年11月11日に、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年11月26日に、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく臨時報告書を2020年2月14日に、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を2020年5月25日に、ならびに金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく臨時報告書を2020年5月25日に、関東財務局長に提出

ニ 訂正報告書

訂正報告書（2019年11月26日に関東財務局長に提出した臨時報告書の訂正報告書）を2019年12月23日に、関東財務局長に提出

なお、上記は、2020年6月5日正午現在において、関東財務局に提出され、かつ、電子開示システム（EDINET）によって現実に閲覧が可能であった書類である。

(2) 上記書類を縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

第2の7 太陽誘電株式会社

1 当該会社の情報の開示を必要とする理由

(1) 当該会社の名称および住所

太陽誘電株式会社

東京都中央区京橋二丁目7番19号

(2) 理由

提出会社は、一定の日における当該会社普通株式の東京証券取引所における価格が一定の額を下回る場合に、当該会社の株価の水準に従い決定される金額により償還され、また株価の水準に従い早期償還の有無が決定される参照株式株価連動円建社債を下記のとおり発行しており、当該会社の企業情報は、提出会社が発行している参照株式株価連動円建社債に関する投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売価額の総額	上場の有無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2020年12月14日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債（太陽誘電株式会社）	2019年12月12日（ロンドン時間）	300,000,000円	無

(3) 当該会社の普通株式の内容

発行済株式	種類	発行済株式数	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
		(2020年2月14日現在)		
	普通株式	130,218,481株	東京証券取引所（市場第一部）	単元株式数は100株である。

(注) 2020年2月14日現在の発行済株式数には、2020年2月1日から2020年2月14日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれていない。

2 継続開示会社たる当該会社に関する事項

(1) 当該会社が提出した書類

イ 有価証券報告書およびその添付書類

事業年度 自 2018年4月1日 2019年6月28日
(第78期) 至 2019年3月31日 関東財務局長に提出

ロ 四半期報告書または半期報告書およびその添付書類

四半期報告書

事業年度 自 2019年10月1日 2020年2月14日
(第79期) 至 2019年12月31日 関東財務局長に提出

ハ 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年7月3日に、ならびに金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年7月3日に、関東財務局長に提出

ニ 訂正報告書

訂正報告書（2019年7月3日に関東財務局長に提出した臨時報告書の訂正報告書）を2019年7月24日に、関東財務局長に提出

なお、上記は、2020年6月5日正午現在において、関東財務局に提出され、かつ、電子開示システム（EDINET）によって現実に閲覧が可能であった書類である。

(2) 上記書類を縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

第 2 の 8 パナソニック株式会社

1 当該会社の情報の開示を必要とする理由

(1) 当該会社の名称および住所

パナソニック株式会社
大阪府門真市大字門真1006番地

(2) 理由

提出会社は、一定の日における当該会社普通株式の東京証券取引所における価格が一定の額を下回る場合に、当該会社の普通株式および一定の金銭（もしあれば）の交付により償還され、また株価の水準に従い早期償還の有無が決定される他社株転換条項付円建社債を下記のとおり発行しており、当該会社の企業情報は、提出会社が発行している他社株転換条項付円建社債に関する投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売出価額の総額	上場の有無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2021年6月18日満期 早期償還条項付／他社株転換条項付 円建社債 (パナソニック株式会社)	2019年12月17日 (ロンドン時間)	300,000,000円	無

(3) 当該会社の普通株式の内容

発行済株式	種類	発行済株式数	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
		(2020年2月13日現在)		
	普通株式	2,453,326,997株	東京証券取引所(市場第一部) 名古屋証券取引所(市場第一部)	一単元の株式 数は100株である。

2 継続開示会社たる当該会社に関する事項

(1) 当該会社が提出した書類

イ 有価証券報告書およびその添付書類

事業年度 自 2018年4月1日 2019年6月28日
(第112期) 至 2019年3月31日 関東財務局長に提出

ロ 四半期報告書または半期報告書およびその添付書類

四半期報告書

事業年度 自 2019年10月1日 2020年2月13日
(第113期) 至 2019年12月31日 関東財務局長に提出

- ハ 臨時報告書 イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年6月28日に、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年7月31日に、ならびに金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2020年4月1日に、関東財務局長に提出
- ニ 訂正報告書 訂正報告書（2019年6月28日に関東財務局長に提出した臨時報告書の訂正報告書）を2019年7月10日に、および訂正報告書（2019年7月31日に関東財務局長に提出した臨時報告書の訂正報告書）を2019年8月30日に、関東財務局長に提出

なお、上記は、2020年6月5日正午現在において、関東財務局に提出され、かつ、電子開示システム（EDINET）によって現実に閲覧が可能であった書類である。

(2) 上記書類を縦覧に供している場所

名称	所在地
パナソニック株式会社 渉外本部	東京都港区東新橋一丁目5番1号（パナソニック東京汐留ビル）
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目8番20号

第2の9 ソニー株式会社

1 当該会社の情報の開示を必要とする理由

(1) 当該会社の名称および住所

ソニー株式会社

東京都港区港南一丁目7番1号

(2) 理由

提出会社は、一定の日における当該会社普通株式の東京証券取引所における価格が一定の額を下回る場合に、当該会社の株価の水準に従い決定される金額により償還され、また株価の水準に従い早期償還の有無および変動利息計算期間について支払われる利息額が決定される他社株式株価連動円建社債を下記のとおり発行しており、当該会社の企業情報は、提出会社が発行している他社株式株価連動円建社債に関する投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売出価額の総額	上場の有無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2020年8月4日満期 早期償還条項付／他社株式株価連動 円建社債 (ソニー株式会社)	2020年2月3日 (ロンドン時間)	500,000,000円	無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2021年6月25日満期 複数株式参照型 早期償還条項付／他社株式株価連動 デジタルクーポン円建社債 (株式会社リクルートホールディングス・ソニー株式会社)	2020年6月25日 (ロンドン時間)	300,000,000円	無

(3) 当該会社の普通株式の内容

発行済株式	種類	発行済株式数	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
		(2020年2月10日現在)		
	普通株式	1,273,071,145株	東京・ニューヨーク 両証券取引所	単元株式数は 100株

(注) 1 東京証券取引所については市場第一部に上場されている。

2 「発行済株式数」には、提出日の属する月（2020年2月）に新株予約権の行使（130%コールオプション条項付第6回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使を含む）により発行された株式数は含まれていない。

2 継続開示会社たる当該会社に関する事項

(1) 当該会社が提出した書類

イ 有価証券報告書およびその添付書類

事業年度 自 2018年4月1日 2019年6月18日
 (第102期) 至 2019年3月31日 関東財務局長に提出

ロ 四半期報告書または半期報告書およびその添付書類

四半期報告書

事業年度 自 2019年10月1日 2020年2月10日
 (第103期) 至 2019年12月31日 関東財務局長に提出

- ハ 臨時報告書 イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項および第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年6月21日に、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項および第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2020年2月21日に、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項および同条第2項第2号の規定に基づく臨時報告書を2020年3月26日に、ならびに金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項および第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を2020年5月19日に、関東財務局長に提出
- ニ 訂正報告書 訂正報告書（上記イ記載の有価証券報告書の訂正報告書）を2019年8月1日に、および訂正報告書（2020年3月26日に関東財務局長に提出した臨時報告書の訂正報告書）を2020年4月17日に、関東財務局長に提出

なお、上記は、2020年6月5日正午現在において、関東財務局に提出され、かつ、電子開示システム（EDINET）によって現実に閲覧が可能であった書類である。

(2) 上記書類を縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

第2の10 株式会社小松製作所

1 当該会社の情報の開示を必要とする理由

(1) 当該会社の名称および住所

株式会社小松製作所
 東京都港区赤坂二丁目3番6号

(2) 理由

提出会社は、一定の日における当該会社普通株式の東京証券取引所における価格が一定の額を下回る場合に、当該会社の普通株式および一定の金銭（もしあれば）の交付により償還され、また株価の水準に従い早期償還の有無が決定される他社株転換条項付円建社債を下記のとおり発行しており、当該会社の企業情報は、提出会社が発行している他社株転換条項付円建社債に関する投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売価額の総額	上場の有無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2021年2月24日満期 早期償還条項付 ノックイン型他社株転換条項付円建社債 (株式会社小松製作所)	2020年2月27日 (ロンドン時間)	2,000,000,000円	無

(3) 当該会社の普通株式の内容

発行済株式	種類	発行済株式数	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
		(2020年2月13日現在)		
	普通株式	972,581,230株	東京証券取引所（市場第一部）	権利内容に何ら限定のない当該会社における標準となる株式 単元株式数100株

2 継続開示会社たる当該会社に関する事項

(1) 当該会社が提出した書類

イ 有価証券報告書およびその添付書類

事業年度 自 2018年4月1日 2019年6月17日
 (第150期) 至 2019年3月31日 関東財務局長に提出

ロ 四半期報告書または半期報告書およびその添付書類

四半期報告書

事業年度 自 2019年10月1日 2020年2月13日
 (第151期) 至 2019年12月31日 関東財務局長に提出

ハ 臨時報告書 イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年6月20日に、関東財務局長に提出

ニ 訂正報告書 訂正報告書（2019年6月20日に関東財務局長に提出した臨時報告書の訂正報告書）を2019年7月1日に、関東財務局長に提出

なお、上記は、2020年6月5日正午現在において、関東財務局に提出され、かつ、電子開示システム（EDINET）によって現実に閲覧が可能であった書類である。

(2) 上記書類を縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

第2の11 株式会社村田製作所

1 当該会社の情報の開示を必要とする理由

(1) 当該会社の名称および住所

株式会社村田製作所

京都府長岡京市東神足一丁目10番1号

(2) 理由

提出会社は、一定の日における当該会社普通株式の東京証券取引所における価格が一定の額を下回る場合に、当該会社の普通株式および一定の金銭（もしあれば）の交付により償還され、また株価の水準に従い早期償還の有無および変動利息計算期間について支払われる利息額が決定される他社株転換条項付円建社債を下記のとおり発行しており、当該会社の企業情報は、提出会社が発行している他社株転換条項付円建社債に関する投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売出価額の総額	上場の有無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2022年4月28日満期 2 銘柄対象 ノックイン・期限前償還・他社株転換条 項付 デジタルクーポン円建社債（株式会社村田製作所・ト ヨタ自動車株式会社）	2020年4月27日 （ロンドン時間）	300,000,000円	無

(3) 当該会社の普通株式の内容

発行済株式	種類	発行済株式数	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
		(2020年2月12日現在)		
	普通株式	675,814,281株	東京証券取引所市場第一部 シンガポール証券取引所	単元株式数 100株

2 継続開示会社たる当該会社に関する事項

(1) 当該会社が提出した書類

イ 有価証券報告書およびその添付書類

事業年度 自 2018年4月1日 2019年6月27日
 (第83期) 至 2019年3月31日 関東財務局長に提出

ロ 四半期報告書または半期報告書およびその添付書類

四半期報告書

事業年度 自 2019年10月1日 2020年2月12日
 (第84期) 至 2019年12月31日 関東財務局長に提出

ハ 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年7月3日に、関東財務局長に提出

ニ 訂正報告書

該当事項なし。

なお、上記は、2020年6月5日正午現在において、関東財務局に提出され、かつ、電子開示システム（EDINET）によって現実に閲覧が可能であった書類である。

(2) 上記書類を縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社村田製作所 東京支社	東京都渋谷区渋谷3丁目29番12号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

第2の12 トヨタ自動車株式会社

1 当該会社の情報の開示を必要とする理由

(1) 当該会社の名称および住所

トヨタ自動車株式会社

愛知県豊田市トヨタ町1番地

(2) 理由

提出会社は、一定の日における当該会社普通株式の東京証券取引所における価格が一定の額を下回る場合に、当該会社の普通株式および一定の金銭（もしあれば）の交付により償還され、また株価の水準に従い早期償還の有無および変動利息計算期間について支払われる利息額が決定される他社株転換条項付円建社債を下記のとおり発行しており、当該会社の企業情報は、提出会社が発行している他社株転換条項付円建社債に関する投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売出価額の総額	上場の有無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2022年4月28日満期 2 銘柄対象 ノックイン・期限前償還・他社株転換条 項付 デジタルクーポン円建社債（株式会社村田製作所・ト ヨタ自動車株式会社）	2020年4月27日 （ロンドン時間）	300,000,000円	無

(3) 当該会社の普通株式の内容

発行 済 株 式	種類	発行済株式数	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
		(2020年2月10日現在)		
	普通株式	3,262,997,492株	東京、名古屋、ニューヨーク、ロンドン 各証券取引所（東京、名古屋は市場第1 部）	単元株式数 100株（注1）

(注) 1 発行済株式は、すべて議決権を有する株式である。

2 当該会社は、所定の条件による転換請求権の行使により普通株式が取得されることがある、第1回AA型種類株式47,100,000株を発行している。

2 継続開示会社たる当該会社に関する事項

(1) 当該会社が提出した書類

イ 有価証券報告書およびその添付書類

事業年度 自 2018年4月1日 2019年6月21日
(第115期) 至 2019年3月31日 関東財務局長に提出

ロ 四半期報告書または半期報告書およびその添付書類

四半期報告書

事業年度 自 2019年10月1日 2020年2月10日
(第116期) 至 2019年12月31日 関東財務局長に提出

ハ 臨時報告書 該当事項なし。

ニ 訂正報告書 該当事項なし。

なお、上記は、2020年6月5日正午現在において、関東財務局に提出され、かつ、電子開示システム（EDINET）によって現実に閲覧が可能であった書類である。

(2) 上記書類を縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目8番20号

第2の13 株式会社ニトリホールディングス

1 当該会社の情報の開示を必要とする理由

(1) 当該会社の名称および住所

株式会社ニトリホールディングス
 札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号

(2) 理由

提出会社は、一定の日における当該会社普通株式の東京証券取引所における価格が一定の額を下回る場合に、当該会社の株価の水準に従い決定される金額により償還され、また株価の水準に従い早期償還の有無が決定される他社株式株価連動円建社債を下記のとおり発行しており、当該会社の企業情報は、提出会社が発行している他社株式株価連動円建社債に関する投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売価額の総額	上場の有無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2020年12月16日満期 早期償還条項付／他社株式株価連動 円建社債 (株式会社ニトリホールディングス)	2020年6月15日 (ロンドン時間)	300,000,000円	無

(3) 当該会社の普通株式の内容

発行済株式	種類	発行済株式数	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
		(2020年5月15日現在)		
	普通株式	114,443,496株	東京証券取引所 市場第一部 札幌証券取引所	単元株式数 100株

2 継続開示会社たる当該会社に関する事項

(1) 当該会社が提出した書類

イ 有価証券報告書およびその添付書類

事業年度 自 2019年2月21日 2020年5月15日
 (第48期) 至 2020年2月20日 関東財務局長に提出

ロ 四半期報告書または半期報告書およびその添付書類 該当事項なし。

ハ 臨時報告書 イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年5月18日に、関東財務局長に提出

ニ 訂正報告書 該当事項なし。

なお、上記は、2020年6月5日正午現在において、関東財務局に提出され、かつ、電子開示システム（EDINET）によって現実に閲覧が可能であった書類である。

(2) 上記書類を縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
証券会員制法人札幌証券取引所	札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1

第2の14 株式会社電通グループ

1 当該会社の情報の開示を必要とする理由

(1) 当該会社の名称および住所

株式会社電通グループ
東京都港区東新橋一丁目8番1号

(2) 理由

提出会社は、一定の日における当該会社普通株式の東京証券取引所における価格が一定の額を下回る場合に、当該会社の普通株式および一定の金銭（もしあれば）の交付により償還され、また株価の水準に従い早期償還の有無が決定される他社株転換条項付円建社債を下記のとおり発行しており、当該会社の企業情報は、提出会社が発行している他社株転換条項付円建社債に関する投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売価額の総額	上場の有無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2021年12月24日満期 複数株式参照型 早期償還条項 他社株転換条項付 円建社債 (参照銘柄：電通グループ・良品計画)	2020年6月26日 (ロンドン時間)	680,000,000円	無

(3) 当該会社の普通株式の内容

発行済株式	種類	発行済株式数	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
		(2020年5月27日現在)		
	普通株式	288,410,000株	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数100株

2 継続開示会社たる当該会社に関する事項

(1) 当該会社が提出した書類

イ 有価証券報告書およびその添付書類

事業年度 自 2019年1月1日 2020年3月27日
(第171期) 至 2019年12月31日 関東財務局長に提出

ロ 四半期報告書または半期報告書およびその添付書類

四半期報告書

事業年度 自 2020年1月1日 2020年5月27日
(第172期) 至 2020年3月31日 関東財務局長に提出

ハ 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年3月31日に、ならびに金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づく臨時報告書を2020年4月24日に、関東財務局長に提出

ニ 訂正報告書

該当事項なし。

なお、上記は、2020年6月5日正午現在において、関東財務局に提出され、かつ、電子開示システム(EDINET)によって現実に閲覧が可能であった書類である。

(2) 上記書類を縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

第2の15 株式会社良品計画

1 当該会社の情報の開示を必要とする理由

(1) 当該会社の名称および住所

株式会社良品計画
東京都豊島区東池袋四丁目26番3号

(2) 理由

提出会社は、一定の日における当該会社普通株式の東京証券取引所における価格が一定の額を下回る場合に、当該会社の普通株式および一定の金銭（もしあれば）の交付により償還され、また株価の水準に従い早期償還の有無が決定される他社株転換条項付円建社債を下記のとおり発行しており、当該会社の企業情報は、提出会社が発行している他社株転換条項付円建社債に関する投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売出価額の総額	上場の有無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2021年12月24日満期 複数株式参照型 早期償還条項 他社株転換条項付 円建社債 (参照銘柄：電通グループ・良品計画)	2020年6月26日 (ロンドン時間)	680,000,000円	無

(3) 当該会社の普通株式の内容

発行済株式	種類	発行済株式数	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
		(2020年5月28日現在)		
	普通株式	280,780,000株	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株

2 継続開示会社たる当該会社に関する事項

(1) 当該会社が提出した書類

イ 有価証券報告書およびその添付書類

事業年度 自 2019年3月1日 2020年5月28日
(第41期) 至 2020年2月29日 関東財務局長に提出

ロ 四半期報告書または半期報告書およびその添付書類 該当事項なし。

ハ 臨時報告書 イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年5月29日に、関東財務局長に提出

ニ 訂正報告書 該当事項なし。

なお、上記は、2020年6月5日正午現在において、関東財務局に提出され、かつ、電子開示システム(EDINET)によって現実に閲覧が可能であった書類である。

(2) 上記書類を縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

第2の16 株式会社リクルートホールディングス

1 当該会社の情報の開示を必要とする理由

(1) 当該会社の名称および住所

株式会社リクルートホールディングス
東京都中央区銀座八丁目4番17号

(2) 理由

提出会社は、一定の日における当該会社普通株式の東京証券取引所における価格が一定の額を下回る場合に、当該会社の株価の水準に従い決定される金額により償還され、また株価の水準に従い早期償還の有無および変動利息計算期間について支払われる利息額が決定される他社株式株価連動円建社債を下記のとおり発行しており、当該会社の企業情報は、提出会社が発行している他社株式株価連動円建社債に関する投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売出価額の総額	上場の有無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2021年6月25日満期 複数株式参照型 早期償還条項付／他社株式株価連動 デジタルクーポン円建社債 (株式会社リクルートホールディングス・ソニー株式会社)	2020年6月25日 (ロンドン時間)	300,000,000円	無

(3) 当該会社の普通株式の内容

発行済株式	種類	発行済株式数	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
		(2020年2月14日現在)		
	普通株式	1,695,960,030株	東京証券取引所 (市場第一部)	(注1)

(注) 1 単元株式数は100株である。

2 2020年2月14日現在の発行済株式数には、2020年2月1日から2020年2月14日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていない。

2 継続開示会社たる当該会社に関する事項

(1) 当該会社が提出した書類

イ 有価証券報告書およびその添付書類

事業年度 自 2018年4月1日 2019年6月20日
(第59期) 至 2019年3月31日 関東財務局長に提出

ロ 四半期報告書または半期報告書およびその添付書類

四半期報告書

事業年度 自 2019年10月1日 2020年2月14日
(第60期) 至 2019年12月31日 関東財務局長に提出

ハ 臨時報告書

イの有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年6月20日に、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年7月16日に、ならびに金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を2019年8月28日に、関東財務局長に提出

ニ 訂正報告書 訂正報告書（2019年7月16日に関東財務局長に提出した臨時報告書の訂正報告書）を2019年7月31日に、ならびに訂正報告書（2019年8月28日に関東財務局長に提出した臨時報告書の訂正報告書）を2019年9月10日および2019年9月18日に、関東財務局長に提出

なお、上記は、2020年6月5日正午現在において、関東財務局に提出され、かつ、電子開示システム（EDINET）によって現実に閲覧が可能であった書類である。

(2) 上記書類を縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

第3 【指数等の情報】

1 【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

(A) 日経平均株価(日経225指数)

(1) 理由

提出会社は、下記のとおり、満期償還額、早期償還の有無および利息額が日経平均株価の水準により決定される社債を発行しているため、日経平均株価(日経225指数)に関する情報は、提出会社が発行している社債に関する投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日 (ロンドン時間)	売出価額の総額	上場の有無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2024年2月5日満期 日米2指数参照 ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建 社債	2019年2月4日	440,000,000円	無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2022年2月28日満期 期限前償還条項(トリガーステップダウン) ノックイン条項 ボーナスクーポン条項付 2指数(日経平均株価・S&P500指数)連動 円建社債	2019年2月26日	2,900,000,000円	無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2024年4月18日満期 日米2指数参照 ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建 社債	2019年4月17日	300,000,000円	無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2022年4月25日満期 早期償還判定水準逡減型 早期償還条項付 ノックイ ン型日経平均株価連動円建社債	2019年4月24日	550,000,000円	無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2024年4月25日満期 早期償還条項付 ノックイン型日欧2指数 (日経平均株価、ユーロ・ストックス50指数) 参照デ ジタル・クーポン円建社債	2019年4月24日	1,846,000,000円	無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2024年5月24日満期 日米2指数参照 ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建 社債	2019年5月23日	1,020,000,000円	無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2022年6月3日満期 早期償還条項付ノックイン型 日経平均株価連動デジ タルクーポン円建社債	2019年5月31日	735,000,000円	無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2022年6月17日満期 期限前償還条項付 デジタルクーポン型日経平均株価 参照円建社債(ノックイン65)	2019年6月25日	4,288,000,000円	無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2024年6月17日満期 期限前償還条項付 デジタルクーポン型日米2指数参 照円建社債(ノックイン60)	2019年6月25日	2,662,000,000円	無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2024年6月27日満期 早期償還条項付 ノックイン型日欧2指数 (日経平均株価、ユーロ・ストックス50指数) 参照デ ジタル・クーポン円建社債	2019年6月26日	1,500,000,000円	無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2021年8月27日満期 早期償還判定水準逡減型 早期償還条項付 ノックイ ン型日欧2指数 (日経平均株価、ユーロ・ストックス50指数) 参照円 建社債	2019年8月28日	1,800,000,000円	無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2024年8月28日満期 早期償還判定水準逡減型 早期償還条項付 ノックイ ン型日欧2指数 (日経平均株価、ユーロ・ストックス50指数) 参照デ ジタル・クーポン円建社債	2019年8月28日	5,540,000,000円	無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2022年2月28日満期 早期償還条項付 ノックイン型日経平均株価連動 円建社債	2019年8月29日	530,000,000円	無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2022年8月26日満期 早期償還条項付 ノックイン型複数指標連動 円建社 債	2019年8月29日	1,670,000,000円	無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2022年3月30日満期 早期償還条項付 ノックイン型日経平均株価連動 円 建社債	2019年9月27日	500,000,000円	無

ビー・エヌ・ピー・パリバ 2021年9月30日満期 早期償還条項付 ノックイン型複数指標連動 円建社債	2019年9月27日	970,000,000円	無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2022年9月20日満期 期限前償還条項付 ノックイン条項付 2指数（日経平均株価・S&P500）連動 円建社債	2019年9月30日	3,175,000,000円	無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2024年10月16日満期 日米2指数参照 ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債	2019年10月15日	200,000,000円	無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2020年10月30日満期 早期償還条項付 ノックイン型日経平均株価連動円建社債	2019年10月29日	500,000,000円	無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2022年10月28日満期 早期償還判定水準逡減型 早期償還条項付 ノックイン型日欧2指数 （日経平均株価、ユーロ・ストックス50指数）参照円建社債	2019年10月29日	3,688,000,000円	無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2022年10月21日満期 期限前償還条項付 ノックイン条項付 2指数（日経平均株価・S&P500）連動 円建社債	2019年10月29日	1,129,000,000円	無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2024年11月27日満期 日米2指数参照 ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債	2019年11月26日	1,330,000,000円	無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2022年11月25日満期 期限前償還条項付 ノックイン条項付 2指数（日経平均株価・S&P500）連動 円建社債	2019年11月29日	4,789,000,000円	無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2022年5月27日満期 早期償還条項付 ノックイン型日経平均株価連動 円建社債	2019年11月28日	890,000,000円	無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2021年11月26日満期 早期償還条項付 ノックイン型複数指標連動 円建社債	2019年11月28日	3,050,000,000円	無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2021年11月26日満期 早期償還条項付 ノックイン型日経平均株価連動円建社債	2019年11月28日	610,200,000円	無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2022年12月9日満期 早期償還判定水準逡減型 早期償還条項付 ノックイン型日欧2指数 （日経平均株価、ユーロ・ストックス50指数）参照円建社債	2019年12月11日	1,679,000,000円	無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2024年12月11日満期 日米2指数参照 ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債	2019年12月10日	2,000,000,000円	無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2022年12月16日満期 期限前償還条項付 デジタルクーポン型日経平均株価参照円建社債（ノックイン65）	2019年12月20日	3,014,000,000円	無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2024年12月17日満期 期限前償還条項付 デジタルクーポン型日米2指数参照円建社債（ノックイン60）	2019年12月20日	6,076,000,000円	無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2022年12月23日満期 期限前償還条項（トリガーステップダウン） ノックイン条項 ボーナスクーポン条項付 2指数（日経平均株価・S&P500指数）連動 円建社債	2019年12月23日	9,530,000,000円	無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2022年12月30日満期 早期償還判定水準逡減型 早期償還条項付 ノックイン型日欧2指数 （日経平均株価、ユーロ・ストックス50指数）参照円建社債	2019年12月27日	4,850,000,000円	無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2022年12月12日満期 期限前償還条項付 日経平均株価連動 円建社債	2019年12月23日	8,470,000,000円	無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2025年1月16日満期 日米2指数参照 ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債	2020年1月15日	1,800,000,000円	無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2025年1月30日満期 早期償還判定水準逡減型 早期償還条項付 ノックイン型日欧2指数 （日経平均株価、ユーロ・ストックス50指数）参照デジタル・クーポン円建社債	2020年1月29日	6,650,000,000円	無

ビー・エヌ・ピー・パリバ 2023年1月30日満期 早期償還判定水準逡減型 早期償還条項付 ノックイン型日欧2指数 (日経平均株価・ユーロ・ストックス50指数) 参照円建社債	2020年1月29日	4,150,000,000円	無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2025年1月30日満期 日米2指数参照 ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債	2020年2月3日	880,000,000円	無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2022年2月24日満期 早期償還条項付 ノックイン型日経平均株価連動円建社債	2020年2月27日	1,000,000,000円	無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2023年2月24日満期 期限前償還条項付 ノックイン条項付 2指数(日経平均株価・S&P500)連動 円建社債	2020年2月28日	3,940,000,000円	無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2023年4月14日満期 期限前償還条項付 デジタルクーポン型日経平均株価 参照円建社債(ノックイン60)	2020年4月15日	297,000,000円	無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2025年4月14日満期 期限前償還条項付 デジタルクーポン型日米2指数参照円建社債(ノックイン60)	2020年4月15日	483,000,000円	無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2021年4月28日満期 早期償還条項付 ノックイン型日経平均株価連動円建社債	2020年4月27日	300,000,000円	無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2025年4月25日満期 日米2指数参照 ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債	2020年4月24日	610,000,000円	無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2022年4月28日満期 早期償還条項付 ノックイン型日経平均株価連動 円建社債	2020年4月28日	300,000,000円	無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2022年4月28日満期 早期償還条項付 ノックイン型複数指標連動 円建社債	2020年4月28日	300,000,000円	無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2023年5月26日満期 期限前償還条項付 ノックイン条項付 日経平均株価連動 円建社債	2020年5月28日	521,000,000円	無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2023年6月26日満期 早期償還条項付(ステップダウン) ノックイン型 日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債	2020年6月25日	635,000,000円	無

(2) 内容

日経平均株価(日経225指数)は、選択された日本株式構成銘柄の価格の推移を示すために、日本経済新聞社が計算し公表した株価指数である。日経225指数は、現在、株式会社東京証券取引所に上場する225の株式銘柄に基づいており、広範な日本の業種を反映している。225種の全銘柄は、株式会社東京証券取引所の市場第一部に上場されているものである。

(B) S&P500指数

(1) 理由

提出会社は、下記のとおり、満期償還額、早期償還の有無および利息額がS&P500指数の水準により決定される社債を発行しているため、S&P500指数に関する情報は、提出会社が発行している社債に関する投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日 (ロンドン時間)	売出価額の総額	上場の有無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2024年2月5日満期 日米2指数参照 ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債	2019年2月4日	440,000,000円	無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2022年2月28日満期 期限前償還条項(トリガーステップダウン) ノックイン条項 ボーナスクーポン条項付 2指数(日経平均株価・S&P500指数)連動 円建社債	2019年2月26日	2,900,000,000円	無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2024年4月18日満期 日米2指数参照 ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債	2019年4月17日	300,000,000円	無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2024年5月24日満期 日米2指数参照 ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債	2019年5月23日	1,020,000,000円	無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2024年6月17日満期 期限前償還条項付 デジタルクーポン型日米2指数参照円建社債(ノックイン60)	2019年6月25日	2,662,000,000円	無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2022年9月20日満期 期限前償還条項 ノックイン条項付 2指数(日経平均株価・S&P500)連動 円建社債	2019年9月30日	3,175,000,000円	無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2024年10月16日満期 日米2指数参照 ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債	2019年10月15日	200,000,000円	無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2022年10月21日満期 期限前償還条項 ノックイン条項付 2指数(日経平均株価・S&P500)連動 円建社債	2019年10月29日	1,129,000,000円	無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2024年11月27日満期 日米2指数参照 ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債	2019年11月26日	1,330,000,000円	無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2022年11月25日満期 期限前償還条項 ノックイン条項付 2指数(日経平均株価・S&P500)連動 円建社債	2019年11月29日	4,789,000,000円	無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2024年12月11日満期 日米2指数参照 ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債	2019年12月10日	2,000,000,000円	無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2024年12月17日満期 期限前償還条項付 デジタルクーポン型日米2指数参照円建社債(ノックイン60)	2019年12月20日	6,076,000,000円	無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2022年12月23日満期 期限前償還条項(トリガーステップダウン) ノックイン条項 ボーナスクーポン条項付 2指数(日経平均株価・S&P500指数)連動 円建社債	2019年12月23日	9,530,000,000円	無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2025年1月16日満期 日米2指数参照 ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債	2020年1月15日	1,800,000,000円	無

ビー・エヌ・ピー・パリバ 2025年1月30日満期 日米2指数参照 ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建 社債	2020年2月3日	880,000,000円	無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2023年2月24日満期 期限前償還条項 ノックイン条項付 2指数(日経平均株価・S&P500)連動 円建社債	2020年2月28日	3,940,000,000円	無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2025年4月14日満期 期限前償還条項付 デジタルクーポン型日米2指数参 照円建社債(ノックイン60)	2020年4月15日	483,000,000円	無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2025年4月25日満期 日米2指数参照 ステップダウン期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建 社債	2020年4月24日	610,000,000円	無

(2) 内容

S&P500は単独で米国株式市場を測る最も優れた手段とみなされており、世界的に有名な株価指数である。この指数には米国経済の主要産業を代表する500銘柄が含まれている。S&P500は米国株式の約75%を占める大型株に焦点を合わせているが、市場全体に関しても理想的な指標となる。S&P500はポートフォリオの構築要素として使用できる一連のS&P米国株式指数の一部である。

S&P500はS&P株価指数委員会が管理している。指数委員会はS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスのエコノミストと株価指数アナリストで構成され、定期的に行われている。指数委員会の目標は、S&P500が大型株のリスク・リターン特性をより広い範囲で継続的に反映し、米国株の代表指数であり続けることを保証することにある。また、指数構成銘柄の入れ替えを最低限に抑えつつ、効果的なポートフォリオ売買を確保するために、指数委員会は指数構成銘柄の流動性を監視している。

(C) ユーロ・ストックス50指数

(1) 理由

提出会社は、下記のとおり、満期償還額、早期償還の有無および利息額がユーロ・ストックス50指数の水準により決定される社債を発行しているため、ユーロ・ストックス50指数に関する情報は、提出会社が発行している社債に関する投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日 (ロンドン時間)	売出価額の総額	上場の有無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2024年4月25日満期 早期償還条項付 ノックイン型日欧2指数 (日経平均株価、ユーロ・ストックス50指数) 参照デ ジタル・クーポン円建社債	2019年4月24日	1,846,000,000円	無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2024年6月27日満期 早期償還条項付 ノックイン型日欧2指数 (日経平均株価、ユーロ・ストックス50指数) 参照デ ジタル・クーポン円建社債	2019年6月26日	1,500,000,000円	無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2021年8月27日満期 早期償還判定水準逡減型 早期償還条項付 ノックイ ン型日欧2指数 (日経平均株価、ユーロ・ストックス50指数) 参照円 建社債	2019年8月28日	1,800,000,000円	無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2024年8月28日満期 早期償還判定水準逡減型 早期償還条項付 ノックイ ン型日欧2指数 (日経平均株価、ユーロ・ストックス50指数) 参照デ ジタル・クーポン円建社債	2019年8月28日	5,540,000,000円	無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2022年8月26日満期 早期償還条項付 ノックイン型複数指標連動 円建社 債	2019年8月29日	1,670,000,000円	無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2021年9月30日満期 早期償還条項付 ノックイン型複数指標連動 円建社 債	2019年9月27日	970,000,000円	無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2022年10月28日満期 早期償還判定水準逡減型 早期償還条項付 ノックイ ン型日欧2指数 (日経平均株価、ユーロ・ストックス50指数) 参照円 建社債	2019年10月29日	3,688,000,000円	無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2021年11月26日満期 早期償還条項付 ノックイン型複数指標連動 円建社 債	2019年11月28日	3,050,000,000円	無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2022年12月9日満期 早期償還判定水準逡減型 早期償還条項付 ノックイ ン型日欧2指数 (日経平均株価、ユーロ・ストックス50指数) 参照円 建社債	2019年12月11日	1,679,000,000円	無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2022年12月30日満期 早期償還判定水準逡減型 早期償還条項付 ノックイ ン型日欧2指数 (日経平均株価、ユーロ・ストックス50指数) 参照円 建社債	2019年12月27日	4,850,000,000円	無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2022年12月12日満期 期限前償還条項付 ユーロ・ストックス50®連動 円建 社債	2019年12月23日	4,133,000,000円	無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2025年1月30日満期 早期償還判定水準逡減型 早期償還条項付 ノックイ ン型日欧2指数 (日経平均株価、ユーロ・ストックス50指数) 参照 デジタル・クーポン円建社債	2020年1月29日	6,650,000,000円	無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2023年1月30日満期 早期償還判定水準逡減型 早期償還条項付 ノックイ ン型日欧2指数 (日経平均株価、ユーロ・ストックス50指数) 参照円 建社債	2020年1月29日	4,150,000,000円	無
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2022年4月28日満期 早期償還条項付 ノックイン型複数指標連動 円建社 債	2020年4月28日	300,000,000円	無

(2) 内容

ユーロ・ストックス50は、ユーロ圏の各スーパーセクターの上位銘柄で構成されたブルーチップ指数である。ユーロ圏の加盟国は、オーストリア、ベルギー、フィンランド、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ポルトガル、スペインである。

ユーロ・ストックス50のユニバースは、19のユーロ・ストックス・スーパーセクター指数の全構成銘柄と定義されている。ユーロ・ストックス・スーパーセクター指数は、ストックス・ヨーロッパ600スーパーセクター指数のユーロ圏のセグメントで構成されている。

ビー・エヌ・ピー・パリバ・エスエー

財務書類に関する法定監査人の監査報告書（訳文）

（2018年12月31日終了事業年度）

デロイト&アソシエ
6, place de la Pyramide
92908 Paris La Défense Cedex

プライスウォーターハウス
クーパーズ オーディット
63, rue de Villiers
92208 Neuilly-sur-Seine,
France

マザー
61, rue Henri Regnault
92400 Courbevoie,
France

財務書類に関する法定監査人の監査報告書

(2018年12月31日終了事業年度)

ビー・エヌ・ピー・パリバ・エスエー
パリ市9区
イタリア通り16番地

株主各位：

意見

会社の年次株主総会により依頼された業務内容に従い、我々は、添付の2018年12月31日終了事業年度のビー・エヌ・ピー・パリバ・エスエー（以下「会社」）の財務書類の監査を行った。

我々の意見では、本財務書類は、フランスの会計基準に準拠して、2018年12月31日現在の会社の資産、負債および財政状態、ならびに同日に終了した事業年度の会社の経営成績を、適正かつ公正に表示している。

上述の監査意見は、財務書類委員会に対する我々の報告と一致している。

意見の根拠

監査の枠組み

我々は、フランスにおいて適用される職業的専門家の基準に準拠して監査を行った。我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の根拠として十分かつ適切であると確信している。

これらの基準に基づく我々の責任は、本報告書の「財務書類監査に対する法定監査人の責任」の中に詳述されている。

ビー・エヌ・ピー・パリバ・エスエー
財務書類に係る法定監査人の監査報告書
2018年12月31日終了事業年度 - 2ページ

独立性

我々は、2018年1月1日から我々の報告書の日付までの期間にわたり、我々に適用される独立性規則に準拠して監査業務を実施したほか、EU規則No.537/2014の第5条第1項または法定監査人に対するフランスの倫理規範(*Code de déontologie*)により禁止されている非監査業務は一切行っていない。

評価の正当性 - 監査上の主要な事項

評価の正当性に係るフランス商法(*Code de commerce*) L.823-9条およびR.823-7条の要件に従い、我々の職業的専門家としての判断において、当事業年度の財務書類監査で最も重要であった重要な虚偽表示リスクに関する監査上の主要な事項、およびそれらのリスクについて我々がどのように対応したかについて報告する。

これらの事項は、財務書類全体に対する我々の監査の一環として対応され、そのため上述の監査意見の形成に寄与している。我々は、財務書類の中の特定の事項に対する個別の意見は表明しない。

ビー・エヌ・ピー・パリバ・エヌエー
財務書類に係る法定監査人の監査報告書
2018年12月31日終了事業年度 - 3ページ

信用リスクの特定および評価 (財務書類の注1、2.f、3.b、および3.k参照)	
リスクの内容	監査上の対応
銀行仲介業務の一環として、ビー・エヌ・ピー・パリバは信用リスクにさらされている。 ビー・エヌ・ピー・パリバは、その業務に固有の既知の信用リスクをカバーするために減損損失を認識している。 減損損失は、関連するオンバランスまたはオフバランスのコミットメントに係る個別の減損損失または、個別には減損していない類似のリスクを有する貸出ポートフォリオに対する集合的な減損損失のいずれかの形で現れる。集合的引当金は、類似の特徴を持つポートフォリオの構築や該当するリスクに対するインプットや引当金計上の要因事象の決定をはじめとした、算定の各段階において判断を必要とする統計的モデルを用いて決定される。 特定の状況において、ビー・エヌ・ピー・パリバが識別したものであって、上述の個別引当金または集合的引当金ではカバーされないリスクを考慮するために、業態特有または地域特有の集合的引当金が追加で認識されている。 2018年12月31日現在、信用リスクにさらされている、顧客貸出金の貸借対照表残高合計額は4,560億ユーロであり、減損損失合計額は5,644百万ユーロであった。 法人取引先に対する貸付残高が多額にのぼる可能性を踏まえると、特に法人向け与信に関する信用リスクの評価に経営者による判断と見積りが必要とされることから、我々は信用リスクの特定および評価を監査上の主要な事項であると考えた。	我々は、ビー・エヌ・ピー・パリバの統制システムの目的適合性を評価し、減損を特定し測定するための、手作業統制および自動化統制を評価した。 我々は、報告日現在、最も与信残高が大きい貸付先やポートフォリオのほか、不安定な経済部門や地域で事業を行う企業向けの与信に関しても検討を行った。 我々の作業において、以下の点に注力した。 - 法人取引先の格付：我々は 2018年12月31日時点でビー・エヌ・ピー・パリバによる定期的な格付の見直しが行われなかった重要な取引先のリスクや、経営者が行った貸付残高のサンプルのリスク水準を評価した。 - 個別引当金の測定：我々は、ビー・エヌ・ピー・パリバが、監視下にある取引先の定期的なレビューを行っていたことを確かめたほか、サンプルベースで、減損の見積りに経営者が用いた仮定とデータを評価した。 - 集合的引当金の測定：内部の信用リスクの専門家の支援を受け、我々は多岐の範囲にわたりビー・エヌ・ピー・パリバが使用した手法や、データ品質の統制の有効性を評価した。 また、我々は、信用リスクに関する財務書類の注記の開示を検討した。

ビー・エヌ・ピー・パリバ・エヌエー
財務書類に係る法定監査人の監査報告書
2018年12月31日終了事業年度 - 4ページ

金融商品の評価 (財務書類の注1、3.c、3.h、3.iおよび6.c参照)	
リスクの内容	監査上の対応
トレーディング業務の一環として、ビー・エヌ・ピー・パリバは、金融商品（資産および負債）を保有しており、それらは貸借対照表上時価で認識されている。 時価は、当該金融商品の種類や複雑性に応じて異なる手法で決定されている。すなわち、(i) 直接観察可能な相場価格を利用する場合、(ii) 重要なインプットが観察可能な評価モデルを使用する場合、および(iii) 重要なインプットが観察不能な評価モデルを使用する場合である。 算定された評価額は、特定の固有のトレーディングリスク、流動性リスク、取引先リスクを考慮するために、追加の評価調整の対象となる可能性がある。 したがって、当該金融商品の評価に経営者が採用する手法は、モデルと使用データに関して重要な判断を伴う可能性がある。 2018年12月31日現在、トレーディング勘定の有価証券の時価は148,482百万ユーロであり、確定取引に関する会社のプラスのネット・ポジションは9,749百万ユーロであり、条件付取引に関する会社のネット買いポジションの時価は3,467百万ユーロであった。 残高の重要性および時価の決定に用いられる判断の重要性を鑑みて、我々は、特に観察不能なインプットが用いられる金融商品の評価をはじめとする、金融商品の評価を監査上の主要な事項であると考えた。	我々は、内部の金融商品評価専門家の支援を受けて、金融商品の評価に当たってビー・エヌ・ピー・パリバが適用した主要な統制、特に以下の統制が適切に機能していることを確かめた。 - 評価モデルのリスクに関する経営者による承認および定期的な検証 - 評価インプットに関する独立的検証 - 評価調整の決定 サンプルベースで、内部の金融商品評価専門家は以下の手続を行った。 - 使用された仮定とインプットの目的適合性を分析した。 - ビー・エヌ・ピー・パリバによるインプットの独立的検証結果を分析した。 - 我々独自のモデルを使用して独立的評価を実施した。 我々は、サンプルベースで、算定された評価額と取引先との担保コールの差異についても分析を行った。 また、我々は、金融商品の評価に関する財務書類の注記の開示を検討した。

ビー・エヌ・ピー・パリバ・エスエー
財務書類に係る法定監査人の監査報告書
2018年12月31日終了事業年度 - 5ページ

長期投資目的で保有される持分証券、子会社および関連会社に対する投資の測定 (財務書類の注1、3.cおよび3.e参照)	
リスクの内容	監査上の対応
貸借対照表に計上されている長期投資目的で保有される持分証券、子会社および関連会社に対する投資の簿価は668億ユーロである。 これらの投資は、取得原価と使用価値のいずれか低い方で個別に測定されている。 使用価値は、割引将来キャッシュ・フロー法、級数法、純資産法を含む多基準評価アプローチを用いて入手可能な情報や各有価証券の将来利回りおよび売却機会を評価するために通常用いられる比率の分析に基づき算出される。 帳簿価額が使用価値を上回る場合には、その差額について減損損失が認識される。 貸借対照表におけるこれらの投資の重要性や、見積額の裏付けとなるデータや仮定の変動に対する使用モデルの感応度を鑑みて、我々はこれらの投資の測定を監査上の主要な事項であると考えた。	我々が行った作業は、以下のとおりであった。 - サンプルベースで、使用価値の見積りに経営者が用いた評価技法とデータの正当性を検証した。 - サンプルベースで、会社が用いた使用価値の算定の正確性を検証した。 最後に、我々は長期投資目的で保有される持分証券、子会社および関連会社に対する投資に関する財務書類の注記の開示の適切性を確かめた。

ビー・エヌ・ピー・パリバ・エスエー

財務書類に係る法定監査人の監査報告書

2018年12月31日終了事業年度 - 6ページ

規制および行政上の調査ならびに集団訴訟に関する法的リスクの分析
 (財務書類の注2.fおよび3.k参照)

リスクの内容	監査上の対応
事業展開を行っている各国において、ビー・エヌ・ピー・パリバは、その業態に適用される規制を受けている。会社が適用法令を遵守しなかった場合には、多額の罰金が課されたり、行政処分や刑事処分が下されたりする可能性がある。また、これらの処分に関連した民事訴訟や無関係な民事訴訟の結果、損失が発生する可能性もある。 特定の規制の不遵守に関する調査結果に対応する引当金の認識には、規制上の手続の結末を見積ることが難しいため、判断が必要とされる。 集団訴訟やそれ以外の民事訴訟に関連する引当金の計上にも経営者による判断が求められる。 近年、金融機関に対する規制上や行政上の捜査や集団訴訟が増加していることや、引当金額の決定に際して経営者が行使する判断の重要性を鑑みて、我々はこのリスクを監査上の主要な事項であると考えた。	ビー・エヌ・ピー・パリバの法務部門との四半期ごとの面談をはじめとして、我々は、規制および行政上の捜査ならびに集団訴訟に関連する法的リスクを特定し評価するための手続に関する情報を得た。 我々の主な作業は以下のとおりであった。 - 各四半期末現在に財務部門および法務部門が作成した分析内容を理解した。 - 法的紛争の対象となった場合には、ビー・エヌ・ピー・パリバが利用している専門の法律事務所から確認をとった。

ビー・エヌ・ピー・パリバ・エスエー

財務書類に係る法定監査人の監査報告書

2018年12月31日終了事業年度 - 7ページ

IT全般統制	
リスクの内容	監査上の対応
ITシステムの信頼性と安全性は、ビー・エヌ・ピー・パリバの財務書類の作成において重要な役割を担っている。 従って、我々は財務会計情報の作成に寄与する一連の情報処理に特有のIT全般統制とアプリケーション統制の評価を監査上の主要な事項であると考えた。 中でも、ITシステムへのアクセス権と従業員のプロフィールに基づいた承認権限を管理するシステムは、アプリケーションの設定や基礎データへの不適切な変更リスクを低減するための統制上のポイントである。	財務会計情報の作成に用いられる主要システムに関して、IT専門家の支援を受けて我々が行った主な作業は以下のとおりであった。 - 財務会計データの裏付けとなるシステム、プロセス、統制を理解した。 - 重要なシステム（特に、会計、連結、および自動照合アプリケーション）に係るIT全般統制（アプリケーションやデータへのアクセス管理、アプリケーションの変更／開発の管理、ITオペレーションの管理）を評価した。 - 手入力の会計仕訳の承認に関する統制を検証した。 - 必要な領域について、追加的な監査手続を行った。

ビー・エヌ・ピー・パリバ・エスエー
財務書類に係る法定監査人の監査報告書
2018年12月31日終了事業年度 - 8ページ

特定の確認

我々は、フランスにおいて適用される職業的専門家の基準に準拠して、フランスの法律で求められる特定の確認も行った。

会社の財政状態および財務書類について、マネジメントレポートの情報と株主に提供されたその他の文書の情報

会社の財務状態および財務書類について、取締役会のマネジメントレポートの情報と株主に提供されたその他の文書の情報の間の開示の公正性および整合性について、以下の点を除き我々が報告すべき事項はない。

開示の公正性および財務書類との整合性について、フランス商法D441-4条に示されている支払期間に関して、我々は次の点を報告する：示されている通り、会社は銀行取引および関連取引が提供されるべき情報の対象ではないと考えているため、これらの開示は含まれていない。

コーポレートガバナンスに関する報告書

我々は、コーポレートガバナンスに関する取締役会の報告書には、フランス商法L225-37-3条およびL-225-37-4条で要請されている情報が記載されていることを確認する。

執行役員が受領した報酬および各種手当ならびに他のコミットメントについて、フランス商法L-225-37-3条の要件に準拠して開示されている情報に関し、我々は、財務書類または当財務書類を作成するために使用された原情報との整合性を確認したほか、必要に応じ、会社を支配する他の企業または会社が支配する他の企業から会社が入手した情報との整合性を確認した。この作業に基づいて、我々は、この情報の正確性および開示の公正性を確認する。

株式公開買付や株式交換を行った場合に影響を及ぼし得る項目について、フランス商法L225-37-5条の要件に準拠して開示されている情報に関し、我々は、我々に開示された原資料との整合性を確かめた。この作業に基づいて、この情報について我々が報告すべき点はない。

その他の情報

フランスの法律に準拠して、我々は、投資および非支配持分の購入、ならびに株主および議決権保有者の身元に関して必要な情報が、マネジメントレポートの中に適切に開示されていることを確認した。

その他の法的および規制上の要件に関する報告

法定監査人の指名

デロイト&アソシエについては2006年5月23日に行われた年次株主総会、プライスウォーターハウスクーパース オーディットについては1994年5月26日に行われた年次株主総会、マザーについては2000年5月23日に行われた年次株主総会において、それぞれビー・エヌ・ピー・パリバ・エスエーの法定監査人に指名された。

ビー・エヌ・ピー・パリバ・エスエー
財務書類に係る法定監査人の監査報告書
2018年12月31日終了事業年度 - 9ページ

2018年12月31日現在、デロイト&アソシエ、プライスウォーターハウスクーパース オーディット、マザーの継続関与年数はそれぞれ、13年目、25年目、19年目である。

財務書類に対する経営者およびガバナンス責任者の責任

経営者は、フランスの会計基準に準拠して財務書類を作成し、適正かつ公正に表示すること、および不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類の作成に必要と考えた内部統制の構築に責任を負っている。

財務書類を作成するに当たり、経営者は会社の継続企業として存続する能力を評価すること、該当する場合には継続企業に関する事項を開示することに責任を負っているほか、会社の清算もしくは営業を停止する見込みがある場合を除き、継続企業を前提として会計処理を行う責任を負っている。

財務書類委員会は、財務報告プロセス、内部統制とリスク管理体制の有効性に加え、必要に応じて、会計・財務報告手続に関する内部監査体制を監視する責任を負っている。

本財務書類は、ビー・エヌ・ピー・パリバ・エスエーの取締役会によって承認された。

財務書類監査に対する法定監査人の責任

目的および監査アプローチ

我々の役割は、財務書類に関する報告書を発行することである。我々の目的は、財務書類に、全体として重要な虚偽表示がないかどうかについて、合理的な保証を得ることである。合理的な保証とは、高い程度の心証であるが、職業的専門家の基準に従って行われる監査が、重要な虚偽表示が存在する場合にそれを常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から生じる可能性があり、個別にまたは合計して、当該財務書類の利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすと合理的に見込まれる場合に、重要性があるとみなされる。

フランス商法L.823-10-1条に定められるとおり、我々の監査は企業の経営の存続性または品質に関する保証は含まない。

フランスにおいて適用される職業的専門家の基準に準拠して行った監査の一環として、法定監査人は監査期間中、職業的専門家としての判断を行使した。

我々は以下の手続も行った。

- ・ 不正または誤謬のいずれによるかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示リスクを識別し評価すること、それらのリスクに対応するための監査手続を立案し実施すること、および意見表明のための合理的な基礎を提供するために十分かつ適切な監査証拠を入手すること。不正には共謀、偽造、意図的な脱漏、虚偽の表明または内部統制の無効化が伴うため、不正による重要な虚偽表示を発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高い。

ビー・エヌ・ピー・パリバ・エスエー
財務書類に係る法定監査人の監査報告書
2018年12月31日終了事業年度 - 10ページ

- ・ 状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を理解すること。ただし、これは内部統制の有効性に対する意見を表明するためではない。
- ・ 使用された会計方針の適切性、ならびに経営者によって行われた会計上の見積りおよび関連する財務書類注記の開示の妥当性を評価すること。
- ・ 経営者が継続企業を前提とした会計を使用したことの適切性について、および入手した監査証拠に基づいて、会社の継続企業として存続する能力に重要な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連して、重要な不確実性が存在するか否かについて評価すること。この評価は、監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいて行われる。しかしながら、将来の事象または条件は、会社が継続企業として存続することを止める原因となるかもしれない。法定監査人は、重要な不確実性が存在するという結論を下した場合、監査報告書において、財務書類の関連する開示に注意を向けさせること、または、当該開示が行われていないまたは不適切である場合には、限定付意見を表明または意見を表明しないことが要求される。
- ・ 財務書類全体としての表示を評価し、財務書類が基礎となる取引や事象を適正に表示しているかどうかを評価すること。

財務書類委員会への報告

我々は財務書類委員会へ報告書を提出する。この報告書には、計画した監査の範囲、実施した監査計画のほか、我々の監査結果に関する記述が含まれている。我々は、財務会計報告の過程で検出した内部統制の重要な不備についても報告を行う。

財務書類委員会に対する我々の報告には、我々の職業的専門家としての判断において、財務書類監査の中で最も重要な虚偽表示リスクが含まれており、それらは本報告書の中で記載が求められている監査上の主要な事項を構成している。

また我々は、財務書類委員会に対し、フランス商法L.822-10条からL.822-14条の特定の条項および法定監査人に対するフランスの倫理規範に規定されている、フランスで適用されている規則に則った我々の独立性を確認したうえで、EU規則No.537/2014第6条で定められている宣言書を提出する。我々は、独立性に影響を及ぼすリスクやそれに関連するセーフガードについて、必要に応じ財務書類委員会と協議を行う。

2019年3月5日、ノイ・スル・セーヌおよびクルブボワール

法定監査人

デロイト&アソシエ

プライスウォーターハウス
クーパーズ オーディット

マザー

ローレンス ドゥボワ

パトリス モロ

ヴィルジニー ショバン

[次へ](#)

BNP Paribas SA

**Rapport des commissaires aux comptes
sur les comptes annuels**

Exercice clos le 31 décembre 2018

Deloitte & Associés
6, place de la Pyramide
92908 Paris La Défense Cedex

PricewaterhouseCoopers Audit
63, rue de Villiers
92208 Neuilly-sur-Seine Cedex

Mazars
61, rue Henri Regnault
92400 Courbevoie

Rapport des commissaires aux comptes sur les comptes annuels

Exercice clos le 31 décembre 2018

A l'assemblée générale des actionnaires
BNP Paribas SA
16 boulevard des Italiens
75009 PARIS

Mesdames, Messieurs

Opinion

En exécution de la mission qui nous a été confiée par votre assemblée générale, nous avons effectué l'audit des comptes annuels de la société BNP Paribas SA relatifs à l'exercice clos le 31 décembre 2018, tels qu'ils sont joints au présent rapport.

Nous certifions que les comptes annuels sont, au regard des règles et principes comptables français, réguliers et sincères et donnent une image fidèle du résultat des opérations de l'exercice écoulé ainsi que de la situation financière et du patrimoine de la société à la fin de cet exercice.

L'opinion formulée ci-dessus est cohérente avec le contenu de notre rapport au Comité des comptes.

Fondement de l'opinion

Référentiel d'audit

Nous avons effectué notre audit selon les normes d'exercice professionnel applicables en France. Nous estimons que les éléments que nous avons collectés sont suffisants et appropriés pour fonder notre opinion.

Les responsabilités qui nous incombent en vertu de ces normes sont indiquées dans la partie « Responsabilités des commissaires aux comptes relatives à l'audit des comptes annuels » du présent rapport.

BNP Paribas SA
Rapport des commissaires aux comptes sur les comptes annuels
Exercice clos le 31 décembre 2018 - Page 2

Indépendance

Nous avons réalisé notre mission d'audit dans le respect des règles d'indépendance qui nous sont applicables, sur la période du 1^{er} janvier 2018 à la date d'émission de notre rapport, et notamment nous n'avons pas fourni de services interdits par l'article 5, paragraphe 1, du règlement (UE) n° 537/2014 ou par le code de déontologie de la profession de commissaire aux comptes.

Justification des appréciations - Points clés de l'audit

En application des dispositions des articles L.823-9 et R.823-7 du code de commerce relatives à la justification de nos appréciations, nous portons à votre connaissance les points clés de l'audit relatifs aux risques d'anomalies significatives qui, selon notre jugement professionnel, ont été les plus importants pour l'audit des comptes annuels de l'exercice, ainsi que les réponses que nous avons apportées face à ces risques.

Les appréciations ainsi portées s'inscrivent dans le contexte de l'audit des comptes annuels pris dans leur ensemble et de la formation de notre opinion exprimée ci-avant. Nous n'exprimons pas d'opinion sur des éléments de ces comptes annuels pris isolément.

BNP Paribas SA

Rapport des commissaires aux comptes sur les comptes annuels

Exercice clos le 31 décembre 2018 - Page 3

Identification et évaluation du risque de crédit <i>(Se référer aux notes 1, 2 .f, 3.b et 3.k de l'annexe aux comptes annuels)</i>	
Risque identifié	Réponse du collège des commissaires aux comptes face à ce Risque
Dans le cadre de ses activités d'intermédiation bancaire, BNP Paribas est exposé au risque de crédit. BNP Paribas comptabilise des dépréciations pour couvrir les risques de crédits avérés inhérents à ses activités. Ces dépréciations peuvent prendre la forme de dépréciations individuelles des engagements bilan et hors bilan concernés ou de dépréciations collectives pour les portefeuilles de crédits présentant des risques homogènes et non dépréciés individuellement. Ces provisions collectives sont déterminées à partir de modèles statistiques faisant appel au jugement lors des différentes étapes du calcul : constitution de portefeuilles homogènes, détermination des paramètres de risque applicables et du fait générateur des provisions. Dans certaines conditions, des provisions collectives complémentaires sectorielles ou géographiques prennent en compte des risques identifiés par BNP Paribas et qui ne seraient pas déjà couverts par les provisions individuelles/collectives décrites précédemment. Au 31 décembre 2018, le montant total des encours bilan exposés au risque de crédit s'élève à 456 milliards d'euros ; le montant total des dépréciations s'élève à 5 644 millions d'euros. Nous avons considéré que l'identification et l'évaluation du risque de crédit constituait un point clé de l'audit, l'appréciation de ce risque faisant appel au jugement et aux estimations de la direction, en particulier pour ce qui concerne le risque de crédit aux entreprises, les encours par contrepartie pouvant représenter des montants importants.	Nous avons apprécié la pertinence du dispositif de contrôle de BNP Paribas et testé les contrôles manuels ou informatisés concernant l'identification et l'évaluation des dépréciations. Nous avons également réalisé en date d'arrêté des travaux sur les encours et/ou portefeuilles les plus significatifs ainsi que les financements accordés aux entreprises dans des secteurs économiques et zones géographiques plus sensibles. Nos travaux ont porté plus particulièrement sur les processus suivants : - Notation des contreparties entreprises : nous avons revu le risque des contreparties significatives pour lesquelles la revue périodique de notation n'avait pas été réalisée au 31 décembre 2018 par BNP Paribas ; nous avons par ailleurs apprécié le niveau de risque d'une sélection d'encours estimés sains par la direction ; - Evaluation des dépréciations constituées sur base individuelle : nous avons vérifié qu'une revue périodique des contreparties sous surveillance était effectuée par BNP Paribas et avons apprécié, sur base d'échantillons, les hypothèses et données retenues par la direction pour l'estimation des dépréciations ; - Evaluation des dépréciations collectives : avec l'aide de nos spécialistes en risque de crédit, nous avons apprécié les méthodologies retenues par BNP Paribas sur les différents périmètres et l'efficacité des contrôles relatifs à la qualité des données. Nous avons également examiné les informations publiées en annexe relatives au risque de crédit.

BNP Paribas SA

Rapport des commissaires aux comptes sur les comptes annuels

Exercice clos le 31 décembre 2018 - Page 4

Valorisation des instruments financiers <i>(Se référer aux notes 1, 3.c, 3.h, 3.i et 6.c de l'annexe aux comptes annuels)</i>	
Risque identifié	Réponse du collège des commissaires aux comptes face à ce Risque
Dans le cadre de ses activités de marché, BNP Paribas détient des instruments financiers actifs et passifs évalués au bilan à la valeur de marché. Cette valeur de marché est déterminée selon différentes approches en fonction de la nature et de la complexité des instruments : utilisation de prix cotés directement observables, de modèles de valorisation avec des paramètres majoritairement observables ou de modèles de valorisation avec des paramètres majoritairement non observables. Les valorisations obtenues peuvent faire l'objet d'ajustements de valeur complémentaires afin de prendre en compte certains risques spécifiques de marché, de liquidité ou de contrepartie. Les techniques retenues par la direction pour procéder à la valorisation de ces instruments peuvent donc comporter une part significative de jugement quant au choix des modèles et des données utilisées. Au 31 décembre 2018, la valeur de marché des titres de transaction s'élève à 148 482 millions d'euros, celle de la position nette positive des opérations fermes est évaluée à 9 749 millions d'euros, et la valeur de marché de la position nette vendeuse des opérations conditionnelles est évaluée à 3 467 millions d'euros. En raison du caractère significatif des encours et du recours au jugement dans la détermination de la valeur de marché, nous estimons que l'évaluation des instruments financiers constitue un point clé de l'audit, en particulier pour ce qui concerne les instruments dont la valorisation nécessite le recours à des paramètres non observables.	Nous avons vérifié avec l'aide de nos spécialistes en valorisation que les contrôles clés de BNP Paribas en matière de valorisation des instruments financiers fonctionnent correctement, notamment ceux relatifs : - à l'approbation et la revue régulière par la direction des risques des modèles de valorisation ; - à la vérification indépendante des paramètres de valorisation ; - à la détermination des ajustements de valeur. Nos spécialistes en valorisation ont par ailleurs procédé, sur la base d'échantillons, à : - l'analyse de la pertinence des hypothèses et des paramètres retenus ; - l'analyse des résultats de la revue indépendante des paramètres par BNP Paribas ; - la réalisation de contre-valorisations indépendantes en utilisant nos propres modèles. Nous avons également analysé sur la base d'échantillons les éventuels écarts entre les valorisations et les appels de collatéral avec les contreparties. Nous avons examiné les informations relatives à la valorisation des instruments financiers publiées en annexe.

BNP Paribas SA

Rapport des commissaires aux comptes sur les comptes annuels

Exercice clos le 31 décembre 2018 - Page 5

Evaluation des titres de participation, autres titres détenus à long terme et parts dans les entreprises liées <i>(Se référer aux notes 1, 3.c et 3. e de l'annexe aux comptes annuels)</i>	
Risque identifié	Réponse du collège des commissaires aux comptes face à ce Risque
Les titres de participation, autres titres détenus à long terme et parts dans les entreprises liées sont comptabilisés au bilan pour une valeur nette comptable de 66,8 milliards d'euro. Ils sont comptabilisés individuellement au plus bas de leur valeur d'acquisition ou de leur valeur d'utilité. La valeur d'utilité est déterminée par référence à une méthode d'évaluation multicritères fondée sur les éléments disponibles tels que l'actualisation de flux futurs, la somme des parties, l'actif net réévalué ou les rapports communément utilisés pour apprécier les perspectives de rentabilité et de réalisation de chaque ligne de titres. Lorsque la valeur d'utilité des titres est inférieure à la valeur nette comptable, une provision pour dépréciation est constituée du montant de la différence. Compte tenu du poids des titres de participation au bilan, de la sensibilité des modèles utilisés aux variations de données et hypothèses sur lesquelles se fondent les estimations, nous avons considéré l'évaluation de ces titres comme un point clé de notre audit.	Nos travaux ont consisté : - à apprécier, sur la base d'échantillons, la justification des méthodes d'évaluation et des éléments chiffrés utilisés par la direction pour déterminer les valeurs d'utilité ; - à tester par sondage l'exactitude arithmétique des calculs des valeurs d'utilité retenues par la société. Enfin, nous avons examiné les informations relatives aux titres de participation, autres titres détenus à long terme et parts dans les entreprises liées publiées en annexe.

BNP Paribas SA

Rapport des commissaires aux comptes sur les comptes annuels

Exercice clos le 31 décembre 2018 - Page 6

Evaluation du risque juridique relatif aux investigations des autorités réglementaires et administratives et aux actions de groupe <i>(Se référer aux notes 2.f et 3.k de l'annexe aux comptes annuels)</i>	
Risque identifié	Réponse du collège des commissaires aux comptes face à ce Risque
BNP Paribas est soumis, dans chacun des pays où la Société est présente, aux réglementations applicables aux secteurs d'activité dans lesquels elle opère. En cas de non-conformité avec les lois et règlements applicables, la Société pourrait être exposée à des amendes significatives et d'autres sanctions administratives et pénales. Elle pourrait également subir des pertes à la suite de contentieux privés en lien ou non avec ces sanctions. L'enregistrement éventuel d'une provision pour couvrir les conséquences des investigations relatives à un non-respect de certaines réglementations fait appel au jugement en raison de la difficulté à estimer l'issue des procédures réglementaires. L'enregistrement éventuel de provisions relatives aux actions de groupe et autres contentieux privés fait également appel au jugement de la direction. Compte tenu de la multiplication des investigations des autorités réglementaires et administratives, des actions de groupe à l'encontre des établissements financiers depuis quelques années et de l'importance du jugement de la direction dans l'estimation des provisions, nous considérons que ce risque constitue un point clé de l'audit.	Nous avons pris connaissance du dispositif d'identification et d'évaluation du risque juridique relatif aux investigations des autorités réglementaires et administratives et aux actions de groupe, en procédant notamment à des entretiens trimestriels avec les fonctions juridiques de BNP Paribas SA. Nos travaux ont notamment consisté à : - prendre connaissance des analyses préparées par les directions juridiques ou financières à chaque arrêté trimestriel ; - interroger les cabinets d'avocats spécialisés avec lesquels BNP Paribas est amené à travailler dans le cadre de ces litiges.

BNP Paribas SA

Rapport des commissaires aux comptes sur les comptes annuels

Exercice clos le 31 décembre 2018 - Page 7

Contrôles généraux informatiques	
Risque identifié	Réponse du collège des commissaires aux comptes face à ce Risque
La fiabilité et la sécurité des systèmes d'information jouent un rôle clé dans la préparation des comptes annuels de BNP Paribas SA. L'appréciation des contrôles généraux informatiques et des contrôles applicatifs spécifiques aux différentes chaînes de traitement de l'information qui concourent à l'élaboration de l'information comptable et financière, représente un point clé de l'audit. En particulier, l'existence d'un dispositif de contrôle des droits d'accès aux systèmes d'information et de niveaux d'autorisation en fonction des profils de collaborateurs constitue un contrôle clé pour limiter le risque de modifications inappropriées du paramétrage des applicatifs ou des données qui leur sont sous-jacentes.	Pour les principaux systèmes concourant à l'élaboration de l'information comptable et financière, les travaux que nous avons mis en œuvre avec l'appui de nos spécialistes informatiques ont plus particulièrement porté sur les aspects suivants : - compréhension des systèmes, processus et contrôles qui sous-tendent l'information comptable et financière ; - évaluation des contrôles généraux informatiques (gestion des accès aux applications et aux données, gestion des changements et des développements relatifs aux applications, gestion de l'exploitation informatique) sur les systèmes significatifs (notamment applications comptables, de consolidation, de rapprochement automatique) ; - examen du contrôle des habilitations pour la saisie des écritures manuelles. - réalisation le cas échéant de procédures d'audit complémentaires.

BNP Paribas SA
Rapport des commissaires aux comptes sur les comptes annuels
Exercice clos le 31 décembre 2018 - Page 8

Vérifications spécifiques

Nous avons également procédé, conformément aux normes d'exercice professionnel applicables en France, aux vérifications spécifiques prévues par les textes légaux et réglementaires.

Informations données dans le rapport de gestion et dans les autres documents sur la situation financière et les comptes annuels adressés aux actionnaires

Nous n'avons pas d'observation à formuler sur la sincérité et la concordance avec les comptes annuels des informations données dans le rapport de gestion du conseil d'administration et dans les autres documents sur la situation financière et les comptes annuels adressés aux actionnaires, à l'exception du point ci-dessous.

La sincérité et la concordance avec les comptes annuels des informations relatives aux délais de paiement mentionnées à l'article D.441-4 du code de commerce appellent de notre part l'observation suivante : comme indiqué, ces informations n'incluent pas les opérations bancaires et les opérations connexes, votre société considérant qu'elles n'entrent pas dans le périmètre des informations à produire.

Rapport sur le gouvernement d'entreprise

Nous attestons de l'existence, dans le rapport du conseil d'administration sur le gouvernement d'entreprise, des informations requises par les articles L.225-37-3 et L.225-37-4 du code de commerce.

Concernant les informations fournies en application des dispositions de l'article L.225-37-3 du code de commerce sur les rémunérations et avantages versés aux mandataires sociaux ainsi que sur les engagements consentis en leur faveur, nous avons vérifié leur concordance avec les comptes ou avec les données ayant servi à l'établissement de ces comptes et, le cas échéant, avec les éléments recueillis par votre société auprès des sociétés contrôlant votre société ou contrôlées par elle. Sur la base de ces travaux, nous attestons l'exactitude et la sincérité de ces informations.

Concernant les informations relatives aux éléments que votre société a considéré susceptibles d'avoir une incidence en cas d'offre publique d'achat ou d'échange, fournies en application des dispositions de l'article L.225-37-5 du code de commerce, nous avons vérifié leur conformité avec les documents dont elles sont issues et qui nous ont été communiqués. Sur la base de ces travaux, nous n'avons pas d'observation à formuler sur ces informations.

Autres informations

En application de la loi, nous nous sommes assurés que les diverses informations relatives aux prises de participation et de contrôle et à l'identité des détenteurs du capital ou des droits de vote vous ont été communiquées dans le rapport de gestion.

Informations résultant d'autres obligations légales et réglementaires

Désignation des commissaires aux comptes

Nous avons été nommés commissaires aux comptes de la société BNP Paribas SA par l'assemblée générale du 23 mai 2006 pour le cabinet Deloitte & Associés, du 26 mai 1994 pour le cabinet PricewaterhouseCoopers Audit et du 23 mai 2000 pour le cabinet Mazars.

BNP Paribas SA
Rapport des commissaires aux comptes sur les comptes annuels
Exercice clos le 31 décembre 2018 - Page 9

Au 31 décembre 2018, le cabinet Deloitte & Associés était dans la 13^{ème} année de sa mission sans interruption, le cabinet PricewaterhouseCoopers Audit dans sa 25^{ème} année et le cabinet Mazars dans sa 19^{ème} année.

Responsabilités de la direction et des personnes constituant le gouvernement d'entreprise relatives aux comptes annuels

Il appartient à la direction d'établir des comptes annuels présentant une image fidèle conformément aux règles et principes comptables français ainsi que de mettre en place le contrôle interne qu'elle estime nécessaire à l'établissement de comptes annuels ne comportant pas d'anomalies significatives, que celles-ci proviennent de fraudes ou résultent d'erreurs.

Lors de l'établissement des comptes annuels, il incombe à la direction d'évaluer la capacité de la société à poursuivre son exploitation, de présenter dans ces comptes, le cas échéant, les informations nécessaires relatives à la continuité d'exploitation et d'appliquer la convention comptable de continuité d'exploitation, sauf s'il est prévu de liquider la société ou de cesser son activité.

Il incombe au Comité des comptes de suivre le processus d'élaboration de l'information financière et de suivre l'efficacité des systèmes de contrôle interne et de gestion des risques, ainsi que le cas échéant de l'audit interne, en ce qui concerne les procédures relatives à l'élaboration et au traitement de l'information comptable et financière.

Les comptes annuels ont été arrêtés par le conseil d'administration de BNP Paribas SA.

Responsabilités des commissaires aux comptes relatives à l'audit des comptes annuels

Objectif et démarche d'audit

Il nous appartient d'établir un rapport sur les comptes annuels. Notre objectif est d'obtenir l'assurance raisonnable que les comptes annuels pris dans leur ensemble ne comportent pas d'anomalies significatives. L'assurance raisonnable correspond à un niveau élevé d'assurance, sans toutefois garantir qu'un audit réalisé conformément aux normes d'exercice professionnel permet de systématiquement détecter toute anomalie significative. Les anomalies peuvent provenir de fraudes ou résulter d'erreurs et sont considérées comme significatives lorsque l'on peut raisonnablement s'attendre à ce qu'elles puissent, prises individuellement ou en cumulé, influencer les décisions économiques que les utilisateurs des comptes prennent en se fondant sur ceux-ci.

Comme précisé par l'article L.823-10-1 du code de commerce, notre mission de certification des comptes ne consiste pas à garantir la viabilité ou la qualité de la gestion de votre société.

Dans le cadre d'un audit réalisé conformément aux normes d'exercice professionnel applicables en France, le commissaire aux comptes exerce son jugement professionnel tout au long de cet audit. En outre :

- il identifie et évalue les risques que les comptes annuels comportent des anomalies significatives, que celles-ci proviennent de fraudes ou résultent d'erreurs, définit et met en œuvre des procédures d'audit face à ces risques, et recueille des éléments qu'il estime suffisants et appropriés pour fonder son opinion. Le risque de non-détection d'une anomalie significative provenant d'une fraude est plus élevé que celui d'une anomalie significative résultant d'une erreur, car la fraude peut impliquer la collusion, la falsification, les omissions volontaires, les fausses déclarations ou le contournement du contrôle interne ;

BNP Paribas SA**Rapport des commissaires aux comptes sur les comptes annuels****Exercice clos le 31 décembre 2018 - Page 10**

- il prend connaissance du contrôle interne pertinent pour l'audit afin de définir des procédures d'audit appropriées en la circonstance, et non dans le but d'exprimer une opinion sur l'efficacité du contrôle interne ;
- il apprécie le caractère approprié des méthodes comptables retenues et le caractère raisonnable des estimations comptables faites par la direction, ainsi que les informations les concernant fournies dans les comptes annuels ;
- il apprécie le caractère approprié de l'application par la direction de la convention comptable de continuité d'exploitation et, selon les éléments collectés, l'existence ou non d'une incertitude significative liée à des événements ou à des circonstances susceptibles de mettre en cause la capacité de la société à poursuivre son exploitation. Cette appréciation s'appuie sur les éléments collectés jusqu'à la date de son rapport, étant toutefois rappelé que des circonstances ou événements ultérieurs pourraient mettre en cause la continuité d'exploitation. S'il conclut à l'existence d'une incertitude significative, il attire l'attention des lecteurs de son rapport sur les informations fournies dans les comptes annuels au sujet de cette incertitude ou, si ces informations ne sont pas fournies ou ne sont pas pertinentes, il formule une certification avec réserve ou un refus de certifier ;
- il apprécie la présentation d'ensemble des comptes annuels et évalue si les comptes annuels reflètent les opérations et événements sous-jacents de manière à en donner une image fidèle.

Rapport au Comité des comptes

Nous remettons au Comité des comptes un rapport qui présente notamment l'étendue des travaux d'audit et le programme de travail mis en œuvre, ainsi que les conclusions découlant de nos travaux. Nous portons également à sa connaissance, le cas échéant, les faiblesses significatives du contrôle interne que nous avons identifiées pour ce qui concerne les procédures relatives à l'élaboration et au traitement de l'information comptable et financière.

Parmi les éléments communiqués dans le rapport au Comité des comptes figurent les risques d'anomalies significatives, que nous jugeons avoir été les plus importants pour l'audit des comptes annuels de l'exercice et qui constituent de ce fait les points clés de l'audit, qu'il nous appartient de décrire dans le présent rapport.

Nous fournissons également au Comité des comptes la déclaration prévue par l'article 6 du règlement (UE) n° 537-2014 confirmant notre indépendance, au sens des règles applicables en France telles qu'elles sont fixées notamment par les articles L.822-10 à L.822-14 du code de commerce et dans le code de déontologie de la profession de commissaire aux comptes. Le cas échéant, nous nous entretenons avec le Comité des comptes des risques pesant sur notre indépendance et des mesures de sauvegarde appliquées.

Fait à Paris La Défense, Neuilly-sur-Seine et Courbevoie, le 5 mars 2019

Les commissaires aux comptes

Deloitte & Associés

PricewaterhouseCoopers Audit

Mazars

Laurence Dubois

Patrice Morot

Virginie Chauvin

ビー・エヌ・ピー・パリバ・エスエー

連結財務書類に関する法定監査人の監査報告書（訳文）
（2018年12月31日終了事業年度）

デロイト&アソシエ
6, place de la Pyramide
92908 Paris La Défense Cedex

プライスウォーターハウス
クーパーズ オーディット
63, rue de Villiers
92208 Neuilly-sur-Seine,
Cedex

マザー
61, rue Henri Regnault
92400 Courbevoie

連結財務書類に関する法定監査人の監査報告書

(2018年12月31日終了事業年度)

ビー・エヌ・ピー・パリバ・エスエー
パリ市9区
イタリア通り16番地

意見

会社の年次株主総会により依頼された業務内容に従い、我々は、添付の2018年12月31日終了事業年度のビー・エヌ・ピー・パリバ・エスエーの連結財務書類の監査を行った。

我々の意見では、本連結財務書類は、欧州連合が採択した国際財務報告基準に準拠して、2018年12月31日現在の当グループの資産、負債および財政状態、ならびに同日に終了した事業年度のグループの経営成績を、適正かつ公正に表示している。

上述の監査意見は、財務書類委員会に対する我々の報告と一致している。

意見の根拠

監査の枠組み

我々は、フランスにおいて適用される職業的専門家の基準に準拠して監査を行った。我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の根拠として十分かつ適切であると確信している。

これらの基準に基づく我々の責任は、本報告書の「連結財務書類監査に対する法定監査人の責任」の中に詳述されている。

ビー・エヌ・ピー・パリバ・エスエー
連結財務書類に係る法定監査人の監査報告書
2018年12月31日終了事業年度 - 2ページ

独立性

我々は、2018年1月1日から我々の報告書の日付までの期間にわたり、我々に適用される独立性規則に準拠して監査業務を実施したほか、EU規則No.537/2014の第5条第1項または法定監査人に対するフランスの倫理規範(*Code de déontologie*)により禁止されている非監査業務は一切行っていない。

強調事項

我々の意見を限定するものではないが、表示方法の変更ならびにIFRS第9号「金融商品」およびIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の適用による2018年12月31日終了事業年度の連結財務書類への影響を記述している連結財務書類の注1.a.1および注2について注意を喚起する。

評価の正当性 - 監査上の主要な事項

評価の正当性に係るフランス商法(*Code de commerce*) L.823-9条およびR.823-7条の要件に従い、我々の職業的専門家としての判断において、当事業年度の連結財務書類監査で最も重要であった重要な虚偽表示リスクに関する監査上の主要な事項、およびそれらのリスクについて我々がどのように対応したかについて報告する。

これらの事項は、連結財務書類全体に対する我々の監査の一環として対応され、そのため上述の監査意見の形成に寄与している。我々は、連結財務書類の中の特定の事項に対する個別の意見は表明しない。

ビー・エヌ・ピー・パリバ・エスエー

連結財務書類に係る法定監査人の監査報告書

2018年12月31日終了事業年度 - 3ページ

IFRS第9号-金融商品の初度適用による影響の評価 (連結財務書類の注1.a.1、1.e.5、1.e.6、2.b、3.a、3.c、3.d、3.hおよび5.a～5.h参照)	
リスクの内容	監査上の対応
グループは、2018年1月1日より、IAS第39号 - 金融商品：認識及び測定に置き換わるIFRS第9号（フェーズⅠおよびフェーズⅡ）を保険業務における金融資産および金融負債を除く金融資産および金融負債に適用した。 この基準は、金融資産の分類、評価、および減損に関する規則に抜本的な変化をもたらした。 特に、予想信用損失モデルに基づく減損損失の計算は、以下に記載の通り経営者による判断を必要としている。 IFRS第9号の初度適用の結果、ビー・エヌ・ピー・パリバは、25億ユーロ（税引後）の資本の減少を認識し、2018年1月1日時点の期首貸借対照表を作成し、さらにIAS第39号に基づき作成された2017年12月31日時点の貸借対照表からIFRS第9号（保険資産および保険負債を除く）に基づく2018年1月1日時点の期首貸借対照表への移行に関して詳細な開示を行った。 この影響と詳細な情報の決定には、新しい業務プロセスと共に多くの仮定や判断への依拠を要した。 IFRS第9号適用の複雑さや公表される情報の重要性に鑑みて、我々はIFRS第9号の初度適用による影響と関連する開示の評価を監査上の主要な事項と考えた。	我々は、新基準導入に当たってビー・エヌ・ピー・パリバが整備した手続を評価した。我々は、IFRS第9号による新たな会計原則を適用するためにビー・エヌ・ピー・パリバが行った分析と使用したモデルの評価を行うよう、内部専門家に要請した。 金融資産および金融負債の分類と評価に関する我々の作業は以下のとおりであった。 - グループが実施した分析およびグループが決定した会計原則、ならびに主な事業部門における当該会計原則の導入を検証した。 - 契約のサンプルベースで、金融資産の分類に関するビー・エヌ・ピー・パリバの分析を検証した。 - 金融資産を管理するために用いられたモデルを評価した。 予想信用損失に関する我々の監査手続は以下のとおりであった。 - ビー・エヌ・ピー・パリバの会計原則のIFRS第9号への準拠性を評価したほか、事業部門内部で実施された独立的検証をテストすることにより、事業部門が導入した評価手法を検証した。 - モデルのサンプルベースで、ITシステムおよび財務報告システムにおける当該モデルの実装状況を評価した。 - 契約のサンプルベースで、予想損失について独自計算を行った。 また、我々は、IFRS第9号の初度適用の影響に関する連結財務書類注記の開示の適切性を評価した。

ビー・エヌ・ピー・パリバ・エヌエー

連結財務書類に係る法定監査人の監査報告書

2018年12月31日終了事業年度 - 4ページ

信用リスクの評価および減損損失の測定（ステージ1、2、および3） （連結財務書類の注1.e.5、1.e.6、1.o、3.h、5.e、5.f、5.g、5.hおよび5.p参照）	
リスクの内容	監査上の対応
ビー・エヌ・ピー・パリバは、銀行仲介業務に固有の信用リスクをカバーするために減損損失を認識している。 2018年1月1日以降、これらの減損損失はIFRS第9号および予想信用損失モデルに基づき算定されている。 顧客貸出金ポートフォリオに係る予想信用損失の測定は、特に以下のために経営者による判断を必要としている： - ステージ1、ステージ2、あるいはステージ3に分類するための信用リスクの著しい増大の評価 - 異なるステージごとの予想損失額の見積 - 信用リスクの増加および予想損失の測定の双方に織り込まれるマクロ経済予測の実施 2018年12月31日現在、信用リスクにさらされている、顧客貸出金の貸借対照表残高合計額は7,900億ユーロであり、減損損失合計額は241億ユーロであった。 法人取引先に対する貸付残高が多額にのぼる可能性を踏まえると、特に法人向け与信に関して、信用リスクの評価に経営者による判断と見積りが必要とされることから、我々は信用リスクの評価および減損損失の測定を監査上の主要な事項であると考えた。	我々は、報告日現在、最も与信残高が大きい貸付先やポートフォリオのほか、不安定な経済部門や地域で事業を行う企業向けの与信に関して集中的に検討を行った。 我々は、ビー・エヌ・ピー・パリバの統制システムの目的適合性を評価し、減損を特定し測定するための、手作業統制および自動化統制を評価した。 我々の検討において、以下の点に注力した。 - 残高のステージごとの分類：信用リスクの著しい増大、特に法人顧客の格付について、複数の事業部門で使用された指標の目的適合性と正確な適用を評価した。 - 予想損失の測定（ステージ1、2、および3） ・ 信用リスクの専門家の支援を受けつつ、またグループのモデルの独立的検証に係る内部システムに依拠しながら、ビー・エヌ・ピー・パリバが様々な範囲で使用したマクロ経済予測の裏付けとなる方法論や仮定、当該予測の情報システムへの適切な統合、およびデータ品質管理に係る有効性を評価した。 ・ 特にステージ3に分類された法人向け貸出金残高に係る減損損失について、取引先の定期的なレビューがビー・エヌ・ピー・パリバによって行われていることを確かめ、また経営者が減損の見積りのために用いた仮定とデータをサンプルベースで評価した。 また、我々は、信用リスクに関する連結財務書類の注記の開示、特にIFRS第9号の適用の結果として要求される新しい開示を検討した。

ビー・エヌ・ピー・パリバ・エスエー
連結財務書類に係る法定監査人の監査報告書
2018年12月31日終了事業年度 - 5ページ

金融商品の評価 (連結財務書類の注1.e.2、1.e.7、1.e.10、1.o、3.a、3.c、3.d、5.a、5.bおよび5.d参照)	
リスクの内容	監査上の対応
トレーディング業務の一環として、ビー・エヌ・ピー・パリバは、金融商品（資産および負債）を保有しており、それらは貸借対照表上時価で認識されている。 時価は、当該金融商品の種類や複雑性に応じて異なる手法で決定されている。すなわち、(i)直接観察可能な相場価格を利用する場合（公正価値ヒエラルキーのレベル1に分類される商品）、(ii)重要なインプットが観察可能な評価モデルを使用する場合（公正価値ヒエラルキーのレベル2に分類される商品）および、(iii)重要なインプットが観察不能な評価モデルを使用する場合（公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類される商品）の3種類である。 算定された評価額は、特定の固有のトレーディングリスク、流動性リスク、取引先リスクを考慮するために、追加の評価調整の対象となる可能性がある。 したがって、当該金融商品の評価に経営者が採用する手法は、モデルと使用データに関して重要な判断を伴う可能性がある。 2018年12月31日現在、資産計上されている金融商品は6,040億ユーロ（うち119億ユーロは公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類される金融商品）であり、負債計上されている金融商品は5,720億ユーロ（うち249億ユーロは公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類される金融商品）であった。 残高の重要性および時価の決定に用いられる判断の重要性を鑑みて、我々は、特に観察不能なインプットが用いられるレベル3の金融商品をはじめとする、金融商品の評価を監査上の主要な事項であると考えた。	我々は、内部の金融商品評価専門家の手を借りて、金融商品の評価に当たってグループが適用した主要な統制が、以下の点をはじめとして適切に機能していることを確かめた。 - 評価モデルのリスクに関する経営者による承認および定期的な検証 - 評価インプットに関する独立的検証 - 評価調整の決定 サンプルベースで、内部の金融商品評価専門家は以下の手続を行った。 - 使用された仮定とインプットの目的適合性を分析した。 - ビー・エヌ・ピー・パリバによるインプットの独立的検証結果を分析した。 - 我々独自のモデルを使用して独立的評価を実施した。 我々は、サンプルベースで、算定された評価額と取引先との担保コールの差異についても分析を行った。 また、我々は、金融商品の評価に関する連結財務書類の注記の開示を検討した。

ビー・エヌ・ピー・パリバ・エスエー

連結財務書類に係る法定監査人の監査報告書

2018年12月31日終了事業年度 - 6ページ

のれんの減損 (連結財務書類の注1.b.4および5.o参照)	
リスクの内容	監査上の対応
買収を認識するに当たって、ビー・エヌ・ピー・パリバは、株式の取得原価のうち、グループの持分を上回る分に相当する金額を資産の中でのれんとして計上している。2018年12月31日現在、のれんの金額は85億ユーロであった。 減損の兆候がある場合には、一年に一度以上の頻度でのれんの減損テストが行われる。のれんが配分される資金生成単位の帳簿価額をその回収可能価額と比較することは、減損損失を計上すべきかどうかを判定するプロセスの重要なステップである。 資金生成単位の回収可能価額を測定するためには、被取得企業の将来利益や将来キャッシュ・フローに適用する割引率に関する仮定が伴い、経営者の判断が必要とされることから、我々はこのれんの減損を監査上の主要な事項であると考えた。	我々は、のれんに関する減損テストを行うためにビー・エヌ・ピー・パリバが適用した手続に加え、のれんの減損の兆候を把握するために整備された統制を評価することにより、監査を行った。 内部の評価専門家の支援を受けて、2018年12月31日現在ののれんの残高に対し我々が行った作業は、主に以下のとおりである。 - ビー・エヌ・ピー・パリバが採用した手法を分析した。 - 事業計画に定められている将来キャッシュ・フローの見積りの妥当性を確かめるために、経営上層部が承認した暫定的な事業計画を批判的に評価した（特に、将来予測が過去の実績と見合わない場合）。 - 主な仮定と使用されたインプット（成長率、資本コスト、割引率）について、入手可能な外部情報と比較し批判的に分析した。 - 主要なインプットに対する見積りの感応度分析について評価した（特に回収可能価額が帳簿価額に近似している場合）。 最後に、我々は減損と感応度テストの結果に関する連結財務書類の注記の開示の適切性を確かめた。

ビー・エヌ・ピー・パリバ・エスエー

連結財務書類に係る法定監査人の監査報告書

2018年12月31日終了事業年度 - 7ページ

規制および行政上の調査ならびに集団訴訟に関する法的リスクの分析 (連結財務書類の注1.o、3.h、5.pおよび8.b参照)	
リスクの内容	監査上の対応
事業展開を行っている各国において、ビー・エヌ・ピー・パリバは、その業態に適用される規制を受けている。グループが適用法令を遵守しなかった場合には、多額の罰金が課されたり、行政処分や刑事処分が下されたりする可能性がある。また、これらの処分に関連した民事訴訟や無関係な民事訴訟の結果、損失が発生する可能性もある。 特定の規制の不遵守に関する調査結果に対応する引当金の認識には、規制上の手続の結末を見積ることが難しいため、判断が必要とされる。 集団訴訟やそれ以外の民事訴訟に関連する引当金の計上にも経営者による判断の行使が求められる。 近年、金融機関に対する規制上や行政上の捜査や集団訴訟が増加していることや、引当金額の決定に際して経営者が行使する判断の重要性を鑑みて、我々はこのリスクを監査上の主要な事項であると考えた。	ビー・エヌ・ピー・パリバの法務部門との四半期ごとの面談をはじめとして、我々は、規制および行政上の捜査ならびに集団訴訟に関連する法的リスクを特定し評価するための手続に関する情報を得た。 我々の主な作業は以下のとおりであった。 - 各四半期末現在に財務部門および法務部門が作成した分析内容を把握した。 - 法的紛争の対象となった場合には、ビー・エヌ・ピー・パリバが利用している専門の法律事務所と面会した。

ビー・エヌ・ピー・パリバ・エスエー
連結財務書類に係る法定監査人の監査報告書
2018年12月31日終了事業年度 - 8ページ

IT全般統制	
リスクの内容	監査上の対応
ITシステムの信頼性と安全性は、ビー・エヌ・ピー・パリバの連結財務書類の作成において重要な役割を担っている。 従って、我々は財務会計情報の作成に寄与する一連の情報処理に特有のIT全般統制とアプリケーション統制の評価を監査上の主要な事項であると考えた。 中でも、ITシステムへのアクセス権と従業員のプロフィールに基づいた承認権限を管理するシステムは、アプリケーションの設定や基礎データへの不適切な変更リスクを低減するための統制上のポイントである。	財務会計情報の作成に用いられる主要システムに関して、IT専門家の支援を受けて我々が行った主な作業は以下のとおりであった。 - 財務会計データの裏付けとなるシステム、プロセス、統制を理解した。 - 重要なシステム（特に、会計、連結、および自動照合アプリケーション）に係るIT全般統制（アプリケーションやデータへのアクセス管理、アプリケーションの変更／開発の管理、ITオペレーションの管理）を評価した。 - 手入力の会計仕訳の承認に関する統制を検証した。 - 必要に応じて、追加的な監査手続を実施した。

ビー・エヌ・ピー・パリバ・エスエー
 連結財務書類に係る法定監査人の監査報告書
 2018年12月31日終了事業年度 - 9ページ

保険会社の責任準備金 (連結財務書類の注1.f.3および5.j参照)	
リスクの内容	監査上の対応
事業年度末現在で、ビー・エヌ・ピー・パリバの保険事業に関する負債十分性テストが行われている。 このテストは、貸借対照表に認識されている保険負債（または責任準備金）と、予定正味将来キャッシュ・フローとの比較で構成されている。万一、保険負債の帳簿価額が十分ではなかった場合、追加で負債を認識しなければならない。 2018年12月31日現在、保険事業に関する責任準備金の総額は2,137億ユーロであった。 2018事業年度末のテストでは、当該準備金の帳簿価額は十分であることが確認されている。 貯蓄事業に係る負債十分性テストの実施は、ビー・エヌ・ピー・パリバに特有のオプションや保証のモデル計算のみならず、保険数理モデルを使用することに加え、特定の主要な仮定（総資産利益率、解約返戻率、手数料など）の決定にあたり経営者による判断が必要とされることから、監査上の主要な事項であると考えた。	サンプルベースで、我々は計算に用いられた正味将来キャッシュ・フローの金額を以下の方法により評価した。 - モデル計算の出発点として用いられている、資産ポートフォリオおよび契約に関するデータの有効性を評価した。 - 保険数理モデルに対して行われた主な変更を特定し、当該変更の目的適合性を評価し、そして当該変更がテスト結果に及ぼした影響を把握した。 - ビー・エヌ・ピー・パリバが作成した分析を用いた、2017年と2018年のモデル結果の相違を評価した。我々は、最も重要な相違は、ポートフォリオ、仮定またはモデルの変更により正当化されていることを確かめた。 我々は、保険負債に関する連結財務書類の中の開示についても検討した。

ビー・エヌ・ピー・パリバ・エスエー
連結財務書類に係る法定監査人の監査報告書
2018年12月31日終了事業年度 - 10ページ

特定の検証

我々は、法令上および規制上の規定に基づき、またフランスにおいて適用される職業的専門家の基準に準拠して、取締役会のマネジメントレポートで開示されている当グループの情報についても確かめた。

当該情報の開示の公正性および連結財務書類との整合性について、我々が報告すべき事項はない。

我々は、当グループのマネジメントレポートがフランス商法(Code de commerce) L.225-102-1条で要求されている非財務情報を含んでいることを検証した。しかしながら、フランス商法(Code de commerce) L.823-10条に従い、我々は、当該マネジメントレポートに示される情報の適切な表示や連結財務書類との整合性については検証しなかった。これらは、独立第三者によるレポートの主題である。

その他の法的および規制上の要件に関する報告

法定監査人の指名

デロイト&アソシエについては2006年5月23日に行われた年次株主総会、プライスウォーターハウスクーパース オーディットについては1994年5月26日に行われた年次株主総会、マザーについては2000年5月23日に行われた年次株主総会において、それぞれビー・エヌ・ピー・パリバ・エスエーの法定監査人に指名された。

2018年12月31日現在、デロイト&アソシエ、プライスウォーターハウスクーパース オーディット、マザーの継続関与年数はそれぞれ、13年目、25年目、19年目である。

連結財務書類に対する経営者およびガバナンス責任者の責任

経営者は、欧州連合が採択した国際財務報告基準に従い連結財務書類を作成し、適正かつ公正に表示すること、および不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類の作成に必要と考えた内部統制の構築に責任を負っている。

連結財務書を作成するに当たり、経営者は会社の継続企業として存続する能力を評価すること、該当する場合には継続企業に関する事項を開示することに責任を負っているほか、会社の清算もしくは営業を停止する見込みがある場合を除き、継続企業を前提として会計処理を行う責任を負っている。

財務書類委員会は、財務報告プロセス、内部統制とリスク管理体制の有効性に加え、必要に応じて、会計・財務報告手続に関する内部監査体制を監視する責任を負っている。

本連結財務書類は、取締役会によって承認された。

ビー・エヌ・ピー・パリバ・エスエー
連結財務書類に係る法定監査人の監査報告書
2018年12月31日終了事業年度 - 11ページ

連結財務書類監査に対する法定監査人の責任

目的および監査アプローチ

我々の役割は、連結財務書類に関する報告書を発行することである。我々の目的は、連結財務書類に、全体として重要な虚偽表示がないかどうかについて、合理的な保証を得ることである。合理的な保証とは、高い程度の心証であるが、職業的専門家の基準に従って行われる監査が、重要な虚偽表示が存在する場合にそれを常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から生じる可能性があり、個別にまたは合計して、当該連結財務書類の利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすと合理的に見込まれる場合に、重要性があるとみなされる。

フランス商法L.823-10-1条に定められるとおり、我々の監査は企業の経営の存続性または品質に関する保証は含まない。

フランスにおいて適用される職業的専門家の基準に準拠して行った監査の一環として、法定監査人は監査期間中、職業的専門家としての判断を行使した。

我々は以下の手続も行った。

- ・ 不正または誤謬のいずれによるかを問わず、連結財務書類の重要な虚偽表示リスクを識別し評価すること、それらのリスクに対応するための監査手続を立案し実施すること、および意見表明のための合理的な基礎を提供するために十分かつ適切な監査証拠を入手すること。不正には共謀、偽造、意図的な脱漏、虚偽の表明または内部統制の無効化が伴うため、不正による重要な虚偽表示を発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高い。
- ・ 状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制手続を理解すること。ただし、これは内部統制の有効性に対する意見を表明するためではない。
- ・ 使用された会計方針の適切性、ならびに経営者によって行われた会計上の見積りおよび関連する連結財務書類注記の開示の妥当性を評価すること。
- ・ 経営者が継続企業を前提とした会計を使用したことの適切性について、および入手した監査証拠に基づいて、会社の継続企業として存続する能力に重要な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連して、重要な不確実性が存在するか否かについて評価すること。この評価は、監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいて行われる。しかしながら、将来の事象または条件は、会社が継続企業として存続することを止める原因となるかもしれない。法定監査人は、重要な不確実性が存在するという結論を下した場合、監査報告書において、連結財務書類の関連する開示に注意を向けさせること、または、当該開示が行われていないまたは不適切である場合には、限定付意見を表明または意見を表明しないことが要求される。
- ・ 連結財務書類全体としての表示を評価し、財務書類が基礎となる取引や事象を適正に表示しているかどうかを評価すること。

ビー・エヌ・ピー・パリバ・エスエー
連結財務書類に係る法定監査人の監査報告書
2018年12月31日終了事業年度 - 12ページ

- ・ 連結財務書類に関する意見を表明するために、グループ内の事業体または事業活動に関する財務情報について、十分かつ適切な監査証拠を入手すること。法定監査人は、連結財務書類監査の管理、監督および実施に加え、その上で表明する監査意見に対して責任を負う。

財務書類委員会への報告

我々は財務書類委員会へ報告書を提出する。この報告書には、計画した監査の範囲、実施した監査計画のほか、我々の監査結果に関する記述が含まれている。我々は、財務会計報告の過程で検出した内部統制の重要な不備についても報告を行う。

財務書類委員会に対する我々の報告には、我々の職業的専門家としての判断において、連結財務書類監査の中で最も重要な虚偽表示リスクが含まれており、それらは本報告書の中で記載が求められている監査上の主要な事項を構成している。

また我々は、財務書類委員会に対し、フランス商法L.822-10条からL.822-14条の特定の条項および法定監査人に対するフランスの倫理規範に規定されている、フランスで適用されている規則に則った我々の独立性を確認したうえで、EU規則No.537/2014第6条で定められている宣言書を提出する。我々は、独立性に影響を及ぼすリスクやそれに関連するセーフガードについて、必要に応じて財務書類委員会と協議を行う。

2019年3月5日、パリ・ラ・デファンスノイ・スル・セーヌおよびクルブボワール

法定監査人

デロイト&アソシエ

プライスウォーターハウス
クーパーズ オーディット

マザー

ローレンス ドゥボワ

パトリス モロ

ヴィルジニー ショバン

[次へ](#)

BNP Paribas SA

**Rapport des commissaires aux comptes
sur les comptes consolidés**

Exercice clos le 31 décembre 2018

Deloitte & Associés
6, place de la Pyramide
92908 Paris La Défense Cedex

PricewaterhouseCoopers Audit
63, rue de Villiers
92208 Neuilly-sur-Seine Cedex

Mazars
61, rue Henri Regnault
92400 Courbevoie

Rapport des commissaires aux comptes sur les comptes consolidés

Exercice clos le 31 décembre 2018

A l'assemblée générale des actionnaires
BNP Paribas SA
16 boulevard des Italiens
75009 PARIS

Opinion

En exécution de la mission qui nous a été confiée par votre assemblée générale, nous avons effectué l'audit des comptes consolidés de la société BNP Paribas SA relatifs à l'exercice clos le 31 décembre 2018, tels qu'ils sont joints au présent rapport.

Nous certifions que les comptes consolidés sont, au regard du référentiel IFRS tel qu'adopté dans l'Union européenne, réguliers et sincères et donnent une image fidèle du résultat des opérations de l'exercice écoulé ainsi que de la situation financière et du patrimoine, à la fin de l'exercice, de l'ensemble constitué par les personnes et entités comprises dans la consolidation.

L'opinion formulée ci-dessus est cohérente avec le contenu de notre rapport au Comité des comptes.

Fondement de l'opinion

Référentiel d'audit

Nous avons effectué notre audit selon les normes d'exercice professionnel applicables en France. Nous estimons que les éléments que nous avons collectés sont suffisants et appropriés pour fonder notre opinion.

Les responsabilités qui nous incombent en vertu de ces normes sont indiquées dans la partie « Responsabilités des commissaires aux comptes relatives à l'audit des comptes consolidés » du présent rapport.

Indépendance

Nous avons réalisé notre mission d'audit dans le respect des règles d'indépendance qui nous sont applicables, sur la période du 1^{er} janvier 2018 à la date d'émission de notre rapport, et notamment nous n'avons pas fourni de services interdits par l'article 5, paragraphe 1, du règlement (UE) n° 537/2014 ou par le code de déontologie de la profession de commissaire aux comptes.

BNP Paribas SA
Rapport des commissaires aux comptes sur les comptes consolidés
Exercice clos le 31 décembre 2018 - Page 2

Observation

Sans remettre en cause l'opinion exprimée ci-dessus, nous attirons votre attention sur les notes annexes aux états financiers, 1.a.1 et 2, qui exposent les effets des changements de présentation et de l'application des normes IFRS 9 « Instruments Financiers » et IFRS 15 « Produits des activités ordinaires tirés des contrats avec les clients » sur les comptes consolidés au 31 décembre 2018.

Justification des appréciations - Points clés de l'audit

En application des dispositions des articles L.823-9 et R.823-7 du code de commerce relatives à la justification de nos appréciations, nous portons à votre connaissance les points clés de l'audit relatifs aux risques d'anomalies significatives qui, selon notre jugement professionnel, ont été les plus importants pour l'audit des comptes consolidés de l'exercice, ainsi que les réponses que nous avons apportées face à ces risques.

Les appréciations ainsi portées s'inscrivent dans le contexte de l'audit des comptes consolidés pris dans leur ensemble et de la formation de notre opinion exprimée ci-avant. Nous n'exprimons pas d'opinion sur des éléments de ces comptes consolidés pris isolément.

BNP Paribas SA

Rapport des commissaires aux comptes sur les comptes consolidés

Exercice clos le 31 décembre 2018 - Page 3

Impacts de la première application d'IFRS 9 – « instruments financiers » (Se référer aux notes 1.a.1, 1.e.5, 1.e.6, 2b, 3.a, 3.c, 3.d, 3.h, 5.a à 5.h de l'annexe aux comptes consolidés,	
Risque identifié	Réponse du collège des commissaires aux comptes face à ce Risque
Le groupe a appliqué la norme IFRS 9 (phases 1 et 2), qui remplace la norme IAS 39 « Instruments financiers : comptabilisation et évaluation », à compter du 1^{er} janvier 2018 aux actifs et passifs financiers à l'exception de ceux du métier Assurance. Cette norme introduit des modifications significatives dans les règles de classement et d'évaluation ainsi que de dépréciation des actifs financiers. En particulier le calcul des dépréciations selon le principe des pertes de crédit attendues requiert l'exercice du jugement comme décrit ci-après. La première application d'IFRS 9 a conduit BNPP à constater un impact de –2,5 Mds€ net d'impôt dans les capitaux propres, à publier un bilan d'ouverture au 1^{er} janvier 2018 et à fournir des informations détaillées sur le passage du bilan au 31 décembre 2017 en référentiel IAS 39 au bilan d'ouverture au 1^{er} janvier 2018 en référentiel IFRS 9 (hors actifs et passifs d'assurance). La détermination de ces impacts et informations détaillés a nécessité la mise en œuvre de nombreuses hypothèses et jugements ainsi que de nouveaux processus opérationnels. Compte tenu de cette complexité de mise en œuvre et de l'importance de l'information publiée, nous avons considéré que la détermination des impacts de la première application d'IFRS 9 ainsi que les informations afférentes constituaient un point clé de l'audit.	Nous avons apprécié le dispositif déployé par BNP Paribas pour mettre en œuvre cette nouvelle norme. Nous avons eu recours à nos spécialistes pour l'appréciation des analyses effectuées et des modèles utilisés par BNP Paribas pour l'application des nouveaux principes comptables IFRS 9. Sur les aspects de classement et d'évaluation, nos travaux d'audit ont consisté à : - examiner les analyses réalisées et les principes comptables définis par le Groupe et leur déclinaison au niveau des principaux métiers ; - vérifier, sur base d'échantillons de contrats, l'analyse effectuée par BNP Paribas quant au classement des actifs financiers ; - apprécier les modèles de gestion des actifs financiers. Sur les aspects de pertes de crédit attendues, nos travaux d'audit ont consisté à : - évaluer la conformité à IFRS 9 des principes de BNP Paribas et des méthodologies déclinées au niveau des métiers en appréciant les travaux de revue indépendante menés en interne, le cas échéant ; - apprécier, pour une sélection de modèles, leur mise en œuvre dans les systèmes d'information et le dispositif de reporting financier ; - réaliser un calcul indépendant des pertes attendues sur une base d'échantillons de crédits. Nous avons par ailleurs apprécié le caractère approprié des informations publiées en annexe relatives aux impacts de première application d'IFRS 9.

BNP Paribas SA

Rapport des commissaires aux comptes sur les comptes consolidés

Exercice clos le 31 décembre 2018 - Page 4

Appréciation du risque de crédit et évaluation des dépréciations (strates 1, 2 et 3) (Se référer aux notes 1.e.5, 1.e.6, 1.o, 3.h, 5.e, 5.f, 5.g, 5.h et 5.p de l'annexe aux comptes consolidés)	
Risque identifié	Réponse du collège des commissaires aux comptes face à ce Risque
BNP Paribas comptabilise des dépréciations pour couvrir les risques de crédit inhérents à ses activités d'intermédiation bancaire. A compter du 1^{er} janvier 2018, ces dépréciations sont déterminées selon les dispositions de la norme IFRS 9 et le principe des pertes de crédit attendues. L'évaluation des pertes de crédit attendues pour les portefeuilles de prêts à la clientèle requiert l'exercice du jugement notamment pour : - apprécier la dégradation significative du risque de crédit pour classer les encours en strate 1, strate 2 ou strate 3 ; - estimer le montant des pertes attendues en fonction des différentes strates ; - établir des projections macro-économiques qui sont intégrées à la fois dans les critères de dégradation et dans la mesure des pertes attendues. Au 31 décembre 2018, le montant total des encours de prêts à la clientèle exposés au risque de crédit s'élève à 790 milliards d'euros; le montant total des dépréciations s'élève à 24,1 milliards d'euros. Nous avons considéré que l'appréciation du risque de crédit et l'évaluation des dépréciations constituaient un point clé de l'audit, ces éléments faisant appel au jugement et aux estimations de la direction, en particulier pour ce qui concerne le risque de crédit aux entreprises, les encours par contrepartie pouvant représenter des montants importants.	Nous avons concentré nos travaux sur les encours et/ou portefeuilles les plus significatifs ainsi que sur les financements accordés aux entreprises dans des secteurs économiques et zones géographiques plus sensibles. Nous avons apprécié la pertinence du dispositif de contrôle interne de BNP Paribas et testé les contrôles manuels ou informatisés relatifs à l'appréciation du risque de crédit et à l'évaluation des pertes attendues. Nos travaux ont porté plus particulièrement sur les processus suivants : - Classement des encours par strate : nous avons apprécié la pertinence et la correcte application des indicateurs retenus par les différents métiers pour mesurer la dégradation significative du risque de crédit, notamment en ce qui concerne la notation des contreparties entreprises ; - Evaluation des pertes attendues (strates 1, 2 et 3) : • avec l'aide de nos spécialistes en risque de crédit et en nous appuyant sur le dispositif interne de validation indépendante des modèles du groupe, nous avons apprécié les méthodologies ainsi que les hypothèses de projections macro-économiques retenues par BNP Paribas sur les différents périmètres, leur correcte insertion opérationnelle dans le système d'information, et l'efficacité des contrôles relatifs à la qualité des données ; • pour les dépréciations spécifiques aux encours de crédit aux entreprises classés en strate 3, nous avons vérifié qu'une revue périodique du risque de crédit des contreparties sous surveillance était effectuée par BNP Paribas et avons apprécié, sur base d'échantillons, les hypothèses et données retenues par la direction pour l'estimation des dépréciations. Nous avons également examiné les informations publiées en annexe relatives au risque de crédit et en particulier les nouvelles informations requises suite à la mise en œuvre d'IFRS 9.

BNP Paribas SA

Rapport des commissaires aux comptes sur les comptes consolidés

Exercice clos le 31 décembre 2018 - Page 5

Valorisation des instruments financiers <i>(Se référer aux notes 1.e.2, 1.e.7, 1.e.10, 1.o, 3.a, 3.c, 3.d, 5.a, 5.b et 5.d de l'annexe aux comptes consolidés)</i>	
Risque identifié	Réponse du collège des commissaires aux comptes face à ce Risque
Dans le cadre de ses activités de marché, BNP Paribas détient des instruments financiers actifs et passifs évalués au bilan à la valeur de marché. Cette valeur de marché est déterminée selon différentes approches en fonction de la nature et de la complexité des instruments : utilisation de prix cotés directement observables (instruments classés en niveau 1 dans la hiérarchie de juste valeur), de modèles de valorisation avec des paramètres majoritairement observables (instruments classés en niveau 2) ou de modèles de valorisation avec des paramètres majoritairement non observables (instruments classés en niveau 3). Les valorisations obtenues peuvent faire l'objet d'ajustements de valeur complémentaires afin de prendre en compte certains risques spécifiques de marché, de liquidité ou de contrepartie. Les techniques retenues par la direction pour procéder à la valorisation de ces instruments peuvent donc comporter une part significative de jugement quant au choix des modèles et des données utilisées. Ces instruments financiers représentent 604 milliards d'euros (dont 11,9 milliards d'euros en niveau 3) à l'actif et 572 milliards d'euros (dont 24,9 milliards d'euros en niveau 3) au passif du bilan consolidé du Groupe au 31 décembre 2018. En raison du caractère significatif des encours et du recours au jugement dans la détermination de la valeur de marché, nous estimons que l'évaluation des instruments financiers constitue un point clé de l'audit, en particulier pour ce qui concerne la valorisation des instruments de niveau 3 compte tenu du recours à des paramètres non observables.	Nous avons vérifié avec l'aide de nos spécialistes en valorisation que les contrôles clés de BNP Paribas en matière de valorisation des instruments financiers fonctionnent correctement, notamment ceux relatifs : - à l'approbation et la revue régulière par la direction des risques des modèles de valorisation ; - à la vérification indépendante des paramètres de valorisation ; - à la détermination des ajustements de valeur. Nos spécialistes en valorisation ont par ailleurs procédé, sur la base d'échantillons, à : - l'analyse de la pertinence des hypothèses et des paramètres retenus ; - l'analyse des résultats de la revue indépendante des paramètres par BNP Paribas ; - la réalisation de contre-valorisations indépendantes en utilisant nos propres modèles. Nous avons également analysé sur la base d'échantillons les éventuels écarts entre les valorisations et les appels de collatéral avec les contreparties. Nous avons examiné les informations relatives à la valorisation des instruments financiers publiées en annexe.

BNP Paribas SA

Rapport des commissaires aux comptes sur les comptes consolidés

Exercice clos le 31 décembre 2018 - Page 6

Dépréciation des écarts d'acquisition (Se référer aux notes 1.b.4 et 5.o de l'annexe aux comptes consolidés)	
Risque identifié	Réponse du collège des commissaires aux comptes face à ce Risque
La comptabilisation des opérations de croissance externe amène BNP Paribas à constater des écarts d'acquisition à l'actif de son bilan consolidé. Ces écarts correspondent à la différence entre le prix d'acquisition des titres des sociétés acquises et la valeur de la quote-part d'intérêt acquise. Au 31 décembre 2018, la valeur de ces écarts d'acquisition s'élève à 8,5 milliards d'euros. Ces écarts d'acquisition font l'objet d'un test de dépréciation au minimum annuel, ou plus fréquemment dès lors que des indices de pertes de valeur sont identifiés. La comparaison de la valeur nette comptable des ensembles homogènes de métiers et de leur valeur recouvrable est un élément essentiel de l'appréciation de la nécessité d'une éventuelle dépréciation. Nous avons considéré que la dépréciation des écarts d'acquisition constitue un point clé de notre audit en raison de la part de jugement de la direction intervenant dans l'évaluation de la valeur recouvrable des ensembles homogènes de métiers, qui utilise des hypothèses de résultats futurs des sociétés acquises et de taux d'actualisation appliqués aux flux de trésorerie prévisionnels.	Notre approche d'audit se fonde sur une appréciation des procédures relatives au test de dépréciation des écarts d'acquisition et des contrôles mis en place au sein de BNP Paribas pour identifier les indices de pertes de valeur de ces actifs. Les travaux sur les comptes au 31 décembre 2018 réalisés avec nos spécialistes en évaluation, ont notamment consisté en : - une analyse de la méthodologie retenue par BNP Paribas ; - une revue critique des plans d'affaires prévisionnels approuvés par la Direction Générale de BNP Paribas pour s'assurer du caractère raisonnable des estimations de flux futurs dégagés (en particulier lorsque les prévisions sont contrastées avec les performances passées) ; - une analyse critique des principales hypothèses et paramètres utilisés (taux de croissance, coût du capital, taux d'actualisation) au regard des informations externes disponibles ; - une appréciation des analyses de sensibilité des estimations aux paramètres clés (en particulier lorsque la valeur recouvrable est proche de la valeur nette comptable). Enfin, nous avons vérifié le caractère approprié des informations relatives aux résultats de ces tests de dépréciation et tests de sensibilité présentées dans les notes annexes aux états financiers.

BNP Paribas SA

Rapport des commissaires aux comptes sur les comptes consolidés

Exercice clos le 31 décembre 2018 - Page 7

Evaluation du risque juridique relatif aux investigations des autorités réglementaires et administratives et aux actions de groupe <i>(Se référer aux notes 1.o, 3.h, 5.p et 8.b de l'annexe aux comptes consolidés)</i>	
Risque identifié	Réponse du collège des commissaires aux comptes face à ce Risque
BNP Paribas est soumis, dans chacun des pays où le Groupe est présent, aux réglementations applicables aux secteurs d'activité dans lesquels il opère. En cas de non-conformité avec les lois et règlements applicables, le Groupe BNP Paribas pourrait être exposé à des amendes significatives et d'autres sanctions administratives et pénales. Il pourrait également subir des pertes à la suite de contentieux privés en lien ou non avec ces sanctions. L'enregistrement éventuel d'une provision pour couvrir les conséquences des investigations relatives à un non-respect de certaines réglementations fait appel au jugement en raison de la difficulté à estimer l'issue des procédures réglementaires. L'enregistrement éventuel de provisions relatives aux actions de groupe et autres contentieux privés fait également appel au jugement de la direction. Compte tenu de la multiplication des investigations des autorités réglementaires et administratives, des actions de groupe à l'encontre des établissements financiers depuis quelques années et de l'importance du jugement de la direction dans l'estimation des provisions, nous considérons qu'il s'agit d'un point clé de l'audit.	Nous avons pris connaissance du dispositif d'identification et d'évaluation du risque juridique relatif aux investigations des autorités réglementaires et administratives et aux actions de groupe, en procédant notamment à des entretiens trimestriels avec les fonctions juridiques de BNP Paribas. Nos travaux ont notamment consisté à : - prendre connaissance des analyses préparées par les directions juridiques ou financières à chaque arrêté trimestriel ; - interroger les cabinets d'avocats spécialisés avec lesquels BNP Paribas est amené à travailler dans le cadre de ces litiges.

BNP Paribas SA

Rapport des commissaires aux comptes sur les comptes consolidés

Exercice clos le 31 décembre 2018 - Page 8

Contrôles généraux informatiques	
Risque identifié	Réponse du collège des commissaires aux comptes face à ce Risque
La fiabilité et la sécurité des systèmes d'information jouent un rôle clé dans la préparation des comptes consolidés de BNP Paribas. L'appréciation des contrôles généraux informatiques et des contrôles applicatifs spécifiques aux différentes chaînes de traitement de l'information qui concourent à l'élaboration de l'information comptable et financière, constitue un point clé de l'audit. En particulier, l'existence d'un dispositif de contrôle des droits d'accès aux systèmes d'information et de niveaux d'autorisation en fonction des profils de collaborateurs constitue un contrôle clé pour limiter le risque de modifications inappropriées du paramétrage des applicatifs ou des données qui leur sont sous-jacentes.	Pour les principaux systèmes concourant à l'élaboration de l'information comptable et financière, les travaux que nous avons mis en œuvre avec l'appui de nos spécialistes informatiques ont plus particulièrement porté sur les aspects suivants : - compréhension des systèmes, processus et contrôles qui sous-tendent l'information comptable et financière ; - évaluation des contrôles généraux informatiques (gestion des accès aux applications et aux données, gestion des changements et des développements relatifs aux applications, gestion de l'exploitation informatique) sur les systèmes significatifs (notamment applications comptables, de consolidation, de rapprochement automatique) ; - examen du contrôle des habilitations pour la saisie des écritures manuelles ; - réalisation le cas échéant de procédures d'audit complémentaires.

BNP Paribas SA

Rapport des commissaires aux comptes sur les comptes consolidés

Exercice clos le 31 décembre 2018 - Page 9

Provisions techniques d'assurance (Se référer aux notes 1.f.3 et 5.j des annexes aux comptes consolidés)	
Risque identifié	Réponse du collège des commissaires aux comptes face à ce Risque
A la date de clôture annuelle, un test de suffisance du passif est réalisé par le groupe pour les activités d'assurance. Ce test revient à comparer les passifs d'assurances (ou provisions techniques) comptabilisés au bilan avec une projection des flux nets de trésorerie futurs. Dans le cas théorique où une insuffisance serait constatée, un passif complémentaire devrait être comptabilisé. Au 31 décembre 2018, le montant total des provisions techniques d'assurance et autres passifs s'élève à 213,7 milliards d'euros. Le test réalisé au 31 décembre 2018 a conclu au caractère suffisant des provisions techniques. Nous avons considéré que la mise en œuvre du test de suffisance des passifs d'assurance pour la branche Epargne constitue un point clé de notre audit car il fait intervenir des modèles actuariels et de modélisation des options et garanties propres à BNP Paribas ainsi que des estimations de la direction pour déterminer certaines hypothèses clé (par exemple le rendement des actifs, le niveau des rachats, les frais).	Sur la base de sondages, nous avons apprécié la valeur des flux nets futurs utilisée dans le calcul en nous attachant particulièrement à : - apprécier la validité des données relatives aux portefeuilles d'actifs et aux contrats utilisées comme point de départ pour la modélisation ; - identifier les principales évolutions apportées aux modèles actuariels, apprécier la pertinence de ces évolutions et comprendre leur impact sur le résultat du test ; - analyser les variations du résultat des modèles entre 2017 et 2018 à partir des analyses préparées par BNP Paribas. Nous avons vérifié que les variations les plus importantes étaient justifiées par des évolutions du portefeuille, d'hypothèses ou des modèles. Nous avons également examiné les informations publiées en annexe relatives aux passifs d'assurance.

Vérifications spécifiques

Nous avons également procédé, conformément aux normes d'exercice professionnel applicables en France, aux vérifications spécifiques prévues par les textes légaux et réglementaires des informations relatives au groupe, données dans le rapport de gestion du conseil d'administration.

Nous n'avons pas d'observation à formuler sur leur sincérité et leur concordance avec les comptes consolidés.

Nous attestons que la déclaration consolidée de performance extra-financière prévue par l'article L.225-102-1 du code de commerce figure dans le rapport de gestion sur la gestion du groupe, étant précisé que, conformément aux dispositions de l'article L.823-10 de ce code, les informations contenues dans cette déclaration n'ont pas fait l'objet de notre part de vérifications de sincérité ou de concordance avec les comptes consolidés et doivent faire l'objet d'un rapport par un organisme tiers indépendant.

BNP Paribas SA
Rapport des commissaires aux comptes sur les comptes consolidés
Exercice clos le 31 décembre 2018 - Page 10

Informations résultant d'autres obligations légales et réglementaires

Désignation des commissaires aux comptes

Nous avons été nommés commissaires aux comptes de BNP Paribas SA par l'assemblée générale du 23 mai 2006 pour le cabinet Deloitte & Associés, du 26 mai 1994 pour le cabinet PricewaterhouseCoopers Audit et du 23 mai 2000 pour le cabinet Mazars.

Au 31 décembre 2018 le cabinet Deloitte & Associés était dans la 13^{ème} année de sa mission sans interruption, le cabinet PricewaterhouseCoopers Audit dans sa 25^{ème} année et le cabinet Mazars dans sa 19^{ème} année.

Responsabilités de la direction et des personnes constituant le gouvernement d'entreprise relatives aux comptes consolidés

Il appartient à la direction d'établir des comptes consolidés présentant une image fidèle conformément au référentiel IFRS tel qu'adopté dans l'Union européenne ainsi que de mettre en place le contrôle interne qu'elle estime nécessaire à l'établissement de comptes consolidés ne comportant pas d'anomalies significatives, que celles-ci proviennent de fraudes ou résultent d'erreurs.

Lors de l'établissement des comptes consolidés, il incombe à la direction d'évaluer la capacité de la société à poursuivre son exploitation, de présenter dans ces comptes, le cas échéant, les informations nécessaires relatives à la continuité d'exploitation et d'appliquer la convention comptable de continuité d'exploitation, sauf s'il est prévu de liquider la société ou de cesser son activité.

Il incombe au Comité des comptes de suivre le processus d'élaboration de l'information financière et de suivre l'efficacité des systèmes de contrôle interne et de gestion des risques, ainsi que le cas échéant de l'audit interne, en ce qui concerne les procédures relatives à l'élaboration et au traitement de l'information comptable et financière.

Les comptes consolidés ont été arrêtés par le conseil d'administration.

Responsabilités des commissaires aux comptes relatives à l'audit des comptes consolidés

Objectif et démarche d'audit

Il nous appartient d'établir un rapport sur les comptes consolidés. Notre objectif est d'obtenir l'assurance raisonnable que les comptes consolidés pris dans leur ensemble ne comportent pas d'anomalies significatives. L'assurance raisonnable correspond à un niveau élevé d'assurance, sans toutefois garantir qu'un audit réalisé conformément aux normes d'exercice professionnel permet de systématiquement détecter toute anomalie significative. Les anomalies peuvent provenir de fraudes ou résulter d'erreurs et sont considérées comme significatives lorsque l'on peut raisonnablement s'attendre à ce qu'elles puissent, prises individuellement ou en cumulé, influencer les décisions économiques que les utilisateurs des comptes prennent en se fondant sur ceux-ci.

BNP Paribas SA
Rapport des commissaires aux comptes sur les comptes consolidés
Exercice clos le 31 décembre 2018 - Page 11

Comme précisé par l'article L.823-10-1 du code de commerce, notre mission de certification des comptes ne consiste pas à garantir la viabilité ou la qualité de la gestion de votre société.

Dans le cadre d'un audit réalisé conformément aux normes d'exercice professionnel applicables en France, le commissaire aux comptes exerce son jugement professionnel tout au long de cet audit.

En outre :

- il identifie et évalue les risques que les comptes consolidés comportent des anomalies significatives, que celles-ci proviennent de fraudes ou résultent d'erreurs, définit et met en œuvre des procédures d'audit face à ces risques, et recueille des éléments qu'il estime suffisants et appropriés pour fonder son opinion. Le risque de non-détection d'une anomalie significative provenant d'une fraude est plus élevé que celui d'une anomalie significative résultant d'une erreur, car la fraude peut impliquer la collusion, la falsification, les omissions volontaires, les fausses déclarations ou le contournement du contrôle interne ;
- il prend connaissance du contrôle interne pertinent pour l'audit afin de définir des procédures d'audit appropriées en la circonstance, et non dans le but d'exprimer une opinion sur l'efficacité du contrôle interne ;
- il apprécie le caractère approprié des méthodes comptables retenues et le caractère raisonnable des estimations comptables faites par la direction, ainsi que les informations les concernant fournies dans les comptes consolidés ;
- il apprécie le caractère approprié de l'application par la direction de la convention comptable de continuité d'exploitation et, selon les éléments collectés, l'existence ou non d'une incertitude significative liée à des événements ou à des circonstances susceptibles de mettre en cause la capacité de la société à poursuivre son exploitation. Cette appréciation s'appuie sur les éléments collectés jusqu'à la date de son rapport, étant toutefois rappelé que des circonstances ou événements ultérieurs pourraient mettre en cause la continuité d'exploitation. S'il conclut à l'existence d'une incertitude significative, il attire l'attention des lecteurs de son rapport sur les informations fournies dans les comptes consolidés au sujet de cette incertitude ou, si ces informations ne sont pas fournies ou ne sont pas pertinentes, il formule une certification avec réserve ou un refus de certifier ;
- il apprécie la présentation d'ensemble des comptes consolidés et évalue si les comptes consolidés reflètent les opérations et événements sous-jacents de manière à en donner une image fidèle ;
- concernant l'information financière des personnes ou entités comprises dans le périmètre de consolidation, il collecte des éléments qu'il estime suffisants et appropriés pour exprimer une opinion sur les comptes consolidés. Il est responsable de la direction, de la supervision et de la réalisation de l'audit des comptes consolidés ainsi que de l'opinion exprimée sur ces comptes.

Rapport au Comité des comptes

Nous remettons au Comité des comptes un rapport qui présente notamment l'étendue des travaux d'audit et le programme de travail mis en œuvre, ainsi que les conclusions découlant de nos travaux. Nous portons également à sa connaissance, le cas échéant, les faiblesses significatives du contrôle interne que nous avons identifiées pour ce qui concerne les procédures relatives à l'élaboration et au traitement de l'information comptable et financière.

Parmi les éléments communiqués dans le rapport au Comité des comptes, figurent les risques d'anomalies significatives que nous jugeons avoir été les plus importants pour l'audit des comptes consolidés de l'exercice et qui constituent de ce fait les points clés de l'audit, qu'il nous appartient de décrire dans le présent rapport.

BNP Paribas SA

Rapport des commissaires aux comptes sur les comptes consolidés

Exercice clos le 31 décembre 2018 - Page 12

Nous fournissons également au Comité des comptes la déclaration prévue par l'article 6 du règlement (UE) n° 537-2014 confirmant notre indépendance, au sens des règles applicables en France telles qu'elles sont fixées notamment par les articles L.822-10 à L.822-14 du code de commerce et dans le code de déontologie de la profession de commissaire aux comptes. Le cas échéant, nous nous entretenons avec le Comité des comptes des risques pesant sur notre indépendance et des mesures de sauvegarde appliquées.

Fait à Paris La Défense, Neuilly-sur-Seine et Courbevoie, le 5 mars 2019

Les commissaires aux comptes

Deloitte & Associés

PricewaterhouseCoopers Audit

Mazars

Laurence Dubois

Patrice Morot

Virginie Chauvin

ビー・エヌ・ピー・パリバ・エスエー

財務書類に関する法定監査人の監査報告書（訳文）
（2019年12月31日終了事業年度）

デロイト&アソシエ
6, place de la Pyramide
92208 Paris La Défense Cedex

プライスウォーターハウス
クーパーズ オーディット
63, rue de Villiers
92208 Neuilly-sur-Seine,
France

マザー
61, rue Henri Regnault
92400 Courbevoie,
France

財務書類に関する法定監査人の監査報告書

(2019年12月31日終了事業年度)

ビー・エヌ・ピー・パリバ・エスエー
パリ市 75009
イタリア通り16番地

株主各位：

意見

会社の年次株主総会により依頼された業務内容に従い、我々は、添付の2019年12月31日終了事業年度のビー・エヌ・ピー・パリバ・エスエー（以下「会社」）の財務書類の監査を行った。

我々の意見では、本財務書類は、フランスの会計基準に準拠して、2019年12月31日現在の会社の資産、負債および財政状態、ならびに同日に終了した事業年度の会社の経営成績を、適正かつ公正に表示している。

上述の監査意見は、財務書類委員会に対する我々の報告と一致している。

意見の根拠

監査の枠組み

我々は、フランスにおいて適用される職業的専門家の基準に準拠して監査を行った。我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の根拠として十分かつ適切であると確信している。

これらの基準に基づく我々の責任は、本報告書の「財務書類監査に対する法定監査人の責任」の中に詳述されている。

ビー・エヌ・ピー・パリバ・エスエー
財務書類に係る法定監査人の監査報告書
2019年12月31日終了事業年度 - 2ページ

独立性

我々は、2019年1月1日から我々の報告書の日付までの期間にわたり、我々に適用される独立性規則に準拠して監査業務を実施したほか、EU規則No.537/2014の第5条第1項または法定監査人に対するフランスの倫理規範(*Code de déontologie*)により禁止されている非監査業務は一切行っていない。

評価の正当性 - 監査上の主要な事項

評価の正当性に係るフランス商法(*Code de commerce*) L.823-9条およびR.823-7条の要件に従い、我々の職業的専門家としての判断において、当事業年度の財務書類監査で最も重要であった重要な虚偽表示リスクに関する監査上の主要な事項、およびそれらのリスクについて我々がどのように対応したかについて報告する。

これらの事項は、財務書類全体に対する我々の監査の一環として対応され、そのため上述の監査意見の形成に寄与している。我々は、財務書類の中の特定の事項に対する個別の意見は表明しない。

ビー・エヌ・ピー・パリバ・エヌエー

財務書類に係る法定監査人の監査報告書

2019年12月31日終了事業年度 - 3ページ

顧客関連資産に係る信用リスクの特定および評価 (財務書類の注1、2.f、3.b、および3.k参照)	
リスクの内容	監査上の対応
銀行仲介業務の一環として、ビー・エヌ・ピー・パリバは信用リスクにさらされている。 ビー・エヌ・ピー・パリバは、その業務に固有の既知の信用リスクをカバーするために減損損失を認識している。 減損損失は、関連するオンバランスまたはオフバランスのコミットメントに係る個別の減損損失または、個別には減損していない類似のリスクを有する貸出ポートフォリオに対する集合的な減損損失のいずれかの形で現れる。集合的引当金は、類似の特徴を持つポートフォリオの構築や該当するリスクに対するインプットや引当金計上の要因事象の決定をはじめとした、算定の各段階において判断を必要とする統計的モデルを用いて決定される。 特定の状況において、ビー・エヌ・ピー・パリバが識別したものであって、上述の個別引当金または集合的引当金ではカバーされないリスクを考慮するために、業態特有または地域特有の集合的引当金が追加で認識されている。 2019年12月31日現在、信用リスクにさらされている顧客関連資産の合計額は501,899百万ユーロであり、減損引当金合計額は5,965百万ユーロであった。 法人取引先に対する貸付残高が多額にのぼる可能性を踏まえると、特に法人向け与信に関する信用リスクの評価に経営者による判断と見積りが必要とされることから、我々は信用リスクの特定および評価を監査上の主要な事項であると考えた。	我々は、ビー・エヌ・ピー・パリバの統制システムの目的適合性を評価し、減損を特定し測定するための、手作業統制および自動化統制を評価した。 我々は、報告日現在、最も与信残高が大きい貸付先やポートフォリオのほか、不安定な経済部門や地域で事業を行う企業向けの与信に関しても検討を行った。 我々の作業において、以下の点に注力した。 - 法人取引先の格付：我々は重要な取引先のリスクや、信用リスクを評価するために多岐の事業ラインが使用した指標の正確性や、経営者が行った貸付残高のサンプルのリスク水準を評価した。 - 個別引当金の測定：我々は、ビー・エヌ・ピー・パリバが、監視下にある取引先の定期的なレビューを行っていたことを確かめたほか、サンプルベースで、減損の見積りに経営者が用いた仮定とデータを評価した。 - 集合的引当金の測定：内部の信用リスクの専門家の支援を受け、我々は多岐の事業ラインにわたりビー・エヌ・ピー・パリバが使用した手法や、データ品質の統制の有効性を評価した。 また、我々は、信用リスクに関する財務書類の注記の開示を検討した。

ビー・エヌ・ピー・パリバ・エヌエー
財務書類に係る法定監査人の監査報告書
2019年12月31日終了事業年度 - 4ページ

金融商品の評価 (財務書類の注1、2.d、3.c、3.h、3.iおよび6.c参照)	
リスクの内容	監査上の対応
トレーディング業務の一環として、ビー・エヌ・ピー・パリバは、金融商品（資産および負債）を保有しており、それらは貸借対照表上時価で認識されている。 時価は、当該金融商品の種類や複雑性に応じて異なる手法で決定されている。すなわち、(i) 直接観察可能な相場価格を利用する場合、(ii) 重要なインプットが観察可能な評価モデルを使用する場合、および(iii) 重要なインプットが観察不能な評価モデルを使用する場合である。 算定された評価額は、特定の固有のトレーディングリスク、流動性リスク、取引先リスクを考慮するために、追加の評価調整の対象となる可能性がある。 したがって、当該金融商品の評価に経営者が採用する手法は、モデルと使用データに関して重要な判断を伴う可能性がある。 2019年12月31日現在、トレーディング勘定の有価証券の時価は156,643百万ユーロであり、確定取引に関する会社のプラスのネット・ポジションは16,096百万ユーロであり、条件付取引に関する会社のネット買いポジションの時価は2,845百万ユーロであった。 残高の重要性および時価の決定に用いられる判断の重要性を鑑みて、我々は、特に観察不能なインプットが用いられる金融商品の評価をはじめとする、金融商品の評価を監査上の主要な事項であると考えた。	我々は、内部の金融商品評価専門家の支援を受けて、金融商品の評価に当たってビー・エヌ・ピー・パリバが適用した主要な統制、特に以下の統制が適切に機能していることを確かめた。 - 評価モデルのリスクに関する経営者による承認および定期的な検証 - 評価インプットに関する独立的検証 - 評価調整の決定 サンプルベースで、内部の金融商品評価専門家は以下の手続を行った。 - 使用された仮定とインプットの目的適合性を分析した。 - ビー・エヌ・ピー・パリバによるインプットの独立的検証結果を分析した。 - 我々独自のモデルを使用して独立的評価を実施した。 我々は、サンプルベースで、算定された評価額と取引先との担保コールの差異についても分析を行った。 また、我々は、金融商品の評価に関する財務書類の注記の開示を検討した。

ビー・エヌ・ピー・パリバ・エスエー
財務書類に係る法定監査人の監査報告書
2019年12月31日終了事業年度 - 5ページ

株式投資、長期投資目的で保有されるその他の持分証券、子会社および関連会社に対する投資の測定 (財務書類の注1、3.cおよび3.e参照)	
リスクの内容	監査上の対応
貸借対照表に計上されている株式投資、長期投資目的で保有されるその他の持分証券、子会社および関連会社に対する投資の簿価は65,515百万ユーロである。 これらの投資は、取得原価と使用価値のいずれか低い方で個別に測定されている。 それぞれの投資の使用価値は、入手可能な情報に基づき、割引キャッシュ・フロー法、再評価後純資産法、マルチプル法を含む将来利回りを評価するために通常用いられる評価アプローチを用いて算出される。 帳簿価額が使用価値を上回る場合には、その差額について減損損失が認識される。 貸借対照表におけるこれらの投資の重要性や、見積額の裏付けとなるデータや仮定の変動に対する使用モデルの感応度を鑑みて、我々はこれらの投資の測定を監査上の主要な事項であると考えた。	我々が行った作業は、以下のとおりであった。 - サンプルベースで、使用価値の見積りに経営者が用いた評価技法とデータの正当性を検証した。 - サンプルベースで、会社が用いた使用価値の算定の正確性を検証した。 最後に、我々は株式投資、長期投資目的で保有されるその他の持分証券、子会社および関連会社に対する投資に関する財務書類の注記の開示の適切性を確かめた。

ビー・エヌ・ピー・パリバ・エスエー

財務書類に係る法定監査人の監査報告書

2019年12月31日終了事業年度 - 6ページ

規制および行政上の調査ならびに集団訴訟に関する法的リスクの分析

(財務書類の注2.fおよび3.k参照)

リスクの内容	監査上の対応
事業展開を行っている各国において、ビー・エヌ・ピー・パリバは、その業態に適用される規制を受けている。会社が適用法令を遵守しなかった場合には、多額の罰金が課されたり、行政処分や刑事処分が下されたりする可能性がある。また、これらの処分に関連した民事訴訟や無関係な民事訴訟の結果、損失が発生する可能性もある。 規制上の手続の結末を予想することが難しいため、特定の規制の不遵守に関する調査結果に対応する引当金の見積りには、判断が必要とされる。 集団訴訟やそれ以外の民事訴訟に関連する引当金の計上にも経営者による判断が求められる。 近年、金融機関に対する規制上や行政上の捜査や集団訴訟が増加していることや、引当金額の見積りに際して経営者が行使する判断の重要性を鑑みて、我々はこのリスクを監査上の主要な事項であると考えた。	ビー・エヌ・ピー・パリバの法務部門との四半期ごとの面談をはじめとして、我々は、規制および行政上の捜査ならびに集団訴訟に関連する法的リスクを特定し評価するための手続に関する情報を得た。 我々の主な作業は以下のとおりであった。 - 各四半期末現在に財務部門および法務部門が作成した分析内容を理解した。 - 法的紛争の対象となった場合には、ビー・エヌ・ピー・パリバが利用している専門の法律事務所に質問を行った。 また、我々は、財務書類の注記の関連する開示を検討した。

ビー・エヌ・ピー・パリバ・エスエー

財務書類に係る法定監査人の監査報告書

2019年12月31日終了事業年度 - 7ページ

IT全般統制	
リスクの内容	監査上の対応
ITシステムの信頼性と安全性は、ビー・エヌ・ピー・パリバの財務書類の作成において重要な役割を担っている。 従って、我々は財務会計情報の作成に寄与するインフラやアプリケーションのIT全般統制の評価を監査上の主要な事項であると考えた。 中でも、ITシステムへのアクセス権と従業員のプロフィールに基づいた承認権限を管理するシステムは、アプリケーションの設定や基礎データへの不適切な変更リスクを低減するための統制上のポイントである。	財務会計情報の作成に用いられる主要システムに関して、IT専門家の支援を受けて我々が行った主な作業は以下のとおりであった。 - 財務会計データの裏付けとなるシステム、プロセス、統制を理解した。 - 重要なシステム（特に、会計、連結、および自動照合アプリケーション）に係るIT全般統制（アプリケーションやデータへのアクセス管理、アプリケーションの変更／開発の管理、ITオペレーションの管理）を評価した。 - 手入力の会計仕訳の承認に関する統制を検証した。 - 必要な領域について、追加的な監査手続を行った。

ビー・エヌ・ピー・パリバ・エスエー
財務書類に係る法定監査人の監査報告書
2019年12月31日終了事業年度 - 8ページ

特定の確認

我々は、フランスにおいて適用される職業的専門家の基準に準拠して、フランスの法律で求められる特定の確認も行った。

会社の財政状態および財務書類について、マネジメントレポートの情報と株主に提供されたその他の文書の情報

会社の財務状態および財務書類について、取締役会のマネジメントレポートの情報と株主に提供されたその他の文書の情報の間の開示の公正性および整合性について、以下の点を除き我々が報告すべき事項はない。

フランス商法D441-4条に示されている支払期間の情報に関する開示の公正性および財務書類との整合性について、我々は次の点を報告する：示されている通り、会社は銀行取引および関連取引が提供されるべき情報の対象ではないと考えているため、これらの開示は含まれていない。

コーポレートガバナンスに関する報告書

我々は、コーポレートガバナンスに関する取締役会報告書のセクションには、フランス商法L225-37-3条およびL-225-37-4条で要請されている情報が記載されていることを確認する。

執行役員に支払われたまたは付与された報酬および各種手当ならびに他のコミットメントについて、フランス商法L-225-37-3条の要件に準拠して開示されている情報に関し、我々は、財務書類または当財務書類を作成するために使用された原情報との整合性を確認したほか、必要に応じ、会社を支配する他の企業または会社が支配する他の企業から会社が入手した情報との整合性を確認した。この作業に基づいて、我々は、この情報の正確性および開示の公正性を確認する。

株式公開買付や株式交換を行った場合に影響を及ぼし得る項目について、フランス商法L225-37-5条の要件に準拠して開示されている情報に関し、我々は、我々に開示された原資料との整合性を確かめた。この作業に基づいて、この情報について我々が報告すべき点はない。

その他の情報

フランスの法律に準拠して、我々は、投資および非支配持分の購入、ならびに株主および議決権保有者の身元に関して必要な情報が、マネジメントレポートの中に適切に開示されていることを確認した。

その他の法的および規制上の要件に関する報告

法定監査人の指名

デロイト&アソシエについては2006年5月23日に行われた年次株主総会、プライスウォーターハウスクーパース オーディットについては1994年5月26日に行われた年次株主総会、マザーについては2000年5月23日に行われた年次株主総会において、それぞれビー・エヌ・ピー・パリバ・エスエーの法定監査人に指名された。

ビー・エヌ・ピー・パリバ・エスエー
財務書類に係る法定監査人の監査報告書
2019年12月31日終了事業年度 - 9ページ

2019年12月31日現在、デロイト&アソシエ、プライスウォーターハウスクーパース オーディット、マザーの継続関与年数はそれぞれ、14年目、26年目、20年目である。

財務書類に対する経営者およびガバナンス責任者の責任

経営者は、フランスの会計基準に準拠して財務書類を作成し、適正かつ公正に表示すること、および不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類の作成に必要と考えた内部統制の構築に責任を負っている。

財務書類を作成するに当たり、経営者は会社の継続企業として存続する能力を評価すること、該当する場合には継続企業に関する事項を開示することに責任を負っているほか、会社の清算もしくは営業を停止する見込みがある場合を除き、継続企業を前提として会計処理を行う責任を負っている。

財務書類委員会は、財務報告プロセス、内部統制とリスク管理体制の有効性に加え、必要に応じて、会計・財務報告手続に関する内部監査体制を監視する責任を負っている。

本財務書類は、ビー・エヌ・ピー・パリバ・エスエーの取締役会によって承認された。

財務書類監査に対する法定監査人の責任

目的および監査アプローチ

我々の役割は、財務書類に関する報告書を発行することである。我々の目的は、財務書類に、全体として重要な虚偽表示がないかどうかについて、合理的な保証を得ることである。合理的な保証とは、高い程度の心証であるが、職業的専門家の基準に従って行われる監査が、重要な虚偽表示が存在する場合にそれを常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から生じる可能性があり、個別にまたは合計して、当該財務書類の利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすと合理的に見込まれる場合に、重要性があるとみなされる。

フランス商法L.823-10-1条に定められるとおり、我々の監査は企業の経営の存続性または品質に関する保証は含まない。

フランスにおいて適用される職業的専門家の基準に準拠して行った監査の一環として、法定監査人は監査期間中、職業的専門家としての判断を行使した。

我々は以下の手続も行った。

- ・ 不正または誤謬のいずれによるかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示リスクを識別し評価すること、それらのリスクに対応するための監査手続を立案し実施すること、および意見表明のための合理的な基礎を提供するために十分かつ適切な監査証拠を入手すること。不正には共謀、偽造、意図的な脱漏、虚偽の表明または内部統制の無効化が伴うため、不正による重要な虚偽表示を発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高い。
- ・ 状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を理解すること。ただし、これは内部統制の有効性に対する意見を表明するためではない。

ビー・エヌ・ピー・パリバ・エスエー

財務書類に係る法定監査人の監査報告書

2019年12月31日終了事業年度 - 10ページ

- ・ 使用された会計方針の適切性、ならびに経営者によって行われた会計上の見積りおよび関連する財務書類注記の開示の妥当性を評価すること。
- ・ 経営者が継続企業を前提とした会計を使用したことの適切性について、および入手した監査証拠に基づいて、会社の継続企業として存続する能力に重要な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連して、重要な不確実性が存在するか否かについて評価すること。この評価は、監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいて行われる。しかしながら、将来の事象または条件は、会社が継続企業として存続することを止める原因となるかもしれない。法定監査人は、重要な不確実性が存在するという結論を下した場合、監査報告書において、財務書類の関連する開示に注意を向けさせること、または、当該開示が行われていないまたは不適切である場合には、限定付意見を表明または意見を表明しないことが要求される。
- ・ 財務書類全体としての表示を評価し、財務書類が基礎となる取引や事象を適正に表示しているかどうかを評価すること。

財務書類委員会への報告

我々は財務書類委員会へ報告書を提出する。この報告書には、計画した監査の範囲、実施した監査計画のほか、我々の監査結果に関する記述が含まれている。我々は、財務会計報告の過程で検出した内部統制の重要な不備についても報告を行う。

財務書類委員会に対する我々の報告には、我々の職業的専門家としての判断において、財務書類監査において最も重要な虚偽表示リスクが含まれており、それらは本報告書の中で記載が求められている監査上の主要な事項を構成している。

また我々は、財務書類委員会に対し、フランス商法L.822-10条からL.822-14条の特定の条項および法定監査人に対するフランスの倫理規範に規定されている、フランスで適用されている規則に則った我々の独立性を確認したうえで、EU規則No.537/2014第6条で定められている宣言書を提出する。我々は、独立性に影響を及ぼすリスクやそれに関連するセーフガードについて、必要に応じ財務書類委員会と協議を行う。

2020年3月3日、ノイ・スル・セーヌおよびクルブボワール

法定監査人

デロイト&アソシエ

プライスウォーターハウス
クーパーズ オーディット

マザー

ローレンス ドゥボワ

パトリス モロ

ヴィルジニー ショバン

[次へ](#)

Rapport des Commissaires aux comptes sur les comptes annuels

Deloitte & Associés

6, place de la Pyramide
92908 Paris La Défense Cedex

**PricewaterhouseCoopers
Audit**

63, rue de Villiers
92208 Neuilly-sur-Seine Cedex

Mazars

61, rue Henri Regnault
92400 Courbevoie

Exercice clos le 31 décembre 2019

A l'assemblée générale des actionnaires

BNP Paribas SA

16 boulevard des Italiens
75009 PARIS

Mesdames, Messieurs

Opinion

En exécution de la mission qui nous a été confiée par votre assemblée générale, nous avons effectué l'audit des comptes annuels de la société BNP Paribas SA relatifs à l'exercice clos le 31 décembre 2019, tels qu'ils sont joints au présent rapport.

Nous certifions que les comptes annuels sont, au regard des règles et principes comptables français, réguliers et sincères et donnent une image fidèle du résultat des opérations de l'exercice écoulé ainsi que de la situation financière et du patrimoine de la société à la fin de cet exercice.

L'opinion formulée ci-dessus est cohérente avec le contenu de notre rapport au Comité des comptes.

Fondement de l'opinion

Référentiel d'audit

Nous avons effectué notre audit selon les normes d'exercice professionnel applicables en France. Nous estimons que les éléments que nous avons collectés sont suffisants et appropriés pour fonder notre opinion.

Les responsabilités qui nous incombent en vertu de ces normes sont indiquées dans la partie « Responsabilités des commissaires aux comptes relatives à l'audit des comptes annuels » du présent rapport.

Indépendance

Nous avons réalisé notre mission d'audit dans le respect des règles d'indépendance qui nous sont applicables, sur la période du 1^{er} janvier 2019 à la date d'émission de notre rapport, et notamment nous n'avons pas fourni de services interdits par l'article 5, paragraphe 1, du règlement (UE) n° 537/2014 ou par le code de déontologie de la profession de commissaire aux comptes.

Justification des appréciations - Points clés de l'audit

En application des dispositions des articles L.823-9 et R.823-7 du code de commerce relatives à la justification de nos appréciations, nous portons à votre connaissance les points clés de l'audit relatifs aux risques d'anomalies significatives qui, selon notre jugement professionnel, ont été les plus importants pour l'audit des comptes annuels de l'exercice, ainsi que les réponses que nous avons apportées face à ces risques.

Les appréciations ainsi portées s'inscrivent dans le contexte de l'audit des comptes annuels pris dans leur ensemble et de la formation de notre opinion exprimée ci-avant. Nous n'exprimons pas d'opinion sur des éléments de ces comptes annuels pris isolément.

Identification et évaluation du risque de crédit des opérations avec la clientèle*(Se référer aux notes 1, 2 .f, 3.b et 3.k de l'annexe aux comptes annuels)*

Risque identifié	Réponse du collège des commissaires aux comptes face à ce Risque
Dans le cadre de ses activités d'intermédiation bancaire, BNP Paribas est exposé au risque de crédit. BNP Paribas comptabilise des dépréciations pour couvrir les risques de crédits avérés inhérents à ses activités. Ces dépréciations peuvent prendre la forme de dépréciations individuelles des engagements bilan et hors bilan concernés ou de dépréciations collectives pour les portefeuilles de crédits présentant des risques homogènes et non dépréciés individuellement. Ces provisions collectives sont déterminées à partir de modèles statistiques faisant appel au jugement lors des différentes étapes du calcul : constitution de portefeuilles homogènes, détermination des paramètres de risque applicables et du fait générateur des provisions. Dans certaines conditions, des provisions collectives complémentaires sectorielles ou géographiques prennent en compte des risques identifiés par BNP Paribas et qui ne seraient pas déjà couverts par les provisions individuelles/collectives décrites précédemment. Au 31 décembre 2019, le montant total des opérations avec la clientèle exposées au risque de crédit s'élève à 501 899 millions d'euros ; le montant total des dépréciations s'élève à 5 965 millions d'euros. Nous avons considéré que l'identification et l'évaluation du risque de crédit constituait un point clé de l'audit, l'appréciation de ce risque faisant appel au jugement et aux estimations de la direction, en particulier pour ce qui concerne le risque de crédit aux entreprises, les encours par contrepartie pouvant représenter des montants importants.	Nous avons apprécié la pertinence du dispositif de contrôle de BNP Paribas et testé les contrôles manuels ou informatisés concernant l'identification et l'évaluation des dépréciations. Nous avons également réalisé en date d'arrêt des travaux sur les encours et/ou portefeuilles les plus significatifs ainsi que les financements accordés aux entreprises dans des secteurs économiques et zones géographiques plus sensibles. Nos travaux ont porté plus particulièrement sur les processus suivants : ■ Notation des contreparties entreprises : nous avons revu le risque des contreparties significatives et la correcte application des indicateurs retenus par les différents métiers pour évaluer le risque de crédit ; nous avons par ailleurs apprécié le niveau de risque d'une sélection d'encours estimés sains par la direction ; ■ Evaluation des dépréciations constituées sur base individuelle : nous avons vérifié qu'une revue périodique des contreparties sous surveillance était effectuée par BNP Paribas et avons apprécié, sur base d'échantillons, les hypothèses et données retenues par la direction pour l'estimation des dépréciations ; ■ Evaluation des dépréciations collectives : avec l'aide de nos spécialistes en risque de crédit, nous avons apprécié les méthodologies retenues par BNP Paribas sur les différents périmètres et l'efficacité des contrôles relatifs à la qualité des données. Nous avons également examiné les informations publiées en annexe relatives au risque de crédit.

Valorisation des instruments financiers

(Se référer aux notes 1, 2.d, 3.c, 3.h, 3.i et 6.c de l'annexe aux comptes annuels)

Risque identifié	Réponse du collège des commissaires aux comptes face à ce Risque
Dans le cadre de ses activités de marché, BNP Paribas détient des instruments financiers actifs et passifs évalués au bilan à la valeur de marché. Cette valeur de marché est déterminée selon différentes approches en fonction de la nature et de la complexité des instruments : utilisation de prix cotés directement observables, de modèles de valorisation avec des paramètres majoritairement observables ou de modèles de valorisation avec des paramètres majoritairement non observables. Les valorisations obtenues peuvent faire l'objet d'ajustements de valeur complémentaires afin de prendre en compte certains risques spécifiques de marché, de liquidité ou de contrepartie. Les techniques retenues par la direction pour procéder à la valorisation de ces instruments peuvent donc comporter une part significative de jugement quant au choix des modèles et des données utilisées. Au 31 décembre 2019, la valeur de marché des titres de transaction s'élève à 156 643 millions d'euros, celle de la position nette positive des opérations fermes est évaluée à 16 096 millions d'euros, et la valeur de marché de la position nette acheteuse des opérations conditionnelles est évaluée à 2 845 millions d'euros. En raison du caractère significatif des encours et du recours au jugement dans la détermination de la valeur de marché, nous estimons que l'évaluation des instruments financiers constitue un point clé de l'audit, en particulier pour ce qui concerne les instruments dont la valorisation nécessite le recours à des paramètres non observables.	Nous avons vérifié avec l'aide de nos spécialistes en valorisation que les contrôles clés de BNP Paribas en matière de valorisation des instruments financiers fonctionnent correctement, notamment ceux relatifs : ■ à l'approbation et la revue régulière par la direction des risques des modèles de valorisation ; ■ à la vérification indépendante des paramètres de valorisation ; ■ à la détermination des ajustements de valeur. Nos spécialistes en valorisation ont par ailleurs procédé, sur la base d'échantillons, à : ■ l'analyse de la pertinence des hypothèses et des paramètres retenus ; ■ l'analyse des résultats de la revue indépendante des paramètres par BNP Paribas ; ■ la réalisation de contre-valorisations indépendantes en utilisant nos propres modèles. Nous avons également analysé sur la base d'échantillons les éventuels écarts entre les valorisations et les appels de collatéral avec les contreparties. Nous avons examiné les informations relatives à la valorisation des instruments financiers publiées en annexe.

Evaluation des titres de participation, autres titres détenus à long terme et parts dans les entreprises liées*(Se référer aux notes 1, 3.c et 3.e de l'annexe aux comptes annuels)*

Risque identifié	Réponse du collège des commissaires aux comptes face à ce Risque
Les titres de participation, autres titres détenus à long terme et parts dans les entreprises liées sont comptabilisés au bilan pour une valeur nette comptable de 65 515 millions d'euros.	Nos travaux ont consisté : ■ à apprécier, sur la base d'échantillons, la justification des méthodes d'évaluation et des éléments chiffrés utilisés par la direction pour déterminer les valeurs d'utilité ; ■ à tester par sondage l'exactitude arithmétique des calculs des valeurs d'utilité retenues par la société.
Ils sont comptabilisés individuellement au plus bas de leur valeur d'acquisition ou de leur valeur d'utilité.	
La valeur d'utilité est déterminée, pour chaque titre, par référence à une méthode d'évaluation fondée sur les éléments disponibles tels que l'actualisation des flux futurs, l'actif net réévalué ou les multiples communément utilisés qui leur sont relatifs pour apprécier les perspectives de rentabilité.	Enfin, nous avons examiné les informations relatives aux titres de participation, autres titres détenus à long terme et parts dans les entreprises liées publiées en annexe.
Lorsque la valeur d'utilité des titres est inférieure à la valeur nette comptable, une provision pour dépréciation est constituée du montant de la différence.	
Compte tenu du poids des titres de participation au bilan, de la sensibilité des modèles utilisés aux variations de données et hypothèses sur lesquelles se fondent les estimations, nous avons considéré l'évaluation de ces titres comme un point clé de notre audit.	

Evaluation du risque juridique relatif aux investigations des autorités réglementaires et administratives et aux actions de groupe

(Se référer aux notes 2.f et 3.k de l'annexe aux comptes annuels)

Risque identifié	Réponse du collège des commissaires aux comptes face à ce Risque
BNP Paribas est soumis, dans chacun des pays où la Société est présente, aux réglementations applicables aux secteurs d'activité dans lesquels elle opère. En cas de non-conformité avec les lois et règlements applicables, la Société pourrait être exposée à des amendes significatives et d'autres sanctions administratives et pénales. Elle pourrait également subir des pertes à la suite de contentieux privés en lien ou non avec ces sanctions. L'estimation des provisions pour couvrir les conséquences des investigations relatives à un non-respect de certaines réglementations fait appel au jugement en raison de la difficulté à anticiper l'issue des procédures réglementaires. L'estimation des provisions relatives aux actions de groupe et autres contentieux privés fait également appel au jugement de la direction. Compte tenu de la multiplication des investigations des autorités réglementaires et administratives, des actions de groupe à l'encontre des établissements financiers depuis quelques années et de l'importance du jugement de la direction dans l'estimation des provisions, nous considérons que ce risque constitue un point clé de l'audit.	Nous avons pris connaissance du dispositif d'identification et d'évaluation du risque juridique relatif aux investigations des autorités réglementaires et administratives et aux actions de groupe, en procédant notamment à des entretiens trimestriels avec les fonctions juridiques de BNP Paribas SA. Nos travaux ont notamment consisté à : ■ prendre connaissance des analyses préparées par les directions juridiques ou financières à chaque arrêté trimestriel ; ■ interroger les cabinets d'avocats spécialisés avec lesquels BNP Paribas est amené à travailler dans le cadre de ces litiges. Nous avons également examiné les informations publiées à ce titre dans l'annexe aux comptes annuels.

Contrôles généraux informatiques

Risque identifié	Réponse du collège des commissaires aux comptes face à ce Risque
La fiabilité et la sécurité des systèmes d'information jouent un rôle clé dans la préparation des comptes annuels de BNP Paribas SA. L'appréciation des contrôles généraux informatiques des infrastructures et des applications qui concourent à l'élaboration de l'information comptable et financière, représente un point clé de l'audit. En particulier, l'existence d'un dispositif de contrôle des droits d'accès aux systèmes d'information et de niveaux d'autorisation en fonction des profils de collaborateurs constitue un contrôle clé pour limiter le risque de modifications inappropriées du paramétrage des applicatifs ou des données qui leur sont sous-jacentes.	Pour les principaux systèmes concourant à l'élaboration de l'information comptable et financière, les travaux que nous avons mis en œuvre avec l'appui de nos spécialistes informatiques ont plus particulièrement porté sur les aspects suivants : ■ compréhension des systèmes, processus et contrôles qui sous-tendent l'information comptable et financière ; ■ évaluation des contrôles généraux informatiques (gestion des accès aux applications et aux données, gestion des changements et des développements relatifs aux applications, gestion de l'exploitation informatique) sur les systèmes significatifs (notamment applications comptables, de consolidation, de rapprochement automatique) ; ■ examen du contrôle des habilitations pour la saisie des écritures manuelles ; ■ réalisation le cas échéant de procédures d'audit complémentaires.

Vérifications spécifiques

Nous avons également procédé, conformément aux normes d'exercice professionnel applicables en France, aux vérifications spécifiques prévues par les textes légaux et réglementaires.

Informations données dans le rapport de gestion et dans les autres documents sur la situation financière et les comptes annuels adressés aux actionnaires

Nous n'avons pas d'observation à formuler sur la sincérité et la concordance avec les comptes annuels des informations données dans le rapport de gestion du conseil d'administration et dans les autres documents sur la situation financière et les comptes annuels adressés aux actionnaires, à l'exception du point ci-dessous.

La sincérité et la concordance avec les comptes annuels des informations relatives aux délais de paiement mentionnées à l'article D.441-4 du code de commerce appellent de notre part l'observation suivante : comme indiqué, ces informations n'incluent pas les opérations bancaires et les opérations connexes, votre société considérant qu'elles n'entrent pas dans le périmètre des informations à produire.

Informations relatives au gouvernement d'entreprise

Nous attestons de l'existence, dans la section du rapport de gestion du conseil d'administration consacrée au gouvernement d'entreprise, des informations requises par les articles L.225-37-3 et L.225-37-4 du code de commerce.

Concernant les informations fournies en application des dispositions de l'article L.225-37-3 du code de commerce sur les rémunérations et avantages versés ou attribués aux mandataires sociaux ainsi que sur les engagements consentis en leur faveur, nous avons vérifié leur concordance avec les comptes ou avec les données ayant servi à l'établissement de ces comptes et, le cas échéant, avec les éléments recueillis par votre société auprès des sociétés contrôlant votre société ou contrôlées par elle. Sur la base de ces travaux, nous attestons l'exactitude et la sincérité de ces informations.

Concernant les informations relatives aux éléments que votre société a considéré susceptibles d'avoir une incidence en cas d'offre publique d'achat ou d'échange, fournies en application des dispositions de l'article L.225-37-5 du code de commerce, nous avons vérifié leur conformité avec les documents dont elles sont issues et qui nous ont été communiqués. Sur la base de ces travaux, nous n'avons pas d'observation à formuler sur ces informations.

Autres informations

En application de la loi, nous nous sommes assurés que les diverses informations relatives aux prises de participation et de contrôle et à l'identité des détenteurs du capital ou des droits de vote vous ont été communiquées dans le rapport de gestion.

Informations résultant d'autres obligations légales et réglementaires

Désignation des commissaires aux comptes

Nous avons été nommés commissaires aux comptes de la société BNP Paribas SA par votre assemblée générale du 23 mai 2006 pour le cabinet Deloitte & Associés, du 26 mai 1994 pour le cabinet PricewaterhouseCoopers Audit et du 23 mai 2000 pour le cabinet Mazars.

Au 31 décembre 2019, le cabinet Deloitte & Associés était dans la 14ème année de sa mission sans interruption, le cabinet PricewaterhouseCoopers Audit dans sa 26ème année et le cabinet Mazars dans sa 20ème année.

Responsabilités de la direction et des personnes constituant le gouvernement d'entreprise relatives aux comptes annuels

Il appartient à la direction d'établir des comptes annuels présentant une image fidèle conformément aux règles et principes comptables français ainsi que de mettre en place le contrôle interne qu'elle estime nécessaire à l'établissement de comptes annuels ne comportant pas d'anomalies significatives, que celles-ci proviennent de fraudes ou résultent d'erreurs.

Lors de l'établissement des comptes annuels, il incombe à la direction d'évaluer la capacité de la société à poursuivre son exploitation, de présenter dans ces comptes, le cas échéant, les informations nécessaires relatives à la continuité d'exploitation et d'appliquer la convention comptable de continuité d'exploitation, sauf s'il est prévu de liquider la société ou de cesser son activité.

Il incombe au Comité des comptes de suivre le processus d'élaboration de l'information financière et de suivre l'efficacité des systèmes de contrôle interne et de gestion des risques, ainsi que le cas échéant de l'audit interne, en ce qui concerne les procédures relatives à l'élaboration et au traitement de l'information comptable et financière.

Les comptes annuels ont été arrêtés par le conseil d'administration de BNP Paribas SA.

Responsabilités des commissaires aux comptes relatives à l'audit des comptes annuels

Objectif et démarche d'audit

Il nous appartient d'établir un rapport sur les comptes annuels. Notre objectif est d'obtenir l'assurance raisonnable que les comptes annuels pris dans leur ensemble ne comportent pas d'anomalies significatives. L'assurance raisonnable correspond à un niveau élevé d'assurance, sans toutefois garantir qu'un audit réalisé conformément aux normes d'exercice professionnel permet de systématiquement détecter toute anomalie significative. Les anomalies peuvent provenir de fraudes ou résulter d'erreurs et sont considérées comme significatives lorsque l'on peut raisonnablement s'attendre à ce qu'elles puissent, prises individuellement ou en cumulé, influencer les décisions économiques que les utilisateurs des comptes prennent en se fondant sur ceux-ci.

Comme précisé par l'article L.823-10-1 du code de commerce, notre mission de certification des comptes ne consiste pas à garantir la viabilité ou la qualité de la gestion de votre société.

Dans le cadre d'un audit réalisé conformément aux normes d'exercice professionnel applicables en France, le commissaire aux comptes exerce son jugement professionnel tout au long de cet audit. En outre :

- il identifie et évalue les risques que les comptes annuels comportent des anomalies significatives, que celles-ci proviennent de fraudes ou résultent d'erreurs, définit et met en œuvre des procédures d'audit face à ces risques, et recueille des éléments qu'il estime suffisants et appropriés pour fonder son opinion. Le risque de non-détection d'une anomalie significative provenant d'une fraude est plus élevé que celui d'une anomalie significative résultant d'une erreur, car la fraude peut impliquer la collusion, la falsification, les omissions volontaires, les fausses déclarations ou le contournement du contrôle interne ;
- il prend connaissance du contrôle interne pertinent pour l'audit afin de définir des procédures d'audit appropriées en la circonstance, et non dans le but d'exprimer une opinion sur l'efficacité du contrôle interne ;
- il apprécie le caractère approprié des méthodes comptables retenues et le caractère raisonnable des estimations comptables faites par la direction, ainsi que les informations les concernant fournies dans les comptes annuels ;
- il apprécie le caractère approprié de l'application par la direction de la convention comptable de continuité d'exploitation et, selon les éléments collectés, l'existence ou non d'une incertitude significative liée à des événements ou à des circonstances susceptibles de mettre en cause la capacité de la société à poursuivre son exploitation. Cette appréciation s'appuie sur les éléments collectés jusqu'à la date de son rapport, étant toutefois rappelé que des circonstances ou événements ultérieurs pourraient mettre en cause la continuité d'exploitation. S'il conclut à l'existence d'une incertitude significative, il attire l'attention des lecteurs de son rapport sur les informations fournies dans les comptes annuels au sujet de cette incertitude ou, si ces informations ne sont pas fournies ou ne sont pas pertinentes, il formule une certification avec réserve ou un refus de certifier ;
- il apprécie la présentation d'ensemble des comptes annuels et évalue si les comptes annuels reflètent les opérations et événements sous-jacents de manière à en donner une image fidèle.

Rapport au Comité des comptes

Nous remettons au Comité des comptes un rapport qui présente notamment l'étendue des travaux d'audit et le programme de travail mis en œuvre, ainsi que les conclusions découlant de nos travaux. Nous portons également à sa connaissance, le cas échéant, les faiblesses significatives du contrôle interne que nous avons identifiées pour ce qui concerne les procédures relatives à l'élaboration et au traitement de l'information comptable et financière.

Parmi les éléments communiqués dans le rapport au Comité des comptes figurent les risques d'anomalies significatives, que nous jugeons avoir été les plus importants pour l'audit des comptes annuels de l'exercice et qui constituent de ce fait les points clés de l'audit, qu'il nous appartient de décrire dans le présent rapport.

Nous fournissons également au Comité des comptes la déclaration prévue par l'article 6 du règlement (UE) n° 537-2014 confirmant notre indépendance, au sens des règles applicables en France telles qu'elles sont fixées notamment par les articles L.822-10 à L.822-14 du code de commerce et dans le code de déontologie de la profession de commissaire aux comptes. Le cas échéant, nous nous entretenons avec le Comité des comptes des risques pesant sur notre indépendance et des mesures de sauvegarde appliquées.

Fait à Paris La Défense, Neuilly-sur-Seine et Courbevoie le 3 mars 2020

Les commissaires aux comptes

Deloitte & Associés

**PricewaterhouseCoopers
Audit**

Mazars

Laurence Dubois

Patrice Morot

Virginie Chauvin

ビー・エヌ・ピー・パリバ・エスエー

連結財務書類に関する法定監査人の監査報告書（訳文）
（2019年12月31日終了事業年度）

デロイト&アソシエ
6, place de la Pyramide
92908 Paris La Défense Cedex

プライスウォーターハウス
クーパーズ オーディット
63, rue de Villiers
92208 Neuilly-sur-Seine,
Cedex

マザー
61, rue Henri Regnault
92400 Courbevoie

連結財務書類に関する法定監査人の監査報告書

(2019年12月31日終了事業年度)

ビー・エヌ・ピー・パリバ・エスエー
パリ市9区
イタリア通り16番地

意見

会社の年次株主総会により依頼された業務内容に従い、我々は、添付の2019年12月31日終了事業年度のビー・エヌ・ピー・パリバ・エスエーの連結財務書類の監査を行った。

我々の意見では、本連結財務書類は、欧州連合が採択した国際財務報告基準に準拠して、2019年12月31日現在の当グループの資産、負債および財政状態、ならびに同日に終了した事業年度のグループの経営成績を、適正かつ公正に表示している。

上述の監査意見は、財務書類委員会に対する我々の報告と一致している。

意見の根拠

監査の枠組み

我々は、フランスにおいて適用される職業的専門家の基準に準拠して監査を行った。我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の根拠として十分かつ適切であると確信している。

これらの基準に基づく我々の責任は、本報告書の「連結財務書類監査に対する法定監査人の責任」の中に詳述されている。

ビー・エヌ・ピー・パリバ・エスエー
連結財務書類に係る法定監査人の監査報告書
2019年12月31日終了事業年度 - 2ページ

独立性

我々は、2019年1月1日から我々の報告書の日付までの期間にわたり、我々に適用される独立性規則に準拠して監査業務を実施したほか、EU規則No.537/2014の第5条第1項または法定監査人に対するフランスの倫理規範(*Code de déontologie*)により禁止されている非監査業務は一切行っていない。

強調事項

我々の意見を限定するものではないが、IFRS第16号「リース」の適用による2019年12月31日終了事業年度の連結財務書類への影響を記述している連結財務書類の注1.a.1および注2について注意を喚起する。

評価の正当性 - 監査上の主要な事項

評価の正当性に係るフランス商法(*Code de commerce*) L.823-9条およびR.823-7条の要件に従い、我々の職業的専門家としての判断において、当事業年度の連結財務書類監査で最も重要であった重要な虚偽表示リスクに関する監査上の主要な事項、およびそれらのリスクについて我々がどのように対応したかについて報告する。

これらの事項は、連結財務書類全体に対する我々の監査の一環として対応され、そのため上述の監査意見の形成に寄与している。我々は、連結財務書類の中の特定の事項に対する個別の意見は表明しない。

ビー・エヌ・ピー・パリバ・エヌエー

連結財務書類に係る法定監査人の監査報告書

2019年12月31日終了事業年度 - 3ページ

顧客貸出金ポートフォリオに係る信用リスクの評価および減損損失の測定（ステージ1、2、および3） (連結財務書類の注1.e.5、1.e.6、1.o、3.h、5.e、5.fおよび5.p参照)	
リスクの内容	監査上の対応
ビー・エヌ・ピー・パリバは、銀行仲介業務に固有の信用リスクをカバーするために減損損失を認識している。 2018年1月1日以降、これらの減損損失はIFRS第9号および予想信用損失モデルに基づき算定されている。 顧客貸出金ポートフォリオに係る予想信用損失の測定は、特に以下のために経営者による判断を必要としている： - ステージ1、ステージ2、あるいはステージ3に分類するための信用リスクの著しい増大の評価 - 異なるステージごとの予想損失額の見積 - 信用リスクの増加および予想損失の測定の双方に織り込まれるマクロ経済予測の実施 2019年12月31日現在、信用リスクにさらされている、顧客貸出金の貸借対照表残高合計額は8,270億ユーロであり、減損損失合計額は210億ユーロであった。 法人取引先に対する貸付残高が多額にのぼる可能性を踏まえると、特に法人向け与信に関して、信用リスクの評価に経営者による判断と見積りが必要とされることから、我々は信用リスクの評価および減損損失の測定を監査上の主要な事項であると考えた。	我々は、報告日現在、最も与信残高が大きい顧客貸出金ポートフォリオのほか、不安定な経済部門や地域で事業を行う企業向けの与信に関して集中的に検討を行った。 我々は、ビー・エヌ・ピー・パリバの統制システムの目的適合性を評価し、減損を特定し測定するための、手作業統制および自動化統制を評価した。 我々の検討において、以下の点に注力した。 - 残高のステージごとの分類：信用リスクの著しい増大、特に法人顧客の格付について、複数の事業部門に適用された指標の目的適合性と正確な適用を評価した。 - 予想損失の測定（ステージ1、2、および3） ・ 信用リスクの専門家の支援を受けつつ、またグループのモデルの独立的検証に係る内部システムに依拠しながら、ビー・エヌ・ピー・パリバが様々な事業部門で使用したマクロ経済予測の裏付けとなる方法論や仮定、当該予測の情報システムへの適切な統合、およびデータ品質管理に係る有効性を評価した。 ・ ステージ3に分類された法人向け貸出金残高に係る減損損失について、取引先の定期的なレビューがビー・エヌ・ピー・パリバによって行われていることを確かめ、また経営者が減損の見積りのために用いた仮定とデータをサンプルベースで評価した。 また、我々は、信用リスクに関する連結財務書類の注記の開示、特にIFRS第9号で要求される開示を検討した。

ビー・エヌ・ピー・パリバ・エスエー

連結財務書類に係る法定監査人の監査報告書

2019年12月31日終了事業年度 - 4ページ

金融商品の評価 (連結財務書類の注1.e.2、1.e.7、1.e.10、1.o、3.a、3.c、3.d、5.a、5.b、5.cおよび5.d参照)	
リスクの内容	監査上の対応
トレーディング業務の一環として、ビー・エヌ・ピー・パリバは、金融商品（資産および負債）を保有しており、それらは貸借対照表上時価で認識されている。 時価は、当該金融商品の種類や複雑性に応じて異なる手法で決定されている。すなわち、(i)直接観察可能な相場価格を利用する場合（公正価値ヒエラルキーのレベル1に分類される商品）、(ii)重要なインプットが観察可能な評価モデルを使用する場合（公正価値ヒエラルキーのレベル2に分類される商品）および、(iii)重要なインプットが観察不能な評価モデルを使用する場合（公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類される商品）の3種類である。 算定された評価額は、特定の固有のトレーディングリスク、流動性リスク、取引先リスクを考慮するために、追加の評価調整の対象となる可能性がある。 したがって、当該金融商品の評価に経営者が採用する手法は、モデルと使用データに関して重要な判断を伴う可能性がある。 2019年12月31日現在、資産計上されている金融商品は6,410億ユーロ（うち110億ユーロは公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類される金融商品）であり、負債計上されている金融商品は5,960億ユーロ（うち281億ユーロは公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類される金融商品）であった。 残高の重要性および時価の決定に用いられる判断の重要性を鑑みて、我々は、特に観察不能なインプットが用いられるレベル3の金融商品をはじめとする、金融商品の評価を監査上の主要な事項であると考えた。	我々は、内部の金融商品評価専門家の手を借りて、金融商品の評価に当たってグループが適用した主要な統制が、以下の点をはじめとして適切に機能していることを確かめた。 - 評価モデルのリスクに関する経営者による承認および定期的な検証 - 評価インプットに関する独立的検証 - 評価調整の決定 サンプルベースで、内部の金融商品評価専門家は以下の手続を行った。 - 使用された仮定とインプットの目的適合性を分析した。 - ビー・エヌ・ピー・パリバによるインプットの独立的検証結果を分析した。 - 我々独自のモデルを使用して独立的評価を実施した。 我々は、サンプルベースで、算定された評価額と取引先との担保コールの差異についても分析を行った。 また、我々は、金融商品の評価に関する連結財務書類の注記の開示を検討した。

ビー・エヌ・ピー・パリバ・エスエー
連結財務書類に係る法定監査人の監査報告書
2019年12月31日終了事業年度 - 5ページ

のれんの減損 (連結財務書類の注1.b.4および5.o参照)	
リスクの内容	監査上の対応
取得を認識するに当たって、ビー・エヌ・ピー・パリバは、取得対価が識別可能な資産および引受けた負債の取得日現在の公正価値純額の持分相当額を上回る分に相当する金額を資産の中でのれんとして計上している。2019年12月31日現在、のれんの金額は78億ユーロであった。 減損の兆候がある場合には、一年に一度以上の頻度でのれんの減損テストが行われる。のれんが配分される資金生成単位の帳簿価額をその回収可能価額と比較することは、減損損失を計上すべきかどうかを判定するプロセスの重要なステップである。 資金生成単位の回収可能価額を測定するためには、被取得企業の将来利益や将来キャッシュ・フローに適用する割引率に関する仮定が伴い、経営者の判断が必要とされることから、我々はこのれんの減損を監査上の主要な事項であると考えた。	我々は、のれんに関する減損テストを行うためにビー・エヌ・ピー・パリバが適用した手続に加え、のれんの減損の兆候を把握するために整備された統制を評価することにより、監査を行った。 内部の評価専門家の支援を受けて、2019年12月31日現在ののれんの残高に対し我々が行った作業は、主に以下のとおりである。 - ビー・エヌ・ピー・パリバが採用した手法を分析した。 - 事業計画に定められている将来キャッシュ・フローの見積りの妥当性を確かめるために、経営上層部が承認した事業計画を批判的に評価した（特に、将来予測が過去の実績と見合わない場合）。 - 主な仮定と使用されたインプット（成長率、資本コスト、割引率）について、入手可能な外部情報と比較し批判的に分析した。 - 主要なインプットに対する見積りの感応度分析について評価した（特に回収可能価額が帳簿価額に近似している場合）。 最後に、我々は減損と感応度テストの結果に関する連結財務書類の注記の開示の適切性を確かめた。

ビー・エヌ・ピー・パリバ・エスエー
 連結財務書類に係る法定監査人の監査報告書
 2019年12月31日終了事業年度 - 6ページ

規制および行政上の調査ならびに集団訴訟に関する法的リスクの分析 (連結財務書類の注1.1、1.o、3.h、5.pおよび8.b参照)	
リスクの内容	監査上の対応
事業展開を行っている各国において、ビー・エヌ・ピー・パリバは、その業態に適用される規制を受けている。グループが適用法令を遵守しなかった場合には、多額の罰金が課されたり、行政処分や刑事処分が下されたりする可能性がある。また、これらの処分に関連した民事訴訟や無関係な民事訴訟の結果、損失が発生する可能性もある。 特定の規制の不遵守に関する調査結果に対応する引当金の見積りには、規制上の手続の結末を予想することが難しいため、判断が必要とされる。 集団訴訟やそれ以外の民事訴訟に関連する引当金の見積りにも経営者による判断の行使が求められる。 近年、金融機関に対する規制上や行政上の捜査や集団訴訟が増加していることや、引当金額の見積りに際して経営者が行使する判断の重要性を鑑みて、我々はこのリスクを監査上の主要な事項であると考えた。	ビー・エヌ・ピー・パリバの法務部門との四半期ごとの面談をはじめとして、我々は、規制および行政上の捜査ならびに集団訴訟に関連する法的リスクを特定し評価するための手続を理解した。 我々の主な作業は以下のとおりであった。 - 各四半期末現在に財務部門および法務部門が作成した分析内容を把握した。 - 法的紛争の対象となった場合には、ビー・エヌ・ピー・パリバが利用している専門の法律事務所と面会した。 また、我々は関する連結財務書類の注記の開示の適切性を確かめた。

ビー・エヌ・ピー・パリバ・エスエー

連結財務書類に係る法定監査人の監査報告書

2019年12月31日終了事業年度 - 7ページ

IT全般統制	
リスクの内容	監査上の対応
ITシステムの信頼性と安全性は、ビー・エヌ・ピー・パリバの連結財務書類の作成において重要な役割を担っている。 従って、我々は財務会計情報の作成に寄与するインフラのIT全般統制とアプリケーション統制の評価を監査上の主要な事項であると考えた。 中でも、ITシステムへのアクセス権と従業員のプロフィールに基づいた承認権限を管理するシステムは、アプリケーションの設定や基礎データへの不適切な変更リスクを低減するための統制上のポイントである。	財務会計情報の作成に用いられる主要システムに関して、IT専門家の支援を受けて我々が行った主な作業は以下のとおりであった。 - 財務会計データの裏付けとなるシステム、プロセス、統制を理解した。 - 重要なシステム（特に、会計、連結、および自動照合アプリケーション）に係るIT全般統制（アプリケーションやデータへのアクセス管理、アプリケーションの変更／開発の管理、ITオペレーションの管理）を評価した。 - 手入力の会計仕訳の承認に関する統制を検証した。 - 必要に応じて、追加的な監査手続を実施した。

ビー・エヌ・ピー・パリバ・エヌエー
連結財務書類に係る法定監査人の監査報告書
2019年12月31日終了事業年度 - 8ページ

保険会社の責任準備金 (連結財務書類の注1.f.3、1.oおよび5.j参照)	
リスクの内容	監査上の対応
事業年度末現在で、ビー・エヌ・ピー・パリバの保険事業に関する負債十分性テストが行われている。 このテストの目的は、保険契約および投資一任契約に係る保険負債が、これらの契約から生じるであろう将来キャッシュ・フローの現在の見積りとに照らして適切であることを確かめることである。 保険負債の帳簿価額が将来キャッシュ・フローの見積りに比して十分ではないことをこのテストが示す場合、潜在的損失の全額が損益計算書に認識される。 2019年12月31日現在、保険事業に関する責任準備金の総額は2,370億ユーロであった。 2019事業年度末のテストでは、当該準備金の帳簿価額は十分であることが確認されている。 現在の低金利環境において、貯蓄事業に係る負債十分性テストの実施は、ビー・エヌ・ピー・パリバに特有のオプションや保証のモデル計算のみならず、保険数理モデルを使用することに加え、特定の主要な仮定（割引率、総資産利益率、解約返戻率、手数料など）の決定にあたり経営者による判断が必要とされることから、監査上の主要な事項であると考えた。	サンプルベースで、我々は計算に用いられた正味将来キャッシュ・フローの金額を以下の方法により評価した。 - モデル計算の出発点として用いられている、資産ポートフォリオおよび契約に関するデータの有効性を評価した。 - 保険数理モデルに対して行われた主な変更を特定し、当該変更の目的適合性を評価し、そして当該変更がテスト結果に及ぼした影響を把握した。 - ビー・エヌ・ピー・パリバが作成した分析を用いた、2018年と2019年のモデル結果の相違を評価した。我々は、最も重要な相違は、ポートフォリオ、仮定またはモデルの変更により正当化されていることを確かめた。 - ビー・エヌ・ピー・パリバが実施した感応度分析の結果、特に関係する比率の仮定、を検証した。 さらに、我々は、保険負債に関する連結財務書類の中の開示についても検討した。

ビー・エヌ・ピー・パリバ・エスエー
連結財務書類に係る法定監査人の監査報告書
2019年12月31日終了事業年度 - 9ページ

特定の検証

我々は、法令上および規制上の規定に基づき、またフランスにおいて適用される職業的専門家の基準に準拠して、取締役会のマネジメントレポートで開示されている当グループの情報についても確かめた。

当該情報の開示の公正性および連結財務書類との整合性について、我々が報告すべき事項はない。

我々は、マネジメントレポートがフランス商法(Code de commerce) L.225-102-1条で要求されている非財務情報を含んでいることを検証した。しかしながら、フランス商法(Code de commerce) L.823-10条に従い、我々は、当該マネジメントレポートに示される情報の適切な表示や連結財務書類との整合性については検証しなかった。これらは、独立第三者によるレポートの主題である。

その他の法的小および規制上の要件に関する報告

法定監査人の指名

デロイト&アソシエについては2006年5月23日に行われた年次株主総会、プライスウォーターハウスクーパース オーディットについては1994年5月26日に行われた年次株主総会、マザーについては2000年5月23日に行われた年次株主総会において、それぞれビー・エヌ・ピー・パリバ・エスエーの法定監査人に指名された。

2019年12月31日現在、デロイト&アソシエ、プライスウォーターハウスクーパース オーディット、マザーの継続関与年数はそれぞれ、14年目、26年目、20年目である。

連結財務書類に対する経営者およびガバナンス責任者の責任

経営者は、欧州連合が採択した国際財務報告基準に従い連結財務書類を作成し、適正かつ公正に表示すること、および不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類の作成に必要と考えた内部統制の構築に責任を負っている。

連結財務書類を作成するに当たり、経営者は会社の継続企業として存続する能力を評価すること、該当する場合には継続企業に関する事項を開示することに責任を負っているほか、会社の清算もしくは営業を停止する見込みがある場合を除き、継続企業を前提として会計処理を行う責任を負っている。

財務書類委員会は、財務報告プロセス、内部統制とリスク管理体制の有効性に加え、必要に応じて、会計・財務報告手続に関する内部監査体制を監視する責任を負っている。

本連結財務書類は、取締役会によって承認された。

ビー・エヌ・ピー・パリバ・エスエー
連結財務書類に係る法定監査人の監査報告書
2019年12月31日終了事業年度 - 10ページ

連結財務書類監査に対する法定監査人の責任

目的および監査アプローチ

我々の役割は、連結財務書類に関する報告書を発行することである。我々の目的は、連結財務書類に、全体として重要な虚偽表示がないかどうかについて、合理的な保証を得ることである。合理的な保証とは、高い程度の心証であるが、職業的専門家の基準に従って行われる監査が、重要な虚偽表示が存在する場合にそれを常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から生じる可能性があり、個別にまたは合計して、当該連結財務書類の利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすと合理的に見込まれる場合に、重要性があるとみなされる。

フランス商法L.823-10-1条に定められるとおり、我々の監査は企業の経営の存続性または品質に関する保証は含まない。

フランスにおいて適用される職業的専門家の基準に準拠して行った監査の一環として、法定監査人は監査期間中、職業的専門家としての判断を行使した。

我々は以下の手続も行った。

- ・ 不正または誤謬のいずれによるかを問わず、連結財務書類の重要な虚偽表示リスクを識別し評価すること、それらのリスクに対応するための監査手続を立案し実施すること、および意見表明のための合理的な基礎を提供するために十分かつ適切な監査証拠を入手すること。不正には共謀、偽造、意図的な脱漏、虚偽の表明または内部統制の無効化が伴うため、不正による重要な虚偽表示を発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高い。
- ・ 状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制手続を理解すること。ただし、これは内部統制の有効性に対する意見を表明するためではない。
- ・ 使用された会計方針の適切性、ならびに経営者によって行われた会計上の見積りおよび関連する連結財務書類注記の開示の妥当性を評価すること。
- ・ 経営者が継続企業を前提とした会計を使用したことの適切性について、および入手した監査証拠に基づいて、会社の継続企業として存続する能力に重要な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連して、重要な不確実性が存在するか否かについて評価すること。この評価は、監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいて行われる。しかしながら、将来の事象または条件は、会社が継続企業として存続することを止める原因となるかもしれない。法定監査人は、重要な不確実性が存在するという結論を下した場合、監査報告書において、連結財務書類の関連する開示に注意を向けさせること、または、当該開示が行われていないまたは不適切である場合には、限定付意見を表明または意見を表明しないことが要求される。

ビー・エヌ・ピー・パリバ・エスエー
連結財務書類に係る法定監査人の監査報告書
2019年12月31日終了事業年度 - 11ページ

- ・ 連結財務書類全体としての表示を評価し、財務書類が基礎となる取引や事象を適正に表示しているかどうかを評価すること。
- ・ 連結財務書類に関する意見を表明するために、グループ内の事業体または事業活動に関する財務情報について、十分かつ適切な監査証拠を入手すること。法定監査人は、連結財務書類監査の管理、監督および実施に加え、その上で表明する監査意見に対して責任を負う。

財務書類委員会への報告

我々は財務書類委員会へ報告書を提出する。この報告書には、計画した監査の範囲、実施した監査計画のほか、我々の監査結果に関する記述が含まれている。我々は、財務会計報告の過程で検出した内部統制の重要な不備についても報告を行う。

財務書類委員会に対する我々の報告には、我々の職業的専門家としての判断において、連結財務書類監査の中で最も重要な虚偽表示リスクが含まれており、それらは本報告書の中で記載が求められている監査上の主要な事項を構成している。

また我々は、財務書類委員会に対し、フランス商法L.822-10条からL.822-14条の特定の条項および法定監査人に対するフランスの倫理規範に規定されている、フランスで適用されている規則に則った我々の独立性を確認したうえで、EU規則No.537/2014第6条で定められている宣言書を提出する。我々は、独立性に影響を及ぼすリスクやそれに関連するセーフガードについて、必要に応じて財務書類委員会と協議を行う。

2020年3月3日、パリ・ラ・デファンスノイ・スル・セーヌおよびクルブボワール

法定監査人

デロイト&アソシエ

プライスウォーターハウス
クーパーズ オーディット

マザー

ローレンス ドゥボワ

パトリス モロ

ヴィルジニー ショバン

[次へ](#)

Rapport des commissaires aux comptes sur les comptes consolidés

Deloitte & Associés

6, place de la Pyramide
92908 Paris La Défense Cedex

PricewaterhouseCoopers Audit

63, rue de Villiers
92208 Neuilly-sur-Seine Cedex

Mazars

61, rue Henri Regnault
92400 Courbevoie

Exercice clos le 31 décembre 2019

A l'assemblée générale

BNP Paribas SA

16 boulevard des Italiens
75009 PARIS

Opinion

En exécution de la mission qui nous a été confiée par votre assemblée générale, nous avons effectué l'audit des comptes consolidés de la société BNP Paribas SA relatifs à l'exercice clos le 31 décembre 2019, tels qu'ils sont joints au présent rapport.

Nous certifions que les comptes consolidés sont, au regard du référentiel IFRS tel qu'adopté dans l'Union européenne, réguliers et sincères et donnent une image fidèle du résultat des opérations de l'exercice écoulé ainsi que de la situation financière et du patrimoine, à la fin de l'exercice, de l'ensemble constitué par les personnes et entités comprises dans la consolidation.

L'opinion formulée ci-dessus est cohérente avec le contenu de notre rapport au comité des comptes.

Fondement de l'opinion

Référentiel d'audit

Nous avons effectué notre audit selon les normes d'exercice professionnel applicables en France. Nous estimons que les éléments que nous avons collectés sont suffisants et appropriés pour fonder notre opinion.

Les responsabilités qui nous incombent en vertu de ces normes sont indiquées dans la partie « Responsabilités des commissaires aux comptes relatives à l'audit des comptes consolidés » du présent rapport.

Indépendance

Nous avons réalisé notre mission d'audit dans le respect des règles d'indépendance qui nous sont applicables, sur la période du 1er janvier 2019 à la date d'émission de notre rapport, et notamment nous n'avons pas fourni de services interdits par l'article 5, paragraphe 1, du règlement (UE) n° 537/2014 ou par le code de déontologie de la profession de commissaire aux comptes.

Observation

Sans remettre en cause la conclusion exprimée ci-dessus, nous attirons votre attention sur les notes 1.a.1 et 2 qui exposent les effets de l'application de la norme IFRS 16 « Contrats de location » sur les comptes consolidés au 31 décembre 2019.

Justification des appréciations - Points clés de l'audit

En application des dispositions des articles L.823-9 et R.823-7 du code de commerce relatives à la justification de nos appréciations, nous portons à votre connaissance les points clés de l'audit relatifs aux risques d'anomalies significatives qui, selon notre jugement professionnel, ont été les plus importants pour l'audit des comptes consolidés de l'exercice, ainsi que les réponses que nous avons apportées face à ces risques.

Les appréciations ainsi portées s'inscrivent dans le contexte de l'audit des comptes consolidés pris dans leur ensemble et de la formation de notre opinion exprimée ci-avant. Nous n'exprimons pas d'opinion sur des éléments de ces comptes consolidés pris isolément.

Appréciation du risque de crédit et évaluation des dépréciations (strates 1, 2 et 3)
(Se référer aux notes 1.e.5, 1.e.6, 1.o, 3.h, 5.e, 5.f et 5.p de l'annexe aux comptes consolidés)

Risque identifié	Réponse du collège des commissaires aux comptes face à ce Risque
BNP Paribas comptabilise des dépréciations pour couvrir les risques de crédit inhérents à ses activités d'intermédiation bancaire. Depuis le 1^{er} janvier 2018, ces dépréciations sont déterminées selon les dispositions de la norme IFRS 9 et le principe des pertes de crédit attendues. L'évaluation des pertes de crédit attendues pour les portefeuilles de prêts à la clientèle requiert l'exercice du jugement notamment pour : ■ apprécier la dégradation significative du risque de crédit pour classer les encours en strate 1, strate 2 ou strate 3 ; ■ estimer le montant des pertes attendues en fonction des différentes strates ; ■ établir des projections macroéconomiques qui sont intégrées à la fois dans les critères de dégradation et dans la mesure des pertes attendues. Au 31 décembre 2019, le montant total des encours de prêts à la clientèle exposés au risque de crédit s'élève à 827 milliards d'euros ; le montant total des dépréciations s'élève à 21 milliards d'euros. Nous avons considéré que l'appréciation du risque de crédit et l'évaluation des dépréciations constituaient un point clé de l'audit, ces éléments faisant appel au jugement et aux estimations de la direction, en particulier pour ce qui concerne le risque de crédit aux entreprises, les encours par contrepartie pouvant représenter des montants importants.	Nous avons concentré nos travaux sur les encours et/ou portefeuilles les plus significatifs ainsi que sur les financements accordés aux entreprises dans des secteurs économiques et zones géographiques plus sensibles. Nous avons apprécié la pertinence du dispositif de contrôle interne de BNP Paribas et testé les contrôles manuels ou informatisés relatifs à l'appréciation du risque de crédit et à l'évaluation des pertes attendues. Nos travaux ont porté plus particulièrement sur les processus suivants : ■ classement des encours par strate : nous avons apprécié la pertinence et la correcte application des indicateurs applicables aux différents métiers pour mesurer la dégradation significative du risque de crédit, notamment en ce qui concerne la notation des contreparties entreprises ; ■ évaluation des pertes attendues (strates 1, 2 et 3) : ■ avec l'aide de nos spécialistes en risque de crédit et en nous appuyant sur le dispositif interne de validation indépendante des modèles du Groupe, nous avons apprécié les méthodologies ainsi que les hypothèses de projections macroéconomiques retenues par BNP Paribas sur les différents métiers, leur correcte insertion opérationnelle dans le système d'information, et l'efficacité des contrôles relatifs à la qualité des données, ■ en complément, pour les dépréciations sur encours de crédit aux entreprises classés en strate 3, nous avons vérifié qu'une revue périodique du risque de crédit des contreparties sous surveillance était effectuée par BNP Paribas et avons apprécié, sur base d'échantillons, les hypothèses et données retenues par la direction pour l'estimation des dépréciations. Nous avons également examiné les informations publiées en annexe relatives au risque de crédit et en particulier les informations requises par IFRS 9 au titre du risque de crédit.

Valorisation des instruments financiers*(Se référer aux notes 1.e.2, 1.e.7, 1.e.10, 1.o, 3.a, 3.c, 3.d, 5.a, 5.b, 5.c et 5.d de l'annexe aux comptes consolidés)*

Risque identifié	Réponse du collège des commissaires aux comptes face à ce Risque
Dans le cadre de ses activités de marché, BNP Paribas détient des instruments financiers actifs et passifs évalués au bilan à la valeur de marché.	Nous avons vérifié avec l'aide de nos spécialistes en valorisation que les contrôles clés de BNP Paribas en matière de valorisation des instruments financiers fonctionnent correctement, notamment ceux relatifs :
Cette valeur de marché est déterminée selon différentes approches en fonction de la nature et de la complexité des instruments : utilisation de prix cotés directement observables (instruments classés en niveau 1 dans la hiérarchie de juste valeur), de modèles de valorisation avec des paramètres majoritairement observables (instruments classés en niveau 2) ou de modèles de valorisation avec des paramètres majoritairement non observables (instruments classés en niveau 3).	■ à l'approbation et la revue régulière par la direction des risques des modèles de valorisation ; ■ à la vérification indépendante des paramètres de valorisation ; ■ à la détermination des ajustements de valeur.
Les valorisations obtenues peuvent faire l'objet d'ajustements de valeur complémentaires afin de prendre en compte certains risques spécifiques de marché, de liquidité ou de contrepartie.	Nos spécialistes en valorisation ont par ailleurs procédé, sur la base d'échantillons, à : ■ l'analyse de la pertinence des hypothèses et des paramètres retenus ; ■ l'analyse des résultats de la revue indépendante des paramètres par BNP Paribas ; ■ la réalisation de contre-valorisations indépendantes en utilisant nos propres modèles.
Les techniques retenues par la direction pour procéder à la valorisation de ces instruments peuvent donc comporter une part significative de jugement quant au choix des modèles et des données utilisées.	Nous avons également analysé sur la base d'échantillons les éventuels écarts entre les valorisations et les appels de collatéral avec les contreparties.
Ces instruments financiers représentent 641 milliards d'euros (dont 11 milliards d'euros en niveau 3) à l'actif et 596 milliards d'euros (dont 28,1 milliards d'euros en niveau 3) au passif du bilan consolidé du Groupe au 31 décembre 2019.	Nous avons examiné les informations relatives à la valorisation des instruments financiers publiées en annexe.
En raison du caractère significatif des encours et du recours au jugement dans la détermination de la valeur de marché, nous estimons que l'évaluation des instruments financiers constitue un point clé de l'audit, en particulier pour ce qui concerne la valorisation des instruments de niveau 3 compte tenu du recours à des paramètres non observables.	

Dépréciation des écarts d'acquisition

(Se référer aux notes 1.b.4 et 5.o de l'annexe aux comptes consolidés)

Risque identifié	Réponse du collège des commissaires aux comptes face à ce Risque
La comptabilisation des opérations de croissance externe amène BNP Paribas à constater des écarts d'acquisition à l'actif de son bilan consolidé. Ces écarts correspondent à la différence entre le prix d'acquisition des titres des sociétés acquises et les justes valeurs des actifs et passifs identifiables repris à la date d'acquisition. Au 31 décembre 2019, la valeur de ces écarts d'acquisition s'élève à 7,8 milliards d'euros. Ces écarts d'acquisition font l'objet d'un test de dépréciation au minimum annuel, ou plus fréquemment dès lors que des indices de pertes de valeur sont identifiés. La comparaison de la valeur nette comptable des ensembles homogènes de métiers et de leur valeur recouvrable est un élément essentiel de l'appréciation de la nécessité d'une éventuelle dépréciation. Nous avons considéré que la dépréciation des écarts d'acquisition constitue un point clé de notre audit en raison de la part de jugement de la direction intervenant dans l'évaluation de la valeur recouvrable des ensembles homogènes de métiers, qui utilise des hypothèses de résultats futurs des sociétés acquises et de taux d'actualisation appliqués aux flux de trésorerie prévisionnels.	Notre approche d'audit se fonde sur une appréciation des procédures relatives aux tests de dépréciation des écarts d'acquisition et des contrôles mis en place au sein de BNP Paribas pour identifier les indices de pertes de valeur de ces actifs. Les travaux sur les comptes au 31 décembre 2019, réalisés avec nos spécialistes en évaluation, ont notamment consisté en : ■ une analyse de la méthodologie retenue par BNP Paribas ; ■ une revue critique des plans d'affaires approuvés par la Direction Générale de BNP Paribas pour s'assurer du caractère raisonnable des estimations de flux futurs dégagés (en particulier lorsque les prévisions diffèrent des performances passées) ; ■ une analyse critique des principales hypothèses et paramètres utilisés (taux de croissance, coût du capital, taux d'actualisation) au regard des informations externes disponibles ; ■ une appréciation des analyses de sensibilité des estimations aux paramètres clés (en particulier lorsque la valeur recouvrable est proche de la valeur nette comptable). Enfin, nous avons vérifié le caractère approprié des informations relatives aux résultats de ces tests de dépréciation et tests de sensibilité présentées dans les notes annexes aux états financiers.

Evaluation du risque juridique relatif aux investigations des autorités réglementaires et administratives et aux actions de groupe

(Se référer aux notes 1.l, 1.o, 3.h, 5.p et 8.b de l'annexe aux comptes consolidés)

Risque identifié	Réponse du collège des commissaires aux comptes face à ce Risque
BNP Paribas est soumis, dans chacun des pays où le Groupe est présent, aux réglementations applicables aux secteurs d'activité dans lesquels il opère. En cas de non-conformité avec les lois et règlements applicables, le Groupe BNP Paribas pourrait être exposé à des amendes significatives et d'autres sanctions administratives et pénales. Il pourrait également subir des pertes à la suite de contentieux privés en lien ou non avec ces sanctions.	Nous avons pris connaissance du dispositif d'identification et d'évaluation du risque juridique relatif aux investigations des autorités réglementaires et administratives et aux actions de groupe, en procédant notamment à des entretiens trimestriels avec les fonctions juridiques de BNP Paribas.
L'estimation des provisions pour couvrir les conséquences des investigations relatives à un non-respect de certaines réglementations fait appel au jugement en raison de la difficulté à anticiper l'issue des procédures réglementaires.	Nos travaux ont notamment consisté à : ■ prendre connaissance des analyses préparées par les directions juridiques ou financières à chaque arrêté trimestriel ; ■ interroger les cabinets d'avocats spécialisés avec lesquels BNP Paribas est amené à travailler dans le cadre de ces litiges.
L'estimation des provisions relatives aux actions de groupe et autres contentieux privés fait également appel au jugement de la direction.	Nous avons également examiné les informations publiées à ce titre dans l'annexe aux comptes consolidés.
Compte tenu de la multiplication des investigations des autorités réglementaires et administratives, des actions de groupe à l'encontre des établissements financiers depuis quelques années et de l'importance du jugement de la direction dans l'estimation des provisions, nous considérons qu'il s'agit d'un point clé de l'audit.	

Contrôles généraux informatiques

Risque identifié	Réponse du collège des commissaires aux comptes face à ce Risque
La fiabilité et la sécurité des systèmes d'information jouent un rôle clé dans la préparation des comptes consolidés de BNP Paribas. L'appréciation des contrôles généraux informatiques des infrastructures et des applications qui concourent à l'élaboration de l'information comptable et financière, constitue un point clé de l'audit. En particulier, l'existence d'un dispositif de contrôle des droits d'accès aux systèmes d'information et de niveaux d'autorisation en fonction des profils de collaborateurs constitue un contrôle clé pour limiter le risque de modifications inappropriées du paramétrage des applicatifs ou des données qui leur sont sous-jacentes.	Pour les principaux systèmes concourant à l'élaboration de l'information comptable et financière, les travaux que nous avons mis en œuvre avec l'appui de nos spécialistes informatiques ont plus particulièrement porté sur les aspects suivants : ■ compréhension des systèmes, processus et contrôles qui sous-tendent l'information comptable et financière ; ■ évaluation des contrôles généraux informatique (gestion des accès aux applications et aux données, gestion des changements et des développements relatifs aux applications, gestion de l'exploitation informatique) sur les systèmes significatifs (notamment applications comptables, de consolidation, de rapprochement automatique) ; ■ examen du contrôle des habilitations pour la saisie des écritures manuelles ; ■ réalisation le cas échéant de procédures d'audit complémentaires.

Provisions techniques d'assurance*(Se référer aux notes 1.f.3, 1.o et 5.j des annexes aux comptes consolidés)*

Risque identifié	Réponse du collège des commissaires aux comptes face à ce Risque
A la date de clôture annuelle, un test de suffisance du passif est réalisé par le Groupe pour les activités d'assurance. Ce test permet de s'assurer que les passifs des contrats d'assurance et des contrats d'investissement avec participation bénéficiaire discrétionnaire sont suffisants au regard des estimations actuelles des flux de trésorerie futurs générés par ces contrats. Si cette évaluation indique que la valeur comptable des passifs d'assurance est insuffisante au regard des flux de trésorerie futurs estimés, l'insuffisance totale correspondant à des pertes potentielles est comptabilisée en résultat. Au 31 décembre 2019, le montant total des provisions techniques d'assurance et autres passifs s'élève à 237 milliards d'euros. Le test réalisé au 31 décembre 2019 a conclu au caractère suffisant des provisions techniques. Dans le contexte actuel de taux bas, nous avons considéré que la mise en œuvre du test de suffisance des passifs d'assurance pour la branche Epargne constitue un point clé de notre audit car il fait intervenir des modèles actuariels et de modélisation des options et garanties propres à BNP Paribas ainsi que des estimations de la direction pour déterminer certaines hypothèses clés (par exemple : le taux d'actualisation, le rendement des actifs, le niveau des rachats ou les frais).	Sur la base de sondages, nous avons apprécié la valeur des flux nets futurs utilisée dans le calcul en nous attachant particulièrement à : ■ apprécier la validité des données relatives aux portefeuilles d'actifs et aux contrats utilisées comme point de départ pour la modélisation ; ■ identifier les principales évolutions apportées aux modèles actuariels, apprécier la pertinence de ces évolutions et comprendre leur impact sur le résultat du test ; ■ analyser les variations du résultat des modèles entre 2018 et 2019 à partir des analyses préparées par BNP Paribas. Nous avons vérifié que les variations les plus importantes étaient justifiées par des évolutions du portefeuille, d'hypothèses ou des modèles ; ■ examiner le résultat des études de sensibilité réalisées par le Groupe, notamment celle portant sur les hypothèses de taux. Nous avons également examiné les informations publiées en annexe relatives aux passifs d'assurance.

Vérifications spécifiques

Nous avons également procédé, conformément aux normes d'exercice professionnel applicables en France, aux vérifications spécifiques prévues par les textes légaux et réglementaires des informations relatives au groupe, données dans le rapport de gestion du conseil d'administration.

Nous n'avons pas d'observation à formuler sur leur sincérité et leur concordance avec les comptes consolidés.

Nous attestons que la déclaration consolidée de performance extra-financière prévue par l'article L.225-102-1 du code de commerce figure dans le rapport de gestion, étant précisé que, conformément aux dispositions de l'article L.823-10 de ce code, les informations contenues dans cette déclaration n'ont pas fait l'objet de notre part de vérifications de sincérité ou de concordance avec les comptes consolidés et doivent faire l'objet d'un rapport par un organisme tiers indépendant.

Informations résultant d'autres obligations légales et réglementaires

Désignation des commissaires aux comptes

Nous avons été nommés commissaires aux comptes de la société BNP Paribas SA par l'assemblée générale du 23 mai 2006 pour le cabinet Deloitte & Associés, du 26 mai 1994 pour le cabinet PricewaterhouseCoopers Audit et du 23 mai 2000 pour le cabinet Mazars.

Au 31 décembre 2019, le cabinet Deloitte & Associés était dans la 14e année de sa mission sans interruption et le cabinet PricewaterhouseCoopers Audit dans la 26e année et le cabinet Mazars dans sa 20e année.

Responsabilités de la direction et des personnes constituant le gouvernement d'entreprise relatives aux comptes consolidés

Il appartient à la direction d'établir des comptes consolidés présentant une image fidèle conformément au référentiel IFRS tel qu'adopté dans l'Union européenne ainsi que de mettre en place le contrôle interne qu'elle estime nécessaire à l'établissement de comptes consolidés ne comportant pas d'anomalies significatives, que celles-ci proviennent de fraudes ou résultent d'erreurs.

Lors de l'établissement des comptes consolidés, il incombe à la direction d'évaluer la capacité de la société à poursuivre son exploitation, de présenter dans ces comptes, le cas échéant, les informations nécessaires relatives à la continuité d'exploitation et d'appliquer la convention comptable de continuité d'exploitation, sauf s'il est prévu de liquider la société ou de cesser son activité.

Il incombe au Comité des comptes de suivre le processus d'élaboration de l'information financière et de suivre l'efficacité des systèmes de contrôle interne et de gestion des risques, ainsi que le cas échéant de l'audit interne, en ce qui concerne les procédures relatives à l'élaboration et au traitement de l'information comptable et financière.

Les comptes consolidés ont été arrêtés par le conseil d'administration.

Responsabilités des commissaires aux comptes relatives à l'audit des comptes consolidés

Objectif et démarche d'audit

Il nous appartient d'établir un rapport sur les comptes consolidés. Notre objectif est d'obtenir l'assurance raisonnable que les comptes consolidés pris dans leur ensemble ne comportent pas d'anomalies significatives. L'assurance raisonnable correspond à un niveau élevé d'assurance, sans toutefois garantir qu'un audit réalisé conformément aux normes d'exercice professionnel permet de systématiquement détecter toute anomalie significative. Les anomalies peuvent provenir de fraudes ou résulter d'erreurs et sont considérées comme significatives lorsque l'on peut raisonnablement s'attendre à ce qu'elles puissent, prises individuellement ou en cumulé, influencer les décisions économiques que les utilisateurs des comptes prennent en se fondant sur ceux-ci.

Comme précisé par l'article L.823-10-1 du code de commerce, notre mission de certification des comptes ne consiste pas à garantir la viabilité ou la qualité de la gestion de votre société.

Dans le cadre d'un audit réalisé conformément aux normes d'exercice professionnel applicables en France, le commissaire aux comptes exerce son jugement professionnel tout au long de cet audit.

En outre :

- il identifie et évalue les risques que les comptes consolidés comportent des anomalies significatives, que celles-ci proviennent de fraudes ou résultent d'erreurs, définit et met en œuvre des procédures d'audit face à ces risques, et recueille des éléments qu'il estime suffisants et appropriés pour fonder son opinion. Le risque de non-détection d'une anomalie significative provenant d'une fraude est plus élevé que celui d'une anomalie significative résultant d'une erreur, car la fraude peut impliquer la collusion, la falsification, les omissions volontaires, les fausses déclarations ou le contournement du contrôle interne ;
- il prend connaissance du contrôle interne pertinent pour l'audit afin de définir des procédures d'audit appropriées en la circonstance, et non dans le but d'exprimer une opinion sur l'efficacité du contrôle interne ;
- il apprécie le caractère approprié des méthodes comptables retenues et le caractère raisonnable des estimations comptables faites par la direction, ainsi que les informations les concernant fournies dans les comptes consolidés ;
- il apprécie le caractère approprié de l'application par la direction de la convention comptable de continuité d'exploitation et, selon les éléments collectés, l'existence ou non d'une incertitude significative liée à des événements ou à des circonstances susceptibles de mettre en cause la capacité de la société à poursuivre son exploitation. Cette appréciation s'appuie sur les éléments collectés jusqu'à la date de son rapport, étant toutefois rappelé que des circonstances ou événements ultérieurs pourraient mettre en cause la continuité d'exploitation. S'il conclut à l'existence d'une incertitude significative, il attire l'attention des lecteurs de son rapport sur les informations fournies dans les comptes consolidés au sujet de cette incertitude ou, si ces informations ne sont pas fournies ou ne sont pas pertinentes, il formule une certification avec réserve ou un refus de certifier ;
- il apprécie la présentation d'ensemble des comptes consolidés et évalue si les comptes consolidés reflètent les opérations et événements sous-jacents de manière à en donner une image fidèle ;
- concernant l'information financière des personnes ou entités comprises dans le périmètre de consolidation, il collecte des éléments qu'il estime suffisants et appropriés pour exprimer une opinion sur les comptes consolidés. Il est responsable de la direction, de la supervision et de la réalisation de l'audit des comptes consolidés ainsi que de l'opinion exprimée sur ces comptes.

Rapport au comité des comptes

Nous remettons au comité des comptes un rapport qui présente notamment l'étendue des travaux d'audit et le programme de travail mis en œuvre, ainsi que les conclusions découlant de nos travaux. Nous portons également à sa connaissance, le cas échéant, les faiblesses significatives du contrôle interne que nous avons identifiées pour ce qui concerne les procédures relatives à l'élaboration et au traitement de l'information comptable et financière.

Parmi les éléments communiqués dans le rapport au comité des comptes, figurent les risques d'anomalies significatives que nous jugeons avoir été les plus importants pour l'audit des comptes consolidés de l'exercice et qui constituent de ce fait les points clés de l'audit, qu'il nous appartient de décrire dans le présent rapport.

Nous fournissons également au comité des comptes la déclaration prévue par l'article 6 du règlement (UE) n° 537-2014 confirmant notre indépendance, au sens des règles applicables en France telles qu'elles sont fixées notamment par les articles L.822-10 à L.822-14 du code de commerce et dans le code de déontologie de la profession de commissaire aux comptes. Le cas échéant, nous nous entretenons avec le comité des comptes des risques pesant sur notre indépendance et des mesures de sauvegarde appliquées.

Fait à Paris La Défense, Neuilly-sur-Seine et Courbevoie, le 3 mars 2020

Les commissaires aux comptes

Deloitte & Associés

PricewaterhouseCoopers Audit

Mazars

Laurence Dubois

Patrice Morot

Virginie Chauvin